

第 5 回教育委員会定例会 案件表

○ 日 時

令和4年3月10日(木) 午後4時00分から

○ 議 題

1 議 案

- (1) 議案第12号 練馬区教育振興基本計画の改定について (資料1-1、1-2)

2 陳 情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める
陳情書〔継続審議〕

3 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

4 報 告

(1) 教育長報告

- ① 第2次みどりの風吹くまちビジョン 改定アクションプラン(素案)に寄せられた意見と区の考え方について (参考資料1)
- ② 第2次みどりの風吹くまちビジョン 改定アクションプラン(案)について(参考資料2~4)
- ③ 第2次みどりの風吹くまちビジョン(練馬区版総合戦略)に係る重要業績評価指標の改定について (参考資料5、6)
- ④ 公共施設等総合管理計画〔実施計画〕(令和4年度・5年度)(素案)に寄せられた意見と区の考え方について (参考資料7)
- ⑤ 公共施設等総合管理計画〔実施計画〕(令和4年度・5年度)(案)について (参考資料8、9)
- ⑥ 令和4年度組織改正について (参考資料10)
- ⑦ 令和3年度全国学力・学習状況調査結果報告書(リーフレット)について (資料2-1、2-2)
- ⑧ 第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの検討に向けたニーズ調査の集計結果について (資料3-1、3-2)
- ⑨ その他

議案第 1 2 号

練馬区教育振興基本計画の改定について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 1 0 日

提出者 教育長 堀 和 夫

練馬区教育振興基本計画の改定について

このことについて、別紙のとおり策定するものとする。

令和4年3月10日
教育振興部教育施策課

練馬区教育振興基本計画の改定について

1 素案に対する意見募集結果について

(1) 意見募集期間

令和3年12月11日（土）から令和4年1月17日（月）まで

(2) 周知方法

ア ねりま区報（12月11日号）への掲載

イ 区ホームページへの掲載

ウ 区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館、教育施策課での閲覧

(3) 意見件数

36件（6名・1団体）

(4) 寄せられた意見の内訳

項 目	件数
第1章 計画の基本的な考え方	2
第3章 教育施策の具体的な展開	
取組の視点1 教育の質の向上	19
取組の視点2 家庭や地域と連携した教育の推進	1
取組の視点3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実	11
その他	3
合 計	36

(5) 寄せられた意見に対する対応状況

区分	内 容	件数
◎	意見の趣旨を踏まえ計画に反映するもの	1
○	素案に趣旨を掲載しているもの	9
□	素案に記載はないが他の事業等で既に実施しているもの	15
△	事業実施等の際に検討するもの	7
※	趣旨を反映できないもの	4
—	その他、上記以外のもの	0
合 計		36

- (6) 区民からの意見と区の考え方
別紙のとおり

2 素案から案への主な変更・追加等について

(※) 備考欄の凡例

「◎」：区民意見等を踏まえ変更したもの

No.	頁	変更箇所	変更・追加等の内容	備考 (※)
第2章 施策の体系				
1	8頁	重点施策1 取組内容7 主な取組(1)	「ICTを活用した教育活動の推進」を「ICTを活用した教育内容の充実」に変更	
2	11頁	重点施策2 取組内容1 主な取組(3)	「ヤングケアラーへの支援の充実」を追記	
第3章 教育施策の具体的な展開				
取組の視点1 教育の質の向上				
3	18頁	重点施策1 4 リード文	「社会が豊かになり価値観の多様化が進むにつれ、社会のルール・マナーに対する意識の低下や、思いやり・協調性の不足などが懸念されるようになりました。」を「社会が豊かになり価値観の多様化が進むにつれ、それぞれの立場を思いやり協調していくことが一層重要になりました。」に変更	◎
4	20頁	(1) 英語教育の充実 令和5年度目標	「小学校高学年」を「小学校6年生」に変更	
5	31頁	(1) 小中学校の改築等の推進	「令和4年3月に策定した「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕(令和4年度・5年度)」では、令和4年度および5年度に改築に着手する学校を2校ずつ選定するとともに、長寿命化改修実施校として中学校1校を選定しました。」を追記	
6	33頁	(3) 小中学校トイレの改修 現状・令和5年度目標	「改修終了」を「工事完了」に変更 令和5年度目標の「調整」を「計24校」に変更	
7	43頁	(3) 農業者と連携した体験 学習の充実	「令和5年度までに全区立小学校において」を追記 令和8年度末の目標の「全ての小学校において農業者と連携した体験学習の実施」を「農業者と連携した体験学習の充実」に変更	

No.	頁	変更箇所	変更・追加等の内容	備考 (※)
取組の視点3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実				
8	51頁	重点施策2 1 リード文	「ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるため、実態調査や啓発、研修に取り組みます。また、教育、子育て、福祉などの各部門が連携した相談・支援体制を充実します。」を追記	
9	52頁	(3)ヤングケアラーへの支援の充実	「社会的認知度が低く、周囲が気付きにくいヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるため、区立学校の児童・生徒や教員等への実態調査や啓発、研修に取り組みます。また、個々の家庭状況に応じて、教育、子育て、福祉、医療、保健、介護等の関係機関が連携して取り組む相談・支援体制を充実します。」を追記 現状・令和5年度目標・令和8年度末の目標を追記	
第4章 資料編				
10	77頁	東京都統一体力テスト調査結果	「令和元年度（調査結果）」から「令和3年度（調査結果）」に変更	

3 練馬区教育振興基本計画（案）
別添のとおり

4 今後の予定
令和4年3月 計画改定

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
第1章 計画の基本的な考え方			
1	「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」について、子どもに画一的な理想像を押し付けるような目標ではなく、子どもの権利、最善の利益を教育委員会・教職員・保護者・地域の大人が保障するための目標設定が望ましい。	教育分野の目標は、子どもたちの画一的な育成を目指すものではありません。各取組を進めることで、様々な発達段階や家庭環境にある子どもたち一人ひとりに応じた、きめ細かな指導や支援を行っていきます。	※
2	目標を「多様性を認め合い、一人ひとりが尊重される場をつくり、子どもたちの学びと成長を支える」に修正すべき。	教育分野の目標は「練馬区教育・子育て大綱」で定めています。 その目標の実現に向けて、一人ひとりに応じたきめ細かな指導や支援を行っています。	○
第3章 教育施策の具体的な展開			
取組の視点1 教育の質の向上			
3	区立幼稚園3園については、保護者の意見を聞き、今後統廃合するようなことにならないよう支援することをきちんと掲げること。	区立幼稚園については、今後、就学前幼児数や幼稚園に関する需要動向を踏まえながら、区立幼稚園の役割やあり方について検討を進めます。	△
4	「また、我が国では、長い歴史の中で礼儀や他人を思いやる文化が育まれてきましたが、社会が豊かになり価値観の多様化が進むにつれ、社会のルール・マナーに対する意識の低下や、思いやり・協調性の不足などが懸念されるようになりました。」との記述があるが、どのような根拠・意図があるのか。 多様な価値観が認められる風土になり、今まで声を上げられなかった少数派の人々等の意見が聞かれるようになったことが、マナーの低下や思いやり・協調性の不足を招いているかのようにとれる表現に見えるが、そうであれば不適切ではないか。	今後のグローバル化の進展等により、様々な価値観を背景とする人々と交流する中で、時には対立する場合も含めて、それぞれの立場を思いやり協調していくことが一層重要になります。 区は、道徳教育をはじめとする教育活動全体を通して、多様な価値観を理解し、協調できる子どもたちの育成を進めていきます。集団を優先させ、従わせるような教育をする考えはありません。 なお、記載内容についてはこうした趣旨が伝わるよう一部修正しました。	◎
5	価値観の多様化を原因として集団を優先させ、従わせるような教育をすべきではない。価値観は多様が当たり前であり、違いを認め、理解し合うことの重要性を伝えるべきである。		○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
6	道徳教育においては、18歳成人になることから、早い段階で地域や社会の問題について考え、対話する取組を求める。	道徳教育は、教育活動全体を通じて行っています。特に、道徳科の学習では、地域や社会の問題も含め、答えが一つではない課題について、一人ひとりが自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」「議論する道徳」を実践しています。	○
7	人権教育としての性教育は、保護者の意向を伺うのではなく、必要性から充実すべきである。	区立小・中学校では、教育活動全体を通じて、相手の人権を大切にすることや男女が互いに尊重し合うことなど性教育の内容と関連した人権教育を推進しています。その上で、学習指導要領に基づき、保健分野の学習を中心として、子どもたちが性に関する正しい知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択ができるよう、発達段階に応じた指導を行っています。	□
8	学校で性教育を行えば、一度に多くの子どもたちに正しい知識を伝えられる。性犯罪は加害者が学校関係者であることがゼロではないこと、主従関係にある環境で起きやすいことから、第三者が講師となることで、子どもたちを守ることができる考える。子ども達が性教育を学ぶことで、先生が不必要に疑いをかけられずにすむ。 練馬区の子どもたちが性教育を学べる環境をつくり、練馬区メソッドとして23区、全国へ広めてほしい。	外部講師による授業については、産婦人科医、助産師およびNPO等を招いて実施している学校があります。実施校の成果を情報発信するなど、取組が広がるよう働きかけていきます。	□
9	学校で朝、塩むすびを提供することはできないか。おなか为空いていると、朝遊びも午前中の勉強も集中できない。貧困家庭への手助けにも、育ち盛りの手助けにもなると思う。 既に取り組んでいる同様の事案があれば、教えてほしい。	区立小・中学校では、従来から早寝、早起き、朝ごはんの運動を推奨し、児童・生徒の生活リズムの安定とともに、健康管理を促しています。 朝食の習慣は家庭で定着することが必要と考えており、学校給食で朝食を提供することは、現行の昼の給食の大量調理の準備の実態からも困難です。 なお、給食ではありませんが、足立区で地元の自治会や有志が日や学年を決め、年に数回朝食提供事業を実施していた例があります。	△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
10	食育においては、遺伝子組換え食品やクローン食品など自然由来ではない食品の危険性についても学ぶ機会を設けることを求める。地場野菜にとどまらず、オーガニック給食の取組を進めること。	区立小・中学校における食育の目標の一つに「正しい知識に基づいて、食品の品質や安全について判断できる練馬の子供を育てる。」があります。冊子「ねりまのきゅうしょく」への記載や栄養士等への研修で取り上げるなどし、子どもたちが食の安全性について学ぶことができるよう努めています。 オーガニック給食はコスト面の課題がありますが、今後も情報の収集に努めます。	△
11	デジタル教科書やタブレットを使った日常的な授業などの検討にあたっては、ICT 機器による子どもの視力低下など心身への影響が懸念されることを考慮すべきである。	昨年2月のタブレット端末の配備に当たり、児童・生徒および保護者に「児童生徒用タブレットの利用に関するガイドライン」を配付しました。ガイドラインでは、正しい姿勢でタブレットを使用することや長時間の使用を控えること等の健康被害防止に向けた注意点も示しており、各学校ではこれに基づく指導を適宜行っています。	□
12	気候危機や海洋プラスチック汚染について現状を伝え、対策を実践することを促すために、環境教育の重要性は増している。その他の取組ではなく、9 番目の項目として目標を明確にして取り組むべきである。	環境学習は、学習指導要領において、全学年で教科等横断的に取り組む内容として位置づけられており、全校で理科や社会科、総合的な学習の時間等において取り組んでいます。 より充実した環境教育を推進していきます。	○
13	教員研修については自主的な研修が奨励されることが大切である。	区では、授業力や生活指導力、様々な教育課題への対応力の向上を図るための研修を実施しており、経験年数や担当職務に応じて受講する研修の他、自己の課題に応じて自主的に受講する研修も多数実施しています。	○
14	若手を中心とした現場の教員の研修も大切だが、教育委員会や管理職についての視点の記述がないように見える。教育委員会や管理職が行っている研修や情報収集、意識改革等についても、目標を策定して実施し、取組としてアピールすべきである。他自治体の事例を参考に新しい仕組みを作ったり、最新技術や人権教育に関する知識をアップデートしたりなど、時代に合った教育に必要な取組を随時行ってほしい。	毎月の校長会、副校長会において、国、都、区の動向を踏まえた最新の教育情報を伝達するとともに、服務に関する研修を実施しています。この他、管理職を対象に、喫緊の教育課題に対応する研修を実施しています。 また、教育委員会事務局の職員は、定期的に外部の研修を受講し、継続して専門性の向上を図っています。 引き続き、管理職も含めた教員、教育委員会事務局の職員の知識、経験とともに技術を高め、時代に合った教育に取り組んでいきます。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
15	教育アドバイザー（退職校長）の配置について、管理職である校長の認識がアップデートされないまま旧来のやり方を引き継ぐようであれば、かえって教育現場の時代に合った必要な変化を阻害しかねない。教育アドバイザーの配置拡大については、その成果や今後の活用について、現場の若手教員の意見をしっかり反映してほしい。	教育アドバイザーの主な業務は、区立小・中学校および幼稚園の初任者および若手教員等に対する支援・助言、巡回指導です。業務の特性上、最新の教育課題を熟知し、指導方法等のノウハウをもった人材を人選しています。 また、面談やアンケートによる若手教員の意見の聞き取りや、指導主事等による若手教員への指導方法の協議を行っています。 今後も、現場の状況を熟知し、個々の能力・資質に寄り添った指導・助言ができる人材を配置していきます。	○
16	昨年、練馬区において生徒に SNS のパスワードを記載した書類を提出させた事案がニュースになった。「パスワードの共有を推奨・かつ第三者が見て分かる状態にする書類であったこと」「その書類を提出させる意図・目的が曖昧であったこと」の2点において、教育委員会等の認識に問題があったと認識している。 今後、家庭教育の推進にあっても、同様の事案が起きることがないように対応してほしい。	昨年 11 月の事案発生後、直ちに全区立小・中学校に対し、家庭と学校の連携に係り、学校が家庭に対して不必要な情報の提供を求めないよう徹底しました。引き続き、適切な情報管理が行われるよう、教育委員会としても対応していきます。	△
17	働き方改革は、現在大きな課題である。例えば、学校業務の内容や量の見直しなど、もう少し記述があったほうがよい。	区では、教員の働き方改革に向け、区独自の働き方改革推進プランを策定しています。このプランに基づき、これまで、教員業務をサポートする人材（スクールサポートスタッフ等）の配置、部活動外部指導員や部活動指導員の配置、学校電話機の応答メッセージ機能や学校徴収金システムの導入、出退勤管理システムの導入による在校時間の可視化、教員研修の見直しなどを進めてきました。	□
18	若手教員を中心に多角的な研修やサポートが企画されているのはよいが、教員の負担増が気にかかる。素案にある計画も全体的に学校を通じて行うものが多く、同様の懸念がある。サポート人材の配置拡大は積極的に進めてほしいが、一方で現在学校が抱えている業務の効率化や見直し・削減も必要ではないか。素案でもその点に触れられてはいるが、目標となる具体的な記述が不足しており、実効性に疑問がある。 学校（管理職）はもちろん、地域や家庭（保護者）も含めて、改めて教員の業務について、慣習によることなく法令に従って線引きし、新たな仕組みをつくるべきと考える。	また、各学校の実情に応じた学校行事の削減・縮減や休務日の設定、校務の効率化などを促してきました。 教育振興基本計画に記述している内容は取組の一部となりますが、コロナ禍を1つの契機と捉え、これまでの習慣や慣例にとらわれない学校運営の見直しを行うとともに、引き続き、多面的な支援や方策を通じて教員の働き方改革を推進していきます。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
19	体育館の空調設備は、子どもや地域の人々の命にも関わるため、計画を前倒しすべきではないか。衛生面を考えると、トイレの改修も可能な限り前倒しで進めてほしい。	体育館の空調設備の設置については、アクションプランにおいて当初の10年計画を7年に短縮し、令和7年度までに設置できるように進めています。 トイレについては、平成29年度までに全区立小・中学校の1系統目の改修を完了し、アクションプランに基づき、現在、2系統目以降の改修工事を進めているほか、配管工事を伴わない簡易な工事として、和便器の洋式化を合わせて行っています。	□
20	手洗い場については特に記述がないが、冬場はお湯が出る設備は備えているのか。感染症予防に手洗いは必須だが、冷たい水では手が凍えてしまい、十分な手の洗淨ができないおそれがある。	トイレや廊下の手洗いの温水化は行っていません。 児童・生徒の良好な教育環境の確保のために、財政状況や中長期的な視点を踏まえ、校舎改築や体育館の空調設備の設置などをはじめ、優先度の高い工事を実施しています。	※
21	学校の統廃合や周辺区立施設の複合化は子どもたちにとって大きな問題である。拙速に進めず時間をかけて検証すること。特に子どもの意見を聞くこと。	区立学校の適正配置や区立施設の複合化は、児童・生徒の良好な教育環境の確保や施設の配置・管理運営の最適化等を目的に取り組んでいます。実施に当たっては、子どもを含め保護者や地域のご意見を踏まえて進めていきます。	△
取組の視点2 家庭や地域と連携した教育の推進			
22	地域との連携協力に関して、学校運営協議会や地域学校協働活動のことが記述されていない。国の方針では全ての公立学校に学校運営協議会を置く方向であるがどうなのか。	区においては、平成28年度より学校・地域連携事業として、学校支援コーディネーターの全校配置や地域未来塾の実施等、国が示している地域学校協働活動に当たる事業を実施しています。 学校運営協議会制度などの地域と協働した学校運営については、令和3年度からモデル校を設置し、学校と地域の連携強化について研究を進めています。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
取組の視点3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実			
23	「いじめをしない・許さない」気運を高めるのは必要だが、行き過ぎれば「いじめをなくす＝いじめを認めない、隠ぺいする・解決したことにする」圧力が強く生じるのではないか。解消率だけが目標になっていることも気にかかる。 学校や教育委員会の対応が問題視されている事例もあり、学校関係者への啓発等だけでは不十分という証左である。 学校や教育委員会が十分機能しなかった場合の対策が必要だと思うが、素案からはそのような仕組みが見て取れない。既に対策があるのであれば取組として明示してほしい。 寝屋川市では、教育組織以外も活用した課題解決に取り組んでいると聞く。練馬区でもより効果的な対策を検討してほしい。	区では、いじめはどの児童・生徒にも、どの学校にも起こり得るとの認識のもと、子どもの細やかな状況把握に努めるとともに、いじめが発生した場合は速やかに組織的対応を行うこととしています。 各学校では、軽微ないじめであっても積極的に認知を行い、早期解消に向けた対応を行っています。 また、教職員による指導だけでなく、早期解消に向けて、全児童・生徒を対象に、いじめの有無や悩みを把握するための無記名のアンケートを、年間を通じて実施しています。さらに、いじめ対応アプリを導入し、スマートフォンや児童生徒用タブレット等からの通報により、学校や教育委員会が弁護士などの専門家からの助言を受けられるスクールロイヤーの配置などを行っています。 今後もいじめ問題の解決に向け実態に即した対策に取り組んでいきます。	□
24	不登校に関して、フリースクールなどの記述があったほうがよいのではないかな。	区では、フリースクールを運営する団体に協力をいただきながら、不登校対策に取り組んでいます。令和3年度から4年度の2か年で実施する不登校実態調査において、区立小・中学校の児童・生徒が利用しているフリースクール等の民間事業者に対しても、事業内容や受入れ児童・生徒数などを調査します。 実態調査の結果を踏まえ、フリースクールとの連携も含め不登校対策の見直しを行って行きます。	△
25	都心の区の多くでは、都採用に加えて区採用のスクールカウンセラーを配置し、週あたり2日以上勤務している。 本区では心のふれあい相談員がそれを代替しているが、スクールカウンセラーの多くは保護者相談に時間を取られ、児童・生徒との相談の時間が取れていない。より適切な教育相談の充実に向けて、区採用のスクールカウンセラーの配置を進めていくべきと考える。特に練馬区の教育相談は23区の中で見劣りしていると感じる。	区では、スクールカウンセラーの職務を補完するため、平成15年度から様々な資格やスキルを持つ心のふれあい相談員（有償ボランティア）を配置しています。 学校内の教育相談室では、スクールカウンセラーと心のふれあい相談員が連携して子どもや保護者の相談を受けており、今年度から小学3年生全局面接を実施するなど、他区に先駆けた取組も行っています。	△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
26	現行の運用では、校長の依頼でスクールソーシャルワーカー（SSWr）の活動が開始されると聞いている。本来、困っている児童・生徒や保護者の情報をキャッチし、子どもや保護者の適応ではなく、学校側の変容を促すような働きかけを行うのが SSWr である。子どもや保護者の希望で、SSWr が真に子どもの立場に立って活動できるよう運用を改善すべきと考える。 また、より専門性の高い SSWr の配置ができるよう、常勤の SSWr の配置などの検討が必要と考える。	区のスクールソーシャルワーカー（SSWr）の活動は、子どもの最善の利益を目的に活動方針を立て、学校や関係機関、保護者の間で環境調整を行っています。 区では都内最多の 16 名の SSWr を配置しており、日常的に SSWr が学校を巡回し、教職員や保護者から相談を受けたり、関係機関等から相談を受けたりする中で、困難を抱える子どもの把握に努めています。SSWr の活動には学校全体の協力が必要なため、申請は学校管理職が行う制度としています。 なお、区では SSWr の専門性を高めるために、定期的なスーパーバイズや研修を実施しています。	※
27	就学援助については、基準となる生活保護費の基準額が引き下げられている現状を踏まえ、基準を現状の 1.2 から 1.5 に引き上げるなど、適切な支援が受けられるようにすることを求める。	認定基準は、生活保護基準の 1.2 倍としており、12 区でこの基準を採用しています。給与収入ベースで換算した場合、4 人世帯で年収 500 万円程度が対象となります。現行水準は妥当なものと認識しており、基準の引き上げについて検討する予定はありません。	※
28	子どもの声を受け止める子どもオンブズパーソン制度をつくること。	区では、子ども議会での中学生の政策提言を区政に反映させているほか、出前教育委員会や児童館事業等において児童・生徒の意見聴取を行うなど、子どもの声の反映に努めています。	□
29	障害の有無に関わらず普通学級で共に学び育つ環境の整備を進めること。	学校において、障害のある子どもとない子どもが交流および共同学習をする機会を設けるなど、相互理解を深める取組を進めていきます。	○
30	学童クラブでの医療的ケア児の受入れを拡充すること。	医療的ケア児については、これまで、児童館等に併設する学童クラブにおいて障害児枠で受け入れていました。令和 4 年度からは、受入れ施設を拡大するとともに、障害児枠とは別に、医療的ケア児の受入れ枠を設けます。	○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
31	特別支援教室の利用を申請する場合、校内委員会での検討に加え、発達検査を必要とするようだが、本区では学校教育支援センターで検査を受けられないため、検査施設を探す負担と費用負担が家庭に求められている。 都心の区部では、区の教育センター等で保護者の費用負担なく検査を受けられる実態がある。本区でも、就学相談の心理相談員の増員や活用を行い、希望する児童・生徒に対し、過度な負担なくスムーズに支援を開始できるようにするべきと考える。	在学中の特別支援教室の利用にあたっては、学校を通じて申請いただいています。申請にあたり、原則として学校から、かかりつけ医など医療機関等での発達検査の取得を依頼しております。この際、必要に応じて医療機関等をご案内するなど保護者の検査施設を探す負担の軽減に努めています。 かかりつけ医がいないなどの理由で、受診が困難な場合には、区の就学相談の心理相談員が必要に応じて、可能な範囲で特別支援教室利用のための発達検査に対応しています。	☐
32	本区の公立小・中学校の学校数、学級数、児童・生徒数は、都内ではほぼ3番目に多い。知的障害の特別支援学級は充実しているが、情緒障害は、必要性があるはずなのに上石神井北小学校を除き設置されていない。他地域でも設置が少ないのが現状だが、本区の子どもの数を考えれば、情緒の固定級が最も教育的ニーズに合致している。 子どもが必要な教育環境にアクセスできていないはずなので、当該学級を設置すべき。	区では、発達障害や情緒的な課題のある子どもへの指導を行う特別支援教室を全校に設置し、在籍校で通室による指導を行っています。 特別支援教室による支援に加え、巡回指導の臨床心理士の助言や医療機関との連携等も行い、子どもたちの状況に応じた支援を継続していきます。 なお、上石神井北小学校に設置されている情緒障害学級は、東京都の連携型専門ケア機能モデル事業として、設置しているものです。	☐
33	学校生活支援員の増員をすること。	学校生活支援員については、学校により現場の状況が様々であるため、学校からの申請に基づき必要な人数を配置しています。	☐
その他			
34	中野区、世田谷区では女子も制服にスラックスを選べる。都内のその他の地域でも、同様の公立中学校はある。 そもそも制服（標準服）の必要性の是非も検討すべきだが、少なくとも性自認に違和感を持つ生徒が存在していることを踏まえ、制服のルールを各中学校で検討すべき。	区立中学校の標準服については、選択肢を増やせるよう、全ての学校において検討を進めています。令和3年度時点で、すでに26校女子用のスラックスを導入しています。	☐

No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
35	だれでもトイレの増設などの環境整備や、教職員の理解の啓発、多様性を認め合う教育の充実など、性自認に違和感を持つ児童・生徒がトイレを使いやすくする工夫をすべき。	だれでもトイレの設置には、配管も含めトイレ全体の改修が必要となるため、トイレ改修工事の際に設置を進めています。 学校では、人権教育の充実を目的として定期的に教員研修を行っており、その中で、性同一性障害や性的指向に係る教職員の理解の啓発を進めています。 また、児童・生徒には道徳科の授業等で多様性を認め合う教育を進めており、相手の人権を大切にすることや男女が互いに尊重し合う態度を育めるよう取り組んでいます。 今後も区として最適な教育を展開できるように支援していきます。	□
36	練馬区の教育は、一本筋の通った懐の深い人材育成を基調にしてほしい。なによりも子どもの教育を成し得る情熱溢れる教員を確保することであり、そのための投資を惜しむことはない。	区では、「夢や目標をもち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」を目標とし、「教育の質の向上」、「支援が必要な子どもたちへの取組の充実」、「家庭や地域と連携した教育の推進」の3つを取組の視点として、教育施策を展開しています。 教育の質の向上に向けては、教員の高い資質・能力が不可欠です。引き続き、熱意ある教員の確保に努めるとともに、研修の充実等により教員の指導力の向上を図っていきます。	○

練馬区教育振興基本計画

令和4年度（2022年度）～8年度（2026年度）

（案）

令和4年（2022年）3月

練馬区教育委員会

目 次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1 計画の位置付け	2
2 計画改定の趣旨	2
3 計画の目標と取組の視点	4
4 計画の推進体制	5
5 計画の期間	6
6 計画の対象・範囲.....	6
第2章 施策の体系	7
第3章 教育施策の具体的な展開	13
取組の視点1 教育の質の向上	14
重点施策1 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実	14
重点施策2 教員の資質・能力の向上	27
重点施策3 学校の教育環境の整備	31
取組の視点2 家庭や地域と連携した教育の推進.....	36
重点施策1 家庭教育への支援.....	36
重点施策2 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働.....	39
取組の視点3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実	46
重点施策1 いじめ・不登校などへの対応	46
重点施策2 さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援	51
重点施策3 障害のある子どもたちなどへの支援	54
第4章 資料編.....	59
1 教育振興基本計画（平成30年度～令和3年度）目標達成状況.....	60
2 巻末資料	70



第1章

計画の基本的な考え方

1 計画の位置付け

区では、平成27年3月、新しい区政運営の方向性を明らかにし、将来を見据えた戦略を提示するため「みどりの風吹くまちビジョン（以下、「ビジョン」といいます。）」を策定しました。平成31年3月には、新たな総合計画である「第2次みどりの風吹くまちビジョン（以下、「第2次ビジョン」といいます。）」を策定し、「子どもたちの笑顔輝くまち」を施策の柱のひとつとして掲げています。

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育に関する目標や施策の根本的な方針について、区長と教育委員会が協議し大綱を策定することと定められました。区では、総合教育会議¹で協議を重ね、平成28年2月に「練馬区教育・子育て大綱」（以下「大綱」といいます。）を策定し、さらに令和3年3月大綱を改定しました。大綱では、ビジョンに掲げた教育と子育てのそれぞれの分野における施策の目標や取組の方向性を体系的に整理し、重点となる施策を示しています。

本計画は、第2次ビジョンの教育分野に関連した個別計画であり、改定した大綱の施策の方針に基づき施策の具体的な実行計画を示すものです。大綱と教育振興基本計画をもって、教育基本法第17条第2項に基づく区における教育の振興のための施策に関する基本的な計画と位置付けます。

2 計画改定の趣旨

区では、平成24年5月に、平成24年度から令和3年度までを計画期間とする教育振興基本計画を策定しました。

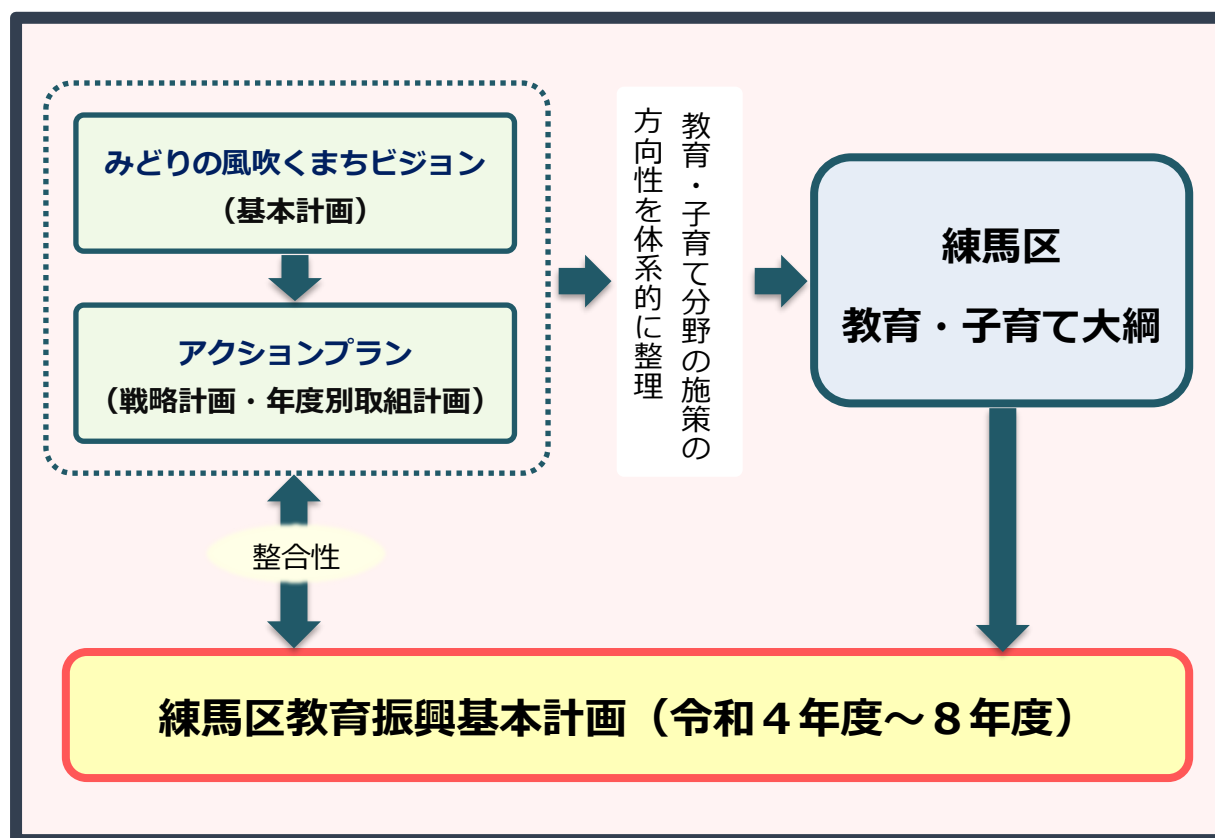
その後、平成28年2月の大綱の策定等を受け平成30年3月に計画を改定し、令和3年度までの主要な施策の方向性を示しました。

第2次ビジョンに合わせて策定された、具体的な実行計画であるアクションプランについては、令和4年3月に、令和4年度、5年度の2か年に取り組む内容を定めた「改定アクションプラン」を策定しました。

本計画は、令和3年3月の大綱の改定を受け、大綱を踏まえて計画体系の見直しを行います。第2次ビジョンと大綱で示されている目標や方向性に基づき、重点施策の主な取組については、改定後のアクションプランと整合を図り、令和8年度までの目標を示します。

¹ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成27年4月1日施行）に伴い、教育に関する目標や施策の根本的な方針について、区長は教育委員会と協議することとされたことにより、平成27年4月に設置した会議体。

練馬区教育振興基本計画の位置付け



	取組の視点	重点施策
視点1	教育の質の向上	学力、体力、豊かな心が調和した学びの充実
		教員の資質・能力の向上
		学校の教育環境の整備
視点2	家庭や地域と連携した教育の推進	家庭教育への支援
		学校運営や教育活動における家庭や地域との協働
視点3	支援が必要な子どもたちへの取組の充実	いじめ・不登校などへの対応
		さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援
		障害のある子どもたちなどへの支援

3 計画の目標と取組の視点

目 標

夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成

● 取組の視点1 教育の質の向上

子どもたちが困難を乗り越え、さまざまな課題を解決するためには、基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付けるとともに、考える力、判断する力、表現する力を育成することが重要です。

「コロナ後」の新しい教育のあり方を念頭に、子どもたちの学びを保障し、一人ひとりに応じたきめ細かな教育をさらに進める必要があります。

● 取組の視点2 家庭や地域と連携した教育の推進

家庭教育は教育の原点です。豊かな人間性や人としてのよりよい生き方は、家庭生活の中で生まれ、地域社会での様々な人々との交流により身に付けることができます。

そのために、家庭教育を支援し、地域社会や関係機関、学校と一体となって子どもたちの健全育成を進める必要があります。

● 取組の視点3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

子どもたちが、生まれ育つ環境や障害の有無に関わらず、等しく公平に、質の高い教育が受けられる環境を整えることが大切です。

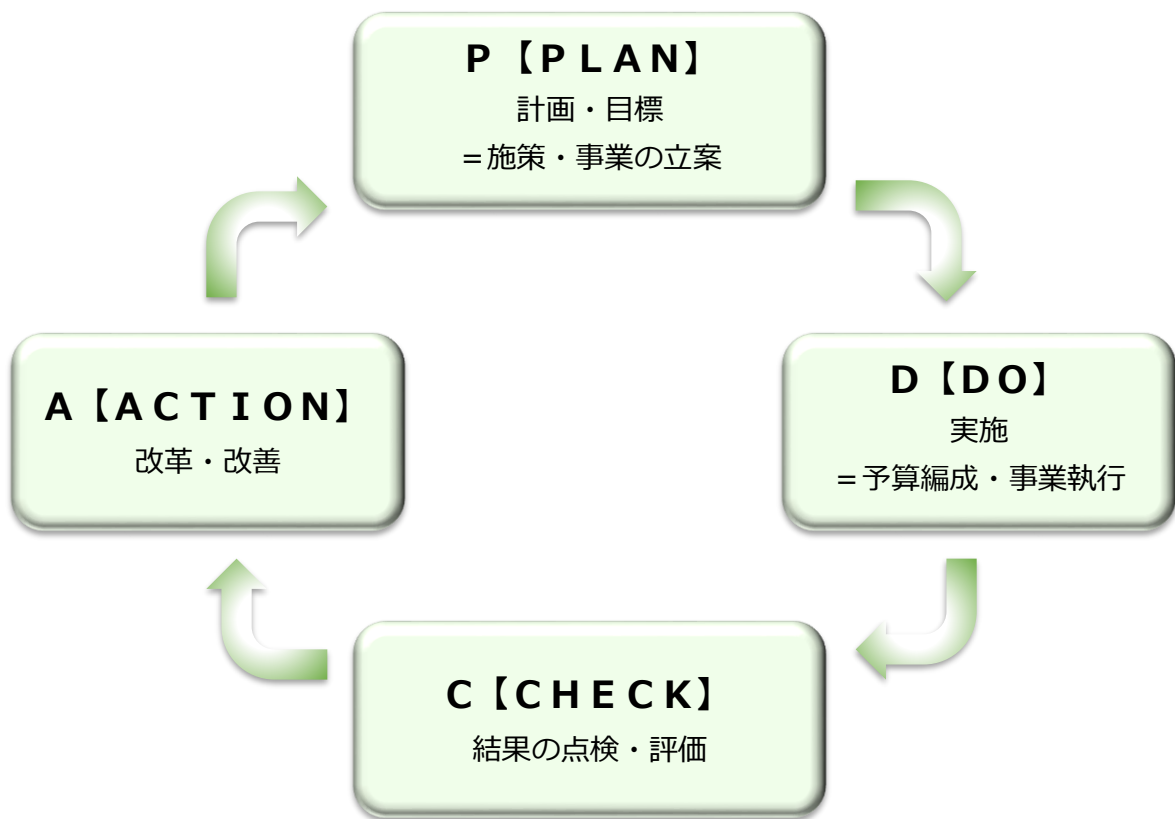
いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害です。また、不登校などにより、子どもたちが夢や目標に向かって学ぶ機会が失われることがあってはなりません。迅速で的確な対応が必要です。

「練馬区教育・子育て大綱（令和3年3月改定）」

4 計画の推進体制

本計画は、各施策の推進や取組の実施に当たり、定期的に実施状況の把握・点検を行い、その結果を計画の見直しに反映させていきます。

具体的には、計画を着実に推進していくため、PDCAサイクル²により、目標の実現に向けた取組を行います。とりわけサイクルC【CHECK】「結果の点検・評価」は、アクションプラン（年度別取組計画）の年度末進捗状況の点検・検証や教育委員会における「教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価」の仕組みにより、その結果を区議会へ報告し、区民の皆様に公表のうえ、年度ごとの計画の進捗の点検・評価を行います。計画内容と実態が大きく乖離した場合は、中間年に計画を見直します。



² Plan（計画・目標）→ Do（実施）→ Check（結果の点検・評価）→ Action（改革・改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法。

5 計画の期間

本計画の期間は、大綱の対象期間（おおむね5年間）に合わせて、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

今後、令和6年度以降の新しいビジョン・アクションプランの策定に合わせて、中間年に計画の見直しを予定しています。

6 計画の対象・範囲

本計画は、小学校就学前の幼児と義務教育段階における区立小・中学校の児童・生徒を主な対象とするものです。

また、本計画は、学校教育と地域や家庭における教育を主な範囲とし、子育て関連施策で教育施策と連携して行う取組については、必要に応じこの計画に含めています。



第2章

施策の体系



本計画では、大綱に掲げられた3つの「取組の視点」および8つの「重点施策」に基づき、50の主な取組を下記のとおり体系化しています。

※赤字で記載している取組は、アクションプラン(年度別取組計画)掲載事業です。

取組の視点 1

教育の質の向上

重点施策 1

学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実

【 取組内容 】

1 小学校就学前の幼児教育を充実します。

2 幼稚園・保育所・小学校が連携して、育ちと学びの連続性を大切にします。

3 小学校と中学校の一貫教育を進め、義務教育9年間を見通した教育を実践します。

4 子どもたちの心を育む人権教育、道徳教育を推進します。

5 英語教育の充実を図り、グローバル社会をたくましく生き抜く資質・能力を持った子どもたちを育成します。

6 子どもたちの体力の向上を図り、食育などの健康づくりに取り組みます。

7 タブレット端末などを活用した ICT 教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を実現します。

8 学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実を図ります。

【 主な取組 】

(1) 私立幼稚園・私立保育所等への助成

(2) 私立幼稚園等園児保護者負担の軽減

(1) 幼保小連携の推進

(1) 小中一貫教育の推進

(2) 旭丘・小竹地域における施設一体型
小中一貫教育校の整備

(1) 人権教育の推進

(2) 道徳教育の推進

(1) 英語教育の充実

(1) 学校体育等の充実

(2) 児童・生徒の食育の推進

(1) ICT を活用した教育内容の充実

(1) 学校図書館管理員の全校配置

重点施策 2

教員の資質・能力の向上

【 取組内容 】

- 1 子どもたちの良さや伸びようとする力を引き出す教員を育成します。
- 2 授業力や生活指導の力はもちろん、いじめ・不登校をはじめ、様々な問題に対応する力を身に付けるため、研修等により教員の資質・能力の向上を図ります。
- 3 ICT 機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実現するために、教員の機器の活用能力の向上を図ります。
- 4 教員が子どもたちと向き合う時間を増やします。

【 主な取組 】

- (1) 若手教員の育成の強化
- (1) 教育課題に応じた教員研修の充実
- (1) 教員全体の ICT 活用能力の向上
- (1) 教員の働き方改革
(2) 子どもと向き合うことができる環境整備

重点施策 3

学校の教育環境の整備

【 取組内容 】

- 1 学校の建物や設備の改修・改築を計画的に進め、子どもたちの学ぶ環境を整えます。
- 2 区立学校の適正配置に努め、学校規模によって教育内容に差が生じないようにします。
- 3 教育活動に支障がない範囲で学校施設を有効に活用します。
- 4 一人ひとりに応じたきめ細かな教育を実現するため、学級編制等のあり方について、国等の動向を注視しながら検討を進めます。

【 主な取組 】

- (1) 小中学校の改築等の推進
(2) 小中学校体育館の空調設備の整備
(3) 小中学校トイレの改修
- (1) 区立学校の適正配置
- (1) 学校施設と周辺区立施設の複合化
- (1) 児童数の推計に基づく普通教室の確保

取組の視点 2

家庭や地域と連携した教育の推進

重点施策 1

家庭教育への支援

【 取組内容 】

- 1 学校や教育委員会がオンラインの活用を通じて様々な情報を家庭に提供するなど、多様な家庭教育支援を行います。
- 2 家庭と、学校・教育委員会が協力しながら、問題を解決できる体制を強化します。

【 主な取組 】

(1) 家庭教育支援事業の実施

(1) 関係機関の連携の強化

重点施策 2

学校運営や教育活動における家庭や地域との協働

【 取組内容 】

- 1 子どもたちの安全を守るため、学校・保護者・地域の連携をさらに強化します。
- 2 家庭・地域の学校教育への参画を促進し、地域社会との協働による学校運営を目指します。
- 3 子どもたちが身近な地域社会で様々な体験学習ができる環境を整えます。

【 主な取組 】

(1) 学校安全対策の拡充

(1) 地域未来塾の拡大

(2) 地域と協働した学校運営の推進

(1) 地域行事への参加の促進

(2) 伝統・文化への理解の促進

(3) 農業者と連携した体験学習の充実

(4) 校外学習の見直し・充実

重点施策1

いじめ・不登校などへの対応

【取組内容】

- 1 いじめ・不登校などに対して、未然防止・早期対応につながる効果的な取組を学校、教育委員会、関係機関が一体となって進めます。
- 2 早い段階から専門的知識をもつ人材を活用して、いじめ問題の解決にあたります。
- 3 不登校児童・生徒の学習機会を保障するため、適応指導教室を充実するとともに ICT 機器の活用を図ります。
- 4 不登校児童・生徒の実態を詳細に調査し、より効果的な不登校対策に取り組めます。

【主な取組】

- (1) 教育相談体制の充実
- (2) いじめ撲滅に向けた取組の強化
- (3) 不登校対策の一層の推進
- (1) スクールロイヤー制度の活用
- (1) 適応指導教室の充実
- (2) ICT を活用した相談・学習支援の実施
- (1) 不登校対策の見直し

重点施策2

さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援

【取組内容】

- 1 家庭環境などにより、様々な問題を抱える子どもたちや家庭に対し、福祉や保健などの関係機関が相互に協力して、一人ひとりにあった生活支援や学習支援を行います。
- 2 外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびその家庭への支援を充実します。

【主な取組】

- (1) 就学援助の実施
- (2) 学習支援事業「中3勉強会」の実施
- (3) ヤングケアラーへの支援の充実
- (1) 就学案内や就学先確認の充実
- (2) 日本語等指導講師派遣の実施

重点施策3

障害のある子どもたちなどへの支援

【 取組内容 】

1 子どもたちや教員が障害に対する理解をより深めるよう、取組を充実します。

2 ICT 機器を活用して、障害のある子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援や子どもたち同士の交流を進めます。

3 医療的ケアをはじめ特別な支援が必要な子どもと家庭に対し、保育・教育・福祉・保健などの関係機関が一体となって、切れ目のない支援を行います。

【 主な取組 】

(1) 障害に対する理解の促進

(2) 教員の専門性の向上

(1) ICT を活用した学習支援および子どもたち同士の交流の推進

(1) 学校等における医療的ケア児への新たな支援方針の策定

(2) 支援が必要な子どもたちへの教育環境の整備

(3) 校内外の協働による支援の実施

第3章

教育施策の具体的な展開

取組の視点1 教育の質の向上

子どもたちが困難を乗り越え、様々な課題を解決するためには、基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付けるとともに、考える力、判断する力、表現する力を育成することが重要です。

「コロナ後」の新しい教育のあり方を念頭に、子どもたちの学びを保障し、一人ひとりに応じたきめ細かな教育をさらに進めることが必要です。

重点施策1 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実

取組内容および主な取組

1 小学校就学前の幼児教育を充実します。

幼児期の教育は、教育基本法³において生涯にわたる人格形成を培う重要なものであると示されています。幼稚園および保育所等は、幼稚園教育要領⁴や保育所保育指針⁵において、幼児教育を行う施設として位置付けられており、乳幼児の望ましい成長と発達を見通した適切な支援を行っていくことが重要です。

現在、区内の7割を超える幼児（3歳児から5歳児）の幼児教育を私立幼稚園および私立保育所等が担っていることから、私立園（所）における取組を充実させていく必要があります。幼児教育の充実に資するため、それぞれの特性を踏まえた支援を進めます。

区独自の幼保一元化の取組として、年間を通して9時間から11時間の預かり保育や3歳未満児の子どもの保育を行う私立幼稚園を「練馬こども園」として認定しています。保護者の就労形態やニーズの多様化に応えるため、引き続き拡大を図り、練馬区ならではの幼保一元化を目指します。

また、区立幼稚園と私立幼稚園の保護者負担の経済的な格差是正に配慮しながら、適切な助成を行っていきます。

（1）私立幼稚園・私立保育所等への助成

- 私立幼稚園の運営に対する助成や教職員研修会に対する補助等、教育環境整備への支援を行います。
- 私立認可保育所等の運営に対する助成をはじめとして、施設の開設や改修などに対する施設整備補助を行います。

³ 憲法の精神に基づき、日本の教育の基本理念と教育制度の基本原則を定める法律。

⁴ 幼稚園における教育課程その他の保育内容の基準。文部科学省が告示する。

⁵ 保育所における保育の内容に関する事項およびこれに関連する運営に関する事項を定めたもの。厚生労働省が告示する。

現状（令和３年度末）	令和８年度末の目標
◆私立幼稚園の教育環境整備に対する支援の実施	◆継続実施
◆私立保育所等の運営・施設整備に対する補助の実施	◆継続実施

（２）私立幼稚園等園児保護者負担の軽減

- 私立幼稚園等に通う園児の保護者の経済的負担を軽減するため、入園料や保育料等の一部を助成します。

現状（令和３年度末）	令和８年度末の目標
◆園児保護者に対する助成の実施 （※令和２年度実績） ・入園児保護者補助金 ３,209 人 ・園児保護者負担軽減費補助金 延 92,525 人 ・施設等利用給付費 延 85,383 人 ・副食費に係る補足給付費 延 1,250 人	◆継続実施

２ 幼稚園・保育所・小学校が連携して、育ちと学びの連続性を大切にします。

小学１年生の段階において、学習面や生活面において不適応が見受けられるといった、「小１問題」への対応が求められています。

幼児期から児童期への変化を乗り越える力を養い、育ちと学びの連続性を保つため、幼稚園・保育所・小学校の連携を強化し、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。

（１）幼保小連携の推進【アクションプラン掲載事業】

- 幼稚園・保育所・小学校の関係者で「練馬区幼保小連携推進協議会」を設置し、幼児教育・保育と小学校教育との連携のあり方について、協議を行っています。
- 幼児期から児童期への接続を一層円滑に進めるため、幼稚園・保育所・小学校における指導計画や、交流・連携の年間計画等を検討・調整する際のガイドラインとして、平成30年度に「ねりま接続期プログラム」を策定し、教員研修や授業等でプログラムを活用してきました。令和３年度に国が公表した「幼児教育スタートプラン」を受け、接続期における教育を強化するため「ねりま接続期プログラム」を改定します。

- 教員・保育士対象の研修や意見交換の場の設定、保護者向けリーフレット「もうすぐ1年生⁶」の周知など、様々な取組を実施しています。

また、外国人児童・保護者のための小学校入学（転入）ガイドブックを作成し、周知を図ります。

現状（令和3年度末）	令和5年度目標	令和4年度	令和5年度
◆「ねりま接続期プログラム」の活用	◆プログラムの改定	検討	改定
◆研修・懇談会等の実施 ◆保護者向けリーフレットの周知 ◆外国人児童・保護者のための小学校入学（転入）ガイドブックの作成	令和8年度末の目標		
	◆「ねりま接続期プログラム（改定版）」を研修や授業等で活用 ◆研修・懇談会等の拡充 ◆保護者向けリーフレット等の周知・活用		

3 小学校と中学校の一貫教育を進め、義務教育9年間を見通した教育を実践します。

小・中学校間を円滑に接続し、児童・生徒の発達段階に応じた指導を進めるとともに、小・中学校の教員の相互理解を深めて義務教育9年間を見通した教育活動を実践するため、全ての区立小・中学校において小中一貫教育を実施しています。

平成23年4月に開校した施設一体型小中一貫教育校「大泉桜学園」では、義務教育9年間を見通したカリキュラムのもとで教育活動を行っています。

また、「大泉桜学園」以外の小・中学校をグループ分けし、全グループで小中一貫教育の研究・実践を進めてきました。これらの取組の検証と成果をもとに、各グループで、目標とする中学校卒業時の生徒の姿を共有し、その実現に向けた系統的・連続的な教育活動を行うため、9年間を見通した取組プログラムを作成し、小中一貫教育のさらなる推進を図ります。

（1）小中一貫教育の推進【アクションプラン掲載事業】

- 各学校で選出した小中一貫クリエイター（推進教員）を中心とし、組織的な連携が可能な体制を構築しています。

小中一貫教育グループにおいて、これまでの取組の成果を検証し、9年間を見通した系統的・連続的な取組プログラムを作成します。

⁶ 5歳児およびその保護者向けリーフレット。学校生活の様子や行政の各種支援制度を周知する。

- 小・中学校間の児童・生徒の交流を継続的に実施します。
小学校から中学校への接続を円滑にするため、小学生が中学校で授業を受けたり、部活動に参加する機会を設けます。児童・生徒全員に配付したタブレットパソコン等を積極的に活用し、新たな交流や連携の形を検討して各グループで実践しています。
- 小・中学校の教員が、相互の授業参観や合同研修会などを通して、生活指導および学習指導についての情報交換や協議等を継続的に実施します。
- 大泉桜学園や各小中一貫教育グループにおける研究の成果を他グループと共有する機会として、練馬区教育実践発表会を開催します。内容をリーフレットにまとめて保護者や地域にも発信します。

現状（令和３年度末）	令和５年度目標	令和４年度	令和５年度
◆全校で小中一貫教育を実施	◆小中一貫教育の取組プログラムの作成	検証	作成
	令和８年度末の目標		
	◆小中一貫教育の取組プログラムの活用		

（２）旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の整備

【アクションプラン掲載事業】

- 旭丘小学校・旭丘中学校を小中一貫教育校として改築します。保護者や地域の代表および学校長等で構成する小中一貫教育校推進委員会や地域説明会などを通して、引き続き、保護者や地域の意見を聞きながら小中一貫教育校の設置に向け取り組んでいきます。

現状（令和３年度末）	令和５年度目標	令和４年度	令和５年度
◆地域との調整	◆地域との調整	調整	調整
◆小中一貫教育校の実施設計	◆工事	実施設計	工事
◆小中一貫教育校推進委員会の開催	令和８年度末の目標		
◆保護者および地域説明会の開催	◆小中一貫教育校設置に向けた調整		

4 子どもたちの心を育む人権教育、道徳教育を推進します。

人権教育は、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」として、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができる」ようにすることを趣旨としています。学校教育においては、児童・生徒が「障害者理解」や「男女平等」などについての理解を深め、人権感覚を十分に身に付けられるよう、人権教育を推進していきます。

また、我が国では、長い歴史の中で礼儀や他人を思いやる文化が育まれてきましたが、社会が豊かになり価値観の多様化が進むにつれ、それぞれの立場を思いやり協調していくことが一層重要になりました。学校教育においては、児童・生徒の人間として調和のとれた成長を目指して、発達段階に応じた道徳教育を展開していきます。

(1) 人権教育の推進

- 児童・生徒が人権尊重の理念を正しく理解することを目指し、各校において学校ごとに作成する人権教育全体計画⁷に基づき、個性の尊重や男女平等などに関する教育を具体的に進めます。
- 区立幼稚園および小・中学校の教員を構成員とする練馬区人権教育推進委員会を設置し、研究授業、研究保育、講演会などを実施し、全ての学校（園）における人権教育を推進しています。人権教育推進委員会主催の研修を開催し、幼稚園、小学校、中学校における研究保育および研究授業を毎年度実施します。
- 東京都教育委員会が発行する人権教育プログラム（学校教育編）⁸等を活用し、様々な人権課題に関する授業実践や校内研修の充実を図ります。

現状（令和3年度末）	令和8年度末の目標
◆人権教育全体計画に基づく、人権教育の推進	◆継続実施
◆人権教育推進委員会による研究授業等の実施	◆人権教育推進委員会による研究授業等の充実
◆人権教育プログラム（学校教育編）を活用した各校における校内研修の実施	◆人権教育プログラム（学校教育編）を活用した各校における校内研修の充実

⁷ 学校の人権教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通じて人権教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画。

⁸ 人権教育の目標、内容、指導事例および関係法令等を体系的にまとめた冊子。東京都教育委員会が作成。

(2) 道徳教育の推進

- 小学校では平成 30 年度から、中学校では令和元年度から、検定教科書を使って、教科となった道徳の授業を行っています。「特別の教科 道徳」を要として、各教科、総合的な学習の時間、特別活動それぞれの特質に応じて適切な指導を行い、学校の教育活動全体を通じて道徳教育の一層の充実を図ります。
- 「特別の教科 道徳」では、いじめをはじめとした様々な問題を児童・生徒が自分自身のこととして向き合い、考え、議論する授業を実践します。
- 道徳教育の全体計画・年間指導計画を見直し、検定教科書を用いた、全ての学校での「特別の教科 道徳」の特質を踏まえた「考え議論する道徳」の充実を図ります。
- 区立幼稚園では、各領域（「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」）を通して総合的な指導を行い、道徳、心の芽生えを培うことができるよう指導を強化していきます。
- 道徳の授業において、区独自の地域教材を活用します。
- 道徳授業地区公開講座⁹を活用するなど、家庭・地域と連携した道徳教育の充実を図ります。

現状（令和 3 年度末）	令和 8 年度末の目標
◆検定教科書を用いた、全ての学校での「特別の教科 道徳」の特質を踏まえた授業の展開	◆検定教科書を用いた、全ての学校での「特別の教科 道徳」の特質を踏まえた授業の充実

5 英語教育の充実を図り、グローバル社会をたくましく生き抜く資質・能力を持った子どもたちを育成します。

グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が課題となっています。

小学校では、令和 2 年度、中学校では、令和 3 年度から全面実施となった学習指導要領においても、教育内容の主な改善事項として「外国語教育の充実」が挙げられ、小学校では、第 3・4 学年に「外国語活動」、第 5・6 学年では「外国語科」が導入されました。

区内の小学校では、第 3・4 学年で英語を「話すこと」「聞くこと」に慣れ親しみ、第 5・6 学年では「読むこと」「書くこと」を含めた 4 技能の育成が必要です。中学校では、互いの考えや気持ちなどを英語で伝え合う言語活動を重視するとともに、具体的な課題等を設定するなどして学習した語彙や表現等を実際に活用する活動を充実させていくことが必要です。

⁹ 道徳の授業公開や、保護者を対象とした意見交換会・講演会を実施し、道徳教育の充実を図る取組。

児童・生徒に4技能（「聞く」「話す」「読む」「書く」）のバランスのとれた英語力を育成していくため、英語教育のさらなる充実に向けた取組を進めていきます。

（１）英語教育の充実【アクションプラン掲載事業】

- 中学２・３年生を対象として英検（実用英語技能検定）の検定料を全額補助しています。生徒一人ひとりが学力に応じた目標を設定し、チャレンジする機会を与えることで、英語学習に対する意欲の向上を図ります。
- 令和４年度から、中学１年生を対象に夏季イングリッシュキャンプ¹⁰を新たに実施します。学習した英語を実際に活用する場面を通じて、異文化を理解しながら英語を学び続ける意欲を育成します。
- 中学２年生を対象に英語４技能検定¹¹を実施して、練馬区の生徒の英語力を正確に把握し、現状分析に基づいて授業改善を推進していきます。
- 小学６年生においても、児童の英語力を正確に把握し、授業改善を推進できるよう英語４技能検定を導入します。
- 音声教材や映像教材の活用、オンラインによる海外交流など、ICTを活用し学びの充実を図ります。
- 英語４技能検定活用授業改善研修や、指導教諭の授業公開などを行い、教員の指導力向上を図ります。

現状（令和３年度末）	令和５年度目標	令和４年度	令和５年度
◆英語４技能検定の実施 中学校２年生 実施	◆実施 ◆小学校６年生 実施	実施 開始	実施 実施
◆夏季イングリッシュキャンプの検討	◆実施	試行	実施
◆中学校卒業時の英語力指標 ・英検３級相当または同程度の能力を有している生徒の割合 70.3% ・英語４技能検定 全中学校で実施	令和８年度末の目標		
	◆中学校卒業時の英語力指標 ・英検３級相当または同程度の能力を有している生徒の割合 70.5% ・英語４技能検定 全小・中学校で実施		

¹⁰ 日本にいながら異文化理解を深め、英語によるコミュニケーション力を高めること目的とした、外国人講師による英語指導プログラムを行う宿泊学習。

¹¹ 外国語に関する４技能（「聞く」「読む」「話す」「書く」）の習得レベルを総合的に判定する国際的なガイドライン（CEFR）に図って行う検定。

6 子どもたちの体力の向上を図り、食育などの健康づくりに取り組みます。

文部科学省が平成20年度から毎年実施している「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によれば、近年では児童・生徒の体力低下とともに、体力が高い子どもと低い子どもの格差が指摘されており、学校教育上の大きな課題の一つとなっています。

また、幼児期から体を動かす意欲や習慣を育成することも求められています。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による児童・生徒の運動量の減少が体力低下に影響を与えています。学校体育を通じて児童・生徒の健康増進および体力の向上を図るとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として取り組んだオリ・パラ教育の成果を生かし、様々なスポーツを経験させることによって、運動に親しむ習慣を身に付けさせ、運動能力の向上を図っていきます。

共働き家庭の増加や核家族化などの社会環境の変化に伴い、食生活のあり方が大きく変化し、家庭において望ましい食習慣や食に関する知識を習得することが難しくなっています。そのため、学校・家庭・地域が積極的に児童・生徒の食育を推進する必要があります。教材として学校給食を活用し、児童・生徒の食に関する理解を深めるとともに、望ましい食習慣の形成を図ります。

(1) 学校体育等の充実

- 児童・生徒のさらなる体力の向上および健康の保持増進が必要となっています。そのために、運動に親しみ運動能力が高まるように学校体育の内容を充実していきます。

また、幼児期から運動やスポーツに親しむ習慣や、運動への意欲を育成するための取組を検討します。

- 遊びを通じた体力づくりや、自己の体力や技能の向上を確認できる活動を授業の中に位置付けることなどにより、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための素地を培います。
- 休み時間中の運動の取組や、運動部に所属していない生徒への運動の場の創出などを通じて、全ての児童・生徒の運動機会をより多く確保します。
- 校長、副校長、主幹教諭等の教員で構成された体力向上検討委員会を開催し、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果分析をはじめ、児童・生徒の健康増進および体力の向上を図るための取組を検討し、推進していきます。

現状（令和3年度末）	令和8年度末の目標
◆体力向上検討委員会の開催 ◆東京都事業「国際的なスポーツ大会を契機とした体力向上事業」による体力向上のための取組の実施	◆体力向上検討委員会の開催の継続 ◆体力向上に関する教員研修の実施の継続

(2) 児童・生徒の食育の推進

- 区では、食育基本法に基づき、同法が目標とする、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための「食育」を推進することを目的に、平成 19 年度に「練馬区立小・中学校における食育推進計画」を策定しました。平成 28 年度には計画期間を 5 年間とする第 3 次計画を、令和 3 年度には第 4 次計画（令和 4 年度～令和 8 年度）を策定し、継続的に取組を推進しています。
- 本計画は、「練馬区立小・中学校における食育の目標」を達成するために、「学校における食育の充実」、「学校給食の充実」、「学校・家庭・地域が連携した食育の推進」の 3 つの基本方針を定め、具体的な取組内容を掲げています。
- 校長、副校長、主幹教諭等の教員と、食に関する専門性を有する栄養教諭、栄養職員等とで構成された食育推進チームを全校に設置し、本計画および食に関する指導の全体計画¹²に基づき、着実に食育を推進しています。
- 地場産物（キャベツ、練馬大根等）を使用した全校一斉の学校給食を提供するなど、目の前の食材を「生きた教材」として活用することで、食文化や食料事情等への理解を深められる取組を積極的に行っています。

現状（令和 3 年度末）	令和 8 年度末の目標
◆食育推進チームによる指導 ・全校 ◆区内地場産物の年間使用平均日数 （※平成 29 年度～令和 2 年度平均） ・小学校 56.9 日 ・中学校 55.2 日	◆食育推進チームによる指導の継続 ・全校 ◆区内地場産物の年間使用平均日数 ・小学校 60 日 ・中学校 60 日

7 タブレット端末などを活用した ICT 教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を実現します。

練馬区学校 ICT 環境整備計画に基づき、令和元年度に全普通教室に大型提示装置（電子黒板）や実物投影機、教室用パソコン等を配備しました。

また、コロナ禍による国の GIGA スクール構想¹³の加速化により、区では計画を前倒しして、全区立小・中学校の児童・生徒に対し、令和 2 年度に一人一台のタブレットパソコンの配備を完了しました。

¹² 文部科学省発行の「食に関する指導の手引」などに基づき、子どもたちが食について計画的に学べるよう、各学校で作成する計画。

¹³ 2019 年 12 月に文部科学省から発表されたプロジェクトのこと。GIGA とは Global and Innovation Gateway for All の略。小・中学校の児童・生徒に一人一台端末と全国の学校に高速大容量通信ネットワークを整備し、子どもたちを誰一人取り残すことなく個別最適化された創造性を育む教育を実現する構想。

(1) ICT を活用した教育内容の充実【アクションプラン掲載事業】

- 児童・生徒の情報活用能力を育成し、主体的・対話的で深い学びの実現や個別最適な学びの充実を図るため、ICT を効果的に活用した学習を進め、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな教育活動を推進します。
- 動画や画像等を用いたわかりやすい授業を通して、子どもたちに学ぶ喜び、わかる喜びを実感できる指導を行います。教科指導における ICT 活用をさらに進めるため、学校の教室 ICT 環境の充実や教育ネットワーク回線の強化に取り組みます。
- 現在、文部科学省は、小学校での令和 6 年度導入に向けデジタル教科書の実証事業を実施しています。その結果等を踏まえ、デジタル教科書の導入に当たっては、児童生徒用タブレットパソコン等の運用に最適な通信方法を検討し、今後必要に応じて通信環境の見直しを図ります。

現状（令和 3 年度末）	令和 5 年度目標	令和 4 年度	令和 5 年度
◆教育ネットワーク回線の整備	◆回線の充実 ◆デジタル教科書の導入に向けた検討	充実 検討	— 検討
◆児童生徒用タブレットパソコンを活用した授業の実践 ◆デジタル教材、インターネットなどのデジタルコンテンツの活用 ◆感染不安により登校できない児童・生徒に対するオンライン授業の実施	令和 8 年度末の目標		
	◆日常的な ICT の活用による効果的な授業の実践 ◆デジタル教科書・教材、インターネットなどのデジタルコンテンツの充実 ◆専門家や外部人材等を活用したオンライン授業の充実 ◆児童生徒用タブレットパソコン等の通信環境の最適化		

8 学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実を図ります。

平成 26 年 7 月に学校図書館法が一部改正され、平成 28 年 11 月には文部科学省から学校図書館の整備充実を図るため「学校図書館ガイドライン¹⁴」が示されました。令和 2 年度から小学校、令和 3 年度から中学校で全面实施となった学習指導要領では「主体的・対話的で深い学び」の実現が重要視されており、学校図書館の図書資料等を活用して調べ、まとめ、発表する学習活動にこれまで以上に取り組んでいくことが求められています。そのため練馬区では、適切な蔵書管理を行うとともに、学校図書館の利活用が一層進むよう全区立小・中学校の学校図書館に蔵書管理システムを導入しました。

また、令和 2 年 3 月に策定した第 4 次練馬区子ども読書活動推進計画に基づき、学校と区立図書館との連携の充実等、子どもの読書活動推進に向けた取組を進めています。学校と区立図書館とが連携を進め、全学校の学校図書館の資料を充実させることで、学校図書館の機能を強化し、探究的学習や読書活動の充実を図ります。

(1) 学校図書館管理員の全校配置【アクションプラン掲載事業】

- 学校図書館が担う「読書センター」「学習センター」「情報センター」の 3 つの機能の充実を図ります。
- 学校図書館の活用により、情報活用能力を育成し、発達段階や子どもの興味関心に応じた学びを充実することで、児童・生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指します。
- 平成 29 年度から、全ての区立小・中学校の学校図書館に学校図書館管理員¹⁵または学校図書館支援員¹⁶を配置し、学校図書館の運営を支援しています。
- 区立図書館では、団体貸出や図書館情報の提供、学校支援用資料の充実などにより、学校の読書活動の充実への支援を一層推進します。

現状（令和 3 年度末）	令和 5 年度目標	令和 4 年度	令和 5 年度
◆学校図書館管理員の配置	◆全校配置	全校配置	—
【学校図書館への人的配置校数】	令和 8 年度末の目標		
・学校図書館管理員 小学校：39 校、中学校：21 校	◆探究的学習および読書活動の充実		
・学校図書館支援員 小学校：26 校、中学校：12 校			

¹⁴ 学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましいあり方を示す国の指針。

¹⁵ 学校図書館運営業務の受託事業者が学校図書館に派遣する人員。図書選定・除籍の助言、図書の整理・紹介、よみかせ等の業務を行う。

¹⁶ 区立図書館の指定管理事業者が行う学校支援モデル事業の一環として、学校図書館の運営を支援する人員。図書選定・除籍の助言、図書の整理・紹介、よみかせ、区立図書館からの団体貸出等の業務を行う。

その他の取組

1	区立幼稚園の保育事業の実施	○ 区立幼稚園において、在園児を対象に教育時間終了から 16 時 50 分までの預かり保育を引き続き実施します。
2	未就園児への支援	○ 地域の未就園児やその保護者を対象に、幼稚園・保育所等で行っている子育て相談、園舎・園庭の開放や在園児との交流などの子育て支援の取組を継続して実施します。
3	学校選択制度の活用	○ 区立中学校選択制度により、生徒・保護者の意思を尊重するとともに、一人ひとりの個性や能力を伸ばすことができる個々の生徒に適した教育環境を提供していきます。
4	個に応じた指導の充実	○ 児童・生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、各学校の実態に即し、習熟度別少人数指導やティームティーチング ¹⁷ による個に応じた指導を充実させます。
5	各種学力調査の実施と活用	○ 学習指導要領の目標および内容が、児童・生徒にどの程度定着しているかを把握するため、学力調査を実施し、その分析結果を授業改善に活用します。
6	体力調査の活用と分析	○ 小学 1 年生から中学 3 年生までを対象とした新体力テストを実施してその結果を分析することにより、体育授業の改善等を進めます。
7	学校保健の充実	○ 学校医、学校歯科医および学校薬剤師と連携し、児童・生徒の感染症対策、アレルギー対策、生活習慣病予防、口腔衛生の向上および薬物乱用防止等を推進します。
8	学校給食の充実	○ 安全で安心な学校給食の提供、栄養管理、衛生管理、食材の安全確保、給食室の補修・改善などにより、学校給食の充実を図ります。 ○ 食物アレルギー対応や児童・生徒への給食指導など一層きめ細かな対応を行っていきます。

¹⁷ 複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導する授業方式。

9	学校における読書活動の推進	○ 朝読書など、各学校における多様な読書活動を推進するとともに、目的に応じて図書資料から情報を得るなどの児童・生徒の主体的な学習活動を展開します。 ○ 学校では、団体貸出の活用など区立図書館と連携した教育活動や授業を計画的に実施します。
10	読書に親しむための施設や設備の充実	○ 幼稚園および保育所等の図書室・図書コーナーならびに学校図書館の施設、設備、図書資料の充実を図ります。 ○ 区立図書館の大規模改修時等に合わせて子ども向けコーナーを拡充するなど、利用しやすい環境を整備します。
11	環境教育の推進	○ 児童・生徒が環境について総合的に学ぶことができる教育を推進するために、体験を通じた環境教育を推進します。
12	キャリア教育の推進	○ 望ましい職業観・勤労観を培うために、発達段階に応じたキャリア教育を、義務教育9年間を通して進め、児童・生徒が、自分自身の生き方を考え、将来に向けた夢や希望を持てるようにします。

重点施策 2 教員の資質・能力の向上

取組内容および主な取組

1 子どもたちの良さや伸びようとする力を引き出す教員を育成します。

教員は、子どもたちの心身の発達に関わり、人格形成に大きな影響を与えます。教員が、次代を担う子どもたちを健全に育成していく役割を十分に果たすためには、その資質・能力を継続的に向上させていく必要があります。

そこで、職層や経験年数に応じた研修の実施や、意欲と能力のある若手教員の育成など、教員の資質・能力の向上に取り組みます。

(1) 若手教員の育成の強化【アクションプラン掲載事業】

- ベテラン教員の大量退職、35人学級編制の実施等に伴い、新任教員の大量採用が見込まれます。経験の少ない教員に対する校内研修が計画的に実施されるよう、各学校の取組を支援します。
- 経験の少ない教員への個別指導・助言を行う教育アドバイザー（退職校長）の配置を順次拡大します。
- 教員の職層や経験年数に応じた研修を充実させるとともに、自主的研究活動を奨励します。

現状（令和3年度末）	令和5年度目標	令和4年度	令和5年度
◆若手教員研修の実施	◆研修の充実	充実	実施
◆教育アドバイザーの配置	◆配置拡大	拡大	拡大
	令和8年度末の目標		
	◆学校内外における研修の充実		
	◆教育アドバイザーの活用充実		

2 授業力や生活指導の力はもちろん、いじめ・不登校をはじめ、様々な問題に対応する力を身に付けるため、研修等により教員の資質・能力の向上を図ります。

教員が身に付けるべき力は、授業力だけでなく、生活指導力・進路指導力、外部との連携・折衝力など多岐にわたります。

また、いじめ・不登校や急速に普及したICTの活用など多種多様な課題への対応力が求められています。そこで、教育委員会が実施する各種研修の内容の改善・充実を図り、教員の対応力向上を図ります。

(1) 教育課題に応じた教員研修の充実

- 新たな教育課題への対応力を身に付ける教員研修の質や内容の向上を図るとともに、国や東京都が実施する研修の受講を勧奨します。

現状（令和3年度末）	令和8年度末の目標
◆新たな教育課題や新学習指導要領に対応した研修の実施	◆新たな教育課題や次期学習指導要領を見据えた研修の充実

3 ICT 機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実現するために、教員の機器の活用能力の向上を図ります。

ICT を効果的に活用した学習を進め、児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細かな教育活動を推進するためには、教員の ICT 機器活用能力の向上および学習活動の一層の充実が必要です。特に、教員間の活用能力の差が生じないように、教員全員が ICT 機器を活用した効果的な授業ができるよう取組を進めます。

(1) 教員全体の ICT 活用能力の向上【アクションプラン掲載事業】

- 「教育 ICT 実践事例集」等の活用により、効果的な実践事例を全校で共有します。各校で選任した全校の ICT 活用推進リーダーに対し、校内への還元研修を目的とした活用事例の研究や活用研修を実施しています。各校ではリーダーを中心とした校内・各地域の研修体制を構築していきます。

また、リーダー相互の連携を図り、情報を共有し合い、各校での取組の進展を図ります。

- ICT 支援員¹⁸によるサポート体制等を整え、教員の ICT 活用能力向上を図ります。
- 教員の校内研修や授業準備を容易にし、児童・生徒に寄り添った実践的な学習指導をさらに進めるため、教員用タブレットパソコンを配備します。

現状（令和3年度末）	令和5年度目標	令和4年度	令和5年度
◆教員全体の ICT 活用能力の向上	◆活用能力の向上	実施	実施
◆全児童・生徒へタブレットパソコンの配備	◆教員用タブレットパソコンの配備	配備	—

¹⁸ 学校における教員の ICT 活用（授業、校務、教員研修等）を支援する人員。ICT を活用した授業等を教員がスムーズに行うための支援を行う。

	令和 8 年度末の目標
◆ICT 活用推進リーダーの選任・育成	◆ICT 活用推進リーダーによる各校・各地域での研修の充実
◆教育 ICT 実践事例集の作成	◆教育 ICT 実践事例集の活用
◆ICT 支援員の配置	

4 教員が子どもたちと向き合う時間を増やします。

教員の指導力向上を図る必要がある一方、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、教員に求められる役割が拡大する中、教員の業務量の多さが課題となっています。区においては、教員サポート人材や部活動指導員の配置、学校徴収金管理システムの導入などの取組を進めてきましたが、国や都において、外部人材の活用やICTの推進等による教員の負担軽減のためのさらなる改善策の検討が進められています。

こうした動向を踏まえ、教員の事務処理等の業務負担を軽減し、教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、児童・生徒一人ひとりに応じた指導の充実を図ります。

(1) 教員の働き方改革【アクションプラン掲載事業】

- 小・中学校の教員の負担軽減を図るため、教員をサポートする人材の配置を拡大します。
- 中学校の部活動において専門的な技術指導を行う「部活動外部指導員」の配置を継続します。校外の大会への引率等、顧問教員に代わって技術指導以外の活動もできる「部活動指導員」の配置を順次拡大していきます。

現状（令和 3 年度末）	令和 5 年度目標	令和 4 年度	令和 5 年度
◆教員サポート人材の配置	◆配置拡大	拡大	拡大
◆部活動指導員の配置	◆配置拡大	拡大	拡大
	令和 8 年度末の目標		
	◆教員をサポートする人材の継続配置 ◆部活動外部指導員の継続配置		

(2) 子どもと向き合うことができる環境整備

- 校務支援システム¹⁹を十分に活用して校務の効率化を図るほか、デジタル教材の活用による授業準備の効率化を図り、教員が心身ともに充実して子どもたちと向き合える環境をつくり、より質の高い教育の実施を図ります。

現状（令和3年度末）	令和8年度末の目標
◆デジタル教材の一部利用	◆デジタル教材を活用した授業の実施

その他の取組

1	校内研修・研究の充実と成果の活用	○ 指導主事等が訪問し、学校ごとに行う教員の指導力向上を図るための校内研修・校内研究を支援します。
2	実践的な教員研修の実施	○ 区が独自に実施する教員研修をより実践的なものに拡充します。
3	学校教育関係団体への助成	○ 区内全校の児童・生徒が参加する連合音楽会や生徒総合体育大会などの運営や、教職員の研修を実施する小学校教育会、中学校教育研究会などの学校教育関係団体への助成を行います。
4	授業改善推進プランに基づくPDCAサイクルの確立	○ 基礎学力の定着を図るため、各学校において、児童・生徒の実態を踏まえた授業改善推進プランを作成し、年間を通したPDCAサイクルの確立による授業の見直しや指導方法の改善を進めます。
5	教育活動における外部人材の活用	○ 多様な知識・経験等を有する外部の人材を積極的に活用し、教育活動の充実を図ります。
6	教育課程の工夫	○ 教育課程の適正な編成・実施・評価・改善に向け、各校への指導・助言体制の充実を図ります。 ○ 教育の質の向上および授業時間数の確保等を目的として、各校の実態に応じた教育課程の工夫を支援します。
7	学校徴収金管理システムの運用	○ 学校徴収金の保護者からの集金および事業者への支払を管理するシステムの運用により、事務の効率化を図り、教職員の負担を軽減します。

¹⁹ 教職員と学校、教育委員会事務局間での情報共有、通知表や出席管理などをパソコン上で行うシステム。

重点施策3 学校の教育環境の整備

取組内容および主な取組

1 学校の建物や設備の改修・改築を計画的に進め、子どもたちの学ぶ環境を整えます。

練馬区には区立小学校が65校、中学校が33校の合計98校があります。これらの多くは昭和30年代から50年代の人口急増期に建設したもので、その半数以上が築50年以上経過し老朽化が進んでいます。児童・生徒にとって安全で快適な教育環境を保持するため、計画的に改築・改修を進めていく必要があります。

(1) 小中学校の改築等の推進【アクションプラン掲載事業】

- 区立施設の総合的なマネジメントの方針である「練馬区公共施設等総合管理計画（平成29年3月）」に基づき、その個別計画として「練馬区学校施設管理基本計画（平成29年3月）」とその具体的な取組を定める「練馬区学校施設管理実施計画（平成31年3月）」を策定しました。
- 築50年を超えた学校施設について順次、長寿命化の適否を判断していきます。長寿命化に適する建物は、原則として、築60年を目途に改修を行い、目標使用年数を80年とします。その他の建物は、築60年を目途に改築します。
- 学校施設の改築については、「80年（長寿命化に適さない学校は60年）を迎える学校」を基本とし、学校の適正配置、小中一貫教育校の設置等の検討状況を踏まえ、総合的な観点から概ね年2校ずつ改築実施校を選定していきます。改築にあたっては、新たな教育需要への対応とともに、学校施設の標準化を行い、シンプルかつコンパクトな施設を目指します。

長寿命化改修を実施する学校施設についても、概ね年1～2校程度、順次、着手していきます。
- 令和4年3月に策定した「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和4年度・5年度）」では、令和4年度および5年度に改築に着手する学校を年2校ずつ選定するとともに、長寿命化改修実施校として中学校1校を選定しました。

現状（令和 3 年度末）	令和 5 年度目標	令和 4 年度	令和 5 年度
◆改築 ・関町北小学校 工事 ・上石神井北小学校 実施設計 工事 ・旭丘小学校/旭丘中学校 実施設計	◆改築 工事（完了） 工事（一部） 工事（一部） ・向山小学校 実施設計 ・田柄中学校 実施設計 ・練馬東小学校 基本設計 ・豊溪小学校 基本設計 ◆長寿命化改修 ・石神井南中学校 設計	 工事 工事 実施設計 基本設計 基本設計 — — —	 工事 工事 工事 実施設計 実施設計 基本設計 基本設計 設計
	令和 8 年度末の目標		
	◆改築 概ね年 2 校着手 ◆長寿命化改修 概ね年 1 ～ 2 校着手		

（２）小中学校体育館の空調設備の整備【アクションプラン掲載事業】

- 児童・生徒の熱中症対策とともに、学校は災害時における地域の避難拠点としての役割を担うことを踏まえ、既存の小・中学校体育館に空調設備を整備します。併せて、体育館改築時にも同様に空調設備を整備します。

現状（令和 3 年度末）	令和 5 年度目標	令和 4 年度	令和 5 年度
◆設置完了 計 41 校	◆設置完了 計 73 校	16 校	16 校
	令和 8 年度末の目標		
	◆令和元年から概ね 7 年間で全校に整備		

(3) 小中学校トイレの改修【アクションプラン掲載事業】

- 児童・生徒にとってより快適な環境を整備するため、小・中学校のトイレ改修（便器洋式化、床ドライ化²⁰、配管取替、バリアフリー化等）を進めます。平成 29 年度までに全小・中学校の 1 系統²¹目の改修を終了しました。今後は、未改修の 2 系統目以降のトイレについて整備を進めていきます。

現状（令和 3 年度末）	令和 5 年度目標	令和 4 年度	令和 5 年度
◆ 2 系統目 工事完了 計 13 校	◆ 工事完了 計 24 校	5 校	6 校
	令和 8 年度末の目標		
	◆ 継続実施		

2 区立学校の適正配置に努め、学校規模によって教育内容に差が生じないようにします。

集団活動や行事が活発に行われ、児童・生徒が様々な人とのかかわりの中で学び、成長していくために、学校には一定の児童・生徒数と学級数が必要です。

過小規模校²²では、集団生活の良さが生かされにくく、学年や学校全体の活気が低下する傾向があります。特に、単学級ではクラス替えができないため、交友関係が固定化しやすく、多様なものの見方・考え方にふれる機会が少なくなります。

また、中学校は教科担任制のため、過小規模校は教員が少なく、授業改善の取組や部活動などが制限され生徒のニーズや興味・関心に十分応えられない傾向があります。

一方で、過大規模校²³は教室、体育館、校庭などの施設面に余裕がなく、算数・数学などの少人数指導や部活動のスペース、社会科見学や移動教室時の見学場所が制約される場合があります。

児童・生徒数の動向を踏まえ、学校の適正規模を確保し、児童・生徒が良好な教育環境の中で学び、成長することができるよう、学校の適正配置を図ります。

(1) 区立学校の適正配置【アクションプラン掲載事業】

- 「練馬区学校施設管理基本計画」で示す区立小・中学校の適正配置の考え方にに基づき、今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置のあり方に関する新たな基本方針を検討します。

²⁰ 雑菌の発生を抑える効果があり、掃除も容易となるため、トイレの床をタイルなどから水を流さない乾いた床に改修すること。

²¹ 建物の 1 階から最上階までの縦系列上下のトイレの並び。

²² 学級数 11 学級以下の小・中学校。（練馬区学校施設管理基本計画）

²³ 学級数 19 学級以上の小・中学校。（ただし、小学校は教室の確保を条件に 19～24 学級までは許容範囲）

現状（令和３年度末）	令和５年度目標	令和４年度	令和５年度
◆新たな基本方針の検討	◆基本方針の検討	検討	検討
	令和８年度末の目標		
	◆新たな基本方針の策定 ◆適正配置の推進		

３ 教育活動に支障がない範囲で学校施設を有効に活用します。

学校施設は教育施設であるとともに、地域において最も身近な公共施設です。学校施設と周辺の区立施設を複合化することにより、区民サービスの向上や区全体の改築・改修費用の抑制を図ります。

一方で、今後の児童・生徒数の動向や児童・生徒一人当たりの校地面積、校地の形状など学校ごとに違いがあることから、改築の際に学校運営や教育活動に配慮して周辺区立施設との複合化を進めます。

（１）学校施設と周辺区立施設の複合化

- 学校運営や教育活動に配慮して、学校と周辺区立施設の複合化を進めます。

現状（令和３年度末）	令和８年度末の目標
◆新たな小中一貫教育校（旭丘小学校・旭丘中学校）の整備にあわせて栄町児童館、栄町敬老館を複合化 ※実施設計中	◆学校の改築時に、施設の複合化を実施 （周辺区立施設を可能な限り複合化）

４ 一人ひとりに応じたきめ細かな教育を実現するため、学級編制等のあり方について、国等の動向を注視しながら検討を進めます。

一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と、安全・安心な教育環境を整備するために、公立の小学校の学級編制の標準を４０人（１年生は３５人）から３５人に引き下げる改正法²⁴が令和３年４月に施行されました。令和３年度に２年生を３５人以下とし、５年間かけて段階的に６年生まで引き下げ、令和７年度には全ての学年で３５人学級となる予定です。増加する学級数に応じて、必要となる普通教室数を確保していきます。

²⁴ 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律。

(1) 児童数の推計に基づく普通教室の確保

- 法改正を踏まえて、今後の児童数について複数年にわたり推計を行い、その結果を踏まえ、普通教室を計画的に確保していきます。
- 推計の精度を高めるため、推計方法を必要に応じて見直します。

現状（令和３年度末）	令和８年度末の目標
◆法改正を踏まえた児童数の推計により次年度の普通教室を確保	◆継続実施

その他の取組

1	学校環境衛生の充実	○ 換気、採光、照明および水質等の学校環境を適正に保つため、学校環境衛生基準に沿った検査を実施します。検査の結果により学校薬剤師による指導や助言を受け、改善を図ることにより学校環境衛生を一層充実させます。
2	みどり豊かで環境に配慮した学校づくりの推進	○ 学校の緑化を推進するとともに、環境への負荷が少なく、快適で、みどり豊かなうるおいのある学校環境を整備していきます。 ○ 屋上緑化、壁面緑化など、児童・生徒がみどりに親しみながら緑化意識を育むことのできる学習環境を目指していきます。
3	校具等の更新	○ よりよい教育環境を整備するため、机や椅子等の学校運営上必要な校具等について、老朽度の高いものから順次新しいものにしていきます。

取組の視点2 家庭や地域と連携した教育の推進

家庭教育は教育の原点です。豊かな人間性や人としてのよりよい生き方は、家庭生活の中で生まれ、地域社会での様々な人々との交流によって身に付けることができます。

そのために、家庭教育を支援し、地域社会や関係機関、学校と一体となって子どもたちの健全育成を進める必要があります。

重点施策 1 家庭教育への支援

取組内容および主な取組

1 学校や教育委員会がオンラインの活用を通じて様々な情報を家庭に提供するなど、多様な家庭教育支援を行います。

家庭教育は、子どもの基本的生活習慣や、他人に対する思いやり、善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどの「生きる力」の基礎を育む上で重要な役割を果たすことが期待されています。一方、少子化や核家族化の進行等、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、悩みや不安を抱える子育て家庭の増加や、家庭における子育て機能の低下が指摘されています。子どもの健全な育成を進めるために、家庭の教育力の向上や保護者の子育ての悩みの軽減につながる取組を実施していきます。

(1) 家庭教育支援事業の実施【アクションプラン掲載事業】

- 家庭教育支援事業に係る関係部署で構成する家庭教育支援事業推進会議を設置し、家庭教育を支援していくための事業を実施しています。
- 年4回発行の「教育だより」では、家庭に向けての提案や問題提起する記事を盛り込み、家庭内での話題となるような内容を掲載しています。
- 保護者対象の講演会を開催し、保護者が抱える様々な子育ての悩みや不安の解決や解消を図ります。
- 児童生徒用タブレットパソコンなど、オンラインを活用した家庭教育支援の情報発信を行い、保護者と子どもが共に学ぶ機会を提供します。

現状（令和３年度末）	令和５年度目標	令和４年度	令和５年度
◆児童生徒用タブレットパソコン等を活用した情報発信の検討	◆情報発信の実施	開始	実施
◆家庭教育支援事業推進会議の開催 ◆「教育だより」の発行 ◆保護者対象講演会の開催 （令和３年度 ８講座 16 回開催） ◆家庭教育支援リーフレット「ネリまなび」による情報発信	令和８年度末の目標		
	◆「教育だより」の内容の充実 ◆保護者対象講演会等の開催による家庭教育支援の充実 ◆児童生徒用タブレットパソコン等を活用した情報発信の充実		

２ 家庭と、学校・教育委員会が協力しながら、問題を解決できる体制を強化します。

近年、育児不安など児童相談件数は増加傾向にあります。その背景には、少子化や核家族化などによる育児の孤立化や、経済的な問題などの社会環境が年々厳しくなっていることがあります。ネグレクト（育児放棄）などの児童虐待、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている「ヤングケアラー」と呼ばれる子どもへの対応のように、学校の対応だけでは解決困難な問題を抱えている家庭もあり、そうした家庭を支援するためには、学校・教育委員会をはじめ関係機関が連携して対応していく必要があります。

引き続き、子どもに対する総合的かつ切れ目のない支援を効果的かつ効率的に展開するため、教育・保育・福祉・保健等を所管する関係機関相互の連携を強化していきます。

（１）関係機関の連携の強化

- 要保護児童対策地域協議会²⁵を通じ、子ども家庭支援センター、学校教育支援センター、学校、こども発達支援センター、総合福祉事務所、保健相談所、幼稚園、保育所等の連携を強化し、子育て家庭への総合的な相談・支援体制の充実を図ります。
- 児童虐待は、早期発見・早期対応が重要であることから、学校や保育園などへの巡回支援体制を強化し、不登校や身体状況などの虐待の兆候を早期発見し、情報の共有、適切な対応へつながる関係機関相互の連携体制の強化を図ります。

²⁵ 児童福祉法に基づき、市区町村が設置する機関。子ども家庭支援センターが調整機関となり、幼稚園、保育園、小・中学校など教育機関や児童相談所・警察・医師会・保健相談所などの関係機関で構成される。代表者会議、実務者会議、個別ネットワーク会議等を開催し、要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議などを行う。

現状（令和３年度末）	令和８年度末の目標
◆要保護児童対策地域協議会の個別ネットワーク会議、地域子ども家庭支援ネットワーク会議、実務者会議等の実施 ◆関係機関相互の連携強化による児童虐待の防止	◆継続実施 ◆継続実施

その他の取組

1	家庭教育の奨励	○ ＰＴＡ、生涯学習団体、ＮＰＯ等に企画・運営を委託し、「子育て学習講座」、「ねりまイクメン講座」等を開催しています。家庭や地域における子どもの教育等について学習する機会を提供することで、家庭教育を奨励していきます。
---	---------	---

重点施策 2 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働

取組内容および主な取組

1 子どもたちの安全を守るため、学校・保護者・地域の連携をさらに強化します。

近年、全国で登下校中に児童が連れ去られたり、スクールバスを待っていた児童と保護者が切り付けられ、命を落とす痛ましい事件が発生しています。

また、練馬区においても児童・生徒に対する不審者情報が年間100件以上寄せられています。

児童・生徒が安心して学校生活を送れる環境を作るには、行政による取組だけでは限界があり、保護者や地域との連携が不可欠です。このため、引き続き、授業時間中や登下校時における安全対策に取り組むとともに、より地域等と連携した児童・生徒の安全対策を実施していきます。

(1) 学校安全対策の拡充【アクションプラン掲載事業】

- 保護者を中心とした地域の方々と教職員を対象に、教育委員会配置の学校防犯指導員による不審者対応訓練を行っています。この取組を拡充することで、児童・生徒の安全対策に関する地域の方々と教職員の知識・関心を高め、学校、家庭および地域が連携し、地域社会全体で子どもの安全を見守る体制づくりを推進します。
- 不審者の発生により重点的な見守りが必要とされる学校について、民間警備員を派遣し、登下校時の見守りおよび周辺の巡回を行い、児童・生徒の安全を確保します。
- 全小学校 65 校の通学区域に 325 台、全中学校 33 校の通学区域に 66 台の計 391 台設置した防犯カメラを活用するとともに、学校・保護者・警察等と合同で行っている通学路点検に子どもの視点も取り入れる工夫をするなど、登下校時の安全対策の充実を図ります。

現状（令和 3 年度末）	令和 5 年度目標	令和 4 年度	令和 5 年度
◆学校、保護者、地域との連携を強化した対策の実施	◆対策の実施	実施	実施
	令和 8 年度末の目標		
	◆継続実施		

2 家庭・地域の学校教育への参画を促進し、地域社会との協働による学校運営を目指します。

児童・生徒への対応が多様化・複雑化する中で、学校だけでは解決することが困難な課題が増加しています。家庭や地域との連携を一層進めることで、教育活動の充実および発展を図ります。

また、多様な知識・経験を持つ地域の人材を活用した教育活動を展開することで、特色ある学校づくりを進めます。

家庭・地域と連携した教育活動をさらに充実させるために、これまで行ってきた「学校・地域連携事業」のあり方を検証し、練馬区ならではの家庭や地域との協働した学校運営について研究していきます。

(1) 地域未来塾の拡大【アクションプラン掲載事業】

- 平成 28 年度から、地域の多様な人材を活用し、学校の教育活動の充実を図る「学校・地域連携事業」を実施しています。実施校には、学校のニーズを把握し、人材の発掘・調整等を行う学校支援コーディネーターの配置を開始しました。平成 30 年度には、全幼稚園・小中学校・小中一貫教育校にコーディネーターの配置を完了しました。令和 2 年度には、区内のコーディネーターの育成や連絡調整を行う統括コーディネーターを配置し、更なる推進を図っています。
- 国際理解、環境、福祉などの分野における教育指導や地域交流において、人材を積極的に活用し、各学校や児童・生徒の実態や地域の特性に応じた特色ある取組を進めます。
- 「学校・地域連携事業」の一環として、教員や大学生などの協力を得て、放課後等に学習指導を行う「地域未来塾」を実施しています。
- 地域からのより幅広い協力が得られるよう、教育活動への協力を希望する地域人材を登録する「学校サポーター登録制度」(人材バンク)を拡大させていきます。

現状（令和 3 年度末）	令和 5 年度目標	令和 4 年度	令和 5 年度
◆地域未来塾の実施（79 校）	◆地域未来塾の 拡大	拡大	拡大
◆学校・地域連携事業の実施 全幼稚園・小中学校・小中一貫教育校（うち 79 校で地域未来塾を実施） ◆学校サポーター登録制度の実施 登録者数 約 360 人	令和 8 年度末の目標		
	◆学校・地域連携事業の充実 全幼稚園・小中学校・小中一貫教育校（地域未来塾実施校の拡大） ◆学校サポーター登録者の拡大 登録者数 400 人以上		

(2) 地域と協働した学校運営の推進【アクションプラン掲載事業】

- 地域と協働した学校運営の推進について、現在検討を進めています。これまで行ってきた「学校・地域連携事業」のあり方を検証し、地域と連携した教育活動をさらに充実するために、練馬区ならではの家庭や地域と協働した学校運営について研究します。

現状（令和3年度末）	令和5年度目標	令和4年度	令和5年度
◆地域と協働した学校運営の検討	◆学校運営の検証	検証	検証
	令和8年度末の目標		
	◆練馬区ならではの地域と協働した学校運営の方針の策定		

3 子どもたちが身近な地域社会で様々な体験学習ができる環境を整えます。

練馬区では、全ての小・中学校で、各教科や総合的な学習の時間等の中で身近な地域社会と連携した体験学習に取り組んでいます。体験学習は、学ぶことの楽しさや達成感を通じて主体的に学習に取り組む能力を身に付ける上で有効です。

また、家庭や地域の人々と共に子どもたちを育てていくという視点に立ち、身近な地域と連携して教育活動を行うことは、学校内外を通じた子どもたちの生活の充実と活性化につながります。

引き続き、子どもたちが人との関わりを大切にしながら、自立して社会を生きていく力を育むことができるよう、地域行事やボランティア活動への参加など、体験活動の機会を増やしていきます。また、子どもたちが地域の特色・伝統文化への理解を深め、地域に対する愛着や誇りを持つことができるよう取組を推進します。

(1) 地域行事への参加の促進

- 各小・中学校の全ての教育活動において、実践的・体験的に学ぶ企画を適切に設定し、実感や共感を伴った学習成果を得られるよう工夫していきます。
- 青少年育成地区委員会の活動の活性化と地区の活動に応じた事業運営を支援するため、委員等への研修会や青少年委員会による地域懇談会の充実を進めます。
- 青少年育成地区委員会および青少年委員会と学校の連携を強化し、地域の特色を活かした事業を進めていきます。

また、児童・生徒が、様々な事業の企画運営に参加できるよう支援していきます。

現状（令和３年度末）	令和８年度末の目標
◆青少年育成地区委員会 ・青少年育成地区委員会委員・指導員全体研修会開催（２回） ・青少年育成地区委員会主催の委員研修会開催（１０回） ◆青少年委員会による地域懇談会（学校代表・ＰＴＡ代表・青少年育成地区委員代表等）の開催（６ブロック）	◆青少年育成地区委員会 ・研修会の実施および内容の充実 ・研修会の実施回数の増および内容の充実 ◆地域懇談会の実施および内容の充実

（２）伝統・文化への理解の促進

- 児童・生徒が地域や日本の伝統・文化への理解を深め、郷土や国に対する愛着や誇りを持つことができるよう、区独自の地域教材を活用するなど、各小・中学校の創意工夫により、特色ある教育活動を推進します。
- 国語・社会・道徳等の複数の教科において、それぞれの教科の学習内容に則して地域や日本の伝統・文化に触れる学習機会を設けるとともに、相互に関連付けながら学ぶ教科横断的な学習を実施しています。

また、専門家派遣事業²⁶等も活用し、子どもたちが伝統芸能や伝統的な技術などに接する場を設け、地域や日本の伝統・文化への理解の促進を図ります。

現状（令和３年度末）	令和８年度末の目標
◆日本の伝統・文化について、国語、社会、道徳等の複数の教科で相互に学習内容を関連付けながら学ぶ教科横断的な学習の実施 ◆総合的な学習の時間の中で、学校の特色に応じて映像文化、地場野菜等に関する学習の実施	◆日本の伝統・文化に加え、練馬の文化財や伝統工芸について、ICTを活用して調べる学習を全小中学校で実施 ◆学校の特色に応じて、専門家を講師とした、映像文化、地場野菜、伝統文化等に関する体験学習の充実 ◆練馬の伝統工芸について紹介する映像資料を作成し、デジタル教材として活用

²⁶ 小学校・中学校等に芸術家・実演家等を派遣し、講話、実技披露、実技指導等を実施することにより、子どもたちの豊かな創造力・想像力や思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化・芸術の創造に資することを目的とした国等による事業。

(3) 農業者と連携した体験学習の充実【アクションプラン掲載事業】

- 練馬区の特色である、都市農業を生かした体験学習を小学校で拡充します。
- 都市農業の教育活動への活用を推進するために、小学校における学習モデルを作成します。希望する小学校には農業者を紹介するなどのマッチングを行い、令和5年度までに全区立小学校において農業者と連携した体験学習を充実します。

現状（令和3年度末）	令和5年度目標	令和4年度	令和5年度
◆農業者と連携した体験学習の実施	◆充実	充実	充実
◆学習モデルの作成	令和8年度末の目標		
	◆農業者と連携した体験学習の充実		

(4) 校外学習の見直し・充実【アクションプラン掲載事業】

- 校外学習の安全な実施とともに少年自然の家の老朽化等を踏まえ、校外学習（移動教室・臨海学校）や校外学習施設のあり方等の見直し・充実に向けた検討を進め、方針を策定しました。令和4年度から本方針に基づき、中学1年生を対象とした臨海学校を廃止し、夏季イングリッシュキャンプを新たに実施します。また、小学生を対象とした都市農業を活かした体験学習を拡充します。
- 小学5・6年生移動教室は、令和4年度に体験活動がより充実した内容になるよう検討を行い、令和5年度を目途に検討結果に基づき実施します。
- 建築後51年となる下田少年自然の家は、臨海学校の廃止とともに、改築を含めた今後の維持管理に必要な費用等について総合的に検討した結果、令和4年度末をもって廃止します。

現状（令和3年度末）	令和5年度目標	令和4年度	令和5年度
◆方針の策定	◆新方針に基づく校外学習の実施	実施	実施
◆夏季イングリッシュキャンプの検討【再掲】 中学1年生	◆実施	試行	実施
◆農業者と連携した体験学習の実施【再掲】 小学生	◆充実	充実	充実
	令和8年度末の目標		
	◆小学5・6年生の新たな体験活動の実施		

その他の取組

1	大学との連携の強化	○ 教員を目指す学生に対し、インターンシップ（就業体験）を今後も積極的に実施し、大学との連携を推進します。 ○ 区立小・中学校において放課後学習の補助や部活動の指導等を行う学生ボランティアの募集を拡大します。
2	交通安全教育の推進	○ 自転車の安全な利用の仕方および安全な歩行等について、定期的な安全指導のほか、保護者の協力を得て開催する交通安全教室などを通して徹底を図ります。
3	情報モラル教育の推進	○ 全区立小・中学校において、児童・生徒および保護者を対象としたインターネットや携帯電話等の使用に関する情報モラル講習会を実施します。
4	学校安全安心ボランティア事業の推進	○ 保護者や地域住民に、小学校において来校者への声かけなどのボランティア活動をしてもらうことにより、児童の安全性を高めるとともに、ボランティアと児童との交流を促進します。
5	緊急時連絡体制の整備	○ 緊急時における多様な連絡手段を確保するため、区立の小・中学校、幼稚園、学童クラブおよび保育所等の保護者を対象とする緊急一斉メール連絡網の登録者数をさらに増やし、学校と保護者との連絡体制の充実を図ります。
6	防災教育の推進	○ 各学校において、児童・生徒の発達段階に応じて危機管理意識を向上し、実践力を身に付けられるよう計画的な防災指導を行うとともに、学校防災計画を定期的に見直していきます。
7	学校応援団・開放等事業の推進	○ 学校応援団と協働し、学校開放事業などの地域の人材を活かした事業を進めるほか、学校施設の積極的な地域活用を図ります。

8	練馬型放課後児童対策事業「ねりっこクラブ」の推進	○ 小学校の施設を活用して、「学校応援団ひろば事業」と「学童クラブ」それぞれの機能や特色を生かしながら、事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」を実施しています。保育を必要とする児童を対象とした「ねりっこ学童クラブ」と、実施校の児童であれば誰でも利用できる「ねりっこひろば」があり、児童の成長などにあわせて選択することができます。全ての小学生が安全で充実した放課後や長期休業を過ごすことができる環境を整備するため、「ねりっこクラブ」の早期全校実施を目指します。
9	青少年の育成と活動の機会の提供	○ 青少年が様々な年齢の人と交流し、実際の体験を通して自立心や社会性を養えるよう、活動の機会と場を提供します。また、将来的に地域活動を担うことができる取組を、地域の団体と連携して行っています。 ○ さらに、若者が企画・運営に携わる事業も増やします。
10	学校経営計画に基づく学校経営の充実	○ 各学校において、家庭および地域の意見や要望を踏まえて策定した学校経営計画に基づき、組織的、計画的、継続的な教育活動を展開し、学校運営を改善・充実させていきます。
11	学校評議員制度を活用した学校経営の改善	○ 各学校において、学校評議員等による学校評価を適正に実施した後、成果や課題、改善策を家庭や地域に対して公表し、理解と協力を得ることで、信頼される学校づくりを進めています。

取組の視点3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

子どもたちが、生まれ育つ環境や障害の有無に関わらず、等しく公平に、質の高い教育が受けられる環境を整えることが大切です。

いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害です。また、不登校などにより、子どもたちが夢や目標に向かって学ぶ機会が失われることがあってはなりません。迅速で的確な対応が必要です。

重点施策1 いじめ・不登校などへの対応

取組内容および主な取組

1 いじめ・不登校などに対して、未然防止・早期対応につながる効果的な取組を学校、教育委員会、関係機関が一体となって進めます。

いじめ問題への対応にあたっては、いじめは人間として絶対に許されない人権侵害であることを基本姿勢とし、未然防止・早期発見・早期対応が重要であるという認識のもと、「練馬区教育委員会いじめ問題対策方針」を策定しています。この方針に基づき、学校（園）、保護者、地域、教育委員会が連携して、いじめの防止に向けた対策を一層推進していきます。

平成31年4月に、「練馬区教育委員会 不登校対策方針」を改定しました。方針では「一人ひとりの状態に寄り添う、一人ひとりの自立を助ける、一人ひとりを人や社会につなげる」ことを理念として引き続き掲げています。不登校はどの児童・生徒にも起こり得るものです。また、不登校に至った要因や不登校が継続している理由は一人ひとり異なります。学校の欠席をきっかけとして児童虐待が明らかになる場合があります。不登校の児童・生徒には、適応指導教室²⁷などにより学校復帰を支援していますが、今後は、一人ひとりの状況に応じた対応の充実が必要です。方針に示した、不登校の未然防止、初期対応、再登校支援、社会につながる支援の4つの柱ごとに、学校、教育相談、スクールソーシャルワーカー²⁸、適応指導教室が連携して不登校対策を充実させていきます。

²⁷ 不登校の児童・生徒に対して、学校とは別の場所で学習支援・心理面談・集団活動などを行う事業。

²⁸ 児童・生徒の家庭環境による問題に対処するため、子ども家庭支援センターや総合福祉事務所等関係機関との連携や、教員の支援を行う福祉の専門職。（学校教育支援センターに配置）

（１）教育相談体制の充実

- 心のふれあい相談員²⁹の全校配置を継続するとともに、研修を通じて教職員の専門性を高め、引き続き校内相談体制の充実に努めます。
- 学校教育支援センターを教育相談の拠点とし、学校教育支援センター（教育相談室、適応指導教室）、学校、子ども家庭支援センター、こども発達支援センター、総合福祉事務所、保健相談所などの関係機関の連携を推進します。
- 区内４か所の教育相談室（練馬、光が丘、関、大泉）において、今後も、教育相談体制の充実に努めます。

現状（令和３年度末）	令和８年度末の目標
◆心のふれあい相談員 全校配置	◆継続実施
◆教育相談室４所で実施 （練馬・光が丘・関・大泉）	◆継続実施
◆ICT を活用した相談支援（オンライン教育相談）の実施	◆継続実施

（２）いじめ撲滅に向けた取組の強化

- あらゆる学校関係者がいじめについて考え、「いじめをしない」「いじめを許さない」気運を高めていくための各学校における取組を推進するとともに、いじめ防止の実践事例を発表する「練馬区教育実践発表会」等の内容を充実させます。
- いじめはどの児童・生徒にも、どの学校（園）にも起こり得るとの認識のもと、子どもの細やかな状況把握に努めるとともに、いじめが発生した場合は速やかに組織的対応を行います。
- 「学校いじめ対策推進教員」を校内に配置し、学校のいじめ対応に関する組織力の向上を図ります。
- 「いじめ防止対応研修会」を開催し、学校いじめ対策推進教員やいじめについての課題を抱える学校の教員を対象に、対応力を高める研修を行います。
- 平成２８年に策定した「ＳＮＳ練馬区ルール」に基づき、携帯電話やインターネットによるいじめの未然防止を徹底するとともに、「ＳＮＳ学校ルール」や「ＳＮＳ家庭ルール」づくりについて啓発していきます。
- 「いじめ防止研修資料」等の活用を啓発し、いじめ防止に関する校内研修の充実を図ります。
- 子どもたちの相談環境の整備のため導入したいじめ対応アプリ「ねりまホッと アプリ」の活用を進めるなど、子どもたちのＳＯＳをキャッチしやすい相談環境を引き続き整備します。

²⁹ スクールカウンセラーの職務を補完する有償ボランティア。

現状（令和３年度末）	令和８年度末の目標
（※令和２年度実績） ◆いじめの認知件数 542 件 うち解消件数 474 件 ◆解消率 87.5%	◆解消率 90%以上

（３）不登校対策の一層の推進

- 令和２年度末における不登校の児童・生徒数は 1,012 名でした。不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童・生徒にも起こり得るものとの認識のもと、こうした子どもたちを支援するため、保護者・教員への助言、家庭訪問、家庭・学校・関係機関のネットワークの構築などを担うスクールソーシャルワーカーを配置し、不登校の児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、不登校児童・生徒の状況も多様化しています。このため、ICT 機器の活用を進めるなど、不登校児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細かな支援を行います。

また、令和３年度から令和４年度にかけて実施する不登校に関する実態調査結果を踏まえ、機器の活用を進めるなど不登校児童・生徒一人ひとりに応じた学習機会の保障を図り、不登校対策を見直します。

２ 早い段階から専門的知識をもつ人材を活用して、いじめ問題の解決にあたります。

いじめ問題は初期対応が極めて重要であり、対応を誤ると問題解決が長期化・困難化する懸念があります。そこで、令和３年度から導入したスクールロイヤー制度³⁰を活用し、教員に初期対応への的確な助言を行うなど、弁護士の専門的知識や経験により、学校を支援していきます。

また、教員向けの研修を実施し、いじめの問題について教員の対応力の向上と意識啓発を図ることで、事態の重大化、長期化を防止します。

³⁰ 学校で発生する様々な問題について、子どもの最善の利益を念頭に置きつつ、教育や福祉等の視点を取り入れながら、法的観点から継続的に学校に助言を行う弁護士（スクールロイヤー）を配置する制度。

(1) スクールロイヤー制度の活用

- 令和3年6月に4地区に分け（練馬、光が丘、石神井、大泉）、それぞれに1名の担当弁護士を配置しました。学校からの相談に適切な判断と迅速に対応できる体制を構築しています。
- 区立小・中学校長・園長等を対象とした、学校（園）における法律問題への対応に関する研修を実施します。

現状（令和3年度末）	令和8年度末の目標
◆スクールロイヤー4名配置	◆スクールロイヤーへの早期相談によるいじめ問題の早期解決の推進
◆学校（園）における法律問題への対応等に関する研修（2回）	◆スクールロイヤーによる児童・生徒へのいじめの防止対策に関する出前授業および教員研修の実施（4回）

3 不登校児童・生徒の学習機会を保障するため、適応指導教室を充実するとともにICT機器の活用を図ります。

適応指導教室では、不登校児童・生徒の心の安定を図るための相談活動や体験活動、小集団学習などの学習支援を通じ、学校復帰や社会的な自立ができるよう、一人ひとりにきめ細かく対応しています。引き続き、適応指導教室を充実していきます。

また、今後は、適応指導教室に登録していない児童・生徒や、適応指導教室に登録していても通室できない児童・生徒など、一人ひとりの状況に応じた対応を充実する必要があります。こうした不登校の児童・生徒への学習機会を保障するため、ICT機器を活用した学習支援を充実します。

(1) 適応指導教室の充実

- 民間施設を借り上げ、令和3年3月に新たに上石神井に適応指導教室を開設しました。継続的な事業運営のため、区立施設移転後の跡施設の有効利用についても引き続き検討します。

現状（令和3年度末）	令和8年度末の目標
◆適応指導教室 2所で実施（光が丘・上石神井）	◆継続実施・指導協力員の配置 ◆適応指導教室（上石神井）の区立施設の跡施設への移転

(2) ICT を活用した相談・学習支援の実施【アクションプラン掲載事業】

- 児童・生徒に配備されたタブレットパソコン等を利用して、令和3年度に開始したオンライン相談に加え、学習指導協力員による不登校児童・生徒への学習支援を新たに開始します。

現状（令和3年度末）	令和5年度目標	令和4年度	令和5年度
◆ICTを活用した相談・学習支援の一部実施 （中学生対象学習支援アプリの導入）	◆相談・学習支援の実施	開始	実施
	令和8年度末の目標		
	◆継続実施		

4 不登校児童・生徒の実態を詳細に調査し、より効果的な不登校対策に取り組めます。

不登校児童・生徒への対応にあたっては、「一人ひとりの状態に寄り添う、一人ひとりの自立を助ける、一人ひとりを人や社会につなげる」を理念として掲げた「練馬区教育委員会不登校対策方針」に基づき、様々な課題を抱える子どもへのサポート体制の充実を図ってきました。不登校児童・生徒数は増加していることから、不登校に関する実態調査を行い、調査結果を踏まえ、より効果的な不登校対策に取り組めます。

(1) 不登校対策の見直し【アクションプラン掲載事業】

- 令和3年度から4年度にかけて不登校の実態や児童・生徒をとりまく環境を把握する調査を実施します。
- 調査結果とこれまでの取組について分析と検証を行い、不登校対策を見直します。

現状（令和3年度末）	令和5年度目標	令和4年度	令和5年度
◆不登校実態調査（追跡調査）の実施	◆不登校対策の見直し	実態調査 （支援環境調査） 分析	見直し
	令和8年度末の目標		
	◆不登校に関する実態把握調査の結果を踏まえた施策の実施		

重点施策 2 さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援

取組内容および主な取組

1 家庭環境などにより、様々な問題を抱える子どもたちや家庭に対し、福祉や保健などの関係機関が相互に協力して、一人ひとりにあった生活支援や学習支援を行います。

経済面や健康面などの様々な課題を抱えている家庭の子どもへの支援を充実します。生活困窮世帯の児童・生徒の保護者に対して、学用品・通学用品費などを援助する就学援助制度により支援するとともに、中学3年生を対象として、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送ることができるよう、基礎学力の定着を目的とした学習支援を行います。

近年、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている「ヤングケアラー」と呼ばれる子どもへの対応が課題となっています。ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるため、実態調査や啓発、研修に取り組みます。また、教育、子育て、福祉などの各部門が連携した相談・支援体制を充実します。

(1) 就学援助の実施

- 就学援助制度は、国立および公立の小学校もしくは中学校に在学している児童・生徒のうち、経済的理由により義務教育を受けることが困難な児童・生徒の保護者に、学用品・通学用品費などを援助することによって、教育の機会均等を図ることを目的としています。援助の支給対象者は、生活保護法第13条に定める教育扶助費を受けている保護者および教育委員会がこれに準ずると認定した保護者です。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、申請期限の延長、支給対象月の拡充（遡及適用）、お知らせ配布回数の増加を特例対応として実施しました。

現状（令和3年度末）	令和8年度末の目標
◆就学援助の実施	◆継続実施

(2) 学習支援事業「中3勉強会」の実施【アクションプラン掲載事業】

- 経済的支援を必要とする家庭に育つ中学3年生を対象に、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送ることができるよう、基礎学力の定着と高等学校等の受験を目的とした学習支援を行います。

現状（令和３年度末）	令和５年度目標	令和４年度	令和５年度
◆中３勉強会の実施（７か所） 年間８０回 （令和３年度利用者数２６５名）	◆実施 年間８０回	実施	実施
	令和８年度末の目標		
	◆継続実施		

（３）ヤングケアラーへの支援の充実【アクションプラン掲載事業】

- 社会的認知度が低く、周囲が気付きにくいヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるため、区立学校の児童・生徒や教員等への実態調査や啓発、研修に取り組みます。また、個々の家庭状況に応じて、教育、子育て、福祉、医療、保健、介護等の関係機関が連携して取り組む相談・支援体制を充実します。

現状（令和３年度末）	令和５年度目標	令和４年度	令和５年度
◆実態調査の一部実施	◆実態調査の 実施	実施	実施
◆啓発、研修の一部実施	◆啓発、研修の 実施	実施	実施
◆相談・支援体制の検討	◆相談・支援体 制の充実	検討・充実	実施
	令和８年度末の目標		
	◆相談・支援の充実		

２ 外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびその家庭への支援を充実します。

外国人の子どもの保護者には、就学義務は課されていませんが、子どもたちの就学の機会を確保する観点から就学状況を把握しておくことが重要です。令和４年２月時点で、住民登録のある外国人児童・生徒９４８名のうち、およそ９割の８３０名は公立学校や外国人学校等に就学していることを把握しています。今後も、日本人児童・生徒と同様に、外国人児童・生徒に対して就学案内を行い、就学の機会を確保します。

また、区立小・中学校に通学する児童・生徒には、日本語等指導講師を学校に派遣するなどの支援を行っていますが、文化や教育に関する価値観の違いにより、保護者も含め、学校生活に対する理解が不足している場合もあります。関係機関と連携し、支援の充実について検討を進めます。

(1) 就学案内や就学先確認の充実

- 新小学1年生と新中学1年生に対し、区立学校への入学意思を確認する通知を送付します。
- 在学年の児童・生徒に対し、住民票の異動手続きを行う際に、区立学校への入学意思を確認します。
- 在学年の就学先不明者に対し、就学先を確認する通知の回数を増やします。
また、通知文書の多言語化を進めます。

現状（令和3年度末）※見込み	令和8年度末の目標
◆区立学校への入学意思を確認する通知を送付（延べ231件） ◆転入手続き時に区立学校への入学意思を確認した件数（70件） ◆就学先を確認する通知を送付（延べ114件）	◆継続実施

(2) 日本語等指導講師派遣の実施

- 日本語の習得が不十分で学習に支障がある海外帰国児童・生徒および外国籍児童・生徒等を対象に、日本語への不安を取り除き、学校生活への適応を図るために、小・中学校に日本語等指導講師を派遣し、個別指導を行います。

現状（令和3年度末）※見込み	令和8年度末の目標
◆個別指導の実施 指導を行った児童・生徒数 小学校：75人 中学校：21人	◆継続実施

重点施策3 障害のある子どもたちなどへの支援

取組内容および主な取組

1 子どもたちや教員が障害に対する理解をより深めるよう、取組を充実します。

障害の有無に関わらず、誰もが互いに尊重し合い、多様なあり方を認め合う社会を実現するために、学校教育においても障害理解を深める取組を進めます。

子どもたちに対しては、相互理解を深めることで一人ひとりの「心のバリアフリー」の実現を目指します。教員に対しては、特別支援教育に関する研修を実施するなど専門性の向上を図っていきます。

(1) 障害に対する理解の促進

- 交流および共同学習を充実することで、障害がある子どももいない子どもも、互いを理解し、他者への共感や思いやりの心の育成を図ります。
- 副籍制度³¹の実施にあたっては、ICT を活用したオンラインでの交流など、多様な手法により、交流活動を推進します。
- 障害のあるスポーツ選手を招いた特別授業や、障害疑似体験などを実施します。
- 東京都教育委員会が発行する人権教育プログラム（学校教育編）等を活用し、人権課題「障害者」に関する教科横断的な授業実践や教員研修の充実を図ります。

現状（令和3年度末）	令和8年度末の目標
◆副籍制度を活用した交流活動の推進	◆副籍制度を活用した交流活動の充実

(2) 教員の専門性の向上

- 特別支援教育に関する専門性向上に向けた研修の充実を図ります。
- 教員が特別な支援の必要な児童・生徒の対応について一人で抱え込むことのないよう、校内で課題を共有し、学校全体で支える校内体制を構築します。

³¹ 都立特別支援学校に在籍している児童・生徒が、居住する地域の区立小・中学校に副次的な籍（副籍）を持ち、学校行事や学習活動への参加等を通じて区立小・中学校の児童・生徒との交流を図る制度。

現状（令和３年度末）	令和８年度末の目標
◆障害種別ごとの特別支援教育研修の実施 ◆子どもたちの学びの指針となる段階的学習目標を示した「ステップシート」の作成およびシートを活用した研修の実施	◆研修の充実

２ ICT 機器を活用して、障害のある子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援や子どもたち同士の交流を進めます。

障害の状態や特性等に伴う学びにくさは、多様かつ個人差が大きく、個別最適な学びが必要です。ICT 機器を活用することで、障害の特性に応じた個別指導が可能となります。

また、障害のある子どもとない子どもが、学校教育の一環として活動を共にする、交流および共同学習の機会を設けることは、相互理解を深め、互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となります。交流をする際に、対面による交流だけでなく、ICT 機器等を活用した交流を進めていきます。

（１）ICT を活用した学習支援および子どもたち同士の交流の推進

- 令和２年度に、特別支援学級に大型提示装置（電子黒板）や実物投影機、教室用パソコン等を配備しました。また、全区立小・中学校の児童・生徒に対し、一人一台のタブレットパソコンの配備を完了しました。
- 大型提示装置を使用し、視覚的なサポートをした効果的な授業を実施します。
- タブレットパソコンでデジタル教材の拡大や読み上げ機能を活用する等、障害の特性に応じた活用を進めていきます。
- 特別支援学校に通う子どもたちと、ICT 機器等を活用した交流活動を進めていきます。

現状（令和３年度末）	令和８年度末の目標
◆障害特性に応じた ICT 機器を活用した授業の実践	◆障害特性に応じた ICT 機器を活用した授業の充実

3 医療的ケアをはじめ特別な支援が必要な子どもと家庭に対し、保育・教育・福祉・保健などの関係機関が一体となって、切れ目のない支援を行います。

特別な配慮を必要とする幼児・児童・生徒の教育に関しては、一人ひとりのニーズに応じた支援を行うための体制づくりとともに、障害のある子どもとない子どもが互いに助けあえる環境の整備が必要です。

校内外の支援体制を充実させることにより、特別支援教育を推進する教育環境の充実を図り、一人ひとりの障害の種別や程度、発達段階に応じたきめ細かな指導を行っていきます。

区では、就学前から学齢期へ切れ目のない支援体制を確立するため、「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針（平成 29 年 5 月）」を策定しました。

また、令和 3 年 6 月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立しました。医療的ケア児が増加する中で、その実態が多様化しており、医療的ケア児の一人ひとりの心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要です。現行の支援方針を見直し、医療的ケア児・障害児など特別な支援が必要な子どもに対する新たな方針策定に着手します。

（1）学校等における医療的ケア児への新たな支援方針の策定

【アクションプラン掲載事業】

- 平成 29 年に「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針（以下、「支援方針」）」を策定し、たんの吸引や導尿などの医療的行為が必要な子どもが、区立学校や保育園、幼稚園等に通うことができるよう、国に先行して医療的ケア児への支援の充実を図ってきました。
- 現行の支援方針を見直し、医療的ケア児に対する新たな方針を策定するとともに、訪問看護ステーションとの協働による、練馬区ならではの支援体制を確立します。

現状（令和 3 年度末）	令和 5 年度目標	令和 4 年度	令和 5 年度
◆「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」の検証	◆医療的ケア児への新支援方針の策定、実施	策定	実施
◆保育園、学校、学童クラブにおいてモデル事業として訪問看護ステーションによる医療的ケアの導入	令和 8 年度末の目標		
	◆新支援方針による訪問看護ステーションとの協働によるケアの実施		

(2) 支援が必要な子どもたちへの教育環境の整備

- 就学にあたって支援が必要な子どもたちに、ふさわしい学習環境を提案するため、就学相談を行っています。令和2年度から、区ホームページからの相談申込を開始しました。令和3年度からは、中学校の就学相談で、一部書類による審査を導入しました。この取組を検証し、相談者に対して就学先を早期に提案できるよう取り組みます。
- 令和元年度に全区立小・中学校に特別支援教室³²の設置が完了し、児童・生徒が在籍校で指導を受けることができるようになりました。
- 平成30年度から暫定的に開設した関町小学校の言語障害学級は、令和4年4月から関町北小学校へ移転し、引き続き指導を行います。
- 特別支援学級の学校間の在籍児童・生徒数の偏在を少なくするための検討に着手します。

現状（令和3年度末）	令和8年度末の目標
◆就学相談の申込方法の見直しおよび書類審査の導入 ◆特別支援教室等の設置 【特別支援教室設置校】 ・全小・中学校 【特別支援学級設置校】 ・関町小学校から関町北小学校へ言語障害学級の移転完了 ・小学校24校（知的障害学級・難聴学級・言語障害学級・弱視学級） ・中学校10校（知的障害学級・難聴学級・弱視学級）	◆就学相談の効率化による就学先の早期決定 ◆需要数や地域バランスを踏まえ、特別支援学級在籍児童生徒数の偏りの是正

³² 通常の学級に在籍する知的障害のない発達障害または情緒障害の子どもに対して指導を行うため、各学校内に設置する教室。拠点となる学校から専任の教員が巡回して指導を行う。

(3) 校内外の協働による支援の実施

- 特別な支援を要する子どもたちの状況に合わせた指導を行うため、特別支援学級等の入級手続きにおいて校内委員会の PDCA サイクルを活用し、支援内容を検討します。
- 児童・生徒に一貫した指導を行えるよう、校内委員会は校内の多様な人材（スクールカウンセラー、心のふれあい相談員、学校生活支援員³³、特別支援教室専門員³⁴など）を的確に活用するとともに、校外の専門機関（特別支援学校など）との連携を図ります。
- 都立特別支援学校の教員が行う区立小・中学校の巡回相談等により、校内環境の整備や支援方法に関する助言を受けるなど、校外の専門機関と連携した取組を引き続き実施します。

現状（令和3年度末）	令和8年度末の目標
◆全校に校内委員会と特別支援教育コーディネーターを設置 ◆必要に応じて学校生活支援員を配置	◆継続実施 ◆継続配置

³³ 小・中学校における配慮を要する児童・生徒に対して食事、排泄、教室の移動補助等学校生活上の介助や、学習活動上のサポートを行う職員。

³⁴ 巡回指導教員や特別支援教育コーディネーター、在籍学級担任等との連絡調整および個別の課題に応じた教材の作成、児童・生徒の行動観察や記録を行う職員。児童・生徒の行動観察を行い、障害の状態を把握し、巡回指導教員・在籍学級担任等に指導上の配慮について助言する。

Two overlapping light green circles, with the larger one on the left and a smaller one on the right.

第4章

A horizontal light green bar with a slight gradient.

資料編

1 教育振興基本計画（平成 30 年度～令和 3 年度） 目標達成状況

取組の視点 1 教育の質の向上

重点施策 1 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実

主な取組	現状 (平成 28 年度末)	令和 3 年度末の目標	達成状況 (令和 3 年度末)
私立幼稚園・私立保育所等への助成	◆私立幼稚園の運営・施設整備に対する補助を実施 ◆私立保育所等の運営・施設整備に対する補助を実施	◆継続実施	◆私立幼稚園の教育環境整備に対する支援の実施 ◆私立保育所等の運営・施設整備に対する補助の実施
私立幼稚園等園児保護者負担の軽減	◆平成 28 年度補助対象人員 ・入園児保護者補助金 3,399 人 ・就園奨励費補助金 4,437 人 ・園児保護者負担軽減費補助金 109,040 人	◆継続実施	◆継続実施（※令和 2 年度実績） ・入園児保護者補助金 3,209 人 ・園児保護者負担軽減費補助金 延 92,525 人 ・施設等利用給付費 延 85,383 人 ・副食費に係る補足給付費 延 1,250 人
区立幼稚園の在園児預かり保育事業の実施	—	◆預かり保育の実施・継続	◆預かり保育の実施・継続
幼保小連携の推進	◆研修・懇談等の実施 ◆保護者向けリーフレットの発行 ◆「(仮)ねりま接続期プログラム」の検討	◆各事業の継続、拡充 ◆保護者向けリーフレットの継続発行 ◆「(仮)ねりま接続期プログラム」の策定 ◆「(仮)ねりま接続期プログラム」を教員研修や授業等で活用	◆研修・懇談会等の実施 ◆保護者向けリーフレットの周知 ◆「ねりま接続期プログラム」の策定 ◆「ねりま接続期プログラム」を研修や授業等で活用 ◆外国籍児童・保護者向け入学ガイドブックの作成
小中一貫教育の推進	◆全校で小中一貫教育を実施	◆小中一貫教育の取組の推進・発展	◆全校で小中一貫教育を実施 ・毎年度 7～9 グループを研究発表グループとして指定 ・研究成果の発表を実施 ◆各グループにおいて義務教育終了時の目標とする生徒像を定めた授業プログラムの研究・実践

2校目の小中一貫教育校の設置	◆旭丘・小竹地域における今後の対応方針（案）の策定	◆小中一貫教育校設置に向けた調整	◆小中一貫教育校設置に向けた調整
人権教育の推進	◆人権教育全体計画に基づく、人権教育の推進 ◆人権教育プログラム（学校教育編）を活用した各校における校内研修の実施 ◆人権教育推進委員会を設置し、研究授業等を実施	◆人権教育全体計画に基づく、人権教育の推進 ◆人権教育プログラム（学校教育編）を活用した校内研修の充実 ◆人権教育推進委員会での研究授業等の充実	◆人権教育全体計画に基づく、人権教育の推進 ◆人権教育プログラム（学校教育編）を活用した各校における校内研修の実施 ◆人権教育推進委員会による研究授業等の実施 ・年間5回（うち3回は幼稚園、小学校、中学校における研究保育および研究授業）
道徳教育の推進	◆各学校における「特別の教科 道徳」の施行に向けた先行実施	◆検定教科書を用いた、全ての学校での「特別の教科 道徳」の特質を踏まえた授業の展開	◆検定教科書を用いた、全ての学校での「特別の教科 道徳」の特質を踏まえた授業の展開 ◆年間指導計画および別葉の作成による「考え議論する道徳」の充実
A L T（外国語指導助手）を活用した指導体制の充実	◆小学5・6年生の外国語活動および中学1～3年生の外国語科の授業において、週1回A L Tを活用	◆小学3・4年生の外国語活動への活用を含めたA L T指導体制の充実	◆A L T指導体制の充実 ・小学校3・4年生 各学級に35時間 ・小学校5・6年生 各学級に70時間 ・中学校全学年 各学級に35時間 ※小学校については全授業時数への配置を実現
生徒の英語力向上の推進	—	◆中学校卒業時点で英検3級以上を取得した生徒の割合50%以上	◆中学校卒業時の英語力指標 ・英検3級相当率 70.3% ◆英語4技能検定の実施（中学2年生） ・全中学校 ◆夏季イングリッシュキャンプの検討

学校体育等の充実	◆体力向上検討委員会の開催 ◆東京都事業「アクティブライフ研究実践校」(小学校)および「スーパーアクティブスクール」(中学校)の指定 ◆小学校児童の体力向上のための取組 ◆東京都事業「アクティブスクール」による中学校生徒の体力向上のための取組	◆体力テストにおける東京都の合計点の平均と区の平均との有意差の減少	◆体力向上検討委員会の開催 ・年 10 回の開催 ・取組内容をまとめたリーフレットの作成および区内全教員への配付 ◆東京都事業「国際的なスポーツ大会を契機とした体力向上事業」による体力向上のための取組の実施 ・取組内容をまとめたリーフレットの作成および区内全教員への配付
児童・生徒の食育の推進	◆食育推進チームの設置 ・全校 ◆区内地場産物使用平均日数 ・小学校 48.5 日 ・中学校 48.9 日	◆食育推進チームの設置 ・全校 ◆区内地場産物使用平均日数 ・小学校 54 日 ・中学校 54 日	◆食育推進チームの設置、指導 ・全校 ◆区内地場産物使用平均日数 (※平成 29 年度～令和 2 年度平均) ・小学校 56.9 日 ・中学校 55.2 日
ICT 教育の推進	◆ICT 活用研修会を年間 2 回実施 ◆有線 LAN を始めとする ICT インフラの整備 ◆教育 ICT 機器整備モデル校指定(小学校 4 校、中学校 2 校)	◆ICT 推進リーダーによる各校の研修体制の整備 ◆大型提示装置(電子黒板)や教員用タブレット型端末の全校導入 ◆ICT の日常的な活用 ◆デジタル教科書、インターネットなどのデジタルコンテンツの活用	◆ICT 活用推進リーダー研修の実施 ◆全普通教室と一部の特別教室等への大型提示装置(電子黒板)、実物投影機、教室用パソコンの配備 ◆大型提示装置等を活用した授業の実施 ◆外国語の指導者用デジタル教科書の導入 ・全中学校 ◆インターネットなどのデジタルコンテンツを活用した授業の実施 ◆全児童・生徒へのタブレットパソコンの配備

学校図書館の機能強化	【学校図書館へのシステム導入校数】 ・小学校：5校 ・中学校：5校 【学校図書館への人的配置校数】 ・学校図書館管理員 小学校：17校 中学校：5校 ・学校図書館支援員 小学校：43校 中学校：24校	【学校図書館へのシステム導入校数】 ・全区立小・中学校 【学校図書館への人的配置校数】 ・全区立小・中学校 ・支援の充実	【学校図書館へのシステム導入校数】 ・全区立小・中学校 【学校図書館への人的配置校数】 ・学校図書館管理員 小学校：39校 中学校：21校 ・学校図書館支援員 小学校：26校 中学校：12校
------------	---	--	---

重点施策2 教員の資質・能力の向上

主な取組	現状 (平成28年度末)	令和3年度末の目標	達成状況 (令和3年度末)
教員研修の充実	◆対象、内容を見直し新たな教育課題にも対応した研修の実施	◆新たな教育課題や次期学習指導要領に対応した研修の実施	◆新たな教育課題や次期学習指導要領に対応した研修の実施 ・異文化理解・多文化共生研修会の開催 ◆若手教員研修の実施 ・2年次・3年次教員への教育アドバイザー訪問の実施 ◆教育アドバイザーの配置拡大
教員の業務負担を軽減するための人的配置	◆部活動外部指導員の配置	◆教員を支援する人材の配置 ◆部活動で技術指導以外の活動も行える人材の配置	◆教員サポート人材の配置 ・スクール・サポート・スタッフ 全校 ・副校長補佐、学校経営補佐 31校 ◆部活動指導員の配置 3名
子どもと向き合うことができる環境整備	◆デジタル教材の一部利用	◆デジタル教材を活用した授業の実施	◆外国語の指導者用デジタル教科書の導入 ・全中学校
学校徴収金管理システムの導入	◆学校徴収金管理システムの導入検討	◆学校徴収金管理システムの運用	◆学校徴収金管理システムの運用

重点施策 3

学校の教育環境の整備

主な取組	現状 (平成 28 年度末)	令和 3 年度末の目標	達成状況 (令和 3 年度末)
学校施設の管理に関する計画の策定と改築の推進	◆基本計画の策定 ◆校舎等改築 ・完了 2 校 ・工事中 2 校 ・設計中 3 校	◆実施計画の策定 ◆校舎等改築 ・完了 7 校 ・工事中 3 校 ・設計中 4 校	◆実施計画の策定 ◆校舎等改築 ・完了 7 校 ・工事中 2 校 ・設計中 2 校
学校施設の改修	◆体育館空調設備整備 ・小・中学校 検討	◆体育館空調設備整備 ・平成 31 年度から概ね 10 年で全校に整備 ◆大型扇風機の全校導入	◆体育館空調設備整備 ・設置完了 計 41 校 ◆希望する全校への導入完了
区立学校の適正配置	◆新たな基本方針の検討	◆新たな基本方針の策定 ◆適正配置の推進	◆新たな基本方針の検討
ICT 環境の整備	◆有線 LAN を始めとする ICT インフラの整備	◆大型提示装置（電子黒板）や教員用タブレット型端末の全校導入 ◆ICT の日常的な活用 ◆デジタル教科書、インターネットなどのデジタルコンテンツの活用	◆全普通教室と一部の特別教室等への大型提示装置（電子黒板）、実物投影機、教室用パソコンの配備 ◆大型提示装置等を活用した授業の実施 ◆外国語の指導者用デジタル教科書の導入 ・全中学校 ◆インターネットなどのデジタルコンテンツを活用した授業の実施
学校施設と周辺区立施設の複合化	—	◆学校の改築時に施設の複合化を実施 ・周辺区立施設を可能な限り複合化	◆新たな小中一貫教育校（旭丘小学校・旭丘中学校）の整備にあわせて、栄町児童館、栄町敬老館を複合化 ※実施設計中

取組の視点 2 家庭や地域と連携した教育の推進

重点施策 1 家庭教育への支援

主な取組	現状 (平成 28 年度末)	令和 3 年度末の目標	達成状況 (令和 3 年度末)
家庭教育への支援	◆家庭教育講演会の開催 (平成 28 年度 4 回開催)	◆(仮称) 家庭教育支援事業検討会議を設置し、事業を実施 ◆「教育だより」に家庭への問題提起型の内容を盛り込む等の、情報発信方法のあり方の見直し ◆家庭教育講演会等の開催による家庭教育支援の充実	◆家庭教育支援事業推進会議の設置および事業の実施 ◆「教育だより」を刷新し、家庭教育に関する記事を充実 ◆家庭教育支援リーフレット「ネリまなび」による情報発信 ◆児童・生徒用タブレットパソコン等を活用した情報発信の検討 ◆保護者対象講演会の開催(令和 3 年度 8 講座 16 回開催)
関係機関の連携の強化	◆要保護児童対策地域協議会の個別ネットワーク会議、地域子ども家庭支援ネットワーク会議、実務者会議等の実施 ◆関係機関相互の連携強化による児童虐待の防止	◆継続実施 ◆継続実施	◆要保護児童対策地域協議会の個別ネットワーク会議、地域子ども家庭支援ネットワーク会議、実務者会議等の実施 ◆関係機関相互の連携強化による児童虐待の防止

重点施策 2 家庭・地域の力を活かした学校運営や教育活動の推進

主な取組	現状 (平成 28 年度末)	令和 3 年度末の目標	達成状況 (令和 3 年度末)
学校安全対策の拡充	◆区で実施している児童・生徒等の安全に関する施策および課題の整理	◆総合的な学校安全対策の推進	◆学校、保護者、地域との連携を強化した対策の実施
地域人材を活用した教育活動の推進	【学校・地域連携事業の実施校】 ・小学校 18 校 ・中学校 9 校 ・小中一貫教育校 1 校 計 28 校 (うち 22 校で地域未来塾を実施) 【学校サポーター登録制度】 登録開始	【学校・地域連携事業の実施校】 全幼稚園・小中学校・小中一貫教育校 (うち 70 校以上で地域未来塾を実施) 【学校サポーター登録制度】 登録者数 300 人以上	【学校・地域連携事業の実施校】 全幼稚園・小中学校・小中一貫教育校 (うち 79 校で地域未来塾を実施) 【学校サポーター登録制度】 登録者数 約 360 人

部活動支援の充実	【中学校】 ◆部活動の数 (生徒の入部率) ・運動部活動 265 部 (62%入部) ・文化部活動 195 部 (27%入部) ◆外部指導員の配置 ・運動部活動 212 人 ・文化部活動 142 人	【中学校】 ◆部活動の数については現状維持 ・部活動への入部率 (90~95%) ◆配置の継続	【中学校】 ◆部活動の数については現状維持 ※設定目標の見直し ◆外部指導員の配置 ・運動部活動 245 人 ・文化部活動 170 人
大学との連携の強化	◆区内小・中学校でプレ実習等を行う大学 2 校 ◆学生ボランティアの募集に協力する大学 10 校	◆区内小・中学校でプレ実習等を行う大学 3 校以上 ◆学生ボランティアの募集に協力する大学 15 校以上	◆区内小・中学校でプレ実習等を行う大学 3 校 ※設定目標の見直し
地域行事への参加の促進	◆青少年育成地区委員会 ・事業参加者数 約 80,000 人 ◆青少年委員会による地域懇談会（学校代表・PTA 代表・青少年育成地区委員代表等）の開催	◆青少年育成地区委員会 ・事業参加者数の増 ◆地域懇談会の継続実施	◆青少年育成地区委員会 ・事業参加者数 約 17,000 人 (新型コロナウイルス感染症の影響による事業の延期・中止等による) ◆青少年委員会による地域懇談会（学校代表・PTA 代表・青少年育成地区委員代表等）の開催（6 ブロック）
伝統・文化への理解の推進	◆国語、社会における、日本の伝統・文化に触れる学習の実施 ◆総合的な学習の時間の中で、学校の特色に応じてアニメ、地場野菜等に関する学習の実施 ◆専門家派遣事業について 8 校程度実施	◆日本の伝統・文化について、国語、社会、道德等の複数の教科で相互に関連付けながら学ぶ教科横断的な学習の実施 ◆継続実施 ◆専門家派遣事業について延べ 50 校以上実施	◆日本の伝統・文化について、教科横断的な学習を実施 ・令和 3 年度はオリパラ教育の一環として、歌舞伎入門プログラムや世界の民族楽器によるミニコンサートを実施 ◆「映像文化と教育の連携事業」として、総合的な学習の時間等を利用して、学校の特色に応じて映像文化、地場野菜等に関する学習を実施 ◆専門家派遣事業について 5 年間で、延べ 78 校実施

取組の視点3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

重点施策1 いじめ・不登校などへの対応

主な取組	現状 (平成 28 年度末)	令和 3 年度末の目標	達成状況 (令和 3 年度末)
教育相談体制の充実	◆心のふれあい相談員 全校配置 ◆教育相談室 4 所で実施 (練馬・光が丘・関・大泉)	◆継続実施 ◆継続実施	◆心のふれあい相談員 全校配置 ◆教育相談室 4 所で実施 (練馬・光が丘・関・大泉) ◆ICTを活用した相談支援 (オンライン教育相談) を実施
いじめ防止対策の推進	◆いじめの認知件数 745 件 - うち解消件数 652 件 ◆解消率 87.5%	◆解消率 90%以上	(※令和 2 年度実績) ◆いじめの認知件 542 件 - うち解消件数 474 件 ◆解消率 87.5% ※都平均 77.0%
不登校対策の充実	◆スクールソーシャルワーカー 6 名配置 ◆早期登校支援チームによる支援の検討 ◆適応指導教室の実施 ◆居場所支援事業の実施	◆スクールソーシャルワーカー 増員配置 ◆早期登校支援チームによる支援の実施・継続 ◆適応指導教室の充実 ◆居場所支援事業の継続実施	◆スクールソーシャルワーカー 16 名配置 ◆スクールソーシャルワーカーの地区担当制・学校担当制の実施により、新たに早期登校支援チームを組織することなく学校との連携により支援する体制を整備 ◆適応指導教室の充実 ・上石神井に新規開設 ・特別な支援を要する不登校児童・生徒への支援の拡大 (令和元年度対象年齢を 18 歳まで拡大。令和 2 年度定員を拡大。) ◆居場所支援事業の充実 ・上石神井に新規開設

重点施策2 生活困窮世帯などへの支援

主な取組	現状 (平成 28 年度末)	令和 3 年度末の目標	達成状況 (令和 3 年度末)
就学援助	◆就学援助の実施	◆継続実施 ◆入学準備費の入学前支給	◆就学援助の実施 ◆入学準備費の入学前支給を実施
学習支援事業（中 3 勉強会）の実施	◆学習支援事業（中 3 勉強会）の実施 ・平成 28 年度 利用者数 241 名	◆継続実施	◆学習支援事業（中 3 勉強会）の実施 ・令和 3 年度 利用者数 265 名

重点施策3 障害のある子どもたちへの支援

主な取組	現状 (平成 28 年度末)	令和 3 年度末の目標	達成状況 (令和 3 年度末)
就学相談の改善	◆就学相談の実施	◆「連携支援会議」の設置により関係機関との連携を強化	◆医療的ケア児への支援について、関係機関による支援会議を実施 ◆就学相談の申込方法の見直しおよび書類審査の導入
校内外の支援体制の整備	◆全校に校内委員会と特別支援教育コーディネーターを設置 ◆必要に応じて学校生活支援員を配置	◆継続実施 ◆校内委員会を中心に、巡回指導教員や特別支援学校教員など、校内外の専門性の高い人材から知識や技能を吸収して、専門性の高い支援を行う。 ◆保育園、学校、学童クラブで医療的ケアを実施	◆全校に校内委員会と特別支援教育コーディネーターを設置 ◆特別支援教育コーディネーター研修を実施 ・年間 2 回 ◆必要に応じて学校生活支援員を配置 ◆保育園、学校、学童クラブで医療的ケアを実施 ◆平成 29 年 5 月に「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」を策定

特別支援学級・特別支援教室の設置	【特別支援教室設置校】 ・小学校 16 校 【特別支援学級設置校】 ・小学校 27 校（知的障害学級・難聴学級・言語障害学級・弱視学級・情緒障害等学級） ・中学校 14 校（知的障害学級・難聴学級・弱視学級・情緒障害等学級）	◆全小・中学校で特別支援教室の開設を完了 ◆言語障害学級を関町地区に増設 ◆需要数や地域のバランスを踏まえ特別支援学級の設置を検討	◆全小・中学校で特別支援教室の開設を完了 ◆関町小学校から関町北小学校へ言語障害学級の移転完了 ◆中学校特別支援学級の在籍生徒数の偏在について検討
環境整備の充実	◆特別支援学級へ ICT 機器を試行導入 ・小学校 1 校（弱視） ・中学校 1 校（知的障害）	◆弱視・知的障害学級へ ICT 機器を本導入 ◆他の障害種の特別支援学級への ICT 機器の試行導入と検証	◆特別支援学級等への大型提示装置（電子黒板）、実物投影機、教室用パソコンの配備（各校で障害種別ごとに 1 セット）
教員の専門性の向上	◆障害種別ごとの特別支援教育研修の実施	◆研修の充実	◆特別支援教育コーディネーター研修の実施 ・年間 2 回（巡回指導教員研修、特別支援教育研修、ねりまスキルアップ研修会） ◆子どもたちの学びの指針となる段階的学習目標を示した「ステップシート」の作成およびシートを活用した研修の実施
障害理解の促進	◆副籍制度を活用した交流活動の推進	◆副籍制度を活用した交流活動の充実	◆新たな取組として ICT を活用したオンライン交流を開始

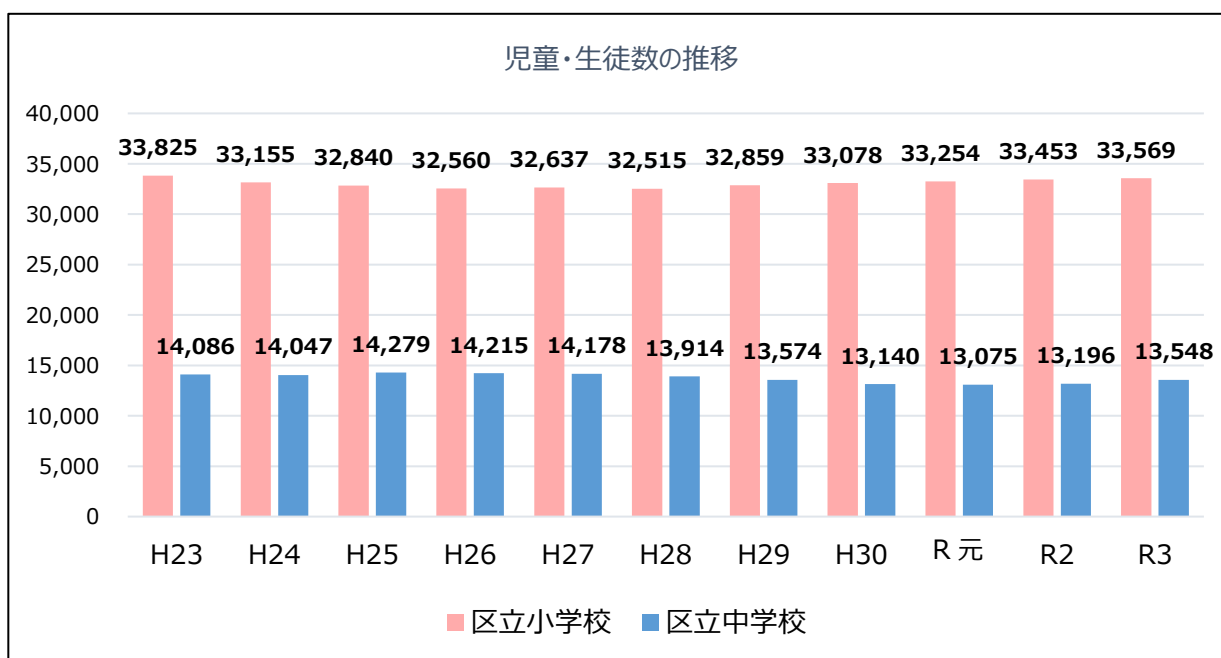
2 巻末資料

1 区立学校数

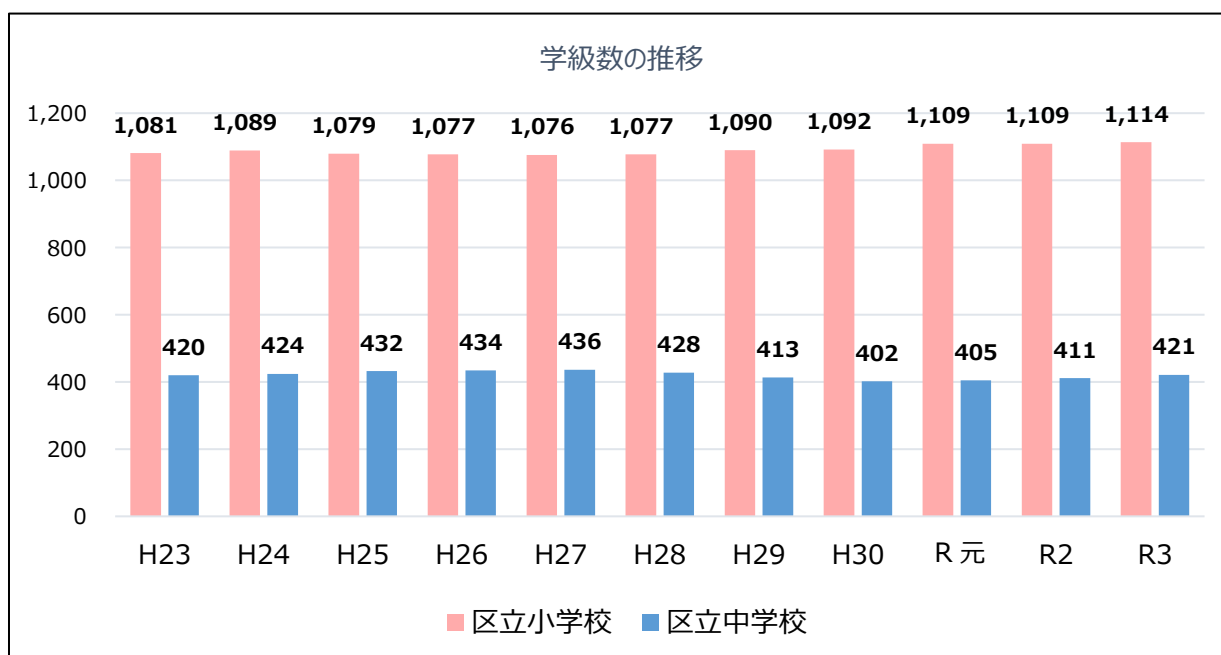
- (1) 幼稚園 3園
- (2) 小学校 65校
- (3) 中学校 33校

2 児童・生徒数、学級数の推移

(1) 児童・生徒数の推移（各年5月1日時点）



(2) 学級数の推移（各年5月1日時点）



3 特別支援学級 児童・生徒一覧

(令和3年5月1日現在)

小学校	学級名	学級数	児童数	中学校	学級名	学級数	生徒数
旭丘	知的障害	1	6	旭丘	知的障害	2	14
〃	難聴	1	8	中村	知的障害	4	26
豊玉第二	知的障害	4	32	開進第二	難聴	1	13
開進第二	知的障害	2	15	開進第三	弱視	1	1
中村西	弱視	1	11	練馬	知的障害	3	17
南町	言語障害	3	52	光が丘第三	知的障害	5	36
北町	知的障害	3	22	石神井	知的障害	6	47
北町西	言語障害	3	57	南が丘	知的障害	3	17
練馬第三	知的障害	6	43	谷原	知的障害	2	16
練馬東	知的障害	3	18	大泉	知的障害	6	48
光が丘春の風	知的障害	3	19	計 10校	3 障害	33	235
光が丘第八	知的障害	5	34				
石神井	難聴	2	25				
〃	言語障害	4	67				
石神井西	知的障害	2	16				
上石神井北	知的障害	4	30				
〃	自閉・情緒	2	5				
谷原	知的障害	4	32				
関町	言語障害	1	18				
大泉	知的障害	2	13				
〃	言語障害	3	45				
大泉第三	知的障害	4	31				
大泉東	知的障害	2	16				
大泉学園	知的障害	3	24				
南田中	知的障害	4	28				
計 21校	5 障害	72	667				

4 特別支援教室 児童・生徒一覧

〔小学校〕

(令和3年5月1日現在)

拠点校	巡回校	児童数	拠点校	巡回校	児童数
旭丘		7	石神井東		7
	小竹	3		下石神井	12
	豊玉第二	4		南田中	8
	豊玉東	7		南が丘	6
豊玉南		26	谷原		10
	豊玉	15		光和	5
	中村	18		北原	6
	中村西	10		富士見台	8
開進第一		12	関町		13
	早宮	10		石神井西	10
	仲町	5		上石神井	13
	練馬東	5		立野	10
南町		7	大泉		12
	開進第二	5		大泉東	10
	開進第三	9		大泉南	11
	開進第四	8			
練馬第三		15	大泉第三		13
	練馬第二	8		大泉西	8
	向山	16		大泉学園緑	10
	春日	10		大泉学園桜	12
田柄		13	大泉第六		5
	北町	10		大泉第二	13
	北町西	11		大泉第四	15
	田柄第二	12			
光が丘四季の香		11	大泉学園		8
	旭町	7		大泉第一	4
	光が丘秋の陽	13		大泉北	7
	光が丘第八	6			
光が丘春の風		15	八坂		20
	練馬	11		豊溪	8
	高松	9		泉新	6
	光が丘夏の雲	5		橋戸	4
石神井					
	石神井台	12			
	上石神井北	16			
	関町北	14			
		13	拠点校 17校	巡回校 48校	652

〔中学校〕

(令和3年5月1日現在)

拠点校	巡回校	生徒数	拠点校	巡回校	生徒数
豊玉第二		7	上石神井		5
	旭丘	5		石神井	9
	豊玉	9		石神井東	6
	中村	9		石神井西	5
	開進第一	3		石神井南	2
	開進第二	11		南が丘	3
	開進第三	4		大泉第二	10
	開進第四	3		関	7
練馬東		6	八坂		7
	北町	7		谷原	7
	練馬	9		三原台	10
	貫井	7		大泉	10
	田柄	3		大泉西	16
	豊溪	2		大泉北	6
	光が丘第一	4		大泉学園	4
	光が丘第二	5		大泉学園桜	1
	光が丘第三	7	拠点校 4校	巡回校 29校	209

5 令和元年度および令和3年度全国学力・学習状況調査結果（小学校）

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、調査中止となった。

〔小学6年生 国語〕

令和元年度

【国語】／平均正答率（％）		練馬区	東京都	全国
全体		66	65	63.8
学習指導要領 の領域等	話すこと・聞くこと	74.1	73.1	72.3
	書くこと	56.7	55.4	54.5
	読むこと	83.5	83.0	81.7
	伝統的な言語文化と 国語の特質に関する事項	57.0	55.7	53.5

令和3年度

【国語】／平均正答率（％）			練馬区	東京都	全国
全体			68	68	64.7
学習 指導 要領 の 内容	知識 及び 技能	(1) 言葉の特徴や使い方に関する事項	67.8	69.9	68.3
		(2) 情報の扱い方に関する事項			
		(3) 我が国の言語文化に関する事項			
	思考力, 判断力, 表現力等	A 話すこと・聞くこと	83.2	81.8	77.8
		B 書くこと	63.0	62.7	60.7
		C 読むこと	55.0	53.5	47.2

〔小学6年生 算数〕

令和元年度

【算数】／平均正答率（％）		練馬区	東京都	全国
全体		72	70	66.6
学習指導要領の領域	数と計算	68.5	66.7	63.2
	量と測定	60.4	57.5	52.9
	図形	80.8	79.0	76.7
	数量関係	73.8	72.2	68.3

令和3年度

【算数】／平均正答率（％）		練馬区	東京都	全国
全体		75	74	70.2
学習指導要領の領域	A 数と計算	67.2	65.4	63.1
	B 図形	64.5	63.7	57.9
	C 測定	78.9	77.7	74.8
	C 変化と関係	80.4	79.8	75.9
	D データの活用	80.9	79.5	76.0

6 令和元年度および令和3年度全国学力・学習状況調査結果（中学校）

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、調査中止となった。

〔中学3年生 国語〕

令和元年度

【国語】／平均正答率（％）		練馬区	東京都	全国
全体		75	74	72.8
学習指導要領 の領域等	話すこと・聞くこと	72.4	72.2	70.2
	書くこと	84.2	83.0	82.6
	読むこと	74.8	74.3	72.2
	伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項	71.1	69.6	67.7

令和3年度

【国語】／平均正答率（％）		練馬区	東京都	全国
全体		68	67	64.6
学習指導要領 の領域等	話すこと・聞くこと	82.9	81.9	79.8
	書くこと	60.2	59.7	57.1
	読むこと	54.4	52.5	48.5
	伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項	77.2	76.1	75.1

〔中学3年生 数学〕

令和元年度

【数学】／平均正答率（％）		練馬区	東京都	全国
全体		64	62	59.8
学習指導要領 の領域	数と式	67.9	65.7	63.8
	図形	77.0	75.0	72.4
	関数	44.7	42.1	40.8
	資料の活用	59.6	57.8	56.3

令和3年度

【数学】／平均正答率（％）		練馬区	東京都	全国
全体		61	60	57.2
学習指導要領 の領域	数と式	69.8	68.5	64.9
	図形	57.9	56.0	51.4
	関数	58.3	58.1	56.4
	資料の活用	55.9	54.7	53.8

7 令和3年度 東京都統一体力テスト調査結果

(1) 男子

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
①握力 (Kg) 【筋力】	○ 8.9	10.5	12.4	▽ 14.1	▽ 16.2	19.2	▽ 23.4	○ 28.7	○ 33.4
②上体起こし (回) 【筋持久力】	○ 11.2	▽ 13.1	15.4	▽ 17.2	▽ 18.9	▽ 20.9	▽ 22.9	○ 26.0	28.1
③長座体前屈 (cm) 【柔軟性】	▽ 25.0	▽ 26.6	▽ 29.4	▽ 31.2	▽ 33.7	▽ 35.7	▽ 38.1	▽ 41.4	▽ 44.9
④反復横とび (点) 【敏捷性】	○ 26.4	▽ 29.0	▽ 32.4	▽ 36.4	▽ 40.2	▽ 43.3	○ 48.5	▽ 51.2	▽ 54.1
⑤20mシャトルラン (回) 【全身持久力】	○ 18.0	▽ 25.0	○ 32.1	▽ 38.7	○ 46.0	○ 54.2	○ 64.8	○ 77.3	▽ 84.9
⑥50m走 (秒) 【スピード】	11.5	10.6	▽ 10.1	9.6	▽ 9.3	8.8	8.5	7.9	7.5
⑦立ち幅とび (cm) 【瞬発力】	▽110.6	▽123.5	○135.0	▽142.5	▽152.2	▽163.4	▽180.7	○196.7	▽210.4
⑧ボール投げ (m) 【投能力】	▽ 7.1	▽ 9.9	13.5	▽16.8	▽ 19.8	▽ 23.5	▽ 17.0	▽ 19.9	▽ 22.4

(2) 女子

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
①握力 (Kg) 【筋力】	8.3	▽ 9.9	○ 11.8	▽ 13.5	16.2	○ 19.1	○ 21.2	23.2	○ 24.5
②上体起こし (回) 【筋持久力】	○ 10.9	13.0	○ 15.1	▽ 16.4	▽ 18.0	▽19.3	▽ 20.3	○ 22.6	○ 23.8
③長座体前屈 (cm) 【柔軟性】	▽ 27.2	▽ 29.6	33.4	▽ 35.5	▽ 38.3	▽ 41.1	▽ 42.4	▽ 45.1	▽ 46.8
④反復横とび (点) 【敏捷性】	25.5	▽ 28.1	▽ 30.4	▽ 34.7	▽38.7	▽ 41.3	○ 44.9	▽ 46.0	▽ 46.8
⑤20mシャトルラン (回) 【全身持久力】	○ 14.8	▽ 19.1	▽ 23.8	▽ 28.8	▽ 35.8	▽ 40.8	○ 46.0	○ 53.0	▽ 52.4
⑥50m走 (秒) 【スピード】	11.8	10.9	10.4	9.9	9.5	9.1	○ 9.0	8.8	8.7
⑦立ち幅とび (cm) 【瞬発力】	▽103.0	▽115.8	○126.7	▽134.5	▽145.4	▽154.2	▽163.8	○168.3	▽170.4
⑧ボール投げ (m) 【投能力】	▽ 5.0	▽ 6.7	▽ 8.4	10.6	▽ 12.4	14.3	10.9	○ 12.4	▽ 13.2

※ ○は東京都比で上回った調査項目。▽は東京都比で下回った調査項目。無印は同値。

※ ボール投げは、小学生はソフトボール、中学生はハンドボールで測定。

練馬区教育振興基本計画（案）

令和４年度（2022年度）～8年度（2026年度）

令和４年（2022年）３月

発行 練馬区教育委員会事務局教育振興部教育施策課

住所 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

TEL 03-3993-1111（代表）

FAX 03-5984-1221

練馬区ホームページ <http://www.city.nerima.tokyo.jp>

令和4年3月10日
企画部企画課

第2次みどりの風吹くまちビジョン 改定アクションプラン(素案)に 寄せられた意見と区の考え方について

1 意見の受付状況

(1) 意見募集期間

令和3年12月11日(土)から令和4年1月17日(月)まで

(2) 周知方法

ア ねりま区報(12月11日号)・区ホームページへの掲載、
区民情報ひろば、区民事務所(練馬を除く)、図書館(南大泉図書館分室を除く)、
企画課での閲覧

イ 関係団体への説明等

以下の関係団体に計画素案について、個別に説明等を行った。

・練馬区区政改革推進会議 ・練馬区防災懇談会 ・(公社)練馬東法人会 ・(公社)練馬西法人会 ・(一社)練馬東青色申告会 ・(一社)練馬西青色申告会 ・東京税理士会練馬東支部 ・東京税理士会練馬西支部 ・練馬区たばこ税増収対策協議会 ・練馬東納税貯蓄組合連合会 ・練馬西納税貯蓄組合連合会 ・練馬東間税会 ・練馬西間税会 ・東京商工会議所練馬支部 ・(一社)練馬産業連合会 ・練馬区商店街連合会 ・東京あおば農業協同組合 ・練馬区農の学校運営協議会 ・練馬区農業委員会 ・町会・自治会(253団体)	・東映アニメーション(株) ・東映(株) 東映東京撮影所 ・(一社)練馬アニメーション ・ワーナーブラザーススタジオジャパン(同) ・文化芸術戦略会議 ・練馬区文化団体協議会 ・(公社)練馬区体育協会 ・練馬区レクリエーション協会 ・練馬区総合型地域スポーツクラブ(SSC)(7団体) ・練馬区スポーツ推進委員会 ・練馬区地域福祉計画推進委員会 ・練馬区保護司会 ・練馬区民生児童委員協議会 ・練馬区障害者団体連合会 ・練馬区障害者地域自立支援協議会 ・練馬区障害者差別解消支援地域協議会 ・練馬区立福祉作業所家族会(5団体) ・練馬区立福祉園家族連絡懇談会(7団体)
--	---

・練馬区立谷原フレンド家族会 ・練馬区障害福祉サービス事業者連絡協議会 ・心身障害者福祉センター・施設提供利用登録団体 ・心身障害者福祉センター・生活介護事業連絡懇談会 ・練馬区ひとり親福祉連合会 ・特別養護老人ホーム施設長会 ・練馬区介護保険運営協議会 ・練馬区老人クラブ連合会 ・練馬区地域包括支援センター運営協議会 ・練馬区介護サービス事業者連絡協議会 ・練馬区地域密着型サービス運営委員会 ・練馬区医師会 ・練馬区歯科医師会 ・練馬区薬剤師会	・ねりまエコ・アドバイザー協議会 ・練馬区緑化委員会 ・練馬区都市計画審議会 ・関東バス(株) ・京王バス(株) ・国際興業(株) ・西武バス(株) ・(一社)練馬区建築設計事務所協会 ・(公社)全日本不動産協会東京都本部練馬支部 ・(公社)東京都宅地建物取引業協会練馬区支部 ・練馬区子ども・子育て会議 ・練馬区私立幼稚園協会 ・練馬区放課後子ども総合プラン運営委員 ・練馬区私立保育園協会
--	---

ウ オープンハウスの開催

開催日	会場	来場者数
①12/19(日)14:30～16:30	早宮地域集会所	16 名
②12/20(月)18:00～20:00	ココネリ	35 名
③12/22(水)18:00～20:00	石神井庁舎	26 名
④12/26(日)14:30～16:30	勤労福祉会館	20 名
⑤1/8(土)10:00～12:00	光が丘区民センター	77 名
⑥1/11(火)18:00～20:00	関区民センター	6名
計		180 名

(3) 意見件数

408 件 (64 名・27 団体)

2 寄せられた意見の内訳

項目	件数
第2次ビジョン全体に関すること	16
第1章 本計画の位置付け	4
第2章 コロナ禍による区を取り巻く状況の変化	3
第3章 施策の体系	
施策の柱1 子どもたちの笑顔輝くまち	72
施策の柱2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち	26
施策の柱3 安心を支える福祉と医療のまち	91
施策の柱4 安全・快適、みどりあふれるまち	106
施策の柱5 いきいきと心豊かに暮らせるまち	47
施策の柱6 区民とともに区政を進める	19
その他	24
合計	408

3 寄せられた意見に対する対応状況

対応区分	件数
◎ 意見の趣旨を踏まえ計画に反映するもの	7
○ 素案に趣旨を掲載しているもの	78
□ 素案に記載はないが他の施策・事業等で既に実施しているもの	101
△ 事業実施等の際に検討するもの	60
※ 趣旨を反映できないもの	92
－ その他、上記以外のもの	70
合 計	408

4 寄せられた意見と区の考え

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
第2次ビジョン全体に関すること					
1	計画全体	—	改定アクションプラン全体について、進捗状況がわかるようにKPI、KGIなどを決めて見える化するべき。	第2次みどりの風吹くまちビジョンにおける重要業績評価指標(KPI)を設定し、PDCAサイクルを通じた効果検証を行っています。進捗状況について、区議会の審議を踏まえ、毎年度、点検・検証をし、改善しながらビジョンに掲げた施策の実現を目指しています。 第2次みどりの風吹くまちビジョン改定アクションプランの策定にあわせて、重要業績評価指標(KPI)を改定します。	□
2	計画全体	—	「みどり」という文字を使いたいがために無理くり作った文言があり、読み手からするとわかりにくい戦略計画になっている。修正してほしい。	練馬区は屋敷林や農地など23区の中で最も多くのみどりを有する区の1つであり、都心に近い利便性と多様なみどりに包まれた住環境が両立しているところが特色です。こうした魅力をより一層高め発揮していくため、戦略計画の名称に積極的に「みどり」を使用しています。	※
3	計画全体	—	練馬区民が減少し少子高齢化が加速し、税収が減少するのは明らかで、第2次みどりの風吹くまちビジョンには壮大で多くの事が計画されている。練馬区の財布に見合った計画を優先度を付けて進めてもらいたい。	今回公表した改定アクションプラン(素案)は、社会情勢の変化を踏まえ、アクションプランの見直しを行い、区民生活を支える上で必要な施策を充実するとともに、この間に生じた新たな課題に対応するため、令和4年度から5年度の2か年の取組を定めるものです。 将来に渡って持続可能な財政運営を堅持するため、施策の優先順位を精査し、限りある財源を効果的・効率的に活用していきます。	○
4	計画全体	—	ビジョンなのに抽象的な表現が多く、変な四文字熟語を使ったり、故意にわかりにくくしているとか思えない記述が多々ある。	改定アクションプランの策定に当たっては、施策の方向性と合わせ、今後2か年で取り組む具体的内容を記載しています。また、年度別取組計画に、より具体的内容を記載しています。	※
5	計画全体	—	「戦略」という言葉を使うべきでない。「戦」には必ず相手がいる。練馬区が戦うのは一体誰なのか。 民主主義は多数決であり、たとえ少数派であっても、排除される人たちが一定数いる。 自治体も職員も特定の区民のためではなく、可能な限り、排除された区民も含めた区民全体の幸福の最大化を考えなければならない。	戦略という言葉は、「経営戦略」などとして一般的に使用される語句と考えています。 第2次ビジョンでは、基本理念に「区民サービスの向上」、「区民協働による住民自治」などを掲げており、区民一人ひとり、様々な価値観がある中、多様な選択ができる社会の実現を目指しています。改定アクションプランにおいても、こうした理念に基づき、住民の福祉の増進を図っていきます。	※
6	計画全体	—	「支援」という言葉が頻繁に登場する。抽象的過ぎるので、極力使うべきでない。もっと具体的に書くべきだ。	支援という言葉は、「事業者支援」、「子育て支援」など、一般的に使用される語句と考えています。 改定アクションプランにおいても、区の実施をお示しする上で必要に応じ「支援」という語句を使用しています。	※

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
7	計画全体	—	本年行われる区長選・区議選の結果を踏まえて、アクションプランを見直し、決定すべきである。武蔵野の自然・文化を保全した住環境の下で、子供、高齢者等すべての世代が人間らしい暮らしを実現できるよう区政を運営すべきである。	新型コロナの影響により、区政を取り巻く環境は大きく変化し、区民生活にも大きな影響が生じています。 引き続き、区民生活を支える施策を充実するとともに、この間に生じた新たな課題に対応するため、本計画を策定し、グランドデザイン等に定める区の将来像の実現に取り組んでいきます。	※
8	計画全体	—	SDGsを第2次みどりの風吹くまちビジョンに掲げた理由は何なのか。練馬区で策定した訳でもない。	国は、地方自治体に対し、SDGsを原動力とした地方創生の推進を求めている。区としては、第2次みどりの風吹くまちビジョンを中心にあらゆる施策を通して取り組んでいます。第2次ビジョンとSDGsの関連を分かりやすくお示しするため、改定アクションプランに掲載しました。	—
9	計画全体	—	今回の内容は決定事項か。	今回公表したものは計画の素案です。今後、区民および区議会からいただいたご意見を踏まえ検討し、3月を目途に策定する予定です。	—
10	計画全体	—	区の施策は着実に実行されてきたのか。今後も着実に実行していくのか。	区はアクションプランや公共施設等総合管理計画等に基づき施策を実行し、毎年度その進捗状況を点検してきました。コロナ禍における社会情勢の変化を踏まえた見直しを行い、改めてお示ししたものが今回の改定アクションプラン等です。今後もこれらの計画に基づき実行していきます。	—
11	計画全体	—	オープンハウス会場では、多くの課長がいたが、質問に正面から回答できなかった。	オープンハウスでは、改定アクションプラン(素案)、公共施設等総合管理計画(素案)の説明を行い、質問をお受けし、可能な限り丁寧に対応しました。 その場で、十分回答できないものは、必要に応じて、後日、回答を行っています。	—
12	計画全体	—	タウンミーティングのような説明会のような機会も作ってほしい。	今回は、素案についての区民の皆様のご意見、ご質問をより丁寧にお聞きし、ご説明するとともに、コロナ禍で大人数が長時間集まることを避けるため、オープンハウス形式を採用しました。 今後とも、よりよいご説明の方法を検討していきます。	—
13	計画全体	—	「オープンハウス」という形式ではなく、しっかりとした説明をしてほしい。		—
14	計画全体	—	他の人の気付きが共有され、区政の改善につながるので、オープンハウスだけでなく、教室型の説明会を実施すべきだと思う。		—
15	計画全体	—	改定アクションプランに関する資料が入手しやすくなるよう、各施設で十分な部数を準備するとともに、誤解のないように区報等で案内してほしい。	改定アクションプランの策定後、計画に係る冊子を発行予定です。区民の皆様が気軽に手に取っていただけるよう、区報やホームページで配布場所等をご案内していきます。	—

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
16	計画全体	—	今回は第二次のアクションプランとのことだが、以前に第一次があったのか。	みどりの風吹くまちビジョンは平成27年3月に策定し、アクションプラン(平成27年度～29年度)は6月に策定しました。	—
第1章 本計画の位置付け					
17	第1章	—	令和3年度予算編成に向けた緊急対応では、インフラ整備、特に都市計画道路の見直しが行われず、こどもたちのための事業や高齢者への補助・給付など福祉面の後退が目立っている。	令和3年度予算編成の緊急対応として、区民の命と健康を守り、生活を支える事業の推進を最優先とし、新規に着手する改修・改築などインフラ整備に係る事業を中心に見直しを行いました。一方で予算全体では1億円の減となる中、子育て、福祉、医療関連予算は15億円の増としました。引き続き、少子高齢化など区政の課題に対応する施策の充実に努めます。	□
18	第1章	—	今回の新型コロナ感染拡大後の事業の緊急見直しで行った「イベントの見直し」「補助・給付的事业の見直し」などは大変良かったと思う。見直しは一時的ではなく、恒久的にすべき。	今後も既存事業の見直しなどを行い、財政の持続可能性を堅持しつつ、施策の優先順位を精査し、区民サービスの充実に努めます。	○
19	第1章	—	コロナ禍で改めて行政の役割、本当に求められているものが浮き彫りになった。そのことに向き合って、予算を組み、区政を進めてほしい。「イベントの見直し」「補助・給付的事业の見直し」などを既得権として簡単に復活させないでほしい。限られた税金を求められている新しいことに使してほしい。		○
20	第1章	—	第2次みどりの風吹くまちビジョンとは、どういう位置付けの計画か。	平成30年6月に、区政を更に前に進めるため、グランドデザイン構想を策定し、目指す将来像を区民の皆様と共有しました。この構想の実現を目指し、平成31年3月に、区の総合計画である「第2次みどりの風吹くまちビジョン(地方版総合戦略)」を策定しました。第2次ビジョンは基本計画とアクションプランで構成されており、今回公表した改定アクションプラン(素案)は、社会情勢の変化を踏まえ、アクションプランの見直しを行い、区民生活を支える上で必要な施策を充実するとともに、この間に生じた新たな課題に対応するため、令和4年度から5年度の2か年の取組を定めるものです。	—
第2章 コロナ禍による区を取り巻く状況の変化					
21	第2章	—	「原点に返って大都市行政のあり方を根本から見直す必要があります。」とあるが、他力本願的な表現なので「東京都や国に対し根本から見直すよう提案していきます。」と修正を希望する。	区はこれまで、様々な機会を捉えて、大都市行政のあり方について国や東京都に具体的な提案を行い、都区協働の児童相談体制「練馬区モデル」などの施策の実現につなげてきました。引き続き、必要な施策の実現に主体的に取り組んでいきます。	※

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
22	第2章	—	改定アクションプラン(素案)の17ページ「(2)財政の持続可能性の堅持」で、「都市インフラの遅れへの対応など、膨大な財政需要に対応していく必要があります」と書かれているが、遅れているから取り戻すではなく、本当に必要なかどうかを見定めることが肝心。	都市インフラは、区民の日常生活を支え、災害時には区民の生命や財産を守るうえで欠くことのできないものです。練馬区は、こうした都市インフラの整備が遅れており、大きな弱点となっています。練馬区が将来に向け、更に発展していくためには、都市インフラの着実な整備が不可欠と考えています。	※
23	第2章	—	「陰性証明やワクチン接種証明によりコロナ禍前の生活を取り戻す動きも始まっています。」の一文について、ワクチン接種証明があることが生活を取り戻すための手段になってはならないと考える。区はワクチン接種は強制ではないと言っている。接種できない人もいることからこの一文は載せるべきではない。	ワクチン接種は強制ではなく、あくまでご本人の意思に基づき受けていただくものと認識しています。そうした考えに基づき、ここでは接種証明だけでなく陰性証明の活用についても記載しています。	※
第3章 施策の体系					
施策の柱1 子どもたちの笑顔輝くまち					
24	戦略1	1-1	子育てのひろば事業の増設は、身近な居場所としての機能を発揮するため大変重要と感じる。一方で、実施主体(団体)の職員の質等に差が表れてしまう場合、リピート利用しにくい印象を与えかねないので、運営主体の丁寧な選定をお願いしたい。	民設子育てのひろばの増設にあたっては、引き続き選定委員会において、書類審査のほか、実地調査やヒアリングを行い、職員育成を含む提案内容を審査し、最良な団体の選定に努めていきます。	□
25	戦略1	1-1	乳幼児一時預かり事業の拡充は、特に区西部エリアが石神井公園駅南側再開発に伴い保育サービスのニーズがあるので、ぜひ実現の方向に向かってほしい。	区西部地域での一時預かり事業の新たな実施に向けて取り組んでいきます。	○
26	戦略1	1-1	乳幼児一時預かりの増設は大変ありがたい。石神井公園駅付近に新設されれば多くの区民にとっても子育てをしやすい環境としてみなされらると思う。		○
27	戦略1	1-1	従前からの核家族化に加え、コロナ禍による田舎との交流が皆無の状況にある。祖父母に一時的な子育て支援を頼むにしても行き来が出来ない、出来ても費用が掛かるといった状況もあると懸念している。行き来に関する補助をできないか。	祖父母の育児支援における移動費の補助は困難ですが、コロナ禍で孤立する保護者への支援を充実します。 乳幼児親子の身近な相談場所の拡充や区西北部地域での一時預かり事業の新たな実施に向けた取組を進めます。	※

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
28	戦略1	1-1 3-1	乳幼児一時預かり事業は人気が高くなかなか予約ができない。また、子どもの小学校入学後は、学童クラブに入会できるか心配である。本計画に掲げる子どもの居場所づくりには、力を入れていただき、充実を図ってほしい。	一時預かり事業の区西部地域での新たな実施に向けた場所の確保や、すべての子どもに、安全で充実した放課後の居場所を確保するため、「ねりっこクラブ」の早期全校実施に向けて取り組みます。	○
29	戦略1	1-1 3-4	育児から離れる曜日、時間帯が必要。その時に子どもはどのように過ごすのかについて、預かりではなく習い事も区のサービスにラインナップしてはどうか。子育てカフェのように民間と連携でもよいと考えるが、預かりではなく、小学生を対象とした区のサービスとして安価に実施できないか。	小学生の放課後の居場所として、学校内のひろば事業や児童館、地区区民館などをご利用いただけます。 児童館や地区区民館では、スポーツ、工作、音楽など指導員に教わりながら遊べる事業を無料で実施しています。	□
30	戦略1	1-3	保育園を民営化すべきではない。公務員としての身分保障があつてこそ、積み重ねた経験により、充実した保育ができると思う。	医療や福祉、保育など多くの分野で民間が中心となって公的サービスを担っています。区立保育園は、業務委託後、安定的・継続的に良好な運営が行われ、運営事業者が民営化への意欲を示している場合、民営化を検討します。	※
31	戦略1	1-3	区立直営の保育園の拡充を明記し、区が公的な保育を充実することを施策の方向性と位置付けるべき。	令和3年4月現在、区内の認可保育所190園のうち130園が私立保育所であり、保育所運営は民間が主流となっています。 これまで民間委託した24園では延長保育等の実施によりサービスを充実し、東京都福祉サービス第三者評価等で利用者から高い評価を受けています。 今後も民間の知恵と経験を活用した方が効果的な業務は、委託や民営化を進め、サービスの向上と行財政運営の効率化に取り組みます。	※
32	戦略1	1-3	直営保育園を保護者と子どもに一方的に通知して廃園することはしない、と明記すべき。	谷原保育園の在園児の保護者に対しては、生産緑地取得の過程で、昨年11月にお子様の卒園後に閉園する考えをお知らせし、個々の質問に対応しました。その後、谷原保育園に関する計画は、練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕素案に盛り込み、12月から1月にかけて6か所のオープンハウスでの説明やパブリックコメントなどを行ってきました。 谷原保育園に関する個別の説明会も12月に3日間開催し、丁寧に説明してきました。引き続き、随時、個々の家庭の状況に応じた意見や要望を伺いながら、進めていきます。	※

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
33	戦略1	1-3	区立保育園の委託民営化によって、保育士の労働環境が不安定になれば大量退職などが懸念され、保育を受ける子どもたちの不利益につながる。練馬区の保育水準を維持し、公的セーフティネットの役割を担うためにも直営園の存続と区職員としての人材確保を求める。	認可・認可外保育施設に関わらず、区立保育所園長経験者等による巡回支援や研修などを行い、引き続き保育サービスの維持・向上に努めていきます。 区立保育所については、引き続き委託・民営化を進めることで、保育サービスの充実に取り組みます。	※
34	戦略1	1-3	認可保育園を増やしてほしい。	令和4年4月には、私立認可保育所を7園開園し、定員を381人拡大します。5年4月に向けて、新たに私立認可保育所9園を新設し、定員を410人増加させるとともに、練馬こども園1園を認定する予定です。	○
35	戦略1	1-3	民間委託で引継ぎできないやり方は論外である。	区立保育園の委託にあたっては、事業者と1年間をかけて引継ぎを行い、委託後も区立保育所園長経験者等による定期的な巡回支援や研修を行うなど、安定的な運営が行えるよう支援しています。	※
36	戦略1	1-3	「保育所待機児童ゼロを達成」とあるが実態とは違う。兄弟で同じ園を希望したから入らない家庭を待機児童数にカウントしていない。また区がすすめる保育所に入所したもの、そこが「ブラック保育園」だと告発し、退園した家庭もある。質の高い保育所を多く整備する必要があることを明記すべき。	待機児童数は、厚生労働省が示す要領にもとづいた基準により算出し、令和3年4月に待機児童ゼロを達成しました。 保育施設の増加に合わせて保育士等の人材育成や巡回支援員を増員する等、保育サービスの向上に向けた取組を充実しています。また、今年度から、新たに臨床心理士等による私立認可保育所への障害児保育巡回指導を実施し、職員のスキルアップや受入れ体制の拡充を支援しています。引き続き、サービスの向上に努めていきます。	□
37	戦略1	1-3 1-5	戦略計画1「令和4・5年度の主な取組」の「保育サービスの充実」という表現はあらため、「保育の質を高める」とすべき。	既に、保育士等の人材育成や保育施設の巡回により、保育サービスの向上に取り組んでいます。これらの取組とともに、令和3年4月に達成した待機児童ゼロを継続できるよう、保育所の整備や練馬こども園の拡大等を進めていることから、令和4・5年度の主な取組を「保育サービスの充実」としています。	□
38	戦略1	1-4	私立保育所等の障害児受け入れ数の拡大や医療的行為を必要とする児童への医療的ケアの充実を利用者も望むところと思う。ただ、私立保育園の受け入れ加算を設けても、やはり支援力がないと預けることは容易ではないと思う。支援力向上のためにも、障害児巡回指導のみならず保育士への研修の充実を望む。	令和2年度に保育士等の人材育成を担当する係を新設し、障害児保育に関する専門性を高めるカリキュラムを作成し、私立保育所職員も対象に研修を実施しています。 また、障害児保育のスキルアップを図るため、今年度から新たに私立保育所に障害児保育巡回指導を行い、既に延187回実施しました。引き続き、保育サービスの向上に努めていきます。	□
39	戦略1	1-4	医療的ケア児の受入れは、家族の負担軽減、離職防止を考えるうえで重要である。保育園としては受け入れるにあたり、人材の確保が大きなポイントになる。専門的な知識を求められることとなり、看護師の雇用の状況なども影響する。	医療的ケア児が安全に保育所を利用できるよう、看護師等の人的体制を整えています。また、保育所の職員が医療的ケアの支援に係る研修を受講し、受入れ体制を整えます。	□

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
40	戦略1	1-5	幼稚園のことが全く取り上げられていないが、区立幼稚園の課題と今後の取組も盛り込むべきである。3年保育に向け、検討することを求める。	就学前幼児数や幼稚園に関する需要動向を踏まえながら、区立幼稚園の役割やあり方について検討を進めます。	○
41	戦略1	1-6	既にICTを導入した私立園で、システム更新などのランニングコストがかかっている。私立園におけるランニングコストの負担についても補助してほしい。	保育園のICT導入により、職員の負担が減ることで超過勤務の縮減にも繋がること等が考えられます。現時点ではランニングコストの負担の補助については考えていません。	※
42	戦略1	1-6	保育園のICTが、保育の質を維持しながら、保育園の業務削減又は効率化に結び付けばよいと思うが、必ずしも業務の削減にならない場合もある。	ICTを導入した保育施設からは保護者・保育所双方の連絡が円滑になったなど導入したことに肯定的な報告を多くいただいています。現在の保育現場の状況に配慮しながら、保護者と保育園の双方にとって良い形となるように進めていきます。	△
43	戦略1	—	「子育ては誰が担うべきか、様々な考え方や価値観が存在します」との記載は不要であり削除すべきである。子育ては家庭(親)が担うものであり、行政や社会が、子育てへの必要な支援をする、ということなのではないか。	「子育ては誰が担うべきか、様々な考え方や価値観が存在する」というのは、子育ては家庭が担うものであるという考え方を否定するものではなく、子育ては、それぞれの家族の思いが最も尊重されるべきであるとの認識を示したものです。家庭で子育てがしたい、子どもを預けて働きたいなど、多様化する子育てサービスのニーズに応える施策を展開することで、子育てのかたちを選択できる社会を実現します。	※
44	戦略1	—	病児保育サービスの更なる拡充をお願いしたい。	子ども・子育て支援事業計画の年度別需給計画で定めた需要を上回る供給量(定員数)を確保しているため、現時点では新規整備の予定はありません。	※
45	戦略1	—	既に第2次ベビーブームより子どもの数が半減して久しいのだから、子育て支援は不要では。待機児童が少子化の原因だとして待機児童を減らしてそれで出生率は上昇したのか。	少子化の要因は、経済的な不安定さ、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、子育て中の孤立感や負担感などが複合的に絡み合っています。 引き続き、多様化する子育てサービスのニーズに応える施策を展開することで、子育てのかたちを選択できる社会を実現します。	※
46	戦略1	—	区内の認可外保育施設での死亡事故を受けた教訓をどう汲み取るか、計画に明記すべき。	認可・認可外保育施設に関わらず、区立保育所園長経験者等による巡回支援や研修などを通じ、区内保育施設の保育サービスの維持・向上に取り組んでいます。	□

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
47	戦略1	—	コロナ禍で、両親とも新型コロナウイルスに感染した家庭の場合、他区では保健所と連携して、該当の子どもを保育士がホテルで預かる仕組みがある。練馬区はこういうケースが発生した際に、相談先もない。コロナ禍における子育て支援策を充実させることが急務ではないか。	両親が新型コロナウイルスに感染した場合、お子様については保健所、児童相談センターおよび子ども家庭支援センターが連携して対応しています。引き続き、コロナ禍を踏まえた子育て相談や子育て支援サービスの充実に取り組んでいきます。	□
48	戦略1	—	父親の育休制度が22年度から制度がより高度化されるにあたり、育休取得支援(企業への働きかけ、取得手続きのデジタル化など)や育休期間中の支援の制度を全国の自治体に先駆けて練馬区モデルとして立上げてはどうか。	区内経済団体と連携して、事業主を対象に、育児休業制度の周知・啓発などを行っています。 また、育休期間中の保護者を含め、在宅子育て世帯の様々なニーズに応える施策を展開します。	□
49	戦略1	—	更なる支援の充実のための施策とその実現、その先にある子どもたちの未来に対する責任が区の責務であるという姿勢に希望を感じた。	多様化する子育てサービスのニーズに応える施策を展開していきます。	—
50	戦略1	—	「親子が交流できる場～の充実が必要」というのは非常に重要で賛成である。		—
51	戦略2	2-1 2-2	課題や不安があると、すぐに相談したいものである。速やかに相談に応じられるよう、また継続的に繋がれるよう人員配置をお願いしたい。	身近な場所で気軽に子育てに関する相談ができるよう、子育てのひろば等の相談場所を拡充します。 また、子どもの成長・発達に不安や悩みを抱える保護者に対して、速やかにかつ継続的に相談に応じられるよう、保健相談所の心理相談員を更に増員します。	○
52	戦略2	2-1	全く利用者がいないにこにこと、多くの人で賑わっているにこにこと、差があった。利用者人数等の集計で把握できると思うので、利用が促進されるよう、相談員を増やすとともに、利用しやすくなるような工夫や広報の方法等も検討してほしい。	児童館内にこにこへの相談員配置を引き続き進め、乳幼児保護者の身近な相談場所としての機能を強化していきます。 また、ホームページでの周知に加え、児童館や保健相談所で配布している乳幼児親子の居場所を紹介した保護者向け冊子への掲載など、周知の充実に努めます。	○
53	戦略2	2-3 2-4	スマホありきが前提となっている。確かに保有率は高いが、スマホがない、故障している人はどのように考えられているのか教えてほしい。	スマートフォンを利用できない方も、これまでどおり、紙媒体や窓口で情報提供や相談を行います。	□

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
54	戦略2	2-5	練馬区にも児童相談所を設置すべきである。	特別区は、区民の生活圏は各区の中では完結せず、子どもも大人も区の領域を超えて広域的に通学・通勤しています。従って、児童相談行政については、都の児童相談所による広域的・専門的支援と、区の子ども家庭支援センターによる地域に根差した寄り添い支援の、より緊密な連携が重要です。	※
55	戦略2	2-5	戦略計画2の「今後の課題」に、練馬区として児童相談所をつくり子育ての安心とこどもの安全を確保する自治体を目指す、と明記すべき。	都は、令和4年度予算案において、(仮称)都立練馬児童相談所設置の経費を計上しました。区の子ども家庭支援センターと同一施設内に6年度に設置する予定です。	※
56	戦略2	2-5	23区の中で児童相談所を作らない自治体は練馬だけだと聞いている。なぜ、児童相談所ではなく、児童相談体制の強化なのかをわかりやすく説明してあると理解しやすいと思う。	都区連携による児童相談体制「練馬区モデル」が更に充実し、積極的な位置付けを得て、飛躍的に前進するものと考えています。	◎
57	戦略2	2-5	児童相談体制の充実・強化については共感する。現在保育園として都区の連携がスムーズではないように感じている。是非「練馬区モデル」として充実してほしい。	区では、要保護児童地域対策協議会を設置し、要保護児童への対応をしています。この協議会には都や保育園等にも参加いただき、情報共有を始めとする地域ネットワークの強化を図っています。都は、令和4年度予算案において(仮称)都立練馬児童相談所設置の経費を計上しました。区の子ども家庭支援センターと同一施設内に6年度に設置する予定です。	◎
58	戦略2	2-5	地域の住民の見守り通報も大切なツールなので、気がかりな家庭があれば通報の義務があることを地域へ広報することも重要だと思う。地域で子どもを育てると意識の醸成も大切だと思う。	これまで、毎年11月の児童虐待防止推進月間に合わせて、講演会や街頭での啓発キャンペーン、虐待に関する相談先等情報を掲載した啓発カードを小中学校の全児童・生徒や関係機関に配布する等の活動を行ってきました。引き続き、意識啓発に努めていきます。	□
59	戦略2	2-5	きめ細やかな支援と言いつつ、支援者を増やして責任の所在を分散し曖昧にしているのではないか。	区の子ども家庭支援センターによる定期的な訪問等の支援に加え、地域の子ども家庭支援センターも一時保護解除後の家庭復帰したケース等をきめ細かく訪問し、個々の状態の把握と相談支援や子育て支援サービスを組み合わせた継続的な適切な支援を行う「児童虐待の再発防止支援」に取り組みます。区の支援方針等を地域の子ども家庭支援センターと共有し、一貫した対応を図ることで、子育て家庭への支援を更に充実していきます。	※

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
60	戦略2	2-5	23区で唯一児童相談所を置かない練馬区の対応拠点について、深い関心を持っている。厚生労働省が検討している「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）」はそこに配置されるのか。	都は、令和4年度予算案において（仮称）都立練馬児童相談所設置の経費を計上しました。区の子ども家庭支援センターと同一施設内に6年度に設置する予定です。 「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）」については、資格要件等を含め、国の検討状況を注視していきます。	△
61	戦略3	3-1	区の実態報告として、区直営の学童クラブを閉室してこどもの居場所の選択権を奪った事を明記すべき。	区では、児童が校外を移動せずに利用できる居場所を望む保護者からの声に応え、学童クラブの校内化を進めています。 また、ご家庭の状況などに応じて児童が過ごしやすい居場所を選べるよう、学童クラブだけでなく、児童館や地区区民館、学校のひろばなど放課後の居場所づくりを進めています。	※
62	戦略3	3-1	「ねりっこクラブ」は子どもから評判が悪い。「ねりっこ」の早期全校実施の計画はとりやめ、国の基準に沿った、質の保障された学童保育を多く整備すべき。	ねりっこクラブは、学童クラブと学校応援団ひろば事業、それぞれの機能と特色を維持しながら、一体的に運営する事業であり、両事業ともに利用児童は増加しています。ねりっこ学童クラブは利用者アンケートで9割以上の方に満足いただいています。また、地域の皆様にご協力をいただいているひろば事業も、放課後の居場所として重要な事業です。引き続き、ねりっこクラブの早期全校実施に取り組めます。	※
63	戦略3	3-1	ねりっこプラスはねりっこクラブの待機児童のために一時的に設置したもので、計画として盛り込むべきではない。細切れの保育であり、放課後から最長19時まで補食の時間がないのは問題である。子どもにとっての最善の利益を考え、待機児童の解消を最優先に考えるべきである。	ねりっこプラスは、ねりっこ学童クラブ待機児童を対象に、ひろば事業終了後にひろば室を活用して保育を行うものです。職員による出欠確認を下校時にも行っており、下校後から帰宅時まで安心安全に過ごすことができる場所となっています。補食については、ひろば室内での空間確保が難しいため、提供していません。 今後も学童クラブの待機児童解消のためねりっこクラブの早期全校実施を目指すとともに、ねりっこ学童クラブの待機児童を対象に、ねりっこプラスを実施していきます。	※
64	戦略3	3-1	校庭開放を公園と同じように利用出来るようにすることが必要である。公園とは安全性が比べものにならないほど高いにも関わらず、公園に比べて、極めて利用頻度が低い状況にある。	校庭開放（個人）は、地域の子どもの健全な遊び場・スポーツの場として、全小学校65校で実施しています。学校施設であるため、公園と異なり、利用にあたっては学校教育に支障のない範囲での利用となりますが、区が委託する学校応援団と協議のうえで、遊びの範囲や利用上の注意事項などを定めて実施しています。開放指導員が見守りを行っており、利用者の安心に寄与しています。また、利用は無料で、ボールなどの遊具の貸出しもあり、区ホームページでボール遊びができる場所の周知を図っています。引き続き、学校応援団と協議しながら充実に努めていきます。	□

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
65	戦略3	3-1	戦略計画3の「今後の課題」に学童クラブの質の充実を明記すべき。	ねりっこ学童クラブを含む、区立学童クラブは、放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例に基づき、常に、その設備および運営の向上を図っています。	※
66	戦略3	3-1	戦略計画3の「今後の課題」に、学童クラブの民間委託は中止し、区が公的責任をもって運営」する学童クラブを増設することを明記すべき。	民間委託を実施する際に、区立学童クラブ保育時間の延長を行っているほか、民間ならではのノウハウを活かした様々な保育サービスを提供することで保育サービスの向上を図っています。学童クラブとひろば事業を一体的に行う、ねりっこクラブの早期全校実施に取り組みます。	※
67	戦略3	3-1	戦略計画3の「今後の課題」に、学童クラブの保育の質を守るため、国の「放課後児童クラブ運営指針」に基づいて、40人規模以下の学童クラブをつくる、と明記すべき。	区立学童クラブは、放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例に基づき、運営しています。学童クラブに必要な専用区画を確保し、児童の支援の単位ごとに国基準以上の職員を配置、担任制を採用して運営しています。引き続き、ねりっこクラブの早期全校実施に取り組みます。	※
68	戦略3	3-4	出前児童館の充実はぜひ、お願いしたい。練馬区には沢山の大小様々な公園も残っているし、身近に区民館等の公共施設もある。ぜひ、子育て中の親子や子どもたちの身近な場所に出向いての関係性構築も目的に含めた事業展開をお願いできればと思う。	保健相談所や子育てのひろば「ぴよぴよ」への出前児童館を実施し、関係機関と連携しながら乳幼児親子を支援しています。また、学校応援団のまつりや地区祭等に児童館ブースを設けるなど地域との関係性を築いています。今後も公園をはじめ、乳幼児親子や子どもたちの身近な場所での出前児童館を充実します。	○
69	戦略4	4-2	「中3勉強会」を自治体でやる理由はあるのか。塾に通う費用を助成した方が話が早いのではないかな。	学習支援事業「中3勉強会」は、経済的な支援を必要とする家庭の中学3年生を対象に、将来自立した生活を送れるようにすることを目的としています。基礎学力や学習習慣の定着のほか、学習環境の改善など、学習塾とは異なる支援も行っています。	※
70	戦略4	4-2	格差の広がりが問題になっている。習い事への給付金のようなものが必要ではないか。 もしくは、学校サポーターならぬ、中学生サポーター制度を作ることはどうか。区内在住で登録制とし、大学生が中学生の勉強をサポートするというもの。	経済的に困窮している家庭に対し義務教育の機会均等を図ることを目的とした就学援助制度を設けていますが、習い事の費用についての援助の拡充は困難です。 一方、区では、経済的な支援を必要とする家庭の中学3年生を対象に学習支援事業「中3勉強会」を実施しています。 また、各校では、学校の状況に応じて、大学生など地域の人材の協力を得て、放課後の時間を利用した地域未来塾を開催し学習のサポートを行っています。	○

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
71	戦略4	4-3	医療的ケア児の家族に対する、学校等での負担軽減策は検討されているか。	区の支援方針に基づき、区立小・中学校等で受け入れる医療的ケア児については、ご家族と情報共有しながら、原則として看護師による処置を行うことで、保護者の付き添いによる負担を軽減しています。	□
72	戦略4	4-4	ヤングケアラーの問題が最近クローズアップされている。行政が積極的に取り組んでいく必要がある社会問題なのではないか。	ヤングケアラーの問題は、当事者である子どもが、大人がになうべき家族の看護・介護や家事などを行うことを家庭内で当たり前の行為と思っていることや、社会的認知度が低いこともあいまって、顕在化しにくい状況にあります。 区では、これまでもヤングケアラーの発見と家庭状況に応じた支援に努めてきました。 令和4年度からは、学校等でのヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるため、実態調査や啓発、研修に取り組みます。また、教育、子育て、福祉などの各部門が連携した相談・支援体制を充実します。	◎
73	戦略4	4-4	ヤングケアラーについて、教育、子育て、福祉において既存の制度を活用できるか、もしくは、新たな制度を構築する必要があるかを確認するため、実態調査を行った方がよい。	令和4年度から、区立小中学校の児童生徒や学校を対象に実態調査を行います。調査を踏まえて、教育、子育て、福祉などの各部門が連携した相談・支援体制を充実します。	◎
74	戦略4	4-5	戦略計画4の「今後の課題」欄について、「タブレットパソコンの導入は先生たちの負担が大きい。安易な導入はやめて、現場の教員とよく話し合ってICTの活用を行う」と明記すべき。	区では、児童・生徒の情報活用能力の育成や主体的・対話的で深い学びの実現を目的として、タブレットパソコンをはじめとしたICT機器の導入を、現場の教員と協議をしながら進めてきました。 タブレットパソコン等のICT機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実施し、子どもたち一人ひとりに届く教育を推進するために、教員と共に取組を進めていきます。	※
75	戦略4	4-5	デジタル教科書やタブレットを使った日常的な授業などの検討にあたっては、ICT機器による子どもの視力低下など心身への影響が懸念されることを考慮すべきである。	昨年2月のタブレット端末の配付に当たり、児童生徒および保護者に対し、「児童生徒用タブレットの利用に関するガイドライン」を配付しました。 このガイドラインでは正しい姿勢でタブレットを使用することや長時間の使用を控えること等の健康被害防止に向けた注意点も示しており、各学校ではこれに基づく指導を適宜行っています。	□
76	戦略4	4-5	ICTを活用できない教員が多いと聞く。ぜひ活用推進リーダーを育成し、教員全体のICT活用能力の底上げをしてほしい。	各校のICT活用推進リーダーに対し校内への還元を目的とした研修を行うとともに、リーダー同士の情報交換を実施しています。ICT支援員を継続配置し、「教育ICT実践事例集」を活用して、教員全体のICT活用能力を高めます。	○

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
77	戦略4	4-5	学校におけるタブレット活用について、コロナによる配布前倒しが先にあり、配布の意義が十分に策定されていない。配布から1年以上経つが、下校後(家庭)での使用ケースがほとんどない。リモートがデファクトになる中でもう少し使用の頻度を上げて子供たちに慣れさせることが必要である。	区では、児童・生徒の情報活用能力を育成し、主体的・対話的で深い学びの実現や個別最適な学びの充実を図るため、電子黒板や児童生徒用のタブレットパソコンを配備しました。各校では、ICT機器を活用した学習の場面が広がっています。今後も、家庭学習での利用も含めて、ICTを効果的に活用した学習を奨励し、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな教育活動を推進していきます。	□
78	戦略4	4-5	学校におけるタブレット活用について、下校時の持ち帰り物、登校時の持ち物の大幅な軽減が必要。なぜ毎日持ち帰りが必要なのか。男性会社員のカバンより重いランドセルを背負っている状況で災害や声掛け事案が発生した場合に、素早い行動が出来ない。	区教育委員会では、タブレットパソコンの配付以前から、家庭学習で使用しない教科書や教材を学校に置いて帰宅させるなど柔軟な対応を行うよう各学校に指示しています。また、小学校低学年については、必要な日に限りタブレット端末を持ち帰らせるなど、児童の負担に配慮した対応を学校毎に判断して行っています。	□
79	戦略4	4-5 4-19	学校からの配布物がなぜペーパーレスにならないのか。デジタル化以前にペーパーレスにしようというコンセプトが必要。その手段として、タブレットを使う、SNSを使う、学校Webサイトを使うなどがあるはず。教員の負担軽減、設備コストの低減、保護者への場所を選ばず、確実かつスピーディーな情報共有など非常に大きなメリットがある。	全児童生徒に配備したタブレットパソコンや学校ホームページ等を活用し、教員の負担軽減、コスト低減、保護者との迅速な情報共有などに向けたデジタル化やペーパーレス化を積極的に進めていきます。	□
80	戦略4	4-6	学校図書館管理員よりも、まずは学校図書館司書を全校配置すべきだと思う。	全校への支援の充実を図ることを最優先として、学校図書館管理員の配置を進めていきます。学校図書館管理員は学校教育への理解があり、司書資格もしくは司書補資格または司書教諭資格のいずれかを有する者を配置しています。	※
81	戦略4	4-7 4-11	旭丘小中一貫教育校に向けた改築を行うとともに、小竹小学校の校舎を強化してほしい。	旭丘小中一貫教育校については、現在、改築のための実施設計を行っています。 学校施設については、施設の状況を踏まえ必要な修繕等を行っています。	○
82	戦略4	4-14	小学校高学年からの、英語4技能検定の導入とは、英検のことか。 また、夏季イングリッシュキャンプとは、具体的にどこで何をやるキャンプか。	合否判定のある英検とは違い、英語に関する「話す」「聞く」「読む」「書く」のそれぞれ4つの技能の習得状況を世界水準に照らして測定するものです。これまで中学2年生だけの実施でしたが、小学6年生にも対象を拡げることで、英語教育を充実させます。 夏季イングリッシュキャンプは、中学1年生の希望生徒を対象に、武石、岩井、軽井沢少年自然の家で実施します。 英語学習の意欲を高める場として、外国人英語指導者のもとで異文化交流や英会話を体験します。	—

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
83	戦略4	4-15	中学生から自我が本格的に芽生え、本人思考が前面に出てくる。このタイミングをキャッチアップすることが非常に大切。高校生、大学生との交流の場を設けてはどうか。例えば、授業の一環もしくは有志にて、武蔵野音楽大学にオーケストラを聴きに行く、日本大学芸術学部にてアート体験に行く、武蔵大学に国際化授業の講義を聴きに行くなど。	旭丘、小竹地域では既に近隣大学と連携し、交流学习を実践しています。この取組成果を踏まえ、今後も連携の在り方や方法を研究していきます。	□
84	戦略4	4-17	区内で、3日に1度くらいの頻度で声掛けの事案が発生している。通学路の電柱上部のカメラの増設が必要。	現在、小中学校の通学区域への防犯カメラは391台設置しています。また、町会・自治会および商店会などが、その地域全体の防犯効果を向上させるため、防犯カメラの整備を行っています。声掛け等の不審者対応については民間警備員の派遣や安全安心パトロールカーの巡回を行うと同時に区内3警察署とも更に連携を強化します。	△
85	戦略4	4-17	スクールゾーンについて、7時30分から8時30分までは車両進入禁止だが、看板が目立たないため、守られていない状況がある。周辺住民には、チラシが配布されるが、スクールゾーンに進入するのは周辺住民以外の社用車がほとんどのため、これも意味がない。指導員にスクールゾーンの進入口に立ってもらうなどの仕組み作りが必要。	児童の登下校時の安全確保を行っている方（練馬区では、児童通学案内指導員と呼びます。）の配置箇所は、通学路の状況を踏まえ学校が定めています。スクールゾーンに指導員が配置されていない場合でも、進入抑止には、バリアードの設置や、警察による取締り等の方法があります。該当の小学校へご相談ください。	□
86	戦略4	4-18	ねりま接続期プログラムはとても分かりやすい冊子だと思う。専門職側（幼稚園や保育園、小学校の先生など）の相互理解を促進することはもとより、保護者や地域の協力者も折に触れてこのプログラムを理解する機会があるか。もしなければ、保護者側も繰り返しの学習で理解度が上がると思うので、そのような情報を保護者とも共有する機会が数多く準備されるとよいと思う。	幼稚園・保育所と小学校との懇談会や幼保小連携研修会において活用を図るとともに、保護者会などでも内容について積極的に活用していくよう周知しています。	□
87	戦略4	—	「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」について子どもに画一的な理想像を押し付けるような目標ではなく、子どもの権利や最善の利益を教育委員会、教職員、保護者、地域の大人が保障するための目標設定が望ましい。	教育分野の目標は、子どもたちの画一的な育成を目指すものではありません。各取組を進めることで、様々な発達段階や家庭環境にある子どもたち一人ひとりに応じた、きめ細かな指導や支援を行っていきます。	※
88	戦略4	—	タイトルを「多様性を認め合い、一人ひとりが尊重される場をつくり、子どもたちの学びと成長を支える」に修正すべき。	教育分野の目標は「練馬区教育・子育て大綱」で定めています。その目標の実現に向けて、一人ひとりに応じたきめ細かな指導や支援を行っています。	○

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
89	戦略4	—	学校のプールについて、安全面や見守り役の人手不足など様々な問題はあるが、利用料の徴収(区立体育館プールと同様に100円)や免責事項への同意を取るなどして夏休みに開放できないものか。	学校プール開放は運営委員会の担い手が不足しており事業を継続することが困難なため休止します。 区立小学校のプールでは夏休み水泳教室を実施し、小学生以上を対象に水泳の基本的な技術の習得や泳ぐ楽しさを体験していただいています。	□
90	戦略4	—	学校のプールについて、夏休みに開放できないのであれば、稼働率が悪く、全小学校が維持費の高いプールを保有する意味がない。そうであるならば水泳授業は外部委託し、学校プールは廃止。跡地を学童や遊び場などほかの目的施設にした方がよい。	学校のプールは、児童・生徒の水泳指導以外にも、消防水利や震災時のトイレ洗浄水としての利用を見込んでいます。民間プール等の活用や近接校間での共同利用については、移動時間の確保等の課題はありますが、今後検討していきます。	△
91	戦略4	—	私立中学の進学率3割だと聞く。公立に不信感があるのでは。親が公立じゃなく私立を目指せる環境を整えた方がよいのではないか。	区内在住児童の私立中学校への進学率は過去5年平均で21.7%となっています。各ご家庭の教育方針等により、私立中学校を選択しており、区が私立中学校へ進学するための環境を整えることはありません。なお、区立中学校においては、中学校選択制度を導入し、児童や保護者の希望や意思を尊重するほか、魅力ある学校づくりを進めています。	※
92	戦略4	—	発達障害の支援とあるが、長期的に見て障害者雇用につながらないのであれば、効果がないのでは。	発達障害や情緒的な課題のある児童・生徒の学校生活での課題解決を目標に、区立小・中学校全校に特別支援教室を設置しています。特別支援教室での支援によりソーシャルスキルを身に付けることで、将来の選択肢を広げることにつながると考えます。	※
93	—	—	内容は子を持つ親の笑顔である。親が笑顔になれば結果として子も笑顔になるという事であれば、そのように記述してほしい。	子育てをする保護者への支援や児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導や支援など、教育と子育て施策を充実することで、子どもたちの笑顔輝くまちを実現します。	□
94	—	—	本計画の前提として、2014年9月の増田レポート(人口減少と自治体消滅論)を基調にしている。しかし、自治体の施策努力によって、少子化に歯止めがかかり、人口減少傾向を止めている自治体は各地にある。コロナ禍にあって、出生数も減ってきたとする調査もあり、子育て施策に対する需要も今後変化することが予想される。増田レポートを前提とした議論は既に時代遅れではないか。	本改定アクションプランは、各種統計情報を参照しており、特定のレポート等のみを参照して作成しているものではありません。 区は、区民ニーズの変化や客観的なデータ等に基づき、引き続き、家庭で子育てがしたい、子どもを預けて働きたいなど、多様化する子育てサービスのニーズに応える施策を展開することで、子育てのかたちを選択できる社会を実現します。	※

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
95	—	—	子ども施策を第一に掲げる思いがあるのであれば、すべての計画が子どもの最善の利益を図る視点に基づき策定されるべきである。そのために子どもの権利条例を制定することを求める。	児童憲章などの理念を踏まえ、子どもの人権を尊重し、子どもの健やかな成長を保障することを基本として、第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画を策定しました。今後とも、この計画の事業を着実に実施することを通して、子どもの権利擁護を図っていきますので、条例制定は考えていません。	※
施策の柱2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち					
96	戦略5	5-1	地域包括支援センターは区直営で運営し、高齢者を区が直接把握する体制を確立することを明記すべき。	区内4か所の総合福祉事務所が、練馬・光が丘・石神井・大泉の圏域内にある各センターの調整や指導・助言を行う体制により高齢者を支援しています。虐待対応などの権利擁護業務や困難事例への対応は、総合福祉事務所とセンターが一体となって対応しています。 今後も、全ての地域包括支援センターは委託により運営していきます。	※
97	戦略5	5-2	ひとり暮らしの高齢者の要介護となる割合は、複数世帯の約2倍、また、所得が低いほど高くなっている。区内5万4千人の一人暮らし高齢者に対して、1年間に訪問者は約300人。電話連絡は130人位（練馬区）という。これでは人手不足と言わざるを得ない。福祉事務所を含めた担当者を増やすべき。	区は、ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業を実施しています。地域包括支援センターの訪問支援員が年間約1万件の訪問を行い、高齢者を必要な支援につないでいます。 また、民生・児童委員と連携して、ひとり暮らし高齢者等実態調査を独自に実施しており、令和元～3年度の3年間で約7万8千人の調査を行っています。70歳以上のひとり暮らし高齢者には訪問による回収を行うことで実態把握を進め、調査結果は支援に活用しています。3年度からは、新たに、医療・健診・介護等のデータから健康課題が多いと思われる方約300人を訪問しています。 様々なアウトリーチ事業の実施や、町会・自治会、民生・児童委員等との連携により、地域で高齢者を支える体制づくりを進めていきます。	□
98	戦略5	5-5	認知症高齢者への支援の充実について、計画では70歳と75歳に検査を実施するとしているが、80歳台になると更に認知機能が低下する。特に一人暮らしの場合、支援が行き届かず、困難になるケースが増える。予防の充実を図るために、毎年の高齢者健診で年齢制限なしにかかりつけ医がチェックして、受診や介護予防事業につなげられるようにしてほしい。認知症予備軍の段階での予防事業の充実を強化してほしい。	認知症に早期に気づき適切な支援を受けられるようにするため、70、75歳の区民を対象に、区内医療機関で「もの忘れ健診」を実施しています。検査結果に応じて、地域包括支援センターが専門医療機関の受診や介護予防事業など、その方に合った適切な支援につなぎます。地域包括支援センターにおいて70、75歳以外の方へも自己チェックを働きかけ早期の発見につなげていきます。また、センターで認知症専門相談を随時実施し、医療等の支援につないでいきます。 ひとり暮らし高齢者および高齢者のみ世帯の方が地域で孤立することのないよう、ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業を実施し、高齢者の状態に合った介護予防事業につないでいきます。	□

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
99	戦略5	5-9	介護の現場では、事業者から人材が足りないとの訴えがある。人材確保ができない理由は、現状の介護保険制度では、介護職の報酬が低いための明らかなのである。区として、生活できる報酬となるよう具体的な対策を講ずるとともに、介護職の就労環境や報酬などの待遇改善を福祉政策として取り組むよう、国に強く要望することを求める。	区内介護サービス事業所の処遇改善加算の取得を推進し、介護職員の処遇改善につなげるため、(公財)介護労働安定センターと連携して、処遇改善加算セミナーの開催と個別支援を実施しています。 また、特別区長会を通じて「必要な人材の確保に向けた取組を拡充するとともに、実態に即した評価やキャリア形成に応じた報酬を担保するなど、人材の確保・定着及び育成のための継続的な施策を実施すること。」を国へ要望しています。	□
100	戦略5	5-9	高齢者対策には介護人材問題が存在する。看護・介護分野の人はすぐには育成できず数年かけて一人前になっていくが、数年かけて一人前になっても精神や身体を病んで休職や退職に追い込まれているのも事実である。まずは人材確保のための処遇改善や人材の十分な確保が必要である。ネガティブイメージを払拭し、介護の魅力をアピールすることも重要である。	区内で必要とされる介護人材の安定的な確保・育成・定着につなげられるよう、研修や就職相談会、介護職員を対象とした相談支援事業、処遇改善加算セミナーの開催等、様々な区独自の取組を行っています。 また、介護サービスを支える人材を確保するため、区民を対象とした介護に関する基礎的な研修を実施し、介護に対する理解を進めるとともに、介護職として働くことの魅力を伝え、介護人材のすそ野を広げる取組を行っています。	○
101	戦略5	5-9	看護師・介護士の転職はしばしば行われるが、自分に合った職場を見つけることは大変難しい。ベテランと呼ばれる年代でも自分の体力やライフスタイルに合った職場を見つけることは至難の業である。潜在看護師・介護士を生み出さないような職場環境づくりや転職のための情報提供で現場から離れなくても済むような仕組みがあればよい。	練馬福祉人材育成・研修センターでは、その時々々の求職者を取り巻く情勢に対応した研修やセミナーを実施するほか、就職相談会の開催など事業者との出会いの場の提供を行っています。 また、職員とその家族を対象に、職場や家庭における健康・医療・介護・メンタルヘルス等について、24時間365日相談できる窓口を設置するとともに、仕事や職場環境、将来のキャリア設計等について、面談による相談支援を行っています。	○
102	戦略5	5-9	介護の職場では多忙すぎて、研修やセミナーの受講ができないことや、休日は体を休めたいなどの理由で、現任教育が追い付かない現状がある。くしくもコロナ禍でオンライン研修が増えてきているのは有効である。質の良い研修を提供できるよう、講師の育成にも力を入れると更によいのではないかな。	人員体制等の理由により、練馬福祉人材育成・研修センターでの研修を受講できない介護職員のために、ICTを活用したオンライン研修を充実します。 研修の評価については、事業者向けアンケート、各研修受講者の満足度アンケートにより実施しています。アンケート結果を研修内容に反映し、研修の質の向上に努めています。	○

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
103	戦略5	5-9	潜在看護師・介護士に気軽に参加してもらえるような就業形態を作っていくことが今後は必要になる。働く人の「強み」を生かし、集合させ、できる範囲で働くことができれば現場の負担の一助になる。有資格者の把握や活用など区が中心となって集合させたり、シルバー人材にも生活支援に協力してもらうなど、在宅、デイサービス、施設内に非常勤として協力してくれる人が増えることで人材不足に貢献できるのではない。特養などの施設を増やし、ベッド数を準備しても、働く人材が不足していれば稼働できず空床にするのはもったいない。働く人材数の増加にもぜひ力を入れてほしい。	区内で必要とされる介護人材の安定的な確保につなげられるよう、離職した介護職員を対象としたセミナーや就職相談会を実施しています。また、練馬区シルバー人材センターと連携した元気高齢者が介護保険施設で清掃や洗濯などの軽作業を行う介護施設業務補助事業など、様々な区独自の取組を行っています。 更に、介護サービスを支える人材を確保するため、区民を対象とした介護に関する基礎的な研修を実施し、介護に対する理解を進めるとともに、介護職として働くことの魅力を伝え、介護人材のすそ野を広げる取組を行っています。	○
104	戦略5	5-9	医療、介護などの現場で問題が顕在化する2025年問題まで時間がない。時間も人もお金も有効に活用していくため、区には中心的役割をお願いしたい。人材は思うようには集まらず、資質を担保することも容易ではない。新規の介護ビジネスの中には怪しいものがあるかもしれない。これらの心配をせずに、多くの高齢者に、幸せな人生だったといえるような老後の生活をしていただけるようにしてもらいたい。	団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる2025年には、介護需要の大幅な増大が見込まれています。2025年を見据え、介護サービスの質の向上と安定的な提供の確保を図るため、介護人材の確保・育成・定着の取組を引き続き実施していきます。	○
105	戦略5	5-9	エッセンシャルワーカーについて、特に保育士、介護士のご苦労は計り知れないものがある。余裕のある区と連携協定を結びリソースを融通し合うということは出来ないか。 同時にエッセンシャルワーカーの仕事について、もっと広く深く周知し理解してもらうことが必要である。	保育士や介護職員の人材確保は、都内において共通の課題です。こうしたことから、区では事業者の保育士や介護職員の人材確保を支援するため、ハローワーク等と連携し、就職支援セミナーや就職面接会、区民向け基礎研修等の事業を実施しています。事業実施を通じて、エッセンシャルワーカーとして働くことの魅力を伝え、福祉人材のすそ野を広げる取組を行っています。	□
106	戦略5	5-9	介護施設が多数できているが、介護人材は確保できているのか。介護人材の取り合いになっているのではないかと危惧する。事業者への支援等に力を入れてほしい。	設置基準は満たしていますが、介護人材の確保については課題であると認識しています。 事業者の介護人材確保を支援するため、ハローワーク等と連携し、就職セミナーや求職者と事業者との出会いの場を提供する就職相談会等を開催しています。 また、区民を対象とした介護に関する基礎的な研修を実施し、介護に対する理解を進めるとともに、介護職として働くことの魅力を伝え、介護人材のすそ野を広げる取組を行っています。	○

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
107	戦略5	5-9	区は介護人材の養成を行うのか。	4年4月に練馬福祉人材育成・研修センターと練馬障害福祉人材育成・研修センターを統合します。利用者サービス向上のため、区内事業者の専門性を高めるとともに、介護サービス・障害福祉サービスの共通課題に対応する人材の確保・育成・定着支援を強化します。 区では、介護の未経験者が短期間の研修で家事支援サービスを提供する資格を取得できる介護従事者養成研修を実施しています。 また、介護職員の初任者研修や実務者研修、介護福祉士の資格取得助成を行っています。	○
108	戦略5	—	特養等の高齢者施設の充実の記載があるが、医療・介護に係る施設は、不足していると痛感する。医療施設は重点的な課題であると認識する。	団塊世代の方が全てが後期高齢者になる令和7年度を見据え、地域包括支援センターの増設・移転に向けた準備を進め、身近な地域で医療や介護の相談ができる体制の充実に取り組みます。 在宅において24時間365日様々な療養支援が受けられるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護の整備を促進します。 第8期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、施設サービス・在宅サービスを充実するとともに、練馬光が丘病院跡施設において、医療・介護の複合施設の整備を進め、令和7年4月の開設を目指します。	○
109	戦略6	6-1	高齢者の就業先事業者の事業内容および会計などの情報公開を求め、安心して働けるよう求める。	高齢者が安心して働けるよう、就職前に職場体験・見学ができるシニア職場体験事業を実施しています。本事業は、ハローワークと連携し、求人票を提出している企業を体験先としているため、体験前に企業の情報を確認できます。また、体験等により業務内容や職場の雰囲気を確認することもできます。	○
110	戦略6	6-3	少子高齢化により社会保障費増大や働き手不足が明らかなので軽作業にかかわらず、やる気に応じて普通の作業もできるようにしてほしい。介護施設にかかわらず、農作業や公園清掃等幅広く準備してほしい。結果として、就労による納税や消費も期待できる。	高齢者が介護施設等で軽作業を行う介護施設業務補助事業のほか、職場体験事業やシニアセカンドキャリア応援事業など、就労を含め積極的に社会活動に参加するための支援を行っています。	○

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
111	戦略6	6-4	区の保有する医療・健診・介護データを活用する事業は、国が進める「介護予防・フレイル対策」として、介護保険の地域支援事業や国民健康保険事業の一体的な実施であることは理解している。個別訪問などによる、アウトリーチが大切であることは、否定しない。しかし、介護予防として「生活ぶりを把握しての支援」を行っているが、生活に立ち入ることになりかねず賛成できない。本人の意向を尊重し、過干渉にならない呼びかけにとどめるべきである。	区は医療・健診・介護等のデータを活用し、高齢者の健康を総合的に支援する「高齢者みんな健康プロジェクト」に取り組んでいます。高齢者保健指導専門員による訪問相談の実施にあたっては、事前に訪問の目的等を郵送でお知らせするなど、連絡を丁寧に行い、高齢者に寄り添って支援しています。高齢者本人が安心して、楽しみ、交流できるよう、本人の意向を尊重しながら各地域で行う介護予防活動につないでいきます。	□
112	戦略6	6-5	街かどケアカフェを10～20か所くらい増やしてほしい。現在は2か所（江古田と高松）だが、更に展開してほしい。	交流・相談・介護予防の拠点となる街かどケアカフェを令和2年度までに26か所設置しました。令和3年度、薬局との連携による2か所を含め、4か所増設し、合計30か所となりました。 今後も薬剤師会や、地域住民のサロン活動との協働により増設します。また、敬老館の機能転換による増設の準備を進めます。	○
113	戦略6	6-9	高齢者を対象としたスマホ教室の実施人数を拡大してほしい。	令和4年度もはつらつセンターや敬老館でスマホ教室を継続するとともに、高齢者がスマートフォン等の操作に関して、気軽に相談できるようにします。スマホ教室の実施回数を増やすなど、定員を拡大します。	◎
114	戦略6	6-9	高齢者のICT活用支援のための方法や内容を検討し、支援の場を増やしてほしい。	はつらつセンターや敬老館、地区区民館では、スマートフォン、タブレット、パソコンなどの各種教室や相談会を実施しています。引き続き、高齢者のデジタル格差解消を目指します。	○
115	戦略6	—	高齢者と一くくり、諸施策が語られるが、現実には、超高齢者と70～75歳を中心とする団塊世代が地域社会では断絶して生活している。超高齢者はある程度組織化されているが、団塊世代以下の高齢者が、居場所をなくす、または築けないことが危惧される。	街かどケアカフェは、世代を問わず、地域住民が気軽に立ち寄れる場です。高齢者向けの介護予防や健康増進のイベントを多く実施していますが、絵本の読み聞かせや近隣の保育園との交流など、多世代交流の取組も実施しています。 今後も、様々な世代の方々のご意見を伺いながら、地域の皆様の利用しやすい事業運営を行っていきます。	□
116	戦略6	—	「元気高齢者」という言い方は差別的用語とみなされる恐れがある。社会問題になる前にただちにやめてほしい。高齢者は様々な事業に参加していく中で「元気」になっていく。	要介護認定を受けていない高齢者を「元気高齢者」としています。高齢者の約8割は要介護認定を受けておらず、地域の支え手として、様々な場面で活躍が期待されています。 このため区では、就労を含め高齢者が積極的に社会参加するための支援をしています。	※

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
117	戦略6	—	区独自の介護予防事業の充実において、食事・睡眠についても、保健所と連携して講習等を充実してほしい。	高齢期の栄養講座については、介護予防教室、はつらつまつり、街かどケアカフェで年間24回程度実施しています。令和4年度から、街かどケアカフェでのミニ講座について健康部の栄養士と連携し、内容を充実していきます。また、高齢期の睡眠については、健康部と連携し作成している介護予防小冊子「はつらつまつり手帳」に記載しています。今後も、関連部署が連携し、高齢者の介護予防と健康づくりに取り組めます。	□
118	戦略6	—	シニアセカンドキャリア応援プロジェクトについて、シニアよりも、ミドル(40代～50代の失業者)を対象とした支援の方が真に求められるのではないかと。	コロナ禍において、広く区民の就労活動を支援することが求められているため、ハローワーク池袋と共催して、就職面接会を実施しています。引き続き、区民の就労支援に取り組んでいきます。 また、高齢者が積極的に社会活動に参加するための支援の充実が求められているため、高齢者を対象とした就職や地域活動への参加促進にも取り組んでいます。	□
119	—	—	地域コミュニティを育むという視点が重要であるが、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるまちづくりを考えるうえでも、配慮する必要がある。	ひとり暮らし高齢者や、高齢者のみ世帯が増加していることから、地域で高齢者を支える体制が重要です。区は、地域包括支援センターと区民ボランティアによる訪問支援、町会・自治会、民生委員、事業者など地域の方々との連携による高齢者の見守り活動、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターとの連携体制の構築などに取り組んできました。引き続き、地域包括支援センターを中心に、地域の連携強化を図り、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるまちづくりに取り組んでいきます。	□
120	—	—	多世代が交流できるイベント等を開催することで、町全体で子育てや高齢者の見守りを進められる雰囲気ができると、よいと思う。	児童館や街かどケアカフェ、敬老館等では、高齢者が昔遊びを教えたり、子どもたちが歌や太鼓を発表するなど、目的に応じて多様な世代が交流できる事業を実施しています。また、地域の公園等を利用した外遊び事業でも多世代交流を実施しています。今後も多世代交流事業を実施し、地域で顔の見える関係作りを支援していきます。	□
121	—	—	敬老館の入浴については、利用してきた方への聴取など、十分にを行い、今後のあり方を示してほしい。	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため休止をしている浴室の利用について、休止前の利用状況、再開の際に生じる修繕費、再開後の運営費を考慮しながら、今後のあり方を検討します。	△

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
施策の柱3 安心を支える福祉と医療のまち					
122	戦略7	7-1	石神井町福祉園用地に整備する重度障害者グループホームへの入所に当たっては、身体障害と知的障害で入所決定を分けるなど、知的障害者への配慮をしてほしい。	石神井町福祉園用地に整備する重度障害者グループホームの整備室数や入居者の決定方法等については、グループホームの整備状況やニーズを踏まえて検討します。 なお、令和3年2月に開設したゆめの園上宿ホームでは、主に1階が肢体不自由のある方、2階・3階が知的障害のある方が入居しています。知的障害のある方に配慮した上で、入居者の決定を行っています。	△
123	戦略7	7-1	重度障害者のグループホームの報酬単価が上がる中、中軽度障害者グループホームの増設は親亡き後の住まいの場の確保としてますますニーズは高まると思う。ただ、親も本人も高齢化してからの利用となると、環境の変化等への対応に不安が生じる。若い時から体験を通じてスムーズに利用ができるようにしてほしい。また、親が高齢化を迎える前から、相談支援等から案内をし、本人、親が生活の場を選べるように勧めてほしい。	重度障害者グループホームに相談支援とショートステイの機能を備えた多機能型地域生活支援拠点であるゆめの園上宿ホームでは、中軽度障害者の方も含め、グループホームの体験利用を行っています。今後、石神井町福祉園用地で整備予定の重度障害者グループホームにおいても、同様の機能を整備し、グループホームの体験利用を行う予定です。区では、多機能型地域生活支援拠点のほか、4か所の地域生活支援センターを中心とした面的整備型地域生活支援拠点を整備し、将来の地域生活に向けた相談や支援を行っています。	△
124	戦略7	7-1	しらゆり荘も民営化にあわせ、重度の方を対象としたグループホームが開設されるのか。	重度障害者のグループホームのニーズは高い一方、整備が進みにくいことから、しらゆり荘についても今後の状況を踏まえ、事業者と協議していきます。	△
125	戦略7	7-1	グループホームの整備について、今までは軽度中心のグループホームが多かったのですが、今回の計画で中軽度障害者グループホームの記載がされたのは有難い。一方で、「中軽度」と「重度」のはざまにある障害者を受け入れてくれるグループホームがなく、切迫している状況にある。住まいの確保について、障害の重度化に対応できる中軽度のグループホームの整備促進を望む。整備費補助など、民間事業者の開設支援をしてほしい。	区では、中軽度のグループホームを開設する民間事業者に対して、開設に係る情報提供や開設準備経費などの整備費補助を行っています。今後も、障害者のニーズを踏まえながら、地域で安心して暮らし続けるための住まいの確保を進めていきます。	○
126	戦略7	7-1	医療的ケアに対応したグループホームは少ないと聞く。住み慣れた地域で生活し続けられるような施策を希望する。	医療的ケア等がある重度障害者が地域で安心して暮らし続けられるよう、整備するグループホームの機能について、今後検討していきます。	△
127	戦略7	7-1	グループホームの開設計画は地域性を考慮して設置されているのか。	グループホームの建設には適している用地が必要です。区の土地を活用してグループホームを建設する際は、可能な限り地域的な偏りが生じないように配慮していきます。	△

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
128	戦略7	7-1	中軽度のグループホームは増えているのか。また、新規に開設されたグループホームの情報はどこで確認できるのか。	中軽度のグループホームは年間30室の増加を目標として整備を進めています。新規に開設されたグループホームの情報は東京都の障害者サービス情報のホームページで確認ができます。	○
129	戦略7	7-1	石神井町福祉園用地にできる施設で入浴支援が始まると聞いたが、どのような方が対象になるのか。	石神井町福祉園用地に整備予定の施設で入浴支援を行う予定はありません。(仮称)高野台福祉園では、身体障害のある方を対象とした入浴支援を実施する予定です。	—
130	戦略7	7-2	医療的ケアに対応したショートステイについて、各病棟スタッフによる看護のみに頼るのではなく、短期入所専門の職員を配置し、スキルの高い職員によるケアが受けられるような運用をお願いしたい。	練馬光が丘病院で開始する医療型ショートステイは、病院の空床を活用することを想定しており、短期入所専門の職員を配置する予定はありません。他事業所への視察や研修を実施する等、安心して利用できる体制を整備するため、今後、病院側と協議を進めます。	△
131	戦略7	7-2	医療的ケアに対応したショートステイについて、受け入れにあたり、慎重に対応するためにも、今後携わる方々に研修の機会を設けてほしい。	他事業所への視察や研修を実施する等、安心して利用できる体制を整備するため、今後、病院側と協議を進めます。	△
132	戦略7	7-2	練馬光が丘病院で開設されるショートステイでは、夜間も医療的ケアを実施してほしい。また、受けられる医療的ケアの内容に制限はあるか。	ショートステイは基本的に宿泊を伴うため、夜間対応できるものと考えています。ショートステイ利用にあたっての条件等については、今後、病院と協議を行っていきます。	△
133	戦略7	7-2	医療的ケアに対応したショートステイの整備について、「その他施設との調整」とあるが、各地域(4圏域)にそのような受け皿が整備されるとよい。	今後の整備数については、練馬光が丘病院における利用状況等を踏まえて検討していきます。	△
134	戦略7	7-2	医療的ケアに対応したショートステイが開設されることを大変嬉しく思う。着実に整備してほしい。	練馬光が丘病院において医療的ケアに対応したショートステイを開設することで、家庭で長時間医療的ケアを行っている家族の負担軽減につながるものと考えています。今後、練馬光が丘病院における利用状況等を踏まえ、他の施設での実施に向けた検討を行います。	○
135	戦略7	7-2	医療的ケアに対応したショートステイについて、新興感染症等の緊急事態を除いては、可能な限り受け入れ枠を一定数確保できるよう病院と交渉を進めてほしい。	練馬光が丘病院で開始する医療型ショートステイは、病院の空床を活用することを想定しています。できる限り多くの方が利用できるよう、定員や利用方法等について、今後、病院側と協議を進めます。	△

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
136	戦略7	7-2	医療的ケアに対応したショートステイは、高度な医療的ケアが必要な方も利用できるようにしてほしい。 (他、同様2件)	練馬光が丘病院では、病院の空床を活用した医療型ショートステイとすることを想定しています。定員や、ショートステイ利用にあたっての条件等については、今後、病院と協議を行っていきます。	△
137					△
138					△
139	戦略7	7-2	医療的ケアに対応したショートステイを練馬光が丘病院に整備するとはどのような内容か。		—
140	戦略7	7-2	医療的ケアに対応したショートステイの定員は何人か。 (他、同様1件)		—
141					—
142	戦略7	7-2	練馬光が丘病院の医療的ケアに対応したショートステイは医療的ケアがあれば誰でも利用できるのか。 重症心身障害者通所事業では人工呼吸器の方は家族の付き添いが必要だが、ショートステイも付き添いが必要か。	医療型ショートステイの対象は、医療的ケアのある重症心身障害児者などの要件があります。 ショートステイはご家族の負担軽減等を目的に行うため、基本的にご家族が付き添う必要はありません。	—
143	戦略7	7-3	区内特別養護老人ホームのショートステイは、場の確保には有効だと思うが、支援者に障害特性をよく理解してもらうよう研修の実施や本人の状況を理解することが重要である。単に預かりではなく、本人の課題行動が増幅することなく安心したショートステイにしてほしい。	開設に向けて、事業者が研修や障害福祉サービス事業所への視察を実施する等、障害理解の向上や具体的な支援方法の検討に取り組んでいます。相談支援事業所とも連携しながら、丁寧なアセスメント等を実施し、一人ひとり着実に受入れを進められるよう、事業者と協議していきます。 また、介護・障害分野の研修センターを統合し、介護サービスと障害福祉サービスの共通課題に対応する人材の育成を強化します。	△
144	戦略7	7-3	共生型サービスを活用したショートステイについて、特別養護老人ホームの受け入れは、軽度の医療的ケアが対象になると思う。事業者側の了解を得られるなら、中学の学区に1カ所程度、身近な場所で利用できるとよい。	今年度開設する事業所での運営状況を検証しながら、検討を進めます。	△
145	戦略7	7-3	共生型サービスを活用したショートステイはどのような方を対象とするのか。 ショートステイ施設は数が少なく予約が取りづらい。幅広く、いろいろな方が使えればよい。	今回開設するショートステイは、特別養護老人ホームで提供している介護内容等から、主に身体障害のある方を対象とします。その他の障害のある方については、個別にご相談ください。 特別養護老人ホームにショートステイを整備することは、障害者や家族の身近な地域において、選択可能なサービスを増やしていく新たな取組と考えています。今回開設する事業所での運営状況を検証しながら、検討を進めます。	△

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
146	戦略7	7-3	共生型サービスを活用したショートステイの充実について、特別養護老人ホームのように区内の身近な施設でショートステイが利用できることは大変助かる。	特別養護老人ホームにショートステイを整備することは、障害者や家族の身近な地域において、選択可能なサービスを増やしていく新たな取組と考えています。 今年度開設する事業所での運営状況を検証しながら、検討を進めます。	○
147	戦略7	7-3	今回、共生型サービスでのショートステイは重度障害者が対象なのか。	短期入所の支給決定を受けている方が対象となります。今回開始する予定の事業所では、身体障害のある方を対象とする予定です。	—
148	戦略7	7-3	共生型サービスを活用したショートステイの使い方は現在と変更があるのか。利用方法について知りたい。また、定員は几人か。	使い方は他のショートステイと同じです。まずは、相談支援事業所へご相談ください。特別養護老人ホームにおいてサービス内容の説明やアセスメント等を実施します。 定員は1名とし、特別養護老人ホームの空床を活用し障害者のショートステイを実施します。	—
149	戦略7	7-3	特別養護老人ホームでのショートステイの利用方法や申し込みについて教えてほしい。医療的ケアが必要な場合も対応してもらえるのか。	ショートステイの利用にあたっては、総合福祉事務所での支給決定が必要です。支給決定を受けている方についても、まずは相談支援事業所へご相談ください。特別養護老人ホームにおいてサービス内容の説明やアセスメント等を実施します。 なお、特別養護老人ホームで実施している一部の医療的ケアについては、対応できる場合があります。個別にご相談ください。	—
150	戦略7	7-4	(仮称)高野台福祉園が開設されることは、大変嬉しく思う。希望者は週5日通所できるようにしてほしい。また、入浴サービスに期待する。	(仮称)高野台福祉園で実施する重症心身障害者通所事業は、最大週5日の通所が可能になる予定です。また、機械浴槽による入浴サービスを提供する予定です。	○
151	戦略7	7-4	区立施設の重症心身障害者通所事業は現状、週3日通所が原則となっているが、希望者は週5日通所できるように日中活動の場の充実をしてほしい。	区立施設の重症心身障害者通所事業については、可能な限り多くの利用希望者が通所できるよう、週3日としています。今後、利用状況や特別支援学校の卒業生の見込み等を踏まえ、通所日数について検討していきます。	△

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
152	戦略7	7-4	今後の特別支援学校の卒業生数を踏まえて、卒業後の日中活動の場である重症心身障害者通所事業の定員を確保してほしい。 心身障害者福祉センターの大規模改修は、(仮称)高野台福祉園開設後の重症心身障害者の通所整備も見据えての改修としてほしい。	区立福祉園等の重症心身障害者通所事業については、今後とも必要な支援が提供できるよう、特別支援学校と連携を図り、利用を希望する方の把握を進めていきます。 心身障害者福祉センターの大規模改修にあたっては、利用状況や今後の利用見込み等を踏まえ、重症心身障害者通所事業の定員について検討していきます。	△
153	戦略7	7-4	就労継続支援B型に生活介護を併設する仕組みを知ることができた。「働きたい」「仕事をしてみたい」という思いがあるなか、高齢化して通えなくなった方はたくさんいると思う。区立の福祉作業所だけでなく、民間の福祉作業所にも広げ、次世代の方達にはぜひ同じ場所に通えるシステムを作してほしい。	利用者の高齢化や、障害の重度化に対応した日中活動の場の確保は、必要と考えています。 通い慣れた施設において引き続きサービスを提供できるよう、区立の福祉作業所での取組について、民間の就労継続支援B型事業者とも情報共有していきます。	○
154	戦略7	7-4	(仮称)高野台福祉園の開園は令和4年10月と聞いているが、3月に特別支援学校を卒業して今年の4月に入園を希望する方はどうなるのか。利用者調整はどのように行うのか。	開園は、令和4年12月の予定です。4月から開園までの間は、石神井町福祉園に通所していただく予定です。 (仮称)高野台福祉園の定員を満たすまでは、区立福祉園と同様に区の利用者調整会議で決定します。それ以降は、施設独自に利用者の調整を行う予定です。	—
155	戦略7	7-4	(仮称)高野台福祉園は令和4年度工事・開設とあるがいつから開設されるのか。	令和4年12月に開設する予定です。	—
156	戦略7	7-4	(仮称)高野台福祉園にショートステイはあるのか。	ショートステイ事業はありません。生活介護事業、重症心身障害者通所事業および日中一時支援事業(入浴サービス)を行います。	—
157	戦略7	7-4	(仮称)高野台福祉園では入浴サービスを実施することだが、今後、他の福祉園においても入浴サービスを導入するのか。	(仮称)高野台福祉園では、生活介護事業終了後に、日中一時支援事業として入浴サービスを実施する予定です。日中一時支援事業は、当該福祉園利用者以外の在宅の身体障害者を対象とする予定です。 現在、谷原フレンドで入浴支援サービスを行っています。他の福祉園においては、入浴設備を設置する場所の確保等の課題があることから、現在のところ、導入する予定はありません。	—

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
158	戦略7	7-7	学校から直接就労する人が年々増加している。学校側には定着支援があるが、一定期間のうちにレインボーワークに引き継がれる。生活面等も含め、就労した後が非常に大切なので、この移行を一人も見逃さず、引継ぎしてほしい。また、中途退職した後も継続して就労支援をしてほしい。	練馬区障害者就労支援センター(レインボーワーク)では、特別支援学校から就職した方に対し、教員と共に企業訪問をする等、学校と連携を図りながら円滑な支援が実施できるよう引継ぎを行っています。 また、中途退職した方に対しても、再度企業に就職し働き続けられるように、相談や企業とのマッチング等の支援を行っています。	□
159	戦略7	7-7	就労支援の充実について、工賃向上を阻害している大きな原因は販売場所の不足である。区においても販路の確保、区施設における販売場所の常設をしてほしい。 また、販売場所については、障害理解促進の観点からも、区施設以外の常設のショップ設置をしてほしい。	今年度、区は本庁舎アトリウムでの自主生産品販売会「ねりいち」を週4日から週5日に増やし、あわせて10月から民間商業施設ココネリでの販売を開始しました。常設ショップの経営には、店舗の確保や管理者の選定などの課題があり、現在のところ、設置は困難と考えています。 引き続き、工賃向上を図るため、販売機会の拡大に取り組んでいきます。	□
160	戦略7	7-7	農福連携は区の障害者施策で進んできたものではない。農家の高齢化、担い手の不足という都市農業政策の課題解決として民間福祉事業所が協力してきた。民間事業所が努力してきた成果を区の計画で進んできたことと表現されることに違和感がある。	農福連携は、障害者施設と農業者の双方にメリットがある取組として民間で広がってきましたが、これまでは障害者施設または農業者が自らそれぞれ連携先を見つける必要がありました。区では農福連携を意義ある取組と考えており、両者がより連携しやすくするため、練馬区障害者就労支援センターで両者をマッチングする仕組みを整えました。 引き続き、区ならではの農を活かし、更なる農福連携の取組を支援していきます。	—
161	戦略7	7-7	農福連携といった事業には手話通訳がつかのか。手話通訳が配置されれば、販売などに参加できる。	障害者施設と農業者の連携を想定しており、連携施設を増やす方向をお示しています。 手話通訳の配置が必要な場合は、障害者施設での対応をお願いしています。	—
162	戦略7	7-7	事業所の農福連携の取組はどのような内容か。	農作業や農産物の販売、農産物を使用した加工品等の製造・販売を行っています。 農福連携の効果としては、事業所にとっては働く場の確保、生きがいや自信の創出が挙げられます。農業者にとっては、働き手の確保、作業の効率化が挙げられます。 今後も、練馬区障害者就労支援センター(レインボーワーク)が中心となり、農業者と事業所をマッチングし、農福連携を進めていきます。	—

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
163	戦略7	7-8	聴覚障害や視覚障害など、多様なコミュニケーション手段を通じて情報保障を求める声大きい。コミュニケーションとなると、情報の受信とそれに対する発信の力が必要である。意思の表出が困難な知的障害者には「意思疎通」が困難な人が多く、受信、発信ともに工夫が必要である。より分かりやすい表現や本人の思いを汲む配慮を加えてほしい。	障害者一人ひとりの自立した地域生活を支えるためには、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を充実することが求められています。 令和4年度に、様々な生活場面ごとに具体例を示した区民・事業者向けの障害者とのコミュニケーションガイドブックを作成します。ガイドブックには、意思の表出が困難な知的障害者の特性を踏まえ、文字だけでなく絵や写真を示すなどの具体的な方法を記載する予定です。またガイドブックを活用し、小売店等の事業者向け研修や、区民向け「(仮称)コミュニケーションパートナー養成講座」を実施し、意思疎通支援の充実に取り組みます。	○
164	戦略7	7-8	障害者の意思疎通に関する条例の内容に、重症心身障害児(者)のことを入れてほしい。	「(仮称)練馬区障害者の意思疎通に関する条例」は、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を充実することを目的としています。条例の制定に合わせ重症心身障害児(者)の方などを対象に、情報支援機器の利用支援やコミュニケーション理解の促進等の取組を実施します。	○
165	戦略7	7-8	意思疎通条例が出来るといい。ICT利用もあってよい。しかし、聴覚障害者のいる施設には手話通訳者が必要だ。そのようなことも含めて計画を策定してほしい。	障害者一人ひとりの障害特性に応じた多様な意思疎通手段を充実することにより、障害者の社会参加を促進し、障害の有無にかかわらず誰もが人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指し、「(仮称)練馬区障害者の意思疎通に関する条例」を制定します。 令和4年10月から、現在実施している手話通訳者の派遣・設置事業に加え、すべての庁内窓口において区のタブレット端末を利用した手話オペレーターによる遠隔手話通訳を開始します。	○
166	戦略7	7-8	情報支援機器の利用支援とはどのようなものか。	心身障害者福祉センターにおいて、ICT活用など情報支援機器の利用を支援する団体と連携し、視覚障害や聴覚障害、難病、脳性麻痺等の方を対象とした、情報支援機器の相談・体験や貸出、操作方法のサポート等を開始します。また、重度障害者の情報支援機器の利用を促進するため、障害者施設の職員等を対象とした情報支援機器の研修を実施します。	—
167	戦略7	7-9	地域移行・定着の支援は不要。	「入院医療中心から地域生活中心へ」という国の精神保健医療福祉施策の理念のもと、精神科病院の長期入院患者等の地域移行・定着を支援する必要があります。	※

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
168	戦略7	7-9	ニーズは一人ひとり違う中で、居場所マップはどう支援につながるのか。	精神障害の当事者やご家族の声を反映し、相談先や仲間づくりといったテーマ別に分類した居場所マップを作成します。当事者やご家族への支援は個々のニーズに応じて行われるものであり、今回作成するマップは、ご相談のきっかけや支援のツールとなることを期待しています。	—
169	戦略7	7-10	大泉福祉作業所における生活介護事業の開始にあたり、送迎は実施されるのか。	送迎サービスの導入を予定しています。	○
170	戦略7	7-10	福祉作業所の機能見直しについて、区立作業所を民営化する際に生活介護を開始するとあるが、どのような支援が予定されているか。	生活介護を開始する目的は、福祉作業所に現在通っている方の重度化・高齢化への対応です。通い慣れた施設において、引き続きサービスを提供できるよう、生活介護を開始することとしました。このため、現段階では当該施設の利用者以外の受け入れを想定していません。民営化後の対応については、区と法人で協議していきます。 支援内容については、ゆったりとしたペースでの作業や日中活動プログラムの実施を予定しています。	—
171	戦略7	7-10	福祉作業所の機能見直しについて、生活介護の開始にあたっては、当該施設の利用者以外の受け入れも想定しているか。		—
172	戦略7	7-10	大泉福祉作業所が生活介護を始めた場合、生活介護の対象者は、大泉福祉作業所の利用者に限定されるのか。		—
173	戦略7	7-12	こども発達支援センターでの一時預かり事業の対象者と内容を教えてほしい。	対象は障害児および発達に心配のある未就学児(乳児除く)から小学生を想定しています。一日3名程度の受け入れを予定しており、宿泊や送迎はありません。	—
174	戦略7	—	今回の計画策定に当たって、医療的ケア児支援法の制定による「医療的ケア児支援センター」の設置を検討したか。	医療的ケア児支援センターは都道府県が設置することとされています。 区では、東京都が設置する医療的ケア児支援センターと連携した、児童の成長発達や家族の負担軽減、医療的ケア児等コーディネーターの配置などにより、医療的ケア児への支援充実に取り組みます。	※
175	戦略7	—	医療的ケア児支援センターの開設を次期計画に位置付けてほしい。練馬区においては障害児だけではなく、障害者も対象としてほしい。		※
176	戦略7	—	個々の特性に応じた情報支援機器の活用について、現在、特別支援学校では、1人1台パソコンを配付され利用している。今後、アプリ購入に対する助成等も受けられるようになるか。	日常生活用具事業では、上肢障害の程度が1級または2級の方、または視覚障害の程度が1級または2級の方に情報通信支援装置としてアプリ等を給付対象としています。 多様な障害に応じて、スマートフォンのアプリ等も充実してきています。対象となるアプリ等の種類については、利用される方のご意見を踏まえ、検討していきます。	□
177	戦略7	—	戦略計画7の「今後の課題」の表記について、家族の負担軽減が最前面に出ている。障害当事者を中心に据えた表現がよい。	区は、障害のある方の一人ひとりの人権を尊重し、地域の中で自立して暮らし続けられることができる共生社会をめざしています。主な取組でも「障害者とその家族を支える取組の推進」と掲げました。	○

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
178	戦略7	—	障害児支援について、児童が小学生、中学生のうちから、卒業後の生活に向けた準備や働きかけ、相談場所があるとよい。	18歳までのお子さんのご相談は、こども発達支援センターで受け付けています。卒業後の地域生活について学校等と連携して取り組む等、今後も相談体制の充実に努めます。	□
179	戦略7	—	身体障害者、特に高次脳機能障害者で自立訓練を終了した方が通所する日中活動先が不足しているため、充実してほしい。	心身障害者福祉センターにおいて地域活動支援センターⅢ型事業を実施し、自立訓練を終了した方の通所先を確保しています。 引き続き、区内事業所の整備状況やニーズを踏まえ、適宜事業者への情報提供を行うことで、個々の状況に応じた通所先の確保に努めていきます。	□
180	戦略7	—	高齢聴覚障害者のための老健施設建設の計画はないのか。 高齢者施設の職員が手話を学んだだけでなく、聴覚障害のある職員を採用する必要がある。	区が、聴覚障害者専用の介護保険施設を開設することは困難です。 利用者への配慮がなされるよう引き続き運営事業者に要望していくとともに、練馬福祉人材育成・研修センターにおいて、聴覚障害者の特性や対応方法について理解を深める研修を実施していきます。	※
181	戦略7	—	重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業は訪問看護ステーションの看護師の不足で思うように使えない。 重度訪問介護事業も職員体制が整っている事業所が見つからない。看護師・ヘルパーが不足している状態を区はどう補っていくか考えてほしい。	重症心身障害児(者)が在宅での生活を安心して継続していくためにも、訪問看護ステーションの看護師の確保は大きな課題です。 区では、事業者の人材確保を支援するため、ハローワーク等と連携し、就職支援セミナーや就職面接会等を開催しています。 区内で必要とされる福祉人材の安定的な確保・育成・定着につなげられるよう、事業者の支援や従事者の資格取得助成等の取組を引き続き実施していきます。	□
182	戦略7	—	重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業において、特別支援学校への訪問看護師の派遣を認めている区がある。家族の負担軽減のため、練馬区でも対応できないか。	特別支援学校への付き添いがご家族の負担となっており、負担軽減を図ることは必要と考えています。 ご家族の付き添いがなくても、児童生徒が安心して学校に通える体制を整えるよう、東京都へ要望していきます。	—
183	戦略7	—	65歳で介護保険サービスへ移行となるが、現状の障害福祉サービスは利用できるのか。	65歳以上のお方および医療保険に加入している40歳から64歳で特定疾病(16種類)が原因でサービスを必要とする方は、原則として介護保険サービスが優先します。 しかし、介護保険にはないサービスや障害特性や心身の状況等により必要なサービスがある場合には、その時のご本人の状況にあった活動やサービスを選択できるようにしています。 具体的なサービスの組合せなどについては、相談支援事業所、地域包括支援センターもしくはケアマネジャーにご相談ください。	□

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
184	戦略7	—	生活介護事業の送迎バス車内で医療的ケアが必要なため、家族や自己負担で契約したヘルパーがバスに同乗しており、経済的にも負担となっている。 送迎バスへの看護師の同乗を制度化できないだろうか。	送迎中の医療的ケアの対応については、区としても課題だと認識しています。 生活介護事業として、送迎バスに看護師を同乗させることは、現在の人員体制等の面から困難ですが、今後、特別支援学校等の事例を参考に、送迎中の医療的ケアへの対応策について検討していきます。	—
185	戦略7	—	各福祉園の通園バスの運行区域が整理された。今後、新設されるグループホームの方々が現在通所している福祉園に引き続き通えるようにしてほしい。	通園バスの運行区域については、乗車時間が長いことによる利用者の心身への負担、支援時間への影響や災害対応などの課題がありました。そのため、お住まいと通所場所を一定のエリア内とするよう運行区域を見直したものです。 見直しにあたっては、平成31年度から令和3年度までの移行準備期間を設け、転園先となる福祉園でも安心して支援が受けられるよう、丁寧に引き継ぎ行っています。 大泉つつじ荘は、重度障害者グループホームへの転換に伴い、入居された方には転園等も含めた調整を行いました。今後、石神井町福祉園用地に開設予定のグループホームは大泉学園町福祉園と（仮称）高野台福祉園の運行区域内となります。	—
186	戦略7	—	通園バスの運行区域を優先してグループホームに入居するために転園するのではなく、本人の生活を第一に考えてほしい。	通園バスの運行区域については、乗車時間が長いことによる利用者の心身への負担、支援時間への影響や災害対応などの課題がありました。そのため、お住まいと通所場所を一定のエリア内とするよう運行区域を見直したものです。	—
187	戦略7	—	福祉園の送迎バス運行経路変更に伴い、バス停が遠方に移ったことで高齢の親が送迎不可能になり困っているという相談を受けている。福祉園の整備に伴い、既存の福祉園利用者の通所手段確保に影響が出ないように考慮してほしい。	現在のグループホームの整備状況から、全ての皆様の希望に添えない状況もあります。個々のご事情等につきましては、総合福祉事務所・相談支援事業所・福祉園等の関係機関にご相談ください。	—
188	戦略7	—	通園バスの運行区域は、平成30年度に示されたものと変わらないか。	運行区域の変更はありません。	—
189	戦略7	—	福祉施設では人材確保ができず困っていると聞く。職員募集にかかる費用の助成はあるのか。	職員募集にかかる費用の助成は行っていますが、事業者の人材確保を支援するため、ハローワーク等と連携し、就職支援セミナーや就職面接会等を開催しています。 また、区民向け基礎研修を実施し、福祉職として働くことの魅力を伝え、福祉人材のすそ野を広げる取組を行っています。	—

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
190	戦略8	8-1	戦略計画8の「今後の課題」欄で、子どもの貧困が7人に1人の実態のもと、ひとり親家庭への経済的支援の拡充をはかることは緊急の課題。そのため「4・5年度の主な取組」として、ひとり親家庭に対し、新年度に向け、区独自の緊急一時金を支給すると明記すべき。	区では、ひとり親家庭を対象に、生活・就労・子育ての3つの支援を組み合わせ提供する「ひとり親家庭自立応援プロジェクト」を平成29年度から開始し、現在、23区最多の26事業を実施しています。 コロナ禍において、区独自のひとり親家庭臨時特別給付金や国のひとり親世帯臨時特別給付金などの支給を実施しており、現在のところ、新たに区独自の給付金を支給する考えはありません。 引き続き、就職や収入の増に結びつきやすい資格取得の促進や、ハローワークと連携した就職・転職の支援など、就労によるひとり親家庭の自立を支援していきます。 新型コロナウイルス感染症が、生活・就労・子育てに与えた影響など、ひとり親家庭の状況について令和4年度に調査を実施します。調査により把握したニーズを踏まえ、5年度から自立に向けた支援策を更に充実します。	※
191	戦略8	8-2 8-3	区内一人暮らしの高齢者の約半数(約2万2千人)は、所得ゼロ。他に約5千人は月所得4万円以下である。年収100万円以下も3,300人とある。こうした人たちの対策は、このアクションプランからは見えてこない。	ひとり暮らし高齢者を支援するため、地域包括支援センターの訪問支援員が自宅を訪問の上、健康や生活上の困りごとを聞き取り、関係機関と連携して対応しています。また、生活にお困りの方の相談窓口である生活サポートセンターでは、相談者の生活状況を丁寧に伺い、適切な支援につなげています。 改定アクションプランには、地域包括支援センターの増設や生活サポートセンターの相談支援員の増員など支援体制の充実についてお示ししています。	○
192	戦略8	8-2	相談事業の拡充に意味があるのか。「相談」による効果がわからない。住居確保給付金や緊急小口資金の要件の説明であれば、あいまいに相談と書くべきではない。	生活にお困りの方の相談支援窓口である生活サポートセンターでは、支援員が相談者の生活状況を丁寧に伺い、住居確保給付金や資金貸付、家計改善支援のほか、ハローワークや人材派遣会社と連携した就労支援などの適切な支援につなげています。 増加が見込まれる生活困窮者の生活相談に迅速かつ適切に対応するため、生活サポートセンターの相談支援員を増員するなど、相談支援体制を充実します。	※

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
193	戦略8	8-3	福祉事務所のケースワーカーの増員の必要はない。事務の効率化・簡素化で事足りる。就労サポーターの増員も効果がない。区としては困窮者向けのシルバー人材センターのような外郭団体の間口を広げる施策が効果的である。 生活保護に関しては、長期受給を問題とすべき。保護費の半分は医療扶助で占められており、多すぎる。保護の実施にあたり、区外の第三者機関を設置すべきである。	区では、生活保護受給世帯の自立支援を強化するため、ケースワーカー等を増員し、令和元年度に適正な人員を確保しました。今後も適正なケースワーカー等の人員(1人あたり80世帯)を確保し、「就労自立の促進」「生活自立の促進」「次世代育成支援」「適正支給の強化」の4つを重点項目として、生活保護世帯の自立支援に取り組めます。特に就労支援については、ケースワーカーと就労サポーター、ハローワーク等が連携して、生活困窮から生活保護に至るまで切れ目ない支援を実施します。	※
194	戦略8	—	長引くコロナ禍で、練馬区内にも職を失ったり、過酷な条件で働いている方が増えているのではないかと。戦略計画8の中で、これらの方々に対する支援をしっかりとやってほしい。	区では、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活にお困りの方に対し、生活相談コールセンターの設置をはじめ、住居確保給付金や区独自の生活再建支援給付金の支給など、生活保護に至る前の支援を積極的に実施してきました。 今後、改定アクションプランに基づく取組を着実に推進し、生活困窮者一人ひとりの生活に寄り添った、きめ細かな支援を実施していきます。	○
195	戦略8	—	戦略計画8の「今後の課題」欄で非正規就労の割合の高いひとり親家庭のことが記されているが、それであれば、区で働く非正規雇用は正規雇用に雇用契約を変えるべき。	正規職員の採用は、地方公務員法に基づき、平等取り扱いの原則や客観的な能力実証により行っているため、非正規雇用者(非常勤職員)の雇用形態を正規雇用に転換することは制度上できません。	※
196	戦略8	—	練馬の特産品をECサイトで販売し、運営を区内の就労移行支援事業所に委託すれば、ひきこもりや生活保護受給者の就労支援になるのではないかと。	令和4年度に、区では障害者施設の自主生産品を販売するECサイトを集めたウェブサイトを開設し、障害者施設の販売力強化を図っていきます。	※
197	戦略9	9-3 9-4 9-5 9-6	区内の病院にもっとかかりやすくしてほしい。	区内病院の整備促進と更なる病床の確保は、区の最重要課題の一つであることから、これまでも新病院の整備や既存病院の増床に取り組んできました。現在は、練馬光が丘病院の移転・改築事業、慈誠会・高野台病院の誘致および練馬光が丘病院跡施設の活用等により病床整備を進めています。これらの取組により、平成26年には約1,800床だった病床は、現在、計画している整備が全て完了する令和7年には約2,800床を超え、約1,000床の増床となります。引き続き、今後も病床の確保に取り組んでいきます。	○

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
198	戦略9	9-3	順天堂病院にNICUの増設とあるが、区内で安心して出産できるように順天堂病院や練馬光が丘病院以外にも補助金などの支援をし、産科病床を確保すべきである。	区はこれまでも、周産期医療の充実に向けて久保田産婦人科病院の建て替えや、順天堂練馬病院の小児周産期センター設置を支援してきました。 練馬光が丘病院の移転・改築時には、産科病床(LDR含む)の増床も予定しており、引き続き充実に取り組んでいきます。	□
199	戦略9	9-5	光が丘病院の移転後の利用について、障害者、高齢者両方について近所で利用できることはありがたい。今後に期待する。	練馬光が丘病院跡施設における医療・介護の複合施設については、令和7年4月の開設に向けて、整備を進めていきます。	○
200	戦略9	—	区民の安全と安心を確保するため、いつでもどこでもPCR検査が実施するように大至急、体制を整備するとすべき。	区では、限られた医療資源等を有効に活用するため、症状のある方や感染者と接触歴がある方(接触者)の検査を優先しています。 なお、症状のある方や接触者にかかるPCR検査等の費用は東京都が公費負担を行っています。 また、東京都が、当面の措置として、感染リスクが高い環境にあるなど感染不安を感じる無症状の都民の方に対し、無料でPCR等検査を実施しており、区ではその情報をホームページに掲載して周知に努めています。	□
201	戦略9	—	新聞等では、毎日のように「居住地別の新型コロナ感染者数」の掲載があり区民として感染者数が気掛かりである。変異株の感染も急増している。区の接種モデルとして取り組んでいるが、感染者数も〇〇保健所管内、〇〇町単位の数値を示して、情報の共有を図り地域住民の意識向上を図る必要があると考える。	地域で暮らす方々の生活を脅かすような風評を生む恐れがあることから、区として町単位などで感染者数を公表する予定はありません。	※
202	戦略9	—	本文中の「薬剤師会」を「薬局」に修正してほしい。	区としては、薬剤師会に加入されている個々の薬局の総称として「薬剤師会」と表現しています。	※
203	戦略10	10-1	みどり健康プロジェクトについて、どれくらいの効果を見込んでいるのか不明確。区民の何%が実施するのか。	健康インセンティブ事業は新たにねりまちてくてくサブリに登録していただけるきっかけになると考えています。インセンティブ事業を実施するごとに、約1,000名の登録者が増えています。更に、その他の期間で約2,000名、合わせて年間約3,000名の方に新たに登録していただいています。登録者には、様々な健康づくりに関する情報を発信しています。 オンラインによる健康イベントでは、これまでの対面式の健康事業では参加しにくかった働く世代や子育て中の方などが参加しやすくなると考えています。	—

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
204	戦略10	10-2	正しい食生活に気をつけても、がんにかかることもある。家族ががんになった児童・生徒がいることに配慮し、「予防をすればがんにならない」「がんになった人は予防しなかった人である」といった印象を持たないように配慮することを求める。 また、この問題はがんだけでなく「認知症予防」にも言える。「健康であること」が、障がいや難病の人への差別や偏見につながらないように配慮すべきである。	がん予防教室を実施する前に、がんになった家族等の有無を確認するとともに、教室の実施にあたり「予防をすればがんにならない」といった誤解を与えないよう内容に配慮して行っています。今後も、すべての施策において、差別や偏見につながらないように配慮していきます。	□
205	戦略10	10-2	がんの子供のころからの健康教育については、モルヒネなど必要な麻薬もあることなど、正しい知識が必要。学校薬剤師との連携も必要。	小中学校への出張授業を開始しました。学校薬剤師との連携については、今後の検討事項とさせていただきます。	△
206	戦略10	10-3	自死の増加は「心の健康」の課題というより、経済的要因や病気などの健康に対する不安といった、自死に至る主要因を取り除く政策が効果的に機能しないと、減少しない。行政は、区民にかかわるすべての窓口等で、自死への兆候を見逃さない配慮が必要である。特に税金、保険料等の収納窓口での対応強化が求められる。練馬区内での自殺者をこれ以上増やさないために、職員全体での危機感の共有、女性や若者が相談しやすい電話やチャット、LINEなどによる相談窓口の周知を急ぐべきである。	区では、区職員ならびに区民の支援に携わる方向けに、「練馬区自殺予防対策の手引き」を作成し、自殺リスクが高いと思われる方を見逃さず、適切な支援へつなげる取組をしています。また、相談先がわからない方のための冊子「こころ・いのち相談窓口一覧」やカード型の相談先一覧等を作成し、周知に努めています。ホームページでもSNSや電話等、様々な相談先をご案内し、女性や若者にも情報を入手しやすい環境を整備します。	○
207	戦略10	10-3	ゲートキーパーはボランティアでよいのか。	ゲートキーパーの役割は、身近な人の自殺のサインに気づき、その人の話を受け止め、適切な相談機関につなげ、見守っていただくことです。一人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識をもってもらい、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていただきたいと考えています。	○
208	戦略10	10-4	健診(検診)事業に、薬剤師会として協力したい。	引き続き、薬剤師会をはじめ、区内の医療関係者と連携して取り組んでいきます。	△
209	戦略10	10-5	がん患者支援連絡会に薬剤師会も参加したい。	薬剤師会は、これまで在宅で治療されている多くのがん患者を支援されています。連絡会にご参加いただき経験から得た知見をお借りたいと考えています。よろしくお願ひいたします。	△
210	戦略10	—	父親向けの料理サイトを区のホームページに作ってはどうか。時間割、食材調達、レシピ、準備、片付けなどを共有し試食会など開催してはどうか。	父親向けと限定はしていませんが、健康的な食生活に繋がるようInstagramに野菜レシピ等を公開しています。 また、親子で健康的な食事の基本である一汁一菜の食事作りが体験できる「オンラインちゃんとごはん」講座も開催しています。	□

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
211	—	—	国において、重層的支援体制整備事業が開始されているが、練馬区は、地域包括支援センター、生活サポートセンター、障害部門が、それぞれ事業を行っている。今後は、どのように進めていくのか。	複合的な課題を抱える世帯に対しては、関係部署や関係機関が連携し、継続的に支援するため、庁内に調整を行う部署を設置し対応しています。 今後、どのような形で本事業が活用できるかを、国や他自治体の動向を注視しながら、検討していきます。	△
212	—	—	練馬区保健福祉サービス苦情調整制度を廃止にすべき。	練馬区保健福祉サービス苦情調整制度は、保健福祉サービスの利用に関する区民等からの苦情の申立てについて適切かつ迅速に対応することにより、保健福祉サービス利用者の権利および利益を擁護するためのものです。区民等にとり必要な制度であると考えため、今後も継続し、区民等からの苦情の申立てに対し適切かつ迅速に対応していきます。	—

施策の柱4 安全・快適、みどりあふれるまち

213	戦略11	11-1 11-11	大型震災の火災対策を検討してほしい。	地震発生時における出火および延焼拡大を抑えるためには、初期消火が重要です。区では、スタンドパイプ等の消火資器材の配備や、区民防災組織の訓練等の取組支援を通じて、地域防災力の向上を図っていきます。 また、老朽木造住宅が密集し、地震発生時の建物倒壊や延焼の危険性が高い地域では、道路、公園の整備や新たな防火規制の導入など、まちの防災性を高める取組を進めています。	○
214	戦略11	11-3	一般ビルの耐震補助と耐震化比率の実態把握をしてほしい。	区は「練馬区耐震改修促進計画」に基づき、耐震性に課題のある建築物を把握しながら耐震化に取り組んでいます。 特定緊急輸送道路沿道の耐震化率は96%、不特定多数の人が利用する大規模な建築物の耐震化率は95%です。	□
215	戦略11	11-3	「96%まで進みました」という表現から特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化に、非常に前向きに取り組んでいて練馬区がかなり進んでいることが分かった。 残る耐震化は難易度が高く住民の協力が不可欠である。行政に対して共感を得てもらえるような取組が望まれる。	特定緊急輸送道路の耐震化率96%という数字は、路線全体の進捗についてわかりやすく伝えるために、表現を工夫し、今回初めて記載したものです。 引き続き、建物所有者への個別訪問を行うなど、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に取り組んでいきます。	○
216	戦略11	11-3	賃貸住宅において、借主が耐震化をしたいと思っても、所有者の同意を得ることが難しく進まないことがある。 こういったケースに対しても耐震化が進む取組を求める。	区は旧耐震建築物の耐震化を促進するため、住宅の耐震助成を行っています。 引き続き、賃貸住宅の所有者に対して丁寧な説明を行い、耐震化を促進していきます。	○

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
217	戦略11	11-4	ある程度の規模の地震が来たら間違いなく倒れるブロック塀が通学路にある。このようなお宅は高齢者の一人暮らしのケースが多いため、助成の申請を待つのではなく、能動的に改修のための訪問が必要。	区は平成30年度に区内の道路等に面するすべてのブロック塀等の危険度調査を実施しました。その調査結果に基づき、危険性が高い塀の所有者へ定期的に個別訪問を実施し、危険な塀を放置することの危険性や所有者のリスクについて説明し、助成金制度を案内しています。今後も、危険なブロック塀等の撤去に向けて取り組んでいきます。	○
218	戦略11	11-6	環境学習の視点から、各学校での雨水タンクの設置の検討を求める。	学校改築時に雨水タンクの設置を検討していきます。	△
219	戦略11	11-6	東京都にて大型調整池の長寿命化は既に行われている。数年前に予算規模まで記されていた。	練馬区総合治水計画に基づき、区民・事業者と協働で流域対策を推進するとともに、区では、公園などの公共施設を活用して雨水浸透施設を設置し、機能維持と長寿命化を図るため、適切な維持管理を推進します。 また、河川や下水道の整備を引き続き東京都に要請していきます。	○
220	戦略11	11-6	雨水浸透施設の設置だけでなく、区民との協働の視点で、各家庭での雨水タンクの設置も広げていくべき。タンクのための設置についても助成することを求める。	流域対策を推進していくため、雨水浸透施設や雨水タンク設置の助成を行っています。雨水浸透施設の設置がスペース的に困難な場合には、雨水タンクのための助成も行っています。	□
221	戦略11	11-8 11-9 11-11	地震対策として訓練等を再開できるとよい。	区では、新型コロナ感染拡大の影響によって減少した訓練回数の増加を図るため訓練計画段階から様々な相談に応じるなど、積極的に避難拠点運営連絡会や防災会の支援を行っています。	○
222	戦略11	11-8	避難行動要支援者名簿の管理と運用について、町会、防災会などの協力が多大に求められる。しかし、個人情報ゆえの管理上の不安や問題があり、管理面ではなかなか進んでいないと考える。区は関係者などと協力し問題点の改善をはかり、個別避難計画の作成や避難行動の支援がスムーズにできるよう求める。	避難行動要支援者名簿は、外部提供に同意された方の分を民生・児童委員や区民防災組織等の関係機関に提供しています。災害に備えて日頃の訪問活動でも役立てていただいています。管理については保管方法を定め、たうえで負担軽減に取り組んでいます。また、地域の防災会、民生・児童委員、避難拠点運営連絡会等と安否確認訓練を行う等、災害時に迅速に安否確認、避難支援ができる体制を整備しています。個別避難計画については、課題を検討・整理したうえで順次作成します。	□
223	戦略11	11-8	個別避難計画の作成を進めるにあたり、曜日や時間帯など支援者が変わることがあるかと思う。 個別の事情にあわせた具体的な計画作成を求める。	ご本人の意思や支援者の状況など個別の事情に合わせて検討していきます。	△

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
224	戦略11	11-10	ねりま防災カレッジ事業に関して、例えば休日でも土曜日が仕事で日曜日が休みの方もいる。日曜日休みの方が参加できる講座を用意してほしい。 また、個別のライフスタイルによらず受講できる動画配信やオンライン講座の充実を求める。	ねりま防災カレッジ事業は、多くの方に受講していただくため、平日日中だけでなく、平日夜間や土曜日も開催しています。日曜日の開催については、区民ニーズを踏まえ検討していきます。 また、オンライン受講についても同様に、検討していきます。	△
225	戦略11	11-10	起震車によるVR地震体験の取組は、学校にも出向いて生徒にも体験してもらったほうがよいと思う。	起震車によるVR地震体験については、ご依頼に応じて、学校や事業者、地域などに出向いて体験いただけるようにしています。	□
226	戦略11	11-11	大規模な避難訓練を実施してほしい。	区では水防訓練や防災フェスタなど、多くの区民の方が参加可能な大規模な訓練を毎年度実施していましたが、令和2年度からは新型コロナウイルス感染拡大の影響等で実施できていません。大規模な訓練は重要であると考えていますので、新型コロナウイルス感染状況を踏まえながら可能な限り実施していきます。 また、避難拠点運営連絡会や防災会の小規模な防災訓練では計画段階から様々な相談に応じるなど、積極的に支援を行っています。	□
227	戦略11	—	練馬区の避難拠点が98あるのは認識しているが、区民の何割が避難できるのかきちんとシュミレーションすべき。民間の避難場所も作り、避難場所についてもっと区民に情報公開すべき。また、駅近の一時滞在施設場所を用意すべき。	東京都の首都直下地震被害想定では、区内の避難所生活者を最大約77,000人と想定しており、避難拠点全体で収容が可能です。引き続き、避難拠点について区民への周知を図ります。 また、区では帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設を都立施設や民間施設と協定を締結し指定しています。鉄道駅周辺では、既に8箇所指定しています。引き続き一時滞在施設の拡充に向けて、事業者への働きかけを行っています。	□
228	戦略11	—	水害対策を優先した「攻めの防災」だが、首都直下地震の発生リスクが今後30年で70%であることは変わらないため、防災・減災の視点から、賃貸住宅でも借主が安全対策設備の設置（例えば、家具などの転倒・移動防止など）が出来るように、区が率先して借主と貸主の双方に指導することを求める。	区では、65歳以上の方に、防火防災診断事業において、家具転倒防止器具を配付する等、普及啓発を行っています。また、家具転倒防止器具、ガラス飛散防止フィルム等の防災用品の必要性を様々な方面で説明するとともに割引価格で提供しています。 なお、安全対策設備の設置等に関して、条例を制定する考えはありませんが、啓発に努めていきます。	※
229	戦略11	—	家具などの転倒防止等、安全対策設備の設置を、借主が家主の許可なくでき、賃貸契約の際に原状回復の対象にしないような条例を制定してほしい。		※
230	戦略12	12-1	都市計画道路の整備実施路線箇所図が判り辛かった。青梅街道以外にももっと判別できる目印を入れてほしい。	道路の通称名を記載する箇所を追加します。	◎

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
231	戦略12	12-1	年度別取組計画(素案)の「補助135号線および補助232号線(大泉学園駅南側地区)」は70年以上前、50年以上前の計画で、人口減少、少子高齢化などの社会情勢の変化、交通事情の変化等を踏まえると新たな大型道路の必要性はなく、一から検討し直してほしい。	都市計画道路は、区民の日常生活、安全・安心な暮らしを支えていくうえで欠くことのできない都市インフラです。練馬区が東京全体の道路ネットワークから取り残されることなく、将来に向けて発展していくには、遅れている都市計画道路の整備が不可欠であり、事業化計画に基づき着実に整備を進めていきます。 大泉学園駅南側地区における交通安全対策や防災面などの地域の課題を抜本的に解決するためには、都市計画道路補助135号線・232号線の整備が必要です。今後、地域の皆様からのご意見を伺い取組方針を定め、大泉第二中学校の教育環境の保全と道路整備を進めていきます。	※
232	戦略12	12-1	都市計画道路補助135号線・232号線については、長期にわたる有識者会議の検討を経てもなお方針を定めることが出来なかったにもかかわらず、4年度において方針を作成するとあるが、徹底的な合意形成をやり続けるべきだ。性急な方針作成は練馬区の教育行政と道路行政に大きな汚点を残すだけだ。		※
233	戦略12	12-1	大泉学園駅南側地区の補助135号線および補助232号線について、既に地域に根付いている学校や住宅地やコミュニティを壊して新たな道路を作るのではなく、学芸大通りの拡幅やふじみロードの整備に注力することを望む。		※
234	戦略12	12-1	大泉学園駅南側地区の補助135号線および補助232号線について、2020年の6月に国土交通省から道路政策の中長期的ビジョン「2040年 道路の景色が変わる」が出されたが、練馬区においても、これを踏まえ、現計画を大胆に見直し、住民と共に住民の暮らしに役立ち、豊かにする計画を練り、実施していくべき。2022年度は取組方針策定ではなく、改めて住民とともに対話を重ね、新たな合意形成活動を進めるよう変更してほしい。		※
235	戦略12	12-1	今後自動車交通が増加する要因は考えられない。将来の維持管理負担を増加させる道路の新設は避け、交差点改良やバス停の部分拡幅等の修復策を考えるべきである。232号線、135号線、外環の2、156号線など、区内西部の路線はほとんど未着手で、今すぐに中断・計画廃止とすべきである。	これまで、東京都および関係区市町では、適時適切に都市計画道路の必要性を検証してきました。現行の都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)の策定に際しても、都市計画道路の果たす様々な役割や機能を検証する15の項目を設け、適切に都市計画道路の必要性を検証し、その結果、すべて整備が必要であることが確認されています。 練馬区が東京全体の道路ネットワークから取り残されることなく、将来に向けて発展していくには、遅れている都市計画道路の整備が不可欠であり、事業化計画に基づき着実に整備を進めていきます。	※

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
236	戦略12	12-1	柱4に従うと、道路だらけのまちになってしまいかねない。外環道工事も、住民の安全、環境被害が心配なので中止してほしい。自治体は住民の健康や安全に寄与する立場にあるため、業者任せにせず責任ある対応をしてほしい。	都市計画道路は、区民の日常生活を支え、災害時には区民の生命や財産を守る基本的な都市インフラです。練馬区は、都市計画道路の整備が著しく遅れており、大きな弱点となっています。練馬区が将来に向け、更に発展していくためには、都市計画道路の整備が不可欠です。 外環は、首都圏全体のネットワークを形成する重要な道路であり、練馬区内においても、生活道路への車両流入抑制など、交通環境の改善に大きな効果が期待されます。外環事業を進めるにあたり、区は事業者に対し、地域住民への適時適切な情報提供を行うとともに、工事の安全・安心に万全を期した上で、外環事業に取り組むよう引き続き求めていきます。	※
237	戦略12	12-2	都市計画道路計画を含むすべての道路計画及び石神井公園駅南口西地区再開発事業、西武新宿線に係る都市計画決定等すべての都市計画を見直すべきである。特に、外郭環状線の工事再開は、区民の安全性確保について住民の理解が得られなければ行うべきではないし、外郭環状線の2の現況測量(石神井台等)は説明会を実施せずに行うべきではない。	区では、快適で暮らしやすいまちの実現を目指し、都市計画道路や西武新宿線の連続立体交差化、石神井公園駅南口西地区市街地再開発事業など、交通インフラの整備やまちづくりに取り組んでいます。 外環は、首都圏全体のネットワークを形成し、渋滞や混雑緩和、移動時間の短縮などに資する重要な道路です。外環シールド工事については、再発防止対策を十分に検討し、区民への丁寧な周知、説明を行い、安全・安心に万全を期した上で、早期開通を目指して事業を進めるべきと考えています。 外環の2(石神井台)について東京都は、事業概要および測量作業について細かく記載したパンフレット等を沿線住民に配布し、個別の相談に随時対応するとともに、オープンハウスを開催するなど丁寧な対応をし、測量作業を行っています。	※
238	戦略12	12-6	埼玉までの大江戸線延伸について、予定が早く分かるとよい。	大江戸線の延伸(光が丘～大泉学園町)については、国と都の計画において整備に向けた明確な位置付けを得ており、延伸に必要な施設や収支採算性の確保など事業化に向けて、大江戸線を運営している都と実務的な協議を重ねています。 延伸の時期について、都から示されていませんが、区は大江戸線延伸の早期事業着手に向けて、引き続き積極的に取り組んでいきます。 埼玉までの延伸(大泉学園町～東所沢)については、新座市を中心とした都市高速鉄道12号線延伸促進協議会において、取り組んでいきます。	○

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
239	戦略12	12-6	練馬区民が減る中、延伸による費用対効果がどのくらいあるのか疑問がある。深いホーム、狭い車両で利用者がおらず、人件費削減のためワンマン運行している現状を考慮すべき。	区北西部には、23区内でも数少ない鉄道駅から1km以上離れた鉄道利用の不便な地域(鉄道空白地域)が存在しています。大江戸線の延伸はこの鉄道空白地域を大きく改善するものです。 また、大江戸線は、都心を環状につなぎ、コロナ前には1日約100万人の方が利用しており、鉄道ネットワークにおいて、重要な機能を担っている路線です。大江戸線の延伸により、区における利便性は向上し、新たなヒト・モノの往来や交流による経済への波及効果、周辺他路線の電車内混雑の緩和や周辺既存駅の混雑緩和など地域交通の改善等が期待されます。 引き続き、大江戸線延伸の早期事業着手に向けて、積極的に取り組んでいきます。	—
240	戦略12	12-7	練馬高野台駅から春日町・北町方面へのバス路線を新設してほしい。	区では、平成29年3月に改定した「公共交通空白地域改善計画」で鉄道やバスなどの公共交通が利用しづらい地域を「公共交通空白地域」と定義し、みどりバスを含めた一般路線バスの再編等により、改善を図ることとしています。 練馬高野台駅と北町を結ぶ環状8号線沿線には公共交通空白地域が存在することから、バス路線の新規導入について区独自で検討を行い、民間路線バス事業者と意見交換を行っています。 一方で、バス業界の課題として、乗務員不足などが挙げられます。また、新型コロナウイルスの影響によりバス利用者が減少している状況からバス路線の新設には慎重にならざるを得ず、現在の路線を維持することが優先されるものと考えています。 引き続き、バス事業者の動向に注視しながら、関係機関等との協議や検討を行っていきます。	△
241	戦略12	12-7	みどりバスの運行本数を増やしてほしい。	区では、平成29年3月に改定した「公共交通空白地域改善計画」で鉄道やバスなどの公共交通が利用しづらい地域を「公共交通空白地域」と定義し、みどりバスを含めた一般路線バスの再編等により、改善を図ることとしています。 みどりバスは、路線バスを補完し、公共交通空白地域を改善することを主な目的に運行しています。運行間隔は30分に1便のサービス水準を目標としています。 が、バス事業者の乗務員不足等が課題となっており、一部ルートを除き、達成されていません。 引き続き、関係機関等との協議や検討を行っていきます。	○
242	戦略12	12-7	ねりまバスについて、どのような利用状況か。練馬駅北口では育児中のお母さんがタクシーを利用するケースを多く目にする。もちろん、玄関の前まで行ってくれると思うが、区内の交通量は増える一方で狭い路地でもタクシーが沢山入ってくる。ねりまバスをくまなく走らせるほうが安全面でも効果がある。やるならば、網羅率、運行率を高くしないと結局利用されないため、これが課題と考える。		△

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
243	戦略12	—	既に始まっている少子高齢化、交通量の減少に加え、近い将来の道路の役割の変化を見据えれば、少なく見積もっても10年以上はかかる新たな大型道路を作る必要性は認められない。既存の道路を拡幅整備することで災害時の機能強化も含めて十分対応できるはずである。	これまで、東京都および関係区市町では、適時適切に都市計画道路の必要性を検証してきました。現行の都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）の策定に際しても、都市計画道路の果たす様々な役割や機能を検証する15の項目を設け、適切に都市計画道路の必要性を検証し、その結果、すべて整備が必要であることが確認されています。 練馬区が東京全体の道路ネットワークから取り残されることなく、将来に向けて発展していくには、遅れている都市計画道路の整備が不可欠であり、事業化計画に基づき着実に整備を進めていきます。 既存道路の拡幅にあたっては、都市計画法による建築制限がかけられておらず、沿道に移転が困難な堅固な建物や中層以上の建物が立地していることもあり、拡幅整備に、多くの事業費と年月を要することがあります。	※
244	戦略12	—	道路整備、都市計画、まちづくりの中で、みどりの価値を捉え、どう活かしていくかを考えてほしい。 鉄道立体化、市街地開発が出てくるところでも、自然に特化した形で打ち出してほしい。	区の都市計画道路の整備率は5割に留まっており、都市計画道路の整備が必要です。道路整備にあたっては、みどり豊かな軸となるように街路樹を植えるとともに、樹種についての検討も進めます。 区民生活に必要な基盤整備を進めながら、みどりの創出、保全にも取り組みます。	□
245	戦略13	12-12 13-1 13-2	電柱があり、樹木の樹冠は広げられない。緑豊かな駅前ひろばを創るなら、そのモデルはあるのか。	区では、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出等を目指し、平成30年3月に「無電柱化推進計画」を策定しました。 この方針に基づき、都市計画道路等の整備にあわせて無電柱化を推進していきます。 また、現在事業中である上石神井駅交通広場は、無電柱化する予定であり、現在計画している武蔵関駅交通広場は、隣接する石神井川の整備と連携して進めていくこととしています。武蔵関駅周辺地区まちづくり構想の中では、「石神井川のうるおいやみどりの豊かさを感じられる街並みを守り育むこと」を定めています。地域の皆様のご意見を伺いながら、地域資源である石神井川の景観を活かした駅前広場を検討していきます。	△

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
246	戦略13	13-1 13-2 13-3	西武新宿線沿線のまちづくりにおける地区計画は、まだ住民との合意に至っていないのが実態であり、住民参加の魅力あるまちづくりを目指して、住民と徹底的な話し合いが必要であると計画に明記すべき。	区では西武新宿線の連続立体交差化計画にあわせて、駅周辺のまちづくりを進めています。地区計画の検討にあたっては、駅周辺地域の町会・商店会の代表および公募区民で構成するまちづくり協議会等において話し合いを行うとともに、オープンハウスやアンケートでのご意見を踏まえて、計画案を作成していきます。今後も、地域の皆様にご意見を伺いながら、魅力ある沿線まちづくりを進めていきます。	△
247	戦略13	13-1 13-2	大泉学園駅至近の再開発ビル内の商業施設では、店舗が定着せずに複数の空きテナントが見受けられる。西武新宿線立体交差化事業に伴う上石神井駅、武蔵関駅周辺の整備として地区計画の策定にあたっては、人口減少、超超高齢社会が進展する30年後、50年後を見据えて検討することを求める。	西武新宿線の連続立体交差事業は、上石神井駅、武蔵関駅、上井草駅周辺のまちづくりを進める絶好の機会です。まちづくりを進めるにあたって、区では都市のグランドデザインや都市計画マスタープランで目指すまちの将来像をお示ししています。区民の皆様と協働し、まちの将来像の実現に向けて取り組んでいきます。	△
248	戦略13	13-5	石神井公園の景観を壊し、駅周辺を〈ビルの風吹くまち〉にする高層ビルを伴う営利事業の推進母体となる準備組合を行政が支援するべきではない。	石神井公園駅南口西地区の市街地再開発事業は、当該地区の土地所有者等の皆様が準備組合を設立し、検討を進めているものです。本再開発事業は、地区内の細分化した敷地の統合と、老朽化した個々の建築物の共同化・不燃化により、防災性を高めるとともに、都市計画道路補助232号線と敷地内のオープンスペースを一体で整備することで、安全で潤いのある空間の創出ができる事業であり、本地区の課題解決に資するものと考えます。加えて、高度利用により土地を有効活用し、商業施設や住宅等とともに、区立施設である区民事務所などの公共サービス施設を集約的に整備するなど、区民の利便性を向上させる事業計画となっています。このことから、区は本再開発事業の施行を支援し、魅力あふれる利便性に富んだ駅前と周辺のまちづくりを進めます。	※

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
249	戦略13	13-5	石神井公園駅南口西地区市街地再開発事業について、再開発計画の前提となる地区計画の変更は住民合意の努力がなく、手続きとしても不当な決定であり、その不当行為の結果を前提とする再開発計画もまた不当である。直ちに中止して計画を取り消すべきである。	石神井公園駅周辺地区については、平成24年の地区計画決定以降、連続立体交差事業や南口交通広場の整備が完了し、地域では再開発事業の実施を目指して、準備組合が設立されました。 また、商店街通りにおいて無電柱化の検討が進むなど、更にまちづくりが進捗していることから、こうした状況の変化に合わせて、地区計画の変更を行ったところ 区は、平成27年以降、石神井公園駅周辺地区まちづくり懇談会、市街地再開発事業検討状況報告会、補助132号線周辺地区まちづくり意見交換会、街並み整備勉強会をそれぞれ複数回実施した後、都市計画素案説明会を開催するとともに、町会・商店会の会合や戸別訪問などにより、関係権利者や地域の皆様のご意見を伺い、都市計画原案説明会等法定の手続きを経て、都市計画決定しました。 今後は、令和2年12月に決定・変更した都市計画に基づき、まちづくりに取り組んでいきます。	※
250	戦略13	13-5	商店街通りの地区計画の変更や無電柱化について、地元商店街の意見を反映し、合意形成できるよう努力してほしい。	石神井公園駅南口の商店街通りの無電柱化については、商店会の関係者の皆様が、かねてから要望してきたものです。 区は、無電柱化を早期に進めるために必要な、地区計画の変更を令和2年12月に行ったところ。今後、商店街通り沿道の皆様のご意見を十分に伺いながら、無電柱化とそれに合わせた街並み整備計画の検討に取り組んでいきます。	□
251	戦略13	13-5	これまで住民が大切にしてきた石神井の景観を壊し、まちづくりの理念に反する不当な石神井公園駅南口西地区市街地再開発事業は、とても認めるわけにはいかない。区民の声を聞くこともなく、説明も合意形成もない強引で理不尽なやり方では、区民は納得しない。石神井公園駅前の再開発、まちづくりは、一旦中断し、残すことなど、もっと丁寧に再検討するべきである。	石神井公園駅南口西地区の市街地再開発事業は、当該地区の土地所有者等の皆様が準備組合を設立し、検討を進めているものです。 本再開発事業は、地区内の細分化した敷地の統合と、老朽化した個々の建築物の共同化・不燃化により、防災性を高めるとともに、都市計画道路補助232号線と敷地内のオープンスペースを一体で整備することで、安全で潤いのある空間の創出ができる事業であり、本地区の課題解決に資するものと考えます。加えて、高度利用により土地を有効活用し、商業施設や住宅等とともに、区立施設である区民事務所などの公共サービス施設を集約的に整備するなど、区民の利便性を向上させる事業計画となっています。 区は、平成27年から、駅周辺の今後のまちづくりについて、様々な機会を設け、地域の皆様と意見交換を複数回にわたって行ってきました。 また、法令の手続きに基づき、市街地再開発事業や地区計画の変更等の原案説明会等を開催し、地域の皆様の意見を伺い、都市計画決定に至っています。 今後は、令和2年12月に決定・変更した都市計画に基づき、まちづくりに取り組んでいきます。	※

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
252	戦略13	13-5	16メートルの都市計画道路と一体の超高層ビルの整備は不必要。16メートル道路も、整備されると横断時に信号機まで迂回しなければならない。また、通過交通による騒音・振動・排気ガスなどの公害も生じる。 また、人口減少が進む日本において、自然環境豊かな地域性を考慮すれば超高層ビルは不要。石神井の日照や景観をどうするのか。再開発事業に反対である。	都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)の策定において、都市計画道路の果たす様々な役割や機能を検証する15の項目を設け、適切に都市計画道路の必要性を検証し、補助232号線の整備は必要であると確認されています。今後、安全で円滑な通行が可能となるよう交通管理者と協議を行うとともに、周辺環境にも配慮し、整備に取り組んでいきます。 石神井公園駅南口西地区の市街地再開発事業は、地区内の細分化した敷地の統合と、老朽化した個々の建築物の共同化・不燃化により、防災性を高めるとともに、都市計画道路補助232号線と敷地内のオープンスペースを一体で整備することで、安全で潤いのある空間の創出ができる事業であり、本地区の課題解決に資するものと考えます。 また、日影については、法令による制限に基づいて計画しており、景観については、石神井公園駅前にふさわしい景観となるよう、準備組合を指導しています。	※
253	戦略13	13-5	石神井公園駅前も大規模開発や、西武新宿線の高架線化など、「みどり」を破壊する開発計画は中止すべき。	石神井公園駅南口西地区の市街地再開発事業は、当該地区の土地所有者等の皆様が準備組合を設立し、検討を進めているものです。 本再開発事業は、地区内の細分化した敷地の統合と、老朽化した個々の建築物の共同化・不燃化により、防災性を高めるとともに、都市計画道路補助232号線と敷地内のオープンスペースを一体で整備することで、安全で潤いのある空間の創出ができる事業であり、本地区の課題解決に資するものと考えます。加えて、高度利用により土地を有効活用し、商業施設や住宅等とともに、区立施設である区民事務所などの公共サービス施設を集約的に整備するなど、区民の利便性を向上させる事業計画となっています。 引き続き事業実施に向けて取り組んでいきます。 また、西武新宿線の連続立体交差化は、現在地上を走っている鉄道を高架にし、多数の踏切を同時に除却するものです。その結果、鉄道により分断されていた地域が一体化されることになり、あわせて駅周辺の基盤整備に取り組むことで、まちの魅力を更に高めます。交通広場や交差する都市計画道路を整備する際には、街路樹を植栽し、みどり豊かで快適な空間を創出します。	※

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
254	戦略13	13-5	石神井公園駅南口西地区市街地再開発事業における区の役割は、権利者との合意形成を図ることだ。準備組合の支援よりも住民との合意形成に注力すべきである。	石神井公園駅南口西地区の市街地再開発事業は、地区内に土地や建物をお持ちの方々が発意し、長期間に渡り検討を重ね、準備を進めてきたものです。 準備組合は、本再開発事業を予定している区域内に権利をお持ちの方々に対しては、等しく事業の意義や効果について、丁寧に説明をしています。 区においても、行政の立場から、事業実施へのご理解に至っていない方に対しては、とりわけ丁寧に説明をしています。 区は、平成27年から、駅周辺の今後のまちづくりについて、様々な機会を設け、地域の皆様と意見交換を複数回にわたって行ってきました。 また、法令の手続きに基づき、市街地再開発事業や地区計画の変更等の原案説明会等を開催し、地域の皆様の意見を伺い、都市計画決定に至っています。 今後も、関係権利者や地域の皆様が、再開発事業の意義や効果等について、ご理解いただけるよう努めながら、事業実施に向けて取り組んでいきます。	※
255	戦略13	13-5	現再開発計画は、車社会を前提に効率性のみを追求したまちづくりとなっている。国土交通省の道路政策の中長期的ビジョン「2040年 道路の景色が変わる」にもそぐわず、これからの時代に求められるものではない。練馬区には改めて、駅周辺のまちづくりについて、裁判を起こしている当事者たちも含め、広く住民との対話を行ってほしい。2022年度は、組合設立(事業計画)の認可申請を取り下げ、あるいは凍結し、住民との合意形成に変更するよう求める。	都市計画道路は、区民の日常生活、安全・安心な暮らしを支えていくうえで欠くことのできない都市インフラです。練馬区が東京全体の道路ネットワークから取り残されることなく、将来に向けて発展していくには、遅れている都市計画道路の整備が不可欠であり、事業化計画に基づき着実に整備を進めていきます。 石神井公園駅南口西地区の市街地再開発事業は、地区内の細分化した敷地の統合と、老朽化した個々の建築物の共同化・不燃化により、防災性を高めるとともに、都市計画道路補助232号線と敷地内のオープンスペースを一体で整備することで、安全でみどり豊かな潤いのある空間の創出ができます。 区は、平成27年から、駅周辺の今後のまちづくりについて、様々な機会を設け、地域の皆様と意見交換を複数回にわたって行ってきました。 また、法令の手続きに基づき、市街地再開発事業や地区計画の変更等の原案説明会等を開催し、地域の皆様の意見を伺い、都市計画決定に至っています。 今後も、地域の皆様が、再開発事業の意義や効果等について、ご理解いただけるよう努めながら、事業実施に向けて取り組んでいきます。	※

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
256	戦略13	—	西武新宿線沿線のまちづくりの箇所、西武新宿線の高架化で、住民説明会を都と共催で開催したが、住民との話し合いで反対意見も多く、意見の相違が鮮明になったことを明記すべき。	西武新宿線の連続立体交差化は、説明会やオープンハウスの開催、個別相談会等を通じ、地域の皆様へ計画内容を広く周知するとともにご意見ご質問を伺ってきました。手続きを着実に進め、令和3年11月には、都が連続立体交差化計画を、区が交通広場など関連する道路計画を都市計画決定しました。 引き続き、都や沿線区市と連携して、事業の進捗にあわせて丁寧に説明し、ご理解・ご協力を得られるよう努めます。	※
257	戦略13	—	「魅力にあふれ利便性に富んだ駅前と周辺のまちづくり」の今後の課題として、「地域の方々とともに取り組むこと」の必要性を挙げている。計画ありきではなく、区の方向性と違う考えの地域住民を排除せずに徹底的に合意形成を図る努力をすべきである。	従来から、まちづくりを進めるにあたって、地域の方々からご意見を伺い、連携して取り組んできました。区の方向性と異なるご意見をお持ちの方々に対しては、区の考え方や必要性を説明し、合意形成に努めてきたところです。今後も、さまざまなご意見を受け止め、地域の方々とともにまちづくりに取り組んでいきます。	□
258	戦略13	—	練馬区の玄関である練馬駅南口の商店街の中に風俗店が乱立しており、呼び込みが立っている状況がある。家族で利用する飲食店、習い事の入る雑居ビル、コンビニなどと混在しており、目に触れる状態であり、土地の地区指定の見直しなど制度面から見直しが必要。当然ながら、練馬は歌舞伎町ではないがこの一角だけは路上喫煙も多く、非常に教育上も公衆衛生上も良くない状況にある。	練馬駅南口地区では、平成16年12月に策定した地区計画に基づき、練馬の顔としてふさわしい街並みの形成や、魅力ある活気あふれる商業空間の誘導などに取り組んでいます。また、平成25年3月には、地元の町会・自治会・商店会の方々を中心に「練馬駅南地区まちづくり憲章」が定められ、健全な商店街づくりを進めるための自主的な活動も進んでいます。今後も、地域の方々とも連携し、まちづくりを進めていきます。	□
259	戦略14	14-1	土支田清水山憩いの森周辺の計画について、現状住宅地化している点をどうするか。住んでいる人が住みやすいを第一にしてほしい。	稲荷山公園の計画地は、大規模な樹林地などの貴重な資源や、特徴的な地形を合わせもっています。白子川をはさんで崖線の森と草草が広がる昔ながらの自然豊かな景観「武蔵野の面影」を再生し、後世に残していくことができる区内で唯一の場所です。 区は、本計画地に残された貴重な資源を後世に残すとともに、豊かな環境を楽しむ、身近なみどりの中でくつろげるオアシスを目指し公園整備に取り組みます。 一方で本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様の理解と協力が不可欠です。事業の節目ごとに関係権利者の方々に説明し、意見を伺いながら進めていきます。	△

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
260	戦略14	14-1	森林セラピー基地を練馬区で作ることを支援すべき。森林セラピーは、区民の癒し・心理的安定性・生産性の向上につながる。また、区民の雇用確保にもつながる。基地としては、新しく整備される稲荷山公園などが候補としてどうか。森林セラピーの基地を23区でできる場所は少ないので、練馬区の価値向上につながる。	森林を歩行したり眺めたりすることにより、血圧やストレスホルモンを低下させ、心身のリラックスにつながるといわれています。豊かな自然に囲まれることでそうした効果をもたらすものと考えます。 稲荷山公園については、本計画地内の貴重な資源を後世に残していくため、失われた自然の樹林傾斜地を復元し、樹林地を計画的に拡大することで、多様な動植物が豊かに生息できる自然環境を拡充します。 今後、具体的な整備の内容の検討を行う際には、皆様に意見・要望を伺っていきます。	△
261	戦略14	14-1	稲荷山公園、大泉井頭公園の整備は地域住民との十分な意見交換を行い、計画ありきで進めないことを求める。特に稲荷山公園の整備は広範囲の住宅に関わるため、丁寧な説明を行い、住民合意のないまま進めないことを求める。	白子川の源流部に位置する約5ヘクタールの大泉井頭公園は、「水辺空間の創出」、約4キロ下流に位置する約10ヘクタールの稲荷山公園は、「武蔵野の面影」をテーマに、みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクトとして検討を進めています。 一方でこれらの公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様の理解と協力が不可欠です。事業の節目ごとに関係権利者の方々に説明し、意見を伺いながら進めていきます。	△
262	戦略14	14-1	区民の力を活用して憩いの森のみどりを守り育てることを求める。	現在、3か所の憩いの森で、区民管理により清掃、草刈り、生け垣の手入れ、中低木のせん定などの維持管理活動が行われています。 令和4年度は、区民による憩いの森の管理の実施場所を6か所に拡充します。	○
263	戦略14	14-1	大泉井頭公園の基本計画策定は5年度とあるから、4年度の計画段階においてはワークショップ等の形で住民の声を直接聞いてほしい。たとえば、同公園内の白子川源流では、20年前から水辺環境保全のボランティア活動をしている団体がある。「協働」の実現をここでも目指すべきだ。	大泉井頭公園は、「水辺空間の創出」をテーマに基本計画の策定に向けた検討を、計画地の状況を踏まえて進めています。 大泉井頭公園の基本計画の策定にあたっては、地域団体を含め広く区民の意見を伺っていきます。 また、地権者をはじめ地域の皆様には、オープンハウスなどにより丁寧に説明し、公園整備の趣旨について理解を頂けるよう取り組んでいきます。	△

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
264	戦略14	14-1	大泉井頭公園基本計画について、用地買収の見通しが困難な状況から、計画範囲を都市計画公園区域全体ではなく、まずは現状の井頭公園内で計画を取りまとめ、段階的に計画を拡大していくのはいかがでしょうか。大泉井頭公園については、計画を策定する前に住民の希望や意見をじっくり聞いてから取りまとめて、計画案を作成することを繰り返しながら練り込んでいく手法をとってほしい。	みどりのネットワークの拠点となる魅力あふれる公園として大泉井頭公園の整備を長期プロジェクトの一つに位置付けています。 現在、「水辺空間の創出」をテーマに基本計画の策定に向けた検討を、計画地の状況を踏まえて進めています。 一方で本公園の整備には、地権者をはじめとした地域の皆様の理解と協力が不可欠です。事業の節目ごとに関係権利者の方々に説明し、意見を伺いながら進めていきます。	△
265	戦略14	14-1	公園計画を策定するには、まずは大泉井頭公園周辺の地域を知ることからスタートしてほしい。計画策定の時間は1年や2年ではなく、10年程度はデータを取りながら、100年後の地域を見据えて、住民とじっくり話し合いながら進めてほしい。まずは大泉井頭公園周辺の地域を知り、地域住民と話すことから始めてほしい。		△
266	戦略14	14-2	ハリー・ポッター施設の誘致には反対。防災公園を早期に完成してほしい。	ハリー・ポッター スタジオツアーは土地所有者である西武グループの経営判断により誘致されたものです。施設の敷地を含む一帯は、都市計画練馬城址公園の区域に指定されており、防災機能を備えた公園として、令和5年の一部開園に向け、都が整備を進めています。	※
267	戦略14	14-2	練馬城址公園にハリー・ポッター見学ツアー施設を整備すべきではないと思う。		※
268	戦略14	14-2	練馬城址公園について、定期的に近隣住民の意見を聞く場を設けるようお願いしたい。	練馬城址公園の整備主体である都に対し、節目ごとに近隣住民へ丁寧な説明や周知を行い、多様な意見を踏まえて整備を進めるよう要望しています。	□
269	戦略14	14-2	練馬城址公園は、としまえんに敬意を示したものにしようをお願いしたい。	東京都は令和3年5月に「都市計画練馬城址公園の整備計画」を策定しました。その中で「都民に親しまれてきた土地の歴史、風土、緑豊かな自然を生かし、多様な主体と連携して、社会の変化に応えながら創りあげる公園」をテーマとし「としまえん」の歴史的背景を生かした整備を進めていくと示しています。	□
270	戦略14	14-2	練馬城址公園は東京都の事業であるが、多くの区民が石神井川沿いのサクラを切らないでほしいとの意見が出ている。東京都の説明会では、何本かは切らざるを得ないということだった。	公園整備にあたり、既存樹木を保全し、緑と水の拠点を実現するよう都へ求めています。	—
271	戦略14	14-5 14-6 14-7	宅地での庭・樹木の確保を推奨するとともに、既にある樹木の保護指定を拡充してほしい。	所有者からの申請に基づき、区は幹周が1.5m以上等の指定要件を満たす樹木を保護樹木として指定し、せん定費の一部補助等の支援を行っています。引き続き、保護樹木の指定を拡充し、みどりの保全に努めます。	□

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
272	戦略14	14-5 14-6 14-7 17-2 17-3 17-4	「みどり」を推奨することの根拠を強化し、より政策を強化してほしい。そのうえで樹木、植え込み、草地、畑などそれぞれの役割を整理し、明確な計画を構築してほしい。	平成31年4月に「練馬区みどりの総合計画」を策定し、取組を進めています。本計画においては、樹林地や農地、宅地のみどり、公園、道路など対象ごとに施策をまとめています。	□
273	戦略14	14-5	屋敷林等の民有のみどりに、スポットを当てるべきである。	屋敷林等の希少な樹林地については、所有者の合意を取りながら、都市計画緑地として、区立緑地にするなど、可能な限り保全に取り組みます。	○
274	戦略14	14-6	石神井川流域・白子川流域及び50M崖線に沿った三大湧水池（三宝寺池・善福寺池。井之頭池）を中心とする緑地の保全は、特に重要である。緑地の保全の尺度として、緑被率の重要性を再認識すべきである。	河川流域や湧水池に限らず、緑地の保全は重要であると考えています。そのため、重要な樹林地の保全を計画に位置付け、取組を進めています。緑被率は、重要な指標であることから、区では5年毎に調査し把握しています。	□
275	戦略14	14-6	みどり豊かな幹線道路の整備等について、樹木の選定や植樹の間隔などについては、未来に残すみどりの姿としての施策としてほしい。	幹線道路など都市インフラの整備等においては、みどりの創出を図ることとしています。樹種や植栽間隔は、沿道の状況や区民からの要望を踏まえ、路線ごとにふさわしいものとしていきます。	○
276	戦略14	14-7	落ち葉清掃後の落ち葉で腐葉土作りを行い、練馬の農や、区民宅庭の緑化などで、SDGsの12, 13, 15に展開できる。	保護樹林などの民有地のみどりを地域全体で守る取組として、落ち葉清掃事業を令和3年度に試行しました。集めた落ち葉の一部は腐葉土化させ、樹林所有者が農業等に活用しています。引き続き、落ち葉の有効利用に努めます。	□
277	戦略14	14-7	私有地の緑地を保全するための憩いの森・街角の森の対象となる面積の限度の引き下げ、固定資産税等税の優遇・補助金の提供について検討・実施すべきである。	憩いの森は、都市緑地法に基づく制度であり、法で面積要件が300㎡以上と定められています。300㎡未満については、区の保護樹木制度により支援を行っています。憩いの森は、固定資産税および都市計画税が非課税となっています。	※
278	戦略14	14-7	人材育成という点で、憩いの森の管理に必要な知識と技術を学べるコースを開講する取組は期待できる。	憩いの森は普段から親しみを持ってもらい、利用していただくことが必要です。森の管理に必要な知識・技術を学ぶ場として、つながるカレッジねりまを活用し、憩いの森の区民管理の拡充に取り組みます。	○
279	戦略14	—	「防災」、「農業」、「緑地」の3つが相互に影響を及ぼし、緑が多い安全なまちができていることを、前面にアピールした方がよい。	都市農地や緑地は、災害時の延焼防止のためにも、重要な空間です。練馬区には23区で最も多くの農地が現存しており、生産緑地地区の指定や農業振興施策の推進等により、積極的に農地の保全を図り、機能のPRIにも繋げていきます。緑地が果たしている防災や景観向上、都市環境の改善といった多様な役割について、今後も様々な機会を通して広く周知していきます。	□

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
280	戦略14	—	練馬区内の「みどり」は区民の憩いの場であるだけでなく、多様な動植物が人間と共存して生息できる空間であるべき。スポーツ施設や子どもの遊び場、花壇の整備ばかりでなく、野生の動植物が生息する場という視点からも公園を整備し、管理することが重要と考える。	区は、地域の特性や状況等を踏まえた公園整備を行っています。 長期プロジェクトの一つである稲荷山公園については、本計画地内の貴重な資源を後世に残していくため、失われた自然の樹林傾斜地を復元し、樹林地を計画的に拡大することで、多様な動植物が豊かに生息できる自然環境を拡充します。 今後もそれぞれの地域の特性や状況等を踏まえ魅力的で特色ある公園の整備を行っていきます。	△
281	戦略14	—	牧野富太郎の伝統がある練馬区では、区内に生息する絶滅危惧種など希少種について、きちんと把握し、フォローすべき。SDGs15関連であり、緑豊かな練馬区こそやるべき。	牧野記念庭園では、貴重な種類も含め300種類以上の草木を生育しています。清水山の森では、自生するカタクリが群生しており、中里郷土の森等の樹林地では、貴重な野草や様々な生き物が生息しています。こうした自然を守るために、動植物に配慮した適正な管理を心がけています。	□
282	戦略14	—	みどり30推進計画を廃止し、満足度という曖昧な指標に変えたことは、区のみどり施策の後退と考える。区民のみどりへの意識向上のためにもみどり30推進計画を復活させることを求める。	みどり30推進計画は、緑被率30%を達成するための事業計画として策定されましたが、10年間の目標を達成することはできませんでした。計画の見直しにあたっては、仮に現在あるみどりが減らないとした上で、30%を実現するとした場合の予算を試算し、区の年間予算の約5倍が必要との結果を得ました。 みどりには、公園、農地、街路樹等があり、区民が感じるみどりの豊かさは平面的な面積(緑被率)だけを評価しているものではありません。 このため、みどりの総合計画を策定し、練馬のみどりに満足している区民を80%まで増やすことを目標に、公園や道路のみどりを増やす、武蔵野の面影を伝えるみどりを守り増やす、緑視率が高い場所を増やすなどの取組を進めています。 3年前に策定したみどりの総合計画に基づき、様々なみどりの機能を発揮させ、区民満足度の向上に取り組めます。	※
283	戦略14	—	イギリスでは個人の庭を有料で一般開放し、収益を慈善団体に寄付する活動があると聞く。区がいくらみどりのまちを強調しても、市民に開放されなければ嫌味なだけだ。イギリスの例を見習ってはどうか。	区では、300㎡以上の民有樹林地を対象に、憩いの森として保全に努めています。土地所有者と土地の無償貸借契約を結び、園路整備や清掃・せん定等の日常管理を区が行い、区民に開放しています。	□
284	戦略14	—	今後も「みどりの風吹くまち」のみどりのネットワークの形成の継続を推進して練馬区の発展を願う。	みどりの拠点となる公園整備、幹線道路など都市インフラの整備にともなうみどりの軸づくりにより、みどりのネットワークの形成を進めます。	○

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
285	戦略14	—	練馬の魅力というのは、保護樹木、保護樹林、屋敷林、雑木林、農地等、それぞれではなく、セットでの風景だと思う。農の風景育成地区が高松にあるが、セットで風景を残していくことが、生物多様性向上にも効果がある。	高松地区と南大泉地区を農の風景育成地区に指定しています。農地と屋敷林等の風景を残していきます。	○
286	戦略15	15-1	2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロをビジョンとして掲げ、ゼロカーボンシティ宣言を発表してほしい。	令和4年第一回区議会定例会で、2050年の二酸化炭素実質排出ゼロに向けて取り組むことを表明しました。	□
287	戦略15	15-1 15-2	再生可能エネルギー等の導入にかかる補助制度の見直しについて、もし各家庭に省エネ機器類の設置を推進するのであれば、特定の製品については、推奨しないようお願いしたい。 また、禁止するか設置基準を大幅に厳しくしてほしい。	再生可能エネルギー・省エネルギー設備補助制度で区民に特定の製品を推薦や紹介することはありません。 補助対象となる設備の設置基準は国や東京都と同様に細かく規定しています。	□
288	戦略15	15-1	「戦略計画15 脱炭素社会の実現」の1に「環境基本計画の策定」とあるが、これのできるだけ前倒しして、しかも野心的な内容にするべきと考える。	令和4年度中に策定する新たな環境基本計画は、2050年の二酸化炭素実質排出ゼロに向け、実効性のある計画としていきます。	△
289	戦略15	15-1	EVの活用は脱炭素社会に向けた取組ではあるが、充電する電力は、太陽光や風力発電なのか。個人個人がガソリンを積んで内燃機関で燃やすよりはEVの方が効率が良いだけである。全車EVにしても自然エネルギーで充電しなければ脱炭素にはならない。	再生可能エネルギー電力とEV等の組み合わせによる、自動車による移動の脱炭素化は有効な取組です。再生可能エネルギー電力の利用拡大、EV等の普及啓発を拡充します。	△
290	戦略15	15-1	「環境基本計画」の中に、ソーラーシェアリングの施策を入れるよう要望する。また、戦略計画15の取組の中に、ソーラーシェアリング(営農型太陽光発電)を取り入れてほしい。ソーラーシェアリングの場合は農地の一時転用という形が可能で、地目は農地のまま行えると考えます。	ソーラーシェアリングについては、区内の農地の規模や立地、反射光の影響等の課題があり、導入は困難であると考えます。農地における脱炭素に向けた取組については、新たな環境基本計画の策定の中で、様々な角度から検討していきます。	※
291	戦略15	15-1	環境基本計画の見直しにおいて、2030カーボンハーフ以上の明記をお願いしたい。	新たな環境基本計画において、脱炭素社会の実現に向けた、温室効果ガス排出の新たな削減目標を設定します。	△
292	戦略15	15-1	環境基本計画の見直しにおいて、民間排出量削減への対策の具体化をお願いしたい。	区の温室効果ガスの排出削減を更に推進するため、新たに策定する環境基本計画において、家庭や事業所における具体的な脱炭素に向けた取組を検討します。	△
293	戦略15	15-1	環境基本計画の見直しにおいて、あらゆる政策を横断した実行力のある計画の策定をお願いしたい。	新たに策定する環境基本計画は、脱炭素社会の実現に向けた総合的な計画とし、分野を超えた施策を横断的に展開していきます。	△

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
294	戦略15	15-1 15-4	環境基本計画を策定するとあるが、具体的に何をするか見えない。「区の率先した取組」に記載されている内容だけでは足りない。	新たに策定する環境基本計画では、区の率先行動のみならず、区民・事業者と協働して推進する施策も盛り込み、実効性のある計画としていきます。	△
295	戦略15	15-1	脱炭素社会の実現に向けた基本計画を立てないうちに大規模開発を進めるのは、どうなのか。改修予定の区立施設が多数あるが、環境部が関与すべきだと思う。	区立施設の整備を行う際は、「施設計画策定にあたっての環境配慮手順書」に基づき、環境部が計画内容を確認し、施設のエネルギー自立性の強化と環境負荷の低減を図っています。	□
296	戦略15	15-2	練馬区内の温室効果ガス排出量を、年度ごと、できれば毎月でもどれだけ排出したか「見える化」して、区民の意識を喚起するという方法も考えられないか。	年度ごとの区内の温室効果ガスの排出量は、「オール東京62市区町村共同事業」のホームページで公開されているほか、「練馬区の環境」にも掲載しています。更に効果的なお知らせ方法については、今後検討します。	△
297	戦略15	15-2 15-3	中規模の太陽光発電や風力発電のデモンストレーション設備を建設し、小中学生や区民に再生可能エネルギーとはどういうものか実感してもらえるようにしてはどうか。発電した電気を蓄電池に蓄積したり、それからEVへ充電したりといったことを実演することを提案する。	環境イベントや避難拠点訓練などでEV車による給電の実演や、高野台駅前に太陽光と風力で点灯するLEDと啓発看板の設置などの取組を行っています。また、小中学校や区立施設の改築時に太陽光発電設備と蓄電池設備を導入するなど、区民の身近な場所に再生可能エネルギー設備を設置しています。	□
298	戦略15	15-4	避難拠点のエネルギーセキュリティ確保について、年度ごとのアクションプランに具体化すべき。また、区の帰宅支援ステーションや一時滞在施設も対象にすべき。	避難拠点や帰宅支援ステーションに発電機を備蓄しているほか、事業者との協定に基づき発電機やEV等を調達する仕組みの構築など、災害時のエネルギーセキュリティの確保に努めています。これらの取組は、新たな環境基本計画に位置付け、今後も実施していきます。	□
299	戦略15	15-4	戦略計画15の4の取組の中に、区役所の太陽光発電設備と蓄電池の導入をいれるよう要望する。脱炭素に向けた区の姿勢を示し、区民への啓発にも資するし、災害時などの区民対応等にも役立つという意味でも、必要と考える。	太陽光発電設備と蓄電池のセットでの導入は、公共施設の改修・改築等の機会を捉えて推進しています。区役所庁舎への設置については、設置場所等の課題があるため、引き続き検討していきます。	△
300	戦略15	15-5	ごみゼロを目指し、リサイクルから削減と再利用へと重点をシフトし、より効率的で持続可能な社会の仕組み自体を率先して構築してほしい。	ごみ減量をより一層進めるために、リサイクルに加えて、再利用の促進や不要なものを買わない等、ごみの発生抑制について、区ホームページや練馬区資源・ごみ分別アプリ等の様々な媒体を利用して更なる啓発に努めていきます。	□
301	戦略15	15-5	「戦略計画15脱炭素社会の実現」には「ごみの減量・資源化の推進」が含まれているが、これは脱炭素社会とは別の独立した戦略計画にした方がよいと考える。この独立した戦略計画にはごみの減量の他に「食品ロス」も含めてほしい。	「脱炭素社会の実現」のために区民・事業者と協働して総合的な環境施策の展開を行っていきます。この環境施策のひとつとしてごみの減量・資源化の取組を進めます。 なお既にフードドライブ事業やおいしく完食協力店制度等により食品ロス削減の取組を進めています。	□

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
302	戦略15	15-5	拡大生産者責任の実施に積極的に取り組むことを求める。また、プラスチック製品を買わない、もらわない、ポイ捨てしない周知を徹底することを求める。	従来から、国・都に対し、分別回収について、拡大生産者責任の原則に基づく費用負担割合の見直しを求めています。今後とも全国市長会等を通じ、要望を行っていきます。 また、区ホームページや練馬区資源・ごみ分別アプリ等、様々な媒体を利用してプラスチックごみ削減の周知を行います。	□
303	戦略15	15-5	リサイクルについて、世の中的にはオークションサイトなどが多々あるが、区内で流通(売買)させる仕組みが必要。私立幼稚園など、小さなサークル単位では行われていることは認識しているが、ボランティアの域を出ておらず、売買というよりは無償提供。子供用自転車、ママチャリ、ベビーカーなど区内で流通させれば、需要と供給のマッチ度が高いのではないかと。民間業者に委託することも考えられる。	区民の方から回収した粗大ごみの中から再利用できる家具を簡易修理・清掃し、区内4カ所のリサイクルセンターにおいて廉価で販売しています。 また、不要となった自転車やベビーカー等を譲りたい区民の方、譲り受けたい区民の方が情報を掲示し、情報交換を行うことができる大型生活用品リサイクル情報掲示板を区立施設に設置することで、大型生活用品の再使用を促進しています。 引き続き、これらの取組により区内における資源循環を推進していきます。	□
304	戦略15	15-5	プラスチック資源、循環促進法が制定されたことから、国の動きを待たずに区が率先して再資源化に取り組むことを求める。	製品プラスチックについては、資源化の検討に向け、練馬区での排出量の調査等を行っています。今後とも、国の動向を注視し、対応していきます。	△
305	戦略15	—	道路予定地の空き地については、建設着手まで緑化し、CO2削減に努めるべき。	道路予定地として取得した土地は、防塵対策を行い、閉鎖管理とすることを基本としていますが、整備の際の影響や周辺状況等を考慮しながら予定地の緑化について検討していきます。	△
306	戦略15	—	温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「脱炭素社会」の実現を目指して、練馬区として国に意見書を提出することを計画に明記すべき。	令和4年第一回区議会定例会で、2050年の二酸化炭素実質排出ゼロに向けて取り組むことを表明し、環境省に報告しました。今後も、国や都と連携して脱炭素の取組を進めていきます。	□
307	戦略15	—	高断熱などエアコンに頼らなくても快適な住宅への改修は長期的に見て、温室効果ガス削減やヒートアイランド抑止効果が高い。その他家庭でできる取組はかなりあるため、住むことの持続可能性について、真剣に考えた施策を求める。	家庭での温室効果ガス削減に効果のある支援の取組として、太陽光発電設備設置や住宅の断熱改修、省エネ機器の設置など、導入にかかる補助制度の充実を図っていきます。	○
308	戦略15	—	ヒートアイランドと熱中症防止のため、区が屋上や壁面の緑化、すだれや打ち水について、セミナー開催や助成を通じてローラー作戦で先導すべきだ。	屋上や壁面等の緑化の費用の一部を助成しています。 また、打ち水大作戦等のイベントや各種講演会を通じて、地球温暖化に関する普及啓発に努めています。引き続き、区民や事業者の方々と協働し、地球温暖化対策の推進に努めていきます。	□

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
309	戦略15	—	「脱炭素社会の実現に向けた環境基本計画の策定」を新規項目として立てたことは期待できる。エネルギービジョンを策定している自治体は少ない。環境基本計画に組み入れず、再生可能エネルギーの取組を充実した内容に見直し、ビジョンは残すことを求める。	新たに策定する環境基本計画では、再生可能エネルギーの利用促進をはじめ、エネルギービジョンの取組を強化していきます。	△
310	戦略15	—	清掃工場で発生するエネルギーはCO2を排出することから再生可能エネルギーとは言えない。区役所本庁舎を含め、CO2排出量と電源構成についてより環境に配慮した電力会社を選ぶことを求める。	区施設の電力調達は、「電力調達に係る環境配慮方針」に基づき、電力事業者の温室効果ガス排出係数や再生可能エネルギーの導入状況などを考慮して行っています。今後、区役所本庁舎を含め、環境に配慮した電力調達を拡充します。	□
311	戦略15	—	水素エネルギーについては実用性、費用などステーション設置も含め見直しの検討を行うことを求める。	水素エネルギーの技術開発の状況や費用等を勘案した上で、新たに策定する環境基本計画において、水素エネルギーの利活用の方向性を検討します。	△
312	戦略15	—	環境学習の取組を更に進めることを求める。	学校教育における環境学習は、学習指導要領において、全学年で教科横断的に取り組む内容として位置付けられており、理科や社会科等の授業において全校で実施しています。今後も各学校において持続可能な社会の構築に向けて取組を進めていきます。 区民や事業者が参加する環境イベントや講演会、エコライフチェック、啓発動画や、eラーニングを取り入れたホームページなどを通じ、区民が環境問題への理解を深める取組を進めています。	□
313	戦略15	—	小中学校の教育の中に、環境教育を積極的に位置付け、脱炭素社会の必要性、エネルギー問題、ごみ問題、プラスチックの海洋汚染などの知識を広めるとともに、身の回りの具体的なごみの減量、脱プラスチックの方策などについて深める取組を進めてほしい。	環境学習は学習指導要領において、全学年で教科横断的に取り組む内容として位置付けられており、理科や社会科等の授業において全校で実施しています。今後も各学校において持続可能な社会の構築に向けて取組を進めていきます。	□
314	戦略15	—	食品ロス対策の強化、フードドライブについての常設窓口の設置を期待する。	食品ロス削減のためには様々な手段で啓発することが重要です。そのため、イベント時にフードドライブを実施し、食品ロス削減の周知を行っています。 今後、フードドライブのより効果的な実施方法を検討していきます。	△

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
315	—	—	四商通り、環八～目白通り間の道路を 拡幅してほしい。	区では、都市の骨格をなす都市計画道 路の整備を順次進めています。また、都 市計画道路を補完し、地区の交通の主要 な動線となる道路を「生活幹線道路」と位 置付け、歩道を設置する拡幅整備を緊急 性の高い路線から進めています。 ご意見をいただいた区間については、こ の生活幹線道路の「今後整備を要する路 線」に位置付けています。具体的な着手 時期は未定ですが、事業に着手した際に は、隅切りや歩道の確保等、歩行者の安 全確保に努め、安全快適な交通環境を 目指しています。	△
316	—	—	安全・安心なまちづくりに防犯は欠かせ ないものかと思われるが、防犯に関する 施策がない。様々な生きづらさにより、犯 罪を犯してしまうことがないよう、「誰ひと り取り残さない」まちづくりをしていくとい うことを施策の中に入れてほしい。	戦略計画11「地域の災害リスクに応じた 『攻めの防災』」に関連する事業として、 年度別取組計画において、地域防犯防 火連携組織の充実、防犯カメラ設置促進 を計画しています。	○
317	—	—	練馬区は住宅街のため、夜が都内で一 番静かで、ぐっすり眠れる街を目指すな ど目標に具体性を持たせるべきだ。まず は客観的な基準で受忍限度を超えている かどうか、測定しなければならない。区か ら騒音測定士を派遣し、破裂音のような ピークのdBだけでなく、持続音についても 騒音測定を行い、区の基準を超えていた ら、騒音の発生主をお願いをしに行くとい うのはどうか。	騒音などの環境問題を改善するため、 公害の発生源となる事業所や工事現場 などに対して調査を行い、必要に応じて 規制や指導を行っています。騒音に関す る個別のご相談については環境課へお 問い合わせください。	□
318	—	—	法的な位置付けがない青パトをやめる べきである。	安全・安心パトロールカー事業は、区内 全域で常時パトロールカーによる巡回が 行われることで、区内の犯罪を抑止し、区 民が安全で安心して暮らせる環境を整備 するとともに、区内の自主防犯活動団体 とも連携しながら、地域の見守りを強化 し、安全で安心して住み続けることのでき るまちの実現を目的としています。平成 26年度に行った区民意識意向調査では、 8割以上の方から「安全・安心パトロール カーによる定期的な巡回」が区の安全安 心施策において重要であると回答をいた だいており、区民からのニーズが高い事 業であると考えています。	—

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
施策の柱5 いきいきと心豊かに暮らせるまち					
319	戦略16	16-1	創業は店舗型とは限らない。法人登記できるオフィスの確保が難しい。オフィス用物件は駅に近いと必然的に高い。創業直後は賃料が負担になる。区が創業支援としてシェアオフィスのスペースを提供することはどうか。	練馬ビジネスサポートセンターでは、区内商店街の空き店舗に入居して、新たに営業を開始する創業予定者などを対象に、店舗改修費や賃借料の一部を補助する商店街空き店舗入居促進事業を実施しています。また、東京都では、シェアオフィスなどの賃借料の一部を助成する創業支援事業を実施しています。 区がシェアオフィスのスペースを提供する予定は現在のところありませんが、引き続き、練馬ビジネスサポートセンターを拠点に、東京都などと連携を取りながら、効果的な創業支援策を実施していきます。	※
320	戦略16	16-1 16-2	小規模店舗の閉店が相次いでいる。チェーン店ではなく、個人事業主が挑戦しやすい仕組み作りをお願いしたい。	練馬ビジネスサポートセンターでは、個人事業主を含む区内事業者を総合的に支援するため、経営相談、空き店舗入居促進事業をはじめとした補助金の交付、セミナーの開催など、多くの支援策を実施しています。 引き続き、練馬ビジネスサポートセンターを拠点に、効果的な事業者支援策を実施していきます。	○
321	戦略16	16-2	産業見本市の来場者数を増やす取組を検討してほしい。	集客が見込めるイベントを同時開催するなど、実施手法を検討していきます。	△
322	戦略16	16-2	事業者によって、デジタル化の状況は異なると思うが、どのように支援していくのか。	練馬ビジネスサポートセンターでは、簡易なデジタル化は常設の総合相談で対応し、具体的なシステムの導入などは、専門相談で対応するなど、事業者のデジタル化の状況に応じた、きめ細やかな対応をしていきます。	—
323	戦略16	—	新型コロナの影響で事業閉鎖や閉店する企業が増えている。融資や消費の活性化に積極的に取り組んでほしい。	売上が減少した事業者の資金繰りを支援するため、「新型コロナウイルス感染症対応特別貸付」や「借換特別貸付」を実施しています。 また、消費の活性化を図るため、練馬区商店街連合会が実施するプレミアム付商品券事業への支援、キャッシュレス決済ポイント還元事業を実施しました。令和4年度は、「借換特別貸付」の受付期間を延長するとともに、引き続き、プレミアム付商品券事業への支援を行います。	○
324	戦略16	—	新型コロナ感染拡大の対応として取り組んできた事業者への融資やプレミアム付き商品券事業が、真の区内事業者への支援につながっているか、関連団体任せではなく区自ら当事者への聞き取りなどをして検証し、支援策を検討することを求める。	練馬ビジネスサポートセンター利用者へのヒアリングや経済団体の会員事業者へのアンケート結果などを踏まえて、事業者支援策を検討し実施しています。令和4年度に区内事業所の実態調査を実施し、区内事業者の実態を把握し、効果的な事業者支援策を実施していきます。	□

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
325	戦略17	17-1	「(仮称)全国都市農業フェスティバル」は、どんな内容となるのか。	都市農業の魅力を更に発信するため、令和5年11月に(仮称)全国都市農業フェスティバルを開催します。都市農業に先進的に取り組む国内都市から、農業者や行政関係者を招聘します。都市農業の魅力を発信、共有・共感に繋がるイベントとなるよう準備を進めていきます。	—
326	戦略17	17-2	他の地区に比べ練馬区の著しい特徴は、多面的な機能を持つ都市農業が身近に営まれていることである。今後とも都市農業を振興し、農地を保全する取組はしっかり進めてほしい。	練馬区では、大都市東京の都心近くに立地しながら、市民生活と融合した生きた農業が営まれています。都市生活に豊かさをもたらす都市農業と都市農地を守り、次世代に引き継いでいけるように引き続き取り組んでいきます。	○
327	戦略17	17-2	令和4・5年度の主な取組には、「営農の継続に対する支援」が述べられているが、「都市農地を保全する新たな仕組みづくり」についても、大胆な発想でできるだけ早く検討し、実施に移してほしい。例えば、「都市農業特区」を構想してはどうか。	区はこれまで農業者とともに、国へ農地制度や税制度の改善を働きかけてきました。また平成26年度には、都市農業特区に係る提案を行いました。その結果、都市農業振興基本法の制定、生産緑地指定下限面積の緩和、生産緑地貸借制度や特定生産緑地制度の創設などが実現しました。 引き続き、農地保全の新たな仕組みづくりについて、既存制度にとらわれずに研究を進めます。	△
328	戦略17	17-2	都市農業では相続税の負担に伴う後継者問題が大きい。10年後を見据えた対策を。	農地に係る税制の見直しについて、引き続き国へ働きかけていきます。	○
329	戦略17	17-2	練馬区には、税理士と結託して相続税や固定資産税を避けるために生産緑地指定を受ける偽装農家が多い。練馬区もそのスキームに加担している。農業がやりたいだけで通勤も不要なら、こんな都心でやらなくてもよいのではないかな。	平成27年4月に都市農業振興基本法が制定され、都市農地は「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」として政策転換されています。 都市農業は、都市生活に新たな豊かさをもたらすものであり、練馬区の誇りです。この都市農業と都市農地を守り、次世代に引き継いでいくことが区の責務です。相続の際にも所有者が農地を手放さずに営農を継続できるよう、引き続き様々な取組を進めていきます。	※
330	戦略17	17-3	特定品目に区内自給率目標を定めるなど、都市農業の振興に対してより明確で強い動機の設定があるとよいと思う。	区内農業は、狭い農地で近隣住民の多様なニーズに応えてきた経緯があり、少量多品目栽培が主流となっています。そのため、特定品種に重点を置いた施策は困難です。住民ニーズに対応することで地域住民に親しまれるような農業振興策を考えていきます。	※
331	戦略17	17-3	都市農業経営の支援には、新規就農希望者の支援も含まれるとのことだが、都市部での就農はハードルが高いのではないかな。	数は多くありませんが、区内での就農に意欲を持っている方がいます。やる気があり、研修機関等で一定の技術を学んだ方に対し、生産緑地の貸借あっせん等の支援に取り組めます。	—

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
332	戦略17	17-4	練馬の野菜をブランド化し、更に多くの方に味わっていただくことで、一層魅力的な街として発展していくと思う。	これまでに練馬大根、ねり丸キャベツなど様々な練馬産野菜のブランド化に取り組んできました。 今後は、これらに加えて野菜の収穫体験をブランド化し、実施している農園を区が積極的にPRすることにより、気軽に農に親しめる環境をさらに充実します。練馬ならではの身近に農がある豊かな暮らしを、より多くの区民の方が実感できるよう引き続き取り組んでいきます。	○
333	戦略17	17-4	農の風景育成地区である高松地区を見ると、以前から農地が蚕食され、みじめな状態になっている。中里憩いの森がある大泉町一丁目付近も、盛んに宅地開発が行われている。このままでは、せっかくの都市農業が衰退していくのではないかと危惧している。	区では、相続の際にも所有者が農地を手放さずに営農を継続できるように、生産緑地貸借制度の活用など、様々な取組を進めています。 農の風景育成地区では、農地や樹林地等が一体となった練馬の特徴的な風景を保全するため、引き続き、地域の皆さんとともに取り組んでいきます。	○
334	戦略17	17-4	生活の身近に農業生産が行われていることは、特に小中学生にとって貴重な体験になると思う。「SDGs目標12 つくる責任つかう責任」とも関連づけて推進してほしい。	児童・生徒の食や農業への関心を高め、都市農業への理解を深めるため、地域の農業者等と連携した体験学習を充実します。	○
335	戦略17	17-4	区役所でのマルシェ開催について、今後も継続すべき。	定期的な開催を検討する等、今後も拡充を図ります。	○
336	戦略17	—	昨今、農に対する取組が多数あり、ねりま大根がNHKの昼の番組でも取り上げられ、認知度が上がっている。様々な媒体を通じ、ねりま大根を活用した歳入への寄与の仕組み作りも必要と考える。	区では練馬大根の生産を農業者に委託し、練馬大根育成事業を実施しています。生産された練馬大根については、区とJA東京あおば、練馬漬物事業組合との連携による、生大根や漬物の販売、飲食店への納入等の仕組みが構築されており、区にも販売収入があります。	□
337	戦略17	—	区内農業者やJAと協働で、区立小中学校、保育園の給食食材として有機栽培の農産物を計画生産する仕組みを検討することを求める。	有機農産物を給食に取り入れることについてはコスト面の課題がありますが、情報の収集に努めていきます。	△
338	戦略17	—	ソーラーシェアリングの試験的な取組を検討することを求める。	区内の農地は狭小な面積であることも多く、住宅と近接した環境であることから反射光による近隣への影響も課題となります。農業者からも設置の要望はほとんどなく、導入は困難であると考えています。	※
339	戦略18	18-1	文化拠点を充実させる試みは大いに期待したい気もあるが、これだけの新規プロジェクトに環境課が関わっていない事に危惧をおぼえる。美術館、図書館ともに、デジタルの波がおし寄せ、無視できない時代である。企画、設計段階から環境部が加わり、環境負荷の少ない開発をしてほしい。	練馬区環境マネジメントシステム(ねりまエコプラン)では、公共施設のエネルギー自立性の強化および環境負荷の低減を目的として、「施設計画策定にあたっての環境配慮手順書」を定めています。美術館再整備もこれに則り設計等を進めていきます。	□

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
340	戦略18	18-1	練馬美術館をすぐに建て替えるべきではない。 (他、同様1件)	美術館は、開館から36年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいるため、大規模な改修が必要な時期を迎えています。近年の他自治体の事例を参考に、大規模改修を基本とした場合でも、経費は70億円程度と試算しています。展示・収蔵環境(7,000点を超える収蔵作品の活用や大規模企画展の開催など)やバリアフリーなど、多くの課題を抱えており、改修では十分な対応が難しいため、これらを総合的に勘案し、改築としたものです。	※
341				中村橋区民センターも大規模改修が必要な時期を迎えています。建設当時から幾度も機能の転換が行われており、今後も予定されているため、最新の機能にあわせた部屋の活用や動線の確保など、施設全体の有効活用が課題となっています。	※
342	戦略18	18-1	まだ使える「美術館」の長寿命化と中村駅周辺の大規模開発は中止すると計画に明記すべき。	サンライフ練馬は、施設の設置目的と利用実態が必ずしも一致しておらず、勤労者福祉施設としての機能が低下しているという課題があります。一方、トレーニング室や会議室等は、勤労者だけでなく、高齢者を中心に幅広い年代に利用されている状況です。 このため、中村橋区民センターの大規模改修と美術館の再整備にあわせて、サンライフ練馬のトレーニング室や会議室の代替を確保するとともに、サンライフ練馬を廃止し、その敷地を活用して、美術館をリニューアルすることにより、3施設の課題を解決したいと考えています。	※
343	戦略18	18-1	美術館の全面リニューアルに際して、サンライフ練馬の敷地をあわせて改築する必要はないと思う。		※
344	戦略18	18-1	美術館はリニューアルではなく、土地と箱モノを売るべきである。	美術館は、斬新な視点・切り口で様々な展覧会を開催し、近年は10万人を超える来館者数で好評を博しています。開館から36年が経過し、大規模な改修が必要な時期を迎えたことを契機に、美術館を更に魅力あふれる文化拠点とするため、リニューアルを進めていきます。	※
345	戦略18	18-1	現在の美術館は規模が小さく、展示スペースも狭い。 改築により、大きくするのは賛成である。早目に工事をしてほしい。	練馬独自の新しい美術館を創造するため、練馬区立美術館再整備基本構想で掲げる「まちと一体となった美術館」、「本物のアートに出会える美術館」、「併設する図書館と融合する美術館」の3つのコンセプトの実現に向けて、リニューアルを進めていきます。	○
346	戦略18	18-1	美術館について、図書館など近隣の文化施設とともに緑豊かなまちづくりと一体的に展開することは、意義のあるプランで期待している。 美術館近隣の貫井図書館は既に音楽や美術の資料が豊富にあるが、美術館と連携を深め、一層充実することを楽しみにしている。		○

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
347	戦略18	18-1	サンライフ練馬が美術館との統合・再編により、本来の施設目的(中高年齢労働者などの雇用の促進と福祉の向上を図るため)と機能(労働相談、心身の健康保持および教養・文化活動などの場所の提供)が縮小し、区民福祉が損なわれることがないよう求める。	サンライフ練馬の廃止に伴い、トレーニング室や会議室、相談事業等の引き続き必要な機能については、美術館の再整備、中村橋区民センターの大規模改修、他の施設での実施等により、代替を設けます。	—
348	戦略18	18-2	練馬には真夏の音楽会や薪能といった素晴らしい企画がある。文化水準が高いということを積極的にアピールしていただきたい。 豊島園の跡地をどうするのか、区民の関心は高い。スタジオツアーが来るということをダイナミックに宣伝してほしい。	「真夏の音楽会」や「みどりの風 練馬薪能」など、みどり豊かな練馬で優れた文化を体験できるイベントを引き続き実施していきます。 令和5年のスタジオツアー施設開設にあわせ、区の地域資源を活かした映像文化事業を実施します。また、周辺の商店会等と連携しながら地域の活性化に取り組み、練馬の魅力を内外に発信します。	◎
349	戦略18	18-3	「スタジオツアー」を前提として映像文化事業を進めることは反対。「練馬ならではの」というのであれば、「としまえん」のことも取り入れてほしい。	ハリー・ポッター スタジオツアー施設は、世界的な映画会社が参画する世界で2番目の施設であり、区の映像文化における新たな拠点の一つになると考えています。今後、作品の上映イベントや周辺の商店会等と連携したイベントを、ワーナー ブラザースと連携して開催し、練馬の魅力を内外に発信していきます。	※
350	戦略18	18-3	「ワーナーブラザース スタジオツアー」は練馬区の施策とは切り離すべき。		※
351	戦略18	18-3	総花的に欲張り、「ワーナーブラザースと連携」を謳うべきではない。		※
352	戦略18	18-3	民間の活力を発揮できる映画ではなく、良い映画だが、採算を取りづらい映画を紹介すべきだと思う。	区には、昭和初期から映画の撮影所等があり、数々の映像作品が生まれてきた歴史があります。区ゆかりの俳優が出演する名作映画の上映会など、区の映像文化資源を活かした事業を実施しています。	□
353	戦略18	18-3	ハリー・ポッターのスタジオツアーを持ち上げるのは、練馬らしさを無視していると思うので、計画に入れる必要はないと思う。映像文化なら大泉地区周辺で考えればよいと思う。	ハリー・ポッター スタジオツアー施設は、世界的な映画会社が参画する世界で2番目の施設であり、区の映像文化における新たな拠点の一つになると考えています。今後、作品の上映イベントや周辺の商店会等と連携したイベントを、ワーナー ブラザースと連携して開催し、練馬の魅力を内外に発信していきます。 大泉には、東映東京撮影所や東映アニメーションがあり、優れた作品が作り続けられています。令和3年11月に策定した「映像∞文化のまち構想」においても、映画やアニメを重要な資源として位置付けており、本構想に基づき、区の映像文化資源を活かしたソフト・ハードが一体となった夢のあるまちづくりに取り組みます。	※
354	戦略18	18-3	練馬区はアニメではなかったのか。大泉学園駅北口にはアニメキャラのモニュメントがあるが、どっちつかずで特色がなくなる。今、「ハリー・ポッター」ではないと思う。一時的には来客があるものの、すぐ人気がなくなる気がする。		※

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
355	戦略18	—	図書館はまだ、中央図書館がない。この機会につくれないか。	光が丘図書館は区内最大の図書館で、区立図書館全館の中央館としての役割を担っています。 現時点で、中央図書館を新たに設置する考えはありません。	※
356	戦略18	—	都市農業が「不要なもの」から「必要なもの」へと位置付けが変わった現在、わずかに残された農村文化も「切り捨てるのではなく、継承する」という視点が必要ではないか。戦略計画18には「都市文化」だけではなく、地域に伝えられてきた「伝統文化の発掘と保全」も含めるべきだと考える。	都市農業や地域で継承されている囃子や祭りなども練馬ならではの都市文化です。石神井公園ふるさと文化館の活動や地域に伝わる囃子の舞台公演「郷土芸能ねりま座」の開催などを通じて、農村文化や伝統行事の継承に取り組んでいます。	□
357	戦略18	—	そもそも、「都市文化」とは何なのか。各イベントのことであるならばわかりやすく記してほしい。ビジョンであれば大多数の方が理解できるようにわかりやすくするものではないか。	区の多彩な文化資源や都心に近い利便性を生かし、優れた文化芸術と区民自らが参加する文化活動とともに楽しめる。74万人の住宅都市にふさわしい地域文化を称しています。	○
358	戦略18	—	コロナで文化・芸術関係の人の生活が大変な状況になっていることを計画に明記すべき。	「第2章コロナ禍による区を取り巻く状況の変化」のなかで、文化・芸術関係の方に限らず、新型コロナが世界や日本に与えた影響等を分析したうえで、区民生活や区政に生じる影響、今後の課題等を示しています。戦略計画8や16において、コロナ禍により困窮する区民・事業者への取組を記載しています。個別の業種について、記載する予定はありません。	※
359	戦略18	—	区内で働く、文化・芸術関係者に対して、コロナ緊急一時金を創設し支援を行うことを計画に明記すべき。	国や都の文化・芸術関係者に向けた支援を区ホームページで周知するとともに、コンサート等では区ゆかりの演奏家に出演を依頼するなど支援に努めています。	□
360	戦略18	—	区の文化芸術施策の発展に期待している。 (他、同様1件)	みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまちの実現に向けて、美術館再整備や映像文化のまちづくり、「真夏の音楽会」や「みどりの風 練馬薪能」の実施など、優れた文化芸術に触れられる機会の創出に取り組んでいきます。	○
361	戦略18	—			○

No.	戦略計画	年度別事業No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
362	—	—	照姫まつりは不要ではないか。照姫伝説を基にして事業とする必要があるのか。	「照姫まつり」は、石神井地域に伝わる「照姫伝説」にちなんだまつりを行うことにより、地域への愛着を深め、地域の活性化を図ることを目的に、地元の商店街や町会、関係団体を中心とする実行委員会と区が主催し、開催しています。 長年にわたり地域の方に親しまれ、約5万人の方が来場する催しとして地域の活性化につながっています。区は引き続き、実行委員会と協力してまつりを開催していきます。	※
363	—	—	外国籍の居住者に対する支援についても取り上げる必要があると思う。育児・教育、福祉・医療、就業・賃金、ヘイト・差別などについて、支援が必要ではないか。	区では、外国人区民の生活上の不安を解消し、地域の構成員として生活ができるよう、個別具体的な支援を行っています。また、外国人区民と日本人区民が互いの文化・習慣の違いを認め合い、対等な関係を築けるような様々な交流事業や講座を実施しています。	□
364	—	—	外国にルーツを持つ人々に対する政策を入れるべきだと思う。	引き続き、関係機関と連携しながら、生活支援、および相互理解の促進に取り組んでいきます。	□
365	—	—	日本語学習の多くをボランティアに依存している。外国にルーツを持つ人々への学習提供の機会や指導レベル等が不適切だと思う。	区では、こども日本語教室、初級日本語講座を主催しています。ボランティアに対する研修も主催し、日本語指導力の向上に向けた支援をしています。また、多様な学習機会を提供するため、オンライン日本語学習のための文化庁サイトを周知しています。 引き続き、ボランティアの方々と連携しながら、多様なニーズに応じた支援をしていきます。 各学校においては、児童生徒の個別の状況に応じた言語に関する支援・指導を行っています。 外国籍の児童生徒に対する日本語指導員の派遣をそれぞれのニーズに応じて行っています。	□
施策の柱6 区民とともに区政を進める					
366	戦略20	20-5	「つながるカレッジねりま ガーデナーコース」のカリキュラムについて、「みどりの番人stewardshipコース」といった内容にステップアップして、練馬の自然を護る人材を育成することを希望する。	つながるカレッジねりまみどり分野のコミュニティ・ガーデナーコースと新設するねりまの森維持管理コースは、区民による自主管理を進める上で必要な知識や技術を学ぶ場です。 なお、森の生物多様性を護る活動は、その後のステップアップとして専門家派遣を行い、森の特性に応じた講習を実施しています。	□

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
367	戦略20	20-6	ベンチャー精神でリスクを恐れずやってみる姿勢は評価できるが、いざ始めると利権化し、形骸化しても拡大路線が止まらなくなる懸念もある。例えば青パトは費用対効果や根拠法令に難があると見ているが、どのように効果を測定し、引き際の見極めもできないと、無駄な事業をいつまでも前例踏襲し続けることになるのではないか。	地域おこしプロジェクトは、事業選定時だけでなく、実施中のプロジェクトについても、毎年事業報告会を行い、事業の実績・成果を確認・審査したうえで翌年度継続の可否を決定するなど、評価や効果測定の視点を取り入れています。 安全で安心して住み続けることのできるまちの実現を目指して、安全・安心パトロールカーによる巡回を区内全域で行っています。平成26年度に行った区民意識意向調査では、8割以上の方から「安全・安心パトロールカーによる定期的な巡回」が区の安全安心施策において重要であると回答をいただいており、区民からのニーズが高い事業であると考えています。	—
368	戦略20	—	区の色々なステークホルダーが共創して英知を集めるプラットフォームを構築すべき。 町会・自治会は自営業者中心でバイアスがあって区民の総意とは限らない。 練馬区に拠点がある企業、在勤・在学者を含めて議論すべき。	街かどケアカフェ、民間カフェと協働した練馬こどもカフェ、公園や花壇の自主管理、地域別防災マップの作成など、町会・自治会をはじめ民間事業者、NPO法人、ボランティア団体といった多くの団体や区民の皆さんと進めてきた協働の取組が成果を上げています。 こうした取組がさらに広がっていくよう、区民協働交流センターを中心に、団体同士や団体と区民のマッチングを進めています。 引き続き、地域に根差した区民の自発的な活動が、区内の至るところで活発に行われるよう、協働の取組を推進していきます。	□
369	戦略20	—	憲法に基づく地方自治の区政運営を行う、と計画に明記すべき。また、研究者の間でも合意を得られていない「協働」という用語は使わないこと。	憲法や地方自治法等の法令を遵守しながら区政運営を行っています。 「協働」は、一般的に使用されている言葉と考えています。区民や団体と区が協働しながら、地域が抱えている様々な課題解決に立ち向かうことで、練馬ならではの住民自治を実現させます。	※
370	戦略20	—	「地域活動団体」という表現があるが、住民参加の「社会教育活動を推進する」と明記すべき。	町会・自治会や社会貢献活動を行うNPO、ボランティア団体のことをここでは「地域活動団体」と表記しています。この中には、生涯学習や社会教育活動を行う団体も含まれています。 区は、区民が地域のことをわが事として考え、地域活動を始められるよう、つながるカレッジねりまなどを通じて、区民の多様な活動を推進しています。	□
371	戦略20	—	元気高齢者の働く場づくりを協同労働の実践の場としてとらえ、区民と共に新しい働き方「労働者協同組合」の設立を研究、検討することを求める。	令和4年10月の「労働者協同組合法」施行に向けて、情報収集に努めています。 区民協働交流センターを相談窓口とし、労働者協同組合の設立等についての相談など、適切な対応ができるように準備をしています。	□

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
372	戦略20	—	助成金などを活用した協同事業は事業の透明化のために情報公開のあり方を検討することを求める。	区では、練馬の魅力の創造や地域の課題解決に向けて、区民の自由な発想から生まれたアイデアの具体化を支援する「地域おこしプロジェクト」を実施しています。 同プロジェクトでは、事業の内容や進捗をホームページやSNS等で発信するとともに、毎年度、公開事業報告会を行うなど、事業の透明化を図っています。	□
373	戦略20	—	自治会について、加入率の低さと高齢化スピードが著しい状況。災害対応などの名目で強制加入もしくは区側での仲介などといった仕組み作りが必要。コロナ禍ですます地域との繋がりが減っていき、また一方で災害頻度は高まっており、70万人を抱える大所帯では自治会のようなネットワークが浸透していないと大混乱を招くと考え。 何よりも子どもたちと様々な世代との繋がりが希薄であるということが将来にあたって懸念する。	災害時に、避難所を中心となって運営する「避難拠点運営連絡会」や、地域の初期消火や救出救護などを行う「防災会」に、町会・自治会は大きく関わっており、日頃から地域の防災活動に取り組んでいます。 町会・自治会は任意団体であり加入を強制することはできませんが、区では、町会・自治会組織の活性化に向けて、これまで「これからの町会・自治会運営のヒント集」や「町会・自治会運営ハンドブック」を発行するなど、町会・自治会への加入促進を支援してきました。 改定アクションプランの戦略計画20に町会・自治会のデジタル活用支援や町会・自治会の加入促進を位置付け、支援していきます。	□
374	戦略20	—	人材交流について、70万人の大所帯の中で様々なコミュニティが存在する。これら同士をマッチングもしくは区民1人1人をマッチングするサイトを区が運営することで区内でのスモールビジネスが多数立ち上がり、結果としてトップラインの向上にもつながるのではないかと。	区民協働交流センターに、地域活動を支援する「つながる窓口」を常設し、区民や団体同士の交流とマッチング等を促進しています。ホームページやツイッターなども活用し、取り組んでいます。また、地域活動の周知・団体交流を促進する「練馬つながるフェスタ」を開催しています。 活動に役立つ知識やスキルを学ぶことができる「つながるカレッジねりま」では、地域活動の担い手の育成および卒業生と団体のマッチングの機会の提供などを実施しています。これらの取組により、団体と個人、または団体同士がつながった事例が生まれています。 起業・創業の相談やセミナーなどを行う練馬ビジネスサポートセンターとも連携し区民の活動を支援しています。	○
375	戦略21	20-1 21-2 21-3	ICT活用支援のため、ネットワーク回線等の環境づくりへの支援を検討してほしい。	区では、行政手続オンライン化や少額決済キャッシュレス化、Nerima Free Wi-Fi設置など、区民の利便性向上に向けたICT環境整備に取り組んでいます。 また、町会・自治会のデジタル活用支援として、令和4年度から最大3年間、モバイルルーター等の回線使用料を補助します。	○

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
376	戦略21	21-3	素案の随所に「デジタル化」もしくは「オンライン届出」という文言が散見されるが、従来の方法(窓口に来所して書類などを提出する方法)が廃止もしくは不便になること(例えばマイナンバーカードが必要など)がないようにしてほしい。	窓口に行くことが難しい子育てや介護に携わる方々、働く世代などが、時間や場所を選ばずに必要な手続き等ができるように、オンライン化を推進しています。 対面での対応が求められる場面では、引き続き一人一人のニーズに応じたきめ細やかな窓口サービスを提供します。	○
377	戦略21	—	オンライン化は個人情報保護の観点から危惧する諸問題があることが研究者からも指摘されている。安易なデジタル化は個人情報漏洩の危険をともなうことを明記すべき。	これまでも、個人情報の保護、情報セキュリティ対策を徹底しつつ、オンライン化に取り組んでおり、引き続き適切に対応していきます。	※
378	戦略22	—	「DX」化は、個人情報の漏洩問題、デジタル化についていけない人たちの格差の広がりなどへの危惧が専門家からも指摘されていることを明記し、ICT化は慎重に進めることを計画に明記すべき。	これまでも、個人情報の保護、情報セキュリティ対策を徹底しつつ、オンライン化に取り組んでおり、引き続き適切に対応していきます。 情報格差が生じないよう高齢者等を対象としたスマホ教室の実施など、デジタル活用支援に取り組んでいきます。	※
379	戦略22	—	DXについてはUXデザインを意識して、庁内、区民についてのシステム開発を進めてほしいが、デザインシンキングなどができる人材育成も必要と感じる。	デジタル技術を活用し、区民の視点に立ってサービスの利便性や質の向上に取り組むため、職員の意識改革やデジタルリテラシーの向上に向けた体系的な研修体制を構築していきます。	○
380	戦略22	—	父親のリモートワークを学校施設など、子どもの近くでできる環境を整備すべき。	学校は教育施設であり、リモートワークでの利用は困難です。 区立施設を活用したテレワーク等の環境整備について検討します。	※
381	戦略22	—	DXの推進にあたり、特定の大手ベンダー企業に発注し、言い値で契約する進め方は問題。職員の専門性を育てるべき。	システムの調達には、公平・公正性を確保するため、競争入札やプロポーザル方式による事業者選定を原則としています。 また、専門的知見を有する外部人材を活用し、各種情報システムの開発・運用を技術的に支援する体制を確保しています。	—
382	戦略22	—	行政のデジタル化は情報システムによる効率化に力点が置かれがちだが、広聴・広報活動にも活用の余地がある。区民センターに置かれている冊子やチラシの類を全部デジタル化すれば、お問い合わせからコンバージョン率測定まで、コスト削減と効率化、環境負荷軽減を同時に図ることができるのではないかと。	現在、ねりま区報は電子ブック形式(カタログポケット)でパソコンやスマートフォン、タブレット端末でご覧いただけます。また冊子やチラシ等に関しても、区ホームページ上に掲載をしているものもあり、同様の端末でご確認いただくことができます。 ただ、デジタルを十分に活用できない方に配慮し、紙媒体による広報も併用していくことが必要と認識しています。	—

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
383	—	—	区報をデジタル化・モバイル化し、紙発行をやめるべき。開発もモバイルファースト時代なのだからレスポンス対応して通勤途中に見れるようにしてほしい。紙媒体はよく手にする方の立ち寄りそうな場所に置くようにし、新聞折込も廃止してほしい。	令和元年度から電子ブック形式(カタログポケット)でパソコンやスマートフォン、タブレット端末で区報をご覧いただけます。 また、令和2年度から、これまで設置していた区立施設、区内全駅、コンビニなどに加え、区内のスーパーへ広報スタンドの設置を進めています。 新聞折込については、区報を入手する最も主要な手段ということが区の調査結果でも確認されているため、廃止の考えはありません。	□
384	—	—	ねりま情報メールの地域版(町会・自治会発信)の支援について検討してほしい。	ねりま情報メールの区政情報は、月3回発行しているねりま区報の中から、主要記事を選定して配信しており、地域別での配信は行っていません。 町会・自治会による、地域情報の発信については、メールやSNS等を活用できるよう、先進的な取組をまとめた実践事例集の作成や、講習会の実施、専門知識を持ったアドバイザーの派遣など、デジタル活用を支援します。	○
その他					
385	—	—	練馬区障害者虐待通報専用ダイヤルを廃止にすべき。東京都にも障害者権利擁護センターがあり、二重行政ではないか。	障害者虐待防止法は、「都道府県障害者権利擁護センター」と「市町村障害者虐待防止センター」を定め、それぞれ役割が異なります。区は、養護者や施設従事者等による虐待の通報を受け必要な措置を講じることの責務があり、都の障害者権利擁護センターと連携を図りながら被虐待者の安全確保、環境改善に努めています。	—
386	—	—	高齢者優遇をやめ、相応の自己負担を求めるべき。全世代型社会保障への転換を進め、現役世代に負担押し付けるのはやめるべき。	後期高齢者医療や介護保険は、制度設計をしている国において、制度の持続可能性を確保するために、利用者負担を見直す等の制度改正を実施してきました。 ご意見は機会を捉え国に伝えます。	—
387	—	—	日本語学習が必要な子どもに、学校が手配する授業数では少なすぎると思う。	児童・生徒や学校のニーズに基づき、必要な支援を行っていきます。	□
388	—	—	日本語が不自由だからと、高校進学を諦める子への対策を記載してほしい。	高校進学等の生徒の進路に関する指導、対策等は各中学校が一人ひとりに応じて行っています。 また、外国籍の児童生徒に対する日本語指導員の派遣を引き続きそれぞれのニーズに応じて行っていきます。	□
389	—	—	外国にルーツを持つ未就学児を放置しないよう、実態調査が必要だと思う。	外国籍児童生徒の就学先把握のため、定期的に対象者に通知を送付しています。今後も引き続き就学先把握に努めていきます。	—

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
390	—	—	ねりまぼつとラインは廃止し、YouTubeによる配信だけで十分ではないか。	インターネットの利用の有無に関わらず、区からの情報を受け取ることのできるケーブルテレビは、現時点では必要な媒体であると考えています。	—
391	—	—	区報やパンフレットのカットは「いらすとや」を使用禁止にして、区内ゆかりのクリエイターに(数千円～数万円で)発注してはどうか。名前を入れればポートフォリオとして使える。小さく産んで大きく育てるやり方が合うのではないか。	区報では、必要に応じて委託事業者にイラストの書き起こしをお願いしています。汎用的なイラストは委託事業者の判断でフリーイラストを使用することはありますが、使用禁止にする考えはありません。	—
392	—	—	従来からの男女共同参画に加えて、例えば、区および区の関連機関の職員について、女性の登用をより一層進めるなど、積極的な施策を進めてほしい。	職員の採用・任用は、地方公務員法に基づき、平等取り扱いの原則や客観的な能力実証により、性別によることなく行っています。 引き続き、法の趣旨を踏まえ職員の採用等を進めていきます。	□
393	—	—	「個人情報」が日本で一番保護されるまちを目指す」とビジョンに掲げてはどうか。またビジョンが宙に浮いて形骸化することが容易に想像がつくので、PDCAの特にCheckについて、事業部制を廃し、監査(会計でなく)の部署を設けることを提案する。	練馬区では、練馬区個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取扱いに努めています。 事業本部制はとっていません。 第2次みどりの風吹くまちビジョンにおける重要業績評価指標(KPI)を設定し、PDCAサイクルを通じた効果検証を行っています。進捗状況について、区議会の審議を踏まえ、毎年度、点検・検証をし、改善しながらビジョンに掲げた施策の実現を目指しています。	□
394	—	—	区外の人を呼び込める施設を作る際に、クラウドファンディングで財源を確保するというやり方もある必要である。	施設の改修・改築を進める際には、施設の規模や性質等を考慮しながら、クラウドファンディングをはじめ、様々な方法で財源の確保に努めていきます。	△
395	—	—	地方公務員が職務上知りえた事実を個人を特定しない範囲において、ブログやSNS等において侮蔑的に書くことについて区として禁止にするべき。総務省の国家公務員のSNS利用のガイドラインや個人情報保護委員会が作成した最新の行政機関の個人情報保護のガイドラインを参考にして、私的に業務知識や職務上知り得た区民の個人情報をインターネット上に発信する際のガイドラインを区として策定するべきだ。	区では、職員がSNSを利用する際の基本的な考え方や留意点を明らかにするため、「ソーシャルメディアの個人的利用に関する練馬区職員のガイドライン」を策定しています。ガイドラインでは、守秘義務、個人情報やプライバシーへの配慮等のルールを定め、これを遵守することとしています。	□
396	—	—	ふるさと納税が問題になっているが、練馬区から転出した元区民に練馬をふるさととして、ふるさと納税の制度を逆利用することで少しでもトップラインの向上(歳入)に寄与することが必要と考える。	平成30年度から、インターネットを活用し、遠隔地の方も寄付のしやすい環境を整備するとともに、寄付金の使途を明示し、寄付者が選択できる取組を行っています。また、ホームページに活用実績を掲載しており、寄付の促進につなげるため、今後も掲載内容を工夫し、効果的な広報に努めていきます。	□

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
397	—	—	練馬区役所内で職員と話をしているが、現状では録音不可となっているが、本人が希望すれば録音可とすべきだ。	練馬区庁内管理規則では、庁内において録音しようとするときは、あらかじめ許可を受けなければならないとしています。区は、録音を希望された場合には、録音の理由や周囲の状況等を鑑み、録音を許可するか否かを個別に判断しています。	—
398	—	—	職員の給与が高すぎる。住民に人権審判し偉そうにしている自治体は国・都道府県による直轄統治の方が住民利益の増進になるため、存在意義がない。身内で癒着しない公平さや、ミスをして市民に迷惑を掛けたら謝罪する誠実さなど、目先の知識や事務処理能力より、高い倫理観を持った人材が必要。 非正規公務員の賃金が低いという声があるが、自治体の正規職員の給与が高すぎると感じる。同一価値労働・同一賃金を徹底すべき。	常勤、非常勤に限らず、区職員の給与は、その職務と職責に応じて、国や他の地方公共団体ならびに民間企業などとの均衡を図るため、特別区人事委員会の勧告を踏まえ、各区が条例で定めています。 また、人材の育成については、専門的知識を有し、適切な事務処理を行えるだけでなく、高い倫理観を持つ職員を育成できるよう研修等を引き続き実施していきます。	—
399	—	—	職員の個人情報保護について、研修をeラーニングで行うことは不適切。	全職員に対して、個人情報の保護に必要な知識を付与し、意識の向上を図るための手段として、eラーニングによる研修は有用と考えています。 eラーニングのほかにも、採用、異動、昇任時など様々な機会をとらえて集合型の研修を行っています。	—
400	—	—	職員の懲戒処分を積極的に認知すべき。	懲戒処分の対象となる事案が発生した際には、事実関係を確認のうえ、引き続き厳正に対処していきます。	—
401	—	—	区民向けの法律相談は、法テラスや各弁護士会でやっている法律相談で十分であり、区民相談所での弁護士による法律相談は不要ではないか。	法律相談は、区民の方が日常生活で抱える問題の解決に向けた糸口を身近な場所で見出していただくことを目的に無料で実施しています。必要とする区民の方が円滑に相談できるよう更に周知を図っていきます。	—
402	—	—	法務相談に係る弁護士の専門委員は不要ではないか。	高度化・複雑化する行政課題を解決する上で、法的検討は不可欠です。引き続き、弁護士の専門委員による法律相談を実施していきます。	—
403	—	—	すぐやる課が足りてない。	区政の課題に機動的に対応する組織体制を整え、加えて組織間の連携にも努めています。 更に、既存の組織のみで担いきれない新たな行政需要に対しては、担当課や時限的な組織の設置等により対応しています。 今後もスクラップアンドビルド等により不断に組織を見直し、適切な組織体制の構築を図ります。	—

No.	戦略計画	年度別 事業No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
404	—	—	ポイ捨て禁止と同時に、道路にペイントするか、巻き看板で道路に痰を吐く行為をなくせないか。	道路に痰を吐く行為は、軽犯罪法第1条第26号に定められた犯罪であり、罰則規定があります。区が独自に呼びかける内容ではありませんので、警察にご相談ください。	—
405	—	—	随意契約の件数が多すぎる。随意契約の理由が「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため」となっているが、競争入札に適さない理由を説明しなければならない。何を購入したのかもっと具体的に書くこと、所管を書くこと、競争入札に適さなかった理由を書くことから始めるべき。	地方自治法施行令第167条の2の事項に該当する場合、随意契約を締結しています。公表については、他自治体の状況等を踏まえ、検討していきます。	—
406	—	—	陳情について、制度が使いづらいと感じた。書類体裁が細かく指定されていたり、署名が自署のみであるなど、積極的に意見徴収をする仕組みになっていないと感じる。オンライン署名を受け付ける等、制度の意味に即した仕組みに見直してほしい。	陳情については、区議会が規則等により署名および受理等のルールを定めています。区議会にご要望をお伝えします。	—
407	—	—	区長への手紙について、全く区長が読んだ実感が持てなかった。何か工夫してほしい。	区長への手紙を含むいただいたご意見については、区長へ報告しています。区長が内容を確認し、その指示により各部署が対応しています。	—
408	—	—	各政党のポスターが街の景観を乱している。サイズや枚数を規制してほしい。	選挙運動時における政治活動用のポスターについては規制の対象となるため、適宜撤去命令等を発出し対応しています。一方、普段の政治活動は、その内容が選挙運動にわたらない限り、原則自由となっており、公職選挙法にもサイズや枚数の制限といった定めがないため、規制をすることは困難です。	—

令和4年3月10日
企画部企画課

第2次みどりの風吹くまちビジョン 改定アクションプラン（案）について

1 素案から案への主な変更・追加等について

(※) 備考欄の凡例

「◎」：区民意見等を踏まえ変更したもの

	戦略 計画	年度別 取組計画	変更箇所	変更・追加等の内容	備考 (※)
第1章、第2章					
1	10 頁 ～ 11 頁	—	3 新型コロナへの対応	素案公表時点からの社会状況の変化等 に応じて修正	
2	14 頁 ～ 18 頁	—	1 新型コロナの感染 拡大 2 世界の状況 3 日本の状況 4 今後の区政の課題		
柱1 子どもたちの笑顔輝くまち					
3	—	6 頁	【戦略計画1】 3 保育サービスの充 実	(1) 保育所の拡充 令和4年度に増設する保育所の施設数 および定員数を記載(9所、410 人)	
4	27 頁	12 頁	【戦略計画2】 児童相談体制「練馬 区モデル」の進化	東京都が、令和6年度に(仮称)都立練 馬児童相談所を区の子ども家庭支援セ ンターと同一施設内に設置する旨記載	◎
5	31 頁	17 頁	【戦略計画4】 ヤングケアラーへの支 援の充実	ヤングケアラーを早期に発見し、適切な 支援につなげるため、実態調査や啓発、 研修に加え、教育、子育て、福祉などの 各部門が連携した相談・支援体制を充実 する旨記載 年度別取組計画に新たに項目を追記	◎
柱2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち					
6	—	38 頁	【戦略計画6】 6 デジタル格差解消 を目指した取組の推 進	令和4年度の高齢者向けスマホ教室の実 施回数を増やし、定員を拡大する旨記載	◎

	戦略 計画	年度別 取組計画	変更箇所	変更・追加等の内容	備考 (※)
柱3 安心を支える福祉と医療のまち					
7	44 頁	50 頁	【戦略計画8】 ヤングケアラーへの支援の充実	ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるため、実態調査や啓発、研修に加え、教育、子育て、福祉などの各部門が連携した相談・支援体制を充実する旨記載 年度別取組計画に新たに項目を追記	◎
8	50 頁	55 頁	【戦略計画 10】 戦略計画名	計画名を「コロナ禍を乗り越える区民一人ひとりの健康づくりを応援」に変更	
柱4 安全・快適、みどりあふれるまち					
9	—	66 頁	【戦略計画 11】 4 地域の防災力および区の対応力の強化	(5) 災害情報システムの構築 ICTを活用した災害情報システムの構築について新たに項目を追記	
10	57 頁	—	【戦略計画 12】 令和4・5年度の主な取組	3 大江戸線の延伸 早期事業化を目指し、東京都と連携して調査・検討を行うなど、協議を加速する旨記載	
11	—	71 頁 78 頁	【戦略計画 12】 都市計画道路および生活幹線道路の整備 実施路線箇所図	道路の路線名に通称名を追記	◎
柱5 いきいきと心豊かに暮らせるまち					
12	70 頁	101 頁	【戦略計画 17】 戦略計画名	戦略計画名を「生きた農と共存するまち練馬」に変更	
13	72 頁	105 頁	【戦略計画 18】 戦略計画名	戦略計画名を「みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまち」に変更	
14	73 頁	107 頁	【戦略計画 18】 練馬の歴史を活かした映像文化のまちづくり	周辺の商店会等と連携しながら地域の活性化に取り組み、練馬の魅力を内外に発信する旨記載	◎
15	74 頁	109 頁	【戦略計画 19】 戦略計画名	戦略計画名を「みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち」に変更	

	戦略 計画	年度別 取組計画	変更箇所	変更・追加等の内容	備考 (※)
16	75 頁	109 頁	【戦略計画 19】 令和4・5年度の主な 取組	「区民ニーズを踏まえたスポーツ施設の 整備」を「誰もが安心して利用できるスポ ーツ施設の整備」に変更	
柱6 区民とともに区政を進める					
17	78 頁	—	【戦略計画 20】 これまでの主な取組	1 町会・自治会の活性化 令和4年3月に「集合住宅における加入 促進ハンドブック」を作成した旨記載	

2 第2次みどりの風吹くまちビジョン 改定アクションプラン(案)および年度別取組計画(案)
について

別添のとおり

第2次 みどりの風吹くまちビジョン 改定アクションプラン【案】

令和4(2022)年3月

練馬区

改革ねりま

これまで・これから

— 改革ねりま これまで・これから —

ビジョン (政策)

27年3月
みどりの風吹くまち
ビジョン
策定



27年6月
ビジョン
アクションプラン
(27～29年度)
策定

30年3月
ビジョン
アクションプラン
(30・31年度)
策定

27年3月
よりどりみどり練馬
プロジェクトスタート

23区で子育てしやすい街 No.1 に！
23区で家族で暮らしやすそうな街 2 位に！

28年3月
人口72万人を突破！

29年8月1日
練馬区独立70周年

26年度

27年度

28年度

29年度

I 子どもたちの 笑顔輝くまち

- ・全国初区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」創設
- ・おひさまびよびよ 開始

- ・「保育所待機児童ゼロ作戦」開始
- ・練馬型放課後児童対策事業「ねりっこクラブ」開始
- ・「練馬区教育・子育て大綱」策定

- ・保育定員 さらに拡大
- ・都と連携し児童虐待・育児孤立防止へ見守り訪問・要支援家庭ショートステイ 開始

II 高齢者が住み慣れた地域で暮らせるまち

- ・「介護予防・日常生活支援総合事業」を23区で最初にスタート

- ・街かどケアカフェこぶし 開設
- ・はつらつシニアクラブ 開始
- ・特別養護老人ホーム整備 加速施設数都内1位

- ・元気高齢者による介護施設業務補助事業を開始

III 安心を支える福祉と医療のまち

- ・日大光が丘病院問題解決

- ・重症心身障害児(者)の家族支援在宅レスパイト事業開始
- ・重度障害者グループホーム整備(10室)

- ・ひとり親家庭ニーズ調査実施

- ・ひとり親家庭自立応援プロジェクト 開始
- ・福祉事務所の体制の強化
- ・回復期リハビリテーション新病院 開院
- ・「練馬光が丘病院改築基本構想」策定

IV 安全・快適、みどりあふれるまち

- ・西武新宿線立体化促進協議会 発足

- ・大江戸線延伸が都の優先的整備検討路線に位置付け
- ・都市計画マスタープラン 改定
- ・都市計画道路「第四次事業化計画」策定
- ・都内最長の優先整備路線
- ・練馬区エネルギービジョンを策定
- ・こどもの森・美術の森 開園

- ・大江戸線延伸が国の「進めるべきプロジェクト」に選定
- ・四季の香ローズガーデン・清水山の森・中里郷土の森緑地 開園

- ・関越道高架下4施設 開設
- ・区独自の空き家・「ごみ屋敷」対策条例 制定
- ・大江戸線延伸推進基金 積み増し(累計36億円)
- ・西武新宿線立体化促進大会開催
- ・「無電柱化推進計画」策定

V いきいきと心豊かに暮らせるまち

- ・練馬こがしハーフマラソン初開催
- ・農の学校開校

- ・まちゼミねりま・ねりマルシェ初開催
- ・産業見本市・練馬まつり 同時開催
- ・大泉アニメゲートオープン

- ・みどりの風練馬薪能初開催
- ・区文化振興協会理事長 大谷康子氏 就任
- ・ユニバーサルスポーツフェスティバル 初開催
- ・石神井観光案内所 開設

- ・果樹あるファーム支援・ねりマルシェ 充実
- ・世界都市農業サミット開催準備 本格化

VI 区民とともに区政を進める

- ・練馬の未来を語る会 初開催

- ・ねりまビッグバン開始
- ・よりどりみどり練馬CM 放映

- ・みどりの区民会議 設置
- ・協働推進課 設置
- ・ねりまちレポーター 創設

- ・区民参加で独立70周年記念事業 展開
- ・真夏の第九、練馬薪能、記念パレードなど 開催
- ・地域おこしプロジェクト開始

区政改革

ビジョンに掲げる政策を実現する仕組みや態勢を見直す

27年6月
区政改革推進会議
設置

27年12月
練馬区のこれからを考える
発表

28年3月
区政改革推進会議より
「区政改革に関する提言」

28年10月
区政改革計画
策定
情報化基本計画

29年3月
公共施設等総合
管理計画
学校施設管理
基本計画

29年12月
人事・人材育成計画
職員定数管理計画
外郭団体見直し方針

30年 6月
グランド
デザイン構想
策定

31年 3月
第2次
みどりの風吹く
まちビジョン・
アクションプラン
[戦略計画]
策定

元年 6月
第2次ビジョン・
アクションプラン
[元年度～3年度]
策定

4年 3月
第2次
みどりの風吹く
まちビジョン
改定アクションプラン
策定

30年 4月
人口73万人を突破!

本当に住みやすい街大賞第2位に!
(大泉学園)

2年 4月
人口74万人を突破!

30年度

令和元年度

2年度

3年度

4・5 年度

- ・3歳児1年保育開始
- ・「のびのびひろば」開始
- ・小中学校体育館空調設備整備着手
- ・区立幼稚園での預かり保育開始
- ・不登校児童生徒への支援の充実

- ・地域包括支援センター25か所に再編・充実
- ・高齢者世帯等への訪問支援事業開始

- ・練馬区初の障害児保育園開設
- ・順天堂練馬病院増築棟建設着工

- ・心身障害者福祉手当精神障害者へ拡大

- ・西武新宿線連続立体交差化計画 都市計画素案(原案)説明会開催

- ・大江戸線延伸推進基金積み増し(累計43億円)
- ・学校ブロック塀など緊急対策実施

- ・美術館再整備構想策定着手
- ・世界都市農業サミット・プレイベント開催
- ・真夏の音楽会 初開催

- ・地域おこしプロジェクト充実

- ・協働ワークショップ開催
- ・公園や憩いの森の区民管理拡充

- ・練馬こども園 新たな仕組みの充実
- ・テレビ会議システムによる都児童相談センターと子ども家庭支援センター連携強化
- ・練馬こどもカフェ 開始

- ・コンビニエンスストア・薬局と協働した新たな街かどケアカフェ開始
- ・高齢者等の住まい確保支援事業開始

- ・順天堂練馬病院増築棟診療開始

- ・大江戸線延伸推進基金目標額到達(累計50億円)

- ・西武鉄道「練馬駅」ホームドア整備
- ・危険なブロック塀等の撤去費用 助成開始

- ・世界都市農業サミット開催
- ・映像∞文化のまち構想素案公表

- ・ねりまランタンフェスティバル 開催

- ・窓口改革 開始

- ・窓口情報提供システム区民事務所等へ導入

- ・練馬発 都区合同「練馬区虐待対応拠点」設置
- ・こども分野などに従事するエッセンシャルワーカーへの特別給付金支給
- ・全国初 LINEを活用した「保活」支援サービス開始
- ・小中学校の全児童生徒へのタブレットPC配備完了

- ・区独自 ひとり親家庭支援のための臨時特別給付金支給
- ・高齢者施設へ、新規入所者のPCR検査費用助成
- ・成年後見制度利用促進強化

- ・新型コロナに関する「生活相談コールセンター」開設

- ・ワクチン接種体制の練馬区モデルを構築
- ・練馬光が丘病院移転・改築建設工事に着手
- ・PCR検査検体採取センター開設

- ・石神井公園駅南口西地区再開発事業 都市計画決定

- ・防災まちづくり推進地区3地区指定・取組推進
- ・区内初 実地での土砂災害訓練実施

- ・東京あおば農業協同組合と都市農業の振興・都市農地の保全に関する協定 締結

- ・中小企業への特別貸付の実施
- ・商店街のプレミアム付商品券事業への支援

- ・練馬区民事務所リニューアルオープン

- ・申請書一括作成システム運用開始

新型コロナウイルス感染症感染拡大↓事業の緊急見直しを実施

- ・保育所待機児童ゼロ達成
- ・区独自の学童クラブ待機児童対策「ねりっこプラス」開始
- ・多胎児家庭への支援の充実
- ・“保活”支援サービス新機能「保育指数シミュレーション」を提供開始

- ・高齢者みんな健康プロジェクト開始

- ・もの忘れ検診の開始

- ・ワクチン接種体制「練馬区モデル」展開
- ・練馬区酸素・医療提供ステーションを開設

- ・順天堂練馬病院90床増床
- ・生活サポートセンターの相談支援員増員

- ・四季の香ローズガーデンリニューアルオープン

- ・西武新宿線(井荻駅～西武柳沢駅間)連続立体交差化計画 都市計画決定

- ・オリンピックでデンマーク、パラリンピックでエクアドルのホストタウンに
- ・映像∞文化のまち構想 策定
- ・美術館再整備基本構想 策定

- ・中小企業への借換特別貸付の実施
- ・商店街等でキャッシュレス決済ポイント還元事業実施
- ・区役所に農産物自動販売機設置

- ・マイナンバーカードの交付体制強化

- ・電子申請サービス拡大

30年 3月
公共施設等
総合管理計画
【実施計画】

31年 3月
学校施設管理
実施計画

2年 3月
公共施設等
総合管理計画
【実施計画】

情報化基本計画

4年 3月
公共施設等
総合管理計画
【実施計画】
策定

目 次

第1章 本計画の位置付け	7
第2章 コロナ禍による区を取り巻く状況の変化	13
第3章 施策の体系	19
施策の柱1 子どもたちの笑顔輝くまち	22
施策の柱2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち	32
施策の柱3 安心を支える福祉と医療のまち	38
施策の柱4 安全・快適、みどりあふれるまち	52
施策の柱5 いきいきと心豊かに暮らせるまち	64
施策の柱6 区民とともに区政を進める	76
巻末資料	
1 人口動向	89
2 財政状況	95
参考	
施策の体系と戦略計画・個別計画の関連図	100
第2次みどりの風吹くまちビジョンとSDGs	103

※本文中、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」は、特段の理由がある場合を除き「新型コロナ」と記載しています。

第 1 章

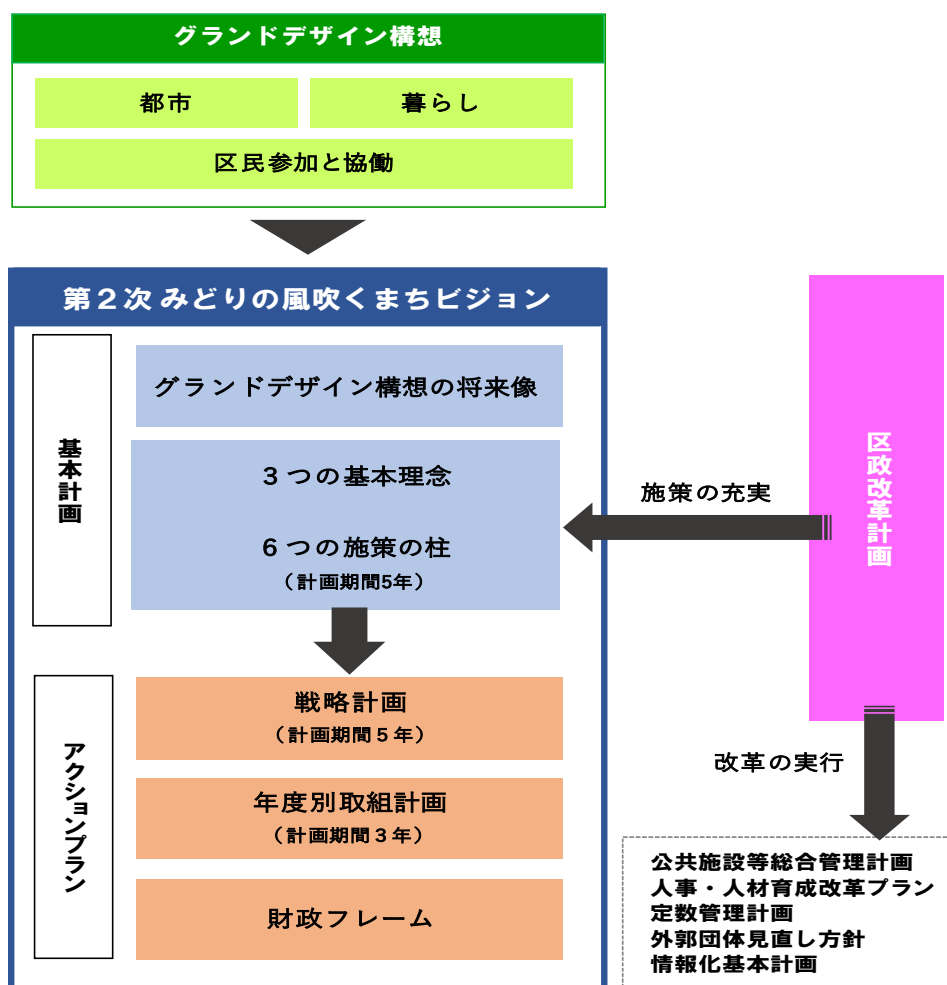
本計画の位置付け

この章では、「第2次みどりの風吹くまちビジョン」（平成31年3月）に基づくこれまでの取組、新型コロナへの対応と、今回の「改定アクションプラン」策定の経緯について記載しています。

1. 第2次ビジョンの目的・位置付け

区は、平成 27 年 3 月、新しい区政運営の方向性を明らかにし、将来を見据えた戦略を提示するため、「みどりの風吹くまちビジョン」を策定しました。また、政策の実現に向けた具体的な仕組みや態勢を区民の視点から改めて見直し、平成 28 年 10 月に区政改革計画を公表しました。平成 30 年 6 月には、区政を更に前に進めるため、「暮らし」・「都市」・「区民参加と協働」の 3 つの分野からなるグランドデザイン構想を策定し、目指す将来像を区民の皆様と共有しました。

グランドデザイン構想の実現を目指して、区政改革計画を取り込み一体化した新たな総合計画である「第2次みどりの風吹くまちビジョン(以下、「第2次ビジョン」という。)」を平成 31 年 3 月に策定しました。第2次ビジョンは、グランドデザイン構想実現への道筋を示す基本計画と、具体的な実行計画であるアクションプランから構成されており、基本計画では「3つの基本理念」と「6つの施策の柱」を、アクションプランでは「21の戦略計画」や「年度別取組計画」、「財政フレーム」等を示しています。



※区のビジョンと各計画の関係性

2. 第2次ビジョンに基づくこれまでの取組

第2次ビジョンに基づき、区はこれまで、様々な「練馬区モデル」を展開し、練馬区の更なる発展に向けた施策を進めてきました。

これまでの主な取組

○施策の柱1：子どもたちの笑顔輝くまち

- ・練馬こども園の拡大
- ・待機児童ゼロの達成
- ・都区の協働による児童相談体制の構築
- ・ねりっこクラブの拡大、ねりっこプラスの開始

○施策の柱2：高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち

- ・特別養護老人ホーム等の整備充実
- ・高齢者みんな健康プロジェクトの開始
- ・街かどケアカフェの設置

○施策の柱3：安心を支える福祉と医療のまち

- ・重度障害者グループホームの整備など住まいの確保
- ・ひとり親家庭自立応援プロジェクトの展開
- ・順天堂練馬病院の増床など病床確保の促進

○施策の柱4：安全・快適、みどりあふれるまち

- ・都市計画道路や生活幹線道路の整備
- ・密集住宅市街地整備促進事業、防災まちづくり推進地区での事業の推進
- ・緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の促進
- ・西武新宿線の連続立体交差事業の推進
- ・大泉学園町希望が丘公園など大規模公園の整備

○施策の柱5：いきいきと心豊かに暮らせるまち

- ・世界都市農業サミットの開催
- ・真夏の音楽会、練馬薪能など四季を感じられるイベントの開催

○施策の柱6：区民とともに区政を進める

- ・地域おこしプロジェクトの実施
- ・待たない、まごつかない、何度も書かない窓口の実現

3. 新型コロナへの対応

新型コロナの感染拡大により、区内でも多くの方々が感染し、暮らしや経済に大きな影響が生じました。区は、令和2・3年度ともに6度の補正予算編成などを行い、区民の命と健康を守り、区民生活を支えるために必要な施策を、他に先駆けて実行してきました。国と綿密に協議して構築したワクチン接種体制「練馬区モデル」は、今では全国自治体の標準となっています。

主な新型コロナ対策

<Ⅰ 感染拡大の防止と医療提供体制の充実>

- ① 保健所体制の強化
 - ・保健師など人員の増強、ワクチン接種や自宅療養の担当組織の設置
- ② PCR検査体制の構築
 - ・PCR検査検体採取センターの設置、診療所でのPCR検査体制の構築
- ③ ワクチン接種体制の強化
 - ・ワクチン接種体制「練馬区モデル」の構築
- ④ 医療提供体制の充実
 - ・かかりつけ医等による自宅療養者への健康観察、往診医・訪問看護師・薬剤師の連携による自宅療養支援、練馬区酸素・医療提供ステーションの開設
 - ・病院への経営支援補助金、医療従事者への特殊勤務手当の補助

<Ⅱ 困窮する区民・事業者への支援>

- ① 生活困窮者への支援
 - ・生活相談コールセンターの設置、生活再建支援給付金の支給、ひとり親家庭への臨時特別給付金の支給
- ② 妊婦・新生児等子育て家庭への支援
 - ・妊婦、新生児へのこども商品券の配布
- ③ 中小企業・商店街への支援
 - ・特別貸付・借換特別貸付の実施、プレミアム付商品券事業の実施

<Ⅲ 社会インフラの堅持と社会経済活動を支える方々への支援>

- ① 保育環境の確保
 - ・保育所等の原則開園の堅持、保育士への臨時特別給付金の支給
- ② 教育環境の確保
 - ・児童生徒用タブレットパソコンの全校配備
- ③ 高齢者・障害者へのサービスの確保
 - ・介護従事者等への臨時特別給付金の支給

一方、度重なる緊急事態宣言の発出などに伴う経済状況の悪化や、税制改正の影響等により、令和3年度の区の一般財源は大幅に減少する見込みとなりました。そのため緊急対策として、全ての事務事業を再点検して経費の縮減に努め、可能なものは延期・中止するなど見直しを徹底し、持続可能な財政運営の堅持に努めてきました。

緊急対策で見直した主な事業（令和3年度）

＜アクションプラン・公共施設等総合管理計画の見直し＞

- ・(仮称)農の風景公園：整備工事の延期
- ・美術館：設計の延期
- ・光が丘駅A5出入口付近エスカレーター：整備延期
- ・石神井松の風文化公園（拡張）：設計延期
- ・体育館空調（学校）：設計 14校→12校
工事 15校→11校
- ・敬老館2館：改修設計・工事の延期
- ・小中学校2校：改築に向けた基本設計の延期 など

＜イベントの見直し＞

- ・中止：練馬薪能、練馬まつり、照姫まつり、ユニバーサルスポーツフェスティバル、こぶしハーフマラソン、ねりまワールドフェスティバル、練馬こどもまつり など
- ・縮小：こどもアートアドベンチャー、映像文化イベント など

＜補助・給付的事業の見直し＞

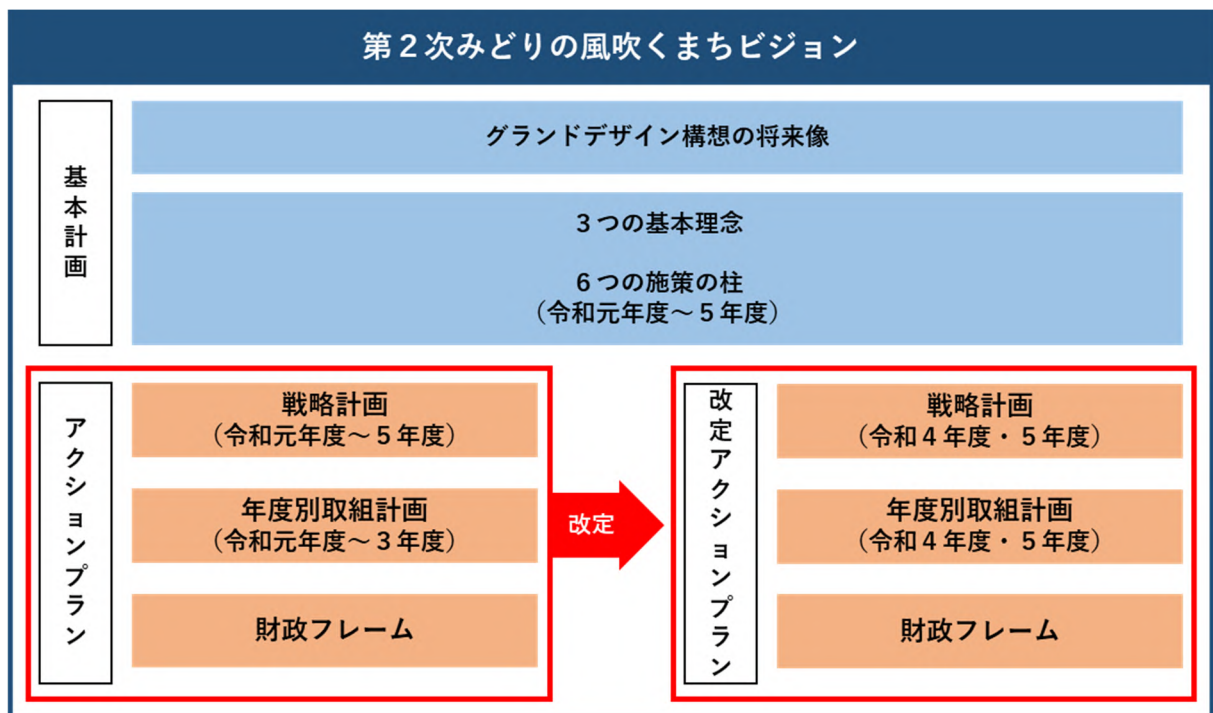
- ・指定保養施設利用補助金の廃止
- ・高齢者いきいき健康券の見直し
- ・第3子誕生祝い金の見直し など

4. 「改定アクションプラン」の策定

新型コロナの感染拡大は、経済・財政状況など、区政を取り巻く環境を大きく変化させ、非対面・非接触の生活、デジタル化の加速など、区民生活にも大きな影響を及ぼしています。

コロナ禍においても、第2次ビジョンに定める基本理念や区の目指す姿は大きく変わるものではありませんが、社会情勢の変化を踏まえた見直しが必要です。引き続き、区民生活を支える上で必要な施策を充実するとともに、この間に生じた新たな課題に対応するため、令和4年度から5年度の2か年の取組を定める「改定アクションプラン」を策定することとしました。

本プランは、第2次ビジョンに掲げた「3つの基本理念」や「6つの施策の柱」などは継承しつつ、社会情勢の変化に対応するため、戦略計画の見直しや追加を行い、それに基づく「年度別取組計画」を明らかにします。第2次ビジョン基本計画と併せて区の新たな総合計画（地方版総合戦略）として位置付けます。



第 2 章

コロナ禍による区を取り巻く状況の変化

この章では、新型コロナが世界や日本に与えた影響等を分析したうえで、区民生活や区政に生じる影響、今後の課題等をお示しします。

1 新型コロナの感染拡大

感染拡大の状況

新型コロナは、世界経済のグローバル化と世界全体に広がった交通網の発達等により、僅か2か月で5つの大陸に拡散しました。累計感染者数は約4億3500万人、死者は約600万人となっています。2022年に入り、ワクチン接種が進みましたが、オミクロン株などの感染力の高い新たな変異株の出現により、感染者数は依然として増加傾向にあります。

日本の累計感染者数は約500万人、死者は約2万4千人となっています。3回目の接種や5歳から11歳への接種が進められ、第6波の感染者数は減少傾向にありますが、今後も新たな変異株の出現なども懸念されています。引き続き感染の動向に留意しつつ、医療提供体制の確保、生活に不可欠な社会インフラの維持、社会経済活動の再開への取組を着実に進めていくことが求められています。

※新型コロナに関する数字は2022年2月末時点のもの

2 世界の状況

経済・財政・産業等への影響

各国でロックダウン等が繰り返され、経済活動が長期間停滞しました。国際的サプライチェーンに支えられている世界経済は、工場の生産や物流が滞ることにより連鎖的に影響が波及し、2020年の世界のGDP成長率は、大恐慌以来最悪の景気後退とされるマイナス3.1%となりました。2021年は、ワクチン接種の進展などに伴い世界全体では5.9%の高い成長率となりました。一方、急速な経済の回復に伴う労働力不足や物流面の混乱、オミクロン株の拡大、ロシアによるウクライナ侵略など不安定な世界情勢等を背景に、2022年は4%台に減速する見込みとなっています。

更に、この間の巨額な財政出動により、各国の財務状況は急速に悪化しています。順調に経済成長の続くアメリカにおいても、2021年の債務残高の対GDP比は、戦後最悪の130%台となる見込みです。金融政策の方針変更などを受け、金利上昇やインフレが進行しており、今後の経済への影響が懸念されています。

また、コロナ禍において、半導体等の製造部品の不足により、様々な産業分野で大幅な減産となりました。世界の半導体産業は東アジア地域に集中しており、経済安全保障の観点からサプライチェーンを見直す動きなども見られます。世界経済の先行きは今なお不透明なものとなっています。

社会生活への影響

新型コロナの出現により、ビジネス、教育、医療、消費活動、スポーツ、文化芸術などあらゆる面で、非対面・非接触の行動様式やオンラインサービスの活用が拡大しました。一方で、陰性証明やワクチン接種証明などによりコロナ禍前の生活を取り戻す動きも始まっています。国によってその取組には大きな差異があり、世界中で「ウィズコロナ」、「ニューノーマル」への対応を模索しています。

既に世界的に出生数の低下が始まっていましたが、そこをコロナ禍が直撃しました。人口増の続くアメリカでも、2020年の出生数は1979年以来最少に、出生率は過去最低の数値となりました。これまでも少子高齢化は先進国における構造的な課題とされてきましたが、コロナ禍のもと、より鮮明となりました。

また、先進諸国ではワクチン接種が進む一方、発展途上国ではワクチン確保が進まない国も多く、経済的・社会的格差の更なる拡大も懸念されています。

現代のグローバル化した社会への影響

14世紀に流行したペストは、欧州人口の1/3もの死者を出し、封建制度の崩壊をもたらしたとも言われています。スペイン風邪は、欧州やアメリカ大陸を中心に広がり4,000万人以上の死者を出し、第一次世界大戦の終戦を早める要因ともなりました。

新型コロナは、社会経済のグローバル化により瞬く間に拡大した一方、国際協調による様々な取組も進められています。

今後、新型コロナが現代社会にどのような影響を与え、どのような変化をもたらすのか、注意深く見極める必要があります。

3 日本の状況

人口動態

日本は世界で最も早く少子高齢化が進行し、既に人口減少時代に突入しています。こうしたなか、令和2年は新型コロナの影響もあって、出生数は約84万人と過去最低を更新し、合計特殊出生率は1.34に低下しました。日本への外国人入国者は約430万人で、前年度比で約2,700万人も減少しました。人口減少等に伴う社会全体の活力の低下、労働力不足などの問題が一層深刻化しており、今後の日本の国力、国際競争力の低下が懸念されます。

令和2年の東京都の転入超過数は約3.1万人で、前年度比で約5.2万人減少しました。一時は東京圏からの大幅な人口流出も懸念されていましたが、近隣の埼玉県、千葉県、神奈川県への転入超過数は概ね横ばいか増加しており、東京圏の転入超過は続いています。

経済・財政

日本はバブル崩壊以来、デジタル化の決定的な立ち遅れなどもあり、永く経済が低迷しているなか、コロナ禍が直撃しました。度重なる緊急事態宣言の発出などにより、経済は大きな打撃を受け、令和2年のGDP成長率は戦後最も低いマイナス4.5%となりました。令和3年に入り、徐々に回復が進むものの、GDP成長率は世界平均を下回る2.6%の増加と見込まれています。

この間の国債の増発により、令和3年度末の債務残高の対GDP比は250%を超える見込みです。経済成長の続くアメリカと比べ、経済が停滞する日本が2倍近い債務比率になっています。少子高齢化の進行等に伴う社会保障費の増加も不可避です。世界各国では、ワクチン開発をはじめ、デジタル、エネルギーなど様々な分野で長期的展望を持った国際戦略を進めていますが、日本経済の今後の発展の見通しや具体的な戦略は不透明です。国際社会の中で日本が占めるべき位置、日本経済の今後のあり方、成長の方法論等について根本的な議論をすることが求められています。

4 今後の区政の課題

区政全体を横断する課題

(1) 少子高齢化の更なる進行

令和2年の練馬区の合計特殊出生率は1.09で低下傾向は変わらず、コロナ禍により少子化が加速することが懸念されます。毎年1,000～2,000人規模で増加していた外国人人口は一転してマイナスとなり、社会増減は他県への転出超過となりました。令和4年1月1日時点の人口は73万8,358人で、前年比で1,741人の減となりました。

令和4年の高齢化率は22.0%となっており、少子高齢化は着実に進行しています。様々な課題への対応が求められています。

(2) 財政の持続可能性の堅持

令和3年度当初予算編成では、新型コロナウイルスの感染拡大による経済の落ち込みが想定されるなか、緊急対策による歳出削減に取り組み、令和2年度当初予算比1億円減の予算となりました。令和4年度当初予算案は、この改定アクションプランに掲げた施策の実施を最優先として編成しました。令和3年度当初予算の緊急対策として中止・延期した事業についても、改めて優先順位を精査し、その多くを予算化しました。予算額は、令和3年度当初予算比87億円の増となっています。

しかし、今後の内外の経済情勢は、新型コロナの再拡大や原材料価格の動向などによる景気の下振れリスクが指摘され、予断を許さない状況です。加えて、少子高齢化の進行に伴う社会保障経費の増、老朽施設の維持更新、都市インフラの遅れへの対応など、膨大な財政需要に対応していく必要があります。将来に渡って持続可能な財政運営を堅持し、区民生活を支えるために必要な施策の充実を図るためには、施策の優先順位を精査し、限りある財源を効果的・効率的に活用していく必要があります。

(3) デジタル化の加速、DX（デジタル・トランスフォーメーション）※への対応

コロナ禍により、官民含めあらゆる面で日本のデジタル化の遅れが鮮明になりました。国は、民間企業の DX、行政のデジタル化を推進するため、デジタル改革関連法を令和 3 年 5 月に制定し、9 月にはデジタル庁を創設しました。

区においては、オンライン化した行政手続はまだ全体の約 15%であり、区民サービスの向上と業務の効率化に向け、更なる拡充が必要です。併せて、デジタル化の加速に向けて商店街、中小企業や、町会・自治会など地域団体等への支援、デジタル機器に不慣れな高齢者などへの支援など、きめ細かな対応が求められます。

(4) 都区の役割分担のあり方

特別区は、住民の生活圏と行政区域が一致せず、区民は区の領域を超えて行動し生活しています。大都市として一体的な対応が求められる都の広域行政・専門行政と、住民に寄り添って生活を支える区の身近な行政との境界が曖昧になっている場合があります。

例えば、医療政策は都が担い、公衆衛生（感染症等）は区保健所が担うという役割分担は、平時には機能していますが、今回のようなパンデミック時には、医療と公衆衛生に関する広域的調整が不可欠です。入院調整や PCR 検査などについて、区によって混乱が見られたため、都による調整の強化が必要です。

また、現在、各区で児童相談所の設置が進められていますが、専門職員の確保や、多摩地域や都外に多く設置されている養護施設への処遇調整等を各区が行うことは容易ではありません。練馬区では、都区の連携による児童相談体制「練馬区モデル」を構築し、成果を上げています。

様々な具体的な問題が顕在化した今こそ、原点に返って大都市行政のあり方を根本から見直す必要があります。

※ DX（デジタル・トランスフォーメーション）・・・ デジタル技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

第 3 章

施策の体系

「改定アクションプラン」では、今後 2 年間で区が取り組む施策を取りまとめるにあたり、現在の第 2 次ビジョン「基本計画」に掲げた「6 つの施策の柱」を継承しつつ、社会情勢の変化等を踏まえ、必要な見直しを行いました。

この章では、施策の柱ごとに「区の基本姿勢」と「施策の方向性」をお示しするとともに、戦略計画ごとに「令和 5 年度末の目標」、「これまでの主な取組」、「新型コロナウイルス感染拡大への対応」、「今後の課題」、「令和 4・5 年度の主な取組」をお示します。

6 つの施策の柱

施策の柱 1 子どもたちの笑顔輝くまち

施策の柱 2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち

施策の柱 3 安心を支える福祉と医療のまち

施策の柱 4 安全・快適、みどりあふれるまち

施策の柱 5 いきいきと心豊かに暮らせるまち

施策の柱 6 区民とともに区政を進める

改定アクションプランにおける施策の柱と戦略計画

施策の柱1 子どもたちの笑顔輝くまち

- 戦略計画 1 子育てのかたちを選択できる社会の実現
- 戦略計画 2 子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実
- 戦略計画 3 すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり
- 戦略計画 4 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成

施策の柱2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち

- 戦略計画 5 高齢者地域包括ケアシステムの確立
- 戦略計画 6 元気高齢者の活躍と健康づくり・介護予防の推進^(※1)

施策の柱3 安心を支える福祉と医療のまち

- 戦略計画 7 障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備
- 戦略計画 8 ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援
- 戦略計画 9 感染症対応力の強化と安心して医療が受けられる体制の整備^(※1)
- 戦略計画 10 コロナ禍を乗り越える区民一人ひとりの健康づくりを応援^(※1)

施策の柱4 安全・快適、みどりあふれるまち

- 戦略計画 11 地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」
- 戦略計画 12 みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備
- 戦略計画 13 魅力にあふれ利便性に富んだ駅前と周辺のまちづくり
- 戦略計画 14 練馬のみどりを未来へつなぐ
- 戦略計画 15 脱炭素社会の実現に向けた総合的な環境施策の展開（※2）

施策の柱5 いきいきと心豊かに暮らせるまち

- 戦略計画 16 地域特性を活かした企業支援と商店街の魅力づくり
- 戦略計画 17 生きた農と共存するまち練馬
- 戦略計画 18 みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまち
- 戦略計画 19 みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち

施策の柱6 区民とともに区政を進める

- 戦略計画 20 区民協働による住民自治の創造
- 戦略計画 21 窓口から区役所を変える
- 戦略計画 22 DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進【新設】（※3）

※1 コロナ禍の課題を踏まえ、名称を変更しました。

※2 脱炭素社会の実現に向けた取組を強化するため名称を変更しました。

※3 コロナ禍の課題を踏まえ、DXを推進するため新設しました。

施策の柱 1 子どもたちの笑顔輝くまち

区の基本姿勢

日本全体で出生数の低下傾向が進む中、コロナ禍の影響もあり令和 2 年の国の出生数は約 84 万人※と過去最低を更新しました。一方で女性の就業率の向上や、令和元年度に実施された幼児教育・保育の無償化などの影響により、保育需要は増加しています。区は令和 3 年 4 月に保育所待機児童ゼロを達成しました。待機児童ゼロを継続するために保育所の整備や練馬こども園の拡大を進めます。

少子化、核家族化、コミュニティの希薄化などにより、社会的に孤立し、子育てに不安や負担を感じる保護者が増えています。保護者が身近な場所で気軽に相談、交流できる環境の整備と、よりきめ細やかな支援の充実が必要です。また、子どもや子育て家庭が地域で安心して暮らし続けられるよう、都区の連携を強化し、児童相談体制を更に充実する必要があります。

教育分野においては、令和 3 年 3 月に改定した「練馬区教育・子育て大綱」の目標である「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」を実現することが区の責務です。

子育ては誰が担うべきか、様々な考え方や価値観が存在しますが、最も尊重されるべきことは、それぞれの家族の思いです。家庭で子育てがしたい、子どもを預けて働きたいなど、多様化する子育てサービスのニーズに応える施策を展開することで、子育てのかたちを選択できる社会を実現します。

施策の方向性

- ・ 保育サービスを更に充実させ、保育所待機児童ゼロを継続する。
- ・ 保護者が子育ての悩みを安心して相談できる体制を充実する。
- ・ 都と区の連携による児童相談体制を充実・強化する。
- ・ 全ての小学生が安心して過ごせる放課後の居場所をつくる。
- ・ 児童生徒一人ひとりに応じた、きめ細かな指導や支援を行う。

※厚生労働省「令和 2 年(2020)人口動態統計の年間推計」



外遊び型子育てのひろば



練馬こどもカフェ



タブレット PC を活用した授業

戦略計画 1

子育てのかたちを選択できる社会の実現

令和 5 年度末の目標

家庭で子育てがしたい。子どもを預けて働きたい。様々なニーズを持つ保護者の希望に応じた社会的サービスを提供することで、子育てのかたちを選択できる社会を実現

これまでの主な取組

1 家庭での子育て支援サービスの充実

民間カフェ等と協働し、保護者同士が交流したり、子どもと一緒にリラックスできる「練馬こどもカフェ」を開始しました。また、親子で遊び、保護者同士が交流できる子育てのひろばや外遊び型子育てのひろば「おひさまぴよぴよ」の増設、発達に不安のある親子を対象にした「のびのびひろば」の回数増を行いました。ファミリーサポート事業では、軽度障害児の受け入れを開始しました。

2 保育所待機児童ゼロを達成

区独自の幼保一元化施設である「練馬こども園」を創設し、認可保育所や地域型保育事業など、全国トップレベルの新規整備・定員拡大を進め、令和 3 年 4 月に待機児童ゼロを達成しました。

3 ICT を活用した利便性の向上

保護者の負担軽減や利便性の向上を目的として、LINE で保育施設の検索や AI チャットボットによる問合せ対応、保育指数シミュレーションなどができる“保活”支援サービスを全国で初めて開始しました。また、乳幼児一時預かり事業のインターネット予約を開始しました。

新型コロナ感染拡大への対応

コロナ禍においても経済社会活動を支えるため、保育所等は、緊急事態宣言期間中も一貫して原則開園としました。保育施設等の従事者には、二度にわたり、区独自の特別給付金を支給しました。また、国の経済対策を受け、保育士等への処遇改善を開始しました。子育て家庭へは国の臨時給付金に加え、区独自に児童扶養手当受給世帯に特別給付金を支給しました。在宅子育て家庭向けに、オンラインでの練馬こどもカフェと子育てのひろばを開催しています。

今後の課題

コロナ禍における孤立などで高まる子育てへの不安や悩みに対応するため、感染拡大防止に留意しながら、相談の場や支援サービスを一層充実していく必要があります。家庭で子育てをしたい保護者を支援するため、親子が交流できる場や、一時的に子どもを預けられるサービスの充実が必要です。

今後も保育ニーズに対応し、着実に待機児童ゼロを継続していく必要があります。家庭的保育や小規模保育事業の利用者が3歳児以降も安心して保育を受けられる仕組みが求められています。また、令和3年6月に医療的ケア児支援法が成立したことを受け、保育所での医療的ケア児の受け入れを更に進める必要があります。

コロナ禍で、これまで以上にICTを活用した保護者の利便性の向上が求められています。

令和4・5年度の主な取組

1 家庭での子育て支援サービスの充実【充実】

「練馬こどもカフェ」を拡大するほか、店舗自ら子育て講座等を行う、自主運営型の練馬こどもカフェを試行・実施します。子育てのひろばや外遊び型子育てのひろば「おひさまびよびよ」の増設など、引き続き親子で遊び、保護者同士が交流できる場を充実します。また、一時預かり事業の区西部地域での新たな実施に向け、場所の確保に取り組みます。

2 保育サービスの充実【新規・充実】

待機児童ゼロを継続し、多様な保育ニーズに応えるため、民間事業者による保育所の整備や練馬こども園の拡大を進めます。また、区立保育園の委託や民営化を進め、保育サービスを更に向上させます。

医療的ケア児の「優先選考」方式や、2歳児までの保育施設を終了した3歳児を優先的に認可保育所で受け入れる新たな方式を導入します。

3 入園申請のオンライン化、保育所のICT化【新規・充実】

マイナポータルを活用し、スマートフォンやパソコンから入園申請ができるようにします。また、保育所にICTを導入し、園だよりや連絡帳のやり取りなど、保護者が園との連絡をスマートフォンで行える取組を進めます。

戦略計画 2

子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実

令和 5 年度末の目標

子育てに関する相談体制を強化し、妊娠期から子育て期まで切れ目のないサポートを充実

これまでの主な取組

1 母子健康電子システム、電子母子手帳アプリの導入

妊婦健診や乳幼児健診の健診情報等を電子化する「母子健康電子システム」やスマートフォン等で健診記録を確認できる「ねりますくすくアプリ（電子母子手帳アプリ）」を導入しました。

2 相談サポート体制の充実

子どもの成長、発達に不安を抱える保護者への相談体制を強化するため、全 6 か所の保健相談所に心理相談員を配置しました。

3 練馬区虐待対応拠点の設置

令和 2 年 7 月に、都の児童相談センターと区の子ども家庭支援センターの専門職員が協働で児童虐待などに対応する「練馬区虐待対応拠点」を都内で初めて設置しました。日常的な情報共有が可能となり、虐待発生時の速やかな合同訪問、一時保護、家庭復帰後の親子支援につなげるとともに、令和 3 年度から虐待通告の初期対応の振り分けに都区の職員が合同で取り組むなど、大きな成果を上げています。また、子ども家庭支援センターに福祉職などの専門職員を増員するなど体制を強化しました。

新型コロナ感染拡大への対応

希望に応じて電話対応なども行いながら、妊娠届提出後の全ての妊婦との面談を継続しました。集団で実施している乳児健診を、令和 2 年度の緊急対応として、地域の医療機関等での個別健診でも実施しました。子育てのひろばでは、臨時休室期間中に、これまで来所された方に連絡をして子育ての悩みを伺う電話相談を行いました。子ども家庭支援センターでは、定期的な生活状況の確認が必要な家庭に対しては、ビデオ通話の活用により、直接会わずに保護者との面談や児童の安否確認ができるようにしています。

今後の課題

少子化、核家族化、コミュニティの希薄化などにより、社会的に孤立し、子育てに不安や負担を感じる保護者が増えています。引き続き、身近な場所で気軽に相談、交流できる環境の整備と合わせ、特に心身の負担が大きい出産直後の支援や成長発達に不安を抱える家庭への継続的な支援の充実も必要です。また、必要とする子育て支援サービスを簡単に選択し、利用できる環境の整備が必要です。

児童虐待が増加し、複雑化、深刻化している中、虐待が繰り返されるケースも増加しています。子どもや子育て家庭が地域で安心して暮らし続けられるよう、都区の連携を深め、児童相談体制を更に充実・強化する必要があります。

令和4・5年度の主な取組

1 乳幼児親子の身近な相談場所の拡充【充実】

子育て中の保護者が身近な場所で気軽に子育てに関する相談ができるよう、子育てのひろばへの相談員配置を拡大します。

2 成長発達にかかわる相談サポート体制の充実【充実】

産後ケア事業のデイケア・産後ケア訪問での利用可能日数（回数）を拡大します。また、子どもの成長・発達に不安や悩みを抱える保護者の相談に、速やかに応じられるよう、保健相談所の心理相談員を増員するとともに、家庭等への訪問を開始するなど、相談体制を充実します。

3 （仮称）ねりま子育て支援アプリの導入【新規】

希望する子育て支援サービスを“知る・探す・申し込む”が簡単にできる「（仮称）ねりま子育て支援アプリ」を導入します。導入にあたっては「ねりますくすくアプリ」と連携し、利便性を向上させます。

4 児童相談体制「練馬区モデル」の進化【充実】

児童虐待への迅速かつ一貫した対応を更に強化するため、都区それぞれで受け付けた虐待通告の初期対応を合同で振り分ける取組を拡大します。

都は、令和6年度に（仮称）都立練馬児童相談所を区の子ども家庭支援センターと同一施設内に設置します。都と区の連携を強化し、児童相談体制を更に充実します。

一時保護解除後の家庭復帰ケースなどへの訪問支援は、子ども家庭支援センターに加え、地域の子ども家庭支援センターが行います。ケースの状態やニーズを踏まえた子育てサービスの利用調整等を行うことで、きめ細かな児童虐待の再発防止等支援を継続的に行います。

戦略計画 3

すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり

令和 5 年度末の目標

地域・事業者・区の協働により、すべての小学生が安全かつ充実した放課後を過ごすことができる環境を整備

これまでの主な取組

1 ねりっこクラブの拡大、ねりっこプラスの開始

学童クラブの校内化を進めるとともに、平成 28 年から開始した、「学童クラブ」と「ひろば事業」を一体的に行う「ねりっこクラブ」を令和 3 年度までに 37 校で実施しています。また、令和 3 年度から、ねりっこクラブの待機児童を対象に、ひろば事業終了後のひろば室を活用した「ねりっこプラス」を開始しました。

2 夏休み居場所づくり事業の拡充

夏休み中の小学生の居場所として、ねりっこクラブを実施していない小学校でひろば事業を実施しています。

3 民間学童保育の拡充

多様な区民ニーズに応えるとともに、ねりっこクラブの担い手を育成するため、これまでに民間学童保育 15 施設を誘致し、運営費の助成を行いました。

新型コロナ感染拡大への対応

学校が一斉臨時休業になった際は、学童クラブでは一日保育を実施し、児童の居場所を確保しました。施設にはマスクや消毒液の配布、衛生用品等の購入費補助を行い、感染拡大防止を徹底しました。学童クラブの従事者には、二度にわたり、区独自の特別給付金を支給しました。また、国の経済対策を受け、放課後児童支援員等の処遇改善を開始しました。

校舎内のひろば室の利用ができない期間も含め、当該校の全ての児童が密を避けて校庭が利用できるよう工夫し、居場所を確保しました。

学童クラブの入会や小学生の放課後の居場所について紹介する動画をオンライン配信しています。

戦略計画 4

夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成

令和 5 年度末の目標

児童生徒一人ひとりに応じた、きめ細かな指導や支援により、夢や目標を持ち、困難を乗り越える力を備えた子どもを育成

これまでの主な取組

1 教育の質の向上

電子黒板や令和 2 年度に全児童生徒に配備したタブレットパソコン等の ICT 機器を活用した授業が広がっています。令和 3 年度には助言を行う ICT 支援員を大幅に増員したほか、効果的な授業を行えるよう教育 ICT 実践事例集を作成しました。老朽化が進む校舎等の計画的な改築を進めるとともに、令和元年から概ね 7 年間で全区立小中学校体育館に空調設備を設置できるよう整備を進め、令和 3 年度までに 41 校に設置しました。

2 家庭や地域と連携した教育の推進

全校に学校支援コーディネーターを配置するほか、地域人材による学習支援を 79 校で実施するなど、地域と一体となった学校運営を行っています。

3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

不登校児童生徒を対象にした適応指導教室を新たに上石神井地域に開設しました。また、生活困窮世帯を対象にした「中 3 勉強会」を拡充し、利用した全生徒が進路を決めています。たんの吸引や導尿などの医療的行為が必要な子どもが学校等に通うことができるよう、国に先行して医療的ケア児の支援を行ってきました。

新型コロナ感染拡大への対応

一斉臨時休校時は、定期的に家庭へ連絡を行うことで子どもたちの心のケアに努めるとともに、様々な方法で学習の機会を確保しました。学校再開後は感染防止策を徹底しながら、長期休業日の短縮などを通じて授業時間を確保しました。また、当初の予定を前倒しして令和 2 年度中に全児童生徒へタブレットパソコンの配備を完了しました。緊急事態宣言中の令和 3 年 9 月には、感染リスクを軽減するため、授業を午前中のみに短縮し給食後に帰宅としました。登校できない児童・生徒に対して午後の時間帯にオンライン授業を行いました。

今後の課題

依然として増加傾向にある不登校の原因分析や事業効果の検証を行い、より効果的な事業を行う必要があります。また、令和3年6月に成立した医療的ケア児支援法を踏まえ、医療的ケア児に対しての支援を更に充実する必要があります。表面化しにくいヤングケアラーの問題に対して、家庭の状況に応じた支援が求められています。

全児童生徒に配備したタブレットパソコンを活用した教育内容の充実や教員の指導力の更なる向上が必要です。また今後は、デジタル教科書の導入を見据えた通信環境の最適化が求められます。

令和2年度から全面実施されている新学習指導要領では、教科指導の充実とともに、グローバル社会を生き抜く語学力の向上や国際理解の促進、体験活動による社会性や共に生きる力を育むことを目標としており、取組の強化が必要です。

令和4・5年度の主な取組

1 支援が必要な子どもたちへの取組の充実【充実】

中学3年生時に不登校状態であった生徒へのアンケート調査など不登校に関する実態調査を実施します。調査結果とこれまでの取組について分析・検証を行い、効果的な取組を検討し不登校対策を見直します。福祉、医療と連携して、学校等における医療的ケア児に対する新たな支援方針を策定し、方針に基づく支援を実施します。ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるため、実態調査や啓発、研修に取り組みます。また、教育、子育て、福祉などの各部門が連携した相談・支援体制を充実します。

2 ICTを活用した教育内容の充実【充実】

教育ICT実践事例集を活用するほか、実践的な研修の充実を図り、教員全体のICT活用能力を高めます。また、通信環境を強化し、ICTを活用した教育効果の高い授業を実施していきます。

3 英語教育の充実【充実】

実践的な英語を活用し学習意欲を高める場として、中学1年生を対象とした宿泊学習を新たに実施するなど、各学年における英語教育を充実します。

4 小学校での農業体験学習の充実【充実】

区の特徴である都市農業を活かし地域と連携した教育を推進します。全区立小学校において農業者と連携した体験学習を充実します。

施策の柱2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち

区の基本姿勢

令和7年に、団塊世代の全ての方が75歳以上の後期高齢者となります。介護が必要になっても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される、地域包括ケアシステムを確立することが不可欠です。

区内の高齢者の約8割は要介護認定を受けていない、いわゆる「元気高齢者」であり、前期高齢者（65～74歳）に限れば約95%が元気高齢者です。元気で意欲のある高齢者が働き続けること、積極的に社会参加活動を行うことは、健康増進や介護予防につながります。また、福祉分野の労働力不足が叫ばれるなか、元気高齢者を地域の担い手として期待する声も上がっています。

一方、ひとり暮らし高齢者が増加するなか、コロナ禍の影響などにより外出機会が減少することで、高齢者が社会から孤立するリスクの高まりや、フレイル[※]等の問題が深刻化することが懸念されています。一人ひとりの状態に合わせた支援の充実、見守りの強化、介護予防へ参加しやすい環境整備が重要です。

介護保険施設等の整備や医療と介護が連携した在宅療養ネットワークの構築に取り組むとともに、高齢者一人ひとりに合ったサービスを提供することで、住み慣れた地域での暮らしを支えます。

施策の方向性

- ・地域包括支援センターをより身近で利用しやすい窓口にする。
- ・オンラインを活用した介護予防・フレイル予防事業を展開する。
- ・高齢者一人ひとりの健康課題を解決する「高齢者みんな健康プロジェクト」を充実する。
- ・高齢者や家族が安心して暮らせるよう、高齢者の見守り体制を強化する。
- ・介護保険施設等を着実に整備するとともに、在宅サービスを充実する。
- ・働く意欲がある高齢者が、元気に働き続けられる機会を増やす。
- ・高齢者が長年培ってきた知識・経験等を活かした地域活動を応援する。

※フレイル・・・加齢による心身の活力（筋力や認知機能など）や、社会的な側面（人との交流など）の活力が低下し、生活機能障害、要介護状態に陥りやすくなった状態



介護予防・フレイル予防講座



街かどケアカフェ



特別養護老人ホーム（仮称）おいずみの里 イメージ

戦略計画 5

高齢者地域包括ケアシステムの確立

令和 5 年度末の目標

介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを確立

これまでの主な取組

1 地域包括支援センターの移転

地域包括ケアシステムの中核機関である地域包括支援センターを、区内 25 か所に設置しています。より身近で利用しやすい窓口にするため、令和元年度以降、3 か所を介護施設内から区立施設へ移転しました。

2 特別養護老人ホーム等の施設整備・在宅サービスの充実

令和元年度から3年度までの間に、特別養護老人ホームは6施設（344 人分）、都市型軽費老人ホームは4施設（80 人分）、看護小規模多機能型居宅介護は4施設（112 人分）を整備し、施設数はいずれも都内最多です。

3 成年後見制度の利用の促進

認知症高齢者の増加に対応するため、令和2年3月に成年後見制度利用促進基本計画を策定し、練馬区社会福祉協議会の権利擁護センターを中核機関と位置付けたほか、新たに練馬区社会福祉協議会による法人後見を開始しました。

新型コロナ感染拡大への対応

特別養護老人ホームなどの施設では、感染症対策を徹底しながらサービスを継続しました。区は、施設の従事者等に対し、区独自の特別給付金を支給したほか、感染予防物品購入費用や PCR 検査費用などの補助を行いました。また、「感染予防アドバイザー」派遣による感染症予防対策の支援や、施設に罹患者が出た場合の、法人の枠を超えた応援体制構築に取り組みました。更に、高齢者の一時宿泊先の確保、自宅へのヘルパー派遣事業など、自宅で高齢者を介護している家族が新型コロナに罹患した場合の体制を整えました。

今後の課題

団塊世代の方が全て後期高齢者になる令和7年度を見据え、身近な地域で医療や介護の相談ができる体制を充実する必要があります。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加するなか、コロナ禍で外出機会が減少することなどにより、認知機能、身体機能の低下が懸念されます。認知症の方への支援や、高齢者を見守る体制の強化が必要です。

切れ目のない医療・介護サービスを提供していくため、施設整備の促進とともに、障害のある高齢者の増加など、複合化、複雑化した生活上の課題に対応できる人材の確保・育成が求められています。

令和4・5年度の主な取組

1 地域包括支援センターの増設・移転、医療・介護連携の推進【充実】

地域包括支援センターの増設、区立施設等への移転に向けた準備を進めます。各地域包括支援センターは、練馬区医師会が運営する医療連携・在宅医療サポートセンターと連携して、在宅療養ネットワークの強化に取り組みます。また、高齢者の健康について総合的に支援を行う「高齢者みんな健康プロジェクト」を充実します。

2 認知症高齢者や見守りに関する支援の充実【新規】

認知症に早期に気づき適切な支援を受けられるようにするため、練馬区医師会と連携して「もの忘れ検診」を実施します。また、訪問支援事業や民生委員等と連携した見守りに加え、高齢者本人や介護する家族に対し、見守りICT機器の活用事例を紹介し、利用を促進します。

3 特別養護老人ホーム等の整備【充実】

特別養護老人ホームを5施設（456人分）増設・増床するほか、都市型軽費老人ホームなどの整備を行います。

4 練馬光が丘病院跡施設における複合施設の整備【充実】

医療・介護の複合施設の整備を進め、令和5年度に着工し、令和7年度中の開設を目指します。介護分野では、介護医療院、看護小規模多機能型居宅介護（共生型障害福祉サービス併設）、介護福祉士養成施設等を整備します。

5 練馬福祉人材育成・研修センターの充実【充実】

令和4年4月に、介護・障害分野の研修センターを統合し、介護サービスと障害福祉サービスの共通課題への対応力を強化します。

戦略計画 6

元気高齢者の活躍と健康づくり・介護予防の推進

令和 5 年度末の目標

高齢者が就労・地域活動等で活躍できる仕組みや身近な場所で健康づくり・介護予防に取り組める環境を整備

これまでの主な取組

1 「シニアセカンドキャリア応援プロジェクト」・「はつらつシニア応援プロジェクト」の実施

高齢者の起業を促進する「高齢者向け起業・創業セミナー」や、趣味や特技を活かした地域活動を応援する「はつらつシニア活躍応援塾」を開催しました。

2 高齢者の福祉分野での活躍を促進

元気高齢者が介護保険施設で清掃や洗濯などの軽作業を行う介護施設業務補助事業は、特別養護老人ホームのほか、認知症対応型グループホームや介護老人保健施設に業務範囲を広げ、就業を希望する高齢者が地域で活躍しています。

3 区独自の介護予防事業の拡充

地域住民が気軽に集い、介護予防や健康について学んだり相談できる地域の拠点「街かどケアカフェ」を、30 か所に拡充しました。また、高齢者と地域団体をつなぐ「はつらつシニアクラブ」を 18 か所で実施し、多くの高齢者が参加しています。令和 3 年度から、健康課題を抱える高齢者を支援する「高齢者みんな健康プロジェクト」を開始しました。

新型コロナ感染拡大への対応

緊急事態宣言下においても、介護予防に取り組めるよう、「街かどケアカフェ」や「はつらつシニアクラブ」等について、開催規模を縮小するなど感染症対策を徹底し、順次再開しました。また、リハビリ専門職を活用したオンラインによる健康教室等を、はつらつセンターで開始しました。

今後の課題

コロナ禍で、高齢者の外出機会が減少し、フレイル[※]等の問題が見えないところで深刻化することが懸念されており、身近な場で介護予防に取り組める環境づくりを進める必要があります。また、健康課題を抱える高齢者を適切な支援につなげる取組を強化する必要があります。

従来の対面式・集合形式での活動が制限されるなかでも、継続して介護予防に取り組める環境を整えることが必要です。また、コロナ禍を契機に、様々な手続きのオンライン化が進んでおり、不慣れな高齢者への支援の充実が必要です。

活力ある地域社会を維持するためには、就労を含め高齢者が積極的に社会活動に参加するための支援を充実していくことが必要です。

※フレイル・・・加齢による心身の活力（筋力や認知機能など）や、社会的な側面（人との交流など）の活力が低下し、生活機能障害、要介護状態に陥りやすくなった状態

令和4・5年度の主な取組

1 「高齢者みんな健康プロジェクト」の充実【充実】

区が保有する医療・健診・介護等のデータを活用し、高齢者保健指導専門員と地域包括支援センターが連携して健康状態等を把握し、個別訪問や、教室事業の案内などによって、高齢者一人ひとりの状態に応じた支援を充実します。

2 街かどケアカフェの充実【充実】

交流・相談・介護予防の拠点となる「街かどケアカフェ」を、地域住民のサロン活動との協働や敬老館の機能転換により増設します。

3 オンラインによる介護予防事業の充実、スマホ教室の実施【充実】

リハビリ専門職を活用したオンラインによる健康教室等を、敬老館や街かどケアカフェで展開していきます。また、高齢者がスマートフォンを使って、行政サービスの手続きや買い物等ができるよう、「スマホ教室」を開催します。

4 シニアセカンドキャリア応援プロジェクトの充実【充実】

就職や起業、地域活動について学ぶセミナーの内容を充実し、関連する区の事業について個別に相談できる機会を設けます。

5 元気高齢者介護施設業務補助事業の拡充【充実】

元気高齢者が軽作業等の就労を行う介護施設等を拡大します。

施策の柱3 安心を支える福祉と医療のまち

区の基本姿勢

障害者の高齢化・重度化、家族の高齢化が進むなか、障害者一人ひとりの自立した地域生活をどのようにサポートしていくかが、大きな課題となっています。働きたい、日中活動の場が欲しい、グループホームで生活したいなど、障害者のニーズを的確に把握するとともに、障害特性やライフステージに応じたサービスの提供が必要です。

生活保護受給世帯は増加傾向にあり、生活困窮者を含めた総合的な自立支援が求められています。新型コロナの影響で、生活困窮に関する相談が増加しています。なかでも、非正規就労の割合の高いひとり親家庭は影響を大きく受けています。生活困窮者の早期自立を支援するため、相談支援体制をこれまで以上に充実していきます。

区民の命と健康を守るため、引き続き PCR 検査体制やワクチン接種体制を維持し、医療提供体制を確保することが不可欠です。また、今後起こりうる新興感染症や大規模災害等に適切に対応していくため、医師会、区内病院などの関係機関との情報共有や密接な連携を一層推進していく必要があります。

区の人口 10 万人当たりの一般・療養病床数は、23 区平均の約 3 分の 1 と最も少ない状況ですが、これまでの取組により、平成 26 年には 1,856 床だった病床が令和 7 年度には 2,805 床に増える見込みです。高齢化の進展に伴う医療需要を見据え、引き続き病床の確保を進めるとともに、在宅医療提供体制を充実します。感染症、首都直下地震等の発生に備え、緊急性の高い重傷者にも対応できる三次救急レベルの医療機能の整備を促進します。

誰もが安心して暮らせ、未来に希望を持って生活できるまちの実現を目指し、福祉・医療サービスを一層充実させます。

施策の方向性

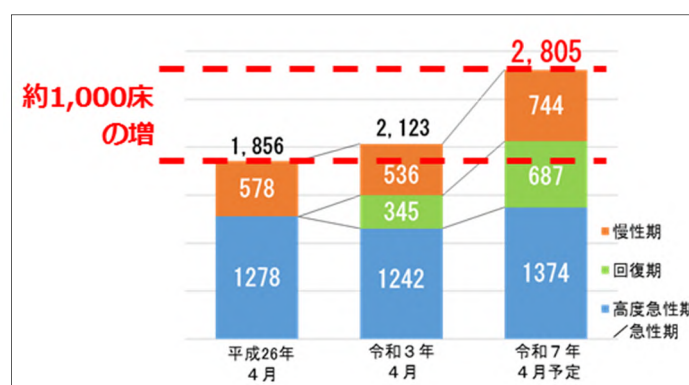
- ・ 障害者の暮らしを支える住まいの場や家族を支援する体制を確保する。
- ・ 障害者が多様で柔軟な働き方ができる環境をつくる。
- ・ ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援する。
- ・ 新型コロナの対策を継続し、医療機関等との連携を強化する。
- ・ 病床確保と医療機能の拡充に向けた取組を進める。
- ・ 医師会、医療機関等と連携し、在宅医療の提供体制を充実する。
- ・ コロナ禍を乗り越える区民一人ひとりの健康づくりを応援する。



こども発達支援センターでの支援の様子



練馬光が丘病院完成イメージ



一般・療養病床数の推移

戦略計画 7

障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備

令和 5 年度末の目標

障害者が住み慣れた地域のなかで、自立して暮らし続けることができるよう、障害特性に応じた住まい・相談・就労・障害福祉サービスの充実など、障害者のライフステージに合ったサービスを提供

これまでの主な取組

1 重度障害者への支援の充実

令和 3 年 2 月、北町 2 丁目に重度障害者グループホームなど多機能型の地域生活支援拠点を整備しました。また、令和 3 年 10 月に、大泉つつじ荘を重度障害者グループホームに転換するなど生活基盤の整備を進めています。

2 就労支援の充実・農福連携の推進

企業や支援機関との連携強化に取り組み、令和 2 年度は、福祉施設などから一般就労した障害者は年間 187 人でした。また、練馬の農を活かし、障害者が働ける場の確保に取り組んでいます。

3 障害特性に応じたきめ細やかな対応

精神疾患の未治療者や治療中断者への訪問支援（アウトリーチ事業）を充実しました。また、こども発達支援センターにおいて、外出困難な重度障害児の居宅や保育所等への訪問事業を開始しました。

新型コロナ感染拡大への対応

福祉園などの施設では感染症対策を徹底しながらサービスを継続しました。

施設の従事者等に対し、区独自の特別給付金を支給したほか、感染予防物品購入費用や PCR 検査費用などの補助を行いました。また、「感染予防アドバイザー」派遣による感染症予防対策の支援や、施設に罹患者が出た場合の、法人の枠を超えた応援体制構築に取り組みました。更に、障害者の一時宿泊先の確保、自宅へのヘルパー派遣事業など、自宅で障害者を介護している家族が新型コロナに罹患した場合の体制を整えました。

今後の課題

障害者の高齢化・重度化が進むなか、生活介護など必要な機能を有する日中活動の場所を確保する必要があります。また、障害者を介護する家族の高齢化も進んでいます。障害児を介護する家族などからも、家族の休養を目的とした支援を求める声が多く寄せられており、家族の介護負担を軽減する取組を充実する必要があります。コロナ禍のなか、対面によらない相談支援の充実が必要となっています。

コロナ禍で、マスク着用により口の動きが見えないことなど、障害者のコミュニケーションに関する課題が明らかになっています。障害者一人ひとりの自立した地域生活を支えるため、障害特性に応じた情報提供や意思疎通手段の充実と、区民・事業者等の理解促進などが必要です。

令和4・5年度の主な取組

1 障害者とその家族を支える施設の充実【新規】

旧高野台運動場用地に、民間事業者による福祉園を令和4年度に開設します。また、石神井町福祉園用地に多機能型地域生活支援拠点の整備を進めます。

障害者家族の負担軽減のため、共生型サービス※を活用したショートステイを区内特別養護老人ホームの空床を利用して開始します。また、練馬光が丘病院の空床を利用して、医療的ケアに対応したショートステイを新たに開始します。

2 障害児支援の充実【新規・充実】

障害児を介護する家族の負担を軽減するため、こども発達支援センターで、障害児の一時預かり事業を開始します。また、オンラインによる相談支援や動画による療育プログラムの配信を実施します。学校・幼稚園・保育園等における医療的ケア児の受け入れを強化します。

3 (仮称)練馬区障害者の意思疎通に関する条例の制定、意思疎通支援事業の充実【新規】

「(仮称)練馬区障害者の意思疎通に関する条例」を制定し、ICTを活用した遠隔手話通訳や情報支援機器の利用支援、区民・事業者向けのコミュニケーションガイドブックの作成等に取り組みます。

※共生型サービス…介護保険と障害福祉サービスを同一の事業所で一体的に提供するサービス

戦略計画 8

ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援

令和 5 年度末の目標

誰もが未来に希望を持って生活できるよう、ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立に向けた支援を充実

これまでの主な取組

1 ひとり親家庭自立応援プロジェクトの展開

平成 28 年 4 月に「ひとり親家庭ニーズ調査」を実施しました。調査で把握した課題やニーズに対応するため、平成 29 年度に「ひとり親家庭自立応援プロジェクト」を開始しました。訪問型学習支援事業や自立支援プログラム事業など 23 区で最も多くの事業を実施しています。令和元年度には、離婚前後の課題解決のための弁護士の配置や、専門相談員による出張相談を開始し、令和 3 年 4 月から、養育費の確保に向けて、公正証書の作成費用等の助成を開始しました。

2 生活困窮世帯への自立支援の充実

就労、家計、生活一般などの相談に対応する生活サポートセンターの相談支援員や、求人開拓・事業者とのマッチング・就労定着支援を行う就労サポーターを増員するなど、生活保護に至る前の生活困窮者の支援に取り組んでいます。

生活保護受給世帯の自立支援を強化するため、ケースワーカー等を増員し、令和元年度に適正な人員を確保しました。就労サポーター、学習環境等に恵まれない子どもへ個別訪問する子ども支援員、高齢世帯の定期的な見守りなどを行う高齢者生活支援員を増員しました。

3 子育てや介護など複合的な課題への対応の強化

子育てや介護、生活困窮などの複合的な生活上の課題を抱える世帯に適切に対応するため、各相談窓口の役割分担や支援内容を調整する担当係を練馬総合福祉事務所に設置しました。担当が中心となって開催するケース検討会議を通じ、複合的な課題を抱える世帯へ各支援機関の役割を明確にした支援を行いました。調整困難ケース事例集の作成や福祉・保健関係機関合同研修会を実施しました。

新型コロナ感染拡大への対応

(1) 相談支援体制の強化

他区に先駆け、令和2年4月27日に生活相談コールセンターを設置し、給付金や資金貸付、生活保護などの適切な支援につなげました。令和3年度には、生活サポートセンターの相談支援員を3名増員して12名体制とし、各種相談にきめ細やかに対応してきました。

(2) 国の特別定額給付金への対応

令和2年5月7日に専用コールセンターを設置し、給付を開始するなど、早期支給に取り組みました。

(3) 生活困窮者への支援

令和4年1月までに約33,300件の緊急小口資金等の特例貸付を実施し、約7,300件の住居確保給付金、約1,400件の生活困窮者自立支援金を支給しました。また、令和4年2月から住民税非課税世帯等に対して、臨時特別給付金を支給しています。

区独自の取組として、令和2年度には、住居確保給付金だけでは家賃を賄いきれない世帯に対する生活再建支援給付金の支給に加え、就労サポーターを3名増員し、生活保護に至る前の支援を強化しました。令和3年度には、生活保護の新規受給世帯の増加に対応するため、ケースワーカーを7名、就労サポーターを更に3名増員しました。就職支援給付金を支給し、生活困窮から生活保護に至るまで、切れ目のない就労支援を実施しています。

また、コロナ禍において困窮する女性を支援するため、福祉事務所や保健相談所、男女共同参画センター等の区立施設や社会福祉協議会を通じ、生理用品を配布しました。

(4) ひとり親家庭への支援

区独自の取組として、令和2年5月からホームヘルプサービスの利用者負担金を無料化し、令和2年6月に児童扶養手当受給世帯に5万円を支給しました。令和3年8月から、資格取得を支援するため、高等職業訓練促進等給付金の対象資格等を拡充しました。

今後の課題

新型コロナの影響で、生活困窮に関する相談が増加しています。なかでも、非正規就労の割合の高いひとり親家庭は影響を大きく受けており、実態を把握し、支援を充実することが必要です。

生活困窮者の早期自立を支援するため、相談支援体制をこれまで以上に充実する必要があります。生活サポートセンターへの相談件数は令和元年度の11,032件から、令和2年度は17,460件と、約60%増加しており、相談体制の充実が必要です。

表面化しにくいヤングケアラーの問題に対して、家庭の状況に応じた支援が求められています。

住居確保給付金の支給期間の終了等に伴い、今後、生活保護世帯の増加が見込まれています。住居確保給付金を受けている方の約8割が20代から40代であり、早期の自立に向けた就労支援が必要です。

令和4・5年度の主な取組

1 ひとり親家庭自立応援プロジェクトの充実【充実】

新型コロナが生活・就労・子育てに与えた影響など、家庭の状況について調査を実施し、調査により把握したニーズを踏まえ、ひとり親家庭の自立に向けた支援を充実します。

2 生活困窮者への相談支援体制の充実【新規・充実】

増加が見込まれる生活困窮者の生活相談に迅速かつ適切に対応するため、生活サポートセンターの相談支援員を更に増員します。定期的な相談を現在の石神井庁舎内で開始するとともに、より身近な場所でのアウトリーチ事業を開始することで、相談体制を充実します。また、石神井再開発ビル内への生活サポートセンターの設置に向けた調整も進めていきます。

ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるため、実態調査や啓発、研修に取り組みます。また、教育、子育て、福祉などの各部門が連携した相談・支援体制を充実します。

3 生活保護受給世帯に対する自立支援の実施【継続】

生活保護の新規受給世帯の増加に対応し、きめ細やかなサポートを行うため、今後も適正なケースワーカーの人員を確保します。「就労自立の促進」「生活自立の促進」「次世代育成支援」「適正支給の強化」を4つの重点項目として、生活保護受給世帯の自立支援に取り組みます。特に就労支援については、ケースワーカーと就労サポーター、ハローワーク等が連携して、生活困窮から生活保護に至るまで、切れ目のない支援を実施していきます。

区独自の「ひとり親家庭自立応援プロジェクト」 を実施しています

ひとり親家庭ニーズ調査の実施（平成28年度）

主な結果と分析

相談体制

ひとり親の75%が
児童手当窓口を訪れ
ているが、そこに
相談窓口がない

生活

養育費の取決め
をしていない
(51%)

就労

社会福祉士等の
国家資格を
取得したい
(49%)

子育て

進学悩み(57%)、
しつけ・教育の悩み
(49%)がある

ひとり親家庭自立応援プロジェクトの開始（平成29年度）

■ 総合相談窓口

様々な相談に応じ、各種支援や他部署等へのつなぎ
を実施。

- ・総合相談窓口は児童手当窓口隣接
- ・相談員はキャリアコンサルタント有資格者を2名配置
- ・平日夜間や土曜にも窓口を開設（予約制）

- 弁護士による法律相談（令和元年度開始）
- 専門相談員による出張相談（令和元年度開始）

- 支援サイト「ひとり親家庭支援ナビ」開設
- ひとり親家庭のしおり発行 →



各種支援

生活を応援

- 家計相談
- 生活応援セミナー
- 養育費にかかる公正証書作成費用等の助成（令和3年度開始）

就労を応援

- 資格取得の支援（令和3年度に対象資格を拡充）
- 就労支援セミナー
- ハローワークとの連携
- 自立支援プログラムによる個別支援
- 子どもの預かり支援

子育てを応援

- 訪問型学習支援
- 親子交流・ひとり親家庭間交流の支援



23区で最も多い26事業を展開（22区平均11.6事業） ※令和3年4月現在

戦略計画 9

感染症対応力の強化と安心して医療が受けられる体制の整備

令和 5 年度末の目標

- 1 新型コロナウイルス感染症対応の経験を活かし、新興・再興感染症の発生に備えた感染症対応力の強化
- 2 高齢化の進展に伴う医療需要を見据え、入院から在宅医療に至るまで切れ目のないバランスのとれた医療提供体制を整備

これまでの主な取組

1 病床の確保

(1) 順天堂練馬病院の増床と医療機能の拡充

令和 3 年 4 月に、90 床を増床するとともに、手術室、ICU※¹、NICU※²の増設、GCU※³の新設、新たな診療科として心臓血管外科の開設等により、区民の要望が高い救急医療や小児・周産期医療等の医療機能を拡充しました。

(2) 練馬光が丘病院の移転・改築

令和 4 年度中の開院に向け、令和 2 年 6 月に建設工事に着手しました。

(3) 慈誠会・練馬高野台病院の整備

令和 4 年度中の開院に向け、令和 3 年 1 月に建設工事に着手しました。

(4) 練馬光が丘病院跡施設における複合施設の誘致

令和 2 年 12 月に、練馬光が丘病院跡施設活用基本計画に基づき整備運営事業者を選定し、医療・介護の複合施設を整備することとしました。

2 在宅医療の提供体制の充実

在宅医療の担い手となる医師や医療機関の支援を行う「医療連携・在宅医療サポートセンター」を、令和 3 年 4 月に練馬区医師会に設置しました。

※1 ICU …Intensive Care Unit の略。重篤な患者に対し、24 時間体制で高度な医療・看護を行う集中治療室

※2 NICU …Neonatal Intensive Care Unit の略。保育器や人工呼吸器、こども用点滴器具等を備え、早産児や先天性疾患等を患った重症新生児を集中的に治療・ケアする治療室（新生児集中治療室）

※3 GCU …Growing Care Unit の略。NICU で治療を受け、低出生体重から脱した新生児や状態が安定してきた新生児などが、引き続きケアを受ける施設

新型コロナ感染拡大への対応

(1) コールセンターの設置

新型コロナウイルス感染症練馬区コールセンターを令和2年2月に開設し、これまでに6万件を超える区民からの相談を受けました。

(2) 保健所の人員体制の強化

保健所の人員体制を、令和元年度末の20人体制から、令和3年9月には121人体制まで増強しました。更に、令和4年2月には180人体制に拡充しています。

(3) 病院や医療従事者への支援

新型コロナ感染患者の入院受入れやコロナ外来設置病院に対して、医療従事者の宿泊先の確保や特殊勤務手当の補助のほか、陽性患者の受入れ実績等に応じた支援を行いました。

(4) PCR 検査体制の整備

区内5か所のコロナ外来設置病院、練馬区医師会の協力による130か所を超える診療所でのPCR検査実施体制を整えたほか、令和2年9月に、石神井公園駅西側高架下に「PCR検査検体採取センター」を設置しました。

(5) ワクチン接種体制の整備

身近な診療所での個別接種と集団接種をベストミックスした、ワクチン接種体制「練馬区モデル」を構築し、練馬区医師会、練馬区薬剤師会と協力して「早くて 近くて 安心」な接種の実現に取り組んでいます。国が先進事例として全国に紹介して以来、多くの自治体で採用されています。令和4年2月末時点で、対象者の86.2%、高齢者の94.8%の方が2回接種を終えています。

令和3年12月からは3回目接種を開始しています。現役世代や若年層が接種しやすいよう集団接種会場を増やし、開設日や時間帯を土日・夜間に拡大して実施しています。

令和4年3月から、5歳から11歳までの小児への1回目接種を実施しています。

車いすを利用する高齢者や障害者の方などの接種会場への移動を支援するため、リフト付きタクシーによる送迎費用助成も実施しています。

更に、会場でのワクチン接種が困難な方に訪問接種を実施しています。

(6) 自宅療養者への支援

生活支援用品の支給やパルスオキシメーターの貸与等を行いました。

自宅療養者への医療提供体制を更に強化する「三つの柱」の取組みを、練馬区医師会、薬剤師会、訪問看護事業所、東京都などと連携して、令和3年9月に開始しました。

柱1では、かかりつけ医等による健康観察を行っています。

柱2では、症状が悪化した際の、往診医、訪問看護師、薬剤師による連携体制を整えています。この区独自の2つの取組みは、厚生労働省により全国の自治体に紹介されました。

柱3では、光が丘第七小学校跡施設に設置した「練馬区酸素・医療提供ステーション」において、自宅療養中の軽症者等を受入れ、酸素投与や重症化予防に大きな効果がある中和抗体薬の投与を実施しています。

今後の課題

区民の命と健康を守るため、引き続きPCR検査体制やワクチン接種体制を維持し、医療提供体制を確保することが不可欠です。また、新型コロナ対応の経験を活かし、今後起こりうる新興・再興感染症※の拡大に備えて対応力を強化するため、医師会、区内病院などの関係機関との情報共有や密接な連携を一層推進していく必要があります。

新型コロナの感染拡大により、感染者対応に関する国・都・区の役割分担の問題点が浮き彫りとなりました。広域的対応が必要なものについては、国・都が責任をもってその役割を果たすよう、役割分担等のあり方について検討する必要があります。

練馬区は約74万人の人口を抱えながらも、重篤な救急患者に対して高度な医療を総合的に提供する三次救急医療機関がありません。感染症の拡大時や、災害時に備えた医療提供体制を確保するためにも三次救急レベルの医療機能を整備することが求められています。

練馬区の人口10万人当たりの一般・療養病床数は、23区で最も少なく、入院を必要とする区民の約7割が区外の病院に入院しています。引き続き、今後の高齢化の進展に伴う医療需要を見据えた病床の確保を進めていく必要があります。

高齢者人口の増加に伴う要介護高齢者の増加により、今後は在宅医療へのニーズが高まることが予測されています。在宅医療を担う人材を増やすとともに、在宅医療の提供体制を充実させる取組が必要です。

※新興感染症・・・新しく認識された感染症の中で局地的あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症

※再興感染症・・・既知の感染症で、既に公衆衛生上の問題とならない程度までに患者が減少していた感染症のうち、近年再び流行し始め、患者数が増加したもの

令和4・5年度の主な取組

1 新型コロナ対策の継続と感染症発生時の連携体制の強化【新規】

引き続きPCR検査体制やワクチン接種体制の維持など、新型コロナ対策を継続します。また、感染拡大のなか、医療機関同士の支援体制や施設等における患者発生時の情報共有の課題が明らかになりました。これらを踏まえ、関係機関とのネットワークを構築し、連携を強化します。更に、感染症対応に関する役割分担の見直しに向け、国や都に働きかけます。

2 感染症の拡大時や災害時に備えた医療体制の整備【充実】

順天堂練馬病院において、感染症拡大時の医療体制や三次救急レベルの医療機能の整備、災害時の応急処置等の対応スペース、備蓄物資等の保管場所の確保を促進します。

3 病床の確保【充実】

(1) 練馬光が丘病院の移転・改築

高度急性期・急性期機能を充実するとともに、光が丘地域で初となる回復期機能の病床を有する457床の病院の整備を進め、令和4年度中の開院を目指します。また、感染症に対応できる陰圧病床等を整備します。

(2) 慈誠会・練馬高野台病院の整備

回復期・慢性期機能を有する218床の病院の整備を進め、令和4年度中の開院を目指します。

(3) 練馬光が丘病院跡施設における複合施設の整備

医療・介護の複合施設の整備を進め、令和5年度に着工し、令和7年度中の開設を目指します。医療分野では、地域包括ケア病床および療養病床に加え、区内初となる緩和ケア病床を有する157床の病院を整備します。

(4) 新たな病院整備の検討

練馬区医療施策検討委員会からの提言を踏まえ、区内の病院配置状況を考慮しながら、今後の医療需要等を見据えた医療機能を有する新たな病院の誘致を目指します。

4 在宅医療提供体制の充実【充実】

「医療連携・在宅医療サポートセンター」と連携し、在宅医療への新規参入の動機づけとなる研修を実施するとともに他科連携支援体制や、グループ診療体制の構築に向けて検討を進め、在宅医療提供体制を充実します。また、新型コロナに係る自宅療養者への支援を継続します。

戦略計画 10

コロナ禍を乗り越える区民一人ひとりの健康づくりを応援

令和 5 年度末の目標

新型コロナウイルス感染症による健康リスクを低減し、区民や地域団体、事業者との協働により区民一人ひとりの健康づくりを応援

これまでの主な取組

1 みどり健康プロジェクトの実施

練馬健康管理アプリ「ねりまちてくてくサブリ」は、ウォーキングコースの拡充や、上田市・東京あおば農業協同組合・食育応援店等とのコラボによるキャンペーンを行い、約 20,000 人の方が登録しています。

2 子どもの頃からの健康教育

順天堂練馬病院等と連携し、小・中学生向けがん予防啓発用のDVDを作成し、保健師による出張講座を実施しました。家族全体の健康づくりにつなげるため、子どもを通じて家庭に健康情報を発信しています。

3 こころの健康を支える地域づくり

自殺防止対策の要となる人材（ゲートキーパー）育成のための講座を開催し、令和元年度から令和 3 年度の間に約 800 人の方が受講しました。また、相談窓口案内パンフレットや、支援者向け「練馬区自殺予防対策の手引き」を作成し、広く区民に周知しました。

4 健診（検診）環境の充実

子育て中の方が健康診査を受診しやすくなるよう、会場の保育サービスを実施しました。また、胃内視鏡検査受診機関を平成 30 年度 1 か所から令和 2 年度には 47 か所に増やしました。

新型コロナ感染拡大への対応

コロナ禍での区民の健康を支えるため、これまで対面で実施してきた運動や食など健康に関する各種講座等やゲートキーパー養成講座を、Web 会議システム「Zoom」を活用して実施しました。

また、健診（検診）会場の感染予防策を徹底して、安心して受診できるようご案内しました。

今後の課題

新型コロナの影響により、自宅で過ごす時間が増え、こころと身体の健康リスクが高まっています。運動不足の解消や食生活の改善など、区民が楽しみながら行える区民の健康づくりを推進する必要があります。また、区では女性や若者の自殺者が増加傾向にあることを踏まえ、対応を強化する必要があります。

コロナ禍で、健診(検診)受診率の更なる低下が懸念されています。疾病や生活習慣病の早期発見・早期治療のために、引き続き、受診率の向上に取り組む必要があります。

50歳以下のがん患者の約7割が仕事を辞めずに治療を続けていると言われています。検診の受診率を向上させるとともに、がん患者が療養生活を住み慣れた地域で安心して続けられるよう支援を充実する必要があります。

令和4・5年度の主な取組

1 みどり健康プロジェクトの充実【充実】

区内スポーツ関連事業者等と連携し、特典が得られる健康インセンティブ事業を実施するなど、「ねりまちてくてくサブリ」を充実します。

民間企業・健康関連団体と連携し、禁煙、がん、糖尿病、女性の健康など、様々なテーマについて楽しく気軽に学べるオンラインイベントを開催します。

2 こころの健康づくり対策の拡充【充実】

ゲートキーパーの役割を学ぶための動画を配信するほか、理美容業界や飲食店等、女性や若者が利用する業種を対象に研修を実施します。また、こころの健康に関するホームページの内容を充実し、情報を入手しやすい環境を整備します。

3 健診(検診)・受診環境の充実【新規・充実】

仕事や子育て等で忙しい方々が健診を受診しやすくなるよう、会場の保育サービスを充実するとともに、受診日を指定できるインターネット申込みを開始します。また、自分が受けられるがん検診が一目でわかるよう受診券のチケット化を進めます。更に、骨粗しょう症検診と予防教室を開始します。

4 がんと共に生きる区民を支える【新規】

区、順天堂練馬病院のがん相談支援センター、患者団体、支援者などで構成するがん患者支援連絡会を設置します。ニーズ調査を実施し、連絡会での議論を踏まえ、支援事業を検討します。

施策の柱4 安全・快適、みどりあふれるまち

区の基本姿勢

練馬区は、都市化が急激に進んだため、道路・鉄道などのインフラ整備が著しく遅れています。直近の区民意識意向調査でも、最も力を入れて欲しい施策として、「都市インフラの整備」が1位に選ばれています。都市計画道路の整備等は、完了まで年月を要する事業であり、計画的に進めていく必要があります。コロナ禍により、住民の皆様との協議に際し工夫が必要ですが、事業進捗に応じて丁寧に説明し、理解に努めながら、着実に進めていきます。あわせて、地震や豪雨災害による被害を最小限に抑えるため、地域ごとのリスクに応じた防災力を向上させる取組を進めます。

区内の民有地のみどりは、一貫して減少を続けており、既存のみどりを守るだけでなく、新たなみどりを増やす取組が求められます。行政の取組だけで、みどりを守り、増やすことは不可能です。区民とともに、みどりに恵まれた環境を未来へつなぐ取組を進めます。

国は、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「脱炭素社会」の実現を目指すことを表明しました。区は目標達成に向けて環境施策を総合的に展開するとともに、区民・事業者との協働を更に推進していきます。

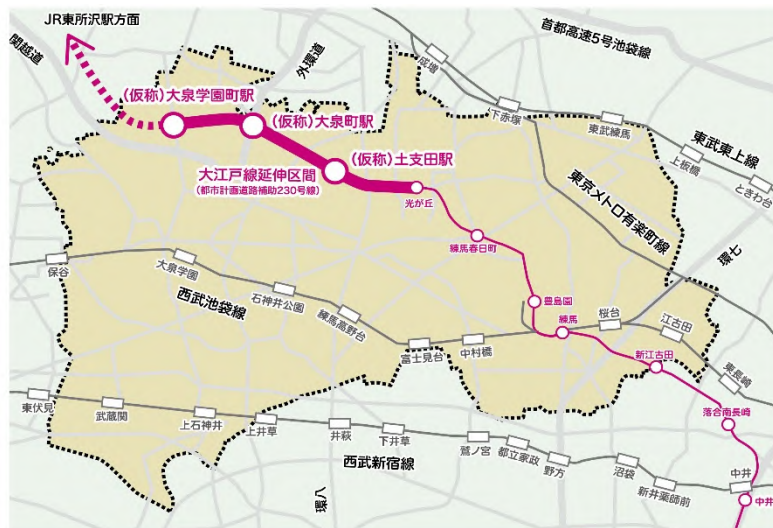
安全で快適な、みどりあふれるまちの実現を目指し、区民と手を携えながら積極的に取り組んでいきます。

施策の方向性

- ・建物の耐震化・不燃化や狭あい道路の拡幅等、災害に強いまちづくりを進める。
- ・流域対策を進めるとともに、河川や下水道の整備を東京都に要請する。
- ・都市計画道路の整備、西武新宿線の連続立体交差化を着実に進める。
- ・大江戸線の延伸の早期実現に向けて取組を進める。
- ・公園や都市計画道路の整備により、みどりのネットワークを形成する。
- ・区民とともにみどりを守り育むムーブメントの輪を広げる。
- ・区民・事業者との協働により脱炭素の取組を推進する。



みどり豊かな都市計画道路



大江戸線延伸イメージ図



落ち葉清掃を協力して行う地域の皆様

戦略計画 11

地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」

令和 5 年度末の目標

地域ごとに異なる災害リスクに応じた「攻めの防災」を進め、地震や水害による被害を軽減し、「災害に強く、逃げないですむまち」の整備を推進

これまでの主な取組

1 地震・火災に対する防災まちづくりの推進

老朽木造住宅が密集し、地震発生時の建物倒壊や延焼の危険性が高い地域で密集住宅市街地整備促進事業に取り組んでいます。令和元年度までに江古田北部地区、北町地区の事業が完了しました。現在は貫井・富士見台地区で道路拡幅等を進め、桜台東部地区で事業着手に向けて住民の皆様と協議しています。これらに次ぐ危険性が懸念される田柄、富士見台駅南側、下石神井の3地区を、区独自に「防災まちづくり推進地区」に位置づけ、狭あい道路の拡幅、危険なブロック塀等の撤去促進などに集中して取り組んでいます。

災害時の特定緊急輸送道路に指定されている道路の沿道建築物の耐震化は、令和3年度には96%まで進みました。

2 水害への対策（河川、下水道の早期整備および流域対策の強化）

石神井川、白子川、旧田柄川沿いの3地区に雨水貯留浸透施設を設置しました。令和2年度に「練馬区総合治水計画」を改定し、時間75ミリまでの降雨に対応することとしました。また、東京都が整備を進めている第二田柄川幹線は、令和3年度に完成します。

3 地域危険度の啓発とリスクに即した訓練

水害リスクの高い3地区をモデルとして選定し、地域住民と協働で「地域別防災マップ」を作成し、マップを活用した訓練に取り組んでいます。また、「防災の手引」と「練馬区水害ハザードマップ」を全面改定し、令和元年度に全戸配付しました。

新型コロナ感染拡大への対応

避難所の感染症対策を強化するため、非接触型体温計やフェイスシールド等を新たに備蓄し、マスクや消毒液等を増量しました。また、避難拠点運営マニュアルを改訂し、感染症対策を新たに盛り込み、訓練を実施しました。

今後の課題

首都直下地震や火災等による被害を軽減するため、引き続き、密集住宅市街地整備促進事業等を着実に進めていく必要があります。また、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化は96%まで進みましたが、一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化は80%にとどまっており、重点的に取り組んでいく必要があります。

近年多発する局地的な集中豪雨に備えるため、雨水浸透施設の設置などの雨水流出抑制対策を着実に進める必要があります。また、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の方々が、円滑に避難できるよう支援する必要があります。

令和4・5年度の主な取組

1 地震・火災に対する防災まちづくりの推進【継続】

密集住宅市街地整備促進事業に取り組んでいる貫井・富士見台地区、桜台東部地区、および防災まちづくり推進地区に指定した3地区において、地域住民への丁寧な周知啓発等に取り組み、道路の拡幅、建築物の不燃化、危険なブロック塀等の撤去など、災害に強いまちづくりを推進します。

一般緊急輸送道路沿道建築物の所有者を個別訪問し、建築物の倒壊による道路閉塞の危険性について、図面や写真等を用いて丁寧に説明を行い、耐震改修の重要性・緊急性への理解を得ながら、耐震化を促進します。

2 水害への対策（河川、下水道の早期整備および流域対策の強化）【継続】

公園などの公共施設を活用し、雨水浸透施設を設置します。雨水貯留浸透施設の機能維持と長寿命化を図るため、適切な維持管理を推進します。また、河川や下水道の整備を引き続き東京都に対し要請していきます。

3 要配慮者利用施設および避難行動要支援者への支援【新規】

石神井川流域の洪水浸水想定区域内にある社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設のうち、特に水害リスクの高い地域にある施設には、避難確保計画の作成段階から区が積極的に関わり訓練の実施などを支援します。また、避難行動要支援者名簿に登録されている方の個別避難計画の作成を検討します。

4 地域別防災マップの作成・訓練の実施【充実】

地域の災害リスクや防災情報をまとめた地域別防災マップを、引き続き水害リスクの高い地区から地域住民と協働で作成します。マップを活用した訓練を実施し、地域の防災力を強化します。

戦略計画 12

みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備

令和 5 年度末の目標

- 1 質の高い都市空間の創出や交通の円滑化、防災機能の向上を実現する都市計画道路の整備、西武新宿線の立体化の促進
- 2 大江戸線延伸の事業化、みどりバスの再編による公共交通の充実

これまでの主な取組

1 都市計画道路の整備

「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」において、優先整備路線に位置付けられた路線の事業化を進めています。区内の優先整備路線※18.5km のうち、令和 3 年度までに 5 路線 7 区間の約 3.9km を新たに事業着手しました。

2 西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）の立体化

東京都や鉄道事業者、沿線区市と連携し、連続立体交差化計画と関連する側道や交通広場などの計画について、令和 3 年 11 月に都市計画決定しました。

3 大江戸線の延伸

国の交通政策審議会答申および都の広域交通ネットワーク計画を受けて、東京都が令和 3 年 3 月に公表した「『未来の東京』戦略」において、大江戸線の延伸は事業着手に向けた位置付けが明記されました。

東京都との実務的協議を実施し、延伸の意義や必要性、混雑対策および必要な施設など事業化に向けた検討を行っています。

大江戸線延伸推進基金は、令和元年度までに目標額 50 億円の積み立てを完了しました。

4 みどりバス再編等による公共交通空白地域改善の推進

令和 3 年度までにみどりバスのバス停を 3 箇所増設しました。また、道路整備にあわせて、一部ルートの手切り替えを行いました。

新型コロナ感染拡大への対応

事業計画等の説明会は、定員制限や回数を多くするなど、対策を講じて実施しました。また、バス事業者に感染予防物品購入費等の助成を行いました。

※優先整備路線…都市計画道路のうち令和 7 年度までに優先的に整備すべき路線

今後の課題

災害に強く、安全・安心な暮らしを支える都市インフラの整備には長い年月が必要であり、計画的に進めていくことが必要です。

新型コロナの感染拡大防止に配慮しつつ、事業の進捗に合わせて丁寧な説明を行いながら、都市計画道路の整備や西武新宿線の立体化、大江戸線の延伸などの各事業を着実に進めていく必要があります。

都市インフラの整備状況等にあわせて、みどりバスルートの再編等を行い、公共交通空白地域の改善に取り組んでいく必要があります。

令和4・5年度の主な取組

1 都市計画道路の整備【継続】

優先整備路線について、新たに約3.5kmの事業着手に向けて取り組みます。

引き続き、東京都施行路線については早期整備を働きかけ、区施行路線については着実に整備を進めます。

2 西武新宿線の立体化【継続】

東京都や鉄道事業者、沿線区市と連携し、連続立体交差事業および鉄道付属街路等の事業に着手します。

駅周辺のまちづくりや交差する都市計画道路の整備を進めます。

3 大江戸線の延伸【継続】

早期事業化を目指し、東京都と連携して調査・検討を行い、延伸に必要な駅やトンネル構造、車両の留置施設などについて、東京都との協議を加速します。あわせて、新駅予定地周辺など沿線のまちづくりを進めます。

4 みどりバス再編等による公共交通空白地域改善の推進【充実】

道路整備にあわせた保谷ルートの再編や、練馬光が丘病院の移転・改築に伴うルートの延伸を行います。また、みどりバスの増便やバス停の新設等について、バス事業者と協議を行い、公共交通空白地域の改善を進めます。

戦略計画 13

魅力にあふれ利便性に富んだ駅前と周辺のまちづくり

令和 5 年度末の目標

連続立体交差事業、鉄道の延伸などにあわせ、多くの人々でにぎわう駅前空間の創出や快適に安心して買い物ができる商業空間の整備

これまでの主な取組

1 西武新宿線沿線のまちづくり

上石神井駅周辺では、交通広場を含む外環の 2 の用地取得を進めるとともに、地区計画の策定や建築物の共同化について、地域の方々と検討しています。

武蔵関駅周辺では、交通広場の都市計画を決定するとともに、補助 230 号線の事業認可取得に向けた測量に着手しました。

上井草駅周辺（下石神井四丁目地区）では、商店街通りの整備等のまちづくりについて、地域の方々と協議を進めています。

2 大江戸線新駅予定地周辺のまちづくり

大江戸線延伸地域の 4 地区（約 90.1ha）で地区計画を決定しました。

（仮称）大泉学園町駅予定地周辺では、駅前広場の整備と商業施設等の充実を目指した建築物の共同化など、権利者等と検討しています。

3 地域の拠点である駅周辺のまちづくり

石神井公園駅周辺では、令和 2 年 12 月に駅南口西地区市街地再開発事業および駅南地区地区計画変更について都市計画決定しました。平和台駅周辺では、放射 35 号線の整備事業の進捗にあわせて地区計画を決定しました。

4 鉄道駅や周辺のバリアフリーの充実

2 ルート目のエレベーターやホームドアの設置、エスカレーター整備など更なるバリアフリー化を目指し、鉄道事業者等と協議を進めています。また、駅と主要な公共施設を結ぶ経路のバリアフリー整備を進めています。

新型コロナ感染拡大への対応

まちづくり協議会等は、資料の事前配布や動画配信の活用による書面開催、開催時間の短縮、Web 会議方式など、開催方法に工夫を講じて実施しました。

今後の課題

多くの人々で賑わう駅前空間の創出や、快適で暮らしやすい住環境の実現のため、道路や鉄道などの整備にあわせ、まちづくりを着実に進めていくことが必要です。

新型コロナの感染拡大防止に配慮しつつ、まちづくり協議会や説明会の開催方法を工夫し、地域の方々とともに取り組む必要があります。

様々な人が利用する駅や公共施設等は、誰もが安全で使いやすくなるよう、より一層のバリアフリー化が必要です。また、駅とこれら施設を結ぶ経路の整備も求められています。

令和4・5年度の主な取組

1 西武新宿線沿線のまちづくり【継続】

上石神井駅周辺では、地区計画を都市計画決定します。また、外環の2の用地取得や建築物の共同化についての検討を進めます。

武蔵関駅周辺では、交通広場と補助230号線の事業認可を取得します。また、地区計画の策定、建築物の共同化について検討を進めます。

上井草駅周辺（下石神井四丁目地区）では、引き続き、商店街通りの整備等のまちづくりについて協議を進めます。

2 大江戸線新駅予定地周辺のまちづくり【継続】

大泉町二丁目、補助233号線沿道では地区計画を活用したまちづくりを進めます。（仮称）大泉学園町駅予定地周辺では駅前広場の計画や建築物の共同化などについて、検討を進めます。

3 地域の拠点である駅周辺のまちづくり【継続】

石神井公園駅周辺では、駅南口西地区市街地再開発事業の事業着手に向けた取組等を支援します。また、南口商店街においては、変更決定した地区計画に基づいた街並み整備に向けて検討を進めます。

氷川台駅周辺など放射36号線沿道では、幹線道路沿道にふさわしい土地利用を促し、周辺環境と調和したまちづくりについて協議を進めます。

4 鉄道駅や周辺のバリアフリーの充実【継続】

区内各駅へのホームドアや光が丘駅と小竹向原駅の2ルート目のエレベーター設置について、鉄道事業者等の動向を踏まえ働きかけていきます。光が丘駅周辺ではエスカレーター等の設置工事や、駅と移転後の練馬光が丘病院を結ぶ経路のバリアフリー整備を行います。

戦略計画 14

練馬のみどりを未来へつなぐ

令和 5 年度末の目標

練馬のみどりに満足している区民の割合 80%を目指し、みどりのネットワーク形成と区民とともにみどりを守り育てる仕組みづくりを推進

これまでの主な取組

1 みどりのネットワークの形成

みどりの拠点となる公園づくりを進めるため、令和 3 年度に四季の香ローズガーデンを大幅にリニューアルし、大泉学園町希望が丘公園を全面開園しました。また、長期プロジェクトである稲荷山公園の基本計画の検討を進めてきました。

身近な公園として、子どもたちによるワークショップや地域の方々からの提案をもとに整備に取り組んできた上石神井こもれび公園を開園しました。

東京都が整備する練馬城址公園は、都、区、民間事業者で締結した覚書に基づき、区の求める「緑と水」、「広域防災拠点」、「にぎわい」の機能を備えた公園の実現に向け設計等が進められています。

練馬の原風景と言える屋敷林等の重要な樹林地を保全するため、所有者と合意形成を図り、新たに 3 か所を都市計画緑地として決定しました。

2 みどりを育むムーブメントの輪を広げる

令和 3 年度から地域住民による落ち葉清掃の試行を一部の保護樹林で開始したほか、公園や憩いの森の区民管理を拡充しました。

つながるカレッジねりまに、草花の基礎知識・植栽デザイン・グループ活動のコツなどを学べる「コミュニティ・ガーデナーコース」を令和 2 年度に開設しました。

練馬区みどりを育む基金は、複数の事業から応援したいメニューを選択できるようリニューアルしたことで、寄付件数が約 4 倍に増加しました。寄付の一部は、四季の香ローズガーデンの整備等に活用しました。

新型コロナ感染拡大への対応

公園整備に向けたオープンハウスや都市計画の説明会の開催にあたり、定員の設定や、来場の事前予約制、回数増など、対策を講じて実施しました。

今後の課題

みどりのネットワークの拠点となる公園や、みどり豊かな幹線道路の整備により、公共のみどりは増えていますが、区のみどりの約75%を占める民有地のみどりは、相続時の税が負担となることから生産緑地や樹林地が宅地化されるなど、減少傾向にあります。

引き続き、公園の整備や幹線道路の整備にあわせたみどりのネットワークの形成を進めるとともに、民有地のみどりを維持し続けられる方策を考える必要があります。

練馬の特色であるみどりを地域の財産として育むために、所有者だけでなく、区民がみどりに関する活動に関わりやすい仕組みづくりを進め、みどりを育むムーブメントの輪を広げていく必要があります。

令和4・5年度の主な取組

1 みどりのネットワークの形成【継続】

長期プロジェクトである稻荷山公園、大泉井頭公園の整備に向けた検討を進めます。石神井松の風文化公園の拡張に着手し、スポーツ施設を整備します。

練馬城址公園は、区の求める機能を備えた公園の実現に向け、引き続き東京都や関係者と調整していきます。

みどりの実態調査の結果をふまえ、特に希少な樹林地については所有者との合意形成を進め、都市計画緑地として確保します。

2 みどりを育むムーブメントの輪を広げる【充実】

みどりの活動のすそ野を広げるために、つながるカレッジねりま卒業生など意欲のある区民に向けて、みどりに関する活動や求人情報を発信し、活動に結び付ける仕組みづくりを進めます。

つながるカレッジねりまに、憩いの森の管理に必要な知識や技術を学べるコースを開講し、憩いの森の区民管理の拡充を進めます。

保護樹林などの民有樹林地の落ち葉清掃に地域住民が積極的に取り組む活動を広げます。

練馬区みどりを育む基金に憩いの森の区民管理や保護樹林の清掃活動など、区民協働事業を寄付先とするメニューを新設し、練馬の樹林地の保全につなげます。

戦略計画 15

脱炭素社会の実現に向けた総合的な環境施策の展開

令和 5 年度末の目標

2050 年までの脱炭素社会の実現に向け、区民・事業者と協働して、総合的な環境施策を展開

これまでの主な取組

1 避難拠点のエネルギーセキュリティの確保

避難拠点（区立小・中学校）の緊急電源として活用するため、公用車に EV（電気自動車）10 台と FCV（燃料電池自動車）2 台を導入しました。また、自動車メーカーおよび販売事業者 3 社と、災害時における電気自動車等の提供について協定を締結するとともに、区民が所有する EV 等を活用する「災害時協力登録車制度」を創設しました。

5 校の避難拠点に太陽光発電設備と蓄電池を設置しました。

2 自立分散型エネルギー社会への取組の推進

これまでに、家庭や事業所が設置した太陽光発電設備等 9,625 件に補助を行い、13,007t-CO₂ の温室効果ガスを削減しました。

また、順天堂練馬病院で発電した電力の一部を災害時に隣接する医療救護所（石神井東中学校）へ供給できるよう「地域コジェネレーションシステム」を令和 2 年度に整備しました。

北保健相談所と光が丘区民センターに太陽光発電設備と蓄電池を設置しました。光が丘区民センターは、分散型・再生可能エネルギー設備の普及実証モデル事業として位置付けています。

3 省エネルギーへの取組

区立施設 23 か所で使用する電力を、清掃工場の再生可能エネルギーを活用した電力に切り替えました。

環境イベントや講演会、エコライフチェックなどを通じ、省エネ機器や省エネ型ライフスタイルの普及啓発を行いました。

新型コロナ感染拡大への対応

環境講演会の Web 配信や e ラーニング形式の学習コンテンツの活用、SNS による情報発信などにより、環境教育・啓発の場を継続的に確保しました。

今後の課題

国は、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「脱炭素社会」の実現を目指し、2030年度までに温室効果ガスを2013年度の値から46%削減する目標を表明しました。区も、目標達成に向けて環境施策を総合的に展開し、区民・事業者との協働を更に推進する必要があります。

令和3年6月のプラスチック資源循環促進法の制定を受けて、プラスチック廃棄物の排出抑制、再資源化等の取組の強化が求められています。

令和4・5年度の主な取組

1 脱炭素社会の実現に向けた環境基本計画の策定【新規】

2050年までの脱炭素社会の実現に向け、「環境基本計画2020」に「エネルギービジョン」などの既存計画も組み入れ、新たな計画を策定します。

2 区民や事業者との協働による脱炭素の取組の推進【充実】

家庭・業務部門の温室効果ガスの排出削減を加速するため、再生可能エネルギー等の導入にかかる補助制度をより効果が高まるように見直します。

区民、地域、学校、事業者、民間団体等、あらゆる主体との協働により環境教育・啓発を推進し、脱炭素の行動につなげます。

3 先進技術の導入・運用【充実】

順天堂練馬病院に続き、移転・改築後の練馬光が丘病院と光が丘秋の陽小学校との間に「地域コジェネレーションシステム」を整備します。

令和3年度から田柄特別養護老人ホームで実施している「超高効率燃料電池システム」のモデル事業で、省エネルギー効果を検証します。

区内に水素ステーションが立地していることを活かし、水素エネルギーの活用を検討します。

4 区の率先した取組【充実】

公用車は計画的にEV等の電動車[※]に切り替えます。

区立施設への再生可能エネルギー設備の導入を加速するとともに、使用する電力について、環境に配慮した調達を拡大します。

5 ごみの減量・資源化の推進【新規】

不燃ごみに含まれる金属類等を選別・資源化する不燃ごみ資源化事業を開始します。

プラスチックの資源循環を一層促進するため、国から示される手引きに基づき排出抑制や再資源化の取組を進めます。

※電動車…電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド車(PHV)、ハイブリッド車(HV)

施策の柱5 いきいきと心豊かに暮らせるまち

区の基本姿勢

練馬区は、みどり豊かな住宅都市です。74万人の人口を擁する住宅都市としての特性を活かした事業活動の活性化が求められています。

コロナ禍により、事業環境が大きく変化するなか、企業活動におけるデジタル化の必要性が高まっています。商店街は、区民の身近にあるからこそ持っている魅力を発揮し、賑わいを創出する必要があります。

東京という大都市の都心近くに立地しながら、生活と融合した生きた農業が営まれています。令和元年に開催した世界都市農業サミットで得られた知見を活かし、練馬の都市農業の魅力を発信するとともに、農地の保全や区民が農に親しむ取組の充実が欠かせません。

文化芸術とまちづくりが一体で展開されることで、都心に行かずとも、みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまちとなります。区立美術館を文化芸術の拠点にふさわしい施設に全面リニューアルするとともに、令和5年の「ワーナーブラザース スタジオツアー東京-メイキング・オブ ハリー・ポッター」開設にあわせてワーナー ブラザースとも連携して、練馬の歴史を活かした映像文化のまちづくりに取り組みます。

中小企業支援、商店街振興、都市農業振興、文化芸術・スポーツ振興など、区民が暮らしに潤いや幸せを感じる、魅力あふれるまちを目指して取組を進めます。

施策の方向性

- ・ 企業活動のデジタル化・商店街の賑わい創出に取り組む。
- ・ 都市農業が持つ魅力と可能性を更に発信する。
- ・ 農地の保全や区民が農に親しむ取組を充実する。
- ・ みどり豊かなまちと一体となった練馬独自の新しい美術館を創造する。
- ・ 優れた文化芸術を楽しめる魅力的なイベントを展開する。
- ・ 練馬の歴史を活かした映像文化のまちづくりに取り組む。
- ・ スポーツ施設の整備を進め、多くの人がスポーツに参加できる機会を充実する。



キャッシュレス決済を利用した支払



練馬大根引っこ抜き大会



練馬こぶしハーフマラソン



みどりの風 練馬薪能

戦略計画 16

地域特性を活かした企業支援と商店街の魅力づくり

令和 5 年度末の目標

74万人の人口を擁する住宅都市としての特性を活かした、中小企業の事業活動の活性化と商店街の魅力づくり

これまでの主な取組

1 創業への総合的な支援の充実

練馬ビジネスサポートセンターを拠点に、創業セミナー、創業支援融資、商店街空き店舗入居促進事業などの創業支援策を実施してきました。令和2年度からは創業を目指す新たな人材を育成するため、若者を対象としたセミナーを開始するなど支援策を充実しました。

令和元年度以降、練馬ビジネスサポートセンターを利用した創業者数は100名を超えています。

2 販路拡大など企業活動の活性化

区内産業の魅力を区民に周知する「産業見本市」および事業者間の商取引チャンスの拡大につなげる「商談交流会」を実施するほか、「事業承継」をテーマとしたセミナーを実施するなど、企業活動の活性化に向けた支援を行いました。

3 商店街や個店の魅力づくり

商店主等が講師になり、プロならではの知識や情報を伝える「まちゼミ」や、パン屋や和菓子屋などの個店が連携して行う商品開発・イベントなどの取組を支援しました。

新型コロナ感染拡大への対応

(1) 資金繰りへの支援

令和2年3月から、売上が減少した事業者に対して、低利で信用保証料を全額補助する区独自の「新型コロナウイルス感染症対応特別貸付」を開始し、4,500件を超える融資が実行されています。

令和3年5月からは、新たな資金需要や返済計画の組み直しに対応する「借換特別貸付」を開始しました。既に200件を超える融資が実行されています。

(2) 経営相談体制の強化

事業者からの様々な経営に関する相談に応えるため、令和2年度は、練馬ビジネスサポートセンターの相談員を増員し、休日相談やオンライン相談などを実施しました。

また、令和2年度に、感染症対策と事業活動の両立に課題を抱える区内事業者を支援するため、「ウィズコロナサポート事業」を実施し、中小企業診断士による事業所への出張相談を行うとともに、出張相談において必要とされた感染症対策などの経費の一部を補助しました。延べ427件の出張相談、112件の補助を行いました。

(3) 商店街への支援

令和2・3年度に、練馬区商店街連合会が実施するプレミアム付商品券事業を支援しました。令和2・3年度はプレミアム率を過去最高となる30%とし、この2年間で総額約15億円の商品券が利用されました。

また、商店街が実施する感染拡大防止のための物品購入費用やイベント等に係る経費の補助を拡充しました。

令和3年12月には、商店街をはじめとする区内対象店舗でキャッシュレス決済サービスを利用した際に20%のポイントを還元する事業を実施し、約5,300の対象店舗において、約9億円の決済に利用されました。

今後の課題

コロナ禍により、非接触・非対面を前提とした取引が急速に浸透するなど企業活動をめぐる環境は大きく変化しています。区内事業者からは、「営業活動や会議をオンラインで行いたい」、「新たにECサイトを構築したい」といった声が増える一方、デジタル化のノウハウや人材の不足が課題としてあがっています。経営の効率化や生産性の向上につながる企業活動のデジタル化を支援する必要があります。

また、経済への影響の長期化が見込まれるなか、事業者の売り上げ増につなげるため、販路拡大に向けた支援の充実が求められています。

コロナ禍で商店街の利用者が減少しています。商店会からは、「ホームページやSNSを活用して情報発信に力を入れたい」、「キャッシュレス決済に取り組みたい」といった声があります。新たな顧客を獲得しようとする商店会や個店の意欲的な取組を支援し、商店街の魅力を高めていくことが重要です。

また、店主の高齢化などを背景とした店舗の閉店が課題となっています。これまでのイベント実施や空き店舗対策への支援に加え、商店街の活性化や賑わい創出のための新たな取組への支援が求められています。

令和4・5年度の主な取組

1 企業活動のデジタル化への総合的な支援【新規】

練馬ビジネスサポートセンターへの専門相談員の配置、融資制度の新設などにより、受発注・会計・顧客情報などを一括管理するシステムの導入や、ECサイトの構築、ホームページやSNSを活用した販路拡大などのデジタル化の取組に対する総合的な支援を行います。

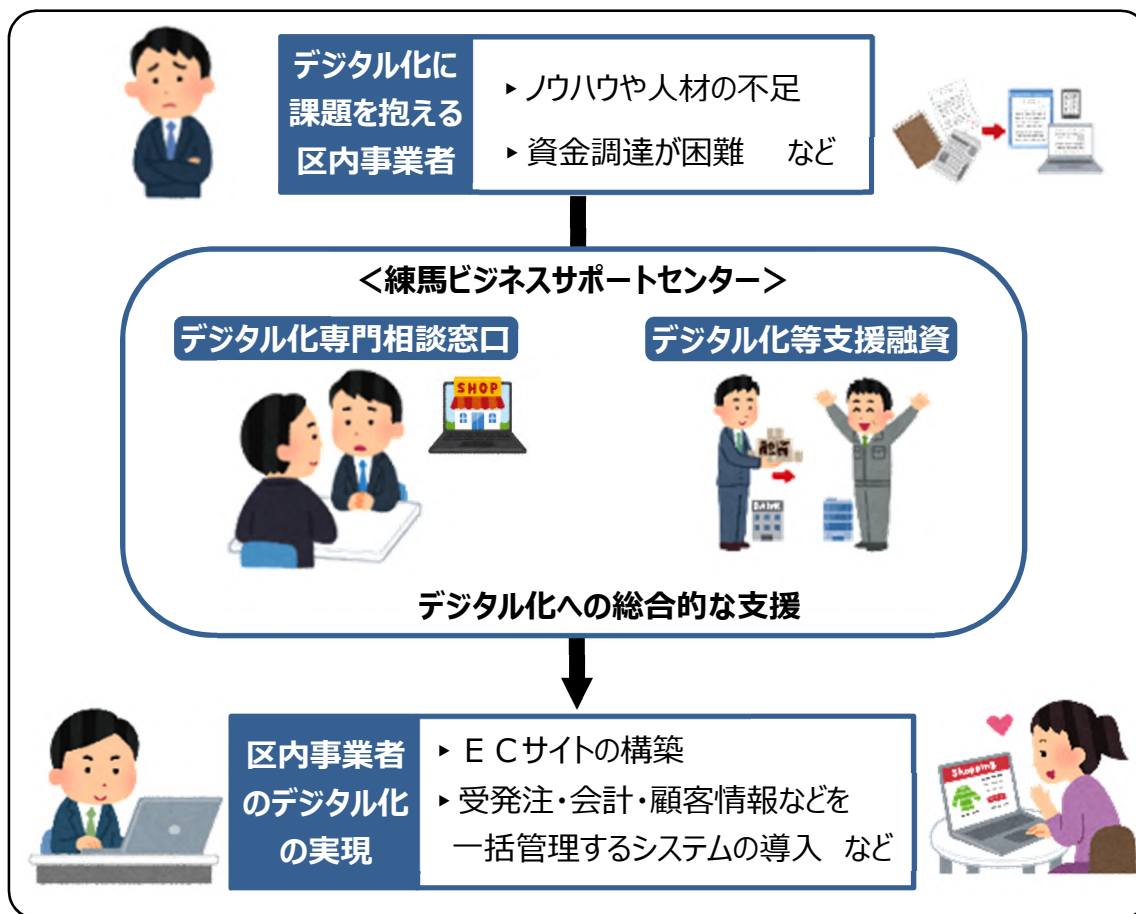
また、商談交流会の実施回数を増やし、農商連携をはじめとしたテーマ設定、オンラインによる実施など内容を充実することで、事業者の販路拡大を支援します。

2 スマート商店街プロジェクトの展開【新規】

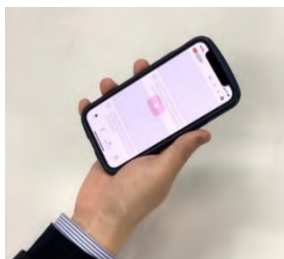
練馬区商店街連合会、練馬区産業振興公社と連携し、動画やSNS等の活用により商店街や個店の魅力を発信し、新たな顧客獲得につながる取組を支援します。商店街のキャッシュレス化など、消費行動の変化への取組を支援します。

商店街の複数の空き店舗を活用して新たに新店しようとする事業者を、商店会がサポートする取組を支援します。事業者の商店会への加入を促進し、賑わい創出と活性化につなげます。

企業活動のデジタル化への総合的な支援（イメージ図）



スマート商店街プロジェクトの展開



デジタルで便利な商店街に

戦略計画 17

生きた農と共存するまち練馬

令和 5 年度末の目標

練馬の魅力である都市農業を振興し、多面的な機能を持つ都市農地を保全

これまでの主な取組

1 世界都市農業サミットの開催

都市農業の魅力と可能性を世界に発信するため、令和元年度に世界都市農業サミットを開催しました。ニューヨーク、ロンドン、ジャカルタ、ソウル、トロントの海外 5 都市から招いた農業者や研究者等と都市農業の意義を共有し、「サミット宣言」を発表しました。サミット開催にあわせ、ねりマルシェやねりまワールドフェスティバルなど多彩なイベントを開催しました。

2 都市農地の保全に向けた取組の推進・都市農業経営の支援

特定生産緑地制度[※]の周知を積極的に進め、令和 4・5 年に指定から 30 年を迎える生産緑地について、対象の 9 割を超える指定を行いました。

東京あおば農業協同組合と連携し、生産緑地貸借制度の周知やマッチングを進め、これまでに 18 件の貸借が成立しました。

3 区民が農に親しむ取組の充実

高松一・二・三丁目地区と南大泉三・四丁目地区の 2 地区が指定されている「農の風景育成地区」において、地域住民による農の魅力を PR する事業や収穫体験などの活動を支援してきました。高松地区では令和 2 年度に（仮称）農の風景公園の整備に着手しました。

庭先直売所、区内産農産物を使用している飲食店、マルシェ等の情報を発信するアプリ「とれたてねりま」を令和 3 年 11 月にリリースしました。

農産物の収穫や加工・販売作業に携わる障害者施設を拡充するため、練馬区障害者就労支援センター（レインボーワーク）と連携し、マッチング等の支援をしてきました。

新型コロナ感染拡大への対応

コロナ禍で、身近な農を体験できるイベントは中止や規模の縮小を余儀なくされました。その中でも、区民が新鮮な農産物を購入できる機会となるよう、区役所アトリウムで区内農業者によるマルシェを 16 回開催しました。

※特定生産緑地制度・・・生産緑地は指定後 30 年が経過すると区への買取申出ができるようになります。生産緑地法の改正により、この買取申出開始時期を 10 年間延長する制度が創設されました。

今後の課題

コロナ禍で、都市の中で身近に農を感じられ、新鮮な農作物を購入できる都市農業の評価が高まっています。世界都市農業サミットに参加した国内外の都市との連携を強め、都市農業の魅力を更に発信していくことが必要です。

都市農地を保全するには、農業者の営農を支援するとともに、地域住民の理解を深めていく必要があります。生産緑地の貸借制度等の更なる活用と、区民が農に親しむ取組の拡充が求められています。

高松地区と南大泉地区の2地区が指定されている「農の風景育成地区」の魅力の向上・発信に努めるとともに、今後の地区の保全・育成のあり方について、地域の農業者や住民の皆様とともに検討していく必要があります。

令和4・5年度の主な取組

1 (仮称) 全国都市農業フェスティバルの開催【新規】

世界都市農業サミットに参加した国内都市との連携を強化し、都市農業の魅力を更に発信するため、(仮称) 全国都市農業フェスティバルを開催します。

2 生産緑地の貸借制度を活用した農地保全の推進等【充実】

生産緑地の貸借制度を活用し、営農の継続に課題を抱える農業者と、経営規模を拡大したい農業者のマッチングを進め、農地保全を推進します。

都市農地を保全する新たな仕組みづくりについて、引き続き検討します。

3 農の風景育成地区における取組の推進【充実】

農の風景育成地区に指定されている高松地区および南大泉地区において、地域住民による農地保全活動を引き続き支援します。高松地区では、(仮称) 農の風景公園を令和4年度に開設します。

4 野菜の収穫体験事業のブランド化【新規】

区内で野菜の収穫体験を実施している農園に対し、統一したネーミングによるブランド化を行い、PRします。区民が収穫体験をより身近に感じられるよう、情報発信には「とれたてねりま」アプリも活用します。

5 地域住民と農とのつながりを深める取組の推進【充実】

農産物の収穫や加工・販売作業に携わる障害者施設を更に拡大していき、農福連携の取組を推進します。

子どもたちの都市農業に係る理解を深めるため、全区立小学校において農業者と連携した体験学習を充実します。

戦略計画 18

みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまち

令和 5 年度末の目標

文化芸術活動とまちづくりが一体となって展開されることで、都心に行かずとも、みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまちを実現

これまでの主な取組

1 練馬独自の新しい美術館の創造に向けた検討

令和元年度に、金沢 21 世紀美術館長等を歴任した秋元雄史氏を美術館長に迎えました。館長、地元町会・商店会、学識経験者などで構成される検討委員会からの提言を基に、令和 4 年 3 月に美術館再整備基本構想を策定しました。

2 地域における情報拠点としての図書館のあり方の検討

学識経験者、関係団体委員、区民公募委員などで構成される「（仮称）これからの図書館構想策定検討委員会」からの報告を受け、図書館構想の策定に向けて検討を進めています。

3 四季を感じ、誰もが楽しめる年中行事を開催

「みどりの風 練馬薪能」では、人間国宝である狂言師の野村万作氏のほか、区ゆかりの多数の能楽師による格調高い公演を実現しました。「真夏の音楽会」では、世界的なヴァイオリニストである大谷康子氏と日本最高峰のフルオーケストラとの共演を実現しました。

4 練馬の歴史を活かした映像文化のまちづくり

練馬の映像文化の歴史や映画の魅力を伝えるため、区ゆかりの映画俳優による対談をオンラインで配信する「ねりま映画サロン」等を実施しました。また、映像∞文化のまち構想を策定しました。

5 練馬の魅力を効果的に発信

農産物の収穫や食を楽しめる体験型ツアーの実施、練馬の地域資源をテーマごとに発信する観光ガイド「練馬カプセル」の充実、区ゆかりのアニメキャラクターを活用したデザインマンホール蓋の設置などに取り組み、練馬の魅力を発信しました。

新型コロナ感染拡大への対応

コロナ禍により、多くの文化イベントも中止や延期となりました。その中でも、人数制限など感染症対策を行いながらイベントを開催し、可能な限り区民が文化芸術に触れる機会を提供してきました。また、参加型イベントの「こどもアートアドベンチャー」を自宅で楽しめるよう工夫して実施しました。

今後の課題

コロナ禍による社会生活の変化に柔軟に対応しながら、身近な暮らしの中で質の高い文化芸術に触れられる機会を継続して提供していくことが求められています。

区立美術館は、7,000 点を超える収蔵品の活用や大規模企画展の開催にはスペースが不足しています。中村橋駅周辺施設の統合・再編にあわせて、再整備基本構想に基づき、新たな美術館の整備を進める必要があります。

区立図書館は、社会状況の変化や多様化する区民ニーズを踏まえて、今後のあり方を引き続き検討する必要があります。

令和5年には、「ハリー・ポッター」シリーズの世界観と映画製作の醍醐味が楽しめる「ワーナー ブラザース スタジオツアー東京-メイキング・オブ ハリー・ポッター」がとしまえん跡地に開設されます。区の新たな映像文化の拠点となるスタジオツアー施設と連携し、練馬の魅力発信や地域活性化の取組を進める必要があります。

令和4・5年度の主な取組

1 美術館の全面リニューアルに着手【充実】

基本構想で掲げる「まちと一体となった美術館」、「本物のアートに出会える美術館」、「併設の図書館と融合する美術館」の3つのコンセプトの実現に向け、サンライフ練馬の敷地とあわせて全面改築します。

2 「(仮称) これからの図書館構想」の策定【新規】

構想を策定し、地域における情報拠点としての図書館のあり方を示します。

3 優れた文化芸術に触れられる機会の創出【充実】

日本最高峰の奏者によるクラシックコンサート「真夏の音楽会」や、日本を代表する演者による「みどりの風 練馬薪能」など、みどり豊かな練馬で優れた文化を体験できるイベントを引き続き実施していきます。

4 練馬の歴史を活かした映像文化のまちづくり【充実】

令和5年のスタジオツアー施設開設にあわせ、区の地域資源を活かした映像文化事業を実施します。また、周辺の商店会等と連携しながら地域の活性化に取り組み、練馬の魅力を内外に発信します。

映像文化に関する特設ホームページ「映像∞文化のまち ねりま」を本格稼働し、映像文化に関わる情報を幅広く発信します。

5 練馬の魅力を効果的に発信【充実】

地域ごと、目的別に合わせた見どころを巡るコンセプトツアーや観光ガイド「練馬カプセル」の内容を充実し、農産物の収穫体験、公園や庭園などの区内の地域資源にスポットをあて、練馬の魅力を発信します。

戦略計画 19

みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち

令和 5 年度末の目標

スポーツ施設の整備を進め、多くの人が参加できる機会を提供し、誰もが身近な場所でスポーツを楽しめるまちを実現

これまでの主な取組

1 練馬区初 公認陸上競技場「練馬総合運動場公園」

平成 31 年 4 月に、練馬区初となる公認陸上競技場「練馬総合運動場公園」をリニューアルオープンし、中高生の公認記録会を開催しました。

2 区民ニーズを踏まえたスポーツ施設の整備

大泉さくら運動公園に車椅子テニスに対応した庭球場を新設しました。大泉学園町希望が丘公園多目的運動場を拡張、人工芝化し、夜間照明を設置するなどのリニューアルを行いました。光が丘体育館のアリーナを車椅子バスケットボールなどの障害者スポーツにも対応できる床に改修しました。

3 ユニバーサルスポーツフェスティバルの充実

障害の有無に関わらず、誰もが身近にボッチャなどのスポーツを「見る・知る・体験できる」ユニバーサルスポーツフェスティバルを、令和元年度に光が丘体育館と上石神井体育館で開催しました。

4 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組

練馬総合運動場公園で、「聖火リレー点火セレモニー」を行いました。オリンピックではデンマークの、パラリンピックではエクアドルのホストタウンとなり、区民と選手団とのオンラインによる交流や選手団に対する練習会場の提供などを行いました。

新型コロナ感染拡大への対応

コロナ禍により、練馬こぶしハーフマラソンや区民体育大会を始めとしたイベントは中止、延期や縮小となりました。その中でも、人数制限など感染症対策を行いながら体育館や運動場を安心して利用いただけるようにするなど、区民がスポーツに親しむ機会を可能な限り提供しました。

今後の課題

コロナ禍においても、誰もがスポーツを身近に楽しめる環境を充実するために、区民ニーズを踏まえたスポーツ施設の整備を進める必要があります。

また、感染症対策を講じながら、より多くの人々がスポーツを楽しめるように、中止、延期や縮小となったイベントを再開していくことが求められています。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、パラスポーツが注目されており、障害のある方もない方もスポーツを楽しめる機会の充実が求められています。

令和 4・5 年度の主な取組

1 誰もが安心して利用できるスポーツ施設の整備【充実】

石神井松の風文化公園の拡張工事にあわせて、スポーツ施設の設計に着手します。みどり豊かな環境の中で文化やスポーツを楽しめる公園となるよう、フットサル・テニス兼用コートその他、スケートボード等ができる広場を整備します。

2 誰もがスポーツを楽しめる機会の充実【継続】

地域体育館でのパラスポーツ教室の開催など、障害の有無にかかわらず身近な場所でスポーツを楽しめるよう、体験会や教室のイベントの実施に取り組めます。

障害のある方がスポーツを楽しめる環境を充実するため、パラスポーツにかかる指導員の育成に取り組めます。また、指導員の資質を向上するため、上級・中級の指導員資格の取得を進めます。

3 練馬こぶしハーフマラソンの開催【継続】

日本陸上競技連盟の定めるガイドライン等に基づいて事業内容や規模を検討し、感染症対策を講じて、練馬こぶしハーフマラソンを再開します。

施策の柱6 区民とともに区政を進める

区の基本姿勢

地域社会のあり様や住民意識の変化とともに、地域の現場が抱える課題は多様化・複雑化しており、様々なニーズが生まれています。新たなニーズは、行政だけで対応できるものではありません。区と区民や団体などが適切な役割分担の下で協働することが重要です。

地域の現場では、町会・自治会をはじめ、NPO・ボランティア団体などが地域の課題をわが事として考え、自発的に活動する動きが広がりつつあります。こうした取組を、区政の広範な分野に広げ、区政を「参加と協働」から「参加から協働へ」と深化させ、練馬ならではの住民自治を創造していきます。コロナ禍で多くの活動に制約が出ていますが、様々な工夫により町会・自治会をはじめ多くの地域活動団体の活動が進むよう支援し、協働の取組を推進します。

区はこれまで、「またない」「まごつかない」「何度も書かない」窓口の実現に向け、目に見える形で窓口改革を進めてきました。

新型コロナの感染拡大防止と区民の更なる利便性向上のため、キャッシュレス決済やオンラインでできる手続きを拡大します。対面での対応が求められる場面では、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな窓口サービスを提供します。

コロナ禍において、テレワークや Web 会議など、デジタル技術の活用が急速に広がり、区民生活に不可欠となっています。こうしたなか、行政のデジタル化は民間に比べて大きく遅れています。

多様化する区民のニーズにこたえ、必要な行政サービスを確保するため、区の DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、区民サービスの質の向上と更なる業務効率化を実現します。

施策の方向性

- ・町会・自治会の活性化を促進する。
- ・区民や団体と区が一体となった協働の取組を促進する。
- ・来庁しなくても手続きができるサービスを拡大する。
- ・区への支払いにおけるキャッシュレス決済を拡大する。
- ・（仮称）お悔やみ窓口を設置する。
- ・区の DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進する。



町会・自治会開催のスマホ教室



キャッシュレス決済イメージ



マイナンバーカードを利用したオンライン申請のイメージ

戦略計画 20

区民協働による住民自治の創造

令和 5 年度末の目標

地域に根差した区民の自発的な活動が、区内の至るところで活発に行われるよう、協働の取組を推進

これまでの主な取組

1 町会・自治会の活性化

区民事務所や協定を締結した不動産事業者の窓口で、転入者へ町会・自治会への加入案内のリーフレットを配布しています。令和 2 年 3 月に町会・自治会の運営方法や日々の活動に役立つ実践例などをまとめた「町会・自治会運営ハンドブック」を発行し、各町会・自治会に配布しました。令和 4 年 3 月には「集合住宅における加入促進ハンドブック」を作成しました。

2 区民や団体の皆様と区が一体となって課題を解決

(1) 「つながるカレッジねりま」の開講

地域活動に参加したい区民の背中を後押しするため「つながるカレッジねりま」を令和 2 年 9 月に開講し、福祉・防災・農・みどり・環境の 5 つの学習コースを設けました。区民協働交流センターに「つながる窓口」を設置し、カレッジ修了生を町会・自治会を始めとした団体とマッチングし、地域で活動する人材を輩出しています。

(2) 地域おこしプロジェクトの充実

区民の自由な発想から生まれたアイデアの具現化を支援する「地域おこしプロジェクト」は現在までに 7 つのプロジェクトを実施してきました。区の若手職員を現場に派遣してプロジェクトの目標達成を支援し、3 年間の支援が終了した後も、「ねりまワインプロジェクト」や地域情報誌「しもねり・かわら版」など地域における継続的な活動に発展しています。

新型コロナ感染拡大への対応

町会・自治会や地域活動団体に対しては、オンラインツールを活用した事例の紹介など、活動の継続に向けた支援を行ってきました。

今後の課題

コロナ禍により、町会・自治会をはじめ多くの地域活動団体は集客型のイベントなどを見直しています。「対面の機会が減り、情報発信に苦慮している」といった声も寄せられ、SNS等を活用した活動の広報やオンラインツールを活用したイベント開催などへの支援が求められています。地域活動団体の活動が継続・発展できるような支援が必要です。

一方で、地域活動はオンライン上だけで完結するものではなく、対面による交流も欠かせない要素です。対面での活動の場を広げていけるように団体を支えていく必要があります。

イベント開催等が中止になるなか、事業継続の鍵となる資金面、人材確保等で課題を抱える団体が増えており、支援の強化が求められています。

令和4・5年度の主な取組

1 町会・自治会のデジタル活用支援【新規】

加入案内や広報活動にSNS等を活用出来るよう、先進的な取組をまとめた実践事例集の作成や、講習会、専門知識を持ったアドバイザーの派遣を行います。デジタル活用に取り組む町会・自治会に対し、モバイルルータ等の回線使用料について最大3年間の補助を実施します。

2 町会・自治会の加入促進【継続】

新たに作成した「集合住宅における加入促進ハンドブック」を活用するなど、町会・自治会の加入促進を強化していきます。

3 「練馬つながるフェスタ」の地域開催【新規】

地域で活動する団体をその地域の区民が知ることができるよう、また、地域の団体同士がつながることができるよう、これまで区民・産業プラザで開催していた「練馬つながるフェスタ」を、区立図書館などを会場として、6か所の地域で開催します。

4 地域活動団体の事業基盤を強化【充実】

クラウドファンディングの活用や物販の販路拡大など資金調達に関するセミナーを実施します。また、練馬ビジネスサポートセンターが行う中小企業診断士による経営相談へつなぐなど、団体の事業継続への支援を充実させます。

5 「つながるカレッジねりま」の充実【充実】

コロナ禍においても修了生が各分野で活躍できるよう、町会・自治会等の地域団体に働きかけ、活動体験の場を確保していきます。また、みどり分野では憩いの森の管理に必要な知識や技術を学べるコースを開講し、憩いの森の区民管理の拡充を進めます。

6 地域おこしプロジェクトの実施【充実】

令和4年度から新たなプロジェクトを実施します。また、協働を更に進め、発展させるために、令和5年度に向けて事業のあり方を検討します。

戦略計画 21

窓口から区役所を変える

令和 5 年度末の目標

区民視点での窓口改革を推進し、窓口サービスへの区民満足度を向上

これまでの主な取組

「またない」「まごつかない」「何度も書かない」窓口の実現への取組

1 窓口情報提供システムの導入

窓口の混雑情報をインターネットで確認できる窓口情報提供システムを、区民事務所、税務課、国保年金課、保育課などで令和 2 年 1 月から稼働させ、現在 18 か所で運用しています。

2 区民事務所のフロアマネージャー増員・練馬区民事務所レイアウト変更

手続きをスムーズにご案内するため、令和 2 年 4 月にフロアマネージャーを練馬・石神井・光が丘・大泉区民事務所で増員しました。

令和 2 年 9 月に練馬区民事務所のレイアウトを改善するとともにゲートサインを設置し、来所者に分かりやすくご利用いただけるようにしました。

3 区民事務所に申請書一括作成システムを導入

転入や転出等の手続きの際、氏名などが印字された複数の申請書を一括で作成する申請書一括作成システムを令和 3 年 1 月に導入しました。

4 住民税・国民健康保険料等の納付にキャッシュレス決済を導入

いつでも支払いができるよう、住民税や国民健康保険料等の納付にモバイルレジクレジット、LINE Pay 等のキャッシュレス決済を順次導入しました。

5 マイナンバーカード交付体制の強化

令和 2 年度にマイナンバーカードの交付枚数が急増したため、交付ブースを増設し体制を強化しました。

新型コロナ感染拡大への対応

混雑を防ぐため、保育園の入園相談やマイナンバーカード交付を区ホームページから予約できるようにしました。

手続きのオンライン化を推進するため、その妨げとなる押印の見直しに取り組み、1,483 件を廃止して全手続き（2,800 件）のうち 85%（2,391 件）で押印を不要としました。

今後の課題

住民税や国民健康保険料等の支払いにキャッシュレス決済を導入してきましたが、証明書発行手数料等の窓口での支払いでは導入が進んでいません。また、書面や対面でのやりとりを前提としている手続きが多く、オンライン申請が可能な手続きは、15%程度にとどまっています。新型コロナの感染拡大防止と区民の利便性向上を目指し、今後更にキャッシュレス決済やオンラインでできる手続きを拡大する必要があります。

一方で説明を受けながら手続きをしたい、必要な手続きがわからないといった対面での対応が求められる場合があります。区民の皆様に対直接対応する窓口では、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かなサービスの提供が求められます。

令和4・5年度の主な取組

1 各種証明書の発行手数料等のキャッシュレス化【新規】

住民票や印鑑証明書など各種証明書の発行手数料や、乳幼児一時預かり事業の利用料の支払いにキャッシュレス決済を導入します。QRコード決済や、交通系ICカード決済等、利用者の多い決済手段を取り入れます。

2 オンライン申請の推進【充実】

窓口に行くことが難しい子育てや介護に携わる方々、働く世代などが、時間や場所を選ばずに必要な手続き等ができるようオンライン申請を推進します。都下の自治体が共同で運営する「東京共同電子申請・届出サービス」、国が運営する「マイナポータル」や民間サービスを活用します。

3 （仮称）お悔やみ窓口の設置【新規】

多岐にわたるお悔やみに関する手続きについて、専用の案内窓口を設置します。窓口では、必要な手続きを特定し、それに伴う申請書・案内書を提供するとともに、必要に応じて関係機関へ繋げるなど、ご遺族の手続きを支援していきます。

戦略計画 22

DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

令和 5 年度末の目標

区民サービスの向上と業務の効率化を実現するデジタル・トランスフォーメーションの推進

これまでの主な取組

令和 2 年 3 月に情報化基本計画を策定し、「デジタル化による区民サービスの向上と効率的な区政運営の推進」を基本理念に掲げ、下記の 4 つの目標のもと、取組を進めてきました。

1 いつでも、どこでも、簡単・便利な窓口サービスの実現

窓口の混雑情報をインターネットで確認できる窓口情報提供システムを、区民事務所、税務課、国保年金課、保育課などで令和 2 年 1 月から稼働させ、現在 18 か所で運用しています。転入や転出等の手続きの際、氏名などが印字された複数の申請書を一括で作成する申請書一括作成システムを令和 3 年 1 月から各区民事務所に導入しました。

住民税や国民健康保険料等の納付にモバイルレジクレジット、LINE Pay 等のキャッシュレス決済を順次導入しました。

2 ICT を活用した安心して心豊かに暮らせるまちの実現

令和 2 年 10 月から練馬区 LINE 公式アカウントを開設し、保育施設の検索や AI チャットボットによる問合せ対応、保育指数シミュレーションなどができる“保活”支援サービスを順次開始しました。

令和 2 年 12 月から、防災無線の放送内容の「ねりま情報メール」への自動配信と区公式ホームページへの自動掲載を開始しました。

令和 4 年 3 月から、スマホ等で健診記録を確認できる「ねりますくすくアプリ（電子母子手帳アプリ）」を導入しました。

3 業務改革の徹底

内部事務のデジタル化を進めるため、文書管理、庶務事務、財務会計を取り扱う総合システムを令和 2 年度に導入しました。電子決裁率が 1 %から 86%に向上し、紙の使用量削減、文書保管場所の省スペース化等、事務の効率化が進みました。

税業務の入力作業や特定健診結果の確認作業等 24 業務に RPA[※]を導入し、作業時間を 855 時間（削減率▲70%）削減しました。

※RPA…Robotic Process Automation の略。人間が手作業で行っているパソコン操作を、ソフトウェアロボットを使って自動化する仕組み

4 デジタル社会に向けた基盤整備

マイナンバーカードの普及を促進するため、令和2年度に交付ブースの増設など交付体制を強化し、オンライン申請補助サービスの拡大やマイナポイントの予約・申込支援窓口を開設しました。交付率は47.2%（令和4年2月1日現在）に向上しました。

令和元年度から住民税業務へのAI導入に向けた実証実験を実施し、税額計算の確認作業にかかる時間を約1,450時間から約680時間（53.1%減）まで短縮しました。実証の結果を踏まえ、令和4年1月から本格導入しました。

新型コロナウイルス感染拡大への対応

（1）押印の見直し

手続きのオンライン化を推進するため、その妨げとなる押印の見直しに取り組み、1,483件を廃止して全手続き（2,800件）のうち85%（2,391件）で押印を不要としました。

（2）AIチャットボットを活用した情報提供

令和2年5月に新型コロナに係る生活支援や特別定額給付金の問合せ対応、情報提供を行う「練馬区生活相談チャット」を導入しました。また、令和3年3月に新型コロナウイルスワクチン接種の問合せ対応を行う「相談チャット」を導入しました。

（3）講座や相談等におけるオンライン化の推進

タブレット端末200台とWeb会議システムを導入し、オンラインによる講座・説明会、相談・交流事業を「練馬こどもカフェ」、「つながるカレッジねりま」など71事業（令和2年度）で実施するとともに、審査会・研修会等をWebで開催しました。

（4）全児童生徒へのタブレットパソコンの配備

当初の予定を前倒しして、令和3年2月に区立小・中学校の全児童生徒へタブレットパソコンを配備しました。

（5）テレワーク環境の整備

100台分のテレワークシステムを構築し、令和3年2月から、主に内部事務を取り扱う部署で試行運用を開始しました。

今後の課題

新型コロナの対応において、特別定額給付金の申請システム不備など、行政のデジタル化の遅れが顕在化しました。国は、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を目指して、デジタル庁を設置し、情報セキュリティ対策を講じながらデジタル・ガバメントの取組を加速しています。地方自治体も、限られた財源、職員で多様化する区民ニーズにこたえ、必要な行政サービスを確保するために、制度やサービス、業務、組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく「DX（デジタル・トランスフォーメーション）」が求められています。

1 区民サービスの向上に向けて

- ① テレワークや Web 会議、オンライン手続き、キャッシュレス決済など、デジタル技術の活用が社会全体で急速に広がり、区民生活に不可欠となっています。しかし、区の手続きのオンライン化は全体の 15%程度にとどまっています。書面・対面を前提とした本人確認や申請者等への説明など、従来の業務プロセスを見直す必要があります。

これまで住民税や国民健康保険料の支払いにキャッシュレス決済を導入してきましたが、今後、各種証明書の発行手数料など、多くの区民が利用する窓口等でのキャッシュレス化を進める必要があります。

また、地域社会の活性化に向けて、企業活動や地域活動などのデジタル化の促進も必要です。

- ② デジタル化を進めるうえでは、デジタル技術を十分に活用できる人とできない人との間で格差が生じないように、誰もがデジタルサービスを利用できるようにすることが重要です。

2 業務の効率化に向けて

- ① 国は、住民基本台帳、個人住民税など、区が行う 18 事務について、令和 7 年度末までに、国が作成する標準仕様書に適合した標準システムに移行することを求めています。区は、システムを円滑に移行しつつ、区民サービスの向上と業務の効率化に取り組む必要があります。
- ② これまでの AI や RPA などの導入効果や課題を踏まえ、今後、他の業務への拡大に向けて、より効果的な運用方法を検討する必要があります。テレワークの拡大に向けて、試行の効果等を検証しながら、環境整備を進める必要があります。

3 DX を推進する体制の整備に向けて

- ① DX を加速するためには、専門的な知見を持つ外部人材の登用など、体制を強化する必要があります。また、職員一人ひとりがデジタル技術やデータを活用できる知識・能力を身に着ける必要があります。

令和４・５年度の主な取組

1 区民の視点に立ったサービスの展開【新規・充実】

デジタル技術を活用し、区民の視点に立って、サービスの利便性や質の向上に取り組めます。

【各戦略計画における取組（再掲）】

① 手続きのオンライン化の推進

窓口に行くことが難しい子育てや介護に携わる方々、働く世代などが、時間や場所を選ばずに必要な手続き等ができるようにしていきます。

- 保育園入園申請のオンライン化（戦略 1）
- 健診（検診）の受診日を指定できるインターネット申込みの開始（戦略 10）
- 自転車駐車場の定期利用の Web 申請導入（戦略 12・年度別取組計画）
- 申請・届出の全庁的なオンライン化の推進（戦略 21）

② キャッシュレス化の推進

利便性の向上と感染リスクの低減を図るため、多くの方が利用する窓口での支払い等で、順次キャッシュレス化を拡大します。

- 各種証明書の発行手数料等のキャッシュレス化（戦略 21）

③ オンライン事業・相談の充実

働く世代や外出しにくい方も、遠隔で実技指導が受けられ、相談、交流などができるよう、講座・説明会等のオンライン配信・相談などを拡充します。

- リハビリ専門職を活用したオンラインによる介護予防事業の充実（戦略 6）
- オンライン相談などによる障害児支援の充実（戦略 7）
- ICT を活用した障害者の意思疎通支援事業の充実（戦略 7）
- 健康等について楽しく気軽に学べるオンラインイベントの開催（戦略 10）

④ ICT を活用した教育内容の充実

教員全体の ICT 活用能力を高めます。通信環境を強化し、ICT を活用した教育効果の高い授業を実施していきます。

- 教員全体の ICT 活用能力の向上（戦略 4）
- 教育ネットワーク回線の充実（戦略 4）
- 教員用タブレットパソコンの配備（戦略 4・年度別取組計画）
- デジタル教科書の導入に向けた検討（戦略 4・年度別取組計画）

⑤ 情報発信手段の充実

新たなアプリや Web サイトを活用し、区民一人ひとりに合ったきめ細かい情報提供や効果的な情報発信を進めます。

- 保育所の利用における保護者と園との連絡手段の ICT 化（戦略 1）
- （仮称）ねりま子育て支援アプリの導入（戦略 2）
- ゲートキーパーの役割を学ぶための動画配信（戦略 10）
- 「とれたてねりま」アプリを活用した農の情報発信（戦略 17）
- 映像文化に関する特設ホームページ「映像∞文化のまち ねりま」の本格稼働（戦略 18）

⑥ 災害時等における対応力の強化

災害や感染症発生時に ICT を活用し、迅速な情報共有を図ります。

- LINE WORKS を活用した医療機関等との連絡体制の強化（戦略 9・年度別取組計画）
- 災害情報システムの構築（戦略 11・年度別取組計画）

⑦ 地域社会のデジタル化支援

区内事業者、商店街、町会・自治会などのデジタル化を支援します。

- 企業活動のデジタル化への総合的な支援（戦略 16）
- スマート商店街プロジェクトの展開（戦略 16）
- 町会・自治会のデジタル活用支援（戦略 20）

⑧ データの利活用によるきめ細かい支援

医療、健診、介護など、区が保有する様々なデータを活用し、一人ひとりの状況に合わせたプッシュ型の支援を行います。

- 「高齢者みんな健康プロジェクト」の充実（戦略 6）

⑨ 高齢者等のデジタル利活用の支援

高齢者などデジタル機器に不慣れな方もデジタルサービスを十分に活用できるよう、スマホ教室や相談会等を充実するとともに、高齢者本人や介護する家族に向けて利用できる民間サービスの情報を提供します。

- 見守り ICT 機器の利用促進（戦略 5）
- 高齢者を対象としたスマホ教室の実施（戦略 6）

2 業務の改革【新規・充実】

紙や対面を前提とした業務のあり方の見直しを行い、デジタル化による業務の改革を推進します。

○自治体システムの標準化

国の標準仕様に適合したシステムの構築と並行して、申請手続きのオンライン化の拡大など区民サービスの向上と、効率化に向けた業務プロセスの見直しを進めます。

○AI・RPA等の活用による業務効率化

AIやRPA、ノーコード開発※などについて、優良な導入事例の共有や研修の充実等により、全庁での活用を促進します。BPR※の手法を活用して、ミスが発生しやすい作業手順の改善や業務フローの効率化を進めます。

○テレワーク環境の整備・LAN環境整備方針の策定

テレワークの試行状況を踏まえ、効果や課題等を整理し、本格実施に向けた検討を進めます。モバイルワークやペーパーレス会議等の実施に向けた無線LANの構築など、LAN環境の整備方針を策定します。

※ノーコード開発…プログラミング言語を使用せずにアプリやWebサービスを開発する手法

※BPR…Business Process Re-engineeringの略。業務手順の可視化、分析、課題抽出を行い、業務プロセスを抜本的に見直し、結合・最適化する業務改革の手法

3 DXを推進する体制の整備【新規・充実】

区のDX推進方針を策定するとともに、日々進歩するデジタル技術を存分に活用できるよう、人材の確保、職員の育成に取り組みます。

○DX推進方針の策定

DXの取組を総合的かつ効果的に、全庁をあげて推進していくための方針を策定します。方針には情報セキュリティ対策についても盛り込みます。

○専門人材の活用

国の施策や先進自治体の事例などに詳しい外部人材の登用に向けた検討や、デジタル技術の知見を有する専門技術員の増員などを進め、体制の充実を図ります。

○人材の育成

職員の意識を改革し、DXの実現に必要な能力の習得を進めるため、デジタルリテラシーの向上に向けた体系的な研修体制を構築します。

卷末資料

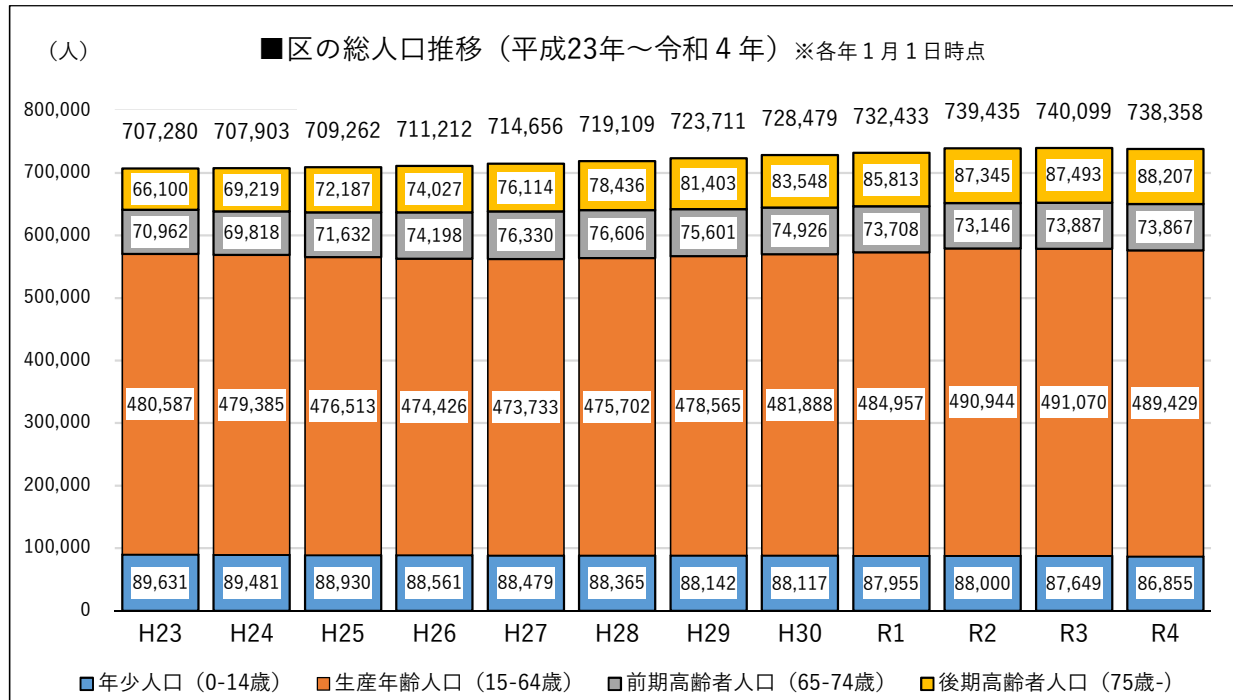
1 人口動向

1 練馬区の人口動向

(1) 人口の推移(平成23年～令和4年)

①区の総人口の推移

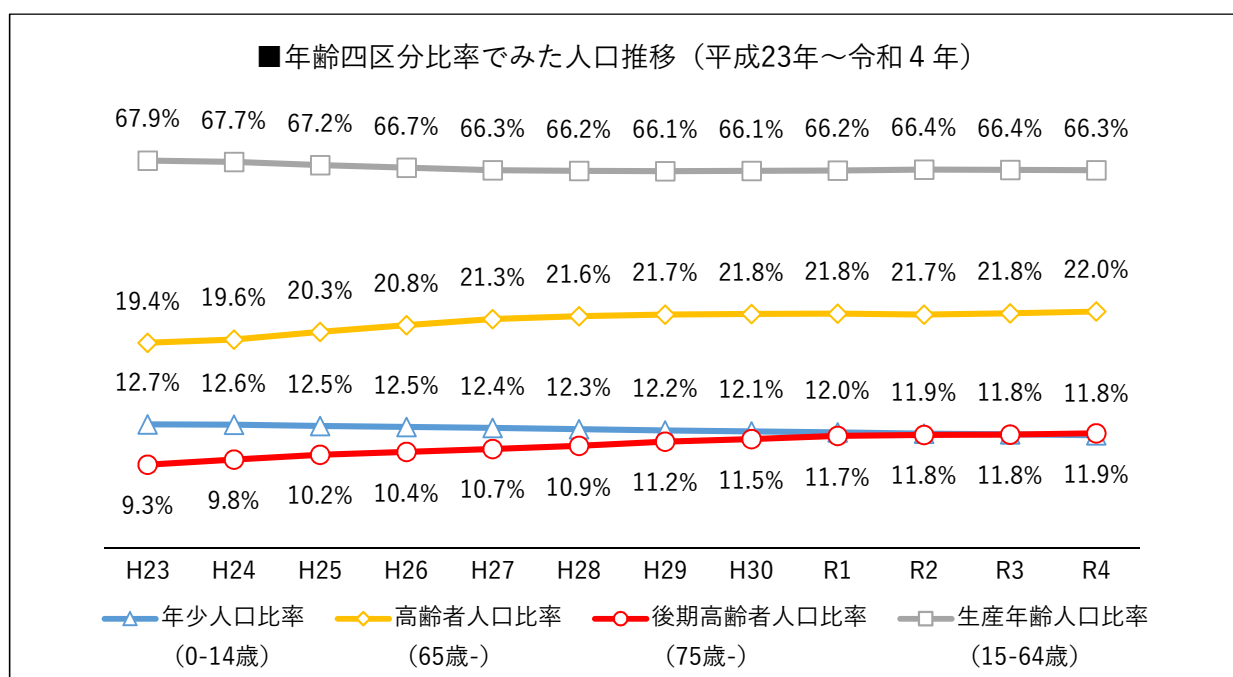
区の人口は、近年増加傾向が続いてきました。令和元年は7,000人を超える増となり、令和2年4月に74万人を突破しました。しかし、令和3年は1,741人の減になりました。



(出典) 練馬区「住民基本台帳人口」より作成

②年齢構成で見ると……

総人口を4つの年齢区分別の構成比で見ると、後期高齢者人口比率が上昇している一方、年少人口比率は一貫して低下しています。少子高齢化が確実に進んでいます。



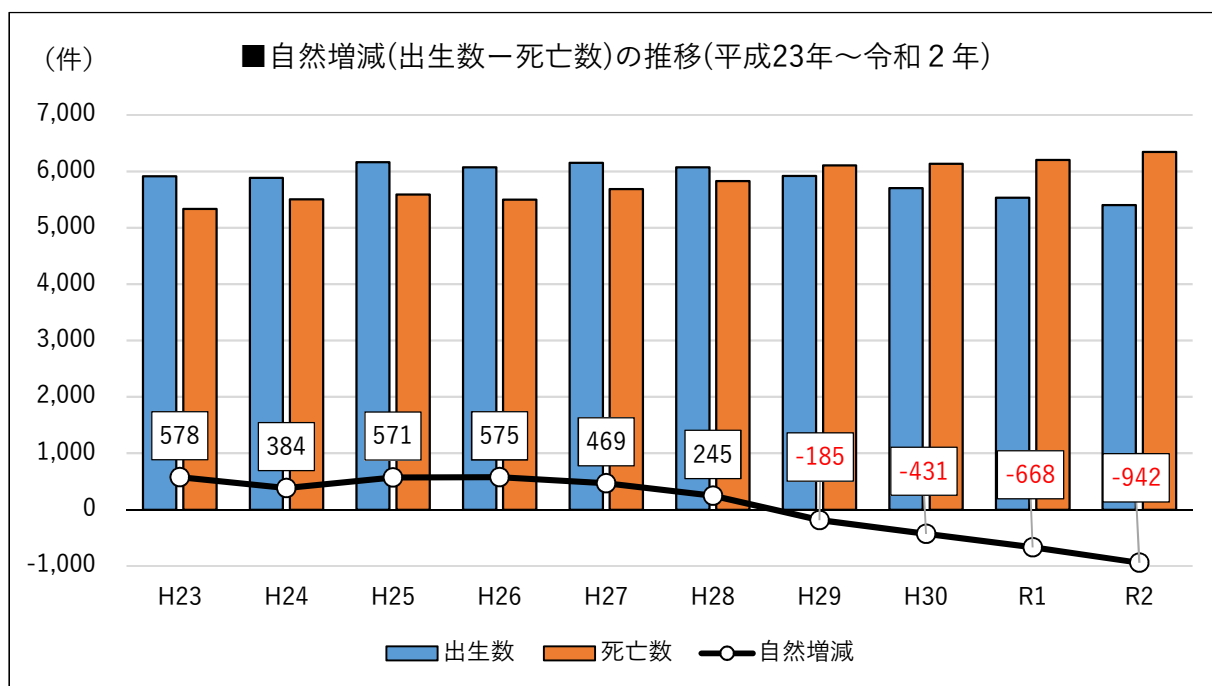
(出典) 練馬区「住民基本台帳人口」より作成

(2) 人口増減の要因

人口が増減する要因には、「①自然動態（出生・死亡）によるもの」と「②社会動態（転入・転出）によるもの」の二つがあります。

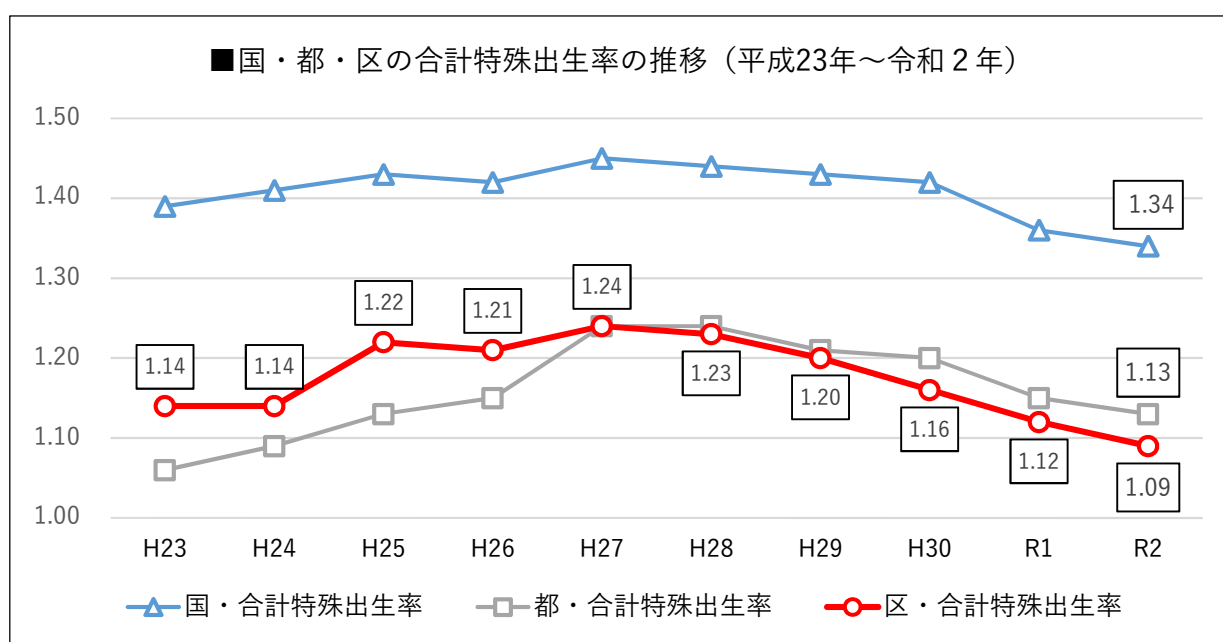
①自然動態の状況

出生数は 6,000 人前後で推移してきましたが、平成 28 年ごろから減少傾向にあります。一方、死亡数は年々増加しています。平成 29 年に初めて自然減に転じ、その後減少幅が拡大しています。



(出典) 東京都福祉保健局「人口動態統計」より作成

区の合計特殊出生率※は、平成 28 年に都を下回り、その後下落傾向が続いています。

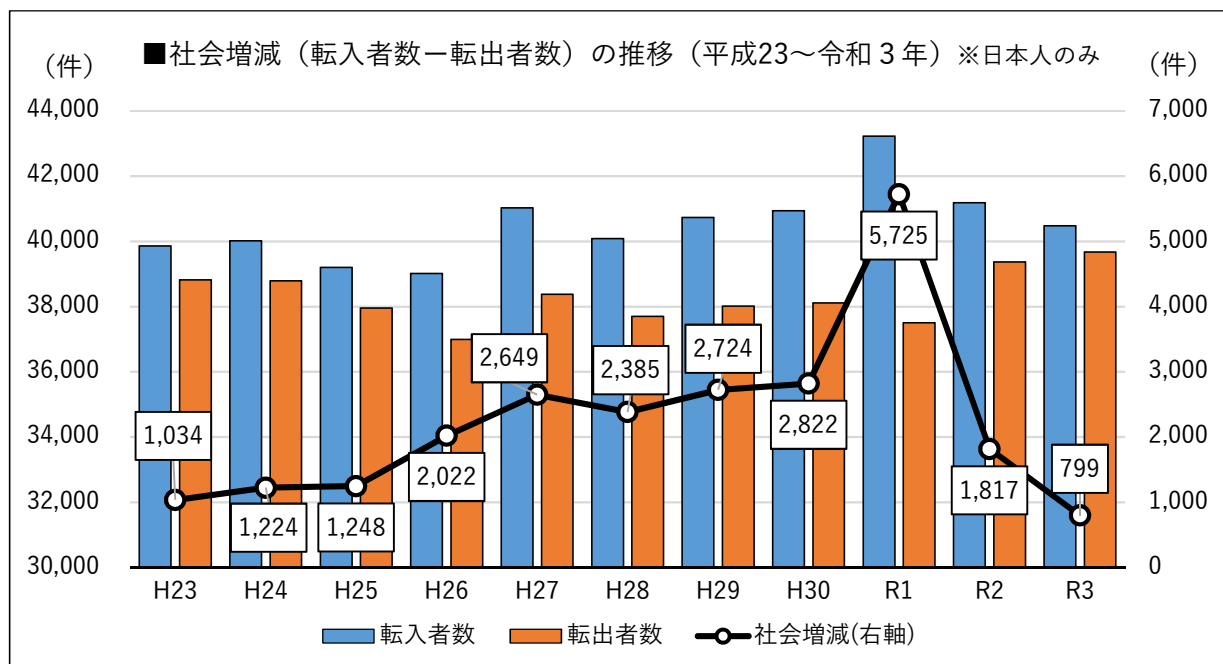


(出典) 「ねりまの保健衛生」より作成

※合計特殊出生率…15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

②社会動態の状況

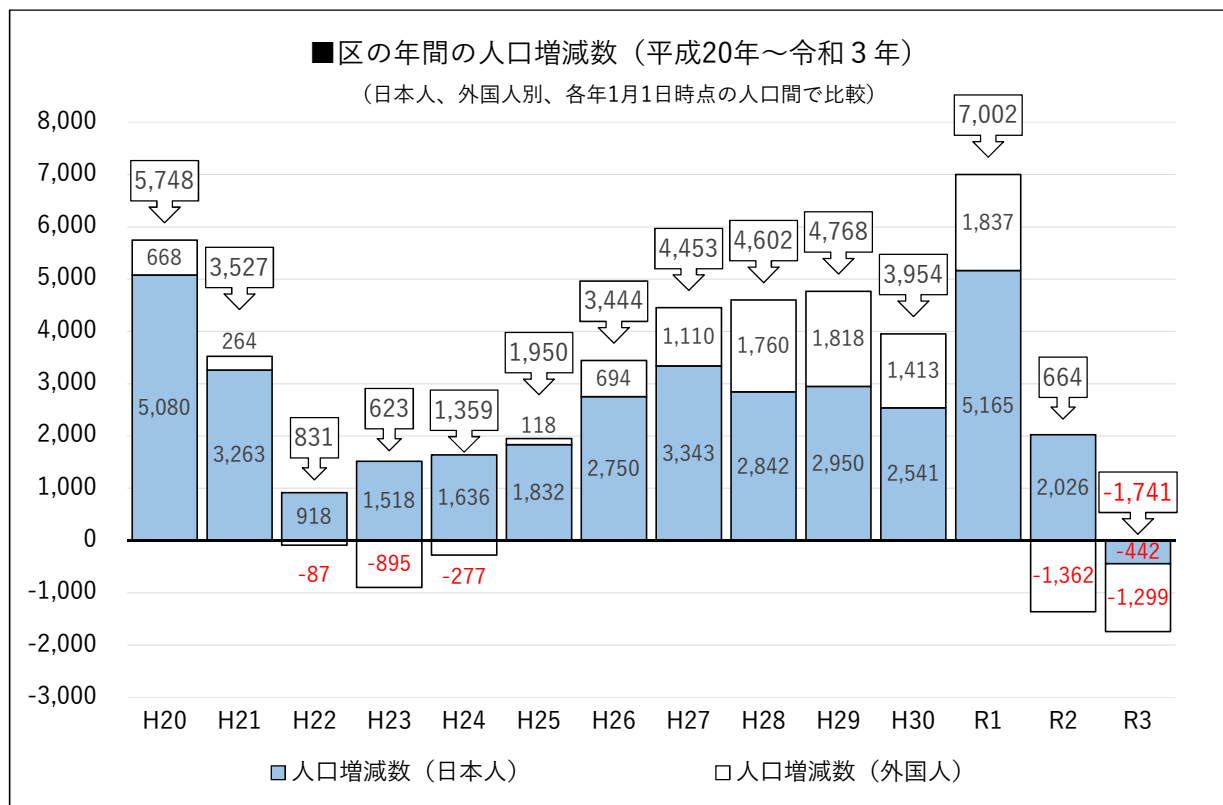
平成 23 年以降転入超過が続いていますが、令和 2 年以降は転入者数が減少し、転出者数が増加しています。



（出典）総務省「住民基本台帳人口移動報告」より作成

③直近の人口増減の特徴

外国人人口は、東日本大震災の影響により一時的に減少しましたが、その後増加傾向が続き、平成 27 年以降は 1,000 人を超える増加が続いてきました。しかし、外国人人口が令和 2 年は 1,362 人、令和 3 年は 1,299 人減少するなど、新型コロナ感染拡大の影響を大きく受けています。

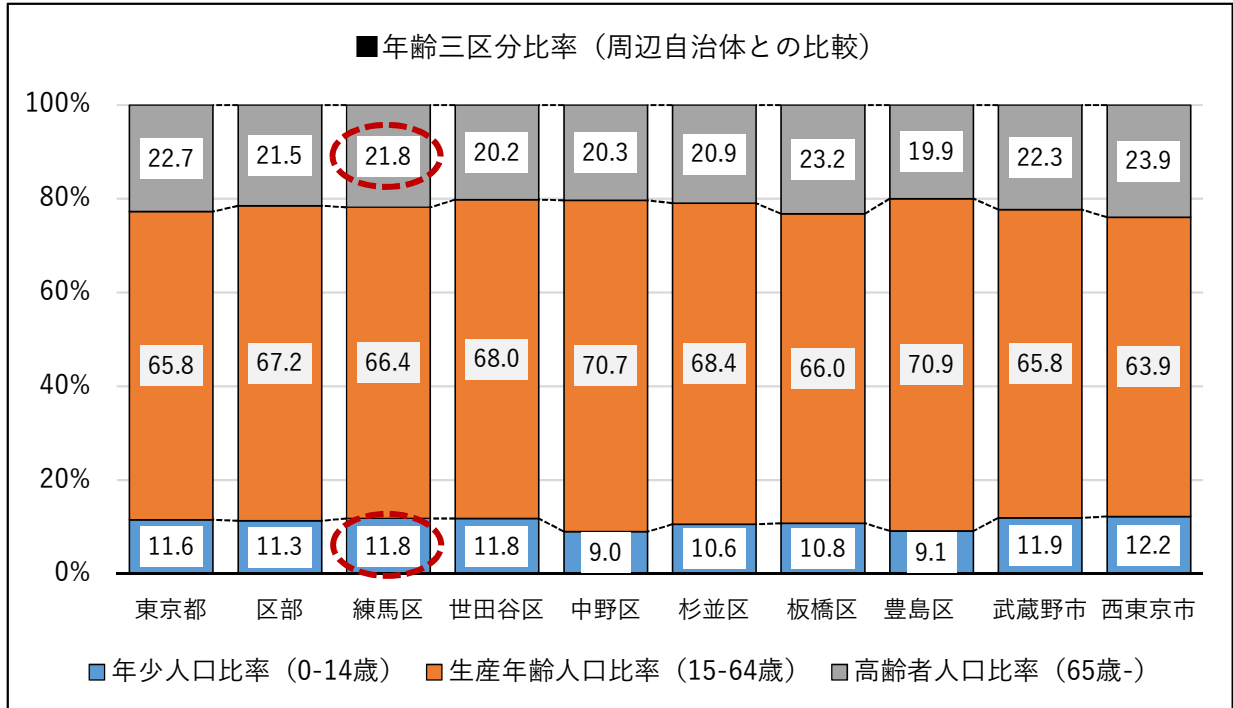


（出典）練馬区「住民基本台帳人口」より作成

2 練馬区の人口の特徴

(1) 周辺自治体との比較 ～年齢構成比でみると～

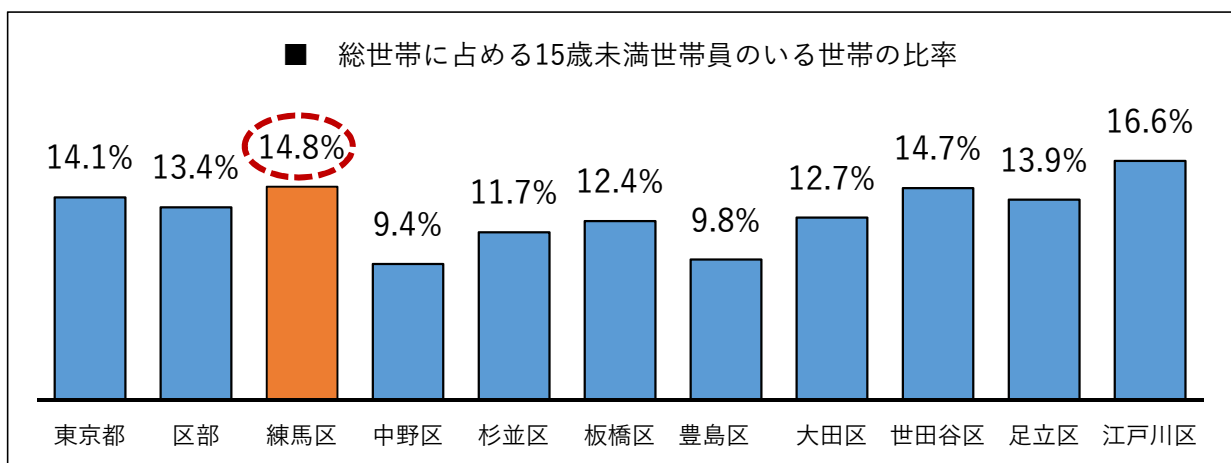
練馬区と周辺自治体の人口を年齢三区分別の構成比率で比較しています。区部平均と比較すると、年少人口比率が高い一方で、高齢者人口比率は若干高くなっています。



(出典) 東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（令和3年1月）」より作成

(2) 周辺自治体との比較 ～「子育て世帯」が多い～

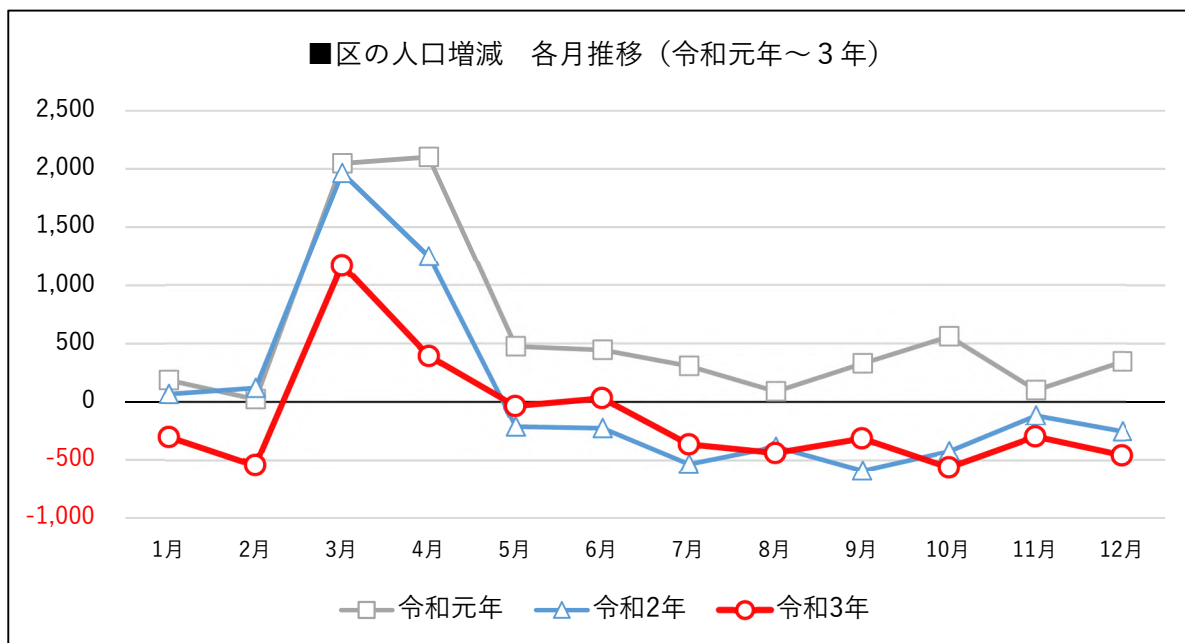
総世帯に占める「15歳未満世帯員のいる世帯」の比率でみると、14.8%と比較的高い値となっています。練馬区は子育て世帯の多い自治体と言えます。



(出典) 総務省「令和2年国勢調査」より作成

3 直近の人口動向

区の人口は、例年3・4月に進学・就職に伴う転入により人口が大きく増加する傾向にあります。令和元年は3・4月に人口が大きく増加し、それ以外の月も全て人口増でした。一方、令和3年は3・4月に人口が増加しましたが例年よりも少なく、7月以降は人口減が続いています。



（出典）練馬区「住民基本台帳人口」より作成

区の人口増を支えてきた区外からの転入超過と外国人人口のいずれもが減少しています。令和4年1月1日時点の区の人口は、令和3年1月1日時点の人口より1,741人の減となりました。

コロナ禍による人口動向の変化が一時的なものなのか、長期的なものなのか、今後の動向を注視していく必要があります。

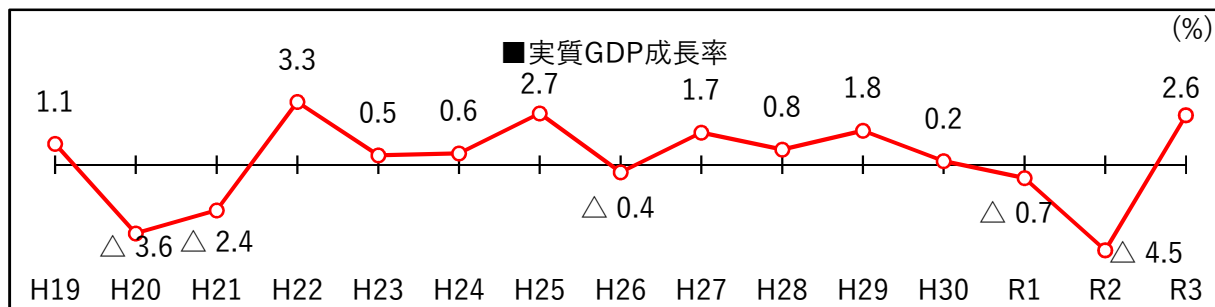
卷末資料

2 財政状況

1 日本経済の情勢

(1) 経済

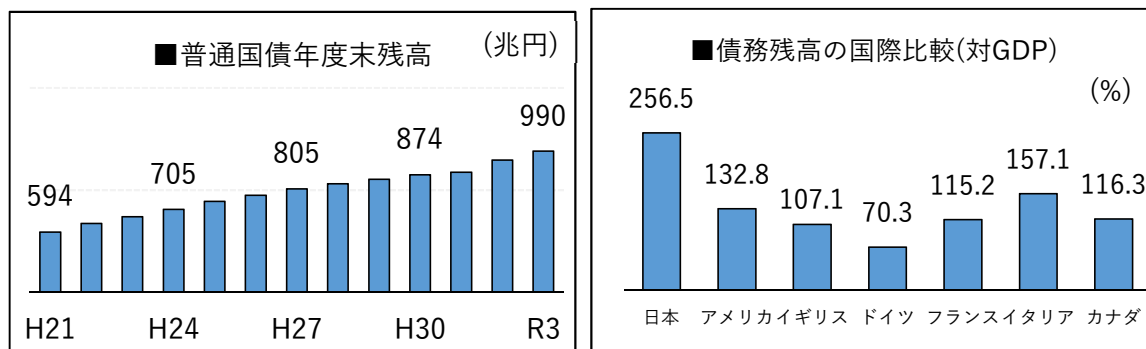
新型コロナの急速な感染拡大により、令和2年度の国内総生産(GDP)の対前年度成長率は、戦後最大の落ち込みとなるマイナス4.5%となりました。令和3年度は2.6%が見込まれていますが、感染症の再拡大や原材料価格の動向などによる下振れリスクが懸念されます。



(出典)「内閣府国民経済計算」「令和4年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」より作成

(2) 国の財政状況

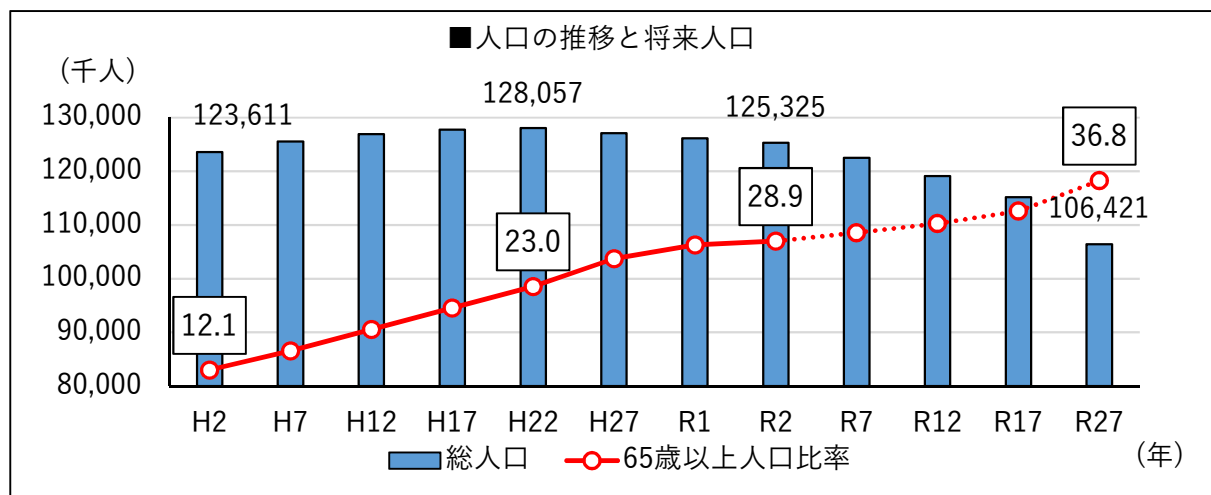
国の普通国債残高は累増し、債務残高の対GDP比は先進諸国で最悪の水準が見込まれます。



いずれも(出典)「日本の財政関係資料(令和3年10月財務省)」より作成

(3) 人口動向

世界で最も早く少子高齢化が進行しており、労働力の不足や、経済的な競争力の低下などの諸問題の深刻化が懸念されています。



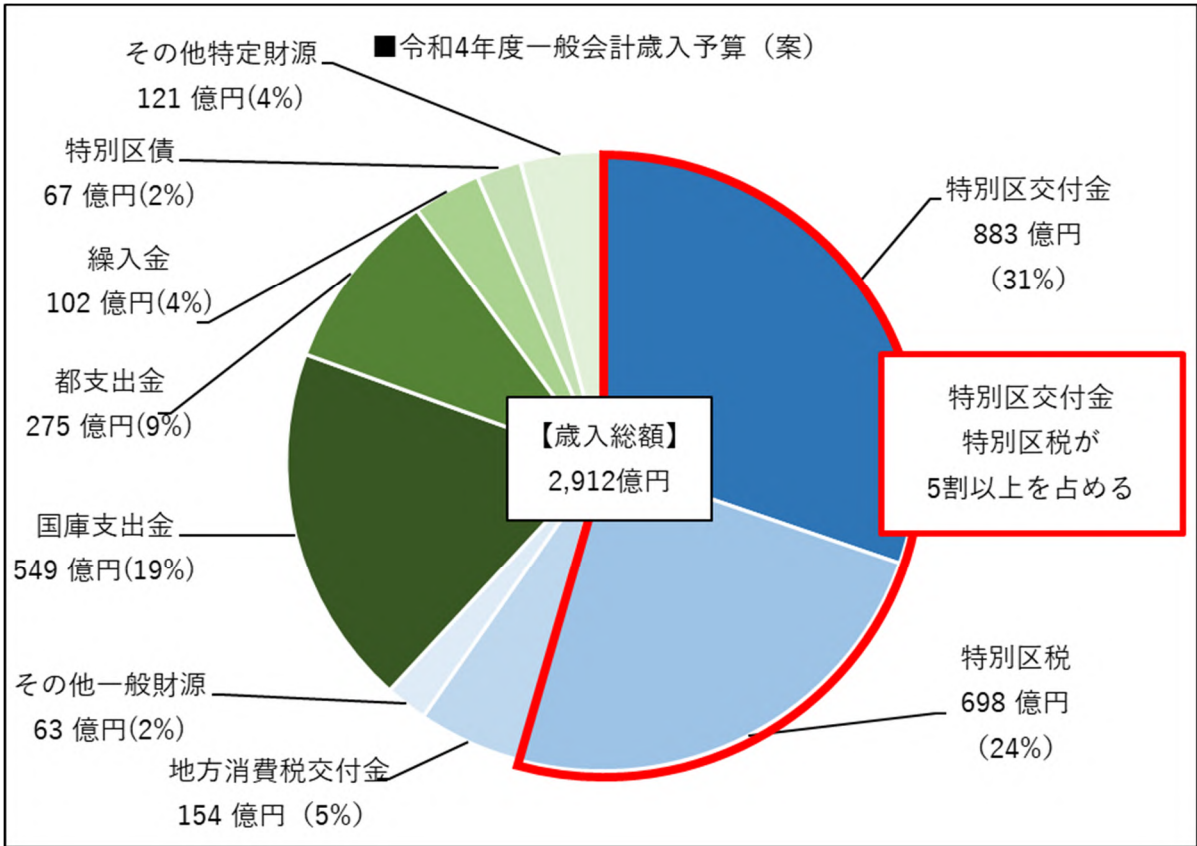
(出典)「日本の統計2021(総務省統計局)」より作成

2 区財政の状況

(1) 歳入の状況

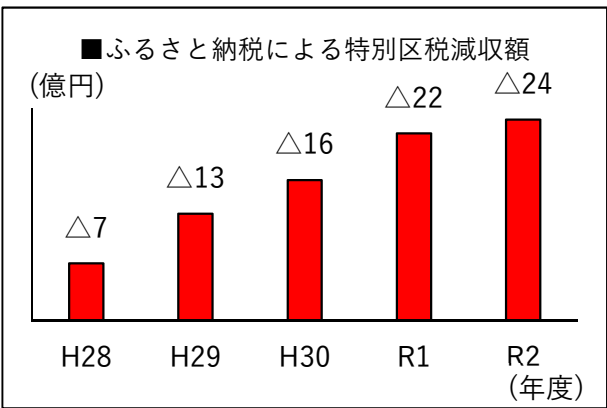
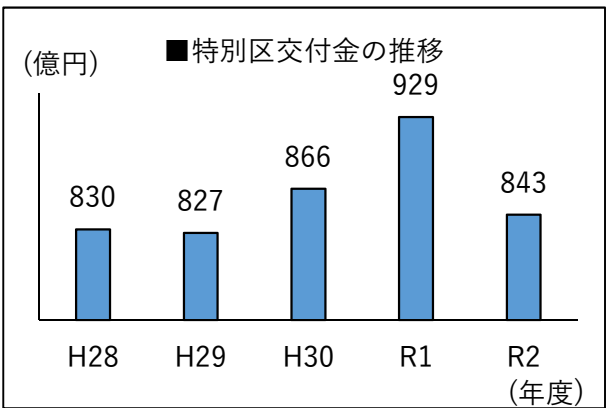
① 歳入構造

区の歳入の 5 割以上は景気動向の影響を受けやすい特別区交付金と特別区税が占めています。



② 不合理な税制改正の影響

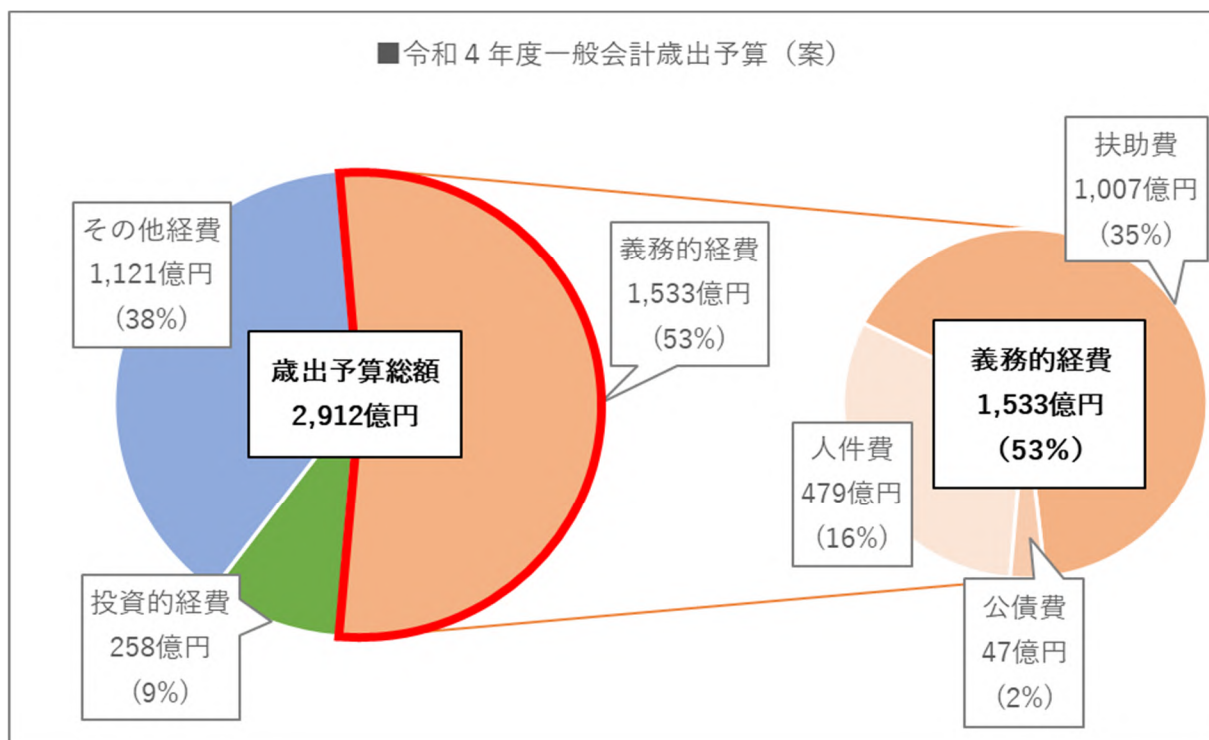
令和 2 年度決算では、特別区交付金は、地方法人税の一部国税化の影響により、交付額が前年度から 86 億円減少しました。特別区税は、ふるさと納税の影響により、24 億円の減収となりました。



(2) 歳出の状況

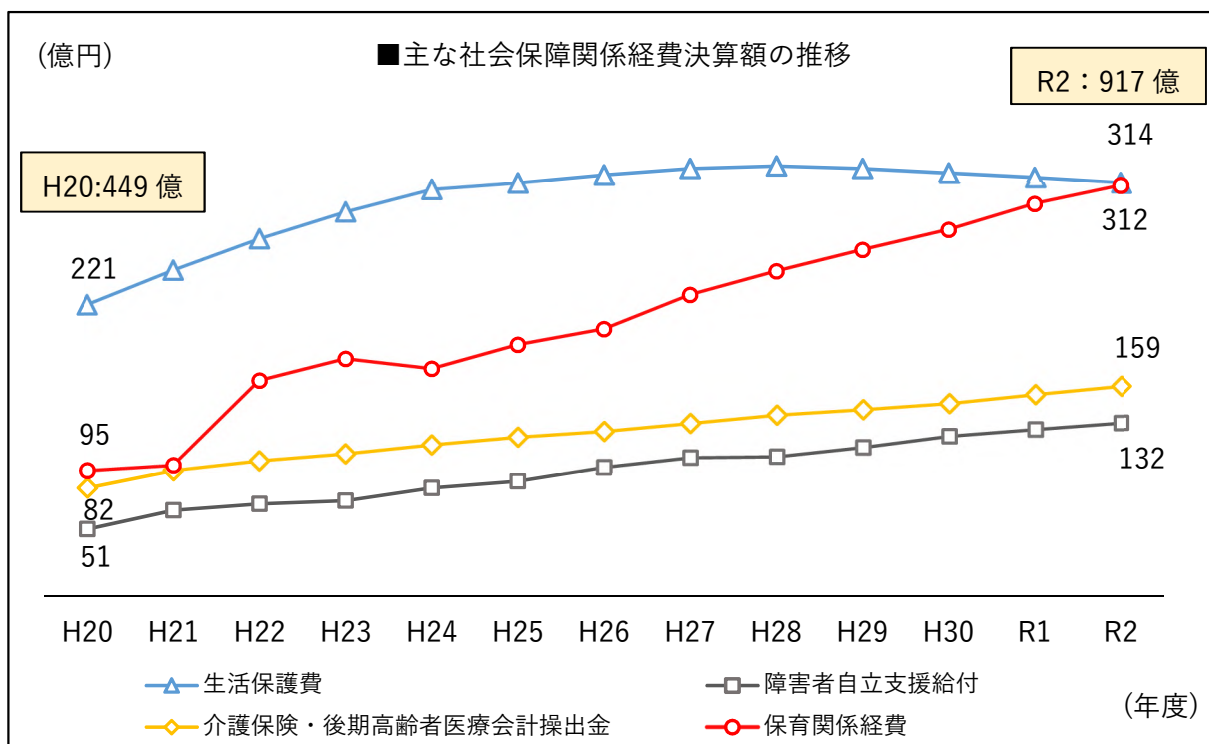
① 歳出構造

区の裁量で削減が困難な義務的経費が約 5 割であり、このうち大半を扶助費が占めています。



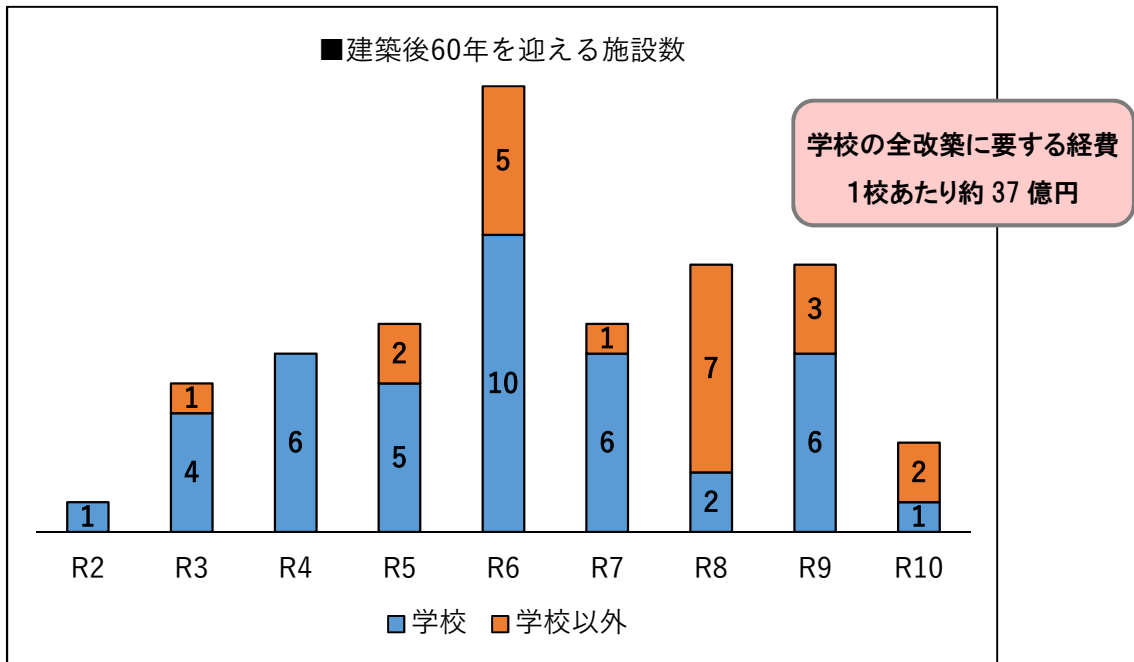
② 社会保障関係経費の増加

保育関係経費を中心とする、主な社会保障関係経費は、10 年間で倍増しています。今後も、少子高齢化の進展により増加が続く見込みです。



③ 老朽化が進む公共施設への対応経費の増加

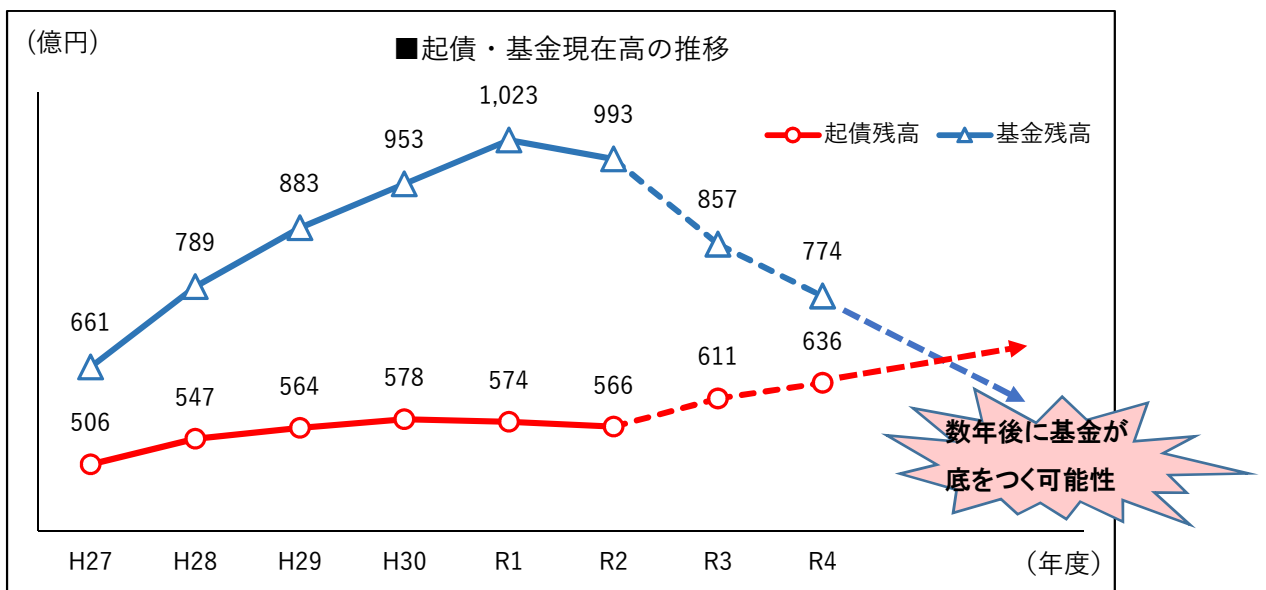
高度経済成長期に建設した区立施設が一斉に更新時期を迎えています。
施設利用者の安全・安心を確保するため、計画的な対応が必要です。



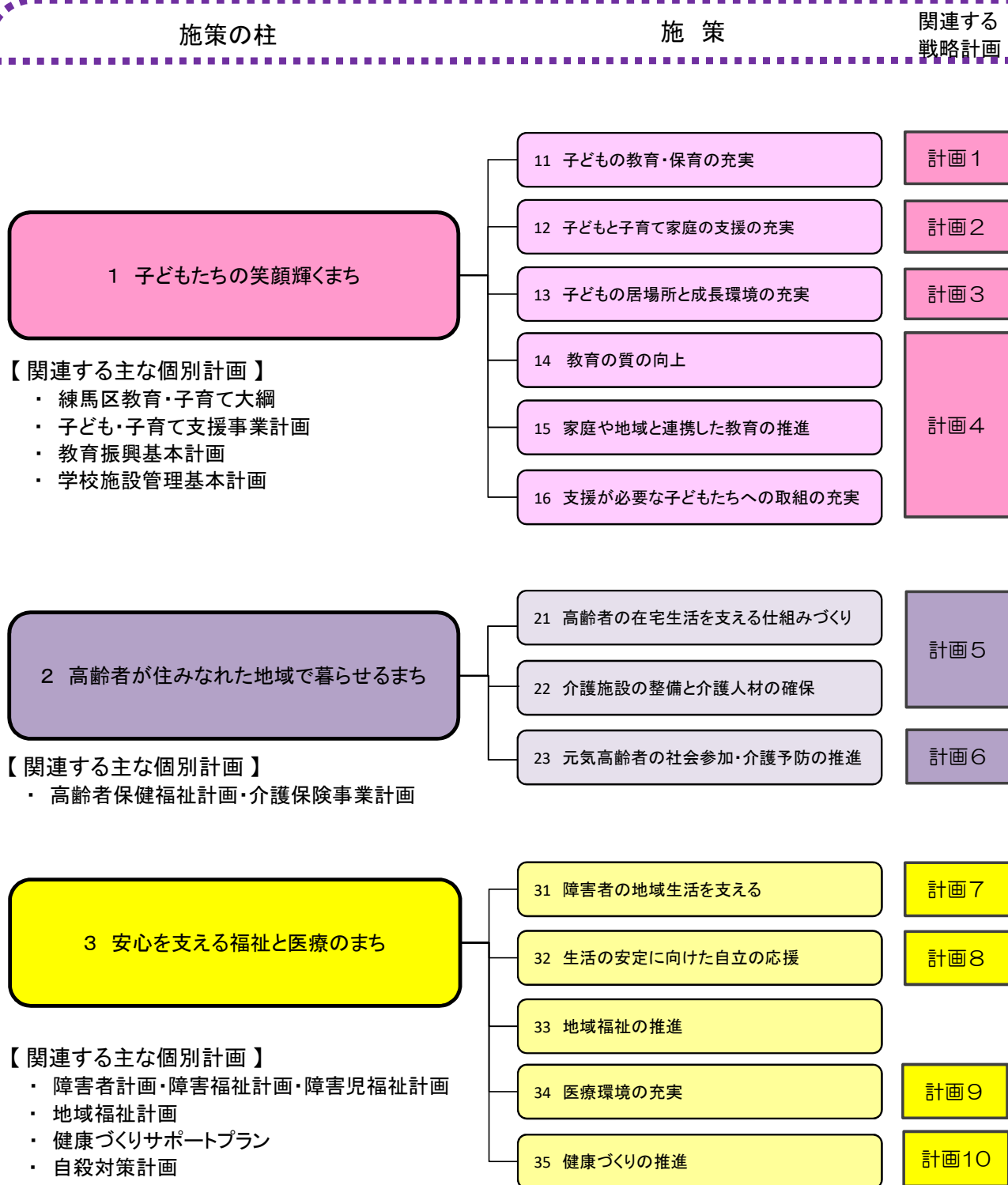
(3) 起債と基金の状況

令和3年度当初予算では、新型コロナの感染拡大による経済の落ち込みが想定されるなか、基金・起債により財源不足を補っています。令和4年度当初予算（案）においても、財源不足が発生しており、基金と起債により補う状況が続いています。

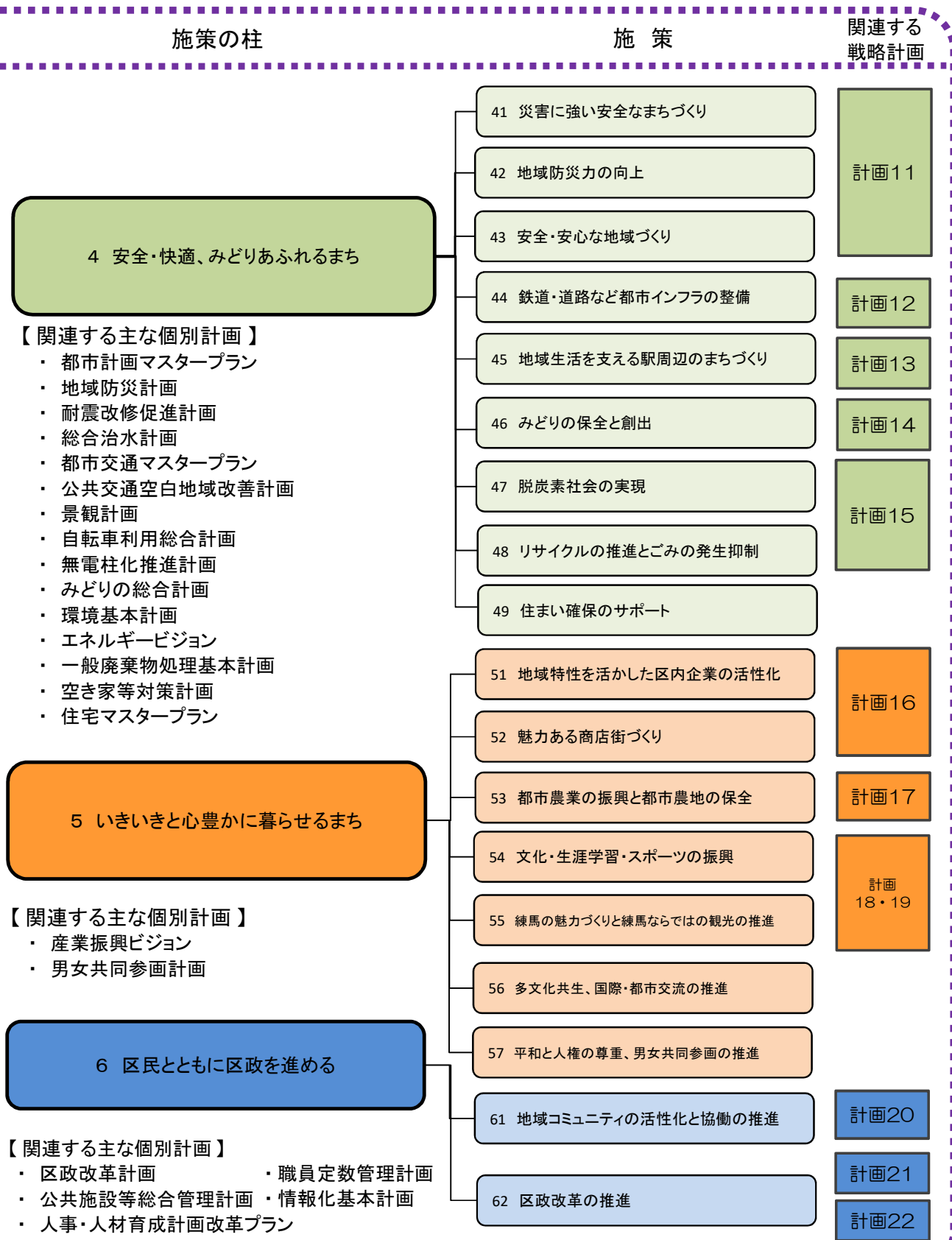
この先、同様のペースで基金・起債により財源不足を補うとすれば、数年で基金は底をつき、起債残高が膨大な金額となることが懸念されます。



施策の体系と戦略計画・個別計画の関連図



※ 複数の施策に関連する戦略計画は、最も関連性の高い施策に対応して表示しています。
戦略計画の表示がない施策も、戦略計画に関連事業があります。



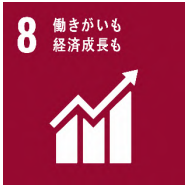
第2次みどりの風吹くまちビジョンとSDGs

SDGsとは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略であり、令和12（2030）年を年限とする国際目標です。SDGsは、持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成され、先進国を含む全ての国々の共通目標となっています。

国は、地方自治体に対し、SDGsを原動力とした地方創生の推進を求めており、区は、第2次みどりの風吹くまちビジョンを中心にあらゆる施策を通して取り組んでいます。



SDGsに掲げる17のゴール

	1 貧国をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
	2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
	6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
	8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。



10 人や国の不平等をなくそう
各国内及び各国間の不平等を是正する。



11 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



12 つくる責任つかう責任
持続可能な生産消費形態を確保する。



13 気候変動に具体的な対策を
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。



14 海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。



15 陸の豊かさも守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。



16 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



17 パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

第2次みどりの風吹くまちビジョン改定アクションプランにおける戦略計画とSDGsのゴール

施策の柱および戦略計画	特に関連するSDGsのゴール
施策の柱1 子どもたちの笑顔輝くまち	
戦略計画1 子育てのかたちを選択できる社会の実現	3, 4, 5
戦略計画2 子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実	1, 3, 5
戦略計画3 すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり	3, 5
戦略計画4 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成	1, 3, 4
施策の柱2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち	
戦略計画5 高齢者地域包括ケアシステムの確立	3
戦略計画6 元気高齢者の活躍と健康づくり・介護予防の推進	3, 8
施策の柱3 安心を支える福祉と医療のまち	
戦略計画7 障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備	3, 8
戦略計画8 ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援	1, 3, 4
戦略計画9 感染症対応力の強化と安心して医療が受けられる体制の整備	3
戦略計画10 コロナ禍を乗り越える区民一人ひとりの健康づくりを応援	3
施策の柱4 安全・快適、みどりあふれるまち	
戦略計画11 地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」	9, 11, 13
戦略計画12 みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備	9, 11
戦略計画13 魅力にあふれ利便性に富んだ駅前と周辺のまちづくり	9, 11
戦略計画14 練馬のみどりを未来へつなぐ	11, 13, 15
戦略計画15 脱炭素社会の実現に向けた総合的な環境施策の展開	7, 12, 13
施策の柱5 いきいきと心豊かに暮らせるまち	
戦略計画16 地域特性を活かした企業支援と商店街の魅力づくり	8, 9
戦略計画17 生きた農と共存するまち練馬	11, 13, 15
戦略計画18 みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまち	4
戦略計画19 みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち	3
施策の柱6 区民とともに区政を進める	
戦略計画20 区民協働による住民自治の創造	17
戦略計画21 窓口から区役所を変える	17
戦略計画22 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進	9, 17

第2次みどりの風吹くまちビジョン 改定アクションプラン【案】

令和4年（2022年）3月

発行 練馬区 企画部 企画課

所在地 〒176-8501 東京都練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所 本庁舎 6 階

電話 03-3993-1111（代表）

FAX 03-3993-1195

練馬区ホームページ <https://www.city.nerima.tokyo.jp/>

第2次 みどりの風吹くまちビジョン 改定アクションプラン (年度別取組計画)【案】

令和4年度(2022年度)

・

令和5年度(2023年度)

令和4(2022)年3月

練馬区

<目次>

年度別取組計画の見方		2
施策の柱 1 子どもたちの笑顔輝くまち		
戦略計画 1 子育てのかたちを選択できる社会の実現		4
戦略計画 2 子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実		9
戦略計画 3 すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり		13
戦略計画 4 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成		16
施策の柱 2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち		
戦略計画 5 高齢者地域包括ケアシステムの確立		28
戦略計画 6 元気高齢者の活躍と健康づくり・介護予防の推進		34
施策の柱 3 安心を支える福祉と医療のまち		
戦略計画 7 障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備		40
戦略計画 8 ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援		47
戦略計画 9 感染症対応力の強化と安心して医療が受けられる体制の整備		51
戦略計画 10 コロナ禍を乗り越える区民一人ひとりの健康づくりを応援		55
施策の柱 4 安全・快適、みどりあふれるまち		
戦略計画 11 地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」		60
戦略計画 12 みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備		69
戦略計画 13 魅力にあふれ利便性に富んだ駅前と周辺のまちづくり		83
戦略計画 14 練馬のみどりを未来へつなぐ		88
戦略計画 15 脱炭素社会の実現に向けた総合的な環境施策の展開		93
施策の柱 5 いきいきと心豊かに暮らせるまち		
戦略計画 16 地域特性を活かした企業支援と商店街の魅力づくり		98
戦略計画 17 生きた農と共存するまち練馬		101
戦略計画 18 みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまち		105
戦略計画 19 みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち		109
施策の柱 6 区民とともに区政を進める		
戦略計画 20 区民協働による住民自治の創造		112
戦略計画 21 窓口から区役所を変える		115
戦略計画 22 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進		119
令和4年・5年度の財政フレーム		123
戦略計画別事業費一覧		128

■ 年度別取組計画の見方

【見本】

3 キッズ安心メールの利用拡大

ねりっこクラブ、学童クラブ、児童館等で利用されている「キッズ安心メール」を全小学校のひろば室へ設置します。

取組の概要を
紹介しています。

No. 3 - 3		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
キッズ安心メールの 全小学校ひろば室への 設置 計65校設置	計46校設置	10校設置	9校設置	19校設置
事業費（百万円）		2	3	5

事業実施課： こども家庭部 子育て支援課

令和4年4月1日時点の組織名を記載しています。

令和4年3月末時点で見込まれる
数値・状況を記載しています。

◆「事業費」欄

- ✓ 各年度に必要な事業費を、十萬円の位を四捨五入し、百万円単位で記載しています。
- ✓ 百万円に満たない事業費については、1百万円としています。
- ✓ 令和5年度事業費については、策定時点で見込まれる金額を計上しています。
令和5年度で必要となる事業費は、当該年度の予算編成時に改めて精査します。
- ✓ 取組の一部を再掲している部分の事業費は、再掲元の事業に計上しています。

《凡例》

- ・「0」 …… 事業計画はありますが、経費を必要としないもの
- ・「***」 …… 検討・協議の結果に基づき、今後所要の経費を計上していくもの

- ✓ 改定アクションプランで新たに追加した取組には「★」マークを付けました。

例1： 事業自体を新たに年度別取組計画として位置付けた取組の場合

(2) 障害児保育および医療的ケアの充実 (★)

私立保育所での障害児保育巡回指導や地域型保育施設への区独自の障害児受入加算により、引き続き障害児保育サービスの充実を図ります。
また、医療的ケア児支援法の成立を受け、令和4年度から医療的ケア児の入園に係る選考について、一般児童より先に選考を行う「優先選考」方式を導入します。

例2： 事業の一部を新たに年度別取組計画として位置付けた取組の場合

No. 2 - 5		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
① 子ども家庭支援センターによる支援体制の充実				
虐待の再発防止等 支援事業の実施	—	開始	実施	実施

施策の柱 1

子どもたちの笑顔輝くまち

令和4・5年度の実施

1 家庭での子育て支援サービスの充実

親子が気軽に交流できる子育てのひろばの拡充等に取り組み、安心して子育てができる環境を整備します。石神井公園駅南口西地区市街地再開発事業等による区西部地域での乳幼児一時預かり事業の新たな開設に向け調整を図ります。また、利便性の向上を図るため、キャッシュレス決済を導入します。

No. 1 - 1		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
①子育てのひろば事業				
子育てのひろば 計28か所	計26か所	1か所開設	1か所開設	2か所開設
外遊び型子育ての ひろば (おひさまぴよぴよ) 計8か所	計7か所	—	1か所開設	1か所開設
②発達に不安のある 親子のひろば事業 (のびのびひろば) 月2回実施(5か所)	月2回実施(4か所) 月1回または2回実施 (1か所)	月2回実施(5か所)	実施	月2回実施(5か所)
③大きな公園などを 活用した外遊び 事業の実施	実施	実施	実施	実施
④乳幼児一時預かり事業				
区西部地域への 開設に向けた調整	—	調整	調整	調整
キャッシュレス決済 導入	検討	準備	導入	導入
⑤ファミリーサポート 事業 軽度障害児受入れ 実施	実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）		12	16	28

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課、子ども家庭支援センター

2 練馬こどもカフェの充実

民間カフェ等が無償で提供する店舗スペースを活用し、地域の幼稚園教諭や保育士等による保護者向けの子育て講座、育児相談等や乳幼児向けの教育サービスを実施し、在宅子育て世帯への支援を充実します。

また、店舗自ら子育て講座等を行う、自主運営型の練馬こどもカフェを試行・実施します。

No. 1 - 2		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
練馬こどもカフェ 計8か所	計6か所	1か所開始	1か所開始	計2か所
★ 自主運営型練馬こども カフェの実施	—	試行・検証	実施	実施
事業費（百万円）		2	3	5

事業実施課： こども家庭部 こども施策企画課

3 保育サービスの充実

(1) 保育所の拡充

待機児童ゼロを継続できるよう私立認可保育所の整備等を進め、定員を拡大するとともに、様々な子育ての形を選択できる社会の実現を目指します。

①私立認可保育所の誘致を進めるとともに、区立保育園の委託の拡大により延長保育事業を充実し、多様な保育ニーズに対応します。

②区立保育園の改築に合わせ、定員の拡大を図ります。

No. 1 - 3		年度別の取組計画			
令和5年度目標		令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
①	【認可保育所】 計206所 (定員17,341人)※1	計197所 (定員16,599人)※1、2	9所 (定員410人)※2	検討・整備※3	検討・整備※3
	延長保育 計176所	計157所	8所開始	11所開始	19所開始
②	上石神井第三保育園の改築による 定員増	解体工事	工事	工事	工事(一部)
事業費(百万円)			1,406	178	1,584

※1・・・ 翌年度4月1日時点の数値

※2・・・ 開設初年度は4・5歳児の定員に空きが生じることを踏まえ、段階的に定員を拡大していきます。

※3・・・ 令和5年度の取組計画は、ニーズ調査の結果を踏まえ検討します。

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課、保育課、保育計画調整課

(2) 障害児保育および医療的ケアの充実 ★

私立保育所での障害児保育巡回指導や地域型保育施設への区独自の障害児受入れ加算により、引き続き障害児保育サービスの充実を図ります。

また、医療的ケア児支援法の成立を受け、令和4年度から医療的ケア児の入園に係る選考について、一般児童より先に選考を行う「優先選考」方式を導入します。

No. 1 - 4		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
医療的ケア児への新支援方針の策定、実施【再掲】※1	現行方針の検証	策定	実施	実施
私立保育所等における障害児受入数の拡大	開始	拡大	拡大	拡大
医療的行為を必要とする児童への医療的ケアの充実	実施	充実	実施	充実
事業費（百万円）		51	51	102

※1・・・計画4 事業No.4-3の再掲

事業実施課：教育振興部 学務課、こども家庭部 子育て支援課、保育課

4 「練馬こども園」の充実

区独自の幼保一元化の取組として、年間を通して9時間から11時間の預かり保育や3歳未満児の保育を行う私立幼稚園を「練馬こども園」として認定しています。保護者の就労形態やニーズの多様化に 대응するため、引き続き拡大を図り、練馬ならではの幼保一元化を目指します。

No. 1 - 5		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
練馬こども園 計27園	計25園	1園認定	1園認定	2園認定
区立幼稚園3園の 練馬こども園化	検討	検討	検討	検討
事業費（百万円）		6	6	12

事業実施課：こども家庭部 こども施策企画課、教育振興部 学務課

5 ICTを活用した保育関連サービスの拡充

子育て世帯の負担軽減と利便性向上を図るため、マイナポータル※¹を活用し、保育園入園申請のオンライン手続を導入します。

また、令和5年度までに、区内保育所のICT導入率100%を目指します。

No. 1 - 6		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
保育園入園申請のオンライン手続の導入	検討	導入	実施	実施
★ 保育所のICT化推進				
区立園(直営)のICT導入	導入準備	導入	実施	実施
区立園(委託)のICT導入	19園で導入	3園で導入	4園で導入	実施
私立園等へのICT導入補助	実施	実施	—	実施
事業費(百万円)		86	49	135

※ 1 マイナポータル… 各個人がマイナンバーカードによる認証を行うことで、パソコンやスマートフォンから利用できるインターネット上の専用サイトです。やりとり履歴(情報提供等記録表示)やあなたの情報(自己情報表示)、ぴったりサービス(子育てに関するサービス検索・オンライン申請)等の機能があります。

事業実施課：こども家庭部 保育課、保育計画調整課

令和4・5年度の実施

1 乳幼児親子の身近な相談場所の拡充

乳幼児を抱える保護者が身近な場所で気軽に子育てに関する相談ができる環境を整備します。

No. 2 - 1		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
①外遊び型子育ての ひろば事業 (おひさまびよびよ) (8か所) 相談員の配置 計8か所	計7か所配置	—	1か所配置	1か所配置
②児童館学童クラブ室 を活用した子育て ひろば(にこにこ) (17か所) 相談員の配置 計6か所	計2か所配置	2か所配置	2か所配置	4か所配置
③発達に不安のある 親子のひろば事業 (のびのびひろば) (5か所)【再掲】※1 月2回実施(5か所)	月2回実施(4か所) 月1回または2回実施 (1か所)	月2回実施(5か所)	実施	月2回実施(5か所)
事業費(百万円)		0	1	1

※1・・・計画1 事業No.1-1の再掲

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課、子ども家庭支援センター

2 成長発達に関わる相談サポート体制の充実

妊娠や子育ての不安感や孤立感を軽減するために妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を充実します。

①妊娠・子育て相談員による全ての妊婦との面談・支援を引き続き実施します。また、育児不安や産後うつにつながるがないよう、出産直後から利用できる産後ケア事業の利用可能日数(回数)を拡大します。多胎児世帯に対しては、更に利用可能日数(回数)を増やします。

②子どもの成長・発達に不安や悩みを抱える保護者の相談に、速やかに応じられるよう、保健相談所の心理相談員を増員するとともに、家庭等への訪問を開始するなど、相談体制を充実します。

No. 2 - 2		年度別の取組計画			
令和5年度目標		令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
★	① 妊娠・子育て相談員による全ての妊婦との面談・支援の実施	実施	実施	実施	実施
	産後ケア事業の充実	実施	充実	実施	充実
★	② 保健相談所の相談体制の充実	心理相談員の配置 (6名)	増員 相談体制の充実	実施	充実
事業費 (百万円)			114	114	228

事業実施課：健康部 健康推進課、保健相談所

3 母子健康電子システムの運用

妊婦健診や乳幼児健診等の結果を電子化して記録する母子健康電子システムの運用を開始します。ご家庭の事情に合わせてどこの保健相談所でも健診や相談を受けられるようになります。健診等の結果を、保護者などが「ねりますくすくアプリ(電子母子手帳アプリ)」※1から閲覧・共有できるようになります。

No. 2 - 3		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
母子健康電子システムの運用	母子健康電子システムの構築 ねりますくすくアプリの開始	運用	運用	運用
事業費（百万円）		30	30	60

※1 ねりますくすくアプリ・・・健診記録や予防接種のスケジュール、育児のアドバイスなど、子育て情報の取得がスマートフォンで手軽にできるアプリ

事業実施課：健康部 健康推進課、保健相談所

4（仮称）ねりま子育て支援アプリの導入 ★

希望する子育て支援サービスを“知る・探す・申し込む”が簡単にできる「（仮称）ねりま子育て支援アプリ」を導入します。導入にあたっては「ねりますくすくアプリ」と連携し、利便性を向上させます。

No. 2 - 4		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
子育て支援アプリの構築	—	検討	構築	構築
事業費（百万円）		0	***	0

事業実施課：健康部 健康推進課、こども家庭部 こども施策企画課

5 児童相談体制「練馬区モデル」の進化

子どもや子育て家庭が地域で安心して暮らし続けられるようにするため、地域におけるきめ細かく継続的な支援を行います。

虐待の再発防止等支援事業として、一時保護解除後の家庭復帰ケースなどへの訪問支援を、区の子ども家庭支援センターに加え地域の子ども家庭支援センターが実施します。

都営住宅(上石神井四丁目団地)の建替えにあわせて、地域の子ども家庭支援センター分室を新設します。

都と協働で対応する「練馬区虐待対応拠点」を区の子ども家庭支援センター内に設置し、都区合同の調査や家庭訪問など、着実に成果を上げてきました。

都は、令和6年度に(仮称)都立練馬児童相談所を区の子ども家庭支援センターと同一施設内に設置します。都と区の連携を強化し、児童相談体制を更に充実します。

No. 2 - 5		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
① 子ども家庭支援センターによる支援体制の充実				
★ 虐待の再発防止等支援事業の実施	—	開始	実施	実施
★ 地域子ども家庭支援センター分室(上石神井)の新設工事(一部)	—	工事	工事	工事(一部)
施設型子どもショートステイ事業等の充実	実施	充実(乳児)	更なる充実に向けた検討	充実
家庭型子どもショートステイ事業の実施	実施	実施	実施	実施
専門職員の増員	心理8人、福祉26人、保健師4人、会計年度任用職員相談員10人	増員	増員	増員
② 都区連携による迅速かつ一貫した児童虐待対応の推進				
練馬区虐待対応拠点における都児童相談センターとの連携強化	設置	充実	充実	充実
事業費(百万円)		107	95	202

事業実施課： こども家庭部 子ども家庭支援センター

＜都による児童相談所の設置＞

令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
(仮称)都立練馬児童相談所の設置工事	調整	設計	工事	工事
事業費(百万円)		11※1	***	11

※1・・・ 事業費は都が負担

令和4・5年度の取組

1 ねりっこクラブの全小学校での実施

小学校の施設を活用して、「学童クラブ」と「ひろば事業」のそれぞれの機能や特色を維持しながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」を実施し、すべての小学生に安全かつ充実した放課後や長期休業中の居場所を提供します。早期の全校実施を目指します。

ねりっこクラブを実施していない学校では、夏休み居場所づくり事業を実施し、児童の居場所を確保していきます。

No. 3 - 1		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
ねりっこクラブの実施 計52校	計37校	8校 開始	7校 開始	15校 開始
夏休み居場所づくり 事業の実施	実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）		2,530	2,896	5,426

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課

2 障害児および医療的ケアが必要な児童の受入れ体制の充実 ★

学童クラブの入会を希望する障害児や医療的ケアが必要な児童が、安心して学童クラブでの生活を送れるよう受入れ枠を拡大するとともに医療的ケア児の優先選考を実施します。

No. 3 - 2		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
医療的ケア児への 新支援方針の策定、 実施【再掲】※1	現行方針の検証	策定	実施	実施
障害児等受入れ体制の 充実	障害児受入枠280人	充実	充実	充実
事業費（百万円）		43	45	88

※1・・・計画4 事業No.4-3の再掲

事業実施課：教育振興部 学務課、こども家庭部 子育て支援課、保育課

3 キッズ安心メールの利用拡大

ねりっこクラブ、学童クラブ、児童館等で利用されている「キッズ安心メール」を全小学校のひろば室へ設置します。

No. 3 - 3		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
キッズ安心メールの 全小学校ひろば室への 設置 計65校設置	計46校設置	10校設置	9校設置	19校設置
事業費（百万円）		2	3	5

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課

関連する事業

1 児童館の機能の見直し

小学生の居場所となる「ねりっこクラブ」の拡大に合わせ、児童館等の機能を見直します。

- ①中学生・高校生向け事業を充実します。
- ②学童クラブ室を活用した子育てのひろば「にこにこ」へ相談員を配置し、乳幼児と保護者向けのサービスの充実を図ります。
- ③地域の子育て関連施設や地域のイベントで出前児童館を開催し、地域における子育て支援の拠点として区民や地域団体との連携を強化します。

No. 3 - 4		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
①中学生・高校生向け事業の充実	実施	充実	充実	充実
②児童館学童クラブ室を活用した子育てひろば(にこにこ)(17か所)【再掲】※1 相談員の配置 計6か所	計2か所配置	2か所配置	2か所配置	4か所配置
③出前児童館の充実	実施	充実	充実	充実
事業費(百万円)		1	1	2

※1・・・計画2 事業No.2-1の再掲

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課

令和4・5年度の取組

1 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

(1) 不登校対策の充実

練馬区教育委員会不登校対策方針に基づき、様々な課題を抱える子どもへのサポート体制の充実を図ってきましたが、不登校児童・生徒数は依然増加しています。
令和3年度から4年度にかけて不登校の実態や児童・生徒をとりまく環境を把握する調査を実施します。調査結果とこれまでの取組について分析と検証を行い、不登校対策を見直します。
また、児童・生徒に配備されたタブレットパソコン等を利用して、令和3年度に開始したオンライン相談に加え、学習指導協力員による不登校児童・生徒への学習支援を新たに開始します。

No. 4 - 1		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
★ 不登校対策の見直し	実態調査 (追跡調査)	実態調査 (支援環境調査) 分析	見直し	見直し
★ ICTを活用した相談・ 学習支援の実施	一部実施	開始	実施	実施
事業費（百万円）		6	1	7

事業実施課：教育振興部 学校教育支援センター

(2) 学習支援事業「中3勉強会」の実施

経済的な支援を必要とする家庭の中学3年生を対象に、基礎学力の定着を目的とした学習支援を行います。

No. 4 - 2		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
中3勉強会 (7か所) 年間80回	年間80回	実施	実施	実施
事業費（百万円）		76	76	152

事業実施課：教育振興部 学校教育支援センター

(3) 学校等における医療的ケア児への新たな支援方針の策定 ★

令和3年6月に医療的ケア児支援法が成立したことを受け、福祉、医療と連携し、医療的ケア児に対する新たな方針を策定し、方針に基づく支援を実施します。

No. 4 - 3		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
医療的ケア児への 新支援方針の策定、 実施	現行方針の検証	策定	実施	実施
事業費（百万円）		35	35	70

事業実施課：教育振興部 学務課

(4) ヤングケアラーへの支援の充実 ★

ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるため、実態調査や啓発、研修に取り組みます。また、教育、子育て、福祉などの各部門が連携した相談・支援体制を充実します。

No. 4 - 4		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
実態調査の実施	一部実施	実施	実施	実施
啓発、研修の実施	一部実施	実施	実施	実施
相談・支援体制の充実	検討	検討・充実	実施	実施
事業費（百万円）		3	***	3

事業実施課：福祉部 生活福祉課
健康部 保健相談所
教育振興部 教育指導課、学校教育支援センター
こども家庭部 子ども家庭支援センター

2 教育の質の向上

(1) ICTを活用した教育内容の充実

各校におけるICT活用推進リーダーを育成する研修を実施するとともにICT支援員や「教育ICT実践事例集」の活用により、教員全体のICT活用能力を高めます。また、通信環境を強化し、ICTを活用した教育効果の高い授業を実施していきます。

No. 4 - 5		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
教員全体のICT活用能力の向上	実施	実施	実施	実施
★ 教育ネットワーク回線の充実	実施	充実	—	充実
★ 教員用タブレットパソコンの配備	全児童生徒へタブレットパソコンの配備	配備	—	配備
★ デジタル教科書の導入に向けた検討	—	検討	検討	検討
事業費（百万円）		408	327	735

事業実施課：教育振興部 教育施策課、教育指導課

(2) 学校図書館管理員の全校配置

区立小中学校の学校図書館において、より統一した対応を図るため、業務委託による学校図書館管理員を全校に配置します。

No. 4 - 6		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
★ 学校図書館管理員の配置	配置	全校配置	—	全校配置
事業費（百万円）		191	0	191

事業実施課：教育振興部 教育指導課

(3) 小中学校の改築等の推進

築50年以上の学校施設が半数以上を占めており、児童・生徒の安全で快適な教育環境を保持するため、計画的な改築・改修が必要です。施設の長寿命化の適否を判断し、長寿命化に適する建物は、原則として築60年を目途に長寿命化改修を行い、目標使用年数を80年とします。その他の建物は、築60年を目途に改築します。

No. 4 - 7		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
① 関町北小学校 工事(完了)	工事	工事	工事	工事(完了)
② 上石神井北小学校 工事(一部)	実施設計 工事	工事	工事	工事(一部)
③ 旭丘小学校 旭丘中学校※ ¹ 工事(一部)	実施設計	実施設計	工事	工事(一部)
★ ④ 向山小学校 実施設計	—	基本設計	実施設計	実施設計
★ ⑤ 田柄中学校 実施設計	—	基本設計	実施設計	実施設計
★ ⑥ 練馬東小学校 基本設計	—	—	基本設計	基本設計
★ ⑦ 豊溪小学校 基本設計	—	—	基本設計	基本設計
★ ⑧ 石神井南中学校 長寿命化改修設計	—	—	設計	設計
事業費(百万円)		1,942	4,200	6,142

※ 1・・・旭丘小学校・旭丘中学校は、施設一体型小中一貫教育校として設置

事業実施課：教育振興部 学校施設課

(4) 小中学校体育館の空調設備の整備

既存の小中学校体育館に空調設備を整備します。

No. 4 - 8		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
設置完了 計73校	計41校	16校	16校	32校
事業費（百万円）		1,521	855	2,376

事業実施課： 教育振興部 学校施設課

(5) 小中学校トイレの改修

小中学校のトイレは、平成29年度までに1系統目の改修を終了しました。未改修の2系統目以降のトイレについて、便器洋式化、床ドライ化、配管取替、バリアフリー化等の整備を進めていきます。

No. 4 - 9		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
工事完了 計24校	計13校	5校	6校	11校
事業費（百万円）		395	582	977

事業実施課： 教育振興部 学校施設課

(6) 区立学校の適正配置

今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置のあり方に関する新たな基本方針を検討します。

No. 4 - 10		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
★ 新たな基本方針の検討	検討	検討	検討	検討
事業費（百万円）		1	1	2

事業実施課： 教育振興部 教育施策課

(7) 小中一貫教育の推進

① 小中一貫教育推進

これまで、小中一貫教育の研究・実践を全校で行ってきました。これらの取組の検証と成果をもとに、9年間を見通した取組プログラムを作成し、小中一貫教育の更なる推進を図ります。

② 旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の整備

旭丘小学校・旭丘中学校を小中一貫教育校として改築します。引き続き、保護者や地域の意見を聞きながら取り組んでいきます。

No. 4 - 11		年度別の取組計画			
令和5年度目標		令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
★ ①	小中一貫教育の 取組プログラムの 作成	研究・実践	検証	作成	作成
② 旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の整備					
	地域との調整	調整	調整	調整	調整
	工事	実施設計	実施設計※ ¹	工事※ ¹	工事
事業費（百万円）			3	3	6

※ 1・・・設計、工事に伴う経費は、事業No.4-7に計上しています。

事業実施課：教育振興部 教育施策課、教育指導課

(8) 若手教員の育成の強化

ベテラン教員の大量退職や35人学級編制の実施、小学校教科担任制の導入等に伴い、若手教員の大量採用が見込まれます。若手教員の実践的な指導力の向上を図るため、研修内容を充実します。また、教育アドバイザー（元校長）の配置を拡大し、若手教員のサポート体制を強化します。

No. 4 - 12		年度別の取組計画			
令和5年度目標		令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
★	若手教員研修の充実	実施	充実	実施	充実
★	教育アドバイザーの 配置拡大	配置	拡大	拡大	拡大
事業費（百万円）			2	2	4

事業実施課：教育振興部 教育指導課

(9) 教員の働き方改革

教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、児童生徒一人ひとりに応じた指導を充実するため「練馬区立学校(園)の教員の働き方改革推進プラン」に基づき、教員の業務改善(働き方改革)を引き続き進めます。

①教員サポート人材の配置拡大

副校長補佐およびスクール・サポート・スタッフの配置を拡大します。

②部活動指導員の配置拡大

部活動指導員の配置を拡大します。

No. 4 - 13		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
★ ①教員サポート人材の配置拡大	配置	拡大	拡大	拡大
★ ②部活動指導員の配置拡大	配置	拡大	拡大	拡大
事業費（百万円）		331	377	708

事業実施課：教育振興部 教育指導課

(10) 英語教育の充実

グローバル社会でたくましく生き抜く「英語力」と「コミュニケーション能力」の基礎を身に付けた児童・生徒の育成を目標に、小・中学校連続した英語教育を実施します。

「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能のバランスのとれた英語力の向上を目指すため、中学2年生に続き小学6年生に、英語4技能検定を導入します。また、令和4年度から、中学1年生を対象とした夏季イングリッシュキャンプを実施します。

No. 4 - 14		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
★ 英語4技能検定の実施 中学2年生 小学6年生	実施 —	実施 開始	実施 実施	実施
★ 夏季イングリッシュキャンプの実施	検討	試行	実施	実施
事業費（百万円）		90	101	191

事業実施課：教育振興部 教育指導課、保健給食課

3 家庭や地域と連携した教育の推進

(1) 家庭や地域との協働による学校運営と教育活動の推進

①地域と協働した学校運営の推進

地域未来塾をはじめとする、これまで行ってきた「学校・地域連携事業」のあり方を検証し、地域と連携した教育活動を更に充実するために、区ならではの家庭や地域と協働した学校運営について研究します。

②地域未来塾の充実

学習習慣が十分身に付いていない児童・生徒を対象として、放課後の空き教室等で学習支援を行う「地域未来塾」の実施校を拡大します。

③農業者と連携した体験学習の充実

区の特徴である都市農業を生かした小学校での学習モデルの作成や、希望する学校への農業者の紹介を通じて、農業者と連携した体験学習を充実します。

No. 4 - 15		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
★ ①地域と協働した学校 運営	検討	検証	検証	検証
②地域未来塾の拡大	実施 (79校)	拡大	拡大	拡大
★ ③農業者と連携した 体験学習の充実	実施	充実	充実	充実
事業費（百万円）		10	10	20

事業実施課：教育振興部 教育指導課

(2) 校外学習の見直し・充実

コロナ禍での校外学習の安全実施や少年自然の家の老朽化等を踏まえ、校外学習（移動教室・臨海学校）や校外学習施設のあり方等の見直し・充実に向けた検討を進め、方針を策定しました。

令和4年度から本方針に基づき、中学1年生を対象とした臨海学校を廃止し、夏季イングリッシュキャンプを新たに実施します。また、小学生を対象とした都市農業を活かした体験学習を拡充します。

No. 4 - 16		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
新方針に基づく校外学習の実施	方針の策定	実施	実施	実施
★ 夏季イングリッシュキャンプの実施 【再掲】※ ¹ 中学1年生	検討	試行	実施	実施
★ 農業者と連携した体験学習の充実 【再掲】※ ² 小学生	実施	充実	充実	充実
事業費（百万円）		273	286	559

※1・・・計画4 事業No.4-14の再掲

※2・・・計画4 事業No.4-15の再掲

事業実施課： 教育振興部 保健給食課、教育指導課

(3) 学校安全対策の拡充

学校への不審者の侵入を未然に防ぎ、万一侵入された場合でも被害を出さないよう、教育委員会配置の学校防犯指導員による、教職員・保護者向けの不審者対応訓練を引き続き実施します。また、登下校時の安全を確保するため、学校・保護者・警察等と合同で行っている通学路点検に子どもの視点も取り入れる工夫をするなど、地域と連携した児童・生徒の安全を守るための施策を実施します。

No. 4 - 17		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
学校、保護者、地域との連携を強化した対策の実施	実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）		20	20	40

事業実施課： 教育振興部 教育総務課

4 小学校就学前からの切れ目のない取組を展開

(1) 幼保小連携の推進

幼児教育・保育、小学校教育に携わる職員が、円滑な接続を目指すため、平成30年度に「ねりま接続期プログラム」を作成し、取組を進めてきました。令和3年度に国が公表した「幼児教育スタートプラン」を受け、接続期における教育を強化するため「ねりま接続期プログラム」を改定します。

No. 4 - 18		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
「ねりま接続期プログラム」の改定	実施	検討	改定	改定
事業費（百万円）		3	3	6

事業実施課：教育振興部 教育施策課

(2) 家庭教育支援事業の実施

家庭教育に関する悩みを軽減させるため、令和元年度に多種多様な学びの場や相談窓口等を紹介する家庭教育支援リーフレットを作成し、取組を進めてきました。家庭教育支援の充実を図るため、子育て・教育に関する様々な情報を集約し、児童生徒用タブレットなど、オンラインを活用した情報発信を行い、保護者と子どもたちが共に学ぶ機会を提供します。

No. 4 - 19		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
★ 児童生徒用タブレット等を活用した情報発信	検討	開始	実施	実施
事業費（百万円）		1	1	2

事業実施課：教育振興部 教育施策課

施策の柱 2

高齢者が住みなれた地域で
暮らせるまち

令和4・5年度の実施

1 地域包括支援センターの増設・移転・担当区域見直し

地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターをより身近な地域で利用しやすい窓口とするため、区立施設等への増設、移転、担当区域の見直し等を進めます。

No. 5 - 1		年度別の実施計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
地域包括支援センターの増設・移転・担当区域見直し				
計27か所	計25か所	2か所増設準備	2か所増設	2か所増設
1か所移転準備	—	—	1か所移転準備	1か所移転準備
担当区域見直し (練馬・大泉圏域)	—	担当区域見直し (練馬・大泉圏域)	—	担当区域見直し (練馬・大泉圏域)
事業費（百万円）※1		106	54	160

※1・・・ 事業費は介護保険会計に計上します。

事業実施課：高齢施策担当部 高齢者支援課

2 地域における見守り体制・在宅療養ネットワークの強化

(1) ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業の実施

ひとり暮らし高齢者および高齢者のみ世帯が地域で孤立することのないよう、地域包括支援センターの訪問支援員が、ひとり暮らし高齢者等の自宅を訪問し、介護予防や相談等必要な支援につなげます。

民生・児童委員と連携して「ひとり暮らし高齢者等実態調査」を実施し、調査結果を活用して支援を行っていきます。

No. 5 - 2		年度別の実施計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
① 訪問支援員による 個別訪問支援の実施	強化	実施	実施	実施
② ひとり暮らし高齢者 等実態調査の実施	実施・検証	実施	実施	実施
事業費（百万円）※1		316	339	655

※1・・・ 事業費の一部は介護保険会計に計上します。

事業実施課：高齢施策担当部 高齢者支援課

(2) 高齢者見守りの推進

①ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の在宅生活を支援するため、緊急通報システム、生活リズムセンサー、電話訪問、定期訪問、配食サービスによる見守りと緊急時の自宅への駆けつけサービスを一体的に提供する「高齢者在宅生活あんしん事業」を実施します。

緊急通報システムによる通報のほか、配食の利用時に高齢者の異変が察知された場合や、同居していない家族から要請があった場合に、駆けつけサービス(警備員による自宅の鍵開け、救急車要請による救援)を行います。

②認知症により自宅に戻れなくなった方を発見する位置情報提供システム(GPS)利用料助成の促進に取り組むほか、見守りICT機器の活用事例を紹介する講座を実施します。

No. 5 - 3		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
① 高齢者在宅生活あんしん事業 利用者 年間2,500人	年間2,100人	年間2,300人	年間2,500人	年間2,500人 (400人増)
★ ② 見守りICT機器の利用の促進				
位置情報提供システム(GPS)利用料助成	実施	実施	実施	実施
見守りICT機器活用事例紹介講座の開催	—	検討・開始	実施	実施
事業費(百万円) ※1		47	52	99

※1・・・ 事業費の一部は介護保険会計に計上します。

事業実施課：高齢施策担当部 高齢者支援課

(3) 在宅療養ネットワークの構築

地域包括支援センターが中心となって実施する多職種連携会議や、地域の医療・介護事業者等が実施する認知症事例検討会等を通して、医療と介護が連携した在宅療養ネットワークを構築します。

No. 5 - 4		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
多職種連携会議等の実施	実施	実施	実施	実施
事業費(百万円) ※1		1	1	2

※1・・・ 事業費は介護保険会計に計上します。

事業実施課：高齢施策担当部 高齢者支援課

(4) 認知症高齢者への支援の充実 ★

認知症に早期に気づき適切な支援を受けられるようにするため、練馬区医師会と連携して、70歳および75歳の区民を対象に、区内医療機関で認知機能検査等を実施します。検査結果に応じて、地域包括支援センターが専門医療機関の受診や介護予防事業など、その方に合った適切な支援につなぎます。あわせて、検診対象年齢以外の方へも自己チェックを働きかけ、早期の気づきにつなげていきます。

また、認知症サポーター養成講座や地域での勉強会を通じて、認知症への理解普及を進めます。認知症の方本人や家族の声を聞く「本人ミーティング」、認知症サポーター等とともに本人が地域活動を行うチームオレンジ活動を通じて、認知症への理解を更に深めていきます。

No. 5 - 5		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
もの忘れ検診の実施	開始	実施	実施	実施
チームオレンジ活動の実施(認知症サポーターの活用)	実施	実施	実施	実施
事業費(百万円) ※1		51	51	102

※1・・・ 事業費の一部は介護保険会計に計上します。

事業実施課：高齢施策担当部 高齢者支援課

3 特別養護老人ホーム等の施設整備・在宅サービスの充実

(1) 特別養護老人ホーム等の施設の整備

- ①常時介護が必要な高齢者が安心して暮らせる施設として、民設の特別養護老人ホームの建設費の一部補助を行い、整備を促進します。整備にあたっては、既存施設の活用や民有地に限らず公有地での整備も進めていきます。
- ②介護者が一時的に介護できない場合に、介護が必要な高齢者を介護者に代わって介護するための施設として、民設の特養併設短期入所生活介護(ショートステイ)施設の整備補助を行います。
- ③身体機能の低下などで、自立した生活に不安がある高齢者向けの設備がある住まいとして、民設の都市型軽費老人ホームの整備補助を行い、整備を促進します。

No. 5 - 6		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
① 特別養護老人 ホーム 計38施設 (定員2,878人) ^{※1}	計34施設 (定員2,434人)	4施設 ^{※2} (327人分)	1施設 (129人分)	5施設 ^{※2} (456人分) (累計 38施設) ^{※3} (定員 2,890人)
② 短期入所生活介護 (ショートステイ) 計43施設 (定員452人) ^{※1}	計39施設 (定員388人)	4施設 ^{※2} (39人分)	1施設 (13人分)	5施設 ^{※2} (52人分) (累計 43施設) ^{※3} (定員 440人)
③ 都市型軽費老人 ホーム 計17施設 (定員330人) ^{※1}	計14施設 (定員270人)	2施設 (40人分)	1施設 (16人分)	3施設 (56人分) (累計 17施設) ^{※4} (定員 326人)
事業費 (百万円)		273	678	951

※1・・・ 練馬区 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画（令和3～5年度）の整備計画数

※2・・・ 1施設は既存施設の増床の計画

※3・・・ 令和5年度目標との差分12人分については、令和3年度末の時点で、ショートステイから特別養護老人ホームへ転換をしたことによります。特別養護老人ホームに併設されているショートステイの割合が、都・区の基準である1割を超えている場合は、利用率や運営事業者の意向等を踏まえ、特別養護老人ホームへの転換を認めています。

※4・・・ 令和5年度目標との差分4人分については、事業者との調整結果

事業実施課： 高齢施策担当部 高齢社会対策課

(2) 練馬光が丘病院跡施設における複合施設の整備^{※1}【再掲】★

練馬光が丘病院跡施設を活用し、医療・介護の複合施設の整備を進め、令和7年度中の開設を目指します。移転後の練馬光が丘病院と連携し、入院から在宅生活に至るまで切れ目のない医療・介護サービスを目指します。介護分野では、区内初の介護医療院に加え、都内初となる障害福祉サービスも提供する看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護福祉士養成施設を整備します。

No. 9 - 5の再掲		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
工事(一部) ^{※2}	基本設計 ^{※2} 実施設計 ^{※2}	実施設計 ^{※2}	工事 ^{※2}	工事(一部) ^{※2}
事業費(百万円)		0	0	0

※1・・・ 計画9 事業No.9-5の一部再掲

※2・・・ 設計および工事は共同事業体「J S Kグループ」が実施します。

事業実施課：地域医療担当部 医療環境整備課
福祉部 障害者施策推進課
高齢施策担当部 高齢社会対策課、介護保険課

(3) 在宅サービスの充実

要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域生活を支援するサービスを提供する拠点の整備を進めます。

No. 5 - 7		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
① グループホーム 計40か所 (定員698人)	計37か所 (定員644人)	2か所 (36人分)	1か所 (18人分)	3か所 (54人分)
② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 計16か所	計13か所	1か所	2か所	3か所
③ 看護小規模多機能型居宅介護 計9か所 (定員257人)	計6か所 (定員170人)	2か所 (58人分)	1か所 (29人分)	3か所 (87人分)
事業費(百万円)		457	40	497

事業実施課：高齢施策担当部 介護保険課

(4) 住まい確保支援事業の充実

高齢者や障害者・ひとり親家庭が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、不動産団体と連携して、入居相談、物件情報提供を行う住まい確保支援事業を実施します。また、情報提供のみでは住まいの確保が困難な方を対象に、世帯状況に応じた支援を居住支援法人に委託する伴走型支援を実施します。

No. 5 - 8		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
住まい確保支援事業 伴走型支援の実施	実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）		6	6	12

事業実施課：都市整備部 住宅課
高齢施策担当部 高齢者支援課

(5) 介護人材の確保・育成・定着

複合化・複雑化した区民の生活上の課題に対応する人材の確保・育成を促進するため、練馬福祉人材育成・研修センター事業と練馬障害福祉人材育成・研修センター事業を統合します。

区内で必要とされる介護人材の安定的な確保・育成・定着につなげられるよう、事業者の支援や介護従事者の資格取得助成などを引き続き行います。

No. 5 - 9		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
★ ① 練馬福祉人材育成・研修センター事業と練馬障害福祉人材育成・研修センター事業の統合	統合準備	統合	—	統合
② 介護人材の確保・育成・定着				
練馬福祉人材育成・研修センターの利用者 年間 3,700人	年間 3,000人	年間 3,700人	年間 3,700人	年間 3,700人
区独自の介護従事者養成研修の修了者 年間 240人	年間 150人	年間 240人	年間 240人	年間 240人
元気高齢者による介護施設業務補助事業【再掲】※1 対象施設の拡大	実施	実施 対象施設の拡大	実施	実施 対象施設の拡大
資格助成の利用者 年間 320人	年間 300人	年間 320人	年間 320人	年間 320人
外国人介護職員向け支援	実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）		72	72	144

※1・・・ 計画6 事業No.6-3の再掲

事業実施課：高齢施策担当部 高齢社会対策課
福祉部 障害者サービス調整担当課

令和4・5年度の実施

1 「シニアセカンドキャリア応援プロジェクト」の充実

高齢者の就業機会を拡大するために、次の事業を行います。

(1) シニア職場体験事業

就労意欲のある高齢者に職場体験の場を提供することで、高齢者と企業の相互理解を進め、中小企業などにおける高齢者雇用を促進します。

(2) シニアセカンドキャリア応援事業

概ね60歳以上の区民が、高齢期においても、いきいきと生活できるよう、就職や起業、地域活動について学ぶセミナーの内容を充実し、関連する区の事業について、個別に相談できる機会を設けます。

No. 6 - 1		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
就職支援セミナー・ 職場体験の実施	実施	実施	実施	実施
シニアセカンドキャリア 応援事業の充実	実施	充実	実施	充実
事業費（百万円）		7	7	14

事業実施課：高齢施策担当部 高齢社会対策課

2 「はつらつシニア応援プロジェクト」の充実

高齢者がこれまでに得た知識や技術を効果的に教える手法を学ぶ講座を開催します。講座修了者のうち希望者を対象に、区立施設などで一般の参加者を相手に講師体験教室を実施するとともに、講師登録名簿に掲載し、はつらつセンターや敬老館で講師を行うなど、社会参加の促進と活躍の場づくりを支援します。令和4年度からはオンライン講座も開始し、ニーズに合わせ定員を拡大します。

No. 6 - 2		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
はつらつシニア 活躍応援塾の充実	実施	充実	実施	充実
事業費（百万円）		8	8	16

事業実施課：高齢施策担当部 高齢社会対策課

3 元気高齢者介護施設業務補助事業の拡充

元気高齢者が軽作業等の就労を行う介護施設等の対象にデイサービスを加え、地域で活躍する高齢者を増やします。

No. 6 - 3		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
元気高齢者による 介護施設業務補助 事業 対象施設の拡大	実施	実施 対象施設の拡大	実施	実施 対象施設の拡大
事業費（百万円）		5	5	10

事業実施課：高齢施策担当部 高齢社会対策課

4 「高齢者みんな健康プロジェクト」の充実 ★

区が保有する医療・健診・介護等のデータを活用し、区に配置する高齢者保健指導専門員と地域包括支援センターが連携して、高齢者の健康について総合的な支援を行う「高齢者みんな健康プロジェクト」を実施します。後期高齢者の糖尿病重症化予防やフレイル予防の支援、健診未受診者への働きかけを個別訪問により行うほか、地域で教室事業等を開催し、高齢者の健康の保持・増進につなげます。

No. 6 - 4		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
個別訪問事業等の充実	開始	充実	充実	充実
講座・教室事業の開催	開始	実施	実施	実施
事業費（百万円）		24	24	48

事業実施課：高齢施策担当部 高齢者支援課

5 区独自の介護予防事業の充実

(1) 街かどケアカフェ※¹の充実

交流・相談・介護予防の拠点となる街かどケアカフェを、出張所跡施設活用や敬老館の機能転換により増設するとともに、地域住民のサロン活動との協働による街かどケアカフェを増やします。また、地域包括支援センターが、地域集会所等で出張型の街かどケアカフェ事業を実施します。

No. 6 - 5		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
① 常設型 出張所跡施設活用、敬老館の機能転換による開設 計6か所	計5か所	1か所開設準備	1か所開設 1か所開設準備	1か所開設 1か所開設準備
② 地域サロン型 計31か所	計25か所	3か所増	3か所増	6か所増
③ 出張型 区立施設等での実施	実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）※ ²		75	86	161

※1・・・ 高齢者をはじめとする地域の方がふらっと立ち寄り、お茶を飲みながら介護予防について学んだり、健康について相談することができる地域の拠点

※2・・・ 事業費は介護保険会計に計上します。

事業実施課：高齢施策担当部 高齢者支援課

(2) はつらつシニアクラブの充実

高齢者が元気なうちから自主的に介護予防に取り組むためのきっかけづくりを進めるために、「はつらつシニアクラブ」事業を実施し、高齢者の身体状況を知るための測定会と、専門的見地から健康面のアドバイスをを行うとともに、体操などの健康づくりに取り組む地域団体と高齢者のマッチングを行います。高齢者みんな健康プロジェクトやもの忘れ検診等と連携して介護予防への取組が必要な高齢者を早期に発見し、適切な支援へつなげます。

No. 6 - 6		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
参加者数 年間1,800人 ／36回	年間1,800人 ／36回	年間1,800人 ／36回	年間1,800人 ／36回	年間1,800人 ／36回
実施箇所数 計18か所	計18か所	計18か所	計18か所	計18か所
事業費（百万円）※ ¹		12	12	24

※1・・・ 事業費は介護保険会計に計上します。

事業実施課：高齢施策担当部 高齢社会対策課

(3) 主体的に取り組む介護予防

介護予防と日常生活の支援を一体的に行う「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施し、多様な介護予防事業を充実していきます。

①練馬区オリジナル三体操(練馬区健康いきいき体操・ねりま お口すっきり体操・ねりま ゆる×らく体操)を活用し、高齢者のフレイル予防に取り組みます。体操を区民・施設・団体へ幅広く普及するために、指導員派遣を実施するとともに、CDやDVDを活用し継続して体操に取り組めるよう支援します。また、普及に協力するボランティアの育成や活動を支援することにより、区民主体の介護予防活動推進を図ります。

②介護予防に取り組むサークルへリハビリ専門職のアドバイザーを派遣することにより、地域における介護予防活動を支援します。

③区独自の多様な訪問型サービス(指定事業者による訪問サービス、シルバーサポート事業)や通所型サービス(指定事業者による通所サービス、短期間集中して専門職による指導を行う筋力向上トレーニング事業、住民主体で実施する食のほっとサロン事業)などの介護予防・生活支援サービスを提供します。

No. 6 - 7		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
① 練馬区オリジナル三体操の普及のためのボランティア育成事業の充実	練馬区オリジナル三体操の普及・ボランティア育成事業の実施	新規登録者数の増加	新規登録者数の増加	新規登録者数の増加
② リハビリ専門職派遣 年間65団体	年間65団体	年間65団体	年間65団体	年間65団体
③ 介護予防・生活支援サービス利用者数 年間5,960人	年間5,700人	年間5,840人	年間5,960人	年間5,960人
事業費(百万円) ※1		30	30	60

※1・・・ 事業費は一部を除き介護保険会計に計上します。

事業実施課： 高齢施策担当部 高齢社会対策課
健康部 健康推進課

(4) オンラインツールを活用した介護予防・フレイル予防事業の充実 ★

コロナ禍にあっても高齢者が自宅で、心身機能の維持に取り組めるよう、リハビリ専門職等を活用し、オンラインによる介護予防・フレイル予防の講座を令和3年度から開始しました。はつらつセンターを拠点として敬老館や街かどケアカフェにも拡大していきます。

No. 6 - 8		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
介護予防・フレイル予防事業の充実	開始	充実	充実	充実
事業費(百万円)		3	3	6

事業実施課： 高齢施策担当部 高齢社会対策課

6 デジタル格差解消を目指した取組の推進 ★

はつらつセンターや敬老館で実施している、スマートフォン、パソコン教室に加え、令和3年度は東京都が実施する「高齢者向けスマートフォン利用普及啓発事業」を活用しスマホ教室を各館で開催しました。高齢者のデジタル格差解消を目指し、令和4年度以降も、はつらつセンターや敬老館で、スマホ教室を継続するとともに、高齢者がスマートフォン等の操作に関して、気軽に相談できるようにします。また、スマホ教室の実施回数を増やすなど、定員を拡大します。

No. 6 - 9		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
スマートフォン利用普及 啓発・活用支援の充実	開始	充実	実施	充実
事業費（百万円）		1	1	2

事業実施課：高齢施策担当部 高齢社会対策課

施策の柱 3

安心を支える福祉と医療のまち

令和4・5年度の実施計画

1 重度障害者への支援の充実

(1) 住まいの確保

- ①(仮称)高野台福祉園の開設後、石神井町福祉園を廃止し、跡地に民間事業者が整備・運営する重度障害者グループホームを整備します。
②中軽度障害者に対応したグループホームを、民間事業者への整備費補助や空室(マンション等)の活用により、2か年で60室整備します。

No. 7 - 1		年度別の実施計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
石神井町福祉園用地での 重度障害者グループ ホームの整備 関係機関調整・設計※1	関係機関調整	石神井町福祉園 除却設計 運営事業者選定	石神井町福祉園 除却工事 関係機関調整・設計※1	石神井町福祉園 除却工事(完了) 関係機関調整・設計※1
中軽度障害者グループ ホーム 60室整備 計677室	210室整備	30室	30室	60室
事業費(百万円)		47	116	163

※1・・・ 設計は、民間事業者が行います。

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

(2) 医療的ケアに対応したショートステイの開始

医療的ケアをしている家族の負担を軽減するため、練馬光が丘病院の移転・改築に合わせ、医療的ケアに対応したショートステイを開始します。
また、その他の施設での実施に向けた検討を行います。

No. 7 - 2		年度別の実施計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
練馬光が丘病院における 医療型ショートステイ ※1の開始	調整	開始	—	開始
★その他施設との調整	—	調整	調整	調整
事業費(百万円)		2	2	4

※1・・・ 医療的ケアが必要な重症心身障害児者などを対象として実施するショートステイ

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

(3) 共生型サービスを活用したショートステイの充実 ★

障害者が身近な場所でサービスを受けられるよう、区内特別養護老人ホームの空床を利用して、共生型サービス※¹を活用したショートステイ(短期入所)を令和4年3月から開始しました。その運営状況を検証しながら、拡大に向けた検討を進めます。

No. 7 - 3		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
計2事業所 (1事業所増)	1事業所	検証	1事業所増	1事業所増
事業費(百万円)		1	2	3

※1・・・ 介護保険と障害福祉サービスを同一の事業所で一体的に提供するサービス

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

(4) 日中活動の場・福祉園の整備

旧高野台運動場用地に、民間事業者が整備・運営する(仮称)高野台福祉園を開設します。医療的ケアの必要な重症心身障害者の通所事業や、介護する家族の高齢化によりニーズの高まっている入浴サービスを新たに実施します。

No. 7 - 4		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
(仮称)高野台福祉園 の開設	実施設計※ ¹ 工事(一部)※ ¹	工事※ ¹ 開設	—	開設
事業費(百万円)		550	120	670

※1・・・ 実施設計・工事は、民間事業者が行います。

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

(5) 居宅訪問型児童発達支援事業※¹の実施

こども発達支援センターで従来から実施している相談、通所訓練事業に加え、居宅訪問型児童発達支援を令和2年度から開始しました。これにより相談から支援まで切れ目のない支援を実施し、障害児支援の充実を図ります。

No. 7 - 5		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
居宅訪問型児童発達支援事業の実施	充実	実施	実施	実施
事業費（百万円）※ ²		19	19	38

※1・・・ 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与および生活能力の向上のために必要な訓練を居宅で行う事業

※2・・・ 事業No.7-11「保育所等訪問支援事業の実施」の事業費を含みます。

事業実施課：福祉部 障害者サービス調整担当課

(6) 地域生活支援拠点の整備

障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、地域生活支援拠点を整備します。

①面的整備型

障害者地域生活支援センターと大泉つつじ荘・しらゆり荘を中心とし、民間事業所とも連携した面的な体制整備を強化します。

②多機能拠点整備型

石神井町福祉園用地で整備予定の重度障害者グループホームに、ショートステイと相談機能を付加した「多機能拠点整備型」の地域生活支援拠点を整備します。

No. 7 - 6		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
① 障害者地域生活支援センターを中心とした「面的整備型」	充実	実施	実施	実施
② 重度障害者グループホームと一体となった「多機能拠点整備型」				
石神井町福祉園用地での整備 関係機関調整・設計※ ¹ 【再掲】※ ²	関係機関調整	石神井町福祉園 除却設計 運営事業者選定	石神井町福祉園 除却工事 関係機関調整・設計※ ¹	石神井町福祉園 除却工事(完了) 関係機関調整・設計※ ¹
事業費（百万円）		0	0	0

※1・・・ 設計は、民間事業者が行います。

※2・・・ 計画7 事業No.7-1の再掲

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

2 就労支援の充実・農福連携の推進

- ①障害特性や個々の能力に応じた多様な働き方が出来るよう、企業や支援機関との連携を強化し、安定した就労へ結びつけます。
- ②就労の継続が難しい障害者の生活面の課題(生活リズムや体調の管理等)に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う就労定着支援事業を実施します。
- ③練馬ならではの農を活かし、障害者の方々による農作物の収穫や加工・販売作業を拡充することで、障害者が働ける場の確保を図ります。また、障害者施設と農業者等が協働で行う福祉連携農園について検討します。
- ④障害者施設の工賃向上を図るため、経営コンサルタントを派遣し、自主生産品の販路拡大や商品開発の強化を支援します。

No. 7 - 7		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
① 福祉施設等から 一般就労した年間の 障害者数 年間 210人	年間 200人	年間 200人	年間 210人	年間 210人
② 就労定着支援事業 の利用者数 年間 174人	年間 160人	年間 166人	年間 174人	年間 174人
③ 農福連携の推進				
農福連携作業に 携わる障害者施設 数 計14施設	計12施設	1施設増	1施設増	2施設増
福祉連携農園の 検討	検討	検討	検討	検討
★④経営コンサルタント派遣 事業の実施	検討	開始	実施	実施
事業費（百万円）		30	30	60

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

3 障害特性に応じたきめ細やかな対応

(1) (仮称)練馬区障害者の意思疎通に関する条例の制定および意思疎通支援事業の充実 ★

聴覚障害や視覚障害など、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を充実し、共生社会の実現を目指す、「(仮称)練馬区障害者の意思疎通に関する条例」を令和4年度に制定します。
また、障害当事者や障害者団体、事業者の意見をもとに、「ICTを活用した遠隔手話通訳設置事業」「情報支援機器の利用支援事業」「コミュニケーション理解促進事業」「失語症者向け意思疎通支援者派遣事業」などの取組を順次実施します。

No. 7 - 8		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
条例の制定	検討	制定	—	制定
意思疎通支援事業の充実	—	実施	充実	充実
事業費（百万円）		7	9	16

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

(2) 精神障害者等への支援の充実

- ①精神障害者の方への地域理解を促進するためのリーフレット、および当事者や家族が地域資源を知るための居場所マップを作成します。
②精神科病院の長期入院患者等の実態調査を行い、関係機関会議で検討し、地域移行・定着を支援します。

No. 7 - 9		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
① 地域理解の促進と居場所に関する情報の発信	検討	開始	充実	充実
★ ② 長期入院患者等の地域移行・定着の支援	調査	関係機関会議 設置・支援検討	開始	開始
事業費（百万円）		1	1	2

事業実施課：健康部 保健相談所

(3) 高齢化等に対応するための福祉作業所等の機能の見直し

障害者の高齢化等に対応するため、区立福祉作業所を民営化する際に、生活介護事業を開始します。

No. 7 - 10		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
福祉作業所における生活介護事業の開始	検討	1か所開始 1か所調整	1か所調整	1か所開始 1か所調整
事業費（百万円）		407	0	407

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

(4) 保育所等訪問支援事業※¹の実施

こども発達支援センターで従来から実施している相談、通所訓練事業に加え、保育所等訪問支援を令和2年度から開始しました。これにより相談から支援まで切れ目のない支援を実施し、障害児支援の充実を図ります。

No. 7 - 11		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
保育所等訪問支援事業の実施	充実	実施	実施	実施
事業費（百万円）※ ²		0	0	0

※1・・・ 障害児が通所する保育所等を支援員が訪問し、障害児への専門的なサポートおよび職員等への助言を行い、集団生活への適応につなげる事業

※2・・・ 事業費は事業No.7-5「居宅訪問型児童発達支援事業の実施」で計上しています。

事業実施課：福祉部 障害者サービス調整担当課

(5) 障害児一時預かり支援事業等の実施 ★

①障害児および発達に心配のある児童の保護者が、疾病などの理由により一時的に保育が必要となった際に、こども発達支援センターで一時預かり支援事業を実施し、児童とその保護者の健康、福祉の増進を図ります。

②こども発達支援センターで実施している相談事業の発達相談および医療相談をオンラインでも実施します。また、こども発達支援センターの通所訓練事業の療育内容をホームページで動画配信します。

No. 7 - 12		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
障害児一時預かり支援事業の実施	検討	開始 (利用者数延250人)	実施 (利用者数延600人)	実施 (利用者数延600人)
相談事業等のオンライン化	検討	開始	実施	実施
事業費(百万円)		3	1	4

事業実施課：福祉部 障害者サービス調整担当課

(6) 介護人材の確保・育成・定着^{※1}【再掲】

複合化・複雑化した区民の生活上の課題に対応する人材の確保・育成を促進するため、練馬福祉人材育成・研修センター事業と練馬障害福祉人材育成・研修センター事業を統合します。

No. 5 - 9①の再掲		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
★ 練馬福祉人材育成・研修センター事業と練馬障害福祉人材育成・研修センター事業の統合	統合準備	統合	—	統合
事業費(百万円)		0	0	0

※1・・・ 計画5 事業No. 5 - 9①の再掲

事業実施課：高齢施策担当部 高齢社会対策課
福祉部 障害者サービス調整担当課

令和4・5年度の実施

1 ひとり親家庭自立応援プロジェクトの充実

新型コロナが生活・就労・子育てに与えた影響など、ひとり親家庭の状況について調査を実施し、調査を踏まえてニーズを把握し、自立に向けた支援策を充実します。

No. 8 - 1		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
支援策の充実	養育費確保支援事業 の実施	調査の実施	支援策の充実	調査の実施 支援策の充実
事業費（百万円）		148	143	291

事業実施課：福祉部 生活福祉課

2 生活困窮者への相談支援体制の充実 ★

増加が見込まれる生活困窮者の生活相談に迅速かつ適切に対応するため、生活サポートセンターの相談支援員を更に増員します。定期的な相談を新たに石神井庁舎内でも開始します。また、街かどカフェといった、より身近な場所でのアウトリーチ事業も開始し、相談体制を充実します。今後、石神井公園駅南口西地区市街地再開発事業による、区西部地域へのセンター設置に向けた調整を進めます。

No. 8 - 2		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
支援体制の強化 相談支援員計14名	相談支援員計12名	1名増	1名増	2名増
石神井庁舎での相談・ア ウトリーチ相談の実施	—	開始	実施	実施
事業費（百万円）		136	144	280

事業実施課：福祉部 生活福祉課

3 学習支援事業「中3勉強会」の実施^{※1}【再掲】

経済的な支援を必要とする家庭の中学3年生を対象に、基礎学力の定着を目的とした学習支援を行います。

No. 4 - 2の再掲		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
中3勉強会 (7か所) 年間80回	年間80回	実施	実施	実施
事業費（百万円）		76	76	152

※1・・・ 計画4 事業No.4 - 2の再掲

事業実施課：教育振興部 学校教育支援センター

4 生活保護受給世帯に対する自立支援の実施

生活保護の新規受給世帯の増加に対応し、きめ細かなサポートを行うため、ケースワーカー等を増員してきました。今後も適正なケースワーカー等の人員を確保します。「就労自立の促進」「生活自立の促進」「次世代育成支援」「適正支給の強化」を4つの重点項目として、生活保護世帯の自立支援に取り組みます。特に就労支援については、ケースワーカーと就労サポーター、ハローワーク等が連携して、生活困窮から生活保護に至るまで、切れ目のない支援を実施していきます。

No. 8 - 3		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
生活保護受給世帯に対する自立支援の実施	充実	実施	実施	実施
事業費（百万円）		75	75	150

事業実施課：福祉部 生活福祉課

5 児童相談体制「練馬区モデル」の進化※1【再掲】

子どもや子育て家庭が地域で安心して暮らし続けられるようにするため、地域におけるきめ細かく継続的な支援を行います。

虐待の再発防止等支援事業として、一時保護解除後の家庭復帰ケースなどへの訪問支援を、区の子ども家庭支援センターに加え地域の子ども家庭支援センターが実施します。

都営住宅(上石神井四丁目団地)の建替えにあわせて、地域の子ども家庭支援センター分室を新設します。

都と協働で対応する「練馬区虐待対応拠点」を区の子ども家庭支援センター内に設置し、都区合同の調査や家庭訪問など、着実に成果を上げてきました。

都は、令和6年度に(仮称)都立練馬児童相談所を区の子ども家庭支援センターと同一施設内に設置します。都と区の連携を強化し、児童相談体制を更に充実します。

No. 2 - 5の再掲		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
① 子ども家庭支援センターによる支援体制の充実				
★ 虐待の再発防止等支援事業の実施	—	開始	実施	実施
★ 地域子ども家庭支援センター分室(上石神井)の新設工事(一部)	—	工事	工事	工事(一部)
施設型子どもショートステイ事業等の充実	実施	充実(乳児)	更なる充実に向けた検討	充実
家庭型子どもショートステイ事業の実施	実施	実施	実施	実施
専門職員の増員	心理8人、福祉26人、保健師4人、会計年度任用職員相談員10人	増員	増員	増員
② 都区連携による迅速かつ一貫した児童虐待対応の推進				
練馬区虐待対応拠点における都児童相談センターとの連携強化	設置	充実	充実	充実
事業費(百万円)		107	95	202

※1・・・ 計画2 事業No.2 - 5の再掲

事業実施課： こども家庭部 子ども家庭支援センター

<都による児童相談所の設置>

令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
(仮称)都立練馬児童相談所の設置工事	調整	設計	工事	工事
事業費(百万円)		11※1	***	11

※1・・・ 事業費は都が負担

6 ヤングケアラーへの支援の充実※¹【再掲】★

ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるため、実態調査や啓発、研修に取り組みます。また、教育、子育て、福祉などの各部門が連携した相談・支援体制を充実します。

No. 4 - 4の再掲		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
実態調査の実施	一部実施	実施	実施	実施
啓発、研修の実施	一部実施	実施	実施	実施
相談・支援体制の充実	検討	検討・充実	実施	実施
事業費（百万円）		3	***	3

※1・・・ 計画4 事業No. 4 - 4の再掲

事業実施課：福祉部 生活福祉課
健康部 保健相談所
教育振興部 教育指導課、学校教育支援センター
こども家庭部 子ども家庭支援センター

令和4・5年度の取組

1 練馬区感染症ネットワークの構築 ★

これまで区は、平時から保健所、区内病院、練馬区医師会、練馬区歯科医師会、練馬区薬剤師会が参加する「新型インフルエンザ等医療対策連絡会」を実施し、新型インフルエンザに関する情報共有や発生時対応訓練を行ってきました。新型コロナが発生し感染が拡大するなかで、院内感染の際に医療機関同士が支援する体制や、福祉施設、保育園・学校等における、患者発生時の情報共有が十分でなく、感染が拡大するなど様々な課題が明らかになりました。

これらを踏まえ、令和4年度から、「新型インフルエンザ等医療対策連絡会」のメンバーに、訪問看護ステーション、福祉施設、保育園や学校等を加え、「(仮称)練馬区感染症ネットワーク会議」に改組し、情報共有や各関係機関の相互支援のあり方を検討します。

更に、各関係機関と迅速に感染症情報を共有する仕組みについて、LINE WORKSの活用を検討します。

No. 9 - 1		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
練馬区感染症ネットワーク会議の充実	高齢者施設での研修 医療機関等との連絡会 実施	実施	充実	充実
感染症の情報を共有する 仕組みの検討	—	検討	検討	検討
事業費（百万円）		1	1	2

事業実施課：健康部 保健予防課

2 感染症の拡大時や災害時に備えた医療体制の整備 ★

感染症の拡大時や、首都直下地震等の発生に備え、災害拠点病院である順天堂練馬病院において、三次救急レベルの医療機能を整備する必要があります。整備に当たってはさらなる増築が必要ですが、現在の敷地および建築規制の下では困難な状況です。課題の解決に向け、東京都など関係機関と協議を進めます。

No. 9 - 2		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
調整・協議	調整	調整・協議	調整・協議	調整・協議
事業費（百万円）		***	***	***

事業実施課： 地域医療担当部 医療環境整備課

3 病床の確保

(1) 練馬光が丘病院の移転・改築

平成30年3月に策定した練馬光が丘病院改築基本構想に基づき、移転・改築を進め、令和4年度中の開院を目指します。高度急性期・急性期機能を充実するとともに、光が丘地域で初となる回復期機能の病床を有する457床の病院として整備します。また、災害時等の応急治療に必要な設備の整備や、緊急用ベッド等の設置スペースの確保を促進します。

No. 9 - 3		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
開院	工事 ^{※1}	工事 ^{※1} 設備整備 ^{※1} 開院	—	開院
整備費補助(完了)	整備費補助	整備費補助	—	整備費補助(完了)
事業費（百万円）		5,424	0	5,424

※1・・・ 工事および設備整備は「公益社団法人 地域医療振興協会」が実施します。

事業実施課： 地域医療担当部 医療環境整備課

(2) 慈誠会・練馬高野台病院の整備

旧高野台運動場用地に回復期・慢性期機能を有する218床の病院の整備を進め、令和4年度中の開院を目指します。

No. 9 - 4		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
開院	工事 ^{※1}	工事 ^{※1} 開院	—	開院
設備整備費補助(完了) 利子補給(一部)	—	設備整備費補助	利子補給	設備整備費補助(完了) 利子補給(一部)
事業費(百万円)		294	10	304

※1・・・ 工事は「医療法人社団 慈誠会」が実施します。

事業実施課： 地域医療担当部 医療環境整備課

(3) 練馬光が丘病院跡施設における複合施設の整備 ★

練馬光が丘病院跡施設を活用し、医療・介護の複合施設の整備を進め、令和7年度中の開設を目指します。移転後の練馬光が丘病院と連携し、入院から在宅生活に至るまで切れ目のない医療・介護サービスを目指します。医療分野では、地域包括ケア病床および療養病床に加え、区内初となる緩和ケア病床を有する157床の病院を整備します。

No. 9 - 5		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
工事(一部)	基本設計 ^{※1} 実施設計 ^{※1}	実施設計 ^{※1}	工事 ^{※1}	工事(一部) ^{※1}
改修工事費負担金の支出(一部)	—	調整 ^{※2}	改修工事費負担金の支出 ^{※2}	改修工事費負担金の支出(一部) ^{※2}
事業費(百万円)		4	***	4

※1・・・ 設計および工事は共同事業体「J S Kグループ」が実施します。

※2・・・ 事業の進捗状況等を踏まえ、負担金の額および支出時期を決定します。

事業実施課： 地域医療担当部 医療環境整備課
福祉部 障害者施策推進課
高齢施策担当部 高齢社会対策課、介護保険課

(4) 新たな病院整備の検討

練馬区医療施策検討委員会からの提言を踏まえ、区内の病院配置状況を考慮しながら、今後の医療需要等を見据えた医療機能を有する新たな病院の誘致を目指します。

No. 9 - 6		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
関係機関との調整・協議	調整・協議	調整・協議	調整・協議	調整・協議
事業費（百万円）		0	0	0

事業実施課：地域医療担当部 医療環境整備課

4 在宅医療提供体制の充実

在宅で医療と介護が必要となったときに誰もが安心して療養生活が送れるよう、令和3年4月に練馬区医師会医療連携・在宅医療サポートセンターを設置しました。センターと連携し、在宅医療への新規参入の動機づけとなる研修の実施や他科連携支援体制構築の検討、グループ診療体制の構築に向けた検討を進め在宅医療提供体制を充実します。

No. 9 - 7		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
練馬区医師会医療連携・在宅医療サポートセンターとの連携、事業の検討	実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）		20	20	40

事業実施課：地域医療担当部 地域医療課

令和4・5年度の実施計画

1 地域で取り組む健康づくり

(1) みどり健康プロジェクトの充実

「練馬らしさ」や「練馬の魅力」と「健康づくり」を組み合わせた「みどり健康プロジェクト」を企画します。

①ねりまちてくてくサブリ

コロナ禍による運動不足解消のため、区内事業所等と連携した健康インセンティブ事業を実施します。

練馬健康管理アプリ「ねりまちてくてくサブリ」のウォーキングコースを拡充し、日常生活の中で取り組める健康づくりを後押しします。アプリ内に掲載する健康コラムに食や運動、健診結果の読み方などの情報を追加し、内容を充実します。

②オンラインによる健康イベントの開催

民間企業・健康関連団体と連携し、健康に関する様々なテーマについて楽しく気軽に学べるオンラインイベントを開催します。

No. 10 - 1		年度別の実施計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
★健康インセンティブ事業 の実施	—	—	実施	実施
練馬健康管理アプリ「ねり まちてくてくサブリ」 コンテンツの充実・ア プリ周知の推進	充実	充実	充実	充実
★オンラインによる健康イ ベントの開催	—	実施	実施	実施
事業費（百万円）		3	6	9

事業実施課：健康部 健康推進課

(2) 子どもの頃からの健康教育

区オリジナルのがん教育教材(DVD)を活用し、区内小中学校の協力を得て、がん予防教室を行います。参加した子どもが、家族とがんについて話し合えるワークシートを作成し、がん予防教室を充実します。

No. 10 - 2		年度別の実施計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
小中学校でのがん教育 の実施・拡充	実施	充実	充実	充実
事業費（百万円）		1	1	2

事業実施課：健康部 健康推進課

(3) こころの健康づくり対策の拡充

自殺防止対策の要となる人材(ゲートキーパー)の役割を学ぶための動画を配信するほか、理美容業界や飲食店等、女性や若者が利用する業種を対象に研修を実施します。

悩みを抱える人が相談や支援につながるよう、相談窓口の周知や「練馬区自殺予防対策の手引き」を作成するとともに、相談を受ける機関の連携を強化します。

こころの健康の保持・増進のため、こころの健康に関する情報の発信と、情報を入手しやすい環境を整備します。

No. 10 - 3		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
ゲートキーパーの養成				
★ ゲートキーパーの役割を学ぶための動画の配信	—	開始	実施	実施
ゲートキーパー養成講座 計14回実施 (受講者延べ700人)	年7回実施 (受講者350人)	年7回実施 (受講者350人)	年7回実施 (受講者350人)	計14回実施 (受講者延べ700人)
支援・相談体制の強化	充実	充実	充実	充実
事業費 (百万円)		1	2	3

事業実施課：健康部 保健予防課

2 健診(検診)・受診環境の充実

練馬区医師会や医療機関の協力の下で、仕事や子育て等で忙しい方々が健診を受診しやすくなるよう、会場の保育サービスを充実するとともに、受診日を指定できるインターネット申込みを開始します。更に、受けられる検診が一目でわかる受診券を送付するなど、環境整備を進めます。また、要介護の要因となる高齢者の骨折を減らすため、骨粗しょう症検診および予防教室を実施します。

No. 10 - 4		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
受診環境の整備				
★ インターネット予約システムの導入	導入準備	導入	実施	実施
健診会場の保育サービスの充実	実施	充実	充実	充実
★ がん検診受診券のチケット化	—	検討	開始	開始
★ 骨粗しょう症検診および予防教室の実施	—	開始	実施	実施
事業費（百万円）		34	34	68

事業実施課：健康部 健康推進課、保健相談所

3 がんと共に生きる区民を支える ★

がん患者やその家族を支援する連絡会を設置し、療養生活を住み慣れた地域で安心して続けられるよう応援します。ニーズ調査を実施し、連絡会での議論を踏まえ、支援事業を検討します。また、地域の専門機関や患者団体等と連携しながら、がんに関する情報の提供や講演会の開催、相談場所の周知など、がん患者のQOL向上に向けた取組を行います。

No. 10 - 5		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
①がん患者支援連絡会の実施	—	開始	実施	実施
②ニーズ調査の実施と支援事業の検討	検討	調査	検討	調査・検討
③順天堂練馬病院がん相談支援センターとの連携事業の実施	実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）		3	1	4

事業実施課：健康部 健康推進課

施策の柱 4

安全・快適、みどりあふれるまち

令和4・5年度の実施計画

1 地震・火災に対する防災まちづくりの推進

(1) 木造住宅密集地域における道路・公園の整備と不燃化の推進

老朽木造住宅が密集する地域の改善を、密集住宅市街地整備促進事業（密集事業）等により進めます。

①貫井・富士見台地区は、地区計画を定め、新たな防火規制（新防火規制）^{※1}区域の指定などを進めるとともに、道路拡幅等に取り組めます。

②桜台東部地区は、新たに密集事業に着手し、道路整備に向けた取組を進めます。

No. 11 - 1		年度別の実施計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
①貫井・富士見台地区				
地区計画決定（一部）	地区計画素案 検討（一部）	地区計画素案・原案 作成（一部）	地区計画決定（一部）	地区計画決定（一部）
新防火規制区域の 指定（一部） ^{※2}	合意形成 ^{※2}	合意形成 ^{※2}	指定（一部） ^{※2}	指定（一部） ^{※2}
A路線 用地買収 （一部）	用地買収	用地買収	用地買収	用地買収（一部）
1号線 用地買収 （一部）	用地買収	用地買収	用地買収	用地買収（一部）
富士見台駅周辺 交通施設 用地買収	買収に向けた 関係機関調整	用地買収	用地買収	用地買収
②桜台東部地区				
地区計画素案検討	重点地区まちづくり計画 案の検討	重点地区まちづくり計画 決定	地区計画素案検討	地区計画素案検討
密集事業の 整備計画策定	密集事業の 整備計画検討	密集事業の 整備計画策定	—	密集事業の 整備計画策定
★ 新規整備路線 測量	—	—	測量	測量
事業費（百万円）		247	185	432

※1 新防火規制・・・地域の防火性を高めることを目的に、東京都建築安全条例に基づき建物を建てる際に一定の防火構造以上とする新たな防火規制の手法です。

※2・・・地区計画と同じ区域を対象にします。

事業実施課：都市整備部 防災まちづくり課

(2) 防災まちづくり推進地区における改善事業

密集住宅市街地整備促進事業を実施する2地区に加え、これに次ぐ危険性が懸念される3地区（田柄、富士見台駅南側、下石神井）を区独自に「防災まちづくり推進地区」として位置づけ、老朽木造住宅の建替え促進、狭あい道路の拡幅、危険なブロック塀等の撤去など、集中的に取り組を進めています。新たな防火規制（新防火規制）※1区域の指定を行い、防火性を高めます。

No. 11 - 2		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
地区における改善事業の実施	周知・助成	周知・助成	周知・助成	周知・助成
新防火規制区域の指定(3地区)	合意形成	指定(3地区)	—	指定(3地区)
事業費(百万円)		11	16	27

※1 新防火規制・・・地域の防火性を高めることを目的に、東京都建築安全条例に基づき建物を建てる際に一定の防火構造以上とする新たな防火規制の手法です。

事業実施課： 都市整備部 防災まちづくり課、建築課
危機管理室 危機管理課

(3) 建築物の耐震化

建築物の耐震化を促進することにより、災害に強い安全なまちとし、震災から区民の生命および財産を守ります。

特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対して耐震改修工事を個別に働きかけ、耐震化は、96%※1まで進みました。耐震化率80%※1の一般緊急輸送道路沿道建築物に重点を置きながら、災害時医療機関、分譲マンション等の更なる耐震化を促進します。また、戸建住宅の所有者へ積極的に啓発を行い、耐震化を促進します。

No. 11 - 3		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
①特定緊急輸送道路沿道の耐震化 実施設計※2 100件/101件 耐震改修※2 82件/101件	99件/101件 80件/101件	1件	1件 1件	1件 2件
②一般緊急輸送道路沿道、災害時医療機関等、その他の耐震助成 耐震診断 計144件 実施設計 計 33件 耐震改修 計 49件	計124件 計 23件 計 29件	10件 5件 10件	10件 5件 10件	20件 10件 20件
③住宅の耐震助成 耐震診断 計886件 実施設計 計862件 耐震改修 計786件	計826件 計802件 計686件	30件 30件 50件	30件 30件 50件	60件 60件 100件
事業費(百万円)		196	372	568

※1・・・新耐震建築物を含む耐震化率です。

※2・・・「実施設計」や「耐震改修」には、耐震性ありと判明したものや建物を除却したものを含みます。

事業実施課： 都市整備部 防災まちづくり課

(4) 危険なブロック塀等の撤去促進 ★

震災時におけるブロック塀等の倒壊による人的被害を防止し、安全で災害に強いまちを実現するため、危険なブロック塀等の撤去に取り組みます。所有者への戸別訪問や撤去に要する費用の一部を助成し、促進します。

No. 11 - 4		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
危険なブロック塀等撤去 周知・助成 (助成件数 計737件)	周知・助成 (助成件数 計267件)	周知・助成 (助成件数 220件)	周知・助成 (助成件数 250件)	周知・助成 (助成件数 470件)
事業費（百万円）		57	64	121

事業実施課：危機管理室 危機管理課

(5) 都市計画道路事業に合わせた延焼遮断帯の形成

都市計画道路事業に合わせた沿道まちづくりにおいて防火地域の指定を行うことで、沿道建築物の不燃化を誘導し、延焼遮断帯の形成を図ります。

No. 11 - 5		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
防火地域の指定 (8地区)	指定(4地区) (補助230号線沿道、放射 35号線沿道等)	指定(1地区)	指定(3地区)	指定(4地区)
事業費（百万円）		0	0	0

事業実施課：都市整備部 都市計画課

2 水害への対策（河川、下水道の早期整備および流域対策の強化）

- ①令和2年度に改定した練馬区総合治水計画に基づき、道路や公園など公共施設を活用した雨水浸透施設の設置を進めます。
 ②河川の未改修区間の早期事業化や下水道幹線施設の整備について東京都に働きかけます。

No. 11 - 6		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
★ ①総合治水計画に基づく雨水浸透施設の設置工事の実施 計8か所	4か所	2か所	2か所	4か所
②河川改修の早期実施・下水道幹線施設整備等の東京都への要請	要請	要請	要請	要請
事業費（百万円）		17	17	34

事業実施課：土木部 計画課

3 要配慮者利用施設および避難行動要支援者への支援

（1）洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の訓練支援 ★

石神井川流域の洪水浸水想定区域内にある社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設のうち、特に水害リスクの高い地域にある施設には、避難確保計画の作成段階から区が積極的に関わり、訓練の実施などを支援します。

No. 11 - 7		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
8施設	—	4施設	4施設	8施設
事業費（百万円）		0	0	0

事業実施課：危機管理室 防災計画課

(2) 避難行動要支援者の安否確認体制の強化と個別避難計画の作成

災害時に自力で避難することが困難な方をあらかじめ登録する「避難行動要支援者名簿」の情報を更新します。要支援者の安否確認等支援活動を確実・迅速に行える体制を構築するため、名簿を活用した訓練を実施します。

また、要支援者の個別避難計画を、課題検討・整理したうえで順次作成します。

No. 11 - 8		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
避難行動要支援者名簿の全件調査、全件更新の実施	名簿の更新	名簿の更新	名簿の全件調査 全件更新の実施	名簿の全件調査 全件更新の実施
避難行動要支援者名簿を活用した訓練の実施	実施	実施	実施	実施
★ 個別避難計画の作成	検討	検討・作成	作成	作成
事業費（百万円）		3	40	43

※「個別避難計画の策定に向けた検討」については、検討の結果に基づき、今後所要経費を計上します。

事業実施課： 危機管理室 区民防災課
福祉部 管理課

4 地域の防災力および区の対応力の強化

(1) 地域別防災マップの作成・訓練の実施

地域の災害リスクや防災情報をまとめた地域別防災マップを引き続き、水害リスクの高い地区から地域住民と協働で作成します。マップを活用した訓練を実施し、地域の防災力を強化します。

水害リスクの高い地区(対象14か所)のうち、未作成の11か所について個別に働きかけ、マップ作成を着実に進めます。

No. 11 - 9		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
計9地区作成 計6地区訓練実施	計3地区作成 計2地区訓練実施	3地区作成 1地区訓練実施	3地区作成 3地区訓練実施	6地区作成 4地区訓練実施
事業費（百万円）		15	15	30

事業実施課： 危機管理室 区民防災課

(2) ねりま防災カレッジ事業の充実

区民の防災意識の向上と地域の防災リーダーを育成するため、ねりま防災カレッジで講座や講習会を実施します。受講者の増加を図るため、受講しやすい環境整備に取り組み、一部の講座や講習会をオンラインでも開催します。

また、臨場感あふれるVR(仮想現実)を取り入れた起震車体験と発災体験ツアーを区民に手軽に体験してもらい、防災意識の向上を図ります。

No. 11 - 10		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
年間受講者数 1,100人	800人	1,000人	1,100人	延べ2,100人
VR防災体験の実施	実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）		27	26	53

事業実施課：危機管理室 区民防災課

(3) 区民防災組織等の取組支援

区内の各地域で活動している区民防災組織に対し、訓練計画段階から様々な相談に応じるなど積極的な支援を行い、新型コロナ感染拡大の影響によって減少した訓練参加者数の増加を図ります。

No. 11 - 11		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
防災訓練年間参加者数 50,000人	14,500人	27,000人	50,000人	延べ77,000人
事業費（百万円）		49	30	79

事業実施課：危機管理室 区民防災課

(4) 備蓄物資の充実および倉庫整備

被害想定や過去の震災の教訓を踏まえ、発災時に必要な食料・飲料水等の備蓄物資を充実します。令和3年度までに避難拠点用の備蓄物資を充実しました。引き続き帰宅困難者用の備蓄物資を充実します。併せて、物資を備蓄するための備蓄倉庫を整備します。

No. 11 - 12		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
備蓄物資拡充 (帰宅困難者用) 食料等 計98,300人分	計84,300人分※1	14,000人分	—	14,000人分
備蓄倉庫整備 計22か所	計22か所	検討	設計	設計
事業費（百万円）		6	6	12

※1…都備蓄分含む

事業実施課：危機管理室 防災計画課

(5) 災害情報システムの構築 ★

災害時にICTを活用して、多くの被災情報を正確に集約し、庁内および関係機関で情報共有しながら、迅速で的確な対応に繋げるため、災害情報システムを構築します。

No. 11 - 13		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
運用	—	構築	運用	運用
事業費（百万円）		4	3	7

事業実施課：危機管理室 防災計画課

関連する事業

1 都市インフラの計画的更新

- ①令和2年度に改定した練馬区橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に予防修繕を行い、中長期的な維持管理費用の抑制や補修費用の平準化、耐震性も含めた安全性の確保を図ります。
- ②令和4年度に改定する練馬区公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の遊具の予防保全型管理を行います。
- ③水俣条約への対応や省エネルギー化を図るため、水銀ランプ（公園灯1,681基、街路灯19,997基）は、令和3年度までに全基LED等に更新が完了しました。今後は、公園灯、街路灯の蛍光灯等のLED化を進めます。
- ④道路工事にあわせて汚水・雨水桝の取付管を陶製管から硬質塩化ビニル管に取り替え、道路陥没を抑制します。

No. 11 - 14		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
①橋梁 設計 計27橋 工事 計31橋	設計 計21橋 工事 計23橋	4橋 5橋	2橋 3橋	6橋 8橋
②公園遊具 更新 計233基 長寿命化計画改定	計212基	6基 長寿命化計画改定	15基	21基 長寿命化計画改定
③公園灯・街路灯 の省エネ化 公園灯 省エネ化 120基 街路灯 省エネ化 3,800基	水銀灯の省エネ化 1,681基 — 水銀灯の省エネ化 19,997基 —	60基 1,900基	60基 1,900基	120基 3,800基
④道路陥没対策 桝取付管取替（道路工 事） 延長46,400m	延長36,400m	延長5,000m	延長5,000m	延長10,000m
事業費（百万円）		1,245	1,623	2,868

事業実施課：土木部 道路公園課、維持保全担当課、計画課

2 地域の安全対策の推進

①地域防犯防火連携組織の充実

「地域の安全は地域で協力して守る」という考え方にに基づき、小学校の学区域を単位として、町会・自治会やPTAなどの各地域の団体が、防犯・防火に係る取組や事件発生時の対応等について連携して自主的な活動を行うことができる組織づくりを支援します。

②防犯カメラ設置促進

自主的に防犯・防火活動を行う町会・自治会、商店会などの地域団体に対し、防犯カメラの設置・更新費用の一部を助成し、区内の設置台数の増加を図ります。維持管理についても助成を行い、防犯カメラの適正管理を支援します。

No. 11 - 15		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
①地域防犯防火連携組織 計38学区域	 計32学区域	 3学区域設立	 3学区域設立	 6学区域設立
②防犯カメラ設置 新規100台 (計1,007台) 更新40台	 計907台	 新規50台 更新20台	 新規50台 更新20台	 新規100台 更新40台
事業費（百万円）		26	26	52

事業実施課：危機管理室 危機管理課

令和4・5年度の実施
1 都市計画道路の整備
(1) 都市計画道路の整備(区施行)

区が施行する都市計画道路の整備を着実に進めます。

No. 12 - 1		年度別の実施計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 状況	令和4年度	令和5年度	計
都市計画道路の 整備 事業完了 2区間 事業中 7区間				事業完了 2区間 事業中 7区間
① 補助132号線 Ⅲ期 整備(完了)	設計 整備	整備	—	整備(完了)
② 補助135号線および補助232号 線 (大泉学園駅南 側地区) 取組方針策定 重点地区まちづ くり計画案の検 討 合意形成活動 測量 生活再建支援 事業	— — 合意形成活動 — 生活再建支援事業	取組方針策定 重点地区まちづくり計画 の検討区域の指定 合意形成活動 測量 生活再建支援事業	— 重点地区まちづくり計画 案の検討 合意形成活動 測量 生活再建支援事業	取組方針策定 重点地区まちづくり計画 案の検討 合意形成活動 測量 生活再建支援事業
③ 補助135号線 (補助156号線 交差部) 設計 用地買収(一部)	事業認可	用地買収	設計 用地買収 関係機関調整	設計 用地買収(一部)
④ 補助135号線 (補助230号線 交差部) 用地買収(一部)	用地買収	用地買収	用地買収	用地買収(一部)

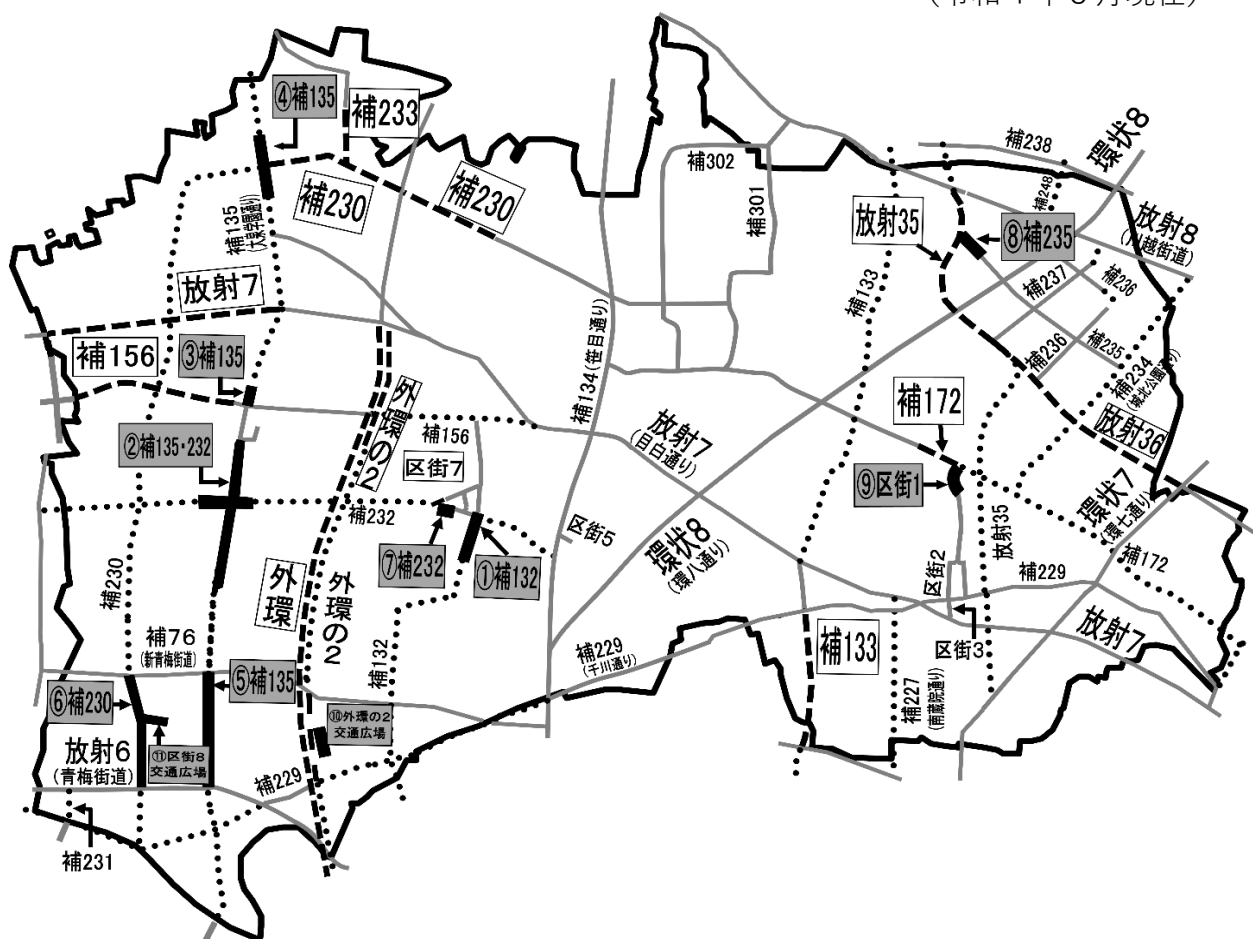
No. 12 - 1 続き		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
⑤ 補助135号線 (青梅街道～ 新青梅街道間) 測量	関係機関調整	関係機関調整	測量	測量
⑥ 補助230号線 (青梅街道～新 青梅街道間) 事業認可	測量	設計	事業認可※1	事業認可
⑦ 補助232号線 I-2期 用地買収(一部)	設計	事業認可 用地買収	用地買収	用地買収(一部)
⑧ 補助235号線 整備(完了)	整備	整備	—	整備(完了)
⑨ 区画街路1号線 整備(一部)	整備	設計 整備 関係機関調整	整備 関係機関調整	設計 整備(一部)
⑩ 外環の2(上石 神井駅交通広 場) 用地買収(一部)	関係機関調整	用地買収	用地買収	用地買収(一部)
⑪ 区画街路8号線 (武蔵関駅交通 広場) 事業認可	都市計画決定	測量 設計	事業認可※1	事業認可
事業費(百万円)		684	591	1,275

※1・・・事業認可は令和4年度から5年度を予定しています。

事業実施課： 土木部 計画課、特定道路課
都市整備部 交通企画課、新宿線・外環沿線まちづくり課

【都市計画道路の整備実施路線箇所図】

(令和4年3月現在)



【凡例】

都市計画道路の整備 実施路線箇所(区施行)	
--------------------------	--

都市 計画 道路	完成	
	事業中 (区施行以外)	
	計画線	

路線 図	○路線名	都市計画道路 (整備実施路線 区施行)
	路線名	都市計画道路 (事業中 区施行以外)
	路線名	主な都市計画道路

(2) 外環道および外環の2沿道地区のまちづくりと外環の2の整備促進

- ①外環道および外環の2の整備にあわせ、沿道にふさわしい土地利用を促し、周辺環境と調和したまちづくりを進めます。
 ②南北交通の円滑化や快適な都市環境の創出に資する外環の2の早期整備を東京都に働きかけます。

No. 12 - 2		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
①沿道のまちづくり				
＜外環道大泉JCT周辺地区＞ 地区計画原案作成	地区計画素案検討	地区計画素案作成	地区計画原案作成	地区計画原案作成
＜外環の2沿道（新青梅街道～前原交差点間）＞ 重点地区まちづくり計画案の検討	重点地区まちづくり計画の 手続きの準備 まちづくり協議会の設立準備	重点地区まちづくり計画の 検討区域の指定 まちづくり協議会の設立準備	重点地区まちづくり計画案の検討	重点地区まちづくり計画案の検討
＜外環の2沿道（上石神井駅周辺）＞ 【再掲】※1 地区計画決定	地区計画素案・原案作成	地区計画決定	—	地区計画決定
＜外環道青梅街道IC周辺地区＞ 重点地区まちづくり計画案の検討	重点地区まちづくり計画の 手続きの準備 まちづくり協議会の設立準備	重点地区まちづくり計画の 検討区域の指定 まちづくり協議会の設立準備	重点地区まちづくり計画案の検討	重点地区まちづくり計画案の検討
②外環の2整備促進				
＜千川通り～新青梅街道間＞ 整備促進	整備促進	整備促進	整備促進	整備促進
＜その他の区間＞ 事業化に向けた働きかけ	働きかけ	働きかけ	働きかけ	働きかけ
事業費（百万円）		8	10	18

※1・・・計画13 事業No.13-1の再掲

事業実施課：都市整備部 新宿線・外環沿線まちづくり課、交通企画課

(3) 放射35号線沿道地区および放射36号線沿道地区のまちづくり

放射35号線沿道では、平和台駅付近において環状8号線を地下で横断する通路を整備し、歩行者の利便性の向上を図ります。

放射36号線沿道では、幹線道路沿道にふさわしい土地利用を促し、周辺環境と調和したまちづくりを進めるため、地区計画を定めます。

平和台駅および氷川台駅付近では、駅周辺に必要な交通施設の整備を東京都に働きかけます。

No. 12 - 3		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
①放射35号線沿道				
＜仮称環状8号線横断地下通路＞				
整備（一部）	整備	整備	整備	整備（一部）
＜平和台駅周辺交通施設＞				
整備※ ¹ （完了）	関係機関調整	整備促進	整備※ ¹	整備※ ¹ （完了）
②放射36号線沿道				
＜沿道周辺地区＞				
地区計画決定（一部） 地区計画素案作成（一部）※ ²	地区計画素案作成（一部） —	地区計画原案作成（一部） 地区計画素案検討（一部）※ ²	地区計画決定（一部） 地区計画素案作成（一部）※ ²	地区計画決定（一部） 地区計画素案作成（一部）※ ²
＜氷川台駅周辺交通施設＞				
関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整
事業費（百万円）		797	311	1,108

※1…東京都施行

※2…令和3年度末の現況欄に記載している地区計画とは別の区域です。

事業実施課：都市整備部 東部地域まちづくり課

(4) 補助156号線沿道等のまちづくり

補助156号線沿道にふさわしい土地利用を促し、周辺環境と調和したまちづくりを進めます。なお、保谷駅前地区では、令和元年度に南口駅前通り沿道の街並みルールが策定され、駅前にふさわしい街並みの実現に向けた取組が進められています。

No. 12 - 4		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
重点地区まちづくり 計画決定 地区計画素案検討	重点地区まちづくり計画 案の検討	重点地区まちづくり計画 案の作成	重点地区まちづくり計画 決定 地区計画素案検討	重点地区まちづくり計画 決定 地区計画素案検討
事業費（百万円）		9	8	17

事業実施課：都市整備部 西部地域まちづくり課

2 西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業および側道整備事業

西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）約5.1kmの区間の高架化により、19箇所の踏切を除却し、交通渋滞を解消するとともに踏切事故をなくし、鉄道により分断されていた市街地の一体化を図ります。鉄道に沿った側道の整備により、住環境の保全や地域の利便性の向上を図ります。

No. 12 - 5		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
連続立体交差事業 および側道整備事業※ ¹ 事業認可に向けた調整	都市計画決定	調整※ ²	調整※ ²	調整
側道整備事業※ ³ 事業認可	都市計画決定	測量	設計 事業認可※ ²	事業認可
沿線区市とまちづくりの 取組等について連携・協議	連携・協議	連携・協議	連携・協議	連携・協議
事業費（百万円）		46	149	195

※1・・・東京都施行

※2・・・事業認可は令和4年度から5年度を予定しています。

※3・・・練馬区施行

事業実施課： 都市整備部 交通企画課、新宿線・外環沿線まちづくり課、
土木部 計画課

3 大江戸線の延伸

早期事業化を目指し、東京都と連携して調査・検討を行い、延伸に必要となる駅やトンネル構造、車両の留置施設などについて、東京都との協議を加速します。

また、基金の活用方法については、東京都との協議やまちづくりの具体化を踏まえて検討します。

No. 12 - 6		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
諸手続の促進	促進	促進	促進	促進
促進活動	促進活動	促進活動	促進活動	促進活動
基金の活用方法の検討	検討	検討	検討	検討
事業費（百万円）		13	14	27

事業実施課： 都市整備部 大江戸線延伸推進課

4 みどりバスの再編等による公共交通空白地域改善の推進

「公共交通空白地域改善計画」に基づき、みどりバス・路線バスの再編等に取り組みます。
道路整備にあわせた保谷ルートの再編や、練馬光が丘病院の移転・改築に伴うルート延伸(保谷・北町・氷川台ルート)を実施します。

No. 12 - 7		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
みどりバスの再編	再編に向けた調整(保谷・大泉・南大泉ルート)	再編(保谷・北町・氷川台ルート)	検討	再編(保谷・北町・氷川台ルート)
みどりバスの増便	一部増便	増便要請	増便要請	増便要請
みどりバス停留所の新設	新設(1箇所)	新設	新設	新設
既存路線バスの再編等に向けた検討	検討	検討	検討	検討
事業費(百万円)		5	5	10

事業実施課：都市整備部 交通企画課

関連する事業

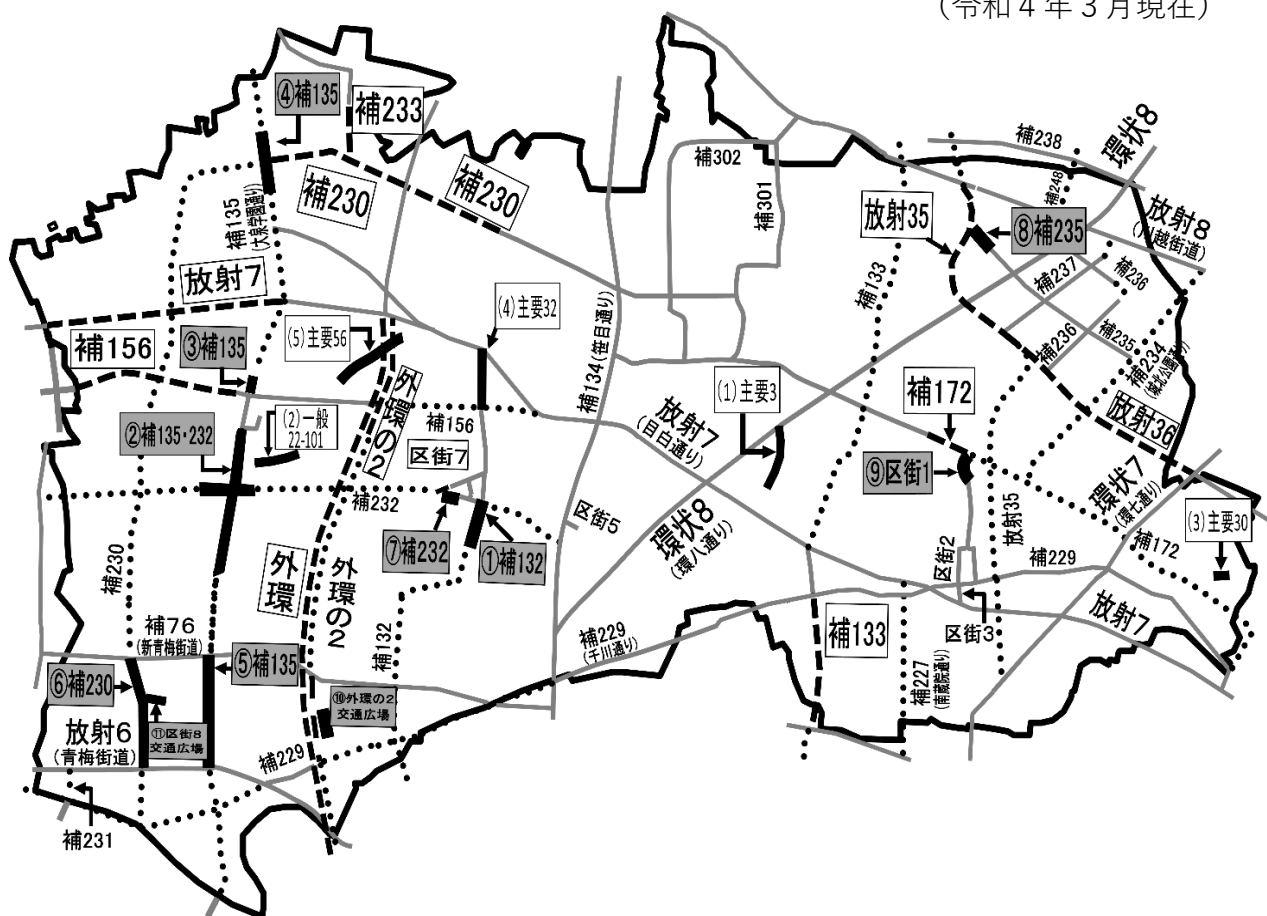
1 生活幹線道路の整備

都市計画道路を補完し、地区の主要な道路となる生活幹線道路を整備します。

No. 12 - 8		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
生活幹線道路の 整備				
事業中 5区間				事業中 5区間
(1) 練馬主要区道 3号線 用地買収(一部) 設計	用地買収	用地買収 設計 関係機関調整	用地買収 設計 関係機関調整	用地買収(一部) 設計
(2) 練馬一般区道 22-101号線3工 区および練馬主 要区道39号線 用地買収(一部)	用地買収	用地買収	用地買収	用地買収(一部)
(3) 練馬主要区道 30号線 関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整
(4) 練馬主要区道 32号線 整備(一部)	設計 整備	設計 整備 関係機関調整	整備 関係機関調整	設計 整備(一部)
(5) 練馬主要区道 56号線 整備(一部)	整備	用地買収 整備	用地買収	用地買収 整備(一部)
事業費(百万円)		251	390	641

事業実施課：土木部 計画課、特定道路課

(令和4年3月現在)



都市計画道路(区施行) および生活幹線道路の 整備実施路線箇所	
---------------------------------------	--

都市計画道路	完成	
	事業中 (区施行以外)	
	計画線	

路線図	○路線名	都市計画道路 (整備実施路線 区施行)
	()路線名	生活幹線道路 (整備実施路線)
	路線名	都市計画道路 (事業中 区施行以外)
	路線名	主な都市計画道路

2 自転車駐車場の整備

道路の整備等で廃止・縮小が見込まれる自転車駐車場の代替整備を進めます。

自転車駐車場の定期利用に係るWeb申請を導入します。

No. 12 - 9		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
①自転車駐車場整備				
平和台駅地上	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整
氷川台駅周辺	用地折衝 関係機関調整 整備	用地折衝 関係機関調整 整備(420台)	用地折衝 関係機関調整 整備	用地折衝 関係機関調整 整備(420台)
武蔵関駅周辺	—	用地折衝 関係機関調整	用地折衝 関係機関調整 整備	用地折衝 関係機関調整 整備
②自転車駐車場 定期利用の Web申請導入(一部)	—	試行	導入(一部)	導入(一部)
事業費(百万円)		74	1,145	1,219

事業実施課：土木部 交通安全課

3 シェアサイクルの利用拡大に向けた取組(次期社会実験の実施) ★

平成29年10月から光が丘地区および大泉・石神井・上石神井地区において、シェアサイクルの社会実験を実施してきました。

次期社会実験では、区全域での実施と他自治体との相互乗り入れを図るため、自主的に運営する事業者を改めて募集し、駅前等の公共用地を駐車用地として提供し、サイクルポートの増設を支援します。

また、シェアサイクルの走行記録を活用した、交通安全に寄与する方策等について検討します。

ねりまタウンサイクルは、利用状況や自転車、施設の老朽化等を踏まえ、事業の見直しを検討します。

No. 12 - 10		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
次期社会実験による事業効果等検証	—	次期社会実験開始	次期社会実験継続 事業効果等検証	次期社会実験継続 事業効果等検証
公共用地提供によるシェアサイクルのポート増設 ※1	—	増設	増設	増設
走行記録の活用の検討	—	交通安全に寄与する方策等の検討	交通安全に寄与する方策等の検討	交通安全に寄与する方策等の検討
事業費(百万円)		0	0	0

※1・・・ポートの設置は事業者が実施

事業実施課：土木部 交通安全課

4 自転車レーンの整備

国や東京都などの事業主体とも連携し、都市計画道路の整備等にあわせて、自転車レーンを整備します。

No. 12 - 11		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
関係機関への働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整
整備内容の検討・調整	検討・調整	検討・調整	検討・調整	検討・調整
事業費（百万円）		0	0	0

事業実施課：土木部 交通安全課、計画課

5 無電柱化の推進

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を目的として、都市計画道路・生活幹線道路の整備やまちづくり等にあわせて無電柱化を推進します。

No. 12 - 12		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
無電柱化 【事業完了】12路線 〔延長3,261m〕	【事業完了】10路線 〔延長2,661m〕 【事業中】 13路線			【事業完了】2路線 〔延長600m〕 【事業中】 14路線
道路新設等に伴い無電柱化する路線※1				
①補助132号線Ⅲ期 整備(完了)	設計 整備	整備	—	整備(完了)
②補助135号線(補助156号線交差部) 設計 用地買収(一部)	事業認可	用地買収	設計 用地買収 関係機関調整	設計 用地買収(一部)
③補助135号線(補助230号線交差部) 用地買収(一部)	用地買収	用地買収	用地買収	用地買収(一部)
④補助230号線(青梅街道～新青梅街道間) 事業認可	測量	設計	事業認可※2	事業認可
⑤補助232号線Ⅰ-2期 用地買収(一部)	設計	事業認可 用地買収	用地買収	用地買収(一部)
⑥補助235号線 整備(完了)	整備	整備	—	整備(完了)
⑦区画街路1号線 整備(一部)	整備	設計 整備 関係機関調整	整備 関係機関調整	設計 整備(一部)
⑧外環の2(上石神井駅交通広場) 用地買収(一部)	関係機関調整	用地買収	用地買収	用地買収(一部)
⑨練馬主要区道2号線(貫井・富士見台地区A路線)【再掲】※3	用地買収	用地買収	用地買収	用地買収(一部)
⑩練馬主要区道3号線 用地買収(一部) 設計	用地買収	用地買収 設計 関係機関調整	用地買収 設計 関係機関調整	用地買収(一部) 設計

No. 12 - 12続き		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
⑪練馬主要区道32号線 整備(一部)	設計 整備	設計 整備 関係機関調整	整備 関係機関調整	設計 整備(一部)
⑫練馬主要区道56号線 整備(一部)	整備	用地買収 整備	用地買収	用地買収 整備(一部)
既存道路を無電柱化する路線				
⑬補助235号線 整備(一部)	整備	整備	設計 整備	設計 整備(一部)
⑭補助237号線 関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整
⑮補助301号線(主要区道17号線) 設計 路線指定	—	設計	設計 路線指定	設計 路線指定
⑯補助301号線(主要区道88号線) 整備(一部)	路線指定	設計	整備	設計 整備(一部)
⑰区画街路1号線(一般区道12-423号線) 設計	—	関係機関調整	設計	設計
⑱練馬主要区道6号線(Ⅰ期) 整備(一部)	設計 整備	設計 整備	設計 整備	設計 整備(一部)
⑲石神井公園駅南口商店街通りの整備【再掲】※4 設計	街並み整備と無電柱化に向けた地域協議	検討	設計	設計
事業費(百万円)		292	336	628

※1・・・「道路新設等に伴い無電柱化する路線」の事業費は、事業No.12-1、No.12-8の事業費に計上しています。

※2・・・事業認可は令和4年度から5年度を予定しています。

※3・・・計画11 事業No.11-1の再掲

※4・・・計画13 事業No.13-5の再掲

事業実施課： 土木部 計画課
都市整備部 西部地域まちづくり課、防災まちづくり課

令和4・5年度の実施計画

1 西武新宿線沿線まちづくり

(1) 上石神井駅周辺地区のまちづくり

- ①駅前では市街地再開発事業や建築物の共同化について、事業計画の検討を進めます。
②外環の2沿道にふさわしい土地利用を促し、周辺環境と調和したまちづくりを進めるため、地区計画を定めます。

No. 13 - 1		年度別の実施計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
①駅前のまちづくり 事業計画検討支援 権利者組織の設立	事業計画検討	事業計画検討 設立準備	事業計画検討支援 設立	事業計画検討支援 設立
②外環の2沿道 まちづくり 地区計画決定	地区計画素案・原案 作成	地区計画決定	—	地区計画決定
③交通広場の整備 【再掲】※1 用地買収(一部)	関係機関調整	用地買収	用地買収	用地買収(一部)
事業費(百万円)		16	19	35

※1・・・計画12 事業No.12-1の再掲

事業実施課：都市整備部 新宿線・外環沿線まちづくり課
土木部 計画課、特定道路課

(2) 武蔵関駅周辺地区のまちづくり

- ① 駅周辺にふさわしい土地利用を促進するため、地区計画を定めます。また、駅前では建築物の共同化について、検討を進めます。
 ② 交通広場の事業着手に向けた準備に取り組みます。

No. 13 - 2		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
① 駅周辺のまちづくり 地区計画決定 建築物共同化 検討区域の決定	地区計画素案検討 検討	地区計画素案作成 検討	地区計画原案作成 地区計画決定 検討区域の決定	地区計画決定 検討区域の決定
② 交通広場の整備 【再掲】※ ¹ 事業認可	都市計画決定	測量 設計	事業認可※ ²	事業認可
③ 補助230号線(青梅 街道～新青梅街道 間) 【再掲】※ ¹ 事業認可	測量	設計	事業認可※ ²	事業認可
事業費(百万円)		11	12	23

※1・・・計画12 事業No.12-1の再掲

※2・・・事業認可は令和4年度から5年度を予定しています。

事業実施課： 都市整備部 新宿線・外環沿線まちづくり課
 土木部 計画課、特定道路課

(3) 上井草駅周辺地区のまちづくり

商店街通りの整備や建築物の規制・誘導などのまちづくりについて協議を進めます。また、引き続き隣接する杉並区と連携して、まちづくりに取り組みます。

No. 13 - 3		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
下石神井四丁目地区の まちづくり 地区計画素案作成 杉並区との調整	事業計画検討 調整	地区計画素案検討 調整	地区計画素案作成 調整	地区計画素案作成 調整
事業費(百万円)		2	2	4

事業実施課： 都市整備部 新宿線・外環沿線まちづくり課

2 大江戸線新駅予定地周辺のまちづくり

大江戸線延伸の導入空間となる補助230号線等の整備にあわせ、延伸地域のまちづくりを引き続き進めます。また、(仮称)大泉学園町駅予定地周辺では、駅前広場の計画や建築物の共同化などについて、検討を進めます。

No. 13 - 4		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
①地区計画決定				
<大泉町二丁目 地区> 地区計画決定	地区計画素案検討	地区計画素案・原案作成	地区計画決定	地区計画決定
<補助233号線沿道 地区> 地区計画素案作成	重点地区まちづくり計画 案の検討	重点地区まちづくり計画 決定 地区計画素案検討	地区計画素案作成	地区計画素案作成
②(仮称)大泉学園町 駅予定地周辺のまち づくり 事業計画検討	事業手法検討	事業手法決定 事業計画検討	事業計画検討	事業計画検討
③補助135号線 (補助230号線交差部) 【再掲】※1 用地買収(一部)	用地買収	用地買収	用地買収	用地買収(一部)
事業費(百万円)		21	18	39

※1・・・計画12 事業No.12-1の再掲

事業実施課： 都市整備部 大江戸線延伸推進課
土木部 計画課、特定道路課

3 地域の拠点である駅周辺のまちづくり

(1) 石神井公園駅周辺地区のまちづくり

①駅前にふさわしい土地利用を促進するため、補助232号線(南口交通広場～富士街道の区間)の事業化を見据え、南口西地区市街地再開発事業の事業着手に向けた取組等の支援を行います。再開発事業にあわせて、石神井庁舎から駅前の再開発ビルに、区民生活に密着した行政サービスの機能を移転します。

②補助132号線や関連する道路の整備を行うとともに、南口商店街においては、変更決定した地区計画に基づいた街並み整備に向けて検討を進めます。

No. 13 - 5		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
①南口西地区市街地 再開発事業 再開発事業施行支援	組合設立認可申請の調 整	組合設立(事業計画)認 可	再開発事業施行支援	再開発事業施行支援
②商店街通りの整備 街並み整備計画の策 定 無電柱化の設計	街並み整備と無電柱化 に向けた地域協議	検討 検討	策定 設計	策定 設計
③補助132号線Ⅲ期 【再掲】※ ¹ 整備(完了)	設計 整備	整備	—	整備(完了)
④補助232号線 Ⅰ-2期【再掲】※ ¹ 用地買収(一部)	設計	事業認可 用地買収	用地買収	用地買収(一部)
事業費(百万円)		283	3,264	3,547

※1・・・計画12 事業No.12-1の再掲

事業実施課： 都市整備部 西部地域まちづくり課
土木部 計画課、特定道路課

4 鉄道駅や周辺のバリアフリーの充実

(1) 鉄道駅および駅周辺のバリアフリー化

光が丘駅と小竹向原駅への、2ルート目のバリアフリー化された経路の確保に取り組みます。また、駅ホームの安全性確保のため、ホームドア未整備駅へのホームドア整備を鉄道事業者へ働きかけます。

No. 13 - 6		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
①2ルート目のバリアフリー化				
光が丘駅				
エレベーター整備に向けた調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整
エスカレーター整備(完了)	整備の準備	整備	整備(完了)	整備(完了)
スロープ等の整備(完了)	整備の準備	整備(完了)	—	整備(完了)
小竹向原駅				
エレベーター整備に向けた調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整
★②ホームドア整備に向けた調整	—	働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整
事業費(百万円)		124	132	256

事業実施課：都市整備部 交通企画課、建築課

(2) 駅と公共施設を結ぶ経路のバリアフリー化

平成30年度に策定した「公共施設へのアクセスルートユニバーサルデザインガイドライン」に基づき、駅と主要な公共施設を結ぶ経路(アクセスルート)の指定を行い、バリアフリー化の整備を進めています。移転後の練馬光が丘病院等のアクセスルートについてバリアフリー整備を行います。アクセスルート未指定の施設については、新たに指定します。

No. 13 - 7		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
アクセスルートのバリアフリー化の推進	推進	推進	推進	推進
★アクセスルートの指定	—	検討	指定	指定
事業費(百万円)		18	2	20

事業実施課：都市整備部 建築課
土木部 計画課
福祉部 管理課

令和4・5年度の実施計画

1 みどりのネットワークの形成

(1) みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクト

「稲荷山公園」は「武蔵野の面影」、「大泉井頭公園」は「水辺空間の創出」をテーマに、みどりのネットワークの拠点としての機能を充実させるため、都市計画公園区域に決定されている未開設部分の整備の準備を進めます。

No. 14 - 1		年度別の実施計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
稲荷山公園				
関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整
稲荷山公園 実施計画策定	稲荷山公園 基本計画策定	稲荷山公園 実施計画策定	—	稲荷山公園 実施計画策定
事業・測量説明会	—	—	事業・測量説明会	事業・測量説明会
現況測量	—	—	現況測量	現況測量
大泉井頭公園				
関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整
大泉井頭公園 基本計画策定	—	—	大泉井頭公園 基本計画策定	大泉井頭公園 基本計画策定
事業費（百万円）		15	9	24

事業実施課：土木部 道路公園課

(2) 練馬城址公園をにぎわいの拠点に

練馬城址公園は、区の求める「緑と水」、「広域防災拠点」、「にぎわい」の機能を備えた公園の実現に向け、引き続き整備主体である東京都や関係者と調整します。

No. 14 - 2		年度別の実施計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
公園整備に向けた 東京都との調整	整備計画決定 事業認可取得	調整	調整 一部開園	調整 一部開園
事業費（百万円）		0	***	***

事業実施課：企画部 企画課

(3) 特色ある公園等の整備

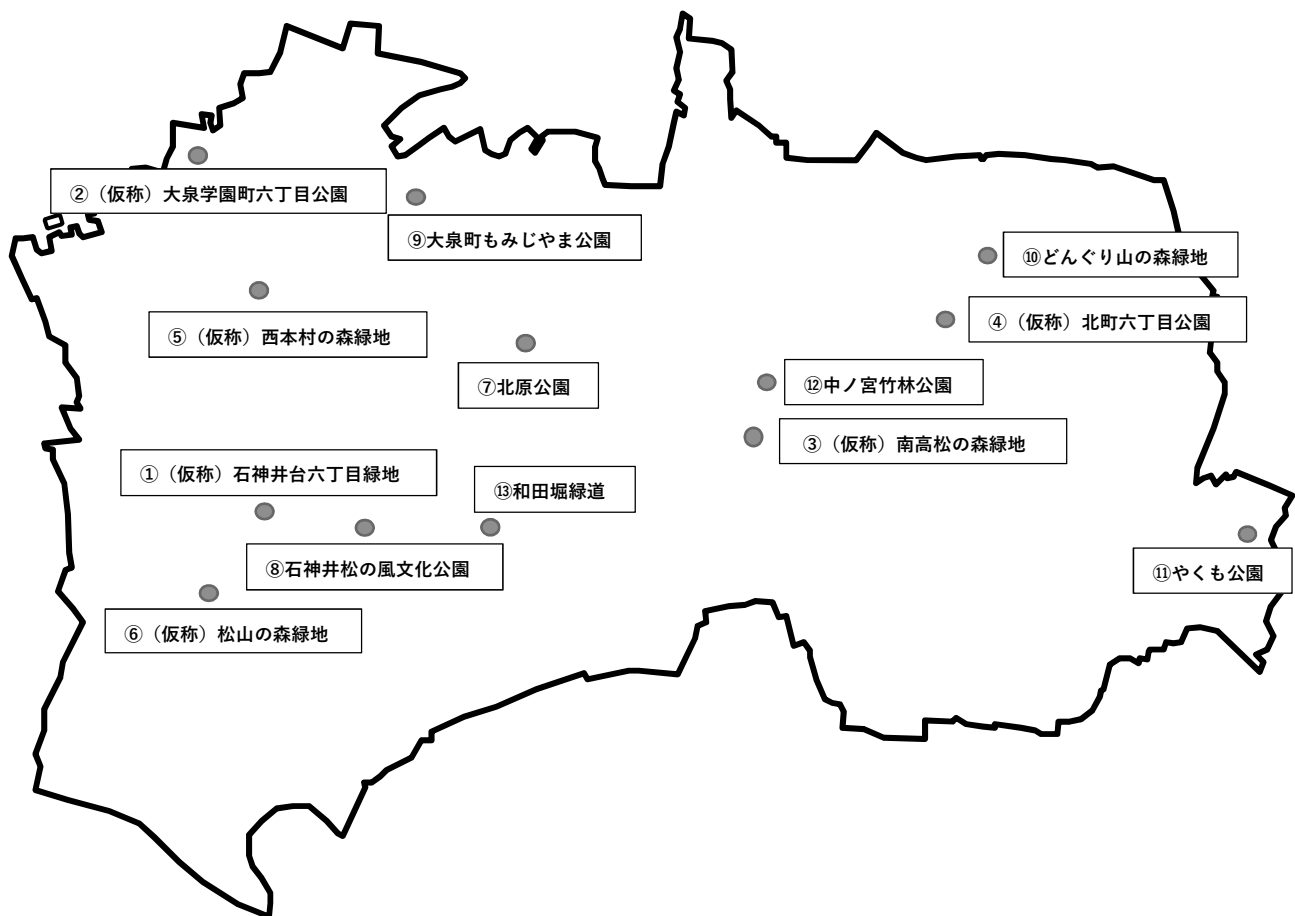
スポーツができる公園や地域のみどりを活かした公園など拠点となる大規模で特色ある公園、暮らしに潤いをもたらす身近な公園を整備します。

No. 14 - 3		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
整備完了 4か所 新設 1か所 拡張 2か所 改修 1か所				整備完了 4か所 新設 1か所 拡張 2か所 改修 1か所
★ 新設 6か所				整備完了 1か所 設計 2か所 用地買収 3か所
① (仮称)石神井台六丁目緑地	—	事業認可	用地買収 設計	設計(完了)
② (仮称)大泉学園町六丁目公園	—	—	事業認可 用地買収	用地買収
★ ③ (仮称)南高松の森緑地	—	事業認可 用地買収 設計	整備	整備(完了)
★ ④ (仮称)北町六丁目公園	—	事業認可 用地買収	設計	設計(完了)
★ ⑤ (仮称)西本村の森緑地	—	—	事業認可 用地買収	用地買収
★ ⑥ (仮称)松山の森緑地	—	—	事業認可 用地買収	用地買収
拡張 6か所				整備完了 2か所 設計 2か所 用地買収 1か所 測量 1か所
⑦ 北原公園	事業認可	用地買収 設計	整備	整備(完了)
⑧ 石神井松の風文化公園※1	—	事業認可	設計	設計(一部)
★ ⑨ 大泉町もみじやま公園	事業認可	用地買収 設計	整備	整備(完了)
★ ⑩ どんぐり山の森緑地	事業認可 用地取得	測量	設計	設計(完了)
★ ⑪ やくも公園	—	事業認可 用地買収	測量	測量
★ ⑫ 中ノ宮竹林公園	—	—	用地買収	用地買収
改修 1か所				整備完了 1か所
⑬ 和田堀緑道	設計	整備	—	整備(完了)
事業費(百万円)		3,184	4,145	7,329

※1・・・設計費は事業No.19-1に計上しています。

事業実施課：土木部 道路公園課

【公園整備箇所図】



(4) 都市インフラの整備におけるみどりの創出

国や東京都などの事業主体とも連携し、都市計画道路や河川の整備にあわせ、街路樹等による緑化を進め、みどりの創出に取り組みます。

また、幹線道路が整備され、その沿道まちづくりを進める際にも、公園・緑地を整備し、みどりの創出を図ります。

No. 14 - 4		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
都市インフラの整備にあわせたまどりの創出	関係機関への働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整 ・放射35・36号線 ・外環の2 など ・石神井川河川改修
	整備内容の検討・調整	検討・調整 ・補助230号線 (青梅街道～新青梅街道間)	検討・調整	検討・調整 ・補助230号線 (青梅街道～新青梅街道間)
事業費(百万円)		0	0	0

事業実施課：都市整備部
土木部

(5) 重要な樹林地の保全

みどりの実態調査の結果をふまえて、適用すべき保全制度について所有者との合意形成を図ります。特に稀少な樹林地については、都市計画緑地として決定します。

No. 14 - 5		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
合意形成活動 都市計画決定 計9か所	合意形成活動 計6か所	合意形成活動 1か所	合意形成活動 2か所	合意形成活動 3か所
事業費（百万円）		7	4	11

事業実施課：環境部 みどり推進課

(6) みどりの美しい街並みづくり

- ①みどりを増やし守るため、みどりの協定締結団体を対象に、沿道や街区単位での支援を行います。
- ②大泉学園通りのサクラ並木の健全度を診断します。その結果に基づき伐採・植替などを行い健全な樹木を維持します。

No. 14 - 6		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
①緑化取組 計25か所	計21か所	2か所	2か所	4か所
②サクラ並木の維持 フォローアップ診断34本 更新 計82本	更新 計72本	フォローアップ診断34本 更新5本	更新5本	フォローアップ診断34本 更新10本
事業費（百万円）		12	10	22

事業実施課：環境部 みどり推進課
土木部 維持保全担当課

2 みどりを育むムーブメントの輪を広げる

- ①練馬のみどりの4分の3を占める民有地のみどりを地域で守り育むため、保護樹林等の落ち葉清掃に地域住民等が取り組む活動を広げます。
- ②区民による公園管理や花壇管理を拡大し、地域のニーズに応じた利活用を促進します。
- ③区民による憩いの森の管理を拡大し、樹林地の保全や利活用を促進します。
- ④つながるカレッジねりまのみどり分野に、「ねりまの森維持管理コース」を新設します。憩いの森などの樹林地を守る活動に必要な知識と技術を学び、卒業後は活動の中心的な役割を担える人材を育成します。
- ⑤つながるカレッジねりまの卒業生など意欲のある区民に向けて、みどりに関する活動や求人情報を発信し、活動に結び付ける仕組みづくりを進めます。
- ⑥複数の事業から応援したいメニューを選択できるようにリニューアルした、練馬区みどりを育む基金を引き続き活用していきます。

No. 14 - 7		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
①個人のみどりを地域で守る活動の拡充	モデル事業実施 (3か所)	モデル事業実施 (6か所)	本格実施	本格実施
②公園の区民管理の拡充 関係団体への働きかけ	関係団体への働きかけ 区民管理 23団体・32か所	働きかけ	働きかけ	働きかけ
③憩いの森の区民管理の拡充 区民管理9か所	区民管理3か所	区民管理開始3か所	区民管理開始3か所	区民管理開始6か所
④みどりを守り育てる人材や団体の育成				
★	コミュニティ・ガーデナーコースの実施	実施	実施	実施
	ねりまの森維持管理コースの実施	—	開講	実施
★	⑤マッチングの仕組みづくりの推進	—	推進	推進
	⑥練馬区みどりを育む基金の運用	基金の募集・活用	募集・活用	募集・活用
事業費（百万円）		18	21	39

事業実施課： 環境部 みどり推進課
土木部 道路公園課

令和4・5年度の実施計画

1 新たな環境基本計画の策定 ★

2050年までの脱炭素社会の実現に向け、「環境基本計画2020」に「エネルギービジョン」などの既存計画も組み入れ、新たな計画を策定します。

No. 15 - 1		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
新たな環境基本計画の 策定	策定準備	計画策定	推進	推進
事業費（百万円）		7	0	7

事業実施課：環境部 環境課

2 区民や事業者との協働による脱炭素の取組の推進 ★

①太陽光発電設備等の設備設置や住宅の断熱改修などへの補助は、社会状況や技術開発の進展を反映した効果的な制度となるよう、対象設備や補助額の見直しを行いながら実施します。
②区民、地域、学校、事業者、民間団体等、あらゆる主体との協働により環境教育・啓発を推進し、省エネや省資源など脱炭素の行動につなげます。

No. 15 - 2		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
①再生可能エネルギー・ 省エネルギー設備の設 置補助の充実	実施	充実	充実	充実
②区民・事業者等との協 働による環境教育・啓発 の推進	実施	充実	充実	充実
事業費（百万円）		82	85	167

事業実施課：環境部 環境課

3 先進技術の導入・運用

- ①順天堂練馬病院に続き、移転・改築後の練馬光が丘病院と光が丘秋の陽小学校との間に「地域コジェネレーションシステム」を整備します。
- ②令和3年度から田柄特別養護老人ホームで実施している「超高効率燃料電池システム」のモデル事業で省エネルギー効果を検証します。また、事業者との協働による新たな先進技術の実証実験を検討します。

No. 15 - 3		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
①地域コジェネレーション※1の導入・運用				
順天堂練馬病院	運用	運用	運用	運用
練馬光が丘病院	導入準備	導入	運用	運用
②先進技術の活用				
超高効率燃料電池 導入効果検証	検証	検証	—	検証
新たな実証実験の実施	検討	検討	実施	実施
事業費（百万円）		78	1	79

※1 地域コジェネレーション・・・災害拠点病院が天然ガス等を燃料として発電した電力を、災害時に近接医療救護所に供給するシステム。

事業実施課：環境部 環境課

4 区の率先した取組

- ①公用車を計画的にEV等の電動車^{※1}に切り替えます。
 ②電力の調達に係る環境配慮方針の改定や、電力の契約方法見直しにより、区立施設の環境に配慮した電力調達を拡大します。
 ③区立施設の改修・改築等に合わせ、太陽光発電設備と蓄電池のセット導入を推進します。

No. 15 - 4		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
★ ①公用車の電動化の拡大	電動車 31台	10台	拡大	拡大
★ ②環境に配慮した電力調達の拡大	小中学校 98校 区立施設 63施設	拡大	拡大	拡大
③区立施設へ太陽光発電設備と蓄電池をセットで導入 ^{※2} 小中学校 計6か所 区立施設 計2か所	小中学校 5か所 区立施設 2か所	— 検討	1か所 検討	1か所 検討
事業費（百万円）		2	***	2

※1・・・電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、ハイブリッド車（HV）

※2・・・事業費は事業No.4-7の事業費に計上しています。

事業実施課：環境部 環境課、教育振興部 学校施設課

5 ごみの減量・資源化の推進 ★

- ①不燃ごみに含まれる金属類等を選別・資源化する不燃ごみ資源化事業を開始します。
 ②すでに実施している容器包装プラスチックに加え、プラスチック資源循環促進法の制定を受けて、製品プラスチックの資源化について、国から示される手引きに基づき取組を進めます。

No. 15 - 5		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
①不燃ごみ資源化	施設整備 試行	実施	実施	実施
②プラスチック資源の分別回収・資源化 製品プラスチック	検討	検討	実施	実施
事業費（百万円）		331	362	693

事業実施課：環境部 清掃リサイクル課

施策の柱 5

いきいきと心豊かに暮らせるまち

令和4・5年度の実施計画

1 創業への総合的な支援の充実

練馬ビジネスサポートセンターを拠点に、創業への総合的な支援を充実します。

①創業セミナー、創業ワンストップ相談および創業支援融資の実施により、区内での創業を促進するとともに、創業した事業者に対して、継続的に経営をサポートします。

②若者向けの創業セミナーを実施し、創業を目指す新たな人材を育成します。

③商店街空き店舗入居促進事業により、空き店舗を活用した創業等を支援するとともに、創業後も専門家による継続的な経営支援を行い、商店街の活性化につなげます。

No. 16 - 1		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
①創業セミナー、創業ワンストップ相談および創業支援融資の実施				
創業セミナーの 実施	実施	実施	実施	実施
創業ワンストップ相談の 実施	実施	実施	実施	実施
創業支援融資の 実施	実施	実施	実施	実施
②若者向け創業セミ ナーの実施	実施	実施	実施	実施
③商店街空き店舗入居 促進事業の実施	実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）		61	61	122

事業実施課：産業経済部 経済課

2 販路拡大など企業活動の活性化

- ①デジタルを活用した経営の効率化、販路拡大等に取り組む事業者に対して、専門家による相談窓口の設置、融資、セミナーの実施等の総合的な支援を行います。
- ②産業見本市を通じて、優れた技術や特徴ある商品等、区内産業の魅力を多くの区民に周知します。区内事業者等が参加する商談交流会を実施し、事業者間の商取引チャンスの拡大につなげます。商談交流会は実施回数を増やし、テーマの設定、オンラインによる実施等内容を充実します。
- ③事業承継に取り組む事業者に対して、セミナー・個別相談会を実施します。

No. 16 - 2		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
★①デジタル化支援の実施				
デジタル化相談の実施	—	開始	実施	実施
デジタル化等支援融資の実施	—	開始	実施	実施
デジタル化に係るセミナーの実施	—	開始	実施	実施
②企業間交流の活性化、販路拡大支援の実施				
産業見本市の実施	実施	実施	実施	実施
商談交流会の充実	年1回実施	年3回実施	年3回実施	年3回実施
③事業承継支援の実施	セミナー・個別相談会の実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）		19	19	38

事業実施課：産業経済部 経済課

3 商店街や個店の魅力づくり

- ①まちゼミや個店連携支援など意欲ある個店の魅力向上につながる取組を支援します。
 ②動画やSNS等の活用により商店街や個店の魅力を発信し、新たな顧客獲得につなげる取組を支援します。商店街のキャッシュレス化など、消費行動の変化への取組を支援します。
 商店街の複数の空き店舗を活用して新たに新店しようとする事業者を、商店会がサポートする取組を支援します。

No. 16 - 3		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
①お客が集まる個店づくり				
まちゼミ支援の実施	中止	実施	実施	実施
個店連携支援の実施	実施	実施	実施	実施
店舗改修支援の実施	実施	実施	実施	実施
②スマート商店街プロジェクトの展開				
商店街・個店の魅力発信支援事業の実施	実施	実施	実施	実施
★ 商店街のキャッシュレス化促進支援事業の実施	キャッシュレス決済ポイント還元事業の実施	商店街のキャッシュレス化促進支援事業の実施	実施	実施
★ 空き店舗活用支援事業の実施	商店街空き店舗実態調査実施	空き店舗活用支援事業の実施	実施	実施
事業費（百万円）		20	20	40

事業実施課：産業経済部 商工観光課

令和4・5年度の実施計画

1 世界都市農業サミットの成果を踏まえた施策の推進 ★

令和元年度に開催した世界都市農業サミットで培った知見・ネットワークを活かし、都市農業の意義と可能性を更に発信します。

サミットに参加した国内都市との連携を強化し、都市農業の魅力を更に発信するため、(仮称)全国都市農業フェスティバルを開催します。

サミットに参加した海外5都市とは、映像を通じた事例紹介やオンラインでの意見交換などにより交流を深化させます。

No. 17 - 1		年度別の実施計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
(仮称)全国都市農業 フェスティバルの開催	—	開催準備	開催	開催
海外都市との連携・交流	実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）		10	29	39

事業実施課：都市農業担当部 都市農業課

2 都市農地の保全に向けた取組の推進

- ①生産緑地の貸借制度を活用し、営農の継続に課題を抱える農業者と、経営規模を拡大したい農業者等のマッチングを進め、農地保全を推進します。
- ②特定生産緑地制度の周知と指定を積極的に進め、生産緑地制度を活用した農地保全に引き続き取り組みます。
- ③都市農地保全推進自治体協議会の会長区として、国に改善を要望してきた農地制度や税制度について、生産緑地の貸借が実質的に可能になるなどの改正が実現しました。引き続き、都市農地の保全に向けた制度改正を実現するため、国に働きかけを行います。

No. 17 - 2		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
①生産緑地貸借制度を活用した農地保全	貸借件数 18件	2件	2件	22件
②特定生産緑地の周知・指定	周知・指定	周知・指定	周知・指定	周知・指定
③制度改正に向けた取組の推進	国への要望活動	国への要望活動	国への要望活動	国への要望活動
事業費（百万円）		2	2	4

事業実施課： 都市農業担当部 都市農業課
都市整備部 都市計画課

3 都市農業経営の支援

- ①農業経営の改善に計画的に取り組む農業者を認定農業者・都市型認定農業者として認定し、経営改善に向けた取組を支援します。
- ②生産緑地の貸借制度を活用して、経営規模を拡大したい農業者や新規就農者などに農地をあっせんします。

No. 17 - 3		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
①認定農業者・都市型認定農業者の新規認定 37経営体	31経営体	3経営体	3経営体	6経営体
②生産緑地貸借制度を活用した農地保全 【再掲】※1	貸借件数 18件	2件	2件	22件
事業費（百万円）		64	64	128

※1 …… 計画17 事業No.17-2の再掲

事業実施課： 都市農業担当部 都市農業課

4 区民が農に親しむ取組の充実

- ①農の風景育成地区に指定されている高松一・二・三丁目地区および南大泉三・四丁目地区において、地域住民による農地保全活動を引き続き支援します。また、農の風景の保全に向けた今後の考え方を検討します。高松一・二・三丁目地区では、(仮称)農の風景公園を整備します。
- ②農業者と区民が触れ合うマルシェの開催を積極的に推進します。気軽に摘み取りが楽しめる「練馬果樹あるファーム」の開設・拡充を支援します。区内で野菜の収穫体験を実施している農園について、統一したネーミングによるブランド化を行い、PRします。情報発信には「とれたてねりま」アプリも活用します。
- ③土に親しみながら、収穫の喜びを味わえる区民農園を、生産緑地の貸借制度等を活用して整備していきます。
- ④障害者施設における農産物の収穫や加工・販売作業を拡充します。また、障害者施設と農業者等の協働で行う福祉連携農園について検討します。
- ⑤高齢者の健康づくりに農とのふれあいを積極的に取り入れていきます。
- ⑥子どもたちの都市農業に係る理解を深めるため、全区立小学校において農業者と連携した体験学習を充実します。

No. 17 - 4		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
①農の風景育成地区制度を活用した農地の保全				
農の風景育成地区 における取組支援	実施	実施	実施	実施
農の風景の保全に 向けた考え方の検 討	－	検討	検討	検討
(仮称)農の風景公 園の整備	整備	整備・開設	運営	運営
②新鮮な農作物を手に入れる、農を気軽に体験できる環境整備				
マルシェの実施・支 援	拡充	実施	実施	実施
練馬果樹あるファームの開設・拡充支援	30件	5件	5件	40件
情報発信	実施	実施	実施	実施
野菜収穫体験事業 のブランド化・情報 発信	－	調査・検討	実施	実施
③区民農園の整備 2園設計	計3園整備	候補地検討	2園設計	2園設計
④農福連携の推進				
農福連携作業に携 わる障害者施設数 計14施設 【再掲】※1	計12施設	1施設増	1施設増	2施設増
福祉連携農園の 検討 【再掲】※2	検討	検討	検討	検討
⑤農を活用した高齢者 の健康づくり	検討	実施	実施	実施

No. 17 - 4続き		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
★ ⑥農業者と連携した体験学習の充実 【再掲】※3	実施	充実	充実	充実
事業費（百万円）		184	89	273

※1 …… 計画7事業No.7-7の再掲

※2 …… 計画7事業No.7-7の再掲

※3 …… 計画4事業No.4-15の再掲

事業実施課： 都市農業担当部 都市農業課
福祉部 障害者施策推進課
高齢施策担当部 高齢社会対策課
教育振興部 教育指導課

令和4・5年度の実施計画

1 美術館の全面リニューアルに着手

美術館再整備基本構想で掲げる「まちと一体となった美術館」、「本物のアートに出会える美術館」、「併設する図書館と融合する美術館」の3つのコンセプトの実現に向け、東京中高年齢労働者福祉センター（サンライフ練馬）の敷地とあわせて全面改築します。

美術館のリニューアルを契機に、地元の町会・商店会関係者等と連携して、中村橋駅周辺のまちづくりを進めます。美術館のある街並みの整備、統合・再編する駅周辺施設との連携、商店街のにぎわいの創出などについて検討していきます。

No. 18 - 1		年度別の実施計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
再整備基本構想に 基づく設計	構想の策定	設計者選定 設計	設計	設計
事業費（百万円）		43	147	190

事業実施課： 地域文化部 文化・生涯学習課、都市整備部東部地域まちづくり課

2 優れた文化芸術に触れられる機会の創出

日本最高峰の奏者によるクラシックコンサート「真夏の音楽会」、日本を代表する演者による「みどりの風 練馬薪能」など、質の高い優れた文化イベントを引き続き実施します。

また、「こどもアートアドベンチャー」など子どもや若者たちが文化芸術に触れて、楽しめる機会の充実、「区民文化祭」など区民が自ら参加する文化活動の支援に引き続き取り組みます。

No. 18 - 2		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
質の高い文化芸術の鑑賞機会の創出	真夏の音楽会の実施	実施	実施	実施
	練馬薪能の実施	実施	実施	実施
区民自らが参加して楽しむ事業の実施	郷土芸能ねりま座の実施	実施	実施	実施
	こどもアートアドベンチャーの実施	実施	実施	実施
	区民文化祭の実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）		42	42	84

事業実施課： 地域文化部 文化・生涯学習課

3 練馬の歴史を活かした映像文化のまちづくり

「映像∞文化のまち構想」に基づき、映画やアニメなどの映像文化をテーマとした、ソフト・ハードが一体となった夢のあるまちづくりに取り組みます。

「ワーナーブラザーズ スタジオツアー東京-メイキング・オブハリー・ポッター」の令和5年の開設にあわせて、ワーナーブラザーズと連携し、区の地域資源を活かした映像文化事業を実施します。また、周辺の商店会等と連携しながら地域の活性化に取り組み、練馬の魅力を内外に発信します。

映像文化に関する特設ホームページ「映像∞文化のまち ねりま」を本格稼働し、オンライン配信事業「ねりま映画サロン」の内容を充実させ、広く発信します。

練馬は漫画家が多く住むまちです。区ゆかりの漫画家の皆さんと連携し、大泉学園駅周辺に漫画にかかわるギャラリーを整備します。

No. 18 - 3		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
映像文化事業の実施	「映像∞文化のまち構想」策定 映像文化イベントの実施	実施	実施	実施
★ スタジオツアー施設開設とあわせた練馬の魅力発信	検討	実施	実施	実施
★ 漫画にかかわるギャラリーの整備に向けた検討	—	検討	検討	検討
事業費（百万円）		39	32	71

事業実施課：企画部 企画課
産業経済部 商工観光課
地域文化部 文化・生涯学習課

4 練馬の魅力を効果的に発信

令和元年度に開催した世界都市農業サミットに参加した国内都市との連携を強化し、都市農業の魅力を更に発信するため、(仮称)全国都市農業フェスティバルを開催します。

地域ごと、目的別に合わせた見どころを巡るコンセプトツアーや観光ガイド「練馬カプセル」の内容を充実し、農産物の収穫体験、公園や庭園などの区内の地域資源にスポットをあて、練馬の魅力を発信します。

No. 18 - 4		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
★ (仮称)全国都市農業 フェスティバルの開催 【再掲】※1	—	開催準備	開催	開催
体験型ツアーの充実	充実	充実	充実	充実
観光ガイドの充実	充実	充実	充実	充実
事業費（百万円）		2	2	4

※1 …… 計画17 事業No.17-1の再掲

事業実施課：産業経済部 商工観光課
都市農業担当部 都市農業課

令和4・5年度の実施計画

1 誰もが安心して利用できるスポーツ施設の整備

①石神井松の風文化公園の拡張工事にあわせて、スポーツ施設の設計に着手します。みどり豊かな環境の中で文化やスポーツを楽しめる公園となるよう、フットサル・テニス兼用コートその他、スケートボード等ができる広場を整備します。

②総合体育館は、安全安心に利用していただけるよう、特定天井等改修工事を行うとともに、改築に向けて検討します。

No. 19 - 1		年度別の実施計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
★ ①石神井松の風文化公園におけるスポーツ施設 基本設計	整備内容決定	調整	基本設計	基本設計
②総合体育館				
改築に向けた検討	検討	検討	検討	検討
アリーナ特定天井等の改修	—	アリーナ特定天井等改修	—	アリーナ特定天井等改修
事業費（百万円）		210	19	229

事業実施課： 地域文化部 スポーツ振興課

2 誰もがスポーツを楽しめる機会の充実

地域体育館でのパラスポーツ教室の開催など、障害の有無にかかわらず身近な場所でスポーツを楽しめるよう、体験会や教室のイベントの実施に取り組みます。

障害のある方がスポーツを楽しめる環境を充実するため、パラスポーツにかかる指導員の育成に取り組みます。また、指導員の資質を向上するため、上級・中級の指導員資格の取得を進めます。

No. 19 - 2		年度別の実施計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
誰もがスポーツを楽しめる取組の地域展開	実施	実施	実施	実施
障害者スポーツ指導員の確保・育成	実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）		12	12	24

事業実施課： 地域文化部 スポーツ振興課

3 練馬こぶしハーフマラソンの開催 ★

日本陸上競技連盟の定めるガイドライン等に基づいて事業内容や規模を検討し、感染症対策を講じて、練馬こぶしハーフマラソンを再開します。

No. 19 - 3		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
練馬こぶしハーフマラソンの開催	中止	実施	実施	実施
事業費（百万円）		150	150	300

事業実施課： 地域文化部 スポーツ振興課

施策の柱 6

区民とともに区政を進める

令和4・5年度の実施

1 町会・自治会のデジタル活用支援 ★

先進的にSNS等の活用に取り組んでいる町会・自治会の活動をまとめた事例集を作成し、他の町会・自治会の情報発信に活用できるよう、情報提供します。

町会・自治会を対象としたデジタル活用についての講習会の実施や、専門知識を持ったアドバイザーの派遣を行います。

デジタル活用に取り組む町会・自治会に対し、モバイルルータ等の回線使用料について最大3年間の補助を実施します。

No. 20 - 1		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
町会・自治会の デジタル活用支援	—	実施	実施	実施
事業費（百万円）		3	4	7

事業実施課： 地域文化部 地域振興課、協働推進課

2 町会・自治会の加入促進

新たに作成した「集合住宅における加入促進ハンドブック」を活用するなど、町会・自治会の加入促進を強化していきます。

No. 20 - 2		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
町会・自治会の 加入促進	実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）		1	1	2

事業実施課： 地域文化部 地域振興課、協働推進課

3 「練馬つながるフェスタ」の地域開催 ★

地域で活動する団体をその地域の区民が知ることができるよう、また、地域の団体同士がつながることができるよう、これまで区民・産業プラザで開催していた「練馬つながるフェスタ」を、区立図書館などを会場として、6か所の地域で開催します。

No. 20 - 3		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
「練馬つながるフェスタ」の地域開催 6か所	実施 (6か所)	実施 (6か所)	実施 (6か所)	実施 (6か所)
事業費（百万円）		1	1	2

事業実施課： 地域文化部 協働推進課

4 地域活動団体の事業基盤強化に向けた支援 ★

区民協働交流センターで行っている地域活動団体に対する支援を、コロナ禍の課題を踏まえて充実します。

団体の資金面における基盤強化に向け、クラウドファンディングの活用や物販の販路拡大など資金調達に関するセミナーを開催するほか、練馬ビジネスサポートセンターが行う中小企業診断士による経営相談へつなぐなど、団体の事業継続への支援を充実させます。

No. 20 - 4		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
地域活動団体の事業基盤強化の支援	実施	充実	実施	充実
事業費（百万円）		1	1	2

事業実施課： 地域文化部 協働推進課

5 「つながるカレッジねりま」の充実

地域活動に参加したい区民の背中を後押しするため、パワーアップカレッジねりまや練馬Enカレッジなど既存の事業を再編・リニューアルし、福祉・防災・農・みどり・環境の5分野からなる「つながるカレッジねりま」を令和2年9月に開講しました。修了生が各分野で活躍できるよう、町会・自治会をはじめ、人材を求める団体とのマッチングを行っています。

令和4年度に、みどり分野で憩いの森の管理に必要な知識や技術を学べるコースを開講し、憩いの森の区民管理の拡充を進めます。

No. 20 - 5		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
「つながるカレッジねりま」の充実	実施 (6コース)	充実 (7コース)	実施 (7コース)	充実 (7コース)
事業費（百万円）		3	3	6

事業実施課： 地域文化部 協働推進課

6 地域おこしプロジェクトの実施

練馬の新しい魅力の創造や地域の課題解決に向けて、区民の自由な発想から生まれたアイデアの具現化を支援する「地域おこしプロジェクト」を実施します。区職員をプロジェクト推進担当として配置し、組織づくりなど事業運営に豊富な知識・経験を有する専門家とともに、地域に根差した主体的な活動の更なる展開を目指します。

No. 20 - 6		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
地域おこしプロジェクトの実施	実施	実施	実施	実施
事業費（百万円）		10	9	19

事業実施課： 地域文化部 協働推進課

令和4・5年度の実現

1 「またない」「まごつかない」「何度も書かない」窓口の実現への取組

- ①窓口の混雑状況を区ホームページから確認できる窓口情報提供システムを収納課に導入します。
 ②案内を正確・迅速に行うため、区民事務所のフロアマネージャーは、来庁された方に積極的に声をかけ、要件を確認し、必要な手続きを案内します。
 ③何度も書かない窓口の実現のため、申請書一括作成システムを活用し、転入・転出等の手続きの際に多岐にわたる申請書を一括して作成します。

No. 21 - 1		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
①窓口情報提供システムの拡大 (計19か所)	計18か所 (練馬区民事務所ほか)	1か所導入 (収納課)	—	1か所導入 (収納課)
②フロアマネージャーの 常時配置	実施	実施	実施	実施
③申請書一括作成システムの活用	実施	実施	実施	実施
事業費(百万円)		55	54	109

事業実施課：区民部 区民事務所担当課、収納課

2 各種証明書の発行手数料等のキャッシュレス化

- ①手続き件数が多い住民票や印鑑証明書など各種証明書の発行手数料にキャッシュレス決済を導入します。
- ②乳幼児を連れていてもスムーズに支払いができるよう、乳幼児一時預かり事業の利用料の支払いにキャッシュレス決済を導入します。
- ③住民税、軽自動車税、国民健康保険料の納付をいつでも、どこでも簡単にできるように、キャッシュレス決済の種類を拡大します。

No. 21 - 2		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
★ ①各種証明書の発行手数料へキャッシュレス決済導入	検討	導入	実施	導入
★ ②乳幼児一時預かり事業の利用料へキャッシュレス決済導入 【再掲】※ ¹	検討	準備	導入	導入
③住民税等の納付に使用できるキャッシュレス決済の拡大	拡大の検討	拡大	実施	拡大
事業費（百万円）		28	21	49

※1 … 計画1 事業No. 1 - 1の再掲

事業実施課：区民部 戸籍住民課、区民事務所担当課、税務課、収納課、国保年金課、
こども家庭部 子ども家庭支援センター

3 オンライン申請の推進

- ①区役所に行かなくても、パソコンやスマートフォンから手続きができるオンライン申請を拡大します。
 ②国民健康保険料に導入したスマートフォン等から口座振替手続きができるWeb口座振替受付サービスを住民税や保育所保育料等の公金に拡大します。
 ③デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードについては、国が令和4年度末に、全国民に行きわたることを目指しています。今後も増加が見込まれるマイナンバーカードの交付申請に対応するため、交付ブースの増設等を実施しました。引き続き、円滑なマイナンバーカードの交付促進に取り組めます。

No. 21 - 3		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
①全庁的なオンライン申請の推進	拡大	拡大	拡大	拡大
②Web口座振替受付サービスの拡大	導入 (国民健康保険料)	拡大 (住民税ほか4公金)	実施	拡大 (住民税ほか4公金)
③マイナンバーカード交付促進	交付ブースの増設	実施	実施	実施
事業費(百万円)		274	261	535

事業実施課：区政改革担当部 区政改革担当課、企画部 情報政策課、区民部 戸籍住民課、
 区民事務所担当課、税務課、収納課、国保年金課、高齢施策担当部 介護保険課、
 こども家庭部 子育て支援課、保育課

4 一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな窓口サービスの提供

①多岐にわたるお悔やみに関する手続きについて、専用の案内窓口を設置し、ご遺族の手続きを支援していきます。

②職員の窓口対応力向上や職場の課題解決に取り組むことのできる職員の育成を目的に、区民事務所等の窓口職場を対象として実施したワークショップ型研修を福祉部等の相談窓口職場へ拡大します。

更に、窓口サービス診断等の調査結果を踏まえ、新たな窓口対応力向上研修を実施します。

No. 21 - 4		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
★①(仮称)お悔やみ窓口の設置	検討	設置	—	設置
②窓口対応力向上研修の充実	充実に向けた検討	充実	充実	充実
事業費（百万円）		2	2	4

事業実施課：人事戦略担当部 人材育成課、区民部 戸籍住民課

令和4・5年度の実施

1 区民の視点に立ったサービスの展開

デジタル技術を活用し、区民の視点に立って、サービスの利便性や質の向上に取り組めます。

No. 22 - 1		各戦略計画におけるデジタル化の取組【再掲】	
取組項目		取組内容	計画／事業No.
①手続きのオンライン化の推進			
★	ICTを活用した保育関連サービスの拡充	保育園入園申請のオンライン手続の導入	計画1／事業No.1-6
	健診(検診)・受診環境の充実	インターネット予約システムの導入	計画10／事業No.10-4
	自転車駐車場の整備	自転車駐車場の定期利用のWeb申請導入(一部)	計画12／事業No.12-9
	オンライン申請の推進	全庁的なオンライン申請の推進 Web口座振替受付サービスの拡大 マイナンバーカード交付促進	計画21／事業No.21-3
②キャッシュレス化の推進			
★	家庭での子育て支援サービスの充実	乳幼児一時預かり事業の利用料へキャッシュレス決済導入	計画1／事業No.1-1
★	各種証明書の発行手数料等のキャッシュレス化	各種証明書の発行手数料へキャッシュレス決済導入 住民税等の納付に使用できるキャッシュレス決済の拡大	計画21／事業No.21-2
③オンライン事業・相談の充実			
★	母子健康電子システムの運用	母子健康電子システムの運用	計画2／事業No.2-3
	オンラインツールを活用した介護予防・フレイル予防事業の充実	オンラインツールを活用した介護予防・フレイル予防事業の充実	計画6／事業No.6-8
	(仮称)練馬区障害者の意思疎通に関する条例の制定および意思疎通支援事業の充実	遠隔手話通訳設置事業	計画7／事業No.7-8
		情報支援機器の利用支援事業	
	障害児一時預かり支援事業等の実施	相談事業等のオンライン化	計画7／事業No.7-12
	みどり健康プロジェクトの充実	オンラインによる健康イベントの開催	計画10／事業No.10-1
	ねりま防災カレッジ事業の充実	講習会等の一部オンライン化	計画11／事業No.11-10
		VR防災体験の実施	
	「またない」「まごつかない」「何度も書かない」窓口の実現への取組	申請書一括作成システムの活用	計画21／事業No.21-1

④ICTを活用した教育内容の充実			
★	不登校対策の充実	ICTを活用した相談・学習支援の実施	計画4／事業No.4－1
★	ICTを活用した教育内容の充実	教員全体のICT活用能力の向上	計画4／事業No.4－5
★		教育ネットワーク回線の充実	
★		教員用タブレットパソコンの配備	
★		デジタル教科書の導入に向けた検討	
★	家庭教育支援事業の実施	児童生徒用タブレット等を活用した情報発信	計画4／事業No.4－19
⑤情報発信手段の充実			
★	ICTを活用した保育関連サービスの拡充	保育所のICT化推進 ・区立園(直営)のICT導入 ・区立園(委託)のICT導入 ・私立園等へのICT導入補助	計画1／事業No.1－6
★	(仮称)ねりま子育て支援アプリの導入	子育て支援アプリの構築	計画2／事業No.2－4
	キッズ安心メールの利用拡大	キッズ安心メールの全小学校ひろば室への設置	計画3／事業No.3－3
	みどり健康プロジェクトの充実	練馬健康管理アプリ「ねりまちてくてくサプリ」 コンテンツの充実・アプリ周知の推進	計画10／事業No.10－1
★	こころの健康づくり対策の拡充	ゲートキーパーの役割を学ぶための動画の配信	計画10／事業No.10－3
★	区民が農に親しむ取組の充実	「とれたてねりま」アプリを活用した農の情報発信	計画17／事業No.17－4
	練馬の歴史を活かした映像文化のまちづくり	映像文化に関する特設ホームページ「映像∞ 文化のまち ねりま」の本格稼働 オンライン配信事業「ねりま映画サロン」の充実	計画18／事業No.18－3
	「またない」「まごつかない」「何度も書かない」 窓口の実現への取組	窓口情報提供システムの拡大	計画21／事業No.21－1
⑥災害時等における対応力の強化			
★	練馬区感染症ネットワークの構築	LINE WORKSを活用した医療機関等との連絡体制の強化	計画9／事業No.9－1
★	災害情報システムの構築	災害情報システムの構築	計画11／事業No.11－13
⑦地域社会のデジタル化支援			
★	販路拡大など企業活動の活性化	事業者のデジタル化相談窓口の設置、セミナーの実施	計画16／事業No.16－2
★		デジタル化等支援融資の実施	
		オンライン商談交流会などによる販路拡大への支援	
★	商店街や個店の魅力づくり	動画やSNSを活用した商店街や個店の魅力を発信する取組の支援	計画16／事業No.16－3
		商店街のキャッシュレス化促進への支援	
★	町会・自治会のデジタル活用支援	町会・自治会のデジタル活用支援	計画20／事業No.20－1

⑧データの利活用によるきめ細かい支援		
★	「高齢者みんな健康プロジェクト」の充実	個別訪問事業等の充実
★		講座・教室事業の開催
計画6／事業No.6－4		
⑨高齢者等のデジタル利活用の支援		
★	高齢者見守りの推進	位置情報提供システム(GPS)利用料助成
★		見守りICT機器活用事例紹介講座の開催
計画5／事業No.5－3		
★	デジタル格差解消を目指した取組の推進	スマートフォン利用普及啓発・活用支援の充実
計画6／事業No.6－9		

2 業務の改革

紙や対面を前提とした業務のあり方の見直しを行い、デジタル化による業務の改革を推進します。

①自治体システムの標準化

国の標準仕様に適合したシステムの構築と並行して、申請手続きのオンライン化の拡大など区民サービスの向上と、効率化に向けた業務プロセスの見直しを進めます。

②AI・RPA等の活用による業務効率化

AIやRPA^{※1}、ノーコード開発^{※2}などについて、優良な導入事例の共有や研修の充実等により、全庁での活用を促進します。

③BPRの考え方を活用した事務の見直し

BPR^{※3}の手法を活用して、ミスが発生しやすい作業手順の改善や業務フローの効率化を進めます。

④テレワーク環境の整備

テレワークの試行状況を踏まえ、効果や課題等を整理し、本格実施に向けた検討を進めます。

⑤LAN環境整備方針の策定

モバイルワークやペーパーレス会議等の実施に向けた無線LANの構築など、LAN環境の整備方針を策定します。

No. 22 - 2		年度別の取組計画			
	令和5年度目標	令和3年度末の 現況	令和4年度	令和5年度	計
★	① 自治体システムの 標準化	検討	検討	検討	検討
★	② AI・RPA等の活用	拡充	拡充	拡充	拡充
	③ BPRの考え方を活 用した事務の見直し	実施	実施	実施	実施
★	④ テレワーク環境の整 備	試行	試行	導入	導入
★	⑤ LAN環境整備方針 の策定	検討	検討	策定	策定
事業費（百万円）		87	***	87	

※1 RPA・・・ Robotic Process Automationの略。人間が手作業で行っているパソコン操作を、ソフトウェアロボットを使って自動化する仕組み

※2 ノーコード開発・・・ プログラミング言語を使用せずにアプリやWebサービスを開発する手法

※3 BPR・・・ Business Process Re-engineeringの略。業務手順の可視化、分析、課題抽出を行い、業務プロセスを抜本的に見直し、結合・最適化する業務改革の手法

事業実施課：区民部 福祉部 高齢施策担当部 健康部 教育振興部 こども家庭部 選挙管理委員会事務局
企画部 総務部 人事戦略担当部

3 DXを推進する体制の整備 ★

区のDX推進方針を策定するとともに、日々進歩するデジタル技術を存分に活用できるよう、人材の確保、職員の育成に取り組めます。

①DX推進方針の策定

DX※¹の取組を総合的かつ効果的に、全庁をあげて推進していくための方針を策定します。方針には情報セキュリティ対策についても盛り込みます。

②専門人材の活用

国の施策や先進自治体の事例などに詳しい外部人材の登用に向けた検討や、デジタル技術の知見を有する専門技術員の増員などを進め、体制の充実を図ります。

③人材の育成

職員の意識を改革し、DXの実現に必要な能力の習得を進めるため、デジタルリテラシーの向上に向けた体系的な研修体制を構築します。

No. 22 - 3		年度別の取組計画		
令和5年度目標	令和3年度末の現況	令和4年度	令和5年度	計
① DX推進方針の策定	検討	検討	策定	策定
②専門人材の活用				
外部人材の登用	検討	検討	検討	検討
専門技術員の増員 計2名	計1名	1名増	—	1名増
③人材の育成				
デジタル人材育成プログラムの実施	検討	検討	実施	実施
事業費（百万円）		11	8	19

※ 1 DX… デジタル技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること

事業実施課：企画部 区政改革担当部 人事戦略担当部

令和4・5年度の財政フレーム

改定アクションプランの実現性を担保するため、計画期間（令和4・5年度）の財政フレームを作成しました。

作成にあたり、改定アクションプランに位置づけた事業の事業費を見込んだ歳入歳出の推計を行っています。

この財政フレームは、令和4年1月時点での経済の動向等をもとに推計を行い、作成しています。

令和4～5年度の財政フレーム

(単位:百万円)

区 分	4 年 度		5 年 度		合 計	
		構成比		構成比		構成比
歳入総額	291,245	100.0%	296,373	100.0%	587,618	100.0%
一般財源	179,851	61.8%	181,519	61.2%	361,370	61.5%
特別区税	69,782	24.0%	70,106	23.7%	139,888	23.8%
特別区交付金	88,338	30.3%	89,415	30.2%	177,753	30.2%
その他	21,732	7.5%	21,998	7.4%	43,730	7.4%
特定財源	111,394	38.2%	114,855	38.8%	226,248	38.5%
国・都支出金	82,338	28.3%	84,367	28.5%	166,705	28.4%
繰入金	10,152	3.5%	9,323	3.1%	19,475	3.3%
特別区債	6,729	2.3%	8,739	2.9%	15,468	2.6%
その他	12,175	4.2%	12,425	4.2%	24,600	4.2%
歳出総額	291,245	100.0%	296,373	100.0%	587,618	100.0%
義務的経費	153,322	52.6%	154,457	52.1%	307,779	52.4%
人件費	47,928	16.5%	46,578	15.7%	94,506	16.1%
扶助費	100,734	34.6%	103,206	34.8%	203,939	34.7%
公債費	4,660	1.6%	4,674	1.6%	9,334	1.6%
投資的経費	25,761	8.8%	27,414	9.2%	53,175	9.0%
うちアクションプラン事業費	19,560	6.7%	18,307	6.2%	37,867	6.4%
その他経費	112,162	38.5%	114,502	38.6%	226,664	38.6%
うちアクションプラン事業費	8,220	2.8%	8,557	2.9%	16,777	2.9%

※数値は四捨五入のため、各欄の合計と総計欄が一致しないことがあります。

※ここで掲載しているアクションプラン事業費は、「■戦略計画別事業費一覧」の中の
「事業費合計(一般会計のみ)」の金額を「投資的経費」と「その他経費」に分けたものです。

※4年度は、当初予算(案)の金額です。

財政フレーム

1 財政計画の考え方

政府の「令和4年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（令和4年1月17日閣議決定）では、「令和4年度については、（中略）「経済対策」を着実に実施すること等により、（中略）GDPは過去最高となることが見込まれ、（中略）ただし、引き続き感染症による内外経済への影響、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意するとともに、金融市場の変動等の影響を注視する必要がある。」としています。

令和3年末から4年当初にかけ、感染症が再び拡大傾向にあり内外経済の見通しが不透明ななか、区の財政状況も予断を許さない局面が続くものと見込まれます。

<経済指標>

（単位：％）

項 目	3 年 度	4 年 度	5 年 度
名 目 経 済 成 長 率	1.7	3.6	1.5
実 質 経 済 成 長 率	2.6	3.2	1.3
国内企業物価指数・変化率	6.5	2.0	0.2
消費者物価指数・変化率	▲0.1	0.9	0.6
完 全 失 業 率	2.8	2.4	2.5

※ 政府経済見通しおよび民間経済研究所の予測数値を参考に推計しました。

2 財政推計の方法

令和5年度の財政推計は、上記経済指標、過去の実績等を参考に算定しました。

<歳 入>

- 特別区税（特別区民税・軽自動車税・特別区たばこ税・入湯税）
令和4年度までの税制改正を加味したうえで、経済指標を参考に推計しました。
- 特別区交付金（区と東京都で分配している固定資産税や法人住民税など）
令和4年度までの税制改正を加味したうえで、経済指標を参考に推計しました。
- 国・都支出金（特定の事業に対し国や都から交付されるもの）
過去の実績や本アクションプラン事業費をもとに推計しました。
- 繰入金（区の貯金から予算に繰り入れるものなど）
各年度の財源不足額に対し基金繰入額を見込みました。
- 特別区債（区が新たに借入れを行うもの）
本アクションプラン事業費を中心に推計しました。
- その他の歳入
過去の実績や経済指標を参考に推計しました。

<歳 出>

- 人件費（職員の給与や区長・区議会議員の報酬など）
過去の実績などを参考に推計しました。
- 扶助費（子ども・高齢者・障害者・生活困窮者などを支援するための経費）
過去の伸び率などを参考に推計しました。
- 公債費（区の借金を返済するための経費）
現在の区債残高と令和4年度の区債発行予定額をもとに推計しました。
- 投資的経費（区立施設の改修・改築や道路・公園などを整備するための経費）
本アクションプラン事業を中心に必要な経費を推計しました。
- その他の歳出
過去の伸び率などを参考に推計しました。

～ 財政フレームについてのQ & A ～

<歳入について>

Q1 「一般財源」と「特定財源」はどう違うのですか。

A 一般財源は、区が自由に使い道を決められるお金です。練馬区の特性にあわせて区民の皆さんのニーズに応える施策を工夫して行うためには一般財源が必要となります。これに対し、特定財源は、特定の使い道に充てることが決まっているお金です。

Q2 「特別区税」や「特別区交付金」は今後も増えていくのですか。

A 特別区税も特別区交付金も景気の影響を大きく受けます。景気の回復傾向が持続すれば、今後も増えていくことが見込まれます。
しかし、ふるさと納税や、法人住民税の一部国税化など税制改正の影響により、区の財源が国や地方に奪われ続けている状況です。
ふるさと納税による区の減収額は年々増え続けており、令和2年度は約24億円に達しました。今回の推計でもその影響が続くものと見込んでいます。

<歳出について>

Q3 新型コロナウイルス感染症への対応経費は見込んでいるのですか。

A 令和4年度当初予算では、新型コロナウイルス感染症対策経費として約34億円の経費を計上しました。現下の情勢では、感染症の収束を見通すことが困難なことから、令和5年度の歳出においても引き続き対策経費を見込んでいます。
なお、感染症の状況により追加的な対策が必要な場合は、補正予算（当初予算に金額の追加等を行う。）により必要な経費を計上していきます。

Q4 「義務的経費」とはどのような経費ですか。

A 「人件費」、「扶助費」、「公債費」で構成され、いずれも法令等により支出が義務付けられている経費です。「人件費」は、職員の給料や区長、区議会議員の報酬など、「扶助費」は、生活保護費や子ども・高齢者・障害者の福祉のための経費、「公債費」は、学校や区立施設の建設などのために区が借りたお金の返済に充てる経費です。

Q5 扶助費が、令和4年度に比べて5年度が増加しているのはなぜですか。

A 保育関係経費や、障害者自立支援給付費などを中心に扶助費の増加が続いています。今後もこの傾向は続く見込です。

Q6 人件費が、令和4年度に比べて5年度が減少しているのはなぜですか。

A

地方公務員法の改正にともない令和5年度以降、区役所職員の定年年齢が段階的に引き上げられます。そのため、引き上げ初年度の令和5年度においては、退職手当の支給額が減少することから人件費の減を見込んでいます。

Q7 「投資的経費」とはどのような経費ですか。令和4年度に比べて5年度が増加しているのはなぜですか。

A

区立施設を改修・改築したり、公園や道路を整備したりするためのお金です。令和5年度に増加しているのは、学校を始めとする区立施設の老朽化に伴う改修・改築経費が増加しているためです。

都市計画決定された公園や道路の整備費には、東京都から都市計画交付金などの特定財源が交付される仕組みになっており、財源を確保しながら計画的に整備を進めています。

Q8 アクションプランの事業費をみると、道路の整備など、交通インフラ整備の割合が多い気がします。少子高齢化への対応などにも経費をかける必要があるのではないですか。

A

例えば道路についてですが、区の都市計画道路の整備率は5割で、23区平均の約6割を下回っており、特に西部地域は約3割と極めて低い状況です。交通の円滑化、災害時の交通確保、みどりの創出等、多様な機能を担う道路の整備を着実に進める必要がありますが、整備には長い期間と多額の経費を要するため、アクションプランに位置付けたうえで、都市計画交付金などの財源を確保しながら、長期的な見通しをもって事業を進めています。

アクションプランの中では、子育て支援や、高齢者や障害者などが地域で安心して生活できるように支援する事業なども数多く計画化しています。

区の予算全体でみると、令和4年度当初予算案では、一般会計の歳出約2,912億円のうち、割合が大きい順に、保健福祉費31.9%、こども家庭費25.4%、教育費10.5%となっており、この福祉関連の3経費で約7割を占めています。

Q9 「その他経費」とはどのような経費ですか。年々増えているのはなぜですか。

A

その他経費は、区立施設の委託費等の物件費や、各種団体への補助金等の補助費、後期高齢者医療会計や介護保険会計への繰出金等が主なものです。

委託の拡大等による物件費の増加や、高齢化の進行に伴う被保険者数の増加等による後期高齢者医療会計、介護保険会計への繰出金の増加等により年々増えています。

■ 戦略計画別事業費一覧

柱・戦略計画	事業数 ^{※1}
施策の柱1 子どもたちの笑顔輝くまち	34
戦略計画1 子育てのかたちを選択できる社会の実現	6
戦略計画2 子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実	5
戦略計画3 すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり	4
戦略計画4 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成	19
施策の柱2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち^{※2}	18
戦略計画5 高齢者地域包括ケアシステムの確立	7
	(一般会計分)
	(介護保険会計分)
戦略計画6 元気高齢者の活躍と健康づくり・介護予防の推進	6
	(一般会計分)
	(介護保険会計分)
施策の柱3 安心を支える福祉と医療のまち	27
戦略計画7 障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備	12
戦略計画8 ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援	3
戦略計画9 感染症対応力の強化と安心して医療が受けられる体制の整備	7
戦略計画10 コロナ禍を乗り越える区民一人ひとりの健康づくりを応援	5
施策の柱4 安全・快適、みどりあふれるまち	46
戦略計画11 地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」	15
戦略計画12 みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備	12
戦略計画13 魅力にあふれ利便性に富んだ駅前と周辺のまちづくり	7
戦略計画14 練馬のみどりを未来へつなぐ	7
戦略計画15 脱炭素社会の実現に向けた総合的な環境施策の展開	5
施策の柱5 いきいきと心豊かに暮らせるまち	14
戦略計画16 地域特性を活かした企業支援と商店街の魅力づくり	3
戦略計画17 生きた農と共存するまち練馬	4
戦略計画18 みどりの中で優れた文化芸術を楽しむまち	4
戦略計画19 みどりの中で誰もがスポーツを楽しむまち	3
施策の柱6 区民とともに区政を進める	13
戦略計画20 区民協働による住民自治の創造	6
戦略計画21 窓口から区役所を変える	4
戦略計画22 DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進	3
事業費合計 (一般会計のみ)	147
事業費合計 (介護保険会計含む)	152

※1 「事業数」は年度別計画表の数を指します(戦略計画22以外は再掲事業を除く)。

※2 事業数および事業費の数値は介護保険会計を含んだ数値です。

令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	合計
事業費(百万円)	事業費(百万円)	事業費(百万円)
9,710	10,365	20,075
1,563	302	1,865
262	239	501
2,576	2,946	5,522
5,309	6,878	12,187
1,612	1,597	3,209
1,180	1,193	2,373
148	99	247
53	53	106
231	252	483
7,209	732	7,941
1,066	298	1,364
359	362	721
5,743	30	5,773
41	42	83
8,295	13,468	21,763
1,902	2,423	4,325
2,182	2,959	5,141
475	3,449	3,924
3,236	4,190	7,426
500	447	947
859	688	1,547
101	101	202
260	183	443
126	223	349
372	181	553
475	364	839
18	18	36
359	338	697
98	8	106
27,781	26,863	54,644
28,160	27,214	55,374

第2次みどりの風吹くまちビジョン 改定アクションプラン (年度別取組計画)(案)

令和4年(2022年)3月

発行 練馬区 企画部 企画課

所在地 〒176-8501 東京都練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所 本庁舎 6 階

電話 03-3993-1111 (代表)

FAX 03-3993-1195

練馬区ホームページ <https://www.city.nerima.tokyo.jp/>

令和 4 年 3 月 10 日
区政改革担当部 区政改革担当課

第 2 次みどりの風吹くまちビジョン（練馬区版総合戦略）に係る 重要業績評価指標の改定について

平成 26 年 11 月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」により、地方公共団体は、国の長期ビジョン・総合戦略を踏まえて、地方版総合戦略を定めることが求められた。

区は、第 2 次みどりの風吹くまちビジョンを地方版総合戦略に位置づけ PDCA サイクル（Plan・Do・Check・Action）を通じた効果検証を行うため、「第 2 次みどりの風吹くまちビジョン（練馬区版総合戦略）に係る数値目標および重要業績評価指標（KPI）※」を設定している。

令和 4 年度、5 年度の 2 か年の取組を定める改定アクションプランおよび年度別取組計画の策定に合わせて、重要業績評価指標を改定する。

※重要業績評価指標（KPI：Key Performance Indicator）

・・・施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標

1 改定の考え方

- (1) 改定アクションプランおよび年度別取組計画の取組に合わせて、重要業績評価指標（KPI）の追加、見直しを行う。
- (2) 令和 5 年度末の目標値を設定する。

2 第 2 次みどりの風吹くまちビジョン（練馬区版総合戦略）に係る数値目標および重要業績評価指標【改定版】（案） 別添のとおり

第2次みどりの風吹くまちビジョン（練馬区版総合戦略）に係る
数値目標および重要業績評価指標
〔改定版〕（案）

令和4年（2022年）3月

練 馬 区

はじめに

平成26年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」により、地方公共団体は、国の長期ビジョン・総合戦略を踏まえて、地方版総合戦略を定めることが求められています。また、国は地方版総合戦略について、「基本目標における数値目標」と「具体的な施策ごとの重要業績評価指標（KPI）※¹」を設定し、P D C A（Plan・Do・Check・Action）サイクルを通じた客観的な効果検証を行うことを求めています。

区は「第2次みどりの風吹くまちビジョン（基本計画）」および「アクションプラン（戦略計画・年度別取組計画）」をあわせて地方版総合戦略と位置づけ、「第2次みどりの風吹くまちビジョン（練馬区版総合戦略）」に係る数値目標および重要業績評価指標」を令和元年7月に設定しました。

令和4年度、5年度の2か年の取組を定める「改定アクションプラン」および「年度別取組計画」の策定にあわせて、「重要業績評価指標」を改定します。

【数値目標・KPIの設定にあたっての考え方】

- (1) 基本目標における数値目標は、ビジョンの6つの施策の柱ごとに設定しました。
- (2) KPIはアクションプランの22の戦略計画ごとにアウトプット指標※²とアウトカム指標※³を設定しました。

※1 重要業績評価指標（KPI：Key Performance Indicator）

…施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標

※2 アウトプット指標… 行政活動そのものの結果を表す指標

※3 アウトカム指標… 施策や事業の実施により発生する効果・成果（アウトカム）を表す指標

【表の見方】

基本目標	I 子どもたちの笑顔輝くまち
数値目標 (令和5年度末)	●「子育て支援」の施策に対する満足評価（区民意識意向調査） ：平成30年度調査結果の62.1%から上昇 ●「学校教育」の施策に対する満足評価（区民意識意向調査） ：平成30年度調査結果の59.1%から上昇
基本的な方向性	子育ては誰が担うべきか、様々な考え方や価値観が存在しますが、最も尊重されるべきことは、それぞれの家族の思いです。家庭で子育てがしたい、子どもを預けて働きたいなど、多様化する子育てサービスのニーズに応える施策を展開することで、子育てのかたちを選択できる社会を実現します。 教育分野においては、令和3年3月に改定した「練馬区教育・子育て大綱」の目標である「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」の実現を目指します。 ・保育サービスを更に充実させ、保育所待機児童ゼロを継続する。 ・保護者が子育ての悩みを安心して相談できる体制を充実する。 ・都と区の連携による児童相談体制を充実・強化する。 ・全ての小学生が安心して過ごせる放課後の居場所をつくる。 ・児童生徒一人ひとりに応じた、きめ細かな指導や支援を行う。

戦略計画	重要業績評価指標（KPI）		
	指標	現状値 原則：令和3年度末	目標値 （原則：令和5年度末）
計画1 子育てのかたちを選択できる社会の実現	外遊び型子育てのひろば（おひさまびよびよ）増設	計7か所	計8か所
	練馬こどもカフェの充実	計6か所	計8か所
	認可保育所の増設	計197所 〔定員16,599人〕 (令和4年4月1日現在)	計206所 〔定員17,341人〕 (令和6年4月1日現在)
	練馬こども園の認定	計25園	計27園
	保育所等入所希望者受入率	100% (令和3年4月1日現在)	100% (令和6年4月1日現在)
計画2 子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実	外遊び型子育てのひろば事業（おひさまびよびよ）相談員の配置	計7か所配置 ①	計8か所配置 ②
	産後ケア事業の充実	実施	充実 〔利用可能日数（回数）の増〕
	（仮称）ねりま子育て支援アプリの構築	—	構築
	子ども家庭支援センターの専門職員の増員	心理8人、福祉26人、保健師4人、会計年度任用職員相談員10人	増員
	練馬区虐待対応拠点における都児童相談センターとの連携強化	設置	連携強化
	子ども家庭支援センターの相談件数	年間8,600件 (令和3年度末見込)	増加

① 「現状値」欄

：原則として、令和3年度末の状況を表示しています。それ以外の時点の数値については、時点を表示しています。

② 「目標値」欄

：原則として、令和5年度末の目標値を表示しています。それ以外の時点の数値については、時点を表示しています。

基 本 目 標	I 子どもたちの笑顔輝くまち
数 値 目 標 (令 和 5 年 度 末)	●「子育て支援」の施策に対する満足評価（区民意識意向調査） ：平成30年度調査結果の62.1%から上昇 ●「学校教育」の施策に対する満足評価（区民意識意向調査） ：平成30年度調査結果の59.1%から上昇
基 本 的 な 方 向 性	子育ては誰が担うべきか、様々な考え方や価値観が存在しますが、最も尊重されるべきことは、それぞれの家族の思いです。家庭で子育てがしたい、子どもを預けて働きたいなど、多様化する子育てサービスのニーズに応える施策を展開することで、子育てのかたちを選択できる社会を実現します。 教育分野においては、令和3年3月に改定した「練馬区教育・子育て大綱」の目標である「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」の実現を目指します。 ・保育サービスを更に充実させ、保育所待機児童ゼロを継続する。 ・保護者が子育ての悩みを安心して相談できる体制を充実する。 ・都と区の連携による児童相談体制を充実・強化する。 ・全ての小学生が安心して過ごせる放課後の居場所をつくる。 ・児童生徒一人ひとりに応じた、きめ細かな指導や支援を行う。

戦 略 計 画	重 要 業 績 評 価 指 標 （ K P I ）		
	指 標	現 状 値 原則：令和3年度末	目 標 値 (原則：令和5年度末)
計画1 子育てのかたちを 選択できる社会の 実現	外遊び型子育てのひろば (おひさまびよびよ)増設	計7か所	計8か所
	練馬こどもカフェの充実	計6か所	計8か所
	認可保育所の増設	計197所 〔定員16,599人〕 (令和4年4月1日現在)	計206所 〔定員17,341人〕 (令和6年4月1日現在)
	練馬こども園の認定	計25園	計27園
	保育所等入所希望者受入率	100% (令和3年4月1日現在)	100% (令和6年4月1日現在)
計画2 子どもの成長に合 わせた切れ目のな いサポートの充実	外遊び型子育てのひろば 事業(おひさまびよびよ) 相談員の配置	計7か所配置	計8か所配置
	産後ケア事業の充実	実施	充実 〔利用可能日数(回数) の増〕
	(仮称)ねりま子育て支 援アプリの構築	—	構築
	子ども家庭支援センター の専門職員の増員	心理8人、福祉26人、保 健師4人、会計年度任用 職員相談員10人	増員
	練馬区虐待対応拠点にお ける都児童相談センター との連携強化	設置	連携強化
	子ども家庭支援センター の相談件数	年間8,600件 (令和3年度末見込)	増加

戦 略 計 画	重 要 業 績 評 価 指 標 (K P I)		
	指 標	現 状 値 原則：令和３年度末	目 標 値 (原則：令和５年度末)
計画３ すべての小学生を 対象に放課後の居 場所づくり	ねりっこクラブの実施	計37校	計52校
	学童クラブにおける障害 児等受入れ体制の充実	障害児受入枠280人 (令和３年４月１日現在)	充実
	ねりっこ学童クラブ入会 希望者受入率	94.4% (令和３年４月１日現在)	増加
計画４ 夢や目標を持ち困 難を乗り越える力 を備えた子どもた ちの育成	教員用タブレットパソコ ンの配備	全児童生徒へタブレット パソコンの配備	配備
	英語４技能検定の実施 中学２年生 小学６年生	実施 —	実施 実施
	地域未来塾の拡大	実施 〔79校〕	拡大
	ICTを活用して指導でき る教員の割合 (文部科学省「学校にお ける教育の情報化の実態 等に関する調査」により 測定)	87.5% (令和２年度調査結果)	増加

基 本 目 標	Ⅱ 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち
数 値 目 標 (令 和 5 年 度 末)	●「高齢者福祉」の施策に対する満足評価（区民意識意向調査） ：平成30年度調査結果の62.7%から上昇
基 本 的 な 方 向 性	介護保険施設等の整備や医療と介護が連携した在宅療養ネットワークの構築に取り組むとともに、高齢者一人ひとりに合ったサービスを提供することで、住み慣れた地域での暮らしを支えます。 ・地域包括支援センターをより身近で利用しやすい窓口にする。 ・オンラインを活用した介護予防・フレイル予防事業を展開する。 ・高齢者一人ひとりの健康課題を解決する「高齢者みんな健康プロジェクト」を充実する。 ・高齢者や家族が安心して暮らせるよう、高齢者の見守り体制を強化する。 ・介護保険施設等を着実に整備するとともに、在宅サービスを充実する。 ・働く意欲がある高齢者が、元気に働き続けられる機会を増やす。 ・高齢者が長年培ってきた知識・経験等を活かした地域活動を応援する。

戦 略 計 画	重 要 業 績 評 価 指 標 (K P I)		
	指 標	現 状 値 原則：令和3年度末	目 標 値 (原則：令和5年度末)
計画 5 高齢者地域包括ケ アシステムの確立	地域包括支援センターの 増設	計25か所	計27か所
	担当区域見直し	—	担当区域見直し 〔練馬・大泉圏域〕
	高齢者在宅生活あんしん 事業の利用者数	年間2,100人 (令和3年度末見込)	年間2,500人
	もの忘れ検診の実施	開始	実施
	特別養護老人ホームの施 設数	計34施設 〔定員2,434人〕	計38施設 〔定員2,878人〕
	練馬福祉人材育成・研修 センターの利用者数	年間3,000人 (令和3年度末見込)	年間3,700人
	地域包括支援センターの 相談件数	年間215,000件 (令和3年度末見込)	増加

戦略計画	重要業績評価指標（K P I）		
	指標	現状値 原則：令和３年度末	目標値 （原則：令和５年度末）
計画 6 元気高齢者の活躍 と健康づくり・介 護予防の推進	就職支援セミナー・ 職場体験の実施	実施	実施
	はつらつシニア活躍応援 塾の充実	実施 〔参加者数49人〕	充実 〔参加者数の増加〕
	「高齢者みんな健康プロ ジェクト」の充実 個別訪問事業等の充実	開始 〔訪問支援件数360件〕 （令和３年度末見込）	充実 〔訪問支援件数の増加〕
	街かどケアカフェの充実 常設型 出張所跡施設活 用、敬老館の機能転換に よる開設	計 5 か所	計 6 か所
	はつらつシニアクラブの 参加者数	年間1,800人 （令和３年度末見込）	年間1,800人
	はつらつシニアクラブの 実施箇所数	18か所	18か所
	オンラインツールを活用 した介護予防・フレイル 予防事業の充実	開始 〔年間参加者数1,080人〕 （令和３年度末見込）	充実 〔参加者数の増加〕
	スマートフォン利用普及 啓発・活用支援の充実	開始 〔年間参加者数330人〕 （令和３年度末見込）	充実 〔参加者数の増加〕
	要介護認定率 （第８期練馬区高齢者保 健福祉計画・介護保険事 業計画）	21.8% （令和３年９月末）	22.8%以下 （令和５年９月末）

基 本 目 標	
Ⅲ 安心を支える福祉と医療のまち	
数 値 目 標 (令 和 5 年 度 末)	●「障害者福祉」の施策に対する満足評価（区民意識意向調査） ：平成30年度調査結果の59.4%から上昇 ●「生活の安定に向けた自立支援」の施策に対する満足評価（区民意識意向調査） ：平成30年度調査結果の60.7%から上昇 ●「医療環境の充実」の施策に対する満足評価（区民意識意向調査） ：平成30年度調査結果の51.2%から上昇 ●「健康づくりの推進」の施策に対する満足評価（区民意識意向調査） ：平成30年度調査結果の72.5%から上昇
基 本 的 な 方 向 性	誰もが安心して暮らせ、未来に希望を持って生活できるまちの実現を目指し、福祉・医療サービスを一層充実させます。 ・障害者の暮らしを支える住まいの場や家族を支援する体制を確保する。 ・障害者が多様で柔軟な働き方ができる環境をつくる。 ・ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援する。 ・新型コロナの対策を継続し、医療機関等との連携を強化する。 ・病床確保と医療機能の拡充に向けた取組を進める。 ・医師会、医療機関等と連携し、在宅医療の提供体制を充実する。 ・コロナ禍を乗り越える区民一人ひとりの健康づくりを応援する。

戦 略 計 画	重 要 業 績 評 価 指 標 (K P I)		
	指 標	現 状 値 原則：令和3年度末	目 標 値 (原則：令和5年度末)
計画 7 障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備	石神井町福祉園用地での重度障害者グループホームと一体となった「多機能拠点整備型」の地域生活支援拠点の整備	関係機関調整	石神井町福祉園除去工事〔完了〕 関係機関調整・設計
	練馬光が丘病院における医療型ショートステイの開始	調整	開始
	福祉施設等から一般就労した年間の障害者数	年間200人 (令和3年度末見込)	年間210人
	就労定着支援事業の利用者数	年間160人 (令和3年度末見込)	年間174人
	農福連携作業に携わる障害者施設数	計12施設 (令和3年度末見込)	計14施設
	(仮称)練馬区障害者の意思疎通に関する条例の制定	検討	条例の制定
	障害児一時預かり支援事業の実施	検討	実施 〔利用者数延600人〕
計画 8 ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援	ひとり親家庭自立応援プロジェクトの充実	養育費確保支援事業の実施	支援策の充実
	生活困窮者への相談支援体制の充実	相談支援員計12名	相談支援員計14名
	中3勉強会の実施	年間80回 (令和3年度末見込)	年間80回
	中3勉強会利用者の進路決定率	100% (令和2年度末実績)	100%

戦略計画	重 要 業 績 評 価 指 標 (K P I)		
	指 標	現 状 値 原則：令和3年度末	目 標 値 (原則：令和5年度末)
計画9 感染症対応力の強化と安心して医療が受けられる体制の整備	練馬区感染症ネットワーク会議の充実	高齢者施設での研修 医療機関等との連絡会実施	充実
	病床の確保		
	練馬光が丘病院の移転・改築	342床	457床 〔115床増〕
	慈誠会・練馬高野台病院の整備	工事	218床
	練馬光が丘病院跡施設における複合施設の整備	基本設計 実施設計	工事〔一部〕
	練馬区医師会医療連携・在宅医療サポートセンターとの連携、事業の検討	実施	実施
	人口10万人あたりの一般・療養病床数	人口10万人あたり 288床	人口10万人あたり 354床
計画10 コロナ禍を乗り越える区民一人ひとりの健康づくりを応援	健康インセンティブ事業の実施	—	実施
	練馬健康管理アプリ「ねりまちてくてくサブリ」コンテンツの充実・アプリ周知の推進	充実	充実
	受診環境の整備 インターネット予約システムの導入	導入準備	実施
	順天堂練馬病院がん相談支援センターとの連携事業の実施	実施	実施
	「ねりまちてくてくサブリ」の登録人数	20,000人 (令和3年度末見込)	26,500人

基 本 目 標		IV 安全・快適、みどりあふれるまち	
数 値 目 標 (令 和 5 年 度 末)		●「災害に強い安全なまちづくり」の施策に対する満足評価（区民意識意向調査） ：平成30年度調査結果の55.2%から上昇 ●「鉄道・道路・バス交通など都市インフラの整備」の施策に対する満足評価（区民意識意向調査） ：平成30年度調査結果の57%から上昇 ●「駅周辺のまちづくり」の施策に対する満足評価（区民意識意向調査） ：平成30年度調査結果の50%から上昇 ●「みどりの保全と創出」の施策に対する満足評価（区民意識意向調査） ：平成30年度調査結果の76%から上昇 ●「エネルギー政策の展開」の施策に対する満足評価（区民意識意向調査） ：平成30年度調査結果の46.4%から上昇	
	基 本 的 な 方 向 性	著しく遅れている道路・鉄道などのインフラ整備を着実に進めていきます。あわせて、地震や豪雨災害による被害を最小限に抑えるため、地域ごとのリスクに応じた防災力を向上させる取組を進めます。国は、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「脱炭素社会」の実現を目指すことを表明しました。区は目標達成に向けて環境施策を総合的に展開するとともに、区民・事業者との協働を更に推進していきます。安全で快適な、みどりあふれるまちの実現を目指し、区民と手を携えながら積極的に取り組んでいきます。 ・建物の耐震化・不燃化や狭あい道路の拡幅等、災害に強いまちづくりを進める。 ・流域対策を進めるとともに、河川や下水道の整備を東京都に要請する。 ・都市計画道路の整備、西武新宿線の連続立体交差化を着実に進める。 ・大江戸線の延伸の早期実現に向けて取組を進める。 ・公園や都市計画道路の整備により、みどりのネットワークを形成する。 ・区民とともにみどりを守り育むムーブメントの輪を広げる。 ・区民・事業者との協働により脱炭素の取組を推進する。	

戦略計画	重 要 業 績 評 価 指 標 （ K P I ）		
	指 標	現 状 値 原則：令和3年度末	目 標 値 (原則：令和5年度末)
計画11 地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」	防災まちづくり推進地区における新防火規制区域の指定	合意形成	指定 〔3地区〕
	一般緊急輸送道路沿道建築物等の耐震改修件数	計29件	計49件
	総合治水計画に基づく雨水浸透施設の設置工事の実施	計4か所	計8か所
	個別避難計画の作成	検討	作成
	地域別防災マップの作成	計3地区作成	計9地区作成
	防災訓練年間参加者数	14,500人 (令和3年度末見込)	50,000人
	地域防災力の向上、安全・安心な地域づくりに対する満足評価	61.2%	増加

戦略計画	重 要 業 績 評 価 指 標 (K P I)		
	指 標	現 状 値 原則：令和3年度末	目 標 値 (原則：令和5年度末)
計画12 みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備	都市計画道路の整備着手率	約6割	約7割
	西武新宿線連続立体交差事業および側道整備事業		
	連続立体交差事業および側道整備事業(東京都施行)事業認可に向けた調整	都市計画決定	調整
	側道整備事業(練馬区施行)事業認可	都市計画決定	設計 事業認可
	みどりバスの再編等による公共交通空白地域改善の推進	再編に向けた調整〔保谷・大泉・南大泉ルート〕	再編〔保谷・北町・氷川台ルート〕
	みどりバスの乗車人数	年間850,000人 (令和3年度末見込)	年間950,000人
計画13 魅力にあふれ利便性に富んだ駅前と周辺のまちづくり	上石神井駅周辺地区のまちづくり 駅前のまちづくり	事業計画検討	事業計画検討支援 権利者組織の設立
	大江戸線新駅予定地周辺のまちづくり (仮称)大泉学園町駅予定地周辺のまちづくり	事業手法検討	事業計画検討
	石神井公園駅周辺地区のまちづくり 南口西地区市街地再開発事業	組合設立認可申請の調整	再開発事業施行支援
	「駅周辺のまちづくり」の施策に対する満足評価	52.0%	増加
計画14 練馬のみどりを未来へつなぐ	稲荷山公園の拡張・整備の着手	関係機関調整 基本計画策定	関係機関調整 実施計画策定
	大泉井頭公園の拡張・整備の着手	関係機関調整	関係機関調整 基本計画策定
	特色ある公園等の整備	—	4か所
	重要な樹林地の保全 都市計画決定	計6か所	計9か所
	個人のみどりを地域で守る活動の拡充	モデル事業実施 〔3か所〕	本格実施
	「みどりの保全と創出」の施策に対する満足評価	76.0%	増加

戦略計画	重 要 業 績 評 価 指 標 (K P I)		
	指 標	現 状 値 原則：令和3年度末	目 標 値 (原則：令和5年度末)
計画15 脱炭素社会の実現 に向けた総合的な 環境施策の展開	新たな環境基本計画の策定	策定準備	策定
	区民・事業者等との協働による環境教育・啓発の推進	実施	充実
	地域コジェネレーションの導入・運用	導入計1か所	導入計2か所
	環境に配慮した電力調達の拡大	小中学校98校 区立施設63施設	拡大
	「エネルギー政策の展開」の施策に対する満足評価	49.0%	増加

基 本 目 標		Ⅴ いきいきと心豊かに暮らせるまち	
数 値 目 標 (令 和 5 年 度 末)		●「区内企業の活性化・魅力のある商店街づくり」の施策に対する満足評価（区民意識意向調査） ：平成30年度調査結果の43.7%から上昇 ●「都市農業の振興と都市農地の保全」の施策に対する満足評価（区民意識意向調査） ：平成30年度調査結果の66.1%から上昇 ●「文化・生涯学習・スポーツの振興」の施策に対する満足評価（区民意識意向調査） ：平成30年度調査結果の60.3%から上昇 ●「観光の推進」の施策に対する満足評価（区民意識意向調査） ：平成30年度調査結果の49.6%から上昇	
	基 本 的 な 方 向 性	中小企業支援、商店街振興、都市農業振興、文化芸術・スポーツ振興など、区民が暮らしに潤いや幸せを感じる、魅力あふれるまちを目指して取組を進めます。 ・企業活動のデジタル化・商店街の賑わい創出に取り組む。 ・都市農業が持つ魅力と可能性を更に発信する。 ・農地の保全や区民が農に親しむ取組を充実する。 ・みどり豊かなまちと一体となった練馬独自の新しい美術館を創造する。 ・優れた文化芸術を楽しめる魅力的なイベントを展開する。 ・練馬の歴史を活かした映像文化のまちづくりに取り組む。 ・スポーツ施設の整備を進め、多くの人々がスポーツに参加できる機会を充実する。	

戦 略 計 画	重 要 業 績 評 価 指 標 （ K P I ）		
	指 標	現 状 値 原則：令和3年度末	目 標 値 (原則：令和5年度末)
計画16 地域特性を活かした企業支援と商店街の魅力づくり	創業セミナーの実施	実施 〔実施回数5回〕	実施
	若者向け創業セミナーの実施	実施 〔実施回数1回〕	実施
	デジタル化相談の実施	—	実施
	商談交流会の充実	年1回実施	年3回実施
	空き店舗活用支援事業の実施	商店街空き店舗実態調査実施	実施
	練馬ビジネスサポートセンターを利用した創業者数	年間36人 (令和2年度末実績)	増加

戦略計画	重 要 業 績 評 価 指 標 (K P I)		
	指 標	現 状 値 原則：令和3年度末	目 標 値 (原則：令和5年度末)
計画17 生きた農と共存するまち練馬	(仮称)全国都市農業フェスティバルの開催	—	開催
	生産緑地貸借制度を活用した農地保全	貸借件数計18件	貸借件数計22件
	認定農業者・都市型認定農業者の新規認定	計31経営体	計37経営体
	練馬果樹あるファームの開設・拡充支援	計30件	計40件
	認定農業者・都市型認定農業者のうち農業収入が増えた農業者数	年間63人 (令和2年度末実績)	増加
計画18 みどりの中で優れた文化芸術を楽しむまち	美術館再整備基本構想に基づく設計	構想の策定	設計
	質の高い文化芸術の鑑賞機会の創出		
	真夏の音楽会の実施	実施	実施
	練馬薪能の実施	実施	実施
	映像文化事業の実施	「映像∞文化のまち構想」策定 映像文化イベントの実施	実施
計画19 みどりの中で誰もがスポーツを楽しむまち	石神井松の風文化公園におけるスポーツ施設	整備内容決定	基本設計
	誰もがスポーツを楽しめる取組の地域展開	実施	実施
	練馬こぶしハーフマラソンの開催	中止	実施
	誰もがスポーツを楽しめる取組の地域展開参加者数	年間4,000人 (令和3年度末見込)	増加

基 本 目 標	VI 区民とともに区政を進める
数 値 目 標 (令 和 5 年 度 末)	●「窓口サービス等の利便性の向上」の施策に対する満足評価（区民意識意向調査） ：平成30年度調査結果の62.7%から上昇
基 本 的 な 方 向 性	地域の現場では、町会・自治会をはじめ、NPO・ボランティア団体などが地域の課題をわが事として考え、自発的に活動する動きが広がりつつあります。こうした取組を、区政の広範な分野に広げ、区政を「参加と協働」から「参加から協働へ」と深化させ、練馬ならではの住民自治を創造します。 新型コロナの感染拡大防止と区民の更なる利便性向上のため、キャッシュレス決済やオンラインでできる手続きを拡大します。対面での対応が求められる場面では、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな窓口サービスを提供します。 コロナ禍において、テレワークやWeb会議など、デジタル技術の活用が急速に広がり、区民生活に不可欠となっています。区のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、区民サービスの質の向上と更なる業務効率化を実現します。 ・町会・自治会の活性化を促進する。 ・区民や団体と区が一体となった協働の取組を促進する。 ・来庁しなくても手続きができるサービスを拡大する。 ・区への支払いにおけるキャッシュレス決済を拡大する。 ・（仮称）お悔やみ窓口を設置する。 ・区のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進する。

戦 略 計 画	重 要 業 績 評 価 指 標 （ K P I ）		
	指 標	現 状 値 原則：令和3年度末	目 標 値 (原則：令和5年度末)
計画20 区民協働による住民自治の創造	町会・自治会のデジタル活用支援	—	実施
	町会・自治会の加入促進	実施	実施
	「練馬つながるフェスタ」の地域開催	実施 〔6か所〕	実施 〔6か所〕
	「つながるカレッジねりま」の充実	実施 〔6コース〕	充実 〔7コース〕
	「つながるカレッジねりま」の修了者数	計145名 (令和3年度末見込)	計315名
計画21 窓口から区役所を変える	窓口情報提供システムの拡大	計18か所	計19か所
	各種証明書の発行手数料へキャッシュレス決済導入	検討	実施
	Web口座振替受付サービスの拡大	導入 〔国民健康保険料〕	拡大 〔住民税ほか4公金〕
	（仮称）お悔やみ窓口の設置	検討	設置
	窓口情報提供システムへのアクセス数	年間1,800,000件 (令和3年度末見込)	増加

戦 略 計 画	重 要 業 績 評 価 指 標 (K P I)		
	指 標	現 状 値 原則：令和３年度末	目 標 値 (原則：令和５年度末)
計画22 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進	AI・RPA等の活用	拡充	拡充
	DX推進方針の策定	検討	策定
	専門技術員の増員	計１名	計２名
	デジタル人材育成プログラムの実施	検討	実施
	手続きのオンライン化の割合	15.6% (令和３年４月１日時点)	増加
	電子申請利用件数(東京共同電子申請・届出サービス)	13,867件 (令和２年度末実績)	増加

令和4年3月10日
企画部企画課
区政改革担当部政改革担当課

公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和4年度・5年度）（素案）
に寄せられた意見と区の考え方について

1 意見の受付状況

（1）意見募集期間

令和3年12月11日（土）から令和4年1月17日（月）まで

（2）周知方法

ア ねりま区報（12月11日号）・区ホームページへの掲載、区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館（南大泉図書館分室を除く）、企画課での閲覧

イ 関係団体への説明等

以下の関係団体に計画素案について、個別に説明等を行った。

・練馬区区政改革推進会議 ・東京商工会議所練馬支部 ・（一社）練馬産業連合会 ・練馬区商店街連合会 ・東京中高年齢労働者福祉センター指定管理者 ・勤労福祉会館指定管理者 ・町会・自治会（253団体） ・文化芸術戦略会議 ・練馬区文化団体協議会 ・（公社）練馬区体育協会 ・練馬区レクリエーション協会 ・練馬区総合型地域スポーツクラブ（SSC）（7団体） ・練馬区スポーツ推進委員会 ・貫井地区区民館運営委員会 ・練馬区地域福祉計画推進委員会 ・練馬区保護司会 ・練馬区民生児童委員協議会 ・練馬区障害者団体連合会 ・練馬区障害者地域自立支援協議会 ・練馬区障害者差別解消支援地域協議会	・練馬区立福祉作業所家族会（5団体） ・練馬区立福祉園家族連絡懇談会（7団体） ・練馬区立谷原フレンド家族会 ・練馬区障害福祉サービス事業者連絡協議会 ・心身障害者福祉センター・施設提供利用登録団体 ・心身障害者福祉センター・生活介護事業連絡懇談会 ・心身障害者福祉センター・地域活動支援センターⅢ型利用者 ・練馬区地域包括支援センター運営協議会 ・練馬区介護サービス事業者連絡協議会 ・練馬区地域密着型サービス運営委員会 ・高野台敬老館利用者 ・中村敬老館利用者 ・練馬区子ども・子育て会議 ・練馬区放課後子ども総合プラン運営委員会 ・練馬区私立保育園協会 ・谷原保育園保護者 ・青少年育成地区委員会 ・練馬区青少年委員会
---	---

ウ オープンハウスの開催

開催日	会場	来場者数
①12/19(日)14:30～16:30	早宮地域集会所	16 名
②12/20(月)18:00～20:00	ココネリ	35 名
③12/22(水)18:00～20:00	石神井庁舎	26 名
④12/26(日)14:30～16:30	勤労福祉会館	20 名
⑤ 1 / 8 (土)10:00～12:00	光が丘区民センター	77 名
⑥ 1 /11(火)18:00～20:00	関区民センター	6 名
計		180 名

エ 中村橋駅周辺施設の統合・再編 オープンハウスの開催

開催日	会場	来場者数
① 1 / 7 (金)18:00～20:00	中村橋区民センター	28 名
② 1 / 8 (土)14:00～16:00	サンライフ練馬	67 名
計		95 名

(3) 意見件数

420 件（157 名・26 団体）

2 寄せられた意見の内訳

項目	件数
第1章 施設配置の最適化の推進	8
第2章 リーディングプロジェクト	
1 旧高野台運動場用地における病院と福祉園の整備	1
2 新たな小中一貫教育校の設置と周辺施設の集約	5
3 北保健相談所移転と周辺施設の集約	1
4 美術館の再整備にあわせた中村橋駅周辺施設の統合・再編	123
5 練馬春日町駅周辺施設の統合・再編	11
第3章 区立施設改修・改築等実施計画	
1 実施計画（改修・改築）改定の基本的な考え方	7
2 施設種別ごとの取組	161
3 跡施設・跡地の活用	5
4 外郭団体や民間事業者へ貸し付けている施設等	1
第4章 委託・民営化実施計画	
1 区立施設の管理運営手法の基本的な考え方	7
2 施設種別ごとの取組	51
その他	39
合計	420 件

3 寄せられた意見に対する対応状況

対 応 区 分	件数
◎ 意見の趣旨を踏まえて計画に反映するもの	5
○ 素案に趣旨を掲載しているもの	32
□ 素案に記載はないが、他の施策等で既に実施しているもの	23
△ 事業実施等の際に検討するもの	125
※ 趣旨を反映できないもの	156
－ その他、上記以外のもの	79
合計	420 件

4 区民からの意見（要旨）と区の考え方

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
第1章 施設配置の最適化の推進			
1	施設配置の最適化の推進については概ね賛成である。少子高齢化が更に進む中で利用状況により青少年館やキャンプ場等の再編、民間への委託等は検討すべきであり、サービスの向上に繋がる可能性がある。ただ、未来ある子供若者達が利用しやすい施設を継続するため区の監視は必須かと思う。	社会状況の変化に伴う区民ニーズや個々の施設の利用状況を考慮しながら、より優先度が高い機能への転換や、類似施設の統合・再編、複合化を進めていきます。 また、民間への委託・民営化を進め、サービスの向上と行政運営の効率化に取り組みます。その際、区の関与度、事業者の創意工夫の余地等を勘案し、最適な運営手法を選択していきます。	△
2	施設配置の最適化の推進について、総務省からの通達で、公共施設を長寿命化するために施設の修繕による利用が記載されている。その「長寿命化」の国の方針に沿って、「練馬区公共施設管理計画」の見直しが必要と記すべき。	総務省が示す「公共施設等総合管理計画 策定指針」では、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であるとしています。 総務省の要請の趣旨を考慮しつつ、練馬区の実情に即した計画として、公共施設等総合管理計画を策定しています。	※
3	施設配置の最適化の推進の機能の転換について、国は、公共施設の長寿命化と方針の見直しの通達を出している。その立場で機能を検討することを記すべき。		※
4	施設配置の最適化の推進の統合・再編について、総務省の通達は、使える施設の「長寿命化」を求めるように変更になった。とくに子どもの施設は、質を重視し、「こどもの権利条約」をふまえて施設のあり方を考えると記すべき。		※
5	施設配置の最適化の推進の複合化について、住民の合意のない「複合化」は中止し、つねに住民参加で施策をすすめると明記すべき。また「民間の資金」という表現は、民間企業が公的施策に介入できる道を拓く恐れがある。公的施設は、公的責任で、公的財政で運営することを基本とすることを明記すべき。	複合化に取り組む際は、区民の皆様や区議会のご意見を伺いながら進めます。 区民サービスの向上と持続可能性の観点から、民間の資金・ノウハウを活用するほうが効果的な場合は、導入を検討します。	※
6	財政について、実施計画の位置付けにおいて「コロナ禍による厳しい財政」とあるが、区の財政状況は財政力指数、実質収支支出の収支、経常収支比率、健全化判断指標、借金減少、貯金最高額など近年練馬区は財政危機と言えない状況にあり、さらに大型イベントがコロナ禍で中止したこともあり費用も浮いている。「厳しい財政」を強調し、今計画を推し進めることに違和感を感じる。	令和3年度当初予算では、新型コロナの感染拡大による経済の落ち込みが想定されるなか、基金・起債により財源不足を補っています。令和4年度当初予算においても、財源不足が発生しており、基金と起債により補っている状況が続いています。 区はこれまで、計画的に基金を積み立ててきたため、必要な財源を賄っていますが、同様のペースで取崩しを続ければ、基金は数年で底をつき、起債残高が大幅に増加する可能性があります。 将来に渡って持続可能な財政運営を堅持するために、引き続き、国や都の補助金など、特定財源の確保に努めるとともに、施策の優先順位を見極め、不要不急の歳出を削減し、限りある財源を効果的、効率的に活用していきます。 今後、多くの区立施設が更新時期を迎え、改修・改築には多額の経費が必要となります。施設の安全性の向上や財政負担の平準化など、優先順位を精査しながら、区立施設のマネジメントを着実に進める必要があると考えています。	—
7	区立施設の統廃合に関して、異論はない。	引き続き、公共施設等総合管理計画に基づき、施設配置の最適化を進めていきます。	○
8	施設が閉鎖・縮小していく印象があり、区民サービスが低下しているように思う。	施設の建設当時とは、人口構成や社会状況が大きく変わり、区民の意識や利用の仕方も変化しています。施設の維持・更新、管理には多額の財政支出が伴います。財政状況が厳しさを増す中、必要に応じて施設のあり方を見直し、区民ニーズに応えるサービスの提供と持続可能性の確保の両立を図っていきます。 見直しにあたっては、現在の利用者のご意見だけでなく、将来世代も含め、区民全体にとってどうあるべきかという視点で検討することが必要と考えています。 節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺いながら進めていきます。	—

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
第2章 リーディングプロジェクト			
1 旧高野台運動場用地における病院と福祉園の整備			
9	石神井町福祉園の跡地に、多機能拠点整備型の地域生活支援拠点を整備する。練馬区はバス網が発達していないなど交通の課題がある。施設を建てる時には交通の利便性も含めて考えてほしい。	石神井町福祉園用地に整備する機能は、重度障害者グループホームに、相談支援やショートステイの機能を付加した多機能拠点整備型の地域生活支援拠点とする予定です。 地域生活支援拠点は、令和3年2月に北町二丁目「ゆめの園上宿ホーム」が開設しました。拠点の整備にあたっては、地域バランス等を考慮し、石神井町に開設することになりました。 引き続き、施設の適正配置を図っていきます。	—
2 新たな小中一貫教育校の設置と周辺施設の集約			
10	旭丘小中一貫教育校について、現在中学校内にある保育園は廃止になるのか移転するのか明確ではない。子どもの立場になれば同じ施設内に併設するのが筋である。子どもの目線で小中学校の合併を考えてほしい。	中学校内に設置されていた保育園は令和3年4月に移転し、運営を続けています。この地域では、保育所の定員を十分に確保できる見込みであるため、一貫教育校内に保育施設を併設する予定はありません。	—
11	小中一貫校として改築とあわせて児童館、敬老館の複合施設も設計、工事を計画している。地元区民、利用者との合意、納得が充分得られていないと思う。保育園、児童館、敬老館機能が引き続き確保されるべきである。	栄町保育園の移転予定はありません。 児童館は複合化にあわせて、乳幼児と保護者や中学生・高校生向けのサービス等を充実します。 敬老館は、高齢化の進展に伴い、身近な地域での医療・介護の相談ニーズが高まっていることから、地域包括支援センターや、交流・介護予防ができる街かどケアカフェに機能転換します。 節目節目で地域の皆様のご意見を伺いながら、進めていきます。	△
12	小中一貫校にするメリットより、小規模・少人数学級でこそ行き届いた教育が行われるのではないか。	行事や集団活動が活発に行われ、児童・生徒が様々な人とのかわりの中で豊かな人間性、社会性、創造性を身につけるためには、一定程度の人数や学級数が必要であると考えています。 一方で、算数・数学、英語など、教科の特性によって少人数で行った方が効果的な教科については、少人数教育を実施しています。	□
13	小中一貫教育の設置について、各地で小中一貫校で弊害が報告されている。こどもの成長に沿って、安易な小中一貫校はこどもの成長にとってマイナスだと指摘する研究者もいる。小中一貫校は、いったん中止し、広く区民、研究者からの意見を募り、あらためて検討しなおすべきである。	練馬区では、小中学校が学習指導や生活指導における連携を図り、9年間を見通した指導方針のもとで子どもたちを育てる小中一貫教育に全小中学校が取り組んでいます。 特に施設一体型の小中一貫校では、9年間にわたる一貫した教育課程により、児童・生徒の発達段階に応じて、小中学校の教員が一体となった指導を受けることができます。また、全学年の合同行事のほか、様々な機会をとらえて6年生がリーダーシップを発揮できる場を創出しています。学年の枠にとらわれない弾力的な教育活動と小中学校の区切りを意識したメリハリのある教育活動の両立ができるように工夫しています。 引き続き、成果と課題を把握しながら、取り組んでいきます。	※
14	栄町敬老館は街かどケアカフェ等に機能を移転せず、存続してほしい。栄町敬老館はコロナ禍の中、利用が制限されているとはいえ、地域の高齢者の趣味・学習・健康増進等のプログラムが充実しており、ニーズが非常に高い。今後、高齢者人口が増える中、街かどケアカフェの役割とはまた違う多様な施設機能が今後も期待される。	高齢化の進展に伴い、身近な地域での医療・介護の相談ニーズが高まっていることから、地域包括支援センターや、交流・介護予防ができる街かどケアカフェを整備する必要があります。 新たな小中一貫教育校の整備に合わせて移転・機能転換し、敬老館が担ってきた交流や介護予防の機能に加え、医療や介護に関する相談機能を充実・強化していきます。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
3 北保健相談所移転と周辺施設の集約			
15	老朽化している春日町児童館・敬老館について、国は、公共施設の長寿命化と方針の見直しの通達を出している。安易な改築・複合化はやめて、補修を軸に再検討すべきである。	春日町児童館・敬老館は、令和2年度に北保健相談所と複合化しました。敬老館は街かどケアカフェ、地域包括支援センターに機能転換しました。 両施設とも多くの区民の皆様にご利用されています。	※
4 美術館の再整備にあわせた中村橋駅周辺施設の統合・再編			
16	現在の美術館は規模が小さく、展示スペースも狭い。改築により、大きくするのは賛成である。早目に工事をしてほしい。	練馬独自の新しい美術館を創造するため、練馬区立美術館再整備基本構想で掲げる「まちと一体となった美術館」、「本物のアートに出会える美術館」、「併設の図書館と融合する美術館」の3つのコンセプトの実現に向けて、リニューアルを進めていきます。	○
17	新しい美術館に期待している。中村が良いまちになるように。		○
18	今後の美術館に期待する。		○
19	美術館は何度も行って好きな施設なのでもっとモダンになるのは賛成である。		○
20	美術館については時代遅れ感否めず、アート振興は歓迎する。図書館も併設されるとのこと、近くにある非常に便利に利用している。		○
21	今までも意欲的な企画展を楽しませて頂き、身近に美術館があることは大事だと思っている。高齢になってきたときに、上野や六本木に行かなくても、すばらしい美術作品を鑑賞できる環境づくりを希望する。	身近な場所で、著名な作品や重要文化財をはじめ、独創的な企画により、「本物」のアートに出会える機会を提供していきます。	○
22	美術館は、おしゃれにしてほしい。「Savignac」をやった時のような活気があったら良いと思う。	練馬区立美術館再整備基本構想のコンセプトを実現し、文化芸術拠点として相応しいデザイン・機能とするため、公募型のプロポーザル方式により最適な設計者を選定していきます。より質の高い企画展の開催など、具体的な事業活動について、鋭意取り組んでいきます。	△
23	美術館と図書館が融合したすばらしい建物にしてほしい。「中村橋」のシンボルとなるようなものにしてほしい。区を代表する文化施設としての位置付けとして良い企画展や本、資料の整備を望む。		△
24	美術館の創作室を利用している。部屋を増やし、換気ができる構造にしてほしい。	創作室の機能充実など、今後、設計の中で具体的に検討していきます。	△
25	美術館の創作室を利用している。創作室の空気の換気、流しの改善をしてほしい。また、のびのびと制作するための広さなども確保してほしい。 今後のリニューアルに、作る側の立場からの意見をぜひ受け入れてほしい。		△
26	美術館の創作室について、2年間利用不可とのこと。プレス機利用（銅版画）のため 他施設で利用希望。改修にあたって、創作室の換気、非常口の設置を希望。創作利用団体のロッカー利用（年間10,000円程度有料可）を希望。 また、ギャラリーの区民優先利用、有料企画展の区民割引、セミナー開催を希望。 駅前立地の良い素敵な美術館へリニューアル楽しみにしている。	創作室の機能充実や、区民ギャラリーの利便性の向上など、運営方法も含めて、今後、設計の中で具体的に検討していきます。 また、施設利用ができない期間は、スケジュールが確定した段階でお知らせしていきます。他施設の利用については適宜ご案内していきます。	△
27	美術館とサンライフの敷地を一体的に活用するのは敷地の有効活用となり妥当。新美術館はSDGsやエコに配慮し、シンプル・コンパクトで、ランニングコストも考慮したアイデアをもちこんだ建築物としてほしい。将来世代の負担に十分配慮してほしい。	練馬区立美術館再整備基本構想のコンセプトを実現し、文化芸術拠点として相応しいデザイン・機能とするため、公募型のプロポーザル方式により最適な設計者を選定していきます。コスト面も考慮しながら、今後、設計を進めていきます。	△
28	整備する美術館の多目的室で、卓球ができるようにしてほしい。いろいろな用途に使えるように天井を高くしてほしい。	多目的室は、多様な活動に柔軟に対応するための機能・設備などを想定しています。今後、設計の中で具体的に検討していきます。	△
29	美術館の整備では、多目的室を、様々な用途に利用できるよう、天井を高くして、床はフローリングにしてほしい。		△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
30	美術館・図書館の改築について、地下階の用途案としてつぎの検討してほしい。①地下駐車場、②防災備蓄倉庫、③特別・著名な美術作品の展示or販売会場(フェルメールやラッセンなど)、④会議室・中程度広さのホール・講演会場、⑤美術館及び図書館の閉架ものの置き場、⑥医療機器専門施設(MRI,CT,PET) or 医療設備機関、⑦食文化を担う新しい取り組み(光栽培での野菜・葉物作りなど)、⑧第三小や中村西小や貫井中、近隣公共施設へ提供される食事・給食を作るセンター 別途、屋上階も有効利用出来るのであれば、検討してほしい。	美術館・図書館の諸室機能や配置等については、今後、設計の中で具体的に検討していきます。 他用途の施設との併設は困難です。	※
31	美術館について、文化拠点を充実させる試みには大いに期待したいが、これだけの大きなプロジェクトに環境部が加わっていないことに危機感をおぼえる。企画・設計段階から環境部が加わり、環境負担の少ない開発をしてほしい。	練馬区環境マネジメントシステム(ねりまエコプラン)では、公共施設のエネルギー自立性の強化および環境負荷の低減を目的として「施設計画策定にあたっての環境配慮手順書」を定めています。美術館再整備もこれに則り設計等を進めます。	△
32	美術館の再整備で、商店街も活気づき都内でも有名になるような場所になってほしい。	中村橋駅周辺地区では、これまでバリアフリー基本構想や駅南北で決定した地区計画に基づき、駅前広場の整備など、まちづくりに取り組んできました。	△
33	すっきりきれいな街と美術館の景観は、街の価値も上がるし、住んでいても誇らしい。 美術館前庭の狭い敷地に大きすぎるカラフルな物体はいらない。なぜトピアリーにしなかったのか。なにもないすっきりした芝生が年中手入れされている方が数段良い。	美術館のリニューアルは、更なるまちづくりの契機となるものと考えています。地元の町会・商店会関係者等と共に、美術館のある街並みの整備、統合・再編する駅周辺施設との連携、商店街のにぎわいの創出などについて検討していきます。 美術の森緑地については、今後、設計の中で建物とあわせて改修内容を検討し、一体的に進めていきます。	△
34	美術館の設備、収蔵品が充実して、すばらしい美術展が開催されることを期待している。中村橋がアートの街として生まれ変わる日を楽しみにしている。 現在、美術館前の広場は子ども達にとってかけがえのない遊び場になっている。アートな雰囲気を持ったさらに充実した広場を作してほしい。		△
35	美術の森緑地前を南北に走る道に関しては、街路樹や植栽を直して景観を保つことも必要と思われる。また、この道は現在、大型車両の駐停車が禁止されているが、美術の森緑地で乳幼児が遊ぶ上での安全性や美的観点から考えて、すべての車両の駐停車を禁止にするべきだと思う。		△
36	中村橋駅周辺施設の統合・再編について、事業の完成は地域住民にとっても良い結果をもたらすと思う。 完成した暁には練馬区が誇れる自慢の施設になり地元商店街をはじめ地域の活性化へとも波及をしていくはずである。 商店街関係者・地域住民の事業計画案への意見参加を希望する。 空き家問題・無電柱化等抱える問題は多いが様々な事を視野に入れこの事業案に地域再編も組み入れ、総合事業として地域を巻き込み、地域で盛り上げ地域の素晴らしい公共施設を作り上げる方向で進めてほしい。		△
37	美術館の整備にあわせて、駅の高架下や駅直結の商業施設などの拡充もぜひ検討してほしい。(周辺の他の駅に比べ、開発が遅れている印象があり、高架下などももう少し有効活用できると思っていた)		△
38	中村橋駅周辺施設の建替え、商店街の町づくりを官民一体となって、行ってほしい。住んでいて楽しい住みたくなる街作りしてほしい。		△
39	美術館の再整備と併せて、まちづくりも進めると聞いている。長期的な話となると思うが、丁寧に進めてもらいたい。		△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
40	中村橋駅周辺のまちづくりについて、「動線を一体的な空間として演出する」と記載があるが、西武線北側の道路は幅員が狭く、美的な景観とは言えないため、改善が必要である。 美術の森緑地の東側の住宅街は古い家屋が並んでいる。各家屋の修繕費用を区が負担して依頼することはできないか。	中村橋駅周辺地区では、これまでバリアフリー基本構想や駅南北で決定した地区計画に基づき、駅前広場の整備など、まちづくりに取り組んできました。 美術館のリニューアルは、更なるまちづくりの契機となるものと考えています。地元の町会・商店会関係者等と共に、美術館のある街並みの整備、統合・再編する駅周辺施設との連携、商店街のにぎわいの創出などについて検討していきます。 なお、住宅街の家屋の修繕費を区が負担することは困難です。	△
41	美術館は改築では、耐震、長寿命化、感染症対策を考慮して進めてほしい。できるだけコストを抑えた設計をしてほしい。 駅から続くまちづくりとなると莫大な予算が必要なのではと心配になる。検討してほしい。	公共施設等総合管理計画などで定める区の基準に基づき、耐震性等を確保します。コスト面も考慮しながら、今後、設計を進めていきます。 中村橋駅周辺地区では、これまでバリアフリー基本構想や駅南北で決定した地区計画に基づき、駅前広場の整備など、まちづくりに取り組んできました。 美術館のリニューアルは、更なるまちづくりの契機となるものと考えています。地元の町会・商店会関係者等と共に、美術館のある街並みの整備、統合・再編する駅周辺施設との連携、商店街のにぎわいの創出などについて検討していきます。	△
42	オープンハウスの資料で延床面積あたりの来館者数を計算してみると、美術館は35人/平方メートル、図書館は519人/平方メートル、サンライフ練馬は50人/平方メートルとなる。美術館は収蔵スペースが必要であるため単純な比較はできないが、この数値が利用者の快適さと反比例すると考えると、図書館利用者の快適さは美術館の15分の1である。また、来館者数を利用者ニーズと捉えたと図書館のほうが美術館よりも7倍のニーズがあることになる。計画案を見ると、今まで同様に美術館面積がかなり広めに取られているので、実際の利用者快適度やニーズを考慮して計画案を見直してほしい。	必要面積は、施設や諸室の用途・目的など様々な要件があり、利用者数だけでは決められません。美術館・図書館として、諸室面積は、素案でお示した目安をもとに、今後、設計の中で具体的に検討していきます。	※
43	美術館の名称は「練馬美術館」のほうが親しみがもてる。改名してほしい。	練馬区立美術館の名称は、開館から36年が経ち、浸透していると考えています。改名の予定はありませんが、愛称や呼称などは、今後、運営方法などを整理する際に、検討します。	※
44	美術館の整備費用はいくらか。	近年の他自治体の事例を参考に、大規模改修を基本とした場合でも、経費は70億円程度と試算しています。今後、改築の設計等を進めていく中で、財政負担も含めて検討していきます。	△
45	サンライフ練馬を廃止し、新たな美術館を建設することには反対である。コロナ禍の見通しが立たない中、区民の生活支援向上に予算を振り向けるべきである。 7000点以上の収蔵品とあるが区の予算が厳しいなら、それを売却なり賃貸なりしてほしい。 美術鑑賞なら都や国の施設ですべきと考える。生徒や学生の実験場なら現状のスペースで問題はない。 「まちと一体となった美術館」は区から生活に苦しむ方が一人もいなくなってから検討してほしい。	新型コロナの感染拡大により、区内でも多くの方が感染し、暮らしや経済に大きな影響が生まれました。区では、区民の命と健康を守り、区民生活を支えるために必要な施策を実施してきました。また、新型コロナの感染拡大による社会情勢の変化を踏まえ、引き続き、区民生活を支えるうえで必要な施策を充実するとともに、この間に生じた新たな課題に対応するため、みどりの風吹くまちビジョンのアクションプランを改定し、ひとり親家庭や生活困窮者への支援・相談体制の充実などを計画化しています。 施設の改修・改築についても、令和3年度に緊急対応として計画の見直しを行いました。 本計画（素案）は、見直しを行った事業を含め、改めて施設の安全性の向上や財政負担の平準化など、優先順位を精査し、令和5年度までの取組を整理したものです。	※
46	サンライフ練馬の廃止方針の撤回について、区の税収は減少しているのに無駄な税金を使わないでほしい。コロナの中、困窮者が増加しているので支援のため税金を使うべきである。		※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
47	区民の税金で建設する美術館を「文化庁の公開承認施設を目指す」ことはやめてほしい。新型コロナ禍で財政が区民生活を抑制している中で、等身大の美術館を目指してほしい。	公開承認施設とするには、学芸員の配置、建物や設備、防火・防犯体制などの基準が定められていますが、これらは作品や文化財を守り活用する博物館の基準でもあり、守るべきものです。その基準に則り、作品を守り、適切な環境を持つ美術館としていきます。 美術館は、開館から36年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいるため、大規模な改修が必要な時期を迎えています。近年の他自治体の事例を参考に、大規模改修を基本とした場合でも、経費は70億円程度と試算しています。展示・収蔵環境(7,000点を超える収蔵作品の活用や大規模企画展の開催など)やバリアフリーなど、多くの課題を抱えており、改修では十分な対応が難しいため、これらを総合的に勘案し、改築としたものです。 今後、改築の設計等を進める中で、財政負担も含めて検討していきます。また、施設利用ができない期間等については、スケジュールが確定した段階でお知らせします。	※
48	身の丈にあった小粒で充実した美術館こそ練馬の宝。 美術館は担当者の見識、努力で注目される展示を行っている。歩いていける所にある美術館として楽しみで誇りである。 内容の充実でアピールすべきで国宝、重文展示の文化庁の公開承認施設のための大規模化、格上げは必要ない。(それらは国立博物館など、役割分担すべき) 展示室を広げたり等のため、改修すれば今の場所、広さで十分対応できると思う(広い階段や石の広場など) 江東区に収蔵庫を借りているが、土地のある区内に施設を作ることで対応の方が効率的ではないか。 オーソドックスな美術館としての評価を生かし、区民が安価で利用できるために税金を使ってほしい(例えば65歳～75歳までの美術館利用券が無くなった) 美術館基本構想(素案)はプラス面のみ語り膨大な費用、利用できなくなる期間場所も明示せず不透明である。マイナス負担面もきちんと明らかにしてほしい。		※
49	美術館を当初は50年も経ないでやり直すことなど考えていないはず。少なくとも100年持たせる程の構想だったはず。欧米諸国の対応に比べ、スクラップ＆ビルドを急ぐのは安易すぎる。税金はもっと大切に使いたいもの。利用者の状況を見ると拡充の必要を感じない。来館者が少なすぎる。 この構想は建築業者の思惑か、行政担当の区職員が何か予算を使うことを考えないと、仕事をしていないと思われるからか、今の区分から直してほしいとの要望が強く働いていた様子はないし、公聴会を開催して区民の意思を結集した様子もない。 今の建物を50年～100年とそのまま使ってほしい。箱物をいじるのではなく、活用方法のノウハウの改善によって文化都市としての価値を高めとほしい。	美術館は、斬新な視点・切り口で様々な展覧会を開催し、近年は10万人を超える来館者数で好評を博しています。開館から36年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいるため、大規模な改修が必要な時期を迎えています。近年の他自治体の事例を参考に、大規模改修を基本とした場合でも、経費は70億円程度と試算しています。展示・収蔵環境(7,000点を超える収蔵作品の活用や大規模企画展の開催など)やバリアフリーなど、多くの課題を抱えており、改修では十分な対応が難しいため、これらを総合的に勘案し、改築としたものです。	※
50	駅までの動線を造り美術の街にしようが、いくらかかるのか示していない。巨額になる。福祉を削って大規模構想にお金を使うのは間違いである。素案と言いながら変更の余地がない。説明は納得できない。 区立美術館を国宝や重文を展示できる文化庁認可施設に格上げする必要があるのか。	中村橋駅周辺地区では、これまでバリアフリー基本構想や駅南北で決定した地区計画に基づき、駅前広場の整備など、まちづくりに取り組んできました。美術館のリニューアルは、更なるまちづくりの契機となるものと考えています。地元の町会・商店会関係者等と共に、美術館のある街並みの整備、統合・再編する駅周辺施設との連携、商店街のにぎわいの創出などについて検討していきます。 公開承認施設とするには、学芸員の配置、建物や設備、防火・防犯体制などの基準が定められていますが、これらは作品や文化財を守り活用する博物館の基準でもあり、守るべきものです。その基準に則り、作品を守り、適切な環境を持つ美術館としていきます。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
51	美術館の再整備について、「7,000点を超える収蔵品の活用や大規模企画展の開催にはスペースが不足しています」と、「3つのコンセント」の結びつきがない。区民のための美術館は、大規模企画展は必要ない。都立・国立に任せておけばよいというのが、練馬美術館をつくるときの最初のコンセプトではなかったのか。 7,000点を超えることを自慢にしているが、何でも買って、自分たちが「目利きがない」ということを表しているのではないのか。練馬区に關係がある画家、彫刻家などの作品を収蔵すべきであって、關係のない作品も集めているのではないか。 美術展などは、区民優先であって全国民を対象とするものではない。今でも、企画展優先であって、区民の展覧会が順番待ちという状況を見ると、改築して広げるにしても、大規模企画展を開くことではない。 そのために、サンライフ練馬を廃止して犠牲にすることはない。改築して、一緒に図書館、サンライフ練馬をともに広げることに着手すべきだ。	練馬区立美術館では、作品の購入や寄贈・寄託などを検討する際は、館長・副館長を含めた学芸員による会議で取り扱いの決定をしています。会議で受け入れをすることが望ましいとした作品については、区が設置する外部委員で構成する美術作品等資料収集委員会に諮った上で受入を行っています。 また、練馬区立美術館再整備基本構想では、区民の皆様のアート活動への支援、教育普及等のため、区民ギャラリーや創作室等の機能向上を記載しています。 サンライフ練馬は、施設の設置目的と利用実態が必ずしも一致しておらず、勤労者福祉施設としての機能が低下しているという課題があります。一方、トレーニング室や会議室等は、勤労者だけでなく、高齢者を中心に幅広い年代に利用されている状況です。 中村橋区民センターは大規模改修が必要な時期を迎えています。建設当時から幾度も機能の転換が行われており、今後も予定されているため、最新の機能にあわせた部屋の活用や動線の確保など、施設全体の有効活用が課題となっています。 中村橋区民センターの大規模改修と美術館の再整備にあわせて、サンライフ練馬のトレーニング室や会議室の代替を確保するとともに、サンライフ練馬を廃止し、その敷地を活用して、美術館をリニューアルすることにより、3施設の課題を解決したいと考えています。	※
52	美術館再整備について反対する。築36年で老朽化が進んでいると言う必要性にも納得できない。年間の利用者もわずかである。区民の生活に直結しているとは言い難い美術館に多額のお金を使ってもらいたくない。	施設の建設当時とは、人口構成や社会状況が大きく変わり、区民の意識や利用の仕方も変化しています。施設の維持・更新、管理には多額の財政支出が伴います。財政状況が厳しさを増す中、必要に応じて施設のあり方を見直し、区民ニーズに応えるサービスの提供と持続可能性の確保の両立を図っていきます。	※
53	美術館とその周辺の再整備計画に反対である。まだまだ使える。また重要文化財などは不要である。芸術や文化の領域にまで権威主義の浅はかな思考で捉えていることが見え見えで、恥ずかしい。	美術館は、開館から36年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいるため、大規模な改修が必要な時期を迎えています。近年の他自治体の事例を参考に、大規模改修を基本とした場合でも、経費は70億円程度と試算しています。展示・収蔵環境（7,000点を超える収蔵作品の活用や大規模企画展の開催など）やバリアフリーなど、多くの課題を抱えており、改修では十分な対応が難しいため、これらを総合的に勘案し、改築としたものです。	※
54	美術館はよく利用している。古い年りの良さがあって貴重な存在である。入口のハーブシコードも年輪、歴史を感じさせてくれ、なかなかの雰囲気を出している。改築は必要ないと思い、整備構想に反対する。	中村橋区民センターも大規模改修が必要な時期を迎えています。建設当時から幾度も機能の転換が行われており、今後も予定されているため、最新の機能にあわせた部屋の活用や動線の確保など、施設全体の有効活用が課題となっています。	※
55	美術館について、壊すのはもったいない。分館を造り、そこに所蔵品を収めるというのはどうか。サンライフ練馬も大規模改修したばかりであるため、今回の計画には反対である。	サンライフ練馬は、施設の設置目的と利用実態が必ずしも一致しておらず、勤労者福祉施設としての機能が低下しているという課題があります。一方、トレーニング室や会議室等は、勤労者だけでなく、高齢者を中心に幅広い年代に利用されている状況です。	※
56	美術館は収蔵品が増えて手狭になったから「サンライフ練馬」敷地と合わせて全面改築。36年経ったからといってまだ充分使用できる美術館、図書館、「サンライフ練馬」を取り壊すことは区財政のムダ使いである。収蔵品を保管する収蔵庫施設は別途検討し、サンライフ練馬の廃止は中止してほしい。	このため、中村橋区民センターの大規模改修と美術館の再整備にあわせて、サンライフ練馬のトレーニング室や会議室の代替を確保するとともに、サンライフ練馬を廃止し、その敷地を活用して、美術館をリニューアルすることにより、3施設の課題を解決したいと考えています。	※
57	サンライフ練馬の廃止方針の撤回について、耐震工事を数年前に行った。なぜ廃止にするのか。区民からも廃止の声も聞かれない。署名のお願い（サンライフ廃止の撤回）で美術館を拡大しても利用者が増えるとは思えない声が多く寄せられた。	今後、中村橋区民センターの改修や美術館・図書館の設計を進める中で、現在だけでなく、将来の区民ニーズに応える施設となるよう、財政負担も含めて検討します。	※
58	美術館を広げるためにサンライフ練馬が廃止されるようである。東京には国立、都立、私立のたくさんの美術館があるので、大型化を目指す必要は無い。現在の敷地をうまく生かして、コンパクトな設計を行い、サンライフ練馬も存続させることを望む。		※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
59	美術館の拡張はけっこうだが、サンライフ練馬はコロナ前約13万人も年間利用している。他の区立施設があっても、吸収しきれないではないか。廃止するのではなく、当初の設置目的を見直せばよい。 サンライフ練馬の機能を残しつつ、美術館の規模も調整するべきである。	(前ページと同じ) 施設の建設当時とは、人口構成や社会状況が大きく変わり、区民の意識や利用の仕方も変化しています。施設の維持・更新、管理には多額の財政支出が伴います。財政状況が厳しさを増す中、必要に応じて施設のあり方を見直し、区民ニーズに応えるサービスの提供と持続可能性の確保の両立を図っていきます。 美術館は、開館から36年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいるため、大規模な改修が必要な時期を迎えています。近年の他自治体の事例を参考に、大規模改修を基本とした場合でも、経費は70億円程度と試算しています。展示・収蔵環境(7,000点を超える収蔵作品の活用や大規模企画展の開催など)やバリアフリーなど、多くの課題を抱えており、改修では十分な対応が難しいため、これらを総合的に勘案し、改築としたものです。 中村橋区民センターも大規模改修が必要な時期を迎えています。建設当時から幾度も機能の転換が行われており、今後も予定されているため、最新の機能にあわせた部屋の活用や動線の確保など、施設全体の有効活用が課題となっています。	※
60	美術館について、サンライフ練馬の敷地とあわせて全面改修とあるのは中止すべき。総務省の通達では、公共施設を長寿命化するために施設の修繕による利用が記載されている。その「長寿命化」を求めている国の方針に沿って、美術館の修繕を検討すると明記すべきである	サンライフ練馬は、施設の設置目的と利用実態が必ずしも一致しておらず、勤労者福祉施設としての機能が低下しているという課題があります。一方、トレーニング室や会議室等は、勤労者だけでなく、高齢者を中心に幅広い年代に利用されている状況です。 このため、中村橋区民センターの大規模改修と美術館の再整備にあわせて、サンライフ練馬のトレーニング室や会議室の代替を確保するとともに、サンライフ練馬を廃止し、その敷地を活用して、美術館をリニューアルすることにより、3施設の課題を解決したいと考えています。 今後、中村橋区民センターの改修や美術館・図書館の設計を進める中で、現在だけでなく、将来の区民ニーズに応える施設となるよう、財政負担も含めて検討します。	※
61	サンライフ練馬は耐震工事をしてまだ6、7年しか経っておらず、これを更地にするのは税金のムダ使いである。		※
62	サンライフ練馬は区民の活用もある施設である。中村橋駅周辺の大規模開発は中止すべきである。総務省の通達では、公共施設を長寿命化するために施設の修繕による利用が記載されている。その「長寿命化」を求めている国の方針に沿って、サンライフ練馬の修繕をすすめることと明記すべきである。		※
63	サンライフ練馬の勤労者のための施設は公的機関としてとても大事で無くしてはならない所である。 いくら美術館を大きくしたいとはいえ、住民にとって日常的に運動の場を確保するのは区の役目である。近くの有料(高い)のスポーツジムを使えばいいとか区民目線に欠けていると思うし、何が大事かよく考えてほしい。 区民センターも重要な役割を担っているのにサンライフ練馬の機能を移せるか疑問である。高齢者が生き生き安く使える施設で運動等ができる事は、医療費の節約になる。		※
64	サンライフ練馬は、地域の子供たち、中高年のための活動、コロナウイルスのワクチン接種会場として利用されている。高齢者が増加していく状況で美術館の拡張は必要不可欠なのか。税金の有効活用について、地元住民や利用者の声をもっと聞き、熟考して計画してほしい。サンライフ練馬廃止に反対する。		※
65	サンライフ練馬の廃止方針の撤回をし存続させる。良く利用されている。多くの方と知り合い充実した生活を送れる集会の自由が保障される場である。中村橋の数少ない公園に面した立地の食堂、ロビーは心休まる大切な場所である。 体育室がコロナワクチン接種会場になり、高齢者には行きやすく予約も取れやすく接種を受けることができた。今後のコロナ等を考えても体育室は必要である。 施設の維持管理に経費がかかるが、サンライフが20%の使用料収入があり、稼働率も十分あってコロナ下でもよく使われている。高齢者、日ごろ家庭にいる方々等も「労働者」になる可能性があり「福祉向上を図る」ための施設として幅広い年代の利用は歓迎すべきで廃止の理由にはならない。 建物を破壊する必要はなく無駄な税金を使うべきではない。必要なメンテナンスをして使用し、節約すべきである。		※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
66	サンライフ練馬は昨年コロナで利用者が減っている事をそのまま過去3年間の利用者数に並べ、あたかも減っている、サンライフはいらないと形成されている事に怒りを覚える。 利用者は増えている。区民ニーズに応える重要な施設であり、簡単に中村区民センターに移せるものではない。少し移したからと言って替わるものではない。今までの活動を休止しろというのと同じである。	(前ページと同じ) 施設の建設当時とは、人口構成や社会状況が大きく変わり、区民の意識や利用の仕方も変化しています。施設の維持・更新、管理には多額の財政支出が伴います。財政状況が厳しさを増す中、必要に応じて施設のあり方を見直し、区民ニーズに応えるサービスの提供と持続可能性の確保の両立を図っていきます。 美術館は、開館から36年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいるため、大規模な改修が必要な時期を迎えています。近年の他自治体の事例を参考に、大規模改修を基本とした場合でも、経費は70億円程度と試算しています。展示・収蔵環境(7,000点を超える収蔵作品の活用や大規模企画展の開催など)やバリアフリーなど、多くの課題を抱えており、改修では十分な対応が難しいため、これらを総合的に勘案し、改築としたものです。 中村橋区民センターも大規模改修が必要な時期を迎えています。建設当時から幾度も機能の転換が行われており、今後も予定されているため、最新の機能にあわせた部屋の活用や動線の確保など、施設全体の有効活用が課題となっています。 サンライフ練馬は、施設の設置目的と利用実態が必ずしも一致しておらず、勤労者福祉施設としての機能が低下しているという課題があります。一方、トレーニング室や会議室等は、勤労者だけでなく、高齢者を中心に幅広い年代に利用されている状況です。 このため、中村橋区民センターの大規模改修と美術館の再整備にあわせて、サンライフ練馬のトレーニング室や会議室の代替を確保するとともに、サンライフ練馬を廃止し、その敷地を活用して、美術館をリニューアルすることにより、3施設の課題を解決したいと考えています。 今後、中村橋区民センターの改修や美術館・図書館の設計を進める中で、現在だけでなく、将来の区民ニーズに応える施設となるよう、財政負担も含めて検討します。	※
67	財政難が盛んに言われており、民営化で区民へのサービスの質がどんどん低下している中で、美術館だけを立派にするのか。身の丈のリニューアルにして、サンライフは残してほしい。廃止の理由に勤労福祉会館が2つもある区は他にないという説明も聞いたが、実質的には高齢者も含めた集会所として使われている。他にも集会所はあるが、どの地域にも必要である。土日は殆ど予約できないほど利用されている。廃止する理由はない。 区は、住民の集会の自由・権利をどう考えているのか。それを保証するのは自治体の責務である。そのために高い税金を払っている。区長の宣伝のための豪華な美術館のために高い税金を払っているわけではない。		※
68	サンライフ練馬でスポーツ吹矢を毎週楽しみながら健康増進に励んでいる。他の区の施設では遠かったり抽選で場所の確保が難しいので、サンライフ練馬の継続を切望する。		※
69	サンライフ練馬の会議室、研修室などは申し込みができない状態がある。また今後も続くことが予想され新型コロナウイルス感染症に備えるため、体育室や会議室が公用となり使えない。区民センター機能が移ってくることを考えると実質的には早い段階からサンライフが使えなくなる。区民の自主的な活動、学習交流の場として、サンライフのすべての会議室などを残してほしい。		※
70	サンライフ練馬の廃止について、区民ニーズや施設の利用状況等を考慮するというが、利用状況は、稼働率として表で出ているが、これも他の施設に比べて、低いと考えているのか。その維持率との関係はどうか。提案する限り、その根拠を出す必要がある。区民ニーズというが、区民の声を拾っているのか。利用できない人は、どうして「利用できない」のか。改善できるのか。それを一緒に問題点を明らかにすべきだと思う。それがないまま提案している。 だからこそ、地元を含めた区民の声を聞いてから判断すべきで、現段階で廃止するのは反対である。		※
71	中村橋周辺施設の統合・再編について、総務省の通達では、公共施設を長寿命化するために施設の修繕による利用が記載されている。中村橋駅周辺の計画は中止し、住民参加のもとで新たな修繕計画をだすべきである。		※
72	箱物の改築を考えるよりも、利用方法の改善を図って区民の関心を高める方が先決だと思う。サンライフの利用者が減少傾向になっていることに対しても区民へのPR改善を図り利用増進に努める方法を考えたいもの。		※
73	サンライフ廃止理由に設置目的と現状との乖離を挙げている。目的とは異なった現状を見つめ、区民ニーズのあり方を直視すべきである。設置目的を変更することができる。利用実態のギャップこそ行政は真摯に受け止めてほしいと思う。		※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
74	サンライフ練馬は、実質利用者は増えていると拝察する。アクセスの良い立地にこのような施設がなくなると困る方が多くいると思う。代替を設けるとありますが、ごくごく近場(徒歩数分くらい)のところでない困るという近隣の方の不安の声をよく聞く。	中村橋区民センターの大規模改修と美術館の再整備にあわせて、サンライフ練馬のトレーニング室や会議室の代替を確保します。美術館に整備する多目的室は、多様な活動に柔軟に対応するための機能・設備などを想定しています。今後、設計の中で具体的に検討していきます。	○
75	練馬区立美術館のリニューアルに伴う、サンライフ練馬の廃止について、再検討を要請する。高齢者いきいき健康事業のような、規模の小さい事業を財政上の理由から縮小しながら、美術館のリニューアルを区民に詳細に説明せず進めることは、到底納得のいくものではない。 サンライフ練馬のファシリティは、中村橋区民センターに移行するということが、その内容も区民に明確に示されていない。そのほか、多くの事項が不明確であり、全容についてきちんと具体的に区民に提示したうえで、是非を問うのが区政の本来のあり方である。	中村橋区民センターへの代替機能等の移設場所については検討中であり、来年度の中村橋区民センターの基本設計までには、区の基本的な方針を整理する予定です。 なお、サンライフ練馬の廃止の前に中村橋区民センターの大規模改修を行います。 節目節目で区民の皆様や区議会からのご意見を伺いながら進めていきます。	△
76	サンライフ練馬廃止を表題に2・3年後に地域住民の利用場所が無くなることを日程も入れて明示し、説明文書を周辺に全戸配布し広報してほしい。各施設にも今回のパネル印刷物を置いてほしい。 オープンハウス方式だけでなく、合同説明会を開いてほしい。何回か開催することは不可欠である。 パブコメの期間が短すぎる。計画は疑問だらけである。今回で終わりではなく、今後きちんと広報周知し、再度行ってほしい。		△
77	中村橋区民センターの廃止や再編は、地域の利用者の希望に添う形で再編してほしい。会議室の広さや部屋数なども、現状の利用に十分対応できるような施設になってほしい。		△
78	サンライフ練馬もコロナ前には年間で12万人が利用していた施設である。本当に利用者ニーズの多くを移行できるのか。推測だが美術館には練馬区外からの来館者も多いと思う。図書館、サンライフ練馬の来館者の多くは区民である。美術館は大きくなったが区民は不便になったということがないようにしてほしい。サンライフ練馬のニーズを満たすために、美術館、図書館の共用部に設置される予定の多目的室を拡大して、希望するサークルに利用させるなどの措置が必要かもしれない。		△
79	区民センターの改修で設計計画案も示されず意見を述べる機会の保障がない。改修期間地域包括支援センター等3つの常設の部屋、他事業は随時サンライフを使用するとの事で、2年後には自由に使用できる場所が極端に減ってしまうのではないかな等の全体日程が不明。		△
80 ～ 83	サンライフの代替施設について、最低現状維持にしてもらいたい。(他、同様3件)		△
84	サンライフ練馬のトレーニング室を活用し、美術館を拡張するのはやむを得ないと考えていたが、サンライフ練馬の廃止が突然提起された。サンライフ練馬は、勤労者以外でも様々な人が利用しており、予約も取りにくくなっている。 サンライフ練馬の代替が確保できるよう、中村橋区民センターの大規模改修に向けて設計を行うとのことだが、貫井地区区民館(中村橋区民センター内)の会議室は、サンライフ練馬より少なく、大規模改修後であっても、これまでやっていたような集会、会議、学習会等はできなくなる可能性がある。 オープンハウスなどで説明を聞いたが、わからない点もある。区民の質問や要望を伝える場を設けてほしい。		△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
85	サンライフ練馬の機能を中村橋区民センターの方に集約することについて、トレーニング室のほかにどの部分を移行させるのか、明確には決まっていない。現状、土日等はサンライフ練馬、貫井地区区民館、いずれの部屋も予約ができないケースが多い。現状の集会等が行えるキャパは確保してほしい。	(前ページと同じ) 中村橋区民センターの大規模改修と美術館の再整備にあわせて、サンライフ練馬のトレーニング室や会議室の代替を確保します。美術館に整備する多目的室は、多様な活動に柔軟に対応するための機能・設備などを想定しています。今後、設計の中で具体的に検討していきます。 中村橋区民センターへの代替機能等の移設場所については検討中であり、来年度の中村橋区民センターの基本設計までには、区の基本的な方針を整理する予定です。 なお、サンライフ練馬の廃止の前に中村橋区民センターの大規模改修を行います。 節目節目で区民の皆様や区議会からのご意見を伺いながら進めていきます。	△
86	サンライフを廃止にするのであれば、卓球ができる代替を示して欲しい。		△
87	サンライフ練馬や中村橋区民センターを使って卓球をしている。サンライフがなくなると、区民センターの利用が集中して、なかなか利用ができなくなるのではないかと。		△
88	中村橋区民センターにサンライフ練馬の必要な機能の代替を設けるとあるが、オープンハウスでも明確な回答はなかった。移動先とされる区民センターの図面(仮)を示し、必要な機能がどのように残されるのか明らかにした上で、改めて区民の意見を聞いてほしい。		△
89	今後は利用者との話し合いを充分行ってほしい。見切り発車のないようにしてほしい。		△
90	サンライフを奪わないでほしい。やむをえない場合は必ず代替の場所を提供してほしい。		△
91	美術館を利用するものとして、「素案」の内容は、区民の利用を十分にくみ取って進められているとは思えない。構想の見直しを求める。美術館構想を、サンライフ機能を他に転移させてまで実施するのであれば、サンライフ機能まで含めた総合的な構想コンセプトを明確に示す必要がある。 美術館は立地面積の窮屈さとあわせ、設計上の古さもあり、利用実態にあわない不備があるように思う。しかし美術館構想は、お歴々が花火師のように華々しいイメージを打ち上げているだけで、区立の美術館構想としては空疎なイメージを押しよけてできない。 人気取りのトップダウン施策と疑われないためにも、美術館、サンライフや区民館の利用者・団体の声を丁寧に引き上げる必要があると思う。 総合計画のコンセプトを広く明示し、利用しやすく親しみやすい文化施設となることを願う。		※
92	サンライフ練馬の廃止に反対である。年間約13万人の利用者がいる。アクセスの良さと、近隣に同じような施設がないためである。必要な機能については、代替を設けるとあるが、何が必要な機能であるか示されていない。他の区立施設で代替可能な場合も、一番大切なアクセスの良さは保証されない。		※
93	サンライフの廃止に反対する。オープンハウスで「美術館の中に多目的室ができる、中村橋ケアセンターの方の会議室もある」と言われたが、どう考えても縮小であり、サンライフの機能が維持されない。		※
94	サンライフ練馬の廃止方針を、いったん撤回すること。 サンライフ練馬の今後のあり方について、区民の合意と納得が得られるよう、最大限務めること。		※
95	中村橋駅周辺施設の統合・再編について、いずれの施設も区民に利用されている施設である。片方を拡張するため、片方を無くし犠牲を強いるという事であれば区民の中に練馬区が分断を持ち込むことになりかねない。「サンライフ練馬」代替施設の建設を先行するのが常識である。		—

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
96	サンライフで教室を開いている。最近は希望日が取れない事が多く先行きに不安を持っていた。今回の計画により更に活動しづらくなる事を心配している。活動に支障がないようできるだけ配慮してほしい。	本計画(素案)では、サンライフ練馬の必要な機能については、代替を設けるとしていますが、美術館の再整備と中村橋区民センターの大規模改修にあわせて、トレーニング室や会議室の代替を確保する予定です。 具体的な場所・機能について計画に追記します。	◎
97	サンライフ練馬のトレーニング室は中村橋区民センターに必ず移してほしい。	サンライフ練馬の廃止に伴い、近隣の中村橋区民センターにトレーニング室を設ける予定です。 ストレッチ体操等の事業についても継続を検討しています。	○
98	サンライフ練馬のトレーニング室は、中村橋区民センター改修後、移行すると知り安心した。		○
99 ～ 105	トレーニング設備、ストレッチ等ができるスペースを残してほしい。(他、同様6件)		△
106	トレーニング室などについて、個人利用のスペースを確保して利用しやすくしてほしい。		△
107	サンライフを廃止しても、民間のカルチャースクールや民間スポーツ施設への誘導や他の区立施設の利用をと提案しているが、高齢者世代の多くは国民年金で生活している。月1万円前後の民間施設に通えるのか。サンライフのトレーナーによるストレッチなどの健康指導や体育室利用は(R元年74,000人の利用)は、主体的な健康増進、要介護状態やフレイルの予防としても大変役立っている。		△
108	子ども向けのイベントでサンライフ練馬の和室をよく利用するため、和室がなくなるのは困る。広い和室は計画に入れて残してほしい。	子ども向けのイベント等での利用も想定しながら、中村橋区民センターの改修を行います。	△
109 ～ 110	中村橋区民センター内に運動したり、走ることができるような広場をつくってほしい。(他、同様1件)	中村橋区民センターは、大規模改修を行う予定です。既存の建物を活かした工事になりますので、大きな間取りの変更は困難ですが、トレーニング室や卓球等、運動ができる部屋を確保します。	△
111	サンライフ練馬を残してほしい。体育室(天井も高く、床もフローリング)のように団体で競技できる場所が少ない。駅から近く、どの地域の方も便利に使用できる。 区民センターを活用して、サンライフ練馬の半分でも担うようにして、活気ある町づくりをしてほしい。	サンライフ練馬は、施設の設置目的と利用実態が必ずしも一致しておらず、勤労者福祉施設としての機能が低下しているという課題があります。一方、トレーニング室や会議室等は、勤労者だけでなく、高齢者を中心に幅広い年代に利用されている状況です。 中村橋区民センターの大規模改修と美術館の再整備にあわせて、サンライフ練馬のトレーニング室や会議室の代替を確保します。	△
112	イベントができるような部屋や少人数部屋などは、必ず残してほしい。元気なシニアは、マージャン、ジムなど、区の施設を使っている。勤労福祉会館と2つあるからサンライフを廃止して良いことにはならない。公園も残してほしい。	体育室の代替は、石神井松の風文化公園の拡張整備にあわせて、フットサルコートを整備するとともに、光が丘第七小学校跡施設の体育館の活用などを検討します。 美術の森緑地については、美術館の設計の中で建物とあわせて改修内容を検討し、一体的に進めていきます。	△
113	中村橋周辺施設の統合・再編について、全体の予算案、全体の詳細が知らされない。パブコメをとる時期ではない。区民との意見交換の場を設けてほしい。	美術館は、近年の他の自治体事例を参考に大規模改修を基本とした場合でも、経費は70億円程度と試算しています。今後、設計等を進めていく中で、財政負担も含めて検討していきます。全体の予算については、設計が進んだ段階で、お示しします。 中村橋区民センターへの代替機能等の移設場所については検討中であり、来年度の中村橋区民センターの基本設計までには、区の基本的な方針を整理する予定です。 節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺いながら進めていきます。	△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
114	街かどケアカフェ(つつじ)について、講座を実施する時間以外にもケアカフェのスペースを確保してほしい。ケアカフェは、地域の方がふらっと立ち寄りお茶を飲み…相談することができる地域の拠点としての役割も大きい(地域包括支援センターの相談窓口とは別の役割がある)。様々な問題を抱えている方々の居場所にもなっている。狭くなくてもスペースを残してほしい。	街かどケアカフェは、高齢者をはじめとする地域の方が気軽に立ち寄り、お茶を飲みながら介護予防について学んだり、健康について相談できる地域の拠点であり、どなたでもご利用いただけます。 改修後も引き続き、地域との協働により、気軽に誰もが立ち寄れる拠点として運営していきます。	△
115	高齢の方が長年使用する施設が多く、小さな子供や小学生の施設が使いにくい。美術館の前には小さな子供達が集まっている。子供達の施設をこの先増やしてほしい。平日日中の貫井地区区民館は利用率が低いのではないかと。	地区区民館では敬老開放や児童開放事業を行い、それぞれの居場所を提供をしています。貫井地区区民館は、乳幼児親子を対象としたおやこひろばの利用が最も多い館となっています。 区では、乳幼児や児童の居場所として、児童館、地区区民館をはじめ、民間団体と協働で子育てのひろばなど設置しています。引き続き、社会状況の変化に伴う区民ニーズや個々の施設の利用状況を考慮しながら、施設のあり方を検討します。	△
116	美術館と図書館が充実されるのはよい。サンライフを利用して地域活動をしている区民の不便がないよう考えてほしい。 中村橋区民センターは障害者福祉ケアセンターとして、数少ない障害者施設の機能をもっている。サンライフの機能の一部が区民センターに移行されることでケアセンターの事業に支障がでないようにしてほしい。手話講習会事業の縮小などはないようにしてほしい。	中村橋区民センターの大規模改修と美術館の再整備にあわせて、サンライフ練馬のトレーニング室や会議室の代替を確保します。 中村橋区民センターの大規模改修後も、心身障害者福祉センターの機能は維持します。手話講習会事業は引き続き実施していきます。	△
117	建物の大きさは同じなのに、トレーニング室などサンライフ練馬の代替を確保するということがあれば、現在、心身障害者福祉センターの登録団体が使っている部屋はどうなるのか。	中村橋区民センターへの代替機能等の移設場所については検討中であり、来年度の中村橋区民センターの基本設計までには、区の基本的な方針を整理する予定です。 大規模改修後も、引き続き、障害のある方や利用登録団体を優先して部屋の貸出事業を行います。	△
118	サンライフ練馬の施設を中村橋区民センターに一部持つてくるという構想に不安を感じる。区民センターは、区民にとって大事な機能を持った施設がある。特に心身障害者福祉、高齢者の福祉に関する機能を持った施設は、縮小しないでほしい。 練馬区政に対する信頼がゆらいでいる。行政マンの善意を発揮してほしい。	中村橋区民センターの大規模改修後も、心身障害者福祉センターや地域包括支援センター等の機能は維持します。	△
119	中村橋区民センターには、サンライフのすべての機能(部屋数も)が入らない。センターの一階、二階も見直して整理してほしい。吹き抜けは無駄なので、床面にして会議室を増やしてほしい。	吹き抜けは、採光の役割等があるため、会議室に変更することは困難ですが、改修では、一階、二階を含めた施設全体の機能を整理し、サンライフ練馬のトレーニング室や会議室の代替が確保できるよう、設計に着手します。	※
120	中村橋区民センターには、カラオケ、囲碁等、今高齢者が地区区民館で楽しんでいるものは、引き続きできるように保障してほしい。老人会の誕生会もできるように場所を考えてほしい。	地区区民館では、地域の皆様がこれまでと同様に交流できるよう、スペースの確保を検討していきます。	△
121 ～ 122	サンライフ練馬のトレーニング室を中村橋区民センターのどこに設置するのか。(他、同様1件)	中村橋区民センターへの代替機能等の移設場所については検討中であり、来年度の中村橋区民センターの基本設計までには、区の基本的な方針を整理する予定です。	△
123	サンライフ練馬の会議室利用者が中村橋区民センターに大勢来る見込みだが、部屋数は確保できるのか。		△
124	地区区民館では子どもと高齢者とそれぞれの居場所を確保し、ゾーンも分けてほしい。		△
125	定期的に地区区民館の大広間と和室を繋げて利用している。同等のスペースを確保してほしい。		△
126	サンライフ練馬の廃止に伴う代替について、所管部署や規模等の詳細がわからない。		△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
127	現在の中村橋センターは地区区民館と心障センター、地域包括・ケアカフェとでは稼働差がある。新たな機能施設も加わるため、施設配置の全体的な見直しが必要である。	中村橋区民センター全体で施設配置を検討します。 区民センターへの代替機能等の移設場所については検討中であり、来年度の中村橋区民センターの基本設計までには、区の基本的な方針を整理する予定です。	△
128	中村橋区民センターは、耐震も含め安心安全な建物にリニューアルし、使いやすい地域に愛されるものにしてほしい。	ご意見を踏まえ、設計の中で検討します。	△
129	中村橋区民センターについて、設備等老朽化が目立つ。セキュリティも含めて見直してほしい。		△
130	中村橋区民センターの改修後はすべての窓に網戸をつけてほしい。		△
131	中村橋区民センターについて、障害者の方々を含め、みんなが触れ合えるような施設になればよい。送迎バスの出入りがしやすい作りしてほしい。		△
132	中村橋駅周辺施設の統合・再編について、利用者、関係者などの意見、要望をきちんと聞いた上で進めてほしい。	本計画(素案)について、パブリックコメントを実施するとともに、区内6か所でオープンハウスを実施し、ご意見等を伺ってきました。また、地域の皆様や利用者に、丁寧に説明し、ご意見を伺うため、中村橋駅周辺施設の統合・再編にかかるオープンハウスを2回開催しました。 中村橋区民センターへの代替機能等の移設場所については検討中であり、来年度の中村橋区民センターの基本設計までには、区の基本的な方針を整理する予定です。 節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺いながら進めていきます。	△
133	美術館拡張計画、サンライフ練馬廃止計画は突然の大きな街づくり構想として出された。区民の意見も聞かず、周知が殆どされていないことは大問題である。 計画を白紙に戻し区民の声を聞くべきある。特にサンライフ練馬はどうしても必要である。	令和2年3月に策定した実施計画では、サンライフ練馬について、「美術館の拡張によるスペース拡張を見据え、社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮しながら、今後のあり方を定めます」と計画し、トレーニング室のあり方について、数多くのご意見をいただきました。本計画(素案)はそうしたご意見を踏まえ、作成しています。 本計画(素案)についても、パブリックコメントを実施するとともに、区内6か所でオープンハウスを実施し、ご意見等を伺ってきました。また、地域の皆様や利用者に、丁寧に説明し、ご意見を伺うため、中村橋駅周辺施設の統合・再編にかかるオープンハウスを2回開催しました。 節目節目で区民の皆様や区議会からのご意見を伺いながら進めていきます。	※
134	サンライフ練馬の廃止方針を撤回してほしい。この件についてサンライフ館内に掲示するなどの努力が見られず、廃止を知っている人は殆どいない。区報やオープンハウスのことも、知らない。区民に身近な施設を廃止するという重要な素案を、広く知らせ、区民や利用者との時間をかけた対話の場を持つべきではないか。練馬区ホームページにはサンライフや美術館を扱ったオープンハウスの案内(公共施設等総合管理計画(実施計画)(素案)「オープンハウス開催日時」)は掲載されていなかった。	本計画(素案)については、ねりま区報、区ホームページ等で周知しました。中村橋駅周辺施設の統合・再編に関するオープンハウスも、区ホームページ、該当する施設にポスターを掲示する等により、周知しました。 また、中村橋駅周辺施設の統合・再編に関するオープンハウスで使用したパネルをまとめた資料を、パブリックコメント期間中、関係施設の窓口で配布しました。 節目節目で区民の皆様や区議会からのご意見を伺いながら進めていきます。	※
135	中村橋駅周辺施設の統合・再編について、オープンハウスの説明では不十分である。あらためて、サンライフ練馬問題について質問会を設定するので、出席してほしい。	今回は、素案についての区民の皆様のご意見、ご質問をより丁寧に伺い、ご説明するとともに、コロナ禍で大人数が長時間集まることを避けるため、オープンハウス形式を採用しました。 節目節目で区民の皆様や区議会からのご意見を伺いながら進めていきます。	—

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
136	中村橋駅周辺施設の統合・再編について、説明会を開き、区民の意見をしっかり聞いてほしい。 オープンハウスは個々に話を聞くので無駄が多い。ぜひ区の説明をみんなで聞いて、みんなで質問し、その質疑を聞いてまた質問や意見を言えるような説明会を開いてほしい。 サンライフ職員ですら、廃止されることを知らないのはおかしい。	今回は、素案についての区民の皆様のご意見、ご質問をより丁寧にお聞きし、ご説明するとともに、コロナ禍で大人数が長時間集まることを避けるため、オープンハウス形式を採用しました。 今後とも、よりよいご説明の方法を検討していきます。 サンライフ練馬の指定管理者には、令和3年12月7日に本計画(素案)について情報提供を行っています。 節目節目で区民の皆様や区議会からのご意見を伺いながら進めていきます。	—
137	今回のパネルをサンライフ1階ロビーに展示することを(冊子も含めて)、パプコメの案内とともに1月17日までやってほしい(他、同様1件) 区報だけでは知られていない。特にサンライフ練馬の廃止、いつからいつまで使用できないか考えてもいない。広報不足である。	中村橋駅周辺施設の統合・再編に関するオープンハウスで使用したパネルをまとめた資料を、パブリックコメント期間中、関係施設の窓口で配布しました。また、ねりま区報、区ホームページの他、美術館・貫井図書館・サンライフ練馬・中村橋区民センター内にオープンハウスの開催の周知ポスターを掲示する等により、周知しました。 オープンハウスでは、サンライフ練馬の一部の会議室等が使用できない時期や廃止時期を案内しています。	—
138	中村橋区民センターの改修にあわせて都営貫井一丁目アパート公園の遊具や植栽も修繕し、つり合いの取れる景観にしてほしい。	都営貫井一丁目アパート公園は、都が管理しています。都にご意見をお伝えします。	—
5 練馬春日町駅周辺施設の統合・再編			
139	春日町南地区区民館の今後について、オープンハウスで情報がなく残念だった。 存続の方向で考え直してほしい。高齢者には居住近くの施設が利用しやすく、体力低下が云われる子供達には土のある園庭での外遊びは大切と思われる。	オープンハウスでは、令和4年度・5年度に具体的に設計等に着手する事業を中心にパネルを展示し、計画全体は、冊子でご案内しました。 練馬春日町駅周辺の各施設は、大規模改修が必要な時期となっています。統合・再編や機能転換については、各施設の事業内容や利用状況等を踏まえ、必要な機能は維持しつつ、新たな区民ニーズに応える活用を検討していきます。節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺いながら、検討を進めていきます。 小学生の居場所としてねりっこクラブを37校で実施しており、早期の全校実施を進めています。また、高齢者の居場所として、街かどケアカフェを30か所開設しており、今後も民間団体等と協働で増設を進めていきます。	△
140	春日町南地区区民館の存続を切望する。同施設は広い館庭を持つ掛け替えのない施設である。		△
141	春日町南地区区民館は、現在の場所での存続を熱望する。広い館庭のある春日町南地区区民館は春日小児童の居場所となっている。統合されると施設まで遠くなり、交通量も多く危険である。高齢者は遠くなると通えなくなり、児童は自転車遊びに行けなくなる。		△
142	春日町南地区区民館の敬老開放では登録している高齢者のうち42%が地区区民館周辺(春日町3丁目・5丁目、高松1丁目、向山4丁目)に居住している。 青少年館が立地している春日町4丁目に統合されると、幹線道路の環状八号線を越えて行かなくてはならず、危険である。利用頻度は下がり、利用しなくなる人も出てくると予想される。		△
143	春日町南地区区民館が統合された場合、児童開放にも影響がある。青少年館が立地している春日町4丁目に統合されると、春日小学校の子どもたちは学区外になってしまうため、放課後の利用が難しくなる。 現在の地区区民館には館庭があり、子どもたちのボール遊びや鬼ごっこをする場所となっている。統合によりこの館庭がなくなることが心配である。		△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
144	練馬春日町駅周辺施設の統合・再編について、施設の数が増えることに反対する。また、機能転換を図ることで利用しにくくなるのではないかと危惧している。実施計画について、説明会を開き、地域住民に丁寧な説明をしてほしい。日頃からこれらの施設を利用している皆さんのご意見を直接聞いてほしい。	練馬春日町駅周辺施設の各施設は、大規模改修が必要な時期となっています。統合・再編や機能転換については、各施設の事業内容や利用状況等を踏まえ、必要な機能は維持しつつ、新たな区民ニーズに応える活用を検討していきます。 節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺いながら、検討を進めていきます。	△
145	春日町南地区区民館と道路1本隔てた向い側農地で本年3月から農業体験農園が開設される。当地域の多くの方々が利用している地区区民館に隣接する地理的要因と相俟って、区政の一つの柱になっている農業振興事業に対する理解深度や参画意欲の向上等…多くの相乗効果が期待できるのではないかと。 春日町南地区区民館は、現在立地している場所で引き続き運営を行ってほしい。		△
146	区は敬老館施設をリニューアルする際に風呂機能をなくす方向にあると聞いている。新型コロナウイルス感染症が拡大する前は、週4日浴室が利用でき、毎日10名以上の高齢者が利用していた。自宅でお風呂の用意をすることが大変な一人暮らし等の高齢者にとって、安心して入浴できるお風呂機能がなくなってしまうことが危惧される。	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため休止をしている浴室の利用について、休止前の利用状況、再開の際に生じる修繕費、再開後の運営費を考慮しながら、今後のあり方を検討します。 また、区では75歳以上の方を対象に、公衆浴場を7回利用できる高齢者いきいき健康事業や、65歳以上のひとり暮らしの方を対象に、1回200円の自己負担で52回利用できる入浴証交付事業を実施しています。状況によっては介護サービスを利用できる場合もあります。お困りの状況をお近くの地域包括支援センターにご相談ください。	△
147	春日町南地区区民館が統合され、春日町4丁目に移転した場合、近隣住民は大震災が起こった際の一時避難所を失ってしまう。	区では、大地震が発生した場合の避難所および防災活動の拠点として、避難拠点（区立小・中学校）を指定しています。春日町5丁目の区民の皆様は、春日小学校、練馬中学校、練馬小学校が最寄りの避難拠点となります。	—
148	春日町駅周辺施設の統合・再編について、総務省の通達では、公共施設を長寿命化するために施設の修繕による利用が記載されている。長寿命化を求める国の方針に沿って、「練馬区公共施設管理計画」の基本的な考え方をあらためるべきである。	総務省が示す「公共施設等総合管理計画 策定指針」では、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であるとしています。 総務省の要請の趣旨を考慮しつつ、練馬区の実情に即した計画として、公共施設等総合管理計画を策定しています。	※
149	春日町青少年館の老朽化や近隣に類似の用途の施設があることを考えると、老若男女さまざまな区内の団体が利用できる複合施設に統一することはいかがか。 少年スポーツ団体が活動できるスペースがあると、利用率は上がると考える。	社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況、児童館との類似機能を考慮しながら、必要な機能を検討し、今後のあり方を定めます。周辺の春日町南地区区民館、春日町地域集会所との統合・再編を検討し、改修・改築の方向性を定めます。 節目節目で、区民の皆様や区議会のご意見を伺いながら検討を進めていきます。	○

第3章 区立施設改修・改築等実施計画

1 実施計画（改修・改築）改定の基本的な考え方

150	各区立施設の令和4年度・5年度の財政計画・予算額を示し、事業規模を分かりやすくしてほしい。	素案の時点では、令和4年度当初の予算編成作業にあわせて事業費の精査を行っています。成案化する段階で、事業費をお示しします。	—
151	改修・改築にあたり、財源等を意識して進めてほしい。	施設の運営や維持・更新は多額の財政支出を伴います。改修・改築にあたっては、区の施設としてこれからも必要かどうかを精査し、真に必要な機能や規模とします。 また、財政負担の平準化を図りながら、進めていきます。	△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
152	建物にお金を使わないようにしてほしい。改修できるものは改修してほしい。	施設の改修・改築には多額の財政支出が伴います。 大規模改修は築40年を目途に実施する工事であり、電気配線、空調、給排水の配管を含めた施設全体の改修工事です。バリアフリーや耐震化への対応が十分できるか、設置目的に即した効果的な事業が実施できるか、周辺施設の類似機能との統合・再編はできるかなど、長期的な視点に立ち多角的に検討し、改修や改築など、適切な手法を選択する必要があると考えています。	☐
153	区でもコロナ禍の影響により厳しい財政状況にあると思う。そんな中、改修や改築に着手していない事業を中心に可能なものは延期するなど見直しを行った。それは大変有り難い事だと考える。今は大規模改修などよりも弱者への支援に力を入れてほしい。インフラ整備も必要であり、区の施設で財政負担の問題もあると思うが、国宝級のものも展示できる素晴らしい美術館は今ほするべきではないはずである。莫大な金額が必要になることを、今進めようとするのは良くないと考える。長引くコロナ禍で、人により様々な問題を抱え苦しんでいる人がたくさんいる。区は私達区民にとっての命綱でもあると思う。困っている人への支援、相談体制の強化を希望する。公共施設等の計画については今一度立ち止まって見直し、5年後10年後でも良いと考える。練馬区に住んで良かった、助かったと思える区を目指してほしい。	新型コロナの感染拡大により、区内でも多くの方が感染し、暮らしや経済に大きな影響が生じました。区では、区民の命と健康を守り、区民生活を支えるために必要な施策を実施してきました。また、新型コロナの感染拡大による社会情勢の変化を踏まえ、引き続き、区民生活を支えるうえで必要な施策を充実するとともに、この間に生じた新たな課題に対応するため、みどりの風吹くまちビジョンのアクションプランを改定し、ひとり親家庭や生活困窮者への支援・相談体制の充実などを計画化しています。 施設の改修・改築についても、令和3年度に緊急対応として計画の見直しを行いました。しかしながら、施設ごとに様々な課題を抱えているため、施設の安全性の向上や財政負担の平準化など、優先順位を精査しながら、着実に進める必要があると考えています。	※
154	全ての項目について十分な議論を経て計画を決定すべきである。選挙後の新区長の意向もふまえた計画であるべきである。 令和4年度は検討の期間とし、令和5年度からの2ケ年の計画とすべきである。	令和2年3月に令和5年度までを計画期間とした実施計画を策定し、取組を進めてきました。その際には、パブリックコメント等により、区民の皆様のご意見を伺い策定しています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年度の予算編成にあたり、緊急対策として、可能なものは延期するなど、見直しを行いました。 本計画(素案)は、緊急対策として見直し事業を含め、改めて安全性の向上や財政負担の平準化などを基本に優先順位を精査し、令和4・5年度に取り組む内容を整理したものです。 パブリックコメントを実施するとともに、区内6か所でオープンハウスを実施し、ご意見等を伺ってきました。 お寄せいただいたすべてのご意見について検討し、区の考え方をお示ししています。	※
155	実施計画改定の基本的な考え方について、総務省の通達では、公共施設を長寿命化するために施設の修繕による利用が記載されている。長寿命化を求める国の方針に沿って、「練馬区公共施設管理計画」の基本的な考え方をあらためるべきである。	総務省が示す「公共施設等総合管理計画 策定指針」では、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であるとしています。 総務省の要請の趣旨を考慮しつつ、練馬区の実情に即した計画として、公共施設等総合管理計画を策定しています。	※
156	実施計画改定の基本的な考え方、上記以外の事業について、総務省の通達では、公共施設を長寿命化するために施設の修繕による利用が記載されている。長寿命化を求める国の方針に沿って、「練馬区公共施設管理計画」の基本的な考え方をあらためるべきである。		※
2 施設種別ごとの取組			
157	練馬区役所について、総務省の通達では、公共施設を長寿命化するために施設の修繕による利用が記載されている。その「長寿命化」を求めている国の方針に沿って、区役所の修繕を検討すると明記すべきである。	総務省が示す「公共施設等総合管理計画 策定指針」では、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であるとしています。 本計画は、総務省の要請の趣旨を考慮しつつ、練馬区の実情に即した計画として策定した公共施設等総合管理計画に基づき策定するものです。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
158	石神井公園駅南口西地区市街地再開発事業は都市計画決定したとはいえ、権利者との合意形成はできていない。再開発ビル計画ありきの移転計画等を公表すべきではない。	令和4年度に組合設立(事業計画)認可に向けた調整が進められています。 石神井庁舎から移転する機能については、機を逃さず、区民の皆様からご意見を伺いながら計画を進める必要があるため、本素案でお示ししたものです。	※
159	石神井庁舎の移転先はどこになるのか。	石神井公園駅南口西地区の再開発事業にあわせて、駅前の再開発ビルに、区民生活に密着した行政サービスである区民事務所、戸籍、国保、総合福祉事務所等を移転します。石神井庁舎の建物・敷地は、有効活用に向けて、改修・改築等を検討します。	○
160	石神井庁舎について、総務省の通達では、公共施設を長寿命化するために施設の修繕による利用が記載されている。その「長寿命化」を求める国の方針に沿って、区役所の修繕を検討する、と記すべきである。また、「石神井公園駅南口西地区」再開発事業とむすびつけての発想はとりやめるべきである。		※
161	保健相談所について、コロナ禍で保健所の役割が高まっている。区民の命をまもるためにも、保健所の復活、増設すると明記すべきである。	練馬区では保健所を1所、保健相談所を6所設置しています。設置数については、人口等を鑑み、適切と考えています。 新型コロナウイルスの感染状況に応じて、保健所の体制を強化して対応しています。	※
162	練馬文化センター大規模改修時に生涯学習センターで受け入れきれないと思う。区民の集会機能施設不足をどう考え、その対応はどう考えているか対策を示されたい。	練馬文化センターの利用者の皆様には、大泉学園ホールや生涯学習センター、区民・産業プラザ等のホールを案内しています。	□
163	練馬区には500席～1500席のホールは1か所である、74万の人口を有する区民の文化、交流施設の貧困解消を是非とも検討してほしい。区民のコミュニティ、区民交流が活発にできる集会施設を充実し、区民参加の区政発展に力を入れてほしい。	練馬文化センター内には、小ホール(定員592席)、大ホール(定員1486席)の2つの多目的ホールがあります。また、ココネリホールでも、最大500名の収容が可能となっています。 集会施設は、区内に60施設以上あり、稼働率は、施設によってばらつきはありますが、午前・午後は6割程度、夜間は4割程度となっています。引き続き、区民ニーズや個々の施設の利用状況を考慮しながら、長期的な視点に立ち、区の実情に即した望ましい施設の実現を目指します。	△
164	生涯学習センターについて、大規模改修は当面延期しとあるが、改修を検討する間に、生涯学習センター(旧公民館)などの社会教育施設の在り方を区民参加で議論すると明記すべきである	練馬公民館は、平成24年度に社会教育法に基づく施設としての位置づけを見直し、名称を「生涯学習センター」に変更しました。生涯学習の中核的役割を担う施設として運営しています。機能が十分発揮できるよう必要な改修を順次実施します。	※
165	中央図書館をつくってほしい。	光が丘図書館は区内最大の図書館で、区立図書館全館の中央館としての役割を担っています。現時点で、中央図書館を新たに設置する考えはありません。	※

No.	意見の概要	区の方考え方	対応区分
166	図書館について、一体的に整備します、との文言は、その周辺施設の大規模改築が読み取れる。総務省の通達では、公共施設を長寿命化するために施設の修繕による利用が記載されている。その「長寿命化」を求めている国の方針に沿って、図書館を修繕すると明記すべきである。	総務省が示す「公共施設等総合管理計画 策定指針」では、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であるとしています。 本計画は、総務省の要請の趣旨を考慮しつつ、練馬区の実情に即した計画として策定した公共施設等総合管理計画に基づき策定するものです。	※
167	生涯学習センターの大規模改修を「当面延期する」とし、あわせて併設の練馬図書館の大規模改修も「当面延期する」としている。「当面延期」となる以上、社会状況の変化も踏まえて、あらためて将来の大規模改修工事の考え方（講座や児童向け行事の場所の確保、将来を見据えたレイアウト、ブックモービルの再開など）について、再検討を図ってほしい。練馬図書館を中央館として位置づけ、併設の生涯学習センターや旧情報公開室のスペースも含めてリノベーション計画を検討することを提案する。 光が丘図書館は、事業委託のスタッフの人員が多いため、事務室の人口数が過密であり、環境的に適切でない。また中央館としての新規事業（学校支援等）や図書館サポーター等のスペースがない。これらを補うために中央館として充実した設備を検討する必要がある。 区立図書館は、資料保存スペースが少なく、他自治体からの借用が多い。立地による利便性や、区の歴史的資料を収集する観点からも練馬図書館の大規模改修では図書館資料保存書庫、オンラインデータベース専用パソコン等の機器の増加による読書環境確保スペースの拡充を検討する必要がある。 練馬図書館は、レファレンスサービスを担う図書館としてのスキルを全国から高く評価されている。 区立図書館としてのカウンター業務、マニュアル整備、実証検証の現場を把握するために研修機能を維持すること、本庁舎と中央館機能がさらに密接になることで、連携した行政ネットワークが可能になることなどから、練馬図書館を中央館にすることを提案する。	生涯学習センターおよび練馬図書館の大規模改修工事は当面の間延期し、工事の実施時期や内容を検討しています。なお、光が丘図書館は区内最大の図書館で、区立図書館全館の中央館としての役割を担っています。 現時点で、中央図書館を新たに設置する考えはありません。 また、光が丘図書館の執務室については過密であると認識しており、令和3年度からは運営調整係の執務場所を本庁舎内に移設しました。引き続き改善に向け検討していきます。	※
168	サンライフ練馬の体育室を早く再開してほしい。	サンライフ練馬の体育室は、新型コロナウイルスワクチン接種会場として令和4年10月末まで利用する予定です。ご理解をいただきますよう、お願いします。	□
169	サンライフ練馬は、ワクチン接種会場で使用できない旨を、区報や館内掲示で知らせるだけでなく、使用できない期間の見込みなどを含め、説明会や文書（郵送）で利用者へ説明してほしい。	令和4年1月現在、サンライフ練馬の体育室を新型コロナウイルスワクチン接種会場として令和4年10月末まで利用する予定です。予定に変更がある場合には、施設の利用者への丁寧な周知に努めていきます。	□
170	勤労福祉会館は区民の活用も多い施設である。総務省の通達では、公共施設を長寿命化するために施設の修繕による利用が記載されている。勤労福祉会館も、今後も修繕を基本として長寿命化をはかると明記すべきだ。	勤労福祉会館の具体的な改修内容や時期は決まっていません。大規模改修に向けて、令和5年度に施設活用の今後の方向性を決定する予定です。	※
171	実施計画（素案）では、勤労福祉会館の大規模改修のスケジュールがわからない。		△
172	勤労福祉会館について、大規模改修の時期によっては指定管理の指定期間に影響が出るのではないか。		△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
173 ～ 174	谷原保育園の閉園に反対である(他、同様1件)	谷原保育園は、老朽化が進行し、将来の安定した保育の提供に課題がありました。今回、近隣の生産緑地の買い取り申し出を受け、民間の力を活用し、保育サービスの充実を図るため、民間保育所を誘致するものです。事業者の選定にあたっては、現在の保育園以上の定員とし、障害児保育は区立園と同じ定員3名とするほか、新たに延長保育や0歳児保育も実施する考えです。 閉園の時期は、在園児(令和4年度入園を含む)が全員卒園する令和8年度末を目標とします。 保護者のご意見を踏まえ、今後、異年齢交流などについて、検討していきます。引き続き、個々の家庭の状況に応じたご意見やご要望を伺いながら、進めていきます。	※
175 ～ 176	谷原保育園の閉園に反対である。建替えてほしい。(他、同様1件)		※
177	谷原保育園の閉園に反対である。閉園の理由として老朽化が挙げられているが、建替えではなく閉園としたのはなぜか。 私立保育園と比べて、区立保育園の担う役割は大きい。特別な配慮を必要とする児童や持病のある児童の受入先として、区立保育園の存在は不可欠である。 入園申請にあたり保育課に相談に行った際に上記の旨を言われた。区としてそのようにアナウンスしておきながら、簡単に区立園の廃園を発表することは理解できない。		※
178	谷原保育園の閉園は確定なのか。老朽化なら建て替えなどの案は検討されないのか。通っている方、これから通う予定の方が困る。ぜひ再検討をしてほしい。		※
179	谷原保育園の閉園に反対である。他の地域で私立保育園が突然、保育園側の理由で閉園していることを鑑みても不安に思う。新しく取得した土地に谷原保育園を移転すればいい。		※
180	谷原保育園の廃園は反対である。老朽化のみが理由であれば、民間保育園の誘致予定地への移転で解決するのではないかと。都営住宅と共に上石神井第三保育園が改築されるのであれば、谷原保育園も同じ対象にすべき。		※
181	谷原保育園の閉園案の廃止を強く求める。谷原保育園は新しい建物を今の土地、もしくは新たに取得した土地に建ててほしい。		※
182	谷原保育園の閉園に反対する。新たに購入した土地に新園舎を建て、引っ越しをすればいいだけの話である。保育園の改築は、仮園舎を建て、新園舎ができたなら戻るという方式であった。私立園の誘致とかは別の話になる。		※
183	谷原保育園は耐震上問題はない。また谷原保育園より古い施設はたくさんある。なぜ谷原保育園なのか。「老朽化」を口実としての保育園の廃園はありえない。計画の撤回を求める。		※
184	谷原保育園の閉園について反対する。隣接する場所に、民間園を1つ開園して直営園を1つ閉園する。これは事実上の「民営化」である。民営化は「民間委託後、一定期間安定的・継続的に良好な運営が行われる」ことを前提としている。谷原保育園の閉園のケースは、一挙に民営化するものである。民間委託で重要視してきた準備委託期間や子どもへの影響を最小限にするための引継ぎ保育も不要とする乱暴な手法である。		※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
185	谷原保育園について、閉園には反対である。コロナ禍により、卒園児が参加する行事もすべて中止となっているが、卒園児たちはコロナが終わりみんなで会える日を楽しみにしている。 近隣に民間の保育園ができて、谷原保育園を閉園する必要はあるのか。保育園に入れず困っている保護者はたくさんいる。谷原保育園を建替え、民間の保育園を誘致すればよいのではないのか。	(前ページと同じ) 谷原保育園は、老朽化が進行し、将来の安定した保育の提供に課題がありました。今回、近隣の生産緑地の買い取り申し出を受け、民間の力を活用し、保育サービスの充実を図るため、民間保育所を誘致するものです。事業者の選定にあたっては、現在の保育園以上の定員とし、障害児保育は区立園と同じ定員3名とするほか、新たに延長保育や0歳児保育も実施する考えです。 閉園の時期は、在園児(令和4年度入園を含む)が全員卒園する令和8年度末を目途とします。 保護者のご意見を踏まえ、今後、異年齢交流などについて、検討していきます。引き続き、個々の家庭の状況に応じたご意見やご要望を伺いながら、進めていきます。	※
186	子育て世帯、子育てにやさしいまち、子育てしやすい街ということをアピールして、転入を増やして、保育園が維持できるようにしてほしい。 区立保育園を閉園ではなく、近隣への移転や建替えで対応できないか。子どもの発達に異年齢の存在は必要である。最後に残った年長クラスの児童は、下の学年の児童が入ってこない保育園で過ごすことになってしまう。		※
187	谷原保育園の閉園に反対である。老朽化を理由とするのであれば、修繕・建替えを検討すべきである。その園に培われた文化や思い出を子どもたちが繋いでいくことの重要性を理解すべきである。 年下の学年の子どもたちが存在しない年長クラスが生まれてしまう。「先輩」を仰ぎみて、「後輩」を可愛がることは、未就学の子どもの成長にかけがえのない時間である。それを一部の大人のエゴによって奪うことが許されるのか。		※
188	谷原保育園の閉園計画を中止してほしい。建替えは必要だと思うが、閉園する必要はあるのか。 現在、私の子どもが在籍している。異年齢のクラスの園児とも接点を持つようになっており、その中での成長も感じている。今後新しい園児が減ってしまう状況は入園前に聞いていなかった。納得できない。		※
189	谷原保育園の閉園に反対である。今のひよこ組がくまぐみになったとき、子ども達の淋しい園生活を想像すると心が痛む。谷原保育園は保護者ととても良い関係を築き、先生方にも恵まれている。		※
190	谷原保育園の閉園について見直しを求める。老朽化を理由に廃園するという前例は聞いたことがない。毎年クラスが減っていく保育園で過ごす子どもたちが可哀想である。一緒に通うことができない兄弟や保護者への負担も大きい。保育園を建替え、谷原保育園を継続してほしい。		※
191	谷原保育園の閉園に反対である。区として直営を減らし、委託・民営化していくことは時代の変容として受け入れざるを得ない面もあると思う。しかし、用地が見つかったからといって突然閉園し民営化するのは、あまりにも強引な進め方ではないのか。 他の民営化されていく園のように、一定程度の委託の時期を経て民営化するなど、段階的に行うべきである。保育士が大幅に入れ替わったり、環境が大きく変化する子どもたちへの負担を考えてほしい。		※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
192	これまで民間委託は数年前から説明会等を経て進められており、民間誘致・廃園を進めるのであれば、同様に適切な手順を踏んで進められるべきである。子どもの環境が激変することに配慮がなく、不適切である。老朽化が問題であれば、他の園のように改築工事をして区立園として運営すればよいと考える。	(前ページと同じ) 谷原保育園は、老朽化が進行し、将来の安定した保育の提供に課題がありました。今回、近隣の生産緑地の買い取り申し出を受け、民間の力を活用し、保育サービスの充実を図るため、民間保育所を誘致するものです。事業者の選定にあたっては、現在の保育園以上の定員とし、障害児保育は区立園と同じ定員3名とするほか、新たに延長保育や0歳児保育も実施する考えです。	※
193	保護者は苦勞して保育園を探している。最終入園の園児が、最後に1クラスで卒園するという悲しい提案をなぜできるのか。園児、保護者に掛かる精神的、心理的苦痛、負担が大きすぎる。保育園は誰の為にある場所なのか。経験上、提案をされた時点で決行される事が殆どである。こうした大きな案件の場合、提案前にアンケートを取って、実際に利用する方たちの意見を集め、考慮すべきものではないか。なぜ当事者を無視したまま、話を進めるのか。コメントを求めて、その後言い訳を考える方式はやめてほしい。	閉園の時期は、在園児(令和4年度入園を含む)が全員卒園する令和8年度末を目途とします。 保護者のご意見を踏まえ、今後、異年齢交流などについて、検討していきます。引き続き、個々の家庭の状況に応じたご意見やご要望を伺いながら、進めていきます。	△
194	保育園を選ぶ際に「民営化対象外の園である」ことを理由に谷原保育園を選んでいる保護者もいる。それは在園中に大きく環境を変えることなく、落ち着いた環境での保育を望んでいるからである。		△
195	谷原保育園の閉園について、進めるとしても在園児やその保護者に寄り添って転園の支援などを行う必要がある。説明をして、理解を得た状態で進めてほしい。		△
196	谷原保育園の閉園について、私立保育園誘致は様々な事情で致し方ないのかもしれないが、途中から下の学年がいなくなり、子供たちに寂しい思いはさせたくないと思う。 異年齢の交流は谷原保育園の素晴らしい保育の一つである。谷原保育園の存続、園舎だけ建て替えてそのまま、または、新設私立園ができたら一斉に転園が望ましいのではと思う。子供の目線で検討してほしい。		△
197	段階的閉園は保育環境の劣悪化につながり、子どもの育ちへの考慮が全くない。保育園は0歳から5歳までの年齢の異なる園児が継続的に通う場所である。下の年齢の子は上の年齢の子のようになりたいと思い、上の年齢の子は下の年齢の子の面倒をみることで優しさを学ぶ、そうしたことが日常的に生活として行われている。このことが園児の健やかな成長に大きく寄与している。谷原保育園の園児は、こうした良好な環境を奪われることになる。保育園は子どもをただ預かる場所ではなく、園児の健やかな成長を保障する場である。段階的閉園にはこの観点が明らかに欠落している。子どもたちが安定した環境の中で、安心して日々の生活を送り、健やかに成長していく場を奪っているとは思えない。		△
198	谷原保育園の廃園計画に大変ショックを受けた。20か所以上保育園や保育ママさんを見学して、悩みに悩んで決めた園である。人員の配置が手厚く、ベテランの先生が多いこと、若手の先生もいること、子供の心を大切に扱う研修をしていたこと、子供が元気なことなどが決め手であった。 家庭環境を考慮し、保育園での生活だけは、賑やかで楽しい、安定したものになるようにこの園を選んだ。どんどん子供がいなくなり寂しくなる所で、わが子は二重に寂しい生活を送ることになるのかと思うと胸が締め付けられる。父母はあらゆる事情を考え、保育園を選んでいる。		—

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
199	谷原保育園の閉園に反対である。他の園は改修や建替えをしている、なぜ谷原保育園は閉園になるのか。説明会でも納得のいく回答がなかった。 子どもに影響がでないように進めるとは言っても、閉園前年の子どもは異年齢のいない園生活になる。閉園が決まった翌年の入園児には転園が条件についており、入園希望者が少なくなるのではないかと心配している。 近隣の土地に谷原保育園移設すればよい。待機児童がいる状況なので、今の園がある土地に民間の園を誘致してほしい。	谷原保育園は、老朽化が進行し、将来の安定した保育の提供に課題がありました。今回、近隣の生産緑地の買い取り申し出を受け、民間の力を活用し、保育サービスの充実を図るため、民間保育所を誘致するものです。事業者の選定にあたっては、現在の保育園以上の定員とし、障害児保育は区立園と同じ定員3名とするほか、新たに延長保育や0歳児保育も実施する考えです。 閉園の時期は、在園児（令和4年度入園を含む）が全員卒園する令和8年度末を目途とします。 引き続き、個々の家庭の状況に応じたご意見やご要望を伺いながら、進めていきます。 なお、練馬区は、令和3年4月に待機児童ゼロを達成しました。	※
200	「谷原保育園」の閉園計画に反対である。廃園計画の理由は「老朽化」というが、区の耐震検査を満たしており問題はない。建物として問題があるならば、改築や改修をしてほしい。 谷原保育園の隣接地に新たな民間保育園を誘致する計画だが、現地で杭打ちなどが始まっていると聞いた。一方で、2022年度に整備事業者と運営事業者をプロポーザル方式で選定すると建通新聞の電子版に12月23日に掲載されていた。すでに決定ありきで進行しているのか。保護者や地域住民に対して説明会を実施してほしい。	谷原保育園は、老朽化が進行し、将来の安定した保育の提供に課題がありました。今回、近隣の生産緑地の買い取り申し出を受け、民間の力を活用し、保育サービスの充実を図るため、民間保育所を誘致するものです。 閉園の時期は、在園児（令和4年度入園を含む）が全員卒園する令和8年度末を目途とします。 在園児の保護者に対しては、生産緑地取得の過程で、昨年11月にお子様の卒園後に閉園する考えをお知らせし、個々のご質問に対応しました。その後、谷原保育園に関する計画は、本計画（素案）に盛り込み、12月から1月にかけて6か所のオープンハウスでの説明やパブリックコメントなどを行ってきました。 谷原保育園に関する個別の説明会も12月に3日間開催し、丁寧に説明してきました。引き続き、個々の家庭の状況に応じたご意見やご要望を伺いながら、進めていきます。 なお、地域の皆様には適切な時期に説明を行います。	※
201	谷原保育園の閉園計画を撤廃してほしい。個別説明会では「検討します」のみで回答を得られなかった。全体に向けての説明会できちんと説明してもらいたい。	在園児の保護者に対しては、生産緑地取得の過程で、昨年11月にお子様の卒園後に閉園する考えをお知らせし、個々のご質問に対応しました。その後、谷原保育園に関する計画は、本計画（素案）に盛り込み、12月から1月にかけて6か所のオープンハウスでの説明やパブリックコメントなどを行ってきました。	※
202	谷原保育園の保護者である。令和4年度の入園申請の締め切りの翌日に谷原保育園の廃園の決定の知らせを受け取った。入園申請者へは個別対応の相談しか受け付けておらず、保護者は納得できない。せめて合同説明会を開催するべきであると考え、谷原保育園の閉園に反対である。	谷原保育園に関する個別の説明会も12月に3日間開催し、丁寧に説明してきました。現時点で改めて全体説明会を開催する考えはありませんが、引き続き、個々の家庭の状況に応じたご意見やご要望を伺いながら、進めていきます。	※
203	谷原保育園の閉園に反対である。閉園するとしても、在園の先生、児童、保護者、入園希望者に対して説明がなく、決まったこととして伝えてくる進め方は、配慮を欠いている。どうすれば歩み寄れるか考えるべきである。		※
204	谷原保育園の閉園に反対である、合同説明会もなく個別説明会のみであった。配布された書面には閉園が決定事項のように書かれており、進め方が横暴である。		※
205	谷原保育園の閉園の件で、今後の委託・民営化には、時代の流れとして致し方ないものであると感じているが、丁寧な説明がないまま計画が進んでいることは残念である。 現場で働く職員は、ひとりの人として、目の前の子どもたちの人権を尊重して保育をしている。行政のしていることとの温度差がありすぎではないか。もっと丁寧に、段階を追っての対応を求める。		△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
206	谷原保育園の廃園計画は、民主的な手続きを無視した乱暴な計画の発表である。文教委員会にもはからず、園の関係者保護者にも知らされず、閉園ありきで進めている乱暴な手続きも、民主的なプロセスを無視した区のやり方は非常識で、前代未聞のことだと思う。	(前ページと同じ) 在園児の保護者に対しては、生産緑地取得の過程で、昨年11月にお子様の卒園後に閉園する考えをお知らせし、個々のご質問に対応しました。その後、谷原保育園に関する計画は、本計画(素案)に盛り込み、12月から1月にかけて6か所のオープンハウスでの説明やパブリックコメントなどを行ってきました。	—
207	谷原保育園の閉園について、議論の期間が短すぎる。閉園の決定が発表されたのは11月22日の財産価格審議会であるが、行政主導で開かれている審議会は合意形成のプロセスにしか過ぎない。その後、広く市民に議論の場を開いてから素案に載せるべきである。行政の決定が正当性を得るには、法的手続きだけでなく、その方針を公開し、市民の理解を得るプロセスを経る必要がある。今回の決定プロセスは正当性を獲得しているとは言えない。	谷原保育園に関する個別の説明会も12月に3日間開催し、丁寧に説明してきました。現時点で改めて全体説明会を開催する考えはありませんが、引き続き、個々の家庭の状況に応じたご意見やご要望を伺いながら、進めていきます。	—
208	谷原保育園の閉園の素案作成までの経過についての説明は不十分で、納得できるものではない。個別説明会の折にエビデンスを添えての説明を求めたが、回答なし、集団説明会の開催予定もなしである。早々に説明の実施を求める。 保育園の事に限らず、このような強引な方法で行政が行われていく事には不安を感じる。あまりにも不自然な進め方に何かしらの利益を得ている人物がいるのではないかとこの憶測まで出て来ている。悪しき前例とならないことを強く願う。		—
209	谷原保育園の閉園案について、なぜ保護者を集めて説明会を開催しないのか。かなりの人数が説明会の開催を望んでいる。なぜ保護者に直接説明することを避けているのか。こんな重要なことは書面1枚配布しただけで説明責任を果たしたとは言えない。		—
210	谷原保育園の廃園計画の発表はあまりに突然であり、しかも新年度の保育園児募集は数日前に締め切られたタイミングである。先行した東久留米市のケースでは、最終年度は5歳児クラス5名のみ、近隣に開設した民間新園との交流も上手くいかなかったと聞いた。よほどの対策を考えた上での廃園計画という話は伺えない。 なし崩しに、少数ならいいか、と子供を犠牲にする今回の区の方針に強く抗議する。	在園児の保護者に対しては、生産緑地取得の過程で、昨年11月にお子様の卒園後に閉園する考えをお知らせし、個々のご質問に対応しました。その後、谷原保育園に関する計画は、本計画(素案)に盛り込み、12月から1月にかけて6か所のオープンハウスでの説明やパブリックコメントなどを行ってきました。 谷原保育園に関する個別の説明会も12月に3日間開催し、丁寧に説明してきました。引き続き、個々の家庭の状況に応じたご意見やご要望を伺いながら、進めていきます。 令和4年度入園・転園申込で谷原保育園を希望された皆様へは、個別にご案内し、希望園の変更を受け付けました。	※
211	閉園の発表時期が疑問である。令和4年度の入園申請の締め切り直後に廃園が発表されたのはなぜか。混乱を避けるために故意に申請の締め切り後に発表するのは、保活をしている保護者を蔑ろにしている。	保護者の意見を踏まえ、今後、異年齢交流の機会などについて、検討していきます	—
212	谷原保育園の閉園について、知らせるのが遅すぎる。6年間を子どもが過ごす場所であり、当然保護者はその考えで保育園を探している。最低でも6年前には知らせるべきである。入園申込受付の前に、きちんと話しをするべきである。	在園児の保護者に対しては、生産緑地取得の過程で、昨年11月にお子様の卒園後に閉園する考えをお知らせし、個々のご質問に対応しました。その後、谷原保育園に関する計画は、本計画(素案)に盛り込み、12月から1月にかけて6か所のオープンハウスでの説明やパブリックコメントなどを行ってきました。 谷原保育園に関する個別の説明会も12月に3日間開催し、丁寧に説明してきました。 閉園の時期は、在園児(令和4年度入園を含む)が全員卒園する令和8年度末を目途とします。 谷原保育園は、1歳～5歳児の保育園ですので、在園児が全員卒園する閉園の5年前にお知らせしたものです。	△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
213	区営をなくすべきではない。計画の発表が唐突である。計画では在園児が卒園した後の話になるが、こうした事は計画時から周知するべきだと思う。反対が多くなるから発表しないと考える。 計画発表をして、6年なりの期間を取ってやってもらわないと困る。唐突なやり逃げのような計画発表は園児達を未来の練馬区を支える人材と考えていないように受け取れる。誰のために働かなければならないのかをよく考えてほしい。	谷原保育園は、老朽化が進行し、将来の安定した保育の提供に課題がありました。今回、近隣の生産緑地の買い取り申し出を受け、民間の力を活用し、保育サービスの充実を図るため、民間保育所を誘致するものです。 閉園の時期は、在園児（令和4年度入園を含む）が全員卒園する令和8年度末を目途とします。 在園児の保護者に対しては、生産緑地取得の過程で、昨年11月にお子様の卒園後に閉園する考えをお知らせし、個々のご質問に対応しました。その後、谷原保育園に関する計画は、本計画（素案）に盛り込み、12月から1月にかけて6か所のオープンハウスでの説明やパブリックコメントなどを行ってきました。 谷原保育園に関する個別の説明会も12月に3日間開催し、丁寧に説明してきました。引き続き、個々の家庭の状況に応じたご意見やご要望を伺いながら、進めていきます。	※
214	谷原保育園の閉園計画には反対である。計画を撤回し、老朽化した園舎の建替えを要望する。今回の計画はあまりにも唐突で当事者のことを考えていない乱暴なものである。保育園はハコモノではない。古いからなくて新しい別のものを作れば良いというものではない。建替えが必要なのはずいぶん前から園側からも要望していた。		※
215	谷原保育園の閉園案が保育計画調整課長の名前で保護者と職員方に突然突きつけられたことは、非常に残念である。まだ議会にもかかっていない素案の段階で、内容が分かりにくい書面を配布し、個別説明会では決まった事のように説明し、用地取得など準備を着々と進めて行くやり方はあまりにも区民や関係者を無視した乱暴な進め方である。練馬区政、保育計画調整課に対して不信感と怒りしかない。その後の保育計画調整課の対応の一つ一つも不誠実で残念である。谷原保育園は民営化の対象にすらなっていない。 12月2日に配布された書面に閉園の理由が老朽化となっていたが、今まで老朽化で閉園された園はない。誰が考えても建て替えるのが正常な流れである。 谷原保育園の閉園案の廃止を強く求める。谷原保育園は新しい建物を今の土地、もしくは新たに取得した土地に建ててほしい。		※
216	谷原保育園の閉園に反対である。新しく取得した土地に谷原保育園を移転すればよい。保護者に突然書面を配布して知らせるのは、強引な印象を受けた。		※
217	谷原保育園の閉園に反対である。税金を払い、区立施設の整備をお願いしている。保護者や先生たちに何も周知せずに勝手に決めてはいけない。 保護者から閉園ではなく建替えの要望が出ているはずである。区民の意見を取り入れてほしい。		※
218	谷原保育園を閉園しないでほしい。私立保育園を新設し、区立保育園である谷原保育園が閉園になるのは理解できない。区民に対する説明会の開催を求める。計画を出す前に「谷原保育園将来計画検討委員会」なるものを設置してほしい。		※
219	谷原保育園の近くの土地を利用して谷原保育園を建替えるべきである。空いた土地に新園を誘致するというのが今までの進め方であった。もう少し余裕をもって計画を発表するべきだ。区民の声を吸い上げてその先のことを進めるべきだ。区民が計画を知った時にはすべてが決まっていることが多いのではないかな。		※
220	谷原保育園廃園案に反対である。保育園の民営化に反対である。必要なものは残すべきである。ほかに経費削減すべきことはたくさんある。こどもの健やかな成長こそ最も大切にすべきところである。現場の声をきちんと聞いてほしい。反対するには理由がある。		※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
221	55年以上の経過を過ぎている区立保育園はほかにもあり、改修、改築がされているところもある。なぜ、谷原保育園だけが閉園（廃園）対象とされたのか疑問である。 区民、利用者への説明が不十分で納得できない。特に現在在籍している児童たちにとって大人の無責任な理由によって、生活の場が不安定な状態に置かれるということは避けなければならない。 保護者にとっても、突然の廃園提案は大きな精神的負担と不安を与えたと思う。公立施設として、住民の大切な財産である福祉施設を区の都合で突然、しかも説明不十分のまま閉園通知のような計画案を示した今回のプラン提示方法は全く理解できない。差し戻して再検討してほしい。	（前ページと同じ） 谷原保育園は、老朽化が進行し、将来の安定した保育の提供に課題がありました。今回、近隣の生産緑地の買い取り申し出を受け、民間の力を活用し、保育サービスの充実を図るため、民間保育所を誘致するものです。 閉園の時期は、在園児（令和4年度入園を含む）が全員卒園する令和8年度末を目途とします。 在園児の保護者に対しては、生産緑地取得の過程で、昨年11月にお子様の卒園後に閉園する考えをお知らせし、個々のご質問に対応しました。その後、谷原保育園に関する計画は、本計画（素案）に盛り込み、12月から1月にかけて6か所のオープンハウスでの説明やパブリックコメントなどを行ってきました。 谷原保育園に関する個別の説明会も12月に3日間開催し、丁寧に説明してきました。引き続き、個々の家庭の状況に応じたご意見やご要望を伺いながら、進めていきます。	※
222	谷原保育園の閉園と私立保育園誘致については計画決定前にもかかわらず、土地取得などを一方的に進めている。区民の合意を経ない進め方は認められない。谷原保育園の閉園のスケジュール凍結と、このようなやり方を認めた区長ならびに区幹部職員の更迭を求める。		※
223	民間委託の計画に載っていない保育園の廃園について突然公表されることに正直なところ驚きと不信感を感じた。 なぜ、入手した土地に区立園を立てないのか。 区立園を減らすために強引に事を進めているように感じる。丁寧な説明を行うべきである。		△
224	谷原保育園の保護者に廃園計画を通知したのは、令和3年11月22日で令和4年4月入園申込み期限を過ぎた直後のこと。このタイミングで通知した理由は何か。区のHPで12月2日に計画案を公表した。なぜ策定されていない「計画案」の段階で、保護者に通知したのか。そして、入園申込期限を過ぎてから「計画をふまえて申し込むように」とHPで記載している意図はなにか。	在園児の保護者に対しては、生産緑地取得の過程で、昨年11月にお子様の卒園後に閉園する考えをお知らせし、個々のご質問に対応しました。その後、谷原保育園に関する計画は、本計画（素案）に盛り込み、12月から1月にかけて6か所のオープンハウスでの説明やパブリックコメントなどを行ってきました。 谷原保育園に関する個別の説明会も12月に3日間開催し、丁寧に説明してきました。引き続き、個々の家庭の状況に応じたご意見やご要望を伺いながら、進めていきます。 なお、入園の一次申込の締切り後も、谷原保育園を希望する方がいるため、区ホームページで計画素案についてお知らせしています。	—
225	直営の役割をどう考えるのか。区は区立園の内、40園を業務委託する計画を進めている。令和11年に直営園が20園体制になるということである。谷原保育園の閉園計画は、この前提を崩すものであり到底納得のできるものではない。さらに、近隣に民間園を誘致し老朽化した直営園を廃園する、保育園における直営の役割を区はないがしろにしている。谷原・三原台から石神井公園駅周辺にかけての地域には、直営園はすでに谷原保育園1園しかなくここが閉園すれば、広大な直営の空白地域を作ることになる。	谷原保育園は、老朽化が進行し、将来の安定した保育の提供に課題がありました。今回、近隣の生産緑地の買い取り申し出を受け、民間の力を活用し、保育サービスの充実を図るため、民間保育所を誘致するものです。 認可保育園は区立私立に関わらず東京都が認可した施設です。 なお、令和3年4月現在、区内の認可保育園190園のうち130園は私立保育園であり、保育所運営は民間が主流となっています。	—

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
226	谷原保育園を閉園し民営化することに反対である。子どもは民間でも保育園に入れておけばいいというものではない。保育の質も重要である。子どものことを考えていない区の姿勢に幻滅している。	谷原保育園は、老朽化が進行し、将来の安定した保育の提供に課題がありました。今回、近隣の生産緑地の買い取り申し出を受け、民間の力を活用し、保育サービスの充実を図るため、民間保育所を誘致するものです。事業者の選定にあたっては、現在の保育園以上の定員とし、障害児保育は区立園と同じ定員3名とするほか、新たに延長保育や0歳児保育も実施する考えです。	※
227	谷原保育園の閉園に反対である。なぜ突然の閉園なのか説明がない。老朽化が理由であるならば、新規取得用地に建替えをすればよい。 公設公営がメリットと感じて選んでいる保護者も多い。優先的に私立園に入ればよいということではない。 建替え費用の出し惜しみ、強制民営化の新たなやり方にしか感じられない。保育の質を軽視している。保護者は質の高い保育を求めている。経験豊かで安定した地位にある先生方による愛情豊かな保育を希望している。	閉園の時期は、在園児（令和4年度入園を含む）が全員卒園する令和8年度末を目途とします。 なお、令和3年4月現在、区内の認可保育園190園のうち130園は私立保育園であり、保育所運営は民間が主流となっています。 区立・私立に関わらずサービス水準を確保する必要があります。区では、区内のすべての保育施設を対象に区立保育園の園長経験者等による巡回支援を行っています。また、乳児保育や障害児保育、安全・危機管理など、7つの分野を体系的に設定し、専門知識の習得やレベルアップを図る研修を実施しています。引き続き、保護者が安心して保育サービスを利用できるよう、取り組んでいきます。	※
228	谷原保育園の閉園に反対である。老朽化が問題であるならば、修繕・改築で対応できるのではないかと。保護者は立地条件だけで保育園を選んでいるのではない。隣に民間の保育園が出来れば問題ないということにはならない。区立保育園を希望する家庭にとって、居住地による不公平を減らすためにも地域に満遍なくなく区立保育園を設置してほしい。 子どもたちにも、自分の卒園した園がなくなるという寂しい経験をさせたくない。		※
229	谷原保育園の廃園計画に反対する。谷原・三原台地域に地域に唯一の公立保育園をなくさないでほしい。 北側の土地取得の理由を示す文書を拝見した。「谷原保育園は、谷原・三原台地域では、公立、私立あわせて唯一の園であり、将来的にも必要性が高いと見込まれる園である」、どうして閉園に急転換したのか。区は「区民の多様な保育のニーズに応えるため」として民間委託を拡大してきたが、「子どものために公的保育を利用したい」というのも区民のニーズである。平成31年に実施した「子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査報告書」では、「希望する保育事業」について情報公開したところ、区立園と答えたかたが回答の60%超、私立が40%弱という結果もある。「多様なニーズに応える」という区民の願いに逆行している。		※
230	谷原保育園の廃園に反対する。施設の老朽化を理由に民間に代替するのは筋が通らない。施設の改修に財源を割いて、施設を継続してほしい。 民間の保育園で事故が発生しており、保護者としては安心できる公立保育を維持してほしいと願っている。保育の質の維持は子育ての根幹をなすものではないか。		※
231	民間保育園を誘致する理由が全く不透明である。区立保育園の民間委託が進んでいるが、企業によって大きく差が出ているのが現状である。申し込み前に見学へ行っても、実際は希望通り入園が決まることはまずない。区立園のどこかに預けたいと考える保護者は多くいる。保育の質が園ごとに大きく違う民間園ばかりでは、練馬区で子育てを続けること自体が不安になる。 命を守り、教育・保育することは社会の責任、国と地方自治体の責任だと言えるのではないかと。 公立園の財政が厳しいのであれば区の予算、都の予算、国の予算編成を保育にまわすべきである。		※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
232	「近隣に民間保育園を誘致」とあるが、現在の谷原保育園は区民からも評判の高い園である。近くに民間の誘致といっても、ブラック保育園がやってくる危険性は否めない。いまある谷原保育園を残す、新しい園舎が必要なら、谷原保育園の園児がそのまま入るようにすべき。	(前ページと同じ) 谷原保育園は、老朽化が進行し、将来の安定した保育の提供に課題がありました。今回、近隣の生産緑地の買い取り申し出を受け、民間の力を活用し、保育サービスの充実を図るため、民間保育所を誘致するものです。事業者の選定にあたっては、現在の保育園以上の定員とし、障害児保育は区立園と同じ定員3名とするほか、新たに延長保育や0歳児保育も実施する考えです。 閉園の時期は、在園児(令和4年度入園を含む)が全員卒園する令和8年度末を目途とします。 なお、令和3年4月現在、区内の認可保育園190園のうち130園は私立保育園であり、保育所運営は民間が主流となっています。	※
233	谷原保育園の閉園に反対である。老朽化が理由であるならば、建替えればよい。安心して子どもを預けられる区立保育園の維持を求める。	区立・私立に関わらずサービス水準を確保する必要があります。区では、区内のすべての保育施設を対象に区立保育園の園長経験者等による巡回支援を行っています。また、乳児保育や障害児保育、安全・危機管理など、7つの分野を体系的に設定し、専門知識の習得やレベルアップを図る研修を実施しています。引き続き、保護者が安心して保育サービスを利用できるよう、取り組んでいきます。	※
234	職員の安定雇用があって初めて安定し充実した保育環境が実現できるのではないかと。私立保育園で担任が全員辞めてしまった、園長が変わった事で別の園のようになったという話も身近(区内)にあり、公立保育園は保育の受け皿になる場所を残すべきと思う。実際に民営化の限界を知った自治体が公的保育を存続させる方向に舵を切る例も出てきている。 谷原保育園の近くには他に保育園がない。建替えて新しくもう一園作るという方法もあると思う。		※
235	谷原保育園の閉園に反対である。保育園が足りていないのに、なぜ区立保育園を減らすのか。段々と園児が減り、友達がなくなる子どもたちの心理的負担も懸念される。 民間保育園に任せてばかりでは、安定した保育は望めない。老朽化したのであれば新しい公立谷原保育園を建てるべきである。	練馬区は、令和3年4月に待機児童ゼロを達成しました。 谷原保育園は、老朽化が進行し、将来の安定した保育の提供に課題がありました。今回、近隣の生産緑地の買い取り申し出を受け、民間の力を活用し、保育サービスの充実を図るため、民間保育所を誘致するものです。 保護者のご意見を踏まえ、今後、異年齢交流の機会などについて、検討していきます。 なお、令和3年4月現在、区内の認可保育園190園のうち130園は私立保育園であり、保育所運営は民間が主流となっています。 区立・私立に関わらずサービス水準を確保する必要があります。区では、区内のすべての保育施設を対象に区立保育園の園長経験者等による巡回支援を行っています。また、乳児保育や障害児保育、安全・危機管理など、7つの分野を体系的に設定し、専門知識の習得やレベルアップを図る研修を実施しています。引き続き、保護者が安心して保育サービスを利用できるよう、取り組んでいきます。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
236	谷原保育園の閉園に反対である。近くに私立保育園を誘致するための土地を買い取るのではなく、老朽化した谷原保育園の建替えをすべきである。進め方も酷く、姑息である。保護者は立地条件だけで保育園を選んでいるわけではない。区立保育園は保育の質も高く、安心して子どもを預けることができるため、区民としてもありがたく思っている。	谷原保育園は、老朽化が進行し、将来の安定した保育の提供に課題がありました。今回、近隣の生産緑地の買い取り申し出を受け、民間の力を活用し、保育サービスの充実を図るため、民間保育所を誘致するものです。事業者の選定にあたっては、現在の保育園以上の定員とし、障害児保育は区立園と同じ定員3名とするほか、新たに延長保育や0歳児保育も実施する考えです。 閉園の時期は、在園児（令和4年度入園を含む）が全員卒園する令和8年度末を目途とします。 在園児の保護者に対しては、生産緑地取得の過程で、昨年11月にお子様の卒園後に閉園する考えをお知らせし、個々のご質問に対応しました。その後、谷原保育園に関する計画は、本計画（素案）に盛り込み、12月から1月にかけて6か所のオープンハウスでの説明やパブリックコメントなどを行ってきました。	※
237	谷原保育園の閉園を考え直してほしい。老朽化した園を建替え、谷原保育園を存続させることを強く望む。民営委託園や私立園が増えたからこそ、様々な問題点が見えてきて、保育の質、子どもにとっての良い環境を求める保護者が増えている。質の高い保育を提供する公立保育園をなくしてしまうのは区の財産を捨てるようなものだと思う。 谷原保育園の閉園は唐突であった。多くの保護者は民営化計画も確認したうえで保育園を選んでいるため、保護者や子どもに心理的負担をかけている。責任を重く感じてほしい。 閉園するとしても、今回提示された期間の倍くらいの長い時間をかけて進めるべきではないか。	谷原保育園に関する個別の説明会も12月に3日間開催し、丁寧に説明してきました。引き続き、個々の家庭の状況に応じたご意見やご要望を伺いながら、進めていきます。 なお、令和3年4月現在、区内の認可保育園190園のうち130園は私立保育園であり、保育所運営は民間が主流となっています。 区立・私立に関わらずサービス水準を確保する必要があります。区では、区内のすべての保育施設を対象に区立保育園の園長経験者等による巡回支援を行っています。また、乳児保育や障害児保育、安全・危機管理など、7つの分野を体系的に設定し、専門知識の習得やレベルアップを図る研修を実施しています。引き続き、保護者が安心して保育サービスを利用できるよう、取り組んでいきます。	※
238	谷原保育園の閉園に反対である。民営化も求められてなく、みなさん反対している。その上、今回の進め方は特に酷い。子どものことを考えていたら、こんなことできるはずがない。		※
239	谷原保育園の閉園に反対である。在園児の保護者にいつ説明したのか。閉園と同時に隣接地に民間の保育園を誘致するのは論理的に合わない。民営化によってますます保育の質が低下する。全国で事故などで問題になっているのは、ほとんどが民営化した保育園である。 区内の保護者、保育労働者、保育団体と話し合いを進めるべきである。		※
240	谷原保育園の閉園と民間保育園の誘致について、園が老朽化しているのならその場で改築するのが普通の考え方である。何故、民間保育園を誘致するのか。民間保育所を導入するための言い訳である。新たに土地が入手できたら、広く区民の声を聴き多くの人が納得できる利用方法を提案していくべきではないか。この案はあまりにも拙速で、民間保育園の誘致ありきの議論となっている。また民間保育園になった場合、保育の質が低下することへの不安がある、保育の質が低下しないことを区民に約束できるのか。		※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
241	谷原保育園の突然の廃園という計画にして大変驚いている。「ついに練馬区は民間委託するの面倒くさくなってしまったのだなあ」というのが率直な感想である。某保育園が、民間委託されてから早8年経った。思っていた以上に、保育の質の低下、労働条件の悪化による先生方の離職は免れず、毎年6、7人、多いときで10名、年度途中の退職もあった。私立の教員だと、保護者のクレームや目、もしくは理事長等の方針を気にして、本当に正しい事でもできない事もあるのだと容易に想像が付く。そういう話を私立上がりの方から聞く。委託されてしまったり、私立園に移管（あるいは、最初からお任せ）するのであれば、保育士である先生方の労働環境の保障はどこにもない。このまま、民間委託が進んだり、私立園への移管が進めば、「入園手続き」も不公平感ばかりが残る不透明なものとなる。 保育、福祉に関しては区の直営園で面倒を見るという態度で、子育て環境を守ってほしい。谷原保育園の廃園反対、保育園に在園の方には直接、全体説明会開催要望、保育園民間委託反対、公的保育を守ってほしい。	(前ページと同じ) 谷原保育園は、老朽化が進行し、将来の安定した保育の提供に課題がありました。今回、近隣の生産緑地の買い取り申し出を受け、民間の力を活用し、保育サービスの充実を図るため、民間保育所を誘致するものです。事業者の選定にあたっては、現在の保育園以上の定員とし、障害児保育は区立園と同じ定員3名とするほか、新たに延長保育や0歳児保育も実施する考えです。 閉園の時期は、在園児（令和4年度入園を含む）が全員卒園する令和8年度末を目途とします。 在園児の保護者に対しては、生産緑地取得の過程で、昨年11月にお子様の卒園後に閉園する考えをお知らせし、個々のご質問に対応しました。その後、谷原保育園に関する計画は、本計画（素案）に盛り込み、12月から1月にかけて6か所のオープンハウスでの説明やパブリックコメントなどを行ってきました。 谷原保育園に関する個別の説明会も12月に3日間開催し、丁寧に説明してきました。引き続き、個々の家庭の状況に応じたご意見やご要望を伺いながら、進めていきます。 なお、令和3年4月現在、区内の認可保育園190園のうち130園は私立保育園であり、保育所運営は民間が主流となっています。 区立・私立に関わらずサービス水準を確保する必要があります。区では、区内のすべての保育施設を対象に区立保育園の園長経験者等による巡回支援を行っています。また、乳児保育や障害児保育、安全・危機管理など、7つの分野を体系的に設定し、専門知識の習得やレベルアップを図る研修を実施しています。引き続き、保護者が安心して保育サービスを利用できるよう、取り組んでいきます。	※
242	長い保育経験を積み、優れた区立保育園職員によって保育実績を示してきた区立保育園の存在は地域にとって大切な区の資産でもある。近くに私立保育園が建設されたとしても、区立園を閉園にする必要はない。練馬区民のためにこのような歴史のある、実績の認められた施設はぜひ残す努力をするべき。 区立保育園は保育だけでなく、地域の子育て支援施設としてこれからますます需要が増していく施設である。「子育て相談」「緊急一時保育」「年末保育」「非常災害時の避難施設」としても区立保育園は大きな役割が求められている。 保育士だけでなく看護師、栄養士、調理師、用務職その他専門知識と救急訓練も受けた人材の宝庫である保育園の職員を、住民のサポーターとして有効に活用し、谷原保育園を残してこの地域の子育て支援の拠点として私立保育園とともに活用してほしい。納得のいく説明なく、閉園とする案は到底承服できない。区長は明確な方針論を区民に示されるよう求める。	谷原保育園は、老朽化が進行し、将来の安定した保育の提供に課題がありました。今回、近隣の生産緑地の買い取り申し出を受け、民間の力を活用し、保育サービスの充実を図るため、民間保育所を誘致するものです。 閉園の時期は、在園児（令和4年度入園を含む）が全員卒園する令和8年度末を目途とします。 保護者のご意見を踏まえ、今後、異年齢交流などについて、検討していきます。 なお、令和3年4月現在、区内の認可保育園190園のうち130園は私立保育園であり、保育所運営は民間が主流となっています。 区立・私立に関わらずサービス水準を確保する必要があります。区では、区内のすべての保育施設を対象に区立保育園の園長経験者等による巡回支援を行っています。また、乳児保育や障害児保育、安全・危機管理など、7つの分野を体系的に設定し、専門知識の習得やレベルアップを図る研修を実施しています。引き続き、保護者が安心して保育サービスを利用できるよう、取り組んでいきます。	※
243	谷原保育園の閉園に反対である。令和4度入園申請の締め切り後の突然の発表であり、保護者へ納得のいく説明がなされていない。在園児や保護者、職員の気持ちを蔑ろにして強行突破しようとしている計画だと思う。 保護者は新しさや立地のみで保育園を決めていない。安心して預けられる職員がいることが第一である。 改修工事を検討せずになぜ廃園なのか。 谷原保育園は古くからあるからその良さがたくさんある。信頼できる先生、保育の質、保育環境、子どもたちの笑顔あふれる素晴らしい園である。 待機児童ゼロを目指し保育園を増やしたいのであれば、買い取った近隣地に谷原保育園を建替え、跡地に新園を建てればいいのではないのか。 在園児は卒園できるから良しではない。廃園が決まれば園児が減り友達がいなくなってしまうかもしれない。先生が減る事で保育の質は必ず変わる。子供達への負担が大きすぎる。	谷原保育園は、老朽化が進行し、将来の安定した保育の提供に課題がありました。今回、近隣の生産緑地の買い取り申し出を受け、民間の力を活用し、保育サービスの充実を図るため、民間保育所を誘致するものです。 閉園の時期は、在園児（令和4年度入園を含む）が全員卒園する令和8年度末を目途とします。 保護者のご意見を踏まえ、今後、異年齢交流などについて、検討していきます。 なお、令和3年4月現在、区内の認可保育園190園のうち130園は私立保育園であり、保育所運営は民間が主流となっています。 区立・私立に関わらずサービス水準を確保する必要があります。区では、区内のすべての保育施設を対象に区立保育園の園長経験者等による巡回支援を行っています。また、乳児保育や障害児保育、安全・危機管理など、7つの分野を体系的に設定し、専門知識の習得やレベルアップを図る研修を実施しています。引き続き、保護者が安心して保育サービスを利用できるよう、取り組んでいきます。	※
244	谷原保育園の閉園計画は、区が行ってきた民間委託の進め方と矛盾している。子どもにとって安心できる環境をなくすのは止めてほしい。		※
245	谷原保育園の閉園について、築55年が経っているから閉園との事だが、なぜ区営から私営にする必要があるのか。練馬区の保育をしっかりと維持・管理するためにも、区営をなくすべきではない。		※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
246	谷原保育園は閉園しないでほしい。区立施設は災害時の乳幼児避難所にもなるため、夜間であっても他の避難者に気兼ねなく避難することができる。トイレのサイズも子どもの身体に適しているのも子どもにとってもストレスが少ないと考える。	谷原保育園は、老朽化が進行し、将来の安定した保育の提供に課題がありました。今回、近隣の生産緑地の買い取り申し出を受け、民間の力を活用し、保育サービスの充実を図るため、民間保育所を誘致するものです。 区では、大地震が発生した場合の避難所および防災活動の拠点として、避難拠点（区立小・中学校）を指定しています。避難拠点では乳幼児等に配慮した運営が行われるよう、生活環境の整備、運営マニュアルの作成、物資の確保等に取り組んでいます。	※
247	公立保育園民営化によるコストの削減や効率化のため、谷原保育園を廃園する計画について、指定管理者制度等による民間事業者の対応では、園児、保護者、保育士等に対する人権（同和）教育は、困難であると考え、計画の削除を求める。 現状では、民間事業者が行政と同様の人権（同和）教育を担保できないため、実施は不可能と考える。また、同和問題のみならず、現在、複雑、多様化する人権問題の対応（特に保育士）を民間事業者が対応できるとは、到底、考えられない。 民営化を進めるならば、事前に、人権（同和）保育の方向性、体制を整備する必要があり、整備を行わず、見切り発車の計画を策定することは、差別を助長する行為と同様であると考え。 保育園の計画の削除を求める。今後は人権（同和）問題に配慮してほしい。 区職員は、現在の人権問題に関わる見識を高め、練馬区のみ問題ではないことを理解してほしい。 人権・男女共同参画課は、公立保育園（谷原保育園）の民営化にかかる練馬区民の反対状況を確認し、差別事象に繋がる計画の予防として、東京都、部落解放同盟、法務局等に連絡、相談を行い、人権（同和）保育の重要性を再検討してほしい。	谷原保育園は、老朽化が進行し、将来の安定した保育の提供に課題がありました。今回、近隣の生産緑地の買い取り申し出を受け、民間の力を活用し、保育サービスの充実を図るため、民間保育所を誘致するものです。 閉園の時期は、在園児（令和4年度入園を含む）が全員卒園する令和8年度末を目途とします。 なお、令和3年4月現在、区内の認可保育園190園のうち130園は私立保育園であり、保育所運営は民間が主流となっています。 人権・男女共同参画課では、人権尊重に対する正しい理解と認識を深めるため、区民を対象とする啓発事業や、区職員を対象とする研修を実施しています。	※
248	谷原保育園の廃園計画では、谷原保育園の保護者には隣接地に誘致した民間事業者により優先的に転園できると働きかけているが、それは事実上「引き継ぎ期間ゼロの民営化」ではないか。こうしたケースが認められるのであれば、今後、委託計画に名指しされている園、契約満了を迎える園では大きな混乱がおこる。また、それを踏み絵として事業者が無理な「民営化」のプレッシャーをかけることを懸念している。委託の理由は「民間の力を活用すること」でした。民営化をせずとも、十分その力は活用できていると思う。委託、民営化の計画を見直してほしい。	谷原保育園は、老朽化が進行し、将来の安定した保育の提供に課題がありました。今回、近隣の生産緑地の買い取り申し出を受け、民間の力を活用し、保育サービスの充実を図るため、民間保育所を誘致するものです。 閉園の時期は、在園児（令和4年度入園を含む）が全員卒園する令和8年度末を目途とします。 また、令和4年度入園・転園申込で谷原保育園を希望された皆様へは、個別にご案内し、希望園の変更を受け付けました。 令和5年度入園の1・2歳児は、転園を条件に入園することになります。転園手続きについては、丁寧な対応に努めていきます。 なお、区立委託園の民営化については、業務委託後、安定的・継続的に良好な運営が行われ、運営事業者が民営化への意欲を示している場合、民営化を検討するものです。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
249	公立保育園の老朽化による閉園、近隣への民間保育園の誘致といった内容では、実際にどのような経過の中で閉園となりどのような形で誘致の流れになるのかをもう少し公に知らせていく必要があるのではないかと感じた。事業者選定などはどのように行われるのか。また、今後同じような形で老朽化した施設の閉園を考えていくのか不安である。	谷原保育園は、老朽化が進行し、将来の安定した保育の提供に課題がありました。今回、近隣の生産緑地の買い取り申し出を受け、民間の力を活用し、保育サービスの充実を図るため、民間保育所を誘致するものです。 在園児の保護者に対しては、生産緑地取得の過程で、昨年11月にお子様の卒園後に閉園する考えをお知らせし、個々のご質問に対応しました。その後、谷原保育園に関する計画は、本計画（素案）に盛り込み、12月から1月にかけて6か所のオープンハウスでの説明やパブリックコメントなどを行ってきました。 谷原保育園に関する個別の説明会も12月に3日間開催し、丁寧に説明してきました。引き続き、個々の家庭の状況に応じたご意見やご要望を伺いながら、進めていきます。 誘致する保育園運営事業者の選定については、公募により選定する予定です。	—
250	谷原保育園へ新年度の入園申請をした保護者に対して、順位変更が可能になったという文書を受け取った。兄弟がすでに谷原保育園に在園している家庭への対応が順位変更というのは疑問が残る。兄弟を別々の保育園に通わせたい保護者は少数ではないか。	令和4年度入園・転園申込で谷原保育園を希望された皆様へは、個別にご案内し、希望園の変更を受け付けました。 令和4年度の利用調整では、谷原保育園に限らず、きょうだいで同じ保育園への入園希望者に対し保育指数や調整指数において優先的な取り扱いを行っていません。 なお、きょうだい申込は、申込者全体の約3割と対象者が非常に多いため、優先入園の取扱いについて、公平性や保育需要を踏まえて慎重に検討する必要があると考えています。	—
251	谷原保育園の閉園に反対である。閉園は子どもと親に大きな影響を及ぼす。子どもはクラスが減っていく中で過ごすので、従来とは大きく環境が変わる、異年齢の子どもと接する機会を奪うことになる。兄弟を同じ園に入れようと考えていた保護者にも大きな負担を強いることになる。	在園児は卒園まで谷原保育園で保育を受けることができ、閉園までの間、これまでどおりの職員の配置基準で保育を行います。 保護者のご意見を踏まえ、今後、異年齢交流などについて、検討していきます。 なお、きょうだい申込は、申込者全体の約3割と対象者が非常に多いため、優先入園の取扱いについて、公平性や保育需要を踏まえて慎重に検討する必要があると考えています。	※
252	谷原保育園の閉園に反対である。谷原保育園の先生方のサポートにより安心して通わせることができている。先生方の教育の質は素晴らしい。区の職員として培った経験をこれからも生かしてほしい。老朽化が問題であるならば、建替えてほしい。	谷原保育園は、老朽化が進行し、将来の安定した保育の提供に課題がありました。今回、近隣の生産緑地の買い取り申し出を受け、民間の力を活用し、保育サービスの充実を図るため、民間保育所を誘致するものです。 なお、谷原保育園の常勤の職員は、他の区立保育園等に異動し、経験を生かしていきます。	※
253	今回の谷原保育園の閉園案、言い出したのは誰か。言い出した方が必ずいる。人名で回答をお願いする。	計画素案は、区として検討し、お示ししているものです。	—
254	「谷原保育園を閉園にしよう」と言ったのは誰か。なぜ、そのような意見が出たのか。いつ、どこで、閉園の話が出たかを教えてほしい。	谷原保育園は、老朽化が進行し、将来の安定した保育の提供に課題がありました。今回、近隣の生産緑地の買い取り申し出を受けたため、民間の力を活用し、保育サービスの充実を図るため、民間保育所を誘致するものです。 計画素案は、区として検討し、お示ししているものです。	—

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
255	谷原保育園の閉園案の説明会に行った際、保育計画調整課長からは「財政状況があまり良くない中で区が建物を建て替えるとなると、将来世代に負担（借金）を残すことになるので民営化する必要があった。」と説明された。しかしその流れの中で「練馬区の全体的な予算で言うと、子供に対する予算は本当に手厚い」とも言っていた。予算があるのかないのか全くわからない話であった。具体的に区が建て替える場合と私立誘致でどれくらい費用に差があるのか、数字を明記した書面で説明してほしい。納税者である保護者が働きに出るために子供を預ける保育園を建てるのが、将来世代の負担と認識されているのはなぜか。その年度内の予算で建てても将来世代の負担になるのか。将来世代にとってどの程度の負担になると考えるか。課長が力説していたのに、12月2日に配布された書面にはこの財政状況の話が書かれていないのはなぜなのか。	令和3年4月現在、区内の認可保育園190園のうち130園は私立保育園であり、保育所運営は民間が主流となっています。 谷原保育園は、老朽化が進行し、将来の安定した保育の提供に課題がありました。今回、近隣の生産緑地の買い取り申し出を受け、民間の力を活用し、保育サービスの充実を図るため、民間保育所を誘致するものです。 なお、民間保育所の整備には国や都からの補助があるため、区立保育園を移転改築した場合の区の財政負担は、約2億円近い差がでけると試算しています。個別説明では、この旨をご説明したものです。	—
256	保育所の設計は通常の建築基準法だけでなく、認可を受けるために保育園の設置基準を満たす必要がある。谷原保育園の保護者に「誘致する私立園に優先的に転園できる」と働きかけているそうだが、誘致事業者の詳細もわからず、設置基準を満たせる建物であるかも不明な状況で、転園を促すことは無責任ではないか。	在園児は、卒園まで谷原保育園で保育を受けることができます。民間保育所の誘致にあたっては、優良な事業者の選定に努めます。 なお、令和4年度入園・転園申込で谷原保育園を希望された皆様へは、個別にご案内し、希望園の変更を受け付けました。 令和5年度入園の1・2歳児は、転園を条件に入園することになります。転園手続きについては、丁寧な対応に努めていきます。	—
257	2月に谷原保育園に内定した保護者は、計画が策定されるかもしれないという不安をもちながら入園しなければならぬ。この計画を理由として内定を辞退した場合、不承諾通知は発行してもらえないのか。	令和4年度入園・転園申込で谷原保育園を希望された皆様へは、個別に通知した上で、希望園の変更を受け付けました。 従って、入園の内定を辞退された場合は、不承諾通知（保留通知書）を発行することはできません。	—
258	在園児は卒園できるという説明だが、新しく入園してくる子もいなくなり、お友達や先生が減っていくことによる子ども達への影響を全く考慮していない計画である。また、新規園への転園は優先的に行うという説明もあるが、立地のみで保育園を選んでいるわけではない。多くの親が多数の園を見学し、悩み、検討した上で保育園の希望を出している。新しい園がどantonところなのかわからないのに、転園を決めることはできない。	在園児は、卒園まで谷原保育園で保育を受けることができます。 保護者のご意見を踏まえ、今後、異年齢交流などについて、検討していきます。 なお、民間保育所の誘致にあたっては、優良な事業者を選定し、また、できる限り早期に保護者の皆様に運営事業者をお知らせできるよう努めていきます。	△
259	谷原保育園の閉園は残念だが、あとは実績のある「さくらみらい」保育園を誘致してほしい。さくらみらい田柄園の説明会の時区民の意見をきき弾力的に対応した。	民間保育所の誘致にあたっては、優良な事業者の選定に努めます。	△
260	障がい児保育も必ず初年度から3人受け入れるのか。現在の谷原保育園は3人受け入れている。障がい児の保育の権利、子どもたちのインクルーシブ教育が脅かされる。新設の私立保育園で谷原保育園以上に経験・知識ともに上回る環境を準備できると思えない。	障害児保育については、誘致する民間保育所においても定員3名で実施する予定です。	△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
261	築50年以上で大規模改修未実施の保育園の今後の方向性について、区立保育園には区立保育園の良さ、役割がある。全ての役割を私立園にあてがうには無理がある。区立保育園は、近隣の園同士で協力し「年末年始保育」を交代で実施したり、小規模保育施設への給食提供を行っている園もある。また配慮を必要とする子どもたちを積極的に受け入れ「統合保育」を実践してきた。練馬区の財産である区立園の良質な保育をこれからも継承してほしい。	区立保育園による年末保育や特別な配慮を必要とするお子様の保育などのサービスのあり方については、社会状況の変化に応じて適宜、検討すべきものと考えています。	—
262	築50年以上の保育園について、谷原保育園につづいて廃園になる危険をおぼえる。総務省の通達では、公共施設を長寿命化するために施設の修繕による利用が記載されている。その「長寿命化」を求めている国の方針に沿えば、「老朽化」を口実としての保育園の廃園はありえない。いかに園の長寿命化をすすめるかという記述にすべき。	総務省が示す「公共施設等総合管理計画 策定指針」では、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であるとしています。 50年以上で大規模改修が未実施の保育園については、必要な修繕を行いながら、周辺の保育園の整備状況や保育ニーズなどを勘案し、今後の方向性を検討します。	※
263	練馬第三小学校に移転する学童クラブ(ねりっこクラブ)の障害者枠を4名ではなく柏学級もあるので増員してほしい。	練馬第三小学校内に開設する学童クラブに障害児枠を確保するほか、必要に応じて近隣の学童クラブでも障害児の受入れを継続できるよう検討しています。	△
264	学童クラブの校内化と称して、こどもを詰め込む施策は中止し、国が定めている40人以下の基準を厳守して、学童保育の質を担保することを明記すべきである。	区では、児童が校外を移動せずに利用できる居場所を望む保護者からの声に応え、学童クラブの校内化を進めています。 区立学童クラブは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例に基づき、運営しています。学童クラブに必要な専用区画を確保し、児童の支援の単位ごとに国基準以上の職員を配置、担任制を採用して運営しています。引き続き、ねりっこクラブの早期全校実施に取り組めます。	※
265	ねりっこクラブを利用している児童から、「おもしろくない」という声や、ねりっこクラブに通わず保護者から「こどもの数が多くて、こどもが落ち着いて過ごせていない」という声が多い。学童クラブのねりっこクラブ化はとりやめて、国の基準に沿った、40人規模以下の学童クラブをつくることを基本にすると明記すべき。	ねりっこクラブは、学童クラブと学校応援団ひろば事業、それぞれの機能と特色を維持しながら、一体的に運営する事業であり、両事業ともに利用児童は増加しています。ねりっこ学童クラブの利用者アンケートでは、9割以上の方に満足いただいています。また、地域の皆様にご協力をいただいているひろば事業も、放課後の居場所として重要な事業です。ねりっこクラブの早期全校実施に取り組めます。	※
266	子供の居場所について、小学校内にねりっこを併設し学校外学童を減らしているが、子供の暮らしを学校の中だけに押し込めることは、地域の中で様々な年代や属性の人間が共生するということから遠のいていく。(施設でさまざまな年代や属性の人が関わる工夫も必要だと思う) 一部の子にとっては学校が安心できる居場所でないこともあり、学校外の公的な放課後の居場所は重要だと感じる。 ねりっこもある地域によっては定員オーバーしており、ねりっこプラスは暫定的な避難措置であって、それを許容し続けることは子供の権利に反すると思う。学外学童があることにより、複数の小学校の学内学童の定員が溢れた際の調整弁になり、残すことの役割がある。	地域の中の子どもの居場所として、放課後に自由に来館できる児童館や地区区民館等があります。区では、学童クラブ、ひろば、児童館・地区区民館等、様々な居場所を用意することで、それぞれの児童が過ごしやすい居場所を選べるように放課後の居場所づくりを進めています。また、児童館では多世代交流事業を実施するなど地域で顔の見える関係づくりに取り組んでいます。 区では、児童が校外を移動せずに利用できる居場所を望む保護者からの声に応え、学童クラブの校内化を進めるとともに、小学校施設を活用して定員の拡大を図っています。校外学童クラブについては、当該地域の学童クラブの需要を見極めながら判断していきます。 ねりっこプラスは、ねりっこ学童クラブ待機児童を対象に、ひろば事業終了後にひろば室を活用して保育を行うものです。職員による出欠確認を下校時にも行っており、下校後から帰宅時まで安心安全に過ごすことができる場所となっています。今後もねりっこ学童クラブの待機児童を対象に、ねりっこプラスを実施していきます。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
267	練馬区立児童相談所をつくり、子どもの見守り、生活、成長など、子どもの生活全般を見守る体制をつくと明記すべき。	子どもや子育て家庭が地域で安心して暮らし続けられるためには、都の児童相談所による広域的・専門的支援と、区の子ども家庭支援センターによる地域に根差した寄り添い支援の、より緊密な連携が重要です。 都は、令和4年度予算案において（仮称）都立練馬児童相談所設置の経費を計上しました。 区の子ども家庭支援センターと同一施設内に6年度に設置する予定です。 都区連携による児童相談体制「練馬区モデル」が更に充実し、積極的な位置づけを得て、飛躍的に前進するものと考えています。	※
268	小学生の放課後の居場所をねりっこクラブに限定せず、小学生（特に4年生～6年生）の居場所の選択肢として、子どもを見守る専門職員がいる児童館をぜひ残してほしい。	区では学童クラブだけでなく、児童館や地区区民館、学校のひろばなど、様々な子どもの居場所を用意し、家庭の状況に応じて児童が過ごしやすい居場所を選べるよう児童の放課後の居場所づくりを進めています。	□
269	国の定めた新しい「児童館ガイドライン」にそって、児童館に来る子どもたちが楽しく過ごし、生活を送れる場となるよう充実させますと明記すべき。	すでに児童館では、「児童館ガイドライン」に沿って運営しています。引き続き、子どもが楽しく過ごし、成長できるよう事業を運営していきます。	※
270	青少年館について、総務省の通達では、公共施設を長寿化するために施設の修繕による利用が記載されている。その「長寿化」を求めている国の方針に沿えば、安易な統合・再編はできないはず。慎重に再検討すると明記すべきである。	総務省が示す「公共施設等総合管理計画 策定指針」では、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であるとしています。 本計画は、総務省の要請の趣旨を考慮しつつ、練馬区の実情に即した計画として策定した公共施設等総合管理計画に基づき策定するものです。	※
271	救急車が入れない道路状況など安全面での課題があることは理解しているが、そういった課題を解決して、キャンプ場の存続を強く希望するものである。	キャンプ場の立地環境や利用状況を踏まえ、さらに民間による類似施設の状況などを考慮しながら、今後の方向性を定めていきます。 節目節目で、区民の民様や区議会のご意見を伺いながら、検討を進めていきます。	△
272	キャンプ場は、ジュニアリーダー養成講習会など、多くの子どもたちにとって愛着のある施設である。こういった思いのある施設の存続を希望する。施設の維持管理に多くの費用が必要となるのであれば、利用者から利用料を徴収することを検討したかどうか。また、閑散期には大人のみの利用もできるよう検討したかどうか。		△
273	ジュニアリーダーの宿泊講習を行う場所はキャンプ施設が良いと思うが、自然の中で大声を出せる環境であればキャンプ場でなくても構わないと考えている。ただし、毎回探すのは負担が大きいため、練馬区で数カ所と契約を結んでいただきたい。複数箇所あれば、日程調整の自由度が高まる可能性もある。 代替施設の利用料金は全額公費負担でお願いしたい。		△
274	キャンプ場利用状況は増えていないと思うが、毎年利用している青少年委員などから利用に関する意見を聞いて、これからも長く利用できるようにしたらどうか。		△
275	キャンプ場は、青少年の社会教育の観点から学校教育と同じくらい重要な施設である。また、区立施設なので、地元の皆様のご理解が得られているものとする。利用状況や採算性の点のみで存続の議論を行うことは、論点がずれていると思う。子どもたちの「学び舎」として、末永く存続できるよう、考えてほしい。		△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
276	キャンプ場の食堂が狭いこと、新設のトイレが集会所から遠い。また、集会所そばのトイレが古いなど、施設の整備をしてほしい	炊事場兼食堂は、2か所あります。最大収容人員110名を見込んでの設備となり、増設などの予定はありません。 集会所そばのトイレについては、浄化槽や排水の設備の新設が伴うことから、改修の予定はありません。	—
277	キャンプ場内に立入禁止のエリアが多い。もっと子どもたちが遊べるように工夫を。	キャンプ場の敷地内には、立入禁止のエリアはありませんが、キャンプ場周辺に私有地が点在する場所で、立入禁止の看板を設置しているものです。	—
278	入浴設備を残してほしい。	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため休止をしている浴室の利用について、休止前の利用状況、再開の際に生じる修繕費、再開後の運営費を考慮しながら、今後のあり方を検討します。	△
279	敬老館の機能転換の計画において「入浴施設をなくさないでほしい」という意見が必ず出る。利用者の偏りや感染症対策の視点から、今後の運営の考え方を検討することは必要と考える。 一方、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯において、「入浴」は身体の安全や清掃や燃料費の負担などの課題がある。また、地域の公衆浴場も減少傾向にある。デイサービスなど介護保険制度未利用者が入浴の不安や負担を軽減するための方策を検討することを求める。	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため休止をしている浴室の利用について、休止前の利用状況、再開の際に生じる修繕費、再開後の運営費を考慮しながら、今後のあり方を検討します。 また、区では75歳以上の方を対象に、公衆浴場を7回利用できる高齢者いきいき健康事業や、65歳以上のひとり暮らしの方を対象に、1回200円の自己負担で52回利用できる入浴証交付事業を実施しています。一人で入浴ができる方への周知を進めるとともに、入浴が難しい方については、地域包括支援センターが介護サービスにつなぐ等の支援を進めていきます。	□
280	栄町敬老館について、総務省の通達では、公共施設を長寿命化するために施設の修繕による利用が記載されている。その「長寿命化」を求めている国の方針に沿えば、安易な統合・再編はできないと明記すべき。	総務省が示す「公共施設等総合管理計画 策定指針」では、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であるとしています。 本計画は、総務省の要請の趣旨を考慮しつつ、練馬区の実情に即した計画として策定した公共施設等総合管理計画に基づき策定するものです。	※
281	敬老館の機能転換自体や、機能転換後に行う事業については、誰の権限で決まってくるのか。	敬老館の機能転換については、計画の素案をお示しし、パブリックコメントなどにより、区民の皆様のご意見を伺ったうえで、決定します。 街かどケアカフェで行う事業については、敬老館で好評の事業を取り入れるなど、利用者の意見を伺いながら事業を実施していきます。	—
282	高野台敬老館を機能転換することはもう決定してしまっているのか。	敬老館については、公共施設等総合管理計画において、改修や改築の機会をとらえて、街かどケアカフェ（可能な場合には地域包括支援センターを併設）への機能転換を図ることをお示ししています。	○
283	どういった経緯で高野台敬老館を機能転換することになったのか。なぜ、すでに街かどケアカフェがたくさんあるのに増やすのか。区民にアンケートなどを取ってから決めているのか。	高齢化の進展に伴い、身近な地域での医療・介護の相談ニーズが高まっていることから、地域包括支援センターや、交流・介護予防ができる街かどケアカフェを設置していきます。 また、機能転換後は敬老館で好評の事業を取り入れるなど、利用者の意見を伺いながら事業を実施していきます。	—
284	高野台敬老館をなくさないでほしい。		※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
285	高野台敬老館は大広間一部屋のため、囲碁や麻雀など他のことをしていてもお話ができる。街かどケアカフェではどうか。地域包括支援センターは確かに必要であると思うが、コロナで生活が制限される中、認知症予防になる敬老館をなくさないでほしい。	高齢化の進展に伴い、身近な地域での医療・介護の相談ニーズが高まっていることから、地域包括支援センターを設置します。合わせて、元気な方が交流・介護予防ができる街かどケアカフェを設置します。 敬老館で好評の事業を取り入れるなど、利用者の意見を伺いながら事業を実施していきます。認知症予防につながる事業も実施していきます。	※
286	元気な高齢者の通いの場である敬老館を無くし、75歳以上の高齢者や寝たきり高齢者に特化した政策を進めるのか。	高齢化の進展に伴い、身近な地域での医療・介護の相談ニーズが高まっていることから、地域包括支援センターを設置します。合わせて、元気な方が交流・介護予防ができる街かどケアカフェを設置します。	—
287	高野台敬老館がなくなり、新たに保健師さんなどが入り、運営の仕方が変わると75歳以上に特化しているのではないかと感じる。	街かどケアカフェでは元気な方が引き続き元気でいられるよう、地域との協働で介護予防事業に取り組みます。敬老館で好評の事業を取り入れるなど、利用者の意見を伺いながら事業を実施していきます。	—
288	高野台敬老館の機能転換後も囲碁・将棋・麻雀を利用できるようにしてほしい。また今後のスケジュールや街かどケアカフェのレイアウトなどを教えてほしい。	敬老館で好評の事業を取り入れるなど、利用者の意見を伺いながら事業を実施していきます。街かどケアカフェと地域包括支援センターの設置にあたっては、節目節目で説明していきます。	△
289	機能転換後、高野台敬老館の職員の方々はどうなってしまうのか。	機能転換による高野台敬老館の廃止に伴い、当該事業者による管理業務は終了します。	—
290	なぜ、中村敬老館を街かどケアカフェと地域包括支援センターに機能転換するのか。	高齢化の進展に伴い、身近な地域での医療・介護の相談ニーズが高まっていることから、地域包括支援センターや、交流・介護予防ができる街かどケアカフェを設置する必要があります。 中村地域は、担当する地域包括支援センターから離れた地域となっています。このため、中村敬老館を機能転換し、敬老館が担ってきた交流や介護予防の機能に加え、医療や介護に関する相談機能を充実・強化していきます。	—
291	中村橋の敬老館、区民センターに地域包括支援センターはいらない。部屋利用ができなくなり、地域での見守り活動ができない。 地域の見守り、地域活動が継続してできるよう、きちんと配慮してほしい。	高齢化の進展に伴い、身近な地域での医療・介護の相談ニーズが高まっていることから、地域包括支援センターや、交流・介護予防ができる街かどケアカフェを整備する必要があります。 介護予防や相談等の必要な支援につなげるため、地域包括支援センターでひとり暮らし高齢者等訪問支援事業を実施していくほか、町会・自治会、民生・児童委員、老人クラブなど地域の関係機関と連携を図り、地域の高齢者を見守る体制づくりを進めていきます。 また、機能転換後は敬老館で好評の事業を取り入れるなど、利用者の意見を伺いながら事業を実施していきます。	※
292	地域包括支援センターと街かどケアカフェが開設する前に利用方法や事業内などの説明会をしてほしい。	街かどケアカフェ、地域包括支援センターの開設に先立って、これまで活動されていた団体のご意見を伺う場や、説明会を開催する予定です。 機能転換後の事業については、敬老館で好評の事業を取り入れるなど、利用者の意見を伺いながら事業を実施していきます。	△
293	敬老館では、カラオケ・麻雀・囲碁・将棋等を皆で楽しくやってきた。今後も同様の利用ができるか教えてほしい。		△
294 ～ 295	北町福祉作業所は、いつから大規模改修が行われるのか。(他、同様1件)	令和4年度に大規模改修を行う予定です。ただし、改修中の一時移転施設である光が丘第七小学校跡施設は、現在「練馬区酸素・医療提供ステーション」として活用しています。新型コロナウイルス感染症の拡大状況を考慮しながら、改修工事や移転の時期を調整します。	○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
296	心身障害者福祉センターは、いつから工事が始まるのか。いつまで利用できるのか。	工事は令和6年度となる見込みです。	—
297	心身障害者福祉センターは、令和6年度以降は利用できなくなるのか。		—
298	心身障害者福祉センターは、どのような改修をするのか。	電気配線や空調、給排水の配管を含めた施設全体の改修工事を行います。今年度中に大規模改修の内容を決定し、令和4年度と5年度で具体的な設計を行います。	—
299	心身障害者福祉センターの改修工事に伴い、ユニバーサルデザインを取り入れて欲しい。様々な障害者に対応して設計してくれると思うが、どの部屋でもインターネットを使えるようにしてほしいなど、当事者の意見も聞きつつ設計するのか。	地域福祉計画に基づき、区立施設等の大規模改修の際には、設計および竣工の段階で区民等の意見を聴取することとしています。令和4年度に、当該施設の障害者、高齢者、子育て層等さまざまな方にご参加いただき、意見聴取を実施する予定です。いただいたご意見を参考に設計を行います。	□
300	ある障害に特化した建物にすると使い勝手が悪くなる。改修後の心身障害者福祉センターは、すべての障害者が使える施設になることを望む。様々な障害者の意見を幅広く聞いてこれを生かしてほしい。	意見の聴取にあたっては、障害種別や性別等が偏らないように配慮して実施します。	□
301	心身障害者福祉センターの大規模改修にあたっては障害当事者の意見も反映させるべきである。		□
302	心身障害者福祉センターの建築時には、聴覚障害者のためのショートステイもできるだろうという夢を持たされていた。区は障害者の意見も聞くと言いながら実現できずに40年経過してしまった。今後も実現しないということなのか。	聴覚障害者に特化した施設を設置する考えはありませんが、大規模改修後も様々な障害のある方に広く利用していただけるよう、機能の充実を図っていきます。	—
303	心身障害者福祉センターの建築時に当時の障害者団体の会長が設計から入り意見した。将来は聴覚障害者のための施設を増築することを前提に、この建物を建てたと理解している。今回の大規模改修では増築はしないのか。	心身障害者福祉センターは、様々な障害のある方に広く利用していただくことを目的とし、これまで障害のある方を優先する部屋の貸出事業などを実施してきました。建物の階数の変更や増築等は考えていませんが、今年度中に大規模改修の内容を決定し、令和4年度と5年度で具体的な設計を行います。	—
304 ～ 307	利用登録団体の荷物を心身障害者福祉センターに置いている。工事中は別の保管場所を確保してほしい。(他、同様3件)	現在、心身障害者福祉センターに保管してある利用登録団体の荷物は、団体の日々の活動で使用する物であると認識しています。工事期間中の保管場所については、今後、活動の状況を踏まえ、利用登録団体と調整していきます。	△
308 ～ 309	大規模改修後も、心身障害者福祉センターに登録団体の荷物を置けるようにしてほしい。(他、同様1件)	現在、心身障害者福祉センターに保管してある利用登録団体の荷物は、団体の日々の活動で使用する物であると認識しています。今後、保管の状況を踏まえ、検討していきます。	△
310	心身障害者福祉センターは、大規模改修後も今までと同じように利用できるのか。決定次第、速やかに教えてほしい。	心身障害者福祉センターの大規模改修後も、引き続き、障害のある方や利用登録団体を優先して部屋の貸出事業を行います。	—
311	心身障害者福祉センターの改修に伴い、一時的に光が丘第七小字校跡施設を活用する。改修中、サークルの備品保管場所の代替場所と活動場所の確保をお願いする。また、改修後も、活動場所が縮小されることのないように、備品保管場所を含む活動場所の確保してほしい。	現在、心身障害者福祉センターに保管してある利用登録団体の荷物は、団体の日々の活動で使用する物であると認識しています。工事期間中の保管場所については、今後、活動の状況を踏まえ、利用登録団体と調整していきます。活動場所は、今後、周辺施設の利用について調整していきます。 心身障害者福祉センターの大規模改修後も、引き続き、障害のある方や利用登録団体を優先して部屋の貸出事業を行います。利用登録団体の荷物の保管場所については、今後、保管の状況を踏まえ、検討していきます。	△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
312 ～ 313	光が丘第七小学校跡施設は通所するには不便である。地域活動支援センターIII型の利用者も、心身障害者福祉センターの通所バスを利用させてほしい（他、同様1件）	光が丘第七小学校跡施設へ一時移転した際の通所手段の確保については、検討事項と認識しています。委託事業者と連携して対応していきます。	△
314	心身障害者福祉センターの大規模改修中は、光が丘第七小学校跡施設に移転することだが、医療的ケアが安全にできるよう、現在の通所環境と同様の水道設備を確保するなど、環境整備を配慮してほしい。	光が丘第七小学校跡施設は、令和2年度に区立障害者福祉施設の改修時における一時移転施設とするため改修しました。重症心身障害者通所事業が実施できるよう、通所環境を整備しています。	□
315	改修工事は、北町福祉作業所が令和4年度、心身障害者福祉センターが令和6年度の見込みとのことだが、貫井福祉園は令和4年度から6年度でできるのか。	貫井福祉園・貫井福祉工房は、令和7年度からの民営化を見据え、令和4年度から6年度の間で、改修工事や移移のための準備を行うことを予定しています。改修工事については、改めて家族会等で説明します。	—
316	貫井地区区民館について、サンライフ練馬周辺の大規模開発は中止すべきだ。総務省の通達では、公共施設を長寿命化するために施設の修繕による利用が記載されている。その「長寿命化」を求めている国の方針に沿えば、安易な統合・再編はできないはずである。	総務省が示す「公共施設等総合管理計画 策定指針」では、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であるとしています。 本計画は、総務省の要請の趣旨を考慮しつつ、練馬区の実情に即した計画として策定した公共施設等総合管理計画に基づき策定するものです。	※
317	下田少年自然の家は、施設自体は必要ないと思うが、民間の施設を利用した臨海学校は続けてほしい。	臨海学校は、安全監視体制を組むことが困難になったため廃止しました。	※
3 跡施設・跡地の活用			
318	新型コロナウイルス感染症が拡大する状況になった場合でも、光が丘第七小学校跡施設の活用は、計画通り進められるのか。	改修中の一時移転施設である光が丘第七小学校跡施設は、現在「練馬区酸素・医療提供ステーション」として活用しています。新型コロナウイルス感染症の拡大状況を考慮しながら、改修工事や移移の時期を調整します。	○
319	光が丘第七小学校跡施設は酸素・医療提供ステーションになっている。一時移転先として利用するのは難しいのではないか。		○
320	光が丘第七小学校跡施設は、心身障害者福祉センターの利用登録団体が、貸部屋として利用できるのか。施設のバリアフリーの状況はどうか。	光が丘第七小学校跡施設は障害者通所事業で使用します。利用登録団体の活動場所については、今後、周辺施設の活用について調整していきます。	△
321	光が丘第七小学校跡施設について、区立障害者福祉施設の改修が終わったのちの活用は考えているか。	光が丘第七小学校跡施設は、区立障害者福祉施設の改修時における一時移転施設として活用します。 一時移転施設としての活用が終わった際には、行政需要や社会情勢を考慮の上、新たな活用を検討します。	△
322	今後、民間事業所の施設が改修等にあたり、光が丘第七小学校跡施設を移転先として使用できるようにしてほしい。		△
4 外郭団体や民間事業者へ貸し付けている施設等			
323	特別養護老人ホームについて、安易な民営化はやめて、公立の特養をつくる方向に方針転換すべきである。	区立施設であった4つの特別養護老人ホームは、平成23年度に練馬区社会福祉事業団に運営を移管し、以後事業団自らの責任・創意工夫によりサービス内容を充実してきました。 介護保険施設等は、現在多くの民間事業者がサービスを提供しており、区が直接サービスを提供する必要性は低いと考えています。 区は特別養護老人ホーム等の民設民営による整備を進めるとともに、必要に応じて民間事業者に対する支援や指導を行うことで、サービス水準と安定性・継続性を確保しています。 なお、現在区内の特別養護老人ホーム（34か所）は、全て社会福祉法人が運営しています。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
第4章 委託・民営化実施計画			
1 区立施設の管理運営手法の基本的な考え方			
324	谷原閉園の決定は、区の中長期的な保育園の民営化方針に紐づいていると思われる。今日の社会状況で推進し続けるに値するものか。民営化の問題点は労働環境の悪化である。公務員は雇用が安定している、家事、育児、介護などと両立のしやすいものであるがゆえに、これらの負担の重い女性にとって貴重な仕事の場である。民営化は公務員の仕事を減らす。これは中長期的に見れば相対的に不安定で劣悪な雇用をじわじわと増やすことを帰結してきた。コロナ禍で女性の貧困問題が注目され、対策が求められている中、民営化方針を貫くのは今日の社会状況に反していると考え。 議会や市民と討議の機会を設け、民営化の方針を改めて批判的に再検討すべきである。	福祉や保育など多くの分野で民間が中心となって公的サービスを担っています。 今後も民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は、委託や民営化を進め、サービスの向上と行財政運営の効率化に取り組みます。	※
325	保育園、学童クラブ・ねりっこクラブ、学校調理業務・学校用務業務、図書館等、区民生活に欠かせない施設は危機管理の面からも一定程度、直営で運営しつつけることが大切であり、そうした意味で「順次委託を拡大」し続けることには賛成できない。		※
326	すでに民間委託で運営している保育園、福祉園、福祉作業所等を民営化する計画に反対である。区が直接関与できる民間委託と違い、民営化すれば運営について区の責任は基本的になくなる。「一定期間安定的・継続的に良好な運営」が行われてきたとしても、事業者のトップの交代等により方針が変われば、良好な運営の継続に支障をきたす事態が起きないとは限らないため、民営化には反対である。	福祉や保育など多くの分野で民間が中心となって公的サービスを担っています。 今後も民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は、委託や民営化を進め、サービスの向上と行財政運営の効率化に取り組みます。 区は民営化後も、必要に応じて民間事業者に対する支援や指導を行うことで、サービス水準と安定性・継続性を確保します。	※
327	区立の施設は、区民サービスの一環であって、基本的に民営化すべきではない。決めるのは区民であるということ。原則として、どれだけ利用者、区民の声を聞くかである。 民営化というのは利益を最も重視する企業・団体に全面的に委ねるということで、利益にならなければ無責任に放棄されてしまう。民間委託・民営化した施設の財務内容や働いている職員の人件費を調査し、報告してほしい。	区は委託施設について、労務環境調査の実施など適正な労働環境確保の取り組みを行っています。民営化後も、必要に応じて民間事業者に対する支援や指導を行うことで、サービス水準と安定性・継続性を確保します。	□
328	民間になると利用料があがるのではないかと不安に思う方がいる。	認可保育所や障害者総合支援法に基づくサービスの利用料は、区立・民間に関わらず、同額です。	—
329	委託・民営化について、区民が過ごす施設では、公的責任のもとで安心して過ごせるよう、安易な委託・民営化は今はやらないと明記すべき。公的責任を負う意味でも、区直営での施設を拡充すると明記すべき。	福祉や保育など多くの分野で民間が中心となって公的サービスを担っています。 今後も民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は、委託や民営化を進め、サービスの向上と行財政運営の効率化に取り組みます。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
330	民間委託による低コスト化は、人員削減による仕事量の増大、非正規雇用など不安定な雇用をアシストする行為であり、削られているのはそこで働く人間であることが考慮されていない。学童の民間委託について、直営学童の職員との待遇差を以前質問したが「区の職員と同じ給与体系で計算して予算をつけている」ので問題ないと表向きの説明会で聞いても、別の場所では「実際に幾ら給料を支払うのか」というのは、事業者の経営上の判断に任されている」とも説明されている。 保育園、学童、図書館などで特に民間委託、民営化を進めようとしているが、そこで働く人が守られて、キャリアを積み、能力を発揮できる環境を整えない状態で計画を優先させるのなら、それは官製ワーキングプア製造装置を区が作っていることに他ならない。	区は委託施設について、労務環境調査の実施など適正な労働環境確保の取り組みを行っています。民営化後も、必要に応じて民間事業者に対する支援や指導を行うことで、サービス水準と安定性・継続性を確保します。	—
2 施設種別ごとの取組			
331	委託・民営化実施計画に反対する。計画を全て取り止め、保育士をはじめとして、全て区の正規職員を雇ってほしい。	福祉や保育など多くの分野で民間が中心となって公的サービスを担っています。 今後も民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は、委託や民営化を進め、サービスの向上と行財政運営の効率化に取り組みます。	※
332	なぜ民営化にするのか。区営と民営の違い、メリット、デメリットをはっきりと教えてほしい。保育基準、保育内容、保育の質、保育時間、保育料の内容は、具体的な比較内容を求める。民営化にすることで何が改善されるのか。具体的に納得できる言葉で説明がほしい。 民営化のデメリットは何か。きちんと分かる言葉で教えてほしい。	区立委託園の民営化については、業務委託後、安定的・継続的に良好な運営が行われ、運営事業者が民営化への意欲を示している場合、民営化を検討するものです。 民営化後には、区立委託園のサービスを維持した上で、事業者が自らの創意工夫によりサービス内容を充実すること。また、民営化移行時に区が必要とする保育サービスを実施することとしています。 なお、区立私立に関わらず、国の保育所保育指針に基づき保育を行っています。区は巡回支援や研修を行っています。保育時間については、利用者のニーズに応じて運営事業者が決定することになります。 また、保育料は区立も私立も変わりません。	—
333	保育事業をコストとみなし、民間に置き換えて削減をすればいいという発想をあらためてほしい。採算制では測れない区民にとって公益性・公共性の高い事業だからこそ、自治体が担っているのではないかと。自治体としての責任を投げ出すような保育施策に非常な不信感を抱く。こうした考えでは子育て世帯の流出を招く事態になる。区は真剣に考えたほうが良い。	令和3年4月現在、区内の認可保育園190園のうち130園は私立保育園であり、保育所運営は民間が主流となっています。令和3年4月に区が待機児童ゼロを達成したのも民間の力なくしては実現できませんでした。 今後も民間保育所の整備や誘致、区立保育園の委託・民営化などにより保育サービスの充実に取り組みます。	—
334	保育園、福祉園等の民営化が計画されているが、サービスの低下が心配である。よく協議してほしい。	民間委託後、安定的・継続的に良好な運営が行われている施設について、民営化に取り組んでいます。区は民営化後も、必要に応じて民間事業者に対する支援や指導を行うことで、サービス水準と安定性・継続性を確保します。	△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
335	保育園をターゲットにあげて、令和11年までに16園委託し合計40園を業務委託するとしている。更に委託した保育園を民営化し、土地の無償貸し付け、建物は無償譲渡にする。これは区民の財産を投げ捨てる様なものである。中止を求める。保育の観点からしても区民の立場、こどもの健全な成長、保育の質、公的責任をないがしろにされかねない。従来どおり区立保育園として運営し公的責任を果たしてほしい。	区立保育園の民営化にあたっては、施設維持管理における運営事業者の主体性を高め、これまでのサービス水準を維持し、民営化移行時に区が必要とする保育サービスを実施するため、原則土地は無償貸付、建物は無償譲渡とします。 令和3年4月現在、区内の認可保育園190園のうち130園は私立保育園であり、保育所運営は民間が主流となっています。これまで民間委託園をした24園では延長保育等の実施によりサービスを充実し、東京都福祉サービス第三者評価等で利用者から高い評価を受けています。 今後も民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は、委託や民営化を進め、サービスの向上と行財政運営の効率化に取り組みます。	※
336	民営化について、公的施設を民営化することは区民の財産（資産）を、特定の民間企業に譲りわたすことを意味する。公共施設は区民の財産だ。民営化は中止すべきである。	民間委託後、一定期間安定的・継続的に良好な運営が行われ、サービス向上の観点から民間が担うことが望ましい施設については、民営化に取り組みます。 土地・建物は、区民の貴重な財産であることから、原則貸付としていますが、建物については、合理的な理由がある場合は、譲渡もできるものとしています。区有財産の貸付・譲渡は有償が原則ですが、必要な公的サービスを担うことや事業者の経営体力を考慮し、無償・減額とすることもできるものとしています。無償・減額とする場合は、その理由を施設ごとに明らかにします。	※
337	区は、区立保育園を廃止し、民間へ委託する動きを加速させているが、保育のプロを行政が育てなくなることに対して危機感を持ってほしい。人は年月をかけて育てるものである。民間委託をメインにすれば、行政の空洞化を招く。原点に立ち戻り、事務だけでなく実務においても人を育ててほしい。	福祉や保育など多くの分野で民間が中心となって公的サービスを担っています。 今後も民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は、委託や民営化を進め、サービスの向上と行財政運営の効率化に取り組みます。 なお、区立・私立に関わらずサービス水準を確保する必要があります。区では、区内のすべての保育施設を対象に区立保育園の園長経験者等による巡回支援を行っています。また、乳児保育や障害児保育、安全・危機管理など、7つの分野を体系的に設定し、専門知識の習得やレベルアップを図る研修を実施しています。引き続き、保護者が安心して保育サービスを利用できるよう、取り組んでいきます。	□
338	区立保育園の委託、民営化について、公立保育園の保育は、区の保育の基準になると考える。その現場を手離してしまうことが保育の質の低下になることを懸念する。 また、経費削減のための委託化は進めるべきではない。拙速に進めることが無いよう求める。	令和3年4月現在、区内の認可保育園190園のうち130園は私立保育園であり、保育所運営は民間が主流となっています。 区立・私立に関わらずサービス水準を確保する必要があります。区では、区内のすべての保育施設を対象に区立保育園の園長経験者等による巡回支援を行っています。また、乳児保育や障害児保育、安全・危機管理など、7つの分野を体系的に設定し、専門知識の習得やレベルアップを図る研修を実施しています。引き続き、保護者が安心して保育サービスを利用できるよう、取り組んでいきます。 なお、区立保育園については、今後も委託・民営化を進めることで保育サービスの充実に取り組みます。	※
339	保育園の委託について、「保護者への事前説明」は十分とはいえない。「委託になっても変わりません」と説明しながら、職員が次々と退職した園がある。説明責任も不十分だが、区の民間委託施策そのものが子ども大切にす施策ではない。委託は中止すべきである。	委託にあたっての保護者への説明は、事業者募集の前年度に複数回にわたって行うなど、丁寧に対応しています。 これまで民間委託園をした24園では延長保育等の実施によりサービスを充実し、東京都福祉サービス第三者評価等で利用者から高く評価されています。 区立保育園については、今後も委託・民営化を進めてることで、保育サービスの充実に取り組みます。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
340	保育園の民営化について、「児童の保護者の理解」とあるが、委託によって、保護者が不信をつのらせる民間委託園が続いている。不信のうえに、民営化は、区民の区への信頼をそこなう。また、区民の財産を特定の民間企業に譲渡するとは、区民の資産を企業に与えることになる。計画は撤回すべきである。	これまで民間委託園をした24園では延長保育等の実施によりサービスを充実し、東京都福祉サービス第三者評価等で利用者から高く評価されています。 区立保育園については、今後も委託・民営化を進めることで保育サービスの充実に取り組みます。 高野台保育園は、現在の運営事業者を運営主体として民営化します。民営化の時期については、運営事業者が期間の短縮を希望し、保護者の理解が得られたため、令和7年度とします。 高野台保育園は、現在、築27年であり、今後、大規模改修が必要になります。事業者が大規模改修等を主体的に実施できるよう、改修等経費の積み立てをしやすくするため、建物は無償譲渡、土地は無償貸付とし、土地の貸付期間は30年とします。また、民営化後の保育サービスについては、区立委託園のサービスを維持した上で、事業者が自らの創意工夫によりサービス内容を充実するとともに民営化移行時に区が必要とする保育サービスを実施することとしています。	※
341	今年、本委託となった保育園に子どもを通わせている。職員の入れ替わりによる、子どもたちの心身の負担を和らげるため、大変な努力をされてきた。コロナによる制約があるなかで、計画を進めなければならない理由はなにか。当事者である子どもや職員、保護者の身になって、考えてほしいと思う。	区立保育園の民間委託は、民間の力を活かし、保育サービスを充実することを目的としています。 委託にあたっては、1年間の引継ぎ期間を設けて円滑な移行に努めています。 コロナ禍においても、保育サービスの充実は、区民生活を支える上で必要な施策であり、着実に委託計画を推進すべきものと考えています。	□
342	子どもたちのためには、一定数以上の保育者が継続して見守ることが必要である。今年度は、再公募を行う委託園が4園ある。これらの園の子どもたちや保護者は大変な不安をかかえている。練馬区が「民営化」を最終の目的としている以上、「民営化」に踏み切れなかった事業者が再び選定されるだろうかという思いである。新しい事業者を引き継がれる場合、「一年間の引き継ぎ（準備委託期間）」は設けるのか。	運営事業者の募集にあたっては、「現行の区立保育園の保育理念、保育目標、行事等を継承すること」を募集要項に明記する予定です。委託期間満了に伴い、公募を行い、事業者が変わった場合には、1年間の引継ぎ期間を設けて円滑な移行に努めます。	□
343	保育園の民間委託計画は、立地環境により、応募する事業者の数にばらつきがある。立地環境のよいエリアに、事業者が集中する傾向がある。今後の民営化の方針が、新たな委託園の職員確保を困難にしている。民営化へ一辺倒の方針ではなく、これまで地域に貢献してきた既存の委託事業者の働きを公平に審査してほしい。委託事業者が、その力を発揮できるように、最善の努力をしてほしい。	これまで民間委託園をした24園では延長保育等の実施によりサービスを充実し、東京都福祉サービス第三者評価等で利用者から高く評価されています。 委託後も区立保育園として安定・継続的に保育を行えるよう支援を行っています。	□
344	委託の理由は「サービスの拡充」というが、今後に契約満了を控えた委託園での休日保育の定員枠が昨年までは「定員30人」だったのに、これを「登録定員30人・利用上限20人」として縮小している。委託計画の貫井保育園では0歳児保育の受入を停止した。区では0歳児の在園が看護師と栄養士の常勤の条件である。委託を控えて、なぜサービスを縮小するのか。ニーズがないのであれば、「委託」も「民営化」も不要ではないか。「サービス拡充」ではなく「ただ民間の力を借りること」だけが目的なのか。当初の目的と違うのであれば、改めてその計画の必要性を見直してほしい。	休日保育や定員構成については、地域のニーズや利用状況を踏まえ、適宜、変更しているものです。委託園では看護師や栄養士についても区立保育園の配置基準により配置しています。 区立保育園については、今後も委託・民営化を進めることで保育サービスの充実に取り組みます。	※
345	区の人口規模から考えて、直営保育園20園というのは少なすぎるのではないかと。	令和3年4月現在、区内の認可保育園190園のうち130園は私立保育園であり、保育所運営は民間が主流となっています。 区立保育園については、今後も委託・民営化を進めることで保育サービスの充実に取り組みます。	—

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
346	民営化によって保育の質の低下が危惧される。区内で死亡事故のあった施設は民営である。区民から信頼の高い公立保育園を残すべきである。土地と建物を無償譲渡するとあるが、公的施設は区民の財産だ。それを特定の民間企業に譲渡するとは、区民の資産を投げ与えることになる。計画の撤回をすべきである。	令和3年4月現在、区内の認可保育園190園のうち130園は私立保育園であり、保育所運営は民間が主流となっています。区立保育園については、今後も委託・民営化を進めることで保育サービスの充実に取り組みます。 区立・私立に関わらずサービス水準を確保する必要があります。区では、区内のすべての保育施設を対象に区立保育園の園長経験者等による巡回支援を行っています。また、乳児保育や障害児保育、安全・危機管理など、7つの分野を体系的に設定し、専門知識の習得やレベルアップを図る研修を実施しています。引き続き、保護者が安心して保育サービスを利用できるよう、取り組んでいきます。 現在委託している区立保育園について、更新の契約期間満了を迎える園は、再公募または民営化します。業務委託後、安定的・継続的に良好な運営が行われ、運営事業者が民営化への意欲を示している場合、民営化を検討します。 高野台保育園は、現在、築27年であり、今後、大規模改修が必要になります。事業者が大規模改修等を主体的に実施できるよう、改修等経費の積み立てをしやすくするため、建物は無償譲渡、土地は無償貸付とし、土地の貸付期間は30年とします。また、民営化後の保育サービスについては、区立委託園のサービスを維持した上で、事業者が自らの創意工夫によりサービス内容を充実するとともに民営化移行時に区が必要とする保育サービスを実施することとしています。 土地・建物は、区民の貴重な財産であること等から、原則貸付としていますが、建物については、合理的な理由がある場合は、譲渡もできるものとしています。土地を譲渡している例はありません。区有財産の貸付・譲渡は有償が原則ですが、必要な公的サービスを担うことや事業者の経営体力を考慮し、無償・減額とすることもできるものとしています。無償・減額とする場合は、その理由を施設ごとに明らかにします。	※
347	私立保育園が爆発的に増えた今、保育の質の議論を深めるためには区直営保育園もしっかり維持していくべきである。 日本の保育環境は面積も人員配置も少なすぎる。近年は園庭のないビルの中の保育園が増え、コストカットで最低限の人員配置で運営する園も多い。公的保育をしっかり維持し、大人にとって都合のいい保育ではなく、真に子供のためになる保育内容や保育環境を、区が率先して研究発信してほしい。	令和3年4月現在、区内の認可保育所190園のうち130園が私立保育所であり、保育所運営は民間が主流となっています。 区立・私立に関わらずサービス水準を確保する必要があります。区では、区内のすべての保育施設を対象に区立保育園の園長経験者等による巡回支援を行っています。また、乳児保育や障害児保育、安全・危機管理など、7つの分野を体系的に設定し、専門知識の習得やレベルアップを図る研修を実施しています。引き続き、保護者が安心して保育サービスを利用できるよう、取り組んでいきます。	※
348	保育園の民営化において「原則土地は無償貸付」としているのはなぜか。有償で良いと思うが、無償とするなら期限をもうけるべきではないか。無償の場合、法人がその分のお金を子供にとって良い環境が充実するために使うよう制限し、チェックする仕組みが必要である。	高野台保育園は、現在、築27年であり、今後、大規模改修が必要になります。 事業者が大規模改修等を主体的に実施できるよう、改修等経費の積み立てをしやすくするため、建物は無償譲渡、土地は無償貸付とし、土地の貸付期間は30年とします。 また、民営化後の保育サービスについては、区立委託園のサービスを維持した上で、事業者が自らの創意工夫によりサービス内容を充実するとともに民営化移行時に区が必要とする保育サービスを実施することとしています。	□
349	児童館は、新「児童館ガイドライン」に沿って運営をすすめる」と明記すべき。	すでに児童館では、「児童館ガイドライン」に沿って運営しています。引き続き、子どもが楽しく過ごし、成長できるよう事業を運営していきます。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
350	福祉園について、民営化は良いことばかりといったイメージが先行するが、国や地方自治体が税金を使いたくないだけの施策ではないか。また、運営者が区から法人に変わることで、監視の目が利かなくなり、サービス水準の低下につながるのではないか。	区立施設の民営化とは、施設の設置・運営の主体が民間事業者となることで、必ずしも独立採算制ではありません。 民営化後も、これまで提供してきたサービス水準の維持・向上を図るには、法人の財政的負担を軽減し、運営の安定性・継続性を確保することが必要であるため、土地・建物を無償貸付するとともに、国の給付費等だけでは運営できない経費を補助することとしています。	○
351	福祉園の民営化のメリットを教えてほしい。	障害者福祉施設においては、利用者の高齢化や障害の重度化など、区民ニーズの変化に応じてサービスをより充実させていくことが求められます。そのため、事業者が自らの創意工夫を柔軟、迅速にサービスに反映できる体制にしていかなければなりません。また、施設は利用者と直接深く関わる対人サービスを提供するため、人材の確保・育成が重要であり、人材の育成にあたっては、長期的視点を持ち、計画的に取り組む必要があります。 このため、指定期間に限定されることなく、継続して事業者が施設の運営を担い、自らの責任でサービス内容を充実できるよう民営化を進めることとしました。 また民営化することにより新たに、国や都から財源を確保できることから、新たな財源を活用し、現在の指定管理者制度と同程度の区負担で、送迎サービスの実施等、サービスを充実していきます。	○
352	福祉園の民営化によって変わることはあるのか。	民営化後も、これまで提供してきたサービス水準の維持・向上を図るには、法人の財政的負担を軽減し、運営の安定性・継続性を確保することが必要であるため、土地・建物を無償貸付するとともに、国の給付費等だけでは運営できない経費を補助することとしています。 民営化後は、事業者が運営主体となり、自らの創意工夫を柔軟、迅速にサービスに反映できる体制とします。区は、法人の運営状況の定期的な確認や意見交換会の開催等を行うほか、必要な支援や指導により、これまでのサービス水準を維持・向上させていきます。	○
353	福祉作業所の民営化後は、建物補修なども事業者の負担になるのか。	民営化にあたっては、これまで提供してきたサービス水準を維持・向上し、運営の安定性・継続性を確保するため、区は法人に土地・建物を無償貸付します。建物の改修経費は区が負担します。 土地・建物の取扱いや改修経費の負担等については、法人による施設維持管理の主体性を高める観点から、今後の運営状況等を踏まえ、法人と協議していきます。	△
354	福祉作業所は生活介護と同時に民営化する理由はなにか。生活介護を早く導入してほしい。	民営化により国・東京都から交付される障害者自立支援給付費や東京都補助金の給付額が増額されます。これらの増額する財源を活用し、生活介護の導入について検討します。	—
355	福祉作業所が民営化して、生活介護事業を開始する場合、定員はどうなるのか。身体に障害のある大泉特別支援学校卒業生の受け入れも検討してほしい。	民営化後、福祉作業所の利用者の高齢化や障害の重度化に対応するため、機能を拡充し、生活介護を開始します。生活介護の対象は、現在当該作業所に通っている方を想定しています。 令和4年度に生活介護を開始する大泉福祉作業所は、現在の定員66名のうち20名を生活介護の定員とする予定です。	—
356	障害者施設の土地の無償貸与に賛成である。定着するまで支援の継続を。	民営化後も、重度障害者を受け入れる等、これまで提供してきたサービス水準の維持・向上を図るには、法人の財政的負担を軽減し、運営の安定性・継続性を確保することが必要であるため、土地・建物を無償貸付します。	○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
357	福祉園、福祉作業所の民営化で、現在の指定管理者の安定性・継続性を確保することに加え、民営化の独自性や柔軟性を発揮することに期待する。現在の区立という利用者からの安心感が揺らぐことなく十分にサービス内容等を指定管理者と協議し、サービスの質の向上を図ってほしい。	民営化後は、事業者が運営主体となり、自らの創意工夫を柔軟、迅速にサービスに反映できる体制とします。区は、法人の運営状況の定期的な確認や意見交換会の開催等を行うほか、必要な支援や指導により、これまでのサービス水準を維持・向上させていきます。	○
358 ～ 360	福祉園・福祉作業所が民営化された場合の利用者調整はどうなるのか。(他、同様2件)	区立福祉作業所の民営化にあたり、利用者の受け入れについては入所調整を経ず随時受け入れとします。大泉福祉作業所では、今年度から、民営化を見据え、随時受け入れを開始しています。	—
361 ～ 364	福祉園、福祉作業所が民営化されてもこれまで受けていたサービスは継承されるのか。(他、同様3件)	民営化後は、事業者が運営主体となり、自らの創意工夫を柔軟、迅速にサービスに反映できる体制とします。区は、法人の運営状況の定期的な確認や意見交換会の開催等を行うほか、必要な支援や指導により、これまでのサービス水準を維持・向上させていきます。	○
365	大泉福祉作業所の民営化後、施設のサービスに関する苦情等について練馬区は窓口ではなくなるのか。	引き続き区内施設として利用者・家族の苦情や相談等を受け付けます。	□
366	大泉福祉作業所の民営化後、区は運営費を補助するところがあるが、法人が運営できない状況に陥らないか。利用者が不利益を被ることはないか。	民営化後も、これまで提供してきたサービス水準の維持・向上を図るには、法人の財政的負担を軽減し、運営の安定性・継続性を確保することが必要であるため、土地・建物を無償貸付するとともに、国の給付費等だけでは運営できない経費を補助することとしています。区は、法人の運営状況の定期的な確認や意見交換会の開催等を行うほか、必要な支援や指導により、これまでのサービス水準を維持・向上させていきます。	○
367	大泉福祉作業所は多機能型事業所になるのか。	大泉福祉作業所は、現在実施している就労継続支援B型に加え、民営化後は、利用者の高齢化や障害の重度化に対応するため、生活介護を開始し多機能型事業所となります。	○
368	大泉つつじ荘(重度障害者グループホーム)の対象者を教えてほしい。	大泉つつじ荘の重度障害者グループホームは、令和4年4月からの民営化を見据え、令和3年10月から先行実施しています。現在、障害支援区分5および6の方が入居されています。	—
369	今まで、大泉つつじ荘に入居されていた方はどうなったのか。	これまで一定期間(3年間)で入退去する通過型のグループホームでした。利用されていた方は、すでに他のグループホーム等に移行しています。	—
370	貫井福祉園・福祉工房について、現在の指定管理者を運営主体として民営化するということが、区が手を引いてしまう印象がある。	民営化後も、これまで提供してきたサービス水準の維持・向上を図るには、法人の財政的負担を軽減し、運営の安定性・継続性を確保することが必要であるため、土地・建物を無償貸付するとともに、国の給付費等だけでは運営できない経費を補助することとしています。民営化後は、事業者が運営主体となり、自らの創意工夫を柔軟、迅速にサービスに反映できる体制とします。区は、法人の運営状況の定期的な確認や意見交換会の開催等を行うほか、必要な支援や指導により、これまでのサービス水準を維持・向上させていきます。	○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
371	貫井福祉園の通園バス運行区域については、民営化後に区域が変わることはあるのか。	通園バスの運行区域については、乗車時間が長いことによる利用者の心身への負担、支援時間への影響や災害対応などの課題がありました。そのため、お住まいと通所場所を一定のエリア内とするよう運行区域を見直したものです。民営化後も引き続き、現在の運行区域で運用したいと考えています。 個々のご事情等につきましては、総合福祉事務所・相談支援事業所・福祉園等の関係機関にご相談ください。	—
372	氷川台福祉園の改修工事はあるのか。	現在のところ、大規模改修の予定はありません。	—
373	かたくり福祉作業所は民営化するのか。	かたくり福祉作業所は、令和5年度の指定期間満了にあわせ、運営方法を決定します。	○
374	学校調理業務について、給食調理の自校方式からセンター調理に変わってから、子どもから「給食がおいしくなくなった」とか「おかずがたらず、先生が隣のクラスから調達していた」という声がある。学校給食は、区が責任をもって、自校方式を基本とすると明記すべき。	区は給食センターを廃止し、自校方式を基本としています。	※
375	練馬図書館は直営で運営すること。	練馬図書館は、施設の改修後、指定管理者制度の導入を予定していましたが、改修スケジュールを見直したため、導入時期を調整します。	※
376	練馬区立図書館の指定管理者制度導入について、図書館行政を民間に丸投げせずに、直営で運営しないと人材の育成ができないのではないのか。	指定管理者に対しては、定期的なモニタリング等を通して、館の管理・運営について確認し、必要な指導・監督を行っています。 人材の育成については、光が丘図書館が中心となり、指定管理者と連携しながら進めています。	※
377	図書館は、社会教育の重要な施設であり、その地域の文化の拠点だ。その地域の社会教育を推進するためにも、図書館は直営で運営すると明記すべきだ。	図書館の機能が十分発揮できるよう、指定管理者館も含めてサービスの向上と効率的な運営に努めていきます。	※
378	練馬区公共施設等総合管理計画の「10年後を見据えた方針」には「光が丘図書館、練馬図書館についても、サービスの向上と効率的な運営に向けて、検討を進めます」とある。図書館行政を指定管理者への丸投げすることには反対である。	練馬図書館は、施設の改修後、指定管理者制度の導入を予定していましたが、改修スケジュールを見直したため、導入時期を調整します。 光が丘図書館については、サービスの向上と効率的な運営に向けて検討を進めます。 指定管理者に対しては、定期的なモニタリング等を通して、館の管理・運営について確認し、必要な指導・監督を行っています。	△
379	有識者の意見が反映される、図書館協議会がない。「(仮称) これからの図書館構想」に盛り込む必要がある。	現在練馬区立図書館では、各図書館における懇談会、利用者アンケート、ご意見箱等により利用者のご意見をお伺いするとともに、子ども読書活動推進会議等により必要に応じて有識者のご意見もお伺いし、図書館運営に反映するよう努めています。 現時点で図書館協議会を設置する考えはありません。	※
380	図書館は10館が指定管理者が運営している。区立図書館としてのネットワークや長期的な蔵書構成に対する意識が希薄で各館独自の事業が行われている感がある。図書館資料を活用した情報発信、知の拠点としての機能が弱体化している。	直営館、指定管理者館も含めて区立図書館全館の管理・運営の調整は、中央館としての役割を担っている光が丘図書館が行っています。 全館、図書館の設置目的を踏まえ、自主事業を実施し、図書館の利用促進に努めています。 各館の所蔵資料は、収集方針に基づき、主に光が丘図書館が選書および審査を行っています。 全館での定例会議やモニタリングを通じて情報共有を図り、今後も利用者サービスの向上に努めていきます。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
381	練馬区の「練馬区歴史資料デジタルアーカイブ」、「練馬わがまち資料館」を図書館、ふるさと文化館や美術館と共同でシステムを運用し、国立国会図書館の「ジャパンサーチ」と連携して利活用を促進してはどうか。	現在、複数の部署で歴史的資料等をデジタル化した情報発信がなされています。各種のデジタルアーカイブ等を連携するには、組織化した取り組みが必要です。国立国会図書館の「ジャパンサーチ」との連携も含め、今後、研究します。	△
その他			
382	区立の施設は、練馬区民のためにあるという視点が欠如している。文章に、区民のためになるかの言葉がない。 厳しい財政の中でウンナンと言っているが、区は毎年黒字であり、積立金も他の区に比べても何百億を抱えている。それを区民の施設に回すのではなくて、駅前再開発、外環道路など、大規模開発に向けている。この根本的な考えを治さないと、いくら見直し事業を提案しても、前川区政によい点はない。	令和3年度当初予算では、新型コロナの感染拡大による経済の落ち込みが想定されるなか、基金・起債により財源不足を補っています。令和4年度当初予算においても、財源不足が発生しており、基金と起債により補っている状況が続いています。 区はこれまで、計画的に基金を積み立ててきたため、必要な財源を賄っていますが、同様のペースで取崩しを続けられれば、基金は数年で底をつき、起債残高が大幅に増加する可能性があります。 将来に渡って持続可能な財政運営を堅持するために、引き続き、国や都の補助金など、特定財源の確保に努めるとともに、施策の優先順位を見極め、不要不急の歳出を削減し、限りある財源を効果的、効率的に活用していきます。 インフラ整備の遅れている練馬区では、都市計画道路の整備や市街地再開発事業により、安全・快適で災害に強いまちづくりを進めることが不可欠です。 また、公共施設の改修・改築等は、施設の安全性の向上や財政負担の平準化など、優先順位を精査しながら、着実に進める必要があると考えています。	—
383	4章立てになっているが、何回も重複説明があり理解し難い。施設ごとに説明していただいたほうが分かり易い。	実施計画は、単なる改修・改築の計画ではなく、平成28年3月に策定した公共施設等総合管理計画で定めたマネジメント方針に基づき、施設配置の最適化や運営手法の最適化に取り組むものです。 そのため、第1章では施設配置の最適化、第2章では代表的な取組をリーディングプロジェクトとして掲載しています。第3章は施設ごとの取組、第4章は委託・民営化の計画を掲載しています。 掲載方法については、できるだけ分かり易くなるよう、検討していきます。	—
384	オープンハウスという形式ではなく、しっかりとした説明責任を果たす責任が行政にはあるのではないかな。	今回は、素案についての区民の皆様のご意見、ご質問をより丁寧にお聞きし、ご説明するとともに、コロナ禍で大人数が長時間集まることを避けるため、オープンハウス形式を採用しました。 今後とも、よりよいご説明の方法を検討していきます。	—
385	オープンハウスには手話通訳者を常駐させてほしい。全会場が無理な時は数ヶ所でもよい。	手話通訳者については、事前にお申込みをいただき、手配をしています。今後も、必要な時に、確実に手配できるよう、努めていきます。	—
386	オープンハウス開催の問い合わせ先が電話番号のみの記載であった。聴覚障害者への配慮として、電話番号とともにFAX番号も記載してほしい。	申し訳ありませんでした。今後、記載します。	—
387	今回のオープンハウスの開催時間帯では、障害者がいる家庭は行くことができない。いろいろな人やニーズに答えられる時間や場所で開催してほしい。	オープンハウスは区内6か所、曜日・時間等に配慮しながら開催しました。 引き続き、多くの区民の皆様にご参加いただけるよう、努めていきます。	—
388	オープンハウス会場では、多くの課長がいたが、質問に正面から回答できなかった。	オープンハウスでは、改定アクションプラン(素案)、公共施設等総合管理計画(素案)の説明を行い、質問をお受けし、可能な限り丁寧に対応しました。 その場で、十分回答できないものは、必要に応じて、後日、回答を行っています。	—

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
389	計画を立てる上で利用者の声をどの位汲みあげたのか。現在意見を聞いていますが、これがどの位反映されたのかわかるようにしてほしい。	本計画(素案)について、パブリックコメントを実施するとともに、区内6か所でオープンハウスを実施し、意見等を伺ってきました。 お寄せいただいたすべてのご意見について検討し、区の考え方をお示しています。	—
390	進めようとしている内容や、その進め方が本当に酷い。何か利益を得る会社や議員がいるのか。隠して進めても、いずれわかることである。区長だけではなく、すべての職員が軽蔑の対象となる。区民のため、子どものために動いほしい。	本計画(素案)については、パブリックコメントにより区民の皆様のご意見を伺うとともに、区内6か所でオープンハウスを行い、説明を行いました。 引き続き、節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺いながら、進めていきます。	—
391	本計画(素案)の記載内容はすでに決定した事項と考えて良いか。	パブリックコメントなどにより、区民の皆様からお寄せいただいたご意見を踏まえ検討し、令和4年3月を目途に策定する予定です。	—
392	今後も計画が策定される際には素案が公表され、その都度パブリックコメントがあるという理解で良いか。 計画は、障害の有無にかかわらず一緒になって作っていくことが必要だ。	今後も計画を策定する際には、素案を公表し、パブリックコメントなどにより、ご意見を伺っていきます。	—
393	光が丘区民ホールで開催された「オープンハウス」に参加したが、「みどりの風吹くまちビジョン」の展示のみだった。開催会場によって展示内容が異なるとのことだった。12月11日号の「ねりま区報」には、展示される素案のパネルが会場によって異なるということは書かれていない。区民主体の「オープンハウス」になっていない。区民に対して文字通り丁寧な対応を説明をしてほしい。	オープンハウスの会場での案内が十分ではなく、申し訳ありませんでした。 オープンハウスでは、公共施設等総合管理計画のパネルも展示していました。展示するスペースに限りがあったため、令和4年度・5年度に具体的に設計等に着手する事業を中心に展示し、計画全体は、冊子での案内としました。 なお、全ての会場で同じパネルを展示していました。	—
394	高齢者の意見に偏らず、生産年齢世代の意見を取り込む仕組みを作るべきである。ハードの話だけでなくコンテンツやソフトの話の検討ができると良いと思う。	パブリックコメントは、生産年齢世代を含めて区民の皆様から意見を伺う制度です。 公共施設等総合管理計画は、建物の維持・更新、管理・運営方法について、定める計画です。施設の運営など、ソフトの部分でも、ご意見を伺います。また、施設管理者が施設の窓口や、利用者アンケート、利用者懇談会などの機会を通じて、ご意見を伺っています。	□
395	資料に「老朽化」という言葉が出てくるが、修繕や大規模改修をきちんとしている施設がほとんどだと思う。使える施設なのに建てなおそうとする考えは、いかがなものか 安易に「改築します」と言わないでほしい。	施設を安全に維持・運営するため、必要に応じて適宜修繕は行っています。本計画(素案)で大規模改修の計画をしている施設は、築40年程度が経過し、電気配線、空調、給排水の配管を含めた施設全体の改修が必要なものです。大規模改修は、40年に1回の工事であり、多額な費用を要するため、単なる更新だけでなく、バリアフリーや耐震化への対応が十分できるか、今後も設置目的に即した効果的な事業が実施できるかなど、長期的な視点から多角的に検討し、必要に応じて改築を行うこととしています。	—
396	区の施設の役割は平常時のコストだけでなく、非常時にどのような地域の拠点になるのかも加味したほうがいい。平常時に無駄だと削ってきたものが有事には必要だったと気付かれていなかった。その視点からも施設のあり方を考えてほしい。	区立施設は、安全性の向上を最優先に改修・改築等に取り組んでいます。 引き続き、施設の性質等を考慮しながら、災害に備え、耐震性の向上、特定天井の改修、空調機の設置等を進めていきます。	○
397	サンライフ練馬の体育室を卓球で使用している。コロナのワクチンの接種会場になり、使用ができなくなっているため、代替として、体育館を利用したいが、体育館は1年間通じて使う団体が決められており、新規参入ができない。この仕組みを改め、新規参入ができるようにしてほしい。	区は、スポーツ団体の活動の場を安定的に確保すること等を目的として、「定期利用登録団体制度」を設けています。登録された団体は、区立体育館の固定の曜日・時間帯を一般の団体よりも先行して予約することができます。 登録は年度ごとで、翌年度分の受付を11月中旬～12月中旬に行っていますが、新規の団体からの申請も受け付けています。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
398	中村南スポーツセンターや総合体育館などのスポーツ施設では日曜日は、個人利用となっているため、団体利用ができない(団体利用は、火、木ぐらいしかない)。利用できるようにしてほしい。	区立体育館・中村南スポーツ交流センターでは、日頃スポーツに親しむ機会の少ない区民や、団体の所属に関係なく、区民が気軽にスポーツを楽しめることを目的として日曜日は個人利用に限っています。現在、多くの方に利用いただいております。団体利用での貸出枠を新たに設けることは困難と考えています。	—
399	トレーニング室、テニスコートは、割高でもよいので、年末年始も営業してほしい。	年末年始のスポーツ施設の開館・開場は、人員や安全管理の確保、および運営費の課題があるため、現在のところ、考えていません。	—
400	図書館は有料でもいいので年末年始も開館してほしい。また、閲覧席の利用はなしにする、滞在時間に比例して料金が嵩むなどの方策をとることで、区の歳入を増やすことができると思う。	図書館法第17条に「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」と規定されているため、利用料金を徴収することができません。 また、年末年始の開館については、現在のところ考えていません。	—
401	和光市の総合児童センターのような官民複合センターのようなものをつくってもいいのではないかと思います。	大規模な施設の整備・改築などで、民間事業者の資金、経営能力・技術的能力を活用する効果が見込まれる事業を対象に、民間活力の活用を検討していきます。	△
402	地区区民館や地域集会所について、予約が高齢者のサークルやカラオケなどで埋まっていることも多く、なかなか子育て世代が近づきかけがない。日中は子育てスペースが開放されているが、基本的には会議室や和室スペースなど大半は高齢者が出入りする施設という雰囲気、子育てスペースの利用者も少なく、もったいない印象である。改修をきっかけにどこか1か所でも武蔵野プレイスや文京区の若者支援施設のような若者や子育て世代が集まる、明るい雰囲気の施設を練馬区の目玉として作れないか。	地区区民館、地域集会所は、幅広い世代の方に、より利用しやすい施設になるよう、利用者の皆様からの意見を伺いながら、改善に努めていきます。 施設の改修や改築の際には、社会状況の変化に伴う区民ニーズの変化などを考慮し、優先度の高い機能への転換を検討します。若者や子育て世代が集まる施設についても、児童館や青少年館のあり方を含めて検討していきます。	△
403	待機児童がゼロにはなったと発表したけど、今年についてはコロナ禍という特殊な状況の中で離職を余儀なくされたり、預けることを躊躇した方も少なくないと思う。そのような状況を加味して検証がなされたのか。 待機児童がゼロになったからOKではなく、保育環境の改善やまだ増えるだろう保育希望者への対応をお願いします。	待機児童数は、厚生労働省が示す要領にもとづいた基準により算出し、令和3年4月に待機児童ゼロを達成しました。今後も、待機児童ゼロを継続するため、令和5年4月に向けて新たに私立保育所を9か所整備し、練馬こども園1園を認定します。あわせて、保育サービスの充実に取り組めます。	□
404	高齢者向け施設への投資は更に進めて頂きたい。健康を維持している高齢者に対して保険料の返還等報奨金制度の検討し、健康キャンペーン等の推進を希望する。	特別養護老人ホーム等の高齢者施設については、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき着実に整備を進めます。介護保険料の返還等報奨金制度は実質的に保険料の軽減・免除となります。保険料の軽減・免除事由は法令で定められたものに限られるため、介護保険制度内で実施することは困難です。 なお、高齢者が元気なうちから介護予防に取り組めるよう、食事や運動・ウォーキングなどの様々な教室、介護予防についてわかりやすく伝えるイベントを実施しております。	※
405	空き施設を活用し、コワーキングスペースを創生して収入を増やしてはどうか。	移転等により、空き施設となるものは、新たな行政需要に応える施設への転換や、老朽化した施設の移転先とするなど、有効活用を図っています。 コワーキングスペースは、民間事業者における設置が進んでいることから、今後の動向を注視し、公共施設としての必要性を研究します。	—

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
406	公共施設にフリースペースを作って欲しい。学校の保護者同士など、10数分で終わる内容で使える場所が公共施設にはない。簡単に使える場所があれば、もう少し地域の人（ここでは学校の保護者だが）と繋がるのがおっくうでなくなるとし、ニーズはあると感じる。	区民・産業プラザの区民協働交流センターでは、簡単な打合せ等で利用いただける「交流コーナー」を設けています。 男女共同参画センターにも「交流コーナー」があります。 また、地域集会所等に設置している街かどケアカフェは、高齢者をはじめとする地域の方が気軽に立ち寄り、介護予防について学んだり、健康について相談できる地域の拠点であり、どなたでもご利用いただけるスペースとなっています。	—
407	地域の投票所を減らすことは、年配の世代にとっても不便になる。区立施設は本来の目的以外の面でも地域の財産であり、役割を果たし続ける必要がある。	今回の計画で、投票所になっている施設を廃止する予定はありません。廃止や機能転換等を行う場合は、災害時の避難場所の指定など、代替機能も含めて検討していきます。	—
408	田柄地区でも小中一貫校の設立を検討してほしい。	区では、全ての小中学校において、中学校区を基盤として「学力・体力の向上」「豊かな人間性・社会性の育成」「安定した学校生活」を柱に様々な連携活動を実施する小中一貫教育に取り組んでいます。 今後の施設一体型小中一貫教育校の設置については、小中一貫教育校の成果の検証を踏まえつつ、小中学校の通学区域の関係や施設形態、地域間のバランス等を勘案し検討していきます。	△
409 ～ 412	関越高架下の地域活動倉庫は遠い。東部にもつくってほしい。（他、同様3件）	区東部の施設の跡地を活用して、地域活動倉庫を整備します。その旨を追記します。	◎
413	障害者福祉施設をどこに建てても、利用者が通いやすいよう、交通網を整備して欲しい。	練馬区の公共交通は、鉄道が主に東西方向を走り、路線バスが南北方向の主要な交通となっています。また、公共交通の空白地域の改善を目的にみどりバスを運行しており、これらの鉄道・バスにより公共交通体系を形成しています。 引き続き、関係機関等との協議および検討を進め、区内交通網の充実に努めていきます。	△
414	区民・産業プラザの突出した維持費が気になる。いずれの施設も利用料だけでは維持費を賄うことができていないが、外部委託運営を含めて、より効率的に収益を得られるような運用を検討してほしい。	区民・産業プラザについては、令和3年10月から研修室の営利目的も可とし、利用料の増収に取り組んでいます。引き続き、施設の指定管理者と協議しながら、収入の確保につながる取組を検討していきます。併せて、施設の維持費をはじめ効率的な施設運営に努めていきます。	△
415	中村敬老館の工事により、他の施設を利用しなくてはならなくなった。他の施設での団体登録をしなくても利用できるようにしてほしい。	他の区立施設をご利用いただく際は、各施設の利用方法に従っていただくようお願いします。	※
416	大泉つつじ荘の定員は何名か。	定員は12名です。	—
417	福祉園利用者のPCR検査の継続を希望する。	今後の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、国・都と連携して必要な対応を図っていきます。	—
418	就労継続支援B型では、高齢化する利用者に対してどのような送迎の支援があるのか。	高齢化により送迎のニーズがあるなど、個別に移動の支援が必要な方については、総合福祉事務所に相談ください。	—
419	令和4年度から区立福祉園の通園バスの運行区域が決められるが、福祉園利用者調整の進捗状況を教えてほしい。	通園バスの運行区域を理由に移籍を希望されている方も含め、利用申込みをいただき調整しています。	—
420	松の実事業所について、今後も引き続き区の施設を貸し出すという想定か。	現在、区の施設としては使わなくなった建物等を民間の障害者施設に無償で貸し付けています。区は原則として施設の老朽化による改修・改築は行わず、順次、移転・家賃補助への移行、事業者への売却、事業者による現地での建替えなどを進めます。 松の実事業所も含め、これら施設については、事業者と利用者の状況を考慮しながら、協議・調整を行っていきます。	○

令和4年3月10日
企画部企画課
区政改革担当部 区政改革担当課

公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和4年度・5年度）（案）について

1 素案から案への主な変更・追加等について

（※）備考欄の凡例

「◎」：区民意見等を踏まえ変更したもの

	頁	変更箇所	変更・追加等の内容	備考 (※)
第2章 リーディングプロジェクト				
1	8頁～12頁	1～5	・令和4年度・5年度の事業費を追加	
2	10頁	3 年度別取組表	・北町福祉作業所、シルバー人材センター作業所の5年度の取組に「工事」を追記	
3	11頁	4 リード文	・美術館の改築理由として、展示・収蔵環境やバリアフリーなど、多くの課題を抱えているため、大規模改修では対応が困難な旨を追記 ・サンライフ練馬の引き続き必要な機能を具体的に記載し、美術館の再整備、中村橋区民センターの大規模改修、他施設での実施等により対応する旨を追記 ・中村橋区民センターの大規模改修で整備するサンライフ練馬の代替について「会議室の増設」を追記	◎
第3章 区立施設改修・改築等実施計画				
4	14頁～31頁 34頁～36頁	2・3	・令和4年度・5年度の事業費を追加	
5	15頁	2(1)② 年度別取組表	・再開発ビルに移転する機能について、5年度の目標、4年度、5年度の取組を「移転に向けた調整」に修正	
6	18頁	2(4)② リード文	・美術館の改築理由と、改築にあわせてサンライフ練馬の会議室の代替としても活用できる多目的室を設置する旨を追記	
7	21頁	2(6)① リード文	・サンライフ練馬の引き続き必要な機能を具体的に記載し、その代替を確保する旨を追記	◎
8	22頁	2(7)① リード文	・谷原保育園の近隣に民間保育園を誘致することで充実する具体的なサービス内容を追記 ・谷原保育園の保護者からの相談に応じることや、異年齢交流などを検討する旨を追記	
9	28頁	2(9)① 年度別取組表	・5年度の取組に「工事」を追記	

	頁	変更箇所	変更・追加等の内容	備考 (※)
10	29 頁	2 (10) ① リード文	・中村橋区民センターの大規模改修にあわせて、貫井地区区民館の貸館機能を拡充し、トレーニング室、会議室を増設する旨を追記	◎
11	34 頁	3 (1) リード文 年度別取組表	・新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮しながら、移転の時期を調整する旨に修正 ・4年度 of 取組に「調整」を追記	
12	35 頁	3 (3) リード文 年度別取組表	・光が丘保管所移転後、新たな活用を検討し、活用の見込みがない場合は、除却する旨に修正 ・5年度の目標と5年度の取組を「除却」から「新たな活用の検討」に修正	
13	35 頁	3 (4) リード文 年度別取組表	・シルバー人材センター作業所移転後、建物を除却し、防災備蓄倉庫と地域活動倉庫を整備する旨に修正 ・シルバー人材センター作業所の移転時期を4年度から5年度に修正し、5年度の目標に追記 ・5年度の目標と5年度の取組に「現建物の除却設計」と「倉庫の設計」を追記	◎
14	36 頁	3 (5) 年度別取組表	・旧北保健相談所と練馬区障害者就労支援室の4年度の取組に「除却設計」を追記	
15	36 頁	3 (6) 年度別取組表	・4年度の取組を「調整」から「不動産鑑定」に修正	
16	38 頁	4 (2) リード文 年度別取組表	・旧富士見台作業所は、現在の貸付事業者へ施設を売却する旨を追記 ・表を同作業所の売却スケジュールに修正	
第4章 委託・民営化実施計画				
17	43 頁	2 (1) ③ 年度別取組表 新規	・地域子ども家庭支援センター光が丘・分室の3年度末の見込みを「準備」から「指定管理者制度の指定期間満了」に、4年度の取組を「開始」から「業務委託開始」に、5年度の取組を「実施」から「継続」に修正 ・児童相談体制「練馬区モデル」の進化、(仮称)都立練馬児童相談所の設置の記載を追記	
18	49 頁	2 (4) ② リード文 年度別取組表	・選別作業を新たに業務委託する旨を追記 ・表の5年度の目標を「(不燃ごみ資源化事業)」から「(不燃ごみ選別作業)」に修正	

2 公共施設等総合管理計画〔実施計画〕(令和4年度・5年度)(案) 別紙のとおり

練馬区公共施設等総合管理計画 〔実施計画〕

令和4年度（2022年度）・5年度（2023年度）

〈案〉

令和4年（2022年）3月

練 馬 区

目次

はじめに

1 実施計画の目的、位置づけ	1
2 実施計画の内容	2
実施計画の見方	3

第1章 施設配置の最適化の推進

1 機能の転換	4
2 統合・再編	4
3 複合化	4

第2章 リーディングプロジェクト

1 旧高野台運動場用地における病院と福祉園の整備	8
2 新たな小中一貫教育校の設置と周辺施設の集約	9
3 北保健相談所移転と周辺施設の集約	10
4 美術館の再整備にあわせた中村橋駅周辺施設の統合・再編	11
5 練馬春日町駅周辺施設の統合・再編	12

第3章 区立施設改修・改築等実施計画

1 実施計画（改修・改築）改定の基本的な考え方	13
2 施設種別ごとの取組	14
(1) 庁舎等	14
(2) 保健相談所	16
(3) 土木出張所、公園出張所	17
(4) 文化・生涯学習施設	18
(5) スポーツ施設	20
(6) 産業振興・勤労者福祉施設、集会施設	21
(7) 子どもと青少年の施設	22
(8) 高齢者福祉施設	27
(9) 障害者福祉施設	28
(10) 地域の施設	29
(11) 教育施設	30
3 跡施設・跡地の活用	34
(1) 光が丘第七小学校跡施設	34
(2) 旧 春日町児童館・敬老館	34
(3) 現 光が丘保管所（再利用家具置場）	35

(4)	現 シルバー人材センター作業所	35
(5)	田柄第二ストックヤード跡地	36
(6)	現 光が丘病院施設	36
4	外郭団体や民間事業者へ貸し付けている施設等	37
(1)	民営化した特別養護老人ホーム・デイサービスセンター等	37
(2)	作業所・生活介護施設	38
第4章 委託・民営化実施計画		
1	区立施設の管理運営手法の基本的な考え方	39
2	施設種別ごとの取組	40
(1)	子どもと青少年の施設	40
(2)	高齢者福祉施設	45
(3)	障害者福祉施設	46
(4)	清掃関連施設	49
(5)	教育施設	50
(6)	文化・生涯学習施設	51

はじめに

1 実施計画の目的、位置づけ

平成 28 年 10 月に策定した区政改革計画に基づく個別計画として、平成 29 年 3 月に公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を策定しました。総合管理計画では、区立施設や都市インフラの維持・更新、管理の総合的マネジメント方針を示しました。

区立施設のマネジメントは、単に施設の総量削減、コストの削減を目指すものではなく、社会の状況が大きく変化するなか、長期的な視点に立ち、練馬区の実情に即した望ましい施設の実現を目標としています。

実施計画は、区立施設のマネジメントをハード、ソフトの両面から推進するため、年度別の具体的な取組内容を定めるものです。

令和 2 年 3 月に、令和 2 年度から 5 年度までを計画期間として実施計画を策定し、取組を進めてきました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和 3 年度の予算編成にあたり、緊急対策として、改修や改築に着手していない事業を中心に、可能なものは延期するなど見直しを行いました。

本実施計画では、緊急対策として見直した事業も含めて、改めて安全性の向上や財政負担の平準化などを基本に優先順位を精査し、令和 4 年度、5 年度に取り組む内容を整理しています。

緊急対策で計画を見直した主な改修・改築事業

- 改修：北町福祉作業所の大規模改修
 - 生涯学習センター・練馬図書館の大規模改修
 - 中村敬老館の工事（街かどケアカフェ・地域包括支援センターへの機能転換）
 - 北大泉地区区民館の大規模改修
- 設計：美術館の設計
 - 高野台敬老館の設計
 - 西大泉地区区民館の基本設計
 - 向山小学校の基本設計
 - 田柄中学校の基本設計

2 実施計画の内容

実施計画では、区立施設の維持・更新、委託・民営化に関する年度別計画を明らかにしています。

道路や橋梁等の都市インフラの実施計画は、「第2次みどりの風吹くまちビジョン」の「改定アクションプラン（年度別取組計画）」に記載しています。

【実施計画の見方】

取組の概要を紹介しています。

(9) 障害者福祉施設

① 福祉作業所

北町福祉作業所は、大規模改修を行います。その際には、北保健相談所の移転に伴う空きスペースを活用し、利用者の高齢化や障害の重度化に対応するため、機能を拡充し、令和6年度から生活介護事業を開始します。

大規模改修の際には、工事中の一時移転施設として光が丘第七小学校跡施設を活用します。＜リーディングプロジェクト3＞

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【北町福祉作業所】 大規模改修 [再掲]	実施設計 (令和2年度)	工事	工事 使用開始
事業費(百万円)		218	216

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

枠内の事業の完了年度を記載しています。

令和4年4月1日時点の組織名を記載しています。

第2章リーディングプロジェクトに掲載している施設を「再掲」としています。

「事業費」欄

- 各年度に必要な事業費を十数万円の位を四捨五入し、百万円単位で記載しています。
- 百万円未満の事業費は、1百万円としています。
- 事業にかかる初期経費（イニシャルコスト）を計上しています。施設整備後の維持管理費・運営費のような経常的経費（ランニングコスト）は、事業費には含まず、各年度の予算で計上するものとしています。
※事業費の内訳：計画等策定支援委託料、設計委託料、工事費、工事監理費、仮設施設等賃借料など
- 令和5年度の事業費は、策定時点で見込まれる金額を計上しています。当該年度の予算編成時に改めて精査します。
- リーディングプロジェクトと施設種別ごとの取組の両方に掲載している事業は、それぞれに事業費を掲載しています。

【凡例】

- 「0」 …事業計画はありますが、経費を必要としないものです。
- 「-」 …事業未実施または事業完了等により事業費がないものです。
- 「***」 …検討・協議の結果に基づき今後必要な経費を計上していくものです。

第1章 施設配置の最適化の推進

公共施設等総合管理計画に示した「施設配置の最適化方針」に基づき、改修・改築を進めるにあたっては、これまでの機能をそのまま更新するのではなく、「将来にわたって行政が確保すべき機能か」、「費用対効果の面で効率性はどうか」、「対象やサービス内容が他と重複していないか」、「現在の施設でないと提供できないサービスか否か」などの視点から見直します。そのうえで、つぎの3つの手法を組み合わせることにより、施設配置の適正化を推進します。

1 機能の転換

社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮し、優先度が高い機能への転換を検討します。

機能の転換による有効活用が困難な場合は、貸付や売却を検討します。

また、利用が限定的となっている施設は、より幅広い活用ができるよう、機能を転換します。

2 統合・再編

同種あるいは類似の施設が重複している区立施設は、施設の配置バランス・箇所数などを考慮し、公平性や良好なサービス提供の観点から統合・再編を実施します。現在の施設（場所・建物）でなくても提供できるサービスは、移転・集約を検討します。

地域施設（児童館、敬老館、地区区民館、地域集会所）は、統合・再編し、長期的には概ね中学校区に1か所程度になるよう、再配置を検討します。

3 複合化

大規模改修や改築の際には、周辺施設や新たな区民サービスの機能との複合化を検討します。複数の機能を一つの施設へ集約することで、施設規模の抑制・延床面積の削減を図りつつ、必要な機能を備えます。

また、まちづくりにあわせて、駅周辺への施設の集約を検討します。その際は、民間の資金、ノウハウの活用も含めて検討します。

小中学校は、改築にあわせて周辺施設との複合化を検討します。

【令和４・５年度の取組対象例】

施 設 名	取 組 内 容
・石神井庁舎	・まちづくりにあわせて、区民生活に密着した行政サービスを再開発ビルへ移転し、その後の建物・敷地の有効活用を検討します。
・東京中高年齢労働者福祉センター（サンライフ練馬） ・勤労福祉会館	・社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮しながら、機能を整理します。 ・サンライフ練馬は、令和７年度を目途に廃止し、敷地は美術館の改築に活用します。引き続き必要な機能については代替を設けます。 ・勤労福祉会館は、今後のあり方を定めます。
・中村橋区民センター	・トレーニング室や会議室など、サンライフ練馬の代替が確保できるよう、大規模改修の設計を行います。
・春日町青少年館 ・南大泉青少年館	・社会状況の変化に伴う区民ニーズや利用状況等を考慮しながら、必要な機能を検討し、今後のあり方を定めます。 ・春日町青少年館は、施設貸出機能を備えた春日町南地区区民館、春日町地域集会所との統合・再編を検討します。
・秩父青少年キャンプ場	・利用状況、立地環境、民間による類似施設の状況などを考慮しながら、今後の方向性を定めます。
・中村敬老館 ・高野台敬老館	・街かどケアカフェ、地域包括支援センターに機能転換します。
・春日町南地区区民館	・春日町青少年館、春日町地域集会所との統合・再編を検討します。
・春日町地域集会所	・春日町青少年館、春日町南地区区民館との統合・再編を検討します。
・旭丘小学校 ・旭丘中学校 ・栄町児童館 ・栄町敬老館	・新たな小中一貫教育校（旭丘小学校・旭丘中学校）の整備にあわせて、栄町児童館、栄町敬老館を複合化します。 ・栄町敬老館は、街かどケアカフェ、地域包括支援センターに機能転換します。
・下田少年自然の家	・施設の老朽化が進んでいるほか、臨海学校を中止することから廃止します。
・敬老館、地区区民館、厚生文化会館の浴室	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため休止をしている浴室の利用について、休止前の利用状況、再開の際に生じる修繕費、再開後の運営費等を考慮しながら、今後のあり方を検討します。

参考 【平成２９年度以降の主な取組事例】

旧施設名	新たな活用内容
出張所（１１か所） （平成２９年３月廃止）	地域包括支援センター６か所（平成２９年４月から順次）
	街かどケアカフェ４か所（平成２９年４月から順次）
	図書館資料受取窓口２か所（平成２９年９月から）
光が丘ひまわり学童クラブ（令和２年３月廃止）	地域包括支援センター（令和３年３月から）

※この他に現在進めている取組は、本実施計画の中で示しています。

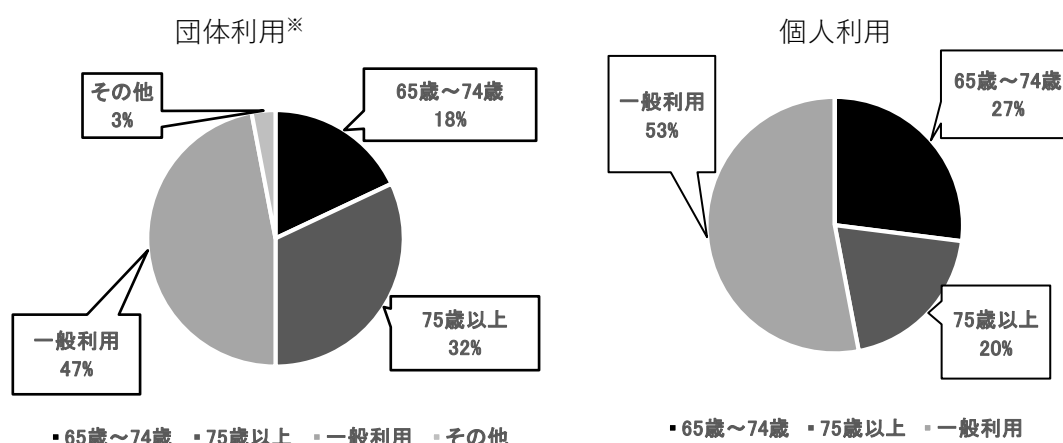
★ 施設の設置目的と利用実態について ★

公共施設は、それぞれ行政目的をもって整備してきました。しかし、社会状況の変化とともに区民ニーズも変化し、設置目的と利用実態が必ずしも一致しているとは言えない施設があります。

(1) 勤労者福祉施設

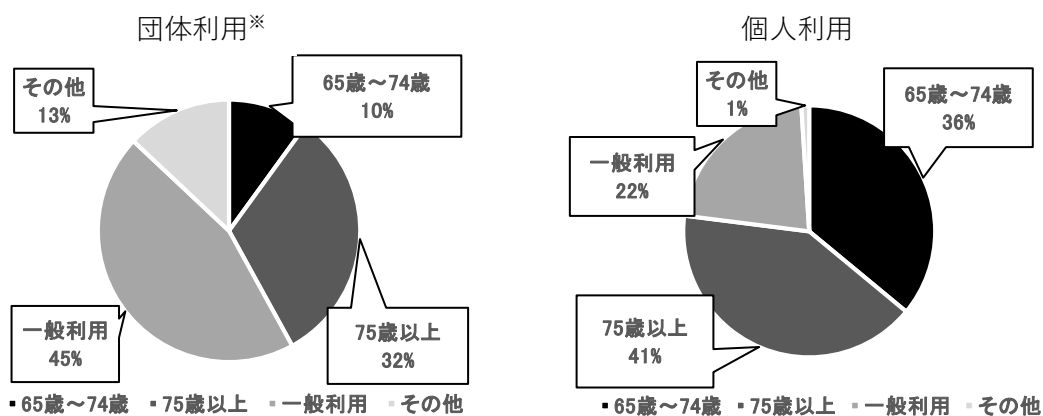
サンライフ練馬、勤労福祉会館は主に勤労者の福祉の向上を目的に設置していますが、勤労者だけでなく、幅広い年代の方が利用しており、とりわけ高齢者の利用が多くなっています。

〔サンライフ練馬の利用状況（令和元年度）〕



使用料の区分別統計では、団体利用、個人利用とも 65 歳以上の利用が半分程度

〔勤労福祉会館の利用状況（令和元年度）〕



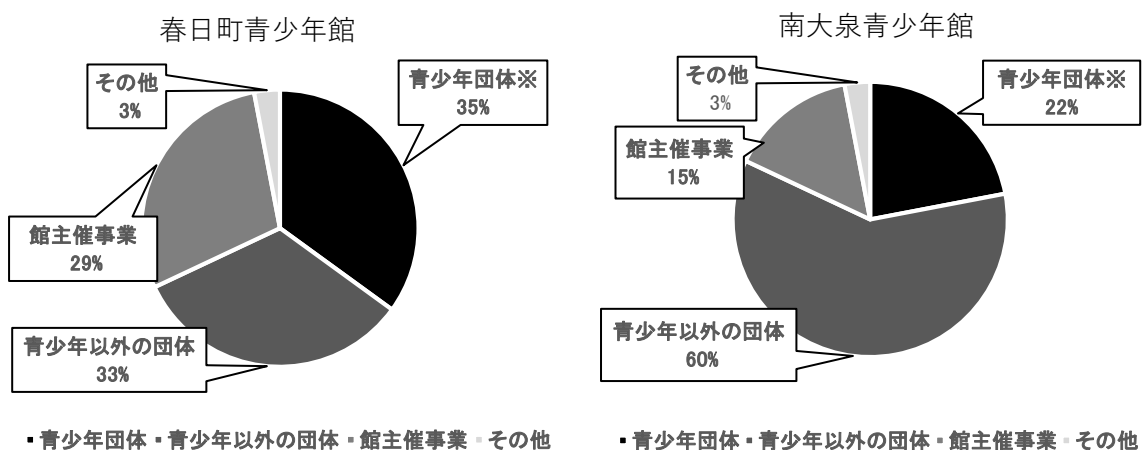
使用料の区分別統計では、団体利用は 4 割強、個人利用は 7 割強が 65 歳以上の利用

※ 団体利用の 65 歳～74 歳、75 歳以上の区分は、10 名以上の団体で、構成員の半数以上が 65 歳～74 歳、75 歳以上の団体です。一般利用団体の構成員の中に 65 歳以上の方が含まれている場合もあります。

(2) 青少年館

青少年館は、青少年の健全育成を目的に設置していますが、勤労者福祉施設と同様に、幅広い年代の方が利用しています。

〔図：青少年館の団体別利用状況（令和元年度）〕



使用料の区分別統計では、春日町は3割強、南大泉では6割が青少年以外の利用

※ 青少年団体は、5名以上の団体で、構成員の半数以上が小学生以上30歳以下の団体です。

－課題－

勤労者福祉施設、青少年館とも、建設当初とは社会状況が大きく変化し、施設の設置目的と利用実態があわなくなっています。

利用実態を踏まえ、類似機能を持つ施設との統合・再編や新たな区民ニーズに対応する施設への機能転換などを考える必要があります。

第2章 リーディングプロジェクト

1 旧高野台運動場用地における病院と福祉園の整備

旧高野台運動場用地に回復期・慢性期の機能を有する病院を誘致します。あわせて、同敷地に民間事業者が整備・運営する福祉園を誘致します。隣接する高野台防災備蓄倉庫は改築・拡張しました。

近接する石神井町福祉園は廃止し、跡地には、重度障害者グループホームを誘致します。誘致するグループホームは、ショートステイと相談機能を付加した「多機能拠点整備型」の地域生活支援拠点とします。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
旧高野台運動場用地			
【病院の誘致】 病院開設※1	工事	工事 開設	—
【福祉園の誘致】 福祉園開設※1	工事	工事 開設	—
【高野台防災備蓄倉庫】 改築・拡張	工事 使用開始 (平成30年度)	—	—
【運動場既存建物】 建物の除却	建物の除却 (平成30年度)	—	—
現 石神井町福祉園用地			
【石神井町福祉園】 建物の除却	—	除却設計 施設廃止	建物の除却
【重度障害者グループ ホーム誘致】 施設整備設計※1	—	運営事業者選定	設計
事業費（百万円）		783	75

※1…設計・工事は事業者が実施

事業実施課：地域医療担当部 医療環境整備課、福祉部 障害者施策推進課
危機管理室 防災計画課

2 新たな小中一貫教育校の設置と周辺施設の集約

旭丘小学校、旭丘中学校は新たな小中一貫教育校として改築します。あわせて、老朽化している栄町児童館・敬老館を複合化し、新たな区民ニーズに応える児童館や街かどケアカフェ、地域包括支援センターに機能転換します。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
【旭丘小学校・旭丘中学校】 小中一貫教育校設置に向けた改築工事	実施設計	実施設計	工事
【児童館・街かどケアカフェ・地域包括支援センター】 小中一貫教育校と複合化し、移転・改築	実施設計	実施設計	工事
事業費（百万円）		242	1,739

事業実施課：教育振興部 教育施策課、学校施設課

こども家庭部 子育て支援課

高齢施策担当部 高齢社会対策課、高齢者支援課

3 北保健相談所移転と周辺施設の集約

北保健相談所を平和台駅近くへ移転・改築し、あわせて、老朽化している春日町児童館・敬老館を複合化し、新たな区民ニーズに応える児童館や街かどケアカフェ、地域包括支援センターに機能転換しました。

北保健相談所の移転に伴う空きスペースは、北町福祉作業所の利用者の高齢化や障害の重度化に対応するため、機能を拡充し、令和6年度から生活介護事業を開始するとともに、シルバー人材センター作業所の移転先として活用します。北町福祉作業所の大規模改修の際には、工事中の一時移転施設として光が丘第七小学校跡施設を活用します。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
(新) 北保健相談所			
【北保健相談所・児童館・街かどケアカフェ・地域包括支援センター】 複合化・移転・改築	開設 (令和 3 年度)	—	—
北保健相談所の移転後の空スペース			
【北町福祉作業所】 大規模改修	実施設計 (令和 2 年度)	工事	工事 使用開始
【シルバー人材センター作業所】 大規模改修 移転・使用開始	実施設計 (令和 2 年度)	工事	工事 移転 使用開始
事業費 (百万円)		304	299

事業実施課：高齢施策担当部 高齢社会対策課

福祉部 障害者施策推進課

4 美術館の再整備にあわせた中村橋駅周辺施設の統合・再編

美術館は、7,000点を超える収蔵品の活用や大規模企画展の開催にはスペースが不足し、展示・収蔵環境やバリアフリーなど、多くの課題を抱えているため、大規模改修では十分な対応が困難です。再整備基本構想で掲げる「まちと一体となった美術館」、「本物のアートに出会える美術館」、「併設の図書館と融合する美術館」の3つのコンセプトの実現に向け、東京中高年齢労働者福祉センター（以下「サンライフ練馬」という。）の敷地とあわせて全面改築します。

貫井図書館は、美術館の改築にあわせて一体的に整備します。

社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮し、サンライフ練馬は令和7年度を目途に廃止します。トレーニング室や会議室、相談事業等、引き続き必要な機能については、美術館の再整備、中村橋区民センターの大規模改修、他の施設での実施等により、代替を設けます。廃止後の敷地は、美術館の改築で活用します。

中村橋区民センターは、トレーニング室の移設や会議室の増設など、サンライフ練馬の代替が確保できるよう、大規模改修の設計を行います。大規模改修時に休止できない事業について、光が丘第七小学校跡施設やサンライフ練馬の部屋の一部を活用します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【美術館】 再整備基本構想に基づく改築に着手	構想の策定	設計者選定 設計	設計
【貫井図書館】 再整備基本構想に基づく改築に着手	構想の策定	設計者選定 設計	設計
【サンライフ練馬】 廃止に向けた調整	機能の整理	調整	調整
【中村橋区民センター】 大規模改修に着手	大規模改修の 内容の決定	基本設計 実施設計	実施設計
事業費（百万円）		81	262

事業実施課：地域文化部 文化・生涯学習課
産業経済部 経済課

教育振興部 光が丘図書館
福祉部 障害者サービス調整担当課

5 練馬春日町駅周辺施設の統合・再編

練馬春日町駅周辺には、施設貸出機能を備えた春日町青少年館、春日町南地区区民館、春日町地域集会所があり、各施設とも大規模改修が必要な時期となっています。

各施設の事業内容や利用状況等を踏まえ、新たな区民ニーズへの対応も考慮しながら、統合・再編や機能転換を検討し、改修・改築の方向性を定めます。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
【春日町青少年館・春日町南地区区民館・春日町地域集会所】 改修・改築の方向性の決定	検討	検討	決定
事業費（百万円）		0	0

事業実施課：こども家庭部 青少年課

地域文化部 地域振興課

第3章 区立施設改修・改築等実施計画

1 実施計画（改修・改築）改定の基本的な考え方

令和3年度の予算編成にあたり、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急対策として、改修や改築に着手していない事業を中心に、可能なものは延期するなど見直しを行いました。

本実施計画では、緊急対策として見直した事業も含めて、以下の考え方に基づき、令和4年度・5年度に取り組む事業を整理しました。

1 計画どおり進める事業

（1）既に工事等に着手している事業

（2）他の事業者（都、民間事業者）のスケジュールにあわせる必要がある事業

- 石神井公園駅南口西地区の再開発事業にあわせた石神井庁舎の機能の一部移転 など

2 優先して取り組む事業

（1）安全性の向上の観点から、早期に取り組む必要がある事業

- 文化センター（特定天井）の改修 など

（2）財政負担の平準化の観点から、着実かつ計画的に進める必要がある事業

- 学校施設の改築 など

（3）他の施策との関連で、着実に進める必要がある事業

- サンライフ練馬を活用した中村橋区民センターの改修
- 地域包括支援センターの増設・移転
- 光が丘第七小学校跡施設を活用した障害者福祉施設の改修
- 学童クラブの校内化 など

3 上記以外の事業

上記1、2を優先したうえで、類似機能を持つ施設や近隣施設の同時休館回避、区全体の財政状況や改修・改築等にかかる財政負担の平準化の観点から時期を調整しながら計画化

2 施設種別ごとの取組

(1) 庁舎等

① 練馬区役所

区の行政機能の中核となる施設であり、あわせて区議会があります。災害時には防災拠点としての機能も担います。行政機能に滞りのないよう、計画的に改修を行っています。

東庁舎は区役所周辺の施設との統合・再編の可能性を含めて検討し、本庁舎と東庁舎の改修等の計画を検討します。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
【本庁舎・東庁舎】 改修等の計画検討	検討	検討	検討
事業費（百万円）		0	0

事業実施課：総務部 総務課

② 石神井庁舎（石神井再開発ビル）

石神井庁舎は、様々な公共サービス機能を備えています。

石神井公園駅南口西地区の再開発事業にあわせて、駅前の再開発ビルに区民生活に密着した行政サービスである区民事務所、戸籍、国保、総合福祉事務所、地域包括支援センター、子ども家庭支援センターを移転します。あわせて、乳幼児一時預かり室、生活サポートセンターを新たに設置し、区民サービスの向上を図ります。

移転しない機能については、今後の方向性を検討します。

石神井庁舎の建物・敷地は、区民が活動・交流できる機能への転換など、有効活用に向けて、改修・改築や民間活力の活用等を検討します。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
再開発ビルへ移転する機能の決定・移転に向けた調整	決定	移転に向けた調整	移転に向けた調整
その他の機能の方向性の検討	検討	検討	検討
建物・敷地の有効活用の方針案の検討	検討	検討	方針案の検討
事業費（百万円）		0	0

事業実施課：企画部 企画課 総務部 総務課

区民部 戸籍住民課、区民事務所担当課、国保年金課

福祉部 生活福祉課、石神井総合福祉事務所 高齢施策担当部 高齢者支援課

こども家庭部 子ども家庭支援センター 都市整備部 西部地域まちづくり課

③ 中村北分館

区の情報処理センターとして引き続き活用するとともに、空きスペースの活用の方針を決定します。なお、令和 5 年度に建物と敷地を買い取る方針です。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
空きスペース活用に向けた方向性の決定	検討	検討	建物・敷地の取得方向性の決定
事業費（百万円）		0	***

事業実施課：企画部 企画課、情報政策課

(2) 保健相談所

豊玉保健相談所は、併設の障害者地域生活支援センター等とあわせて、周辺施設との統合・再編の可能性を含めて検討します。

大泉保健相談所は、築30年以上経過し大規模改修が必要になることから、移転・改築の可能性も含めて検討します。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
【豊玉保健相談所】 改修・改築等の方向性 の検討	検討	検討	検討
【大泉保健相談所】 検討	検討	検討	検討
事業費（百万円）		0	0

事業実施課：健康部 健康推進課

(3) 土木出張所、公園出張所

東部土木出張所支所は、東京都下水道局の浸水対策整備事業に伴い、平成29年度に東京都が解体しました。令和4年度に、同じ敷地に改築します。

西部土木出張所と西部公園出張所は、石神井庁舎の将来的な建物・敷地の有効活用の検討にあわせて、今後の施設配置の方向性を検討します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【東部土木出張所支所】 改築※1	実施設計	工事	開設
【西部土木出張所】 方向性の検討	検討	検討	検討
【西部公園出張所】 方向性の検討	検討	検討	検討
事業費（百万円）		0	0

※1…設計・工事等は東京都が費用負担

事業実施課：土木部 道路公園課、維持保全担当課

(4) 文化・生涯学習施設

① 練馬文化センター

特定天井の改修や舞台等設備の更新など、大規模改修を行います。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
特定天井の改修および 舞台等設備の更新	実施設計	実施設計 工事	工事
事業費（百万円）		1,015	3,464

事業実施課：地域文化部 文化・生涯学習課

② 美術館

美術館は、7,000点を超える収蔵品の活用や大規模企画展の開催にはスペースが不足し、展示・収蔵環境やバリアフリーなど、多くの課題を抱えているため、大規模改修では十分な対応が困難です。再整備基本構想で掲げる「まちと一体となった美術館」、「本物のアートに出会える美術館」、「併設の図書館と融合する美術館」の3つのコンセプトの実現に向け、サンライフ練馬の敷地とあわせて全面改築します。改築にあわせて、サンライフ練馬の会議室の代替としても活用できる多目的室を設置します。＜リーディングプロジェクト4＞

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
再整備基本構想に基づ く改築に着手 [再掲]	構想の策定	設計者選定 設計	設計
事業費（百万円）		43	147

事業実施課：地域文化部 文化・生涯学習課

③ 生涯学習センター、同分館

類似のホール機能を持つ文化センターは、令和4年度から特定天井等の大規模改修を実施するため、休館します。このため、生涯学習センターの大規模改修は、当面延期し、必要な改修を順次実施します。

生涯学習センター分館は、必要な機能を精査し代替機能を確保したうえで、廃止を検討します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【生涯学習センター】 改修	実施設計	工事（一部）	—
【生涯学習センター分館】 方向性の検討	検討	検討	検討
事業費（百万円）		175	0

事業実施課：地域文化部 文化・生涯学習課

④ 図書館

練馬図書館は、併設の生涯学習センターとあわせて、大規模改修は当面延期し、必要な改修を行います。

貫井図書館は、併設の美術館の改築にあわせて一体的に整備します。＜リーディングプロジェクト4＞

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【練馬図書館】※1 改修	実施設計	工事（一部）	—
【貫井図書館】※2 美術館の再整備基本構 想に基づく改築に着手 [再掲]	構想の策定	設計者選定 設計	設計
事業費（百万円）		0	0

※1…工事費は「(4)③生涯学習センターに計上」

※2…設計費等は「(4)②美術館に計上」

事業実施課：教育振興部 光が丘図書館

(5) スポーツ施設

① 体育館・プール

石神井プールは、プール槽等を改修します。

総合体育館は、改築に向けて、効率的に整備するための事業方式や、現在地以外への移転の可能性も含めて検討します。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
【石神井プール】 プール槽等の改修	—	設計	工事（完了）
【総合体育館】 改築に向けた検討	検討	検討	検討
事業費（百万円）		3	54

事業実施課：地域文化部 スポーツ振興課

② 運動場等

石神井松の風文化公園の拡張工事にあわせて、スポーツ施設（フットサル・テニス兼用コートその他、スケートボード等ができる広場）の整備に着手します。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
【石神井松の風文化公園】 スポーツ施設の整備に 着手	整備内容決定	調整	基本設計
事業費（百万円）		0	19

事業実施課：地域文化部 スポーツ振興課

(6) 産業振興・勤労者福祉施設、集会施設

① 東京中高年齢労働者福祉センター（サンライフ練馬）

社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮し、サンライフ練馬は、令和7年度を目途に廃止します。トレーニング室や会議室、相談事業等、引き続き必要な機能については、美術館の再整備、中村橋区民センターの大規模改修、他の施設での実施等により、代替を設けます。廃止後の敷地は、美術館の改築で活用します。＜リーディングプロジェクト4＞

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
廃止に向けた調整	機能の整理	調整	調整
事業費（百万円）		0	0

事業実施課：産業経済部 経済課

② 勤労福祉会館

社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮しながら、必要な機能を整理し、大規模改修に向けて、施設活用の今後の方向性を決定します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
今後の方向性の決定	検討	検討	決定
事業費（百万円）		0	0

事業実施課：産業経済部 経済課

(7) 子どもと青少年の施設

① 保育園

上石神井第三保育園は、都営住宅の建替えにあわせて改築します。

保育サービスの充実を図るため、谷原保育園の近隣に民間保育園を誘致します。谷原保育園以上の定員とし、障害児保育は区立園と同じ定員3名とするほか、新たに延長保育や0歳児保育を実施します。谷原保育園は、築55年が経過し、老朽化が進行していることから、在園児（令和4年度入園を含む）が全員卒園する令和8年度末を目途に閉園します。引き続き、保護者からの相談に応じるとともに、異年齢交流などを検討します。

その他、築50年以上で大規模改修が未実施の保育園については、必要な修繕を行いながら、周辺の保育園の整備状況や保育ニーズなどを勘案し、今後の方向性を検討します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【上石神井第三保育園】 改築※1	—	工事	工事
【谷原保育園近隣への 民間保育園の誘致】 施設整備工事※2	調整	運営事業者選定 設計	工事（完了）
【谷原保育園】 閉園に向けた準備	調整	準備	準備
【築50年以上で大規模 改修未実施の保育園】 今後の方向性の検討	検討	検討	検討
事業費（百万円）		638	155

※1…都営住宅の建替えに伴う新築 東京都主体で施工

※2…設計・工事は事業者が実施

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課、保育課、保育計画調整課

② 学童クラブ

上石神井北小学校は、敷地内の保育園跡施設を改修して学童クラブを設置するとともに、改築にあわせて校舎内に設置します。

南町小学校、練馬第三小学校、南田中小学校、大泉第四小学校、光が丘四季の香小学校は、校舎内に設置します。

関町北小学校および旭丘小学校は、改築にあわせて、校舎内に学童クラブを設置します。学童クラブを小学校内に設置する際には早期に「ねりっこクラブ」への移行を進めます。

その他学童クラブ3施設の校内化に着手します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【上石神井北小学校内学童クラブ】 (保育園跡施設) 開設 (学校改築) ※ ¹ 工事	設計 工事	工事 工事	開設 工事
【南町小学校内学童クラブ】 開設	設計	工事	開設
【練馬第三小学校内学童クラブ】 開設	設計	工事	開設
【関町北小学校内学童クラブ】 ※ ¹ 開設	工事 (学校改築)	工事 (学校改築)	開設
【南田中小学校内学童クラブ】 工事	—	設計	工事 (完了)

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
【大泉第四小学校内学 童クラブ】 工事	—	設計	工事（完了）
【光が丘四季の香小学 校内学童クラブ】 工事	—	設計	工事（完了）
【旭丘小学校内学童ク ラブ】※1 工事	設計 (学校改築)	設計 (学校改築)	工事 (学校改築)
その他令和 5 年度に工 事に着手する施設	—	—	設計3校
事業費（百万円）		179	123

※1…事業費は「(11)①小中学校に計上」

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課

③ 子ども家庭支援センター

都営住宅（上石神井四丁目団地）の建替えにあわせて、地域子ども家庭支援センター分室を新設します。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
地域子ども家庭支援セ ンター分室の新設※1	—	工事	工事
事業費（百万円）		48	36

※1…都営住宅の建替えに伴う新築 東京都主体で施工

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課、子ども家庭支援センター

④ 児童館

栄町児童館は、新たな小中一貫教育校（旭丘小学校・旭丘中学校）の設置にあわせて複合化し、乳幼児と保護者や中学生・高校生向けのサービス等を充実します。

<リーディングプロジェクト2>

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【栄町児童館】 小中一貫教育校と複合 化し、移転・改築※1 [再掲]	実施設計	実施設計	工事
事業費（百万円）		0	0

※1…事業費は「(11)①小中学校」に計上

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課

⑤ 青少年館

社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況、児童館との類似機能を考慮しながら、必要な機能を検討し、今後のあり方を定めます。春日町青少年館は、周辺の春日町南地区区民館、春日町地域集会所との統合・再編を検討し、改修・改築の方向性を定めます。<リーディングプロジェクト5>

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【春日町青少年館】 機能の見直し、改修・ 改築の方向性の決定 [再掲]	検討	検討	決定
事業費（百万円）		0	0

事業実施課：こども家庭部 青少年課

⑥ 秩父青少年キャンプ場

利用状況、立地環境、民間による類似施設の状況などを考慮しながら、今後の方向性を定めます。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
今後の方向性の決定	検討	検討	決定
事業費（百万円）		0	0

事業実施課：こども家庭部 青少年課

(8) 高齢者福祉施設

① 敬老館

栄町敬老館は、新たな小中一貫教育校（旭丘小学校・旭丘中学校）の設置にあわせて複合化し、街かどケアカフェと地域包括支援センターに機能転換します。＜リーディングプロジェクト2＞

中村敬老館は、街かどケアカフェと地域包括支援センターに機能転換します。

高野台敬老館は、生涯学習センター分館の一部を活用して移転し、街かどケアカフェと地域包括支援センターに機能転換します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【栄町敬老館】 小中一貫教育校と複合化し、移転・改築※1 [再掲]	実施設計	実施設計	工事
【中村敬老館】 街かどケアカフェ・地域包括支援センターへの機能転換	設計 (令和2年度)	工事	開設
【高野台敬老館】 街かどケアカフェ・地域包括支援センターへの機能転換	調整	設計	工事(完了)
事業費(百万円)		95	20

※1…事業費は「(11)①小中学校に計上」

事業実施課：高齢施策担当部 高齢社会対策課、高齢者支援課

(9) 障害者福祉施設

① 福祉作業所

北町福祉作業所は、大規模改修を行います。その際には、北保健相談所の移転に伴う空きスペースを活用し、利用者の高齢化や障害の重度化に対応するため、機能を拡充し、令和6年度から生活介護事業を開始します。

大規模改修の際には、工事中の一時移転施設として光が丘第七小学校跡施設を活用します。＜リーディングプロジェクト3＞

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【北町福祉作業所】 大規模改修 [再掲]	実施設計 (令和2年度)	工事	工事 使用開始
事業費(百万円)		218	216

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

② 心身障害者福祉センター（中村橋区民センター内）

大規模改修に着手します。大規模改修の際には、工事中の一時移転施設として光が丘第七小学校跡施設等を活用します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
大規模改修に着手 [再掲]	大規模改修の 内容の決定	基本設計 実施設計	実施設計
事業費(百万円)		38	114

事業実施課：福祉部 障害者サービス調整担当課

(10) 地域の施設

① 地区区民館

大規模改修未実施の施設について、順次改修を行います。

貫井地区区民館は、機能再編を検討のうえ、中村橋区民センターの大規模改修にあわせて貸館機能を拡充し、トレーニング室、会議室を増設します。

春日町南地区区民館は、周辺の春日町青少年館、春日町地域集会所との統合・再編や機能転換を検討し、改修・改築の方向性を定めます。＜リーディングプロジェクト5＞

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
【北大泉地区区民館】 大規模改修	実施設計 (令和 2 年度)	工事	工事 (完了)
【東大泉地区区民館】 大規模改修	実施設計	—	工事
【貫井地区区民館】 大規模改修に着手※1	機能再編検討 大規模改修の 内容の決定	基本設計 実施設計	実施設計
【西大泉地区区民館】 大規模改修に着手	—	—	基本設計
【春日町南地区区民館】 改修・改築の方向性の 決定 [再掲]	検討	検討	決定
事業費 (百万円)		241	849

※1…事業費は「(9)②心身障害者福祉センターに計上」

事業実施課：地域文化部 地域振興課

② 地域集会所

春日町地域集会所は、周辺の春日町青少年館、春日町南地区区民館との統合・再編や機能転換を検討し、改修の方向性を定めます。＜リーディングプロジェクト5＞

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
【春日町地域集会所】 改修の方向性の決定 [再掲]	検討	検討	決定
事業費 (百万円)		0	0

事業実施課：地域文化部 地域振興課

(11) 教育施設

① 小中学校

学校施設管理実施計画に基づき、概ね年間2校ずつ計画的に改築を進めていきます。改築にあたっては、周辺施設の複合化を検討します。

旭丘小学校・旭丘中学校は新たな小中一貫教育校の設置や周辺施設の複合化に向けて、保護者や地域の意見を聞きながら取り組んでいきます。＜リーディングプロジェクト2＞

石神井南中学校は、長寿命化改修に着手します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【関町北小学校】 改築工事完了	工事	工事	工事（完了）
【上石神井北小学校】 改築工事	工事	工事	工事
【旭丘小学校・旭丘中学校】 小中一貫教育校設置に向けた改築工事 [再掲]	実施設計	実施設計	工事
【向山小学校】 改築工事に着手	調整	基本設計	実施設計
【田柄中学校】 改築工事に着手	調整	基本設計	実施設計
【練馬東小学校】 改築工事に着手	—	調整	基本設計
【豊溪小学校】 改築工事に着手	—	調整	基本設計
【石神井南中学校】 長寿命化改修に着手	—	調整	設計
事業費（百万円）		1,942	4,200

事業実施課：教育振興部 教育施策課、学校施設課

② 少年自然の家

下田少年自然の家は、施設の老朽化が進んでいるほか、臨海学校を中止することから廃止します。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
【下田少年自然の家】 廃止	校外学習の 方針策定	調整	廃止
事業費（百万円）		0	0

事業実施課：教育振興部 保健給食課

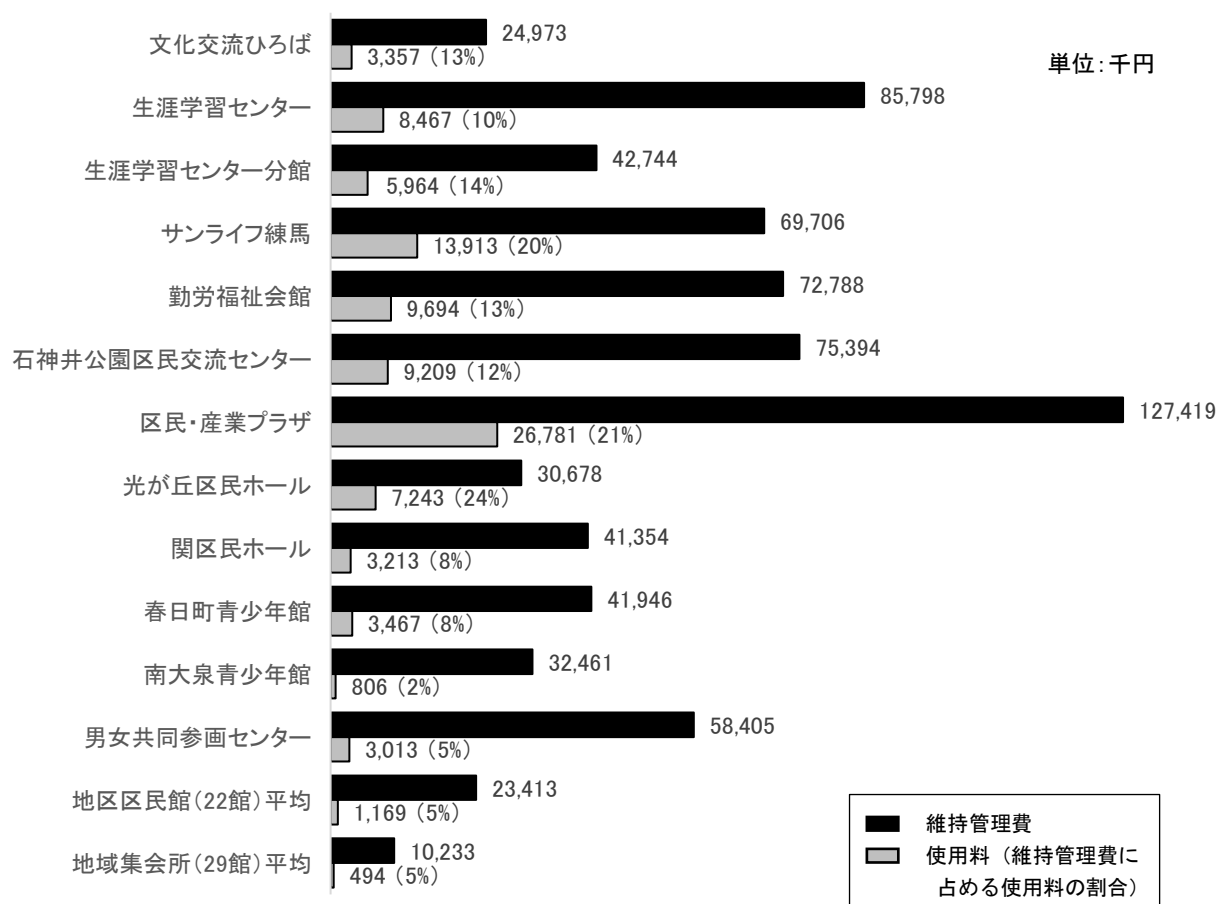
★ 施設の維持管理にかかる経費について ★

施設を維持管理し、運営していくためには、改修や改築に要する費用だけでなく、人件費、光熱水費、清掃費、設備の保守点検費、修繕費など、毎年、様々な費用が必要になります。これらの費用も考慮しながら、区民ニーズに応えるサービスの提供と持続可能性の確保の両立を図るため、区民全体の視点から施設のあり方を見直し、適切に施設を維持・更新していく必要があります。

ここでは、区民の皆様が会議やサークル活動等でご利用いただいている施設貸出機能を持つ主な施設を例に、維持管理にかかる経費等の現状をお示しします。

- 生涯学習センターやサンライフ練馬、区民ホール、青少年館、地区区民館、地域集会所（以下「集会施設」という。）などは、利用者から施設使用料をいただいています。しかし、年間の施設の維持管理費に対する使用料の割合はわずかであり、ほとんどは、施設を利用されない方も含めた区民全体の税金（公費）で賄われています。

〔表：主な集会施設の維持管理費等（令和元年度）〕



- ・維持管理費…光熱水費、消耗品、電話代、清掃費、設備保守点検、施設の維持管理・貸出にかかる人件費、修繕費等
- ・複合施設の光熱水費、電話代、清掃費、設備保守点検、修繕費等で明確に分けられない場合は面積按分
- ・面積按分では、類似施設と比較して著しい金額差が生じる場合は、類似施設の平均値で調整
- ・令和元年度に改修工事で休館していた施設は、平成28年度の維持管理費、使用料のデータを使用

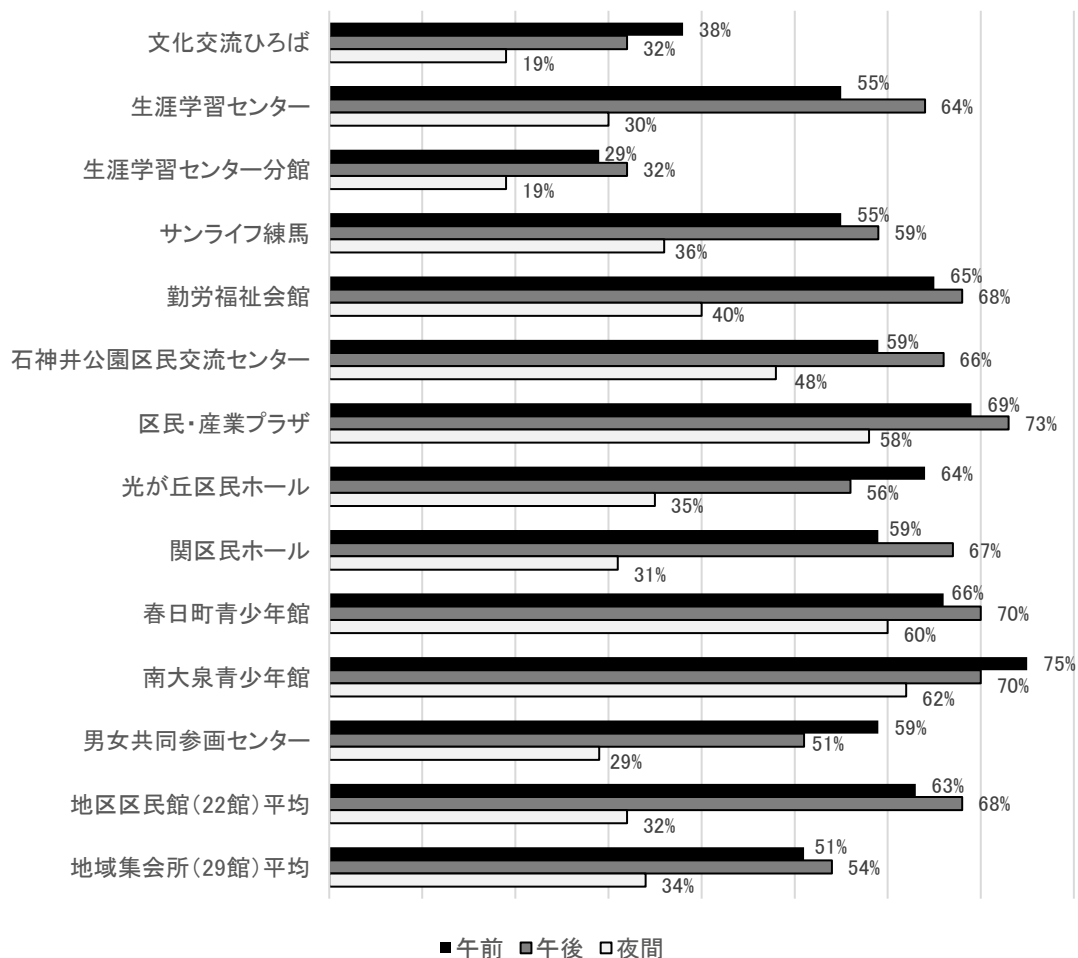
－課 題－

施設の維持管理には、改修や改築にかかる経費だけでなく、毎年、多額の公費負担が必要です。納税者間の公平性の観点から、利用者だけでなく、利用されない方も含めて、将来にわたり維持すべき施設か考える必要があります。

維持する場合でも、施設の稼働率等を考慮し、近隣の同機能を持つ施設や部屋を集約することや、施設ごとに利用が低い時間帯は閉館するなど、効率的な運営を行っていく必要があります。

- 2 集会施設の稼働率は、施設によってばらつきがありますが、平均では午前は 58%、午後は 59%、夜間は 38%となっています。

〔表：主な集会施設の稼働率（令和元年度）〕



3 跡施設・跡地の活用

(1) 光が丘第七小学校跡施設

令和2年度に、既存校舎を障害者福祉施設等の改修時における一時移転施設とするため改修しました。現在、「練馬区酸素・医療提供ステーション」として活用しているため、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮しながら、移転の時期を調整します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
障害者福祉施設等の一時移転施設として活用	工事完了 (令和2年度)	調整 活用	活用
事業費(百万円)		—	—

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

(2) 旧 春日町児童館・敬老館

現在、「はじめのいっぽ春日町」(児童発達支援、放課後等デイサービス)が活用しています。今後、田柄第二ストックヤード跡地に移転することから、新たな活用の方向性を定めます。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
新たな活用の方向性の決定	—	事業所の移転	新たな活用の方向性の決定
事業費(百万円)		—	—

事業実施課：企画部 企画課

（３）現 光が丘保管所（再利用家具置場）

資源循環センターの拡張整備にあわせて光が丘保管所（再利用家具置場）を移転します。移転後は、新たな活用を検討します。活用の見込みがない場合は、除却します。

５年度目標	３年度末 (見込み)	２か年計画	
		４年度	５年度
新たな活用の検討	—	光が丘保管所の移転	新たな活用の検討
事業費（百万円）		—	＊ ＊ ＊

事業実施課：環境部 清掃リサイクル課 企画部 企画課

（４）現 シルバー人材センター作業所

北保健相談所の移転に伴う空スペースを活用してシルバー人材センター作業所を移転します。移転後は建物を除却し、防災備蓄倉庫、地域活動倉庫を整備します。

５年度目標	３年度末 (見込み)	２か年計画	
		４年度	５年度
シルバー人材センター 作業所の移転 現建物の除却設計 倉庫の設計	—	—	シルバー人材センター 作業所の移転 現建物の除却設計 倉庫の設計
事業費（百万円）		—	15

事業実施課：危機管理室 防災計画課 地域文化部 地域振興課

(5) 田柄第二ストックヤード跡地

田柄第二ストックヤード跡地をこぶし事業所に貸し付けます。こぶし事業所が整備する施設に、旧北保健相談所、練馬区障害者就労支援室、旧春日町児童館の一部を使用している「やまびこ第二作業所」、「こぶし事業所」、「はじめのいっぽ春日町」が移転します。

旧北保健相談所と練馬区障害者就労支援室は、施設の老朽化が進んでいることから除却します。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
田柄第二ストックヤード跡地			
各事業所の移転・開設	工事※1	工事※1 開設	—
旧 北保健相談所			
建物の除却	—	やまびこ第二作業所、 こぶし事業所の移転 除却設計	建物の除却
練馬区障害者就労支援室			
建物の除却	—	こぶし事業所の移転 除却設計	建物の除却
事業費（百万円）		3	11

※1…設計・工事は事業者が実施

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課 企画部 企画課

(6) 現 光が丘病院施設

令和 4 年度に光が丘病院が光が丘第四中学校の跡地に移転します。移転後の病院は、民間事業者新たに貸付け、医療と介護の複合施設として整備します。整備にあたっては、必要となる改修経費の一部を区が負担します。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
民間事業者へ貸付	事業者との基本協 定の締結	不動産鑑定	貸付 改修工事費負担 ^{※1}
事業費（百万円）		4	* * *

※1…事業の進捗状況等を踏まえ、負担する額および支払時期を決定

事業実施課：地域医療担当部 医療環境整備課

4 外郭団体や民間事業者へ貸し付けている施設等

(1) 民営化した特別養護老人ホーム・デイサービスセンター等

区立施設であった4つの特別養護老人ホーム・デイサービスセンターは、平成23年度に練馬区社会福祉事業団（以下「事業団」という。）に運営を移管し、民営化しました。民営化時の協定では、区の土地・建物を無償貸付し、建物の大規模改修は区が行うこととしていました。

その後、事業団と大規模改修について協議を進め、事業団の施設維持管理の主体性を高め、施設サービスの向上を図るために、令和3年度に建物を事業団へ無償譲渡し、事業団が主体的に改修を行い、区が経費の一部を補助することとしました。これに伴い、大泉特別養護老人ホーム併設の大泉ケアハウスは、事業団を運営主体として令和3年度に民営化しました。あわせて、区と事業団で新たに協定を締結しました。今後、協定に基づき、大規模改修の時期や区の財政支援のあり方等について事業団と協議します。

また、大泉ケアハウスのあり方を事業団と検討した結果、今後、区民ニーズの高い特別養護老人ホームへ機能転換することとしました。機能転換の時期については、大規模改修の時期を踏まえ、事業団と協議します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
大規模改修の時期・財政支援のあり方等の協議	協定の締結	協議	協議

事業実施課：高齢施策担当部 高齢社会対策課

(2) 作業所・生活介護施設

区の施設としては使わなくなった建物等を民間の障害者施設に無償で貸し付けています。区は原則として施設の老朽化による改修・改築は行わず、順次、移転・家賃補助への移行、事業者への売却、事業者による現地での建替えなどを進めます。事業者と利用者の状況を考慮しながら、協議・調整を行います。

施設の移転等により生じた跡地は、他用途への転用または貸付・売却などにより有効活用を図ります。

旧富士見台作業所は、現在の貸付事業者へ施設を売却します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
旧富士見台作業所 施設の売却	協議・調整	売却	—

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

第4章 委託・民営化実施計画

1 区立施設の管理運営手法の基本的な考え方

- ◆ 民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は民間が担うことを基本とします。
- ◆ 今後さらに委託や民営化を進め、サービスの向上を図るとともに行財政運営の効率化に取り組みます。
- ◆ 行政が最終的に責任を持つべき分野では、区民や事業者と協働して行政でなければ担えない役割を果たします。

管理運営手法選択の考え方

管理運営手法は、施設の業務内容に応じて選択することを基本とします。

個々の施設の業務だけでなく区全体の行政サービスのあり方、執行体制、財政負担などを総合的に検討し、最適な手法を選択していきます。

① 直営

法令等に規定がある施設や、随時区の判断や直接的な関与が求められる業務を行う施設は、「直営」または「一部委託」とします。

② 民間委託

直営とすべき施設を除き、区立施設の管理運営は、民間が担うことを基本とします。

管理運営手法は、区の関与度、事業者の創意工夫の余地、併設施設の状況などを勘案し、「業務委託」または「指定管理者制度（公の施設※¹に限る）」から選択します。

※1 「公の施設」とは、地方自治法において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定められている施設で、図書館、美術館、体育館、福祉園などがあります。
区役所庁舎や区民事務所など、行政の事務所は「公の施設」にはあたりません。

③ 民営化

民間委託後、一定期間安定的・継続的に良好な運営が行われ、サービス向上の観点から民間が担うことが望ましい施設については、民営化※²に取り組みます。

※2 区立施設の民営化とは、施設の設置・運営の主体が民間事業者となることです。
必ずしも、施設の土地や建物を民間事業者が所有して、独立採算により運営することを意味するものではありません。

2 施設種別ごとの取組

(1) 子どもと青少年の施設

① 保育園

区立保育園60園のうち、既に24園を業務委託しています。

令和11年度までに毎年2園ずつ業務委託による運営を開始し、計40園を業務委託で運営します。委託にあたっては、保護者への事前説明から事業者選定、準備委託を経て概ね3か年をかけます。

令和5年度までに4園を委託します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【北町第二】 【石神井台】 令和4年度業務委託	準備委託	開始	実施
【氷川台第二】 【東大泉】 令和5年度業務委託	事業者選定	準備委託	開始

【令和6年度以降の保育園の運営業務委託計画】

目標	園名	
令和6年度業務委託	高松	下石神井第三
令和7年度業務委託	旭町	南田中
令和8年度業務委託	貫井	上石神井
令和9年度業務委託	春日町	富士見台こぶし
令和10年度業務委託	豊玉第三	光が丘第十一
令和11年度業務委託	光が丘第九	大泉学園

既に委託している24園については、2回まで委託契約を更新できるものとしています。更新の契約期間満了を迎える園は、再公募して委託を継続するか、民営化するかを検討します。

業務委託後、安定的・継続的に良好な運営が行われ、運営事業者が民営化への意欲を示している場合、民営化の協議を進めます。

当面は、土地・建物を区が所有し、建物が譲渡可能な保育園単独施設の園から民営化を進めます。この場合、施設維持管理における運営事業者の主体性を高め、これまで区立施設で提供してきたサービス水準を維持し、民営化移行時に区が必要とする保育サービスを実施するため、原則土地は無償貸付、建物は無償譲渡とします。

民営化にあたっては、在園児童への配慮として十分な期間を設けるとともに、保護者説明会を開催するなど、丁寧に進めます。このため、民営化公表から移行するまでの期間を5年間とします。ただし、運営事業者が期間の短縮を希望する場合は、民営化公表前に入園し、民営化後も在園する児童の保護者の理解を前提に、前倒しを検討します。

令和4、5年度に更新の契約期間満了を迎える園は、豊玉第二保育園、北町保育園、光が丘第四保育園、平和台保育園、高野台保育園です。

保育園単独施設である高野台保育園は、現在の運営事業者を運営主体として民営化します。民営化の時期については、運営事業者が期間の短縮を希望し、保護者の理解を得られたため、令和7年度とします。民営化に向けてサービス内容を運営事業者と協議します。高野台保育園以外の園は、令和4年度に事業者を再公募します。

令和6年度に更新の契約期間満了を迎える、光が丘第八保育園、向山保育園、石神井町つつじ保育園、東大泉第三保育園は、令和4年度に運営方法を決定します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【高野台】 民営化に向けた協議	運営方法の決定 協議	協議	協議
【光が丘第八】 【向山】 【石神井町つつじ】 【東大泉第三】 運営方法の決定	検討・協議	運営方法の決定	—

事業実施課：こども家庭部 保育計画調整課

② 学童クラブ

区立学童クラブ89クラブのうち、ねりっこ学童クラブを含め、59クラブを業務委託しています。

学童クラブの業務委託と小学校内への設置を進め、小学校施設を活用して、「学童クラブ」と「ひろば事業」のそれぞれの機能と特色を維持しながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」を早期に全小学校で実施することを目指しています。

学童クラブは、令和5年度までに9クラブを業務委託します。

ねりっこクラブは、小学校37校で業務委託により運営しています。令和5年度までに15校で開始します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【学童クラブ】 業務委託の拡大	59クラブ業務委託 (直営30クラブ)	5クラブ	4クラブ
【ねりっこクラブ】 拡大	37校で実施	8校	7校

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課

③ 子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センター 5 センターのうち、練馬子ども家庭支援センターは直営、練馬子ども家庭支援センター分室および関・貫井・大泉子ども家庭支援センターは業務委託、光が丘子ども家庭支援センターおよび同分室は指定管理者が運営しています。直営の練馬子ども家庭支援センターは主に虐待対応を担い、その他のセンターは主に子育て支援サービスや相談支援を担っています。

児童を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、令和4年度から5つのセンターを区の子ども家庭支援センター（以下「子セン」という。）と5か所の地域の子ども家庭支援センター（以下「地域子セン」という。）に再編し、直営で運営する子センが地域子センを統括する体制とします。

あわせて、令和4年度から児童虐待の再発防止等支援事業を新たに地域子センへ業務委託します。業務の実施にあたり、光が丘子ども家庭支援センターおよび同分室の運営方法を指定管理者制度から業務委託へ変更します。

5 年度目標	3 年度末 (見込み)	2 か年計画	
		4 年度	5 年度
業務委託の拡大 (児童虐待の再発防止等支援事業)	決定	拡大	実施
【地域子ども家庭支援センター光が丘・分室】 運営方法の変更	指定管理者制度の 指定期間満了	業務委託開始	継続

事業実施課：こども家庭部 子ども家庭支援センター

★ 児童相談体制「練馬区モデル」の進化 ～（仮称）都立練馬児童相談所の設置～ ★

虐待通告が急増する中、令和2年7月、練馬子ども家庭支援センター内に区と都が合同で設置した「練馬区虐待対応拠点」では、都児童相談所と子センの専門職員の日常的な情報共有が可能となり、虐待発生時の速やかな合同訪問や一時保護等につなげるとともに、令和3年度から虐待通告の初期対応の振り分けに都区の職員が合同で取り組むなど、大きな成果を上げています。

東京都は、6年度に（仮称）都立練馬児童相談所を、区の子ども家庭支援センターと同一施設内に設置します。都立児童相談所の設置により、都区合同のケース検討会議や虐待通告に基づく家庭訪問等が随時可能となり、広域的・専門的機能である一時保護や児童養護施設入所などの法的対応もさらに的確・迅速に行われるようになります。都・区の緊密な連携を更に深めていきます。

④ 児童館

児童館17館のうち、4館は指定管理者が運営しています。

小学生の居場所となる、ねりっこクラブの拡大にあわせて、乳幼児と保護者および中高生向け事業の充実を図るなかで機能を再検討し、施設配置の考え方を決定したうえで、運営方法を見直します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
機能および施設配置の考え方の決定	検討	検討	決定

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課

⑤ 青少年館

青少年館は、窓口業務を委託しています。

社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況、児童館との類似機能を考慮しながら、必要な機能を検討し、今後のあり方を定めます。そのうえで、施設管理等の運営方法を決定します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
運営方法の決定	検討	検討	決定

事業実施課：こども家庭部 青少年課

(2) 高齢者福祉施設

① デイサービスセンター

区立デイサービスセンター 9 施設は、すべて指定管理者が運営しています。

区内では民間のデイサービス事業所が200か所以上存在し、サービス内容も多様化しています。区立施設としての役割や機能および個々の施設形態を踏まえ、今後のあり方を検討し、運営方法を決定します。

5 年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4 年度	5 年度
運営方法の決定	検討	検討	決定

事業実施課：高齢施策担当部 高齢社会対策課

(3) 障害者福祉施設

① 福祉園

区立福祉園 7 園のうち、5 園は指定管理者が運営しています。

貫井福祉園は、令和 3 年度に指定管理期間が満了となります。委託後、安定的・継続的に良好な運営が行われているため、現在の指定管理者を運営主体として民営化します。民営化にあたっては、重度障害者の受入れ等これまで区立施設で提供してきたサービス水準を維持し、運営の安定性・継続性を確保するため、土地・建物を無償貸付とします。民営化に向けた準備期間中は、引き続き指定管理者制度を適用し、現在の指定管理者が施設運営を担います。令和 7 年度の民営化に向けて、サービス内容を指定管理者と協議します。

大泉町福祉園は、令和 4 年度に指定期間が満了となるため、施設改修の実施時期を踏まえ、運営方法を決定します。

5 年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4 年度	5 年度
【貫井福祉園】 民営化に向けた協議	運営方法の決定 協議	協議	協議
【大泉町福祉園】 運営方法の決定	検討	決定	—

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

② 福祉作業所

区立福祉作業所5所は、すべて指定管理者が運営しています。

大泉福祉作業所、北町福祉作業所、貫井福祉工房は、委託後、安定的・継続的に良好な運営が行われているため、現在の指定管理者を運営主体として民営化します。民営化にあたっては、これまで区立施設で提供してきたサービス水準を維持・向上し、運営の安定性・継続性を確保するため、土地・建物を無償貸付とします。

大泉福祉作業所（大泉つつじ荘を含む。）は、令和4年度に民営化します。民営化後は、利用者の高齢化や障害の重度化に対応するため、機能を拡充し、生活介護事業を開始します。

北町福祉作業所は、令和6年度に民営化します。民営化後は、利用者の高齢化や障害の重度化に対応するため、機能を拡充し、生活介護事業を開始します。

貫井福祉工房は、併設している貫井福祉園とともに、令和7年度の民営化に向けて、サービス内容を指定管理者と協議します。

白百合福祉作業所とかたくり福祉作業所は、令和5年度に指定期間が満了となるため、運営方法を決定するとともに、高齢化や重度化に対応した機能拡充を検討します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【大泉福祉作業所】 民営化 生活介護事業の開始	協議	開始	—
【北町福祉作業所】 民営化に向けた協議	協議	協議	協議
【貫井福祉工房】 民営化に向けた協議	運営方法の決定 協議	協議	協議
【白百合福祉作業所】 運営方法の決定	検討	検討	決定
【かたくり福祉作業所】 運営方法の決定	検討	検討	決定

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

③ こども発達支援センター

こども発達支援センターは、相談事業、通所訓練事業、訪問事業を業務委託しています。

令和4年度から新たに実施する障害児一時預かり支援事業を委託します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
業務委託の拡大 (障害児一時預かり支援事業)	決定	拡大	実施

事業実施課：福祉部 障害者サービス調整担当課

④ 障害者グループホーム

区立障害者グループホーム2施設は、指定管理者が運営しています。

大泉つつじ荘は、併設している大泉福祉作業所の民営化にあわせて、現在の指定管理者を運営主体として令和4年度に民営化します。民営化を見据え、令和3年10月からニーズが高い「重度障害者グループホーム」に転換しました。

民営化にあたっては、これまで区立施設で提供してきたサービス水準を維持・向上し、運営の安定性・継続性を確保するため、土地・建物は無償貸付します。

しらゆり荘は、令和5年度に指定期間が満了となるため、運営方法を決定します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【大泉つつじ荘】 民営化	協議	開始	—
【しらゆり荘】 運営方法の決定	検討	検討	決定

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

(4) 清掃関連施設

① 清掃事務所

可・不燃ごみの収集作業の一部を業務委託しています。
収集作業の業務委託を順次拡大していきます。

5 年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4 年度	5 年度
業務委託の拡大	可・不燃ごみ収集 作業 (28組) 委託	拡大 (4 組)	検討

事業実施課：環境部 清掃リサイクル課

② 資源循環センター

資源循環センターの管理・運営は、環境まちづくり公社に業務委託しています。

資源循環センターを増築し、令和 4 年度から不燃ごみの資源化に向けた選別作業を新たに業務委託します。これに伴い、粗大ごみ関連事業および容器包装プラスチック関連事業等の委託事業を見直し、効率的かつ安定的な事業執行体制を構築します。

5 年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4 年度	5 年度
業務委託の拡大 (不燃ごみ選別作業)	決定	拡大	実施
効率的かつ安定的な事業執行体制を構築	検討	実施	実施

事業実施課：環境部 清掃リサイクル課

(5) 教育施設

① 学校調理業務

全小学校65校・全中学校33校のうち、87校で業務委託を行っています。
調理の業務委託を順次拡大していきます。

5 年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4 年度	5 年度
業務委託の拡大 (学校調理)	87校 (直営11校)	2 校	拡大

事業実施課：教育振興部 教育総務課、保健給食課

② 学校用務業務

全小学校65校・全中学校33校のうち、79校で業務委託を行っています。
用務の業務委託を順次拡大していきます。

5 年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4 年度	5 年度
業務委託の拡大 (学校用務)	79校 (直営19校)	4 校	拡大

事業実施課：教育振興部 教育総務課

(6) 文化・生涯学習施設

① 図書館

区立図書館12館のうち、10館は指定管理者が運営しています。残る2館は一部業務を委託しています。

練馬図書館は施設の改修後、指定管理者制度の導入を予定していましたが、改修のスケジュールを見直したため、導入時期を調整します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【練馬図書館】 指定管理者制度導入時期の調整	調整	調整	調整

事業実施課：教育振興部 光が丘図書館

練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕

令和4年度(2022年度)・5年度(2023年度)

<案>

令和4年(2022年)3月

発行 練馬区 企画部 企画課

住所 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所 本庁舎6階

電話 (03)3993-1111(代表)

FAX (03)3993-1195

練馬区ホームページ <https://www.city.nerima.tokyo.jp>

令和 4 年 3 月 10 日
総 務 部 総 務 課
人事戦略担当部職員課

組織改正について

1 組織改正の内容

現 行	改 正 後	主な改正内容
地域文化部 オリンピック・パラリンピック担当課 文化・生涯学習課	地域文化部 (廃止) (同左) <u>美術館再整備担当課</u> (新設・本庁舎 9 階) <u>美術館再整備まちづくり担当課</u> (新設※)	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会終了に伴い、担当課を廃止する。 美術館の全面リニューアルを推進するため、担当課を設置する。 美術館を核とした街並みの整備など、中村橋駅周辺のまちづくりを進めるため、担当課を設置する。
都市整備部 開発調整課 建築課 建築審査課 住宅課	都市整備部 <u>建築・開発担当部</u> (新設・本庁舎 15 階) 開発調整課 建築課 建築審査課 住宅課	建築・開発行為および維持管理に係る専門性の高い業務に迅速に対応するため、担当部を設置する。

※ 都市整備部東部地域まちづくり課長兼務（本庁舎 16 階）

現 行	改 正 後	主な改正内容
こども家庭部 練馬子ども家庭支援センター	こども家庭部 → <u>子ども家庭支援センター</u> (名称変更)	区内の子ども家庭支援センターの再編に伴い、名称を変更する。

2 改正年月日

令和4年4月1日

3 区民への周知

ねりま区報3月21日号に掲載する。

令和 4 年 3 月 10 日
教育振興部教育指導課

令和 3 年度 全国学力・学習状況調査結果報告書（リーフレット）について

令和 3 年度に実施した全国学力・学習状況調査および英語 4 技能検定の結果をもとに、練馬区の児童・生徒の学力の現状や児童・生徒が学習する際のポイントや児童・生徒の学力向上に向けた授業づくりについても紹介するリーフレットを作成した。

記

1 作成目的

- (1) 練馬区立学校教職員および児童・生徒、保護者に調査結果を周知する。
- (2) 調査結果から見える課題分析を行い、授業改善の方向性を示す。
- (3) 調査結果から見える課題に基づいて、児童・生徒の学習改善を促す。

2 内容

- (1) 令和 3 年度 全国学力・学習状況調査実施結果 国語・算数（数学）
- (2) 令和 3 年度 練馬区立中学校 英語 4 技能検定 実施結果
- (3) 令和 3 年度 全国学力・学習状況調査実施結果 児童生徒質問紙（一問抜粋）
- (4) 各教科等の学習のポイント
- (5) 児童・生徒の学力向上に向けた授業づくり

3 配付対象

- (1) 練馬区立学校教職員
- (2) 練馬区立学校保護者（児童・生徒を通じて）
- (3) 練馬区教育委員会 各部署

4 配付時期

令和 4 年 3 月 15 日～17 日

5 配付物

別添参照

各教科等の学習のポイント

今後、各教科等の学習で、児童・生徒の皆さんが意識するとよいポイントをまとめました。

国語

＜小学校＞

- ・読み手にとって分かりやすく、正確に伝わる文章を書くために、自分の書いた文章を友達と読み合う。

＜中学校＞

- ・文章を読んで自分の考えを書くとともに、友達と意見を交流して、自分の考えを広げる。

算数・数学

＜小学校＞

- ・自分の考えや理解を深めるために、式や数の表している意味を具体物や、図を使って説明する。

＜中学校＞

- ・具体的な数や場面から読み取れる数値の変化を図やグラフで表し、規則性や法則性を説明する。

外国語（英語）

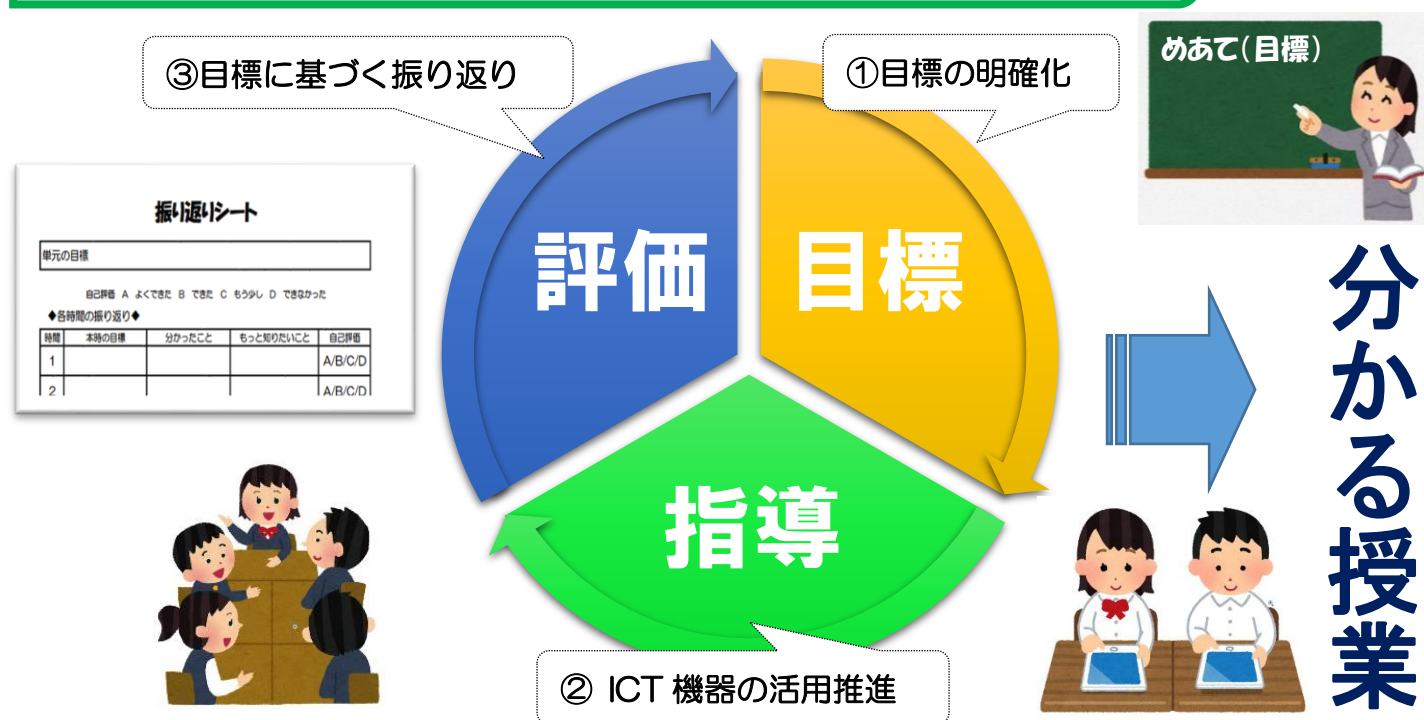
＜小学校＞

- ・あいさつや指示など基本的な英語表現を身に付ける。
- ・自己紹介など身近なことを英語で伝える練習をする。

＜中学校＞

- ・習った文法等を使って「自分の考えや気持ち」を書く、話す機会を増やす。
- ・長い話や文章を読んだり聞いたりして、要点をつかむ。

児童・生徒の学力向上に向けた授業づくり



各学校では、上図のようなポイントを意識して、よりよい授業（分かる授業）づくりを進めています。授業の目標を明確にし、ICT機器等も活用して目標に沿った指導を行い、授業の終わりに目標が達成できたかを振り返って自己評価をします。このような授業を積み重ねることで、学習指導要領が目指す「主体的・対話的で深い学び」の実現を図っています。

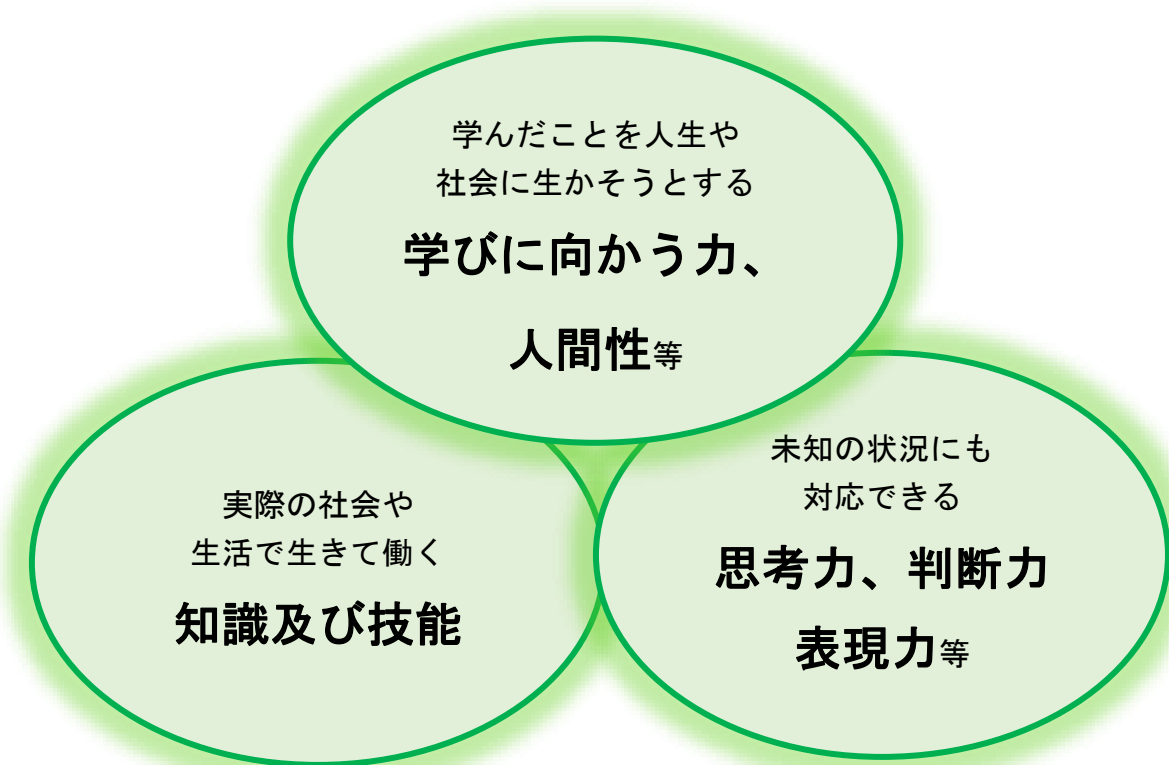
学び合い 学び続ける ねりまの子の育成に向けた

資料 2 2

学びのガイド

～令和3年度 全国学力・学習状況調査等 練馬区の結果から～

育成を目指す資質・能力の3つの柱



平成29年に改訂された学習指導要領が、令和2年度から小学校で、令和3年度から中学校で全面実施となりました。この学習指導要領では、上記の育成を目指す資質・能力の3つの柱が示されました。練馬区の各学校では、これらの資質・能力を児童・生徒に育成することを目指して授業や教育活動を行っています。

本リーフレットでは、令和3年度に実施した全国学力・学習状況調査および英語4技能検定の結果をもとに、練馬区の児童・生徒の学力の現状をまとめました。また、児童・生徒の皆さんが学習する際のポイントや児童・生徒の学力向上に向けた授業づくりについても紹介します。

練馬区教育委員会

国語

令和3年度 全国学力・学習状況調査実施結果（小学校第6学年・中学校第3学年対象）

○平均正答率 ※練馬区・東京都の平均正答率は整数での発表です。

※単位：％

	小学校6年	中学校3年
練馬区	68	68
東京都（公立）	68	67
全国（公立）	64.7	64.6

○小学校 問題別調査結果 ※単位：％

	練馬区	東京都	全国
言葉の特徴や使いに関する事項	67.8	69.9	68.3
話すこと・聞くこと	83.2	81.8	77.8
書くこと	63.0	62.7	60.7
読むこと	55.0	53.5	47.2

○中学校 問題別調査結果 ※単位：％

	練馬区	東京都	全国
話すこと・聞くこと	82.9	81.9	79.8
書くこと	60.2	59.7	57.1
読むこと	54.4	52.5	48.5
伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項	77.2	76.1	75.1

○傾向分析

小学校第6学年

【課題】「言語の特徴や使い方に関する事項」
③三(2)オ 「すぐに」という修飾語の被修飾語を答える設問

⇒修飾・被修飾の関係を捉える問題について、文の構成を正確に理解することに課題がある。

中学校第3学年

【課題】「読むこと」
③四 自分の考えを述べ、その根拠として、引用等の条件を満たして記述する設問

⇒文学的文章を読み、自分の考えたことを文章中の表現を根拠として示した上で説明することに課題がある。

○実際の調査問題

小学校
国語



中学校
国語



外国語（英語）

令和3年度 英語4技能検定 実施結果（中学校第2学年対象）

○英語4技能検定（GTEC）平均スコア

	聞くこと	読むこと	話すこと	書くこと	合計
練馬区平均	109.3	90.8	98.8	144.0	446.1
全国参考値	93.0	82.0	87.0	134.0	399.0

○英語4技能とは…

聞くこと（Listening）読むこと（Reading）

話すこと（Speaking）書くこと（Writing）のこと

【英検と英語4技能検定の対照表】

現行の学習指導要領では、4技能をバランスよく育成することが求められています。「話すこと」を含む4技能の力を把握するため、令和2年度から、中学2年生を対象に、練馬区立中学校および小中一貫教育校（中学部）で英語4技能検定を実施しています。



○傾向分析

聞くこと

【課題】会話を聞き質問に答えること

読むこと

【課題】長文の要点を理解すること

話すこと

【課題】絵を見てストーリーを説明すること

書くこと

【課題】メールの文脈に合うように書くこと

⇒話の流れや全体像を捉えて、即興で答えたり、話したり、書いて伝えたりすることに課題がある。

絵を見てストーリーを英語で話す問題例

その他の
問題例



算数・数学

令和3年度 全国学力・学習状況調査実施結果（小学校第6学年・中学校第3学年対象）

○平均正答率 ※練馬区・東京都の平均正答率は整数での発表です。

※単位：％

	小学校6年	中学校3年
練馬区	75	61
東京都（公立）	74	60
全国（公立）	70.2	57.2

○小学校 問題別調査結果 ※単位：％

	練馬区	東京都	全国
数と計算	67.2	65.4	63.1
図形	64.5	63.7	57.9
測定	78.9	77.7	74.8
変化と関係	80.4	79.8	75.9
データの活用	80.9	79.5	76.0

○中学校 問題別調査結果 ※単位：％

	練馬区	東京都	全国
数と式	69.8	68.5	64.9
図形	57.9	56.0	51.4
関数	58.3	58.1	56.4
資料の活用	55.9	54.7	53.8

○傾向分析

小学校第6学年

【課題】
②（1）三角形の面積の求め方について理解しているかどうかをみる問題
⇒公式を覚えてはいるが、底辺と高さの関係について捉えることに課題がある。

中学校第3学年

【課題】
④ 関数の意味を理解しているかどうかをみる問題
⇒2つの数量について、変化や対応から関数の関係を表現することに課題がある。

○実際の調査問題

小学校
算数



中学校
数学

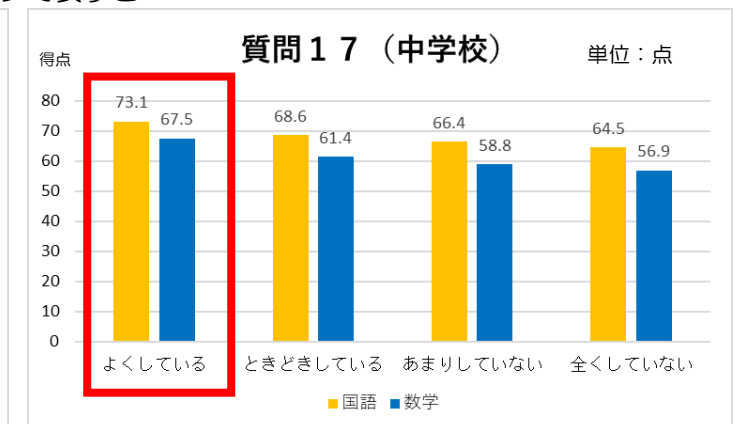
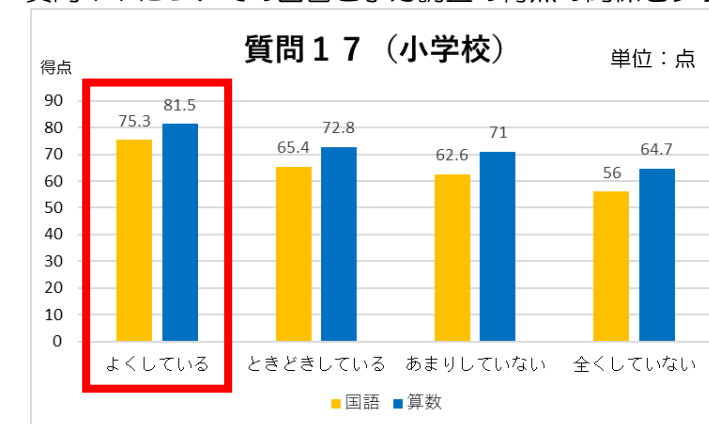


児童生徒質問紙

令和3年度 全国学力・学習状況調査実施結果（小学校第6学年・中学校第3学年対象）

◇児童生徒質問紙 質問番号17◇ 家で自分で計画を立てて勉強をしていますか
（学校の授業の予習や復習を含む）

質問17についての回答と学力調査の得点の関係をグラフで表すと…



「よくしている」「ときどきしている」と回答した児童生徒の方が、平均正答率が高い。

→令和2年度は、臨時休業や短縮授業などにより、自宅で過ごす時間が増え、生活リズムを崩す児童・生徒が多かったのではないかと考えられます。このような中でも、規則正しい生活を送り、自分で計画を立てて学習する習慣を身に付けている児童・生徒は、学習内容の理解を深め、定着させることができていたことが分かります。日頃から計画的に学習に取り組むことが大切です。

令和 4 年 3 月 10 日

こども家庭部こども施策企画課

第 2 期練馬区子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの 検討に向けたニーズ調査の集計結果について

1 調査目的

就学前児童および小学校児童の保護者に対してアンケートを行うことにより、就労状況や教育・保育サービスなどの利用状況、今後の利用意向等を把握し、「第 2 期練馬区子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しの検討に向けた基礎資料とする。

2 調査期間

令和 3 年 11 月 1 日～令和 3 年 11 月 15 日

3 回収結果

調査対象	調査方法	配付数	回収数	(内訳)		回収率	【参考】 前回 回収率
				郵送	Web		
就学前 児童家庭	郵送配付・ 郵送回収または Web 回答	3,000	1,788	1,244	544	59.6%	54.1%
小学校 児童家庭	郵送配付・ 郵送回収または Web 回答	3,000	1,909	1,338	571	63.6%	59.3%

4 調査結果

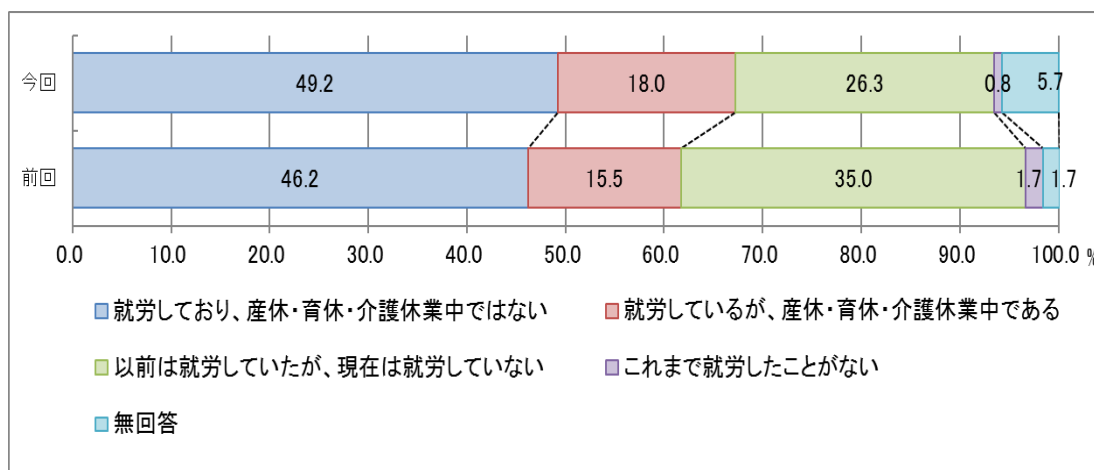
別添「第 2 期練馬区子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの検討に向けた
ニーズ調査報告書」のとおり

5 就学前、小学校児童家庭の主な調査結果および前回調査（平成 30 年度実施）との比較

(1) 母親の就労状況

ア 就学前児童家庭

① 就労状況



② 1 週当たり平均就労日数 (今回) 4.8 日

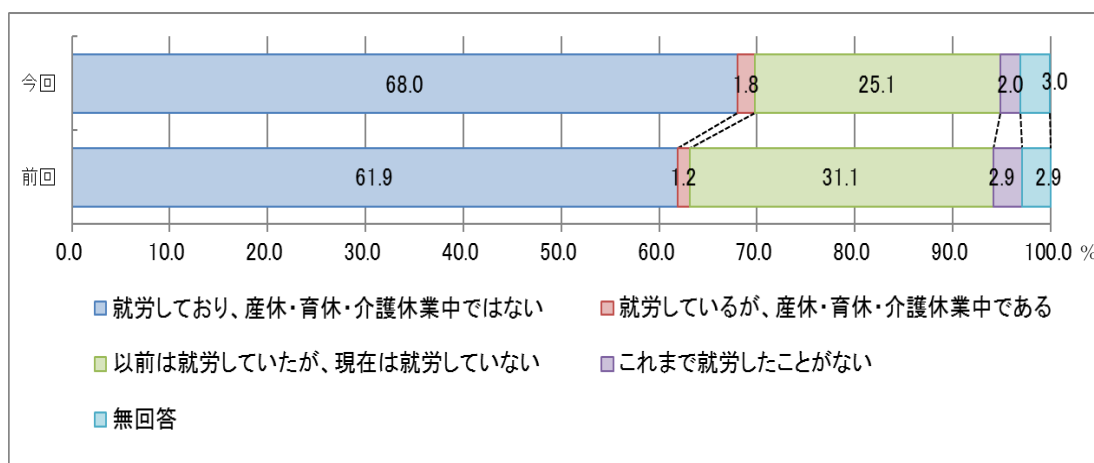
(前回) 4.8 日

③ 1 日当たり平均就労時間 (今回) 7.4 時間

(前回) 7.4 時間

イ 小学校児童家庭

① 就労状況



② 1 週当たり平均就労日数 (今回) 4.4 日

(前回) 4.4 日

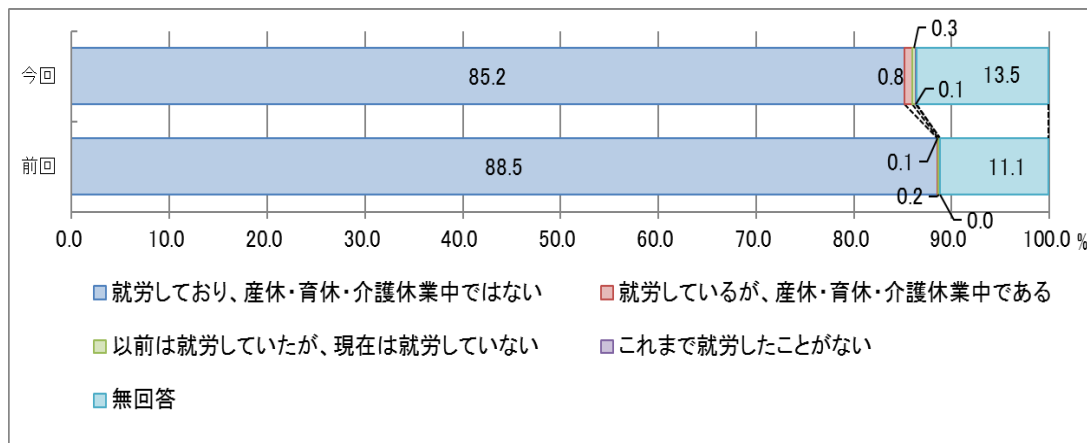
③ 1 日当たり平均就労時間 (今回) 6.7 時間

(前回) 6.6 時間

(2) 父親の就労状況

ア 就学前児童家庭

① 就労状況



② 1週当たり平均就労日数 (今回) 5.2日

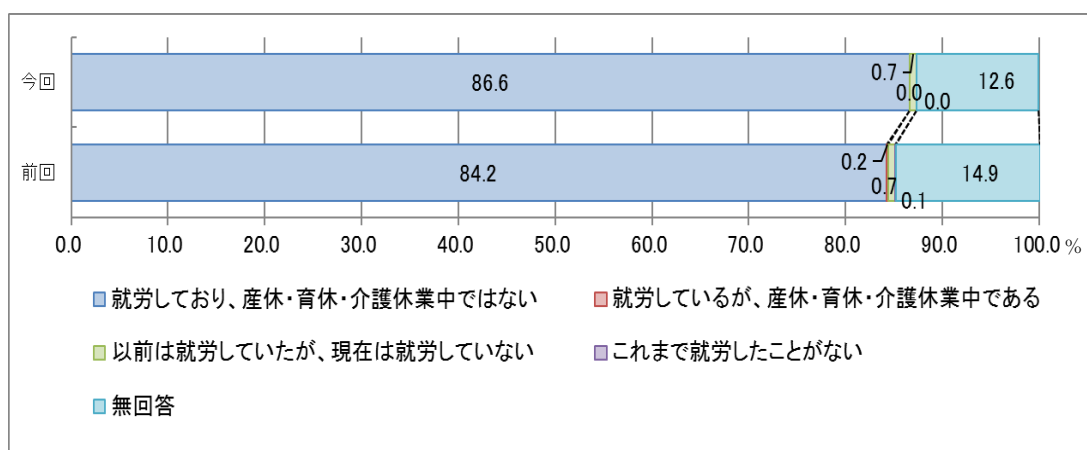
(前回) 5.2日

③ 1日当たり平均就労時間 (今回) 9.7時間

(前回) 10.2時間

イ 小学校児童家庭

① 就労状況



② 1週当たり平均就労日数 (今回) 5.2日

(前回) 5.3日

③ 1日当たり平均就労時間 (今回) 9.6時間

(前回) 10.1時間

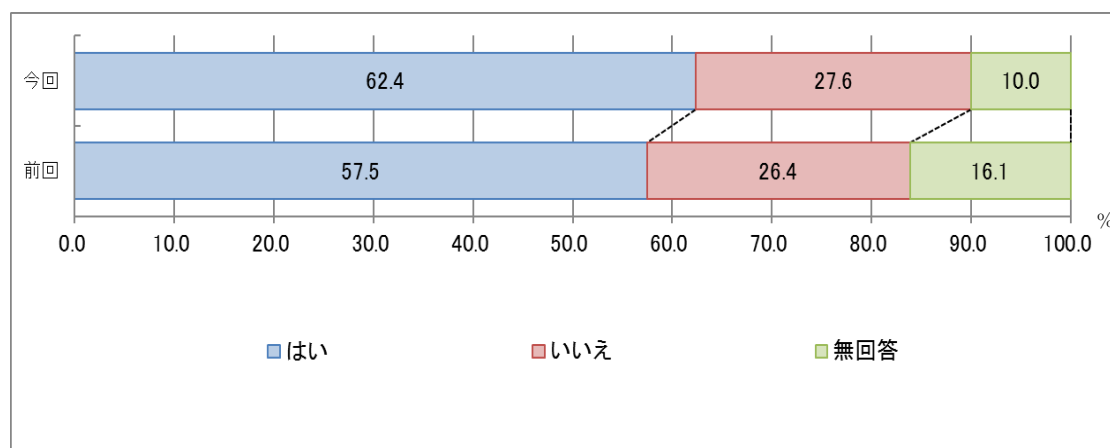
(3) 定期的な教育・保育事業の利用希望（現在の年齢・複数回答可）

(%)

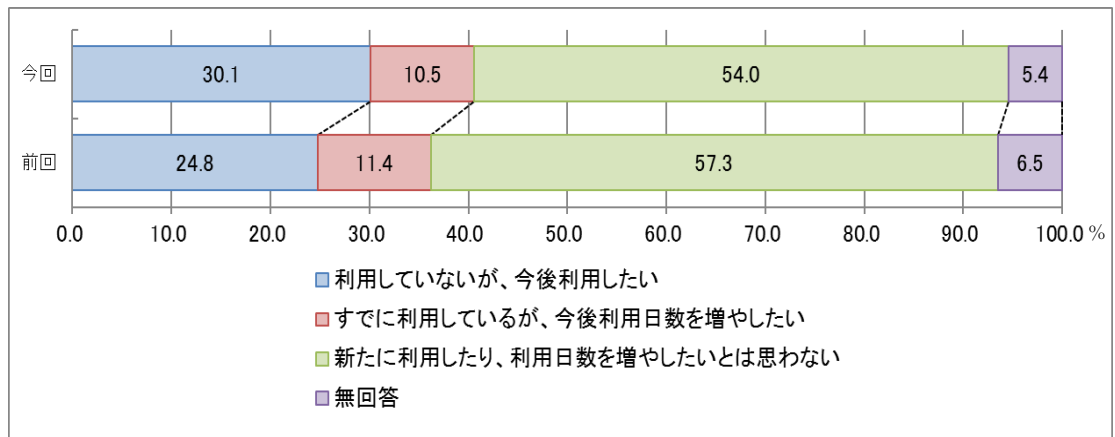
	0歳		1歳		2歳		3歳		4歳		5歳	
	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回
幼稚園(通常の就園時間の利用のみ)	2.0	1.5	3.0	0.8	5.3	0.8	24.0	22.8	20.8	23.0	27.0	26.9
幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育	8.3	4.8	11.7	4.5	12.5	7.6	33.8	25.6	27.7	25.0	38.8	33.3
認定こども園	6.1	7.5	6.8	3.3	5.7	5.5	11.8	11.4	14.2	12.3	20.1	22.1
延長保育のある認可保育所	38.9	42.1	40.6	46.3	35.6	38.6	35.0	38.8	37.2	25.0	43.9	40.6
延長保育のない認可保育所	14.4	18.4	8.3	15.3	13.3	15.7	8.7	11.4	10.9	5.7	16.5	10.4
小規模保育事業	8.3	9.0	6.8	3.7	6.4	4.7	0.4	0.5	0.4	—	—	0.4
家庭的保育事業(保育ママ)	2.3	2.7	1.9	1.7	1.5	0.8	0.4	0.5	0.4	—	0.4	0.4
事業所内保育事業	0.3	1.0	1.1	0.4	0.4	—	—	0.5	—	0.4	0.4	1.2
居宅訪問型保育事業	0.8	0.5	1.1	—	0.4	—	—	0.9	0.4	—	—	—
認証保育所	8.3	5.3	5.6	4.5	4.9	2.5	2.3	0.9	2.6	0.8	4.7	2.8
企業主導型保育事業	1.0	0.2	0.8	—	—	—	—	—	0.7	0.4	2.2	0.4
ベビーシッター	5.3	1.0	4.5	0.4	1.5	0.8	2.3	0.9	1.5	0.4	1.8	0.8
ベビーホテル	1.5	—	0.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一時預かり事業を活用した定期利用保育	3.5	1.5	2.3	0.4	1.9	0.8	0.4	—	0.4	0.4	—	—
ファミリーサポート事業	8.8	3.6	4.1	0.4	2.7	1.7	3.4	2.3	2.2	1.6	5.4	0.8
障害児通所支援	0.3	0.2	—	—	—	0.4	0.8	0.5	1.1	0.4	2.2	0.4
その他	0.8	0.5	0.4	—	1.1	0.4	0.4	0.5	—	—	0.4	—
利用希望なし	16.9	11.1	6.8	2.5	3.0	2.5	1.1	—	0.7	—	0.7	—
無回答	31.3	43.3	42.9	52.5	47.7	55.9	33.8	40.6	35.0	50.8	18.7	30.1

(4) 幼稚園の利用意向

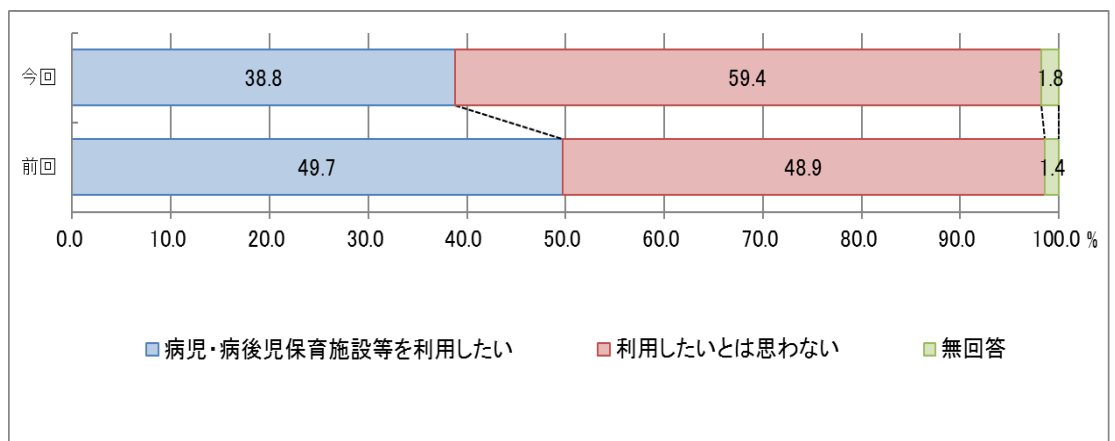
（教育・保育事業のうち、特に幼稚園を利用したいか）



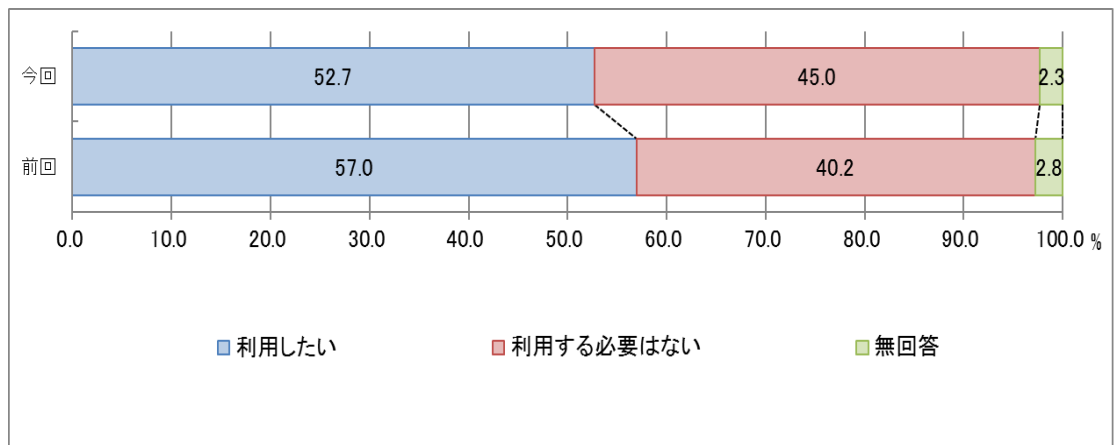
(5) 子育てのひろばの利用希望



(6) 病児・病後児保育の利用希望



(7) 一時預かりの利用希望



(8) 小学校就学後の放課後の過ごさせたい場所（複数回答可）

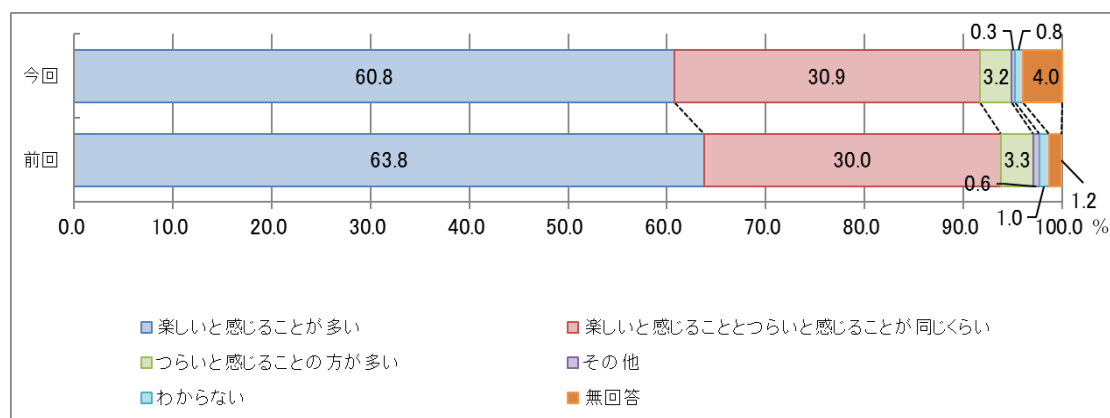
(%)

	就学前児童家庭(5歳のみ)				小学校児童家庭			
	低学年		高学年		低学年		高学年	
	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回
自宅	36.0	44.6	61.2	57.4	50.3	54.6	57.3	55.0
祖父母宅や友人・知人宅	7.9	8.8	10.8	10.4	6.9	10.9	9.0	12.1
習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	42.8	46.6	65.1	68.7	55.6	64.5	61.6	63.6
児童館、厚生文化会館(児童室)、地区区民館(児童室の開放)	6.5	17.3	11.9	22.5	9.6	16.9	11.5	16.9
学校応援団ひろば事業、ねりっこひろば	24.1	30.1	21.9	30.5	27.3	39.9	15.3	21.3
学校開放(校庭・図書館)	18.0	—	24.8	—	14.8	—	15.6	—
学童クラブ、ねりっこ学童クラブ	56.8	51.0	16.5	24.5	41.5	32.7	6.1	7.1
ファミリーサポート事業	—	—	—	0.4	0.3	0.5	0.1	0.3
その他(生涯学習センター、公園など)	4.7	8.8	9.0	14.9	12.1	14.6	12.6	16.3
無回答	6.5	4.4	10.4	10.0	0.5	0.7	19.5	20.2

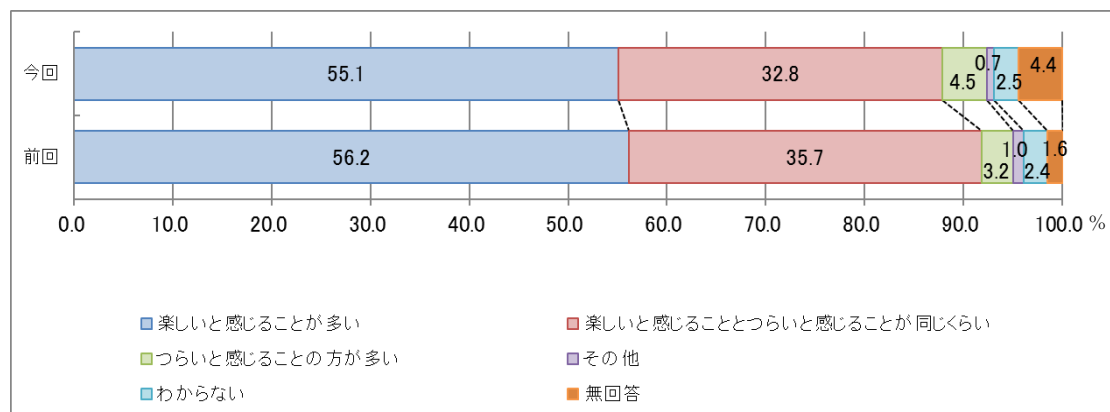
※「学校開放（校庭・図書館）」は今回調査から追加した項目

(9) 子育てを楽しんでいると感じることが多いか

ア 就学前児童家庭



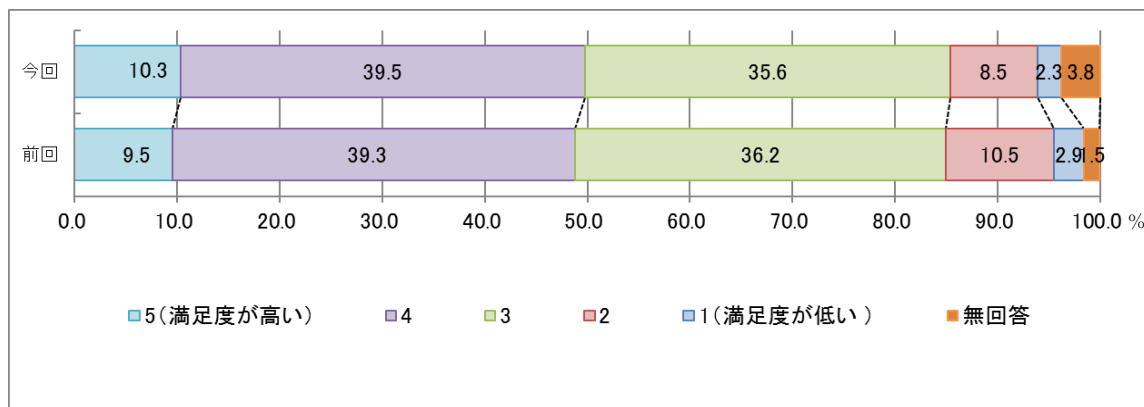
イ 小学校児童家庭



(10) 区における子育ての環境や支援への満足度

ア 就学前児童家庭

① 回答比率

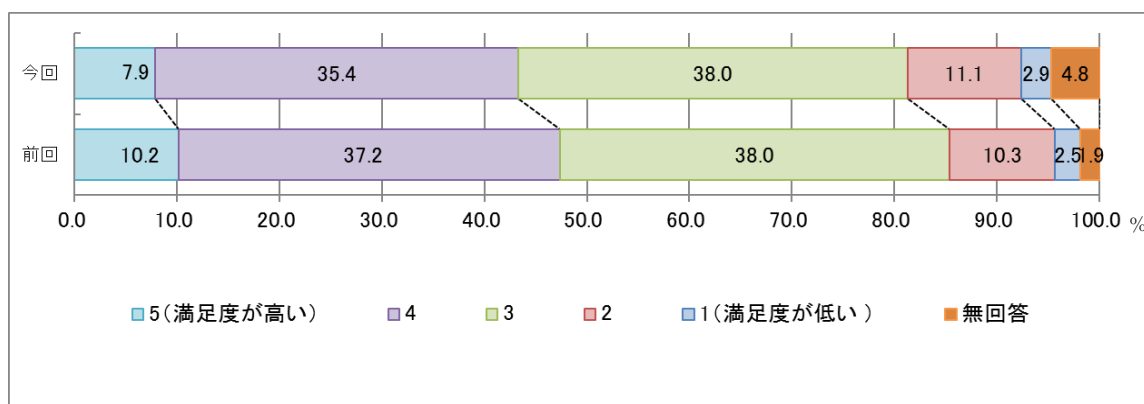


② 満足度の平均値 (今回) 3.49

(前回) 3.43

イ 小学校児童家庭

① 回答比率



② 満足度の平均値 (今回) 3.36

(前回) 3.43

「第２期練馬区子ども・子育て支援事業計画」の
中間見直しの検討に向けた
ニーズ調査報告書

令和４年３月

練 馬 区

目 次

I. 就学前児童家庭の調査結果	1
I-1. 調査の概要	1
1. 調査の目的	1
2. 調査内容	1
3. 調査設計	1
4. 回収状況	2
5. 地区区分	2
6. 集計・分析にあたって	2
I-2. 調査結果の詳細	3
1. 家族の状況について	3
2. 子育ての環境について	6
3. 保護者の就労状況について	14
4. 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況等について	30
5. 地域の子育て支援事業の利用状況等について	95
6. 土曜・休日や長期休業中の定期的な教育・保育事業の利用希望について	106
7. 病気の際の対応について	117
8. 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について	129
9. 小学校就学後の放課後の過ごし方について	150
10. 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について	173
11. 家庭での生活について	196
12. 食事・健康について	199
13. 地域との交流について	201
14. 子育て全般について	204
15. 自由意見	213
II. 小学校児童家庭の調査結果	218
II-1. 調査の概要	218
1. 調査の目的	218
2. 調査内容	218
3. 調査設計	218
4. 回収状況	219
5. 地区区分	219
6. 集計・分析にあたって	219
II-2. 調査結果の詳細	220
1. 家族の状況について	220
2. 子育ての環境について	223
3. 保護者の就労状況について	228
4. 放課後の過ごし方について	243

5. 病気の際の対応について	270
6. 不定期に利用したり、宿泊を伴って利用する事業について	282
7. 安全、防犯対策について	297
8. 家庭での生活について	302
9. 食事・健康について	305
10. 地域との交流について	307
11. 子育て全般について	310
12. 自由意見	319
Ⅲ. 参考資料	323

I. 就学前児童家庭の調査結果

I－1. 調査の概要

1. 調査の目的

就学前児童の保護者に対してアンケートを行うことにより、就労状況や教育・保育サービスの利用状況、今後の利用意向などを把握し、「第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しの検討に向けた基礎資料とする。

2. 調査内容

- (1) 家族の状況について
- (2) 子育ての環境について
- (3) 保護者の就労状況について
- (4) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況等について
- (5) 地域の子育て支援事業の利用状況等について
- (6) 土曜・休日や長期休業中の定期的な教育・保育事業の利用希望について
- (7) 病気の際の対応について
- (8) 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について
- (9) 小学校就学後の放課後の過ごし方について
- (10) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について
- (11) 家庭での生活について
- (12) 食事・健康について
- (13) 地域との交流について
- (14) 子育て全般について
- (15) 自由意見

3. 調査設計

- (1) 調査地域
区全域
- (2) 調査対象
区内に居住する就学前児童(0～6歳)の保護者
- (3) 標本数
3,000件
- (4) 抽出方法
住民基本台帳登録者のうち、令和3年10月1日現在、0～6歳の子どもを持つ保護者を無作為抽出(集計はクラス年齢(0～5歳)で行う。)
- (5) 調査方法
郵送配付・郵送回収およびWeb回答

(6) 調査期間

令和3年11月1日～令和3年11月15日

4. 回収状況

1,788件 有効回答率 59.6%

有効回収数			有効回答率
郵送	Web	合計	
1,244	544	1,788	59.6%

5. 地区区分

調査結果の「居住地区」は、総合福祉事務所管轄で区分している。

地区	町名
練馬	旭丘、向山、小竹町、栄町、桜台、豊玉上、豊玉北、豊玉中、豊玉南、中村、中村北、中村南、貫井、練馬、羽沢
光が丘	春日町、高松、田柄、光が丘、旭町、土支田、錦、氷川台、平和台、早宮、北町
石神井	富士見台、谷原、高野台、南田中、下石神井、石神井町、三原台、上石神井、上石神井南町、石神井台、関町東、関町北、関町南、立野町
大泉	大泉学園町、大泉町、西大泉、西大泉町、東大泉、南大泉

6. 集計・分析にあたって

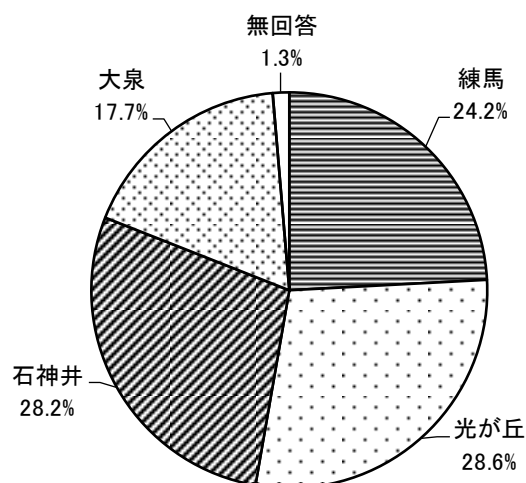
- ・回答は各質問の回答者数(n)を基数とした百分率(%)で示している。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合がある。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合がある。
- ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計(全体)の有効回答数が合致しないことがある。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法である。
- ・調査結果を図表にて表示しているが、グラフ以外の表は、最も多い割合のものを  で網かけをしている(無回答を除く)。
- ・クロス分析において、回答者数の少ない属性についてのコメントは控えている場合がある。

I－2．調査結果の詳細

1．家族の状況について

問1 あて名のお子さんがお住まいの町名をお答えください。(1つに○)

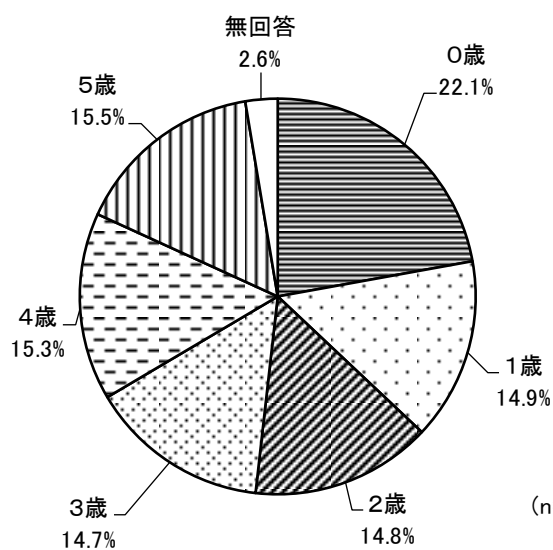
「光が丘」(28.6%)が最も多く、「石神井」(28.2%)、「練馬」(24.2%)、「大泉」(17.7%)と続く。



(n=1,788)

問2 あて名のお子さんの生年月を、元号に○をつけ、()内に数字でご記入ください。

「0歳」(22.1%)が最も多く、「5歳」(15.5%)、「4歳」(15.3%)、「1歳」(14.9%)、「2歳」(14.8%)、「3歳」(14.7%)と続く。

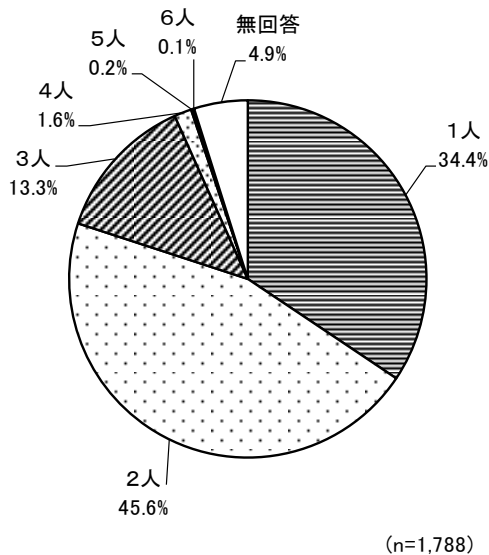


(n=1,788)

問3 あて名のお子さんのきょうだいは何人いらっしゃいますか。あて名のお子さんを含めた人数を（ ）内に数字でご記入ください。2人以上のお子さんがいらっしゃる場合は、末子の方の生年月を元号に○をつけ、（ ）内に数字でご記入ください。

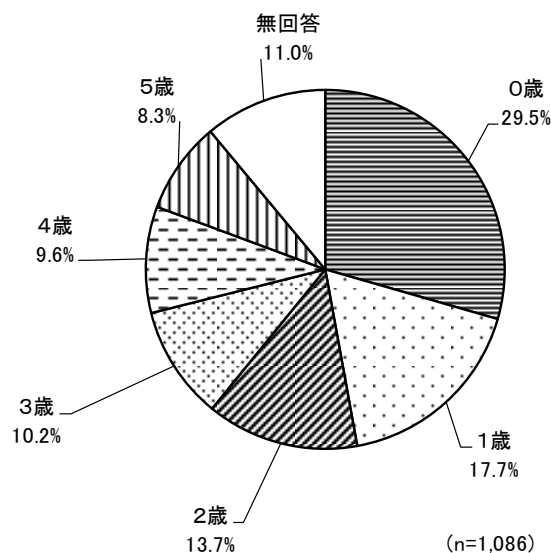
① きょうだい数

「2人」(45.6%)が最も多く、「1人」(34.4%)、「3人」(13.3%)と続く。平均は1.8人となっている。



② 末子の年齢

「0歳」(29.5%)が最も多く、「1歳」(17.7%)、「2歳」(13.7%)と続く。

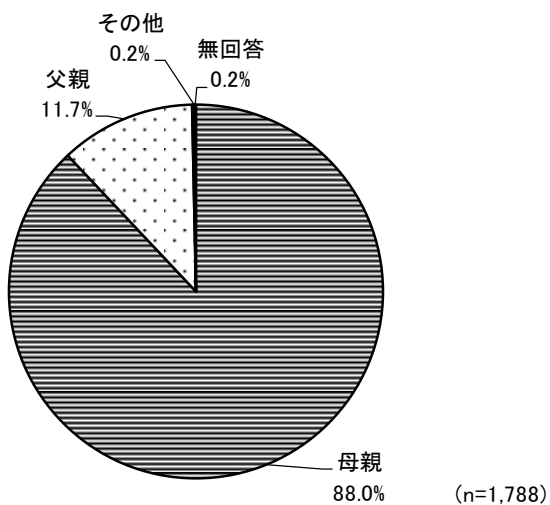


問4 この調査票のご回答者はどなたですか。あて名のお子さんからみた関係でお答えください。(1つに○)

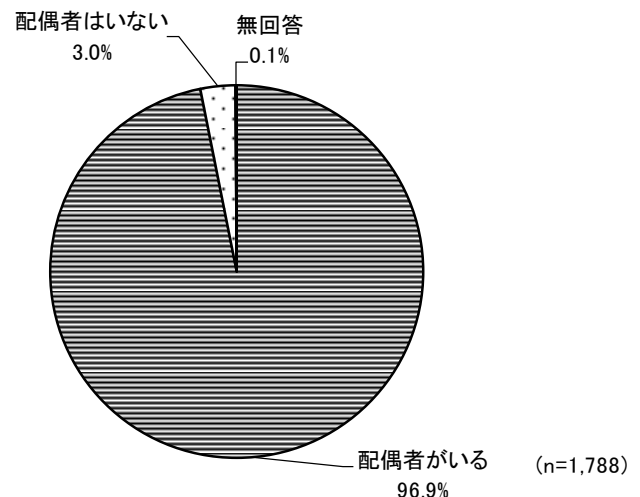
問5 この調査票のご回答者の配偶関係についてお答えください。(1つに○)

回答者は、「母親」(88.0%)、「父親」(11.7%)となっている。配偶関係は、「配偶者がいる」(96.9%)、「配偶者はいない」(3.0%)となっている。

■回答者

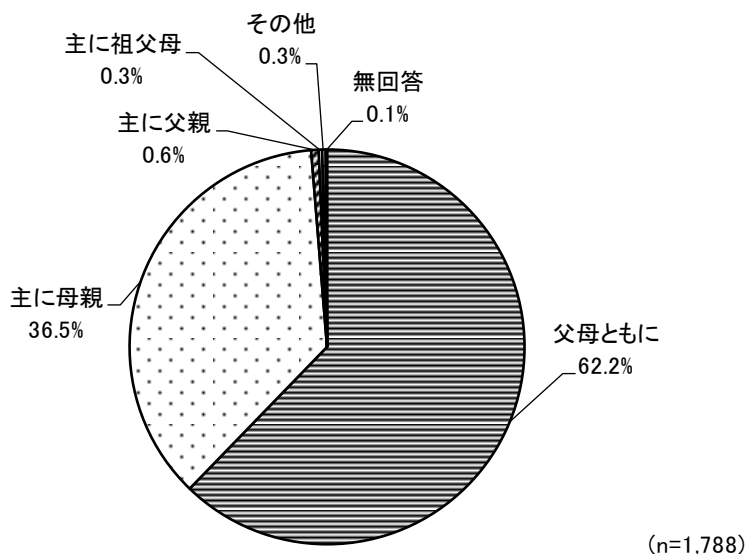


■配偶関係



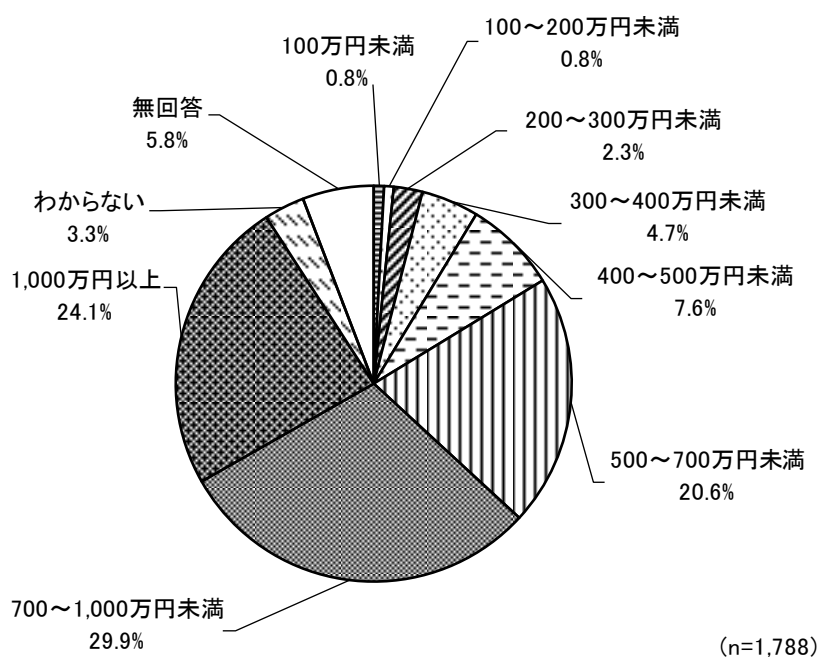
問6 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。
あて名のお子さんからみた関係でお答えください。（1つに○）

「父母ともに」（62.2%）が最も多く、「主に母親」（36.5%）、「主に父親」（0.6%）、「主に祖父母」（0.3%）と続く。



問7 あて名のお子さんの世帯全体の昨年度の年収（税込み）は、仕事による収入と仕事外の収入を合わせて、おおよそどのくらいですか。（1つに○）

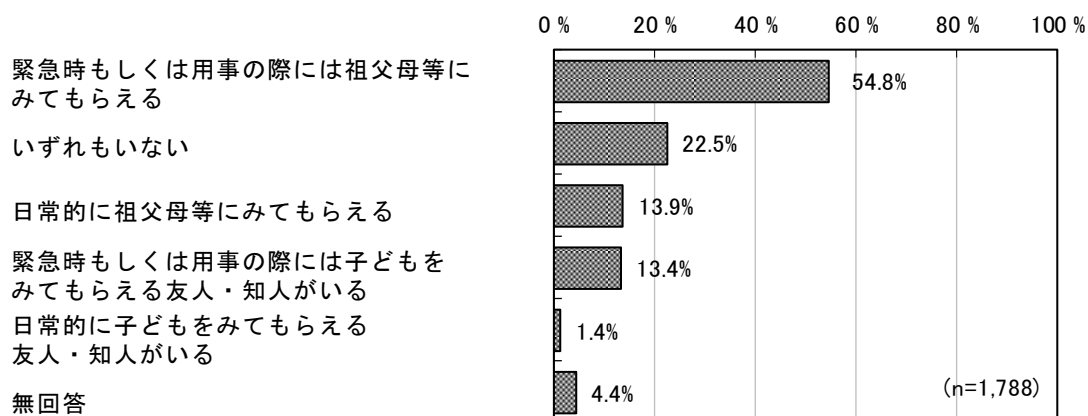
「700～1,000万円未満」（29.9%）が最も多く、「1,000万円以上」（24.1%）、「500～700万円未満」（20.6%）と続く。



2. 子育ての環境について

問8 日頃、あて名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。(いくつでも○)

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等にみてもらえる」(54.8%)が最も多く、「いずれもない」(22.5%)、「日常的に祖父母等にみてもらえる」(13.9%)と続く。



【年齢別】

すべての学年で「緊急時もしくは用事の際には祖父母等にみてもらえる」が最も多く、4割半ば以上となっている。

単位：%

	合計	日常的に祖父母等にみてもらえる	緊急時もしくは用事の際には祖父母等にみてもらえる	日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	いずれもない	無回答
全体	1,788	13.9	54.8	1.4	13.4	22.5	4.4
0歳	396	14.6	53.8	1.3	8.3	23.2	5.1
1歳	266	14.7	56.0	1.1	9.4	24.4	3.0
2歳	264	12.5	55.3	0.4	15.2	21.6	4.5
3歳	263	12.5	61.6	1.5	14.8	21.7	3.0
4歳	274	13.1	52.6	3.3	16.4	23.0	5.1
5歳	278	15.1	48.6	1.1	19.4	21.9	5.8

【母親の就労状況別】

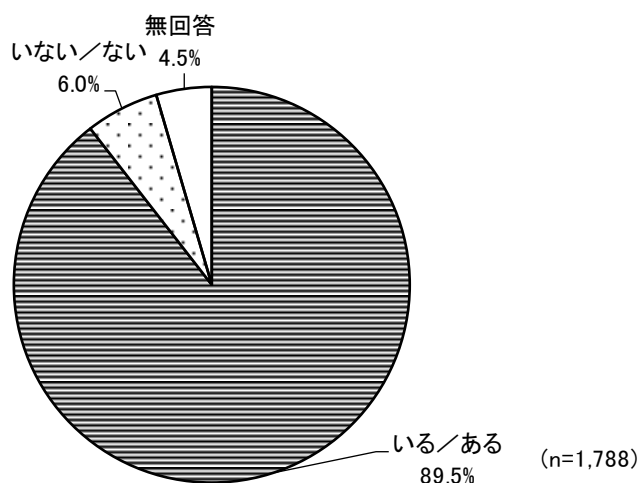
すべての就労状況で「緊急時もしくは用事の際には祖父母等にみてもらえる」が最も多く、5割以上となっている。また、“就労しているが、産休・育休・介護休業中である”で「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が他の就労状況と比べて少なくなっている。

単位：％

	合計	日常的に祖父母等にみてもらえる	緊急時もしくは用事の際には祖父母等にみてもらえる	日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	いずれもない	無回答
全体	1,788	13.9	54.8	1.4	13.4	22.5	4.4
就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	880	12.2	57.0	1.3	12.8	25.7	0.1
就労しているが、産休・育休・介護休業中である	321	14.6	61.7	0.9	8.1	22.4	—
以前は就労していたが、現在は就労していない	471	18.3	54.4	2.1	20.4	20.6	0.2
これまで就労したことがない	14	—	57.1	7.1	28.6	28.6	—

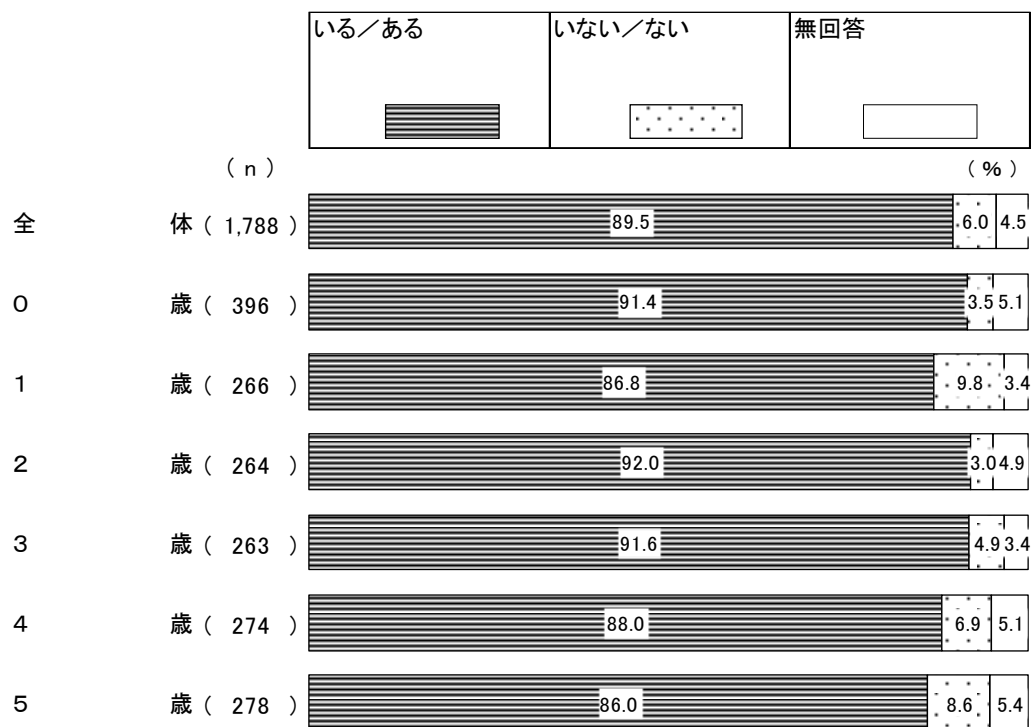
問9 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。（1つに○）

「いる／ある」（89.5%）、「いない／ない」（6.0%）となっている。



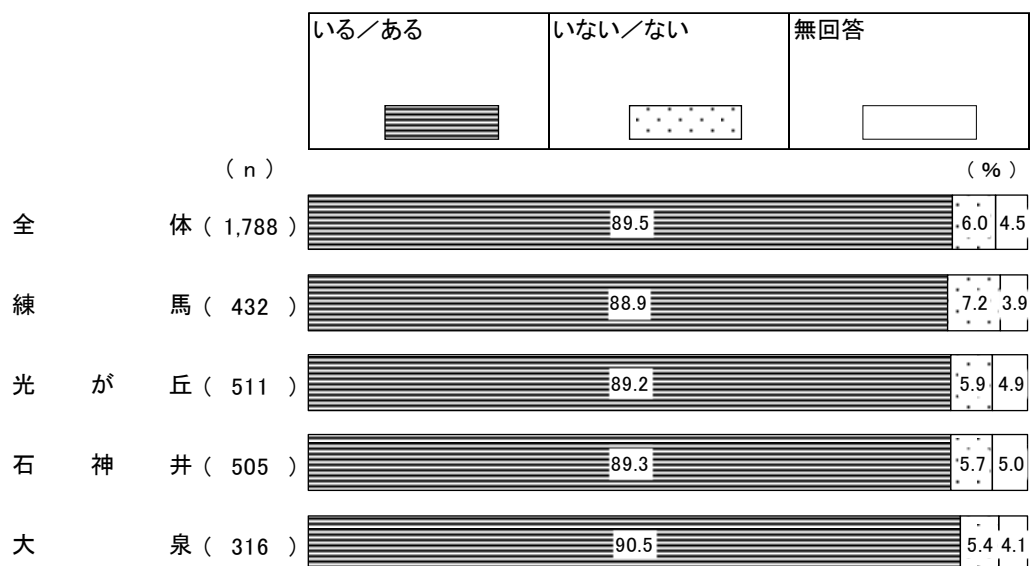
【年齢別】

すべての年齢で「いる／ある」が多く、8割半ば以上となっている。



【居住地区別】

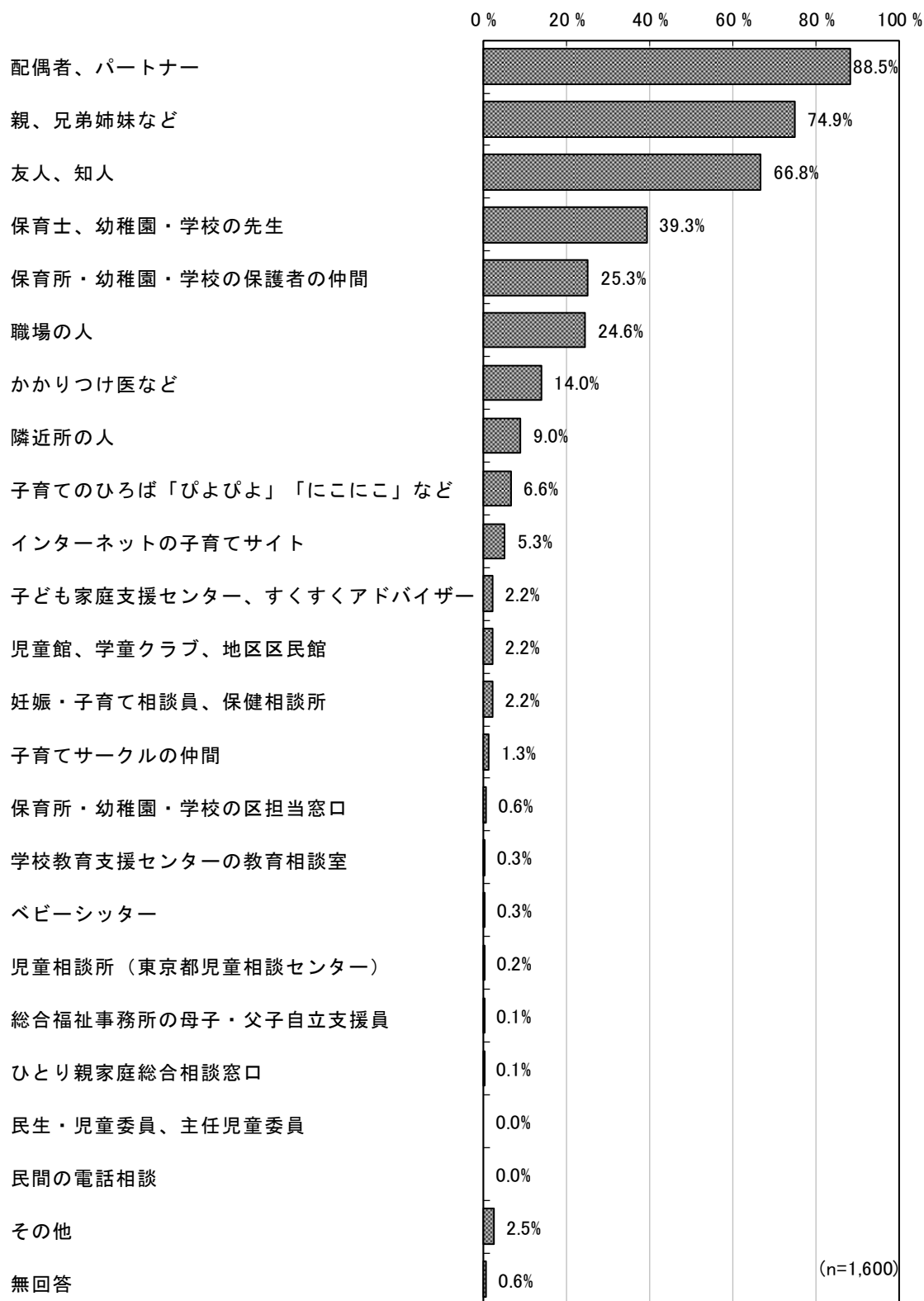
すべての居住地区で「いる／ある」が多く、9割前後となっている。



問 10 問 9 で「1. いる／ある」を選んだ方にうかがいます。

お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる人は誰ですか。また、相談できる場所はどこですか。（いくつでも○）

「配偶者、パートナー」（88.5%）が最も多く、「親、兄弟姉妹など」（74.9%）、「友人、知人」（66.8%）、「保育士、幼稚園・学校の先生」（39.3%）、「保育所・幼稚園・学校の保護者の仲間」（25.3%）と続く。



【年齢別】

すべての年齢で「配偶者、パートナー」が最も多く、9割前後となっている。また、“2歳”で「保育士、幼稚園・学校の先生」が5割以上と、他の年齢と比べて多くなっている。さらに、年齢が上がるにつれて「保育所・幼稚園・学校の保護者の仲間」が多くなる傾向がみられる。

単位：％

	合計	配偶者、 パートナー	親、 兄弟姉妹など	友人、 知人	隣近所の人	職場の人	保育所・幼稚園・ 学校の保護者の仲間	子育てサークルの仲間	保育士、幼稚園・ 学校の先生
全体	1,600	88.5	74.9	66.8	9.0	24.6	25.3	1.3	39.3
0歳	362	90.3	81.8	72.9	8.6	18.0	9.4	1.4	21.8
1歳	231	90.0	72.7	61.5	9.1	29.9	14.7	2.2	41.6
2歳	243	88.5	74.9	66.3	8.6	25.9	25.5	0.8	50.6
3歳	241	87.1	71.4	65.1	8.7	24.1	32.4	1.7	44.4
4歳	241	86.7	75.5	63.1	10.0	24.9	34.9	0.4	43.6
5歳	239	88.7	69.9	67.4	9.2	28.5	42.7	0.8	43.5

	かかりつけ医など	保育所・幼稚園・学校の 区担当窓口	子ども家庭支援センター、 すくすくアドバイザー	児童館、学童クラブ、 地区区民館	子育てのひろば「ぴよぴよ」 「にっこにこ」など	総合福祉事務所の 母子・父子自立支援員	ひとり親家庭総合相談窓口	民生・児童委員、 主任児童委員	学校教育支援センターの 教育相談室
全体	14.0	0.6	2.2	2.2	6.6	0.1	0.1	—	0.3
0歳	17.1	0.6	2.5	4.1	11.3	0.3	0.3	—	—
1歳	16.0	0.9	4.3	2.6	10.4	—	—	—	0.4
2歳	11.9	0.4	1.6	1.6	7.4	0.4	—	—	—
3歳	11.2	0.4	0.8	1.2	4.6	—	—	—	—
4歳	14.1	1.2	2.9	1.2	3.7	—	—	—	0.4
5歳	13.0	0.4	1.3	1.3	0.4	—	—	—	0.8

	妊娠・子育て相談員、 保健相談所	児童相談所 (東京都児童相談センター)	民間の電話相談	ベビシッター	インターネットの 子育てサイト	その他	無回答
全体	2.2	0.2	—	0.3	5.3	2.5	0.6
0歳	3.0	0.3	—	0.6	8.6	3.0	—
1歳	3.5	—	—	—	7.4	2.6	0.4
2歳	2.5	—	—	—	6.2	1.2	0.4
3歳	2.5	0.4	—	0.4	2.5	2.5	0.8
4歳	1.2	—	—	0.4	4.1	3.7	0.8
5歳	0.4	—	—	—	2.1	1.7	1.7

【母親の就労状況別】

すべての就労状況で「配偶者、パートナー」が最も多く、8割半ば以上となっている。“就労しており、産休・育休・介護休業中ではない”で「職場の人」が3割半ば、「保育士、幼稚園・学校の先生」が5割以上と、他の就労状況と比べて多くなっている。

単位：％

	合計	配偶者、 パートナー	親、兄弟姉妹など	友人、知人	隣近所の人	職場の人	保育所・幼稚園・ 学校の保護者の仲間	子育てサークルの仲間	保育士、幼稚園・ 学校の先生
全体	1,600	88.5	74.9	66.8	9.0	24.6	25.3	1.3	39.3
就労しており、産休・ 育休・介護休業中ではない	824	86.3	71.2	62.9	7.5	38.5	29.7	1.0	52.5
就労しているが、産休・ 育休・介護休業中である	305	90.5	80.7	74.4	8.9	20.3	14.1	1.6	24.9
以前は就労していたが、 現在は就労していない	437	91.5	78.5	69.1	11.7	2.3	25.6	1.8	25.6
これまで就労したことがない	13	84.6	53.8	76.9	15.4	7.7	15.4	—	15.4

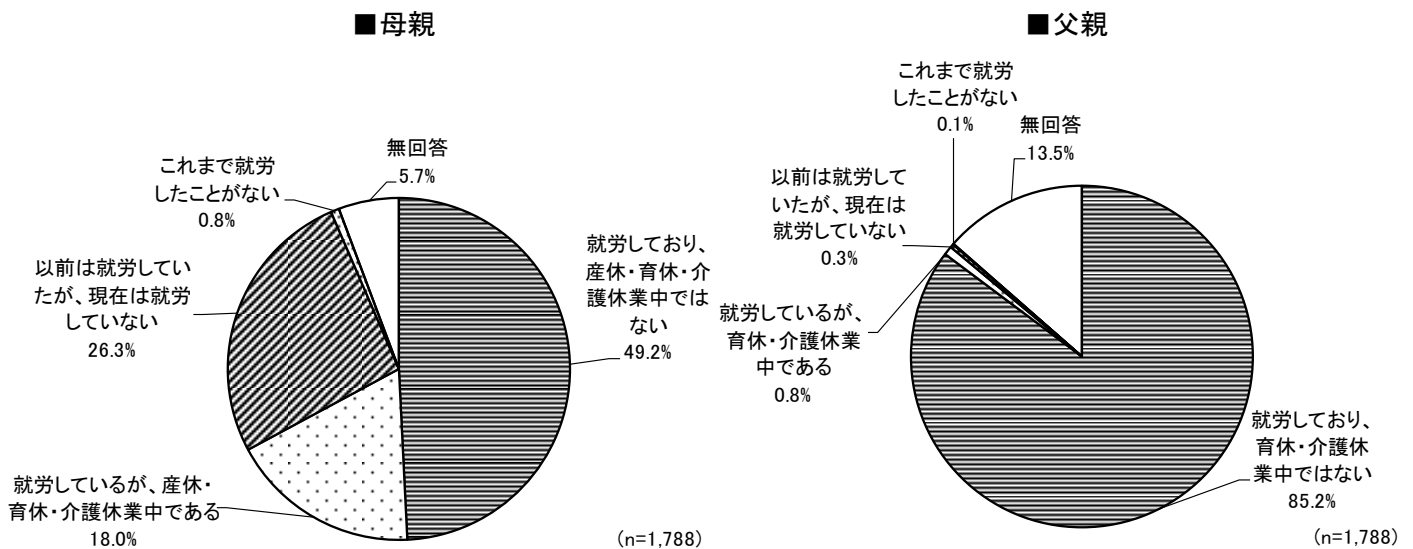
	かかりつけ医など	保育所・幼稚園・学校の 区担当窓口	子ども家庭支援センター、 すくすくアドバイザー	児童館、学童クラブ、 地区区民館	子育てのひろば「びよびよ」 「にっこ」など	総合福祉事務所の 母子・父子自立支援員	ひとり親家庭総合相談窓口	民生・児童委員、主任児童委員	学校教育支援センターの 教育相談室
全体	14.0	0.6	2.2	2.2	6.6	0.1	0.1	—	0.3
就労しており、産休・ 育休・介護休業中ではない	12.1	0.5	1.0	1.9	3.5	0.1	—	—	0.4
就労しているが、産休・ 育休・介護休業中である	17.7	0.3	3.0	2.0	11.1	—	—	—	—
以前は就労していたが、 現在は就労していない	14.4	1.1	4.1	2.7	9.6	0.2	0.2	—	0.2
これまで就労したことがない	23.1	—	—	—	7.7	—	—	—	—

	妊娠・子育て相談員、 保健相談所	児童相談所 (東京都児童相談センター)	民間の電話相談	ベビーシッター	インターネットの 子育てサイト	その他	無回答
全体	2.2	0.2	—	0.3	5.3	2.5	0.6
就労しており、産休・ 育休・介護休業中ではない	1.2	0.1	—	0.2	5.0	2.1	1.0
就労しているが、産休・ 育休・介護休業中である	2.6	0.3	—	0.3	9.2	3.0	0.3
以前は就労していたが、 現在は就労していない	3.9	0.2	—	0.2	3.2	3.0	0.2
これまで就労したことがない	—	—	—	—	—	7.7	—

3. 保護者の就労状況について

問 11 あて名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者を含む）についてうかがいます。

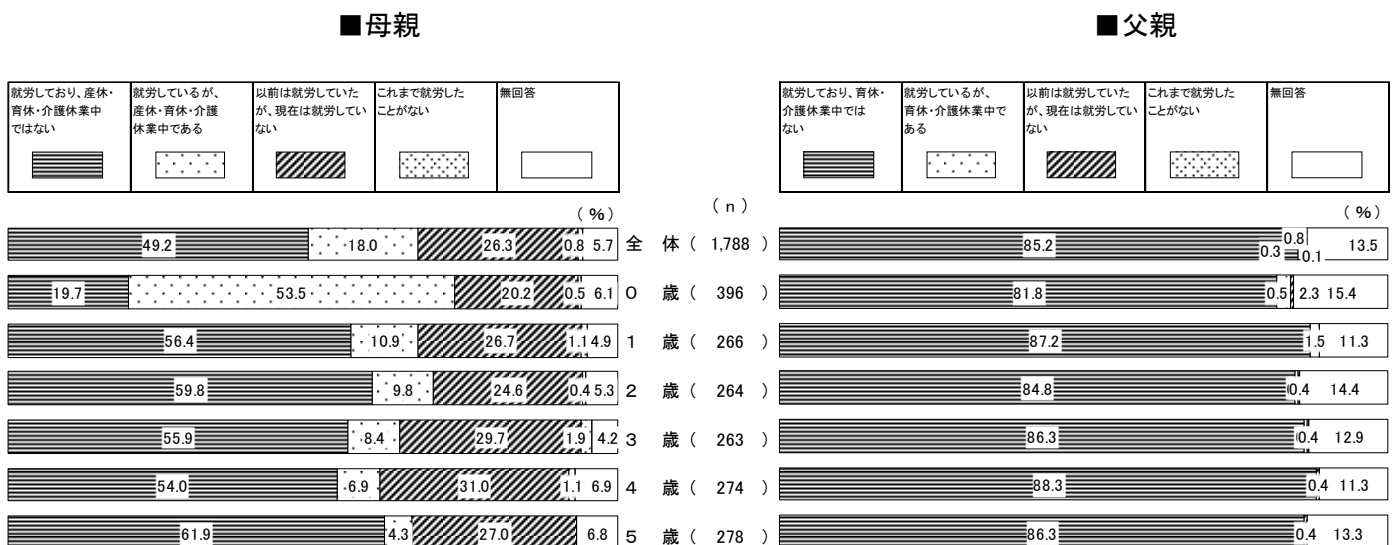
母親は、「就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（49.2%）が最も多く、「以前は就労していたが、現在は就労していない」（26.3%）、「就労しているが、産休・育休・介護休業中である」（18.0%）、「これまで就労したことがない」（0.8%）と続く。父親は、「就労しており、育休・介護休業中ではない」（85.2%）が最も多くなっている。



【年齢】

母親は、“0歳”で「就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が最も多く、5割以上となっているが、他の年齢では「就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も多く、5割以上となっている。

父親は、「就労しており、育休・介護休業中ではない」が最も多く、8割以上となっている。



問 12 問 11 の（１）母親または（２）父親で、「１．」または「２．」（就労している）を選んだ方にうかがいます。

就労日数、就労時間（残業時間を含む）、就労形態についてお答えください。

就労日数や就労時間が一定でない場合は、最も多いパターンについてお答えください。

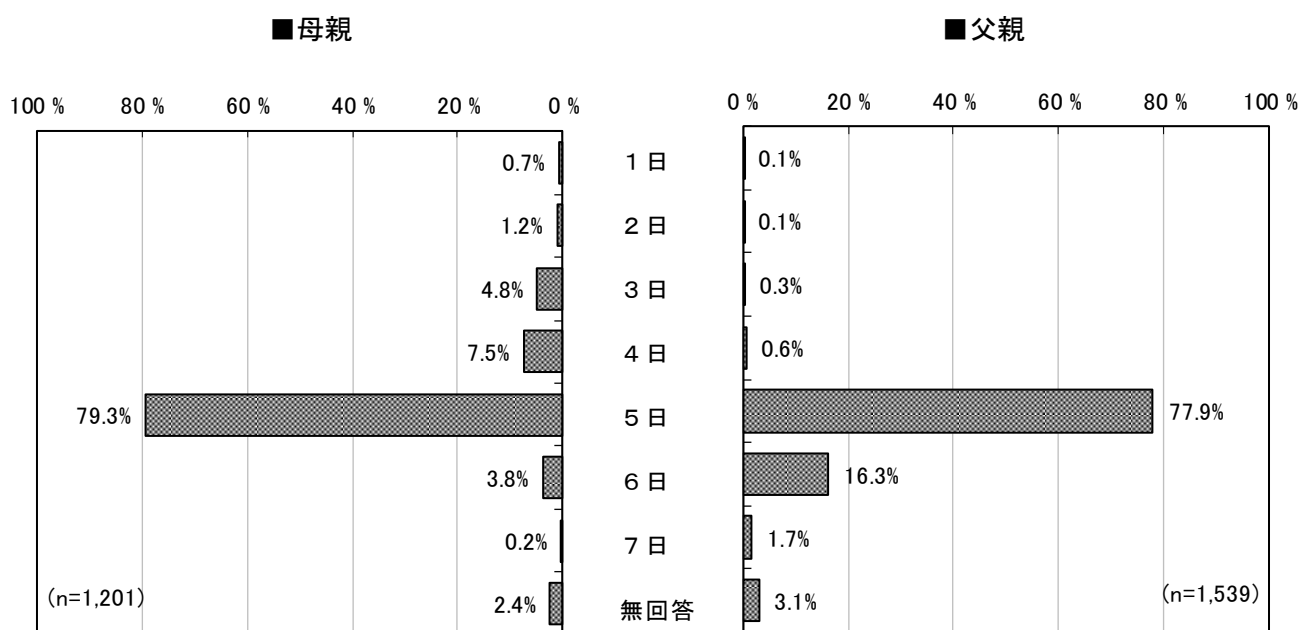
産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

日数と時間は（ ）内に数字をご記入ください。就労形態は該当するものに○をつけてください。

就労形態が「その他」の場合は、（ ）内に具体的な就労形態をご記入ください。

① １週当たりの就労日数

母親、父親ともに「５日」が最も多くなっている。



【全体・年齢別 １週当たりの平均就労日数】

母親は、「０歳」「２歳」（それぞれ 4.9 日）が最も多く、平均は 4.8 日となっている。

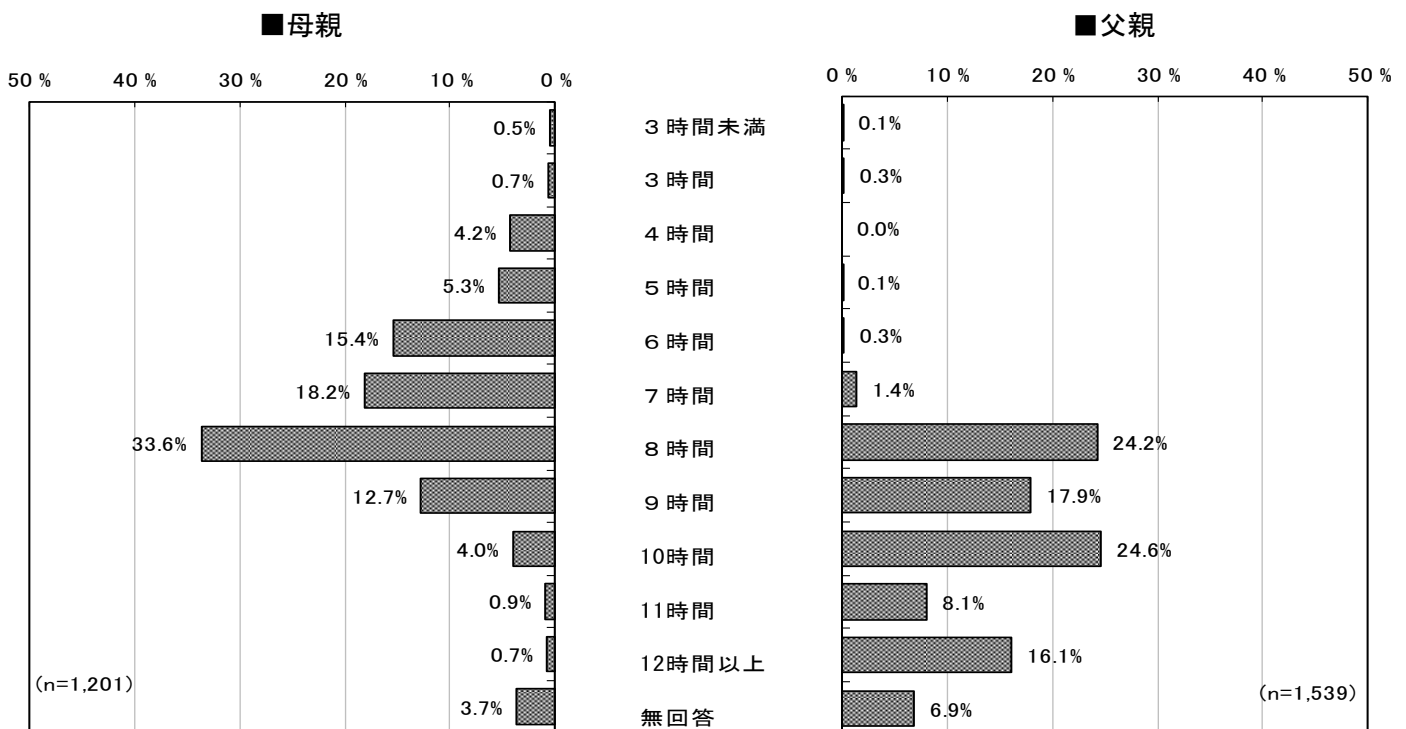
父親は、「１歳」「２歳」「３歳」「４歳」「５歳」（それぞれ 5.2 日）が最も多く、平均は 5.2 日となっている。

単位：日

	全体	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
母親	4.8	4.9	4.8	4.9	4.7	4.7	4.8
父親	5.2	5.1	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2

② 1日当たり就労時間(残業時間を含む)

母親は、「8時間」(33.6%)が最も多く、「7時間」(18.2%)、「6時間」(15.4%)、「9時間」(12.7%)と続く。父親は、「10時間」(24.6%)が最も多く、「8時間」(24.2%)、「9時間」(17.9%)、「12時間以上」(16.1%)と続く。



【全体・年齢別 1日当たり平均就労時間】

母親は、「0歳」(7.9時間)が最も多く、平均は7.4時間となっている。

父親は、「0歳」「2歳」(それぞれ9.9時間)が最も多く、平均は9.7時間となっている。

単位：時間

	全体	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
母親	7.4	7.9	7.2	7.2	7.1	7.2	7.2
父親	9.7	9.9	9.5	9.9	9.7	9.7	9.6

【子どもの人数別 1日当たり平均就労時間】

母親は、「4人」(6.2時間)が最も少なくなっている。

父親は、「1人」(9.6時間)が最も少なくなっている。

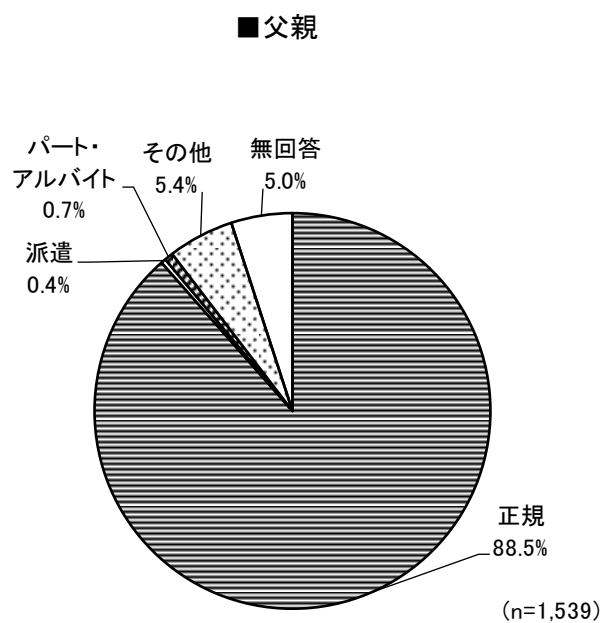
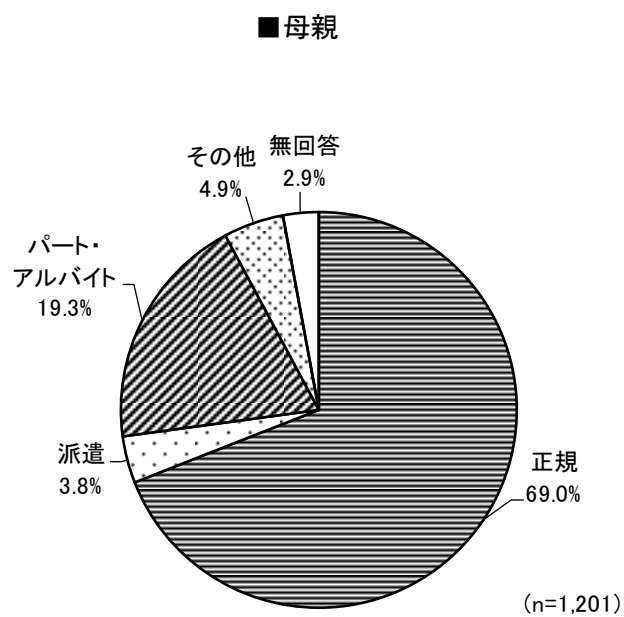
単位：時間

	全体	1人	2人	3人	4人	5人	6人
母親	7.4	7.6	7.1	7.2	6.2	8.0	10.0
父親	9.7	9.6	9.7	9.8	9.7	10.5	12.0

③就労形態

母親は、「正規」(69.0%)が最も多く、「パート・アルバイト」(19.3%)、「派遣」(3.8%)と続く。

父親は、「正規」(88.5%)が最も多く、「パート・アルバイト」(0.7%)、「派遣」(0.4%)と続く。

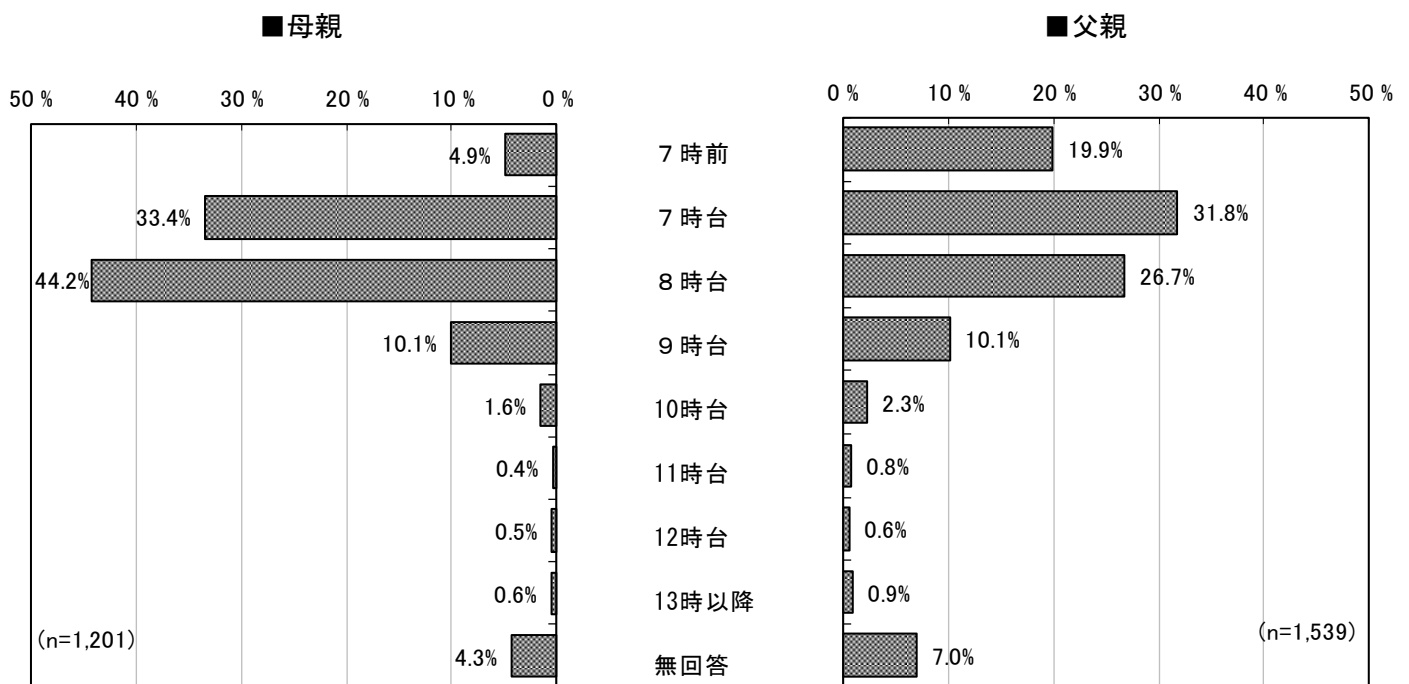


問 13 家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、最も多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。時間は（ ）内に 24 時間制でご記入ください（例：8 時 30 分～18 時 30 分）。

① 家を出る時刻

母親は、「8 時台」(44.2%)が最も多く、「7 時台」(33.4%)、「9 時台」(10.1%)と続く。平均は 8 時 05 分となっている。

父親は、「7 時台」(31.8%)が最も多く、「8 時台」(26.7%)、「7 時前」(19.9%)と続く。平均は 7 時 43 分となっている。



【全体・年齢別 家を出る平均時刻】

母親は、「0 歳」(7 時 58 分)が最も早く、「3 歳」(8 時 15 分)が最も遅くなっている。

父親は、「3 歳」(7 時 31 分)が最も早く、「1 歳」「4 歳」(7 時 49 分)が最も遅くなっている。

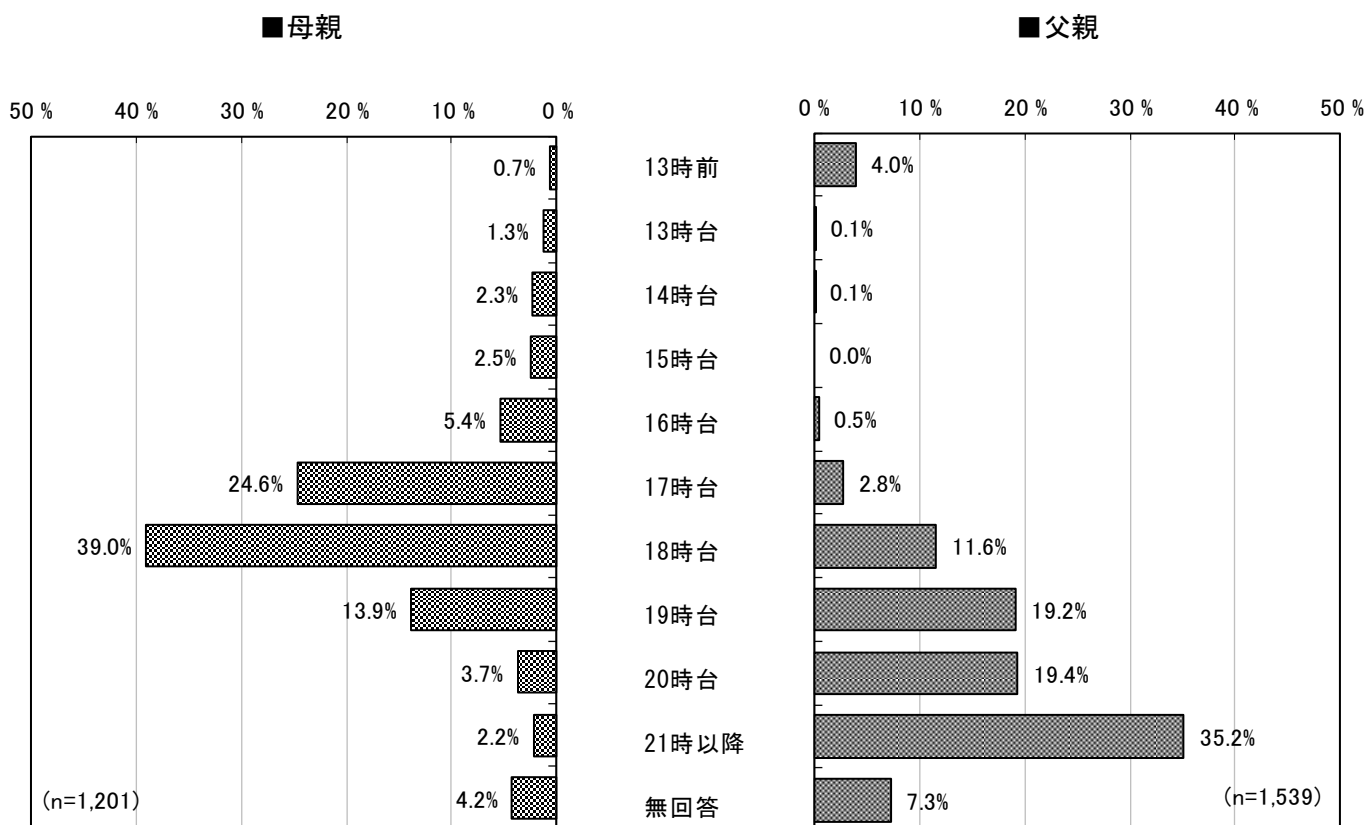
単位：時間

	全体	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
母親	8 時 05 分	7 時 58 分	8 時 06 分	8 時 07 分	8 時 15 分	8 時 02 分	8 時 03 分
父親	7 時 43 分	7 時 40 分	7 時 49 分	7 時 44 分	7 時 31 分	7 時 49 分	7 時 43 分

② 帰宅時刻

母親は、「18 時台」(39.0%)が最も多く、「17 時台」(24.6%)、「19 時台」(13.9%)と続く。平均は 17 時 53 分となっている。

父親は、「21 時以降」(35.2%)が最も多く、「20 時台」(19.4%)、「19 時台」(19.2%)と続く。平均は 19 時 26 分となっている。



【全体・年齢別 平均帰宅時刻】

母親は、「4 歳」(17 時 37 分)が最も早く、「0 歳」(18 時 27 分)が最も遅くなっている。

父親は、「0 歳」(19 時 16 分)が最も早く、「5 歳」(19 時 32 分)が最も遅くなっている。

単位：時間

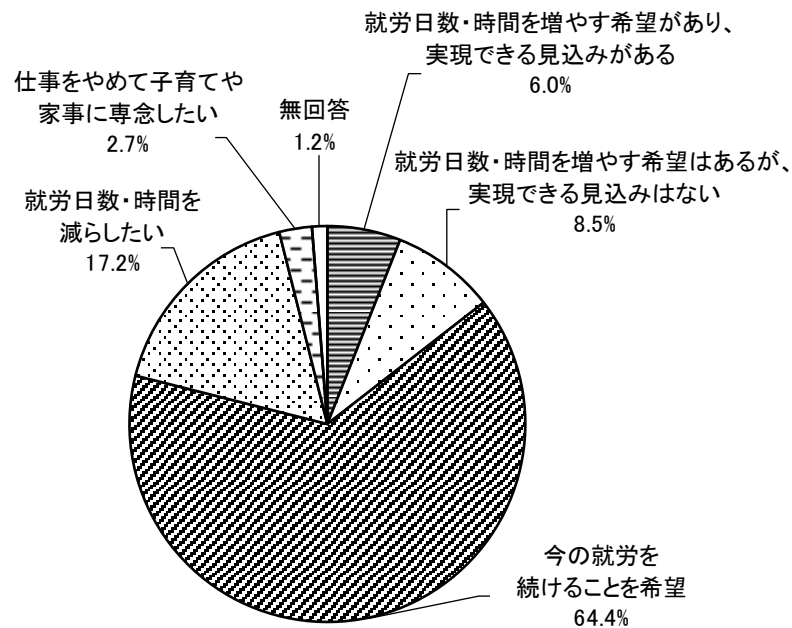
	全体	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
母親	17 時 53 分	18 時 27 分	17 時 42 分	17 時 53 分	17 時 41 分	17 時 37 分	17 時 43 分
父親	19 時 26 分	19 時 16 分	19 時 29 分	19 時 24 分	19 時 29 分	19 時 24 分	19 時 32 分

問 14 今後、就労状況を変更する希望はありますか。あてはまる番号 1 つに○をつけ、
() 内に数字をご記入ください。

母親は、「今の就労を続けることを希望」(64.4%)が最も多く、「就労日数・時間を減らしたい」(17.2%)、「就労日数・時間を増やす希望はあるが、実現できる見込みはない」(8.5%)と続く。

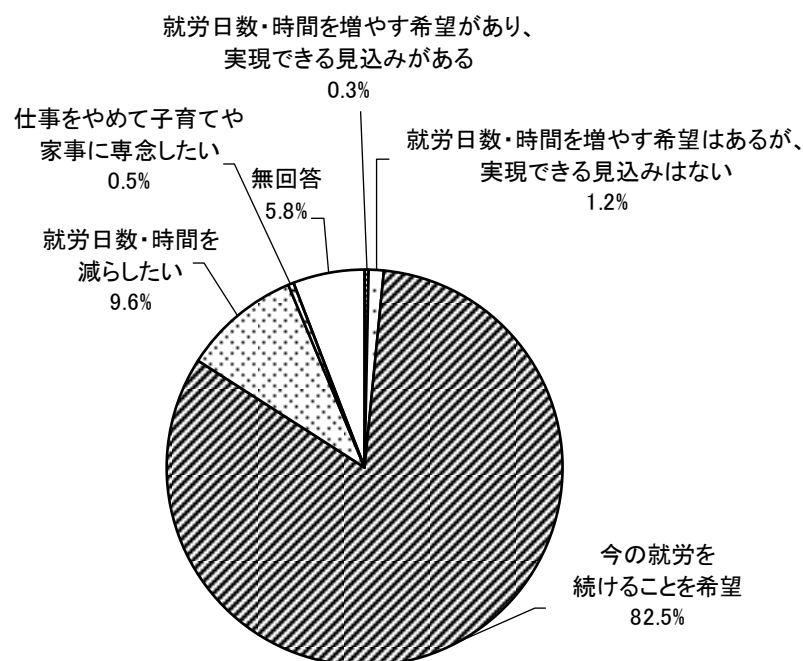
父親は、「今の就労を続けることを希望」(82.5%)が最も多く、「就労日数・時間を減らしたい」(9.6%)、「就労日数・時間を増やす希望はあるが、実現できる見込みはない」(1.2%)と続く。

■ 母親



(n=1,201)

■ 父親



(n=1,539)

【年齢別】

母親は、すべての年齢で「今の就労を続けることを希望」が最も多く、“0歳”では5割半ばとなっており、“1歳”～“5歳”では6割半ば以上となっている。

父親も、すべての年齢で「今の就労を続けることを希望」が最も多く、8割前後となっている。

■母親

単位：％

	合計	就労日数・時間を増やす希望があり、 実現できる見込みがある	就労日数・時間を増やす希望はあるが、 実現できる見込みはない	今の就労を続けることを希望	就労日数・時間を減らしたい	仕事をやめて子育てや 家事に専念したい	無回答
全体	1,201	6.0	8.5	64.4	17.2	2.7	1.2
0歳	290	4.1	3.4	54.8	32.4	3.4	1.7
1歳	179	5.0	10.6	70.4	10.6	2.2	1.1
2歳	184	7.1	8.7	64.7	15.2	3.3	1.1
3歳	169	8.3	7.7	68.0	12.4	1.8	1.8
4歳	167	6.6	8.4	69.5	13.2	1.8	0.6
5歳	184	6.0	14.7	64.7	10.3	3.3	1.1

■父親

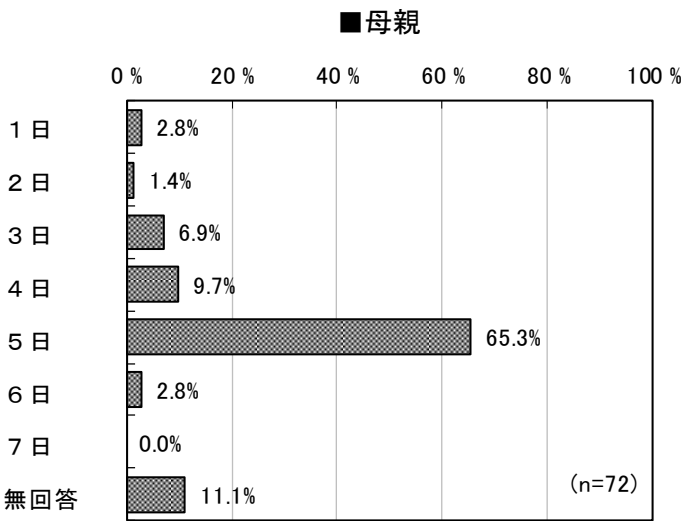
単位：％

	合計	就労日数・時間を増やす希望があり、 実現できる見込みがある	就労日数・時間を増やす希望はあるが、 実現できる見込みはない	今の就労を続けることを希望	就労日数・時間を減らしたい	仕事をやめて子育てや 家事に専念したい	無回答
全体	1,539	0.3	1.2	82.5	9.6	0.5	5.8
0歳	333	—	0.6	82.9	10.2	—	6.3
1歳	236	0.8	0.8	79.2	12.7	1.3	5.1
2歳	225	0.4	0.9	83.6	9.8	0.4	4.9
3歳	228	—	0.9	85.1	8.8	—	5.3
4歳	242	0.4	1.7	81.4	9.1	0.8	6.6
5歳	240	0.4	2.9	81.7	7.9	0.4	6.7

＜就労日数・時間を増やす希望があり、実現できる見込みがある＞

【増加後の日数等 1週当たり日数】

母親は、「5日」(65.3%)が最も多く、平均は4.6日となっている。父親は、「5日」が3件、「6日」「7日」がそれぞれ1件、平均は5.6日となっている。



【全体・年齢別 1週当たり平均日数（母親）】

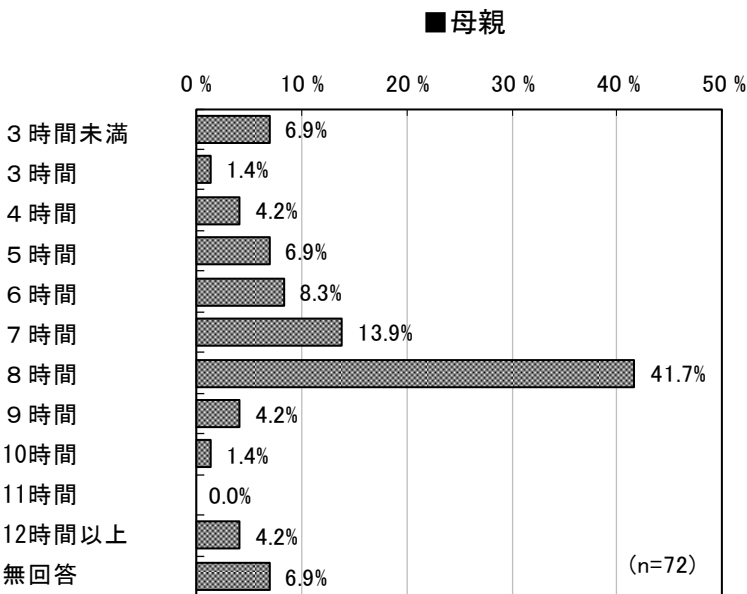
「1歳」(5.0日)が最も多く、「3歳」(4.2日)が最も少なくなっている。

単位：日

	全体	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
母親	4.6	4.7	5.0	4.5	4.2	4.8	4.5

【増加後の日数等 1日当たり時間】

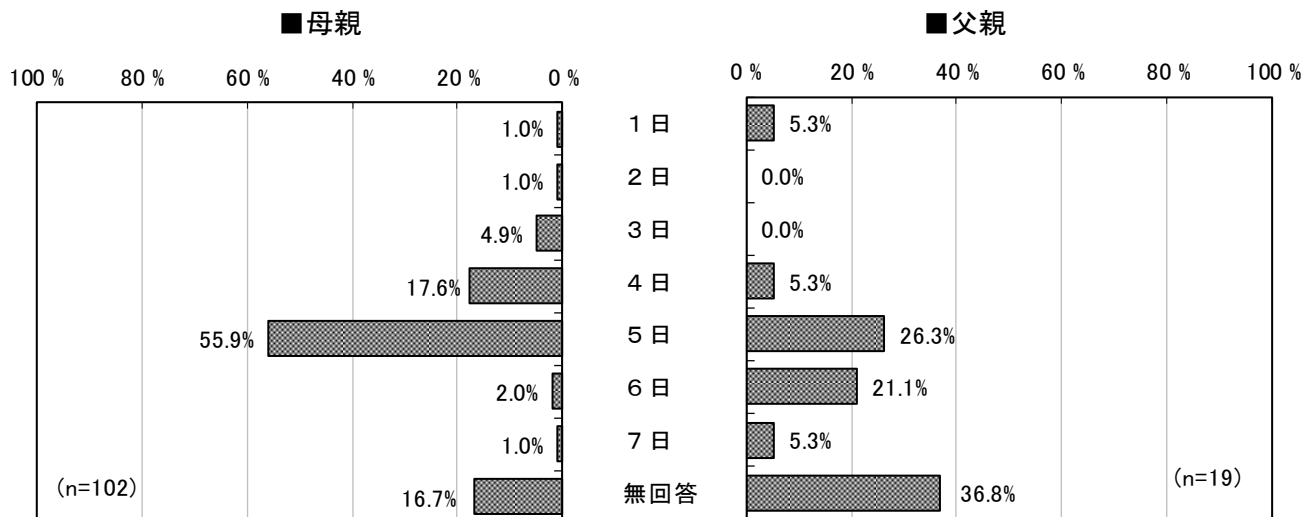
母親は、「8時間」(41.7%)が最も多く、「7時間」(13.9%)、「6時間」(8.3%)と続く。平均は7.0時間となっている。父親は、「12時間以上」が2件、「8時間」「9時間」「11時間」がそれぞれ1件、平均は10.8時間となっている。



<就労日数・時間を増やす希望があるが、実現できる見込みはない>

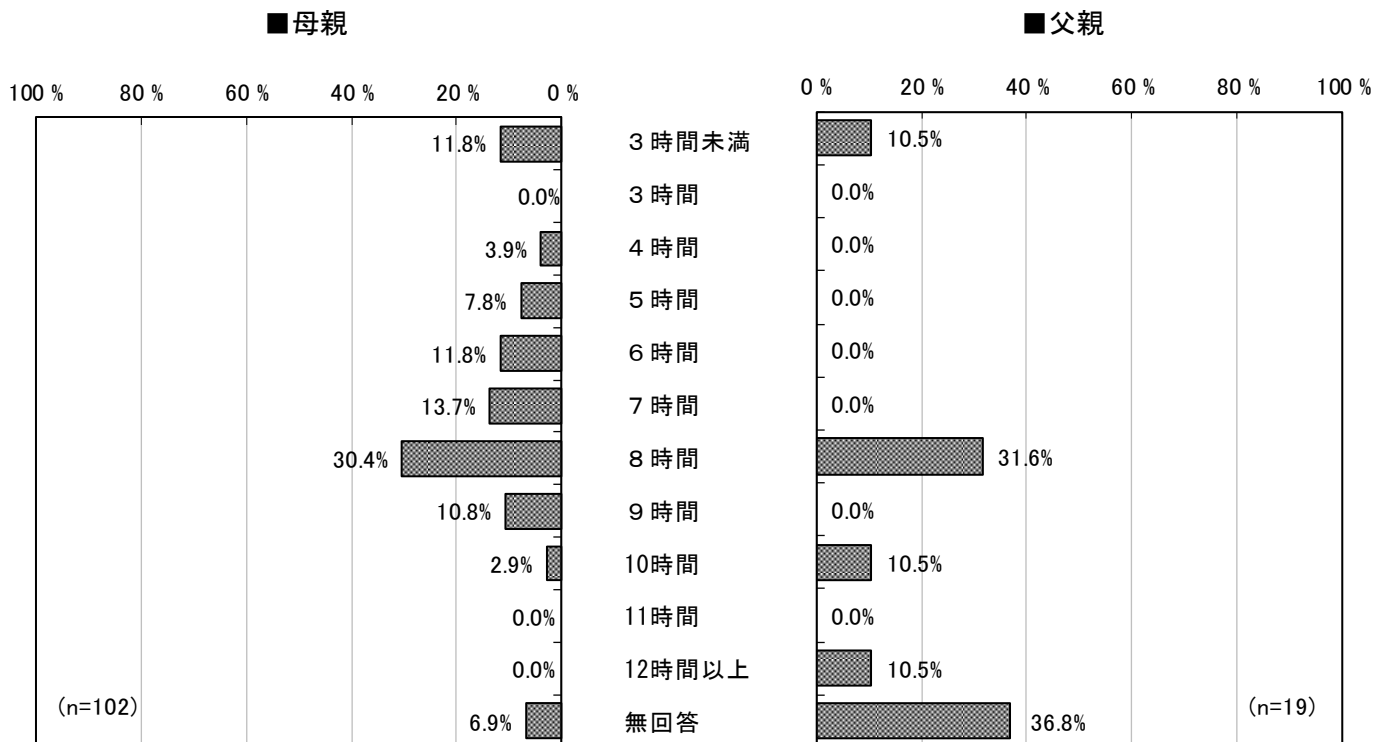
【増加後の日数等 1週当たり日数】

母親は、「5日」(55.9%)が最も多く、平均は4.6日となっている。父親も、「5日」(26.3%)が最も多く、平均は5.1日となっている。



【増加後の日数等 1日当たり時間】

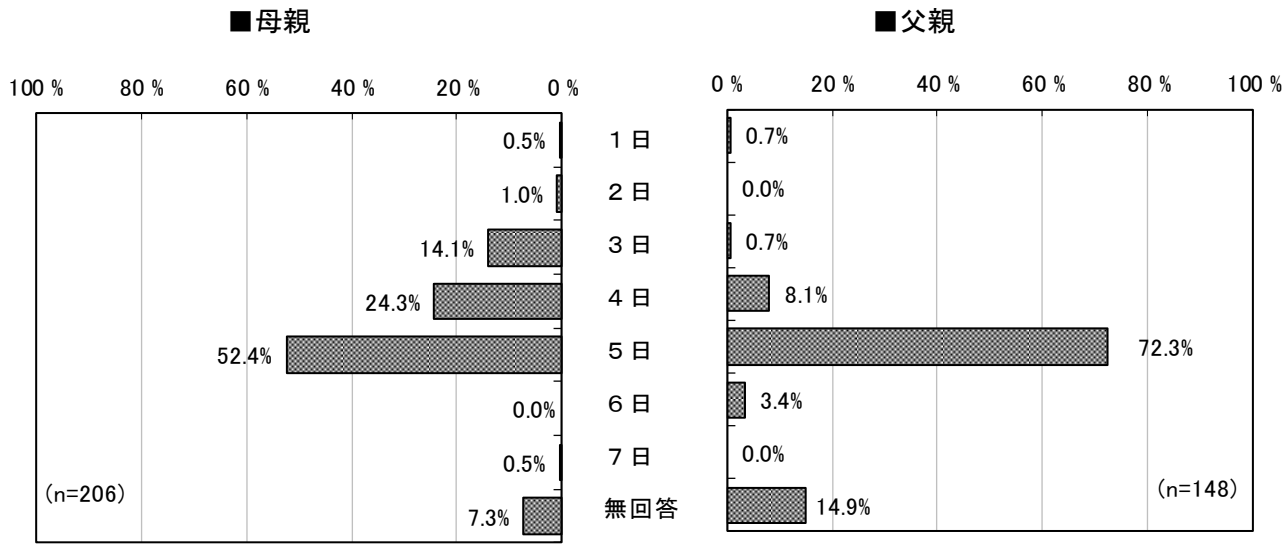
母親は、「8時間」(30.4%)が最も多く、「7時間」(13.7%)、「6時間」(11.8%)と続く。平均は6.5時間となっている。父親は、「8時間」(31.6%)が最も多く、「3時間未満」「10時間」「12時間以上」(それぞれ10.5%)と続く。平均は8.0時間となっている。



＜就労日数・時間を減らしたい＞

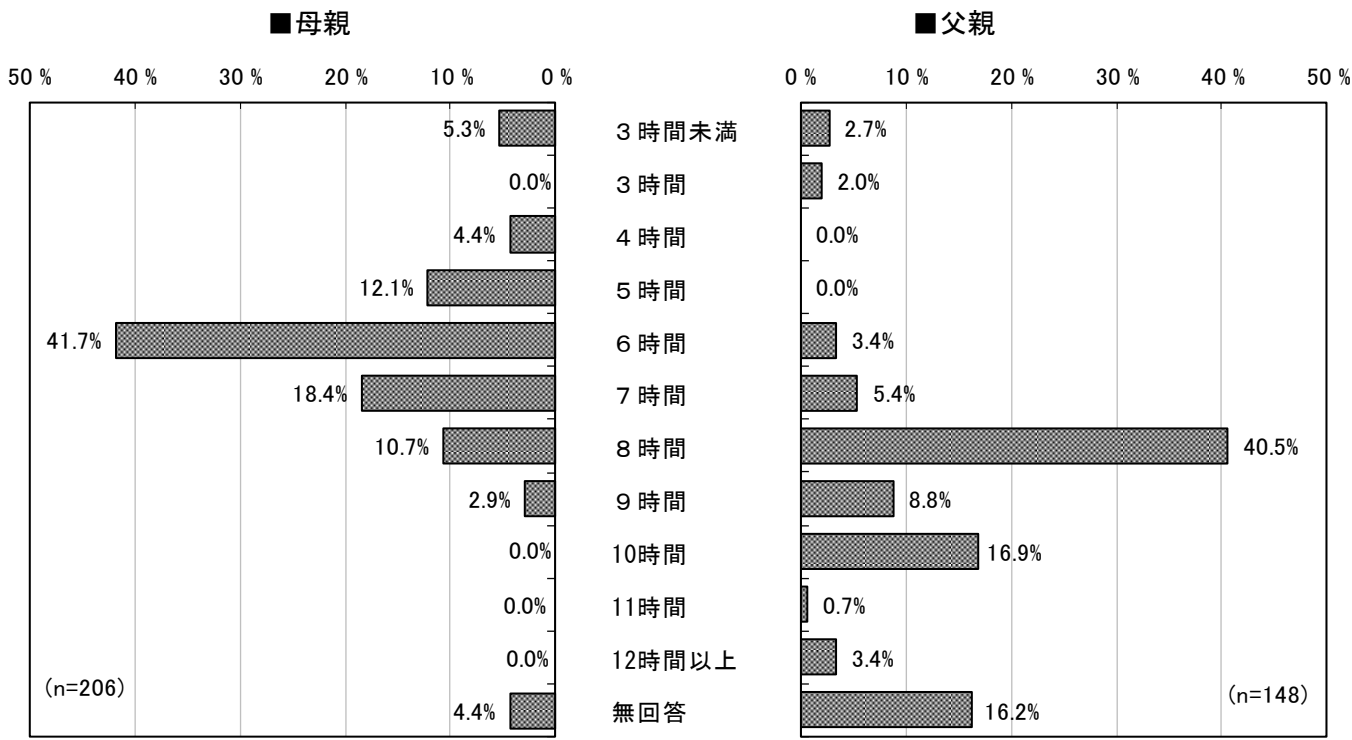
【減少後の日数等 1週当たり日数】

母親は、「5日」(52.4%)が最も多く、平均は4.4日となっている。父親も、「5日」(72.3%)が最も多く、平均は4.9日となっている。



【減少後の日数等 1日当たり時間】

母親は、「6時間」(41.7%)が最も多く、「7時間」(18.4%)、「5時間」(12.1%)と続く。平均は6.0時間となっている。父親は、「8時間」(40.5%)が最も多く、「10時間」(16.9%)、「9時間」(8.8%)と続く。平均は8.2時間となっている。



問 15 問 11 の（１）母親または（２）父親で、「３．以前は就労していたが、現在は就労していない」または「４．これまで就労したことがない」を選んだ方にうかがいます。

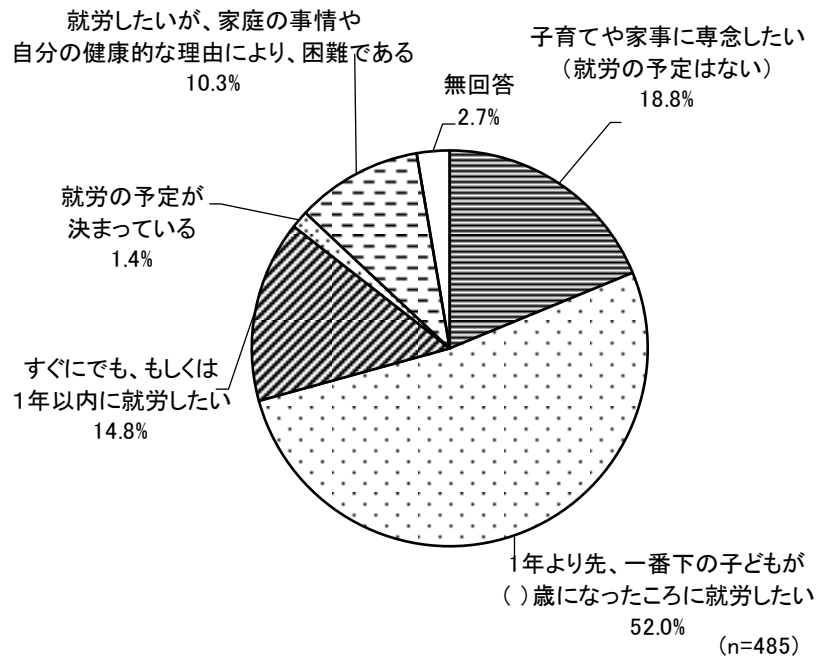
今後、就労したい希望はありますか。あてはまる番号１つに○をつけ、日数と時間等は（ ）内に数字をご記入ください。就労形態は該当するものに○をつけてください。

就労形態が「その他」の場合は、（ ）内に具体的な就労形態をご記入ください。

母親は、「１年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」（52.0%）が最も多く、「子育てや家事に専念したい（就労の予定はない）」（18.8%）、「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」（14.8%）と続く。

父親は、「１年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」が１件、「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」が３件、「就労したいが、家庭の事情や自分の健康的な理由により、困難である」が２件となっている。

■ 母親



【年齢別(母親)】

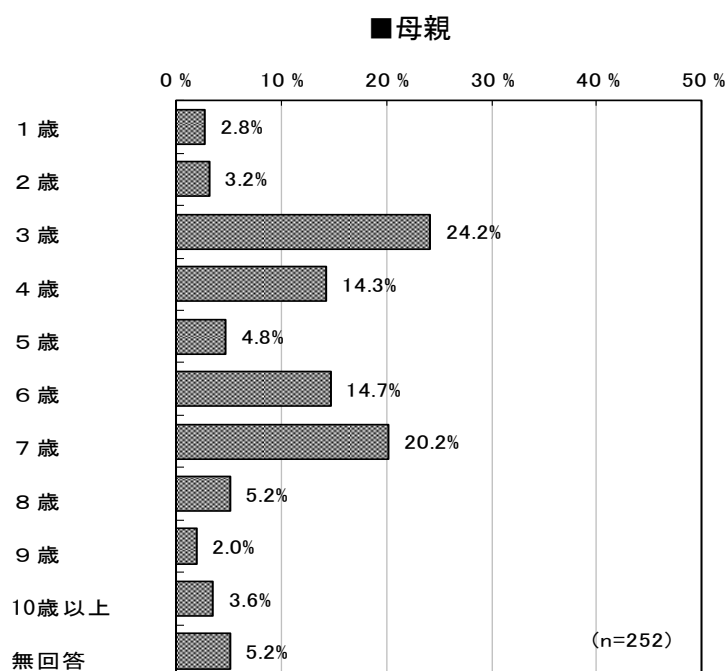
すべての年齢で「1年より先、一番下の子どもが()歳になったところに就労したい」が最も多くなり、「1歳」で6割半ば以上と、他の年齢と比べて多い傾向がみられる。

単位：％

	合計	子育てや家事に専念したい (就労の予定はない)	1年より先、一番下の子どもが ()歳になったところに就労したい	すぐにでも、もしくは1年以内に 就労したい	就労の予定が決まっている	就労したいが、家庭の事情や 自分の健康的な理由により、 困難である	無回答
全体	485	18.8	52.0	14.8	1.4	10.3	2.7
0歳	82	24.4	59.8	9.8	1.2	1.2	3.7
1歳	74	13.5	66.2	12.2	—	5.4	2.7
2歳	66	19.7	40.9	28.8	1.5	9.1	—
3歳	83	19.3	49.4	10.8	1.2	18.1	1.2
4歳	88	18.2	48.9	10.2	2.3	18.2	2.3
5歳	75	14.7	49.3	20.0	2.7	10.7	2.7

＜1年より先、一番下の子どもが()歳になったところに就労したい＞

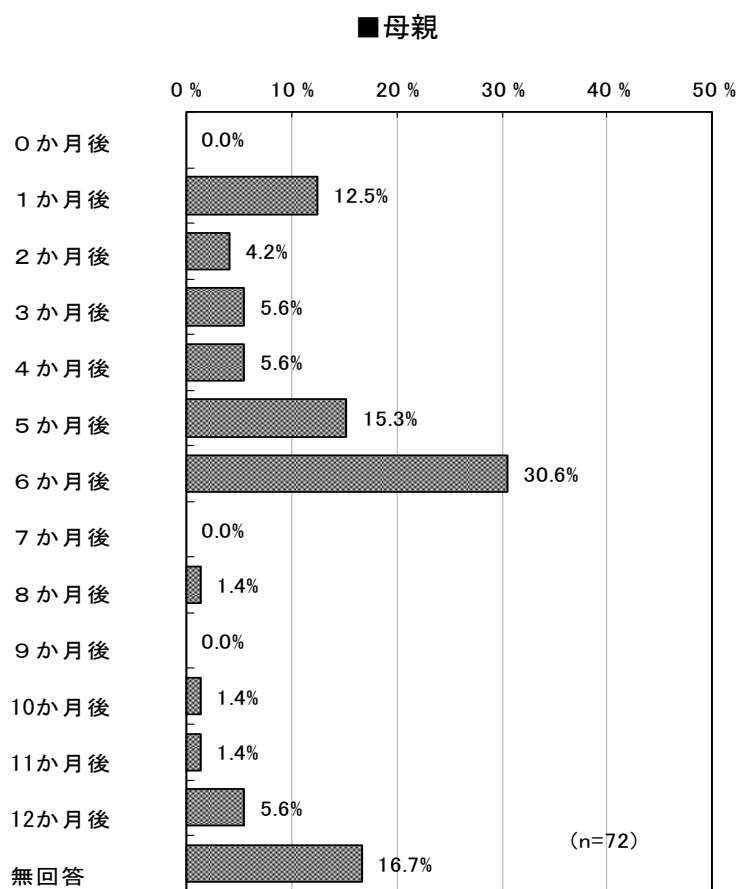
母親は、「3歳」(24.2%)が最も多く、「7歳」(20.2%)、「6歳」(14.7%)と続く。



<すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい>

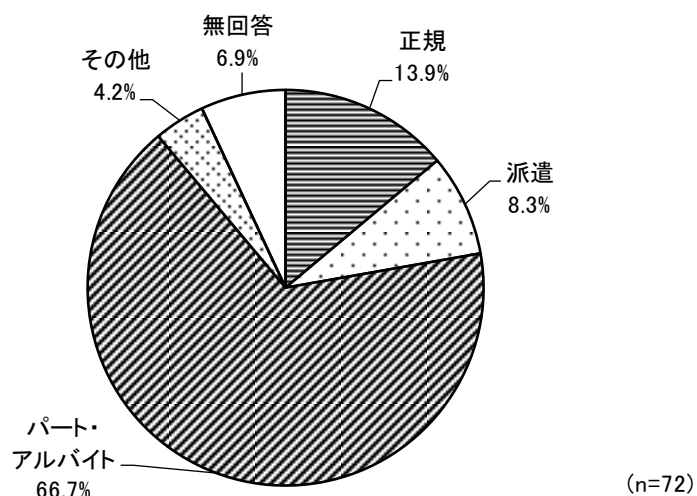
【希望時期】

母親は、「６か月後」(30.6%)が最も多く、「５か月後」(15.3%)、「１か月後」(12.5%)と続く。



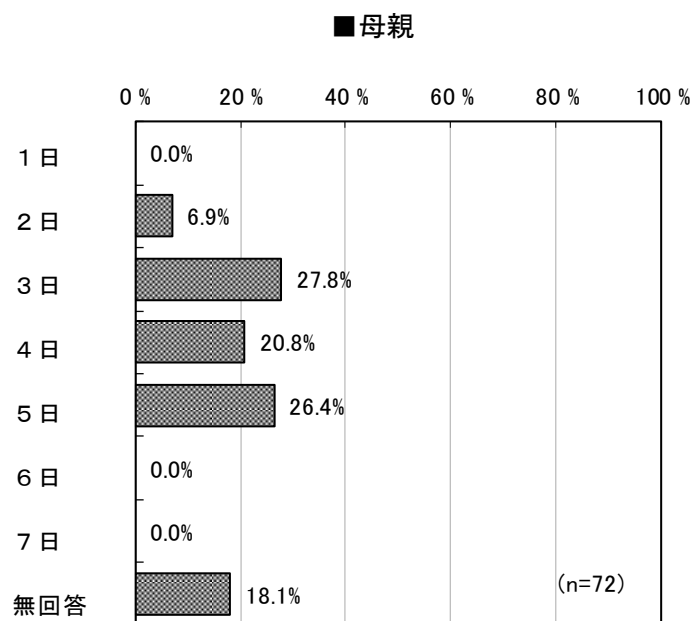
【希望する就労形態】

母親は、「パート・アルバイト」(66.7%)が最も多く、「正規」(13.9%)、「派遣」(8.3%)と続く。



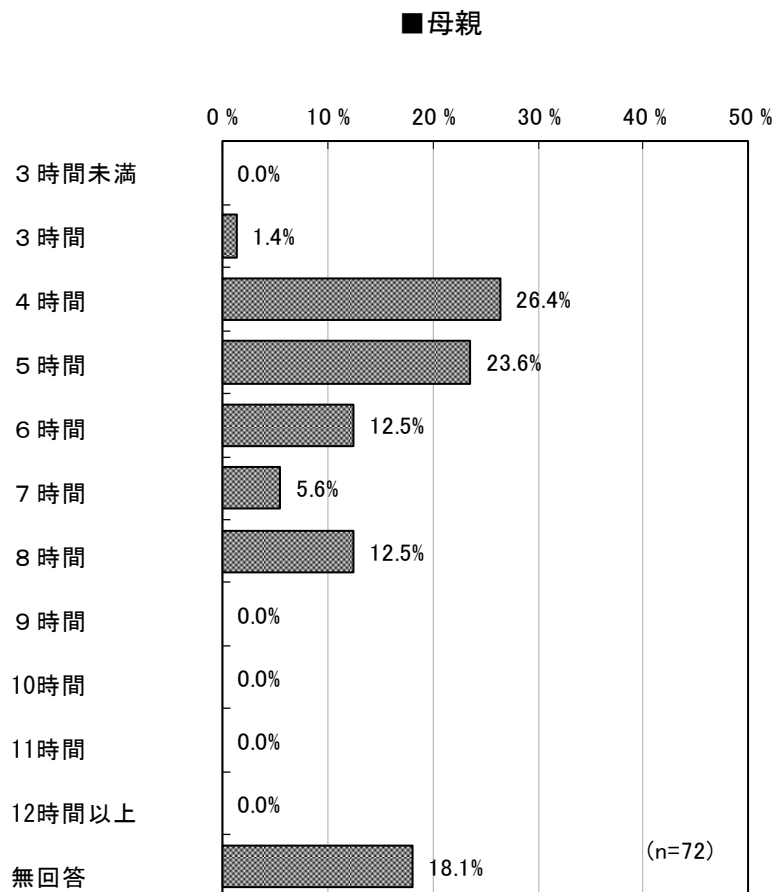
【1週当たり希望日数】

母親は、「3日」(27.8%)が最も多く、「5日」(26.4%)、「4日」(20.8%)と続く。



【1日当たり希望時間】

母親は、「4時間」(26.4%)が最も多く、「5時間」(23.6%)、「6時間」「8時間」(それぞれ12.5%)と続く。



＜就労の予定が決まっている＞

【開始時期】

母親は、「2021 年 11 月」「2021 年 12 月」「2023 年 4 月」がそれぞれ 2 件、「2022 年 4 月」が 1 件となっている。

【1 週当たり日数】

母親は、「5 日」が 3 件、「3 日」が 2 件、「2 日」「4 日」がそれぞれ 1 件となっている。

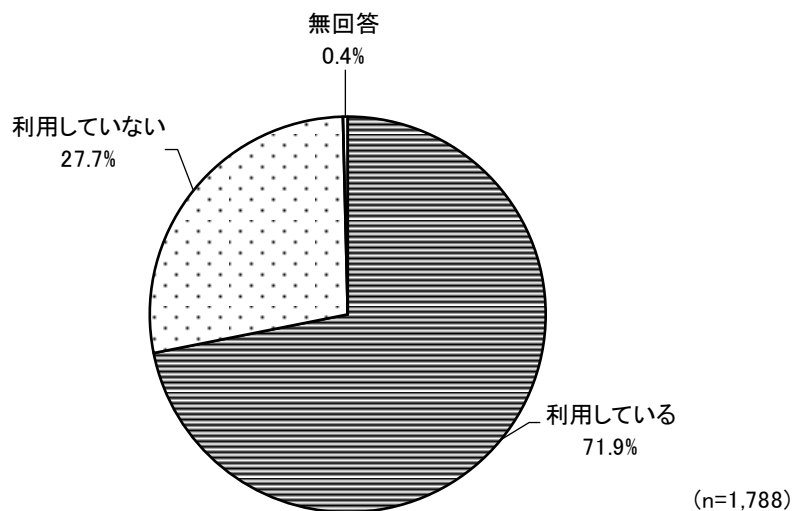
【1 日当たり時間】

母親は、「6 時間」が 3 件、「10 時間」が 2 件、「4 時間」「8 時間」がそれぞれ 1 件となっている。

4. 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況等について

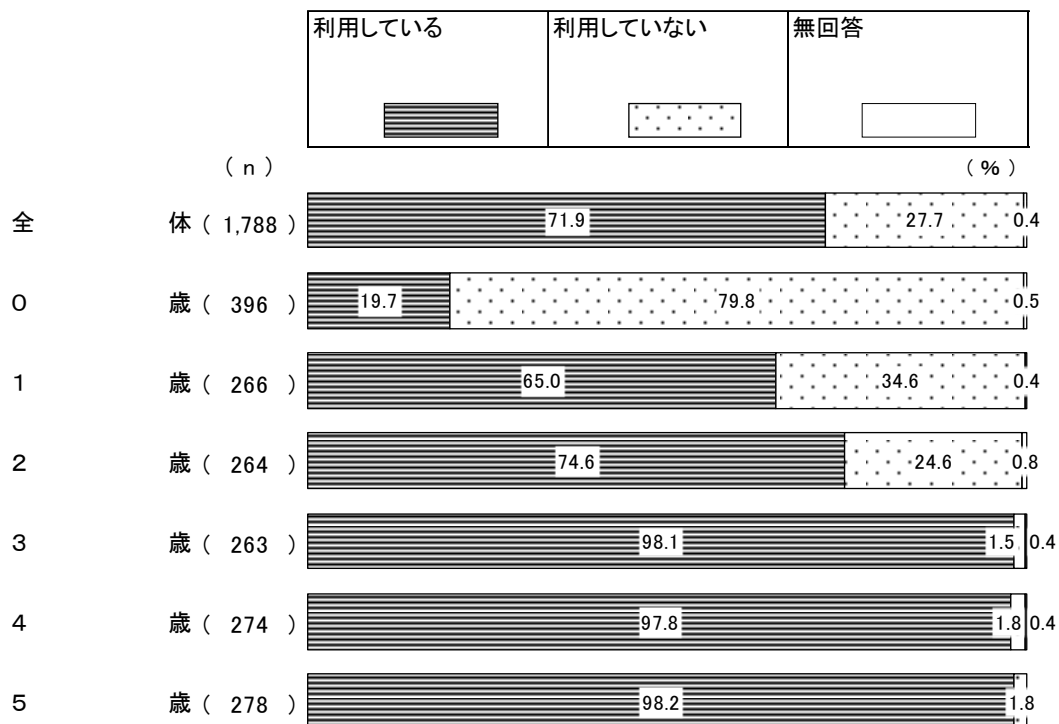
問 16 あて名のお子さんは、現在、平日に定期的な教育・保育の事業を利用していますか。
(1つに○)

「利用している」(71.9%)、「利用していない」(27.7%)となっている。



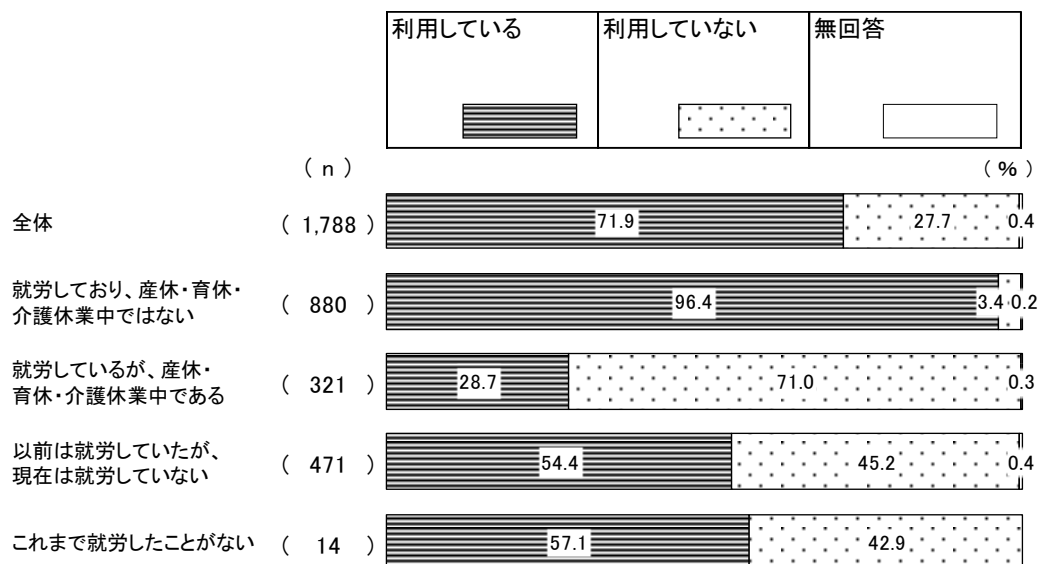
【年齢別】

年齢が上がるにつれて「利用している」が多くなる傾向がみられ、3歳以上では100%近くになっている。



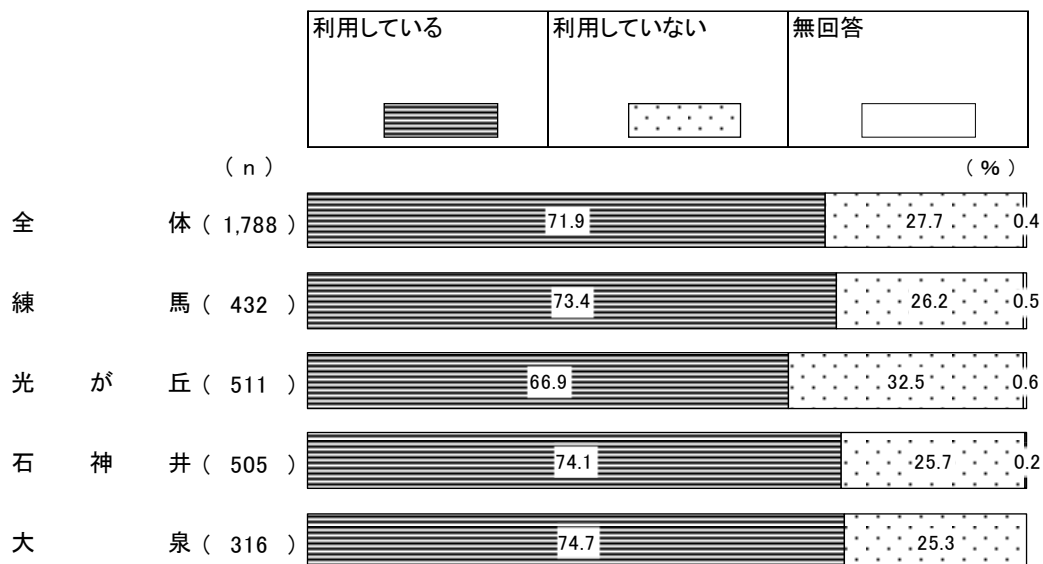
【母親の就労状況別】

“就労しており、産休・育休・介護休業中ではない”では「利用している」が9割半ば以上と、他の就労状況と比べて多くなっている。一方、“就労しているが、産休・育休・介護休業中である”では「利用していない」が7割以上と、他の就労状況と比べて多くなっている。



【居住地区別】

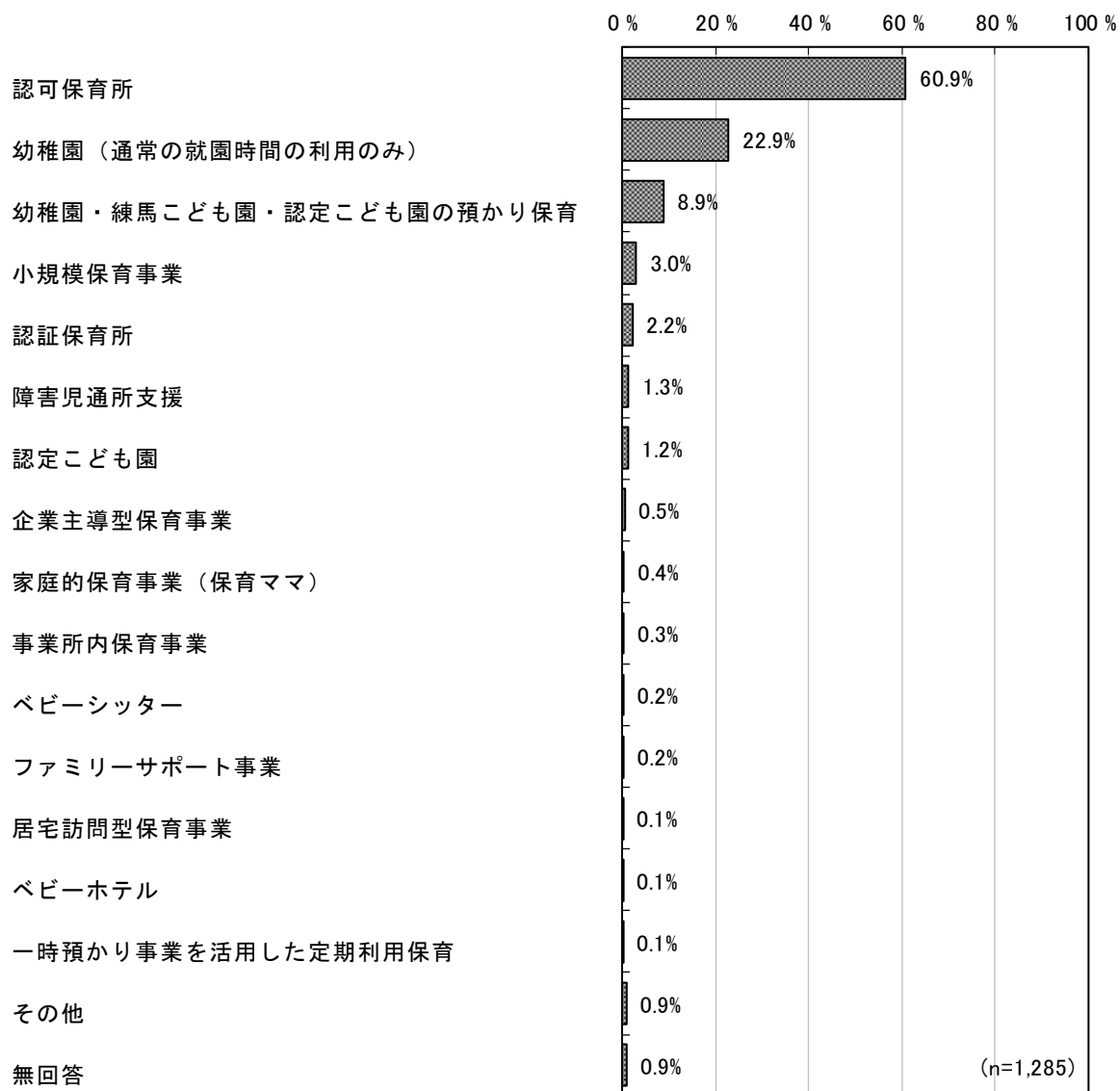
すべての居住地区で「利用している」が6割半ば以上となっている。



問 17 問 16 で「1. 利用している」を選んだ方にうかがいます。

あて名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて定期的に利用している事業をお答えください。(いくつでも○)

「認可保育所」(60.9%)が最も多く、「幼稚園(通常の就園時間の利用のみ)」(22.9%)、「幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育」(8.9%)、「小規模保育事業」(3.0%)、「認証保育所」(2.2%)と続く。



【年齢別】

全ての年齢で「認可保育所」が最も多くなっている。また、“3歳”～“5歳”では「幼稚園（通常の就園時間の利用のみ）」が3割以上となっている。

単位：％

	合計	幼稚園（通常の就園時間の利用のみ）	幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育	認定こども園	認可保育所	小規模保育事業	家庭的保育事業（保育ママ）	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
全体	1,285	22.9	8.9	1.2	60.9	3.0	0.4	0.3	0.1
0歳	78	—	1.3	—	80.8	5.1	—	—	1.3
1歳	173	1.2	—	—	76.3	10.4	0.6	1.2	—
2歳	197	6.1	0.5	1.5	77.2	8.1	2.0	0.5	—
3歳	258	33.7	15.1	1.2	51.9	—	—	0.4	—
4歳	268	35.1	11.6	1.5	51.1	0.4	—	—	—
5歳	273	31.9	13.9	1.5	53.1	—	—	—	—

	認証保育所	企業主導型保育事業	ベビーシッター	ベビーホテル	一時預かり事業を活用した定期利用保育（1歳児1年保育）	ファミリーサポート事業	障害児通所支援	その他	無回答
全体	2.2	0.5	0.2	0.1	0.1	0.2	1.3	0.9	0.9
0歳	6.4	3.8	1.3	—	—	1.3	—	—	—
1歳	6.9	1.7	—	—	0.6	—	—	1.2	0.6
2歳	1.5	0.5	—	—	—	—	1.0	2.0	0.5
3歳	0.8	—	—	—	—	—	1.2	0.4	—
4歳	1.1	—	0.4	0.4	—	0.7	2.6	0.7	1.9
5歳	0.4	—	0.4	—	—	—	1.5	0.7	1.8

【母親の就労状況別】

“就労しており、産休・育休・介護休業中ではない” “就労しているが、産休・育休・介護休業中である” では「認可保育所」が最も多く、“以前は就労していたが、現在は就労していない” “これまで就労したことがない” では「幼稚園（通常の就園時間の利用のみ）」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	幼稚園（通常の就園時間の利用のみ）	幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育	認定こども園	認可保育所	小規模保育事業	家庭的保育事業（保育ママ）	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
全体	1,285	22.9	8.9	1.2	60.9	3.0	0.4	0.3	0.1
就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	848	7.0	9.2	0.8	75.7	3.5	0.6	0.5	0.1
就労しているが、産休・育休・介護休業中である	92	4.3	6.5	—	77.2	6.5	—	—	—
以前は就労していたが、現在は就労していない	256	83.2	7.0	2.7	4.7	0.4	—	—	—
これまで就労したことがない	8	62.5	37.5	—	25.0	—	—	—	—

	認証保育所	企業主導型保育事業	ベビーシッター	ベビーホテル	一時預かり事業を活用した定期利用保育（1歳児1年保育）	ファミリーサポート事業	障害児通所支援	その他	無回答
全体	2.2	0.5	0.2	0.1	0.1	0.2	1.3	0.9	0.9
就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	2.2	0.8	0.1	0.1	—	0.2	0.9	0.7	0.8
就労しているが、産休・育休・介護休業中である	4.3	—	1.1	—	1.1	1.1	—	—	—
以前は就労していたが、現在は就労していない	1.6	—	—	—	—	—	3.5	2.0	1.2
これまで就労したことがない	—	—	—	—	—	—	—	—	—

【居住地区別】

すべての居住地区で「認可保育所」が最も多くなっている。

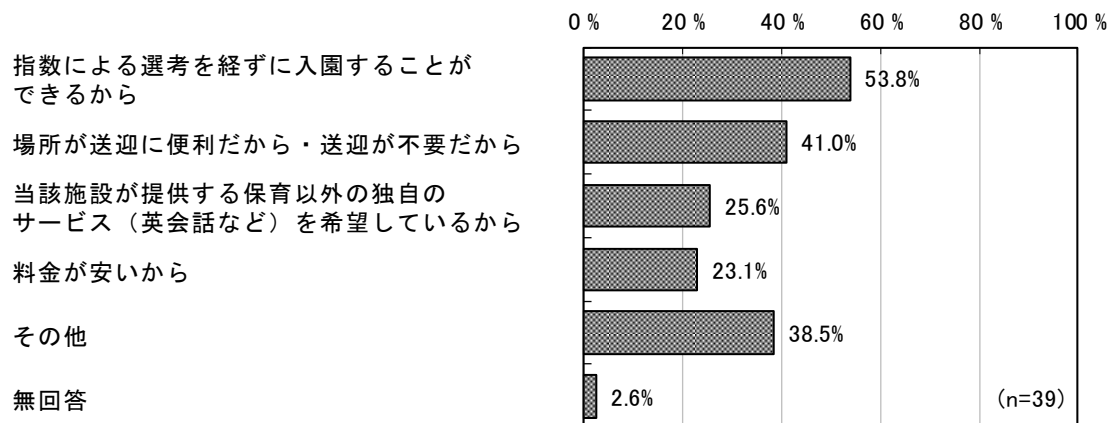
単位：％

	合計	幼稚園（通常の就園時間の利用のみ）	幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育	認定こども園	認可保育所	小規模保育事業	家庭的保育事業（保育ママ）	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
全体	1,285	22.9	8.9	1.2	60.9	3.0	0.4	0.3	0.1
練馬	317	17.7	9.5	0.6	67.8	4.1	0.3	—	0.3
光が丘	342	24.0	7.0	1.5	62.3	3.8	—	—	—
石神井	374	23.0	10.2	1.6	55.6	2.9	0.8	0.8	—
大泉	236	28.0	8.1	0.8	58.5	0.4	0.4	0.4	—

	認証保育所	企業主導型保育事業	ベビーシッター	ベビーホテル	一時預かり事業を活用した 定期利用保育（1歳児1年保育）	ファミリーサポート事業	障害児通所支援	その他	無回答
全体	2.2	0.5	0.2	0.1	0.1	0.2	1.3	0.9	0.9
練馬	1.6	0.3	—	—	—	0.9	1.3	0.3	0.3
光が丘	2.3	0.3	0.3	—	0.3	—	1.5	0.9	0.6
石神井	2.4	0.8	0.3	—	—	—	0.8	1.6	2.4
大泉	2.5	0.8	0.4	0.4	—	—	1.7	0.4	—

問 18 <問 17 で「9. 認証保育所」「10. 企業主導型保育事業」「11. ベビーシッター」「12. ベビーホテル」を選んだ方にうかがいます。>
当該施設の利用の理由は何ですか。（いくつでも○）

「指数による選考を経ずに入園することができるから」（53.8%）が最も多く、「場所が送迎に便利だから・送迎が不要だから」（41.0%）、「当該施設が提供する保育以外の独自のサービス（英会話など）を希望しているから」（25.6%）、「料金が安いから」（23.1%）と続く。

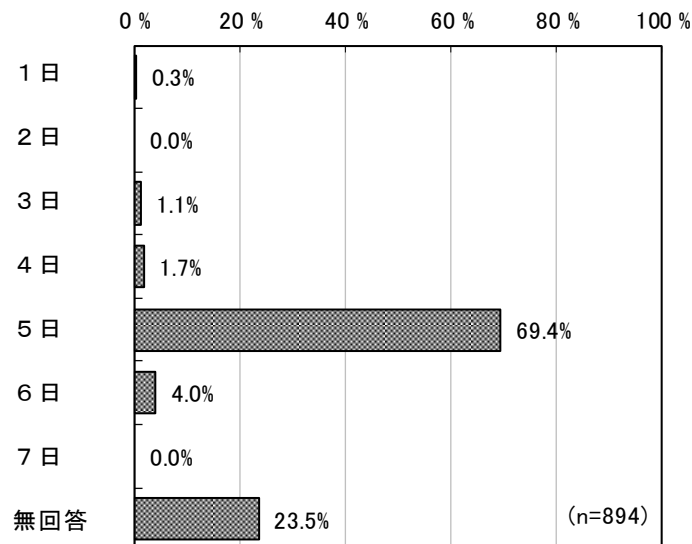


問 19 平日の定期的な教育・保育の事業について、現在の利用頻度と、希望の利用頻度を（ ）内にご記入ください。時間は 24 時間制でご記入ください（例：9 時 00 分～18 時 00 分）。

（１）現在の利用頻度

① 1 週当たり利用日数

「5 日」（69.4%）が最も多くなっている。



【全体・年齢別 平均利用日数】

「1 歳」「3 歳」「4 歳」「5 歳」（それぞれ 5.0 日）が最も多く、「0 歳」「2 歳」（それぞれ 4.9 日）が最も少なくなっている。平均は 5.0 日となっている。

単位：日

	全体	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
平均	5.0	4.9	5.0	4.9	5.0	5.0	5.0

【母親の就労状況別 平均利用日数】

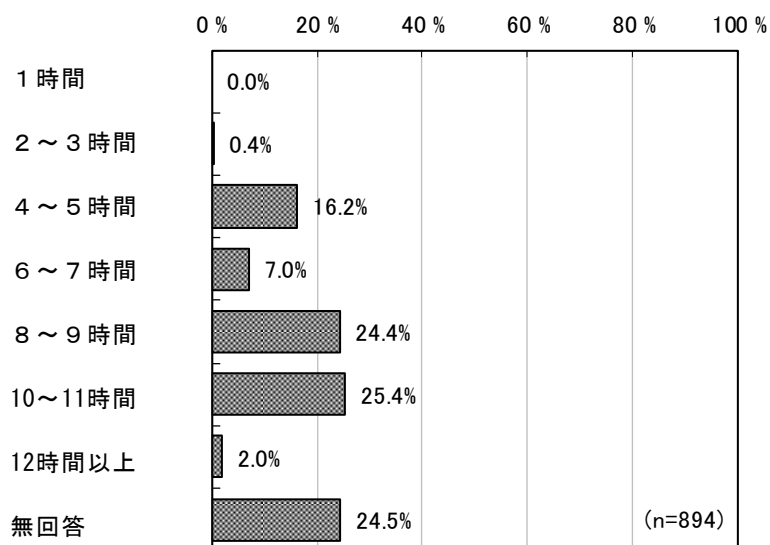
「就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」「これまで就労したことがない」（それぞれ 5.0 日）が最も多く、「就労しているが、産休・育休・介護休業中である」「以前は就労していたが、現在は就労していない」（それぞれ 4.9 日）が最も少なくなっている。

単位：日

	就労しており、 産休・育休・介護 休業中ではない	就労しているが、 産休・育休・介護 休業中である	以前は就労して いたが、現在は就 労していない	これまで就労 したことがない
平均	5.0	4.9	4.9	5.0

② 利用時間

「10～11 時間」(25.4%)が最も多く、「8～9 時間」(24.4%)、「4～5 時間」(16.2%)と続く。



【年齢別】

“0 歳” “1 歳” では「8～9 時間」が最も多く、3 歳以上では「4～5 時間」が最も多くなっている。また、“4 歳” では「10～11 時間」も最も多くなっている。

単位：%

	合計	1 時間	2 ～ 3 時間	4 ～ 5 時間	6 ～ 7 時間	8 ～ 9 時間	10 ～ 11 時間	12 時間以上	無回答
全体	882	—	0.5	16.3	7.1	23.7	25.5	2.0	24.8
0 歳	50	—	2.0	—	6.0	36.0	32.0	2.0	22.0
1 歳	114	—	—	0.9	3.5	45.6	31.6	2.6	15.8
2 歳	146	—	1.4	2.1	6.8	27.4	34.9	3.4	24.0
3 歳	180	—	—	26.7	8.3	15.0	22.8	0.6	26.7
4 歳	171	—	0.6	23.4	8.2	15.8	23.4	1.8	26.9
5 歳	192	—	—	24.0	7.3	21.4	18.8	2.1	26.6

【母親の就労状況別】

“就労しており、産休・育休・介護休業中ではない”では「10～11 時間」、「就労しているが、産休・育休・介護休業中である」では「6～7 時間」、「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」では「4～5 時間」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	1時間	2 ～ 3 時間	4 ～ 5 時間	6 ～ 7 時間	8 ～ 9 時間	10 ～ 11 時間	12 時間 以上	無 回 答
全体	882	—	0.5	16.3	7.1	23.7	25.5	2.0	24.8
就労しており、産休・ 育休・介護休業中ではない	563	—	0.2	4.8	3.2	30.4	34.3	2.8	24.3
就労しているが、産休・ 育休・介護休業中である	59	—	3.4	1.7	28.8	25.4	11.9	1.7	27.1
以前は就労していたが、現在 は就労していない	177	—	0.6	59.3	11.3	2.8	0.6	—	25.4
これまで就労したことがない	5	—	—	40.0	20.0	20.0	—	—	20.0

【利用している教育・保育事業別】

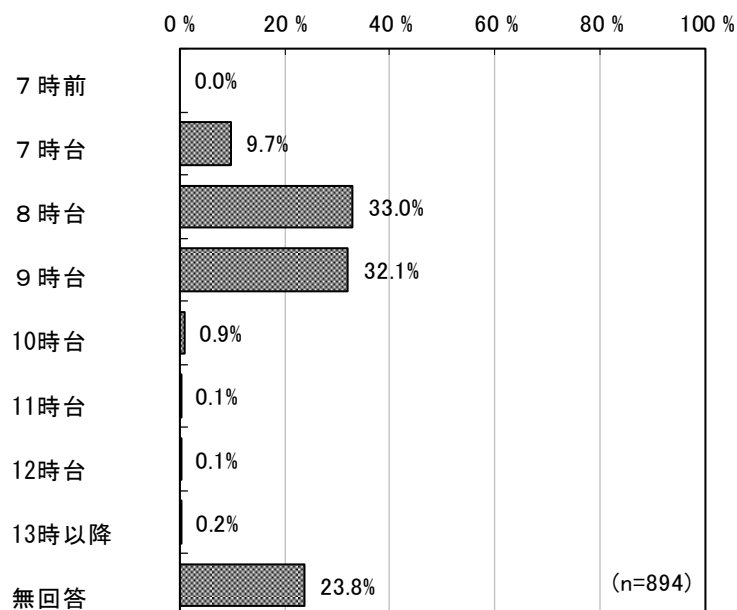
“幼稚園（通常の就園時間の利用のみ）”では「4～5時間」、 “認可保育所” などでは「10～11時間」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	1時間	2 ～ 3時間	4 ～ 5時間	6 ～ 7時間	8 ～ 9時間	10 ～ 11時間	12時間以上	無回答
全体	882	—	0.5	16.3	7.1	23.7	25.5	2.0	24.8
幼稚園（通常の就園時間の利用のみ）	205	—	0.5	61.0	8.8	0.5	—	—	29.3
幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育	77	—	—	19.5	15.6	16.9	19.5	—	28.6
認定こども園	10	—	—	50.0	20.0	10.0	10.0	10.0	—
認可保育所	537	—	0.2	—	5.2	29.6	36.7	3.4	25.0
小規模保育事業	26	—	—	—	15.4	53.8	11.5	—	19.2
家庭的保育事業（保育ママ）	2	—	—	—	—	—	—	—	100.0
事業所内保育事業	1	—	—	—	—	100.0	—	—	—
居宅訪問型保育事業	1	—	—	—	100.0	—	—	—	—
認証保育所	16	—	—	6.3	—	75.0	18.8	—	—
企業主導型保育事業	7	—	—	—	—	57.1	42.9	—	—
ベビーシッター	3	—	33.3	33.3	—	—	33.3	—	—
ベビーホテル	1	—	—	—	—	—	—	—	100.0
一時預かり事業を活用した定期利用保育（1歳児1年保育）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ファミリーサポート事業	2	—	—	—	—	50.0	50.0	—	—
障害児通所支援	9	—	—	44.4	—	22.2	—	—	33.3
その他	8	—	12.5	37.5	12.5	25.0	—	12.5	—

③ 開始時刻

「8時台」(33.0%)が最も多く、「9時台」(32.1%)、「7時台」(9.7%)と続く。



【全体・年齢別 平均開始時刻】

「0歳」「1歳」(8時22分)が最も早く、「3歳」(8時42分)が最も遅くなっている。平均は8時32分となっている。

単位：時間

	全体	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
平均	8時32分	8時22分	8時22分	8時23分	8時42分	8時36分	8時36分

【母親の就労状況別 平均開始時刻】

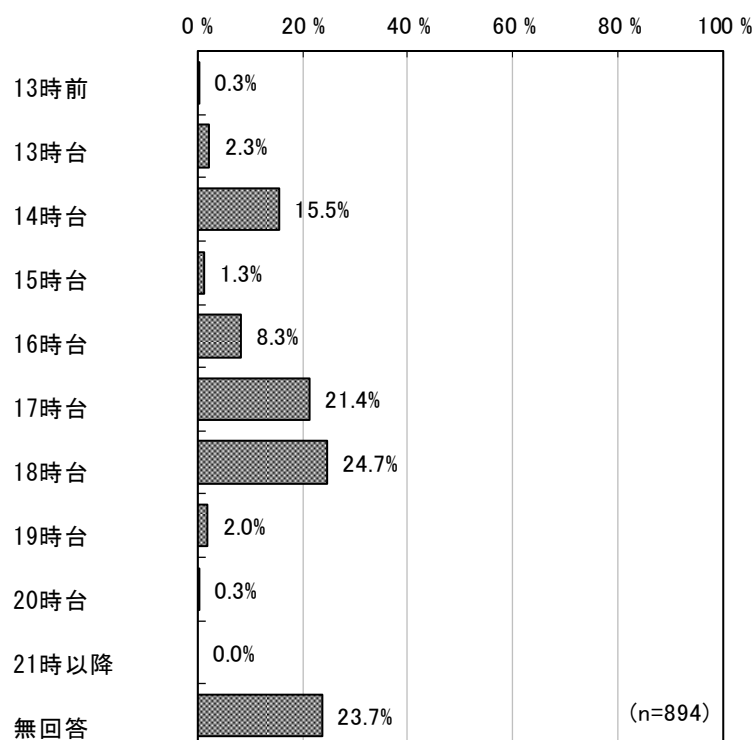
「就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(8時23分)が最も早く、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(8時59分)が最も遅くなっている。

単位：時間

	就労しており、 産休・育休・介護 休業中ではない	就労しているが、 産休・育休・介護 休業中である	以前は就労して いたが、現在は 就労していない	これまで就労 したことがない
平均	8時23分	8時44分	8時59分	8時52分

④ 終了時刻

「18 時台」(24.7%)が最も多く、「17 時台」(21.4%)、「14 時台」(15.5%)と続く。



【全体・年齢別 平均終了時刻】

「3 歳」(16 時 06 分)が最も早く、「1 歳」(17 時 31 分)が最も遅くなっている。平均は 16 時 41 分となっている。

単位：時間

	全体	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
平均	16 時 41 分	17 時 18 分	17 時 31 分	17 時 24 分	16 時 06 分	16 時 22 分	16 時 16 分

【母親の就労状況別 平均終了時刻】

「以前は就労していたが、現在は就労していない」(14 時 14 分)が最も早く、「就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(17 時 24 分)が最も遅くなっている。

単位：時間

	就労しており、 産休・育休・介護 休業中ではない	就労しているが、 産休・育休・介護 休業中である	以前は就労して いたが、現在は 就労していない	これまで就労 したことがない
平均	17 時 24 分	16 時 33 分	14 時 14 分	15 時 00 分

【利用している教育・保育事業別 平均終了時刻】

14 時台から 17 時台と、利用している事業によって平均終了時間に差異がみられる。

単位：時間

	幼稚園 (通常の就園 時間の利用 のみ)	幼稚園・ 練馬こども園・ 認定こども園 の預かり保育	認定こども園	認可保育所	小規模保育 事業	家庭的保育 事業 (保育ママ)
平均	14 時 04 分	16 時 09 分	15 時 06 分	17 時 39 分	16 時 59 分	—

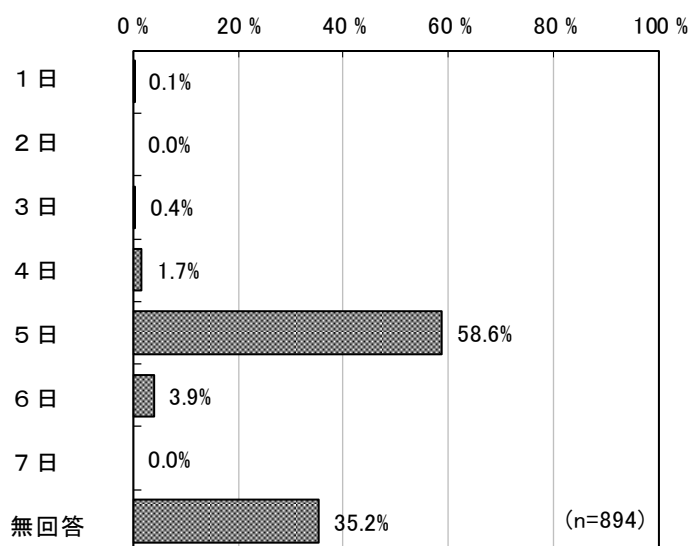
	事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業	認証保育所	企業主導型 保育事業	ベビー シッター	ベビー ホテル
平均	16 時 30 分	15 時 30 分	17 時 14 分	17 時 34 分	17 時 00 分	—

	一時預かり 事業を活用 した定期利 用保育	ファミリー サポート 事業	障害児通所 支援	その他
平均	—	17 時 30 分	15 時 02 分	15 時 15 分

(2) 希望の利用頻度

① 1週当たり利用希望日数

「5日」(58.6%)が最も多くなっている。



【全体・年齢別 平均利用希望日数】

「0歳」「4歳」(それぞれ5.1日)が最も多く、「1歳」「2歳」「3歳」「5歳」(それぞれ5.0日)と続く。平均は5.0日となっている。

単位：日

	全体	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
平均	5.0	5.1	5.0	5.0	5.0	5.1	5.0

【母親の就労状況別 平均利用希望日数】

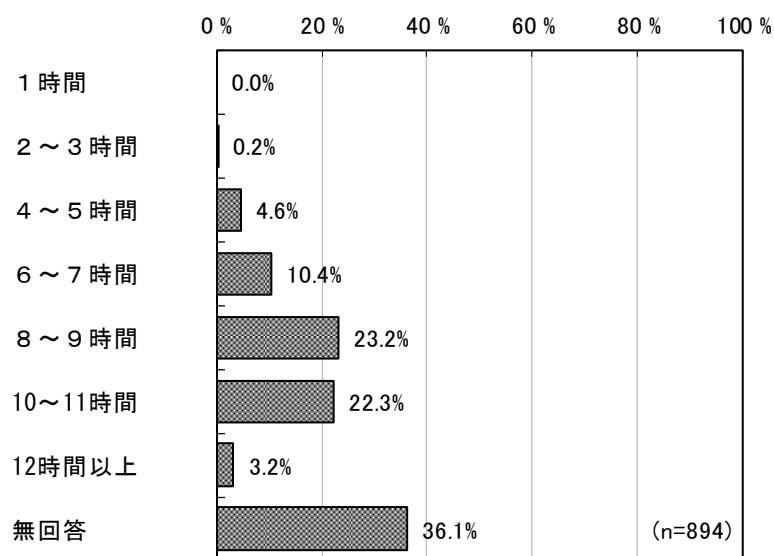
「これまで就労したことがない」(5.3日)が最も多く、「就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」「就労しているが、産休・育休・介護休業中である」「以前は就労していたが、現在は就労していない」(それぞれ5.0日)と続く。

単位：日

	就労しており、 産休・育休・介護 休業中ではない	就労しているが、 産休・育休・介護 休業中である	以前は就労して いたが、現在は 就労していない	これまで就労 したことがない
平均	5.0	5.0	5.0	5.3

②利用希望時間

「8～9時間」(23.2%)が最も多く、「10～11時間」(22.3%)、「6～7時間」(10.4%)と続く。



【年齢別】

“0歳”“2歳”～“4歳”では「10～11時間」が最も多く、“1歳”“5歳”では「8～9時間」が最も多くなっている。

単位：%

	合計	1時間	2～3時間	4～5時間	6～7時間	8～9時間	10～11時間	12時間以上	無回答
全体	882	—	0.2	4.6	10.5	22.4	22.4	3.3	36.4
0歳	50	—	—	—	4.0	28.0	30.0	6.0	32.0
1歳	114	—	—	—	2.6	30.7	28.1	7.0	31.6
2歳	146	—	—	2.7	3.4	26.0	28.8	3.4	35.6
3歳	180	—	0.6	6.7	17.2	18.9	19.4	1.1	36.1
4歳	171	—	—	7.6	14.0	18.7	21.1	2.3	36.3
5歳	192	—	0.5	6.3	10.9	21.9	19.3	2.6	38.5

【母親の就労状況別】

“就労しており、産休・育休・介護休業中ではない”では「10～11 時間」、「就労しているが、産休・育休・介護休業中である」では「8～9 時間」、「以前は就労していたが、現在は就労していない」では「6～7 時間」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	1 時間	2 ～ 3 時間	4 ～ 5 時間	6 ～ 7 時間	8 ～ 9 時間	10 ～ 11 時間	12 時間 以上	無 回 答
全体	882	—	0.2	4.6	10.5	22.4	22.4	3.3	36.4
就労しており、産休・ 育休・介護休業中ではない	563	—	0.2	1.8	5.0	25.2	28.6	4.1	35.2
就労しているが、産休・ 育休・介護休業中である	59	—	—	3.4	8.5	33.9	18.6	3.4	32.2
以前は就労していたが、 現在は就労していない	177	—	0.6	15.8	29.9	11.3	2.3	—	40.1
これまで就労したことがない	5	—	—	—	—	40.0	20.0	—	40.0

【利用している教育・保育事業別】

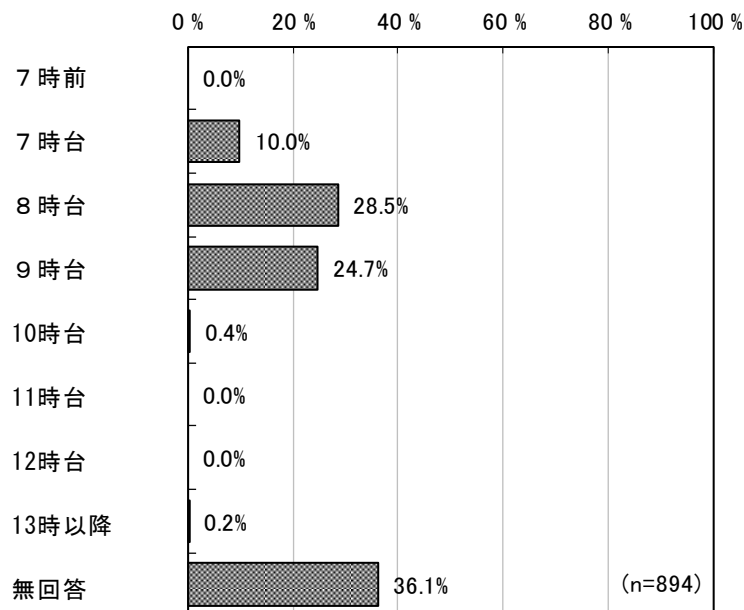
“幼稚園（通常の就園時間の利用のみ）” などでは「6～7時間」、 “認可保育所” などでは「10～11時間」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	1時間	2 ～ 3時間	4 ～ 5時間	6 ～ 7時間	8 ～ 9時間	10 ～ 11時間	12時間以上	無回答
全体	882	—	0.2	4.6	10.5	22.4	22.4	3.3	36.4
幼稚園（通常の就園時間の利用のみ）	205	—	—	16.1	31.7	9.8	2.0	—	40.5
幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育	77	—	2.6	2.6	6.5	33.8	15.6	1.3	37.7
認定こども園	10	—	—	20.0	20.0	—	—	10.0	50.0
認可保育所	537	—	—	0.2	3.4	24.4	31.3	4.8	35.9
小規模保育事業	26	—	—	—	3.8	50.0	11.5	3.8	30.8
家庭的保育事業（保育ママ）	2	—	—	—	—	—	—	—	100.0
事業所内保育事業	1	—	—	—	—	100.0	—	—	—
居宅訪問型保育事業	1	—	—	—	100.0	—	—	—	—
認証保育所	16	—	—	—	—	62.5	25.0	6.3	6.3
企業主導型保育事業	7	—	—	—	—	28.6	57.1	—	14.3
ベビーシッター	3	—	—	33.3	—	—	33.3	—	33.3
ベビーホテル	1	—	—	—	—	—	—	—	100.0
一時預かり事業を活用した定期利用保育（1歳児1年保育）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ファミリーサポート事業	2	—	—	—	—	50.0	50.0	—	—
障害児通所支援	9	—	—	33.3	11.1	—	11.1	—	44.4
その他	8	—	—	37.5	25.0	12.5	12.5	12.5	—

③希望の開始時刻

「8時台」(28.5%)が最も多く、「9時台」(24.7%)、「7時台」(10.0%)と続く。



【全体・年齢別 希望の平均開始時刻】

「0歳」(8時05分)が最も早く、「3歳」(8時39分)が最も遅くなっている。平均は8時26分となっている。

単位：時間

	全体	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
平均	8時26分	8時05分	8時18分	8時20分	8時39分	8時29分	8時29分

【母親の就労状況別 希望の平均開始時刻】

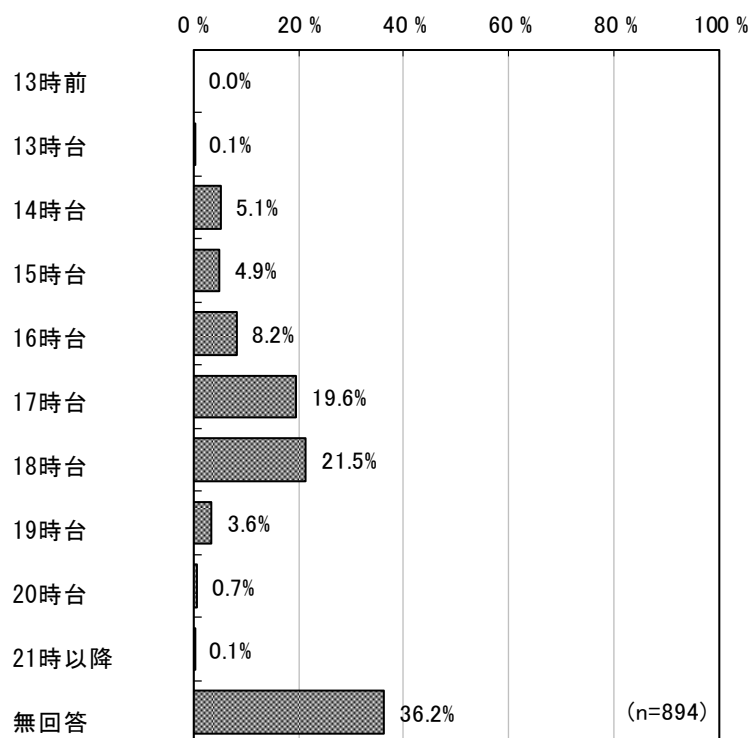
「就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(8時19分)が最も早く、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(8時56分)が最も遅くなっている。

単位：時間

	就労しており、 産休・育休・介護 休業中ではない	就労しているが、 産休・育休・介護 休業中である	以前は就労して いたが、現在は 就労していない	これまで就労 したことがない
平均	8時19分	8時27分	8時56分	8時40分

④希望の終了時刻

「18 時台」(21.5%)が最も多く、「17 時台」(19.6%)、「16 時台」(8.2%)と続く。



【全体・年齢別 希望の平均終了時刻】

「3 歳」(16 時 39 分)が最も早く、「1 歳」(17 時 46 分)が最も遅くなっている。平均は 17 時 08 分となっている。

単位：時間

	全体	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
平均	17 時 08 分	17 時 28 分	17 時 46 分	17 時 32 分	16 時 39 分	16 時 54 分	16 時 58 分

【母親の就労状況別 希望の平均終了時刻】

「以前は就労していたが、現在は就労していない」(15 時 24 分)が最も早く、「就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(17 時 33 分)が最も遅くなっている。

単位：時間

	就労しており、 産休・育休・介護 休業中ではない	就労しているが、 産休・育休・介護 休業中である	以前は就労して いたが、現在は 就労していない	これまで就労 したことがない
平均	17 時 33 分	17 時 08 分	15 時 24 分	16 時 40 分

【利用している教育・保育事業別 定期的な教育・保育事業の希望の平均終了時刻】

15 時台から 18 時台と、利用している事業によって希望の平均終了時間に差異がみられる。

単位：時間

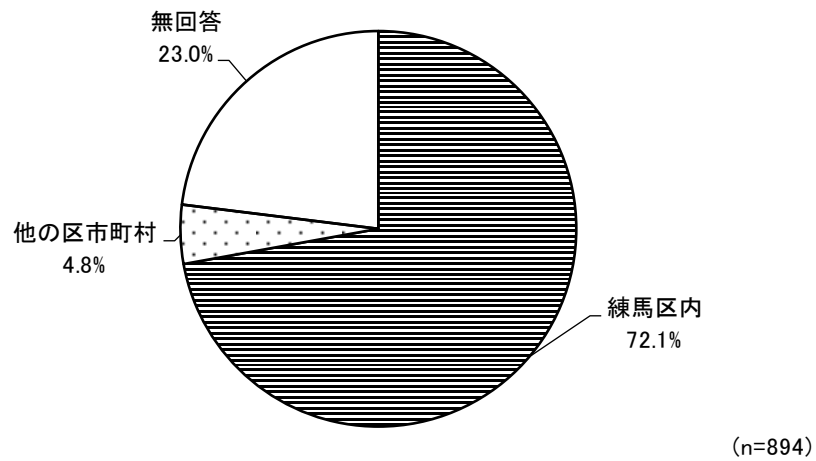
	幼稚園 (通常の就園 時間の利用 のみ)	幼稚園・ 練馬こども園・ 認定こども園 の預かり保育	認定こども園	認可保育所	小規模保育 事業	家庭的保育 事業 (保育ママ)
平均	15 時 19 分	17 時 10 分	15 時 36 分	17 時 47 分	17 時 18 分	—

	事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業	認証保育所	企業主導型 保育事業	ベビー シッター	ベビー ホテル
平均	16 時 30 分	15 時 30 分	17 時 30 分	17 時 50 分	18 時 00 分	—

	一時預かり 事業を活用 した定期利 用保育	ファミリー サポート 事業	障害児通所 支援	その他
平均	—	17 時 45 分	15 時 54 分	15 時 48 分

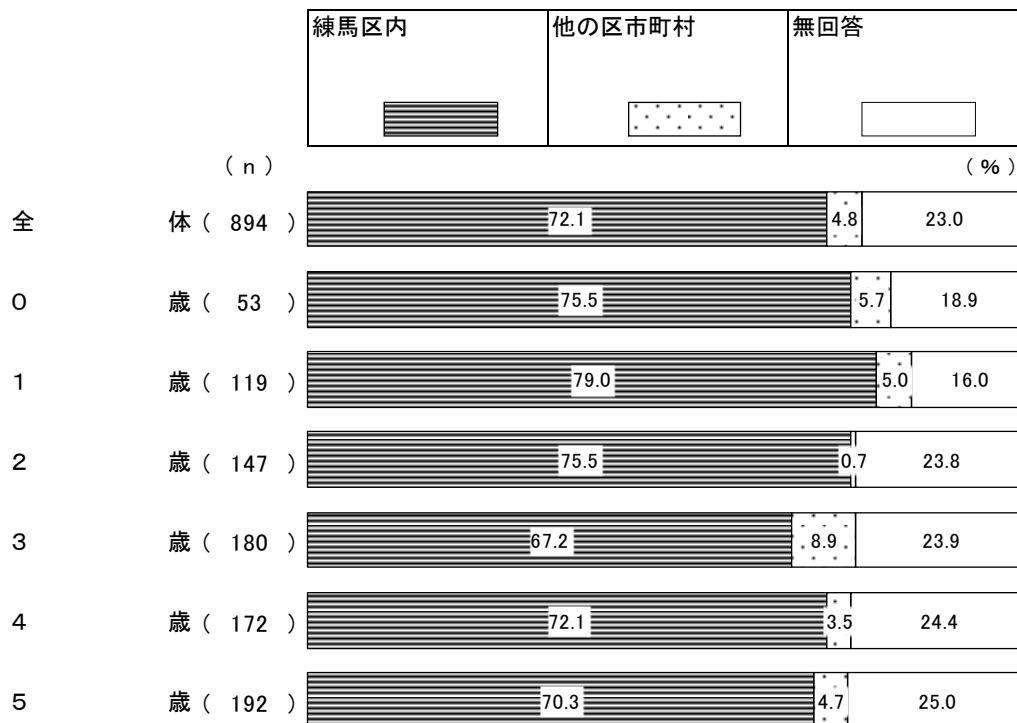
問 20 現在、利用している教育・保育事業の実施場所についてうかがいます。（1つに○）

「練馬区内」（72.1%）、「他の区市町村」（4.8%）となっている。



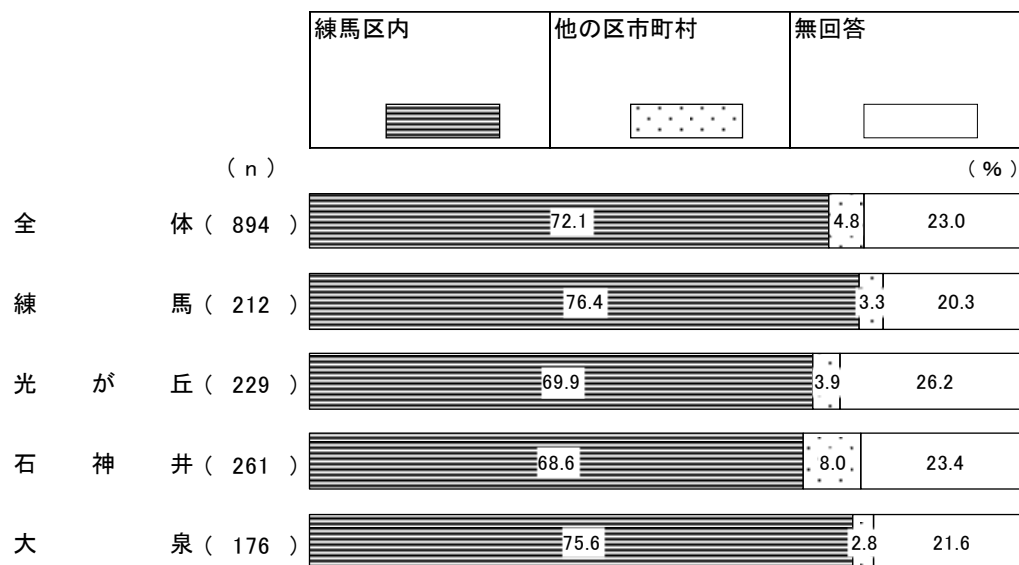
【年齢別】

すべての年齢で「練馬区内」が7割前後となっている。



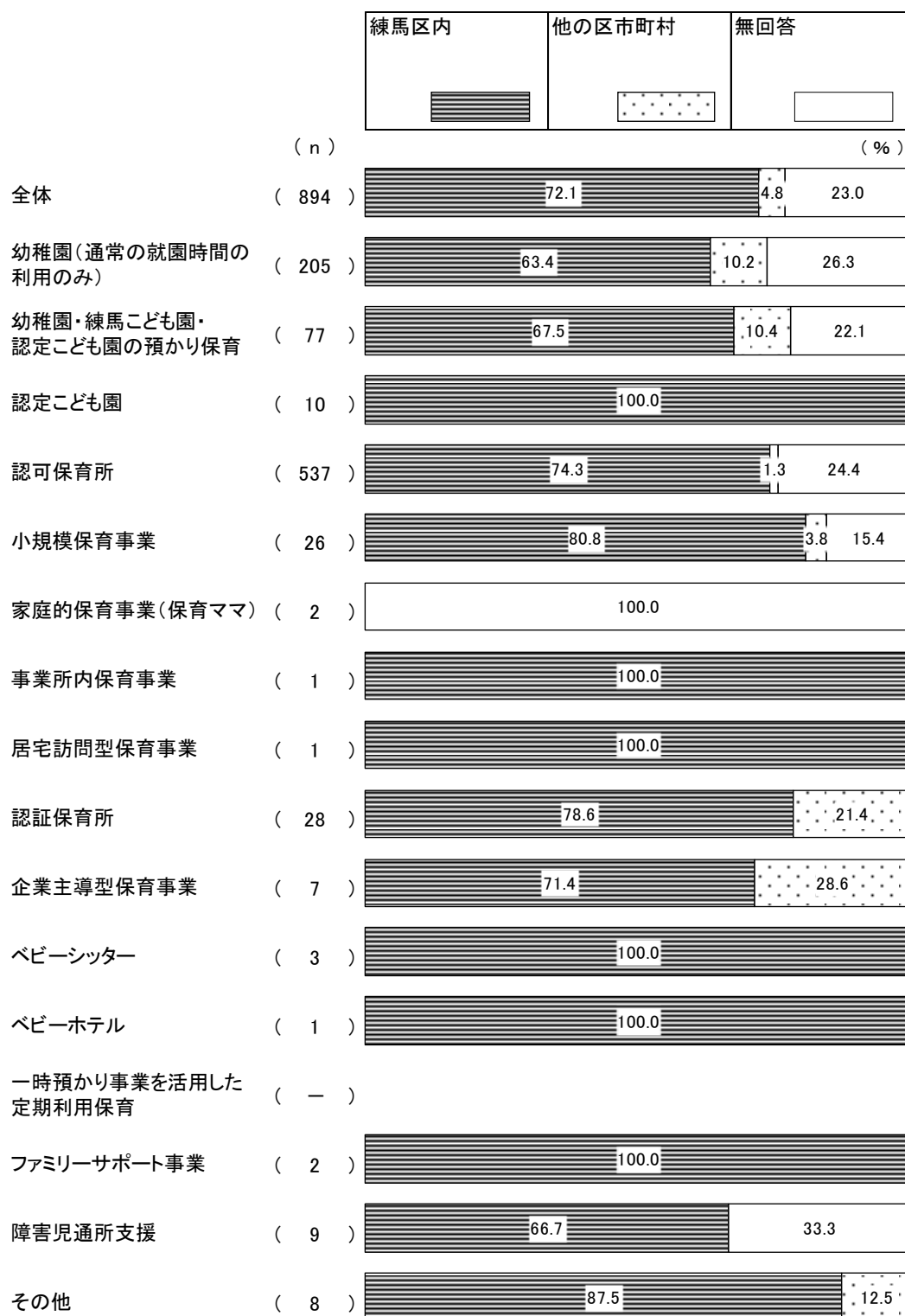
【居住地区別】

すべての居住地区で「練馬区内」が7割前後となっている。



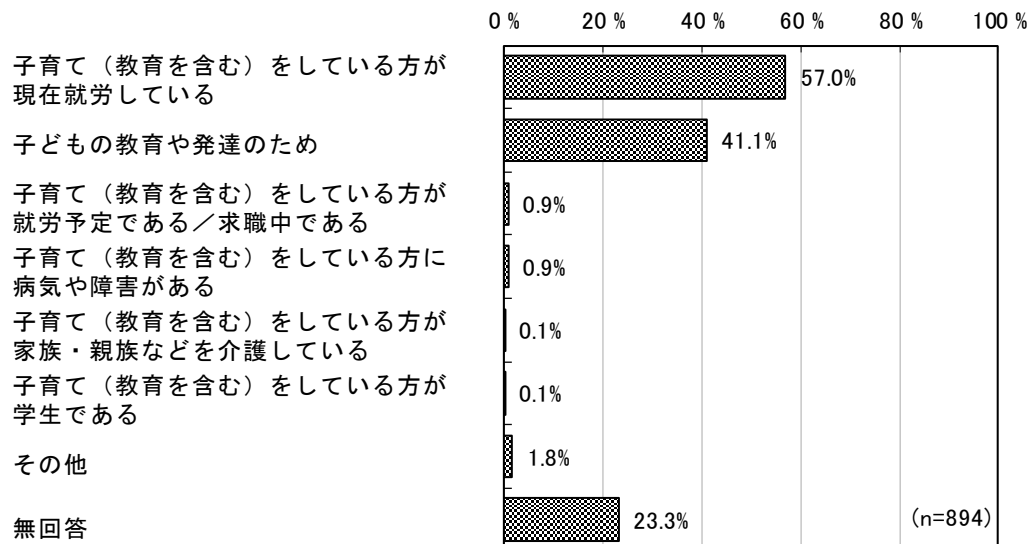
【利用している教育・保育事業別】

“幼稚園（通常の就園時間の利用のみ）” “幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育”
“認証保育所” “企業主導型保育事業”などで「他の区市町村」が1割以上となっている。



問 21 平日の定期的な教育・保育の事業を利用している理由は何ですか。(いくつでも○)

「子育て(教育を含む)をしている方が現在就労している」(57.0%)が最も多く、「子どもの教育や発達のため」(41.1%)、「子育て(教育を含む)をしている方が就労予定である／求職中である」「子育て(教育を含む)をしている方に病気や障害がある」(それぞれ0.9%)と続く。



【年齢別】

“3歳”では「子どもの教育や発達のため」が最も多く5割半ばとなっている、3歳以外の年齢では「子育て(教育を含む)をしている方が現在就労している」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	子どもの教育や発達のため	子育て(教育を含む)をしている方が現在就労している	子育て(教育を含む)をしている方が就労予定である／求職中である	子育て(教育を含む)をしている方が家族・親族などを介護している	子育て(教育を含む)をしている方に病気や障害がある	子育て(教育を含む)をしている方が学生である	その他	無回答
全体	882	40.9	56.8	0.8	0.1	0.9	0.1	1.7	23.6
0歳	50	22.0	76.0	2.0	—	—	—	2.0	20.0
1歳	114	32.5	80.7	—	—	0.9	0.9	0.9	16.7
2歳	146	30.8	68.5	—	—	0.7	—	2.1	24.7
3歳	180	55.0	45.0	0.6	—	0.6	—	1.7	24.4
4歳	171	43.3	47.4	0.6	0.6	0.6	—	2.9	24.6
5歳	192	43.2	50.5	1.6	—	2.1	—	0.5	25.0

【母親の就労状況別】

“就労しており、産休・育休・介護休業中ではない” “就労しているが、産休・育休・介護休業中である” では「子育て(教育を含む)をしている方が現在就労している」が最も多く “以前は就労していたが、現在は就労していない” “これまで就労したことがない” では「子どもの教育や発達のため」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	子どもの教育や発達のため	子育て（教育を含む） をしている方が 現在就労している	子育て（教育を含む） をしている方が 就労予定である／求職中である	子育て（教育を含む） をしている方が 家族・親族などを介護している	子育て（教育を含む） をしている方に 病気や障害がある	子育て（教育を含む） をしている方が 学生である	その他	無回答
全体	882	40.9	56.8	0.8	0.1	0.9	0.1	1.7	23.6
就労しており、産休・ 育休・介護休業中ではない	563	32.7	73.7	0.2	0.2	0.5	—	0.5	22.7
就労しているが、産休・ 育休・介護休業中である	59	30.5	54.2	1.7	—	—	—	5.1	28.8
以前は就労していたが、 現在は就労していない	177	74.0	4.5	1.1	—	2.8	—	4.5	23.7
これまで就労したことがない	5	60.0	20.0	—	—	—	20.0	—	20.0

【利用している教育・保育事業別】

“幼稚園（通常の就園時間の利用のみ）” “幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育”
 “認定こども園” などでは「子どもの教育や発達のため」が最も多く、“認可保育所” などでは「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」が最も多く 7 割以上となっている。

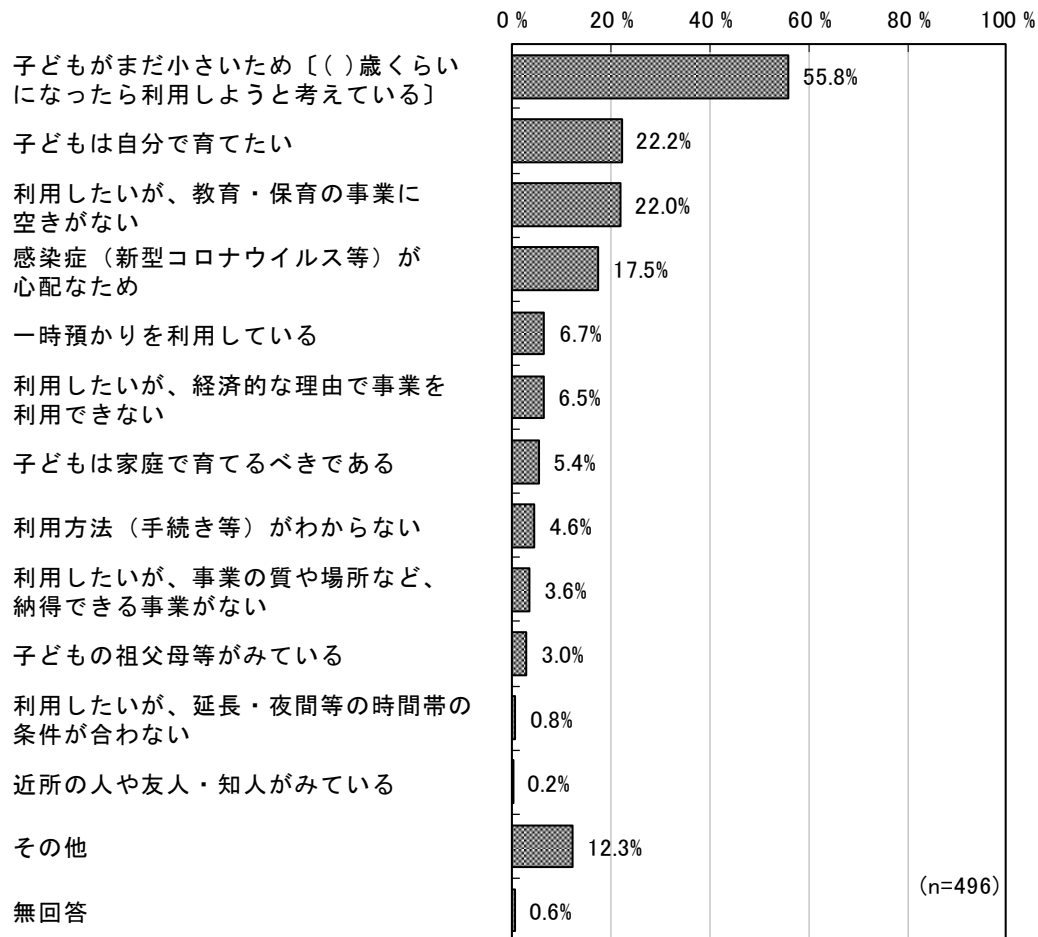
単位：％

	合計	子どもの教育や発達のため	子育て（教育を含む） が現在就労している方	子育て（教育を含む） が就労予定である／求職中である方	子育て（教育を含む） が家族・親族などを介護している方	子育て（教育を含む） に病気や障害がある方	子育て（教育を含む） が学生である方	その他	無回答
全体	882	40.9	56.8	0.8	0.1	0.9	0.1	1.7	23.6
幼稚園（通常の就園時間の利用のみ）	205	72.7	8.3	0.5	—	—	—	3.4	26.8
幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育	77	57.1	55.8	1.3	—	—	—	2.6	22.1
認定こども園	10	90.0	50.0	—	—	10.0	—	—	—
認可保育所	537	25.7	72.4	0.7	—	1.3	0.2	0.6	24.8
小規模保育事業	26	34.6	80.8	—	—	—	—	3.8	15.4
家庭的保育事業（保育ママ）	2	—	—	—	—	—	—	—	100.0
事業所内保育事業	1	—	100.0	—	—	—	—	—	—
居宅訪問型保育事業	1	—	100.0	—	—	—	—	—	—
認証保育所	16	50.0	87.5	—	—	—	—	6.3	—
企業主導型保育事業	7	85.7	100.0	—	—	—	—	—	—
ベビーシッター	3	66.7	66.7	—	—	—	—	33.3	—
ベビーホテル	1	—	—	—	—	—	—	100.0	—
一時預かり事業を活用した定期利用保育（1歳児1年保育）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ファミリーサポート事業	2	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—
障害児通所支援	9	55.6	33.3	—	—	—	—	—	33.3
その他	8	100.0	50.0	—	—	—	—	25.0	—

問 22 問 16 で「2. 利用していない」を選んだ方にうかがいます。

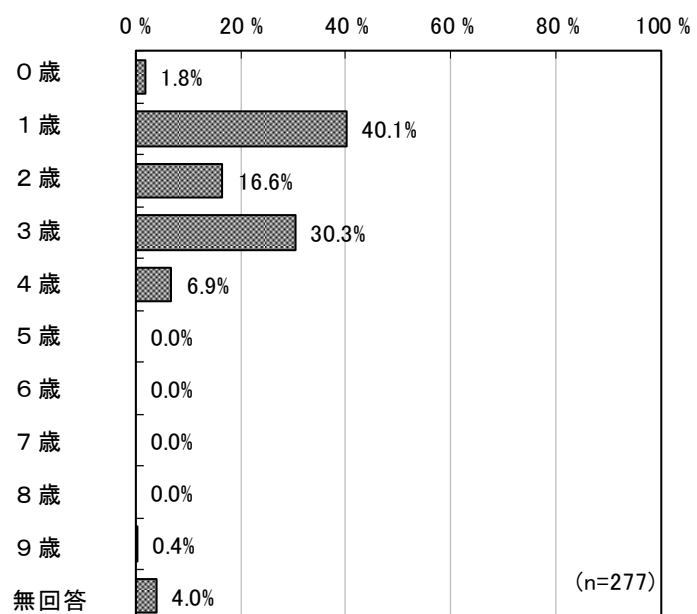
平日の定期的な教育・保育の事業を利用していない理由は何ですか。(いくつでも○)

「子どもがまだ小さいため〔()歳くらいになったら利用しようと考えている〕」(55.8%)が最も多く、「子どもは自分で育てたい」(22.2%)、「利用したいが、教育・保育の事業に空きがない」(22.0%)と続く。



<子どもがまだ小さいため、()歳くらいになったら利用しようと考えている>

利用しようと考えている年齢は、「1歳」(40.1%)が最も多く、「3歳」(30.3%)、「2歳」(16.6%)と続く。



【年齢別】

“0歳”～“2歳”で「子どもがまだ小さいため〔()歳くらいになったら利用しようと考えている〕」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	子どもは自分で育てたい	子どもは家庭で育てるべきである	子どもの祖父母等がみている	近所の人や友人・知人がみている	利用したいが、教育・保育の事業に空きがない	利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない
全体	496	22.2	5.4	3.0	0.2	22.0	6.5
0歳	316	20.9	3.5	2.2	—	19.3	4.4
1歳	92	17.4	6.5	3.3	—	32.6	10.9
2歳	65	32.3	6.2	7.7	1.5	21.5	10.8
3歳	4	25.0	25.0	—	—	—	—
4歳	5	20.0	60.0	—	—	20.0	20.0
5歳	5	60.0	40.0	—	—	20.0	—

	利用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない	利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業がない	一時預かりを利用している	子どもがまだ小さいため〔()歳くらいになったら利用しようと考えている〕	利用方法（手続き等）がわからない	感染症（新型コロナウイルス等）が心配なため	その他	無回答
全体	0.8	3.6	6.7	55.8	4.6	17.5	12.3	0.6
0歳	0.6	2.5	5.4	64.9	3.2	14.9	11.7	0.6
1歳	1.1	5.4	9.8	47.8	5.4	23.9	8.7	—
2歳	1.5	6.2	9.2	33.8	9.2	18.5	20.0	—
3歳	—	25.0	—	—	25.0	50.0	25.0	—
4歳	—	—	20.0	—	—	—	—	20.0
5歳	—	—	—	—	—	40.0	40.0	—

【母親の就労状況別】

“就労しており、産休・育休・介護休業中ではない” “就労しているが、産休・育休・介護休業中である” “以前は就労していたが、現在は就労していない” で、「子どもがまだ小さいため〔（ ）歳くらいになったら利用しようと考えている〕」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	子どもは自分で育てたい	子どもは家庭で育てるべきである	子どもの祖父母等がみている	近所の人や友人・知人がみている	利用したいが、教育・保育の事業に空きがない	利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない
全体	496	22.2	5.4	3.0	0.2	22.0	6.5
就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	30	23.3	6.7	20.0	3.3	13.3	13.3
就労しているが、産休・育休・介護休業中である	228	16.2	4.4	1.3	—	24.6	0.9
以前は就労していたが、現在は就労していない	213	28.2	5.2	2.8	—	20.7	10.8
これまで就労したことがない	6	33.3	50.0	—	—	16.7	33.3

	利用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない	利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業がない	一時預かりを利用している	子どもがまだ小さいため「（ ）歳くらいになったら利用しようと考えている」	利用方法（手続き等）がわからない	感染症（新型コロナウイルス等）が心配なため	その他	無回答
全体	0.8	3.6	6.7	55.8	4.6	17.5	12.3	0.6
就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	—	3.3	10.0	43.3	6.7	16.7	10.0	—
就労しているが、産休・育休・介護休業中である	0.9	2.6	3.5	67.1	1.8	11.0	12.7	0.4
以前は就労していたが、現在は就労していない	0.9	5.2	9.4	45.1	8.0	24.4	12.7	0.9
これまで就労したことがない	—	—	—	16.7	—	16.7	16.7	—

問 23 現在利用している、していないにかかわらず、すべての方にうかがいます。

あて名のお子さんについて、平日の定期的な教育・保育として利用したい事業をお答えください。令和3年4月1日時点のお子さんの年齢以降、5歳までのお子さんの年齢ごとに下表の【希望する教育・保育事業】から1つ～3つ、番号をご記入ください。

また、その事業を希望する上で重視する条件について、下表の【希望する上で重視する条件】から1つ～3つ、番号をご記入ください。あわせて、利用希望日数、利用希望時間もご記入ください。

① 0歳

現在0歳児の子どもの保護者に、現在と将来1～5歳になった時の希望を聞いた結果を示す。

○希望する教育・保育事業

すべての年齢で「延長保育のある認可保育所」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	幼稚園（通常の就園時間の利用のみ）	幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育	認定こども園	延長保育のある認可保育所	延長保育のない認可保育所	小規模保育事業	家庭的保育事業（保育ママ）	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
0歳	396	2.0	8.3	6.1	38.9	14.4	8.3	2.3	0.3	0.8
1歳	396	3.3	9.6	7.6	56.1	24.0	12.4	2.0	0.8	—
2歳	396	2.8	10.6	8.1	54.5	22.7	12.4	1.8	0.5	—
3歳	396	19.2	34.1	16.4	51.3	19.2	3.0	1.3	0.3	0.3
4歳	396	19.4	38.4	15.9	48.5	17.7	2.5	0.8	0.3	0.3
5歳	396	19.4	38.1	15.7	48.7	17.7	2.3	0.8	0.3	0.3

	認証保育所	企業主導型保育事業	ベビシッター	ベビホテル	一時預かり事業を活用した定期利用保育（1歳児1年保育）	ファミリーサポート事業	障害児通所支援	その他	利用希望なし	無回答
0歳	8.3	1.0	5.3	1.5	3.5	8.8	0.3	0.8	16.9	31.3
1歳	10.6	2.3	3.5	0.3	4.0	6.3	0.3	1.3	7.6	23.2
2歳	9.1	2.3	1.8	0.3	3.0	6.8	—	0.8	5.6	28.0
3歳	7.1	1.0	0.8	0.3	2.3	3.5	0.3	0.5	0.3	22.5
4歳	6.8	1.0	1.0	0.3	1.0	3.5	0.3	0.5	—	24.5
5歳	6.6	1.0	1.0	0.3	0.5	3.3	0.3	0.5	—	25.0

○希望する上で重視する条件

“0歳”～“2歳”で「自宅からの距離」が最も多くなっており、“3歳”～“5歳”で「教員・保育者の質」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	教育・保育の内容や方針	教員・保育者の質	施設や設備	園庭の有無	保育時間	認可の有無	保育料	自宅からの距離	利用する駅や職場からの距離	その他	無回答
0歳	396	19.9	31.3	15.2	7.1	16.4	11.4	9.8	33.3	7.3	0.3	47.7
1歳	396	24.0	41.4	18.4	10.1	20.5	15.7	11.1	46.0	9.6	0.5	32.8
2歳	396	27.0	39.6	15.7	11.6	18.2	14.6	9.8	43.9	8.3	0.3	35.4
3歳	396	41.9	47.0	21.5	14.9	20.7	13.1	9.8	43.9	8.1	0.3	24.5
4歳	396	42.7	47.2	19.4	14.6	21.5	12.4	9.3	43.4	6.6	—	26.3
5歳	396	41.9	46.2	20.5	14.6	21.0	12.6	8.8	44.2	6.6	—	26.5

○1週当たり利用希望日数

すべての年齢で「5日」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	無回答
0歳	396	2.8	2.0	2.0	1.8	38.9	3.3	0.3	49.0
1歳	396	1.8	1.8	2.3	1.0	56.6	3.5	0.3	32.8
2歳	396	1.0	1.8	3.0	2.0	53.5	3.5	0.3	34.8
3歳	396	0.3	0.5	1.3	1.3	67.4	4.0	0.3	25.0
4歳	396	—	—	0.3	1.3	67.9	4.0	0.3	26.3
5歳	396	—	—	0.3	1.3	67.4	4.0	0.3	26.8

○ 1日当たり利用希望時間

すべての年齢で「8～9時間」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	1時間	2 ～ 3時間	4 ～ 5時間	6 ～ 7時間	8 ～ 9時間	10 ～ 11時間	12時間以上	無回答
0歳	396	—	2.5	3.3	4.3	22.0	16.7	2.0	49.2
1歳	396	—	1.5	3.0	7.1	28.3	24.2	2.5	33.3
2歳	396	—	1.5	3.8	7.1	25.8	24.0	2.8	35.1
3歳	396	—	0.3	7.3	9.8	26.8	26.0	3.0	26.8
4歳	396	—	—	6.1	9.6	28.0	25.3	2.8	28.3
5歳	396	—	—	5.8	9.6	26.8	26.3	2.8	28.8

【母親の就労状況別 0歳の希望する教育・保育事業】

“就労しており、産休・育休・介護休業中ではない” “就労しているが、産休・育休・介護休業中である”で「延長保育のある認可保育所」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	幼稚園（通常の就園時間の利用のみ）	幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育	認定こども園	延長保育のある認可保育所	延長保育のない認可保育所	小規模保育事業	家庭的保育事業（保育ママ）	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	78	1.3	6.4	6.4	56.4	17.9	9.0	2.6	—	1.3
就労しているが、産休・育休・介護休業中である	212	1.9	8.5	7.5	43.4	15.6	10.4	2.4	—	—
以前は就労していたが、現在は就労していない	80	3.8	7.5	1.3	10.0	3.8	3.8	2.5	1.3	1.3
これまで就労したことがない	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	認証保育所	企業主導型保育事業	ベビーシッター	ベビーホテル	一時預かり事業を活用した定期利用保育（1歳児1年保育）	ファミリーサポート事業	障害児通所支援	その他	利用希望なし	無回答
就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	6.4	5.1	10.3	1.3	—	3.8	—	1.3	7.7	26.9
就労しているが、産休・育休・介護休業中である	10.4	—	4.2	2.4	3.8	11.3	0.5	—	18.4	25.5
以前は就労していたが、現在は就労していない	6.3	—	3.8	—	6.3	7.5	—	1.3	23.8	48.8
これまで就労したことがない	—	—	50.0	—	50.0	—	—	—	—	50.0

【居住地区別 0歳の希望する教育・保育事業】

すべての居住地区で「延長保育のある認可保育所」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	幼稚園（通常の就園時間の利用のみ）	幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育	認定こども園	延長保育のある認可保育所	延長保育のない認可保育所	小規模保育事業	家庭的保育事業（保育ママ）	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
練馬	104	2.9	9.6	5.8	42.3	16.3	11.5	2.9	1.0	1.9
光が丘	122	3.3	8.2	4.9	36.9	13.1	6.6	—	—	—
石神井	101	1.0	9.9	7.9	41.6	12.9	9.9	1.0	—	—
大泉	64	—	4.7	6.3	35.9	17.2	4.7	7.8	—	1.6

	認証保育所	企業主導型保育事業	ベビーシッター	ベビーホテル	一時預かり事業を活用した 定期利用保育（1歳児1年保育）	ファミリーサポート事業	障害児通所支援	その他	利用希望なし	無回答
練馬	9.6	1.9	6.7	1.9	3.8	11.5	—	1.0	19.2	25.0
光が丘	4.1	0.8	2.5	1.6	0.8	7.4	—	1.6	15.6	34.4
石神井	11.9	—	5.9	1.0	6.9	7.9	1.0	—	18.8	29.7
大泉	9.4	1.6	7.8	1.6	3.1	9.4	—	—	14.1	32.8

② 1 歳

現在 1 歳児の子どもの保護者に、現在と将来 2 ～ 5 歳になった時の希望を聞いた結果を示す。

○希望する教育・保育事業

すべての年齢で「延長保育のある認可保育所」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	幼稚園（通常の就園時間の利用のみ）	幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育	認定こども園	延長保育のある認可保育所	延長保育のない認可保育所	小規模保育事業	家庭的保育事業（保育ママ）	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
1 歳	266	3.0	11.7	6.8	40.6	8.3	6.8	1.9	1.1	1.1
2 歳	266	6.8	14.7	9.0	53.8	14.7	7.9	2.3	0.8	0.4
3 歳	266	15.0	35.0	13.9	48.9	12.8	2.3	1.5	—	0.4
4 歳	266	21.1	40.2	16.2	48.1	11.7	1.9	0.8	—	—
5 歳	266	20.7	38.0	16.2	47.7	12.0	1.9	0.8	0.4	—

	認証保育所	企業主導型保育事業	ベビーシッター	ベビーホテル	一時預かり事業を活用した定期利用保育（1 歳児 1 年保育）	ファミリーサポート事業	障害児通所支援	その他	利用希望なし	無回答
1 歳	5.6	0.8	4.5	0.4	2.3	4.1	—	0.4	6.8	42.9
2 歳	7.1	1.1	4.5	0.4	1.1	5.6	—	1.9	7.5	23.3
3 歳	4.1	1.1	4.1	0.4	0.8	3.0	—	1.1	1.5	25.6
4 歳	4.1	0.4	3.4	0.4	0.4	3.4	—	0.4	—	24.8
5 歳	3.8	0.8	3.0	—	0.4	3.0	—	0.4	—	26.3

○希望する上で重視する条件

“1歳”～“3歳”で「自宅からの距離」が最も多くなっており、“4歳”“5歳”で「教員・保育者の質」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	教育・保育の内容や方針	教員・保育者の質	施設や設備	園庭の有無	保育時間	認可の有無	保育料	自宅からの距離	利用する駅や職場からの距離	その他	無回答
1歳	266	22.2	26.7	15.4	8.6	19.2	7.9	8.6	30.1	4.5	0.8	50.8
2歳	266	28.9	39.5	15.8	10.9	28.6	10.9	10.2	41.7	9.8	1.1	32.0
3歳	266	39.1	41.0	18.4	14.7	26.3	8.6	8.3	44.4	9.0	0.8	27.8
4歳	266	41.4	43.6	18.4	15.4	25.9	8.6	8.3	42.9	9.4	0.4	26.7
5歳	266	40.6	43.2	17.7	15.0	25.9	9.0	7.9	42.9	9.4	0.4	27.4

○1週当たり利用希望日数

すべての年齢で「5日」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	無回答
1歳	266	1.1	0.8	1.1	1.1	42.9	1.5	—	51.5
2歳	266	1.1	2.3	1.5	1.9	57.9	2.3	0.4	32.7
3歳	266	0.8	0.4	1.5	0.4	66.5	1.9	0.4	28.2
4歳	266	—	—	0.4	—	69.9	1.9	0.4	27.4
5歳	266	—	—	—	—	69.2	1.9	0.4	28.6

○ 1日当たり利用希望時間

すべての年齢で「8～9時間」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	1時間	2 ～ 3時間	4 ～ 5時間	6 ～ 7時間	8 ～ 9時間	10 ～ 11時間	12時間以上	無回答
1歳	266	—	1.1	0.4	3.0	22.2	19.5	2.3	51.5
2歳	266	—	1.5	3.0	4.5	28.9	25.2	4.1	32.7
3歳	266	—	0.8	6.8	9.8	25.9	24.4	4.1	28.2
4歳	266	—	0.8	6.4	10.2	25.6	24.4	4.5	28.2
5歳	266	—	0.4	6.0	9.8	26.3	24.1	4.5	28.9

【母親の就労状況別 1歳の希望する教育・保育事業】

すべての就労状況で「延長保育のある認可保育所」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	幼稚園（通常の就園時間の利用のみ）	幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育	認定こども園	延長保育のある認可保育所	延長保育のない認可保育所	小規模保育事業	家庭的保育事業（保育ママ）	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	150	2.0	8.7	8.0	52.0	12.0	8.0	2.7	2.0	—
就労しているが、産休・育休・介護休業中である	29	—	17.2	3.4	34.5	3.4	6.9	3.4	—	3.4
以前は就労していたが、現在は就労していない	71	5.6	15.5	7.0	19.7	4.2	5.6	—	—	2.8
これまで就労したことがない	3	33.3	33.3	—	33.3	—	—	—	—	—

	認証保育所	企業主導型保育事業	ベビーシッター	ベビーホテル	一時預かり事業を活用した定期利用保育（1歳児1年保育）	ファミリーサポート事業	障害児通所支援	その他	利用希望なし	無回答
就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	6.0	1.3	6.0	0.7	0.7	2.7	—	—	2.0	36.0
就労しているが、産休・育休・介護休業中である	10.3	—	3.4	—	3.4	6.9	—	—	13.8	41.4
以前は就労していたが、現在は就労していない	2.8	—	2.8	—	5.6	7.0	—	1.4	15.5	53.5
これまで就労したことがない	—	—	—	—	—	—	—	—	—	66.7

【居住地区別 1歳の希望する教育・保育事業】

すべての居住地区で「延長保育のある認可保育所」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	幼稚園（通常の就園時間の利用のみ）	幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育	認定こども園	延長保育のある認可保育所	延長保育のない認可保育所	小規模保育事業	家庭的保育事業（保育ママ）	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
練馬	70	1.4	11.4	7.1	40.0	8.6	5.7	1.4	1.4	—
光が丘	81	4.9	12.3	7.4	44.4	7.4	7.4	2.5	1.2	2.5
石神井	73	2.7	13.7	6.8	45.2	9.6	6.8	1.4	1.4	1.4
大泉	38	—	5.3	5.3	26.3	5.3	7.9	2.6	—	—

	認証保育所	企業主導型保育事業	ベビーシッター	ベビーホテル	一時預かり事業を活用した定期利用保育（1歳児1年保育）	ファミリーサポート事業	障害児通所支援	その他	利用希望なし	無回答
練馬	2.9	—	4.3	—	2.9	4.3	—	—	5.7	48.6
光が丘	7.4	1.2	3.7	1.2	2.5	6.2	—	1.2	9.9	35.8
石神井	6.8	1.4	6.8	—	2.7	2.7	—	—	4.1	37.0
大泉	5.3	—	2.6	—	—	2.6	—	—	7.9	57.9

③ 2 歳

現在 2 歳児の子どもの保護者に、現在と将来 3 ～ 5 歳になった時の希望を聞いた結果を示す。

○希望する教育・保育事業

すべての年齢で「延長保育のある認可保育所」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	幼稚園（通常の就園時間の利用のみ）	幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育	認定こども園	延長保育のある認可保育所	延長保育のない認可保育所	小規模保育事業	家庭的保育事業（保育ママ）	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
2 歳	264	5.3	12.5	5.7	35.6	13.3	6.4	1.5	0.4	0.4
3 歳	264	20.8	31.1	17.0	52.3	19.3	1.1	1.1	0.8	—
4 歳	264	20.5	31.8	16.3	46.6	17.8	0.8	0.8	0.4	—
5 歳	264	19.7	32.2	16.3	47.3	17.8	0.8	0.8	0.4	—

	認証保育所	企業主導型保育事業	ベビシッター	ベビーホテル	一時預かり事業を活用した定期利用保育（1 歳児 1 年保育）	ファミリーサポート事業	障害児通所支援	その他	利用希望なし	無回答
2 歳	4.9	—	1.5	—	1.9	2.7	—	1.1	3.0	47.7
3 歳	3.8	0.4	1.1	—	1.1	3.0	0.8	—	1.5	17.0
4 歳	3.4	—	1.1	—	0.4	3.4	0.8	—	0.4	26.5
5 歳	3.4	—	1.1	—	0.4	3.8	0.8	—	0.8	26.1

○希望する上で重視する条件

すべての年齢で「教員・保育者の質」が最も多くなっている。なお“4歳”“5歳”では「教育・保育の内容や方針」も最も多くなっている。

単位：％

	合計	教育・保育の内容や方針	教員・保育者の質	施設や設備	園庭の有無	保育時間	認可の有無	保育料	自宅からの距離	利用する駅や職場からの距離	その他	無回答
2歳	264	19.7	26.5	8.0	6.8	20.8	9.5	9.8	26.1	7.2	0.4	53.4
3歳	264	44.3	45.5	17.4	13.6	25.8	14.4	11.0	43.6	11.7	0.4	22.3
4歳	264	42.4	42.4	16.3	12.5	24.6	11.0	8.0	39.0	10.2	—	29.5
5歳	264	41.7	41.7	15.9	12.1	24.6	12.1	7.6	38.6	10.2	0.4	30.3

○1週当たり利用希望日数

すべての年齢で「5日」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	無回答
2歳	264	2.7	1.5	0.8	0.4	39.0	2.7	—	53.0
3歳	264	1.1	1.1	0.4	1.1	70.1	5.7	0.4	20.1
4歳	264	0.8	—	—	0.4	65.2	5.3	0.4	28.0
5歳	264	0.8	—	—	0.8	64.8	4.9	0.4	28.4

○ 1日当たり利用希望時間

すべての年齢で「10～11 時間」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	1 時間	2 ～ 3 時間	4 ～ 5 時間	6 ～ 7 時間	8 ～ 9 時間	10 ～ 11 時間	12 時間 以上	無 回 答
2 歳	264	0.4	0.4	5.3	2.7	13.6	21.6	2.7	53.4
3 歳	264	—	0.8	9.8	9.8	24.6	30.3	3.4	21.2
4 歳	264	—	—	8.7	9.8	22.0	26.1	4.2	29.2
5 歳	264	—	—	8.3	9.8	22.3	26.1	4.2	29.2

【母親の就労状況別 2歳の希望する教育・保育事業】

“以前は就労していたが、現在は就労していない”を除いて「延長保育のある認可保育所」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	幼稚園（通常の就園時間の利用のみ）	幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育	認定こども園	延長保育のある認可保育所	延長保育のない認可保育所	小規模保育事業	家庭的保育事業（保育ママ）	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	158	1.3	14.6	7.0	47.5	14.6	5.7	1.3	0.6	—
就労しているが、産休・育休・介護休業中である	26	—	3.8	3.8	38.5	26.9	7.7	—	—	—
以前は就労していたが、現在は就労していない	65	18.5	13.8	4.6	6.2	3.1	9.2	3.1	—	1.5
これまで就労したことがない	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	認証保育所	企業主導型保育事業	ベビーシッター	ベビーホテル	一時預かり事業を活用した定期利用保育（1歳児1年保育）	ファミリーサポート事業	障害児通所支援	その他	利用希望なし	無回答
就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	4.4	—	0.6	—	1.3	1.9	—	—	1.9	45.6
就労しているが、産休・育休・介護休業中である	3.8	—	—	—	—	—	—	—	7.7	46.2
以前は就労していたが、現在は就労していない	6.2	—	3.1	—	4.6	3.1	—	4.6	4.6	52.3
これまで就労したことがない	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0

【居住地区別 2歳の希望する教育・保育事業】

すべての居住地区で「延長保育のある認可保育所」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	幼稚園（通常の就園時間の利用のみ）	幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育	認定こども園	延長保育のある認可保育所	延長保育のない認可保育所	小規模保育事業	家庭的保育事業（保育ママ）	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
練馬	70	7.1	18.6	11.4	45.7	17.1	5.7	1.4	—	—
光が丘	73	9.6	11.0	5.5	31.5	13.7	6.8	1.4	—	1.4
石神井	71	1.4	9.9	1.4	36.6	14.1	9.9	1.4	1.4	—
大泉	47	2.1	10.6	4.3	27.7	6.4	2.1	2.1	—	—

	認証保育所	企業主導型保育事業	ベビーシッター	ベビーホテル	一時預かり事業を活用した定期利用保育（1歳児1年保育）	ファミリーサポート事業	障害児通所支援	その他	利用希望なし	無回答
練馬	7.1	—	2.9	—	1.4	4.3	—	—	4.3	38.6
光が丘	2.7	—	1.4	—	5.5	2.7	—	1.4	2.7	45.2
石神井	5.6	—	1.4	—	—	2.8	—	1.4	2.8	49.3
大泉	4.3	—	—	—	—	—	—	2.1	2.1	59.6

④ 3 歳

現在 3 歳児の子どもの保護者に、現在と将来 4 ～ 5 歳になった時の希望を聞いた結果を示す。

○希望する教育・保育事業

“3 歳”では「延長保育のある認可保育所」が最も多くなっており、“4 歳”“5 歳”では「幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	幼稚園（通常の就園時間の利用のみ）	幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育	認定こども園	延長保育のある認可保育所	延長保育のない認可保育所	小規模保育事業	家庭的保育事業（保育ママ）	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
3 歳	263	24.0	33.8	11.8	35.0	8.7	0.4	0.4	—	—
4 歳	263	30.0	39.9	16.0	38.4	8.4	0.4	—	0.4	—
5 歳	263	25.9	33.8	12.9	32.7	7.6	0.4	—	—	—

	認証保育所	企業主導型保育事業	ベビーシッター	ベビーホテル	一時預かり事業を活用した定期利用保育（1 歳児 1 年保育）	ファミリーサポート事業	障害児通所支援	その他	利用希望なし	無回答
3 歳	2.3	—	2.3	—	0.4	3.4	0.8	0.4	1.1	33.8
4 歳	1.9	—	1.1	—	0.4	2.7	0.8	0.8	—	23.2
5 歳	1.9	—	1.1	—	0.4	1.9	0.8	0.4	—	35.7

○希望する上で重視する条件

すべての年齢で「教員・保育者の質」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	教育・保育の内容や方針	教員・保育者の質	施設や設備	園庭の有無	保育時間	認可の有無	保育料	自宅からの距離	利用する駅や職場からの距離	その他	無回答
3歳	263	37.3	42.6	18.6	12.9	23.2	6.1	7.2	31.9	6.5	0.4	36.1
4歳	263	47.1	50.2	24.3	14.1	24.0	9.1	6.8	36.1	7.2	0.4	24.7
5歳	263	41.1	42.2	19.8	11.0	19.8	6.5	4.9	30.4	6.5	0.4	36.9

○1週当たり利用希望日数

すべての年齢で「5日」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	無回答
3歳	263	—	1.1	0.4	—	59.7	3.8	—	35.0
4歳	263	—	0.8	0.4	—	71.9	3.4	—	23.6
5歳	263	—	0.8	—	—	60.5	2.7	—	36.1

○1日当たり利用希望時間

すべての年齢で「8～9時間」が最も多くなっており、“3歳”では「10～11時間」も最も多くなっている。

単位：％

	合計	1時間	2～3時間	4～5時間	6～7時間	8～9時間	10～11時間	12時間以上	無回答
3歳	263	—	0.8	6.5	16.3	19.0	19.0	3.0	35.4
4歳	263	—	0.4	10.3	17.5	24.7	20.2	2.7	24.3
5歳	263	—	0.4	8.7	15.2	19.4	17.5	1.9	36.9

【母親の就労状況別 3歳の希望する教育・保育事業】

“就労しており、産休・育休・介護休業中ではない” “就労しているが、産休・育休・介護休業中である” で「延長保育のある認可保育所」が最も多く、“以前は就労していたが、現在は就労していない” では「幼稚園(通常就園時間の利用のみ)」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	幼稚園(通常就園時間の利用のみ)	幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育	認定こども園	延長保育のある認可保育所	延長保育のない認可保育所	小規模保育事業	家庭的保育事業(保育ママ)	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	147	8.8	29.9	10.2	49.0	10.2	0.7	0.7	—	—
就労しているが、産休・育休・介護休業中である	22	—	36.4	18.2	40.9	18.2	—	—	—	—
以前は就労していたが、現在は就労していない	78	57.7	39.7	11.5	10.3	1.3	—	—	—	—
これまで就労したことがない	5	40.0	20.0	20.0	—	—	—	—	—	—

	認証保育所	企業主導型保育事業	ベビシッター	ベビーホテル	一時預かり事業を活用した定期利用保育(1歳児1年保育)	ファミリーサポート事業	障害児通所支援	その他	利用希望なし	無回答
就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	3.4	—	2.7	—	—	4.8	—	0.7	0.7	34.0
就労しているが、産休・育休・介護休業中である	—	—	—	—	—	4.5	4.5	—	—	36.4
以前は就労していたが、現在は就労していない	—	—	1.3	—	1.3	1.3	1.3	—	2.6	30.8
これまで就労したことがない	—	—	—	—	—	—	—	—	—	60.0

【居住地区別 3歳の希望する教育・保育事業】

“練馬” “大泉” で「幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育」が最も多くなっており、“光が丘” “石神井” で「延長保育のある認可保育所」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	幼稚園（通常の就園時間の利用のみ）	幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育	認定こども園	延長保育のある認可保育所	延長保育のない認可保育所	小規模保育事業	家庭的保育事業（保育ママ）	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
練馬	63	20.6	42.9	14.3	38.1	14.3	—	—	—	—
光が丘	69	23.2	24.6	11.6	29.0	10.1	1.4	—	—	—
石神井	77	23.4	31.2	9.1	37.7	2.6	—	—	—	—
大泉	51	29.4	41.2	13.7	37.3	9.8	—	2.0	—	—

	認証保育所	企業主導型保育事業	ベビシッター	ベビーホテル	一時預かり事業を活用した 定期利用保育（1歳児1年保育）	ファミリーサポート事業	障害児通所支援	その他	利用希望なし	無回答
練馬	3.2	—	3.2	—	1.6	3.2	—	1.6	—	30.2
光が丘	2.9	—	1.4	—	—	2.9	—	—	2.9	40.6
石神井	2.6	—	2.6	—	—	2.6	1.3	—	—	32.5
大泉	—	—	2.0	—	—	5.9	2.0	—	2.0	29.4

⑤ 4 歳

現在 4 歳児の子どもの保護者に、現在と将来 5 歳になった時の希望を聞いた結果を示す。

○希望する教育・保育事業

“4 歳” “5 歳” とともに「延長保育のある認可保育所」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	幼稚園（通常の就園時間の利用のみ）	幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育	認定こども園	延長保育のある認可保育所	延長保育のない認可保育所	小規模保育事業	家庭的保育事業（保育ママ）	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
4 歳	274	20.8	27.7	14.2	37.2	10.9	0.4	0.4	—	0.4
5 歳	274	29.9	35.4	14.6	41.6	12.4	—	0.7	—	0.4

	認証保育所	企業主導型保育事業	ベビーシッター	ベビーホテル	一時預かり事業を活用した定期利用保育（1 歳児 1 年保育）	ファミリーサポート事業	障害児通所支援	その他	利用希望なし	無回答
4 歳	2.6	0.7	1.5	—	0.4	2.2	1.1	—	0.7	35.0
5 歳	3.3	0.7	2.6	—	0.4	4.4	1.8	—	1.5	20.8

○希望する上で重視する条件

“4歳” “5歳” とともに「教員・保育者の質」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	教育・保育の内容や方針	教員・保育者の質	施設や設備	園庭の有無	保育時間	認可の有無	保育料	自宅からの距離	利用する駅や職場からの距離	その他	無回答
4歳	274	36.5	42.0	13.9	14.6	25.2	9.5	6.2	32.1	6.2	0.4	36.9
5歳	274	44.9	49.6	18.6	16.1	28.1	12.4	9.9	36.9	6.6	0.4	23.7

○1週当たり利用希望日数

“4歳” “5歳” とともに「5日」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	無回答
4歳	274	—	0.4	0.4	0.4	59.1	3.3	—	36.5
5歳	274	—	0.4	1.5	0.4	69.7	4.0	—	24.1

○1日当たり利用希望時間

“4歳” “5歳” とともに「10～11時間」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	1時間	2～3時間	4～5時間	6～7時間	8～9時間	10～11時間	12時間以上	無回答
4歳	274	—	—	8.4	11.7	18.6	20.8	2.6	38.0
5歳	274	0.4	0.7	11.7	16.1	20.1	23.7	2.6	24.8

【母親の就労状況別 4歳の希望する教育・保育事業】

“就労しており、産休・育休・介護休業中ではない” “就労しているが、産休・育休・介護休業中である” で「延長保育のある認可保育所」が最も多く、“以前は就労していたが、現在は就労していない” で「幼稚園(通常就園時間の利用のみ)」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	幼稚園 (通常就園時間の 利用のみ)	幼稚園・練馬こども園・ 認定こども園の預かり保育	認定こども園	延長保育のある認可保育所	延長保育のない認可保育所	小規模保育事業	家庭的保育事業(保育ママ)	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
就労しており、産休・ 育休・介護休業中ではない	148	4.7	25.7	15.5	50.7	16.9	0.7	0.7	—	0.7
就労しているが、産休・ 育休・介護休業中である	19	—	31.6	21.1	57.9	21.1	—	—	—	—
以前は就労していたが、 現在は就労していない	85	55.3	30.6	9.4	7.1	—	—	—	—	—
これまで就労したことがない	3	33.3	66.7	33.3	66.7	—	—	—	—	—

	認証保育所	企業主導型保育事業	ベビーシッター	ベビーホテル	一時預かり事業を活用した 定期利用保育(1歳児1年保育)	ファミリーサポート事業	障害児通所支援	その他	利用希望なし	無回答
就労しており、産休・ 育休・介護休業中ではない	4.1	0.7	2.0	—	0.7	3.4	1.4	—	1.4	34.5
就労しているが、産休・ 育休・介護休業中である	5.3	—	—	—	—	—	—	—	—	21.1
以前は就労していたが、 現在は就労していない	—	1.2	1.2	—	—	1.2	1.2	—	—	37.6
これまで就労したことがない	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33.3

【居住地区別 4歳の希望する教育・保育事業】

すべての居住地区で「延長保育のある認可保育所」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	幼稚園（通常の就園時間の利用のみ）	幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育	認定こども園	延長保育のある認可保育所	延長保育のない認可保育所	小規模保育事業	家庭的保育事業（保育ママ）	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
練馬	52	15.4	26.9	28.8	48.1	17.3	—	—	—	—
光が丘	70	22.9	25.7	11.4	32.9	12.9	—	—	—	—
石神井	89	20.2	30.3	12.4	38.2	9.0	—	—	—	—
大泉	61	24.6	26.2	6.6	32.8	6.6	1.6	1.6	—	1.6

	認証保育所	企業主導型保育事業	ベビーシッター	ベビーホテル	一時預かり事業を活用した定期利用保育（1歳児1年保育）	ファミリーサポート事業	障害児通所支援	その他	利用希望なし	無回答
練馬	1.9	—	—	—	—	1.9	—	—	—	30.8
光が丘	1.4	—	2.9	—	—	—	2.9	—	1.4	32.9
石神井	5.6	2.2	1.1	—	1.1	4.5	1.1	—	1.1	34.8
大泉	—	—	1.6	—	—	1.6	—	—	—	41.0

⑥ 5 歳

現在 5 歳児の子どもの保護者に、現在の希望を聞いた結果を示す。

○希望する教育・保育事業

「延長保育のある認可保育所」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	幼稚園（通常の就園時間の利用のみ）	幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育	認定こども園	延長保育のある認可保育所	延長保育のない認可保育所	小規模保育事業	家庭的保育事業（保育ママ）	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
5 歳	278	27.0	38.8	20.1	43.9	16.5	—	0.4	0.4	—

	認証保育所	企業主導型保育事業	ベビシッター	ベビーホテル	一時預かり事業を活用した定期利用保育（1歳児1年保育）	ファミリーサポート事業	障害児通所支援	その他	利用希望なし	無回答
5 歳	4.7	2.2	1.8	—	—	5.4	2.2	0.4	0.7	18.7

○希望する上で重視する条件

「教員・保育者の質」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	教育・保育の内容や方針	教員・保育者の質	施設や設備	園庭の有無	保育時間	認可の有無	保育料	自宅からの距離	利用する駅や職場からの距離	その他	無回答
5歳	278	43.2	50.7	18.7	18.3	30.6	11.2	10.1	38.8	9.7	0.4	20.9

○1週当たり利用希望日数

「5日」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	無回答
5歳	278	0.7	0.4	0.4	0.7	69.4	6.1	—	22.3

○1日当たり利用希望時間

「10～11時間」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	1時間	2～3時間	4～5時間	6～7時間	8～9時間	10～11時間	12時間以上	無回答
5歳	278	0.4	0.7	9.4	14.4	21.9	25.9	5.0	22.3

【母親の就労状況別 5歳の希望する教育・保育事業】

“就労しており、産休・育休・介護休業中ではない” “就労しているが、産休・育休・介護休業中である” で「延長保育のある認可保育所」が最も多く、“以前は就労していたが、現在は就労していない” では「幼稚園(通常就園時間の利用のみ)」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	幼稚園(通常就園時間の利用のみ)	幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育	認定こども園	延長保育のある認可保育所	延長保育のない認可保育所	小規模保育事業	家庭的保育事業(保育ママ)	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	172	15.1	40.1	24.4	58.1	20.9	—	0.6	0.6	—
就労しているが、産休・育休・介護休業中である	12	8.3	41.7	8.3	91.7	50.0	—	—	—	—
以前は就労していたが、現在は就労していない	75	60.0	38.7	12.0	9.3	2.7	—	—	—	—
これまで就労したことがない	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	認証保育所	企業主導型保育事業	ベビーシッター	ベビーホテル	一時預かり事業を活用した定期利用保育(1歳児1年保育)	ファミリーサポート事業	障害児通所支援	その他	利用希望なし	無回答
就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	5.8	2.3	1.7	—	—	5.2	1.7	0.6	1.2	14.5
就労しているが、産休・育休・介護休業中である	8.3	—	—	—	—	8.3	—	—	—	—
以前は就労していたが、現在は就労していない	1.3	1.3	1.3	—	—	5.3	4.0	—	—	24.0
これまで就労したことがない	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

【居住地区別 5歳の希望する教育・保育事業】

“練馬” “石神井” “大泉” で「延長保育のある認可保育所」が最も多く、“光が丘”では「幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育」が最も多くなっている。

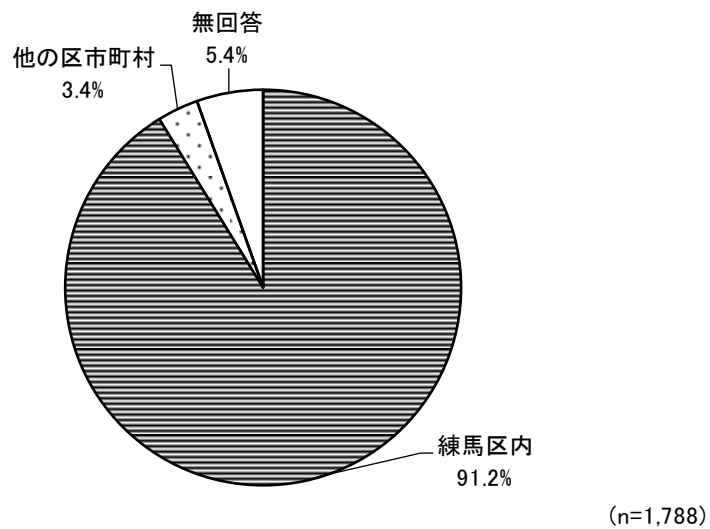
単位：％

	合計	幼稚園（通常の就園時間の利用のみ）	幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育	認定こども園	延長保育のある認可保育所	延長保育のない認可保育所	小規模保育事業	家庭的保育事業（保育ママ）	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
練馬	58	25.9	34.5	20.7	51.7	15.5	—	—	—	—
光が丘	80	35.0	42.5	21.3	38.8	18.8	—	—	—	—
石神井	85	23.5	34.1	14.1	38.8	14.1	—	1.2	—	—
大泉	51	21.6	43.1	23.5	51.0	19.6	—	—	2.0	—

	認証保育所	企業主導型保育事業	ベビーシッター	ベビーホテル	一時預かり事業を活用した 定期利用保育（1歳児1年保育）	ファミリーサポート事業	障害児通所支援	その他	利用希望なし	無回答
練馬	1.7	1.7	—	—	—	6.9	3.4	—	1.7	17.2
光が丘	3.8	2.5	3.8	—	—	7.5	1.3	—	—	13.8
石神井	7.1	2.4	2.4	—	—	3.5	1.2	1.2	1.2	23.5
大泉	5.9	2.0	—	—	—	3.9	3.9	—	—	19.6

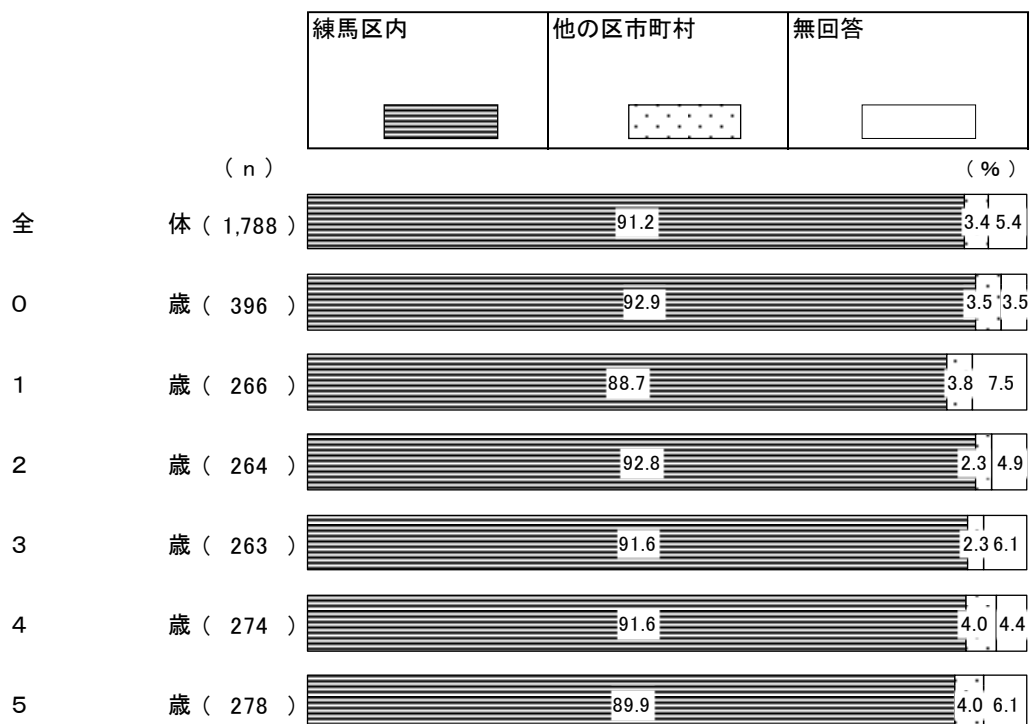
問 24 教育・保育事業を利用したい場所についてうかがいます。(1つに○)

「練馬区内」(91.2%)、「他の区市町村」(3.4%)となっている。



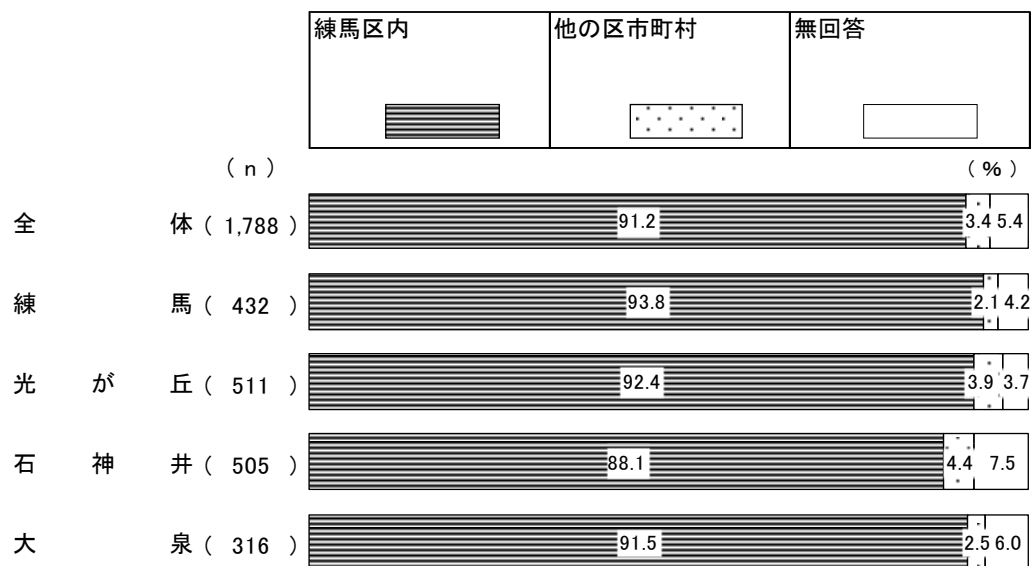
【年齢別】

すべての年齢で「練馬区内」が9割前後となっている。



【居住地区別】

すべての居住地区で「練馬区内」が9割前後となっている。

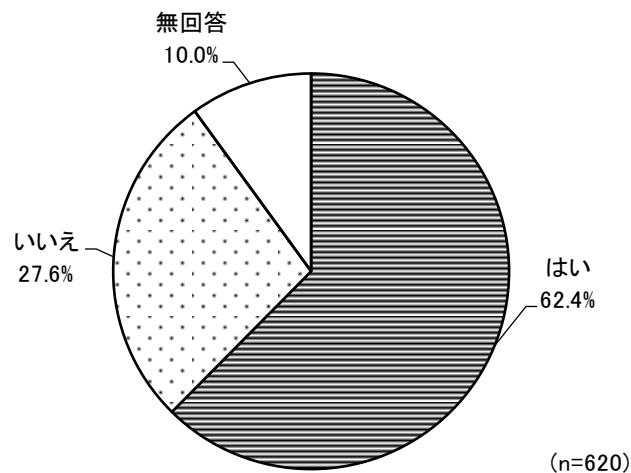


問 25 問 23 で「1. 幼稚園（通常の就園時間の利用のみ）」または「2. 幼稚園・練馬こども園、認定こども園の預かり保育」を選び、かつ、「3. 」～「17. 」もあわせて選んだ方にうかがいます。

一番利用したいのは幼稚園（幼稚園の預かり保育をあわせて利用する場合を含む）ですか。（1つに○）

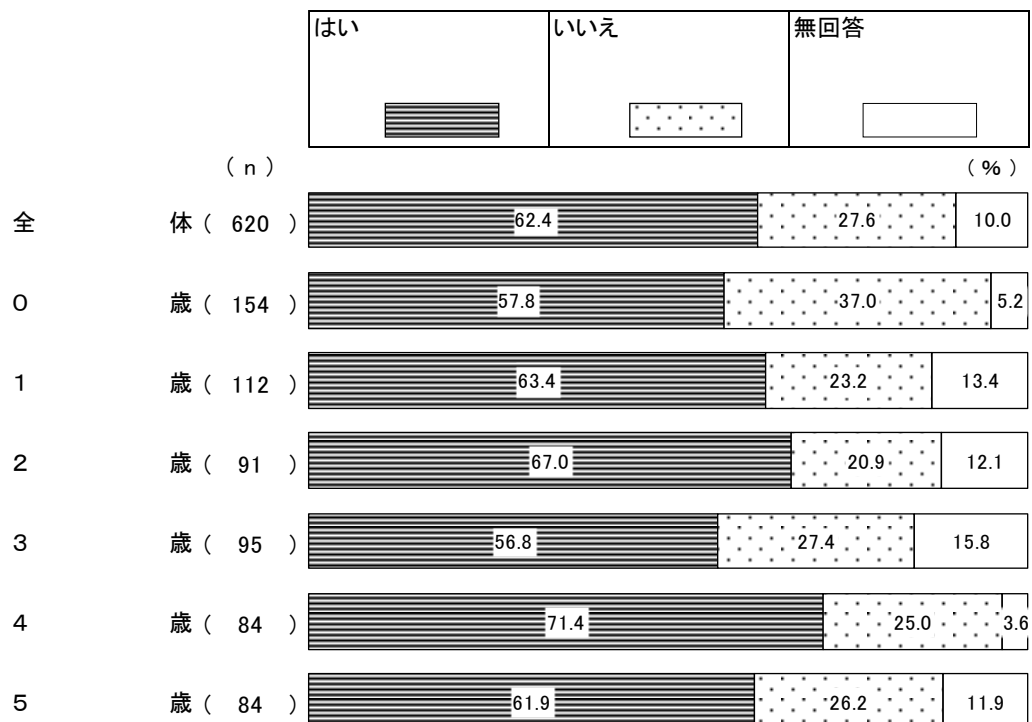
また、「1. はい」を選んだ方は、【幼稚園を利用したい理由】から、あてはまるものすべてに○をつけてください。

「はい」（62.4%）、「いいえ」（27.6%）となっている。



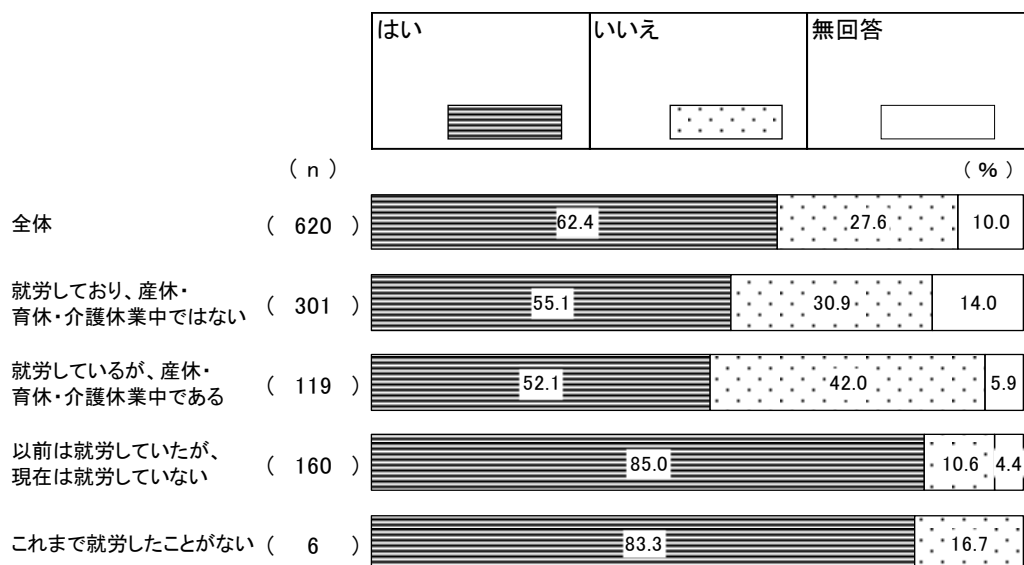
【年齢別】

すべての年齢で「はい」が5割以上となっている。



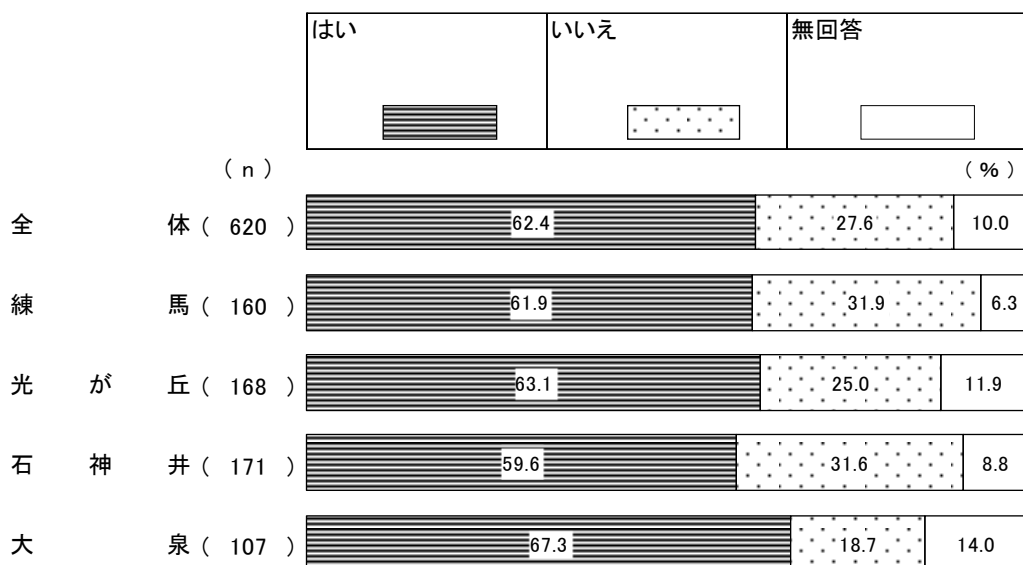
【母親の就労状況別】

すべての就労状況で「はい」が「いいえ」を上回っており、特に“以前は就労していたが、現在は就労していない”“これまで就労したことがない”は「はい」が8割以上となっている。



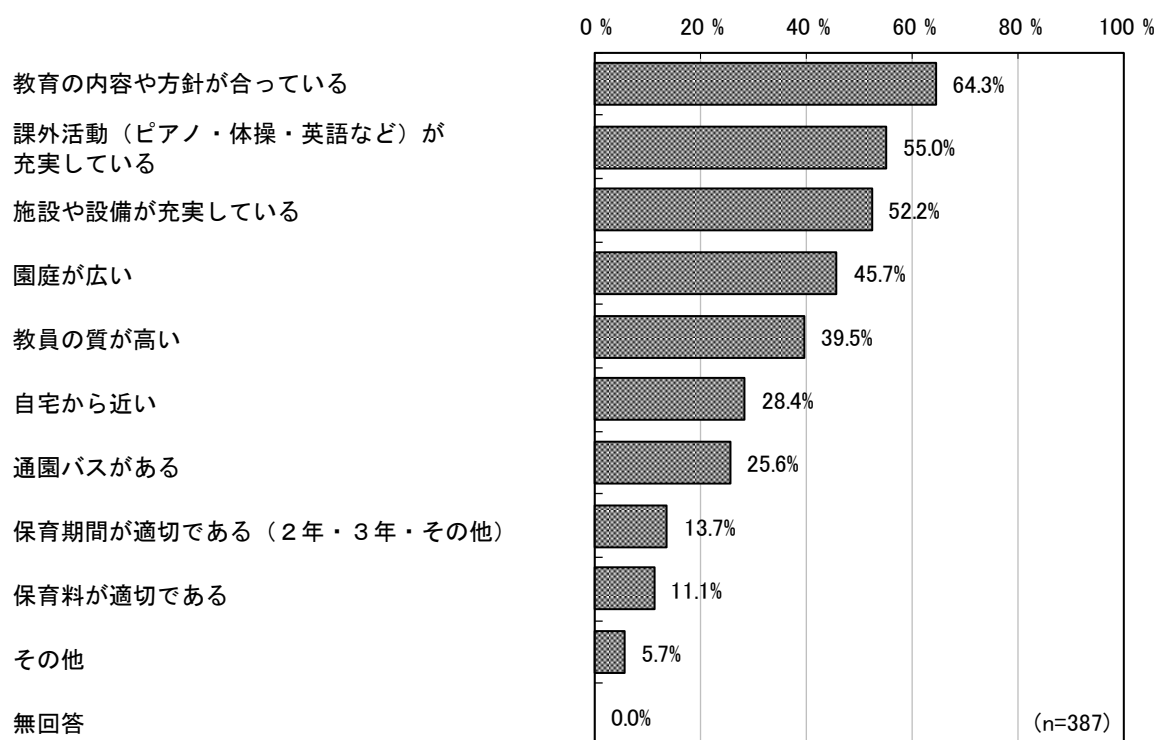
【居住地区別】

すべての居住地区で「はい」が5割以上となっている。特に大泉地区では6割半ば以上と、他の居住地区と比べて多くなっている。



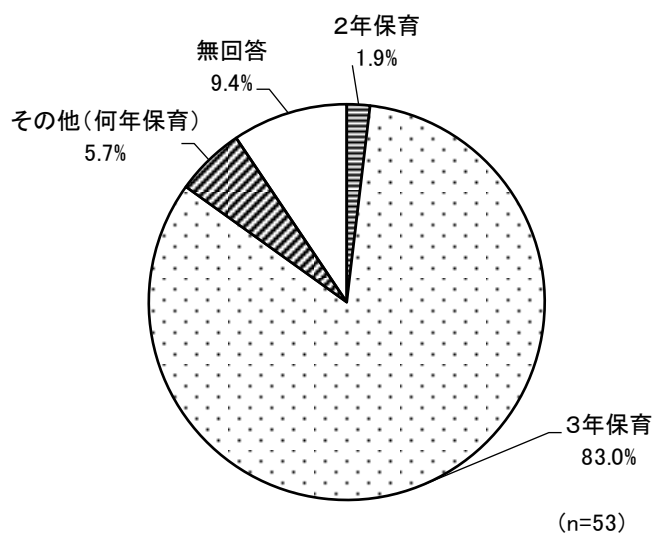
○幼稚園を利用したい理由

「教育の内容や方針が合っている」(64.3%)が最も多く、「課外活動(ピアノ・体操・英語など)が充実している」(55.0%)、「施設や設備が充実している」(52.2%)と続く。



<保育期間が適切である>

「3年保育」(83.0%)が最も多く、「その他」(5.7%)、「2年保育」(1.9%)と続く。



【年齢別】

すべての年齢で「教育の内容や方針が合っている」が最も多く5割半ば以上となっている。

単位：％

	合計	教育の内容や方針が合っている	教員の質が高い	施設や設備が充実している	園庭が広い	通園バスがある	課外活動（ピアノ・体操・英語など）が充実している	保育料が適切である	自宅から近い	保育期間が適切である	その他	無回答
全体	387	64.3	39.5	52.2	45.7	25.6	55.0	11.1	28.4	13.7	5.7	—
0歳	89	59.6	40.4	59.6	41.6	25.8	55.1	12.4	27.0	10.1	5.6	—
1歳	71	56.3	35.2	54.9	49.3	21.1	53.5	9.9	23.9	16.9	1.4	—
2歳	61	65.6	36.1	45.9	49.2	26.2	65.6	6.6	29.5	14.8	9.8	—
3歳	54	68.5	37.0	57.4	50.0	25.9	57.4	14.8	31.5	14.8	5.6	—
4歳	60	70.0	46.7	41.7	40.0	25.0	53.3	13.3	35.0	18.3	8.3	—
5歳	52	71.2	42.3	50.0	46.2	30.8	44.2	9.6	25.0	7.7	3.8	—

【母親の就労状況別】

“就労しており、産休・育休・介護休業中ではない” “就労しているが、産休・育休・介護休業中である” で「課外活動（ピアノ・体操・英語など）が充実している」が最も多く、“以前は就労していたが、現在は就労していない” で「教育の内容や方針が合っている」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	教育の内容や方針が合っている	教員の質が高い	施設や設備が充実している	園庭が広い	通園バスがある	課外活動（ピアノ・体操・英語など）が充実している	保育料が適切である	自宅から近い	保育期間が適切である	その他	無回答
全体	387	64.3	39.5	52.2	45.7	25.6	55.0	11.1	28.4	13.7	5.7	—
就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	166	65.1	36.7	53.6	45.8	23.5	65.7	9.0	19.9	7.8	5.4	—
就労しているが、産休・育休・介護休業中である	62	58.5	38.7	61.3	43.5	21.0	66.1	6.5	25.8	9.7	3.2	—
以前は就労していたが、現在は就労していない	136	66.2	42.6	46.3	44.9	30.1	39.0	15.4	38.2	22.1	8.1	—
これまで就労したことがない	5	60.0	40.0	60.0	60.0	20.0	20.0	—	80.0	20.0	—	—

【居住地区別】

すべての居住地区で「教育の内容や方針が合っている」が最も多くなっている。

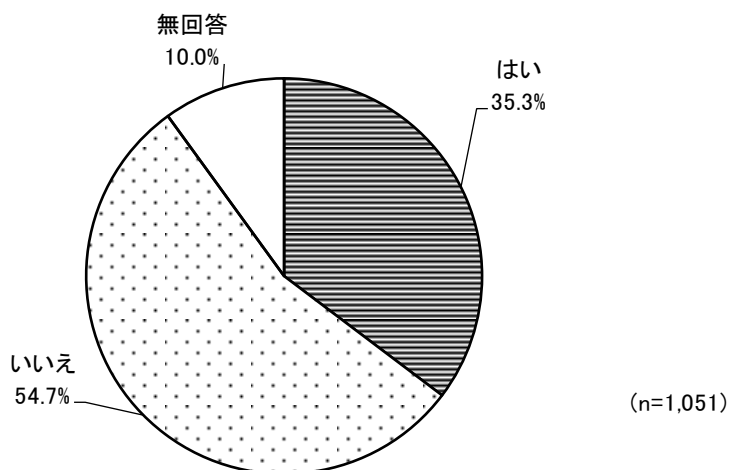
単位：％

	合計	教育の内容や方針が合っている	教員の質が高い	施設や設備が充実している	園庭が広い	通園バスがある	課外活動（ピアノ・体操・英語など）が充実している	保育料が適切である	自宅から近い	保育期間が適切である	その他	無回答
全体	387	64.3	39.5	52.2	45.7	25.6	55.0	11.1	28.4	13.7	5.7	—
練馬	99	66.7	38.4	54.5	55.6	27.3	58.6	12.1	25.3	12.1	6.1	—
光が丘	106	65.1	50.0	48.1	41.5	30.2	50.0	12.3	27.4	11.3	9.4	—
石神井	102	62.7	37.3	52.9	45.1	21.6	52.9	12.7	35.3	17.6	2.0	—
大泉	72	63.9	26.4	50.0	40.3	22.2	56.9	6.9	26.4	15.3	5.6	—

問 26 問 23 で「4. 」または「5. 」(認可保育所)を選んだ方にうかがいます。該当しない方は、問 27 へお進みください。

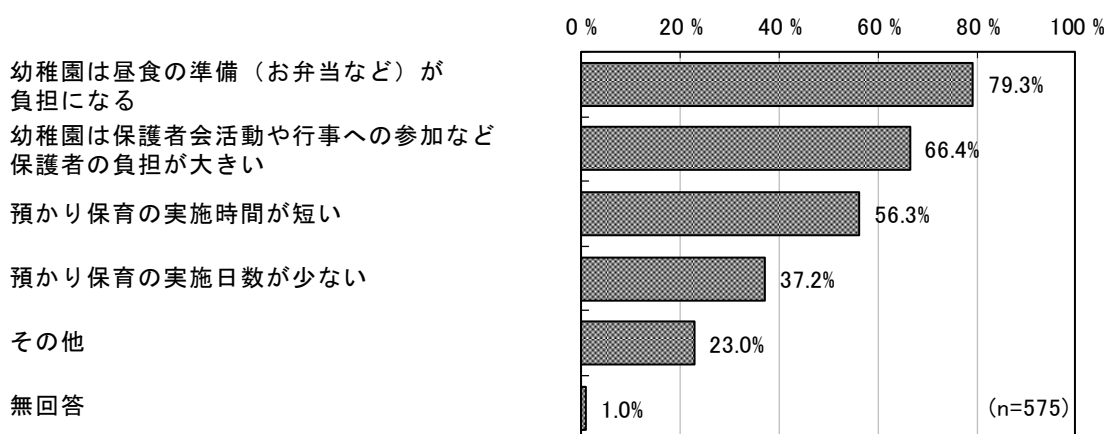
幼稚園の預かり保育を利用できるとしたら、お子さんを幼稚園に通わせたいですか。(1つに○) また、「2. いいえ」を選んだ方は、【幼稚園の預かり保育を選ばなかった理由】から、あてはまるものすべてに○をつけてください。

「はい」(35.3%)、「いいえ」(54.7%) となっている。



○幼稚園の預かり保育を選ばなかった理由

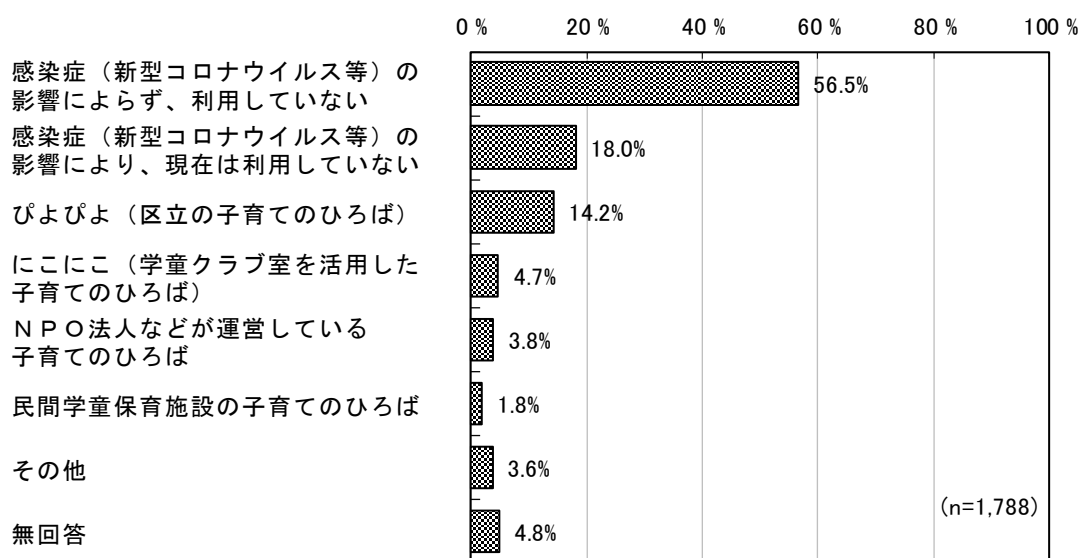
「幼稚園は昼食の準備(お弁当など)が負担になる」(79.3%)が最も多く、「幼稚園は保護者会活動や行事への参加など保護者の負担が大きい」(66.4%)、「預かり保育の実施時間が短い」(56.3%)、「預かり保育の実施日数が少ない」(37.2%)と続く。



5. 地域の子育て支援事業の利用状況等について

問 27 現在、親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場を利用していますか。下表から、利用しているものすべてに○をつけ、おおよその利用回数（頻度）を（ ）内にご記入ください。なお、感染症（新型コロナウイルス等）の影響により、利用制限が行われている場合もあります。

「感染症（新型コロナウイルス等）の影響によらず、利用していない」（56.5%）が最も多く、「感染症（新型コロナウイルス等）の影響により、現在は利用していない」（18.0%）、「ぴよぴよ（区立の子育てのひろば）」（14.2%）と続く。



【年齢別】

他の年齢と比べて、“0歳”で利用者が多くなっている。利用している事業では、“0歳”～“2歳”では「ぴよぴよ（区立の子育てのひろば）」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	ぴよぴよ （区立の子育てのひろば）	NPO法人などが運営している 子育てのひろば	民間学童保育施設の子育てのひろば	にこにこ（学童クラブ室を活用した 子育てのひろば）	その他	感染症（新型コロナウイルス等）の 影響により、現在は利用していない	感染症（新型コロナウイルス等）の 影響によらず、利用していない	無回答
全体	1,788	14.2	3.8	1.8	4.7	3.6	18.0	56.5	4.8
0歳	396	24.7	7.1	2.8	10.6	4.8	23.5	37.9	3.5
1歳	266	21.1	6.8	3.4	6.4	3.8	23.3	43.6	4.9
2歳	264	18.6	3.0	1.9	4.2	5.3	17.4	51.5	4.9
3歳	263	9.1	1.1	1.1	2.3	3.4	16.3	65.4	3.8
4歳	274	5.1	2.2	1.1	2.2	2.2	15.0	69.0	5.8
5歳	278	2.9	0.7	0.4	0.7	1.8	10.8	77.3	6.5

【居住地区別】

利用している事業では、すべての居住地区で「ぴよぴよ（区立の子育てのひろば）」が最も多くなっている。

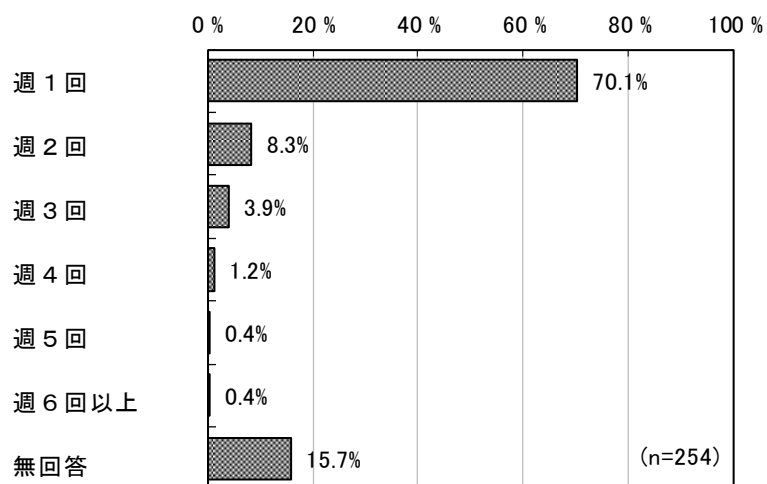
単位：％

	合計	ぴよぴよ （区立の子育てのひろば）	NPO法人などが運営している 子育てのひろば	民間学童保育施設の子育てのひろば	にこにこ（学童クラブ室を活用した 子育てのひろば）	その他	感染症（新型コロナウイルス等）の 影響により、現在は利用していない	感染症（新型コロナウイルス等）の 影響によらず、利用していない	無回答
全体	1,788	14.2	3.8	1.8	4.7	3.6	18.0	56.5	4.8
練馬	432	12.0	3.5	0.9	3.7	2.8	19.7	58.6	4.4
光が丘	511	16.4	4.5	2.2	5.9	5.3	18.0	51.9	3.9
石神井	505	13.5	4.6	3.2	5.9	3.6	15.8	57.6	6.1
大泉	316	14.9	2.2	0.6	2.2	2.5	19.0	59.5	4.4

○ 1 週当たり利用回数（頻度）

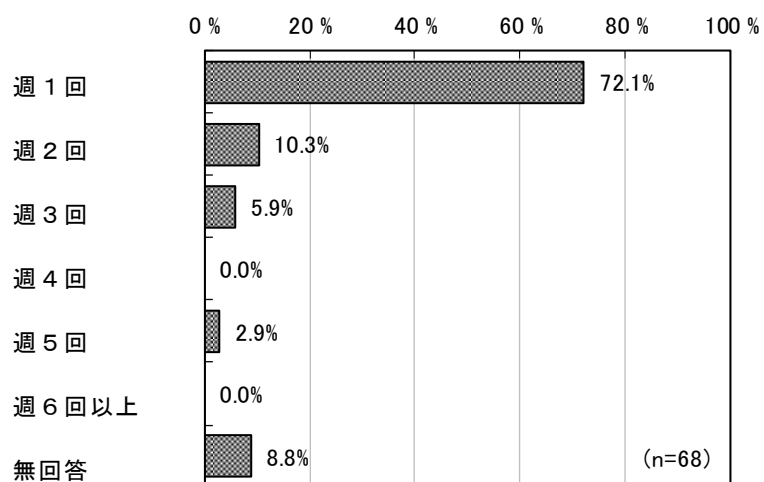
・ ぴよぴよ（区立の子育てのひろば）

「週 1 回」（70.1%）が最も多く、「週 2 回」（8.3%）、「週 3 回」（3.9%）と続く。



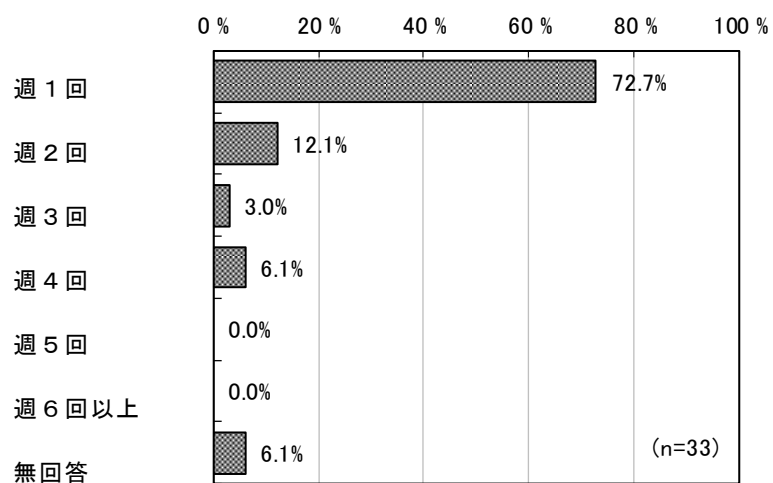
・ NPO法人などが運営している子育てのひろば

「週 1 回」（72.1%）が最も多く、「週 2 回」（10.3%）、「週 3 回」（5.9%）と続く。



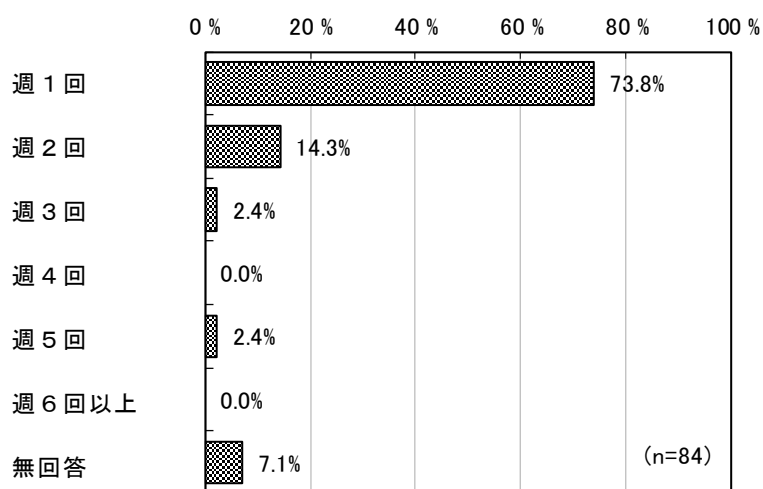
・民間学童保育施設の子育てのひろば

「週 1 回」(72.7%)が最も多く、「週 2 回」(12.1%)、「週 4 回」(6.1%)と続く。



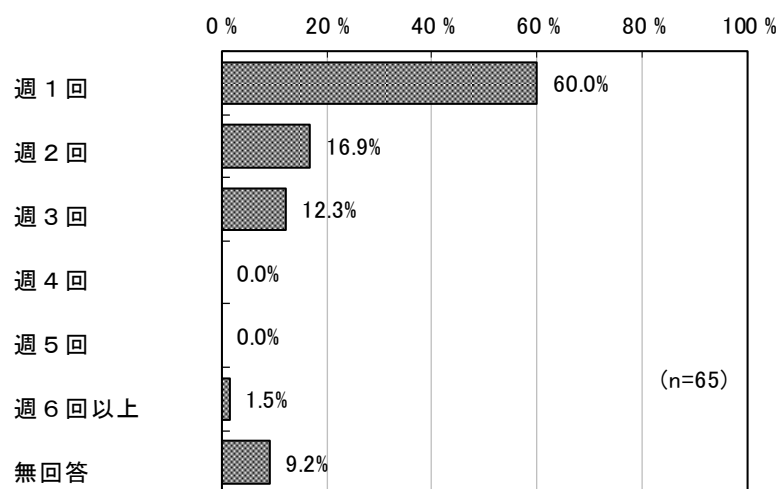
・にこにこ（学童クラブ室を活用した子育てのひろば）

「週 1 回」(73.8%)が最も多く、「週 2 回」(14.3%)、「週 3 回」「週 5 回」(それぞれ 2.4%)と続く。



・その他

「週 1 回」(60.0%)が最も多く、「週 2 回」(16.9%)、「週 3 回」(12.3%)と続く。



【全体・年齢別 地域の子育て支援事業の1週当たり平均利用回数(頻度)】

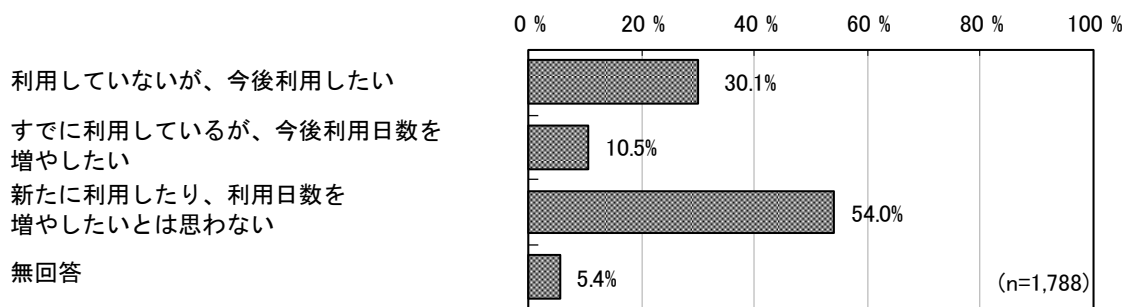
他の年齢と比べて、“0歳”では「民間学童保育施設の子育てのひろば」が週1.8日と多く、“2歳”では「NPO法人などが運営している子育てのひろば」、「5歳」では「ぴよぴよ（区立の子育てのひろば）」がそれぞれ週2.0日と多くなっている。

単位：日

	ぴよぴよ (区立の子育ての ひろば)	NPO法人などが 運営している 子育てのひろば	民間学童保育 施設の 子育てのひろば	にこにこ (学童クラブ室を 活用した 子育てのひろば)	その他
全体	1.3	1.4	1.4	1.3	1.6
0歳	1.4	1.5	1.8	1.4	1.5
1歳	1.1	1.1	1.2	1.4	1.4
2歳	1.2	2.0	1.0	1.1	1.4
3歳	1.2	1.0	1.0	1.0	1.7
4歳	1.4	1.0	1.5	1.2	1.0
5歳	2.0	1.0	1.0	1.0	2.6

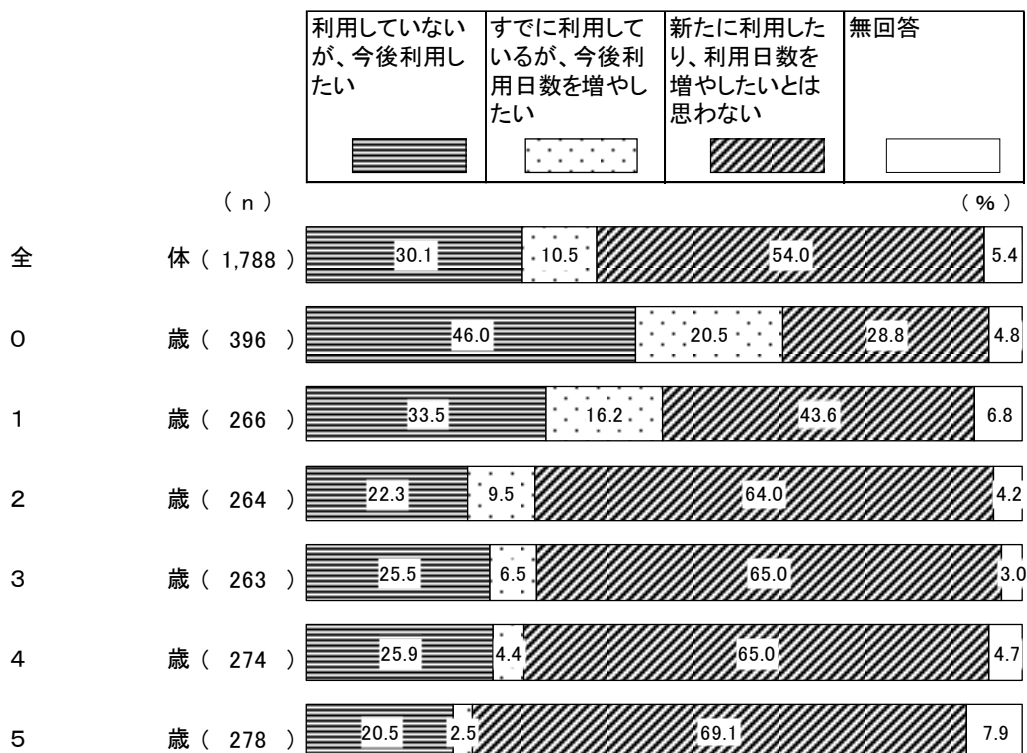
問 28 問 27 のような事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいですか。あてはまる番号 1 つに○をつけ、おおよその利用回数（頻度）を（ ）内にご記入ください。なお、事業の利用には、一定の利用者負担が発生する場合があります。

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」（54.0%）が最も多く、「利用していないが、今後利用したい」（30.1%）、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」（10.5%）と続く。



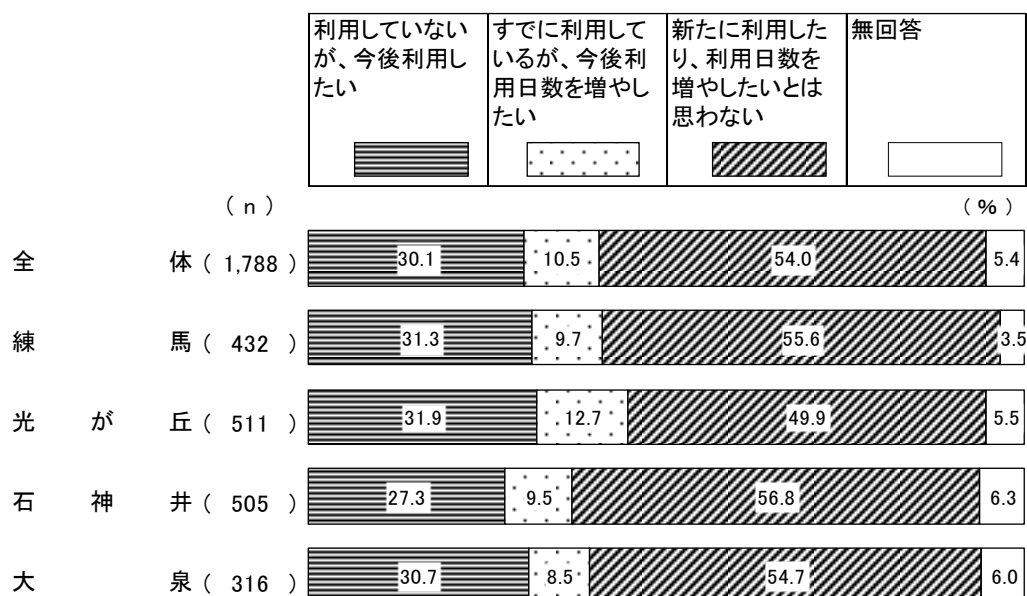
【年齢別】

他の年齢と比べて、“0歳”で「利用していないが、今後利用したい」「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が多くなっている。



【居住地区別】

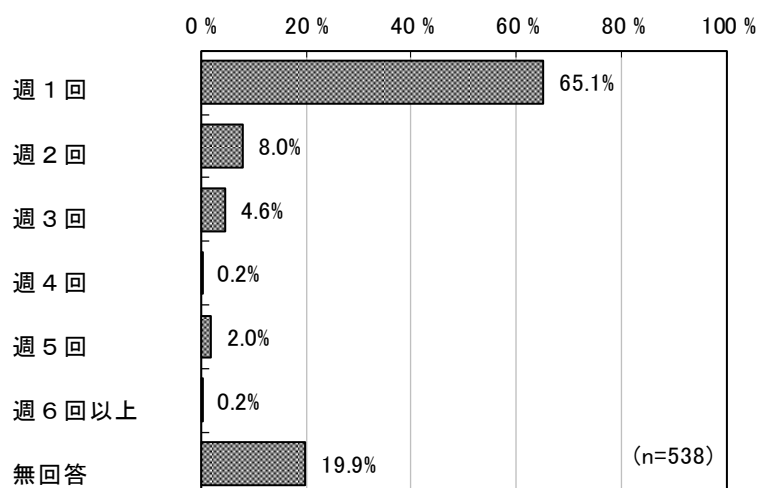
すべての居住地区で「利用していないが、今後利用したい」と「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」を合わせた割合が3割半ば以上となっている。



<利用していないが、今後利用したい>

【1週当たり利用希望回数(頻度)】

「週1回」(65.1%)が最も多く、「週2回」(8.0%)、「週3回」(4.6%)と続く。



【全体・年齢別 1週当たり利用希望回数(頻度)】

「4歳」「5歳」(それぞれ週1.5回)が最も多く、「2歳」(週1.1回)が最も少なくなっている。平均は週1.3回となっている。

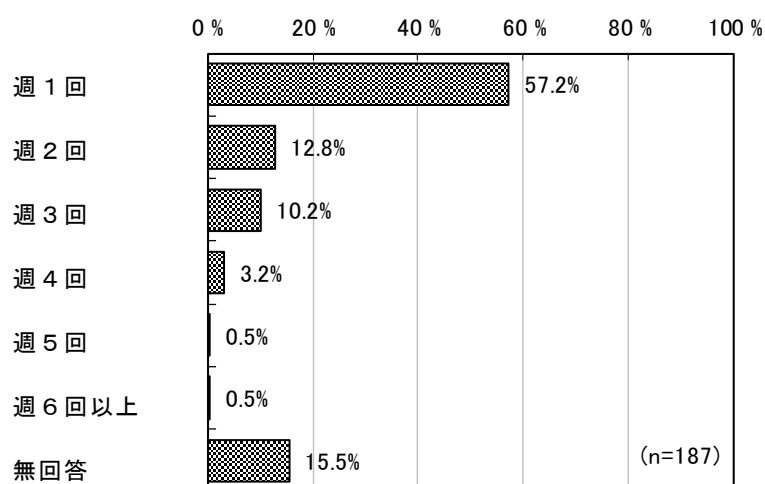
単位：回

	全体	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
平均	1.3	1.3	1.2	1.1	1.3	1.5	1.5

＜すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい＞

【1週当たり利用希望回数(頻度)】

「週1回」(57.2%)が最も多く、「週2回」(12.8%)、「週3回」(10.2%)と続く。



【全体・年齢別 1週当たり利用希望回数(頻度)】

「0歳」(週1.8回)が最も多く、「1歳」「5歳」(週1.2回)が最も少なくなっている。平均は週1.6回となっている。

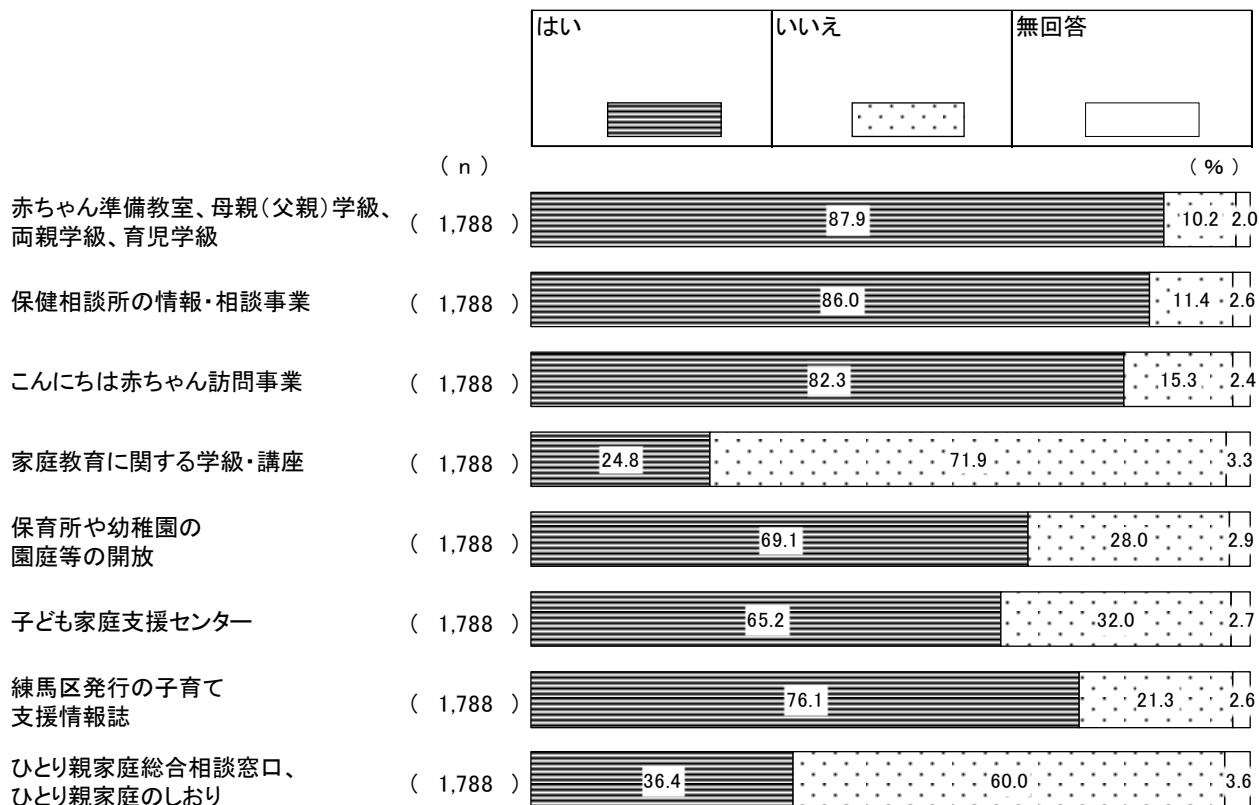
単位：回

	全体	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
平均	1.6	1.8	1.2	1.5	1.5	1.5	1.2

問 29 つぎの事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるものや、今後、利用したいものをお答えください。①～⑧の事業ごとに、A～Cのそれぞれについて、「1. はい」「2. いいえ」のいずれかに○をつけてください。なお、事業によっては、お住まいの地域で実施されていないものや、感染症（新型コロナウイルス等）の影響により、利用制限が行われる場合もあります。

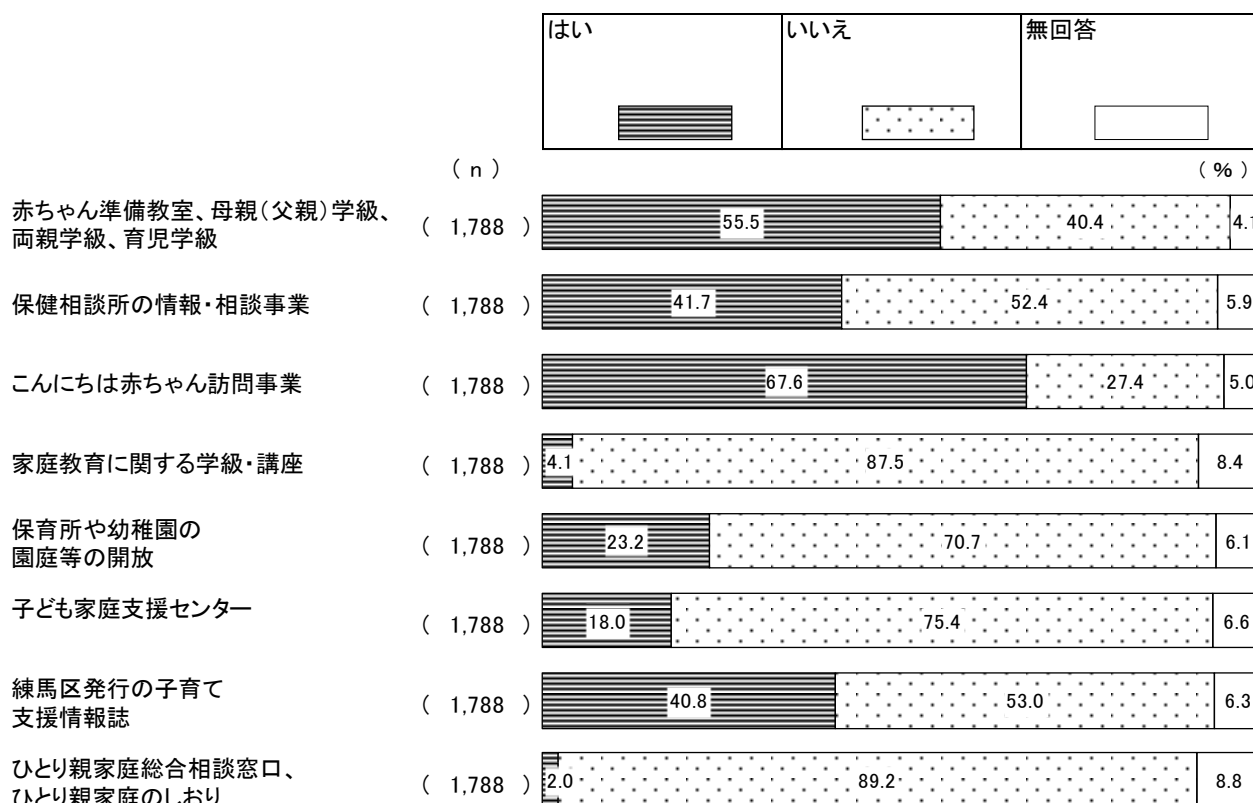
① 知っている

“赤ちゃん準備教室、母親（父親）学級、両親学級、育児学級” “保健相談所の情報・相談事業” “こんにちは赤ちゃん訪問事業” で「はい」が8割以上となっている。



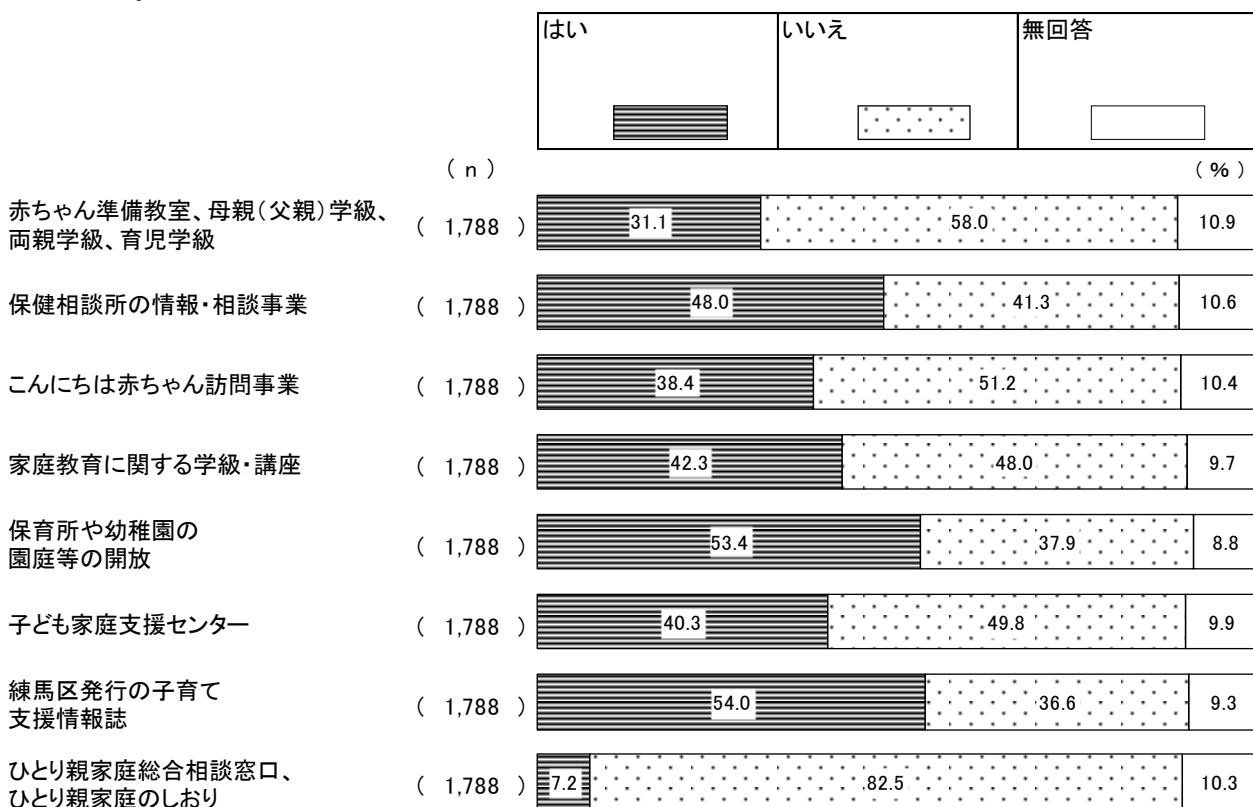
② これまでに利用したことがある

“赤ちゃん準備教室、母親（父親）学級、両親学級、育児学級” “こんにちは赤ちゃん訪問事業” で「はい」が5割以上となっている。



③ 今後利用したい

“保育所や幼稚園の園庭等の開放” “練馬区発行の子育て支援情報誌” で「はい」が5割以上となっている。

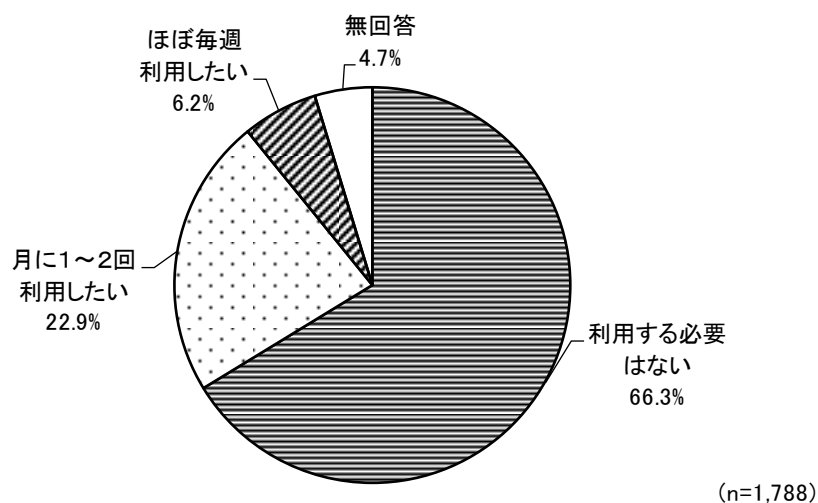


6. 土曜・休日や長期休業中の定期的な教育・保育事業の利用希望について

問 30 あて名のお子さんの、土曜日と日曜日・祝日における定期的な教育・保育事業の利用を希望しますか（一時的な利用は除きます）。希望がある場合は、利用したい日数や時間帯を、（ ）内に 24 時間制でご記入ください（例：9 時 00 分～18 時 00 分）。なお、事業の利用には、一定の利用者負担が発生する場合があります。

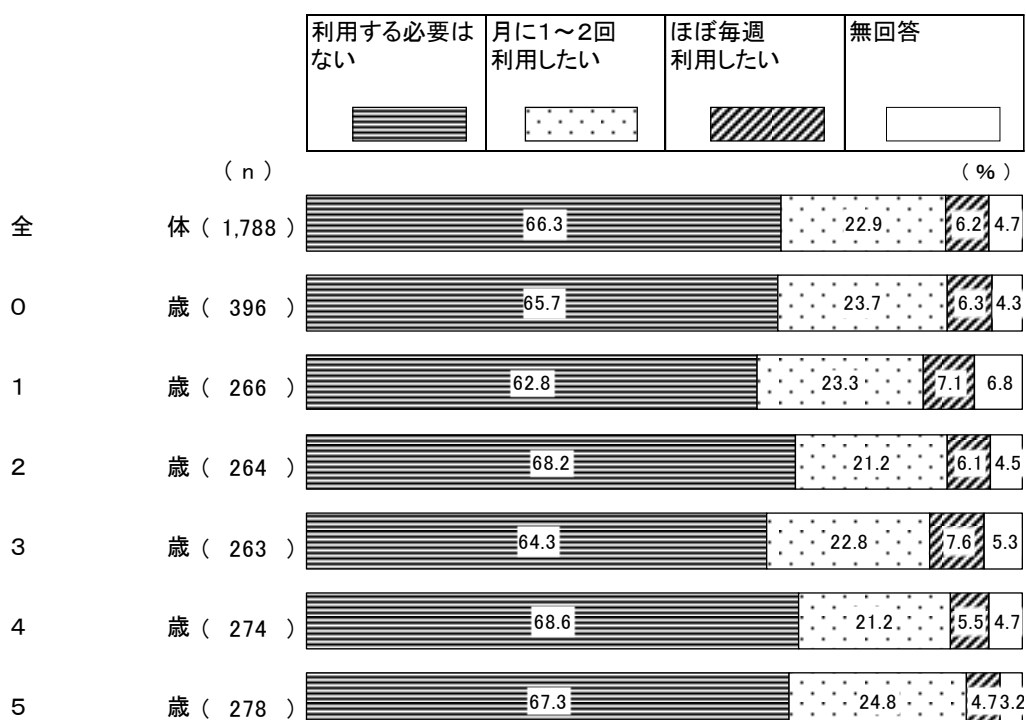
① 土曜日

「利用する必要はない」（66.3%）が最も多く、「月に1～2回利用したい」（22.9%）、「ほぼ毎週利用したい」（6.2%）と続く。



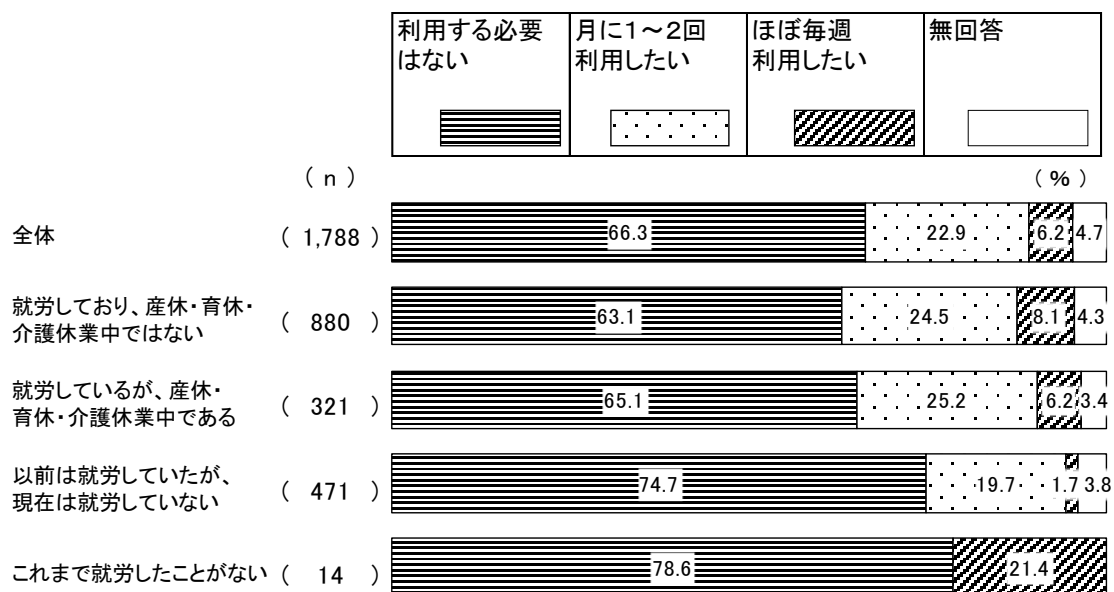
【年齢別】

すべての年齢で「利用する必要はない」が最も多く、6割以上となっている。



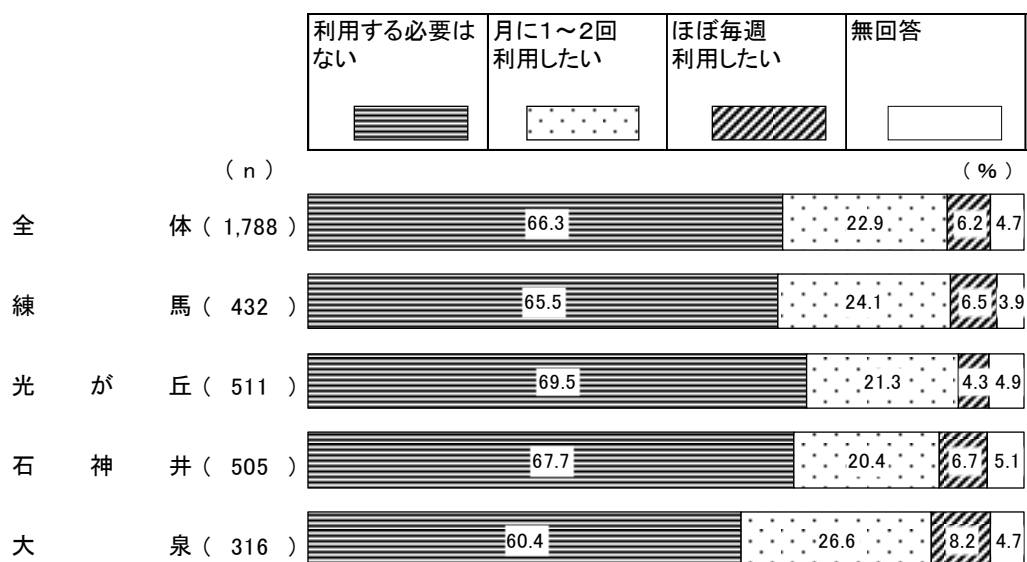
【母親の就労状況別】

すべての就労状況で「利用する必要はない」が最も多く、6割以上となっている。



【居住地区別】

すべての居住地区で「利用する必要はない」が最も多く、6割以上となっている。

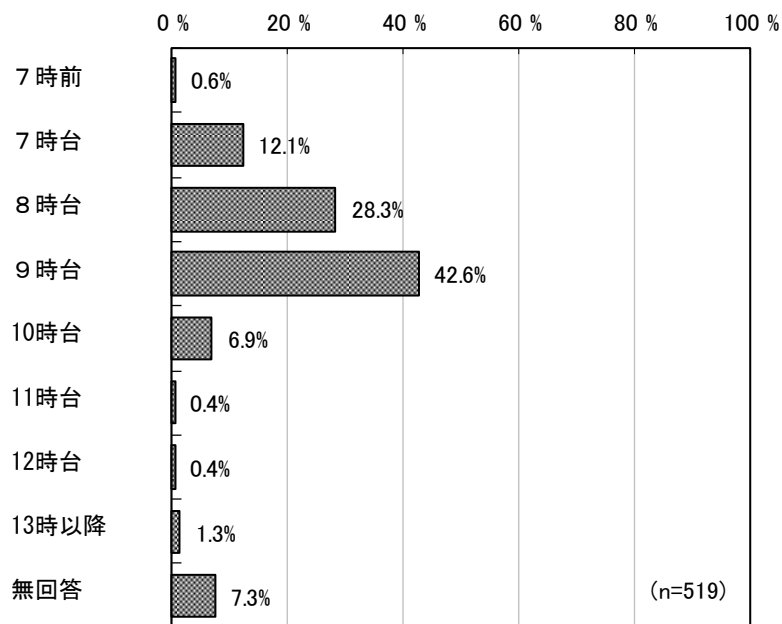


<月に1～2回利用したい>

<ほぼ毎週利用したい>

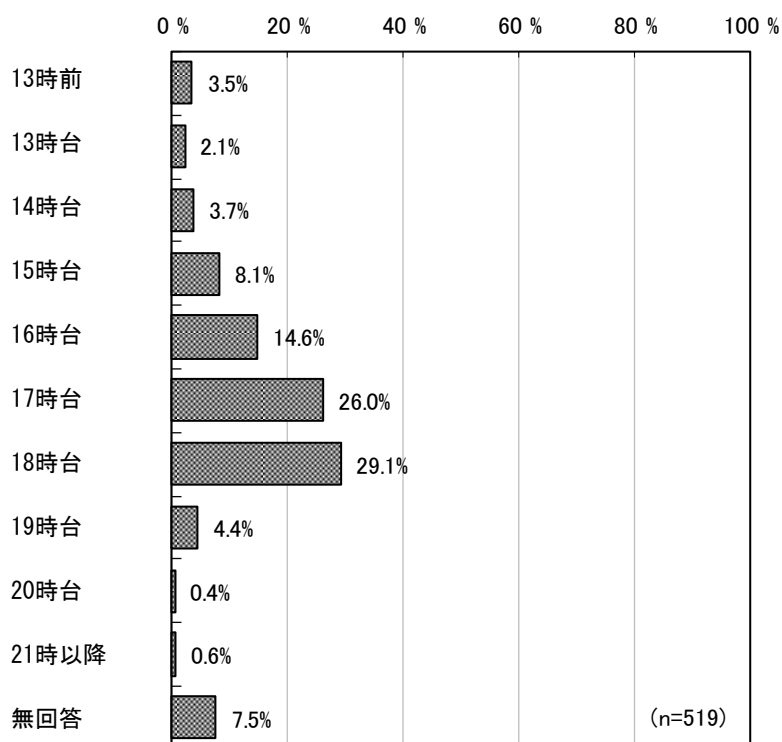
【開始時刻】

「9時台」(42.6%)が最も多く、「8時台」(28.3%)、「7時台」(12.1%)と続く。平均は8時41分となっている。



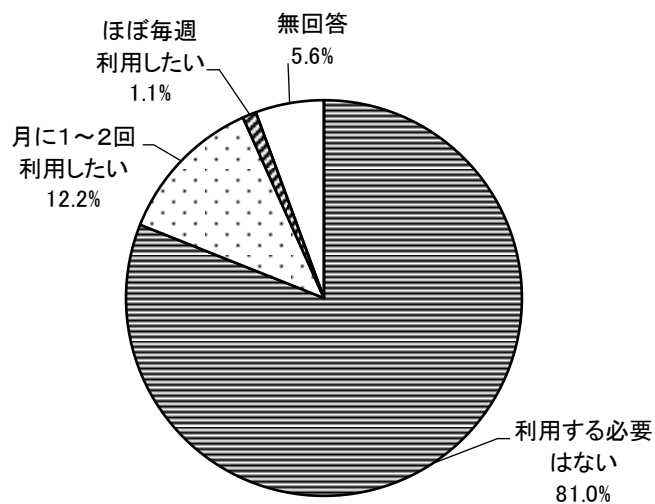
【終了時刻】

「18時台」(29.1%)が最も多く、「17時台」(26.0%)、「16時台」(14.6%)と続く。平均は16時48分となっている。



② 日曜日・祝日

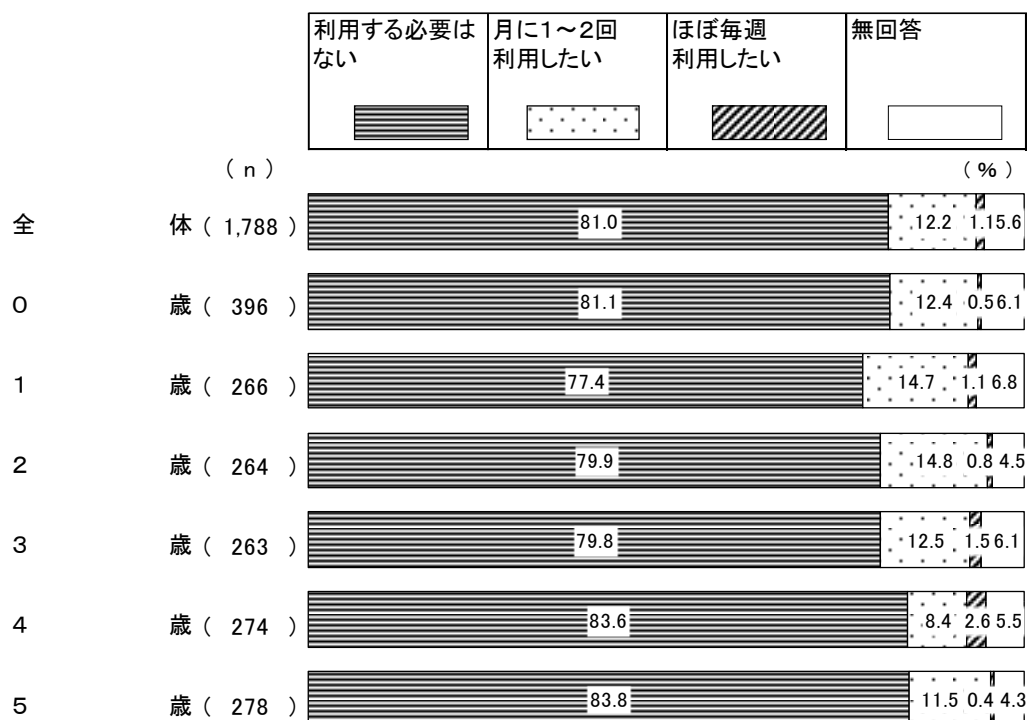
「利用する必要はない」(81.0%)が最も多く、「月に1～2回利用したい」(12.2%)、「ほぼ毎週利用したい」(1.1%)となっている。



(n=1,788)

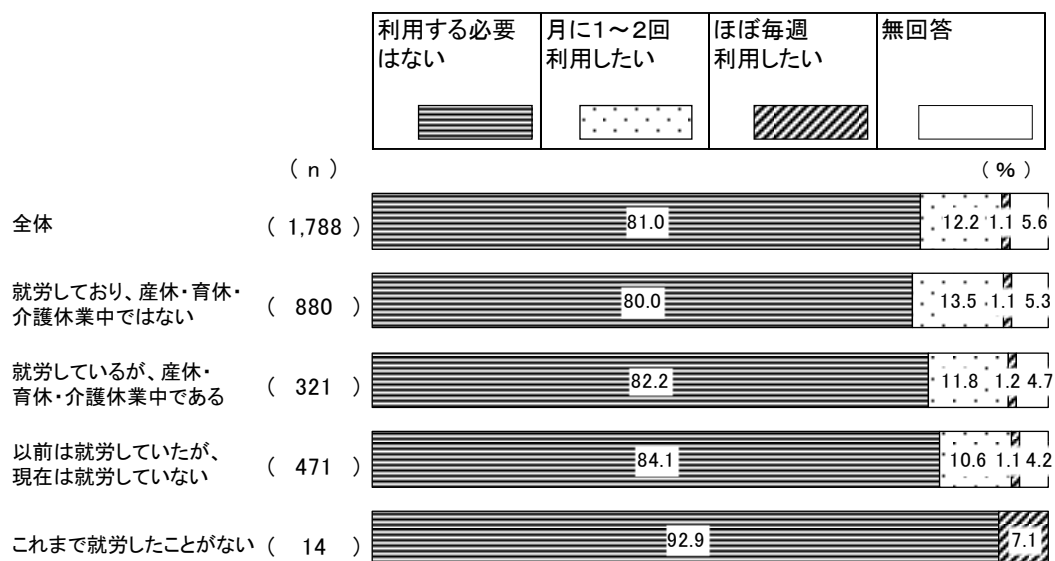
【年齢別】

すべての年齢で「利用する必要はない」が最も多く7割半ば以上となっている。



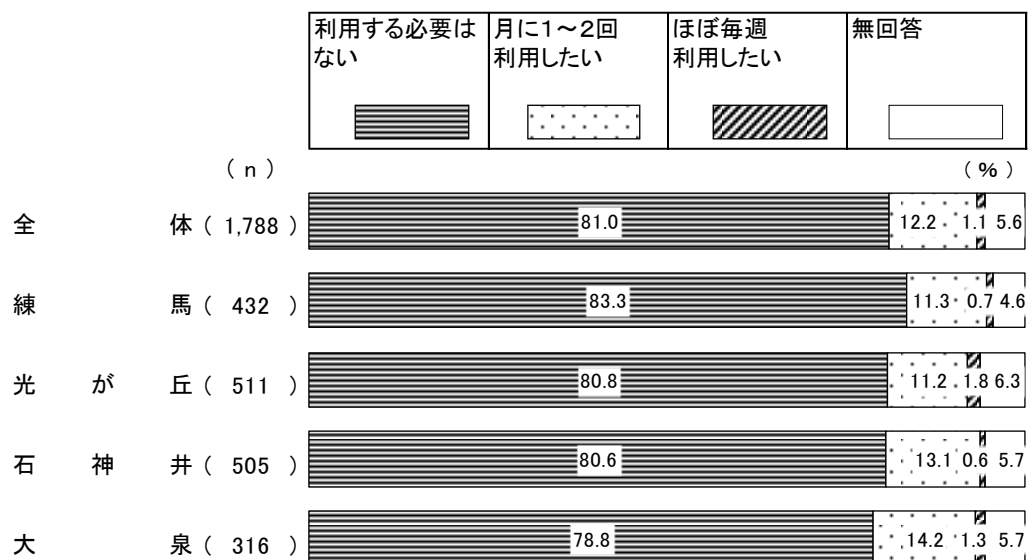
【母親の就労状況別】

すべての就労状況で「利用する必要はない」が最も多く8割以上となっている。



【居住地区別】

すべての居住地区で「利用する必要はない」が最も多く8割前後となっている。

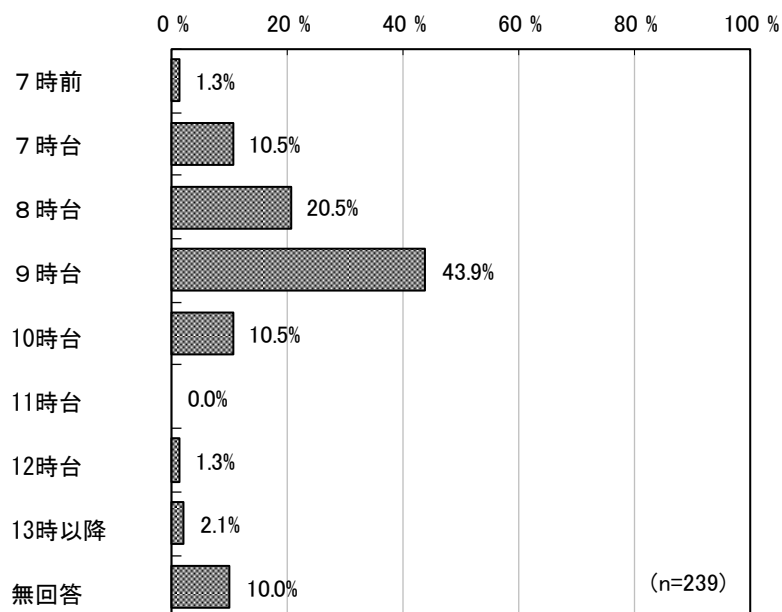


<月に1～2回利用したい>

<ほぼ毎週利用したい>

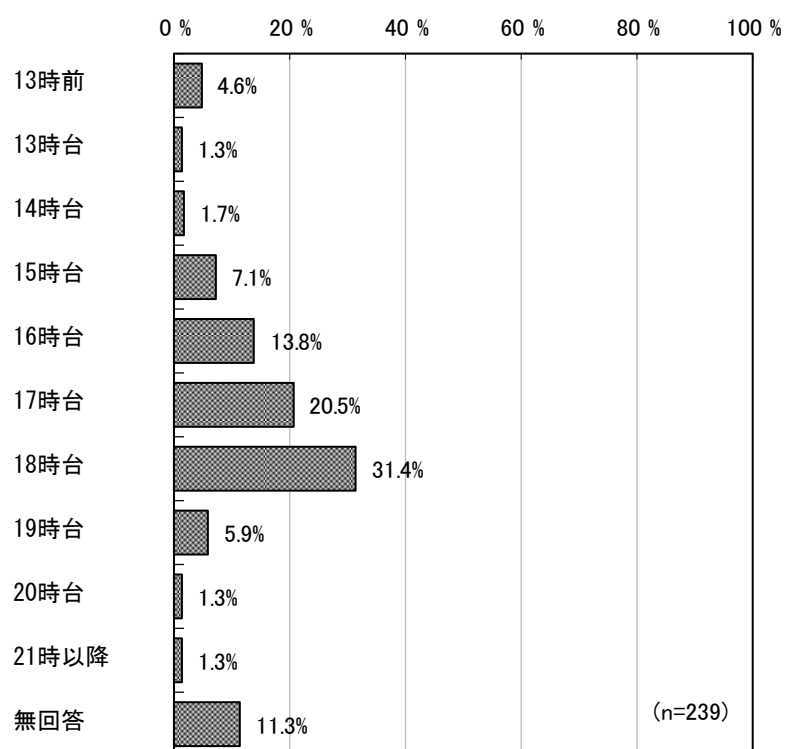
【開始時刻】

「9時台」(43.9%)が最も多く、「8時台」(20.5%)、「7時台」「10時台」(それぞれ10.5%)と続く。平均は8時50分となっている。



【終了時刻】

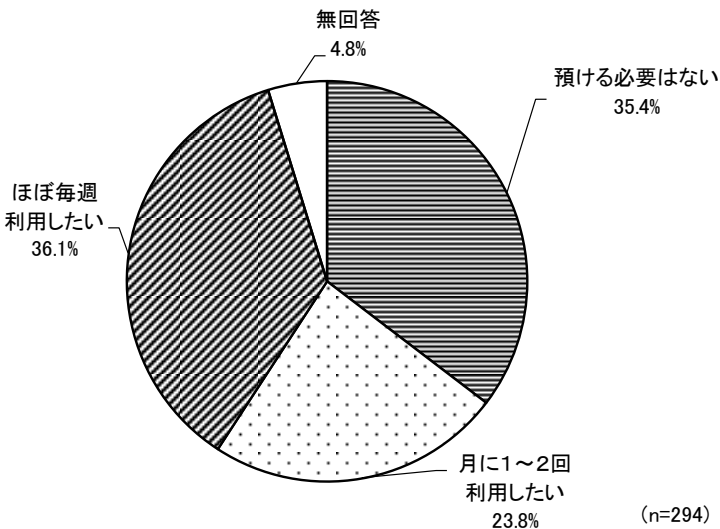
「18時台」(31.4%)が最も高く、「17時台」(20.5%)、「16時台」(13.8%)と続く。平均は16時58分となっている。



問 31 「幼稚園」を利用している方にうかがいます。該当しない方は、問 32 へお進みください。

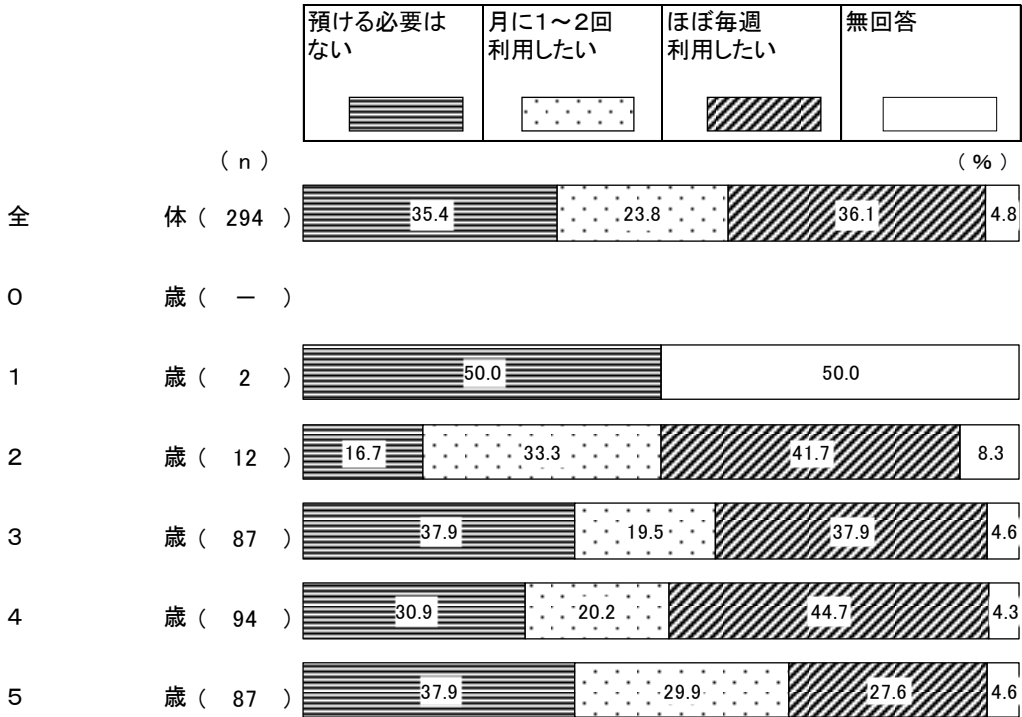
夏休みなどの長期休業期間に、幼稚園や保育所等へお子さんを預けたいですか。預けたい場合は、預けたい日数や時間帯を、() 内に 24 時間制でご記入ください（例：9 時 00 分～18 時 00 分）。なお、事業の利用には、一定の利用者負担が発生する場合があります。

「ほぼ毎週利用したい」(36.1%)が最も多く、「預ける必要はない」(35.4%)、「月に1～2回利用したい」(23.8%)となっている。



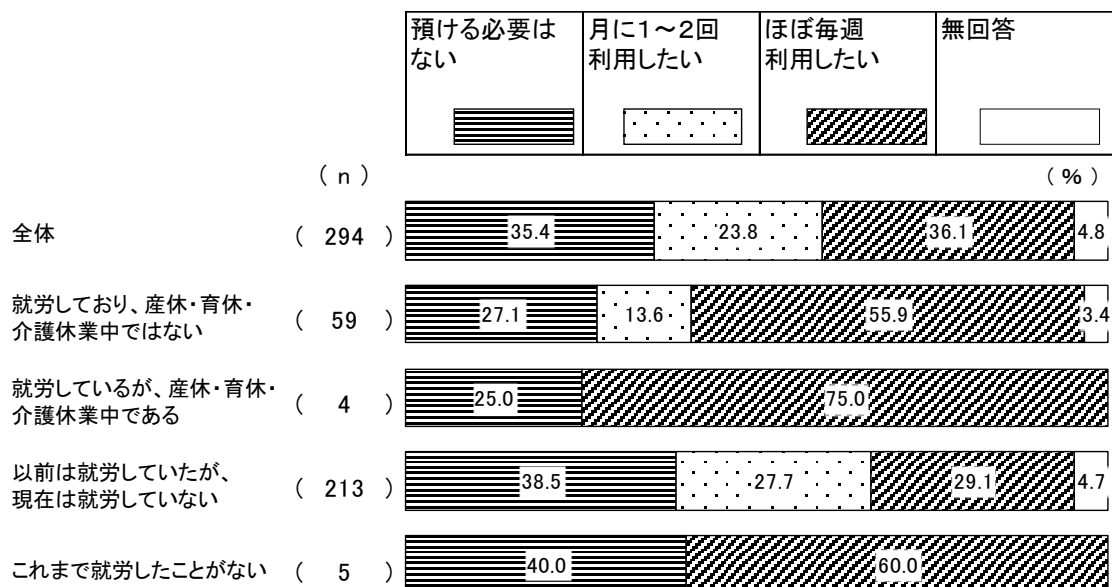
【年齢別】

“2 歳”～“4 歳”では「ほぼ毎週利用したい」が最も多く 4 割前後となっている。



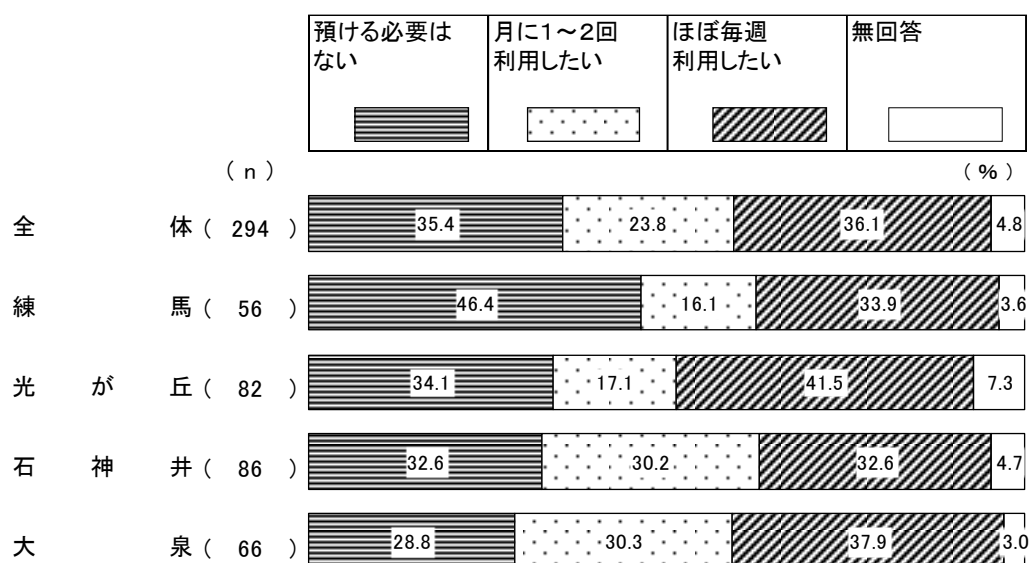
【母親の就労状況別】

“就労しており、産休・育休・介護休業中ではない”では「ほぼ毎週利用したい」が5割半ばとなっており、“以前は就労していたが、現在は就労していない”より多くなっている。一方、「月に1～2回利用したい」は“以前は就労していたが、現在は就労していない”が“就労しており、産休・育休・介護休業中ではない”より多くなっている。



【居住地区別】

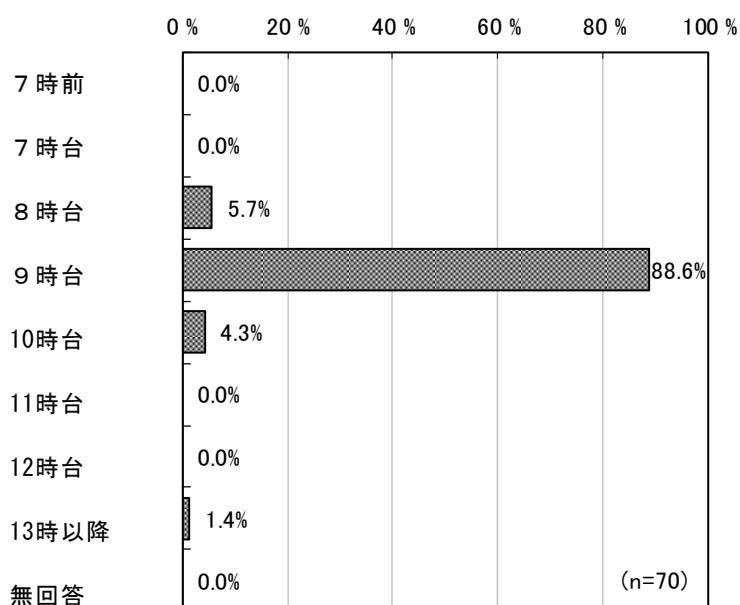
すべての居住地区で「ほぼ毎週利用したい」が最も多く3割以上となっている。



<月に1～2回利用したい>

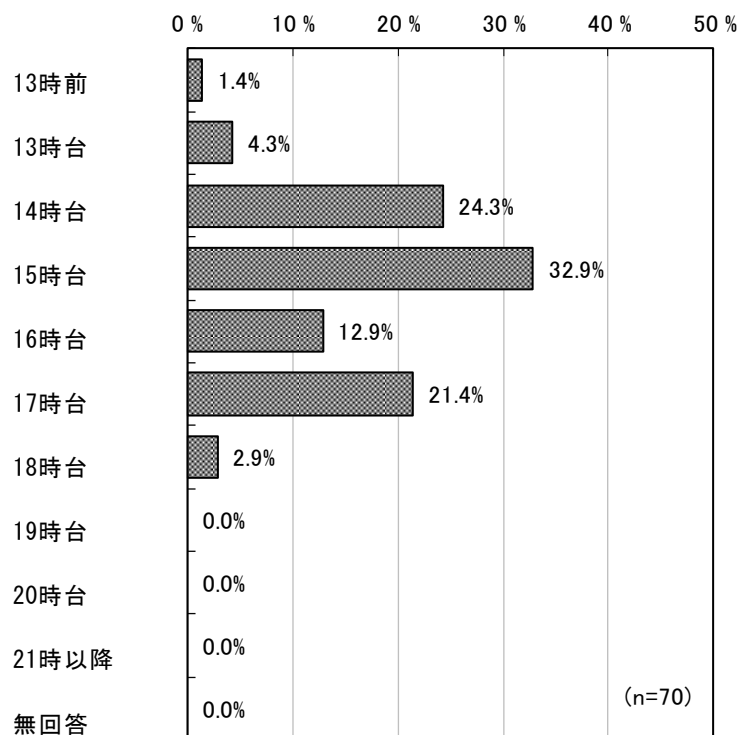
【開始時刻】

「9時台」(88.6%)が最も多く、「8時台」(5.7%)、「10時台」(4.3%)と続く。平均は9時05分となっている。



【終了時刻】

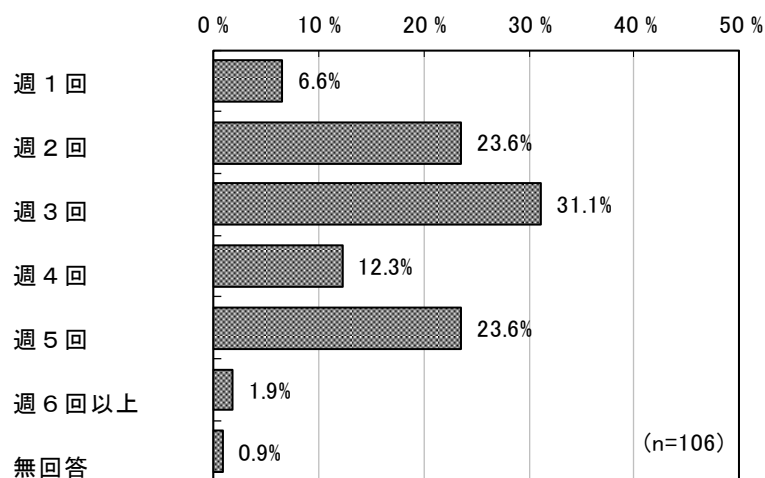
「15時台」(32.9%)が最も多く、「14時台」(24.3%)、「17時台」(21.4%)、「16時台」(12.9%)と続く。平均は15時16分となっている。



<ほぼ毎週利用したい>

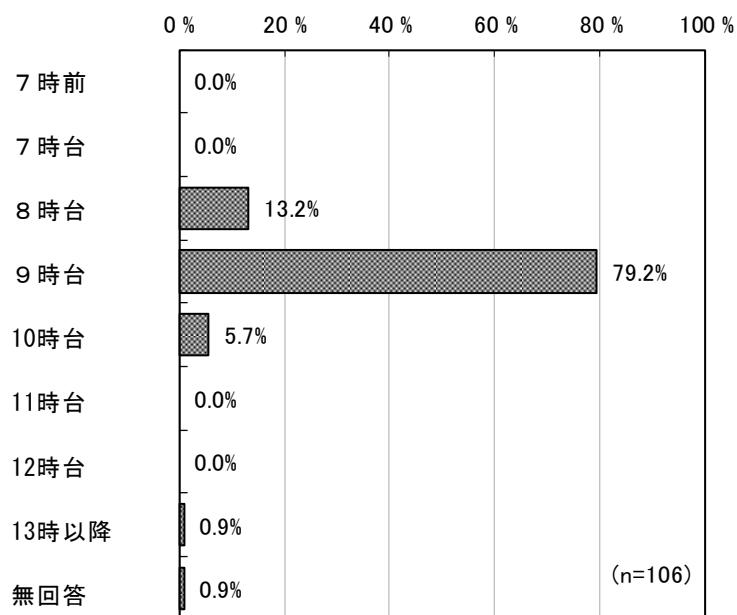
【利用希望回数】

「週3回」(31.1%)が最も多く、「週2回」「週5回」(それぞれ23.6%)と続く。平均は週3.3回となっている。



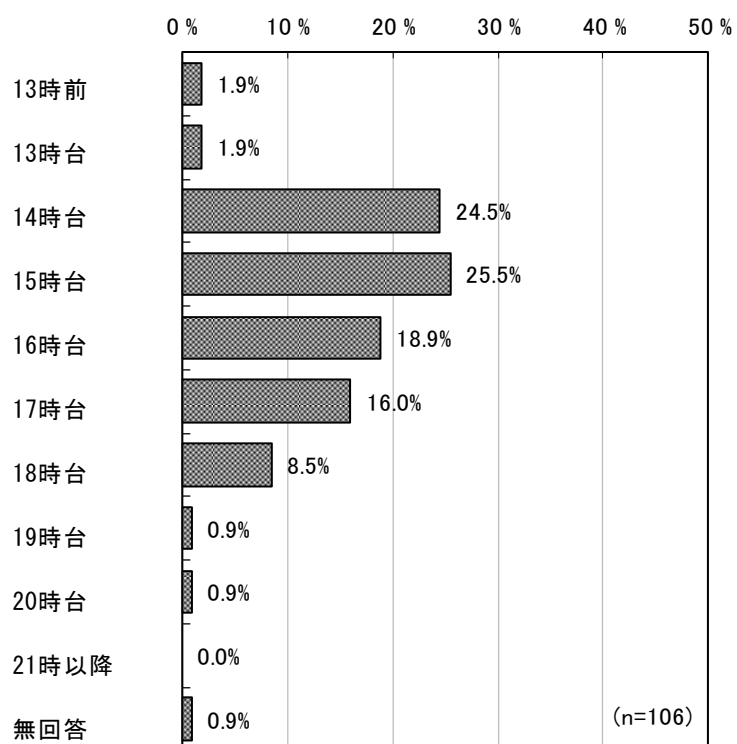
【開始時刻】

「9時台」(79.2%)が最も多く、「8時台」(13.2%)、「10時台」(5.7%)と続く。平均は9時02分となっている。



【終了時刻】

「15 時台」(25.5%)が最も多く、「14 時台」(24.5%)、「16 時台」(18.9%)と続く。平均は 15 時 31 分となっている。

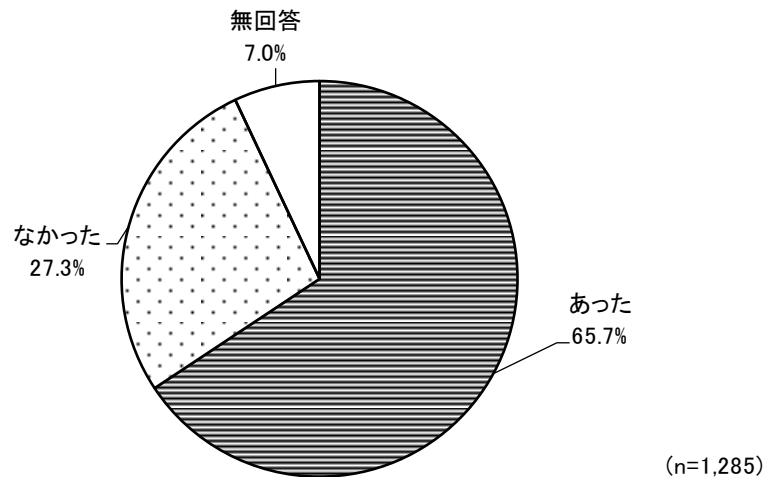


7. 病気の際の対応について

問 32 問 16（平日の定期的な教育・保育事業）で「1. 利用している」を選んだ方に、あて名のお子さんの病気の際の対応についてうかがいます。該当しない方は、問 36 へお進みください。

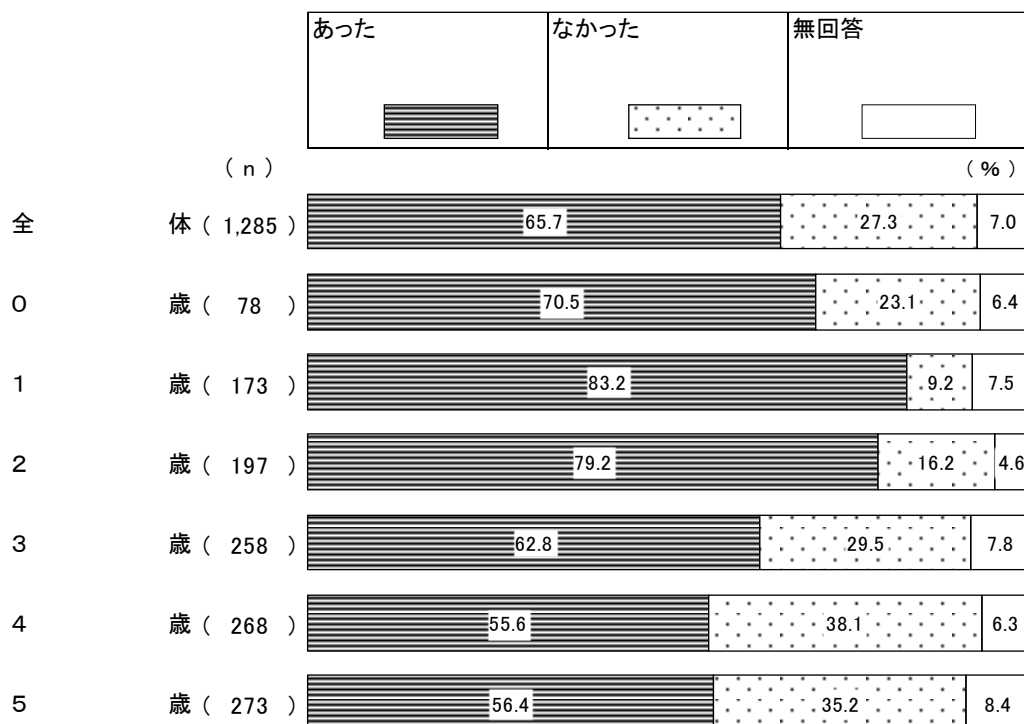
この1年間に、あて名のお子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはありますか。（1つに○）

「あった」(65.7%)、「なかった」(27.3%)となっている。



【年齢別】

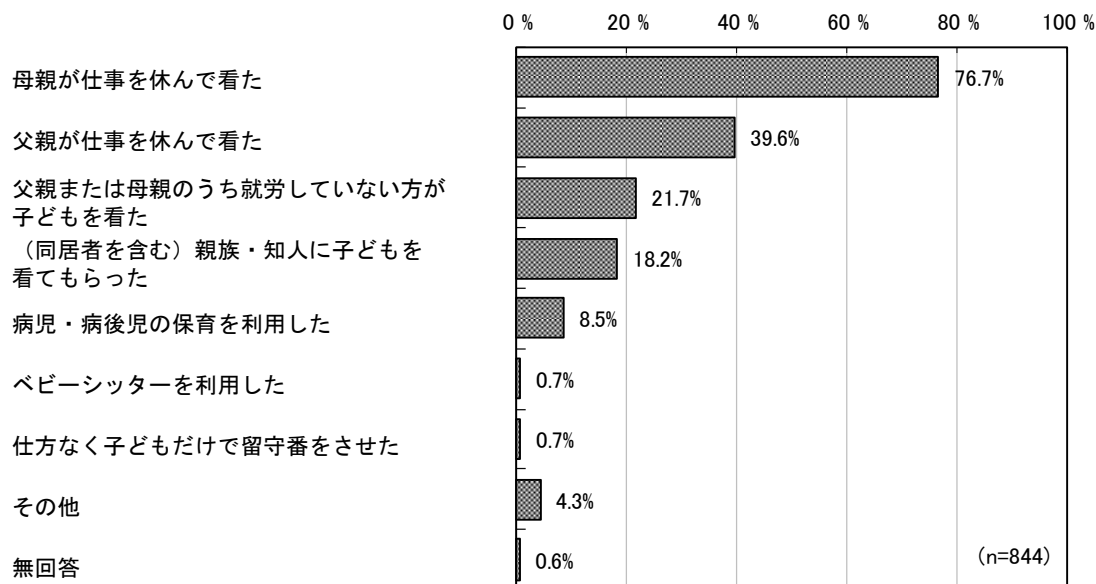
すべての年齢で「あった」が最も多く、“1歳”は8割以上と、他の年齢と比べて多くなっている。



問 33 問 32 で「1. あった」を選んだ方にうかがいます。

この1年間に行った対処方法としてあてはまる番号すべてに○をつけ、日数を（ ）内にご記入ください（半日程度の対応の場合も1日とカウントしてください）。

「母親が仕事を休んで見た」(76.7%)が最も多く、「父親が仕事を休んで見た」(39.6%)、「父親または母親のうち就労していない方が子どもを見た」(21.7%)、「(同居者を含む)親族・知人に子どもを見てもらった」(18.2%)と続く。



【年齢別】

すべての年齢で「母親が仕事を休んで見た」が最も多くなっており、「0歳」～「2歳」では8割以上と、「3歳」～「5歳」と比べて多くなっている。

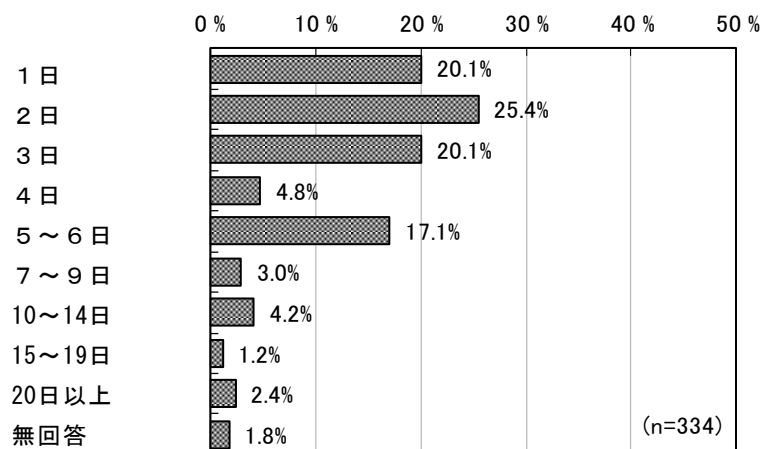
単位: %

	合計	父親が仕事を休んで見た	母親が仕事を休んで見た	父親または母親のうち就労していない方が子どもを見た	(同居者を含む)親族・知人に子どもを見てもらった	病児・病後児の保育を利用した	ベビーシッターを利用した	仕方なく子どもだけで留守番をさせた	その他	無回答
全体	844	39.6	76.7	21.7	18.2	8.5	0.7	0.7	4.3	0.6
0歳	55	36.4	94.5	—	18.2	21.8	—	—	7.3	—
1歳	144	56.9	88.2	16.0	24.3	13.2	0.7	0.7	1.4	—
2歳	156	49.4	83.3	14.1	21.8	9.6	1.9	0.6	6.4	—
3歳	162	31.5	67.9	32.7	16.7	6.2	—	0.6	4.3	—
4歳	149	34.9	69.1	24.8	14.1	4.7	0.7	—	2.0	2.7
5歳	154	29.9	69.5	27.9	14.9	4.5	0.6	0.6	5.8	0.6

○ 1年間の対処日数

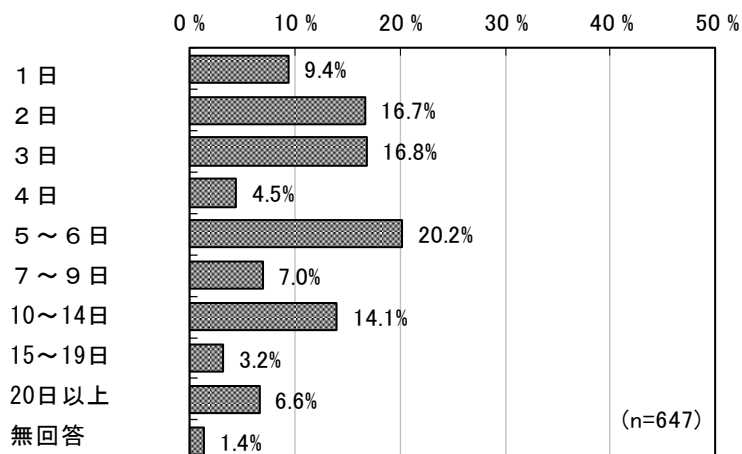
・父親が仕事を休んで見た

「2日」(25.4%)が最も多く、「1日」「3日」(それぞれ20.1%)と続く。



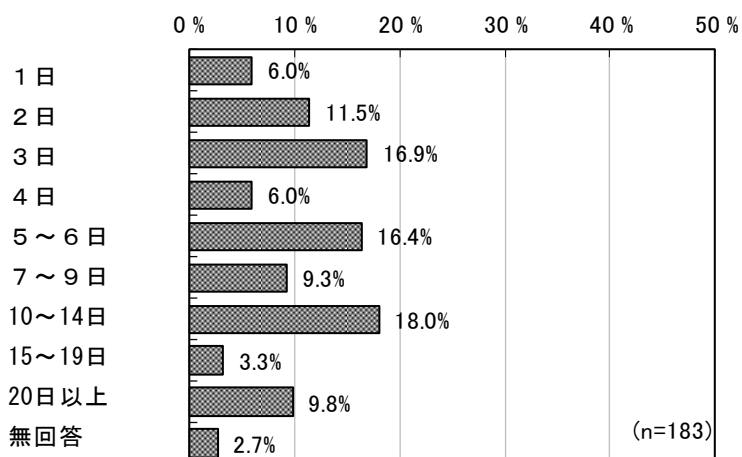
・母親が仕事を休んで見た

「5～6日」(20.2%)が最も多く、「3日」(16.8%)、「2日」(16.7%)と続く。



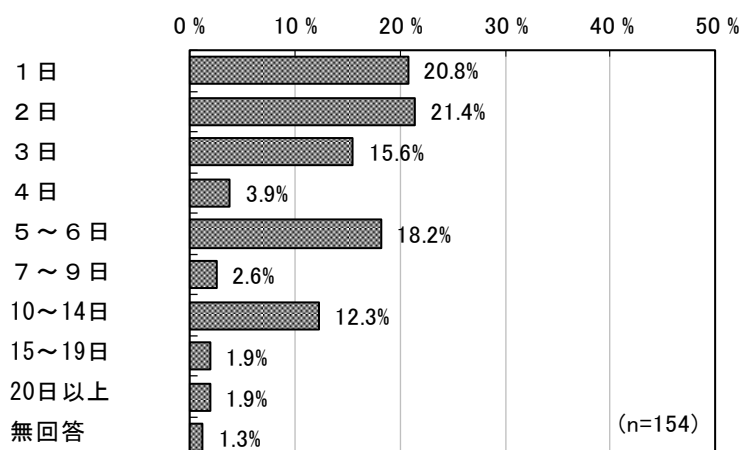
・父親または母親のうち就労していない方が子どもを見た

「10～14日」(18.0%)が最も多く、「3日」(16.9%)、「5～6日」(16.4%)と続く。



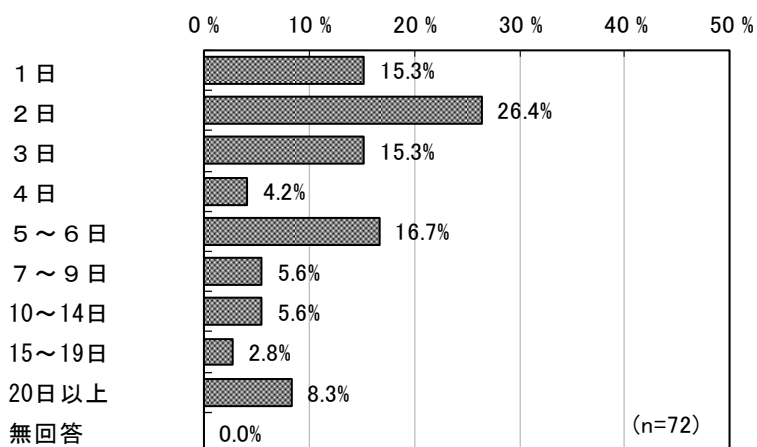
・（同居者を含む）親族・知人に子どもを看てもらった

「2日」（21.4%）が最も高く、「1日」（20.8%）、「5～6日」（18.2%）と続く。



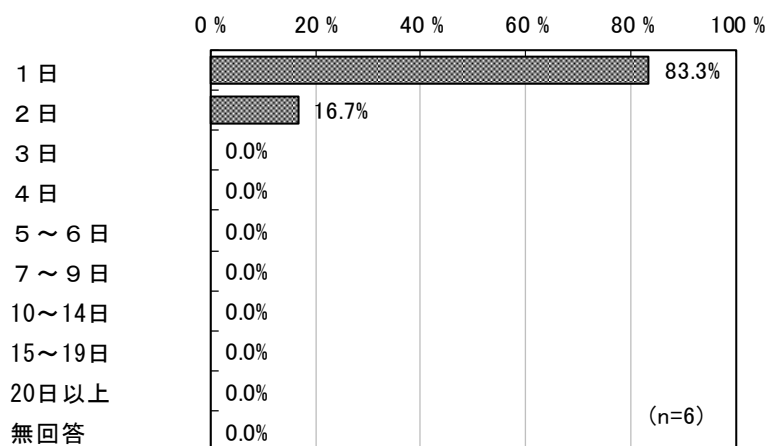
・病児・病後児の保育を利用した

「2日」（26.4%）が最も多く、「5～6日」（16.7%）、「1日」「3日」（それぞれ 15.3%）と続く。



・ベビーシッターを利用した

「1日」（83.3%）が最も多く、「2日」（16.7%）と続く。



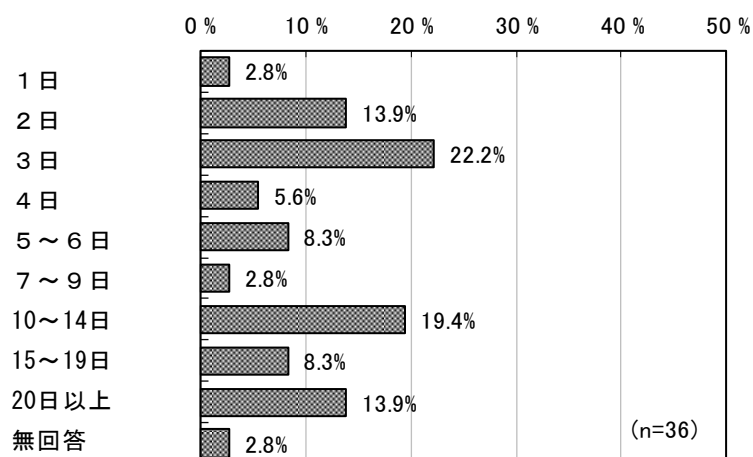
・仕方なく子どもだけで留守番をさせた

「1日」(50.0%)が最も多く、「2日」「5～6日」(それぞれ16.7%)と続く。



・その他

「3日」(22.2%)が最も多く、「10～14日」(19.4%)、「2日」「20日以上」(それぞれ13.9%)と続く。



【全体・年齢別 病気の際の１年間の平均対処日数】

“０歳”は「病児・病後児の保育を利用した」が最も多く、6.9日となっている。“１歳”～“５歳”は「父親または母親のうち就労していない方が子どもを看た」が最も多く、“１歳”は13.1日と他の年齢と比べて多くなっている。

単位：日

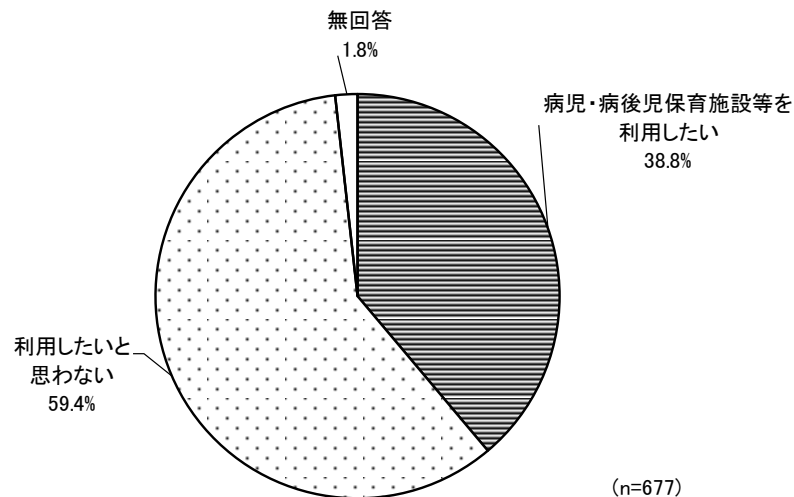
	父親が仕事を休んで看た	母親が仕事を休んで看た	父親または母親のうち就労していない方が子どもを看た	(同居者を含む)親族・知人に子どもを看てもらった	病児・病後児の保育を利用した	ベビーシッターを利用した	仕方なく子どもだけで留守番をさせた	その他
全体	3.8	6.6	7.8	4.4	5.3	1.2	2.0	9.8
0歳	3.2	6.2	—	6.1	6.9	—	—	13.8
1歳	5.0	10.3	13.1	4.4	7.3	2.0	2.0	18.5
2歳	4.0	6.8	9.0	4.4	3.1	1.0	—	9.2
3歳	2.9	5.1	6.6	3.9	3.9	—	1.0	13.3
4歳	2.9	5.6	7.5	4.0	4.7	1.0	—	3.3
5歳	3.4	5.0	6.2	4.3	2.4	1.0	1.0	6.3

問 34 問 33 で「1.」または「2.」を選んだ方にうかがいます。

その際、「仕事を休まないで済むように、病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思いましたか。あてはまる番号を1つ選び、【望ましいと思う事業形態】・【利用したいと思わない理由】のいずれかから、あてはまるものすべてに○をつけてください。「1.」を選んだ方は、日数も（ ）内にご記入ください。

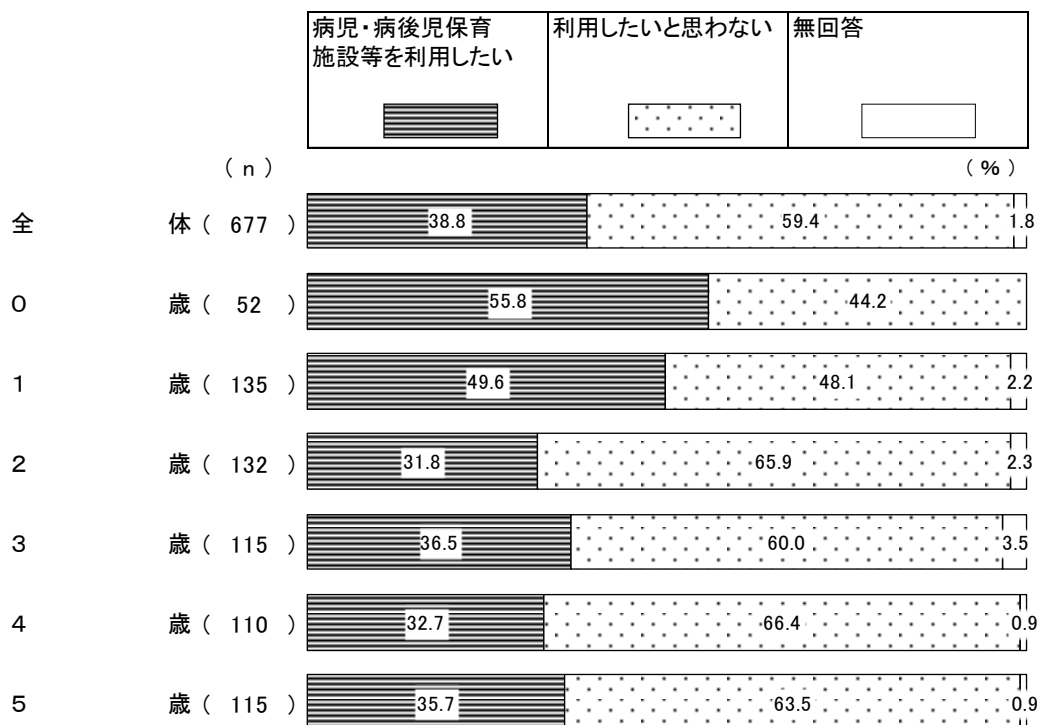
なお、事業の利用には、一定の利用料がかかり、利用前にかかりつけ医の受診が必要となります。

「病児・病後児保育施設等を利用したい」（38.8%）、「利用したいと思わない」（59.4%）となっている。



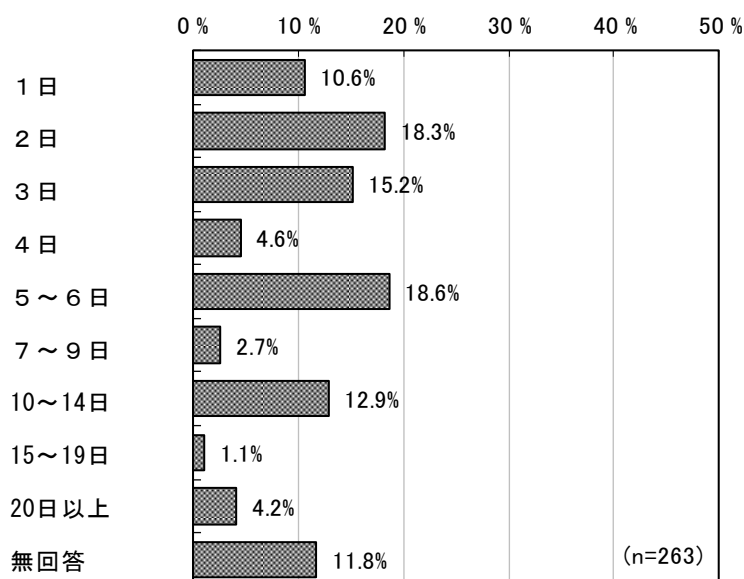
【年齢別】

“0歳”では「病児・病後児保育施設等を利用したい」が5割半ば以上と、他の年齢と比べて多くなっている。



○ 1年間の利用希望日数

「5～6日」(18.6%)が最も多く、「2日」(18.3%)、「3日」(15.2%)と続く。



【全体・年齢別 1年間の平均利用希望日数】

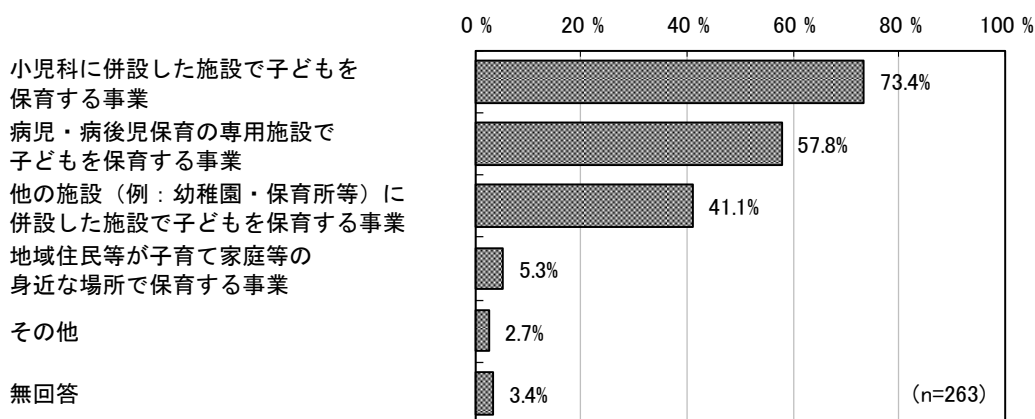
「1歳」(7.8日)が最も多く、「5歳」(3.9日)が最も少なくなっている。平均は5.4日となっている。

単位：日

	全体	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
平均	5.4	4.9	7.8	4.9	4.5	4.8	3.9

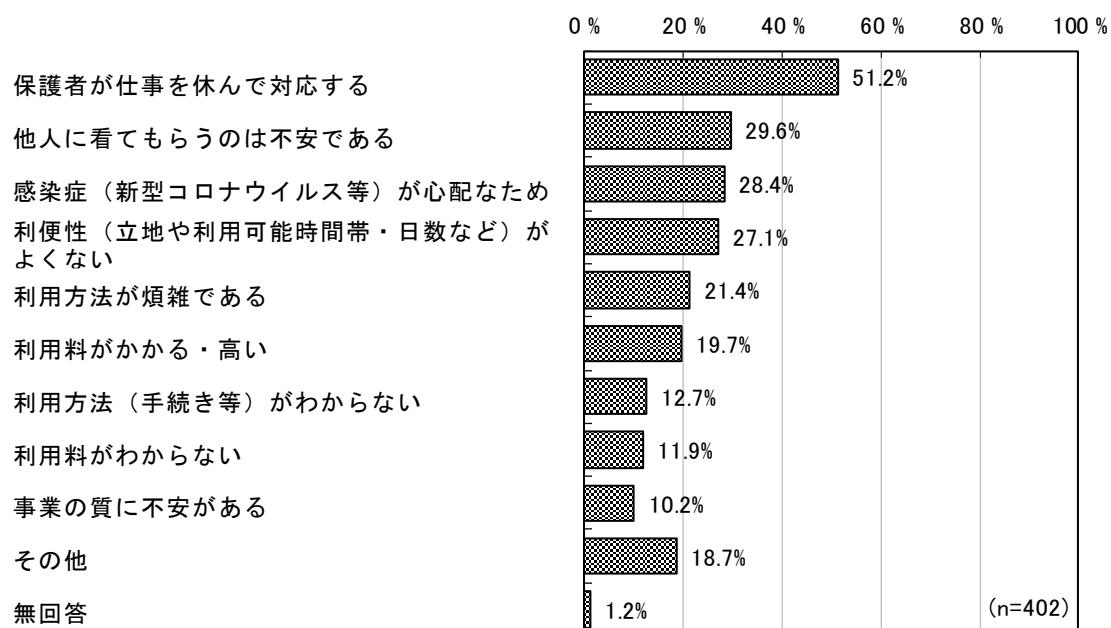
○望ましい事業形態

「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」(73.4%)が最も多く、「病児・病後児保育の専用施設で子どもを保育する事業」(57.8%)、「他の施設（例：幼稚園・保育所等）に併設した施設で子どもを保育する事業」(41.1%)、「地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業」(5.3%)と続く。



○利用したいと思わない理由

「保護者が仕事を休んで対応する」(51.2%)が最も多く、「他人に看てもらうのは不安である」(29.6%)、「感染症(新型コロナウイルス等)が心配なため」(28.4%)と続く。



【年齢別】

“1歳”では「保護者が仕事を休んで対応する」が6割となっており、他の年齢と比べて多くなっている。“3歳”“5歳”では「保護者が仕事を休んで対応する」が4割半ばとなっている。

単位：%

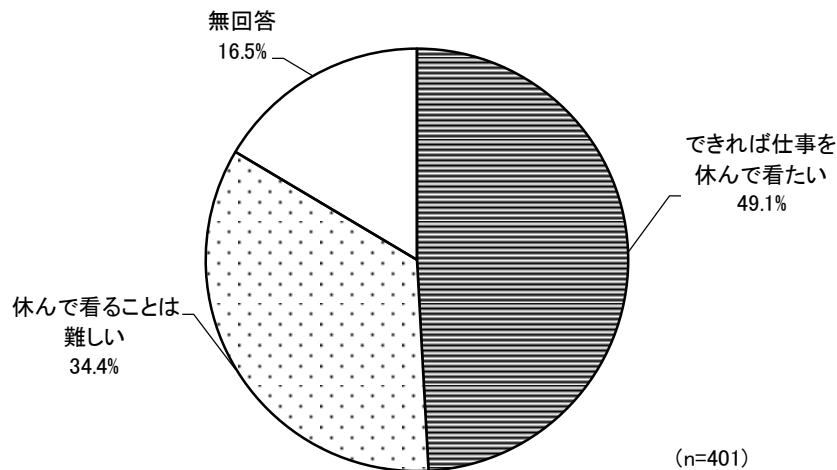
	合計	他人に看てもらうのは不安である	事業の質に不安がある	利便性(立地や利用可能時間帯・日数など)がよくない	利用料がかかる・高い	利用料がわからない	保護者が仕事を休んで対応する	利用方法(手続き等)がわからない	利用方法が煩雑である	感染症(新型コロナウイルス等)が心配なため	その他	無回答
全体	402	29.6	10.2	27.1	19.7	11.9	51.2	12.7	21.4	28.4	18.7	1.2
0歳	23	34.8	13.0	17.4	21.7	21.7	52.2	17.4	30.4	30.4	21.7	—
1歳	65	18.5	9.2	29.2	16.9	12.3	60.0	15.4	15.4	26.2	21.5	—
2歳	87	33.3	14.9	29.9	23.0	10.3	52.9	9.2	20.7	23.0	14.9	1.1
3歳	69	34.8	10.1	26.1	14.5	13.0	44.9	15.9	21.7	31.9	20.3	1.4
4歳	73	27.4	6.8	24.7	16.4	8.2	50.7	9.6	17.8	34.2	19.2	1.4
5歳	73	32.9	9.6	26.0	23.3	12.3	47.9	11.0	28.8	24.7	19.2	2.7

問 35 問 33 で「3.」～「8.」のいずれかを選んだ方にうかがいます。

その際、「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思いましたか。(1つに○)

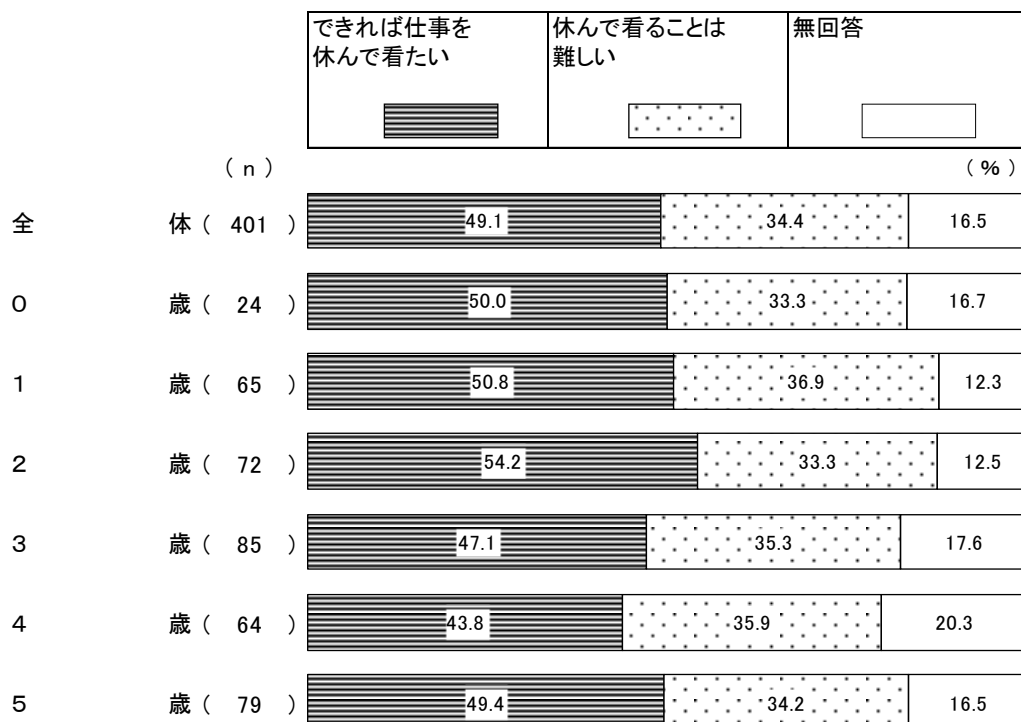
また、「1.」を選んだ方は、問 33 で答えた日数のうち、仕事を休んで見たかった日数をご記入ください。「2.」を選んだ方は、【休んで看ることが難しい理由】から、あてはまるものすべてに○をつけてください。

「できれば仕事を休んで看たい」(49.1%)、「休んで看ことは難しい」(34.4%)となっている。



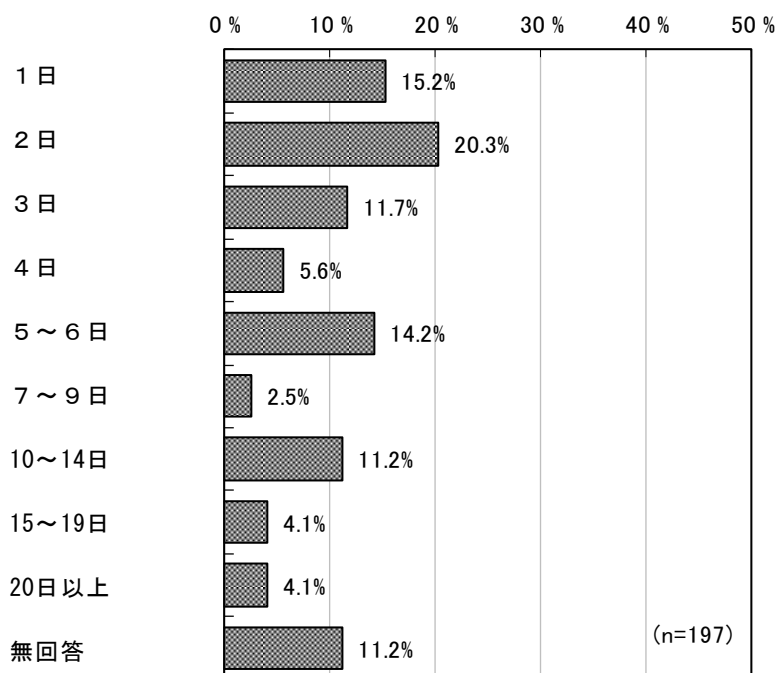
【年齢別】

“0歳”～“2歳”で「できれば仕事を休んで看たい」が5割以上となっており、他の年齢と比べて多くなっている。



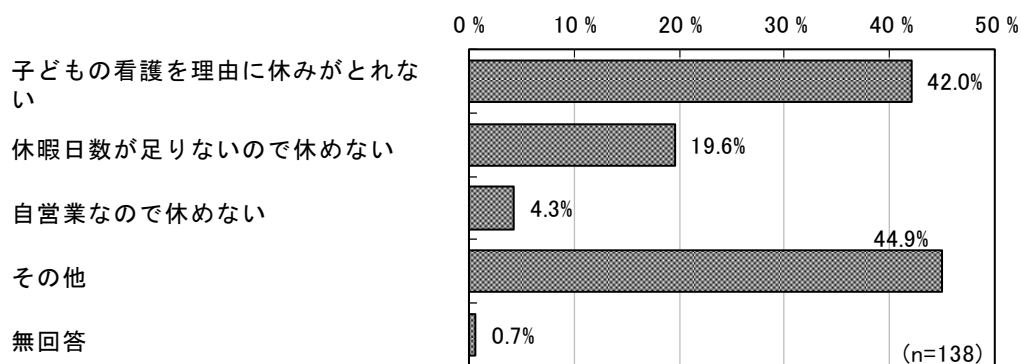
○仕事を休んで見たかった日数

「2日」(20.3%)が最も多く、「1日」(15.2%)、「5～6日」(14.2%)と続く。平均は5.6日となっている。



○休んで看ることが難しい理由

「子どもの看護を理由に休みがとれない」(42.0%)が最も多く、「休暇日数が足りないので休めない」(19.6%)、「自営業なので休めない」(4.3%)と続く。



【年齢別】

“4歳”では「子どもの看護を理由に休みがとれない」が6割以上と、他の年齢と比べて多くなっている。

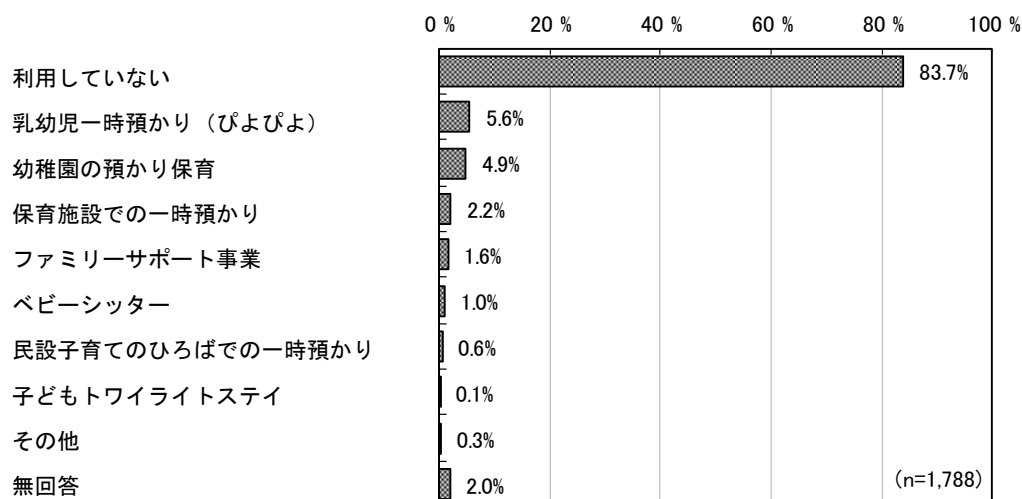
単位：％

	合計	子どもの看護を理由に 休みがとれない	自営業なので休めない	休暇日数が足りない ので休めない	その他	無回答
全体	138	42.0	4.3	19.6	44.9	0.7
0歳	8	12.5	12.5	37.5	37.5	—
1歳	24	41.7	4.2	37.5	41.7	—
2歳	24	12.5	8.3	37.5	54.2	—
3歳	30	46.7	3.3	10.0	43.3	3.3
4歳	23	60.9	—	8.7	34.8	—
5歳	27	55.6	3.7	3.7	48.1	—

8. 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

問 36 日中の定期的な教育・保育や病気のため以外に、あて名のお子さんが保護者の私用・通院・不定期の就労等の目的で、不定期に利用している事業はありますか。あてはまる番号すべてに○をつけ、この1年間のおおよその利用日数も（ ）内にご記入ください。

「利用していない」(83.7%)が最も多く、「乳幼児一時預かり」(5.6%)、「幼稚園の預かり保育」(4.9%)と続く。



【年齢別】

利用している事業では、“0歳”～“2歳”では「乳幼児一時預かり」が、“3歳”～“5歳”では「幼稚園の預かり保育」が他の年齢と比べて多くなっている。

単位：%

	合計	保育施設での一時預かり	乳幼児一時預かり（びよびよ）	民設子育てのひろばでの一時預かり	幼稚園の預かり保育	ファミリーサポート事業	子どもトワイライトステイ	ベビーシッター	その他	利用していない	無回答
全体	1,788	2.2	5.6	0.6	4.9	1.6	0.1	1.0	0.3	83.7	2.0
0歳	396	1.3	8.3	0.3	0.3	2.5	—	—	1.0	87.1	1.0
1歳	266	3.0	12.8	1.1	1.1	2.3	—	1.9	—	77.4	3.4
2歳	264	1.5	6.8	1.1	—	1.9	—	0.8	0.4	85.6	3.4
3歳	263	2.7	3.8	0.8	8.4	1.1	0.8	1.1	—	82.5	1.9
4歳	274	2.9	1.1	—	10.2	1.1	—	1.5	—	83.6	1.1
5歳	278	2.5	0.7	0.4	10.8	0.4	—	1.1	—	82.7	2.2

【居住地区別】

利用している事業では、“練馬” “石神井”などで「乳幼児一時預かり（ぴよぴよ）」が最も多くなっている。

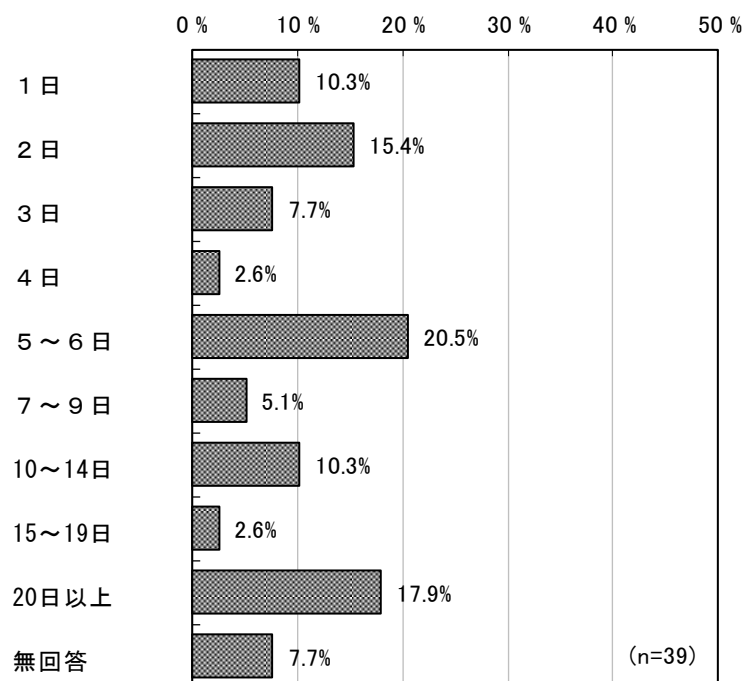
単位：％

	合計	保育施設での一時預かり	乳幼児一時預かり（ぴよぴよ）	民設子育てのひろばでの一時預かり	幼稚園の預かり保育	ファミリーサポート事業	子どもトワイライトステイ	ベビーシッター	その他	利用していない	無回答
全体	1,788	2.2	5.6	0.6	4.9	1.6	0.1	1.0	0.3	83.7	2.0
練馬	432	2.3	7.4	0.9	5.3	1.6	—	1.2	0.2	81.7	1.6
光が丘	511	2.3	5.3	0.8	5.3	1.8	0.2	0.6	0.6	84.1	1.6
石神井	505	2.0	6.1	0.2	4.4	1.4	—	1.4	0.2	82.6	2.8
大泉	316	2.2	3.2	0.3	4.4	1.6	0.3	0.6	—	86.7	2.2

○ 1年間の利用日数

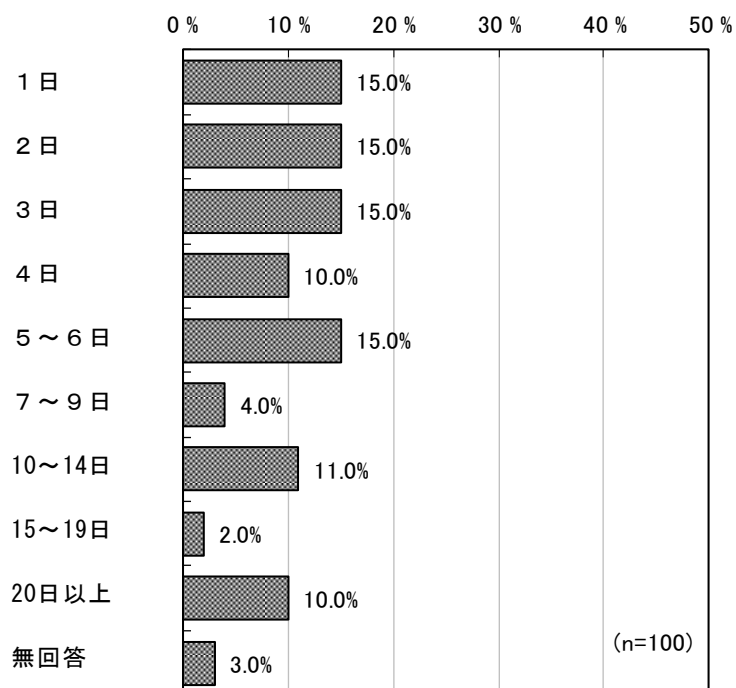
・ 保育施設での一時預かり

「5～6日」（20.5%）が最も多く、「20日以上」（17.9%）、「2日」（15.4%）と続く。平均は10.9日となっている。



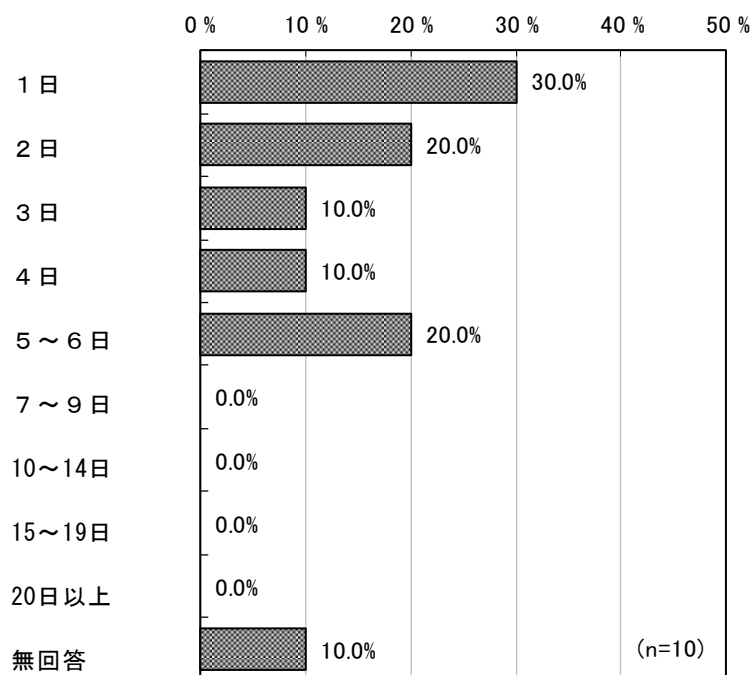
・乳幼児一時預かり

「1日」「2日」「3日」「5～6日」(それぞれ 15.0%)が最も多く、「10～14日」(11.0%)と続く。平均は 7.1 日となっている。



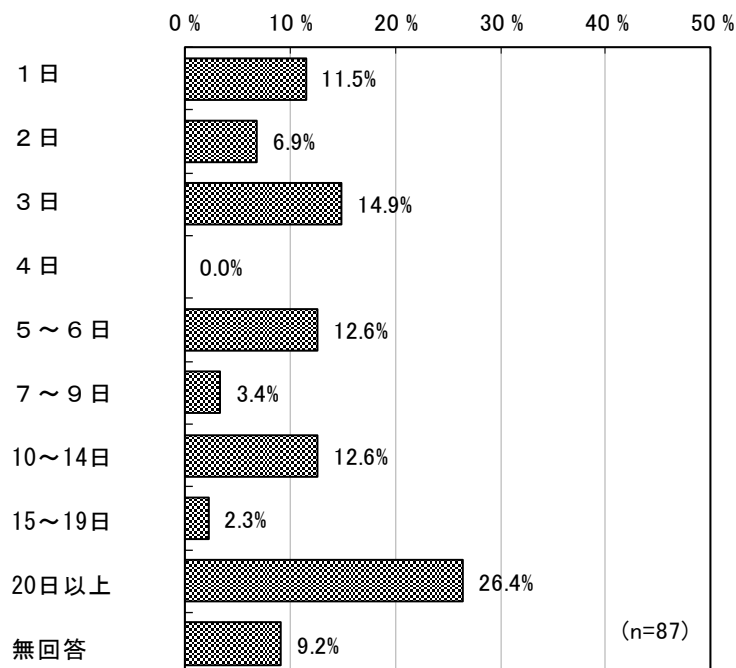
・民設子育てのひろばでの一時預かり

「1日」(30.0%)が最も多く、「2日」「5～6日」(それぞれ 20.0%)、「3日」「4日」(それぞれ 10.0%)と続く。平均は 2.7 日となっている。



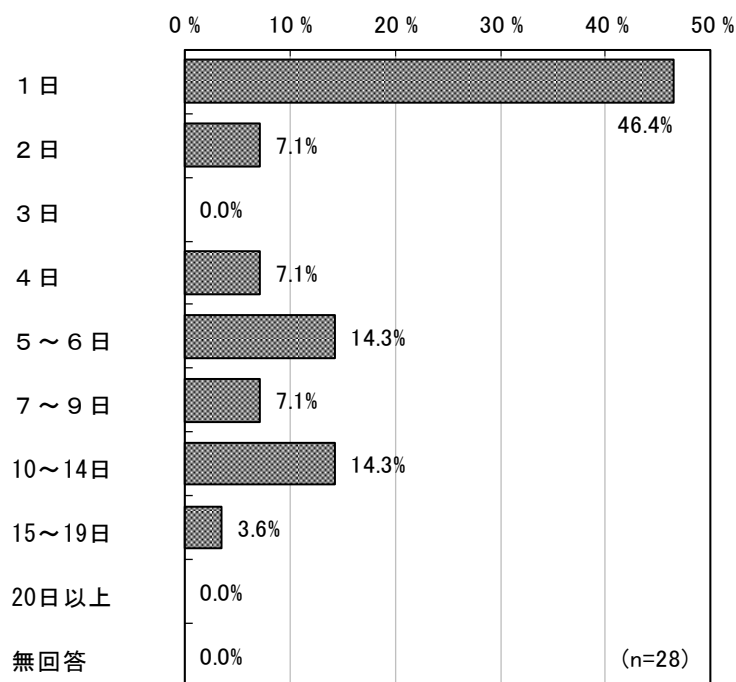
・幼稚園の預かり保育

「20日以上」(26.4%)が最も多く、「3日」(14.9%)、「5～6日」「10～14日」(それぞれ12.6%)と続く。平均は17.5日となっている。



・ファミリーサポート事業

「1日」(46.4%)が最も多く、「5～6日」「10～14日」(それぞれ14.3%)と続く。平均は4.3日となっている。

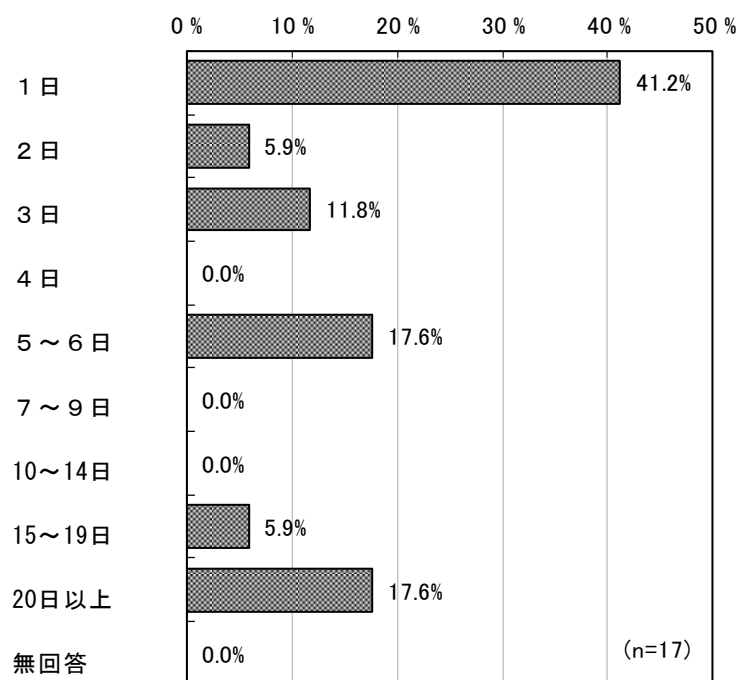


・子どもトワイライトステイ

「1日」「10～14日」がそれぞれ1件となっている。

・ベビーシッター

「1日」(41.2%)が最も多く、「5～6日」「20日以上」(それぞれ17.6%)、「3日」(11.8%)と続く。平均は8.1日となっている。



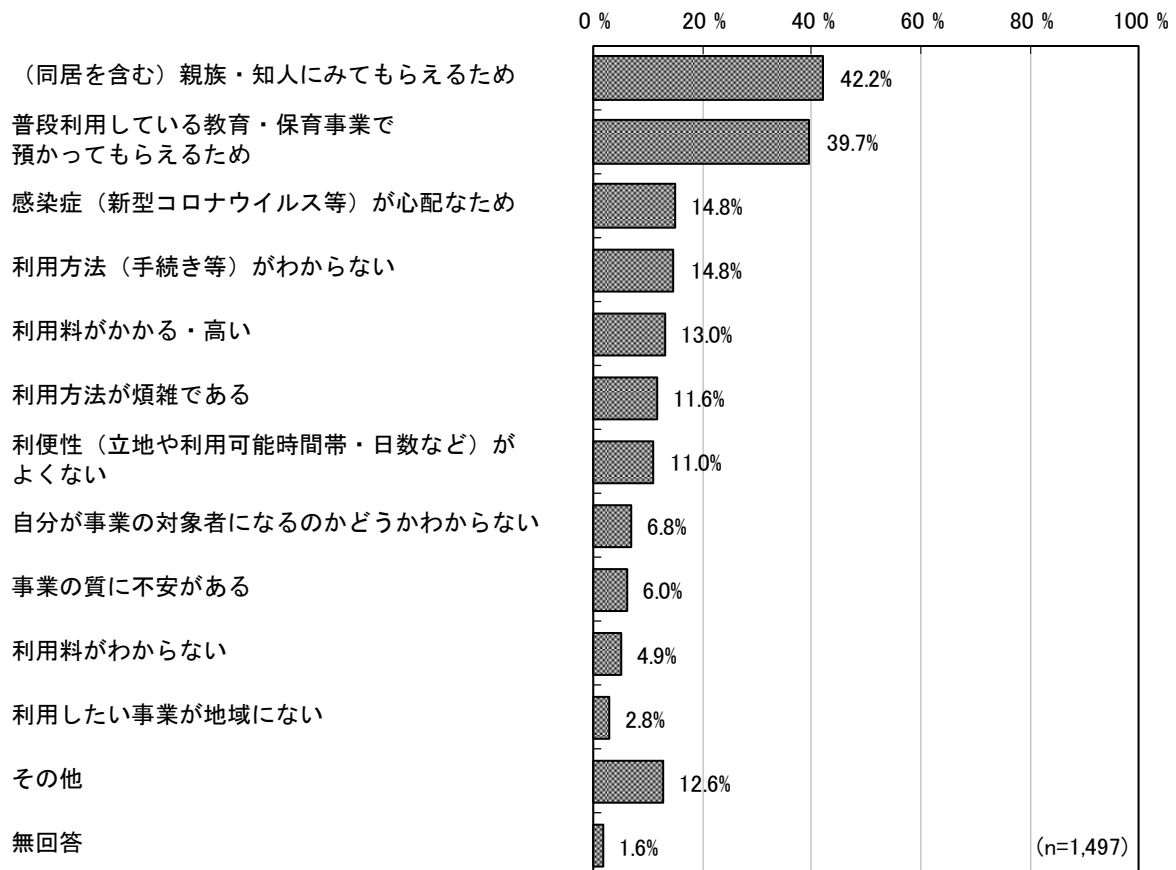
・その他

「2日」が2件、「7～9日」「10～14日」がそれぞれ1件となっている（無回答1件）。

問 37 問 36 で「9. 利用していない」を選んだ方にうかがいます。

利用していない理由は何ですか。(いくつでも○)

「(同居を含む) 親族・知人にみてもらえるため」(42.2%)が最も多く、「普段利用している教育・保育事業で預かってもらえるため」(39.7%)、「感染症(新型コロナウイルス等)が心配なため」「利用方法(手続き等)がわからない」(それぞれ 14.8%)と続く。



【年齢別】

“0歳”“1歳”では「(同居人を含む) 親族・知人にみてもらえるため」が最も多く、“2歳”～“5歳”では「普段利用している教育・保育事業で預かってもらえるため」が最も多くなっている。

単位：％

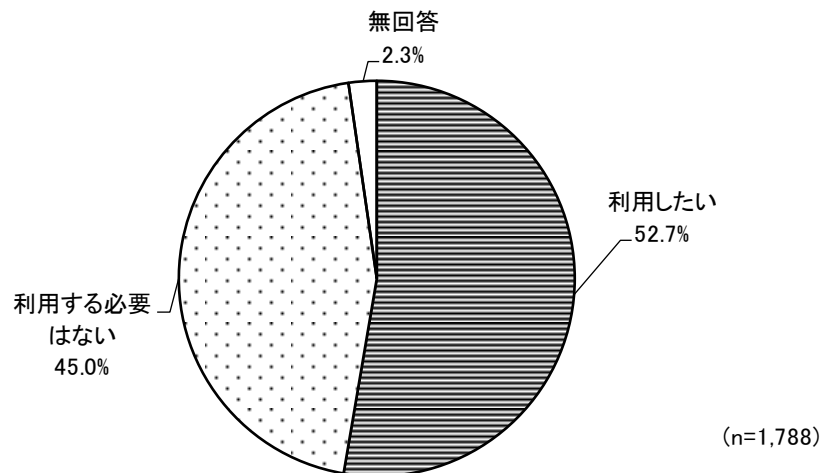
	合計	普段利用している教育・保育事業で預かってもらえるため	(同居を含む) 親族・知人にみてもらえるため	利用したい事業が地域にない	事業の質に不安がある	利便性(立地や利用可能時間帯・日数など)がよい	利用料がかかる・高い
全体	1,497	39.7	42.2	2.8	6.0	11.0	13.0
0歳	345	11.3	49.6	2.9	7.0	10.4	13.6
1歳	206	38.3	39.3	1.9	4.4	15.0	10.2
2歳	226	46.5	42.9	4.0	8.4	11.9	16.8
3歳	217	47.5	38.7	2.8	7.4	12.0	12.4
4歳	229	49.3	41.5	1.7	5.2	10.0	13.1
5歳	230	58.3	37.0	3.0	3.5	7.8	11.7

	利用料がわからない	自分が事業の対象者になるのかどうかわからない	利用方法(手続き等)がわからない	利用方法が煩雑である	感染症(新型コロナウイルス等)が心配なため	その他	無回答
全体	4.9	6.8	14.8	11.6	14.8	12.6	1.6
0歳	7.2	8.1	18.8	11.9	24.1	20.3	2.0
1歳	3.9	5.8	16.0	12.6	16.0	12.6	2.9
2歳	4.9	6.6	14.2	13.7	11.5	7.1	0.9
3歳	5.1	7.4	10.6	9.7	12.4	9.2	1.4
4歳	5.2	7.4	15.7	11.4	11.4	11.8	0.9
5歳	2.6	5.2	12.2	10.9	8.7	11.7	0.9

問 38 あて名のお子さんについて、保護者の私用・通院・不定期の就労等の目的で、問 36 の事業を利用したいですか。利用希望の有無について、いずれかの番号に○をつけてください。

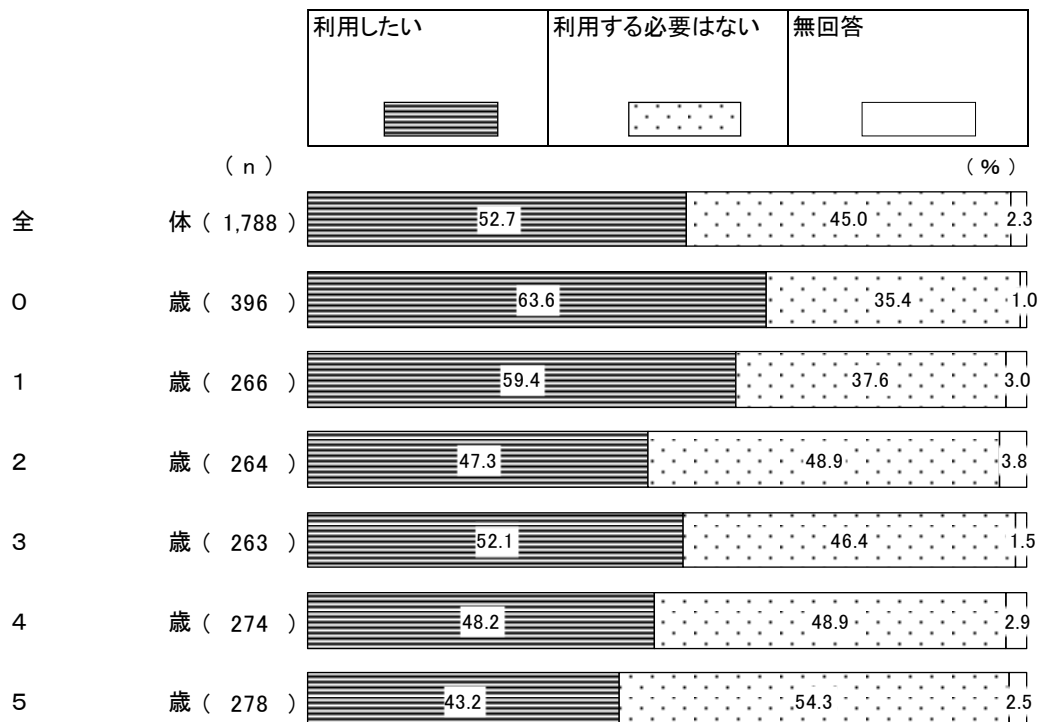
また、利用したい場合は、年間で利用したい日数を（ ）内にご記入ください（利用したい日数の合計と、内訳の日数をご記入ください）。なお、事業の利用には、一定の利用料がかかります。

「利用したい」（52.7%）、「利用する必要はない」（45.0%）となっている。



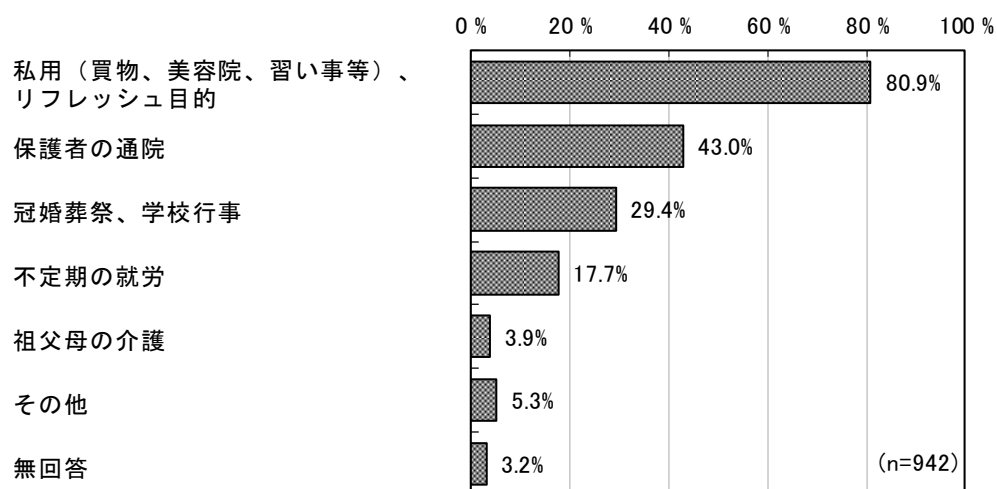
【年齢別】

“0歳” “1歳” “3歳” 「利用したい」が「利用する必要はない」を上回っている。“0歳”では「利用したい」が6割以上となっており、他の年齢と比べて多くなっている。



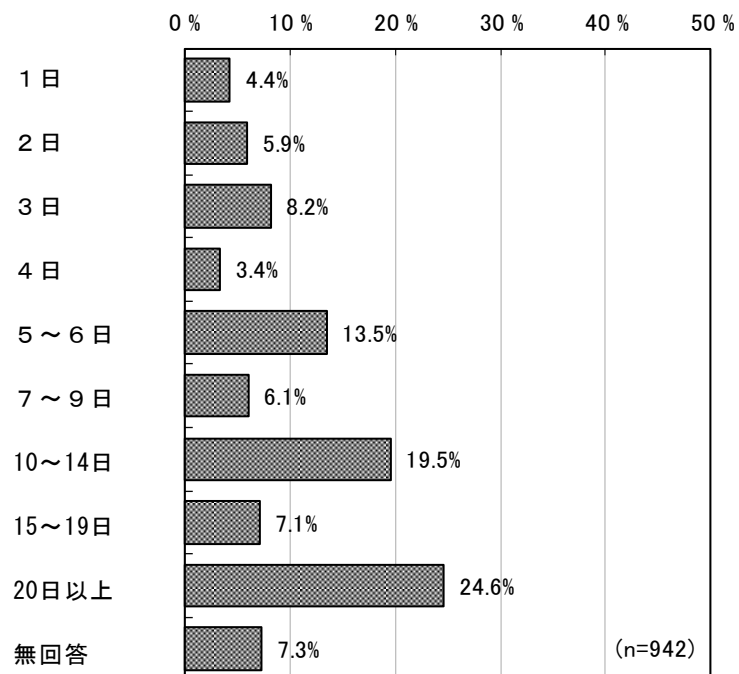
○利用したい理由

「私用（買物、美容院、習い事等）、リフレッシュ目的」（80.9%）が最も多く、「保護者の通院」（43.0%）、「冠婚葬祭、学校行事」（29.4%）と続く。



○1年間の利用希望日数

「20日以上」（24.6%）が最も多く、「10～14日」（19.5%）、「5～6日」（13.5%）と続く。



【全体・年齢別 1年間の平均利用希望日数】

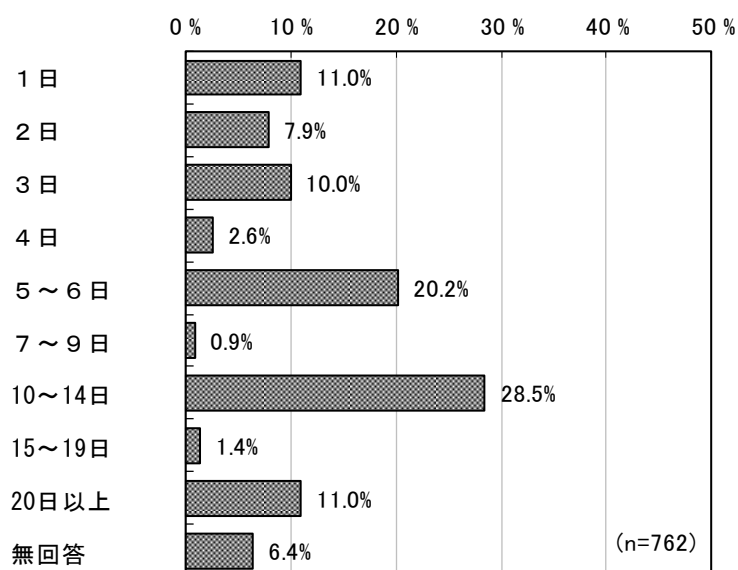
「3歳」(20.5日)が最も多く、「1歳」(14.3日)が最も少なくなっている。平均は16.3日となっている。

単位：日

	全体	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
平均	16.3	16.9	14.3	15.3	20.5	15.7	15.5

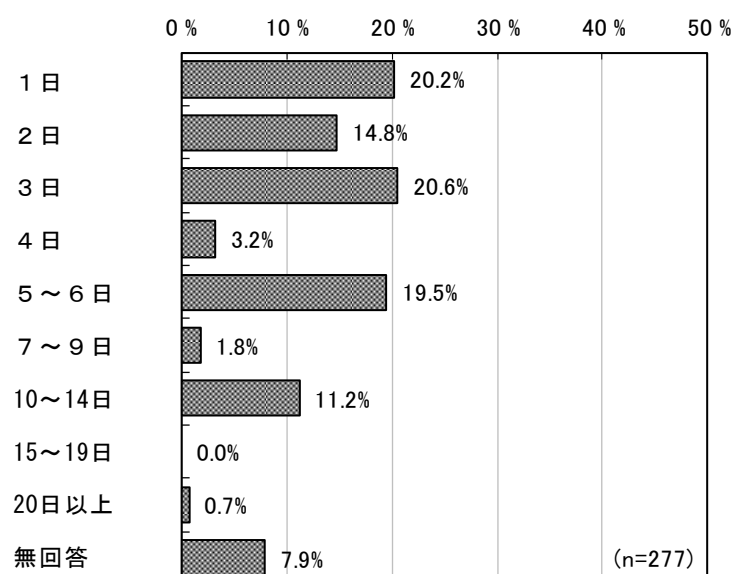
・私用（買物、美容院、習い事等）、リフレッシュ目的

「10～14日」(28.5%)が最も多く、「5～6日」(20.2%)、「1日」「20日以上」(それぞれ11.0%)と続く。平均は9.7日となっている。



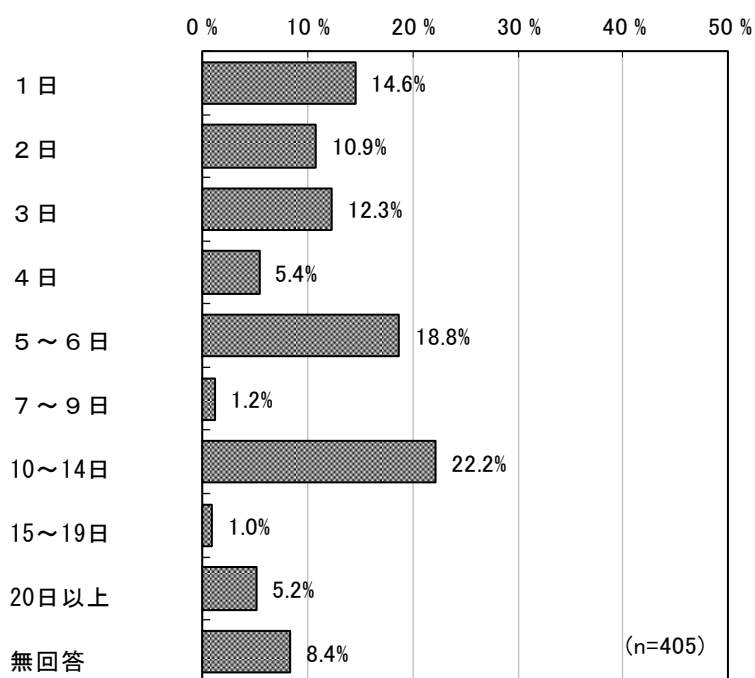
・冠婚葬祭、学校行事

「3日」(20.6%)が最も多く、「1日」(20.2%)、「5～6日」(19.5%)と続く。平均は4.1日となっている。



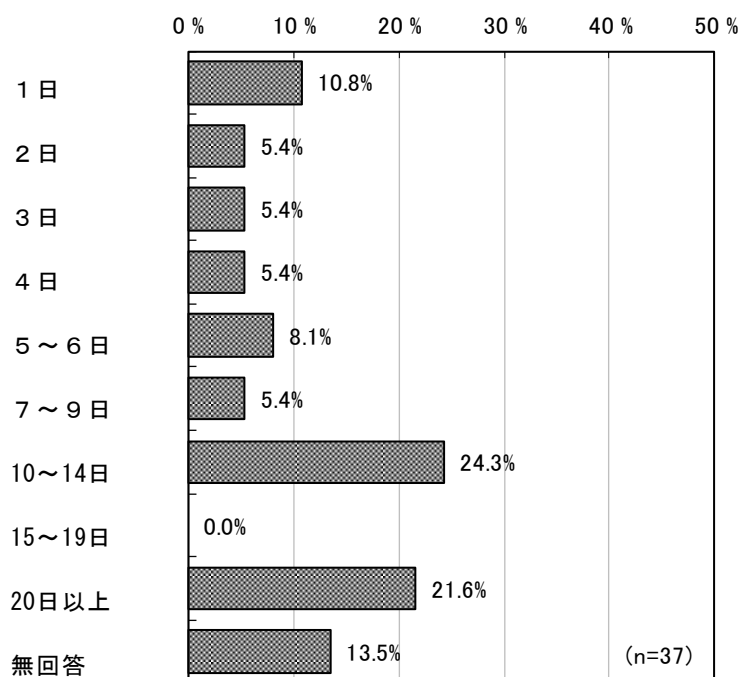
・保護者の通院

「10～14 日」(22.2%)が最も多く、「5～6 日」(18.8%)、「1 日」(14.6%)と続く。平均は 6.8 日となっている。



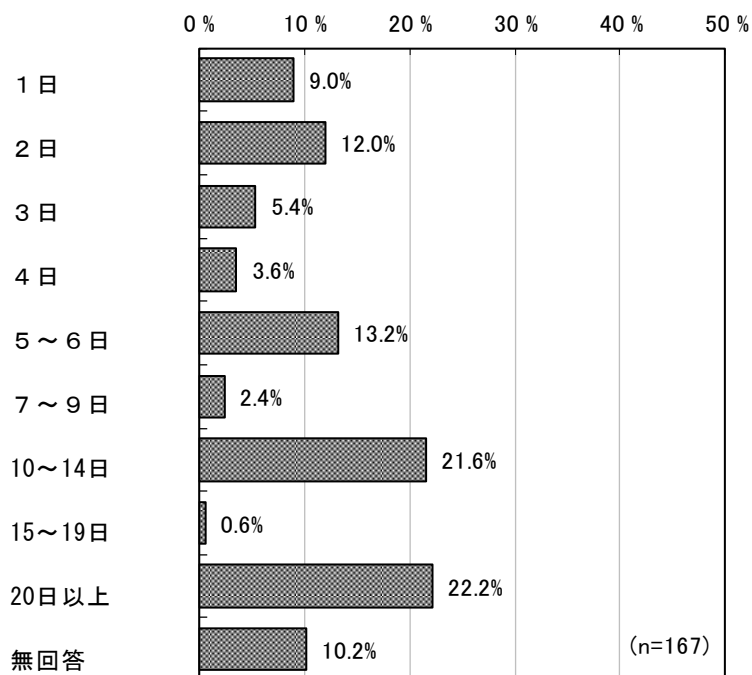
・祖父母の介護

「10～14 日」(24.3%)が最も多く、「20 日以上」(21.6%)、「1 日」(10.8%)と続く。平均は 16.0 日となっている。



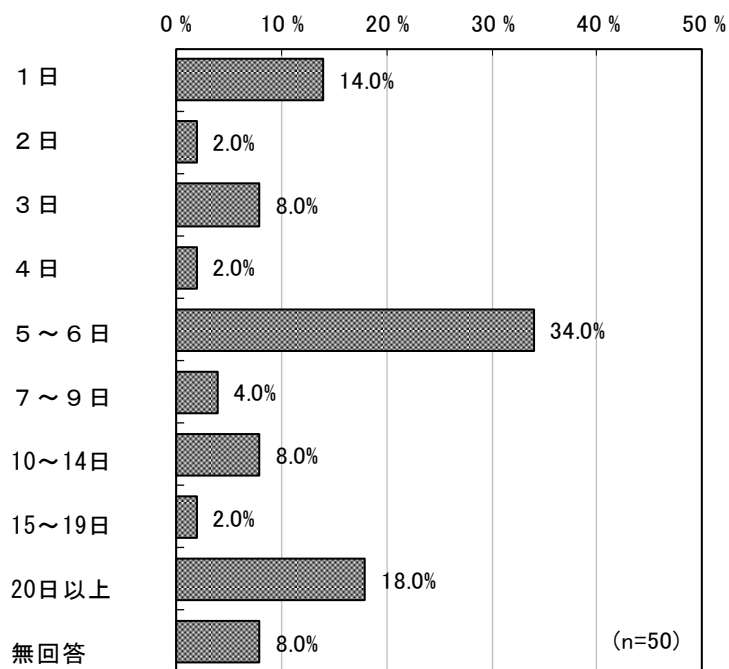
・ 不定期の就労

「20 日以上」(22.2%)が最も多く、「10～14 日」(21.6%)、「5～6 日」(13.2%)と続く。平均は 15.2 日となっている。



・ その他

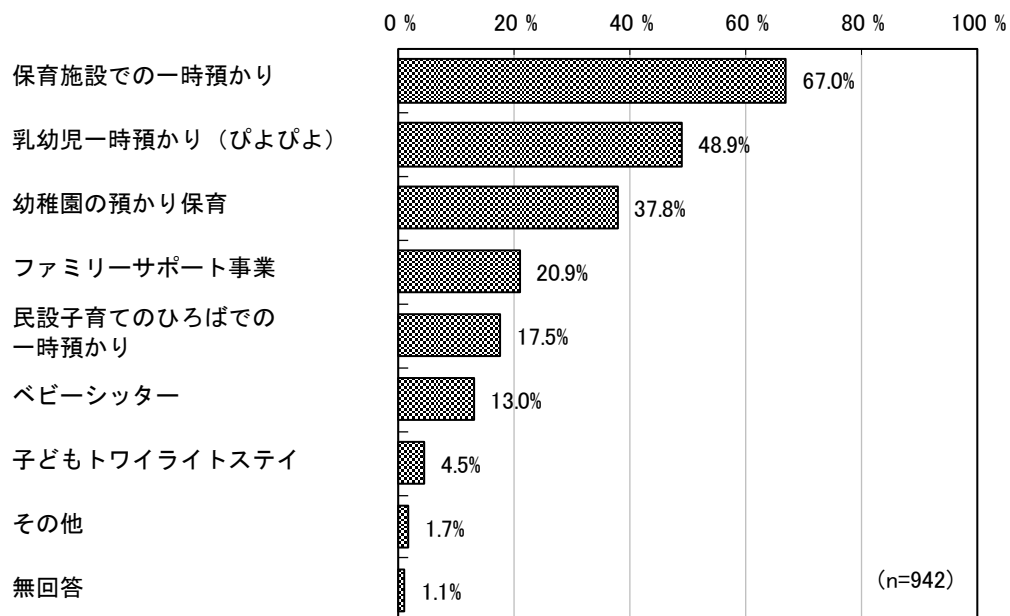
「5～6 日」(34.0%)が最も多く、「20 日以上」(18.0%)、「1 日」(14.0%)と続く。平均は 12.0 日となっている。



問 39 問 38 で「1. 利用したい」を選んだ方にうかがいます。

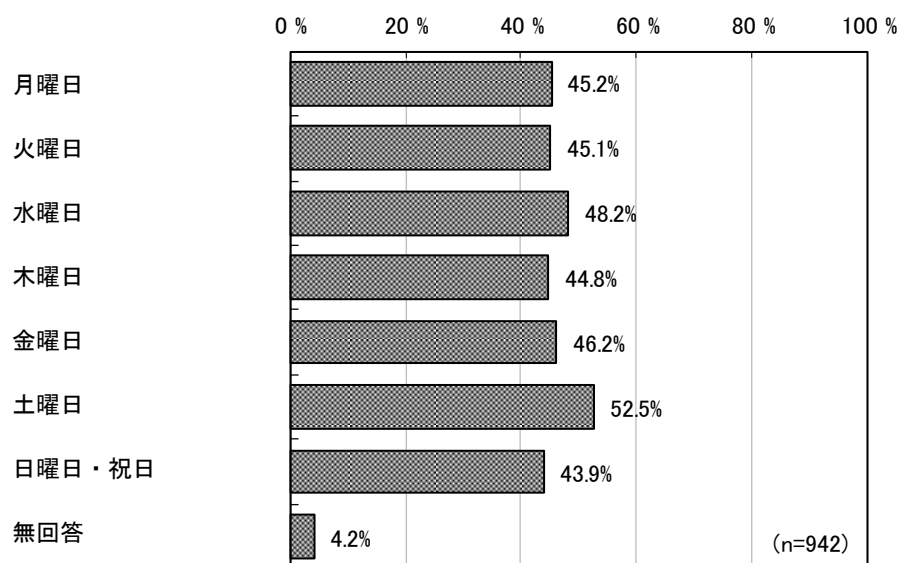
問 38 の目的でお子さんを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思いますか。(いくつでも○)

「保育施設での一時預かり」(67.0%)が最も多く、「乳幼児一時預かり(びよびよ)」(48.9%)、「幼稚園の預かり保育」(37.8%)と続く。



問 40 利用したい曜日はいつですか。(いくつでも○)

すべての曜日で4割以上となっている。



【年齢別】

“0歳”で、「月曜日」から「金曜日」の割合が他の年齢と比べて多くなっている。

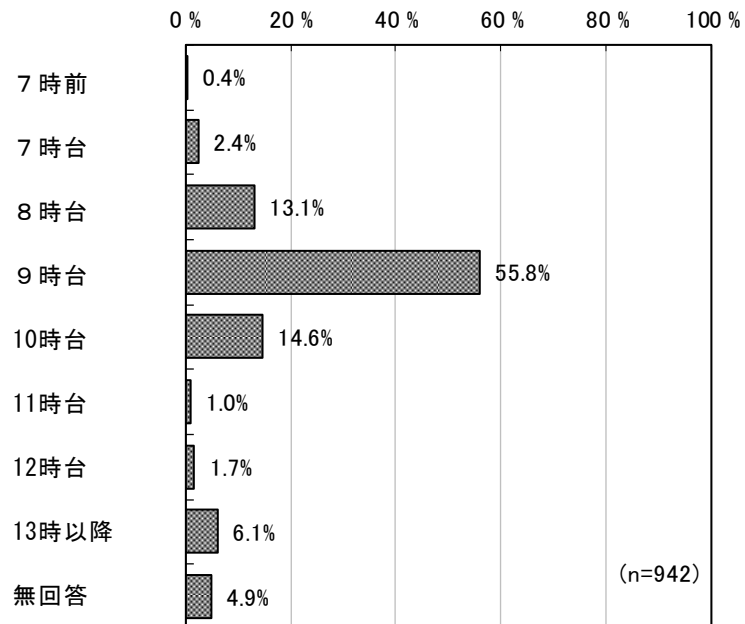
単位：%

	合計	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日・祝日	無回答
全体	942	45.2	45.1	48.2	44.8	46.2	52.5	43.9	4.2
0歳	252	51.6	55.6	57.5	52.8	54.4	49.2	39.7	4.0
1歳	158	44.3	42.4	46.2	41.8	42.4	57.6	46.8	3.2
2歳	125	36.0	34.4	37.6	38.4	36.0	57.6	53.6	2.4
3歳	137	39.4	36.5	39.4	37.2	40.9	50.4	44.5	8.0
4歳	132	48.5	44.7	49.2	45.5	49.2	56.1	45.5	3.8
5歳	120	47.5	50.0	53.3	48.3	47.5	47.5	36.7	4.2

問 41 利用したい時間帯を、() 内に 24 時間制でご記入ください（例：9 時 00 分～18 時 00 分）。

○希望の開始時刻

「9 時台」(55.8%)が最も多く、「10 時台」(14.6%)、「8 時台」(13.1%)と続く。



【全体・年齢別 希望の平均開始時刻】

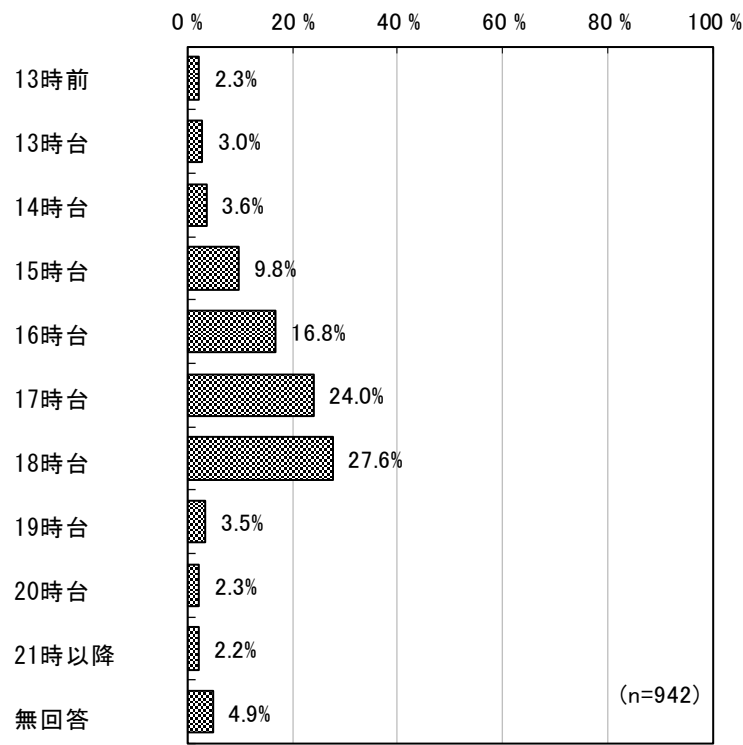
「1 歳」(9 時 06 分)が最も早く、「5 歳」(9 時 42 分)が最も遅くなっている。平均は 9 時 23 分となっている。

単位：時間

	全体	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
平均	9 時 23 分	9 時 25 分	9 時 06 分	9 時 22 分	9 時 25 分	9 時 25 分	9 時 42 分

○希望の終了時刻

「18 時台」(27.6%)が最も多く、「17 時台」(24.0%)、「16 時台」(16.8%)と続く。



【全体・年齢別 希望の平均終了時刻】

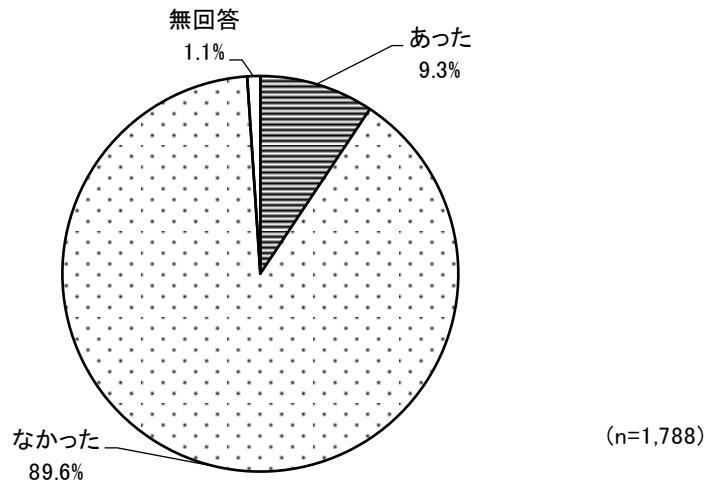
「0 歳」(16 時 39 分)が最も早く、「3 歳」(17 時 02 分)が最も遅くなっている。平均は 16 時 49 分となっている。

単位：時間

	全体	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
平均	16 時 49 分	16 時 39 分	16 時 50 分	16 時 57 分	17 時 02 分	16 時 42 分	16 時 58 分

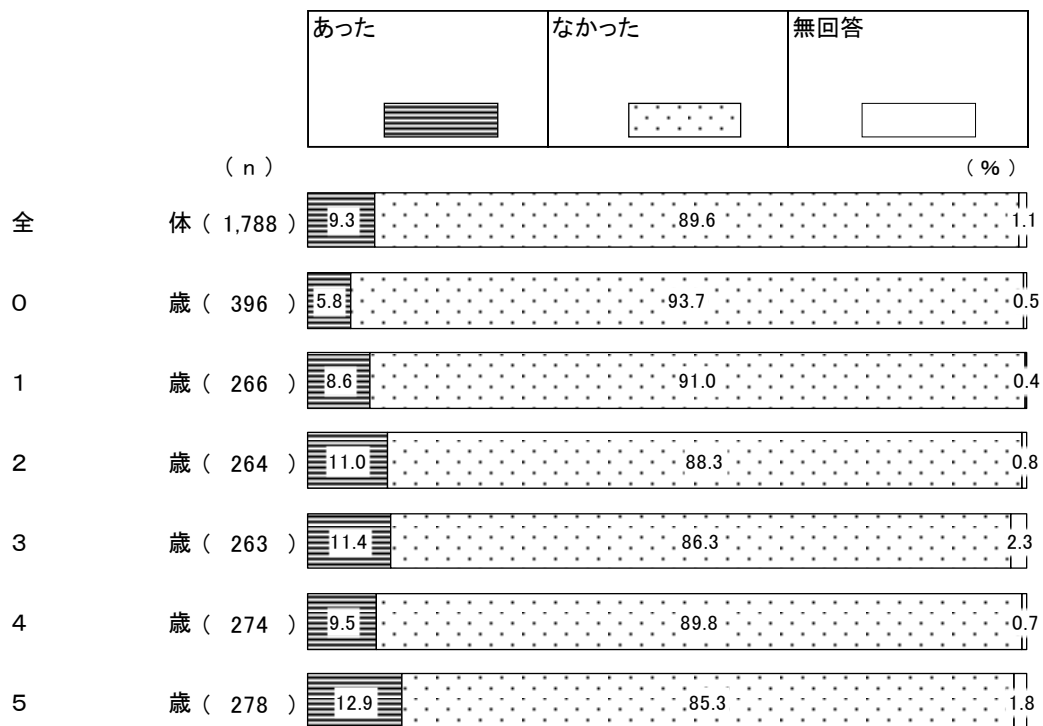
問 42 この１年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、あて名のお子さんを泊まりがけで家族以外にみてもらったことはありましたか。いずれかの番号に○をつけ、日数を（ ）内にご記入ください。

「なかった」(89.6%)、「あった」(9.3%)となっている。



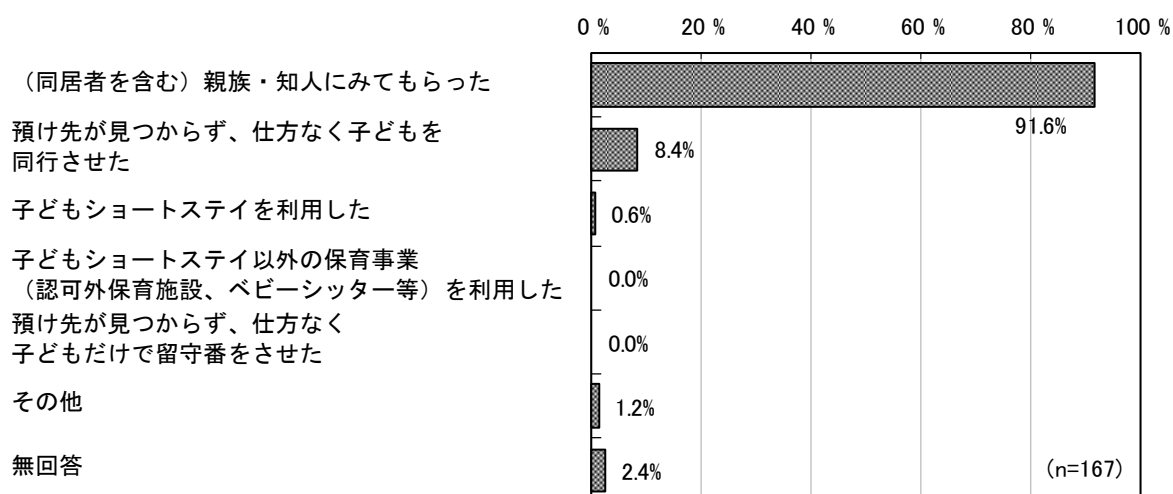
【年齢別】

すべての年齢で「なかった」が８割半ば以上となっている。



○ 1 年間の対処方法

「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」（91.6%）が最も多く、「預け先が見つからず、仕方なく子どもを同行させた」（8.4%）、「子どもショートステイを利用した」（0.6%）と続く。



【年齢別】

すべての年齢で「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」が多く 8 割半ば以上となっている。

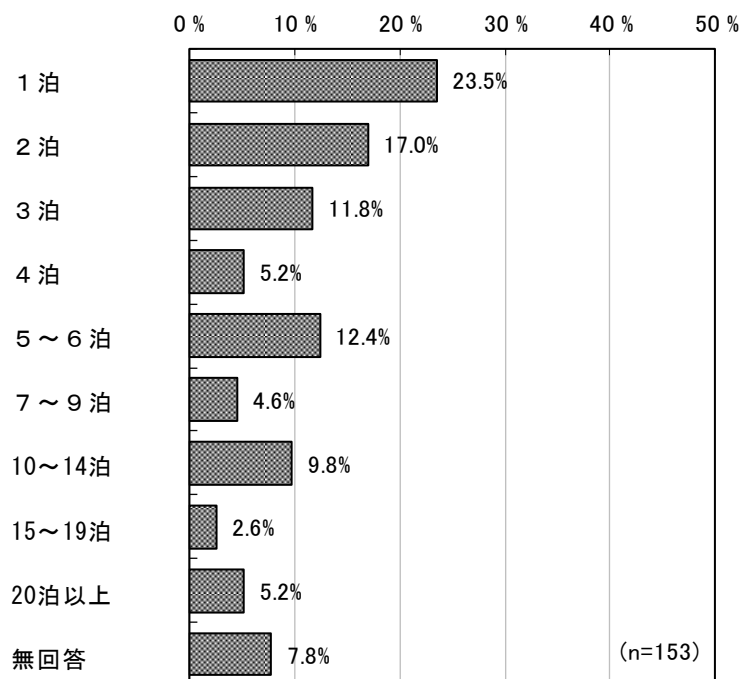
単位：%

	合計	（同居者を含む）親族・知人にみてもらった	子どもショートステイを利用した	子どもショートステイ以外の保育事業（認可外保育施設、ベビーシッター等）を利用した	預け先が見つからず、仕方なく子どもを同行させた	預け先が見つからず、仕方なく子どもだけで留守番をさせた	その他	無回答
全体	167	91.6	0.6	—	8.4	—	1.2	2.4
0 歳	23	87.0	4.3	—	17.4	—	4.3	—
1 歳	23	95.7	—	—	8.7	—	—	—
2 歳	29	89.7	—	—	6.9	—	3.4	3.4
3 歳	30	96.7	—	—	6.7	—	—	—
4 歳	26	92.3	—	—	3.8	—	—	3.8
5 歳	36	88.9	—	—	8.3	—	—	5.6

○ 1年間の対処日数

・（同居者を含む）親族・知人にみてもらった

「1泊」（23.5%）が最も多く、「2泊」（17.0%）、「5～6泊」（12.4%）と続く。

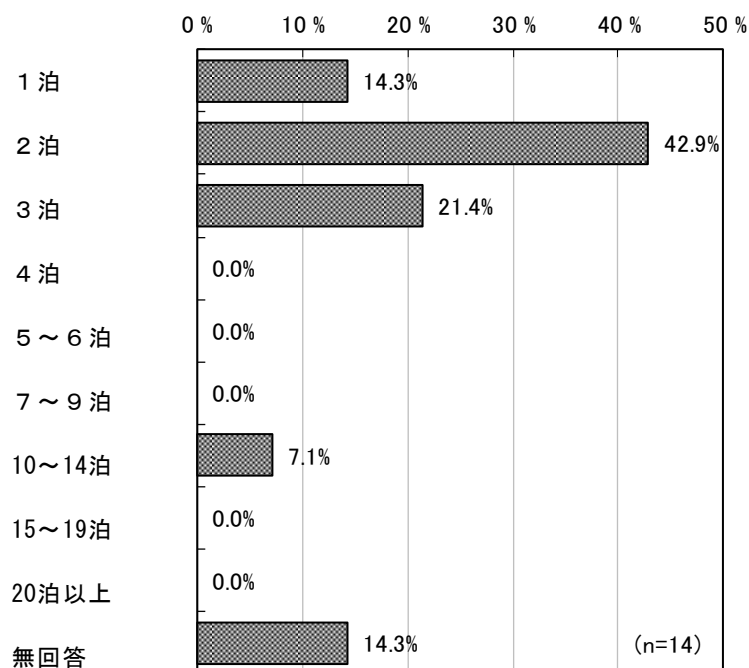


・子どもショートステイを利用した

「10～14日」が1件となっている。

・預け先が見つからず、仕方なく子どもを同行させた

「2泊」（42.9%）が最も多く、「3泊」（21.4%）、「1泊」（14.3%）と続く。



・その他

「1泊」「20泊以上」がそれぞれ1件となっている。

【全体・年齢別 保護者の用事による際の1年間の平均対処日数】

すべての年齢で「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」が多くなっており、“2歳”が「9.3泊」で最も多く、“5歳”が「4.4泊」で最も少なくなっている。

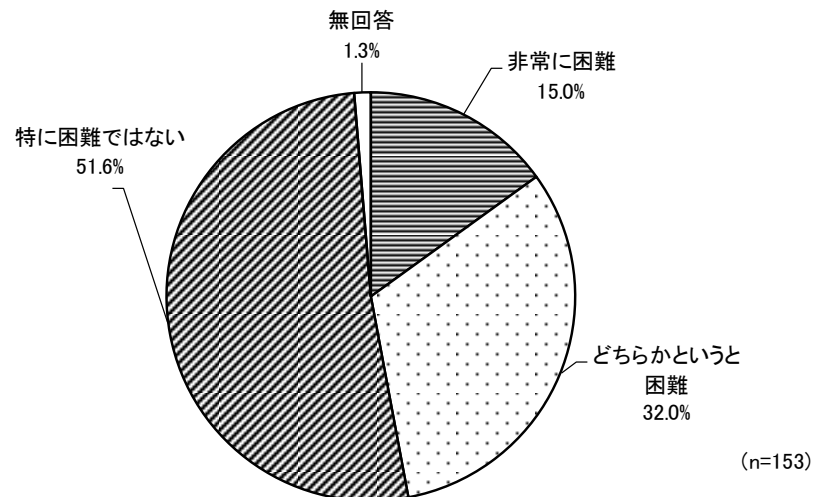
単位：泊

	（同居者を含む）親族・知人にみてもらった	子どもショートステイを利用した	子どもショートステイ以外の保育事業（認可外保育施設、ベビーシッター等）を利用した	預け先が見つからず、仕方なく子どもを同行させた	預け先が見つからず、仕方なく子どもだけで留守番をさせた	その他
全体	5.6	10.0	—	2.8	—	23.0
0歳	4.8	10.0	—	4.7	—	1.0
1歳	5.1	—	—	2.0	—	—
2歳	9.3	—	—	2.5	—	45.0
3歳	4.5	—	—	3.0	—	—
4歳	5.0	—	—	2.0	—	—
5歳	4.4	—	—	1.7	—	—

問 43 問 42 で「1. あった」のうち、「ア. (同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」を選んだ方にうかがいます。

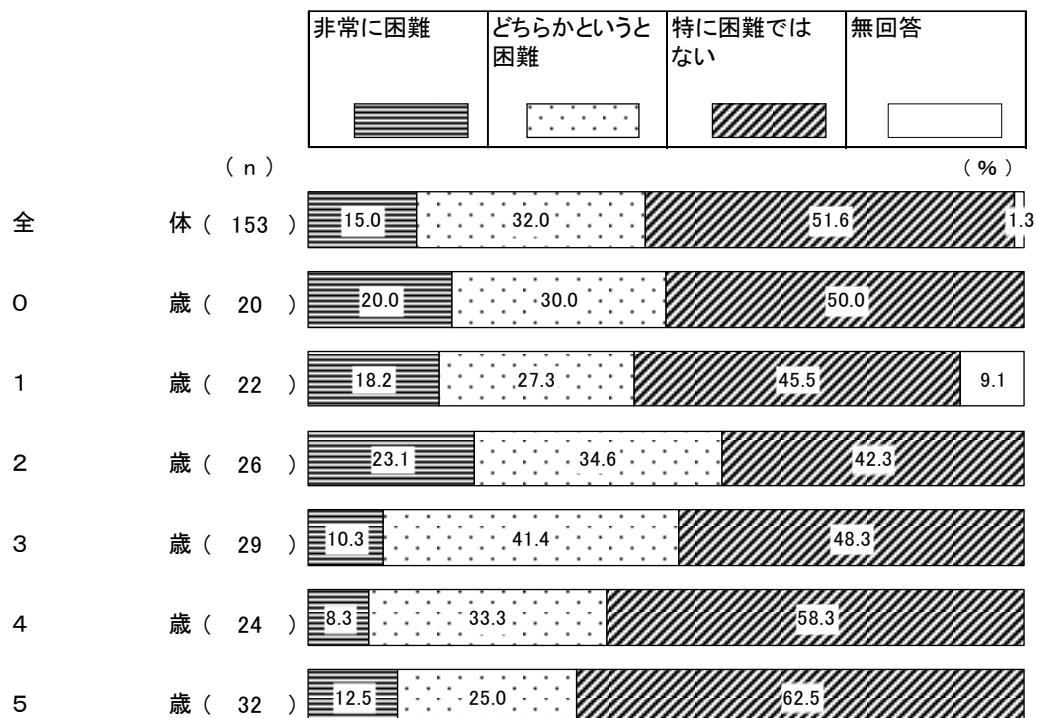
その場合の困難度はどの程度でしたか。(1つに○)

「特に困難ではない」(51.6%)が最も多く、「どちらかという困難」(32.0%)、「非常に困難」(15.0%)となっている。



【年齢別】

2歳から年齢が上がるにつれて「特に困難ではない」が多くなる傾向がみられる。



9. 小学校就学後の放課後の過ごし方について

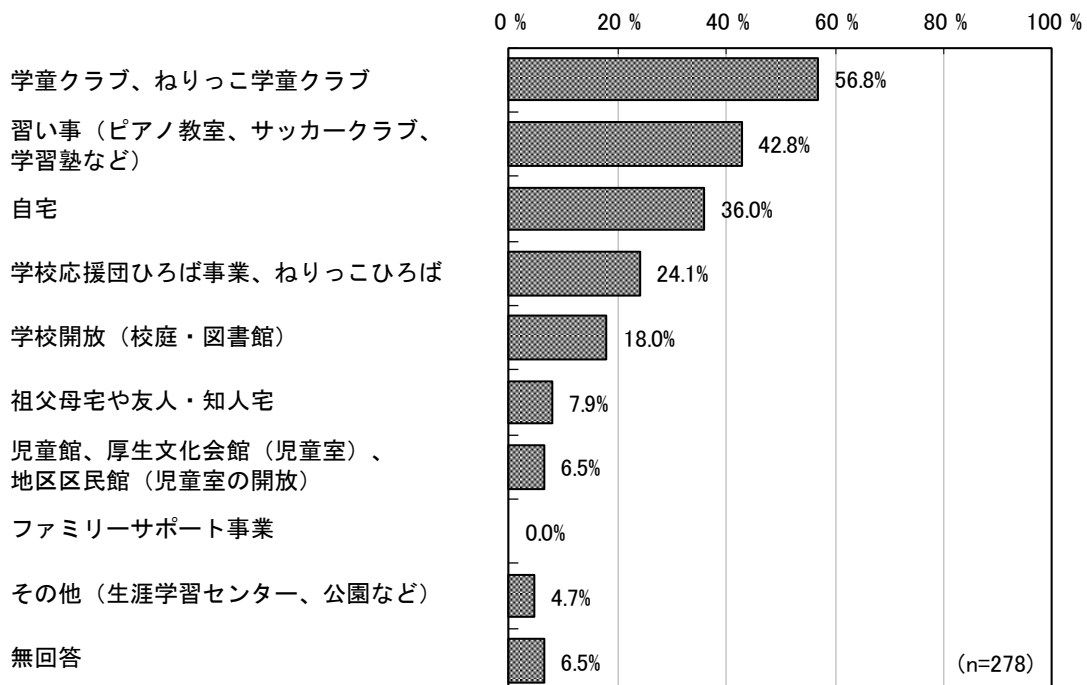
問 44 あて名のお子さんが5歳以上である方に、小学校就学後の放課後の過ごし方についてうかがいます。

あて名のお子さんが小学生になったとき、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいですか。あてはまる番号すべてに○をつけ、希望する日数をご記入ください。

「学童クラブ」の場合は、利用を希望する時間も（ ）内に 24 時間制でご記入ください。（例：19 時）

① 小学校低学年（1～3年生）のとき

「学童クラブ、ねりっこ学童クラブ」(56.8%)が最も多く、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」(42.8%)、「自宅」(36.0%)と続く。



【母親の就労状況別】

“就労しており、産休・育休・介護休業中ではない” “就労しているが、産休・育休・介護休業中である” では「学童クラブ、ねりっこ学童クラブ」が最も多く、“以前は就労していたが、現在は就労していない” では「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	児童館、厚生文化会館（児童室）、地区区民館（児童室の開放）	学校応援団ひろば事業、ねりっこひろば	学校開放（校庭・図書館）	学童クラブ、ねりっこ学童クラブ	ファミリーサポート事業	その他（生涯学習センター、公園など）	無回答
全体	278	36.0	7.9	42.8	6.5	24.1	18.0	56.8	—	4.7	6.5
就労しており、 産休・育休・介護休業中ではない	172	22.1	5.8	32.0	4.7	18.0	12.8	72.1	—	2.3	6.4
就労しているが、 産休・育休・介護休業中である	12	16.7	8.3	16.7	8.3	8.3	16.7	91.7	—	8.3	—
以前は就労していたが、 現在は就労していない	75	73.3	12.0	74.7	10.7	41.3	33.3	16.0	—	8.0	5.3
これまで就労したことがない	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

【居住地区別】

すべての居住地区で「学童クラブ、ねりっこ学童クラブ」が最も多くなっている。

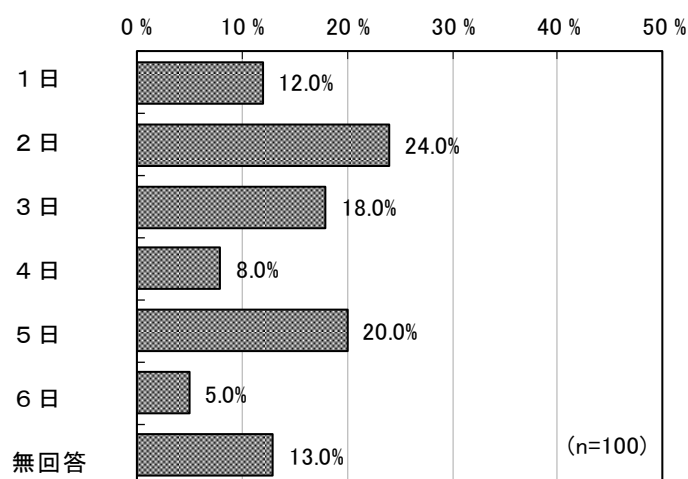
単位：％

	合計	自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	児童館、厚生文化会館（児童室）、地区区民館（児童室の開放）	学校応援団ひろば事業、ねりっこひろば	学校開放（校庭・図書館）	学童クラブ、ねりっこ学童クラブ	ファミリーサポート事業	その他（生涯学習センター、公園など）	無回答
全体	278	36.0	7.9	42.8	6.5	24.1	18.0	56.8	—	4.7	6.5
練馬	58	36.2	10.3	41.4	5.2	19.0	10.3	56.9	—	6.9	6.9
光が丘	80	36.3	10.0	41.3	10.0	25.0	21.3	55.0	—	5.0	3.8
石神井	85	32.9	4.7	41.2	4.7	25.9	18.8	58.8	—	4.7	7.1
大泉	51	43.1	7.8	51.0	5.9	25.5	19.6	54.9	—	2.0	7.8

○希望する1週当たり日数

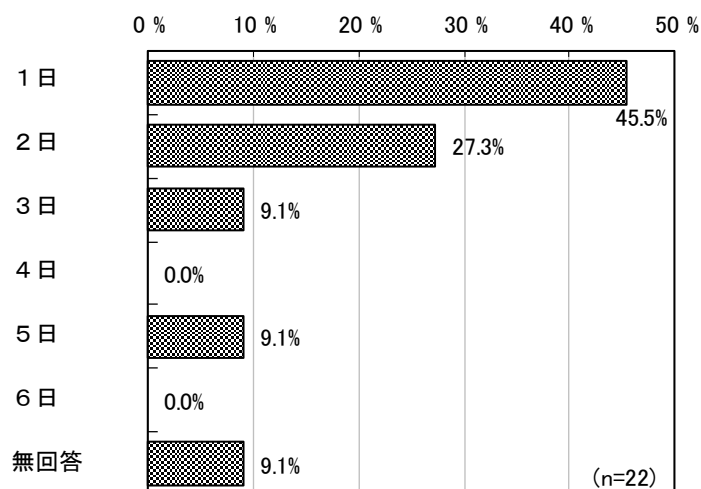
・自宅

「2日」（24.0%）が最も多く、「5日」（20.0%）、「3日」（18.0%）と続く。平均は3.2日となっている。



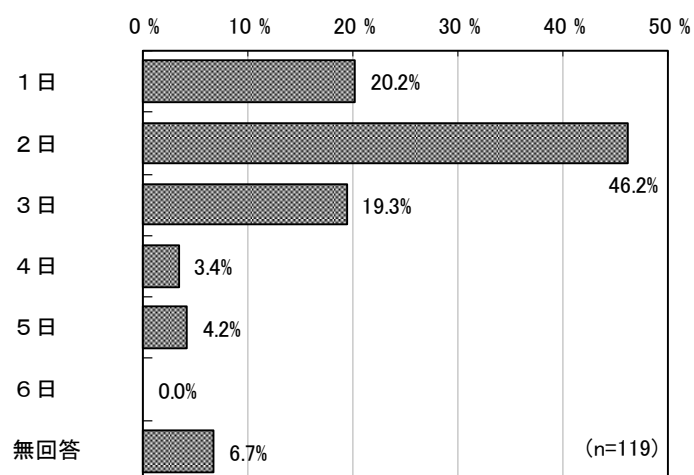
・祖父母宅や友人・知人宅

「1日」(45.5%)が最も多く、「2日」(27.3%)、「3日」「5日」(それぞれ9.1%)と続く。平均は1.9日となっている。



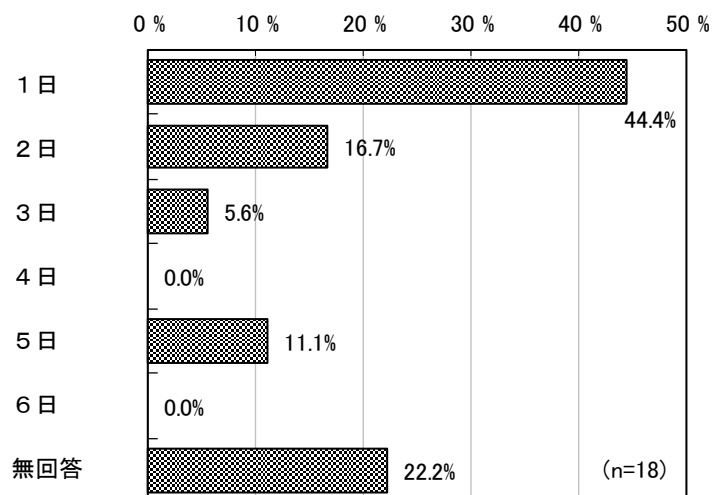
・習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）

「2日」(46.2%)が最も多く、「1日」(20.2%)、「3日」(19.3%)と続く。平均は2.2日となっている。



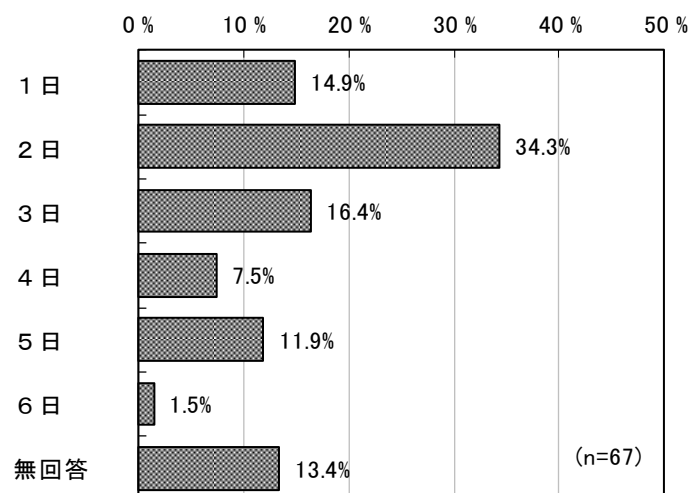
・児童館、厚生文化会館（児童室）、地区区民館（児童室の開放）

「1日」（44.4%）が最も多く、「2日」（16.7%）、「5日」（11.1%）と続く。平均は1.9日となっている。



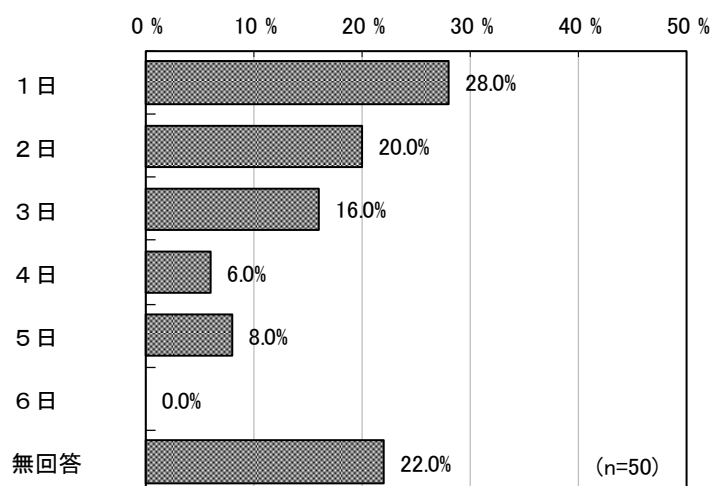
・学校応援団ひろば事業、ねりっこひろば

「2日」（34.3%）が最も多く、「3日」（16.4%）、「1日」（14.9%）と続く。平均は2.7日となっている。



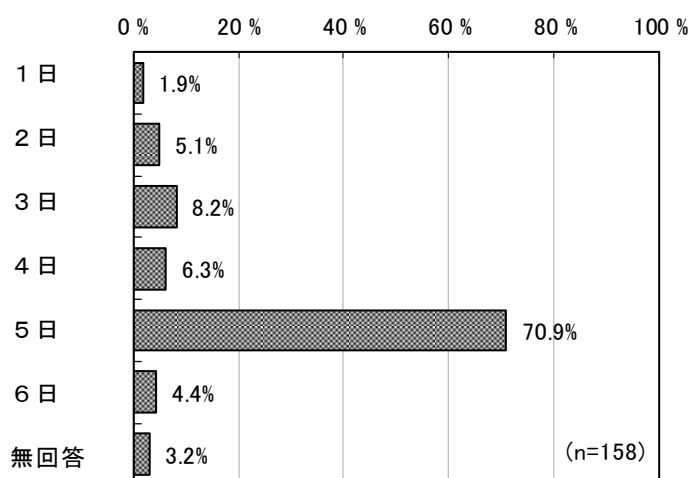
・学校開放（校庭・図書館）

「1 日」(28.0%)が最も多く、「2 日」(20.0%)、「3 日」(16.0%)と続く。平均は2.3 日となっている。



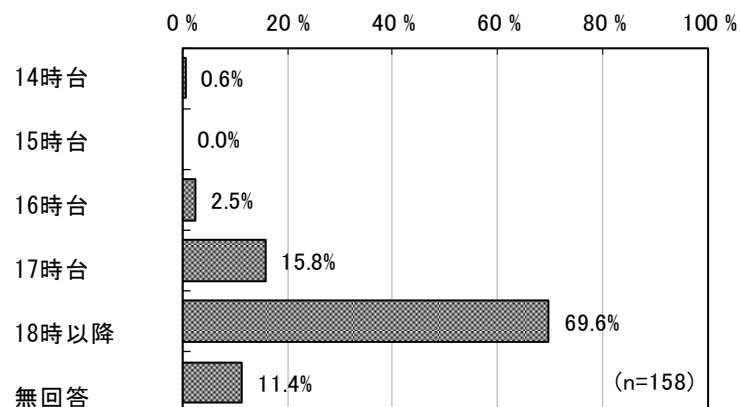
・学童クラブ、ねりっこ学童クラブ

「5 日」(70.9%)が最も多く、「3 日」(8.2%)、「4 日」(6.3%)と続く。平均は4.6 日となっている。



【利用希望時間「下校から（ ）時まで」】

「18時以降」(69.6%)が最も多く、「17時台」(15.8%)、「16時台」(2.5%)と続く。平均は18時00分となっている。



【全体・母親の就労状況別 学童クラブの平均希望終了時刻】

「以前は就労していたが、現在は就労していない」(16時37分)が最も早く、「就労しているが、産休・育休・介護休業中である」(18時16分)が最も遅くなっている。

単位：時間

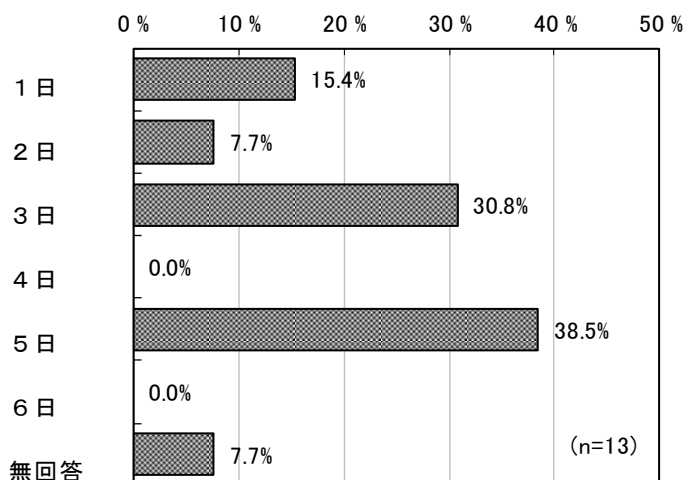
	全体	就労しており、 産休・育休・介護 休業中ではない	就労している が、産休・育休・ 介護休業中である	以前は就労し ていたが、現在 は就労してい ない	これまで就労 したことが ない
平均	18時00分	18時04分	18時16分	16時37分	—

・ファミリーサポート事業

有効回答なし。

・その他（生涯学習センター、公園など）

「5日」(38.5%)が最も多く、「3日」(30.8%)、「1日」(15.4%)と続く。平均は3.4日となっている。



【母親の就労状況別 小学校低学年の放課後に過ごさせたい場所の1週当たり平均日数】

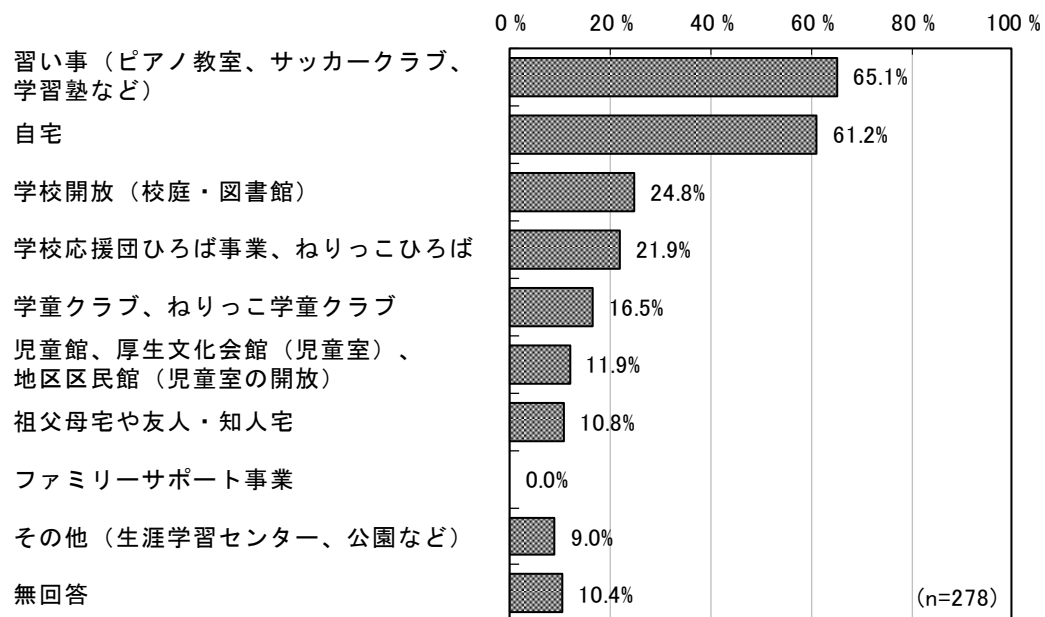
“就労しており、産休・育休・介護休業中ではない”は「学童クラブ、ねりっこ学童クラブ」が最も多く、“就労しているが、産休・育休・介護休業中である”は「児童館、厚生文化会館（児童室）、地区区民館（児童室の開放）」「学校応援団ひろば事業、ねりっこひろば」が最も多く、“以前は就労していたが、現在は就労していない”は「自宅」が最も多くなっている。

単位：日

	自宅	祖父母 宅や友 人・知 人宅	習い事 （ピアノ 教室、 サッカー クラブ、学 習塾など）	児童館、 厚生文化 会館（児童 室）、地 区区民館 （児童室の 開放）	学校応 援団ひろ ば事業、 ねりっ こひろ ば	学童ク ラブ、 ねりっ こ学童 クラブ	ファミ リーサ ポート 事業	その他 （生涯 学習セ ンター 、公園 など）
全体	3.2	1.9	2.2	1.9	2.7	4.3	—	3.4
就労しており、産休・ 育休・介護休業中ではない	2.8	2.2	2.1	1.2	3.1	4.6	—	4.3
就労しているが、産休・ 育休・介護休業中である	3.5	1.0	1.5	5.0	5.0	4.7	—	5.0
以前は就労していたが、 現在は就労していない	3.3	1.6	2.3	2.2	2.0	2.8	—	2.6
これまで就労したことがない	—	—	—	—	—	—	—	—

② 小学校高学年（４～６年生）のとき

「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（65.1%）が最も多く、「自宅」（61.2%）、
「学校開放（校庭・図書館）」（24.8%）と続く。



【母親の就労状況別】

すべての就労状況で「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が最も多くなっている。なお“就労しているが産休・育休・介護休業中である”では「学童クラブ、ねりっこ学童クラブ」も最も多くなっている。

単位：％

	合計	自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	児童館、厚生文化会館（児童室）、地区区民館（児童室の開放）	学校応援団ひろば事業、ねりっこひろば	学校開放（校庭・図書館）	学童クラブ、ねりっこ学童クラブ	ファミリーサポート事業	その他（生涯学習センター、公園など）	無回答
全体	278	61.2	10.8	65.1	11.9	21.9	24.8	16.5	—	9.0	10.4
就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	172	57.6	11.0	60.5	9.9	22.1	22.7	19.8	—	7.6	10.5
就労しているが、産休・育休・介護休業中である	12	50.0	8.3	58.3	25.0	8.3	33.3	58.3	—	8.3	—
以前は就労していたが、現在は就労していない	75	70.7	9.3	82.7	16.0	25.3	30.7	5.3	—	12.0	9.3
これまで就労したことがない	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

【居住地区別】

すべての居住地区で「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が多く、6割以上となっている。なお“石神井地区”では「自宅」も最も多くなっている。

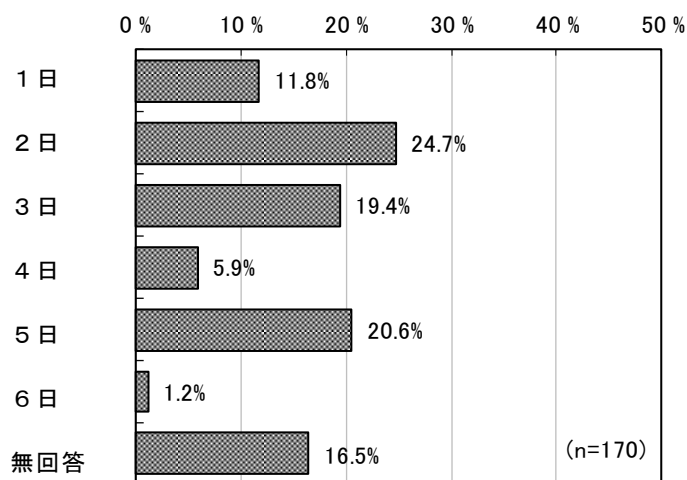
単位：％

	合計	自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	児童館、厚生文化会館（児童室）、地区区民館（児童室の開放）	学校応援団ひろば事業、ねりっこひろば	学校開放（校庭・図書館）	学童クラブ、ねりっこ学童クラブ	ファミリーサポート事業	その他（生涯学習センター、公園など）	無回答
全体	278	61.2	10.8	65.1	11.9	21.9	24.8	16.5	—	9.0	10.4
練馬	58	60.3	10.3	63.8	8.6	15.5	19.0	25.9	—	6.9	8.6
光が丘	80	62.5	15.0	70.0	15.0	27.5	26.3	12.5	—	10.0	7.5
石神井	85	60.0	8.2	60.0	10.6	24.7	24.7	14.1	—	11.8	12.9
大泉	51	62.7	9.8	66.7	13.7	17.6	29.4	17.6	—	3.9	11.8

○希望する1週当たり日数

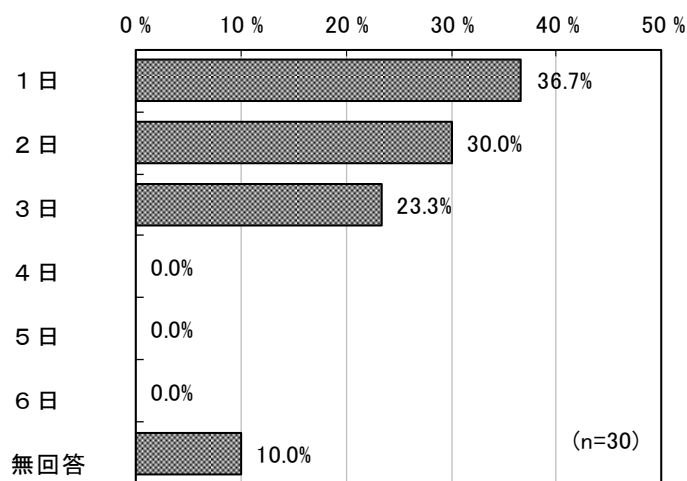
・自宅

「2日」（24.7%）が最も多く、「5日」（20.6%）、「3日」（19.4%）と続く。平均は3.0日となっている。



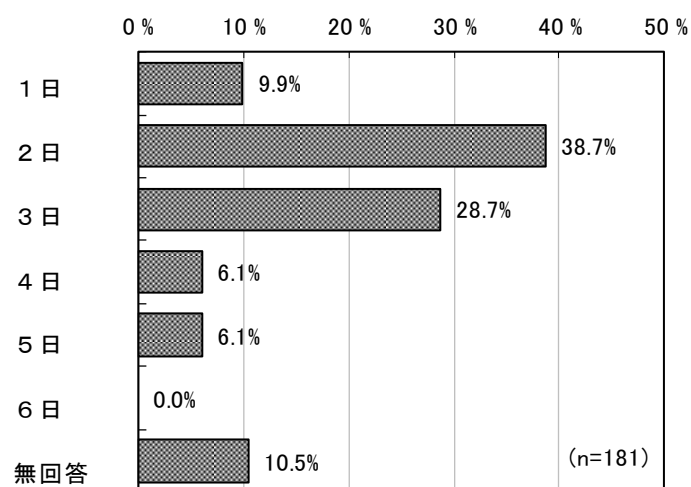
・祖父母宅や友人・知人宅

「1日」(36.7%)が最も多く、「2日」(30.0%)、「3日」(23.3%)と続く。平均は1.9日となっている。



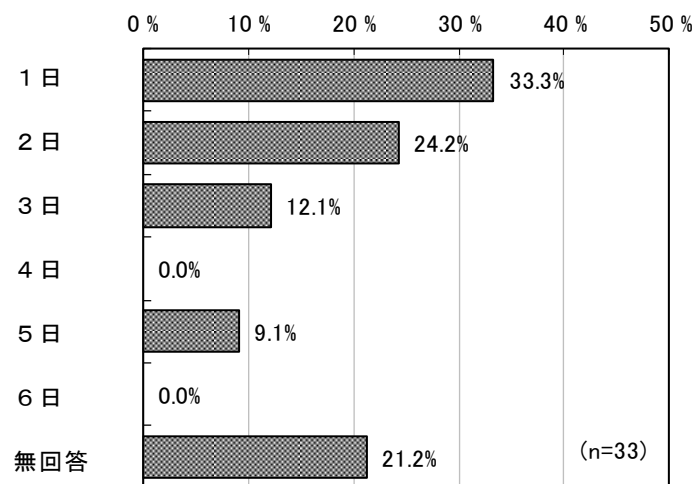
・習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）

「2日」(38.7%)が最も多く、「3日」(28.7%)、「1日」(9.9%)と続く。平均は2.5日となっている。



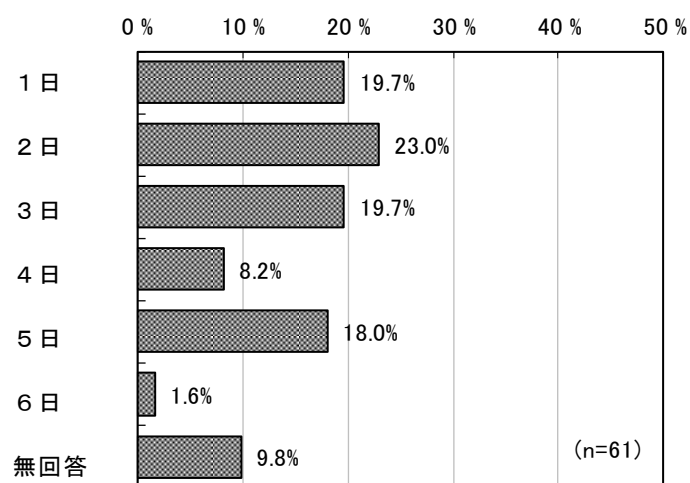
・児童館、厚生文化会館（児童室）、地区区民館（児童室の開放）

「1日」（33.3%）が最も多く、「2日」（24.2%）、「3日」（12.1%）と続く。平均は2.1日となっている。



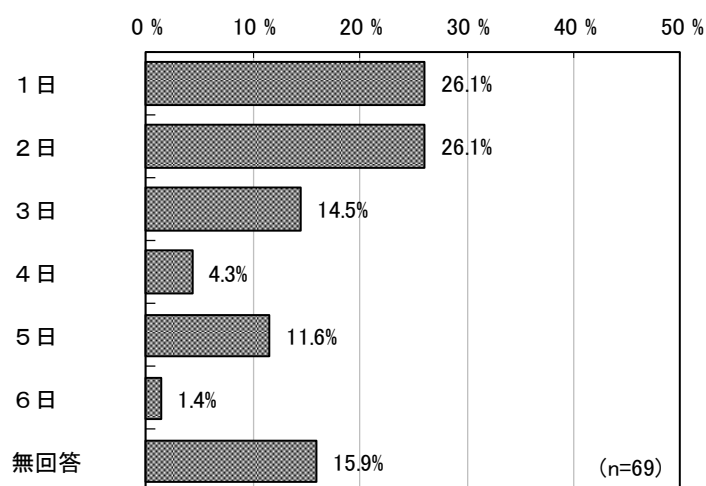
・学校応援団ひろば事業、ねりっこひろば

「2日」（23.0%）が最も多く、「1日」「3日」（それぞれ19.7%）、「5日」（18.0%）と続く。平均は2.9日となっている。



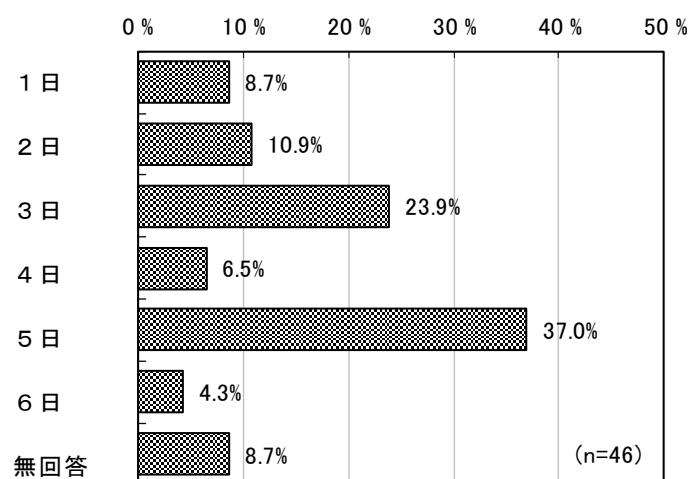
・学校開放（校庭・図書館）

「1日」「2日」（それぞれ26.1%）が最も多く、「3日」（14.5%）、「5日」（11.6%）と続く。平均は2.4日となっている。



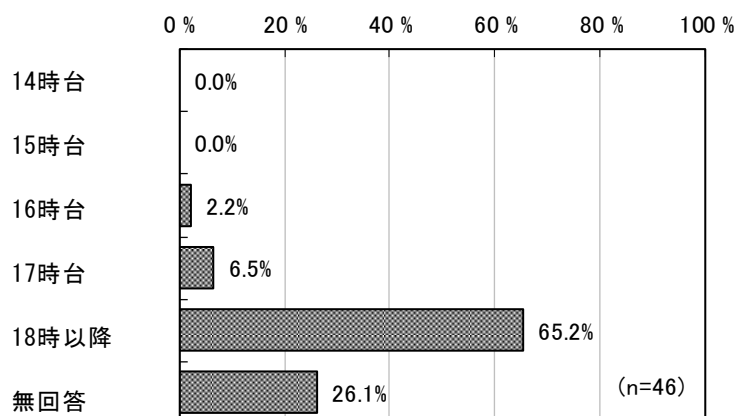
・学童クラブ、ねりっこ学童クラブ

「5日」（37.0%）が最も多く、「3日」（23.9%）、「2日」（10.9%）と続く。平均は3.7日となっている。



【利用希望時間「下校から（ ）時まで」】

「18 時以降」(65.2%)が最も多く、「17 時台」(6.5%)、「16 時台」(2.2%)と続く。平均は 18 時 10 分となっている。



【全体・母親の就労状況別 学童クラブの平均希望終了時刻】

「以前は就労していたが、現在は就労していない」(16 時 30 分)が最も早く、「就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(18 時 21 分)が最も遅くなっている。

単位：時間

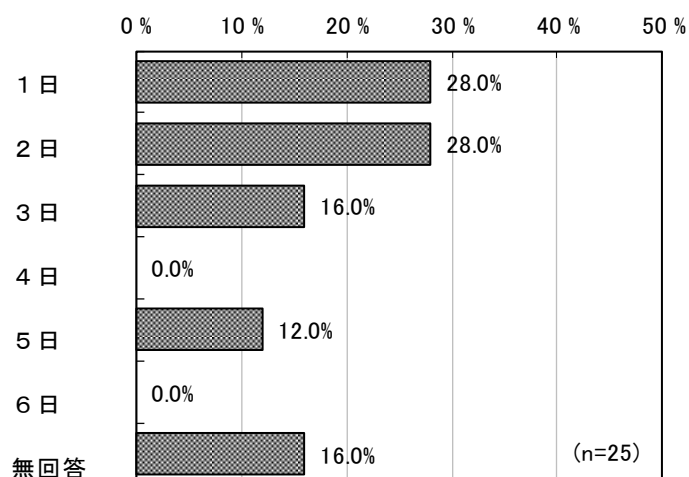
	全体	就労しており、 産休・育休・介護 休業中ではない	就労している が、産休・育休・ 介護休業中である	以前は就労し ていたが、現在 は就労してい ない	これまで就労 したことが ない
平均	18 時 10 分	18 時 21 分	18 時 10 分	16 時 30 分	—

・ファミリーサポート事業

有効回答なし。

・その他（生涯学習センター、公園など）

「1 日」「2 日」(それぞれ 28.0%)が最も多く、「3 日」(16.0%)、「5 日」(12.0%)と続く。平均は 2.3 日となっている。



【母親の就労状況別 小学校高学年の放課後に過ごさせたい場所の1週当たり平均日数】

“就労しており、産休・育休・介護休業中ではない”“以前は就労していたが、現在は就労していない”は「学童クラブ、ねりっこ学童クラブ」が最も多く、“就労しているが、産休・育休・介護休業中である”は「学校応援団ひろば事業、ねりっこひろば」が最も多くなっている。

単位：日

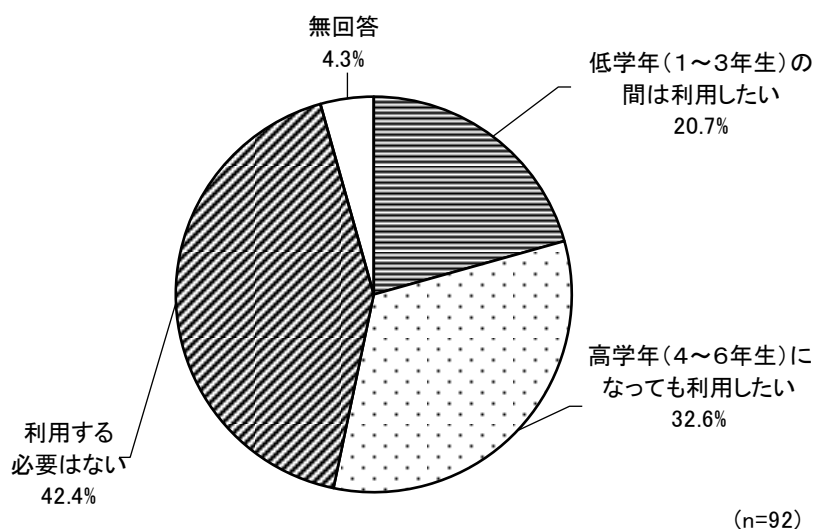
	自宅	祖父母 宅や友人・知 人宅	習い事 (ピアノ教室、サ ッカー クラブ、学 習塾な ど)	児童 館、厚 生文化 館(児童 室)、地 区民館 (児童 開室の 放)	学校 応援団 ひろば 事業、 ねりっ こひろ ば	学童ク ラブ、 ねりっ こ学童 クラブ	ファミ リーサ ポート 事業	その他 (生涯 学習セ ンター、公 園など)
全体	3.0	1.9	2.5	2.1	2.9	3.7	—	2.3
就労しており、産休・ 育休・介護休業中ではない	3.0	1.9	2.4	1.6	3.3	3.8	—	2.2
就労しているが、産休・ 育休・介護休業中である	3.0	1.0	2.6	4.3	5.0	2.0	—	5.0
以前は就労していたが、 現在は就労していない	2.9	1.6	2.7	2.1	2.1	3.4	—	2.0
これまで就労したことがない	—	—	—	—	—	—	—	—

問 45 問 44 の（１）または（２）で、「５．学校応援団ひろば事業、ねりっこひろば」を選んだ方にうかがいます。

土曜日と夏休みなどの長期休業期間に、ひろば事業を利用したいですか。（それぞれ１つに○）

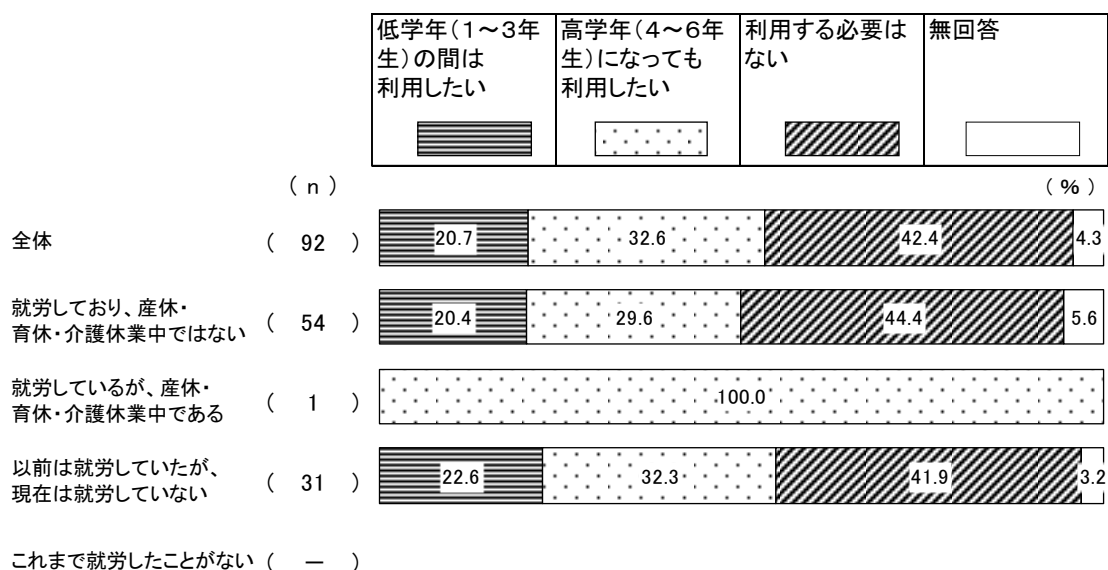
① 土曜日

「低学年（１～３年生）の間は利用したい」「高学年（４～６年生）になっても利用したい」を合わせて『利用したい』と回答した人は 53.3% となっている。



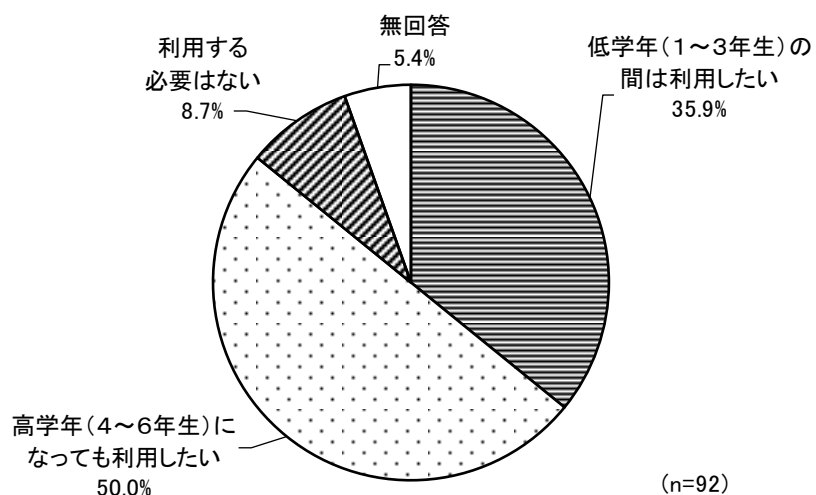
【母親の就労状況別】

すべての就労状況で「低学年（１～３年生）の間は利用したい」「高学年（４～６年生）になっても利用したい」を合わせて『利用したい』と回答した人が 5 割以上となっている。



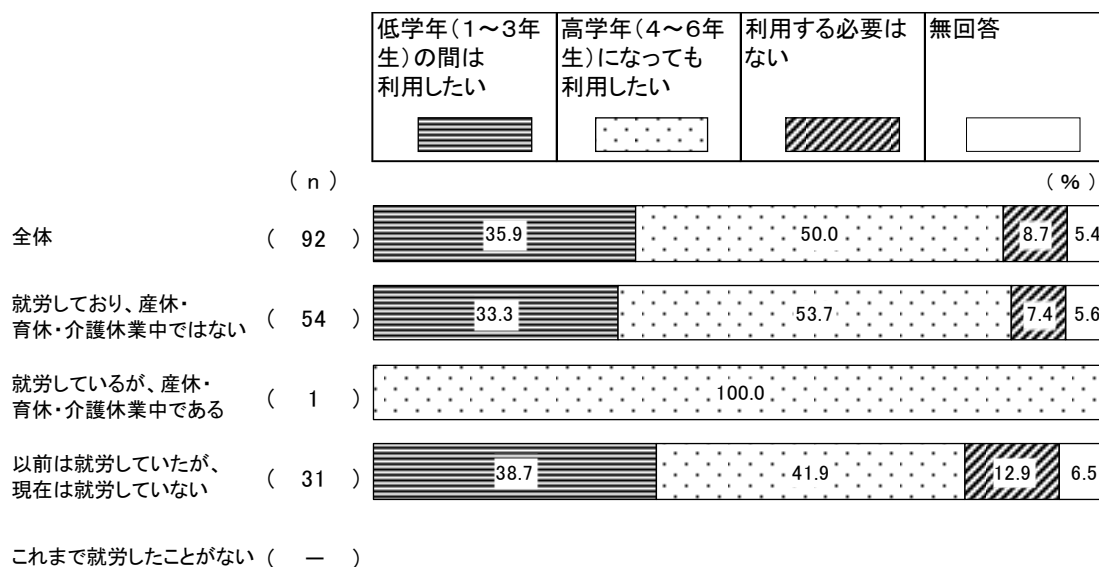
② 夏休みなどの長期休業期間

「低学年（１～３年生）の間は利用したい」「高学年（４～６年生）になっても利用したい」を合わせて『利用したい』と回答した人は 85.9% となっている。



【母親の就労状況別】

すべての就労状況で「低学年（１～３年生）の間は利用したい」「高学年（４～６年生）になっても利用したい」を合わせて『利用したい』と回答した人が 8 割以上となっている。



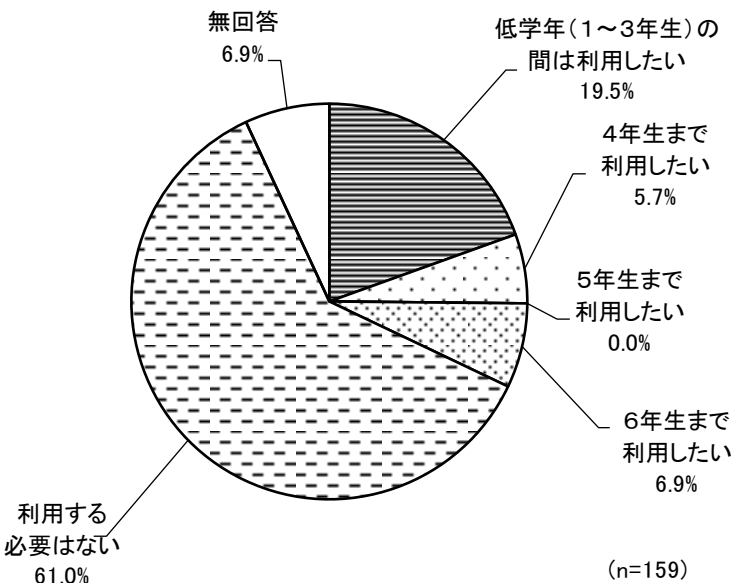
問 46 問 44 の（１）または（２）で、「7. 学童クラブ、ねりっこ学童クラブ」を選んだ方にうかがいます。

土曜日、日曜日・祝日、夏休みなどの長期休業期間に、学童クラブを利用したいですか。（それぞれ１つに○）

また、利用したい時間帯を（ ）内に 24 時間制でご記入ください（例：8 時～19 時）。なお、事業の利用には、原則として月額 5,500 円の保育料がかかります。

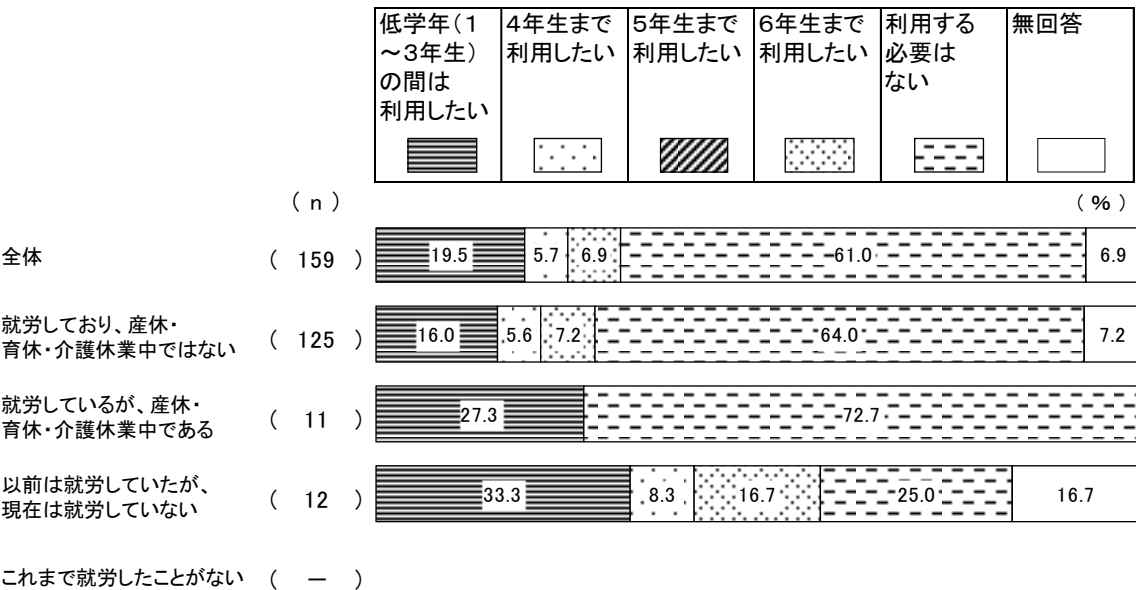
① 土曜日

「利用する必要はない」(61.0%)が最も多く、「低学年（１～３年生）の間は利用したい」(19.5%)、「６年生まで利用したい」(6.9%)と続く。



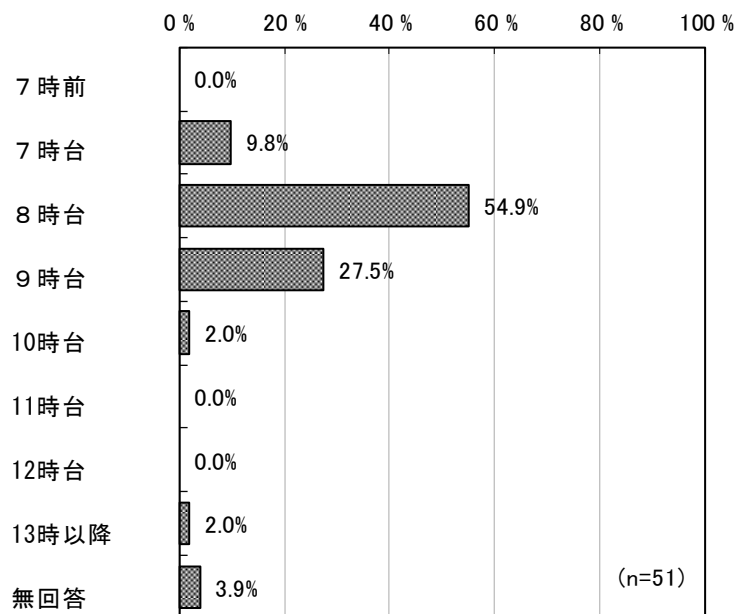
【母親の就労状況別】

“就労しており、産休・育休・介護休業中ではない” “就労しているが、産休・育休・介護休業中である” では「利用する必要はない」が最も多く 6 割以上となっている。



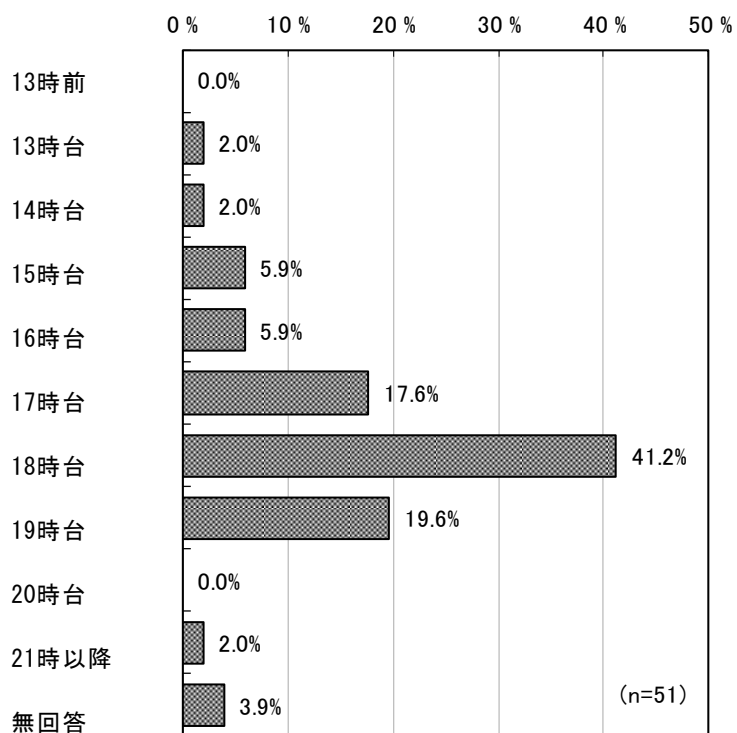
【利用したい時間帯 開始時刻】

「8 時台」(54.9%)が最も多く、「9 時台」(27.5%)、「7 時台」(9.8%)と続く。



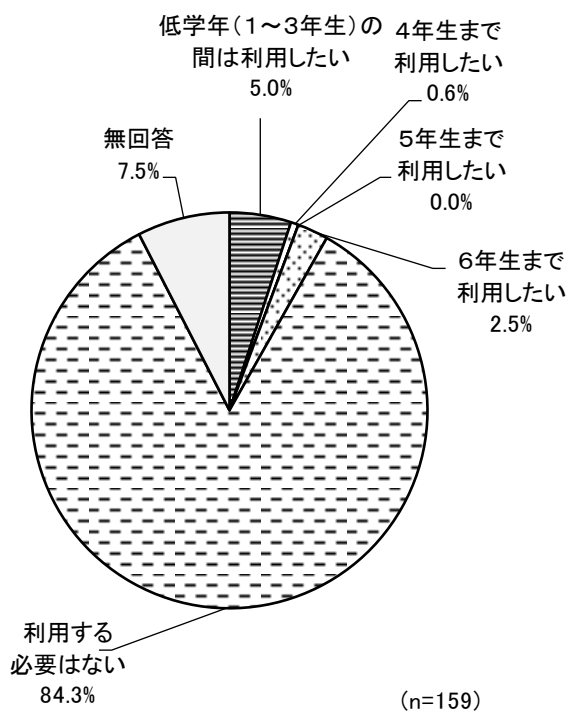
【利用したい時間帯 終了時刻】

「18 時台」(41.2%)が最も多く、「19 時台」(19.6%)、「17 時台」(17.6%)と続く。



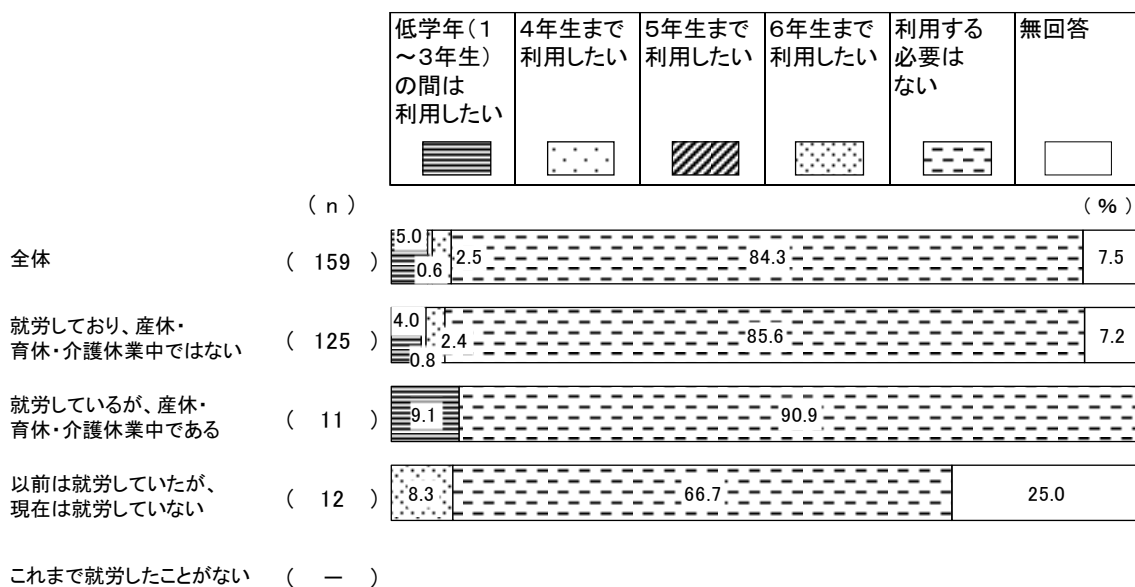
③ 日曜日・祝日

「利用する必要はない」(84.3%)が最も多く、「低学年(1～3年生)の間は利用したい」(5.0%)、「6年生まで利用したい」(2.5%)と続く。



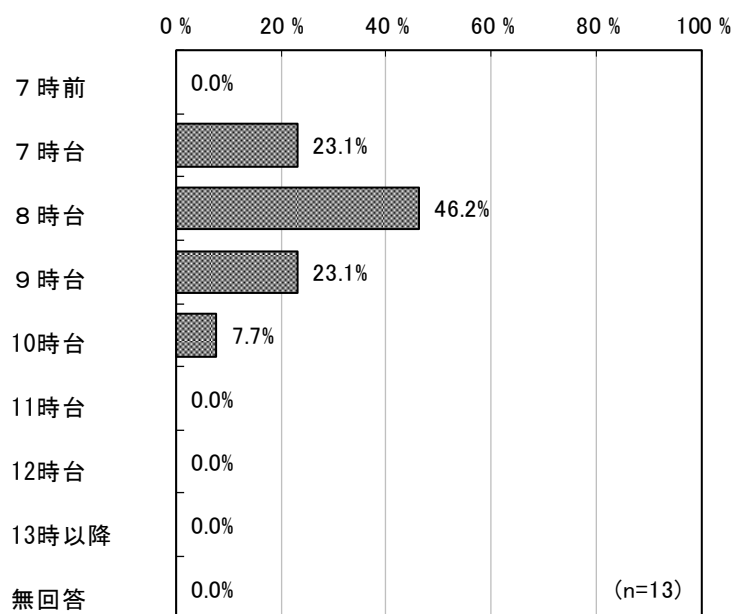
【母親の就労状況別】

“就労しており、産休・育休・介護休業中ではない” “就労しているが、産休・育休・介護休業中である” では「利用する必要はない」が最も多く 8 割半ば以上となっている。



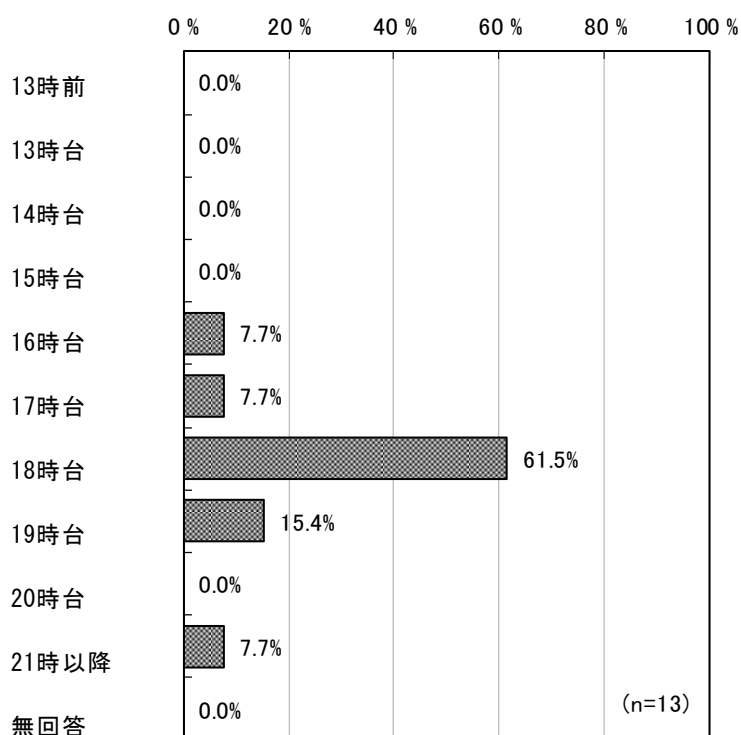
【利用したい時間帯 開始時刻】

「8 時台」(46.2%)が最も多く、「7 時台」「9 時台」(それぞれ 23.1%)、「10 時台」(7.7%)と続く。



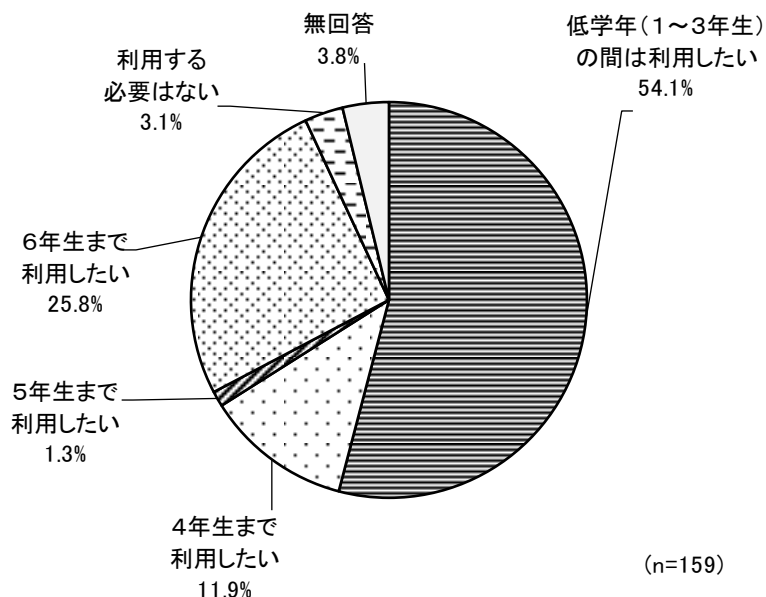
【利用したい時間帯 終了時刻】

「18 時台」(61.5%)が最も多く、「19 時台」(15.4%)、「16 時台」「17 時台」「21 時以降」(それぞれ 7.7%)と続く。



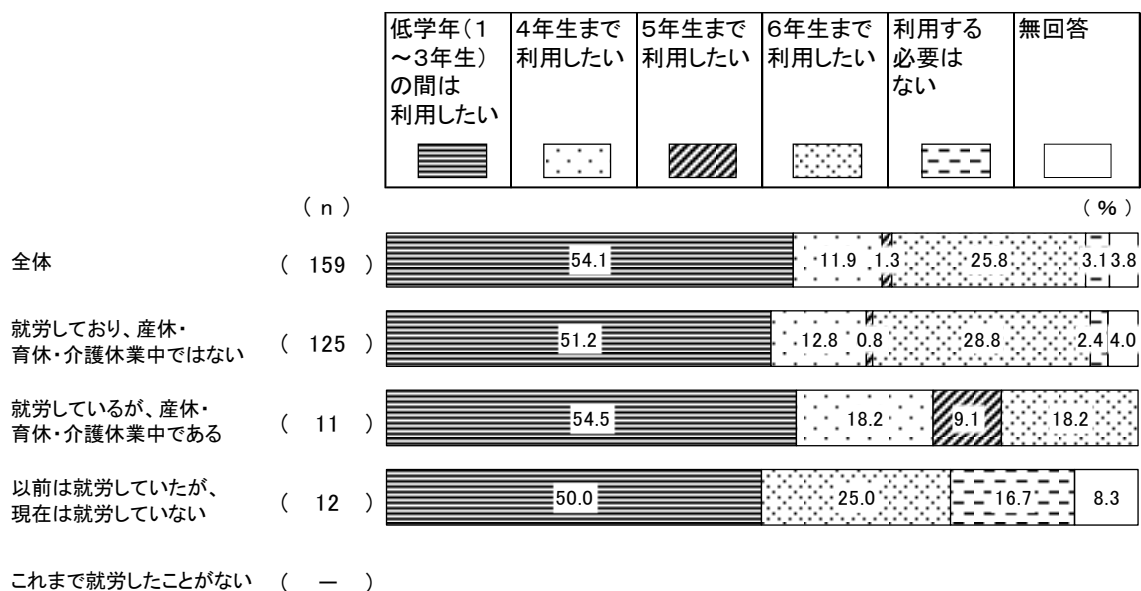
④ 夏休みなどの長期休業期間

「低学年（１～３年生）の間は利用したい」（54.1%）が最も多く、「６年生まで利用したい」（25.8%）、
「４年生まで利用したい」（11.9%）と続く。



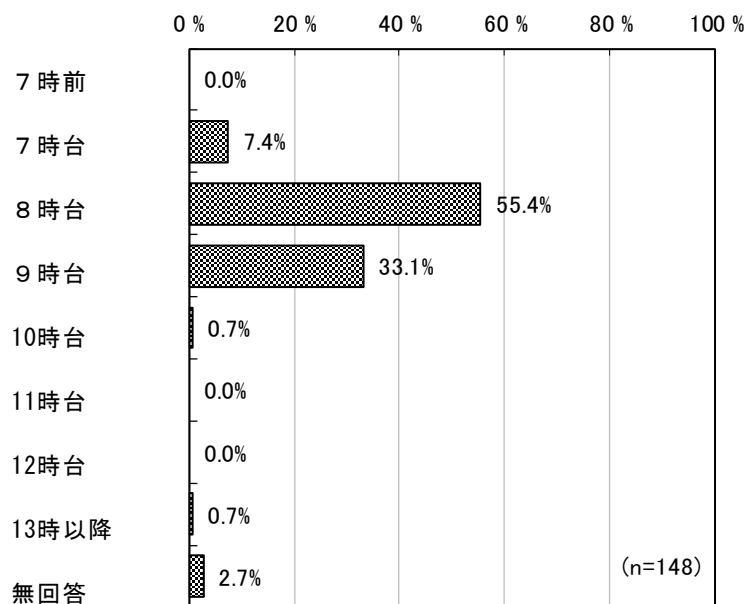
【母親の就労状況別】

いずれの就労状況でも「低学年（１～３年生）の間は利用したい」が５割以上となっている。



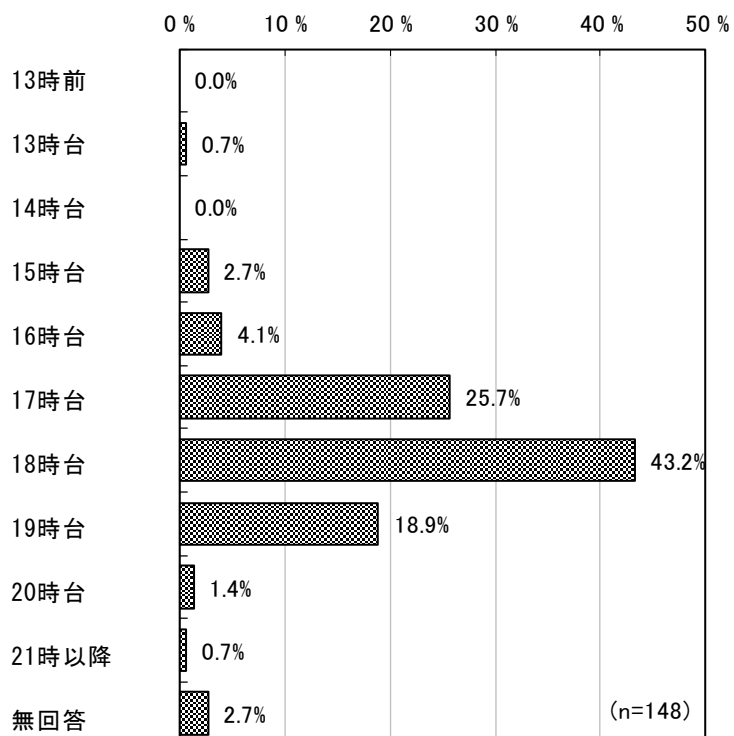
【利用したい時間帯 開始時刻】

「8 時台」(55.4%)が最も多く、「9 時台」(33.1%)、「7 時台」(7.4%)と続く。



【利用したい時間帯 終了時刻】

「18 時台」(43.2%)が最も多く、「17 時台」(25.7%)、「19 時台」(18.9%)と続く。



10. 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

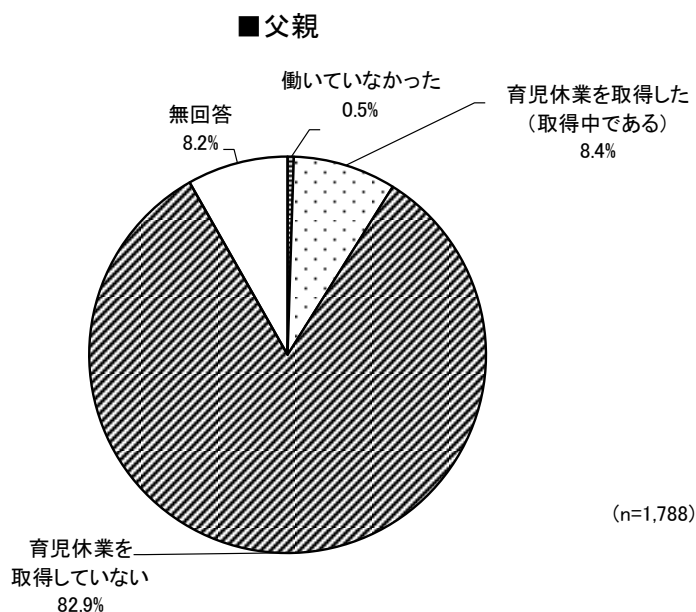
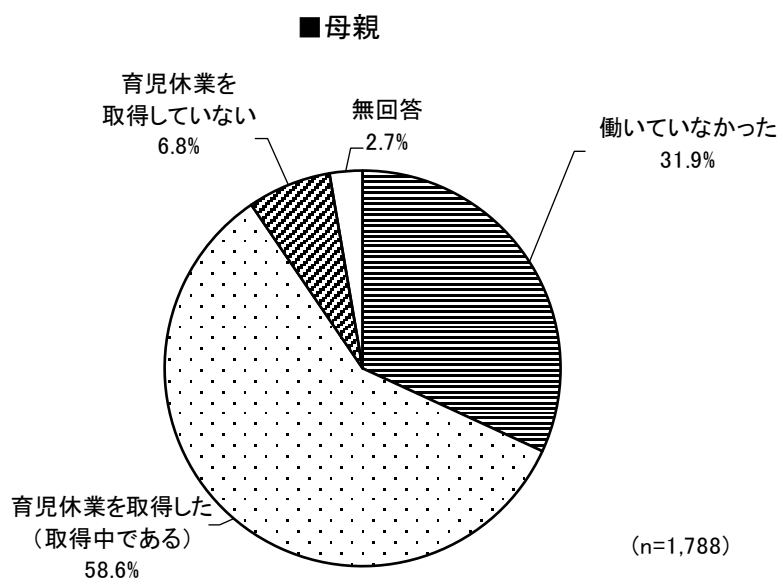
問 47 あて名のお子さんが生まれた時の父母いずれか、もしくは双方の育児休業の取得状況についてお答えください。（それぞれ1つに○）

また、該当する（ ）内に数字をご記入ください。取得していない方はその理由をご記入ください。

① 育児休業の取得の有無

母親は、「育児休業を取得した（取得中である）」（58.6%）が最も多く、「働いていなかった」（31.9%）、「育児休業を取得していない」（6.8%）と続く。

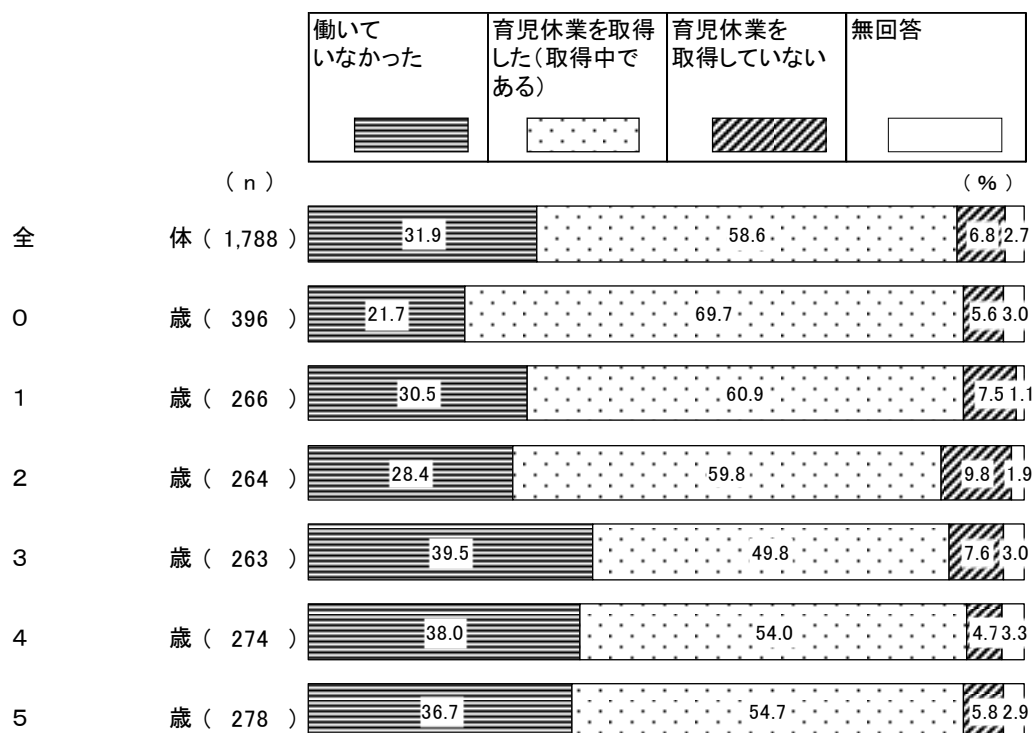
父親は、「育児休業を取得していない」（82.9%）が最も多く、「育児休業を取得した（取得中である）」（8.4%）、「働いていなかった」（0.5%）と続く。



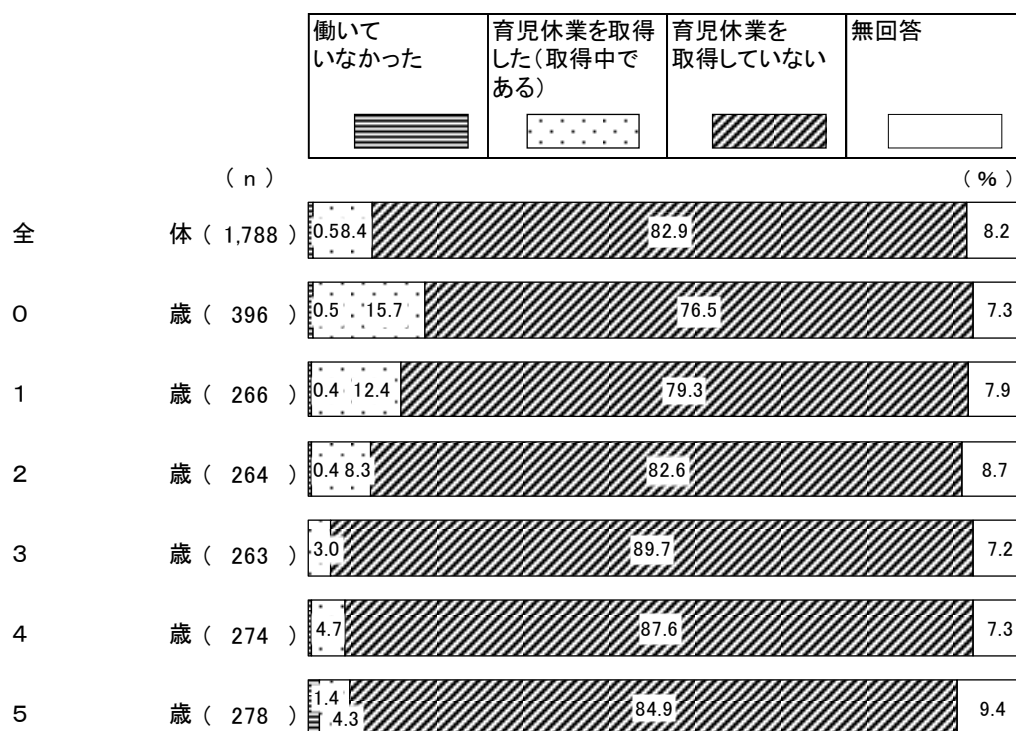
【年齢別】

母親は、“0歳”で「育児休業を取得した（取得中である）」が7割前後となっている。父親は、すべての年齢で「育児休業を取得していない」が7割半ば以上となっている。

■ 母親



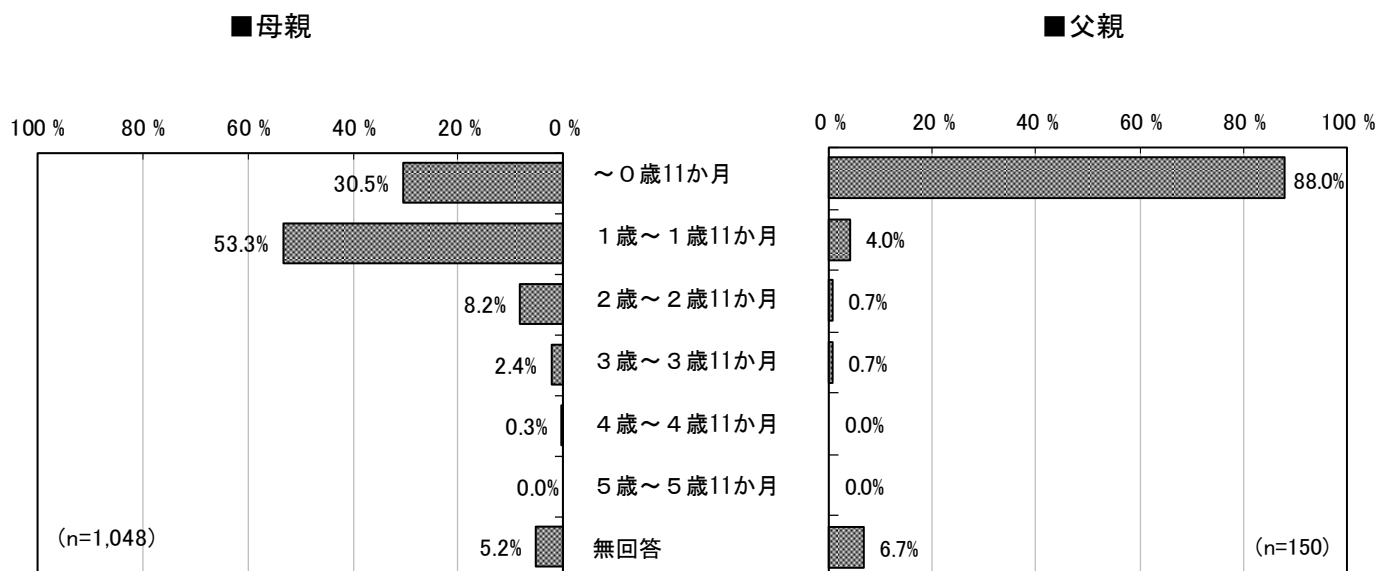
■ 父親



② 育児休業の取得期間

母親は、「1歳～1歳11か月」(53.3%)が最も多く、「～0歳11か月」(30.5%)、「2歳～2歳11か月」(8.2%)と続く。

父親は、「～0歳11か月」(88.0%)が最も多く、「1歳～1歳11か月」(4.0%)と続く。



【年齢別(母親)】

すべての年齢で「1歳～1歳11か月」が最も多く、5割前後となっている。

単位：%

	合計	～0歳11か月	1歳～1歳11か月	2歳～2歳11か月	3歳～3歳11か月	4歳～4歳11か月	5歳～5歳11か月	無回答
全体	1,048	30.5	53.3	8.2	2.4	0.3	—	5.2
0歳	276	33.7	48.9	7.2	2.5	—	—	7.6
1歳	162	21.6	63.6	6.2	2.5	—	—	6.2
2歳	158	30.4	52.5	12.0	1.3	—	—	3.8
3歳	131	29.0	55.7	9.2	3.1	0.8	—	2.3
4歳	148	35.1	52.0	6.8	2.7	—	—	3.4
5歳	152	32.2	50.0	8.6	2.0	0.7	—	6.6

【母親の就労状況別(母親)】

“これまで就労したことがない”を除いて「1歳～1歳11か月」が最も多く5割以上となっている。

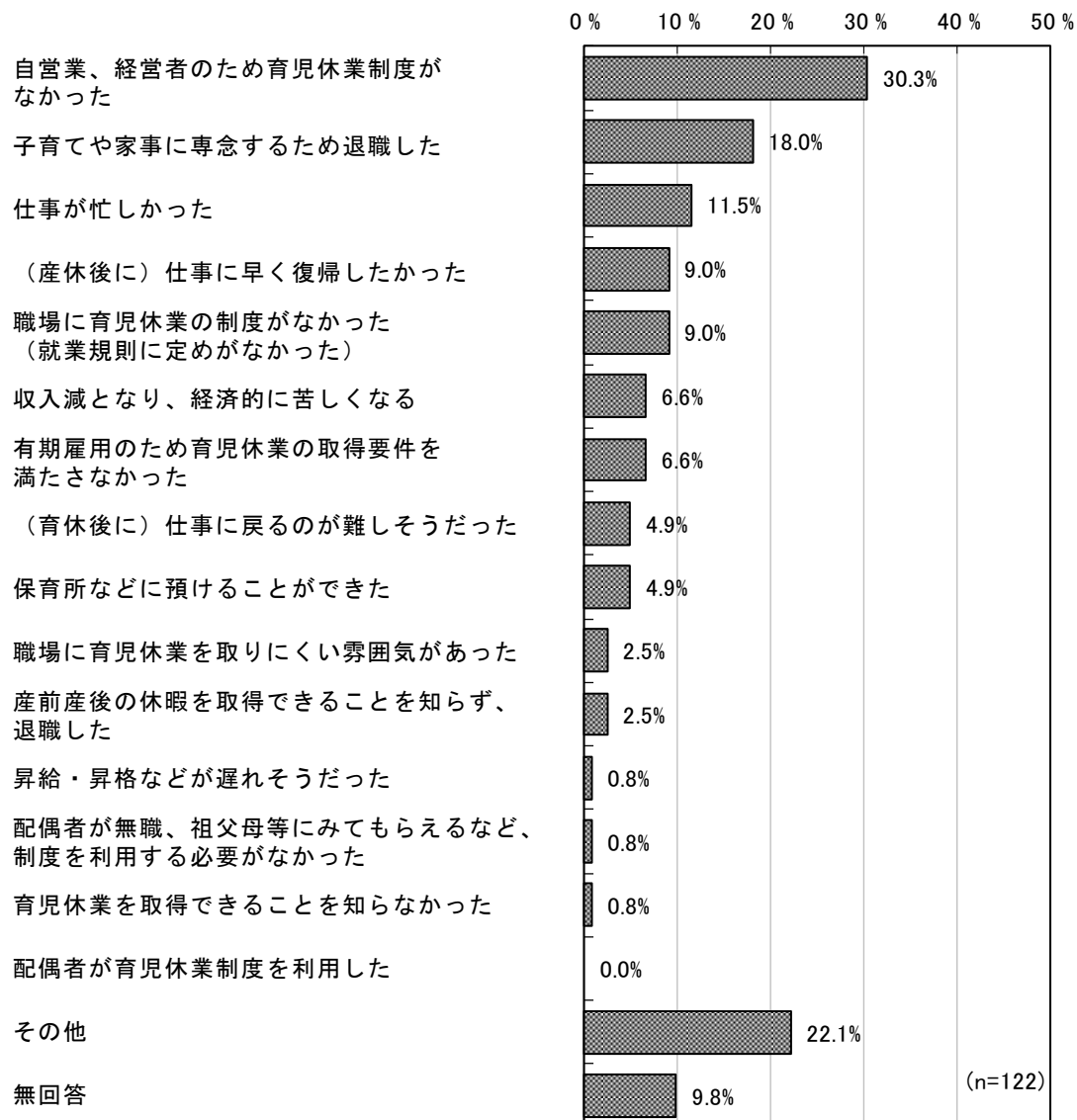
単位：％

	合計	0歳 ～ 11 か月	1歳 ～ 1歳 11 か月	2歳 ～ 2歳 11 か月	3歳 ～ 3歳 11 か月	4歳 ～ 4歳 11 か月	5歳 ～ 5歳 11 か月	無回答
全体	1,048	30.5	53.3	8.2	2.4	0.3	—	5.2
就労しており、産休・ 育休・介護休業中ではない	641	34.2	53.5	6.9	1.6	0.3	—	3.6
就労しているが、産休・ 育休・介護休業中である	298	26.8	50.3	10.1	3.7	0.3	—	8.7
以前は就労していたが、 現在は就労していない	44	13.6	61.4	11.4	6.8	—	—	6.8
これまで就労したことがない	—	—	—	—	—	—	—	—

③ 育児休業を取得しない理由

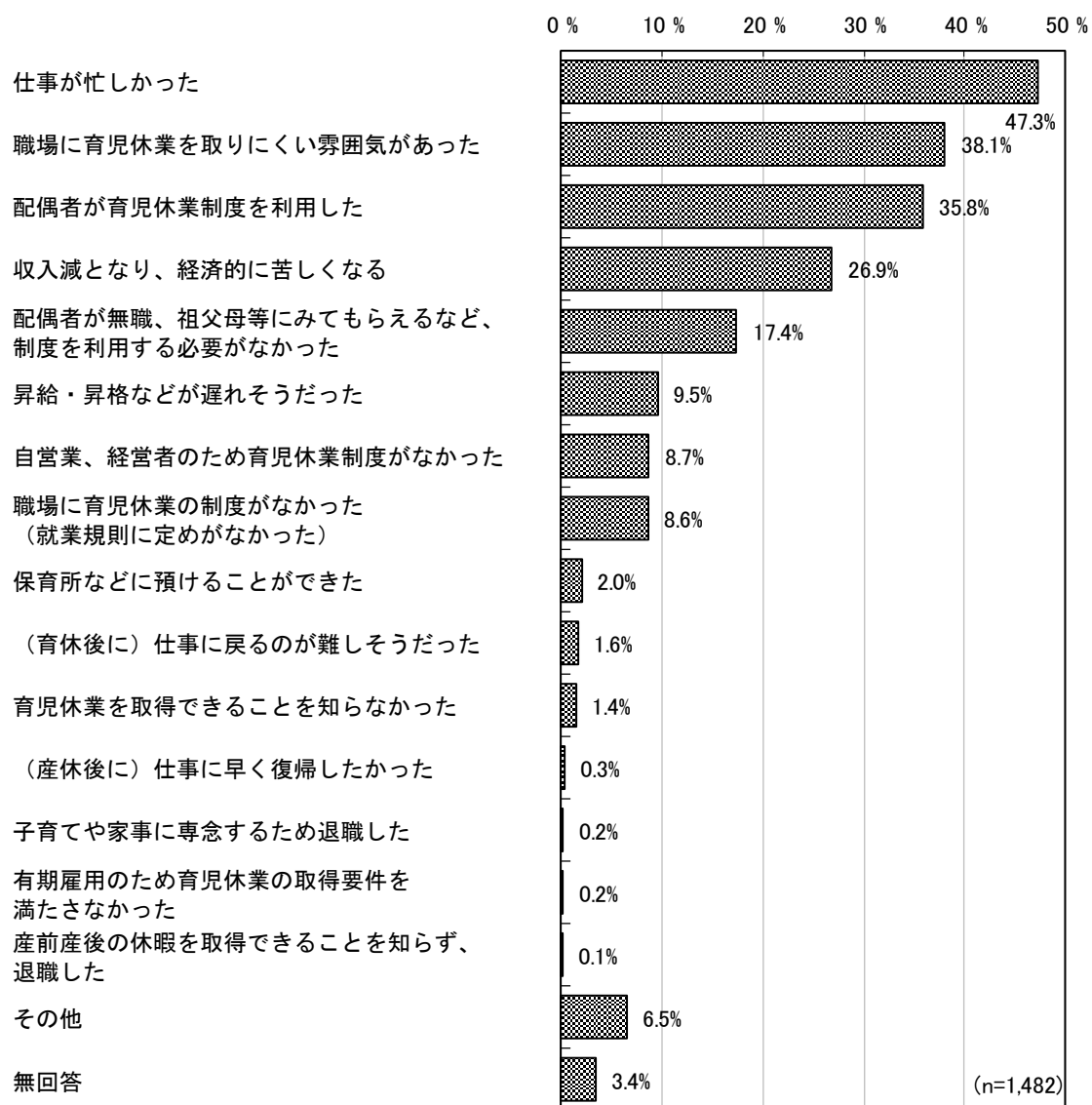
母親は、「自営業、経営者のため育児休業制度がなかった」(30.3%)が最も多く、「子育てや家事に専念するため退職した」(18.0%)、「仕事が忙しかった」(11.5%)と続く。

■ 母親



父親は、「仕事が忙しかった」(47.3%)が最も多く、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(38.1%)、「配偶者が育児休業制度を利用した」(35.8%)と続く。

■父親



【年齢別】

母親は、「子育てや家事に専念するため退職した」「自営業、経営者のため育児休業制度がなかった」の割合が多くなっている。

■母親

単位：％

	合計	職場に育児休業を取りにくい 雰囲気があった	仕事が忙しかった	(産休後に) 仕事に早く復帰したかった	(育休後に) 仕事に戻るのが 難しそうだった	昇給・昇格などが遅れそうだった	収入減となり、経済的に苦しくなる	保育所などに預けることができた	配偶者が育児休業制度を利用した
全体	122	2.5	11.5	9.0	4.9	0.8	6.6	4.9	—
0歳	22	—	9.1	9.1	4.5	—	9.1	—	—
1歳	20	10.0	10.0	15.0	20.0	5.0	15.0	15.0	—
2歳	26	—	7.7	—	—	—	7.7	—	—
3歳	20	—	15.0	10.0	5.0	—	—	10.0	—
4歳	13	—	15.4	15.4	—	—	—	7.7	—
5歳	16	6.3	18.8	12.5	—	—	6.3	—	—

	配偶者が無職、祖父母等にみてもらえる など、制度を利用する必要がなかった	子育てや家事に専念するため退職した	職場に育児休業の制度がなかった (就業規則に定めがなかった)	自営業、経営者のため育児休業制度が なかった	有期雇用のため育児休業の取得要件を 満たさなかった	育児休業を取得できることを 知らなかった	産前産後の休暇を取得できることを 知らず、退職した	その他	無回答
全体	0.8	18.0	9.0	30.3	6.6	0.8	2.5	22.1	9.8
0歳	4.5	18.2	4.5	36.4	9.1	—	—	18.2	9.1
1歳	—	15.0	15.0	20.0	—	5.0	5.0	40.0	5.0
2歳	—	23.1	7.7	30.8	7.7	—	3.8	26.9	15.4
3歳	—	15.0	5.0	40.0	10.0	—	5.0	10.0	10.0
4歳	—	23.1	7.7	23.1	7.7	—	—	15.4	7.7
5歳	—	18.8	12.5	18.8	6.3	—	—	18.8	12.5

父親は、「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「配偶者が育児休業制度を利用した」の割合が多くなっている。

■父親

単位：％

	合計	職場に育児休業を取りにくい 雰囲気があった	仕事が忙しかった	(産休後に) 仕事に早く復帰したかった	(育児後に) 仕事に戻るのが 難しそうだった	昇給・昇格などが遅れそうだった	収入減となり、経済的に苦しくなる	保育所などに預けることができた	配偶者が育児休業制度を利用した
全体	1,482	38.1	47.3	0.3	1.6	9.5	26.9	2.0	35.8
0歳	303	36.3	41.9	0.7	1.7	9.2	32.0	1.0	43.2
1歳	211	37.9	48.8	0.5	1.9	10.0	28.0	3.3	31.8
2歳	218	43.6	49.1	0.5	2.8	11.0	27.5	2.3	44.5
3歳	236	39.4	50.8	—	0.8	8.9	23.3	2.5	28.4
4歳	240	40.8	46.7	0.4	2.1	10.0	24.2	1.3	35.4
5歳	236	32.6	47.5	—	0.4	8.5	25.4	1.7	32.2

	配偶者が無職、祖父母等にみてもらえる など、制度を利用する必要がなかった	子育てや家事に専念するため退職した	職場に育児休業の制度がなかった (就業規則に定めがなかった)	自営業、経営者のため育児休業制度が なかった	有期雇用のため育児休業の取得要件を 満たさなかった	育児休業を取得できることを 知らなかった	産前産後の休暇を取得できることを 知らず、退職した	その他	無回答
全体	17.4	0.2	8.6	8.7	0.2	1.4	0.1	6.5	3.4
0歳	13.9	0.3	8.9	7.3	—	1.7	—	9.2	4.3
1歳	12.8	—	9.0	8.5	0.5	1.4	—	9.0	4.7
2歳	18.3	—	9.2	7.3	—	1.4	0.5	4.6	3.2
3歳	21.6	—	7.6	12.3	—	1.3	—	4.2	1.3
4歳	17.5	0.4	7.9	6.3	0.8	0.8	—	5.4	3.3
5歳	22.0	0.4	7.2	9.7	—	2.1	0.4	6.8	3.4

【母親の就労状況別（母親）】

“就労しており、産休・育休・介護休業中ではない”は「自営業、経営者のため育児休業制度がなかった」が最も多く、“以前は就労していたが、現在は就労していない”は「子育てや家事に専念するため退職した」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	職場に育児休業を取りにくい 雰囲気があった	仕事が忙しかった	復帰したかった （産休後に）仕事に早く	（育休後に）仕事に戻るのが 難しそうだった	昇給・昇格などが遅れそうだった	収入減となり、経済的に苦しくなる	保育所などに預けることができた	配偶者が育児休業制度を利用した
全体	122	2.5	11.5	9.0	4.9	0.8	6.6	4.9	—
就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	82	2.4	14.6	11.0	1.2	1.2	9.8	7.3	—
就労しているが、産休・育休・介護休業中である	5	—	—	—	—	—	—	—	—
以前は就労していたが、現在は就労していない	29	3.4	6.9	6.9	13.8	—	—	—	—
これまで就労したことがない	—	—	—	—	—	—	—	—	—

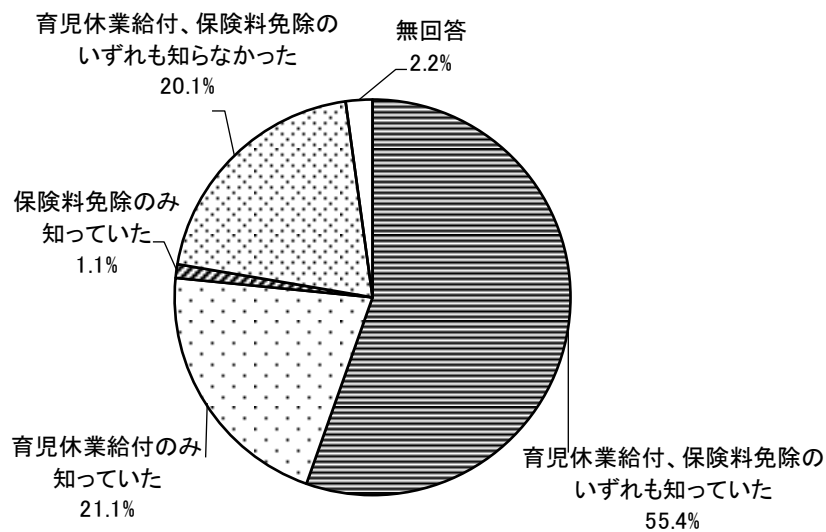
	配偶者が無職、祖父母等にみてもらえる など、制度を利用する必要がなかった	子育てや家事に専念するため退職した	職場に育児休業の制度がなかった （就業規則に定めがなかった）	自営業、経営者のため育児休業制度が なかった	有期雇用のため育児休業の取得要件を 満たさなかった	育児休業を取得できることを 知らなかった	産前産後の休暇を取得できることを 知らず、退職した	その他	無回答
全体	0.8	18.0	9.0	30.3	6.6	0.8	2.5	22.1	9.8
就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	1.2	4.9	9.8	40.2	7.3	—	1.2	22.0	8.5
就労しているが、産休・育休・介護休業中である	—	—	20.0	40.0	—	—	—	20.0	20.0
以前は就労していたが、現在は就労していない	—	62.1	3.4	6.9	6.9	3.4	6.9	17.2	6.9
これまで就労したことがない	—	—	—	—	—	—	—	—	—

問 48 子どもが原則 1 歳になるまで育児休業給付※¹が支給される仕組みや、子どもが満 3 歳になるまでの育児休業等※²の期間は健康保険および厚生年金保険の保険料が免除になる仕組みがあります。この仕組みをご存じでしたか。（1 つに○）

※ 1 保育所における保育の実施が行われないなど、一定の要件を満たす場合は 1 歳 6 か月または 2 歳まで

※ 2 法定の育児休業および企業が法定を上回る期間設けた育児休業に準ずる措置

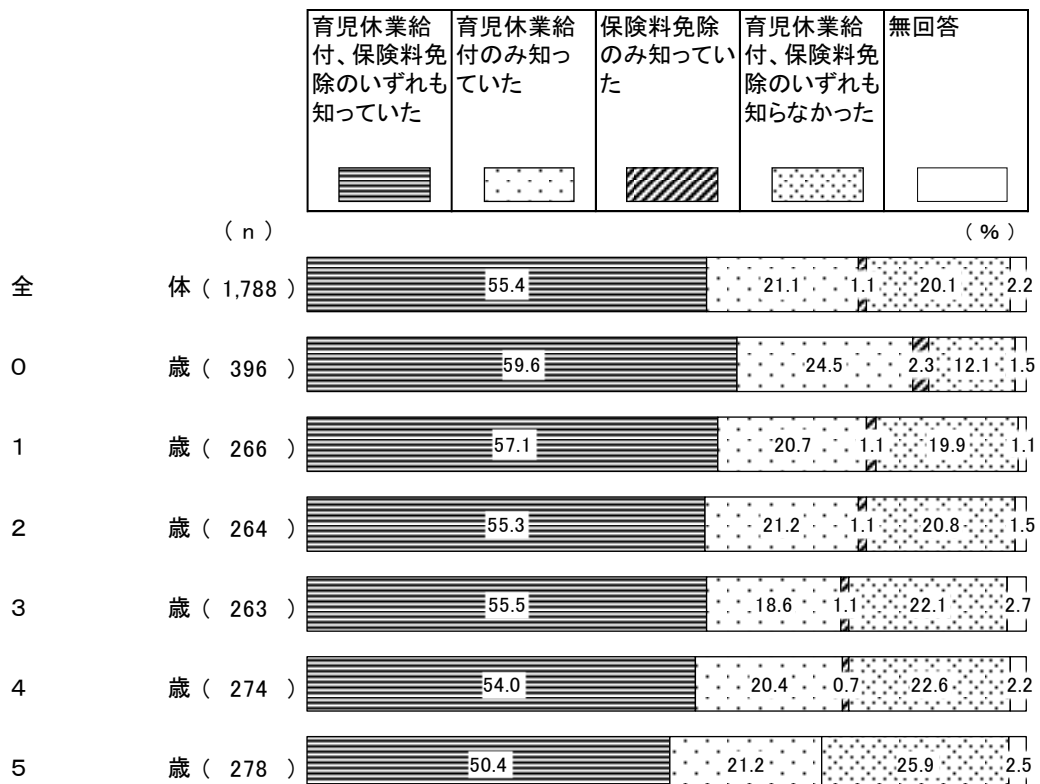
「育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた」(55.4%)が最も多く、「育児休業給付のみ知っていた」(21.1%)、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」(20.1%)、「保険料免除のみ知っていた」(1.1%)と続く。



【年齢別】

(n=1,788)

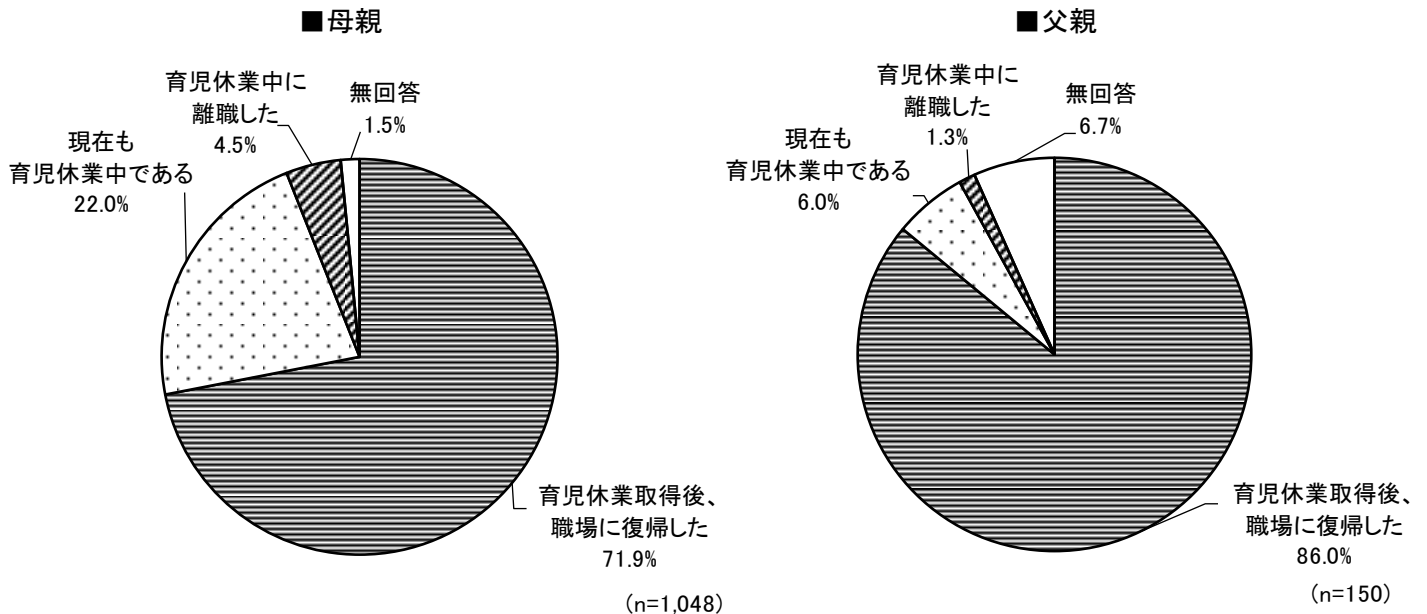
年齢が上がるにつれて「育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた」が少なくなる傾向がみられる。



問 49 問 47 で「2. 育児休業を取得した（取得中である）」を選んだ方にうかがいます。
育児休業取得後、職場に復帰しましたか。（1 つに○）

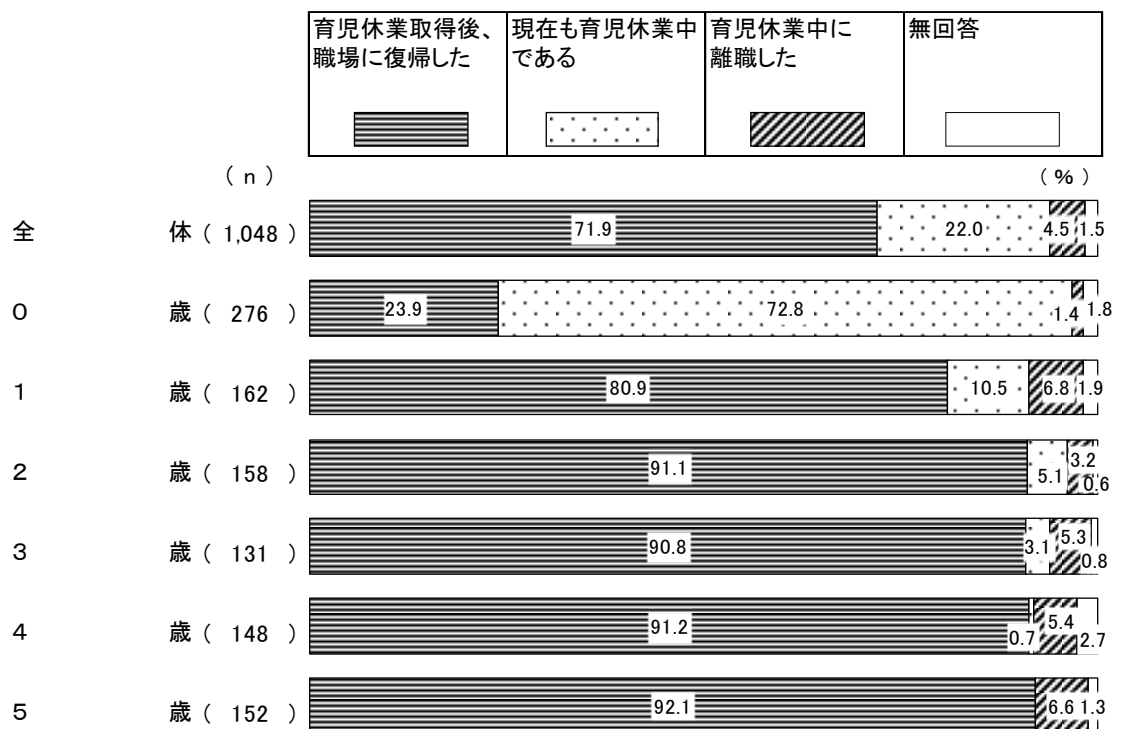
母親は、「育児休業取得後、職場に復帰した」（71.9%）が最も多く、「現在も育児休業中である」（22.0%）、「育児休業中に離職した」（4.5%）と続く。

父親は、「育児休業取得後、職場に復帰した」（86.0%）が最も多く、「現在も育児休業中である」（6.0%）、「育児休業中に離職した」（1.3%）と続く。



【年齢別(母親)】

“0 歳”で「現在も育児休業中である」が最も多いが、それ以外の年齢では「育児休業取得後、職場に復帰した」が8割以上となっている。



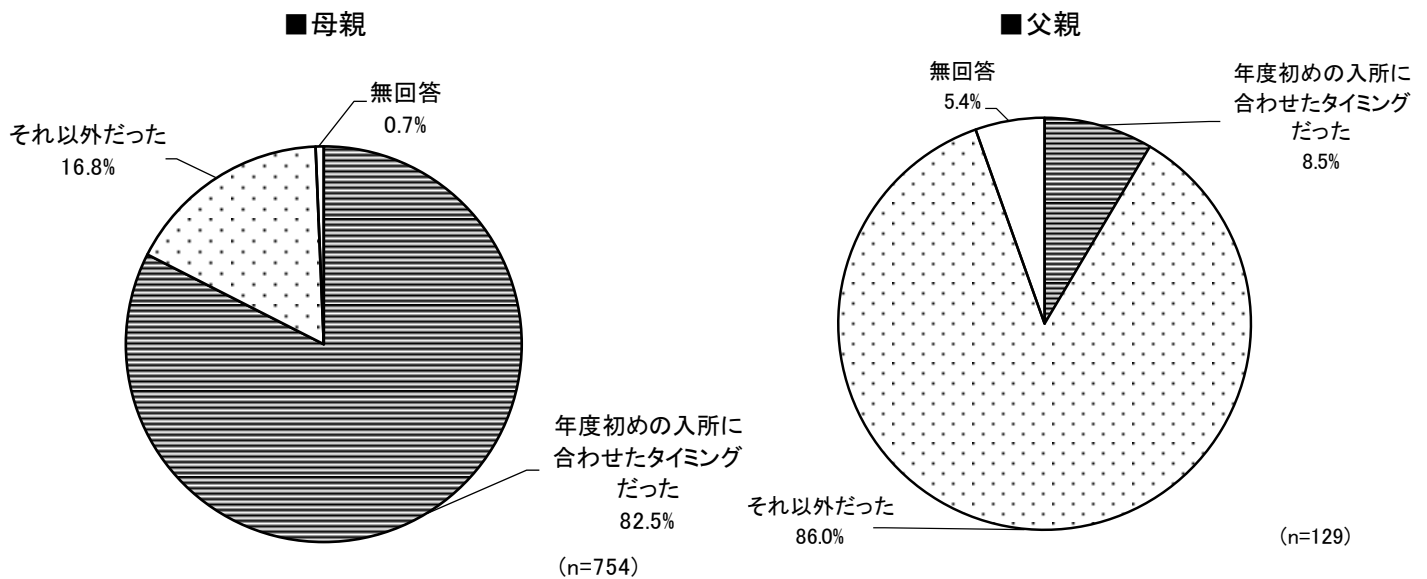
問 50 問 49 で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」を選んだ方にうかがいます。

育児休業から職場に復帰したのは、年度初めの保育所入所に合わせたタイミングでしたか。あるいはそれ以外でしたか。（1つに○）

※年度初めでの認可保育所入所を希望して、1月～2月頃復帰して一時的に認可外保育所に入所した場合なども「1.」にあてはまります。また、年度初めでの入所を希望して復帰したが、実際には希望する保育所に入所できなかったという場合も「1.」を選んでください。

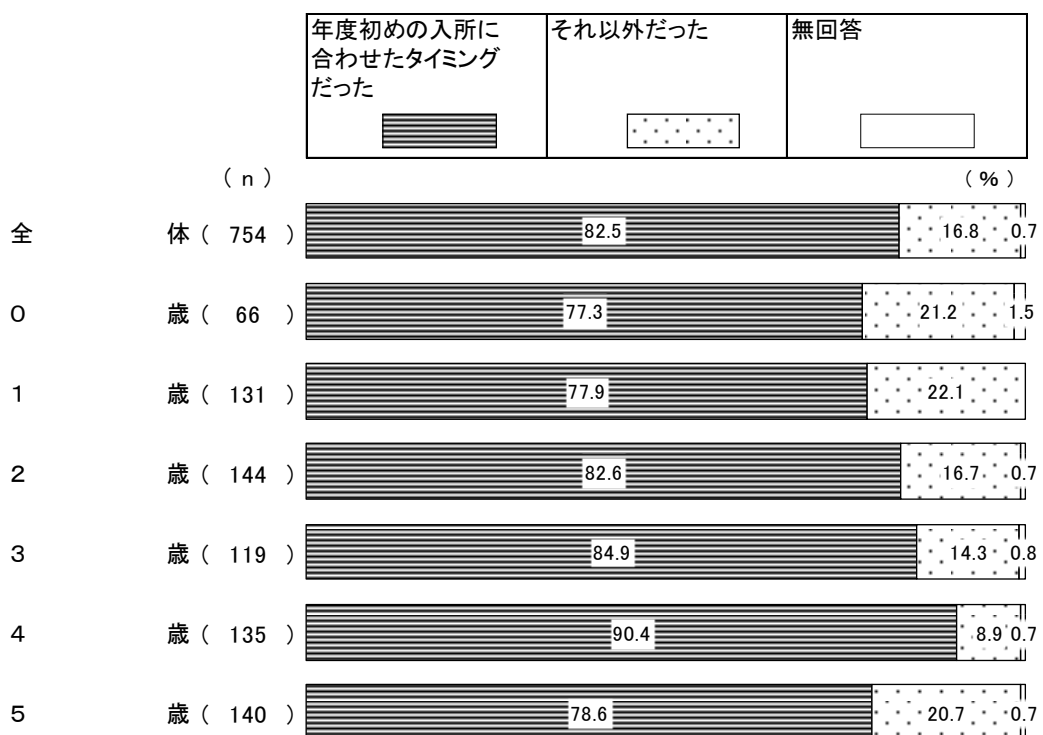
母親は、「年度初めの入所に合わせたタイミングだった」（82.5%）、「それ以外だった」（16.8%）となっている。

父親は、「それ以外だった」（86.0%）、「年度初めの入所に合わせたタイミングだった」（8.5%）となっている。



【年齢別(母親)】

すべての年齢で「年度初めの入所に合わせたタイミングだった」が7割半ば以上となっている。

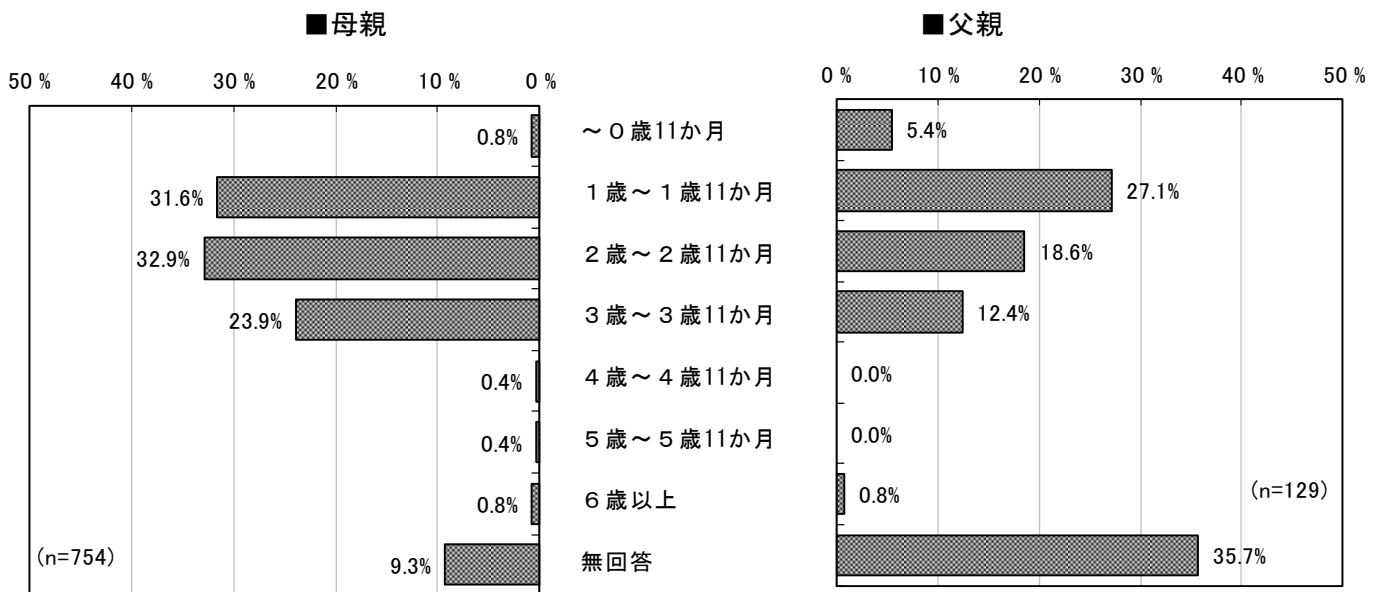


問 51 お勤め先で取得可能な期間、実際の取得期間、希望取得期間について、()
内に数字をご記入ください。
また、実際の取得期間と希望の取得期間が異なる方は、その理由もお答えください。

① 勤め先の育児休業取得可能期間

母親は、「2歳～2歳11か月」(32.9%)が最も多く、「1歳～1歳11か月」(31.6%)、「3歳～3歳11か月」(23.9%)と続く。

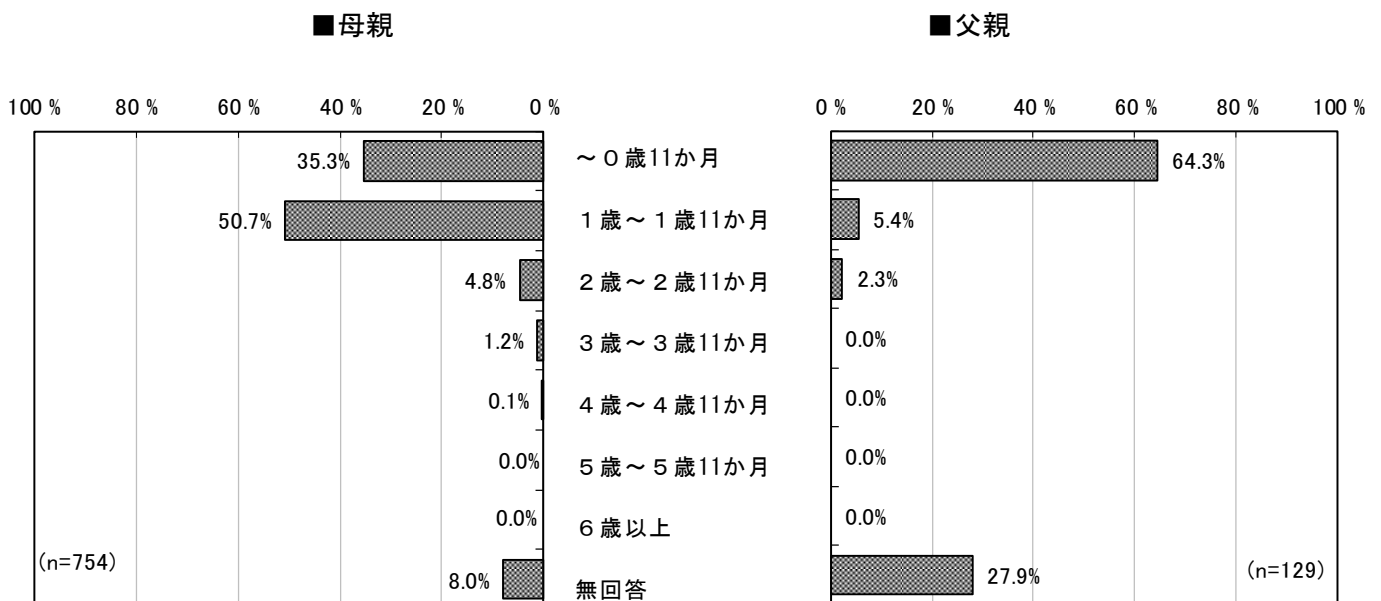
父親は、「1歳～1歳11か月」(27.1%)が最も多く、「2歳～2歳11か月」(18.6%)、「3歳～3歳11か月」(12.4%)と続く。



② 実際の育児休業取得期間

母親は、「1歳～1歳11か月」(50.7%)が最も多く、「～0歳11か月」(35.3%)、「2歳～2歳11か月」(4.8%)と続く。

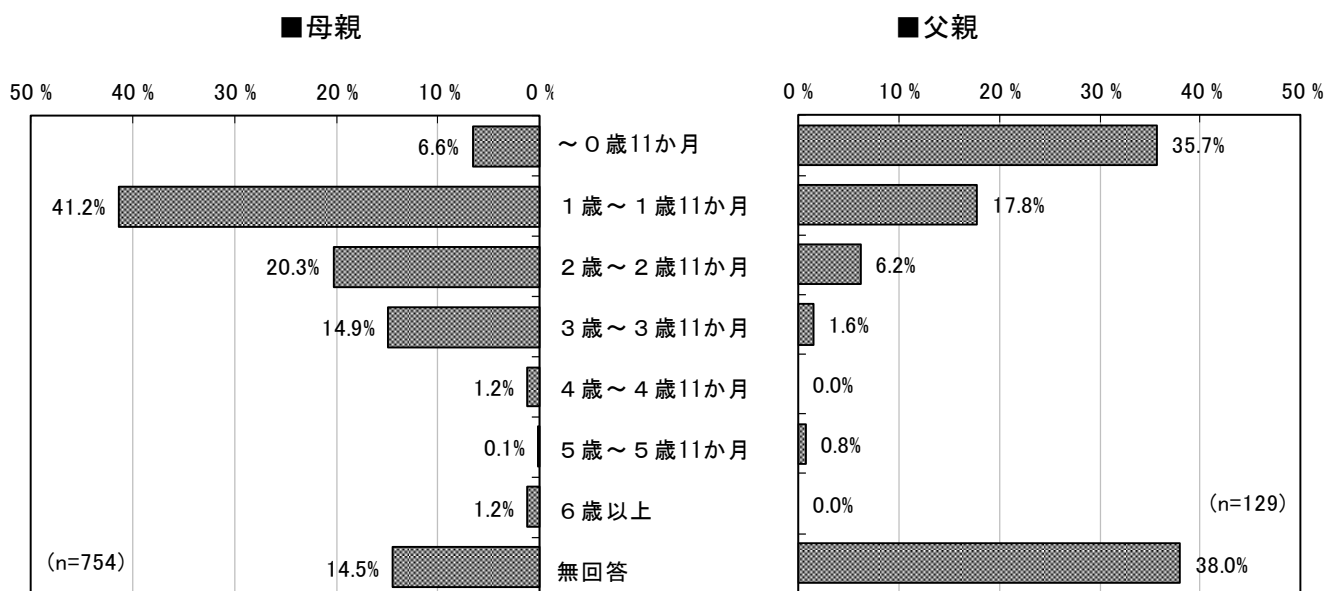
父親は、「～0歳11か月」(64.3%)が最も多く、「1歳～1歳11か月」(5.4%)と続く。



③ 希望の育児休業取得期間

母親は、「1歳～1歳11か月」(41.2%)が最も多く、「2歳～2歳11か月」(20.3%)、「3歳～3歳11か月」(14.9%)と続く。

父親は、「～0歳11か月」(35.7%)が最も多く、「1歳～1歳11か月」(17.8%)、「2歳～2歳11か月」(6.2%)と続く。



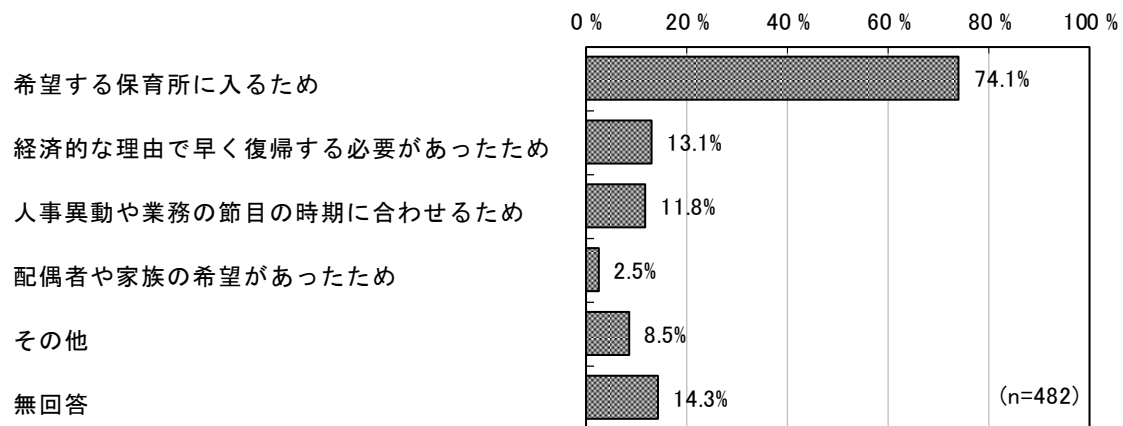
【実際の取得期間と希望の取得期間が異なる理由】

① 希望より早く復帰した方

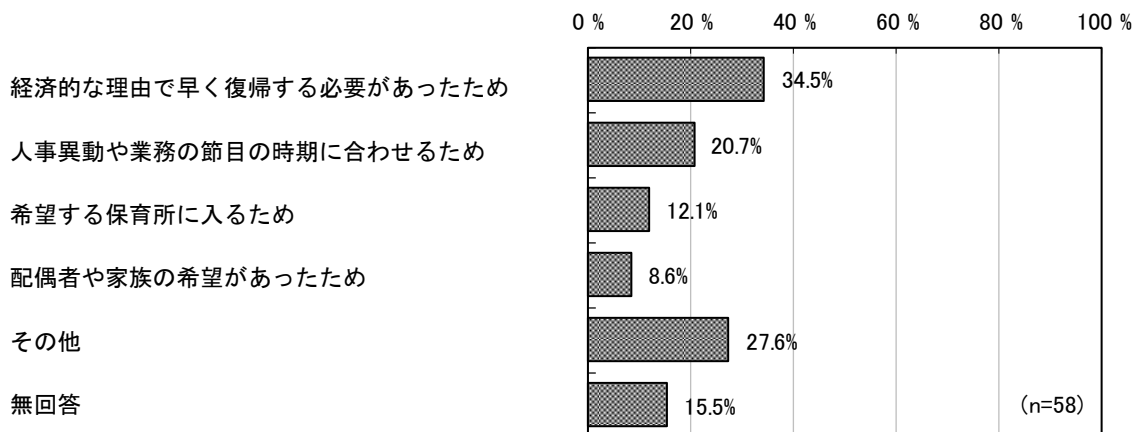
母親は、「希望する保育所に入るため」(74.1%)が最も多く、「経済的な理由で早く復帰する必要があったため」(13.1%)、「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」(11.8%)と続く。

父親は、「経済的な理由で早く復帰する必要があったため」(34.5%)が最も多く、「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」(20.7%)、「希望する保育所に入るため」(12.1%)と続く。

■ 母親



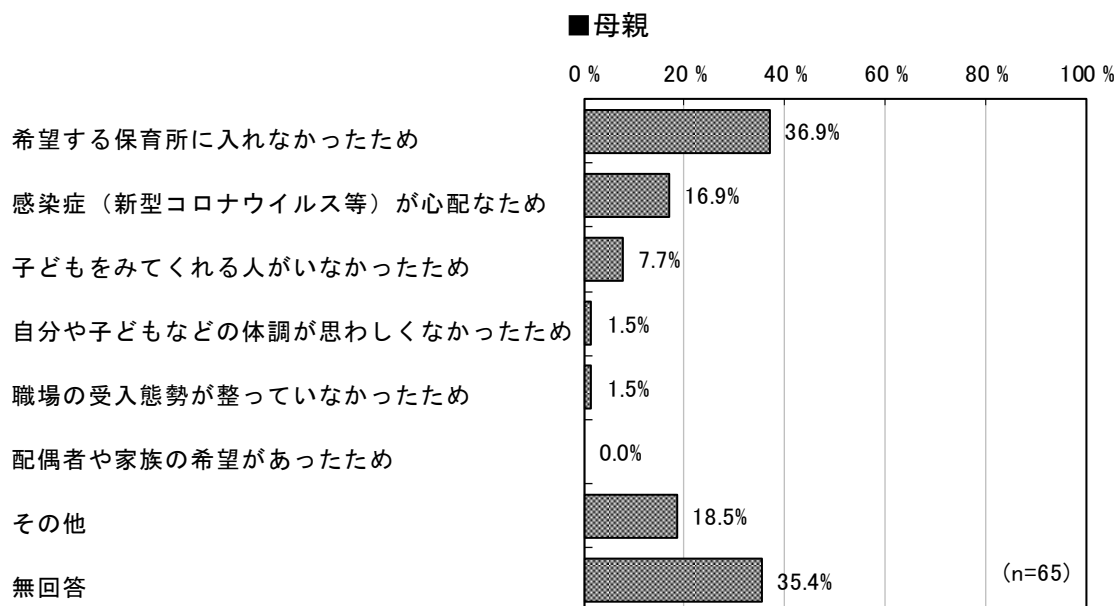
■ 父親



② 希望より遅く復帰した方

母親は、「希望する保育所に入れなかったため」(36.9%)が最も多く、「感染症（新型コロナウイルス等）が心配なため」(16.9%)、「子どもをみてくれる人がいなかったため」(7.7%)、と続く。

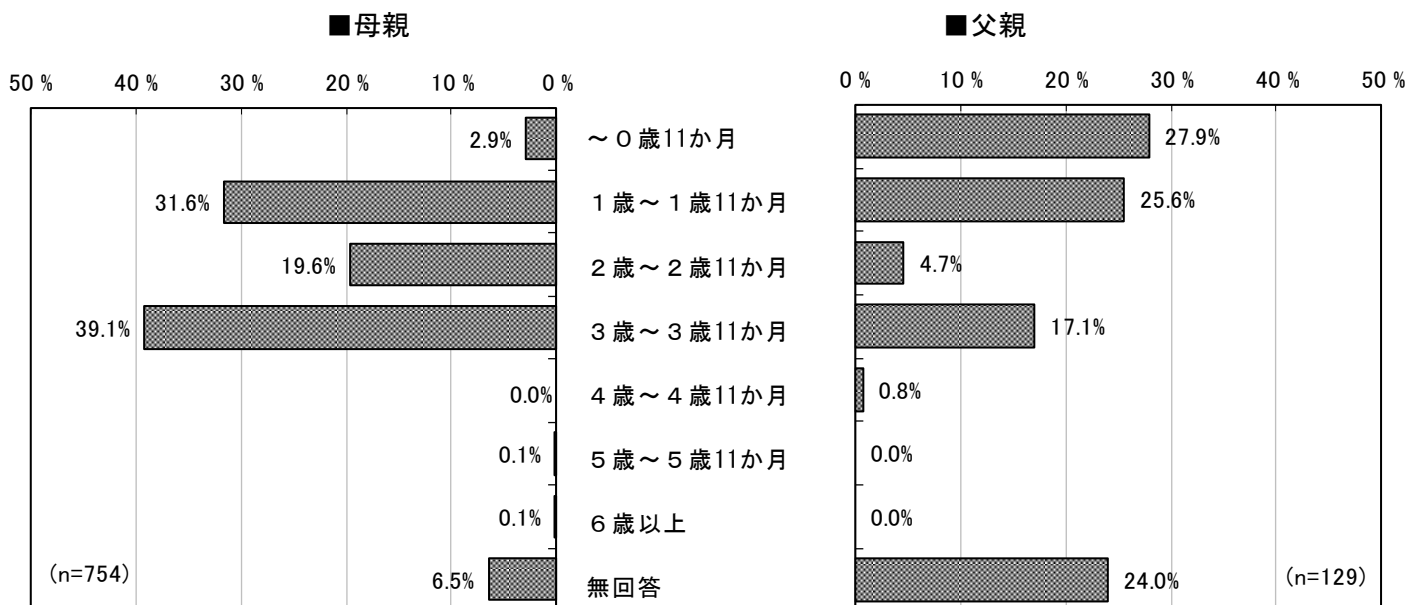
父親は、有効回答なし。



問 52 お勤め先に、育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合、希望としてはお子さんが何歳何か月のときまで休暇を取りたかったですか。() 内に数字をご記入ください。

母親は、「3歳～3歳11か月」(39.1%)が最も多く、「1歳～1歳11か月」(31.6%)、「2歳～2歳11か月」(19.6%)と続く。

父親は、「～0歳11か月」(27.9%)が最も多く、「1歳～1歳11か月」(25.6%)、「3歳～3歳11か月」(17.1%)と続く。

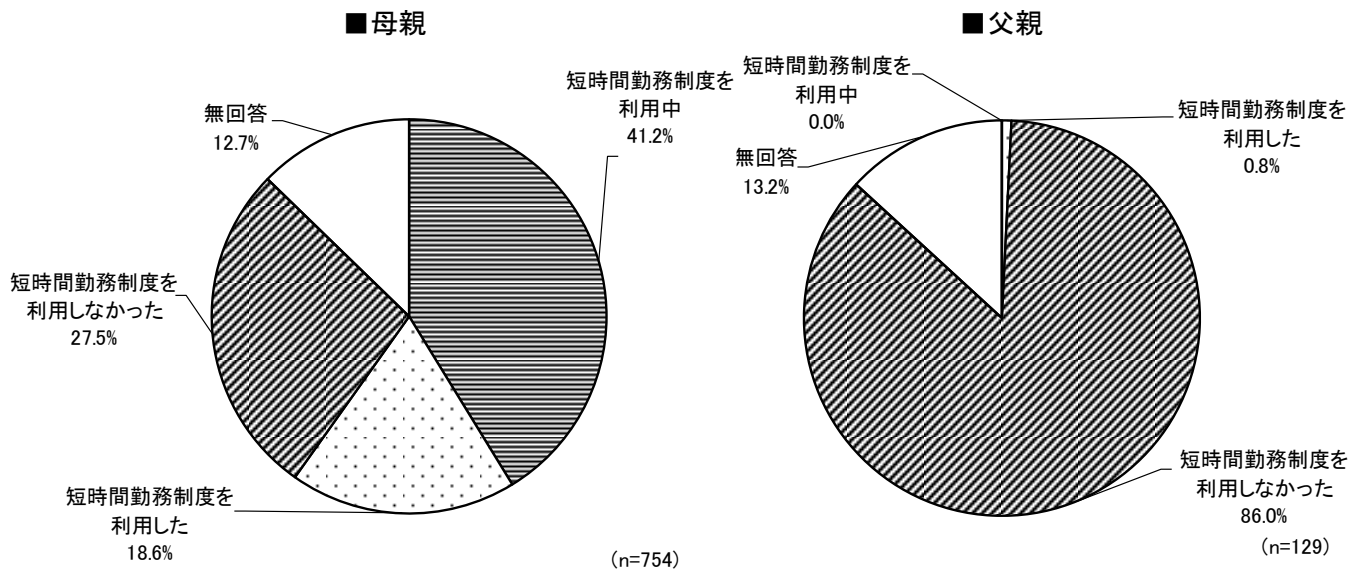


問 53 育児休業からの職場復帰時に、短時間勤務制度を利用していますか（利用しましたか）。

また、お勤め先の短時間勤務制度の期間内で、お子さんが何歳何か月のときまで取
りたいですか（取りたかったですか。）。あてはまる番号 1 つに○をつけ、（ ）内
に数字をご記入ください。

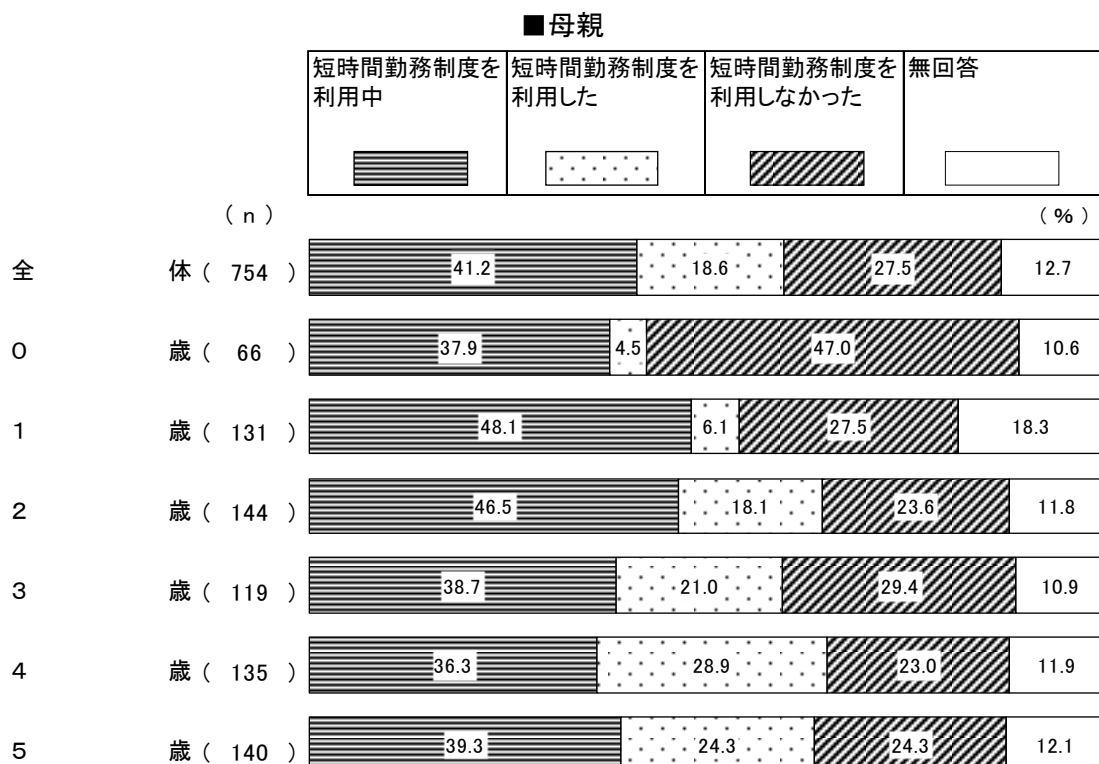
母親は、「短時間勤務制度を利用中」(41.2%)が最も多く、「短時間勤務制度を利用しなかった」
(27.5%)、「短時間勤務制度を利用した」(18.6%)と続く。

父親は、「短時間勤務制度を利用しなかった」(86.0%)が最も多く、「短時間勤務制度を利用した」
(0.8%)と続く。



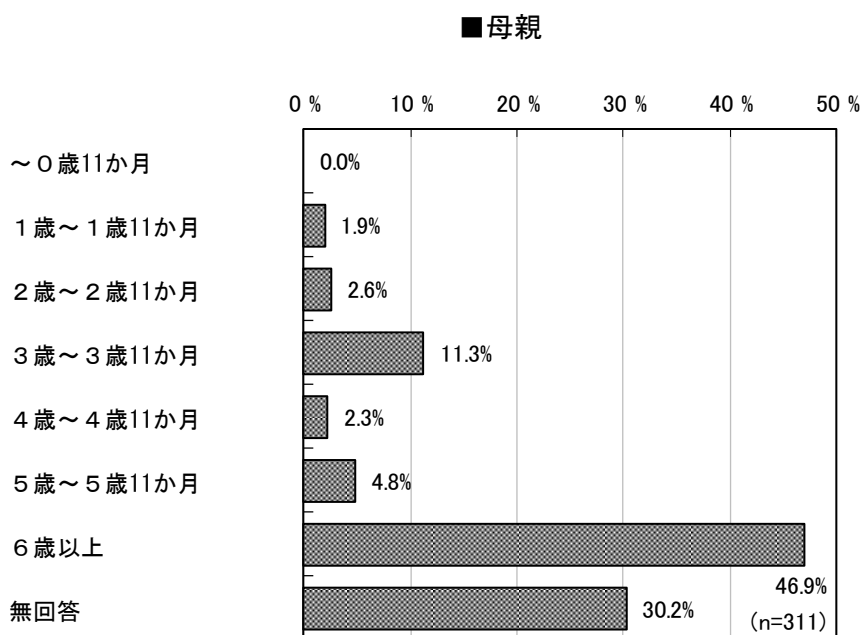
【年齢別(母親)】

年齢が上がるにつれて「短時間勤務制度を利用中」が低くなる傾向がみられる。



① 短時間勤務制度を利用中

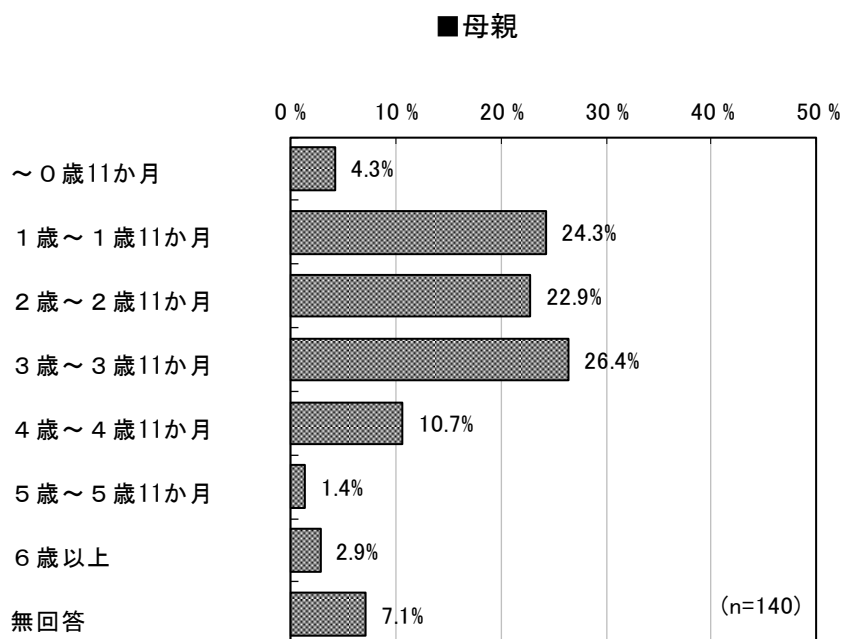
「6歳以上」(46.9%)が最も多く、「3歳～3歳11か月」(11.3%)、「5歳～5歳11か月」(4.8%)、「2歳～2歳11か月」(2.6%)と続く。



② 短時間勤務制度を利用した

母親は、「3歳～3歳11か月」(26.4%)が最も多く、「1歳～1歳11か月」(24.3%)、「2歳～2歳11か月」(22.9%)と続く。

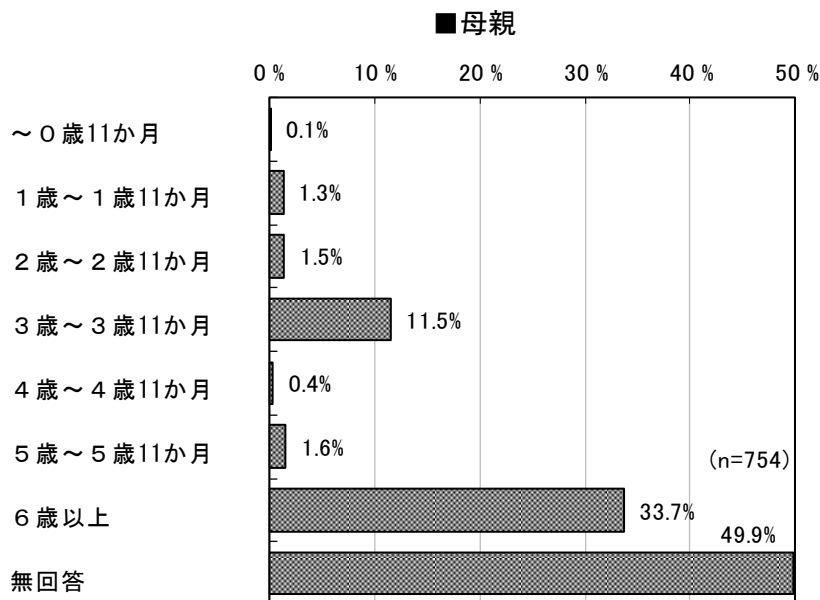
父親は、「～0歳11か月」が1件となっている。



③ 勤め先の取得可能期間

母親は、「6歳以上」(33.7%)が最も多く、「3歳～3歳11か月」(11.5%)、「5歳～5歳11か月」(1.6%)と続く。

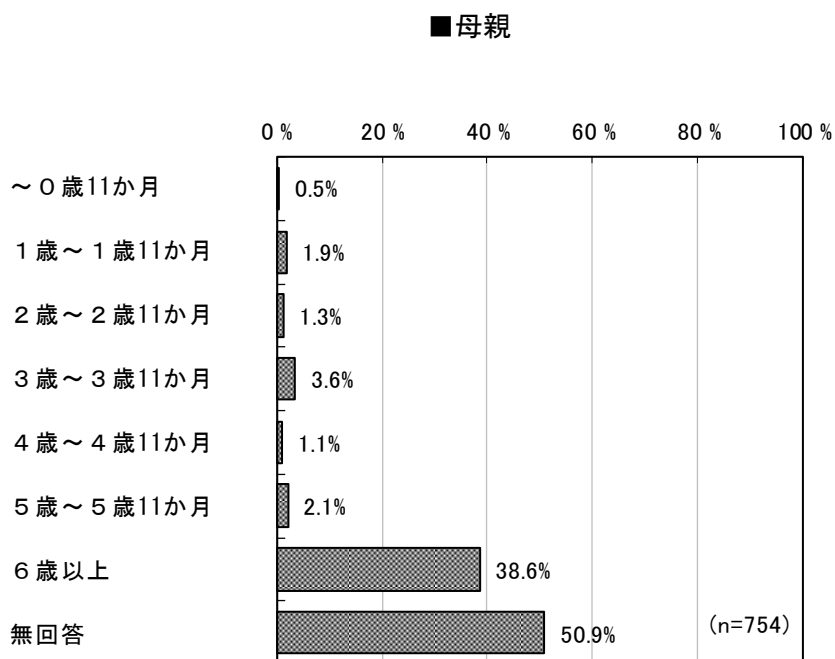
父親は、「6歳以上」(10件)が最も多く、「3歳～3歳11か月」(7件)、「2歳～2歳11か月」(2件)と続く(無回答109件)。



④ 希望の取得時間

母親は、「6歳以上」(38.6%)が最も多く、「3歳～3歳11か月」(3.6%)、「5歳～5歳11か月」(2.1%)と続く。

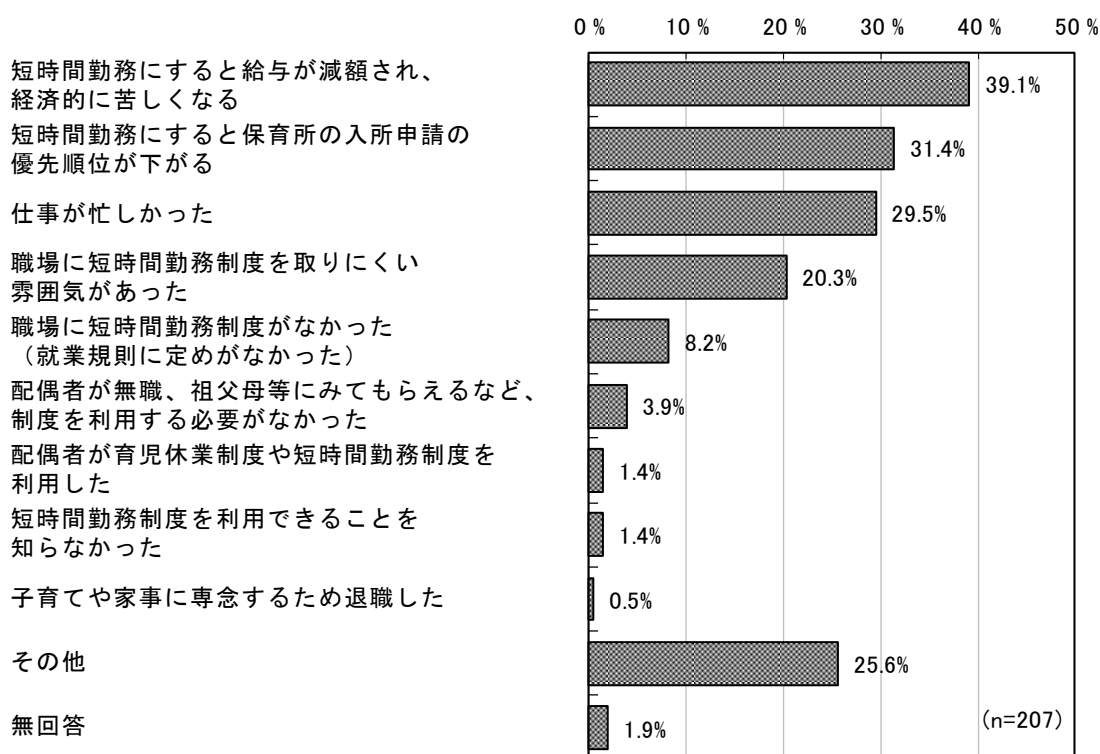
父親は、「6歳以上」(5件)が最も多く、「～0歳11か月」(4件)、「1歳～1歳11か月」「5歳～5歳11か月」(それぞれ2件)と続く(無回答114件)。



問 54 問 53 で「3. 短時間勤務制度を利用しなかった」を選んだ方にうかがいます。
短時間勤務制度を利用しなかった理由は何ですか。(いくつでも○)

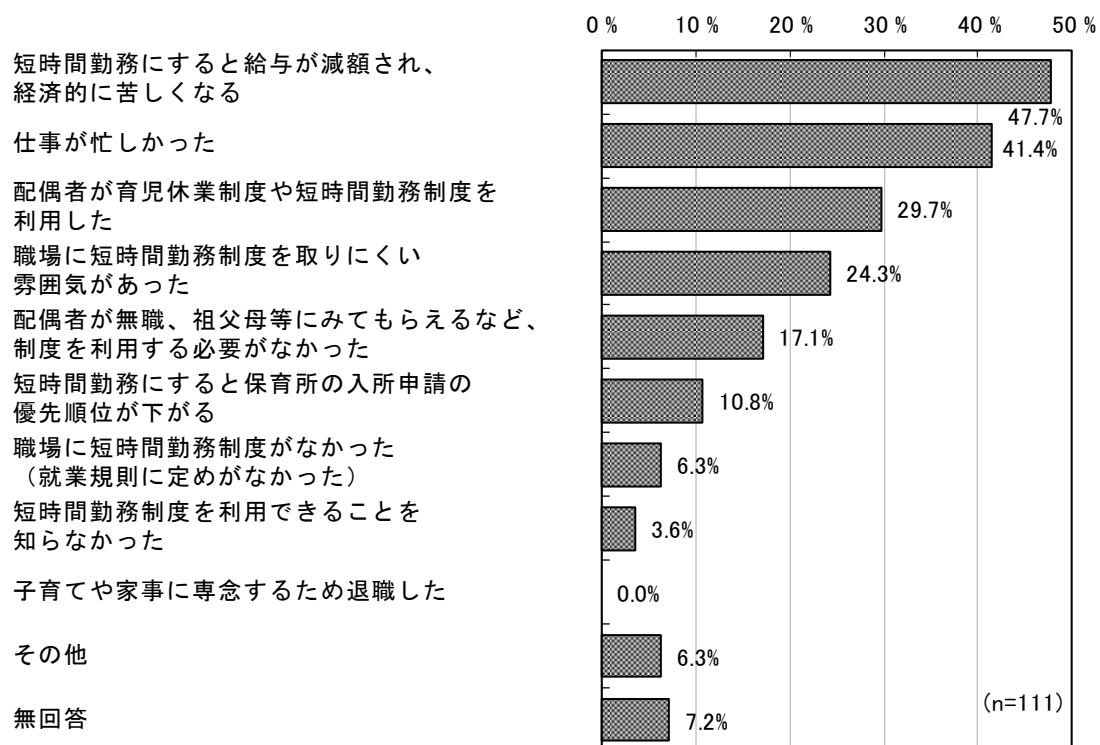
母親は、「短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に苦しくなる」(39.1%)が最も多く、「短時間勤務にすると保育所の入所申請の優先順位が下がる」(31.4%)、「仕事が忙しかった」(29.5%)と続く。

■母親



父親は、「短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に苦しくなる」(47.7%)が最も多く、「仕事が忙しかった」(41.4%)、「配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した」(29.7%)と続く。

■父親



【年齢別 短時間勤務制度を利用しなかった理由（母親）】

他の年齢と比べて、“1歳”は「職場に短時間勤務制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が、“2歳”は「短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に苦しくなる」「短時間勤務にすると保育所の入所申請の優先順位が下がる」が、“3歳”は「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」が多くなっている。

単位：％

	合計	職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった	仕事が忙しかった	短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に苦しくなる	短時間勤務にすると保育所の入所申請の優先順位が下がる	配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した
全体	207	20.3	29.5	39.1	31.4	1.4
0歳	31	12.9	29.0	48.4	32.3	—
1歳	36	16.7	27.8	41.7	25.0	2.8
2歳	34	8.8	29.4	50.0	44.1	2.9
3歳	35	37.1	25.7	28.6	34.3	—
4歳	31	16.1	25.8	25.8	25.8	—
5歳	34	32.4	38.2	41.2	26.5	2.9

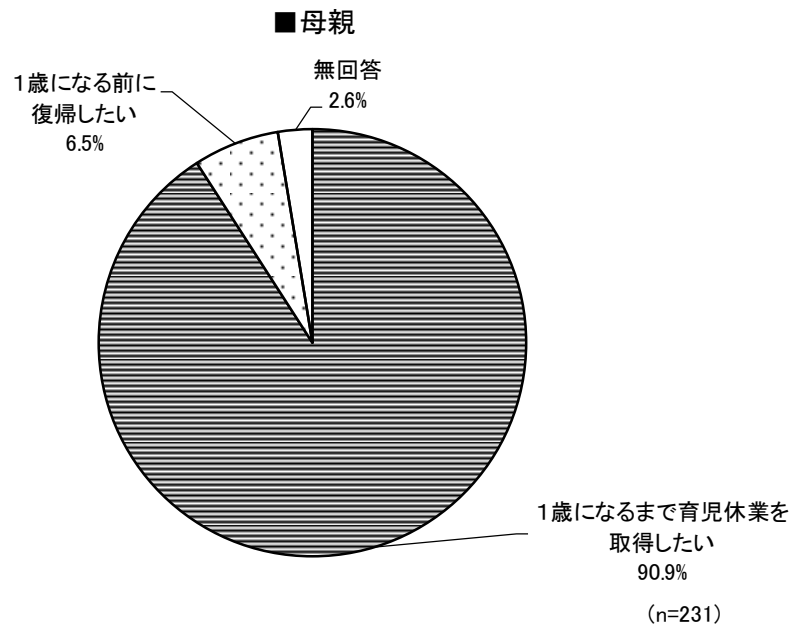
	配偶者が無職、祖父母等にみても らえるなど、制度を利用する必要 がなかった	子育てや家事に専念するため 退職した	職場に短時間勤務制度がなかった （就業規則に定めがなかった）	短時間勤務制度を利用できること を知らなかった	その他	無回答
全体	3.9	0.5	8.2	1.4	25.6	1.9
0歳	3.2	—	6.5	3.2	16.1	—
1歳	5.6	2.8	13.9	2.8	30.6	—
2歳	—	—	2.9	—	29.4	5.9
3歳	—	—	11.4	—	28.6	—
4歳	9.7	—	9.7	—	22.6	6.5
5歳	5.9	—	5.9	2.9	23.5	—

問 55 問 49 で「2. 現在も育児休業中である」を選んだ方にうかがいます。

あて名のお子さんが1歳になったときに必ず利用できる事業（保育所等）があれば、1歳になるまで育児休業を取得しますか。または、預けられる事業があっても1歳になる前に復帰しますか。（1つに○）

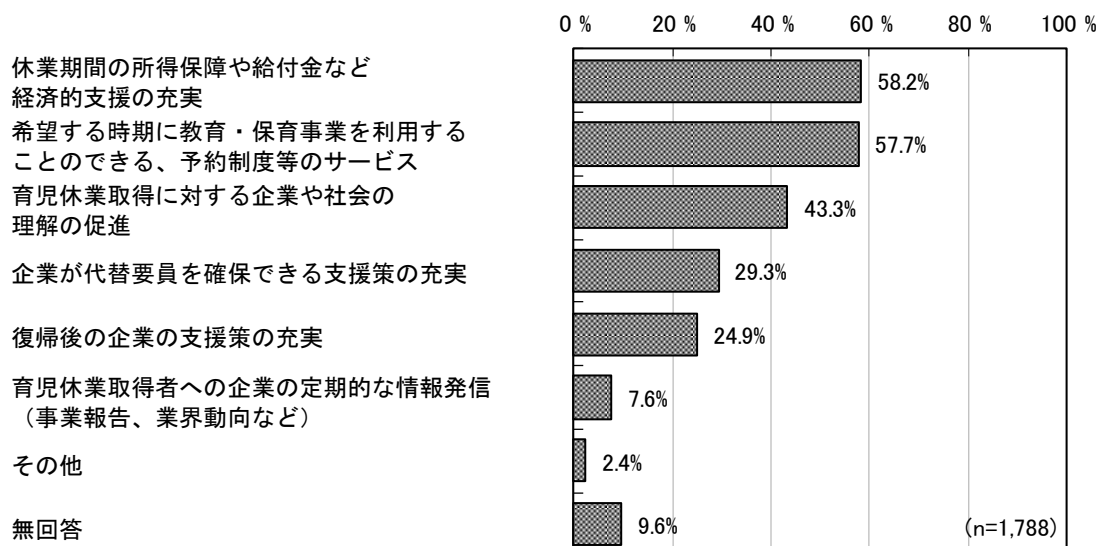
母親は、「1歳になるまで育児休業を取得したい」（90.9%）、「1歳になる前に復帰したい」（6.5%）となっている。

父親は、「1歳になるまで育児休業を取得したい」が5件、「1歳になる前に復帰したい」が4件となっている。



問 56 育児休業を満了するために、どのようなサービスや取組が必要だと思いますか。（3つまで○）

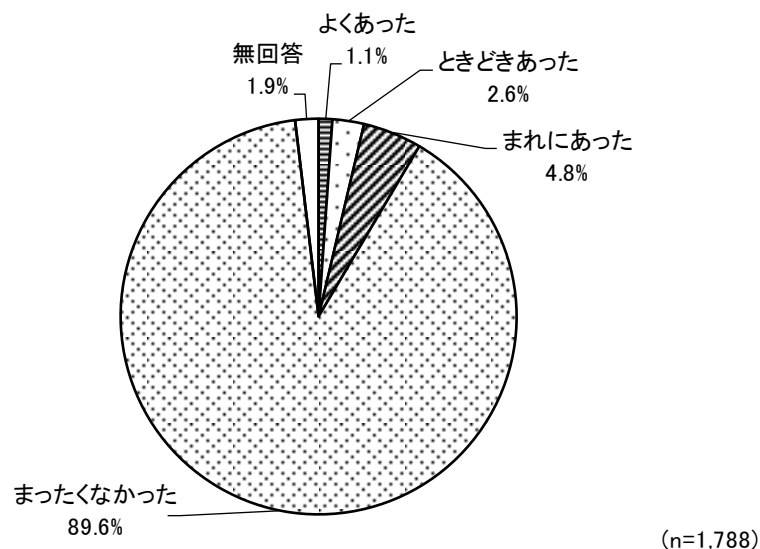
「休業期間の所得保障や給付金など経済的支援の充実」（58.2%）が最も多く、「希望する時期に教育・保育事業を利用することのできる、予約制度等のサービス」（57.7%）、「育児休業取得に対する企業や社会の理解の促進」（43.3%）と続く。



11. 家庭での生活について

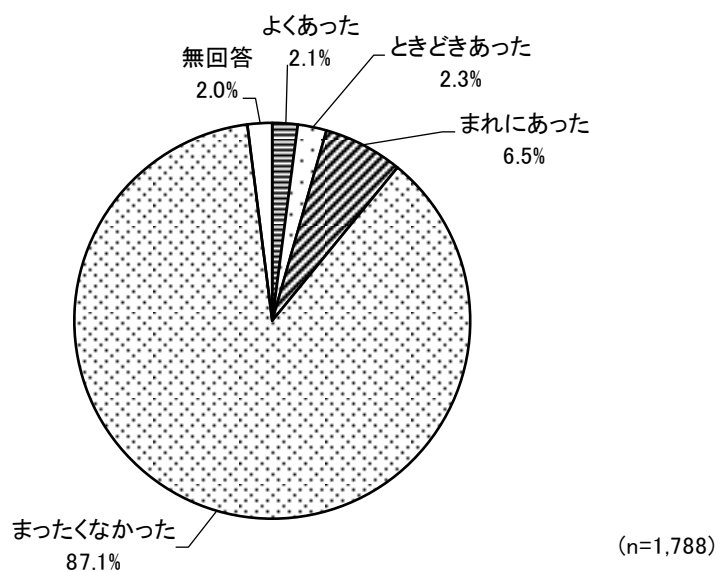
問 57 この１年間に、お金が足りず、家族が必要とする食料を買えないことがありましたか。
(１つに○)

「まったくなかった」(89.6%)が最も多く、「まれにあった」(4.8%)、「ときどきあった」(2.6%)、「よくあった」(1.1%)と続く。



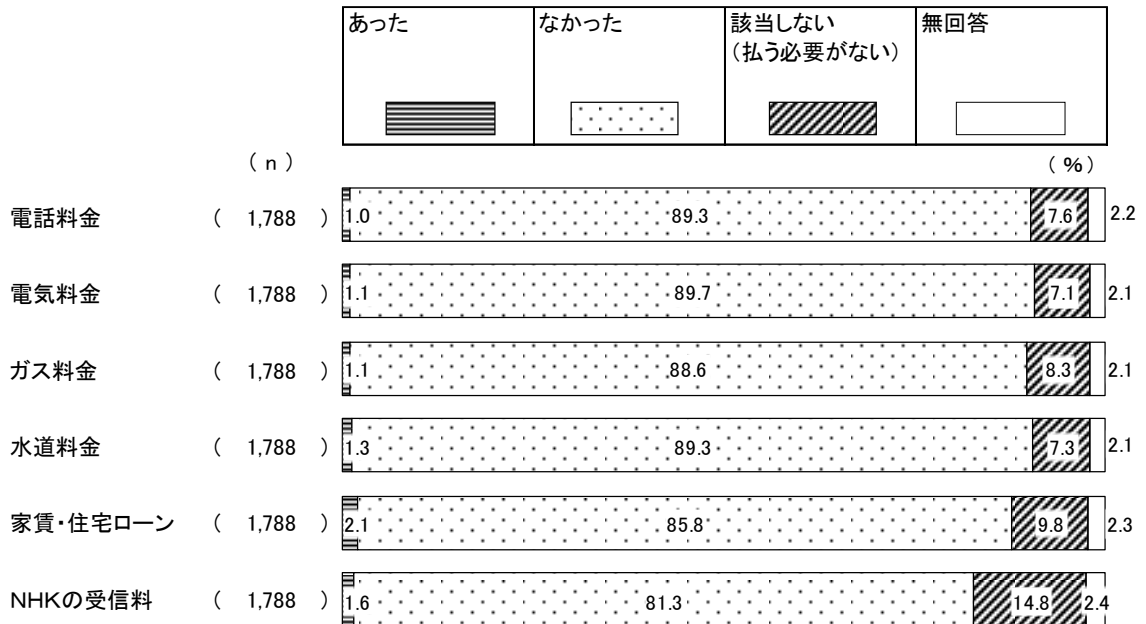
問 58 この１年間に、お金が足りず、家族が必要とする衣類が買えないことがありましたか。
(１つに○)

「まったくなかった」(87.1%)が最も多く、「まれにあった」(6.5%)、「ときどきあった」(2.3%)、「よくあった」(2.1%)と続く。



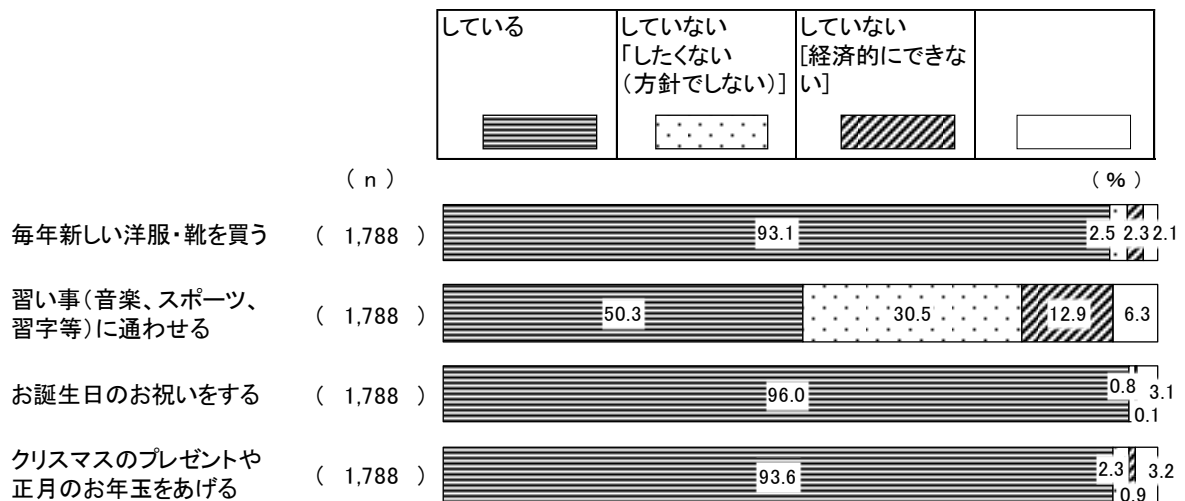
問 59 この1年に、経済的な理由で、以下の料金を支払えないことがありましたか。
(それぞれ1つに○)

すべての項目で「なかった」が最も多く、8割以上となっている。



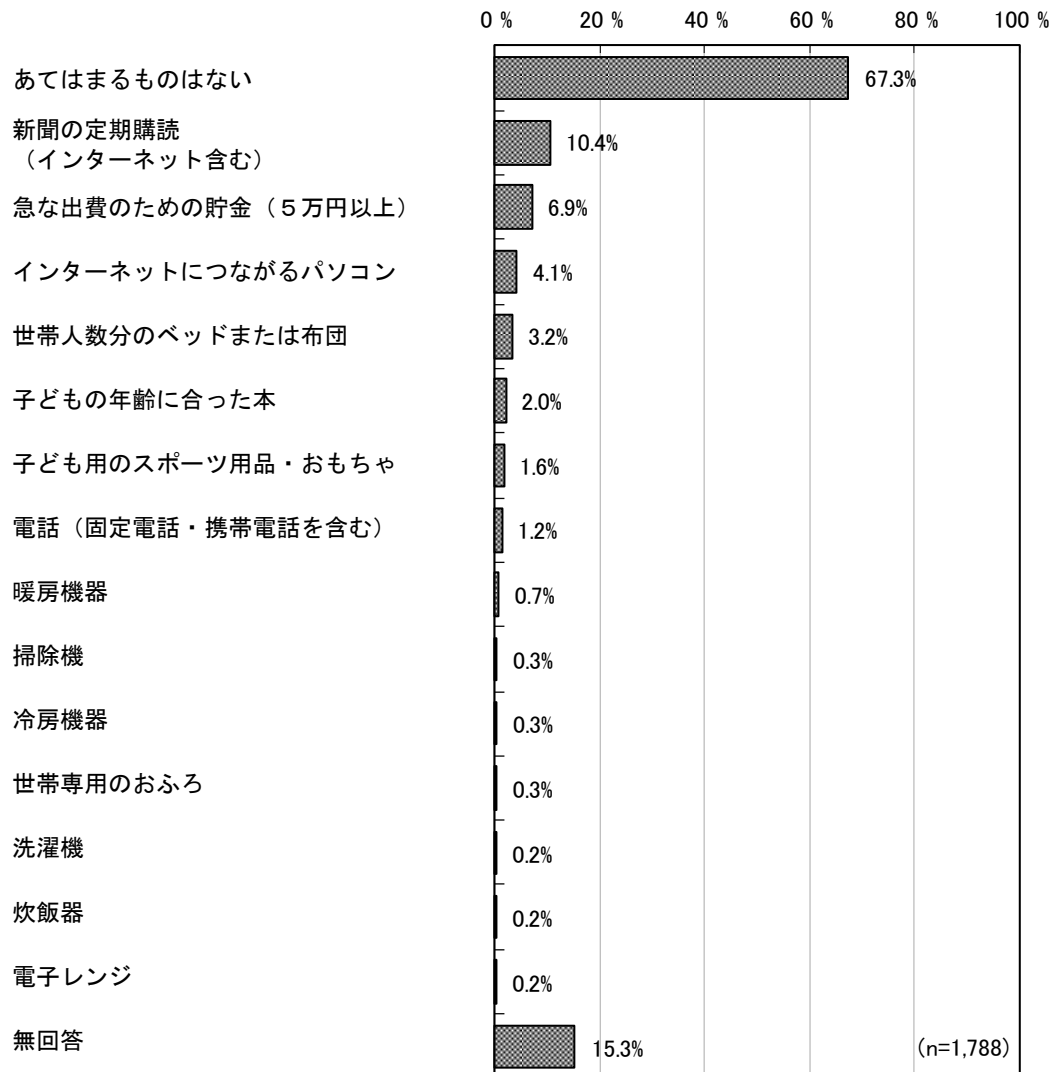
問 60 あて名のお子さんにつぎのようなことをしていますか。(それぞれ1つに○)

すべての項目で「している」が最も多く、5割から9割半ばとなっているが、「習い事(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる」(50.3%)が最も低い。



問 61 つぎのうち、経済的理由のためにあなたの家庭にないものがありますか。(いくつでも○)

「あてはまるものはない」(67.3%)が最も多く、「新聞の定期購読(インターネット含む)」(10.4%)、「急な出費のための貯金(5万円以上)」(6.9%)と続く。

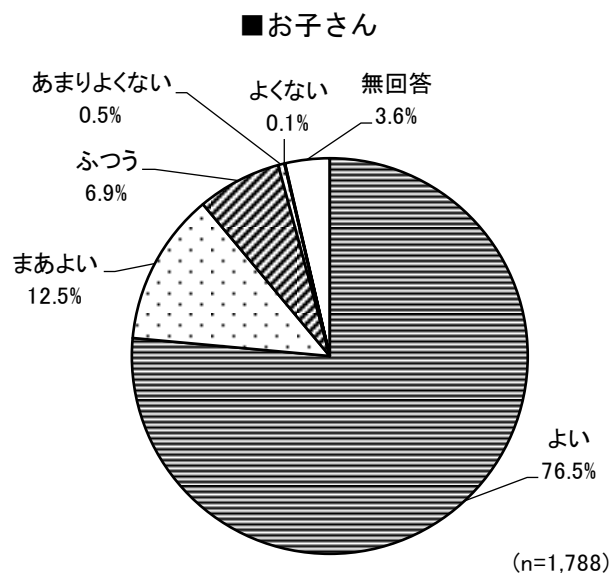
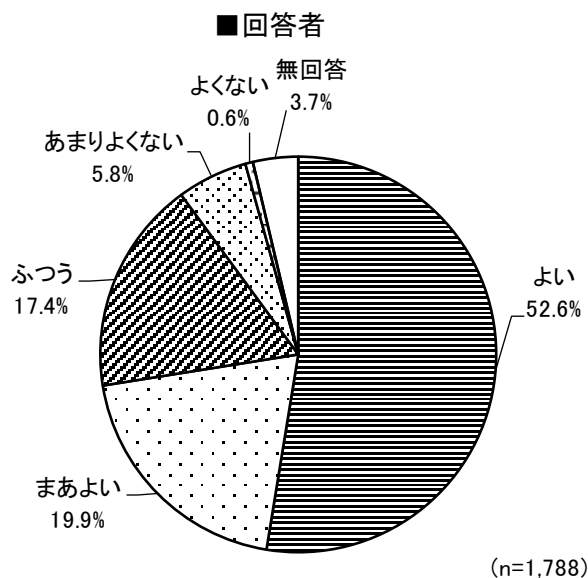


12. 食事・健康について

問 62 あなたとあて名のお子さんの健康状態についてうかがいます。(それぞれ、最も近い番号 1 つに○)

回答者は、「よい」(52.6%)が最も多く、「まあよい」(19.9%)、「ふつう」(17.4%)と続く。

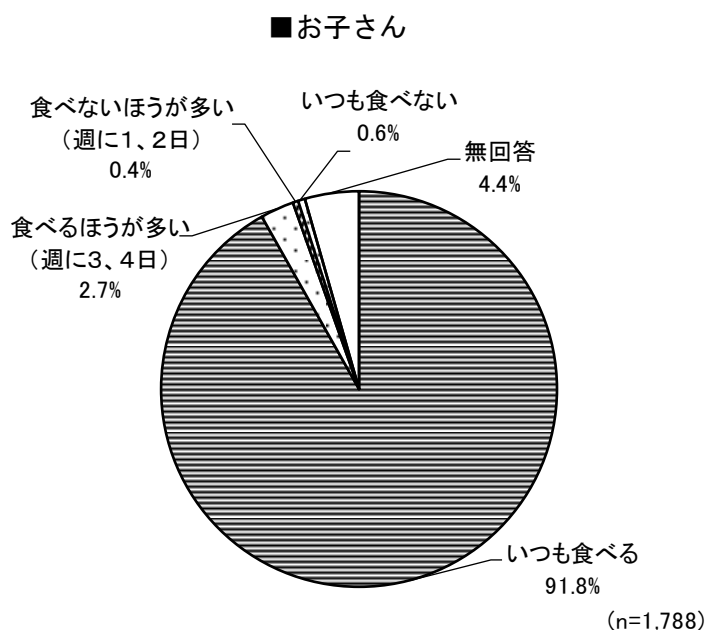
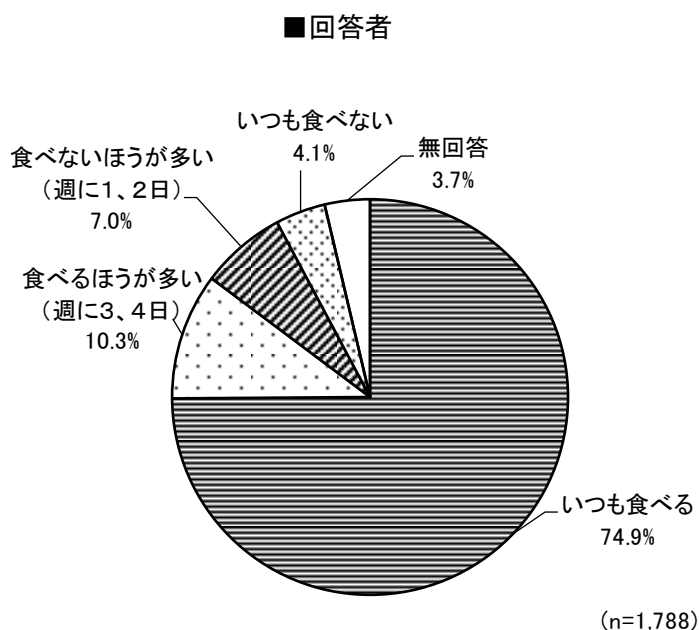
お子さんは、「よい」(76.5%)が最も多く、「まあよい」(12.5%)、「ふつう」(6.9%)と続く。



問 63 あなたとあて名のお子さんは、平日に毎日、朝ごはんを食べますか。(1 つに○)

回答者は、「いつも食べる」(74.9%)が最も多く、「食べるほうが多い(週に3、4日)」(10.3%)、「食べないほうが多い(週に1、2日)」(7.0%)と続く。

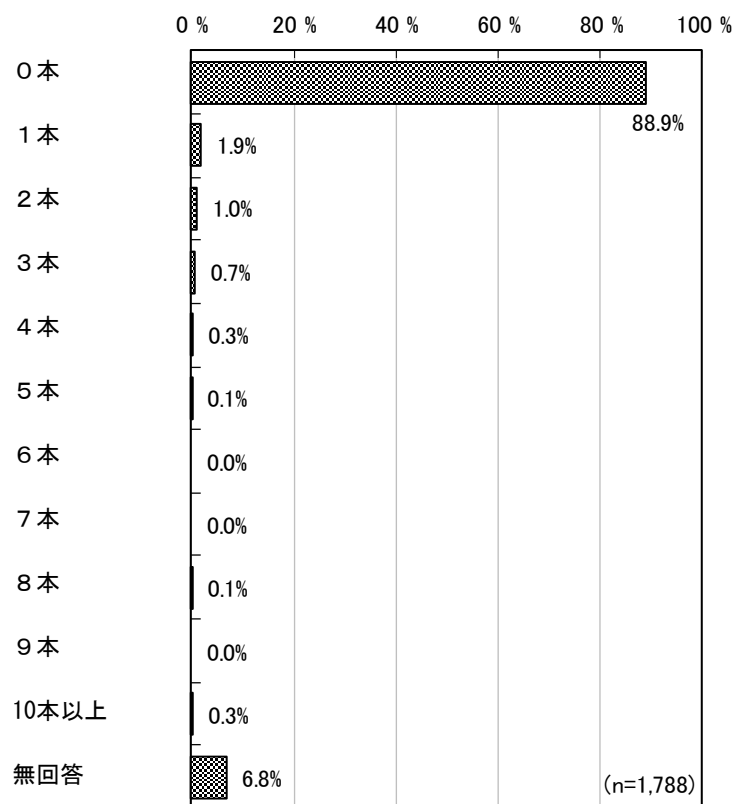
お子さんは、「いつも食べる」(91.8%)が最も多く、「食べるほうが多い(週に3、4日)」(2.7%)、「食べないほうが多い(週に1、2日)」(0.4%)と続く。



問 64 あて名のお子さんには、今、虫歯が何本くらいありますか。治療中のものも含み、数字でお答えください。

※虫歯がない場合は、0本とご記入ください。治療が終わったものは数えません。

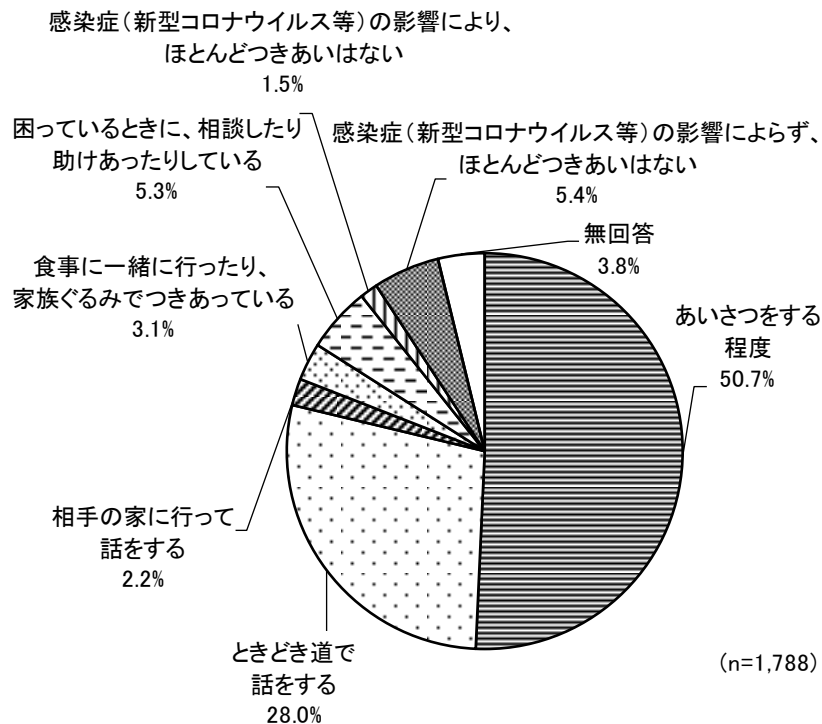
「0本」(88.9%)が最も多く、「1本」(1.9%)、「2本」(1.0%)と続く。



13. 地域との交流について

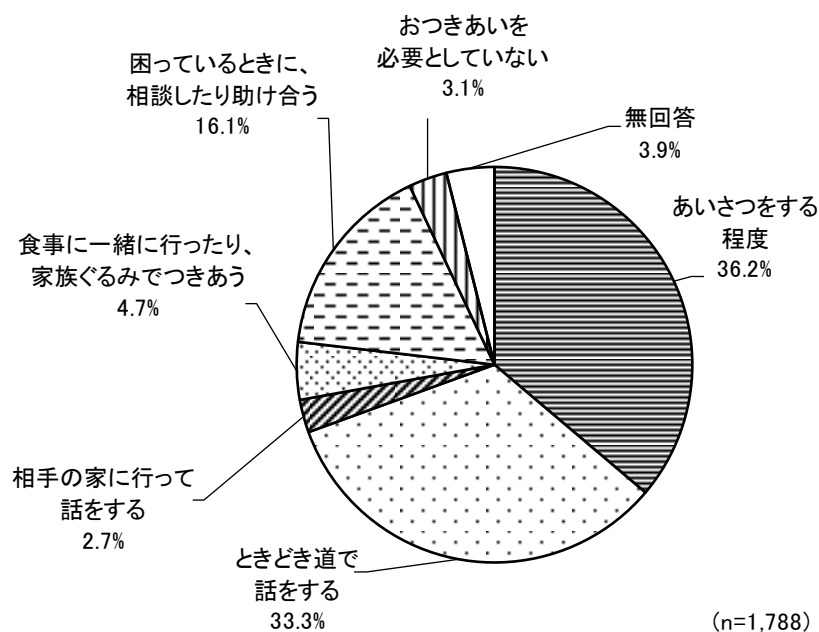
問 65 あなたの近所とおつきあいの程度についてお答えください。(1つに○)

「あいさつをする程度」(50.7%)が最も多く、「ときどき道で話をする」(28.0%)、「感染症(新型コロナウイルス等)の影響によらず、ほとんどつきあいはない」(5.4%)と続く。



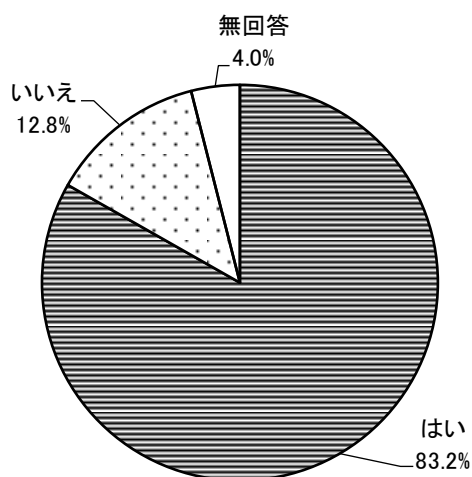
問 66 あなたは、近所とおつきあいをどの程度望んでいますか。(1つに○)

「あいさつをする程度」(36.2%)が最も多く、「ときどき道で話をする」(33.3%)、「困っているときに、相談したり助け合う」(16.1%)と続く。



問 67 現在は感染症（新型コロナウイルス等）の影響により、さまざまな地域行事が中止になっていますが、あなたは今後地域で行っている行事に参加したいですか。参加希望について、いずれかの番号に○をつけてください。また「1. はい」を選んだ方は【参加したい行事】からあてはまるものすべてに○をつけてください。

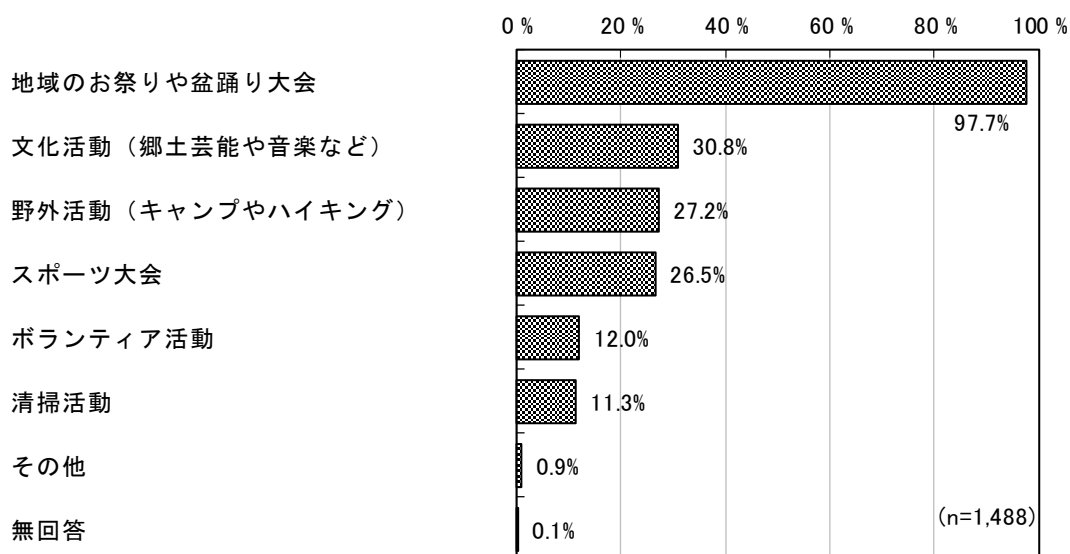
「はい」 (83.2%)、「いいえ」 (12.8%) となっている。



(n=1,788)

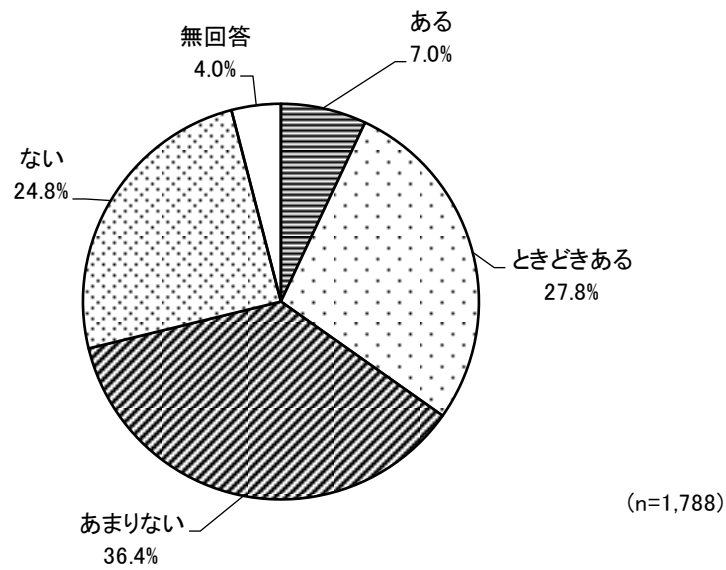
＜参加したい行事＞

「地域のお祭りや盆踊り大会」(97.7%)が最も多く、「文化活動（郷土芸能や音楽など）」(30.8%)、「野外活動（キャンプやハイキング）」(27.2%)と続く。



問 68 あなたは、子育てに関して孤立感を感じることはありますか。(1つに○)

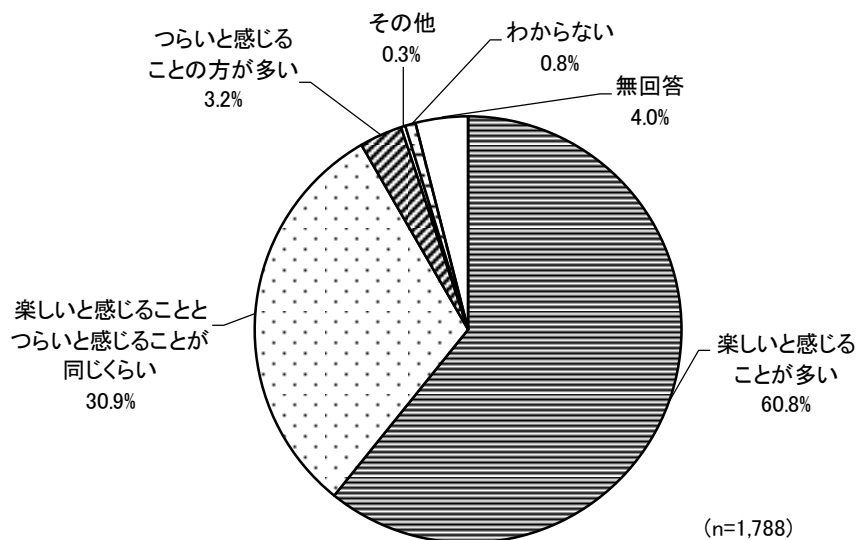
「あまりない」(36.4%)が最も多く、「ときどきある」(27.8%)、「ない」(24.8%)、「ある」(7.0%)と続く。



14. 子育て全般について

問 69 あなたは、子育てを楽しんでいることが多いですか。（1つに○）

「楽しいと感じることが多い」（60.8%）が最も多く、「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」（30.9%）、「つらいと感じることの方が多い」（3.2%）と続く。



【年齢別】

すべての年齢で「楽しいと感じることが多い」が最も多く、特に“0歳”では「楽しいと感じることが多い」が他の年齢と比べて多くなっている。

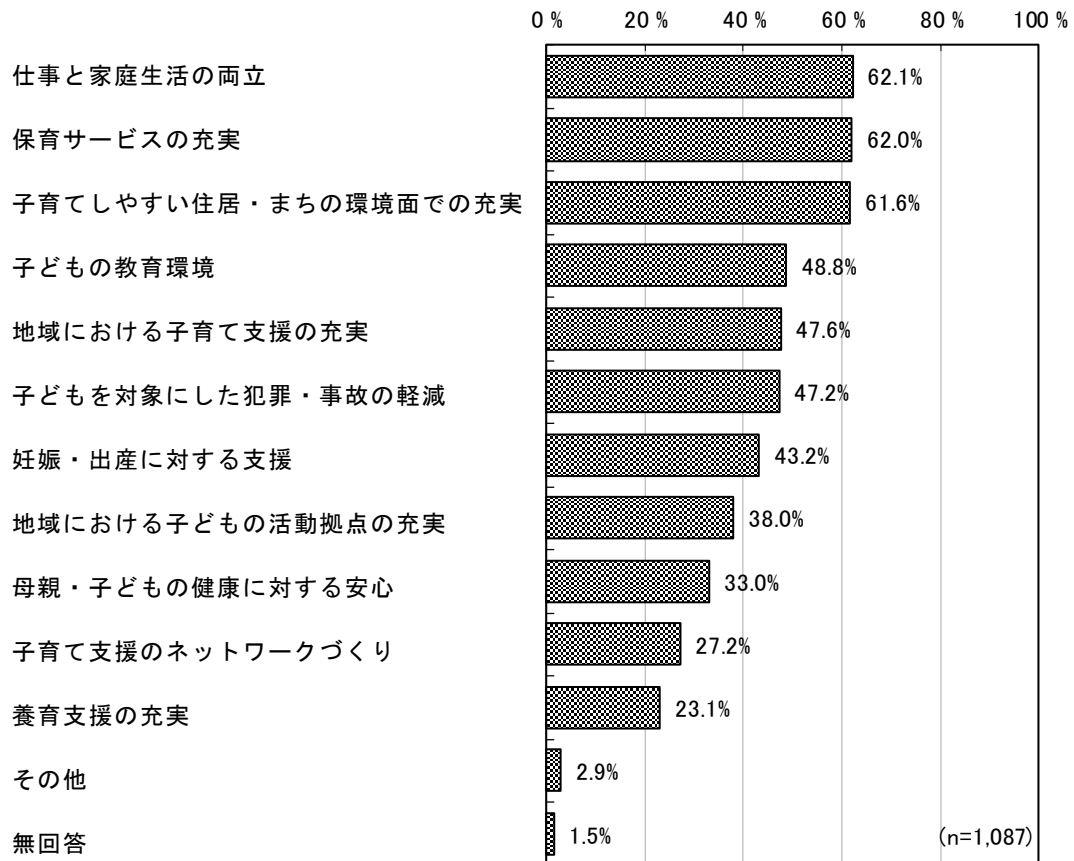
単位：%

	合計	楽しいと感じることが多い	楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい	つらいと感じることの方が多い	その他	わからない	無回答
全体	1,788	60.8	30.9	3.2	0.3	0.8	4.0
0歳	396	73.7	20.5	1.0	—	0.5	4.3
1歳	266	57.9	34.2	2.6	0.4	0.4	4.5
2歳	264	58.0	34.8	2.7	0.4	1.5	2.7
3歳	263	53.2	36.1	4.2	0.8	1.9	3.8
4歳	274	58.0	31.4	5.1	0.7	—	4.7
5歳	278	56.1	34.2	5.0	—	0.7	4.0

問 70 問 69 で「1. 楽しいと感じることが多い」を選んだ方にうかがいます。

子育てをする中でどのような支援・対策が有効と感じていますか。(いくつでも○)

「仕事と家庭生活の両立」(62.1%)が最も多く、「保育サービスの充実」(62.0%)、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」(61.6%)、「子どもの教育環境」(48.8%)、「地域における子育て支援の充実」(47.6%)と続く。



【年齢別】

“0歳” “1歳” “3歳” は「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が最も多く、“2歳” “4歳” “5歳” は「仕事と家庭生活の両立」が最も多くなっている。なお“0歳”では「保育サービスの充実」も最も多くなっている。

単位：％

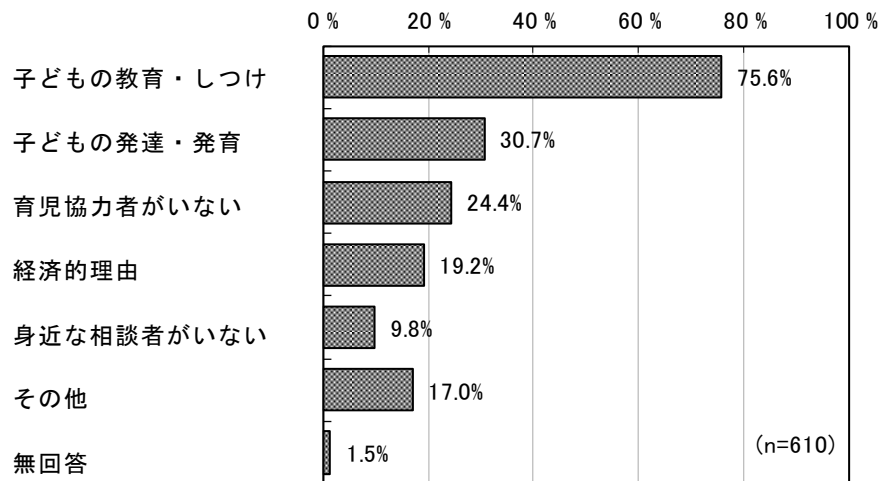
	合計	地域における子育て支援の充実	保育サービスの充実	子育て支援のネットワークづくり	地域における子どもの活動拠点の充実	妊娠・出産に対する支援	母親・子どもの健康に対する安心
全体	1,087	47.6	62.0	27.2	38.0	43.2	33.0
0歳	292	53.8	66.1	30.5	39.0	55.5	36.6
1歳	154	46.1	64.9	24.7	42.9	46.8	40.3
2歳	153	47.1	61.4	27.5	36.6	42.5	35.9
3歳	140	49.3	60.7	27.1	37.9	37.1	27.1
4歳	159	44.7	56.6	29.6	32.1	37.1	27.7
5歳	156	41.0	57.7	21.8	38.5	28.8	26.3

	子どもの教育環境	子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	仕事と家庭生活の両立	子どもを対象にした犯罪・事故の軽減	養育支援の充実	その他	無回答
全体	48.8	61.6	62.1	47.2	23.1	2.9	1.5
0歳	47.9	66.1	64.0	51.4	28.8	3.4	1.4
1歳	40.9	66.2	62.3	42.2	23.4	3.9	1.9
2歳	51.0	61.4	62.1	51.6	23.5	2.6	0.7
3歳	56.4	61.4	58.6	47.9	15.7	1.4	1.4
4歳	47.2	54.7	59.1	37.7	17.6	1.9	3.8
5歳	49.4	55.1	63.5	48.1	23.1	3.8	—

問 71 問 69 で「 2. 」または「 3. 」を選んだ方にうかがいます。

あなたは、どんなことに子育てのつらさを感じますか？（いくつでも○）

「子どもの教育・しつけ」（75.6%）が最も多く、「子どもの発達・発育」（30.7%）、「育児協力者がいない」（24.4%）と続く。



【年齢別】

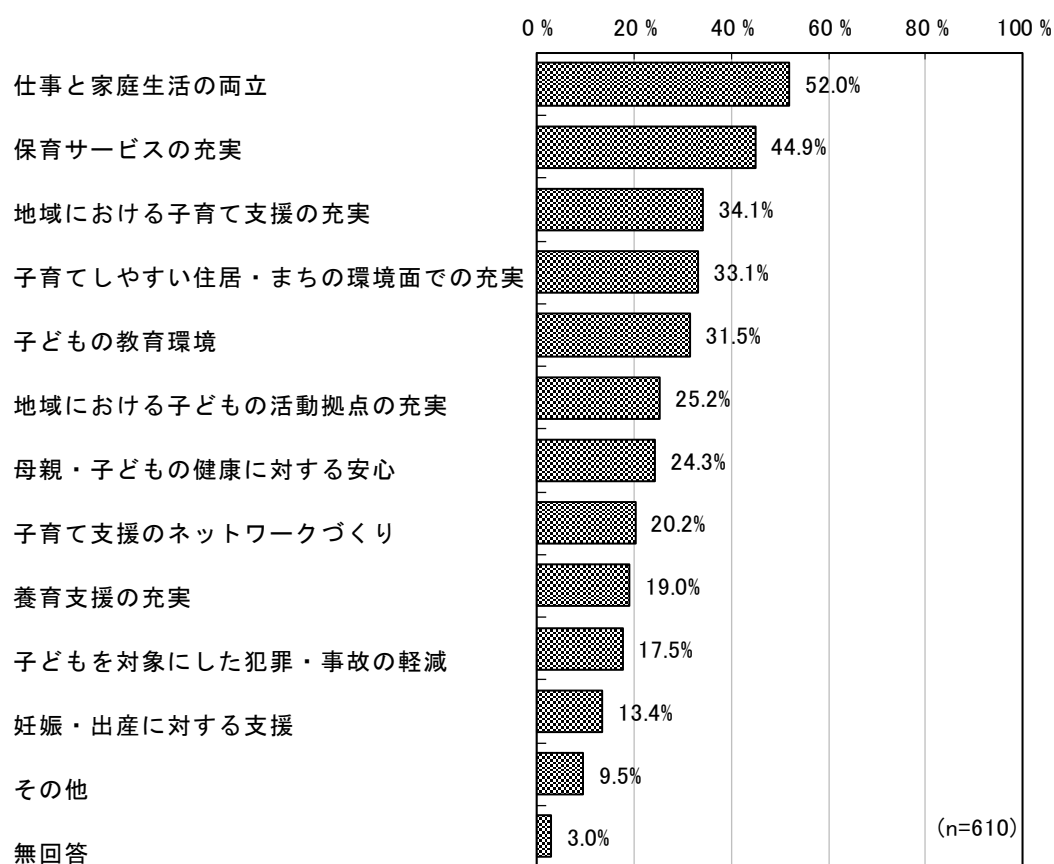
すべての年齢で「子どもの教育・しつけ」が最も多くなっている。

単位：%

	合計	子どもの発達・発育	子どもの教育・しつけ	育児協力者がいない	身近な相談者がいない	経済的理由	その他	無回答
全体	610	30.7	75.6	24.4	9.8	19.2	17.0	1.5
0歳	85	35.3	64.7	24.7	10.6	20.0	16.5	1.2
1歳	98	30.6	70.4	23.5	12.2	22.4	18.4	1.0
2歳	99	27.3	79.8	33.3	9.1	21.2	15.2	1.0
3歳	106	26.4	78.3	21.7	11.3	15.1	21.7	1.9
4歳	100	34.0	80.0	26.0	8.0	13.0	13.0	2.0
5歳	109	31.2	77.1	19.3	9.2	23.9	16.5	1.8

問 72 つらさを解消するために必要と思うことは何ですか。(いくつでも○)

「仕事と家庭生活の両立」(52.0%)が最も多く、「保育サービスの充実」(44.9%)、「地域における子育て支援の充実」(34.1%)、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」(33.1%)、「子どもの教育環境」(31.5%)と続く。



【年齢別】

“0歳” “1歳” では「保育サービスの充実」が最も多く、“2歳” ～ “5歳” では「仕事と家庭生活の両立」が最も多くなっている。

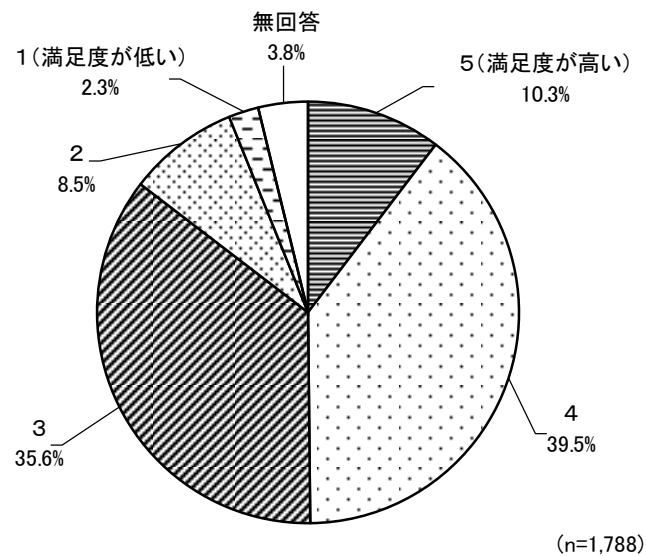
単位：％

	合計	地域における子育て支援の充実	保育サービスの充実	子育て支援のネットワークづくり	地域における子どもの活動拠点の充実	妊娠・出産に対する支援	母親・子どもの健康に対する安心
全体	610	34.1	44.9	20.2	25.2	13.4	24.3
0歳	85	40.0	54.1	29.4	34.1	21.2	28.2
1歳	98	42.9	54.1	25.5	20.4	8.2	21.4
2歳	99	37.4	47.5	21.2	25.3	17.2	29.3
3歳	106	34.0	39.6	19.8	18.9	14.2	21.7
4歳	100	27.0	43.0	14.0	20.0	10.0	18.0
5歳	109	24.8	33.9	13.8	29.4	11.9	27.5

	子どもの教育環境	子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	仕事と家庭生活の両立	子どもを対象にした犯罪・事故の軽減	養育支援の充実	その他	無回答
全体	31.5	33.1	52.0	17.5	19.0	9.5	3.0
0歳	22.4	31.8	51.8	17.6	20.0	8.2	3.5
1歳	26.5	33.7	40.8	10.2	18.4	5.1	6.1
2歳	33.3	36.4	59.6	22.2	20.2	10.1	2.0
3歳	24.5	34.0	52.8	18.9	15.1	5.7	3.8
4歳	45.0	29.0	50.0	16.0	17.0	13.0	2.0
5歳	33.9	33.0	55.0	20.2	23.9	14.7	0.9

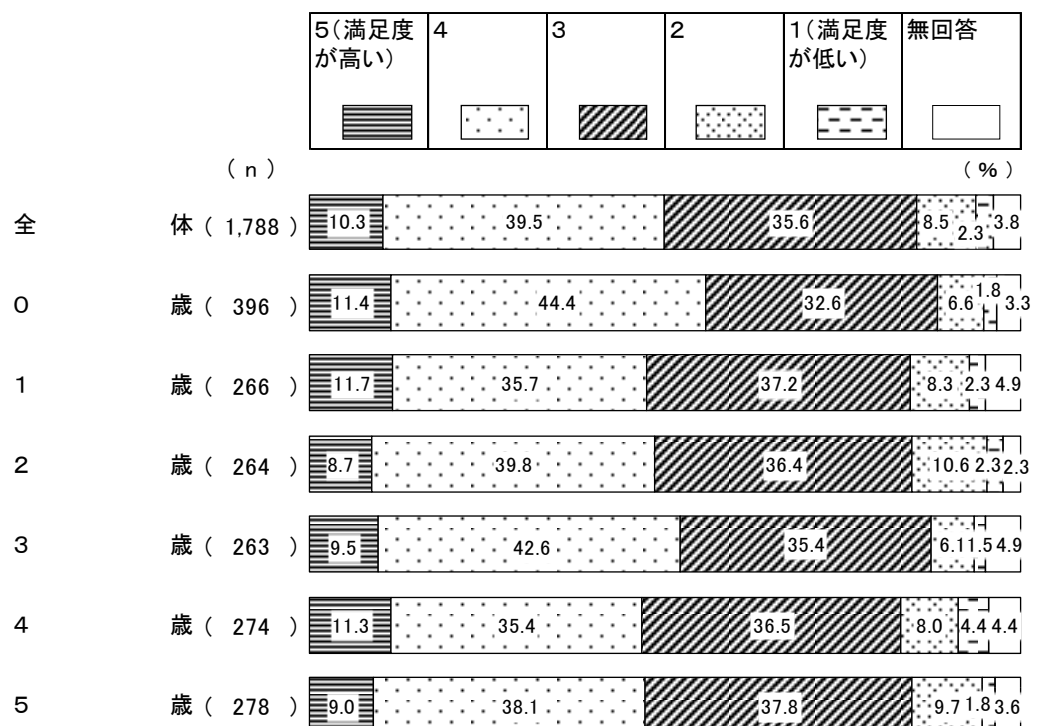
問 73 練馬区における子育ての環境や支援への満足度をお答えください。(1つに○)

「4」(39.5%)が最も多く、「3」(35.6%)、「5(満足度が高い)」(10.3%)、「2」(8.5%)、「1(満足度が低い)」(2.3%)と続く。平均は3.49となっている。



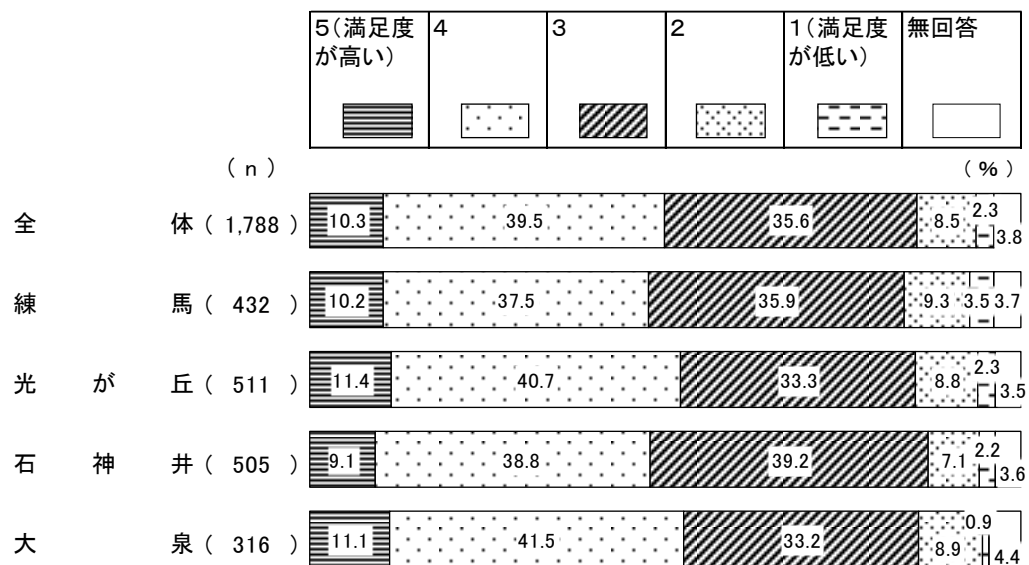
【年齢別】

すべての年齢で「5(満足度が高い)」と「4」を合わせた満足度の高い割合が、4割半ば以上となっている。



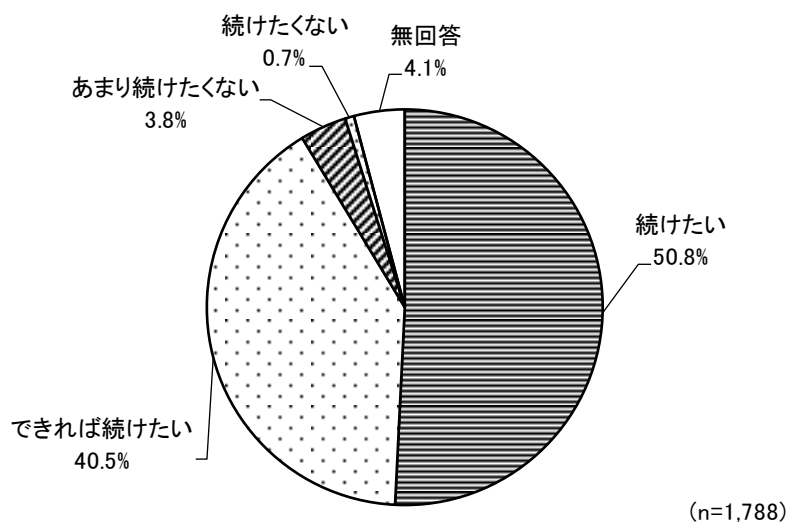
【居住地区別】

すべての居住地区で「5（満足度が高い）」と「4」を合わせた満足度の高い割合が、4割半ば以上となっている。



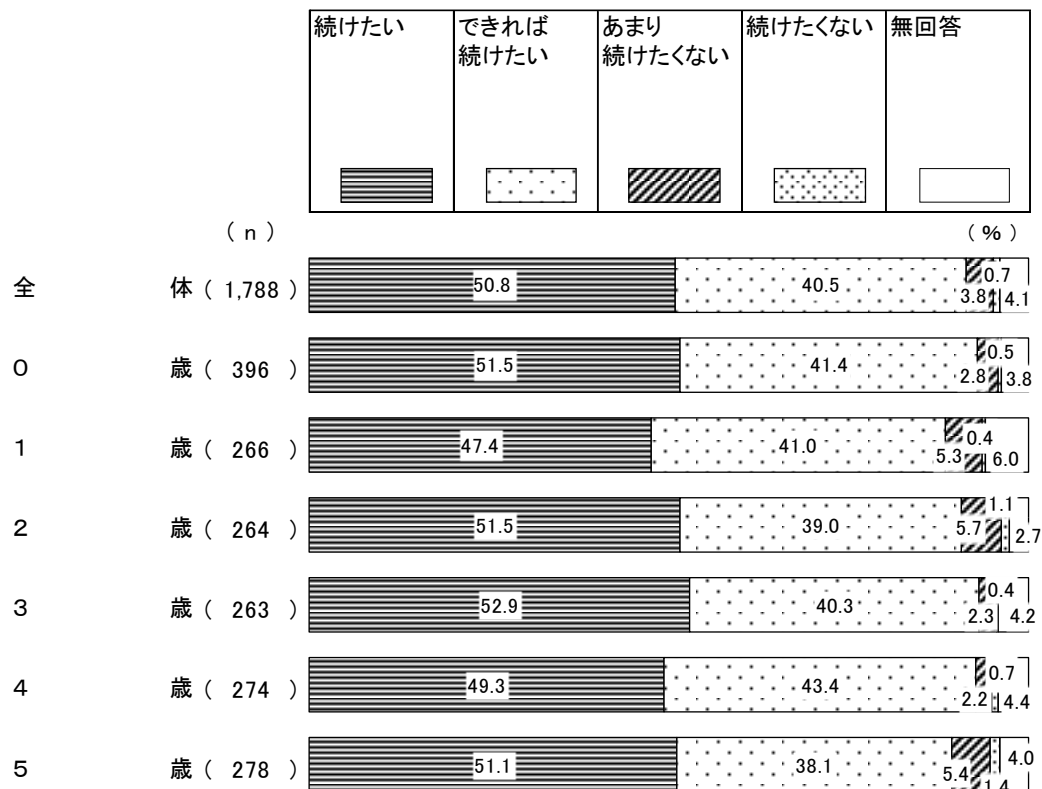
問 74 あなたは、今後も練馬区で子育てを続けたいですか。(1つに○)

「続けたい」(50.8%)が最も多く、「できれば続けたい」(40.5%)、「あまり続けたくない」(3.8%)、「続けたくない」(0.7%)と続く。



【年齢別】

すべての年齢で「続けたい」が最も多く 4 割半ば以上となっている。



15. 自由意見

822 件の回答があった（回答率 46.0%）。

【待機児童対策】（17 件）

- ・ 練馬区は、練馬こども園などの預かり保育の拡充など、子育て支援を積極的に行っていると思う。
- ・ 認可保育園の 1 歳児クラスの定員増や、年度途中の入園がしやすくなると、ありがたい。
- ・ 子どもが何歳何か月でも、いつでも保育園に空きがあり、いつでも入園できる、待機児童が本当にいない練馬区になってくれたら嬉しい。
- ・ 保育園入園の手続を簡素化、容易化してほしい。待機児童が少なくなるよう認可保育園を増やしてほしい。
- ・ 初めて保活を経験し、とても大変なことが分かった。休職中の方も含めて、待機児童ゼロの環境ができると子育てのしやすさにも繋がるのではないかな。

【保育所・幼稚園等】（229 件）

- ・ 両親共にフルタイム勤務でなければ認可保育園に入園しにくい状況が続いているため、母親がパートでも入園できるような状況になり、幼稚園と保育園の選択ができるようになると良い。
- ・ 時短勤務でも保育園に入園できるようにしてほしい。保育指数の関係で両親共にフルタイム勤務でなければ入園できない状況は改善されるべきだと思う。
- ・ 子どもが小さい時から安心して無理なく働ける、預け先の充実を望む。幼稚園の保育時間を長くし、働きやすい環境を作してほしい。
- ・ 保育園の選択肢を増やしてほしい。また、保育園のガイドブックにより詳細な情報を載せてほしい。方針や園生活、給食の質などについては見学に行かないと分からないので、大変である。
- ・ 教育や習い事を重視している保育園を増やして欲しい。その様な保育園に応募が殺到し、希望の保育園に入ることができない。
- ・ 幼児教育の予算増、保育園の増設、保育士の給与アップと人員増および福利厚生の実施による質の高い保育士の確保を望む。
- ・ 区立園は委託しないでほしい。区立園の良い所が無くなってしまうのは、とても残念である。
- ・ 保育園を探す際、見学申込を個別に保育園へ電話するのが大変なため、見学会等日程を設けて、スマホで予約できるようにし、区のメール等で情報発信されると便利だと思う。

【学童クラブ】（61 件）

- ・ 学校内の学童クラブを増やしてほしい。小学校 6 年生まで預けることが可能であれば、さらに安心である。
- ・ 学童クラブに入りやすくしてほしい。学年が上がると習い事が増えてくるが、それでも学童クラブを利用したい。4 週で 16 日以上出席という条件がなくても利用できるようにしてほしい。
- ・ 民間学童クラブは、利用料が区立学童クラブに比べて高額なため、利用料の補助があると良い。

- ・ ひろば事業を利用しており、助かっている。今後も校庭開放やひろば事業など、小学生が放課後に安心して過ごせる事業を続けてほしい。
- ・ 小学校の学童クラブの定員が少ない。また、学童クラブの施設が狭い。

【児童館】(16件)

- ・ 児童館などで日々のイベントが充実していると良い。
- ・ 児童館が日曜・祝日も短時間でも利用できると助かる。

【各種保育サービス(ファミリーサポート事業、一時預かり、病児保育等)】(228件)

- ・ 一時預かりを利用したい時に、利用できなかった。急に用事が発生した時に利用できるように、当日特別枠を設けてほしい。
- ・ にこにこやびよびよを利用したいと思い、インターネットで見た。しかし、写真などが無く、どのようなおもちゃがあるか、年齢に合った遊ぶものがあるかなどが分かりにくかった。
- ・ 乳幼児を母親の私的な用事や通院のために預けられる場所や時間を増やしてほしい。今まで利用したいことが何度かあったが、場所が遠かったり、時間帯や曜日が合わなかったり、利用できず残念だった。予約方法も分かりにくい。
- ・ ファミリーサポートが使いにくい。利用したくても事前に面談や調整があり時間がかかり、ハードルが高すぎる。
- ・ ファミリーサポートや一時預りなどをもっと利用したいが、子どもが複数おり、金額がかさみ、利用できない。子ども1人当たりではなく、1時間当たりの金額設定などにしてほしい。また、子どもの人数が多い家庭への補助を厚くしてほしい。
- ・ ファミリーサポートや育児支援ヘルパーを利用する場合、ニーズに合うサービスを受けるのが難しい。事業者やヘルパーに関する情報もない。質の向上に関する取組や、利用者からの評価などの情報提供を行ってほしい。
- ・ 一時預かりを利用したくても事前予約や定員が少ないなど、利用しにくい。臨機応変に対応していただけるサービスがあると助かる。
- ・ 病児保育室が駅近くにあると利用しやすい。
- ・ 病児保育の充実を望む。
- ・ 悩みや不安などがあったが、どこに相談したら良いのかわからなかった。もっと気軽に相談できる場所があったら良いと思う。

【地域の子育て広場等】(116件)

- ・ 赤ちゃんと一緒に遊べる場所・施設をもっと作って欲しい。場所があっても遠く、他の赤ちゃん・子どもが多く、思うように遊べない。
- ・ 子どもが楽しく外遊びできるように、公園の遊具を充実させてほしい。楽しく遊ぶことのできる公園が増えると、人が集まって親同士の交流の場も増えるのではないかな。
- ・ 雨天の日の子どもの居場所を充実させてほしい。
- ・ 天候に左右されず子どもが遊べる居場所づくりを積極的に行って欲しい。隣接自治体と比べ、児童館や美術館、博物館の種類の少なさや狭さ、利用方法が複雑など、気軽に利用でき

ない。街を挙げてのイベントも興味をそそられるものが少ない。

- ・ 区内に屋内遊び場、小さくて良いので動物園などがあると良いと思う。遊ぶ所と動物とふれ合える所が出来て欲しい。
- ・ 子どもの集まる場所の不審者対策を充実してほしい。
- ・ 幼児向けに公園の遊具を増やしてほしい。また、小学生がボール遊びを出来る広場がほしい。

【医療体制】（19件）

- ・ 保健相談所の乳幼児健診について、毎月同じ曜日に開催するのではなく、別の曜日に開催するなど、共働き世帯も参加しやすいように配慮していただきたい。
- ・ 障害や病気を持つお子さんのいる家庭には専門・専任のケースワーカーをつけて頂き、いつでも相談できると助かる。
- ・ 健診等で保健師や看護師など、子どもの成長に詳しい方とお話しする機会があることが助かった。

【障害児支援】（22件）

- ・ 誰でも望んだ時に心理検査が受けられ、療育がすぐ始められるように、療育の充実を望む。ダウン症のような有名な病気でないとも早期の療育がない。障害児が生まれたら「全部ここに相談すれば大丈夫」という窓口を作してほしい。
- ・ 発達障害や病気での障害があった場合、親はとても不安なため、親身に相談先を紹介してほしい。また、療育のような受け皿を増やしてほしい。小学校以降も、親が仕事を辞めなくても済むように質の良い放課後等デイサービスの拡充等、障害児に対する継続的な支援を希望すれば誰でも受けられるようにしてほしい。保育園の障害児枠では延長保育が受けられない点についても、可能になるよう検討してほしい。
- ・ 発達障害のある子どもを持つ親同士の交流の場がもっとあると良い。
- ・ 発達支援が必要な場合に、求めているサービスが受けられない。症状が軽症の場合、何もできないことが多い。相談場所や医療機関も何か所も行かなければならず、時間がかかり不便である。
- ・ 発達障害の疑いがある場合、検査や病院までを繋ぐ相談サービスがわかりにくい。保育園などの身近な場所から相談に早期に繋がる形が欲しい。保育園の保護者会などで、発達障害とはどのようなものなのか、どこに相談窓口があるのかを知らせるなどして欲しい。どこに何を相談すればいいのかわかりにくいいため、何でも（離乳食から生活資金までなど）相談できる窓口や診断サイトを作り、周知してほしい。

【ひとり親支援】（5件）

- ・ 父子家庭にも優しい街づくりをしていただきたい。
- ・ ひとり親家庭支援がとても手厚く助かっている。

【地域における子育て支援】（82件）

- ・ コロナが落ちついたら、地域のイベントを開催して欲しい。

- ・ 子育て支援施設の地域偏在が改善されると嬉しい。
- ・ 区境に住んでいるため、サービスや支援が少ないと感じる。他区とのネットワークを充実してほしい。近隣に同世代を持つ親のネットワークが欲しい。
- ・ 幼稚園以外でも子育て仲間と知り合える場所があると嬉しい。
- ・ 小学校入学後も、子どもが安全に通学出来る通学路の整備をして欲しい。道路が狭く、見通しも悪く、交通量も多いにも関わらずガードレールもないため、特に低学年の間は事故が心配である。

【子育てしやすい職場環境づくり】(28件)

- ・ 働きながら幼稚園に通園できる環境作りをして欲しい。
- ・ 育児休業の期間を1～3年間で自身で選択したい。給付金は無くて良いので、3年間子育てをしてから職場復帰できるような施策をしてほしい。
- ・ 社会全体で長時間労働をなくしていくことが大切だと思う。父親の平日夜の子育て参加にもつながると思う。社会全体で業務終了時間を今より早くすることが子育てとの両立を考えたときの理想である。業務終了時間での帰宅を支援する政策があると良い。

【経済的支援】(92件)

- ・ オムツなどの消耗品が買えるチケットの配布があるとありがたい。
- ・ 学費の無償化や現金給付などの経済的支援があると助かる。
- ・ 子どもが多いと費用がかかるため、給食費や教材費を支援してほしい。習い事をさせたいが、入会金、雑費、月謝など、費用がかかるので、区主催の安価な習い事教室などやってほしい。

【情報提供】(30件)

- ・ 子育ての情報を1か所に集約してほしい。0歳の時は特に助けてほしいのに、探す時間もなくて、ストレスだけがたまる。母の自殺や子どもへの虐待は、そういった支援が届かないことから起きると思う。
- ・ 幼児教育に関するセミナーなどは、コロナ後もオンラインを積極的に活用して発信してほしい。(セミナーのために子どもを誰かに預けることはできない) 平日は仕事があるため、土曜・日曜の開催だと嬉しい。
- ・ Webでの情報発信や利用申請、案内があると良いと思う。
- ・ 区のホームページを見やすく、わかりやすくしてほしい(保育園や子育て情報にアクセスしにくい)。ぴよぴよなどの紹介を実際の写真等を用いてわかるように見せてほしい。
- ・ 地域の子育て支援事業があっても知らずに利用できない事もあるため、情報提供してほしい。

【その他】(116件)

- ・ 提出する書類など、デジタル化を進めてほしい。
- ・ 支援が必要な時に、相談しやすい行政窓口であってほしい。
- ・ コロナ禍により、各家庭の環境格差は大きいと思うので、子どもを守るためにも父母の生活

環境のサポートを行って頂き、子どもが安心して過ごせるようにしてほしい。

- ・ 保育士や教員の質を高めるための人材教育や待遇の改善を望む。利用者へのばらまき政策や利用料無償化よりも、サービス充実や人材育成に予算を割いてほしい。

Ⅱ．小学校児童家庭の調査結果

Ⅱ－１．調査の概要

１．調査の目的

小学校児童の保護者に対してアンケートを行うことにより、就労状況や子育て支援サービス等の利用状況、今後の利用意向などを把握し、「第２期練馬区子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しの検討に向けた基礎資料とする。

２．調査内容

- (１)家族の状況について
- (２)子育ての環境について
- (３)保護者の就労状況について
- (４)放課後の過ごし方について
- (５)病気の際の対応について
- (６)不定期に利用したり、宿泊を伴って利用する事業について
- (７)安全、防犯対策について
- (８)家庭での生活について
- (９)食事・健康について
- (10)地域との交流について
- (11)子育て全般について
- (12)自由意見

３．調査設計

- (１)調査地域
区全域
- (２)調査対象
区内に居住する小学生児童の保護者
- (３)標本数
3,000 件
- (４)抽出方法
住民基本台帳登録者のうち、令和３年 10 月 1 日現在、6～12 歳の子どもを持つ保護者を無作為抽出(集計は学年(1～6 年)で行う。)
- (５)調査方法
郵送配付・郵送回収および Web 回答
- (６)調査期間
令和３年 11 月 1 日～令和３年 11 月 15 日

4. 回収状況

有効回収数			有効回答率
郵送	Web	合計	
1,338	571	1,909	63.6%

5. 地区区分

調査結果の「居住地区」は、総合福祉事務所管轄で区分している。

地区	町名
練馬	旭丘、向山、小竹町、栄町、桜台、豊玉上、豊玉北、豊玉中、豊玉南、中村、中村北、中村南、貫井、練馬、羽沢
光が丘	春日町、高松、田柄、光が丘、旭町、土支田、錦、氷川台、平和台、早宮、北町
石神井	富士見台、谷原、高野台、南田中、下石神井、石神井町、三原台、上石神井、上石神井南町、石神井台、関町東、関町北、関町南、立野町
大泉	大泉学園町、大泉町、西大泉、西大泉町、東大泉、南大泉

6. 集計・分析にあたって

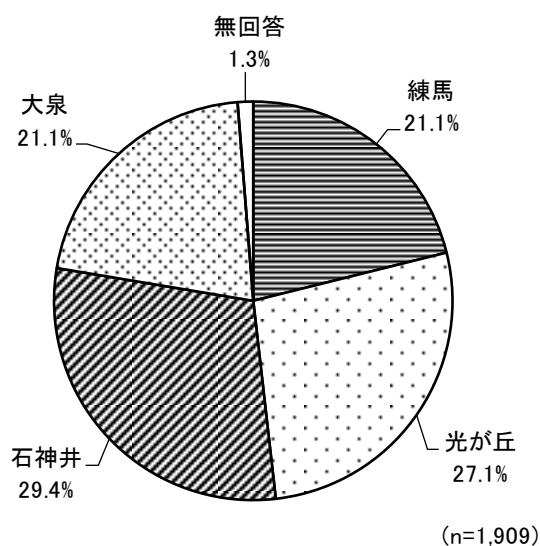
- ・回答は各質問の回答者数(n)を基数とした百分率(%)で示している。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合がある。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合がある。
- ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計(全体)の有効回答数が合致しないことがある。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法である。
- ・調査結果を図表にて表示しているが、グラフ以外の表は、最も多い割合のものを  で網かけをしている(無回答を除く)。
- ・クロス分析において、回答者数の少ない属性についてのコメントは控えている場合がある。

Ⅱ－２．調査結果の詳細

１．家族の状況について

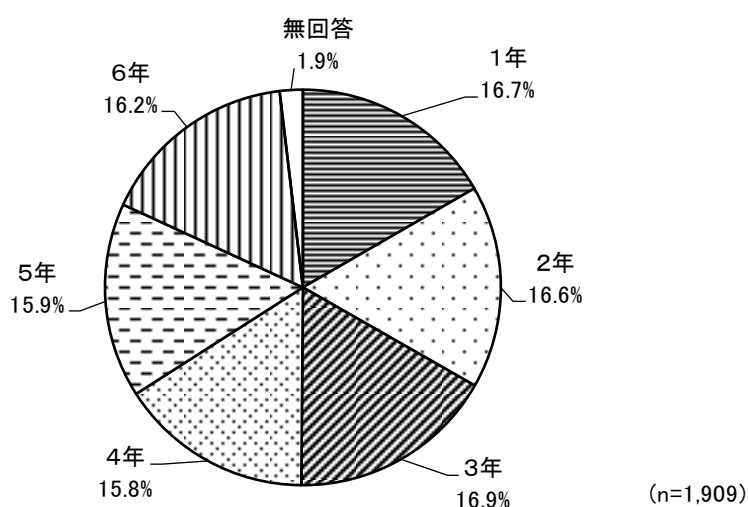
問１ あて名のお子さんがお住まいの町名をお答えください。（１つに○）

「石神井」(29.4%)が最も多く、「光が丘」(27.1%)、「大泉」「練馬」(それぞれ21.1%)と続く。



問２ あて名のお子さんの生年月を、() 内に数字でご記入ください。

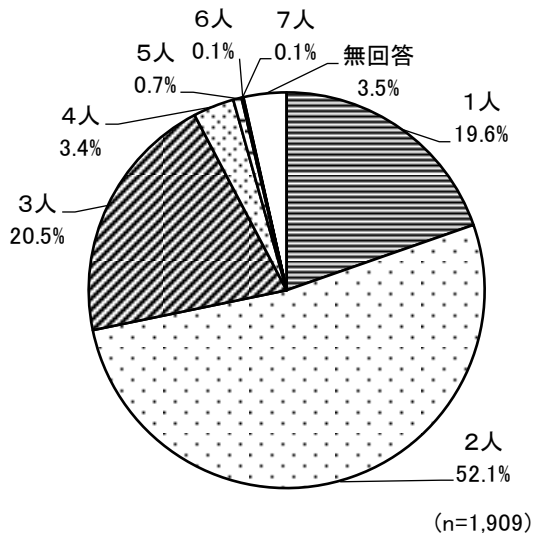
「３年」(16.9%)が最も多く、「１年」(16.7%)、「２年」(16.6%)、「６年」(16.2%)、「５年」(15.9%)、「４年」(15.8%)と続く。



問3 あて名のお子さんのきょうだいは何人いらっしゃいますか。あて名のお子さんを含めた人数を（ ）内に数字でご記入ください。2人以上のお子さんがいらっしゃる場合は、末子の方の生年月を元号に○をつけ、（ ）内に数字でご記入ください。

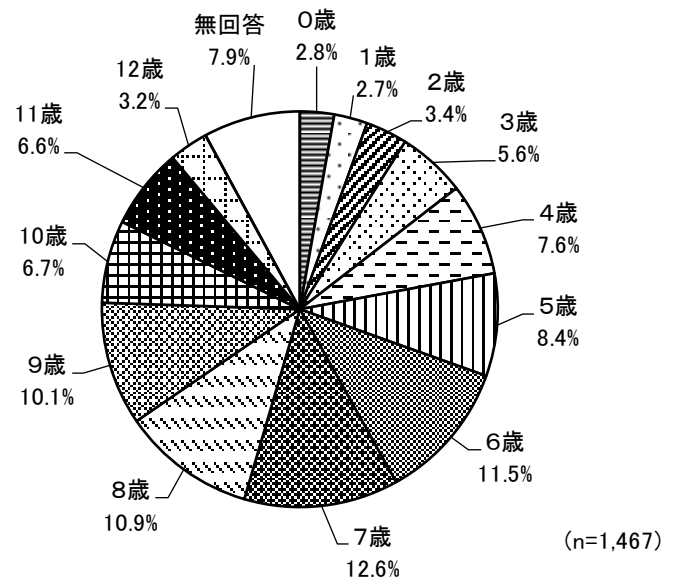
①きょうだい数

「2人」(52.1%)が最も多く、「3人」(20.5%)、「1人」(19.6%)と続く。平均は2.1人となっている。



②末子の年齢

「7歳」(12.6%)が最も多く、「6歳」(11.5%)、「8歳」(10.9%)と続く。

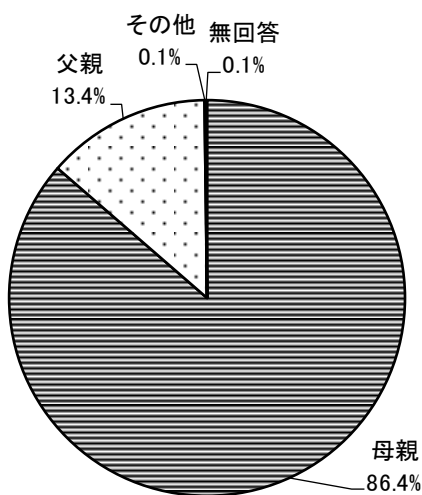


問4 この調査票のご回答者はどなたですか。あて名のお子さんからみた関係でお答えください。(1つに○)

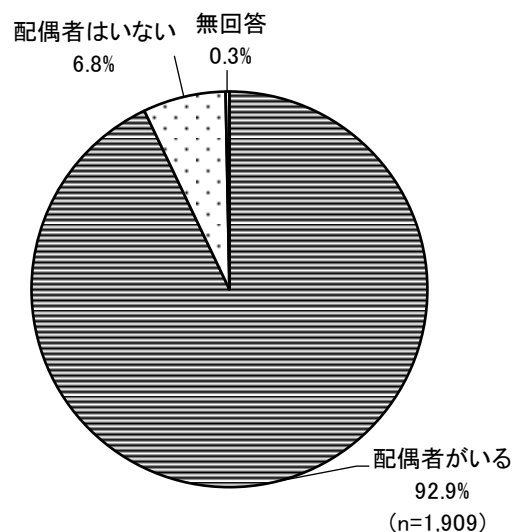
問5 この調査票のご回答者の配偶関係についてお答えください。(1つに○)

回答者は、「母親」(86.4%)、「父親」(13.4%)となっている。配偶関係は、「配偶者がいる」(92.9%)、「配偶者はいない」(6.8%)となっている。

■回答者

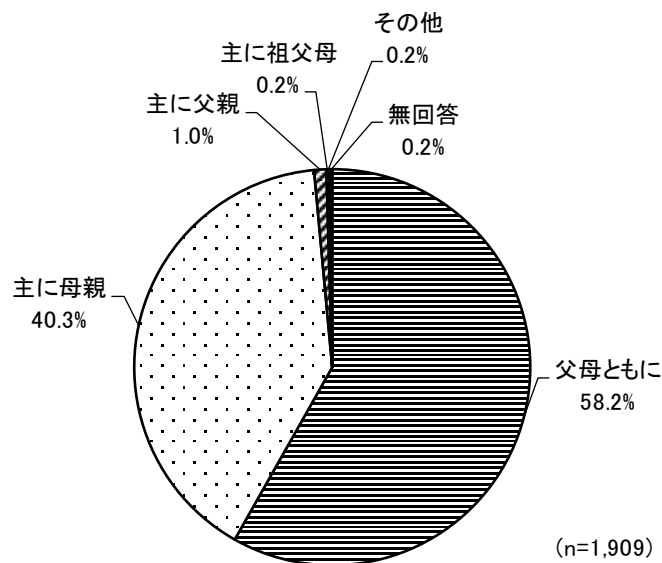


■配偶関係



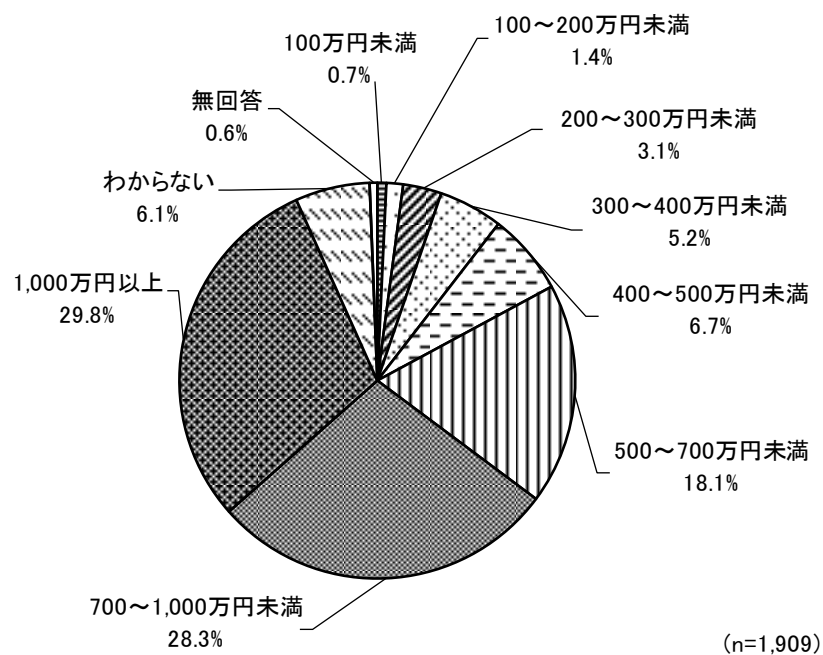
問6 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。
あて名のお子さんからみた関係でお答えください。（1つに○）

「父母ともに」（58.2%）が最も多く、「主に母親」（40.3%）、「主に父親」（1.0%）と続く。



問7 あて名のお子さんの世帯全体の昨年度の年収（税込み）は、仕事による収入と仕事外の収入を合わせて、おおよそどのくらいですか。（1つに○）

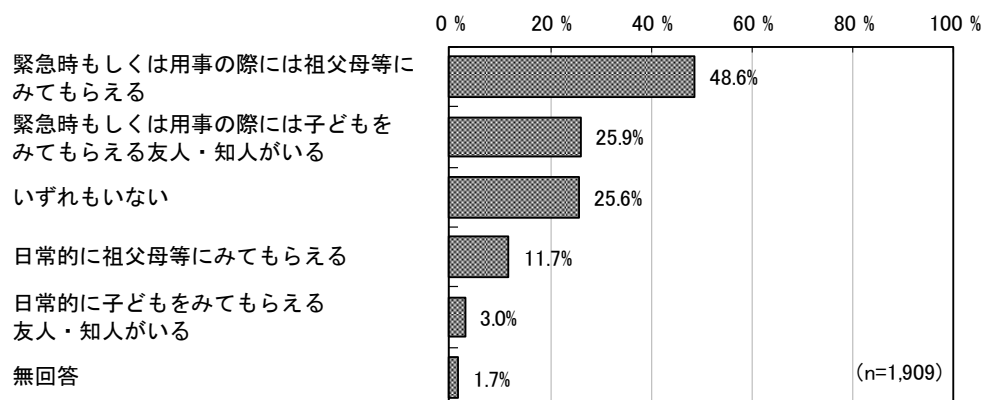
「1,000万円以上」（29.8%）が最も多く、「700～1,000万円未満」（28.3%）、「500～700万円未満」（18.1%）と続く。



2. 子育ての環境について

問8 日頃、あて名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。(いくつでも○)

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等にみてもらえる」(48.6%)が最も多く、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」(25.9%)、「いずれもない」(25.6%)と続く。



【学年別】

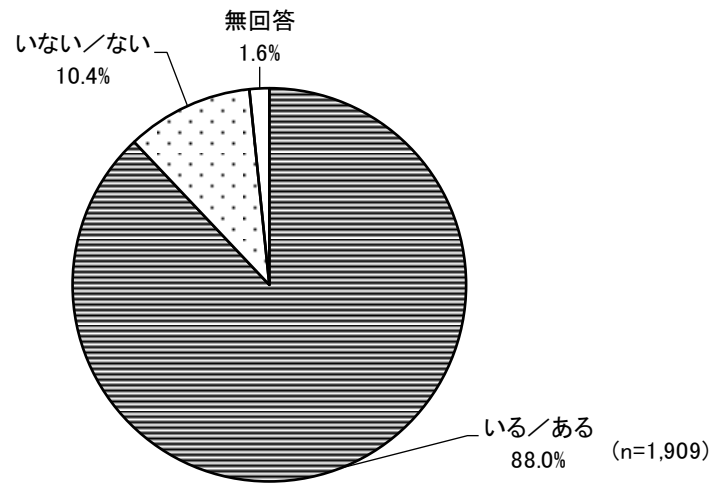
すべての学年で「緊急時もしくは用事の際には祖父母等にみてもらえる」が最も多くなっている。

単位：%

	合計	日常的に祖父母等に みてもらえる	緊急時もしくは用事の際には祖 父母等にみてもらえる	日常的に子どもをみてもらえる 友人・知人がいる	緊急時もしくは用事の際には 子どもをみてもらえる友人・ 知人がいる	いずれもない	無 回 答
全体	1,909	11.7	48.6	3.0	25.9	25.6	1.7
1年	318	12.6	47.8	3.1	27.0	24.5	2.5
2年	317	11.4	49.8	2.2	23.0	29.7	1.3
3年	322	13.7	47.5	3.1	25.2	26.1	1.2
4年	302	12.9	47.0	3.3	26.5	24.5	1.0
5年	304	9.5	52.3	2.3	26.3	22.4	2.3
6年	310	10.0	47.7	4.2	27.4	26.5	2.3

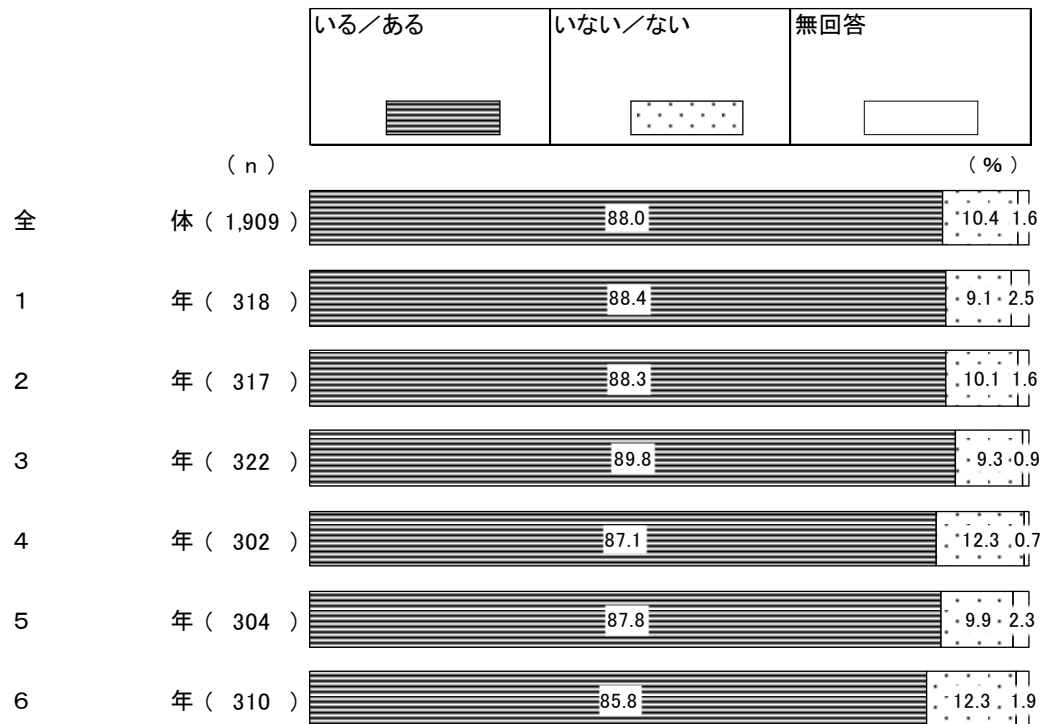
問9 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。（1つに○）

「いる／ある」（88.0%）、「いない／ない」（10.4%）となっている。



【学年別】

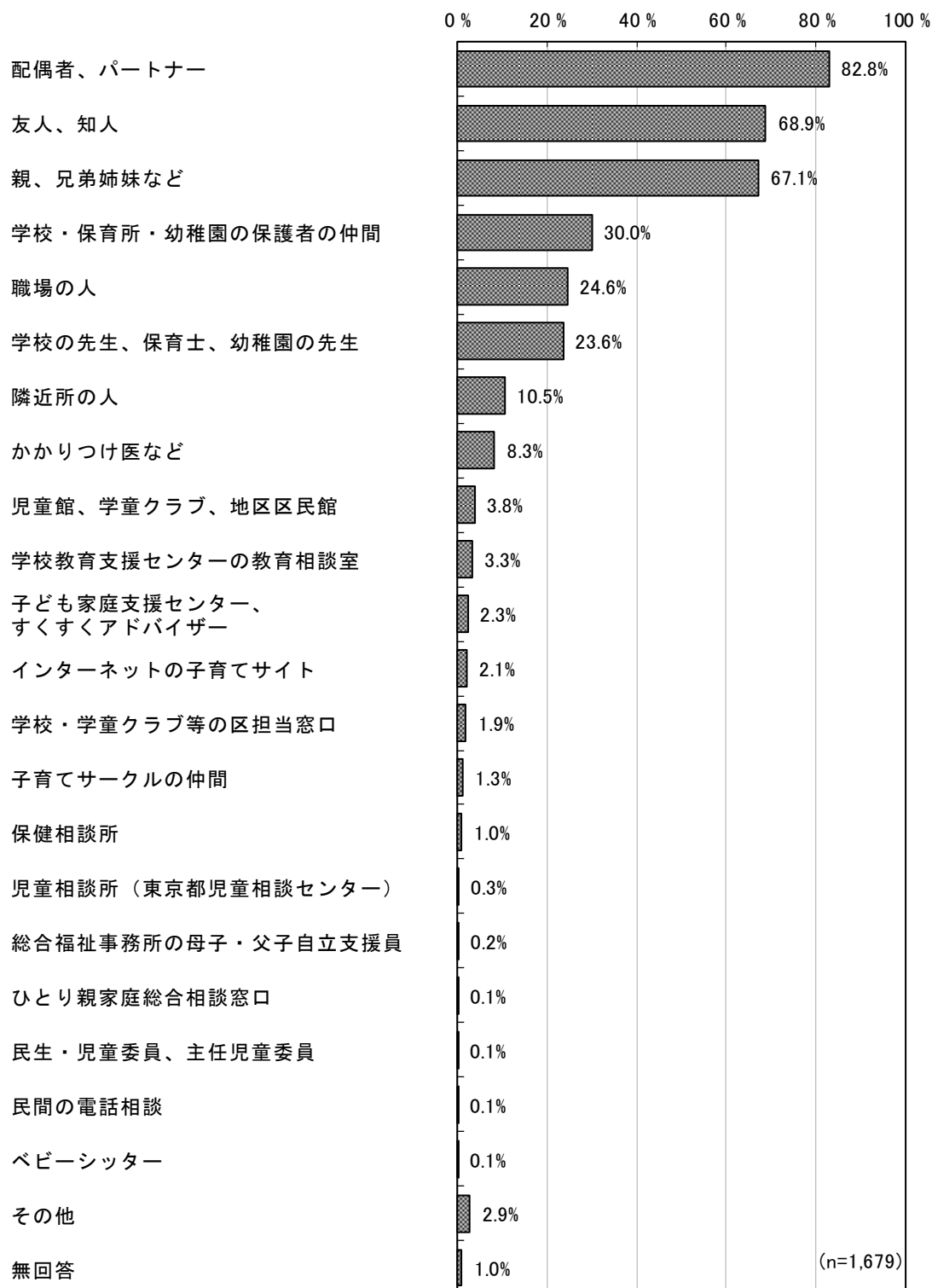
すべての学年で「いる／ある」が8割半ば以上となっている。



問 10 問 9 で「1. いる／ある」を選んだ方にうかがいます。

お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる人は誰ですか。また、相談できる場所はどこですか。（いくつでも○）

「配偶者、パートナー」（82.8%）が最も多く、「友人、知人」（68.9%）、「親、兄弟姉妹など」（67.1%）、「学校・保育所・幼稚園の保護者の仲間」（30.0%）、「職場の人」（24.6%）と続く。



【学年別】

すべての学年で「配偶者、パートナー」が最も多く、7割以上となっている。

単位：％

	合計	配偶者、 パートナー	親、 兄弟姉妹など	友人、 知人	隣近所の人	職場の人	学校・保育所・幼稚園の 保護者の仲間	子育てサークルの仲間	学校の先生、保育士、 幼稚園の先生
全体	1,679	82.8	67.1	68.9	10.5	24.6	30.0	1.3	23.6
1年	281	87.2	68.0	71.9	11.4	22.8	35.9	2.1	19.9
2年	280	83.6	68.2	68.6	8.9	26.1	33.2	2.1	27.5
3年	289	83.0	67.5	68.9	10.7	25.3	30.8	1.7	27.3
4年	263	84.0	63.9	66.2	9.5	24.0	31.9	0.8	24.3
5年	267	84.6	64.8	63.7	11.6	25.8	25.1	—	22.5
6年	266	74.4	69.9	74.1	12.0	25.2	22.2	0.8	20.3

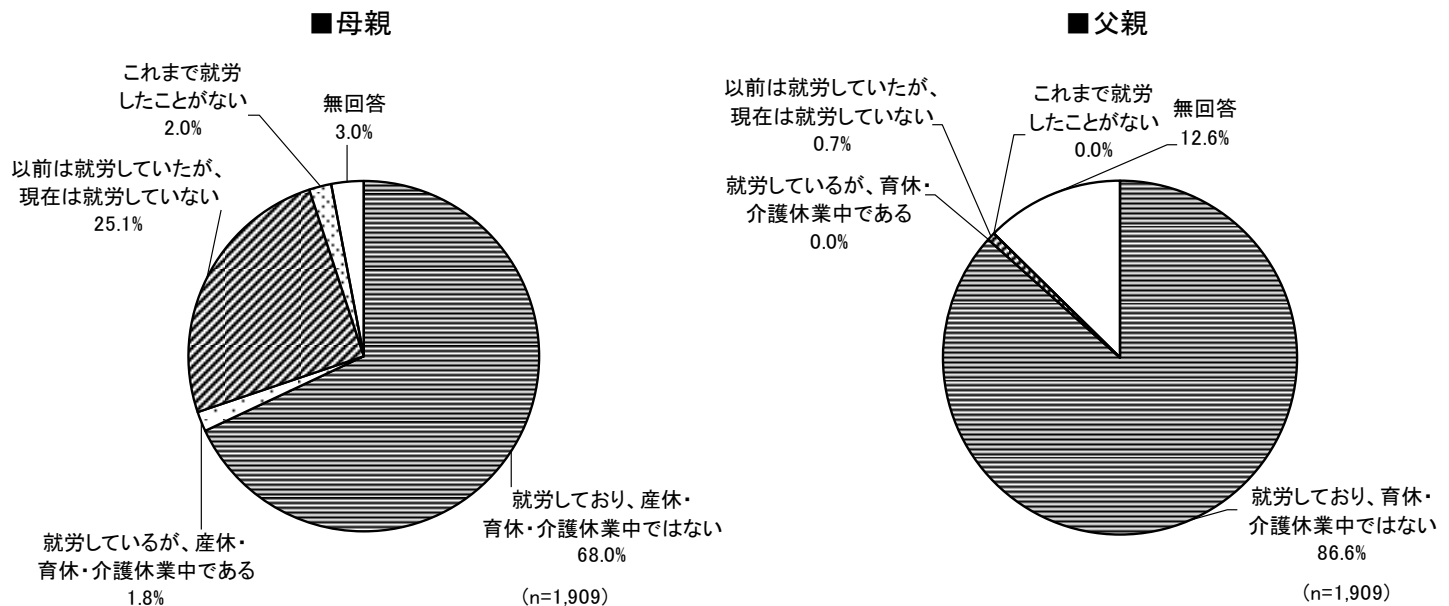
保健相談所	学校教育支援センターの 教育相談室	民生・児童委員、 主任児童委員	ひとり親家庭総合相談窓口	総合福祉事務所の母子・父子 自立支援員	児童館、学童クラブ、 地区区民館	子ども家庭支援センター、 すくすくアドバイザー	学校・学童クラブ等の 区担当窓口	かかりつけ医など	
1.0	3.3	0.1	0.1	0.2	3.8	2.3	1.9	8.3	全体
0.7	1.1	—	—	0.4	3.9	2.8	1.4	8.9	1年
1.8	3.6	—	—	0.4	6.1	2.1	3.2	6.8	2年
2.4	4.2	0.3	0.3	0.3	6.9	3.1	2.4	9.7	3年
0.4	3.4	—	—	—	2.3	1.9	1.5	7.2	4年
—	4.1	—	0.4	—	2.6	2.6	1.5	10.9	5年
0.4	3.8	—	—	0.4	0.8	1.5	1.5	6.8	6年

	児童相談所 (東京都児童相談センター)	民間の電話相談	ベビーシッター	インターネットの 子育てサイト	その他	無回答
全体	0.3	0.1	0.1	2.1	2.9	1.0
1年	—	—	—	2.5	1.8	0.7
2年	0.4	—	—	3.6	2.1	0.4
3年	0.7	0.3	0.3	2.1	2.4	1.4
4年	0.4	—	—	1.1	3.8	1.5
5年	—	—	—	1.9	2.6	1.1
6年	—	—	—	1.5	4.5	0.8

3. 保護者の就労状況について

問 11 あて名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者を含む）についてうかがいます。

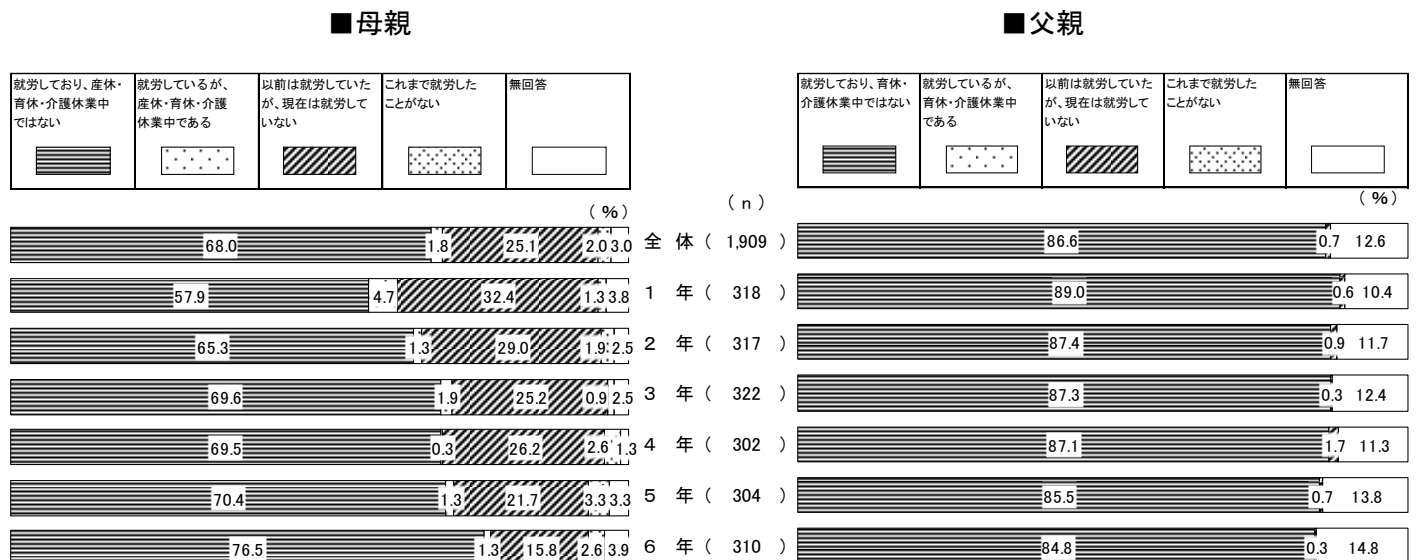
母親は、「就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（68.0%）が最も多く、「以前は就労していたが、現在は就労していない」（25.1%）、「これまで就労したことがない」（2.0%）、「就労しているが、産休・育休・介護休業中である」（1.8%）と続く。父親は、「就労しており、育休・介護休業中ではない」（86.6%）が最も多くなっている。



【学年別】

母親は、すべての学年で「就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も多く、5割半ば以上となっている。

父親も、すべての学年で「就労しており、育休・介護休業中ではない」が最も多く、8割以上となっている。



問 12 問 11 の（１）母親または（２）父親で、「１．」または「２．」（就労している）を選んだ方にうかがいます。

就労日数、就労時間（残業時間を含む）、就労形態についてお答えください。

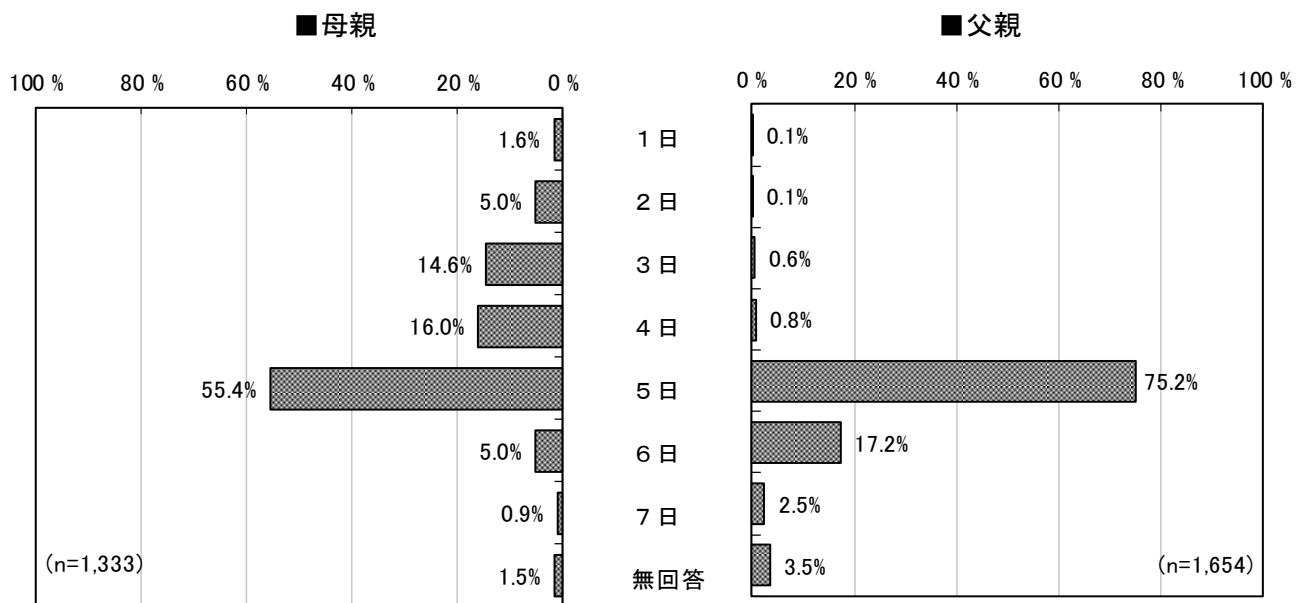
就労日数や就労時間が一定でない場合は、最も多いパターンについてお答えください。

産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。
日数と時間は（ ）内に数字をご記入ください。就労形態は該当するものに○をつけてください。

就労形態が「その他」の場合は、（ ）内に具体的な就労形態をご記入ください。

① １週当たり就労日数

母親、父親ともに「５日」が最も多くなっている。



【全体・学年別 １週当たり平均就労日数】

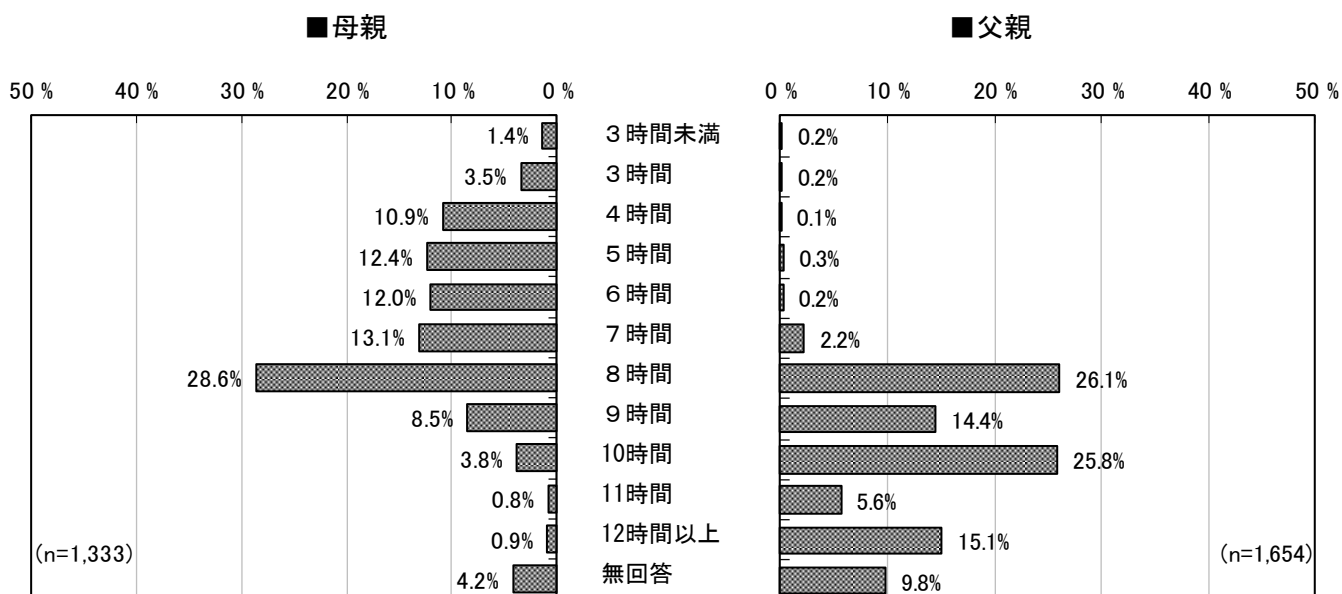
母親は、「１年」～「３年」（それぞれ 4.5 日）が最も多く、平均は 4.4 日となっている。

父親は、「１年」～「５年」（それぞれ 5.2 日）が最も多く、平均は 5.2 日となっている。

単位：日							
	全体	１年	２年	３年	４年	５年	６年
母親	4.4	4.5	4.5	4.5	4.4	4.3	4.2
父親	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.1

② 1日当たり就労時間(残業時間を含む)

母親は、「8時間」(28.6%)が最も多く、「7時間」(13.1%)、「5時間」(12.4%)、「6時間」(12.0%)、「4時間」(10.9%)と続く。父親は、「8時間」(26.1%)が最も多く、「10時間」(25.8%)、「12時間以上」(15.1%)、「9時間」(14.4%)と続く。



【全体・学年別 1日当たり平均就労時間】

母親は、「2年」「5年」(6.9時間)が最も多く、平均は6.7時間となっている。

父親は、「1年」(9.7時間)が最も多く、平均は9.6時間となっている。

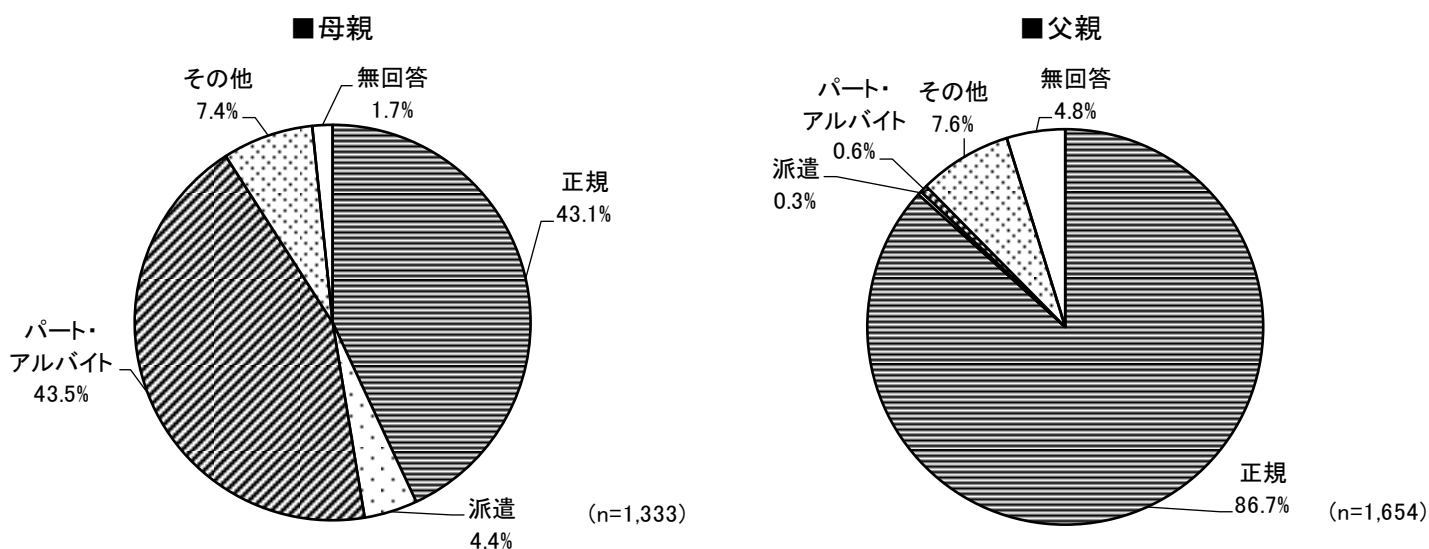
単位：時間

	全体	1年	2年	3年	4年	5年	6年
母親	6.7	6.8	6.9	6.8	6.7	6.9	6.5
父親	9.6	9.7	9.6	9.5	9.5	9.6	9.5

③就労形態

母親は、「パート・アルバイト」(43.5%)が最も多く、「正規」(43.1%)、「派遣」(4.4%)と続く。

父親は、「正規」(86.7%)が最も多く、「パート・アルバイト」(0.6%)、「派遣」(0.3%)と続く。

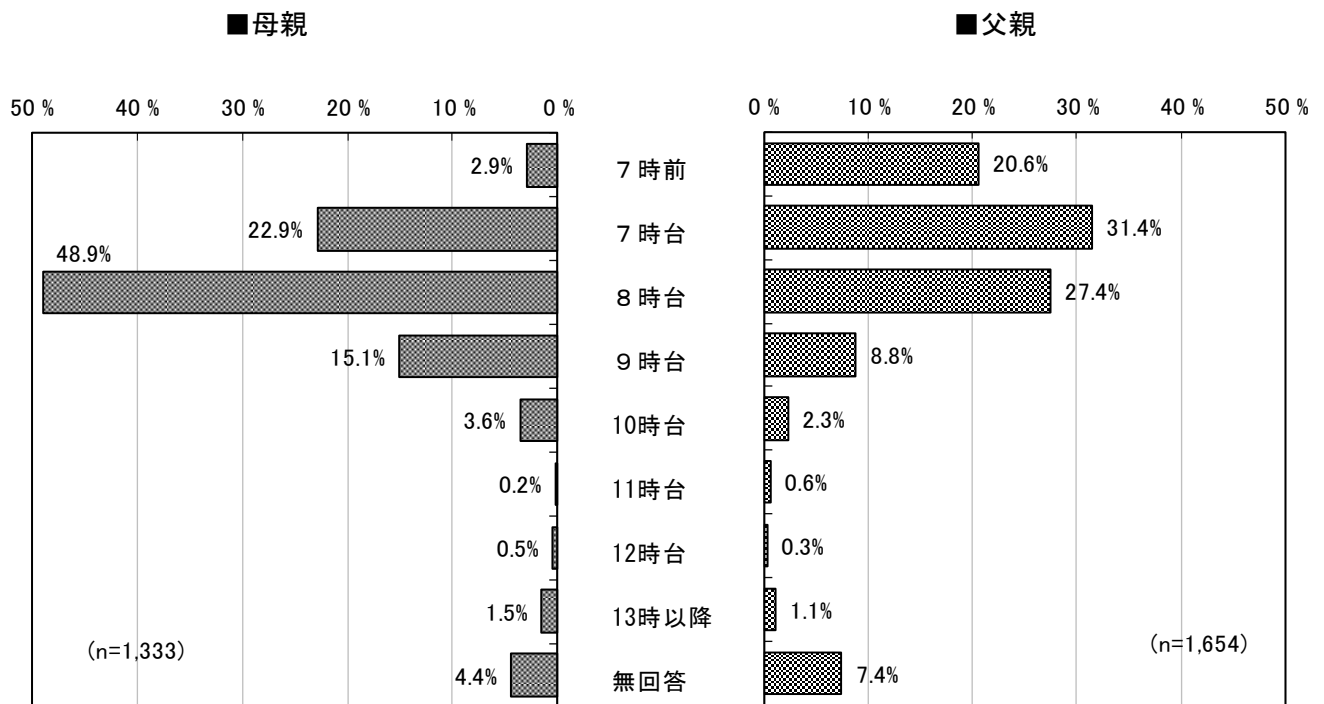


問 13 家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、最も多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。時間は（ ）内に 24 時間制でご記入ください（例：8 時 30 分～18 時 30 分）。

① 家を出る時刻

母親は、「8 時台」(48.9%)が最も多く、「7 時台」(22.9%)、「9 時台」(15.1%)と続く。平均は 8 時 23 分となっている。

父親は、「7 時台」(31.4%)が最も多く、「8 時台」(27.4%)、「7 時前」(20.6%)と続く。平均は 7 時 40 分となっている。



【全体・学年別 家を出る平均時刻】

母親は、「2 年」(8 時 17 分)が最も早く、「6 年」(8 時 34 分)が最も遅くなっている。

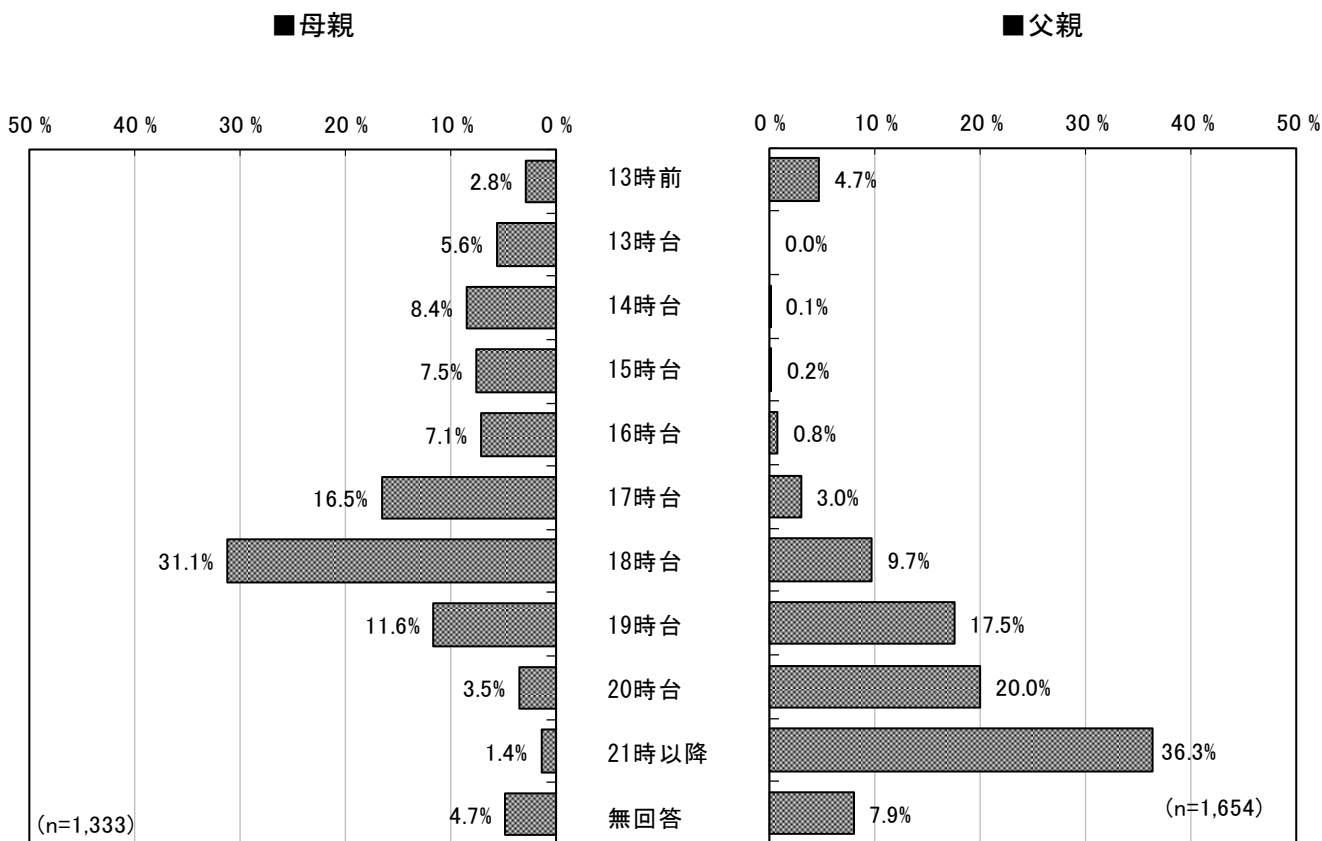
父親は、「6 年」(7 時 28 分)が最も早く、「1 年」(7 時 50 分)が最も遅くなっている。

単位：時間							
	全体	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
母親	8 時 23 分	8 時 23 分	8 時 17 分	8 時 19 分	8 時 22 分	8 時 20 分	8 時 34 分
父親	7 時 40 分	7 時 50 分	7 時 36 分	7 時 40 分	7 時 43 分	7 時 37 分	7 時 28 分

② 帰宅時刻

母親は、「18 時台」(31.1%)が最も多く、「17 時台」(16.5%)、「19 時台」(11.6%)と続く。平均は 17 時 04 分となっている。

父親は、「21 時以降」(36.3%)が最も多く、「20 時台」(20.0%)、「19 時台」(17.5%)と続く。平均は 19 時 20 分となっている。



【全体・学年別 平均帰宅時刻】

母親は、「1 年」(16 時 57 分)が最も早く、「2 年」(17 時 14 分)が最も遅くなっている。

父親は、「1 年」(19 時 01 分)が最も早く、「6 年」(19 時 34 分)が最も遅くなっている。

単位：時間

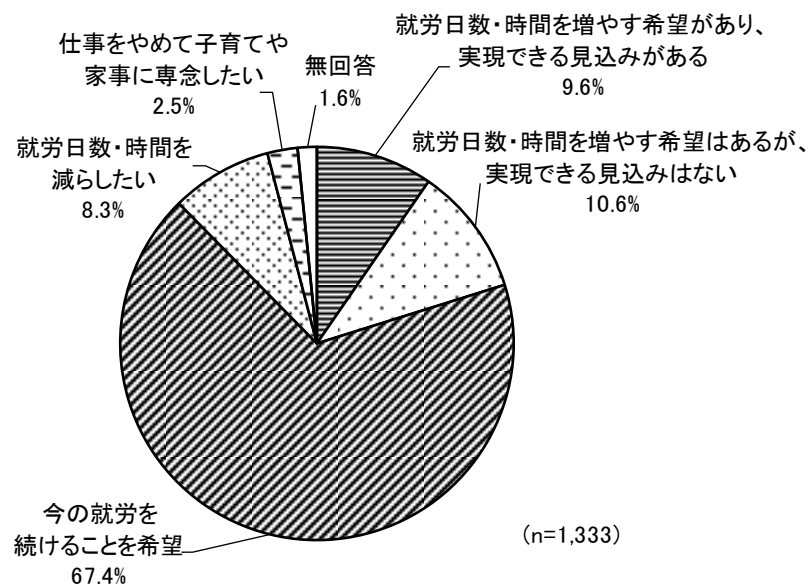
	全体	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
母親	17 時 04 分	16 時 57 分	17 時 14 分	17 時 03 分	17 時 01 分	17 時 07 分	16 時 58 分
父親	19 時 20 分	19 時 01 分	19 時 10 分	19 時 16 分	19 時 31 分	19 時 25 分	19 時 34 分

問 14 今後、就労状況を変更する希望はありますか。あてはまる番号 1 つに○をつけ、
 () 内に数字をご記入ください。

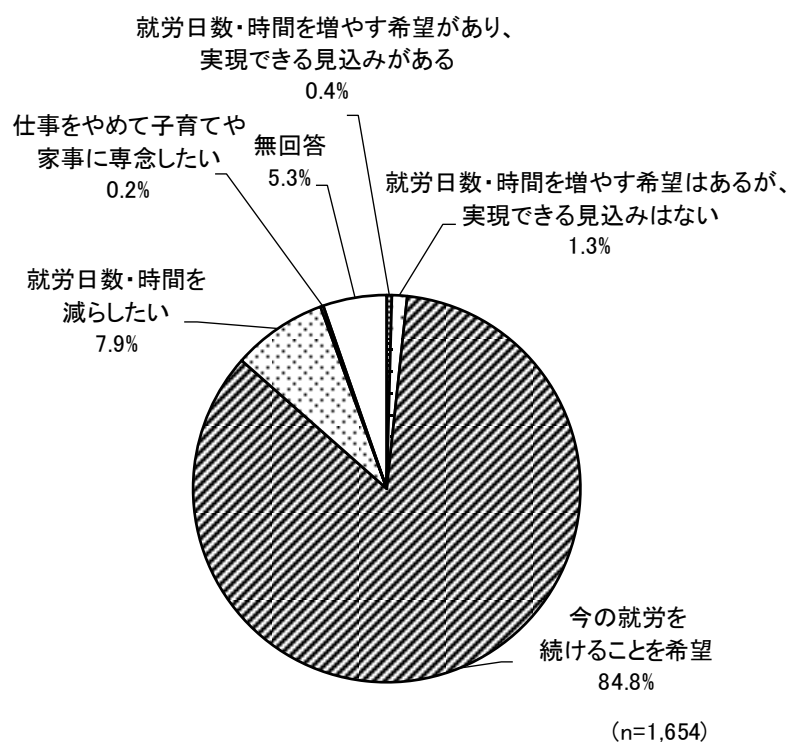
母親は、「今の就労を続けることを希望」(67.4%)が最も多く、「就労日数・時間を増やす希望はあるが、実現できる見込みはない」(10.6%)、「就労日数・時間を増やす希望があり、実現できる見込みがある」(9.6%)と続く。

父親は、「今の就労を続けることを希望」(84.8%)が最も多く、「就労日数・時間を減らしたい」(7.9%)、「就労日数・時間を増やす希望はあるが、実現できる見込みはない」(1.3%)と続く。

■母親



■父親



【学年別】

母親は、すべての学年で「今の就労を続けることを希望」が最も多く、6割以上となっている。
父親も、すべての学年で「今の就労を続けることを希望」が最も多く、8割以上となっている。

■母親

単位：％

	合計	就労日数・時間を増やす希望があり、実現できる見込みがある	就労日数・時間を増やす希望はあるが、実現できる見込みはない	今の就労を続けることを希望	就労日数・時間を減らしたい	仕事をやめて子育てや家事に専念したい	無回答
全体	1,333	9.6	10.6	67.4	8.3	2.5	1.6
1年	199	9.5	5.5	69.8	9.5	2.0	3.5
2年	211	9.5	11.4	68.7	5.2	3.8	1.4
3年	230	12.2	9.1	65.2	11.7	0.9	0.9
4年	211	9.0	8.5	72.0	7.6	1.9	0.9
5年	218	7.3	13.3	66.5	8.7	2.8	1.4
6年	241	10.8	14.1	63.9	6.2	3.7	1.2

■父親

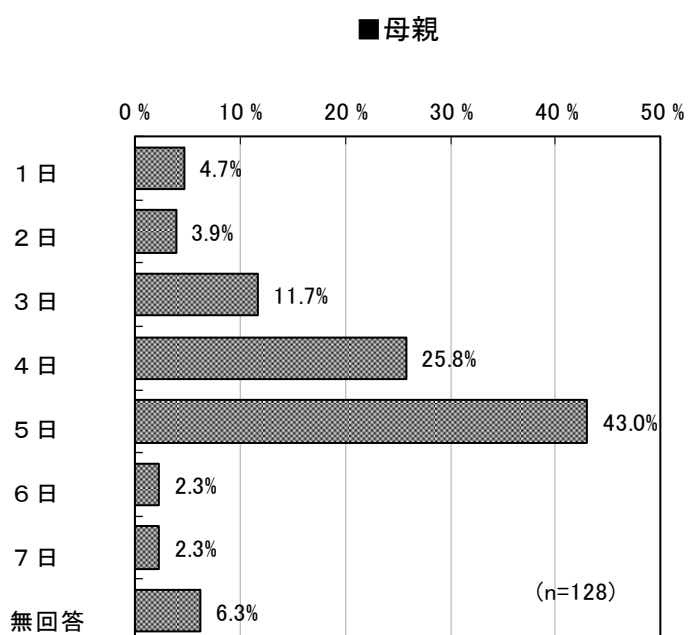
単位：％

	合計	就労日数・時間を増やす希望があり、実現できる見込みがある	就労日数・時間を増やす希望はあるが、実現できる見込みはない	今の就労を続けることを希望	就労日数・時間を減らしたい	仕事をやめて子育てや家事に専念したい	無回答
全体	1,654	0.4	1.3	84.8	7.9	0.2	5.3
1年	283	0.4	1.1	84.8	7.4	—	6.4
2年	277	0.7	2.2	83.8	8.7	0.4	4.3
3年	281	—	1.1	86.8	7.5	0.4	4.3
4年	263	0.8	0.4	84.4	8.4	0.4	5.7
5年	260	0.8	1.2	84.6	7.7	0.4	5.4
6年	263	—	1.5	85.6	8.0	—	4.9

＜就労日数・時間を増やす希望があり、実現できる見込みがある＞

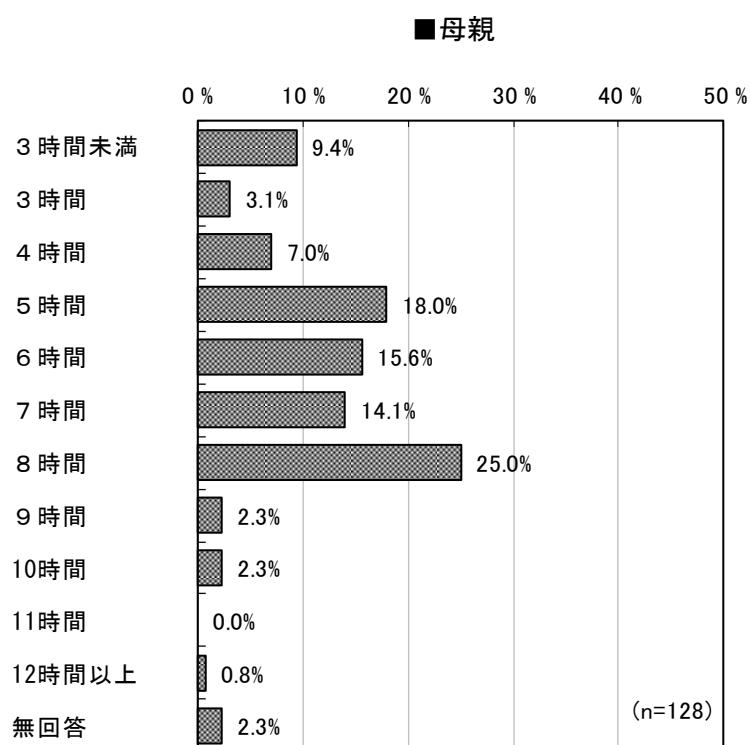
【増加後の日数等 1週当たり日数】

母親は、「5日」(43.0%)が最も多く、平均は4.2日となっている。父親は、「6日」(3件)が最も多く、「5日」が2件、「2日」「3日」がそれぞれ1件、平均は4.7日となっている。



【増加後の日数等 1日当たり時間】

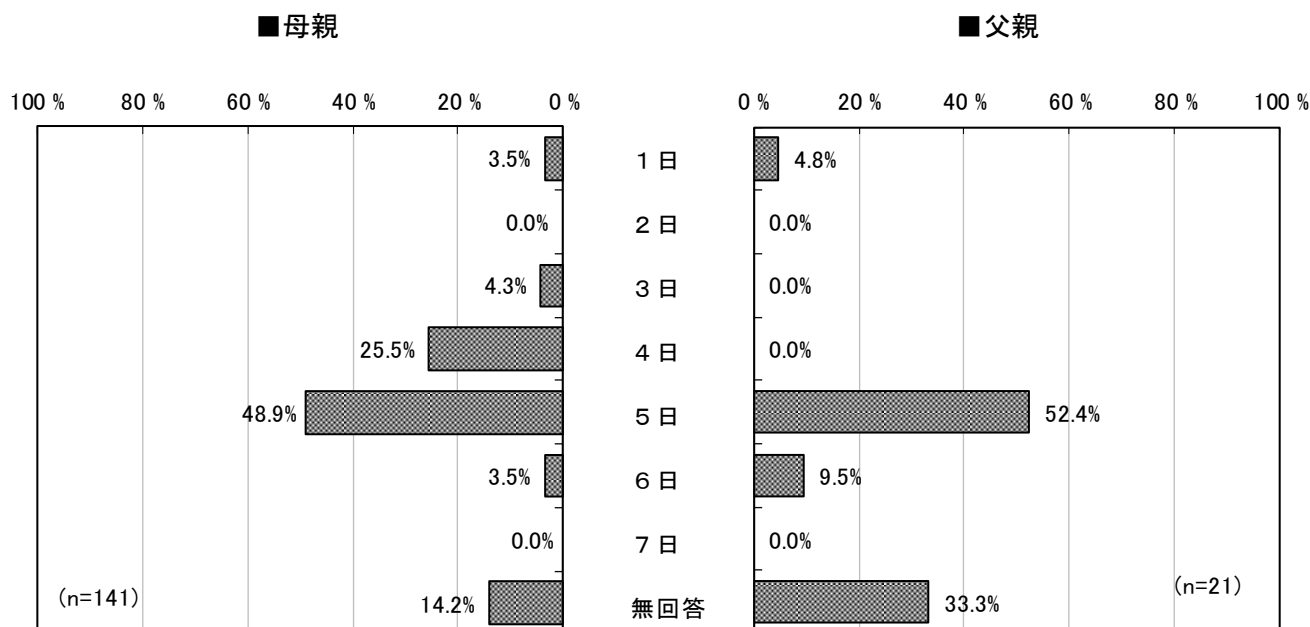
母親は、「8時間」(25.0%)が最も多く、「5時間」(18.0%)、「6時間」(15.6%)、「7時間」(14.1%)と続く。平均は6.0時間となっている。父親は、「10時間」が3件、「3時間」「4時間」「9時間」がそれぞれ1件、平均は7.7時間となっている（無回答1件）。



<就労日数・時間を増やす希望があるが、実現できる見込みはない>

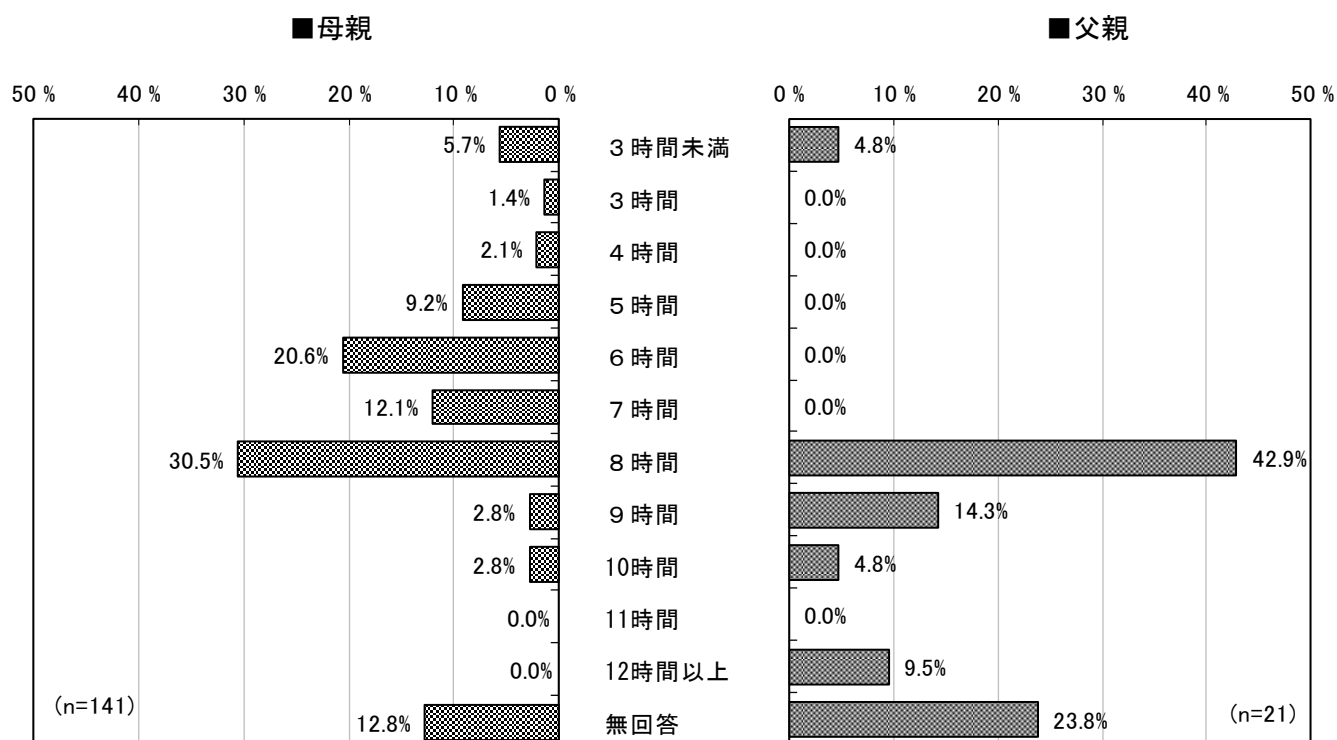
【増加後の日数等 1週当たり日数】

母親は、「5日」(48.9%)が最も多く、平均は4.5日となっている。父親は、「5日」(52.4%)が最も多く、平均は4.9日となっている。



【増加後の日数等 1日当たり時間】

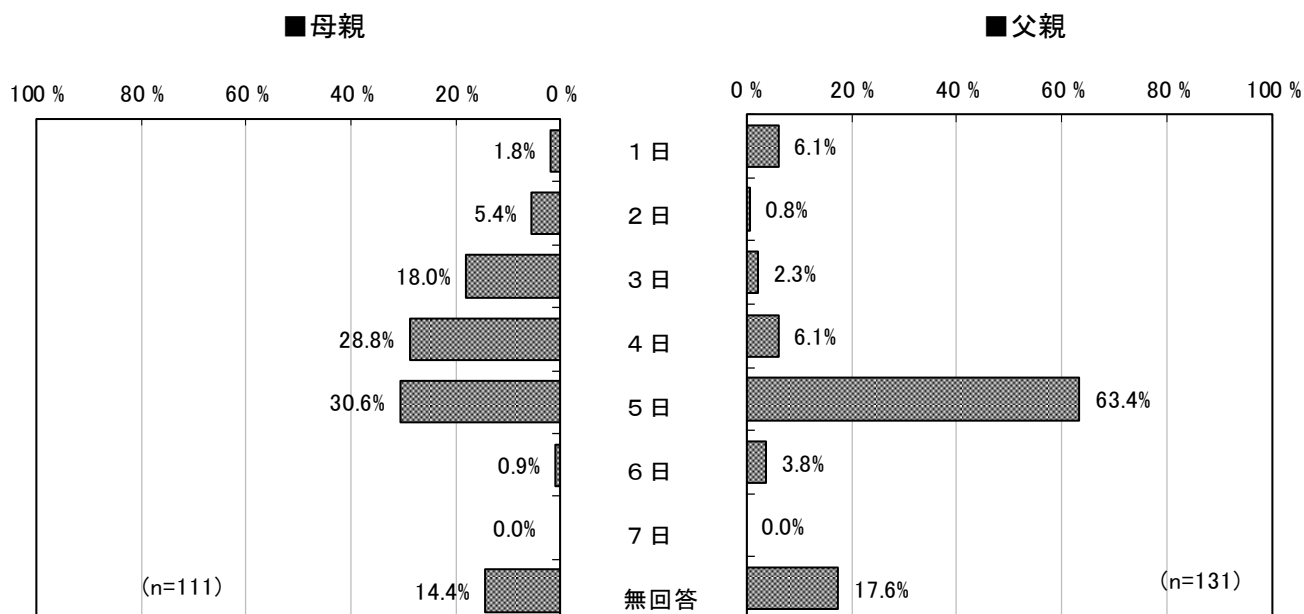
母親は、「8時間」(30.5%)が最も多く、「6時間」(20.6%)、「7時間」(12.1%)と続く。平均は6.6時間となっている。父親は、「8時間」(42.9%)が最も多く、「9時間」(14.3%)と続く。平均は8.4時間となっている。



<就労日数・時間を減らしたい>

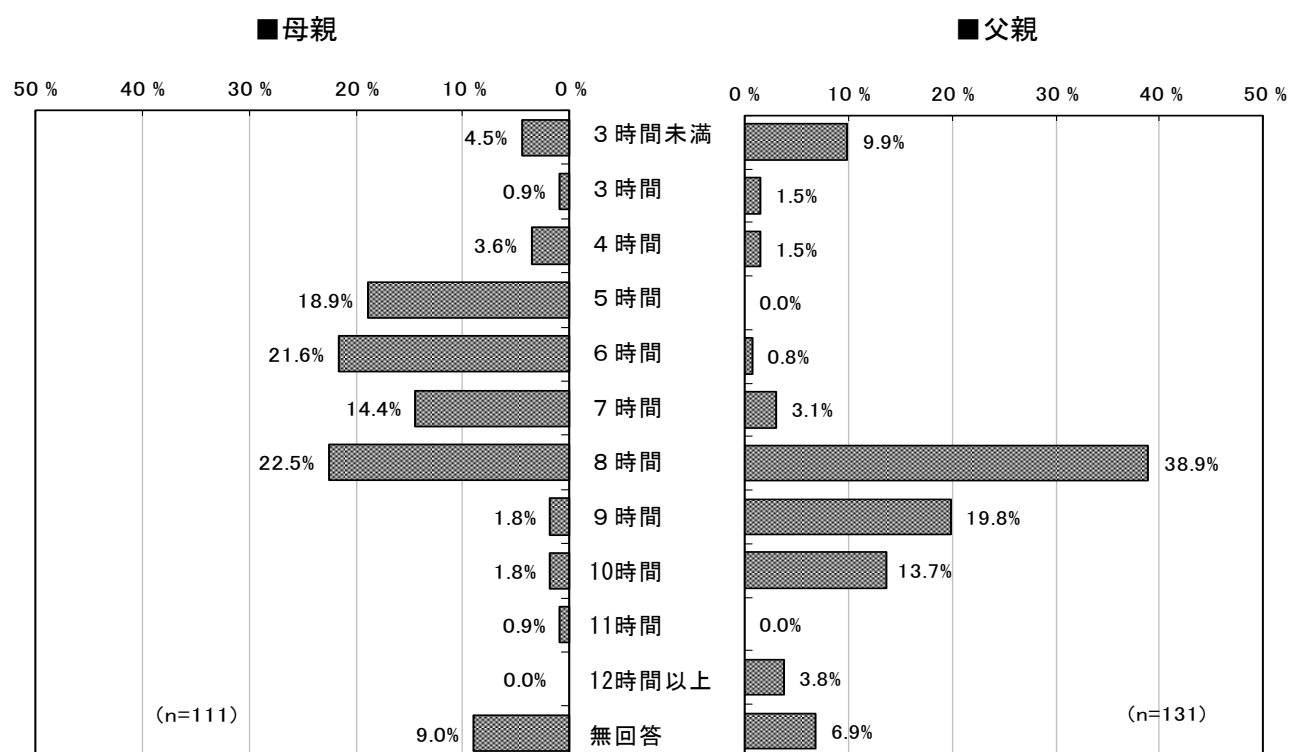
【減少後の日数等 1週当たり日数】

母親は、「5日」(30.6%)が最も多く、平均は4.0日となっている。父親は「5日」(63.4%)が最も多く、平均は4.6日となっている。



【減少後の日数等 1日当たり時間】

母親は、「8時間」(22.5%)が最も多く、「6時間」(21.6%)、「5時間」(18.9%)と続く。平均は6.3時間となっている。父親は、「8時間」(38.9%)が最も多く、「9時間」(19.8%)、「10時間」(13.7%)と続く。平均は7.8時間となっている。



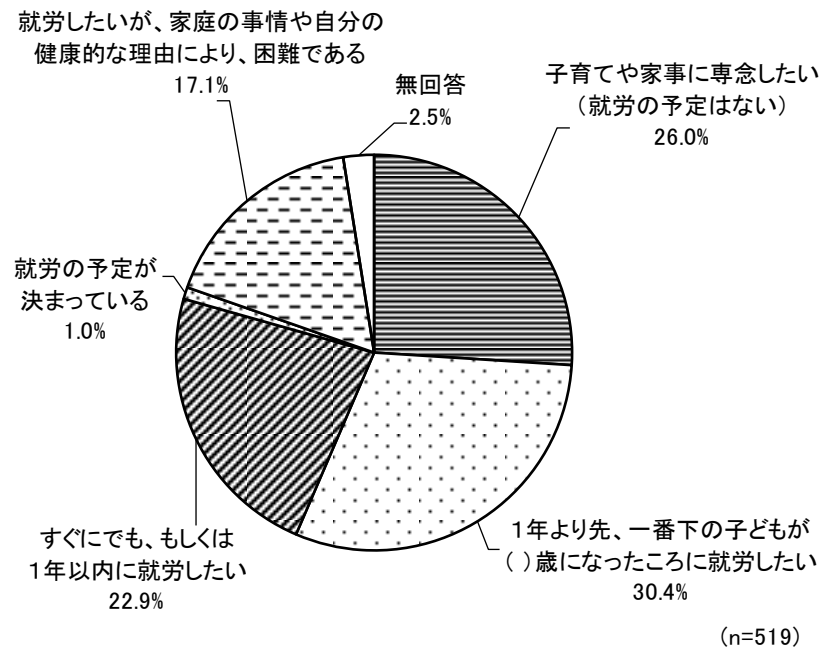
問 15 問 11 の（１）母親または（２）父親で、「３．以前は就労していたが、現在は就労していない」または「４．これまで就労したことがない」を選んだ方にうかがいます。

今後、就労したい希望はありますか。あてはまる番号１つに○をつけ、日数と時間等は（ ）内に数字をご記入ください。就労形態は該当するものに○をつけてください。就労形態が「その他」の場合は、（ ）内に具体的な就労形態をご記入ください。

母親は、「１年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」（30.4%）が最も多く、「子育てや家事に専念したい（就労の予定はない）」（26.0%）、「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」（22.9%）と続く。

父親は、「就労したいが、家庭の事情や自分の健康的な理由により、困難である」が７件、「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」が５件、「子育てや家事に専念したい（就労の予定はない）」が２件となっている。

■ 母親



【学年別(母親)】

“1年”～“3年”“5年”で「1年より先、一番下の子どもが()歳になったところに就労したい」が最も多くなっており、“4年”では「子育てや家事に専念したい(就労の予定はない)」が最も多く、“6年”では「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が最も多くなっている。なお、“2年”では「子育てや家事に専念したい(就労の予定はない)」も多くなっている。

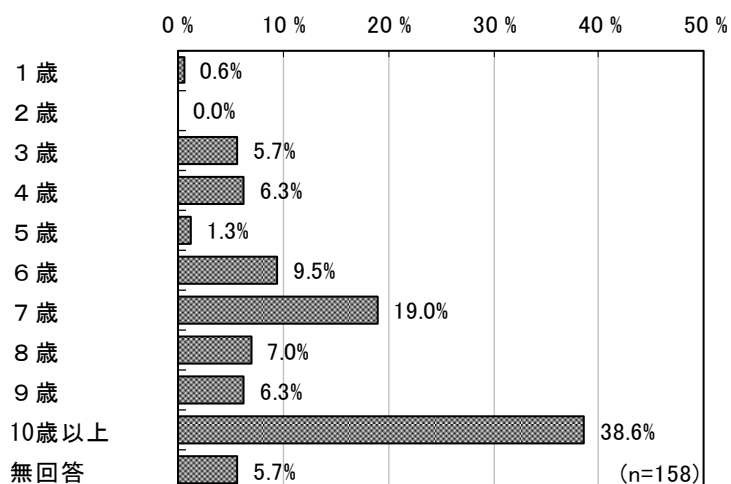
単位：％

	合計	子育てや家事に専念したい (就労の予定はない)	1年より先、一番下の子どもが ()歳になったところに就労したい	すぐにでも、 もしくは1年以内に 就労したい	就労の予定が決まっている	就労したいが、家庭の事情や自分の 健康的な理由により、困難である	無回答
全体	519	26.0	30.4	22.9	1.0	17.1	2.5
1年	107	27.1	36.4	22.4	—	14.0	—
2年	98	27.6	27.6	21.4	1.0	17.3	5.1
3年	84	16.7	42.9	19.0	—	19.0	2.4
4年	87	29.9	25.3	25.3	3.4	13.8	2.3
5年	76	25.0	28.9	23.7	1.3	19.7	1.3
6年	57	29.8	15.8	31.6	—	19.3	3.5

＜1年より先、一番下の子どもが()歳になったところに就労したい＞

母親は、「10歳以上」(38.6%)が最も多く、「7歳」(19.0%)、「6歳」(9.5%)と続く。

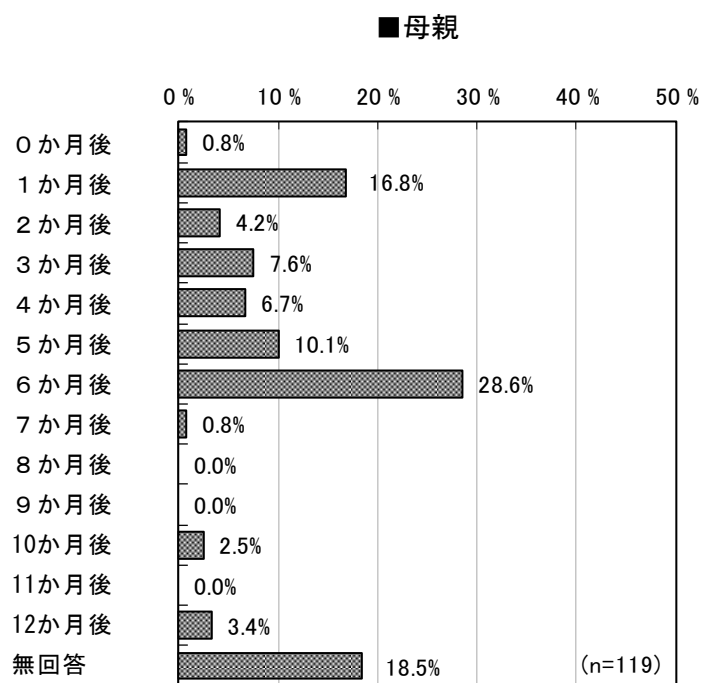
■母親



<すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい>

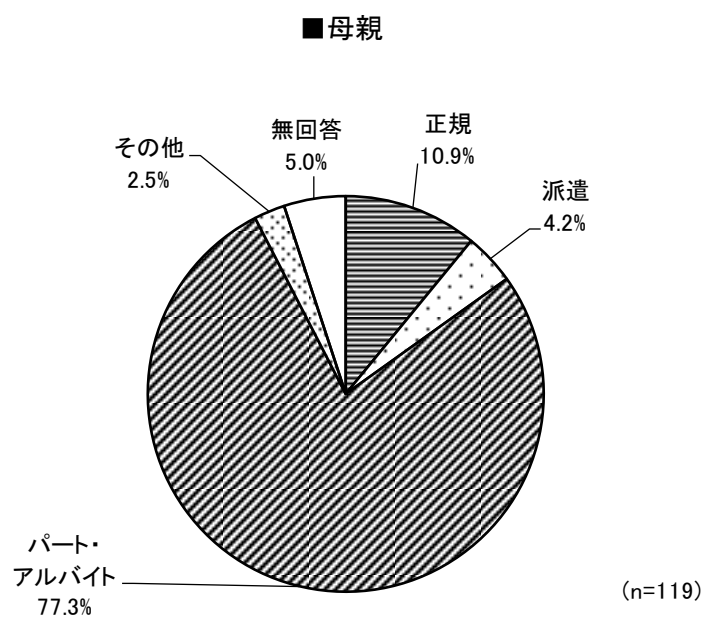
【希望時期】

母親は、「6か月後」(28.6%)が最も多く、「1か月後」(16.8%)、「5か月後」(10.1%)と続く。
父親は、「1か月後」が2件、「3か月後」「6か月後」がそれぞれ1件となっている（無回答1件）。



【希望する就労形態】

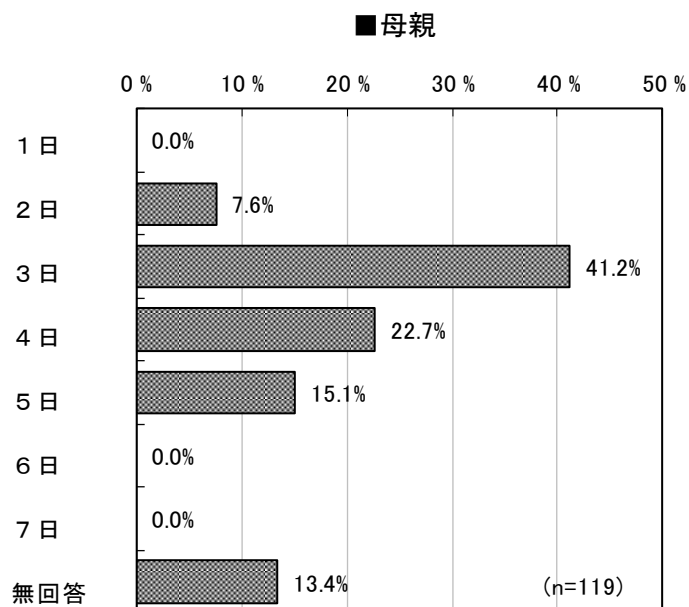
母親は、「パート・アルバイト」(77.3%)が最も多く、「正規」(10.9%)、「派遣」(4.2%)と続く。
父親は、「正規」が4件、「パート・アルバイト」が1件となっている。



【1週当たり希望日数】

母親は、「3日」(41.2%)が最も多く、「4日」(22.7%)、「5日」(15.1%)と続く。

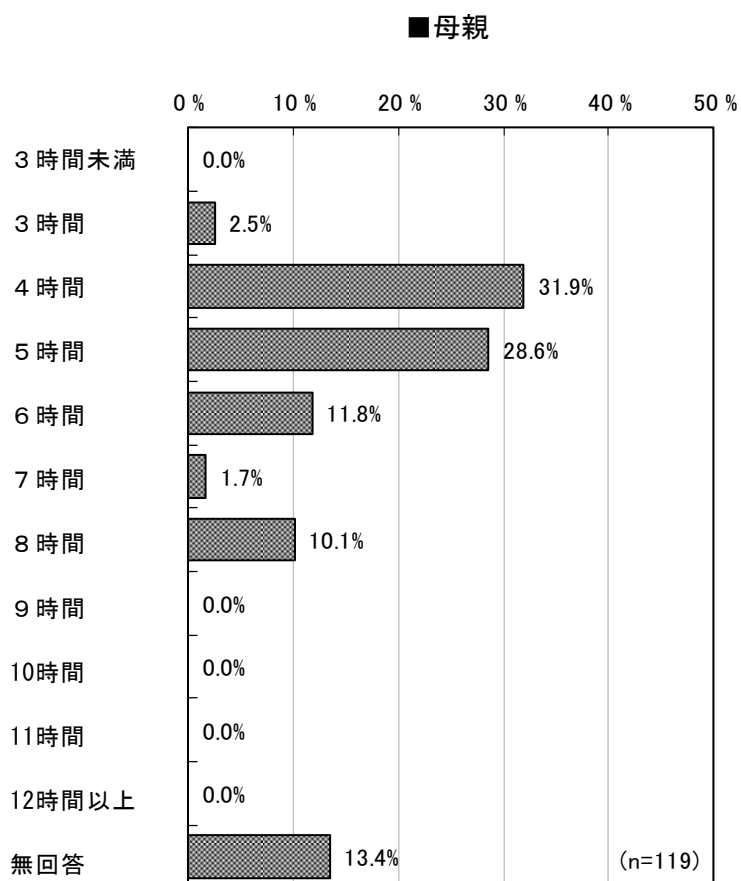
父親は、「5日」が2件、「6日」が1件となっている(無回答2件)。



【1日当たり希望時間】

母親は、「4時間」(31.9%)が最も多く、「5時間」(28.6%)、「6時間」(11.8%)と続く。

父親は、「8時間」が2件、「10時間」が1件となっている(無回答2件)。



<就労の予定が決まっている>

【開始時期】

母親は、「2022年4月」が2件、「2021年11月」「2021年12月」「2022年5月」がそれぞれ1件となっている。

【1週当たり日数】

母親は、「4日」が2件、「2日」「3日」がそれぞれ1件となっている（無回答1件）。

【1日当たり時間】

母親は、「5時間」が2件、「3時間」「4時間」がそれぞれ1件となっている（無回答1件）。

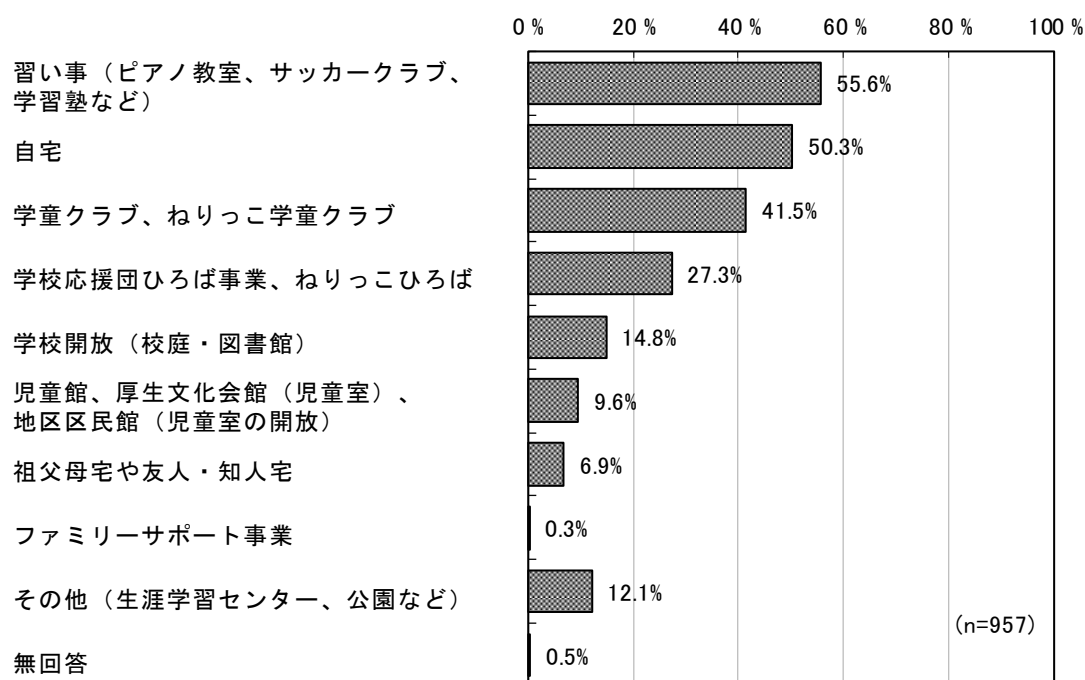
4. 放課後の過ごし方について

問 16 あて名のお子さんを、放課後（平日の小学校終了後）の時間にどのような場所で過ごさせたいですか。あてはまる番号すべてに○をつけ、希望する日数をご記入ください。（１）は、お子さんが低学年（１～３年生）の方のみお答えください。（２）はすべての方がお答えください。

「学童クラブ」の場合は、利用を希望する時間も（ ）内に 24 時間制でご記入ください。（例：19 時）

① 小学校低学年（１～３年生）のとき ※お子さんが低学年（１～３年生）の方のみ回答

「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」(55.6%)が最も多く、「自宅」(50.3%)、「学童クラブ、ねりっこ学童クラブ」(41.5%)、「学校応援団ひろば事業、ねりっこひろば」(27.3%)と続く。



【学年別】

すべての学年で「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が最も多く、5割以上となっている。

単位：％

	合計	自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	児童館、厚生文化会館（児童室）、地区区民館（児童室の開放）	学校応援団ひろば事業、ねりっこひろば	学校開放（校庭・図書館）	学童クラブ、ねりっこ学童クラブ	ファミリーサポート事業	その他（生涯学習センター、公園など）	無回答
全体	957	50.3	6.9	55.6	9.6	27.3	14.8	41.5	0.3	12.1	0.5
1年	318	43.4	6.3	54.1	7.2	30.2	13.5	47.5	0.6	8.2	0.3
2年	317	51.4	5.0	53.6	9.5	31.9	15.5	40.1	—	12.6	0.6
3年	322	55.9	9.3	59.0	12.1	19.9	15.5	37.0	0.3	15.5	0.6

【母親の就労状況別】

“就労しており、産休・育休・介護休業中ではない” “就労しているが、産休・育休・介護休業中である” では「学童クラブ、ねりっこ学童クラブ」が最も多く、“以前は就労していたが、現在は就労していない” では「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が最も多く、“これまで就労したことがない” では「自宅」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	児童館、厚生文化会館（児童室）、地区区民館（児童室の開放）	学校応援団ひろば事業、ねりっこひろば	学校開放（校庭・図書館）	学童クラブ、ねりっこ学童クラブ	ファミリーサポート事業	その他（生涯学習センター、公園など）	無回答
全体	957	50.3	6.9	55.6	9.6	27.3	14.8	41.5	0.3	12.1	0.5
就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	615	38.0	6.2	45.2	9.9	22.0	12.2	56.6	0.5	8.9	0.5
就労しているが、産休・育休・介護休業中である	25	28.0	4.0	36.0	4.0	32.0	16.0	68.0	—	—	—
以前は就労していたが、現在は就労していない	276	77.9	8.3	80.8	9.8	40.2	20.3	6.5	—	20.3	0.4
これまで就労したことがない	13	76.9	—	61.5	7.7	23.1	23.1	7.7	—	23.1	—

【居住地区別】

すべての居住地区で「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が最も多く、5割以上となっている。

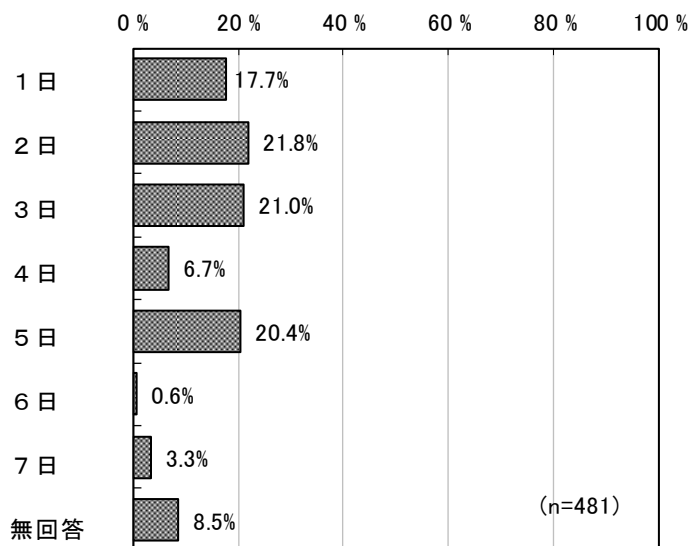
単位：％

	合計	自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	児童館、厚生文化会館（児童室）、地区区民館（児童室の開放）	学校応援団ひろば事業、ねりっこひろば	学校開放（校庭・図書館）	学童クラブ、ねりっこ学童クラブ	ファミリーサポート事業	その他（生涯学習センター、公園など）	無回答
全体	957	50.3	6.9	55.6	9.6	27.3	14.8	41.5	0.3	12.1	0.5
練馬	210	47.1	6.7	53.8	6.7	24.8	15.7	41.9	—	14.8	1.0
光が丘	265	49.4	7.5	54.3	13.2	28.7	12.5	44.9	0.4	10.9	—
石神井	287	51.6	4.5	55.4	7.3	25.8	16.0	41.1	0.7	12.5	0.3
大泉	186	53.2	8.6	60.2	11.8	31.2	15.6	37.1	—	10.2	1.1

○希望する1週当たり日数

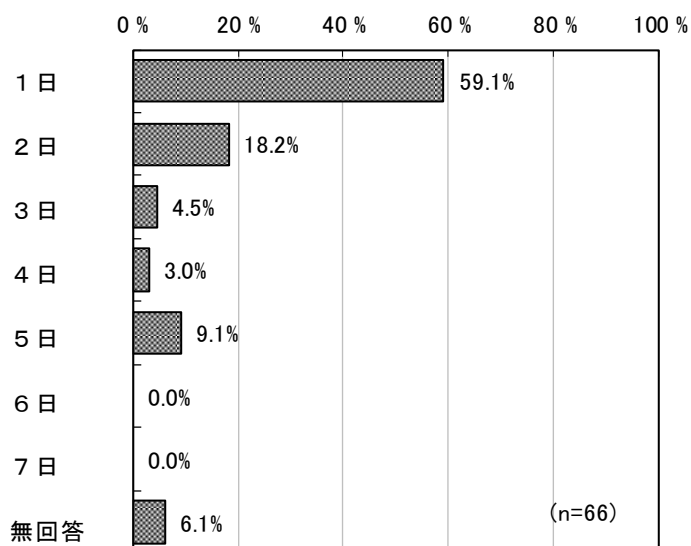
・自宅

「2日」(21.8%)が最も多く、「3日」(21.0%)、「5日」(20.4%)と続く。平均は3.1日となっている。



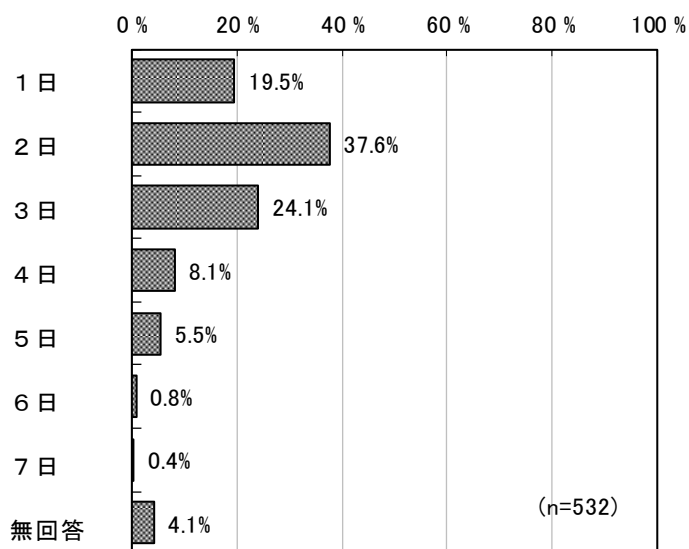
・祖父母宅や友人・知人宅

「1日」(59.1%)が最も多く、「2日」(18.2%)、「5日」(9.1%)と続く。平均は1.8日となっている。



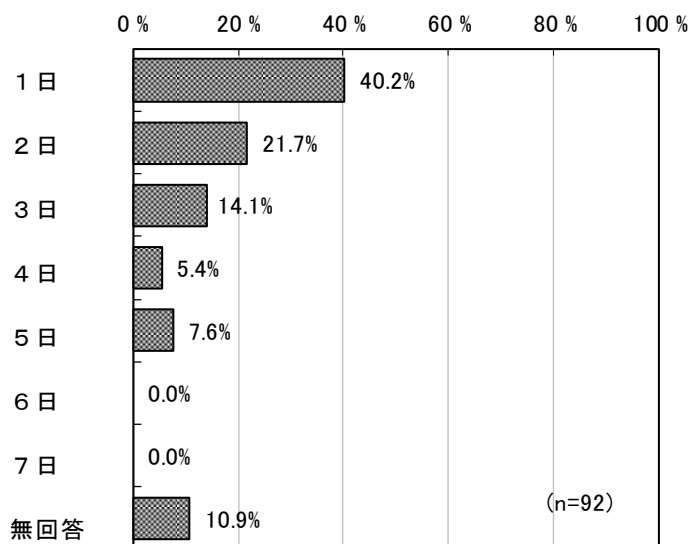
・習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）

「2日」(37.6%)が最も多く、「3日」(24.1%)、「1日」(19.5%)と続く。平均は2.4日となっている。



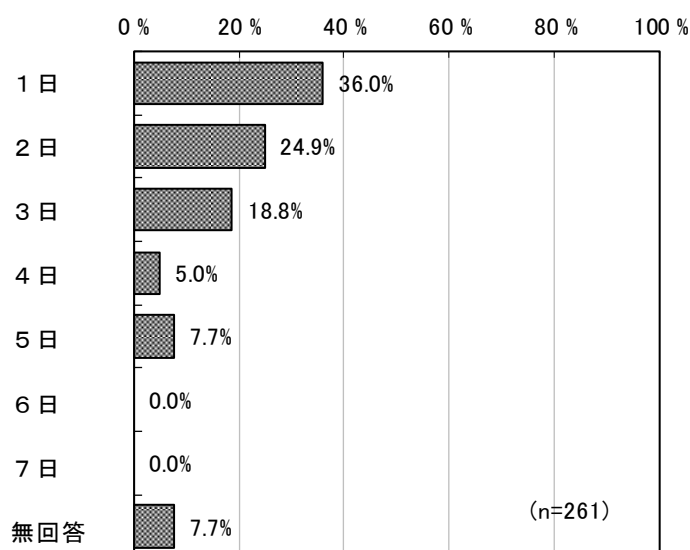
・児童館、厚生文化会館（児童室）、地区区民館（児童室の開放）

「1日」(40.2%)が最も多く、「2日」(21.7%)、「3日」(14.1%)と続く。平均は2.1日となっている。



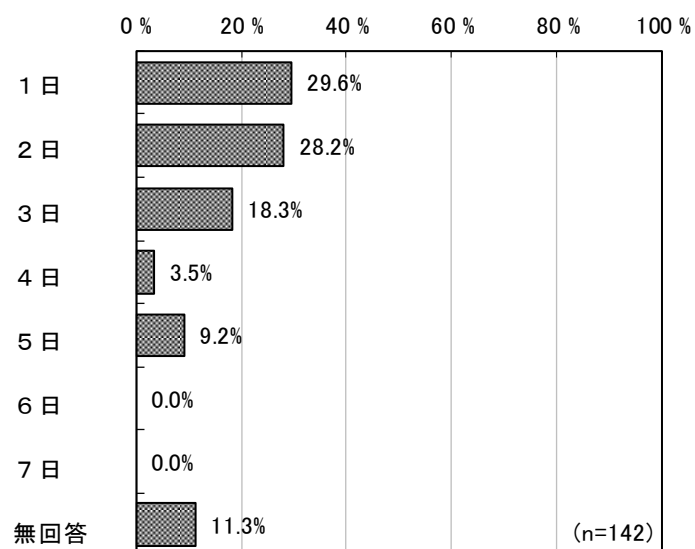
・学校応援団ひろば事業、ねりっこひろば

「1日」(36.0%)が最も多く、「2日」(24.9%)、「3日」(18.8%)と続く。平均は2.2日となっている。



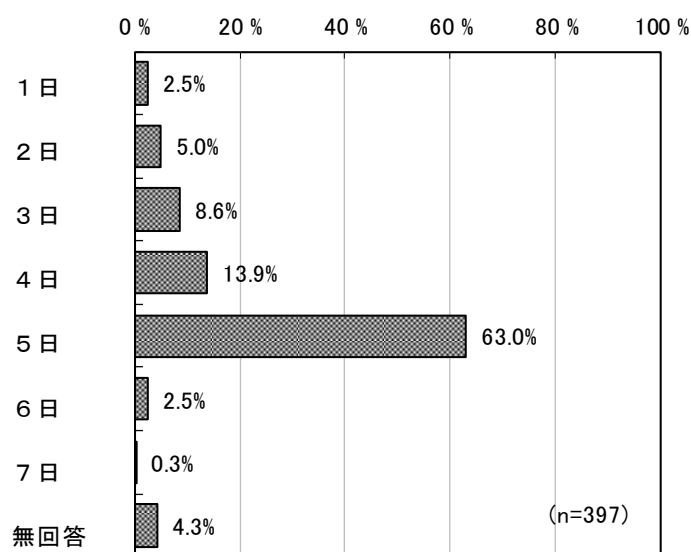
・学校開放（校庭・図書館）

「1日」(29.6%)が最も多く、「2日」(28.2%)、「3日」(18.3%)と続く。平均は2.3日となっている。



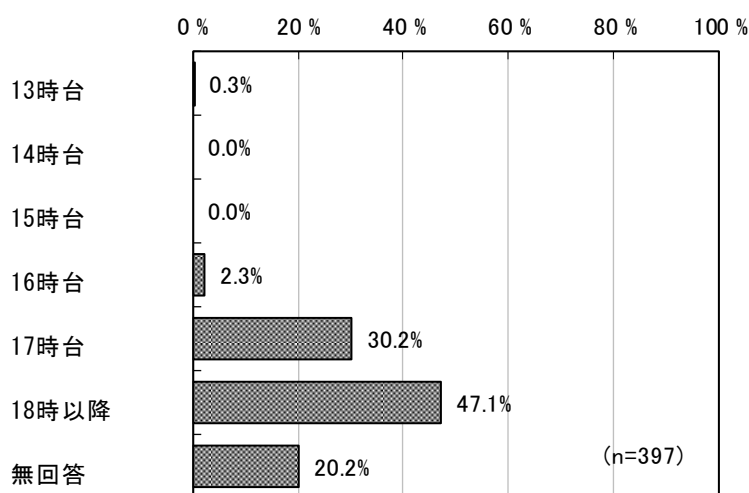
・学童クラブ、ねりっこ学童クラブ

「5日」(63.0%)が最も多く、「4日」(13.9%)、「3日」(8.6%)と続く。平均は4.4日となっている。



【利用希望時間「下校から（ ）時まで」】

「18時以降」(47.1%)が最も多く、「17時台」(30.2%)、「16時台」(2.3%)と続く。平均は17時40分となっている。

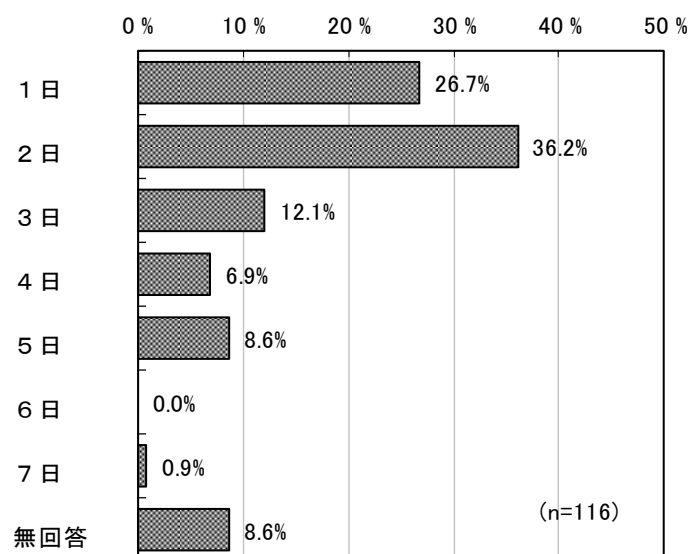


・ファミリーサポート事業

「5日」が2件、「1日」が1件となっている。

・その他（生涯学習センター、公園など）

「2日」(36.2%)が最も多く、「1日」(26.7%)、「3日」(12.1%)と続く。平均は2.3日となっている。



【学年別 小学校低学年の放課後に過ごさせたい場所の1週当たり平均日数】

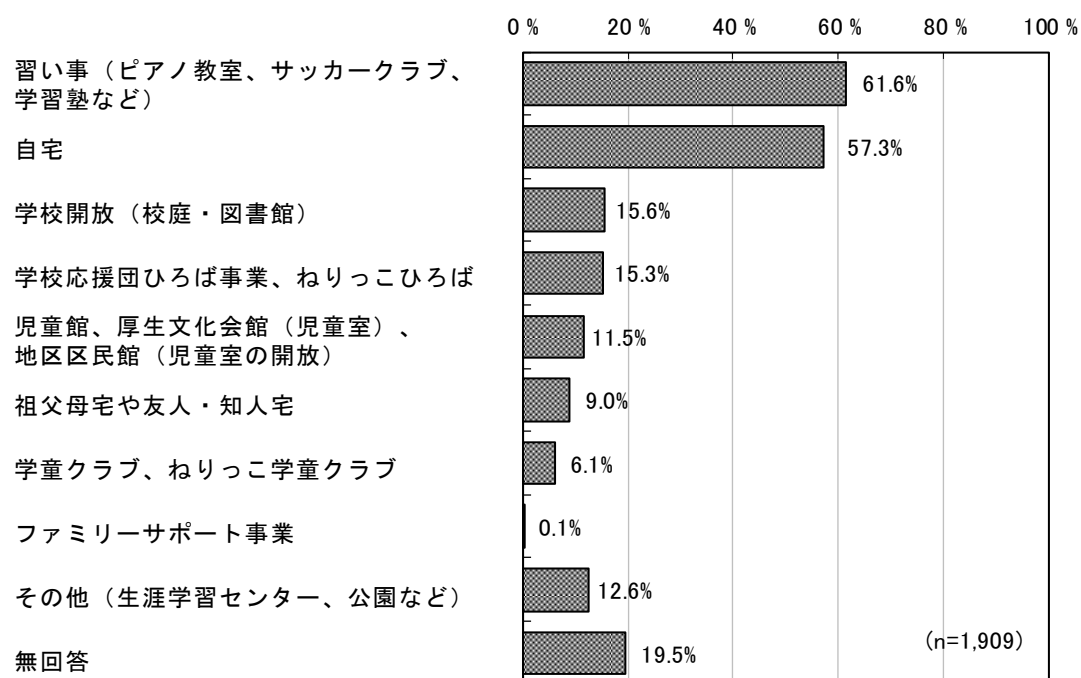
すべての学年で「学童クラブ、ねりっこ学童クラブ」が4日以上となっている。

単位：日

	自宅	祖父母宅 や友人・知 人宅	習い事 (ピアノ教 室、サッカ ークラブ、 学習塾な ど)	児童館、 厚生文化会 館(児童 室)、地区 区民館(児 童室の開 放)	学校応援 団ひろば 事業、 ねりっこひ ろば	学童クラ ブ、 ねりっこ学 童クラブ	ファミリー サポート 事業	その他 (生涯学 習センタ ー、公園 など)
全体	3.1	1.8	2.4	2.1	2.2	4.4	3.7	2.3
1年	3.0	2.1	2.5	2.4	2.2	4.5	5.0	2.1
2年	3.1	2.0	2.3	2.3	2.2	4.5	—	2.5
3年	3.1	1.5	2.5	1.8	2.1	4.4	1.0	2.3

② 小学校高学年（４～６年生）のとき ※すべての方が回答

「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」(61.6%)が最も多く、「自宅」(57.3%)、「学校開放(校庭・図書館)」(15.6%)と続く。



【学年別】

“1年”～“4年”で「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が最も多くなっている。また、“5年”“6年”では「自宅」が最も多く、学年が上がるにつれて「自宅」が多くなる傾向がみられる。

単位：％

	合計	自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	児童館、厚生文化会館（児童室）、地区区民館（児童室の開放）	学校応援団ひろば事業、ねりっこひろば	学校開放（校庭・図書館）	学童クラブ、ねりっこ学童クラブ	ファミリーサポート事業	その他（生涯学習センター、公園など）	無回答
全体	1,909	57.3	9.0	61.6	11.5	15.3	15.6	6.1	0.1	12.6	19.5
1年	318	35.8	8.2	48.4	8.8	19.2	18.6	8.2	0.3	6.9	37.4
2年	317	38.5	4.4	44.8	7.9	15.5	15.1	5.7	—	10.4	41.0
3年	322	45.0	7.1	53.4	10.6	16.8	13.7	8.7	—	11.8	33.2
4年	302	73.2	11.6	75.5	13.6	21.2	17.9	8.6	0.3	14.6	1.3
5年	304	75.3	9.5	72.7	15.8	10.5	15.1	3.6	—	16.4	1.3
6年	310	77.1	12.6	76.5	12.9	8.7	14.2	1.9	—	16.1	0.3

【母親の就労状況別】

“これまで就労したことがない”を除いて「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が最も多くなっている。

単位：％

	合計	自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	地区区民館（児童室の開放）	児童館、厚生文化会館（児童室）、	学校応援団ひろば事業、ねりっこひろば	学校開放（校庭・図書館）	学童クラブ、ねりっこ学童クラブ	ファミリーサポート事業	その他（生涯学習センター、公園など）	無回答
全体	1,909	57.3	9.0	61.6	11.5	15.3	15.6	6.1	0.1	12.6	19.5	
就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	1,298	57.2	9.1	60.8	11.6	15.2	14.8	7.6	0.2	11.7	18.0	
就労しているが、産休・育休・介護休業中である	35	42.9	8.6	60.0	14.3	25.7	31.4	5.7	—	11.4	25.7	
以前は就労していたが、現在は就労していない	480	58.1	9.0	64.6	10.8	16.5	16.9	2.1	—	15.0	23.1	
これまで就労したことがない	39	74.4	2.6	56.4	7.7	10.3	17.9	—	—	23.1	15.4	

【居住地区別】

すべての居住地区で「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が最も多く、6割以上となっている。

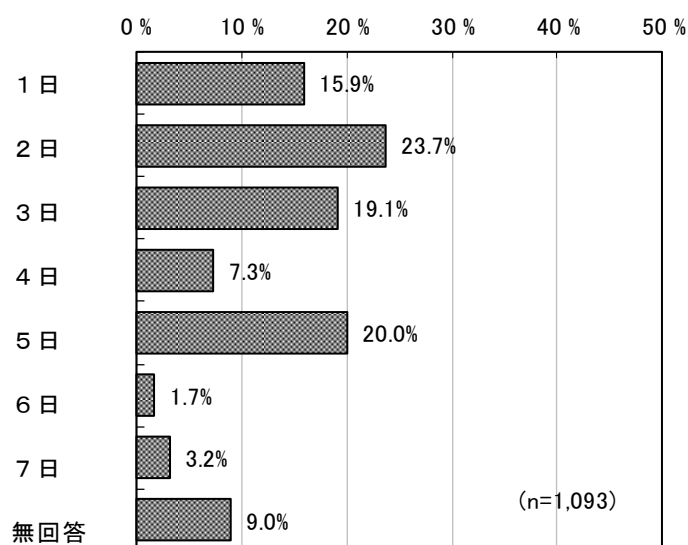
単位：％

	合計	自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	児童館、厚生文化会館（児童室）、地区区民館（児童室の開放）	学校応援団ひろば事業、ねりっこひろば	学校開放（校庭・図書館）	学童クラブ、ねりっこ学童クラブ	ファミリーサポート事業	その他（生涯学習センター、公園など）	無回答
全体	1,909	57.3	9.0	61.6	11.5	15.3	15.6	6.1	0.1	12.6	19.5
練馬	403	57.8	7.7	64.5	7.9	13.2	15.6	6.0	—	11.7	19.9
光が丘	517	54.9	8.9	61.5	15.7	19.7	16.1	6.8	0.4	13.0	19.7
石神井	562	56.9	7.3	60.1	8.9	12.6	13.2	6.8	—	11.6	20.3
大泉	403	60.0	12.2	61.0	13.9	16.1	18.9	4.5	—	15.1	17.4

○希望する1週当たり日数

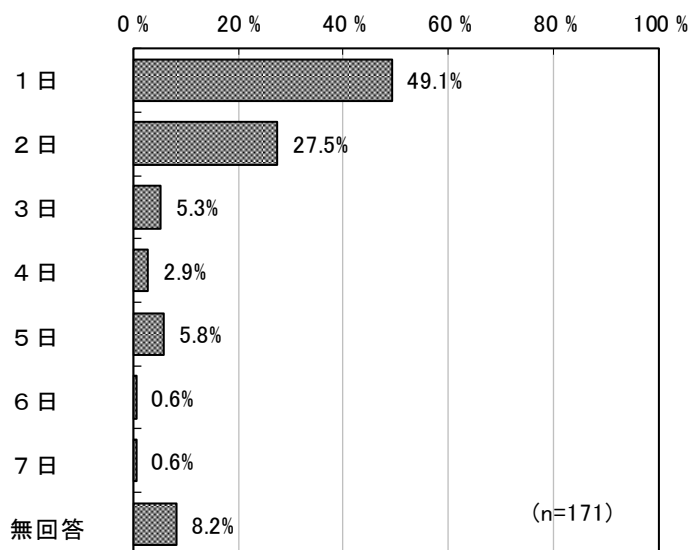
・自宅

「2日」（23.7%）が最も多く、「5日」（20.0%）「3日」（19.1%）と続く。平均は3.1日となっている。



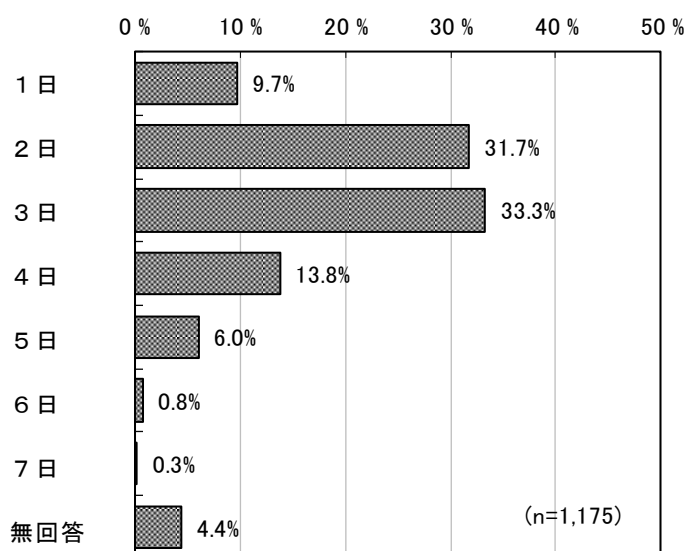
・祖父母宅や友人・知人宅

「1日」(49.1%)が最も多く、「2日」(27.5%)、「5日」(5.8%)と続く。平均は1.8日となっている。



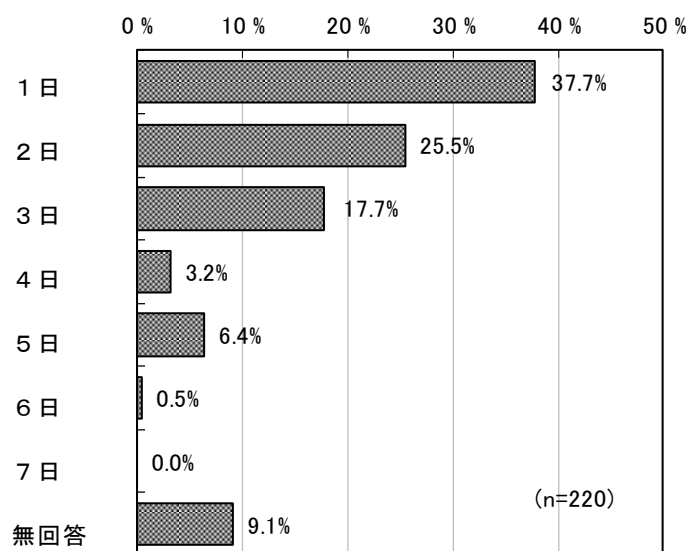
・習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）

「3日」(33.3%)が最も多く、「2日」(31.7%)、「4日」(13.8%)と続く。平均は2.8日となっている。



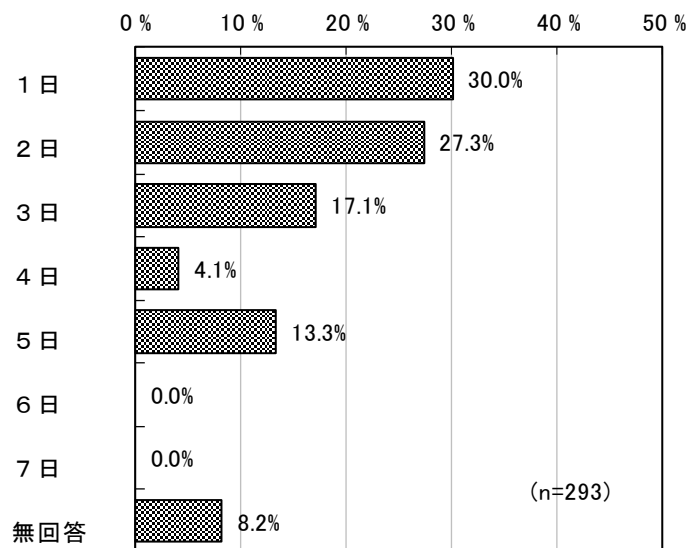
・児童館、厚生文化会館（児童室）、地区区民館（児童室の開放）

「1日」(37.7%)が最も多く、「2日」(25.5%)、「3日」(17.7%)と続く。平均は2.1日となっている。



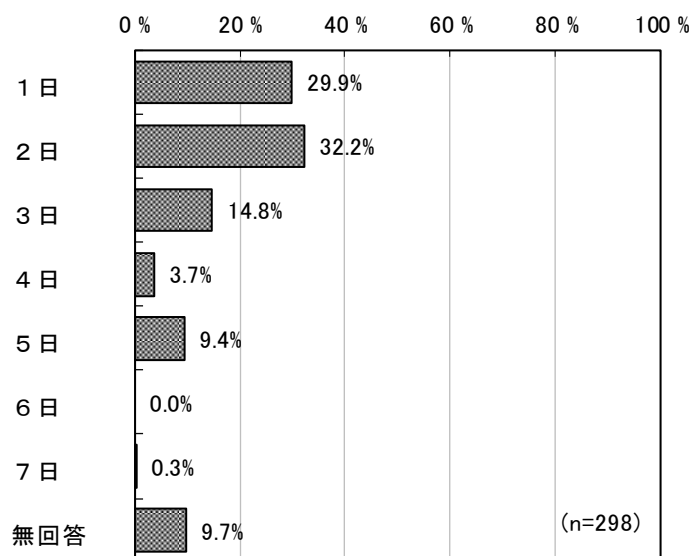
・学校応援団ひろば事業、ねりっこひろば

「1日」(30.0%)が最も多く、「2日」(27.3%)、「3日」(17.1%)と続く。平均は2.4日となっている。



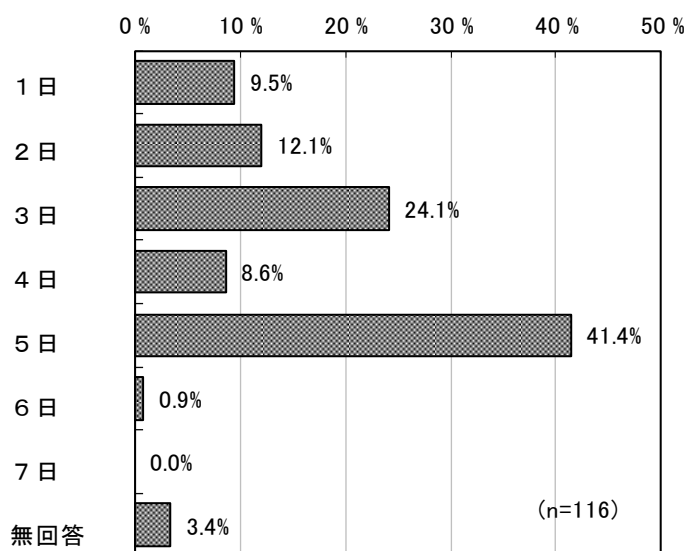
・学校開放（校庭・図書館）

「2日」(32.2%)が最も多く、「1日」(29.9%)、「3日」(14.8%)と続く。平均は2.2日となっている。



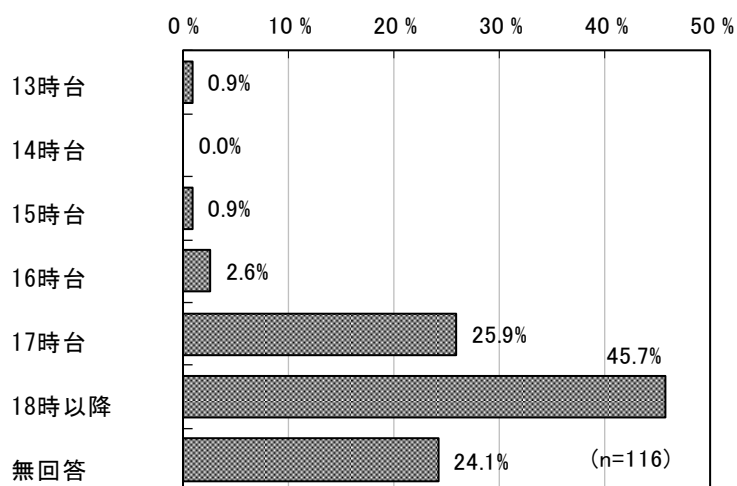
・学童クラブ、ねりっこ学童クラブ

「5日」(41.4%)が最も多く、「3日」(24.1%)、「2日」(12.1%)、と続く。平均は3.7日となっている。



【利用希望時間「下校から（ ）時まで」】

「18時以降」(45.7%)が最も多く、「17時台」(25.9%)、「16時台」(2.6%)と続く。平均は17時40分となっている。

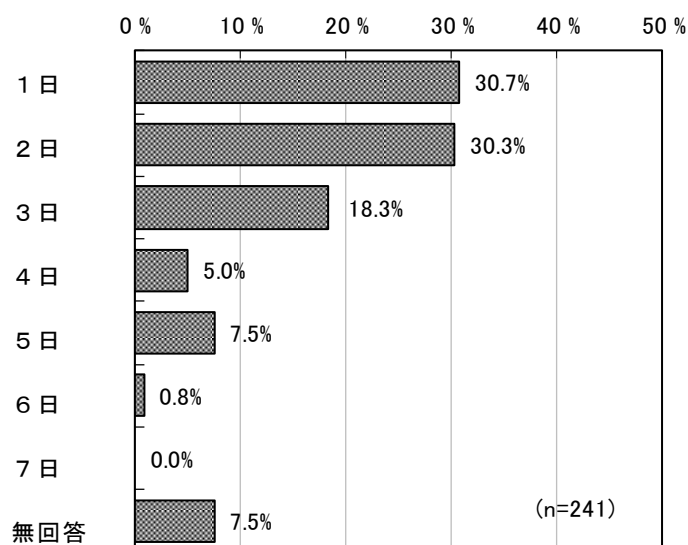


・ファミリーサポート事業

「4日」「5日」がそれぞれ1件となっている。

・その他（生涯学習センター、公園など）

「1日」（30.7%）が最も多く、「2日」（30.3%）、「3日」（18.3%）と続く。平均は2.3日となっている。



【学年別 小学校高学年の放課後に過ごさせたい場所の1週当たり平均日数】

すべての学年で「学童クラブ、ねりっこ学童クラブ」が多く、3日以上となっている。

単位：日

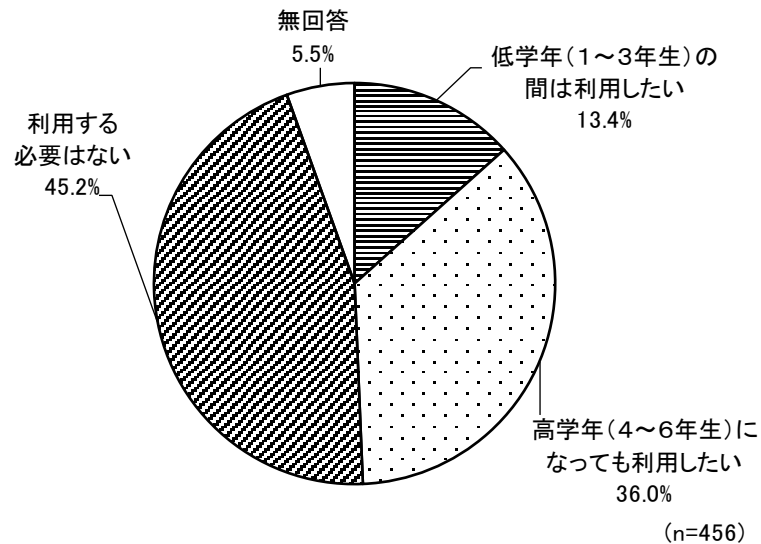
	自宅	祖父母宅 や友人・知 人宅	習い事 （ピアノ 教室、サッ カークラ ブ、学習塾 など）	児童館、 厚生文化 会館（児童 室）、地区 民館（児 童室の開 放）	学校応援 団ひろば 事業、 ねりっこ ひろば	学童クラ ブ、ねりっ こ学童クラ ブ	ファミリ ーサポー ト事業	その他 （生涯学 習センタ ー、公園 など）
全体	3.1	1.8	2.8	2.1	2.4	3.7	4.5	2.3
1年	2.8	1.8	2.8	2.0	2.6	3.8	5.0	1.8
2年	3.2	2.3	2.6	2.5	2.4	4.1	—	2.0
3年	2.9	1.6	2.8	1.9	2.4	3.2	—	1.9
4年	3.1	1.8	2.6	1.8	2.3	3.3	4.0	2.3
5年	3.2	1.9	2.9	2.1	2.3	4.3	—	2.3
6年	3.2	1.9	3.0	2.2	2.2	4.5	—	2.8

問 17 問 16 の（１）または（２）で、「５．学校応援団ひろば事業、ねりっこひろば」を選んだ方にうかがいます。

土曜日と夏休みなどの長期休業期間に、ひろば事業を利用したいですか。（それぞれ１つに○）

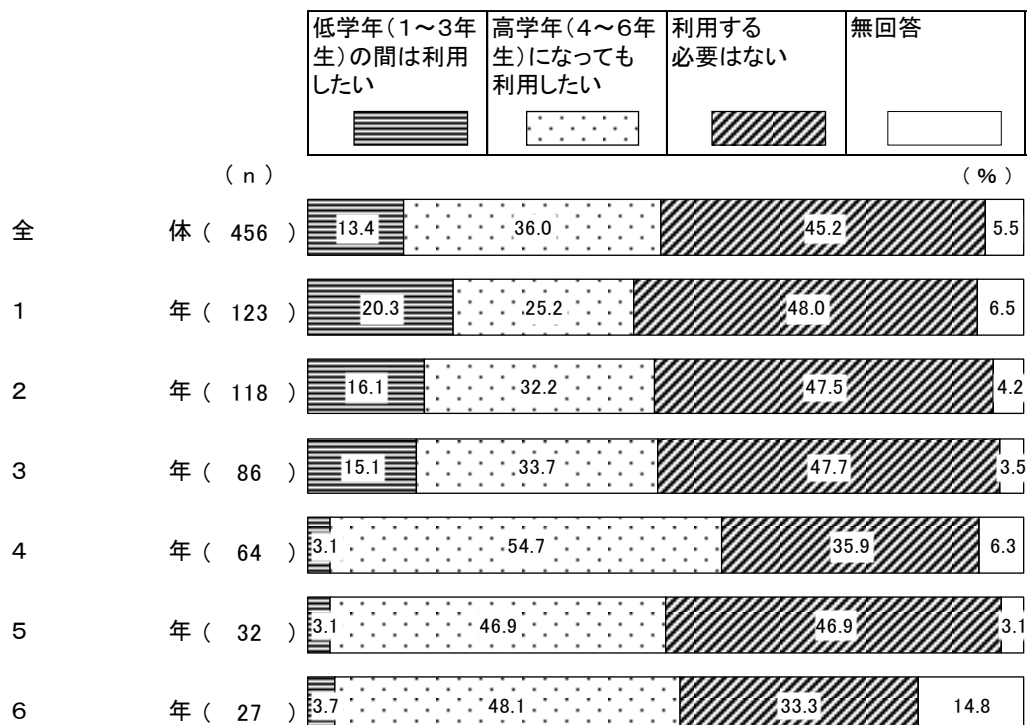
① 土曜日

「低学年（１～３年生）の間は利用したい」「高学年（４～６年生）になっても利用したい」を合わせて『利用したい』と回答した人は 49.4% となっている。



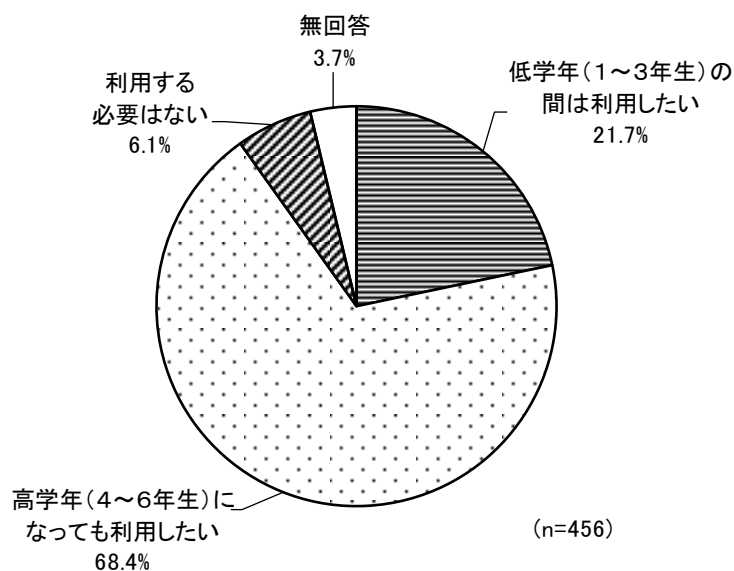
【学年別】

学年が上がるにつれて「高学年（４～６年生）になっても利用したい」が多くなる傾向がみられる。



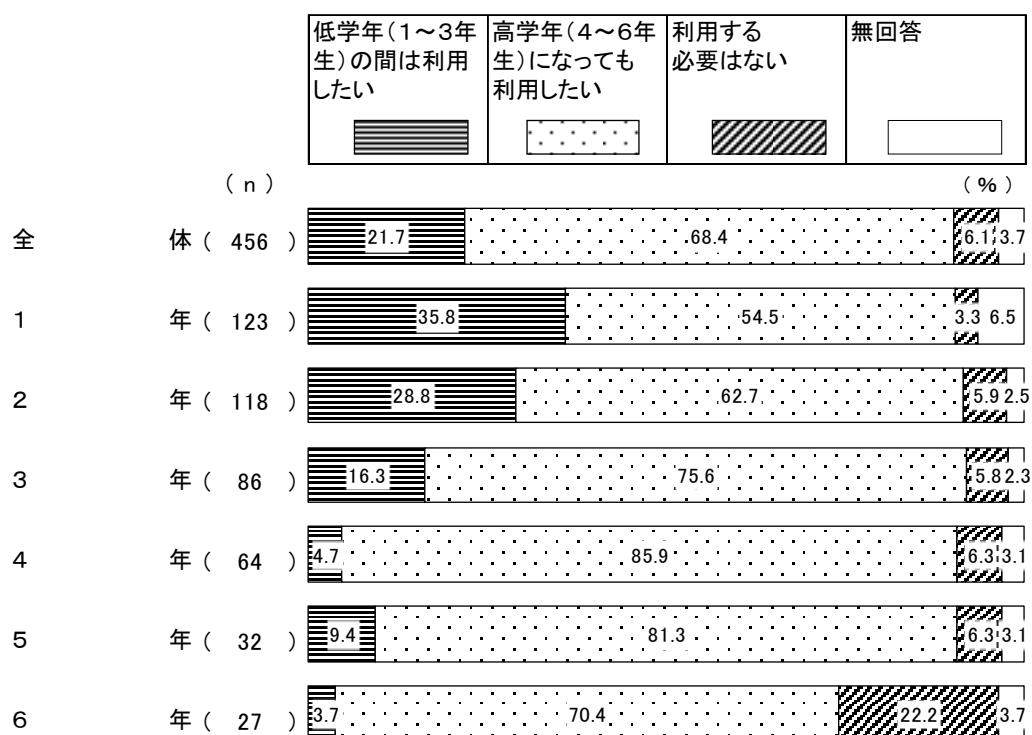
② 夏休みなどの長期休業期間

「低学年（１～３年生）の間は利用したい」「高学年（４～６年生）になっても利用したい」を合わせて『利用したい』と回答した人は 90.1% となっている。



【学年別】

すべての学年で「高学年（４～６年生）になっても利用したい」が最も多くなっている。



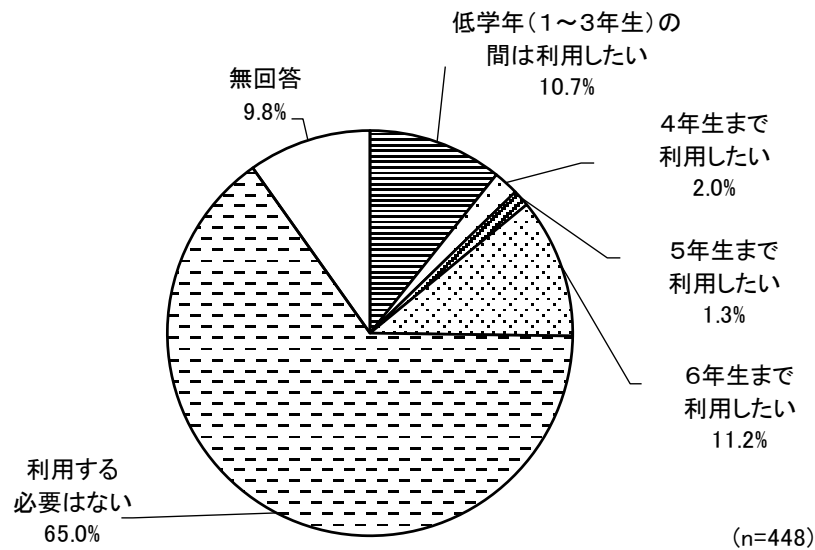
問 18 問 16 の（１）または（２）で、「７．学童クラブ、ねりっこ学童クラブ」を選んだ方にうかがいます。

土曜日、日曜日・祝日、夏休みなどの長期休業期間に、学童クラブを利用したいですか。（それぞれ１つに○）

また、利用したい時間帯を（ ）内に 24 時間制でご記入ください（例：８時～19 時）。なお、事業の利用には、原則として月額 5,500 円の保育料がかかります。

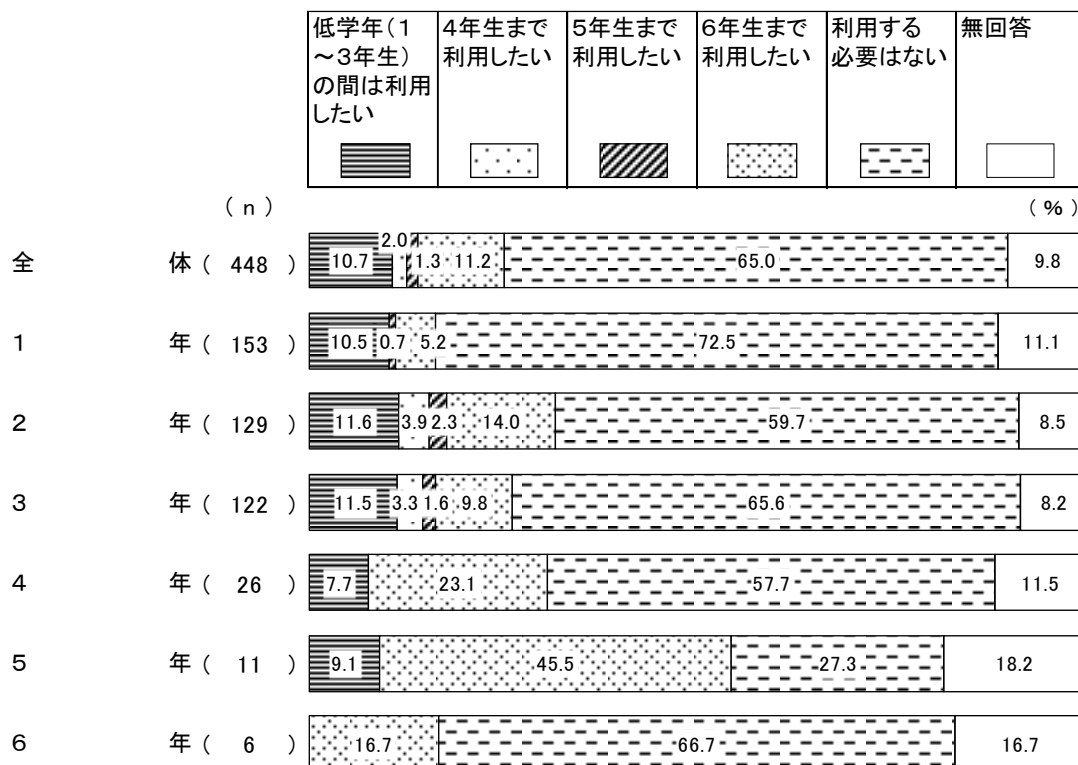
① 土曜日

「利用する必要はない」（65.0%）が最も多く、「６年生まで利用したい」（11.2%）、「低学年（１～３年生）の間は利用したい」（10.7%）と続く。



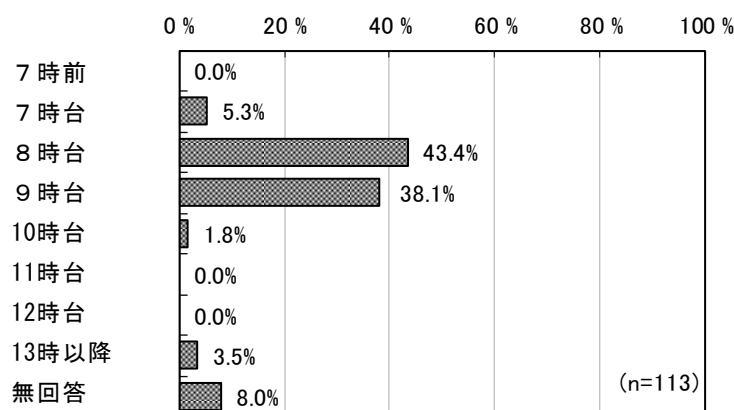
【学年別】

“１年”～“４年”では「利用する必要はない」が５割半ば以上となっている。



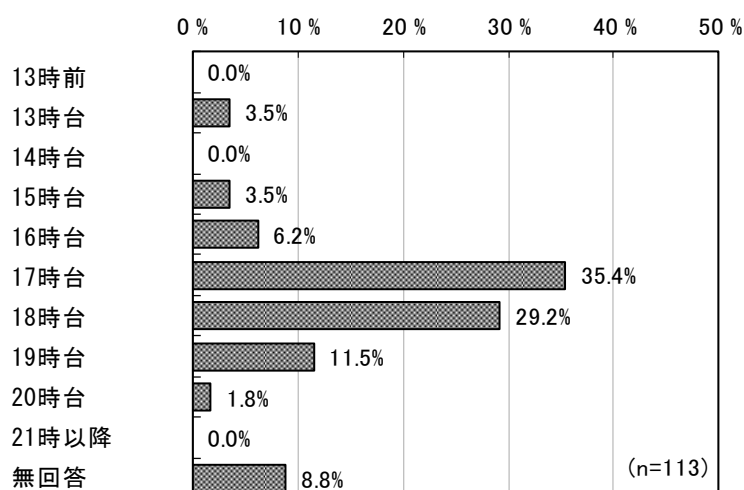
【利用したい時間帯 開始時刻】

「8 時台」(43.4%)が最も多く、「9 時台」(38.1%)、「7 時台」(5.3%)と続く。



【利用したい時間帯 終了時刻】

「17 時台」(35.4%)が最も多く、「18 時台」(29.2%)、「19 時台」(11.5%)と続く。



【学年別 利用したい時間帯の平均開始時刻と平均終了時刻】

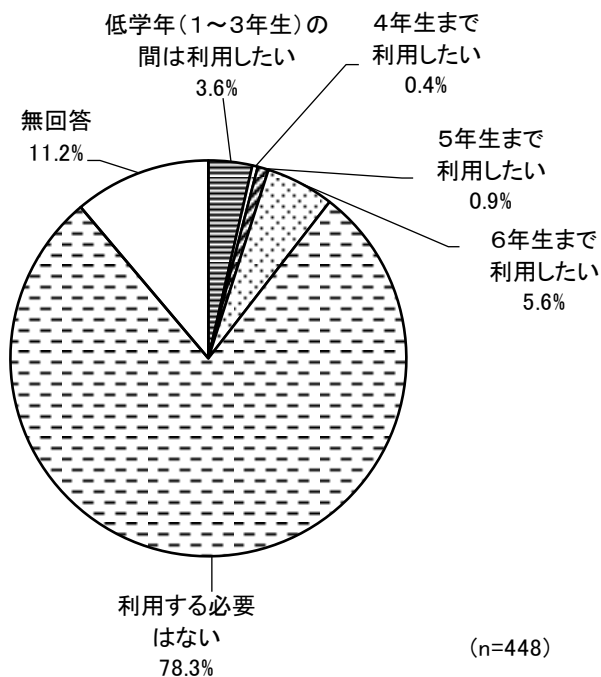
平均開始時刻は、「1 年」～「5 年」で 8 時台となっており、「1 年」「4 年」(8 時 52 分)が最も遅くなっている。平均終了時刻は、「1 年」～「3 年」で 17 時台となっており、「4 年」(16 時 30 分)が最も早くなっている。

単位：時間

	全体	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
平均開始時刻	8 時 38 分	8 時 52 分	8 時 34 分	8 時 34 分	8 時 52 分	8 時 12 分	7 時 00 分
平均終了時刻	17 時 19 分	17 時 20 分	17 時 22 分	17 時 17 分	16 時 30 分	18 時 00 分	20 時 00 分

② 日曜日・祝日

「利用する必要はない」(78.3%)が最も多く、「6年生まで利用したい」(5.6%)、「低学年(1～3年生)の間は利用したい」(3.6%)と続く。



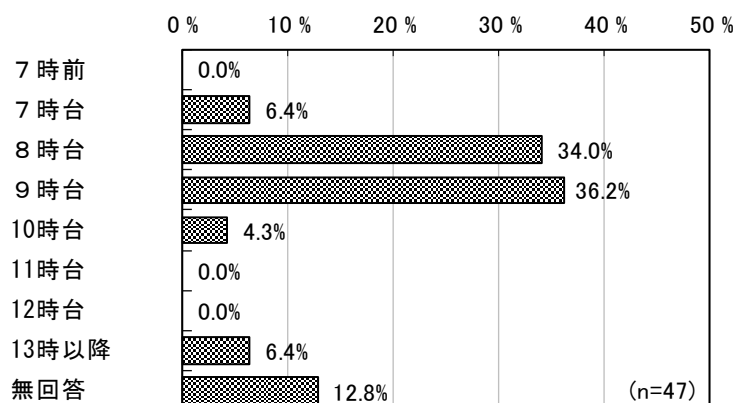
【学年別】

“1年”～“4年”では「利用する必要はない」が7割以上となっている。

		低学年(1～3年生)の間は利用したい	4年生まで利用したい	5年生まで利用したい	6年生まで利用したい	利用する必要はない	無回答
		(n)				(%)	
全	体 (448)	3.6 0.4	0.9 5.6			78.3	11.2
1	年 (153)	6.5 0.7	2.6			79.1	11.1
2	年 (129)	2.3 1.6	5.4			78.3	12.4
3	年 (122)	1.6 0.8	1.6 4.9			82.0	9.0
4	年 (26)	3.8 11.5				73.1	11.5
5	年 (11)			36.4		45.5	18.2
6	年 (6)				16.7	66.7	16.7

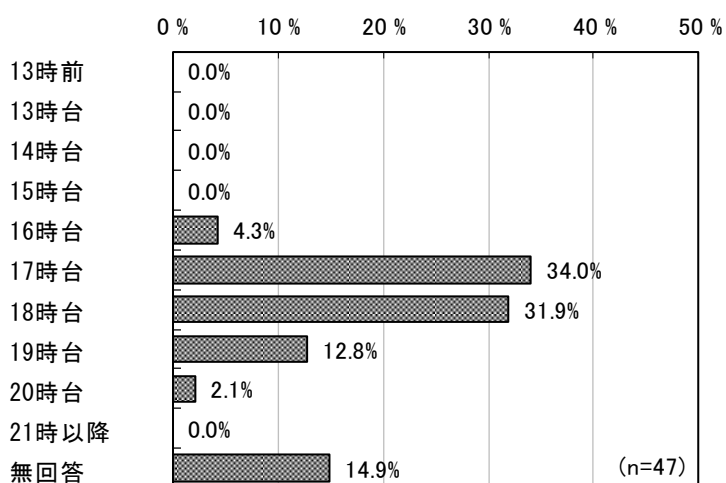
【利用したい時間帯 開始時刻】

「9 時台」(36.2%)が最も多く、「8 時台」(34.0%)、「7 時台」「13 時以降」(それぞれ 6.4%)と続く。



【利用したい時間帯 終了時刻】

「17 時台」(34.0%)が最も多く、「18 時台」(31.9%)、「19 時台」(12.8%)と続く。



【学年別 利用したい時間帯の平均開始時刻と平均終了時刻】

平均開始時刻は、「1 年」「2 年」で 9 時台、「3 年」「5 年」で 8 時台となっている。

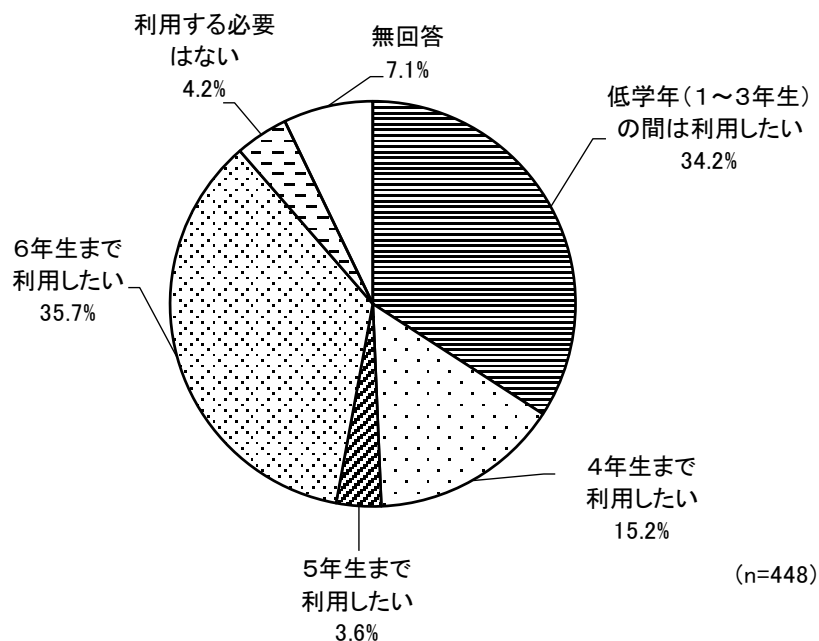
平均終了時刻は、「1 年」「2 年」「4 年」「5 年」で 17 時台となっている。

単位：時間

	全体	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
平均開始時刻	8 時 55 分	9 時 12 分	9 時 00 分	8 時 24 分	10 時 20 分	8 時 20 分	7 時 00 分
平均終了時刻	17 時 42 分	17 時 36 分	17 時 30 分	18 時 00 分	17 時 00 分	17 時 40 分	20 時 00 分

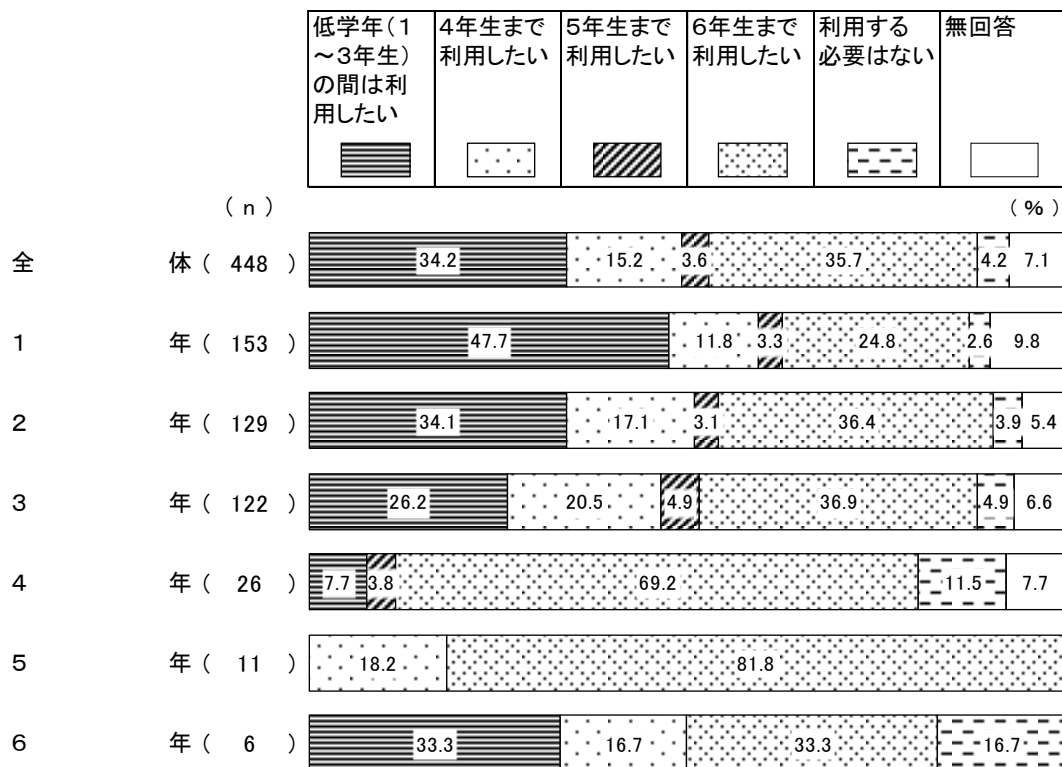
③ 夏休みなどの長期休業期間

「6年生まで利用したい」(35.7%)が最も多く、「低学年(1～3年生)の間は利用したい」(34.2%)、「4年生まで利用したい」(15.2%)と続く。



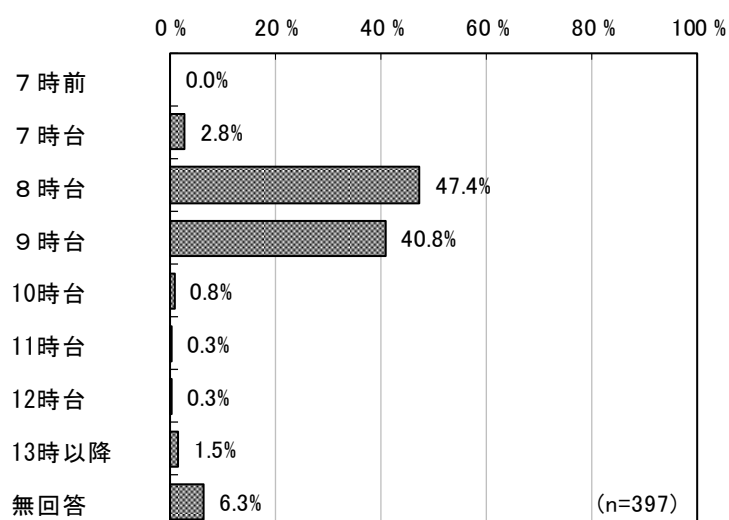
【学年別】

“1年”～“3年”では「低学年(1～3年生)の間は利用したい」が2割半ばから4割半ばとなっている。また、“1年”～“5年”まで学年が上がるにつれて「6年生まで利用したい」が多くなる傾向がみられる。



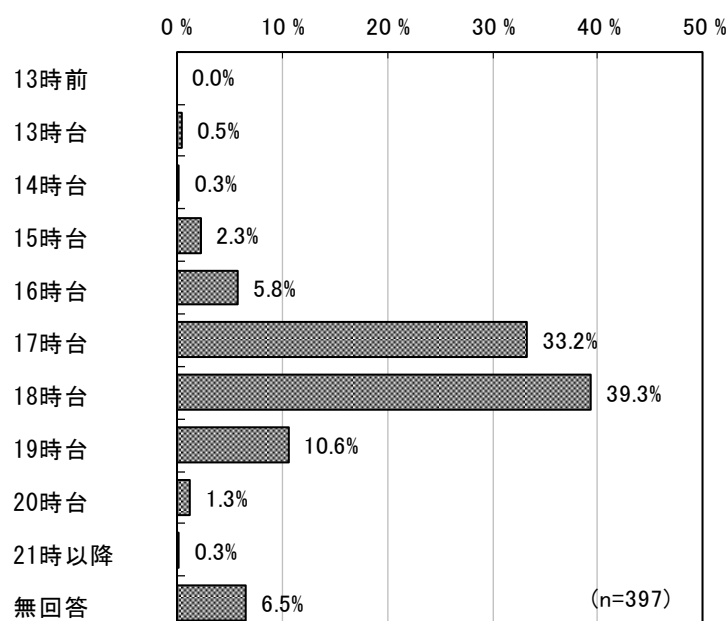
【利用したい時間帯 開始時刻】

「8 時台」(47.4%)が最も多く、「9 時台」(40.8%)、「7 時台」(2.8%)と続く。



【利用したい時間帯 終了時刻】

「18 時台」(39.3%)が最も多く、「17 時台」(33.2%)、「19 時台」(10.6%)と続く。



【学年別 利用したい時間帯の平均開始時刻と平均終了時刻】

平均開始時刻は、「1 年」～「5 年」で 8 時台となっている。

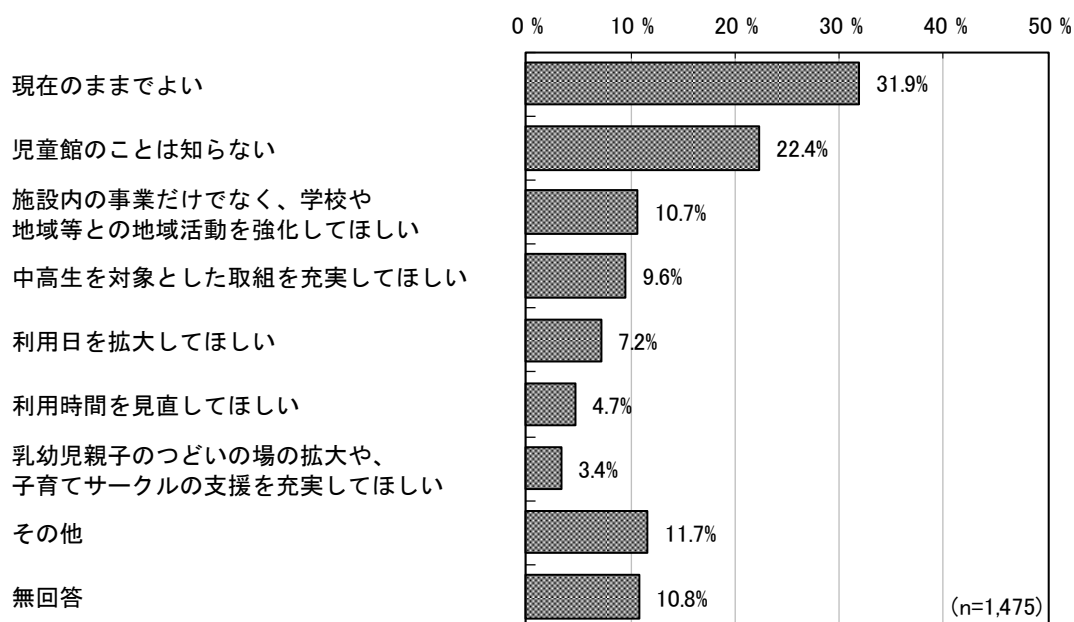
平均終了時刻は、「1 年」～「4 年」で 17 時台となっている。

単位：時間

	全体	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
平均開始時刻	8 時 32 分	8 時 33 分	8 時 30 分	8 時 36 分	8 時 37 分	8 時 18 分	7 時 40 分
平均終了時刻	17 時 33 分	17 時 36 分	17 時 31 分	17 時 31 分	17 時 17 分	18 時 06 分	18 時 00 分

問 19 児童館に対して、あなたはどのように感じていますか（3つまで○）

「現在のままでよい」（31.9%）が最も多く、「児童館のことは知らない」（22.4%）、「施設内の事業だけでなく、学校や地域等との地域活動を強化してほしい」（10.7%）と続く。



【学年別】

“2年”～“6年”で「現在のままでよい」が最も多く、3割以上となっており、“1年”では「児童館のことは知らない」が最も多くなっている。

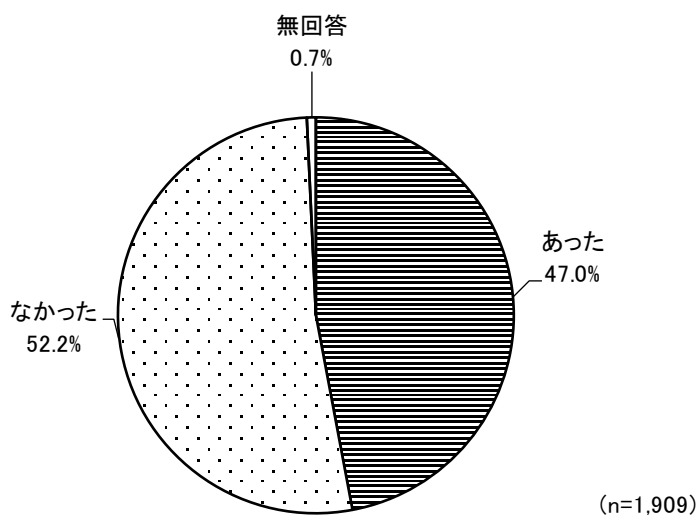
単位：％

	合計	利用日を拡大してほしい	利用時間を見直してほしい	乳幼児親子のつどいの場の拡大や、子育てサークルの支援を充実してほしい	中高生を対象とした取組を充実してほしい	施設内の事業だけでなく、学校や地域等との地域活動を強化してほしい	現在のままでよい	児童館のことは知らない	その他
全体	1,315	8.1	5.3	3.8	10.7	12.0	35.8	25.1	13.1
1年	219	8.7	2.3	4.6	6.4	11.0	31.5	34.2	11.9
2年	225	7.1	4.9	4.0	9.3	12.9	34.7	27.1	12.0
3年	229	9.6	8.3	3.9	10.0	12.7	33.6	24.0	14.0
4年	205	7.8	6.3	4.4	8.8	13.7	42.4	18.5	17.6
5年	205	6.3	3.9	4.4	14.1	11.7	36.6	21.5	13.2
6年	204	8.3	6.4	1.5	16.7	10.3	35.8	24.5	10.8

5. 病気の際の対応について

問 20 この1年間に、あて名のお子さんが病気やケガで学校を休まなければならなかったことはありますか。(1つに○)

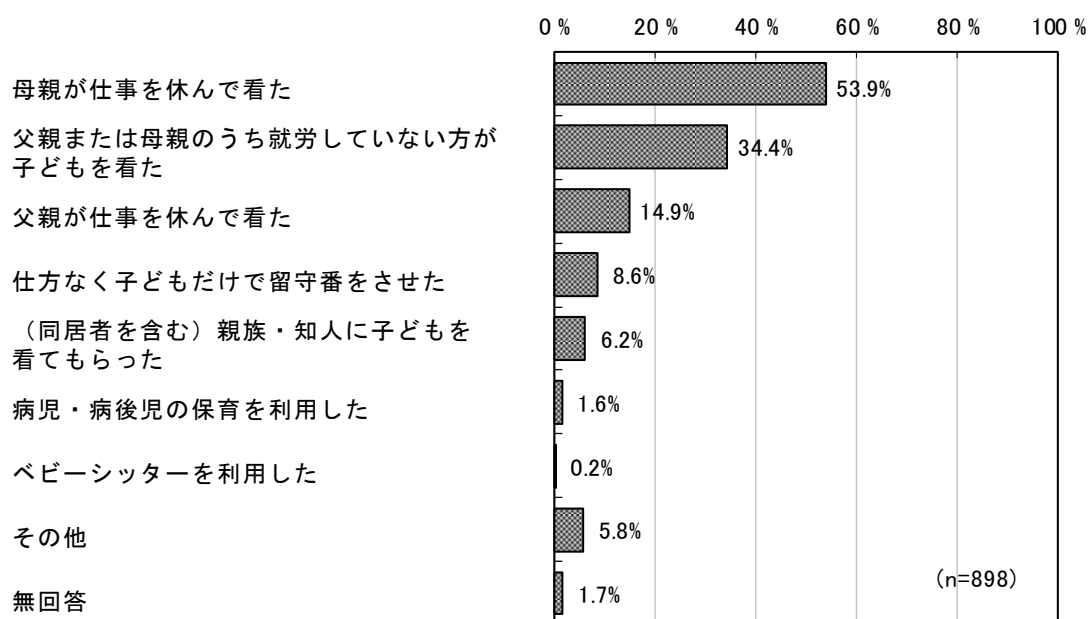
「あった」(47.0%)、「なかった」(52.2%)となっている。



問 21 問 20 で「1. あった」を選んだ方にうかがいます。

この1年間に行った対処方法としてあてはまる番号すべてに○をつけ、日数を()内にご記入ください(半日程度の対応の場合も1日とカウントしてください)。

「母親が仕事を休んで見た」(53.9%)が最も多く、「父親または母親のうち就労していない方が子どもを見た」(34.4%)、「父親が仕事を休んで見た」(14.9%)と続く。



【学年別】

すべての学年で「母親が仕事を休んで見た」が最も多く、5割前後となっている。また、学年が上がるにつれて「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」が多くなる傾向がみられる。

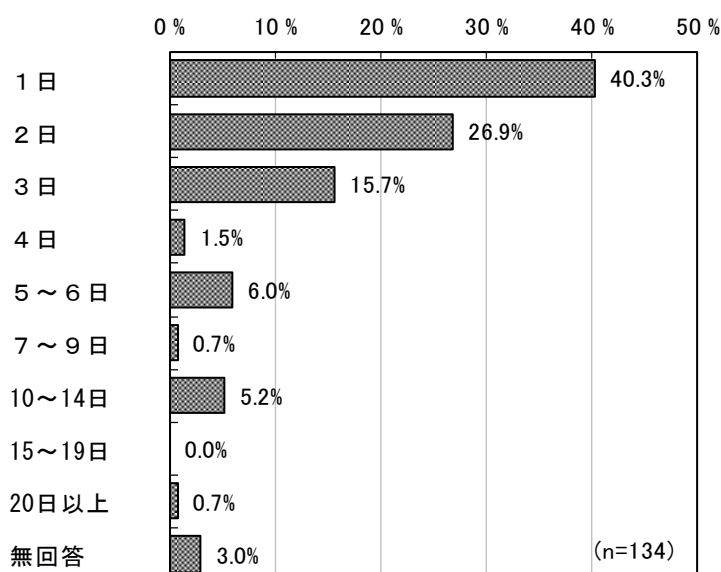
単位：％

	合計	父親が仕事を休んで見た	母親が仕事を休んで見た	父親または母親のうち就労していない方が子どもを見た	子どもを看てもらった (同居者を含む) 親族・知人に	病児・病後児の保育を利用した	ベビーシッターを利用した	仕方なく子どもだけで留守番をさせた	その他	無回答
全体	898	14.9	53.9	34.4	6.2	1.6	0.2	8.6	5.8	1.7
1年	136	22.8	46.3	37.5	8.1	4.4	0.7	3.7	5.9	2.2
2年	162	16.0	54.9	36.4	5.6	—	—	6.8	3.1	1.2
3年	162	15.4	55.6	35.8	4.3	1.2	—	4.9	5.6	1.2
4年	142	12.0	50.7	36.6	4.9	2.1	—	11.3	7.7	0.7
5年	140	10.0	53.6	35.0	4.3	1.4	—	12.9	7.9	1.4
6年	139	10.8	59.0	25.9	10.8	—	0.7	12.9	5.8	3.6

○ 1年間の対処日数

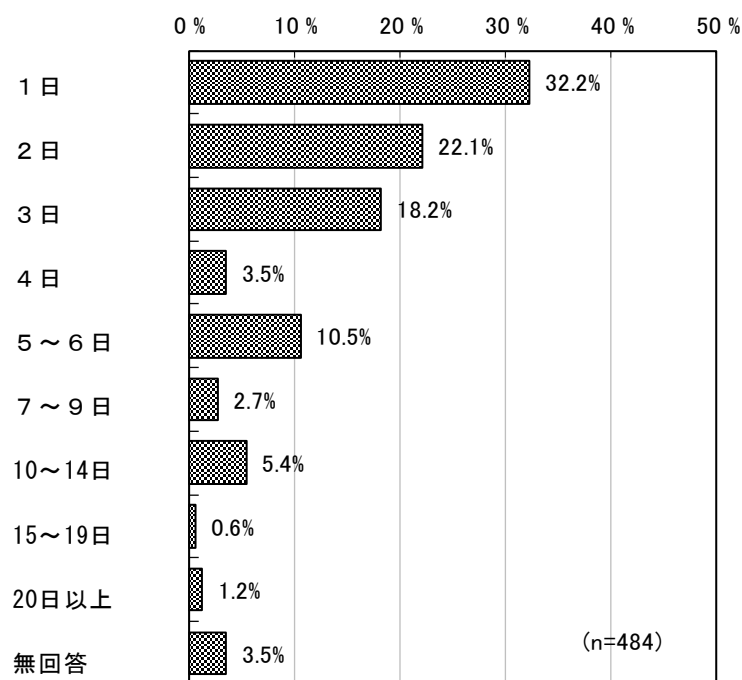
・父親が仕事を休んで見た

「1日」(40.3%)が最も多く、「2日」(26.9%)、「3日」(15.7%)と続く。



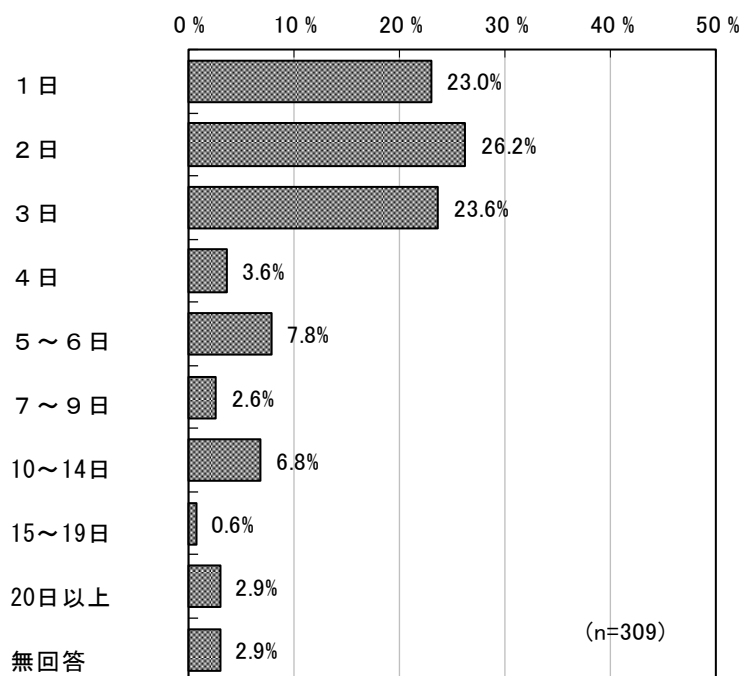
・ 母親が仕事を休んで見た

「1 日」 (32.2%) が最も多く、「2 日」 (22.1%)、「3 日」 (18.2%) と続く。



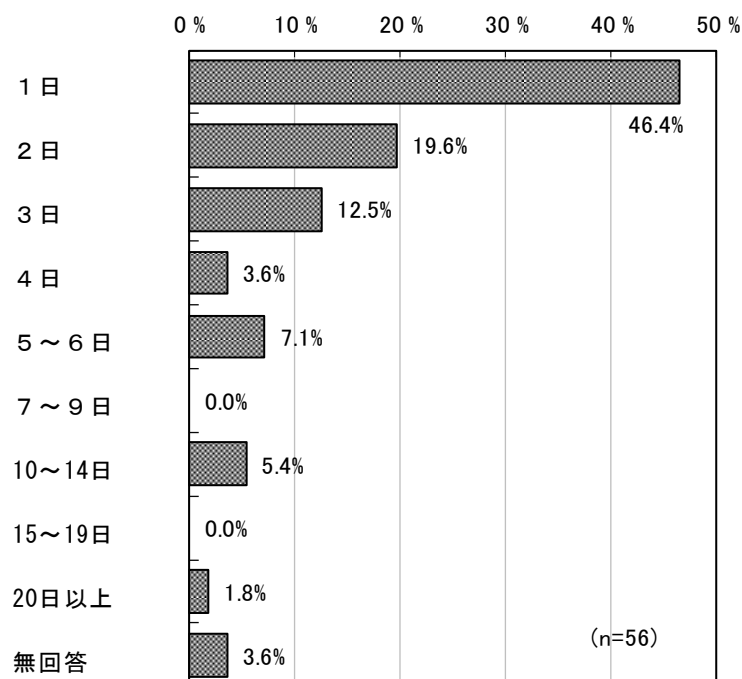
・ 父親または母親のうち就労していない方が子どもを見た

「2 日」 (26.2%) が最も多く、「3 日」 (23.6%)、「1 日」 (23.0%) と続く。



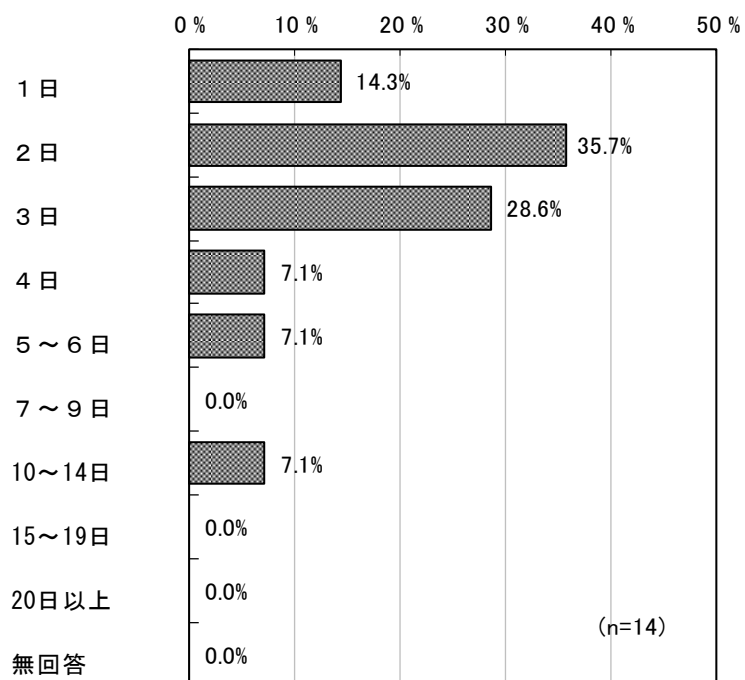
・（同居者を含む）親族・知人に子どもを看てもらった

「1日」（46.4%）が最も多く、「2日」（19.6%）、「3日」（12.5%）と続く。



・病児・病後児の保育を利用した

「2日」（35.7%）が最も多く、「3日」（28.6%）、「1日」（14.3%）と続く。

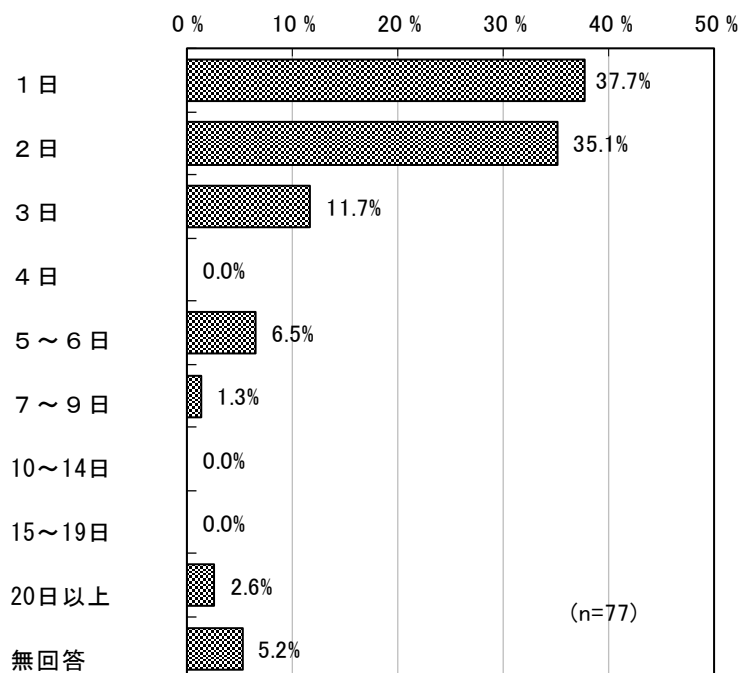


・ベビーシッターを利用した

「10～14日」が1件となっている。（無回答1件）

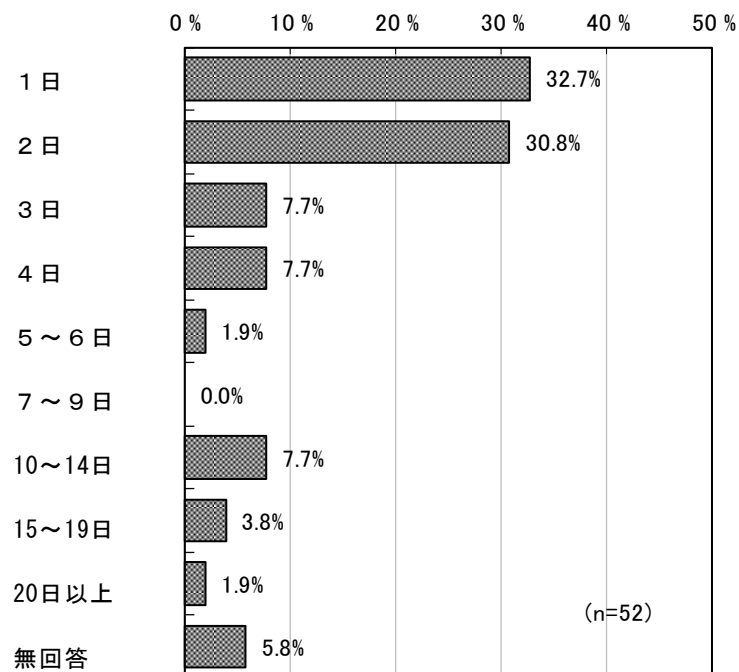
・仕方なく子どもだけで留守番をさせた

「1日」(37.7%)が最も多く、「2日」(35.1%)、「3日」(11.7%)と続く。



・その他

「1日」(32.7%)が最も多く、「2日」(30.8%)、「3日」「4日」「10～14日」(それぞれ7.7%)と続く。“その他”では、「在宅勤務をしながら見た」が多くなっている。



【全体・学年別 病気の際の１年間の平均対処日数】

“２年” “３年” “６年” は「父親または母親のうち就労していない方が子どもを看た」が最も多くなっている。“４年” は「（同居者を含む）親族・知人に子どもを看てもらった」が最も多くなっている。

単位：日

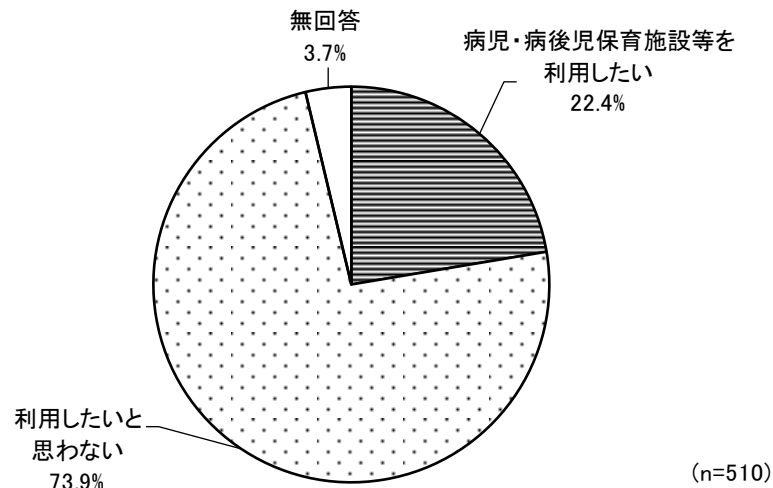
	父親が仕事を休んで看た	母親が仕事を休んで看た	父親または母親のうち就労していない方が子どもを看た	（同居者を含む）親族・知人に子どもを看てもらった	病児・病後児の保育を利用した	ベビーシッターを利用した	仕方なく子どもだ留守番をさせた	その他
全体	2.6	3.4	4.4	2.7	3.1	12.0	2.9	3.6
１年	2.4	4.5	3.0	3.1	3.3	12.0	1.6	3.3
２年	2.8	3.4	5.0	2.3	—	—	1.9	2.0
３年	2.9	3.4	5.5	1.8	3.0	—	3.1	5.0
４年	2.6	2.9	2.7	4.6	3.0	—	4.3	3.5
５年	2.3	2.5	3.2	1.2	3.0	—	3.9	4.9
６年	3.1	3.9	7.6	2.7	—	—	1.8	2.1

問 22 問 21 で「1.」または「2.」を選んだ方にうかがいます。

その際、「仕事を休まないで済むように、病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思いましたか。あてはまる番号を1つ選び、【望ましいと思う事業形態】・【利用したいと思わない理由】のいずれかから、あてはまるものすべてに○をつけてください。「1.」を選んだ方は、日数も（ ）内にご記入ください。

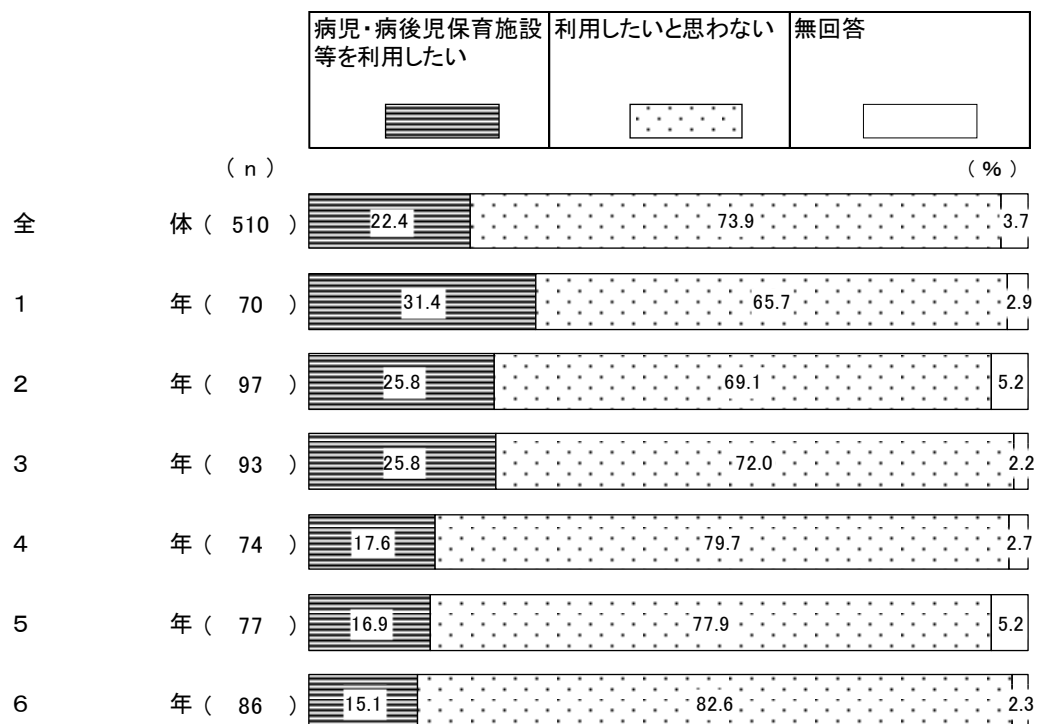
なお、事業の利用には、一定の利用料がかかり、利用前にかかりつけ医の受診が必要となります。

「利用したいと思わない」（73.9%）、「病児・病後児保育施設等を利用したい」（22.4%）となっている。



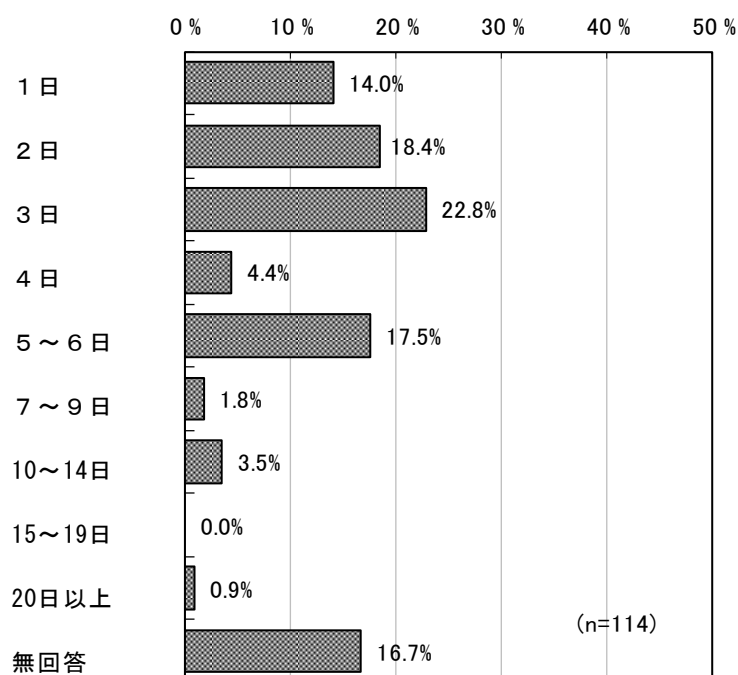
【学年別】

すべての学年で「利用したいと思わない」が最も多くなっている。



○ 1年間の利用希望日数

「3日」(22.8%)が最も多く、「2日」(18.4%)、「5～6日」(17.5%)と続く。



【全体・学年別 1年間の平均利用希望日数】

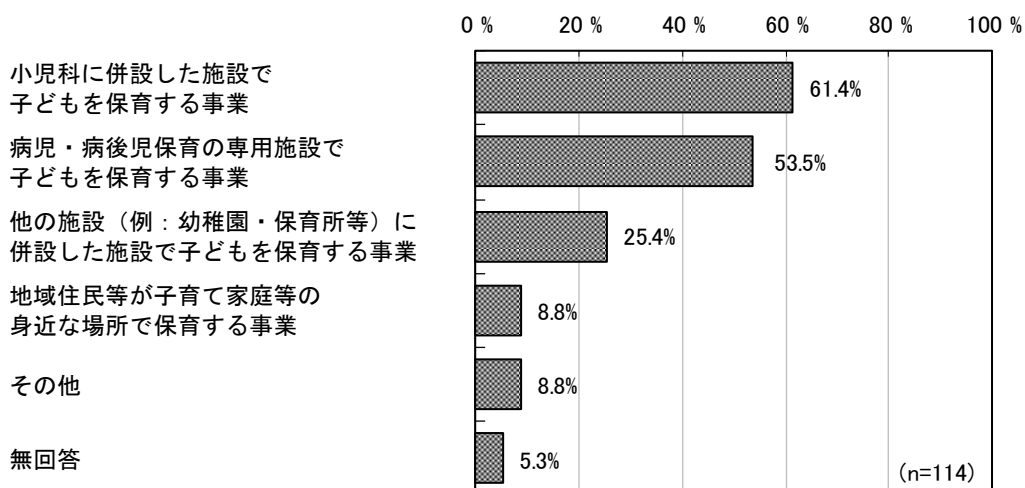
「5年」(5.2日)が最も多く、「6年」(3.0日)が最も少なくなっている。平均は3.6日となっている。

単位：日

	全体	1年	2年	3年	4年	5年	6年
平均	3.6	3.2	3.4	3.7	3.3	5.2	3.0

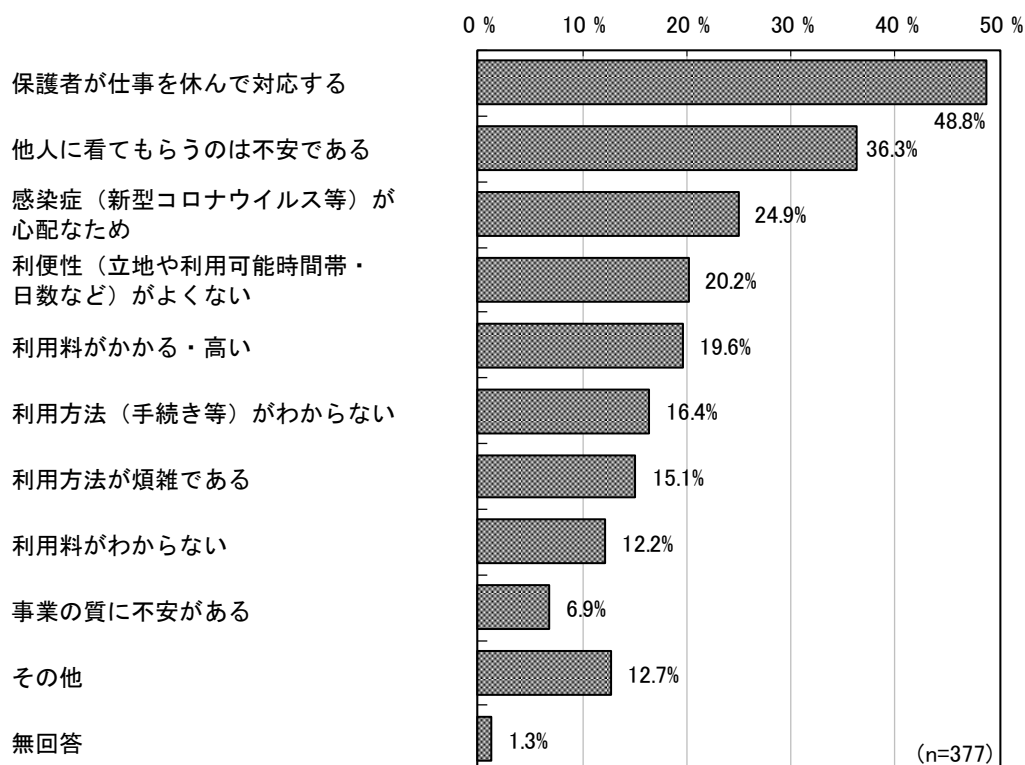
○望ましい事業形態

「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」(61.4%)が最も多く、「病児・病後児保育の専用施設で子どもを保育する事業」(53.5%)、「他の施設（例：幼稚園・保育所等）に併設した施設で子どもを保育する事業」(25.4%)、「地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業」(8.8%)と続く。



○利用したいと思わない理由

「保護者が仕事を休んで対応する」(48.8%)が最も多く、「他人に看てもらうのは不安である」(36.3%)、「感染症(新型コロナウイルス等)が心配なため」(24.9%)と続く。



【学年別】

“3年”を除いて「保護者が仕事を休んで対応する」が最も多くなっている。

単位：%

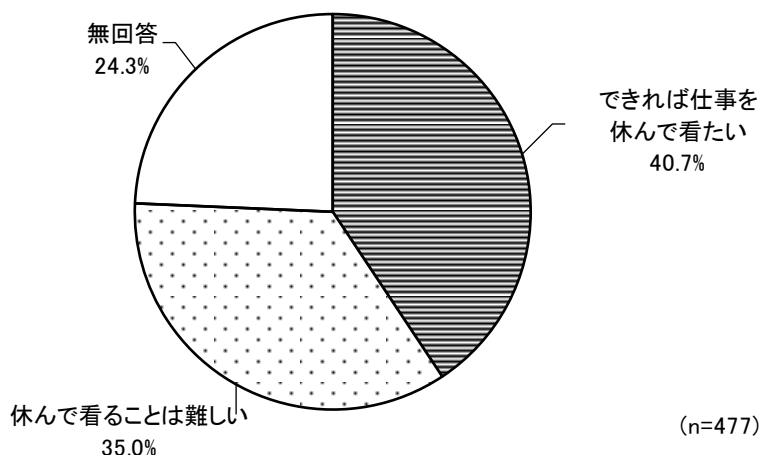
	合計	他人に看てもらうのは不安である	事業の質に不安がある	利便性(立地や利用可能時間帯・日数など)がよい	利用料がかかる・高い	利用料がわからない	保護者が仕事を休んで対応する	利用方法(手続き等)がわからない	利用方法が煩雑である	感染症(新型コロナウイルス等)が心配なため	その他	無回答
全体	377	36.3	6.9	20.2	19.6	12.2	48.8	16.4	15.1	24.9	12.7	1.3
1年	46	30.4	—	26.1	8.7	8.7	47.8	8.7	21.7	23.9	4.3	—
2年	67	31.3	7.5	14.9	20.9	14.9	53.7	11.9	14.9	23.9	11.9	1.5
3年	67	44.8	3.0	16.4	20.9	16.4	41.8	17.9	19.4	26.9	14.9	3.0
4年	59	37.3	5.1	28.8	11.9	8.5	54.2	18.6	13.6	27.1	11.9	1.7
5年	60	38.3	10.0	25.0	28.3	8.3	53.3	18.3	13.3	21.7	13.3	—
6年	71	32.4	14.1	15.5	25.4	14.1	40.8	21.1	11.3	26.8	18.3	1.4

問 23 問 21 で「3.」～「8.」のいずれかを選んだ方にうかがいます。

その際、「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思いましたか。(1つに○)

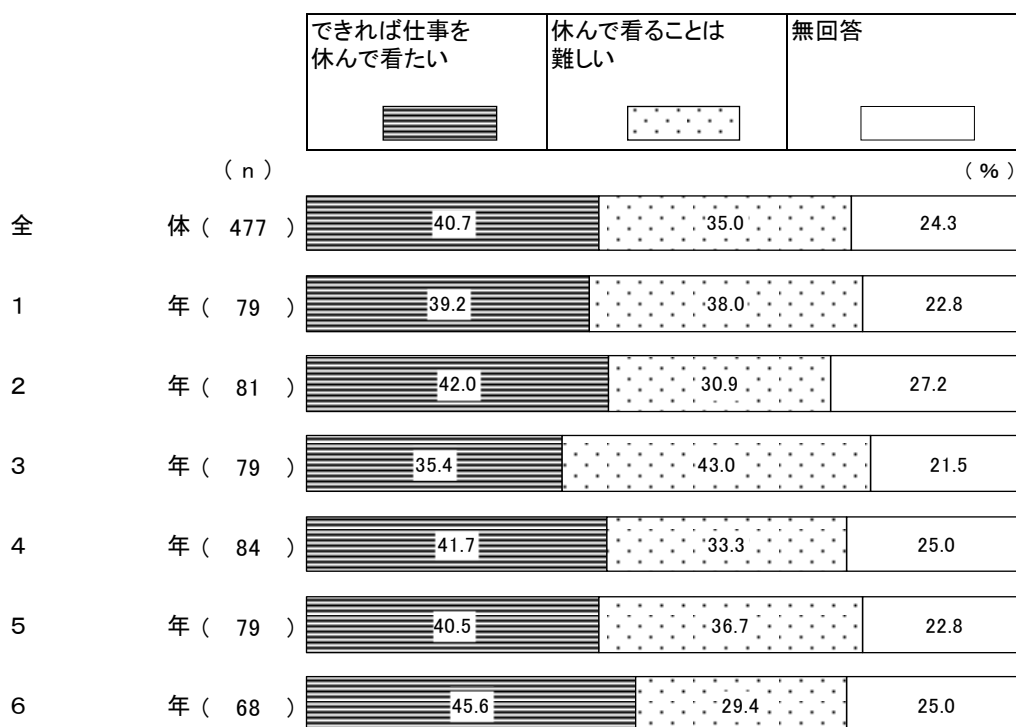
また、「1.」を選んだ方は、問 21 で答えた日数のうち、仕事を休んで見たかった日数をご記入ください。「2.」を選んだ方は、【休んで看ることが難しい理由】のうち、あてはまるものすべてに○をつけてください。

「できれば仕事を休んで看たい」(40.7%)、「休んで看ことは難しい」(35.0%)となっている。



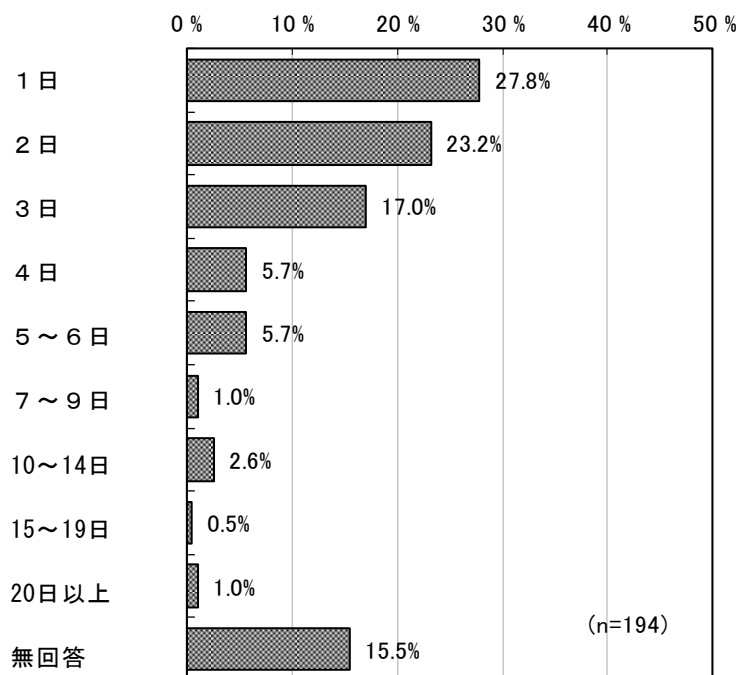
【学年別】

“3年”を除いたすべての学年で「できれば仕事を休んで看たい」が最も多くなっている。



○仕事を休んで見たかった日数

「1日」(27.8%)が最も多く、「2日」(23.2%)、「3日」(17.0%)と続く。平均は3.8日となっている。



【全体・学年別 仕事を休んで見たかった平均日数】

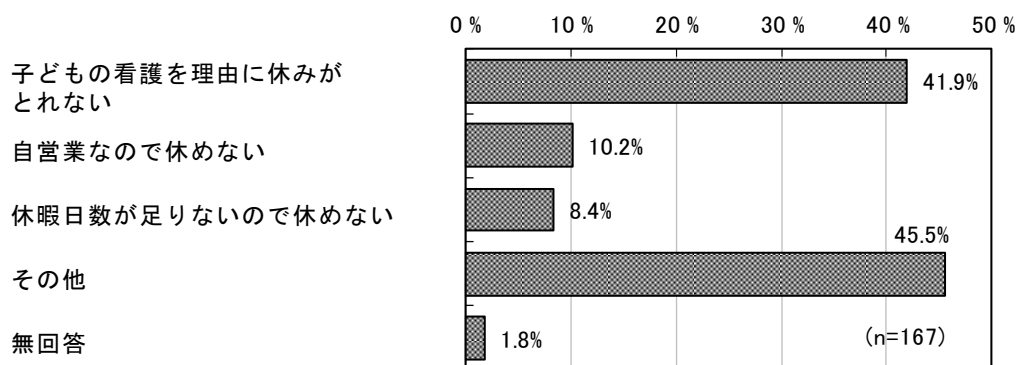
「6年」(8.8日)が最も多く、「1年」(2.1日)が最も少なくなっている。平均は3.8日となっている。

単位：日

	全体	1年	2年	3年	4年	5年	6年
平均	3.8	2.1	2.9	3.8	2.3	2.8	8.8

○休んで看ることが難しい理由

「子どもの看護を理由に休みがとれない」(41.9%)が最も多く、「自営業なので休めない」(10.2%)、「休假日数が足りないので休めない」(8.4%)となっている。



【学年別】

“3年” “5年” “6年” で「子どもの看護を理由に休みがとれない」が最も多くなっている。

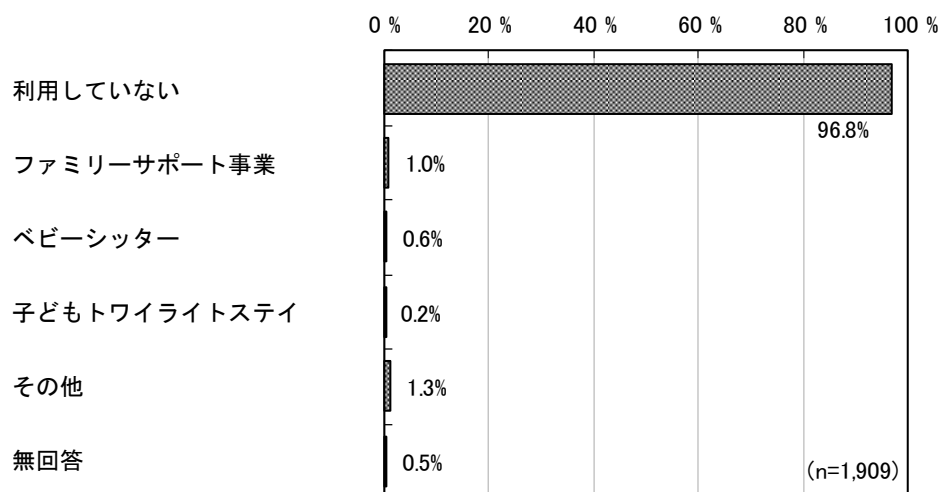
単位：％

	合計	子どもの看護を理由に 休みがとれない	自営業なので休めない	休暇日数が足りないので 休めない	その他	無回答
全体	167	41.9	10.2	8.4	45.5	1.8
1年	30	43.3	3.3	6.7	53.3	3.3
2年	25	40.0	4.0	—	56.0	—
3年	34	47.1	14.7	8.8	32.4	—
4年	28	35.7	10.7	10.7	53.6	—
5年	29	41.4	13.8	6.9	34.5	6.9
6年	20	45.0	15.0	20.0	45.0	—

6. 不定期に利用したり、宿泊を伴って利用する事業について

問 24 日中の定期的な保育（学童クラブ等）や病気のため以外に、あて名のお子さんが保護者の私用・通院・不定期の就労等の目的で、不定期に利用している事業はありますか。あてはまる番号すべてに○をつけ、この1年間のおおよその利用日数も（ ）内にご記入ください。

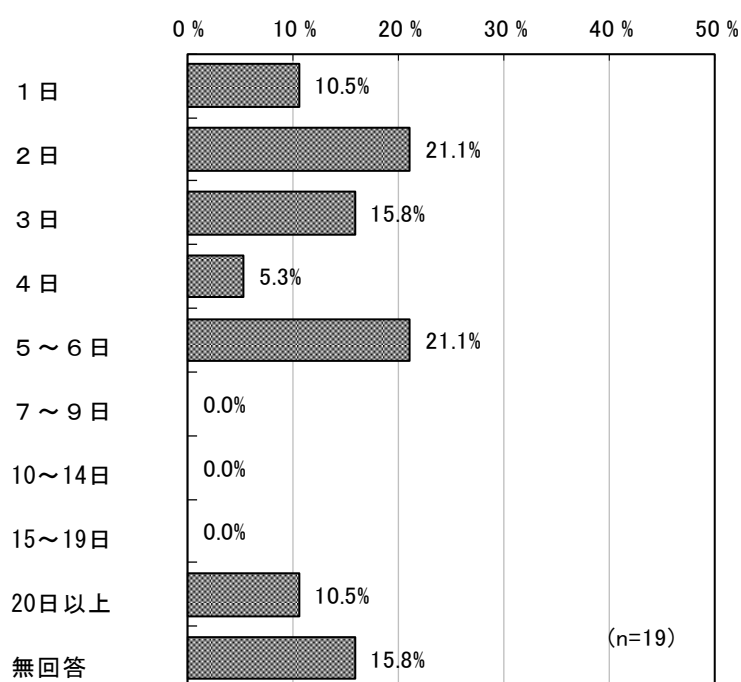
「利用していない」（96.8%）が最も多くなっている。



○ 1 年間の利用日数

・ ファミリーサポート事業

「2日」「5～6日」（それぞれ 21.1%）が最も多く、「3日」（15.8%）、「1日」「20日以上」（それぞれ 10.5%）と続く。平均は 8.2 日となっている。



・子どもトワイライトステイ

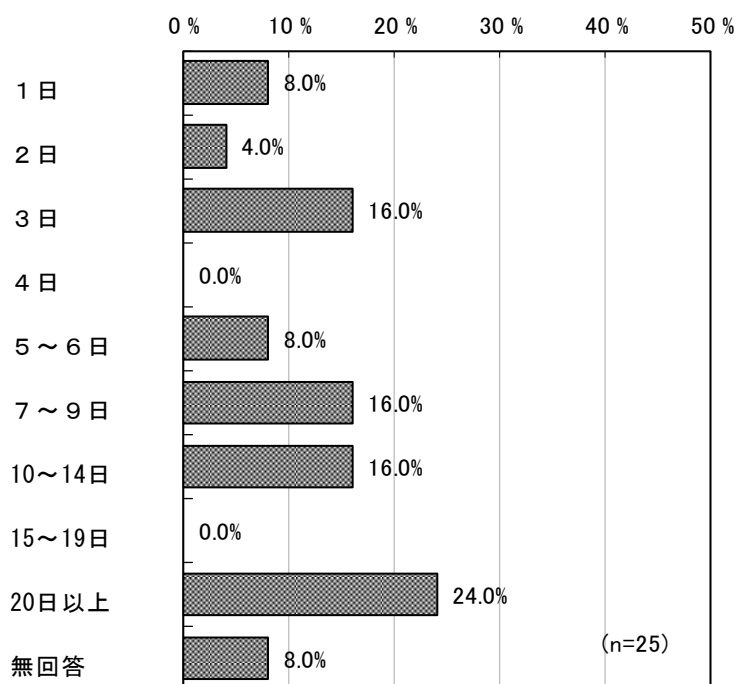
「1 日」が2 件、「20 日以上」が1 件となっている。（無回答1 件）

・ベビーシッター

「1 日」「2 日」「3 日」がそれぞれ3 件、「20 日以上」が1 件となっている。（無回答1 件）

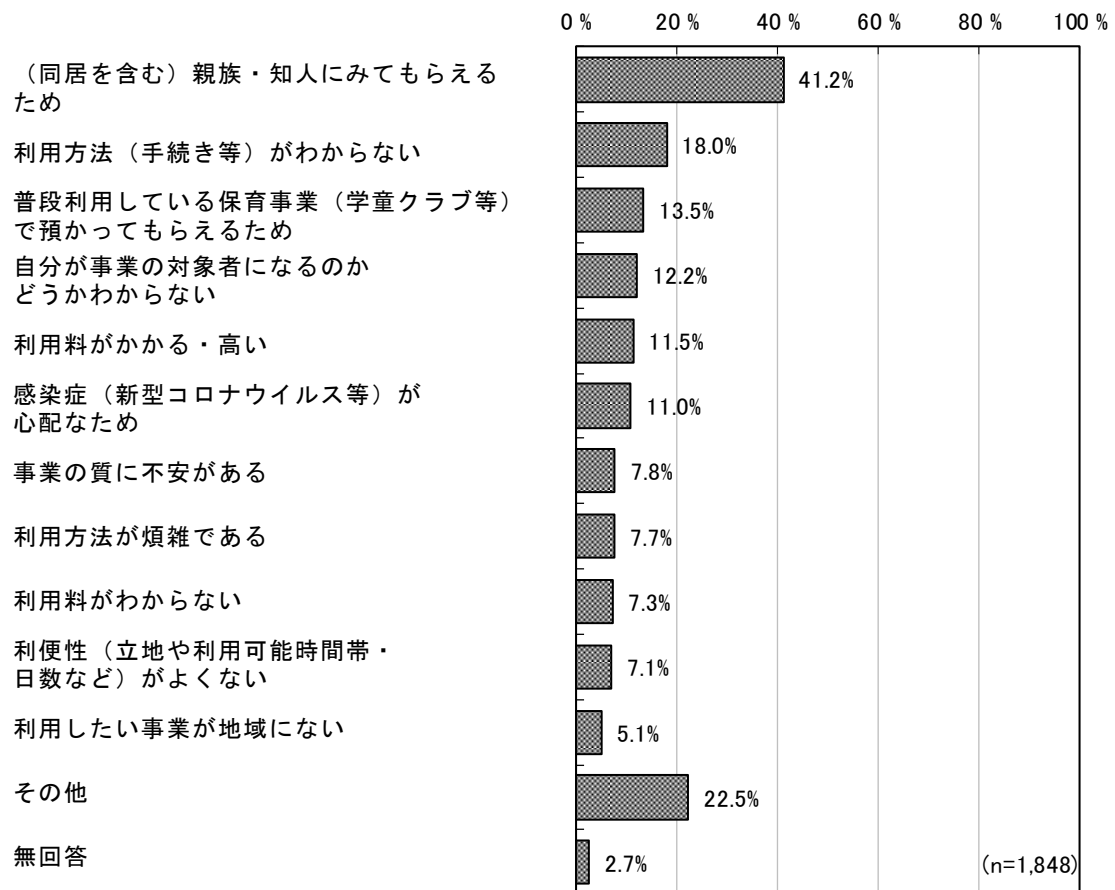
・その他

「20 日以上」(24.0%)が最も多く、「3 日」「7～9 日」「10～14 日」(それぞれ16.0%)と続く。
平均は31.4 日となっている。



問 25 問 24 で「5. 利用していない」を選んだ方にうかがいます。
利用していない理由は何ですか。(いくつでも○)

「(同居を含む) 親族・知人にみてもらえるため」(41.2%)が最も多く、「利用方法(手続き等)がわからない」(18.0%)、「普段利用している保育事業(学童クラブ等)で預かってもらえるため」(13.5%)と続く。



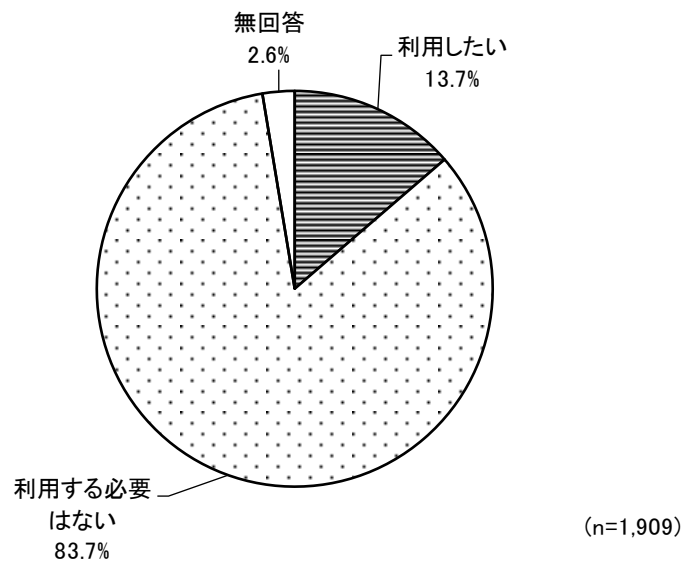
問 26 あて名のお子さんについて、保護者の私用・通院・不定期の就労等の目的で、問 24 の事業を利用したいですか。利用希望の有無について、いずれかの番号に○をつけてください。

また、利用したい場合は、年間で利用したい日数を（ ）内にご記入ください（利用したい日数の合計と、内訳の日数をご記入ください）。なお、事業の利用には、一定の利用料がかかります※。

※ファミリーサポート事業：平日 1 時間 800 円（土・日曜、祝日、年末年始 1 時間 900 円）

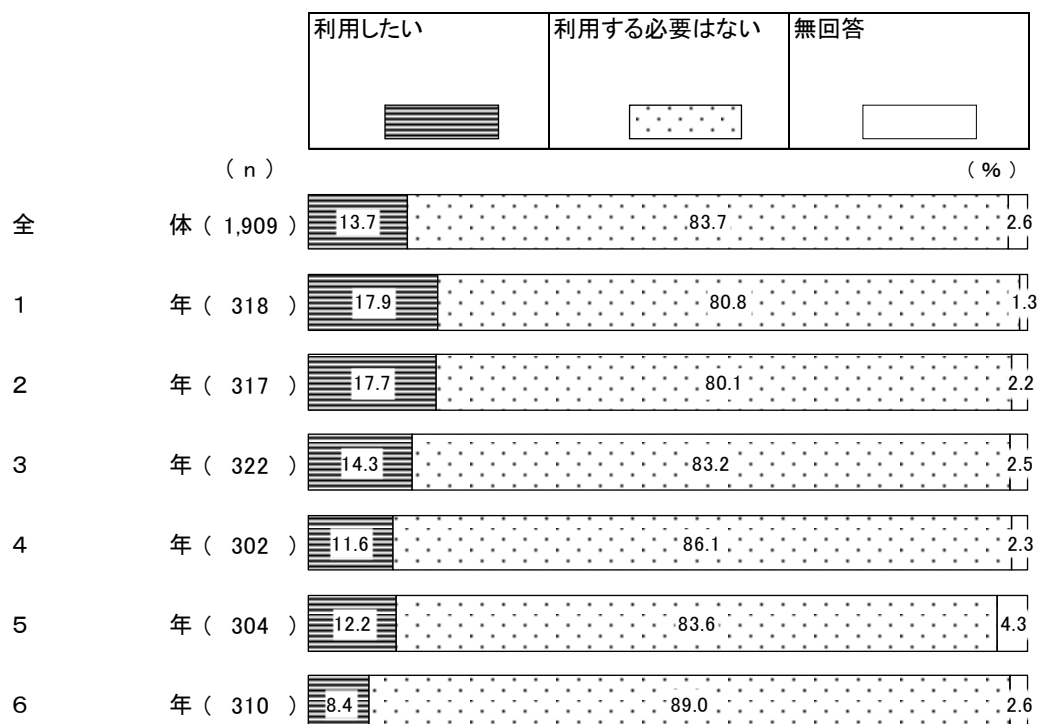
子どもトワイライトステイ：1 回 2,000 円（減免あり）

「利用する必要はない」（83.7%）、「利用したい」（13.7%）となっている。



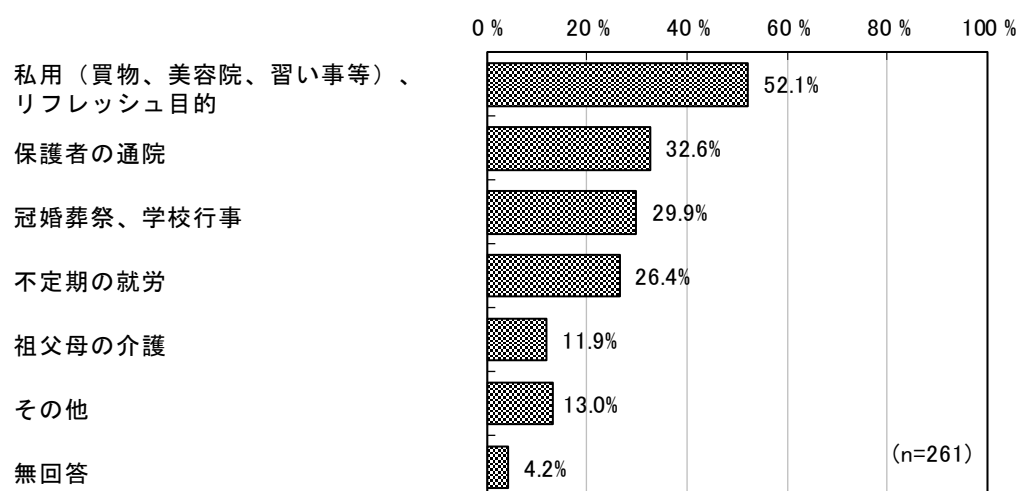
【学年別】

すべての学年で「利用する必要はない」が最も多く、8割以上となっている。



○利用したい理由

「私用（買物、美容院、習い事等）、リフレッシュ目的」（52.1%）が最も多く、「保護者の通院」（32.6%）、「冠婚葬祭、学校行事」（29.9%）と続く。



【学年別】

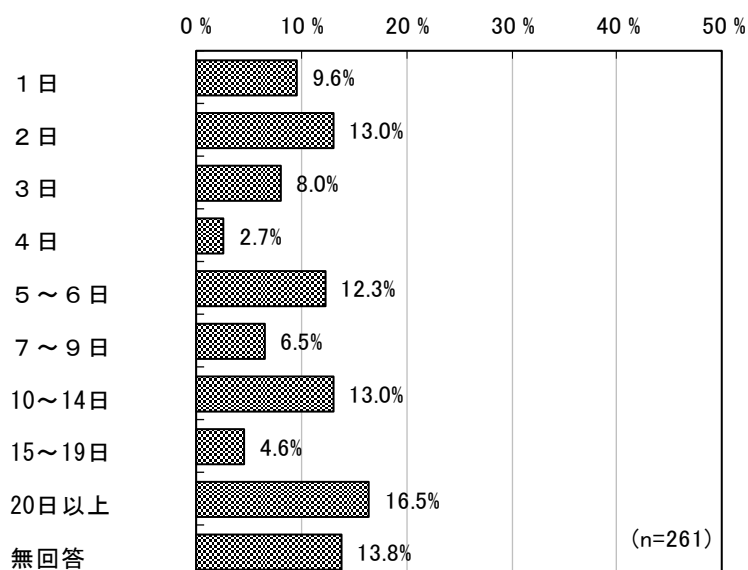
すべての学年で「私用（買物、美容院、習い事等）、リフレッシュ目的」が最も多くなっている。

単位：%

	合計	私用（買物、美容院、習い事等）、リフレッシュ目的	冠婚葬祭、学校行事	保護者の通院	祖父母の介護	不定期の就労	その他	無回答
全体	261	52.1	29.9	32.6	11.9	26.4	13.0	4.2
1年	57	54.4	38.6	31.6	8.8	22.8	7.0	5.3
2年	56	66.1	33.9	33.9	3.6	28.6	5.4	1.8
3年	46	45.7	26.1	39.1	19.6	26.1	10.9	4.3
4年	35	54.3	25.7	28.6	14.3	25.7	11.4	2.9
5年	37	43.2	24.3	29.7	8.1	35.1	16.2	5.4
6年	26	42.3	23.1	34.6	26.9	23.1	38.5	3.8

○ 1年間の利用希望日数

「20日以上」(16.5%)が最も多く、「2日」「10～14日」(それぞれ13.0%)、「5～6日」(12.3%)と続く。



【全体・学年別 1年間の平均利用希望日数】

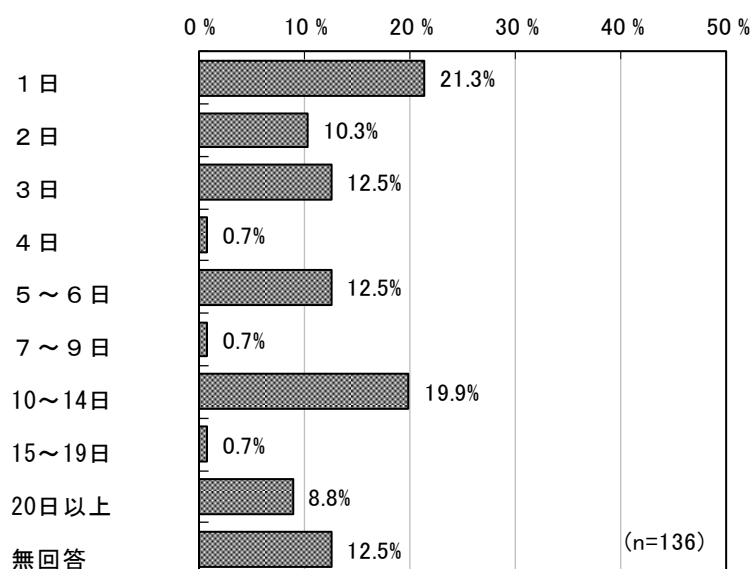
「5年」(21.2日)が最も多く、「6年」(9.4日)が最も少なくなっている。平均は13.3日となっている。

単位：日

	全体	1年	2年	3年	4年	5年	6年
平均	13.3	11.1	12.0	12.7	16.2	21.2	9.4

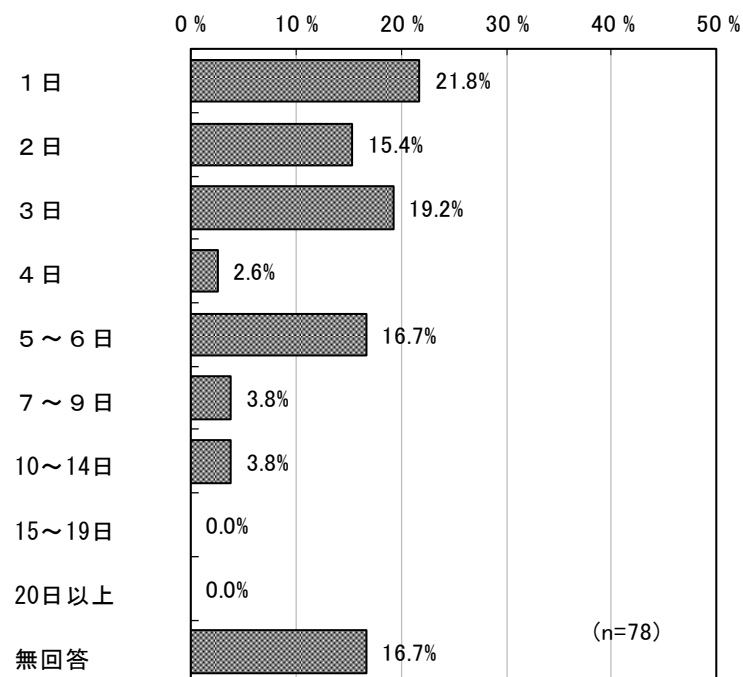
・私用（買物、美容院、習い事等）、リフレッシュ目的

「1日」(21.3%)が最も多く、「10～14日」(19.9%)、「3日」「5～6日」(それぞれ12.5%)と続く。平均は7.8日となっている。



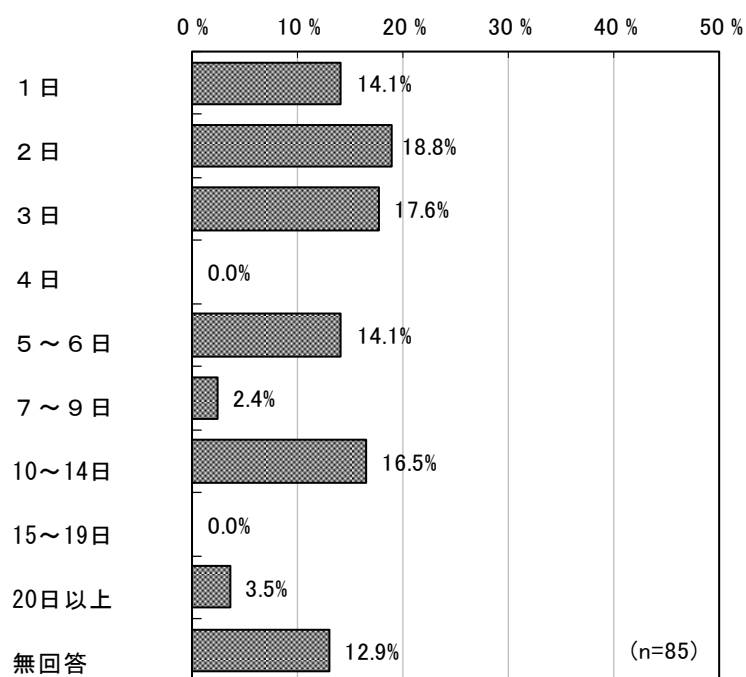
・冠婚葬祭、学校行事

「1日」(21.8%)が最も多く、「3日」(19.2%)、「5～6日」(16.7%)と続く。平均は3.3日となっている。



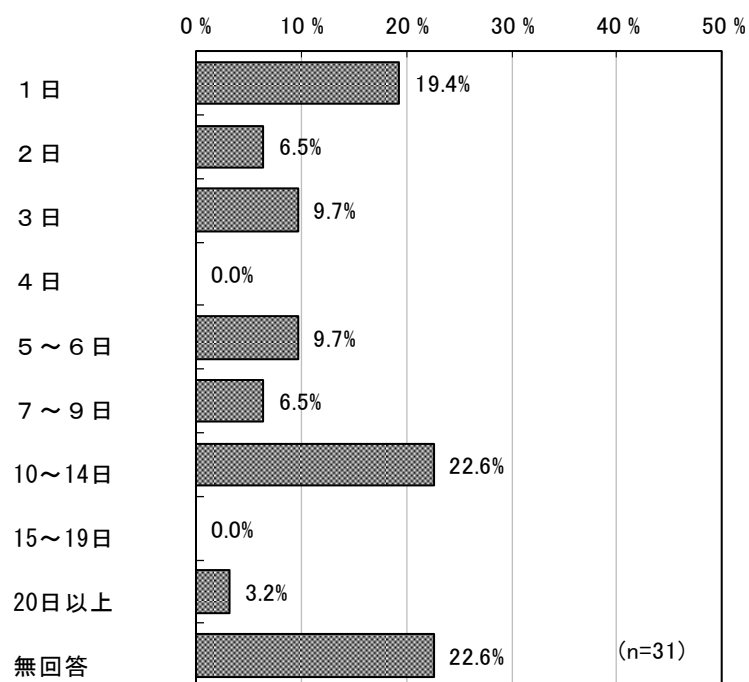
・保護者の通院

「2日」(18.8%)が最も多く、「3日」(17.6%)、「10～14日」(16.5%)と続く。平均は5.3日となっている。



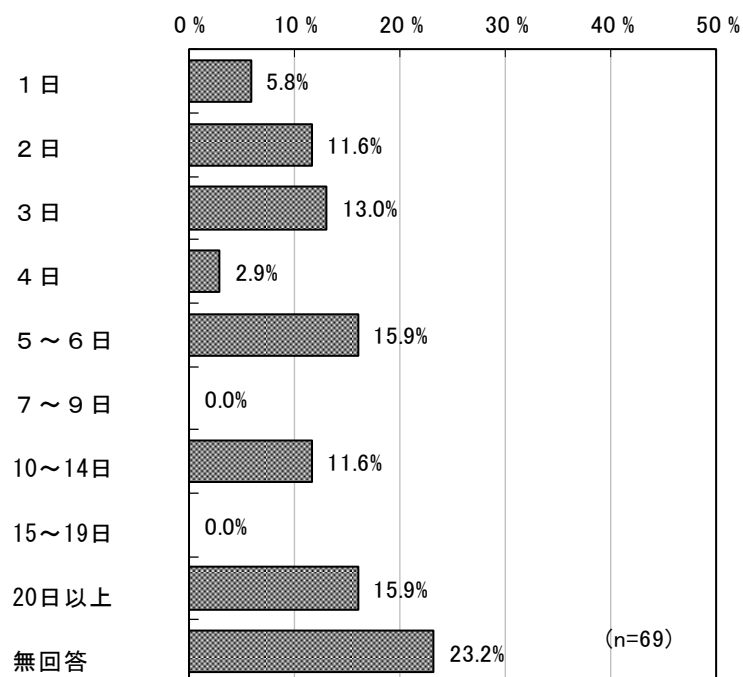
・祖父母の介護

「10～14日」(22.6%)が最も多く、「1日」(19.4%)、「3日」「5～6日」(それぞれ9.7%)と続く。平均は6.5日となっている。



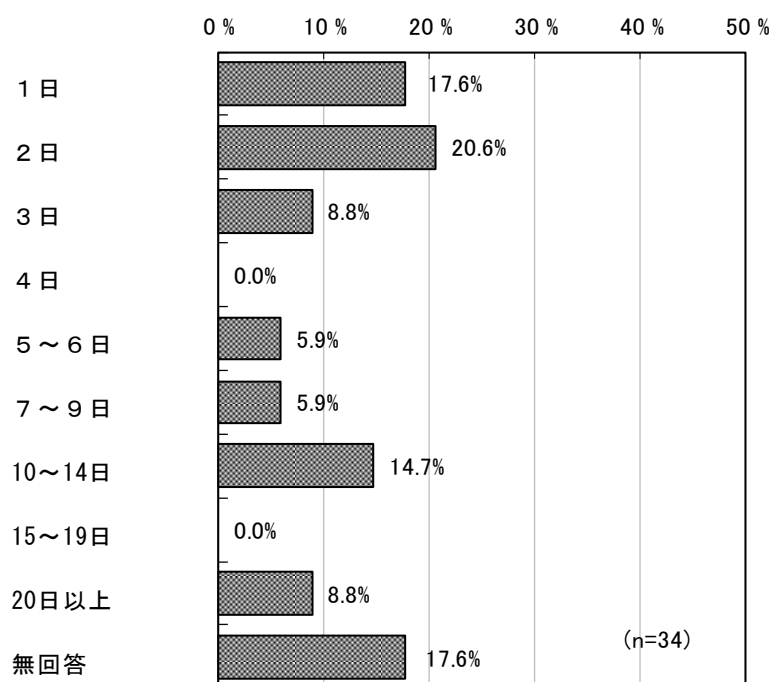
・不定期の就労

「5～6日」「20日以上」(それぞれ15.9%)が最も多く、「3日」(13.0%)、「2日」「10～14日」(それぞれ11.6%)と続く。平均は13.4日となっている。



・その他

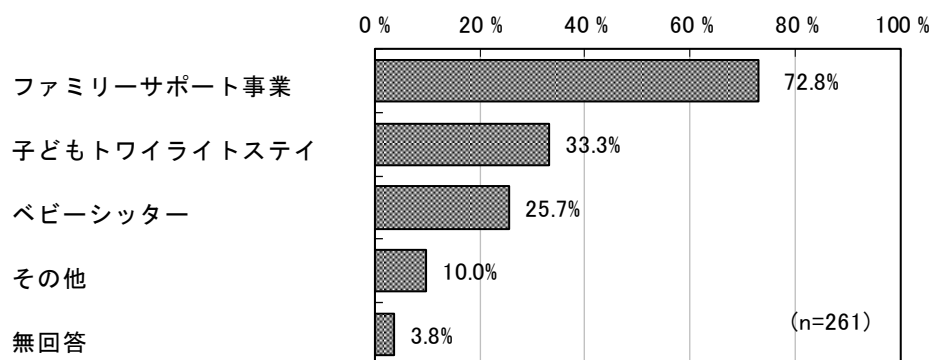
「2日」(20.6%)が最も多く、「1日」(17.6%)、「10～14日」(14.7%)と続く。平均は19.2日となっている。



問 27 問 26 で「1. 利用したい」を選んだ方にうかがいます。

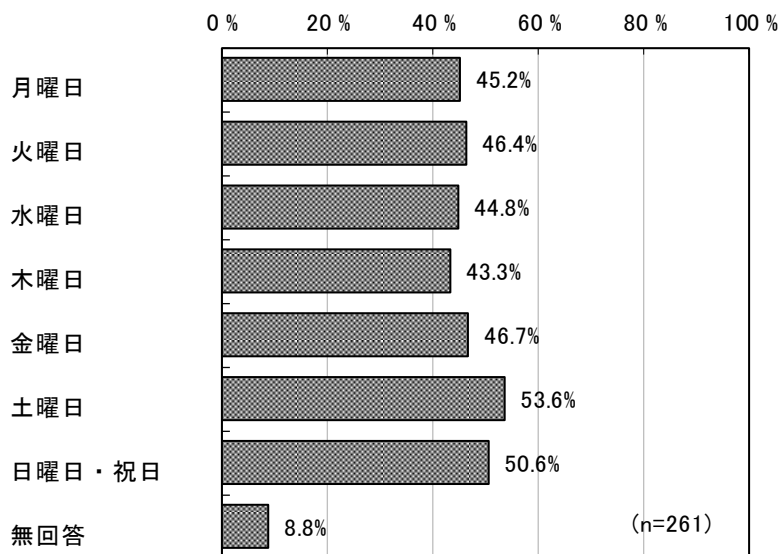
問 26 の目的でお子さんを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思いますか。(いくつでも○)。

「ファミリーサポート事業」(72.8%)が最も多く、「子どもトワイライトステイ」(33.3%)、「ベビーシッター」(25.7%)と続く。



問 28 利用したい曜日はいつですか。(いくつでも○)

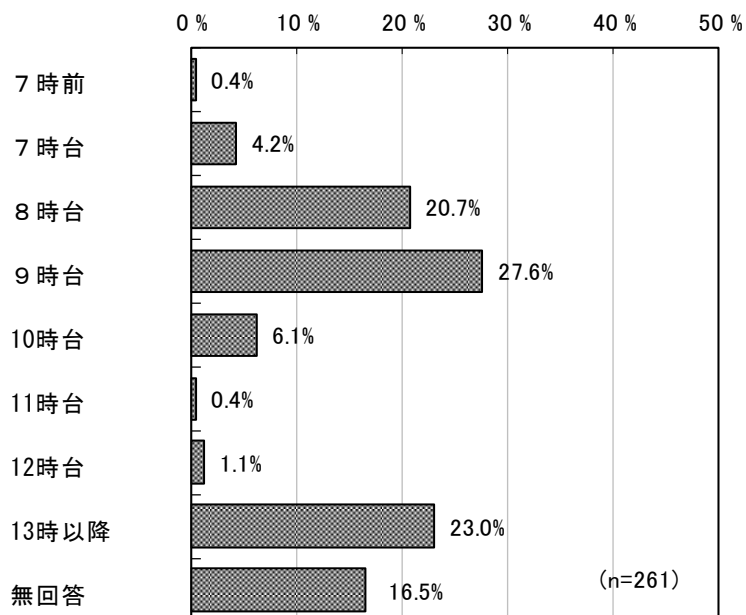
すべての曜日で4割以上となっている。



問 29 利用したい時間帯を、() 内に 24 時間制でご記入ください (例：9 時 00 分～18 時 00 分)。

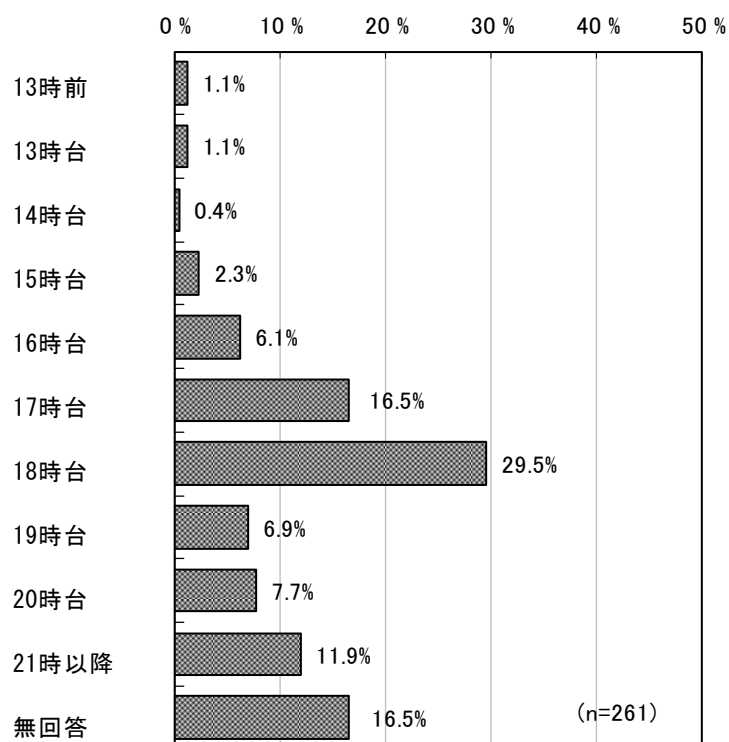
○希望の開始時刻

「9 時台」(27.6%)が最も多く、「13 時以降」(23.0%)、「8 時台」(20.7%)と続く。平均は 10 時 34 分となっている。



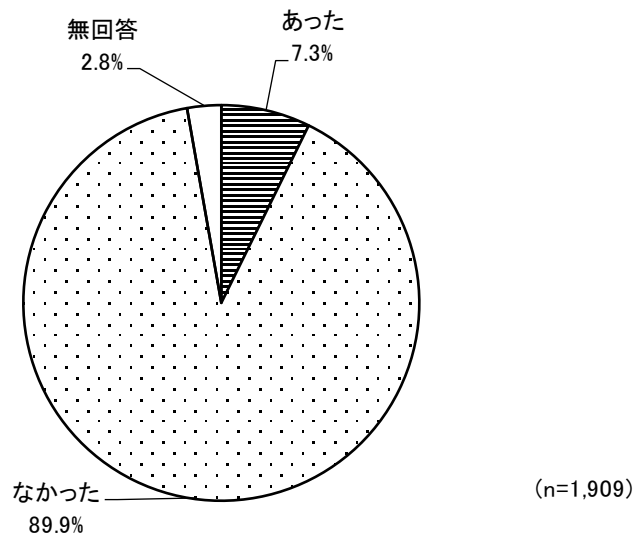
○希望の終了時刻

「18 時台」(29.5%)が最も多く、「17 時台」(16.5%)、「21 時以降」(11.9%)と続く。平均は 18 時 14 分となっている。



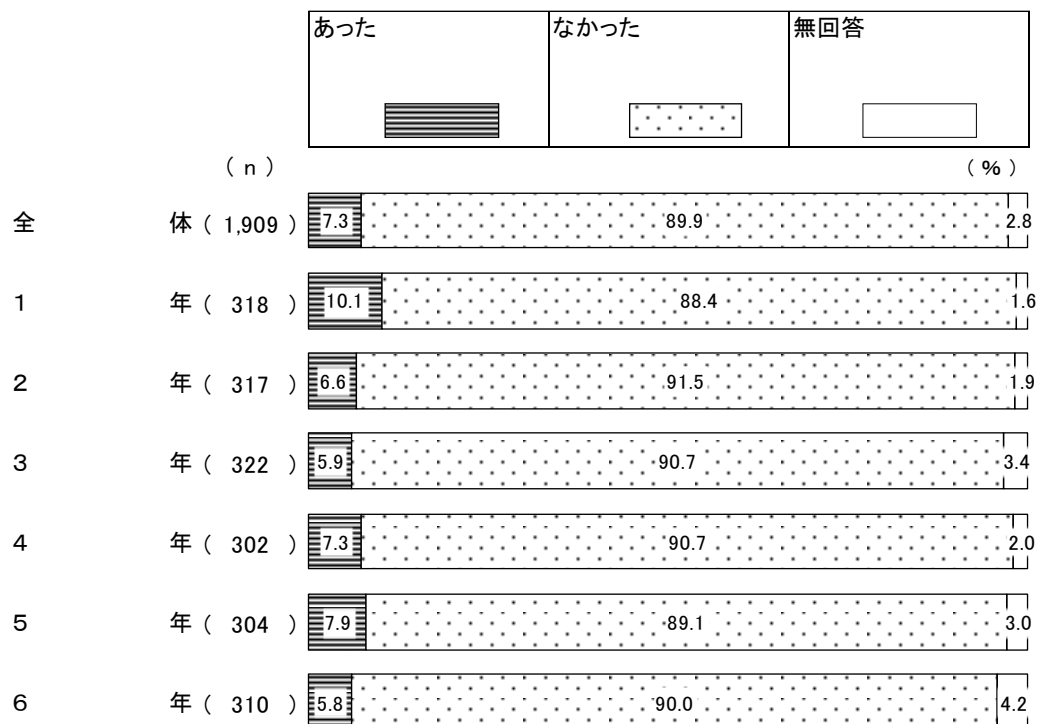
問 30 この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、あて名のお子さんを泊まりがけで家族以外にみてもらったことはありましたか。いずれかの番号に○をつけ、日数を（ ）内にご記入ください。

「なかった」(89.9%)、「あった」(7.3%)となっている



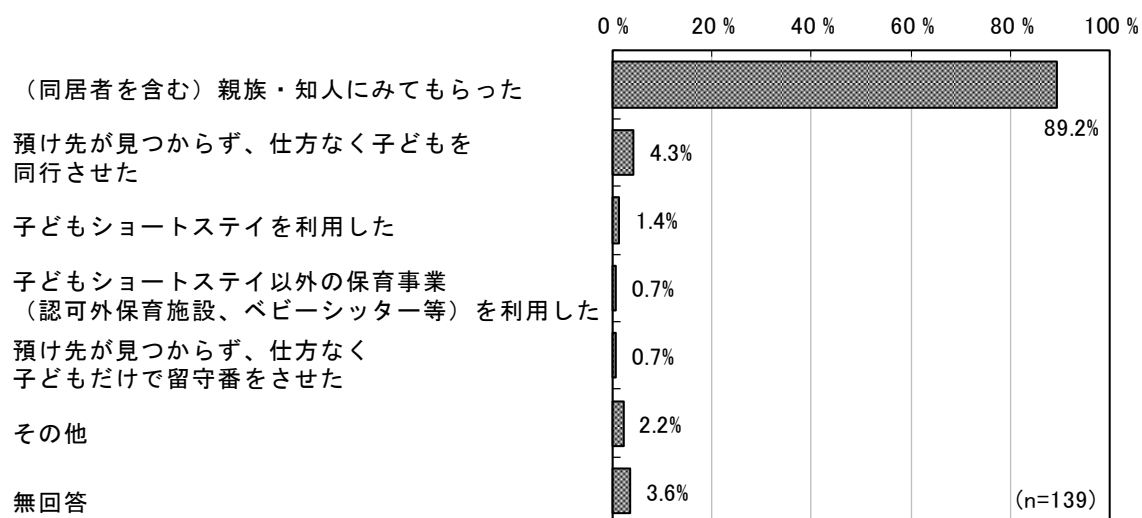
【学年別】

すべての学年で「なかった」が最も多く、9割前後となっている。



○ 1 年間の対処方法

「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」（89.2%）が最も多くなっている。



【学年別】

すべての学年で「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」が最も多く、8割半ば以上となっている。

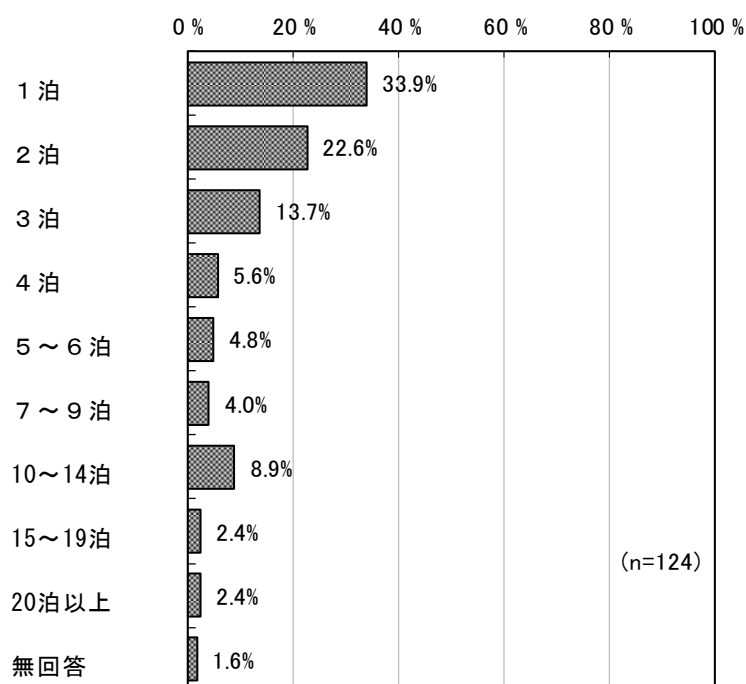
単位：%

	合計	（同居者を含む）親族・知人にみてもらった	子どもショートステイを利用した	子どもショートステイ以外の保育事業（認可外保育施設、ベビーシッター等）を利用した	預け先が見つからず、仕方なく子どもを同行させた	預け先が見つからず、仕方なく子どもだけで留守番をさせた	その他	無回答
全体	139	89.2	1.4	0.7	4.3	0.7	2.2	3.6
1年	32	84.4	3.1	—	9.4	—	3.1	—
2年	21	90.5	—	—	4.8	—	9.5	—
3年	19	84.2	5.3	—	—	—	—	10.5
4年	22	90.9	—	—	—	—	—	9.1
5年	24	91.7	—	4.2	4.2	4.2	—	4.2
6年	18	94.4	—	—	5.6	—	—	—

○ 1 年間の対処日数

・（同居者を含む）親族・知人にみてもらった

「1泊」(33.9%)が最も多く、「2泊」(22.6%)、「3泊」(13.7%)、「10～14泊」(8.9%)と続く。



・ 子どもショートステイを利用した

「5～6泊」「20泊以上」がそれぞれ1件となっている。

・ 子どもショートステイ以外の保育事業（認可外保育施設、ベビーシッター等）を利用した

「1泊」が1件となっている。

・ 預け先が見つからず、仕方なく子どもを同行させた

「1泊」が2件、「2泊」「3泊」「4泊」「10～14泊」がそれぞれ1件となっている。

・ 預け先が見つからず、仕方なく子どもだけで留守番をさせた

「1泊」が1件となっている。

・ その他

「5～6泊」「10～14泊」がそれぞれ1件となっている（無回答1件）。

【全体・学年別 保護者の用事による際の１年間の平均対処日数】

“２年” “４年” “５年” では「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」が最も多くなっている。

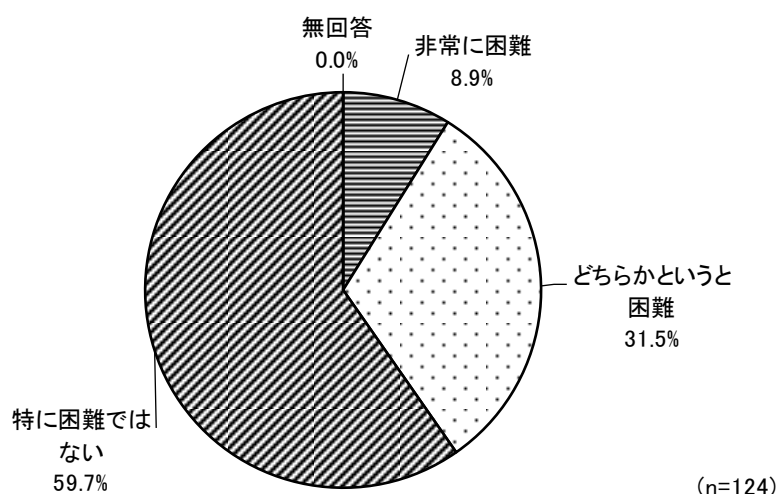
単位：日

	（同居者を含む）親族・知人にみてもらった	子どもショートステイを利用した	子どもショートステイ以外の保育事業（認可外保育施設、ベビーシッター等）を利用した	預け先が見つからず、仕方なく子どもを同行させた	預け先が見つからず、仕方なく子どもだけで留守番をさせた	その他
全体	4.6	39.0	1.0	3.5	1.0	8.5
１年	3.5	6.0	—	4.7	—	5.0
２年	9.3	—	—	1.0	—	12.0
３年	4.4	72.0	—	—	—	—
４年	4.8	—	—	—	—	—
５年	2.4	—	1.0	2.0	1.0	—
６年	3.9	—	—	4.0	—	—

問 31 問 30 で「１. あった」のうち、「ア.（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」を選んだ方にうかがいます。

その場合の困難度はどの程度でしたか。（１つに○）

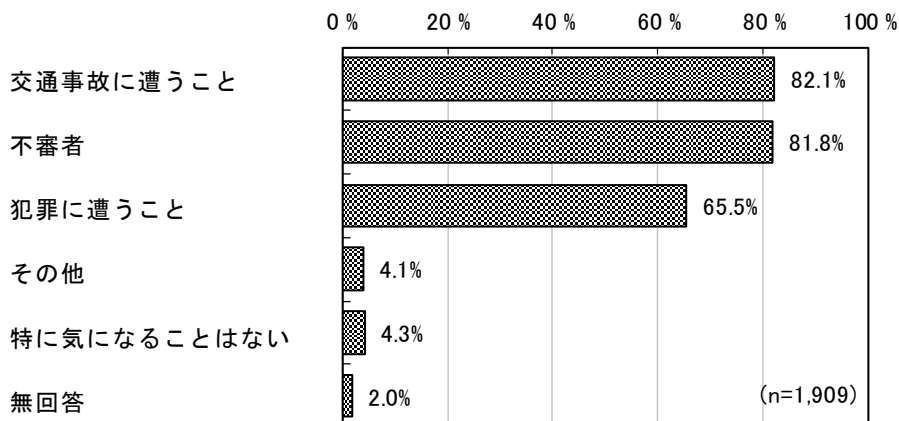
「特に困難ではない」（59.7%）が最も多く、「どちらかという困難」（31.5%）、「非常に困難」（8.9%）と続く。



7. 安全、防犯対策について

問 32 あなたは、通学路の安全について気になることがありますか。(いくつでも○)

「交通事故に遭うこと」(82.1%)、「不審者」(81.8%)、「犯罪に遭うこと」(65.5%)、「特に気になることはない」(4.3%)と続く。



【学年別】

すべての学年で「交通事故に遭うこと」「不審者」が多くなっている。

単位：%

	合計	交通事故に遭うこと	不審者	犯罪に遭うこと	その他	特に気になることはない	無回答
全体	1,909	82.1	81.8	65.5	4.1	4.3	2.0
1年	318	86.5	85.2	67.3	1.9	3.5	0.6
2年	317	85.5	81.4	71.6	5.4	2.5	1.3
3年	322	83.9	84.5	64.9	6.2	4.3	1.6
4年	302	83.1	79.1	63.9	3.6	5.0	1.7
5年	304	80.6	82.6	64.1	2.6	3.6	3.0
6年	310	72.6	78.1	61.0	4.2	7.7	2.9

【居住地区別】

すべての居住地区で「交通事故に遭うこと」「不審者」が多くなっている。

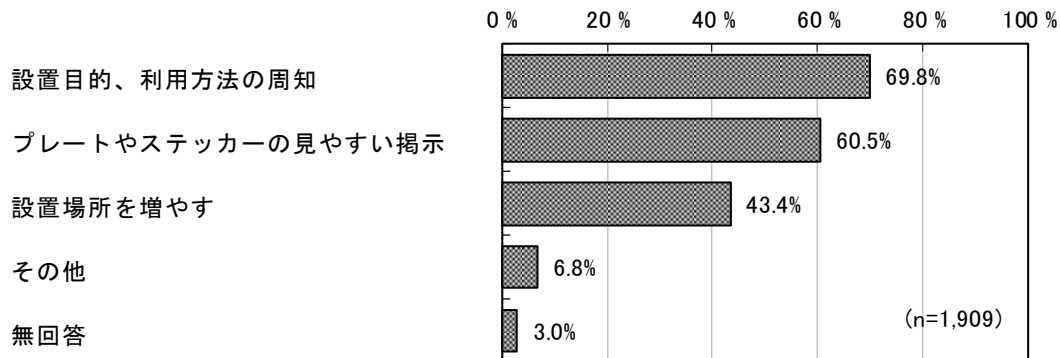
単位：％

	合計	交通事故に遭うこと	不審者	犯罪に遭うこと	その他	特に気になることはない	無回答
全体	1,909	82.1	81.8	65.5	4.1	4.3	2.0
練馬	403	84.6	81.1	62.5	4.7	4.2	2.0
光が丘	517	79.3	80.9	66.9	3.3	5.6	1.9
石神井	562	81.9	83.6	66.7	6.0	3.2	1.4
大泉	403	84.4	81.6	65.5	2.0	4.0	2.5

問 33 あなたは、緊急避難場所※に関して、今後何が必要だと考えますか。(いくつでも○)

※緊急避難場所：区の各地域には子どもが犯罪に巻き込まれそうになったときのかけこみ場所として、「ひまわり 110 番」、「こども 110 番」などの名称で約 4,400 か所の緊急避難場所が設置されています。区では表示図柄を統一した「ひまわり 110 番」のプレートやステッカーを配布しています。

「設置目的、利用方法の周知」(69.8%)が最も多く、「プレートやステッカーの見やすい掲示」(60.5%)、「設置場所を増やす」(43.4%)と続く。



【学年別】

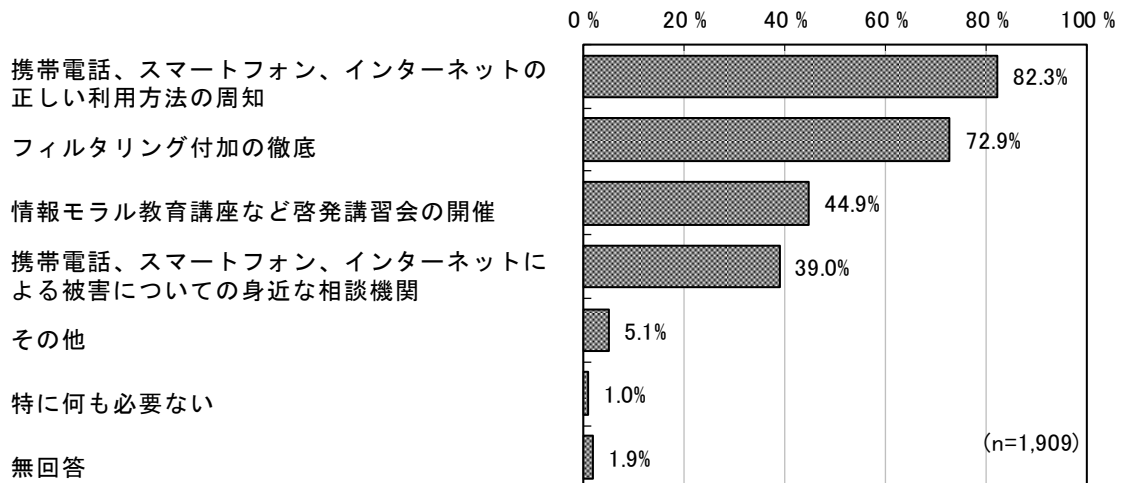
すべての学年で「設置目的、利用方法の周知」が最も多く、7割前後となっている。

単位：%

	合計	設置目的、 利用方法の周知	設置場所を増やす	プレートやステッカーの 見やすい掲示	その他	無回答
全体	1,909	69.8	43.4	60.5	6.8	3.0
1 年	318	68.6	47.5	65.4	4.4	2.2
2 年	317	69.4	45.7	60.9	6.0	2.8
3 年	322	71.1	46.0	60.9	7.5	2.2
4 年	302	68.9	40.1	61.9	8.3	3.0
5 年	304	71.7	36.8	57.6	6.6	3.9
6 年	310	70.0	44.2	58.1	7.4	2.9

問 34 あなたは、携帯電話やインターネット利用に関して、有害情報から子どもを守る取組として何が必要だと考えますか。(いくつでも○)

「携帯電話、スマートフォン、インターネットの正しい利用方法の周知」(82.3%)が最も多く、「フィルタリング付加の徹底」(72.9%)、「情報モラル教育講座など啓発講習会の開催」(44.9%)、「携帯電話、スマートフォン、インターネットによる被害についての身近な相談機関」(39.0%)と続く。



【学年別】

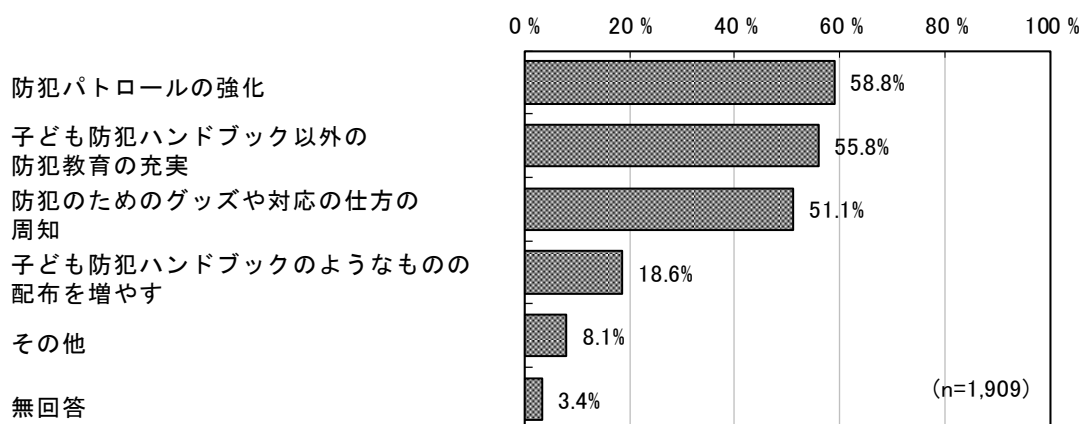
すべての学年で「携帯電話、スマートフォン、インターネットの正しい利用方法の周知」が最も多く、8割以上となっている。

単位：％

	合計	携帯電話、スマートフォン、インターネットの正しい利用方法の周知	フィルタリング付加の徹底	情報モラル教育講座など啓発講習会の開催	携帯電話、スマートフォン、インターネットによる被害についての身近な相談機関	その他	特に何も必要ない	無回答
全体	1,909	82.3	72.9	44.9	39.0	5.1	1.0	1.9
1年	318	84.0	72.6	43.7	40.9	3.8	1.6	0.6
2年	317	82.6	70.7	46.4	38.5	5.7	0.3	1.6
3年	322	82.9	77.0	44.4	40.4	5.6	1.6	1.9
4年	302	80.8	75.2	43.0	35.4	6.6	1.0	1.7
5年	304	82.2	68.8	48.7	39.8	3.0	1.0	2.6
6年	310	82.6	73.2	43.9	39.0	5.8	0.6	2.3

問 35 子どもの防犯に関して、今後何が必要だと考えますか。(いくつでも○)

「防犯パトロールの強化」(58.8%)が最も高く、「子ども防犯ハンドブック以外の防犯教育の充実」(55.8%)、「防犯のためのグッズや対応の仕方の周知」(51.1%)、「子ども防犯ハンドブックのようなものの配布を増やす」(18.6%)と続く。



【学年別】

すべての学年で「防犯パトロールの強化」が最も多くなっている。また、「子ども防犯ハンドブック以外の防犯教育の充実」「防犯のためのグッズや対応の仕方の周知」も5割前後と多くなっている。

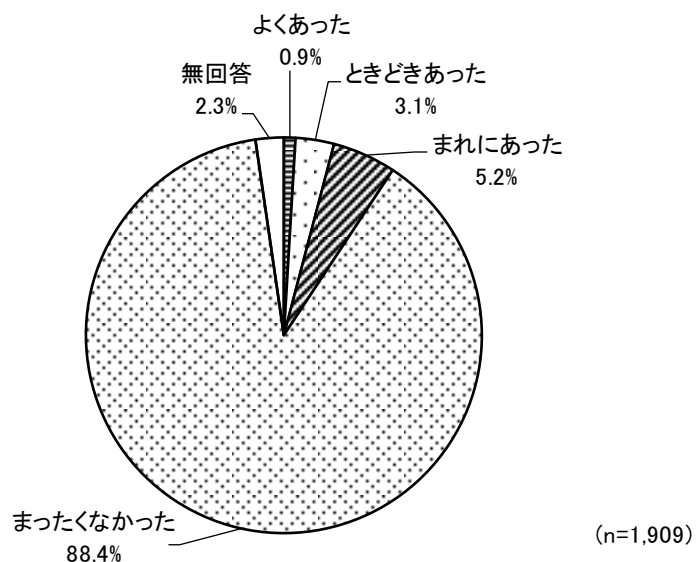
単位：％

	合計	子ども防犯ハンドブックのようなものの配布を増やす	子ども防犯ハンドブック以外の防犯教育の充実	防犯のためのグッズや対応の仕方の周知	防犯パトロールの強化	その他	無回答
全体	1,909	18.6	55.8	51.1	58.8	8.1	3.4
1年	318	18.6	53.1	52.8	59.1	6.6	4.1
2年	317	19.2	58.7	55.2	59.0	8.5	2.5
3年	322	21.1	60.2	50.3	61.5	9.6	1.9
4年	302	19.9	59.6	49.7	59.6	7.6	1.7
5年	304	19.1	51.0	49.7	57.9	10.2	5.6
6年	310	15.2	52.6	47.1	56.8	5.8	3.9

8. 家庭での生活について

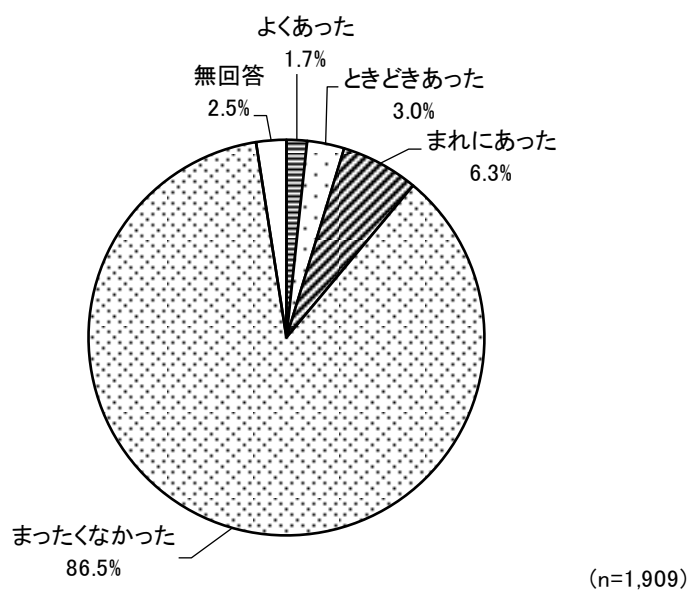
問 36 この1年間に、お金が足りず、家族が必要とする食料を買えないことがありましたか。
(1つに○)

「まったくなかった」(88.4%)が最も多く、「まれにあった」(5.2%)、「ときどきあった」(3.1%)、「よくあった」(0.9%)と続く。



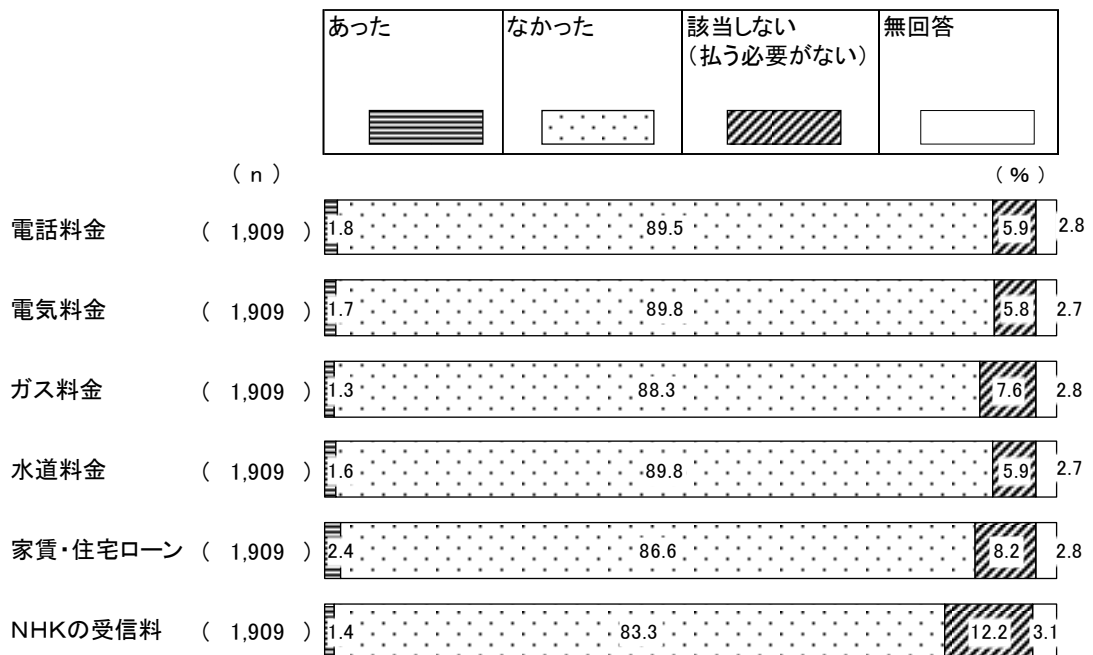
問 37 この1年間に、お金が足りず、家族が必要とする衣類を買えないことがありましたか。
(1つに○)

「まったくなかった」(86.5%)が最も多く、「まれにあった」(6.3%)、「ときどきあった」(3.0%)、「よくあった」(1.7%)と続く。



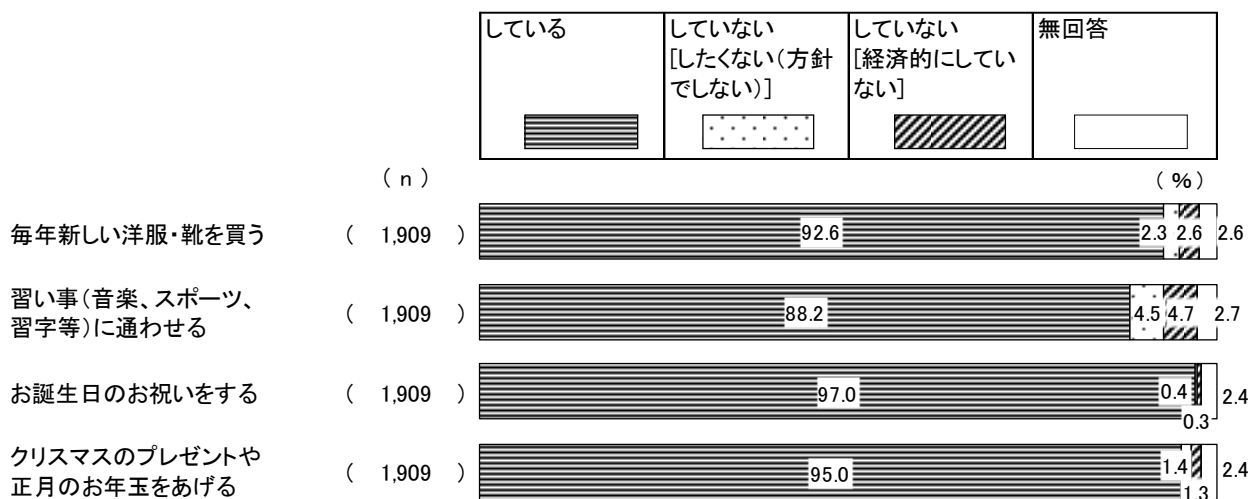
問 38 この１年間に、経済的な理由で、以下の料金を支払えないことがありましたか。
(それぞれ１つに○)

すべての項目で「なかった」が最も多く、８割以上となっている。



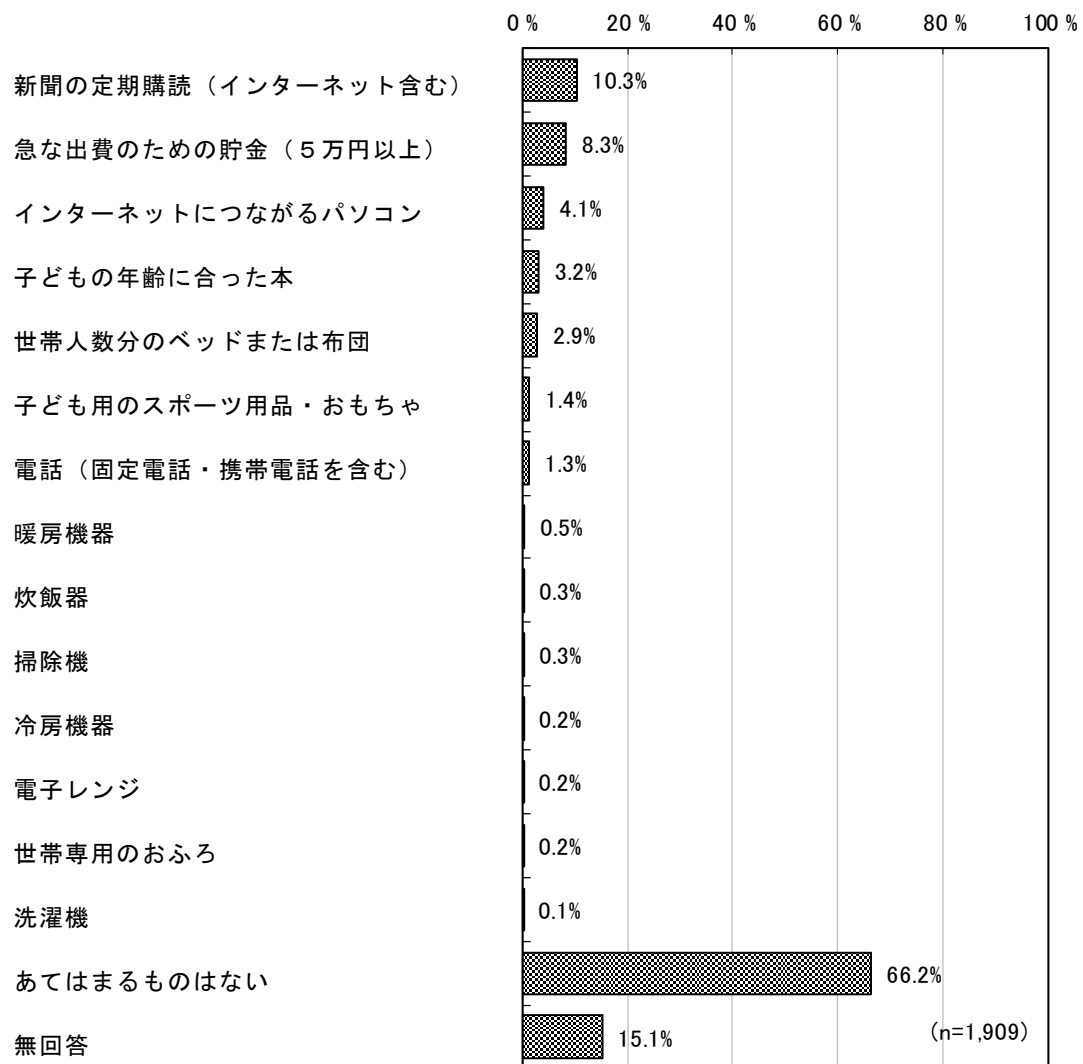
問 39 あて名のお子さんにつぎのようなことをしていますか。(それぞれ１つに○)

すべての項目で「している」が最も多く、９割前後となっている。



問 40 つぎのうち、経済的理由のためにあなたの家庭にないものはありますか。(いくつかでも○)

「あてはまるものはない」(66.2%)が最も多く、「新聞の定期購読(インターネット含む)」(10.3%)、「急な出費のための貯金(5万円以上)」(8.3%)と続く。

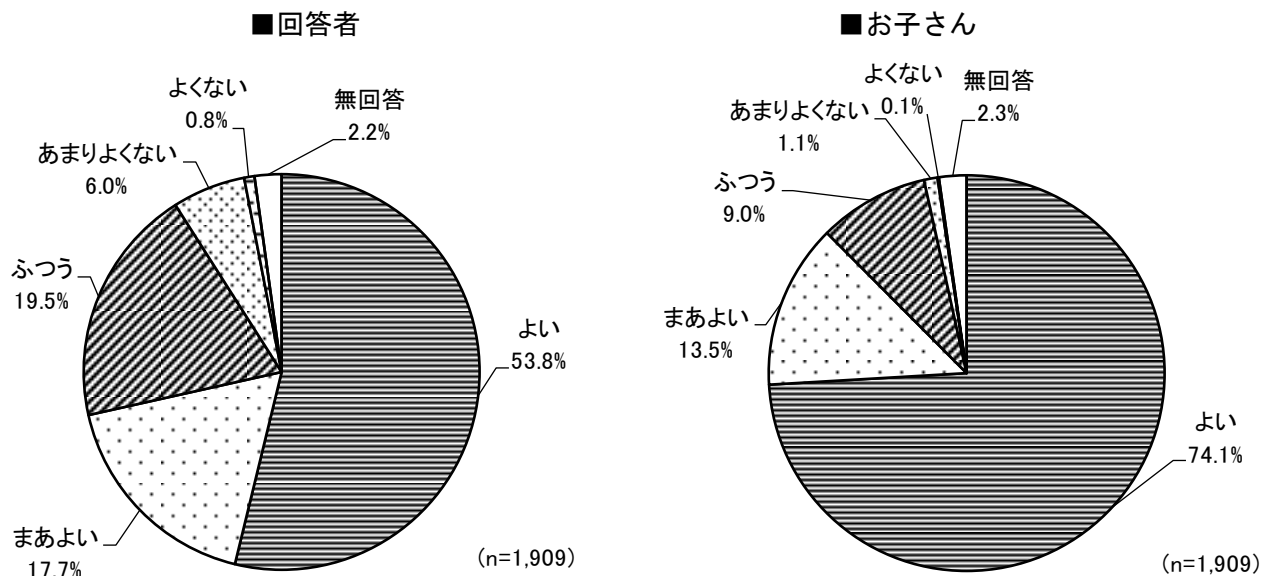


9. 食事・健康について

問 41 あなたとあて名のお子さんの健康状態についてうかがいます。(それぞれ、最も近い番号 1 つに○)

回答者は、「よい」(53.8%)が最も多く、「ふつう」(19.5%)、「まあよい」(17.7%)、「あまりよくない」(6.0%)と続く。

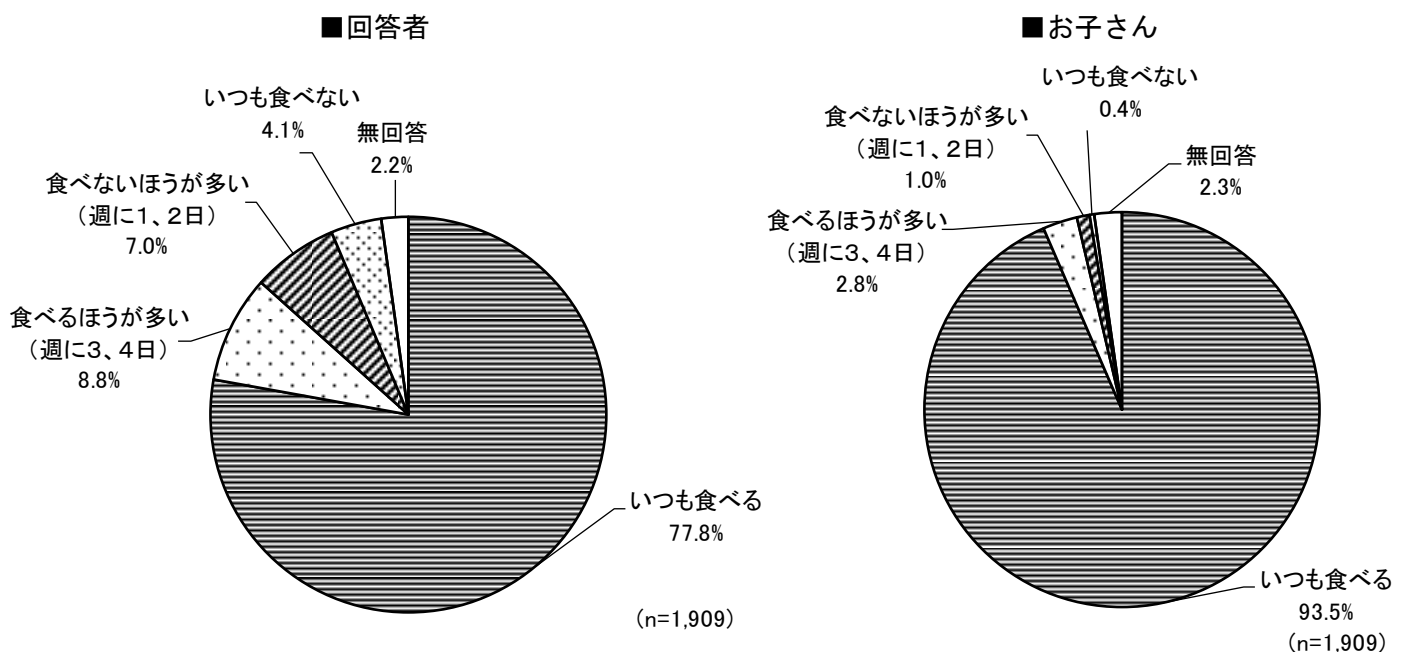
お子さんは、「よい」(74.1%)が最も多く、「まあよい」(13.5%)、「ふつう」(9.0%)と続く。



問 42 あなたとあて名のお子さんは、平日に毎日、朝ごはんを食べますか。(1 つに○)

回答者は、「いつも食べる」(77.8%)が最も多く、「食べるほうが多い(週に3、4日)」(8.8%)、「食べないほうが多い(週に1、2日)」(7.0%)、「いつも食べない」(4.1%)と続く。

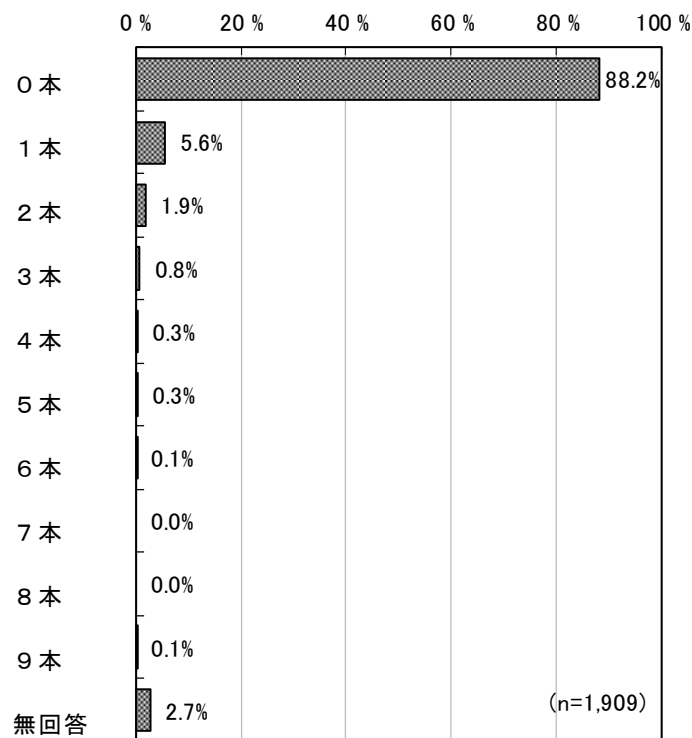
お子さんは、「いつも食べる」(93.5%)が最も多く、「食べるほうが多い(週に3、4日)」(2.8%)、「食べないほうが多い(週に1、2日)」(1.0%)、「いつも食べない」(0.4%)と続く。



問 43 あて名のお子さんには、今、虫歯が何本くらいありますか。治療中のものも含み、数字でお答えください。

※虫歯がない場合は、0本とご記入ください。治療が終わったものは数えません。

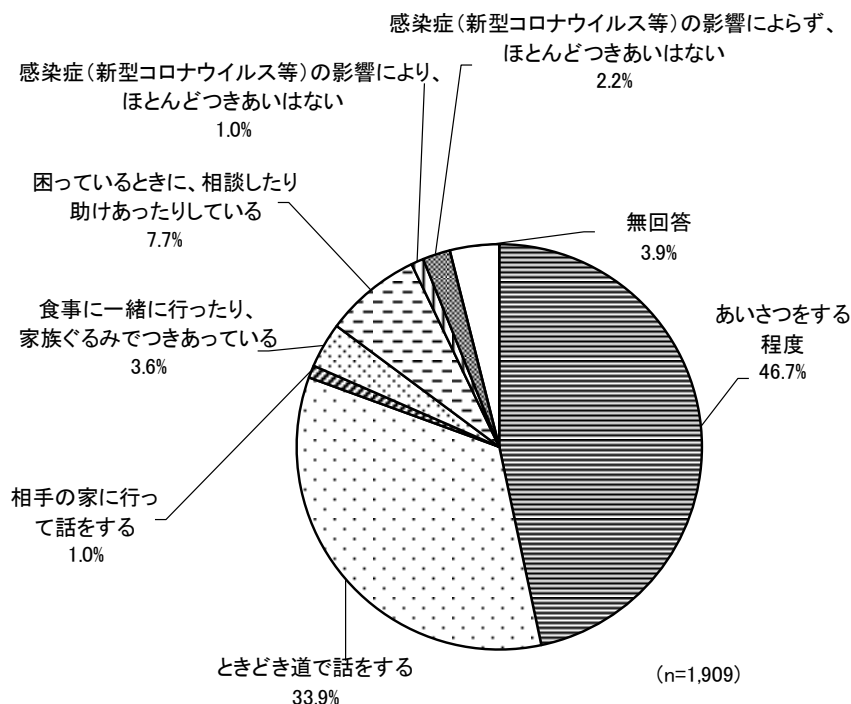
「0本」(88.2%)が最も多く、「1本」(5.6%)、「2本」(1.9%)と続く。



10. 地域との交流について

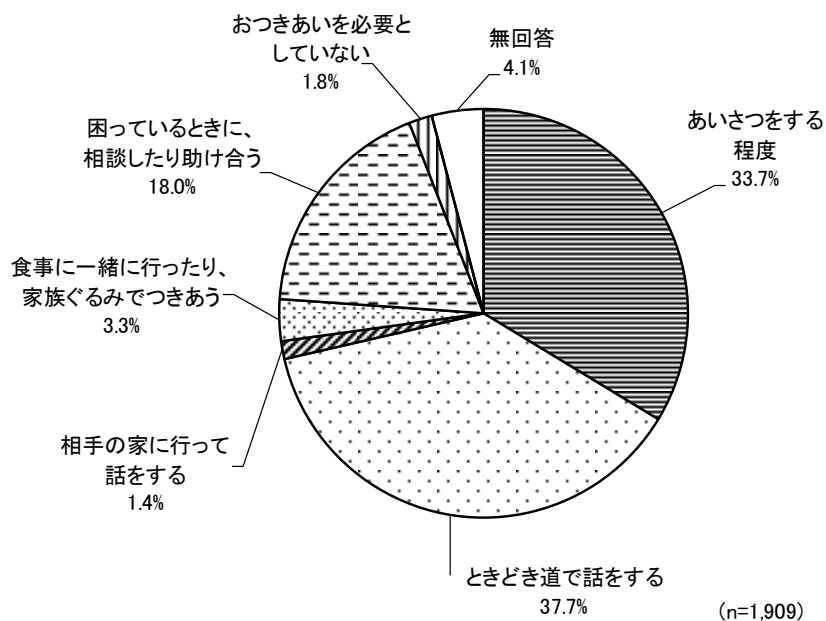
問 44 あなたの近所とおつきあいの程度についてお答えください。(1つに○)

「あいさつをする程度」(46.7%)が最も多く、「ときどき道で話をする」(33.9%)、「困っているときに、相談したり助けあったりしている」(7.7%)と続く。



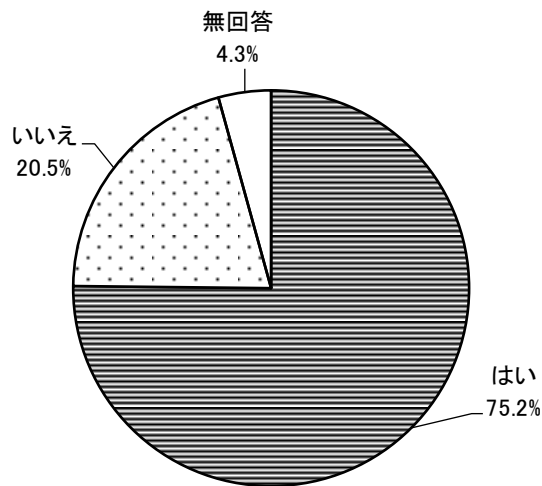
問 45 あなたは、近所とおつきあいをどの程度望んでいますか。(1つに○)

「ときどき道で話をする」(37.7%)が最も多く、「あいさつをする程度」(33.7%)、「困っているときに、相談したり助け合う」(18.0%)と続く。



問 46 現在は感染症（新型コロナウイルス等）の影響により、さまざまな地域行事が中止になっていますが、あなたは今後地域で行っている行事に参加したいですか。参加希望について、いずれかの番号に○をつけてください。また、「1. はい」を選んだ方は【参加したい行事】からあてはまるものすべてに○をつけてください。

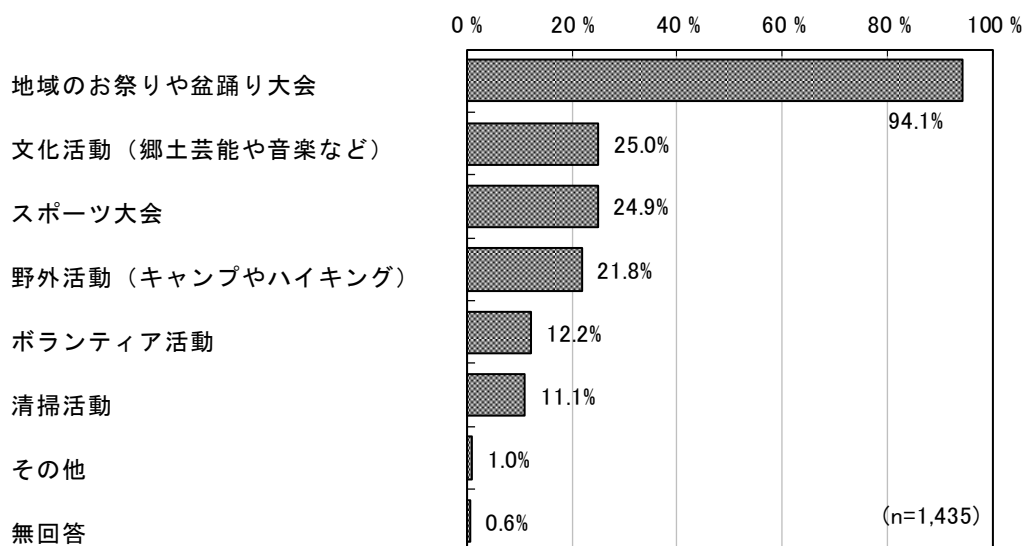
「はい」(75.2%)、「いいえ」(20.5%)となっている。



(n=1,909)

＜参加したい行事＞

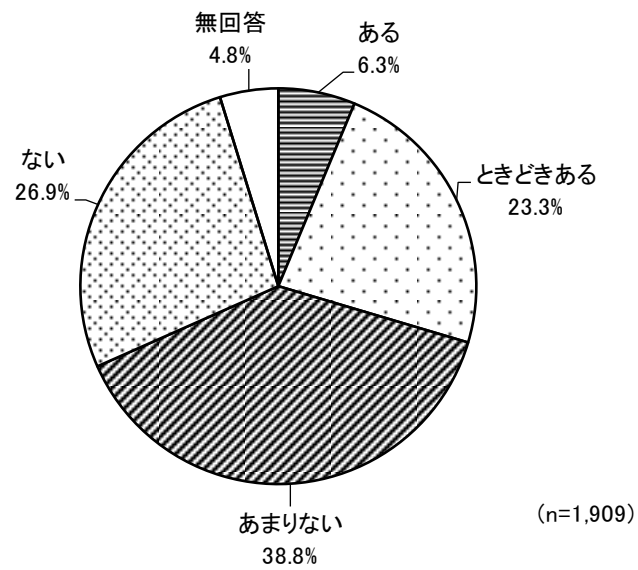
「地域のお祭りや盆踊り大会」(94.1%)が最も多く、「文化活動（郷土芸能や音楽など）」(25.0%)「スポーツ大会」(24.9%)、「野外活動（キャンプやハイキング）」(21.8%)と続く。



(n=1,435)

問 47 あなたは、子育てに関して孤立感を感じることはありますか。(1つに○)

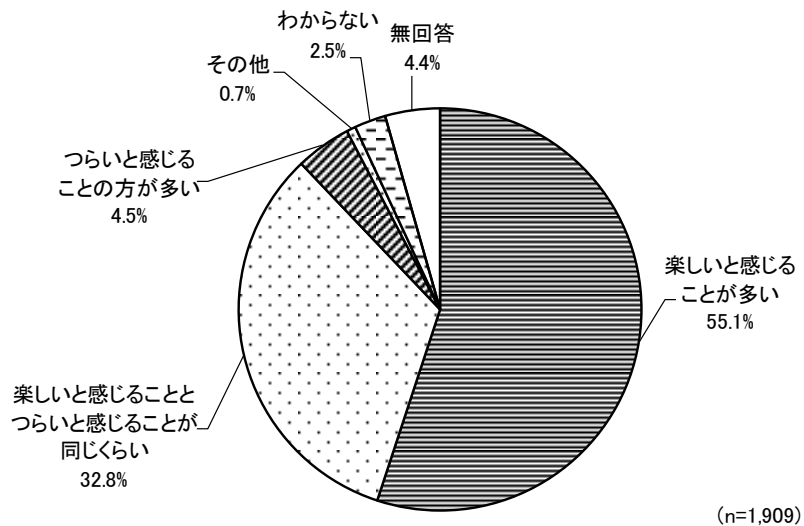
「あまりない」(38.8%)が最も多く、「ない」(26.9%)、「ときどきある」(23.3%)、「ある」(6.3%)と続く。



11. 子育て全般について

問 48 あなたは、子育てを楽しんでいることが多いですか。（1つに○）

「楽しいと感じることが多い」（55.1%）が最も多く、「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」（32.8%）、「つらいと感じることの方が多い」（4.5%）と続く。



【学年別】

すべての学年で「楽しいと感じることが多い」が最も多く 5 割前後となっている。

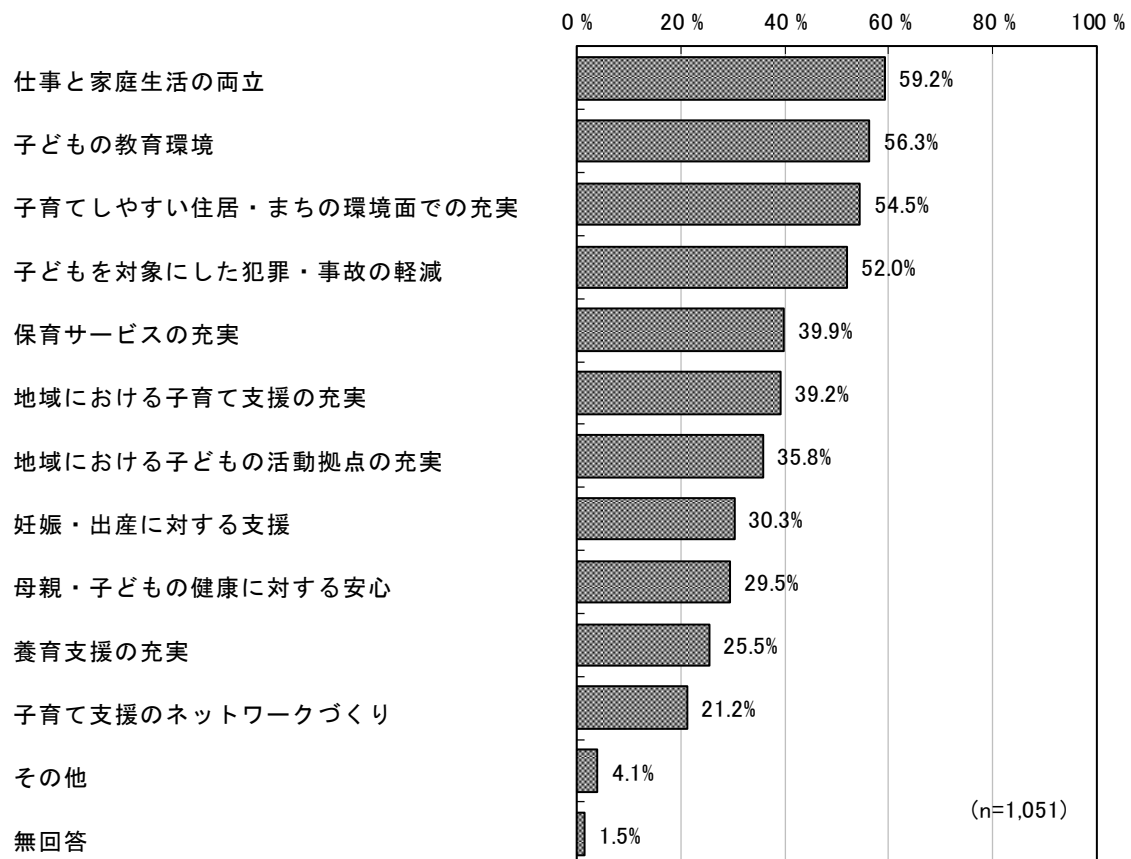
単位：%

	合計	楽しいと感じることが多い	楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい	つらいと感じることの方が多い	その他	わからない	無回答
全体	1,909	55.1	32.8	4.5	0.7	2.5	4.4
1 年	318	54.7	36.5	3.5	0.6	0.3	4.4
2 年	317	57.4	31.5	5.0	—	2.2	3.8
3 年	322	55.0	34.8	3.1	0.6	2.8	3.7
4 年	302	57.0	28.8	5.6	1.3	4.3	3.0
5 年	304	49.3	34.2	5.9	1.0	3.6	5.9
6 年	310	56.5	31.0	4.2	0.6	1.9	5.8

問 49 問 48 で「1. 楽しいと感じることが多い」を選んだ方にうかがいます。

子育てをする中でどのような支援・対策が有効と感じていますか。(いくつでも○)

「仕事と家庭生活の両立」(59.2%)が最も多く、「子どもの教育環境」(56.3%)、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」(54.5%)、「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」(52.0%)、「保育サービスの充実」(39.9%)と続く。



【学年別】

“2年”“6年”を除いて「仕事と家庭生活の両立」が最も多く、“2年”は「子どもの教育環境」“6年”は「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が最も多くなっている。

単位：％

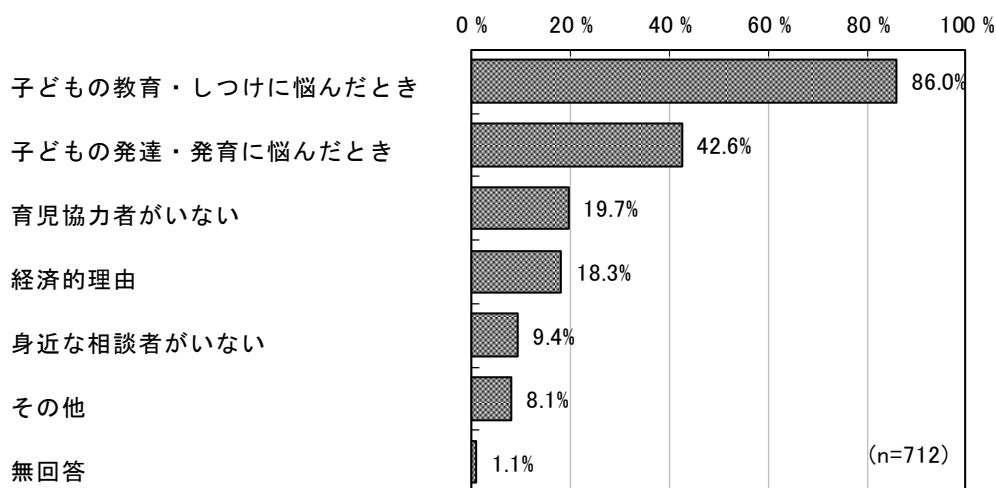
	合計	地域における子育て支援の充実	保育サービスの充実	子育て支援のネットワークづくり	地域における子どもの活動拠点の充実	妊娠・出産に対する支援	母親・子どもの健康に対する安心
全体	1,051	39.2	39.9	21.2	35.8	30.3	29.5
1年	174	42.5	47.1	23.6	37.4	39.7	25.9
2年	182	36.3	39.6	17.6	35.2	26.4	29.1
3年	177	40.1	42.9	18.1	35.6	33.3	29.9
4年	172	37.8	34.9	20.3	36.0	25.6	28.5
5年	150	38.7	37.3	23.3	34.0	26.0	33.3
6年	175	40.0	37.7	23.4	35.4	28.0	29.7

	子どもの教育環境	子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	仕事と家庭生活の両立	子どもを対象にした犯罪・事故の軽減	養育支援の充実	その他	無回答
全体	56.3	54.5	59.2	52.0	25.5	4.1	1.5
1年	56.9	55.7	64.4	55.7	27.6	2.9	1.7
2年	59.9	56.6	58.8	52.7	25.3	6.0	1.6
3年	61.0	51.4	63.8	53.1	26.0	4.0	1.1
4年	53.5	53.5	55.8	49.4	22.7	2.9	0.6
5年	58.0	56.7	64.0	51.3	25.3	4.0	0.7
6年	48.0	53.7	49.7	48.0	26.3	4.6	2.3

問 50 問 48 で「2. 」または「3. 」を選んだ方にうかがいます。

あなたは、どんなことに子育てのつらさを感じますか？（いくつでも○）

「子どもの教育・しつけに悩んだとき」(86.0%)が最も多く、「子どもの発達・発育に悩んだとき」(42.6%)、「育児協力者がいない」(19.7%)と続く。



【学年別】

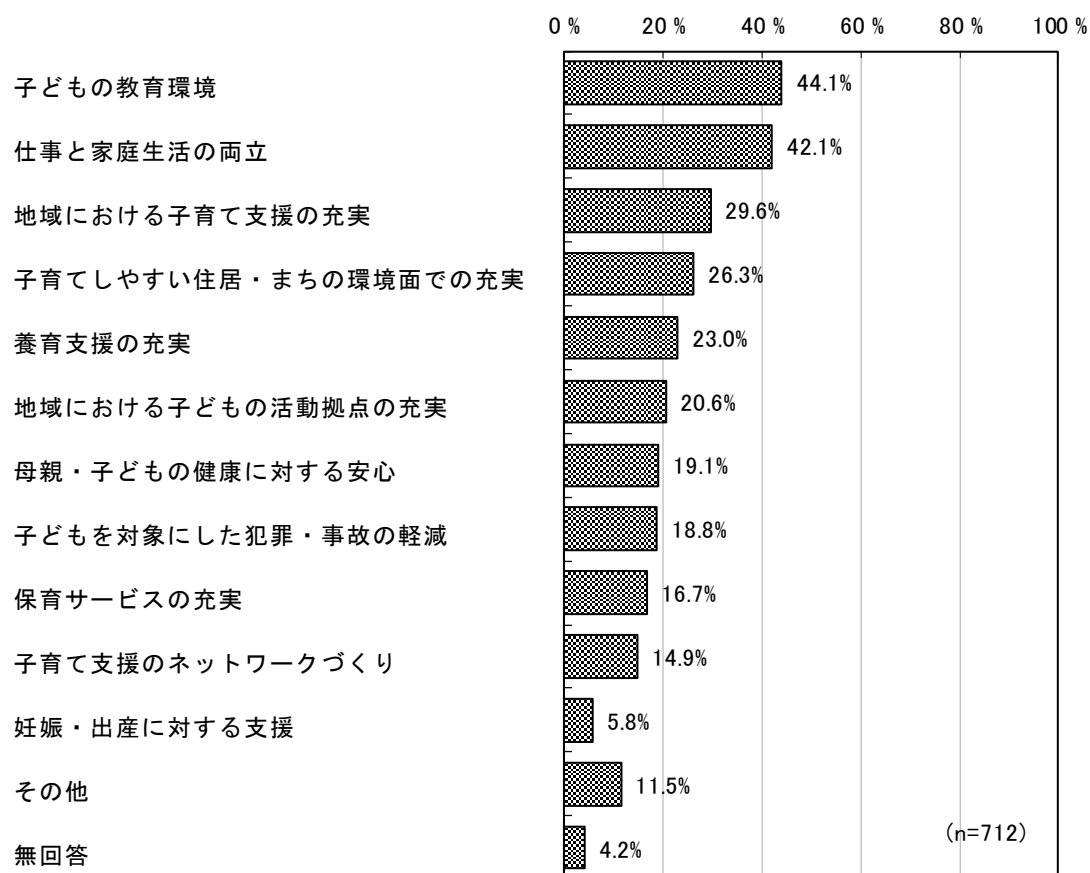
すべての学年で「子どもの教育・しつけに悩んだとき」が最も多くなっている。

単位：%

	合計	子どもの発達・発育に悩んだとき	子どもの教育・しつけに悩んだとき	育児協力者がいない	身近な相談者がいない	経済的理由	その他	無回答
全体	712	42.6	86.0	19.7	9.4	18.3	8.1	1.1
1年	127	41.7	82.7	15.0	7.1	12.6	8.7	1.6
2年	116	38.8	83.6	24.1	8.6	17.2	12.1	1.7
3年	122	45.1	85.2	27.0	9.8	20.5	7.4	—
4年	104	49.0	91.3	18.3	13.5	17.3	3.8	1.0
5年	122	50.8	88.5	13.1	8.2	16.4	6.6	0.8
6年	109	31.2	85.3	18.3	10.1	26.6	11.0	0.9

問 51 つらさを解消するために必要と思うことは何ですか。(いくつでも○)

「子どもの教育環境」(44.1%)が最も多く、「仕事と家庭生活の両立」(42.1%)、「地域における子育て支援の充実」(29.6%)、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」(26.3%)、「養育支援の充実」(23.0%)と続く。



【学年別】

“１年”～“３年”では「仕事と家庭生活の両立」が最も多く、“４年”～“６年”では「子どもの教育環境」が最も多くなっている。なお、“１年”では「子どもの教育環境」も多くなっている。

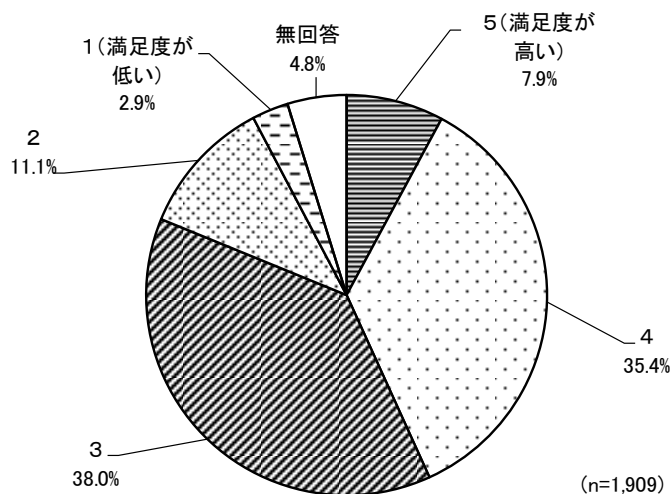
単位：％

	合計	地域における子育て支援の充実	保育サービスの充実	子育て支援のネットワークづくり	地域における子どもの活動拠点の充実	妊娠・出産に対する支援	母親・子どもの健康に対する安心
全体	712	29.6	16.7	14.9	20.6	5.8	19.1
１年	127	33.1	28.3	18.1	18.1	11.0	22.8
２年	116	30.2	21.6	14.7	19.0	4.3	17.2
３年	122	32.0	17.2	14.8	32.8	6.6	20.5
４年	104	28.8	13.5	23.1	19.2	3.8	14.4
５年	122	29.5	9.0	10.7	18.0	5.7	20.5
６年	109	22.9	7.3	9.2	14.7	2.8	17.4

	子どもの教育環境	子育てしやすい住居・まちの環境面の充実	仕事と家庭生活の両立	子どもを対象にした犯罪・事故の軽減	養育支援の充実	その他	無回答
全体	44.1	26.3	42.1	18.8	23.0	11.5	4.2
１年	39.4	23.6	39.4	18.1	22.8	8.7	4.7
２年	40.5	26.7	44.8	11.2	17.2	15.5	7.8
３年	55.7	35.2	56.6	30.3	27.0	9.8	2.5
４年	41.3	31.7	37.5	22.1	21.2	9.6	2.9
５年	45.9	24.6	36.9	22.1	25.4	12.3	1.6
６年	41.3	17.4	36.7	10.1	24.8	13.8	4.6

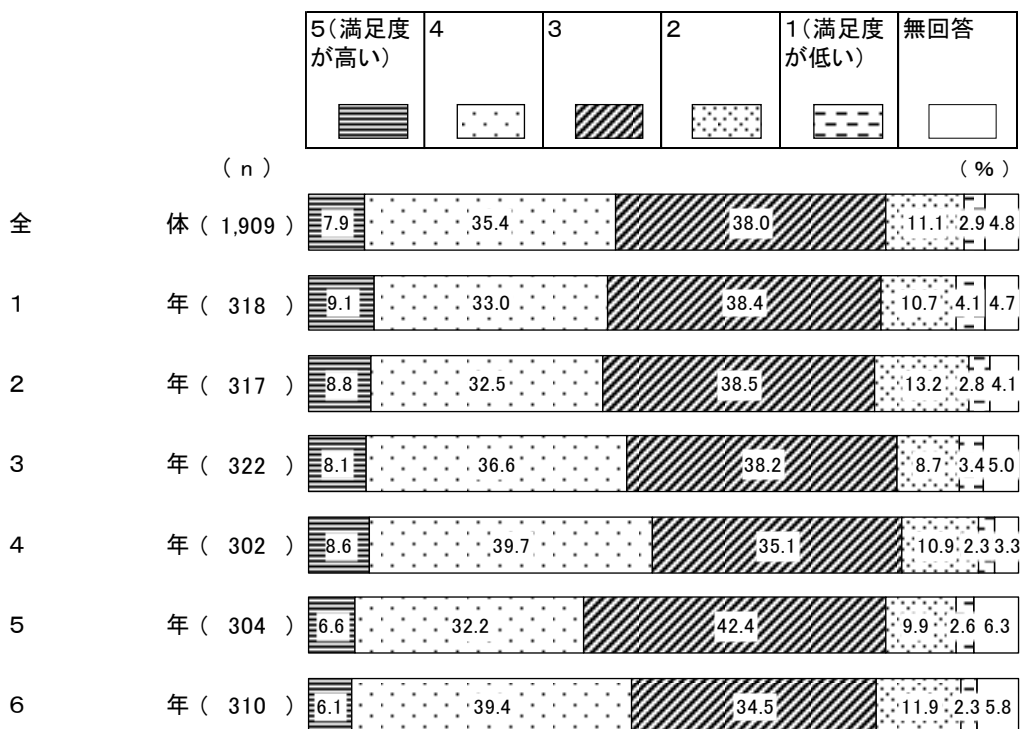
問 52 練馬区における子育ての環境や支援への満足度をお答えください。(1つに○)

「3」(38.0%)が最も多く、「4」(35.4%)、「2」(11.1%)、「5(満足度が高い)」(7.9%)、「1(満足度が低い)」(2.9%)と続く。平均は3.36となっている。



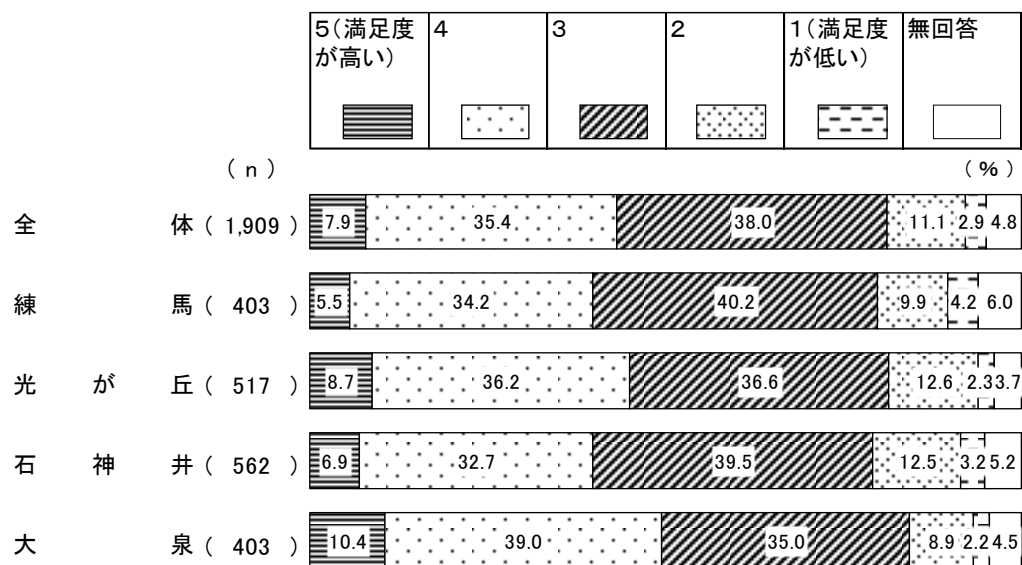
【学年別】

すべての学年で「5(満足度が高い)」と「4」を合わせた満足度の高い割合が、4割前後となっている。



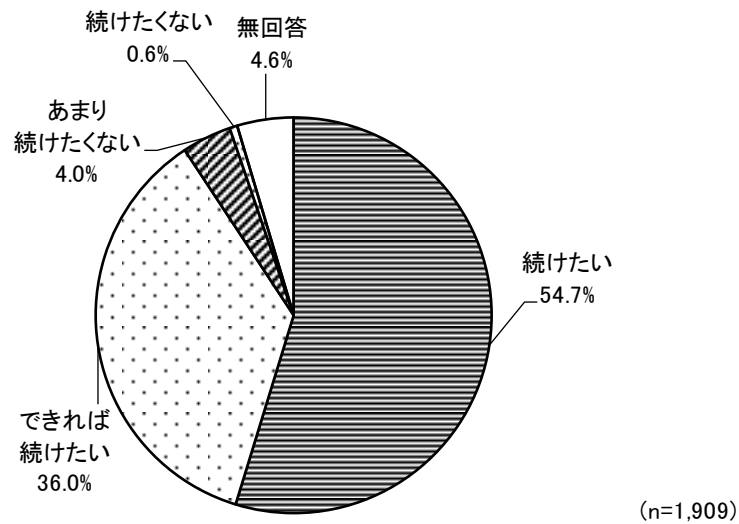
【居住地区別】

すべての居住地区で「5(満足度が高い)」と「4」を合わせた満足度の高い割合が、4割前後となっている。



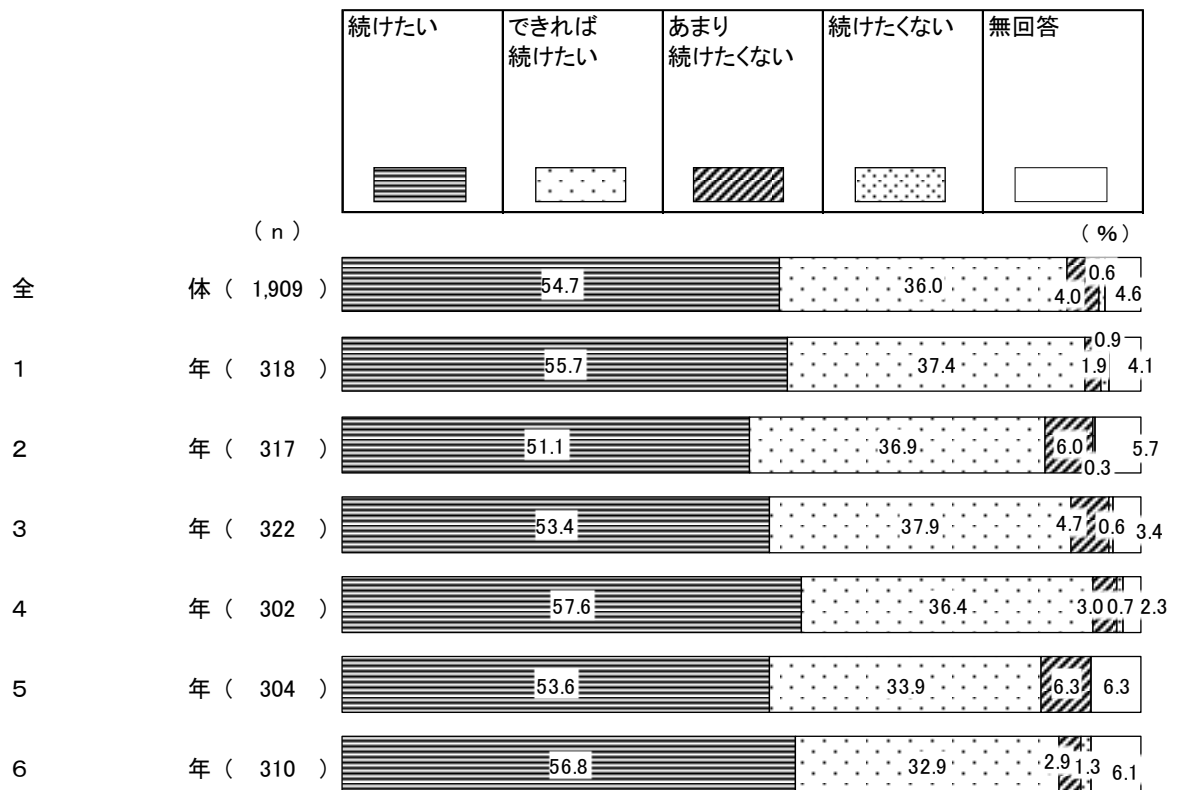
問 53 あなたは、今後も練馬区で子育てを続けたいですか。（1つに○）

「続けたい」（54.7%）が最も多く、「できれば続けたい」（36.0%）、「あまり続けたくない」（4.0%）、「続けたくない」（0.6%）と続く。



【学年別】

すべての学年で「続けたい」が最も多く、5割以上となっている。



12. 自由意見

780 件の回答があった（回答率 40.9%）。

【保育所・幼稚園等】（51件）

- ・ 共働き世帯が増えているため、区立学童クラブの増設と延長保育の充実をお願いしたい。
- ・ 第1子・第2子共に1歳児で保育園の申込みをしたが、認可保育園に入れなかった。保育園に入れる環境の充実を望む。
- ・ 保育園について、入園しやすくなるよう、受入人数を増やしてほしい。
- ・ 保育園も学童クラブも、コロナ禍で公的な役割が一段と高まっていると思う。区立保育園、区立学童クラブをこれ以上減らさないでほしい。

【学童クラブ、学校応援団ひろば事業】（118件）

- ・ 小学校2年生以降、学童クラブに入れる定員が減ってしまう。低学年のうちは学童クラブに入れるよう、学童クラブを増やすか、受入人数を増やしてほしい。
- ・ 小さな子どもの子育て支援は十分だと考えているが、小学校4年生以上の子どもの過ごす場が少ないことが不安である。来年度の学童クラブも入れるか不安である。学童クラブに対する支援がほしい。
- ・ 学童クラブのサービス等には満足しているが、平日の習い事がしやすい環境になるともっと嬉しい。
- ・ 小学校低学年の放課後の預かりとして、近所のリタイアした方に手伝っていただき、日本人らしい習い事、習字、そろばん、柔道など、空き教室を利用して体験できるような機会があると良い。
- ・ 夏休みの過ごし方について頭を悩ませている。ひろばに行った事があるが、気温が高いと外で遊べず、広くない部屋ではすぐに飽きて帰ってきてしまう。体育館（冷房を入れて）なども開放してくれるとありがたい。
- ・ ひろばスタッフの研修強化を望む。個人の子育て観の押しつけで、子ども達に関わるのではなく、子どもの育ちのサポートを出来るように大人側も学ぶ姿勢が必要だと思う。

【児童館】（19件）

- ・ 児童館は日曜日も開館してほしい。
- ・ 時間単位で子どもを預けることがあるが、地区区民館や児童館などでも預けることができると良い。
- ・ 児童館でもっと乳幼児向けのイベント（交流、手遊び、読み聞かせなど）があれば、子育ての息抜きになり、上の子を児童館で遊ばせつつ下の子も遊べたりできるので良いと思う。

【小学校】（111件）

- ・ 家庭の経済状況や、親の学習に対する認識の違いによって子どもの学力差がでないように、公立の学校でのフォローをお願いしたい。
- ・ 子どもに配られているタブレットがとても重い。リモート授業も進んでいないと思う。コロ

ナがどうなるかわからないため、リモート授業を進めて欲しい。

- ・ 最近、不審者が多いため、学校や通学路の防犯対策が心配である。また、地震も多いため、校舎の耐震など対応してほしい。
- ・ コロナ禍で小学校の行事の多くが無くなっている。やむを得ない部分もあると理解しているが、他自治体ではもっと積極的に代替案を考え実行してくれていたように思う。小学校の行事は学業以外の面で子どもが成長する上で大切だと考えているため、非常に残念である。子どもたちを一番に考え対応して頂けると、ますます住みたい街になると思う。
- ・ 学校と地域が協力して、帰宅せずそのまま学校の体育館や校庭で運動の習い事や、文化的な習い事があると、学童クラブに入れなかった子どもも安心して放課後が過ごせると思う。
- ・ 学校教育の質を上げてほしい。

【各種保育サービス(ファミリーサポート事業、一時預かり、病児保育等)】(59件)

- ・ 相談できる機関、施設、対応できる人員を増やして欲しい。学校教育支援センターを利用して大いに助かっているが予約が取りにくい。また、カウンセリングやプログラムなどもっと気軽に利用したい。
- ・ 土曜・日曜・祝日出勤のため、子どもが気軽に利用できる施設ができることを願う。
- ・ ファミリーサポート、びよびよ、病児保育など、もっと利用しやすくしてほしい(予約がアプリでとれるようにするなど。枠も少なく予約も取れないことが多い)。共働きで、親族に頼れない人へのサポートが充実すると良い。
- ・ 困った時に、予約せずすぐに相談できる場があれば助かる。具体的な支援がすぐには提供されなくとも、話を聞いていただくだけで救われることも多いと感じている。
- ・ 共働き世帯を中心とした子育て支援の充実を希望する。親の負担を減らす仕組みづくりを望む。

【地域の子育て広場等】(7件)

- ・ 地域の農家との連携による子どもの農業経験や食育を充実してほしい。民間学童保育施設やこどもの森のような場所を増やしてほしい。
- ・ 練馬区内にある全てのスポーツ施設が「親子で気軽に！」遊べる空間である、素敵だと思う。

【遊び場】(80件)

- ・ 公園はたくさんあるが、最近遊具が減っているように感じる。公園でサッカーや野球を禁止するのではなく、使用できる時間とできない時間に分けるなどの工夫をすべきだと思う。子どもは遊びで体力をつけていくと思うが、自由に遊べる場が限られ、体力が低下していくのではないか。
- ・ 幼児や小学校低学年の子どもが、雨天の日に体を動かせる場所がほしい。
- ・ 子ども達が安全に、のびのびと遊べる場所がないと感じる。ボール遊び禁止と掲示された公園、雑草や木が生い茂って見通しの悪い公園など、のびのびと遊べる環境がないのが本当に残念である。

【医療体制】（7件）

- ・ 中学生までの医療費助成を続けてほしい。また、区役所にある夜間医療なども可能な限り続けてほしい。
- ・ 小児科（大型病院）の夜間救急対応を増やしてほしい。
- ・ 住んでいる場所が区境のため、図書館や小児科などが近くにない。隣接している他区の医院を利用することが多いが、予防接種などで不便を感じることもある。

【ひとり親支援】（20件）

- ・ 母子家庭で、レジャーの経験をさせてあげられない。自然体験もさせてやれず、お友達との格差を感じている。「経験」もお金で買う時代とはいえ、経験させてあげたいため、緑の多い練馬でイベント（たき火、キャンプ等）をお願いしたい。
- ・ 母子家庭用の相談が気軽にできるサイトがあれば良いと思う。
- ・ ひとり親にも、様々な状況の人がいることに気付いてほしい。祖父母の有無、元配偶者の金銭サポートの有無、ひとり親の兄弟姉妹の有無など。全て無く、本当に一人で育てないといけないひとり親がいることに気付いてほしい。
- ・ ひとり親世帯のため、緊急時の対応が不安である。そのためのサポートがあるとは思いますが、把握していない。いざという時のための備えをしておきたい。

【障害児支援】（46件）

- ・ 子どもに発達障害があり、休日に療育なども受けさせてみようと思うが、土曜・日曜に実施している民間機関は費用が高く利用できない。土曜に療育の受けられる公的施設を望む。
- ・ 発達障害やグレーゾーンの子どもに対する支援や教育環境に対して、行き届いていない部分を多く感じる。インクルーシブ教育にもっと力を注いで欲しい。
- ・ 不登校児、発達障害児などの受入機関が少ない。
- ・ 軽度発達障害や、障害者手帳のない軽中度障害者への理解、支援、制度の確立などにも力を入れてほしい。高齢者だけでなく、これからの日本を支える子どもたちへの政策を重要視して、すべての子どもが生きやすい環境を行政として整えていく必要があると思う。

【地域における子育て支援】（105件）

- ・ 子どもが小さい時は、気軽に相談できる場、母親がリフレッシュできる場が必要だと思う。子どもが小学校中学年・高学年になっても、様々な年代と関わり様々な人に出会い育ててもらい、声をかけてもらい、かわいがってもらい、叱ってくれる場があると良いと思う。
- ・ 親が仕事で疲れていると、子どものケアが不十分になる時があると思う。気軽に頼れる場所が増えて、地域みんなで子育てするような仕組みができると良いと思う。
- ・ 子どもと地域住民の活動を支援するような事業を増やしてほしい。地域のお祭りやバーベキューなど、子どもの思い出になり、地域住民と触れ合う機会は、子どもにとって貴重な経験になると思う。
- ・ 保育園に入園するまで、入園し仕事に復帰してから小学校に入学するまでが、とても大変だった。その時代の母親らをサポートしてくれる施策が増えることを願う。保育園の時間に追われ、仕事に追われ、料理や家事、病気など悩みが尽きなかった。

【子育てしやすい職場環境づくり】(13件)

- ・ 子育ての負担は母親に片寄りがちである。学校の保護者会や面談等は平日に行われるため、仕事を休まざるを得ない。そのためフルタイム勤務での就労を諦めた。土曜・日曜に開催する等、共働き世帯にも配慮いただけると助かる。また、育児・家事を手伝わない父親への教育制度があると良いと思う（学校教育に取り入れる等）。
- ・ 子どもの行事や病気、送迎などで堂々と休んだり、仕事を抜けたり出来る社会の実現を切望する。年長者の意識改革が必要だと思う。
- ・ 保育園や学童クラブの保育時間延長ではなく、仕事と家庭が両立できる社会全体のシステム作りが必要だと思う。保育時間が延びても、幸福感は増すことはない。

【経済的支援】(112件)

- ・ 子育て世帯は、特に子どもの人数が多いと費用がかかるため、世帯収入に関係なく支援を充実してほしい。収入の差で区切ることは不公平感を強く感じるためやめてほしい。
- ・ 親の収入で子どもの教育に格差をつけることに憤りを感じる。児童手当や高校無償化など、親の収入関係なく子どもは平等に受けるべきだと思う。もう1人子どもを欲しいと思えない。将来が不安で仕方ない。
- ・ 高校まで医療費助成を拡大してほしい。
- ・ 多子世帯への支援・サービスを充実してほしい。小さい子どもだけではなく、大学卒業まで援助を続けてほしい。

【情報提供】(26件)

- ・ この調査で初めて知った支援があった。乳幼児健診等で案内を配布してもらえると、利用したいと思う人が増えるのでないか。
- ・ 気軽に話ができる場があると良い。本当に困っている人が、子育て支援情報をいつでも知ることが出来る環境があれば良い。駅・公園・スーパーなどの目につく場所等が良いと思う。
- ・ 子育て情報をLINEでたくさん発信して欲しい。各地域の情報も欲しい。

【その他】(211件)

- ・ 子どもの登下校時の安全確保に手厚い支援があると良いと思う。特に放課後、下校時に不審者情報などが多いため、パトロールの強化やシルバー人材の活用等も検討頂けると非常に安心である。
- ・ 「子育て支援」は乳幼児ばかり注目される。私が子育てのつらさを感じるようになったのは小学校中学年以降であった。費用面も小学校中学年以降が大変である。中学生でも高校生でも、年齢ごとに頼れる先があれば良いと思う。
- ・ 最近、ニュース等で子どもの虐待についてよく目にする。国や区で防止の対策を強化してほしい。一般市民でもボランティアなどで協力できる仕組があれば良いと思う。
- ・ 通学路の安全性について考えてもらいたい。スクールゾーンを増やす、定期的な取り締まり実施などを望む。

＜就学前児童家庭 調査票＞

本調査への回答方法

以下のいずれかの方法によりご回答ください。

1. 郵送による回答方法（送付した調査票に直接記入）
2. インターネット（パソコン、スマートフォンなど）による回答方法

1. 郵送による回答方法

①調査票に直接回答を書き込んでください。

②回答を記入した調査票を同封の返信用封筒に入れ、締切日までに郵便ポストにご投函ください。(切手を貼る必要はありません。)

2. インターネットによる回答方法

- ①パソコン、スマートフォンなどで、次のURLを入力するか、二次元コードを読み込み、アクセスしてください。



● サイトURL <https://heirima-kodomo-kosodate.com/> ● 二次元コード 

②次の「利用者ID」と「パスワード」を入力してください。この利用者IDとパスワードは、回答内容を識別するものであり、個人を特定するものではありません。

※利用者ID、パスワードはすべて半角で入力してください。

【パスワード】

③画面の指示をお読みいただきながら、ご回答ください。

最後まで入力が完了しましたら、ボタン【確認画面へ】をクリックしてください。

雄雌画面へ移動後、入力した情報を確認し、問題なければ【送信する】をクリックしてください。入力した情報を修正したい場合は、【修正する】をクリックすると、入力画面に戻ります。

【送信する】をクリック後、「ご回答ありがとうございます」と表示されれば、終了になります。

④注意事項

入力画面上部にあるボタン【入力内容を一時的に保存する】をクリックすると、入力内容を一時的に保存することができます。再度同じ利用者IDでログインすれば、入力を開することができます。

ログイン後、何も動かさないまま 30 分すると自動的にログアウトされます。その際、スクリプト内容は消失してしまいます。

2

「第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しの

検討に向けたニーズ調査にご協力ください

(就学前兒童家庭用)

区では、多様化する子育てサービスのニーズに 대응するため、令和2年3月に「第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～6年度）」を策定し、施策を展開しています。

この調査は、子育て中の区民の皆様に、教育・保育サービスの利用意向などを伺い、計画の中間見直しを検討するために実施するものです。

設問が多く大変恐縮ですが、練馬区を、安心して子どもを産み楽しく子育てができるまちとするために必要な調査ですので、ぜひご協力をお願いいたします。

令和3年11月

區馬練

【ご記入に当たってのお願い】

■本調査のため、10月1日時点の住民基本台帳から、3,000人を無作為に選ばせていただきました。この調査は無記名であり、皆様の回答はすべて統計的に処理し、本調査の目的以外には決して使用いたしません。

■調査票に記載の各事業については、別冊「練馬区の子育て支援制度の紹介」をご参照ください。

■特にことわりのない限り、すべての質問にお答えください。該当者のみお答えいただく質問もありますが、その場合は、質問の説明に従ってお答えください。

■回答は、あてはまる選択肢を選ぶものと、枠内に記入（入力）するものがあります。また、設問によって選択肢を選ぶ数が異なりますので、注意書きに沿ってお答えください。

■ 回答方法について、詳しくは裏面をご参照ください。

お問い合わせ先

回答期限 11月15日(月)まで

【調査の趣旨】

練馬区 教育委員会事務局 こども家庭部 こども施策企画課 こども施策担当係
電話：03-5984-1306

メールアドレス: KODOMOSISAKU@city.nerima.tokyo.jp

受付時間 (電話): 月曜日～金曜日 (平日) 8時30分～17時15分

【調査内容・回答方法：調査委託先】

株式会社 日本能率協会総合研究所

電話：0120-550-156 (フリーダイヤル)

受付時間：月曜日～金曜日（平日）10時～12時、13時～17時

5

「第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しの
検討に向けたニーズ調査

■すべての方に、お住まいの地域についてうかがいます。

問1 あて名のお子さんがお住まいの町名をお答えください。(1つに○)

＜郵便番号が176の地域＞				
1. 旭丘	2. 小竹町	3. 栄町	4. 羽沢	5. 豊玉上
6. 豊玉中	7. 豊玉南	8. 豊玉北	9. 中村	10. 中村南
11. 中村北	12. 桜台	13. 練馬	14. 向山	15. 貫井
＜郵便番号が177の地域＞				
16. 富士見台	17. 南田中	18. 高野台	19. 谷原	20. 三原台
21. 石神井町	22. 石神井台	23. 下石神井	24. 関町北	25. 関町南
26. 上石神井南町	27. 立野町	28. 上石神井	29. 関町東	
＜郵便番号が178の地域＞				
30. 東大泉	31. 西大泉町	32. 西大泉	33. 南大泉	34. 大泉町
35. 大泉学園町				
＜郵便番号が179の地域＞				
36. 錦	37. 氷川台	38. 平和台	39. 早宮	40. 春日町
41. 高松	42. 北町	43. 田柄	44. 光が丘	45. 旭町
46. 土支田				

■すべての方に、あて名のお子さんご家族の状況についてうかがいます。

問2 あて名のお子さんの生年月を、元号に○をつけ、()内に数字でご記入ください。

平成・令和 () 年 () 月 生まれ

問3 あて名のお子さんのきょうだいは何人いらっしゃいますか。あて名のお子さんを含めた人数を()内に数字でご記入ください。2人以上のお子さんいらっしゃる場合は、末子の方の生年月を元号に○をつけ、()内に数字でご記入ください。

きょうだい数 () 人	末子の生年月 平成・令和 () 年 () 月 生まれ
--------------	------------------------------

問4 この調査票のご回答者はどなたですか。あて名のお子さんからみた関係をお答えください。(1つに○)

1. 母親	2. 父親	3. その他 ()
-------	-------	------------

問5 この調査票のご回答者の配偶関係についてお答えください。(1つに○)

1. 配偶者がいる	2. 配偶者がいない
-----------	------------

問6 あて名のお子さんの子育て(教育を含む)を主にやっているのはどなたですか。あて名のお子さんからみた関係をお答えください。(1つに○)

1. 父母ともに	2. 主に母親	3. 主に父親	4. 主に祖父母	5. その他 ()
----------	---------	---------	----------	------------

問7 あて名のお子さんの世帯全体の昨年度の年収(税込み)は、仕事による収入と仕事外の収入を合わせて、およそどのくらいですか。(1つに○)

1. 100万円未満	2. 100～200万円未満	3. 200～300万円未満
4. 300～400万円未満	5. 400～500万円未満	6. 500～700万円未満
7. 700～1,000万円未満	8. 1,000万円以上	9. わからない

■すべての方に、子育ての環境についてうかがいます。

問8 日頃、あて名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。(いくつでも○)

1. 日常的に祖父母等にみてもらえる
2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等にみてもらえる
3. 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる
4. 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる
5. いずれもない

問9 あて名のお子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人はいいますか。

また、相談できる場所がありますか。(1つに○)

1. いる／ある → 【問10へ】	2. いない／ない → 【問11へ】
-------------------	--------------------

＜問9で「1. いる／ある」を選んだ方にうかがいます。＞

問10 お子さんの子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる人は誰ですか。また、相談できる場所はどこですか。(いくつでも○)

1. 配偶者、パートナー	2. 親、兄弟姉妹など
3. 友人、知人	4. 隣近所の人
5. 職場の人	6. 保育所・幼稚園・学校の保護者の仲間
7. 子育てサークルの仲間	8. 保育士、幼稚園・学校の先生
9. かかりつけ医など	10. 保育所・幼稚園・学校の区担当窓口
11. 子ども家庭支援センター、すくすくアドバイザー	12. 児童館、学童クラブ、地区区民館
13. 子育てのひろば「ひまひよ」「にこにこ」など	14. 総合福祉事務所の母子・父子自立支援員
15. ひとり親家庭総合相談窓口	16. 民生・児童委員、主任児童委員
17. 学校教育支援センターの教育相談室	18. 妊娠・子育て相談員、保健相談所
19. 児童相談所(東京都児童相談センター)	20. 民間の電話相談
21. ベビーシッター	22. インターネットの子育てサイト
23. その他 ()	

■ すべての方に、あて名のお子さんの保護者の就労状況についてうかがいます。

問 11 あて名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者を含む）についてうかがいます。

(1) 母親【父子家庭の場合は記入不要です】(1つに○)

1. 就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	} 【問 12 へ】
2. 就労しているが、産休・育休・介護休業中である	
3. 以前は就労していたが、現在は就労していない	} 【問 15 へ】
4. これまで就労したことがない	

(2) 父親【母子家庭の場合は記入不要です】(1つに○)

1. 就労しており、産休・介護休業中ではない	} 【問 12 へ】
2. 就労しているが、育休・介護休業中である	
3. 以前は就労していたが、現在は就労していない	} 【問 15 へ】
4. これまで就労したことがない	

<問 11 の (1) 母親または (2) 父親で、「1.」または「2.」(就労している) を選んだ方にうかがいます。>

問 12 就労日数、就労時間（残業時間を含む）、就労形態についてお答えください。

就労日数や就労時間が一定でない場合は、最も多い(ターン)についてお答えください。
産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。
日数と時間は、() 内に数字をご記入ください。就労形態は該当するものに○をつけてください。
就労形態が「その他」の場合は、() 内に具体的な就労形態をご記入ください。

(1) 母親

1 週当たり () 日
1 日当たり () 時間 (残業時間を含む)
就労形態 (正規 派遣 パート・アルバイト その他 ())

(2) 父親

1 週当たり () 日
1 日当たり () 時間 (残業時間を含む)
就労形態 (正規 派遣 パート・アルバイト その他 ())

問 13 家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、最も多い(ターン)についてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。時間は () 内に 24 時間制で記入ください。(例：8 時 30 分～18 時 30 分)。

(1) 母親

家を出る時刻 () 時 () 分	帰宅時刻 () 時 () 分
--------------------	------------------

(2) 父親

家を出る時刻 () 時 () 分	帰宅時刻 () 時 () 分
--------------------	------------------

問 14 今後、就労状況を変更する希望はありますか。あてはまる番号 1 つに○をつけ、() 内に数字をご記入ください。

(1) 母親

1. 就労日数・時間を増やす希望があり、実現できる見込みがある
→ 増加後の日数等 1 週当たり () 日 1 日当たり () 時間
2. 就労日数・時間を増やす希望はあるが、実現できる見込みはない
→ 増加後の日数等 1 週当たり () 日 1 日当たり () 時間
3. 今の就労を続けることを希望
4. 就労日数・時間を減らしたい
→ 減少後の日数等 1 週当たり () 日 1 日当たり () 時間
5. 仕事をやめて子育てや家事に専念したい

(2) 父親

1. 就労日数・時間を増やす希望があり、実現できる見込みがある
→ 増加後の日数等 1 週当たり () 日 1 日当たり () 時間
2. 就労日数・時間を増やす希望はあるが、実現できる見込みはない
→ 増加後の日数等 1 週当たり () 日 1 日当たり () 時間
3. 今の就労を続けることを希望
4. 就労日数・時間を減らしたい
→ 減少後の日数等 1 週当たり () 日 1 日当たり () 時間
5. 仕事をやめて子育てや家事に専念したい

<問 11 の (1) 母親または (2) 父親で、「3.」以前は就労していたが、現在は就労していないまたは「4.」これまで就労したことがない) を選んだ方にうかがいます。>

問 15 今後、就労したい希望はありますか。あてはまる番号 1 つに○をつけ、日数と時間等は () 内に数字をご記入ください。就労形態は該当するものに○をつけてください。
就労形態が「その他」の場合は、() 内に具体的な就労形態をご記入ください。

(1) 母親

1. 子育てや家事に専念したい (就労の予定はない)
2. 1 年より先、一番下の子ともが () 歳になったところに就労したい
3. すぐにも、もしくは 1 年以内に就労したい
→ 希望時期 () か月後
→ 希望する就労形態
ア. 就労形態 (正規 派遣 パート・アルバイト その他 ())
イ. 就労日数・就労時間 (1 週当たり () 日 1 日当たり () 時間)
4. 就労の予定が決まっている
→ 開始時期 () 年 () 月 () 日から 1 週当たり () 日 1 日当たり () 時間
5. 就労したいが、家庭の事情や自分の健康的な理由により、困難である

(2) 父親

1. 子育てや家事に専念したい（就労の予定はない）
2. 1 年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったら就労したい
3. すぐにも、もしくは 1 年以内に就労したい
→希望時期（ ）か月後
→希望する就労形態
ア. 就労形態（正規 派遣 パート・アルバイト その他（ ））
イ. 就労日数・就労時間（1 週当たり（ ）日 1 日当たり（ ）時間）
4. 就労の予定が決まっている
→開始時期（ ）年（ ）月から 1 週当たり（ ）日 1 日当たり（ ）時間
5. 就労したいが、家庭の事情や自分の健康的な理由により、困難である

■すべての方に、あて名のお子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況についてうかがいます。
※教育・保育事業とは、幼稚園、保育所、認可外保育施設などの事業を指します。親族・知人による預かりは含みません。具体的には、幼稚園や保育所など、問 17 に示した事業が含まれます。
※ここでいう「定期的」とは、月単位で定期的に利用している場合を指します。

問 16 あて名のお子さんは、現在、平日に定期的な教育・保育の事業を利用していますか。（1 つに○）
1. 利用している → 【問 17 へ】 2. 利用していない → 【問 22 へ】

<問 16 で「1. 利用している」を選んだ方にうかがいます。>

問 17 あて名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて定期的に利用している事業をお答えください。（いくつでも○）

1. 幼稚園（通常の就園時間・利用のみ）
2. 幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育（通常の就園時間＋就園時間を延長して預かる事業を定期的に利用）
3. 認定こども園
4. 認可保育所
5. 小規模保育事業
6. 家庭的保育事業（保育ママ）
7. 事業所内保育事業
8. 居宅訪問型保育事業
9. 認証保育所
10. 企業主導型保育事業 } 【問 18 へ】
11. ベビーシッター
12. ベビーホテル
13. 一時預かり事業を活用した定期利用保育（1 歳児 1 年保育）
14. ファミリーサポート事業
15. 障害児通所支援
16. その他（ ）

<問 17 で「9. 認証保育所」「10. 企業主導型保育事業」「11. ベビーシッター」「12. ベビーホテル」を選んだ方にうかがいます。>

問 18 当該施設の利用の理由は何ですか。（いくつでも○）
1. 指数による選考を経ずに入園することができから
2. 当該施設が提供する保育以外の独自のサービス（英会話など）を希望しているから
3. 場所が送迎に便利だから・送迎が不要だから
4. 料金が安いから
5. その他（ ）

問 19 平日の定期的な教育・保育の事業について、現在の利用頻度と、希望の利用頻度を（ ）内にご記入ください。時間は 24 時間制でご記入ください（例：9 時 00 分～18 時 00 分）。

(1) 現在の利用頻度
1 週当たり（ ）日
1 日当たり（ ）時間（ ）時（ ）分～（ ）時（ ）分
(2) 希望の利用頻度
1 週当たり（ ）日
1 日当たり（ ）時間（ ）時（ ）分～（ ）時（ ）分

問 20 現在、利用している教育・保育事業の実施場所についてうかがいます。（1 つに○）
1. 練馬区内 2. 他の区市町村

問 21 平日の定期的な教育・保育の事業を利用している理由は何ですか。（いくつでも○） → 【問 23 へ】
1. 子どもの教育や発達のため
2. 子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している
3. 子育て（教育を含む）をしている方が就労予定である／求職中である
4. 子育て（教育を含む）をしている方が家族・親族などを介護している
5. 子育て（教育を含む）をしている方に病気や障害がある
6. 子育て（教育を含む）をしている方が学生である
7. その他（ ）

<問 16 で「2. 利用していない」を選んだ方にうかがいます。>

問 22 平日の定期的な教育・保育の事業を利用していない理由は何ですか。（いくつでも○）
1. 子どもは自分で育てたい
2. 子どもは家庭で育てるべきである
3. 子どもは祖父母等がみている
4. 近所の人や友人・知人がみている
5. 利用したいが、教育・保育の事業に空きがない
6. 利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない
7. 利用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない
8. 利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業がない
9. 一時預かりを利用している
10. 子どもがまだ小さいため（ ）歳くらいになったら利用しようと考えている
11. 利用方法（手続き等）がわからない
12. 感染症（新型コロナウイルス等）が心配なため
13. その他（ ）

＜現在利用している、していないにかかわらず、すべての方にかがいます。＞

問 23 あて名のお子さんについて、平日の定期的な教育・保育として利用したい事業をお答えください。令和3年4月1日時点のお子さんの年齢以降、5歳までのお子さんの年齢ごとに下表の【希望する教育・保育事業】から1つ～3つ、番号をご記入ください。

また、その事業を希望する上で重視する条件について、下表の【希望する上で重視する条件】から1つ～3つ、番号をご記入ください。あわせて、利用希望日数、利用希望時間もご記入ください。

例) 令和3年4月1日時点で3歳の子がいる場合は3～5歳の欄にご記入ください。

	希望する教育・保育事業 (3つまで)	希望する上で 重視する条件 (3つまで)	1. 通園希望日数	1日当たり 希望時間
0歳				時間
1歳				時間
2歳				時間
3歳				時間
4歳				時間
5歳				時間

【希望する教育・保育事業】

1. 幼稚園 (通常の就園時間の利用のみ)
2. 幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育 (通常の就園時間+就園時間を延長して預かる事業を定期的に利用)
3. 認定こども園
4. 延長保育のある認可保育所
5. 延長保育のない認可保育所
6. 小規模保育事業
7. 家庭的保育事業 (保育ママ)
8. 事業所内保育事業
9. 居宅訪問型保育事業
10. 認証保育所
11. 企業主導型保育事業
12. ベビーシッター
13. ベビーホテル
14. 一時預かり事業を活用した定期利用保育 (1歳児 1年保育)
15. ファミリーサポート事業
16. 障害児通所支援
17. その他 ()
18. 利用希望なし

【希望する上で重視する条件】

1. 教育・保育の内容や方針	2. 教員・保育者の質
3. 施設や設備	4. 園庭の有無
5. 保育時間	6. 認可の有無
7. 保育料	8. 自宅からの距離
9. 利用する駅や職場からの距離	10. その他 ()

問 24 教育・保育事業を利用したい場所についてうかがいます。 (1つに○)

1. 練馬区内	2. 他の区市町村
---------	-----------

＜問 23 で「1. 幼稚園 (通常の就園時間の利用のみ)」または「2. 幼稚園・練馬こども園・認定こども園の預かり保育」を選び、かつ、「3.」～「17.」もあわせて選んだ方にうかがいます。＞

問 25 一番利用したいのは幼稚園 (幼稚園の預かり保育をあわせて利用する場合を含む) ですか。 (1つに○)

○) また、「1. はいを選んだ方は、【幼稚園を利用したい理由】から、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. はい	【幼稚園を利用したい理由】 ア. 教育の内容や方針が合っている イ. 教員の質が高い ウ. 施設や設備が充実している エ. 園庭が広い オ. 通園バスがある カ. 課外活動 (ピアノ・体操・英語など) が充実している キ. 保育料が適切である ク. 自宅から近い ク. 保育期間が適切である （2年保育 ・ 3年保育 ・ その他 (年保育)) コ. その他 ()
2. いいえ	

＜問 23 で「4.」または「5.」 (認可保育所) を選んだ方にうかがいます。該当しない方は、問 27 へお進みください。＞

問 26 幼稚園の預かり保育を利用できたら、お子さんを幼稚園に通わせたいですか。 (1つに○)
また、「2. いいえ」を選んだ方は、【幼稚園の預かり保育を選ばなかった理由】から、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. はい	【幼稚園の預かり保育を選ばなかった理由】 ア. 預かり保育の実施日数が少ない イ. 預かり保育の実施時間が短い ウ. 幼稚園は昼食の準備 (お弁当など) が負担になる エ. 幼稚園は保護者会活動や行事への参加など保護者の負担が大きい オ. その他 ()
2. いいえ	

■ すべての方に、あて名のお子さんの地域の子育て支援事業の利用状況についてうかがいます。

問 27 現在、親子が集まって過したり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場を利用していますか。下表から、利用しているものすべてに○をつけ、おおよその利用回数（頻度）を（ ）内に記入ください。なお、感染症（新型コロナウイルス等）の影響により、利用制限が行われている場合もあります。

1. ひよびよ（区立の子育てのひろば）	1. 週当たり（ ）回	もしくは	1 か月当たり（ ）回	程度
2. NPO法人などが運営している子育てのひろば	1. 週当たり（ ）回	もしくは	1 か月当たり（ ）回	程度
3. 民間学童保育施設の子育てのひろば	1. 週当たり（ ）回	もしくは	1 か月当たり（ ）回	程度
4. にこにこ（学童クラブ室を活用した子育てのひろば）	1. 週当たり（ ）回	もしくは	1 か月当たり（ ）回	程度
5. その他（具体名： ）	1. 週当たり（ ）回	もしくは	1 か月当たり（ ）回	程度
6. 感染症（新型コロナウイルス等）の影響により、現在は利用していない	1. 週当たり（ ）回	もしくは	1 か月当たり（ ）回	程度
7. 感染症（新型コロナウイルス等）の影響によらず、利用していない	1. 週当たり（ ）回	もしくは	1 か月当たり（ ）回	程度

問 28 問 27 のような事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用回数を増やしたいですか。あてはまる番号 1 つに○をつけ、おおよその利用回数（頻度）を（ ）内に記入ください。なお、事業の利用には、一定の利用者負担が発生する場合があります。

1. 利用していないが、今後利用したい	1. 週当たり（ ）回	もしくは	1 か月当たり（ ）回	程度
2. すでに利用しているが、今後利用回数を増やしたい	1. 週当たり 更に（ ）回	もしくは	1 か月当たり 更に（ ）回	程度
3. 新たに利用したり、利用回数を増やしたいとは思わない				

問 29 つぎの事業で知っているものや、これまでに利用したことのあるもの、今後、利用したいものをお答えください。①～⑧の事業ごとに、A～Cのそれぞれについて、「1. はい」「2. いいえ」のいずれかに○をつけてください。なお、事業によっては、お住まいの地域で実施されていないものや、感染症（新型コロナウイルス等）の影響により、利用制限が行われる場合もあります。

	A	B	C
	知っている	これまでに利用したことがある	今後利用したい
① 赤ちゃん準備教室、母親（父親）学級、母親学級、育児学級	1. はい	1. はい	1. はい
② 保健相談所の情報・相談事業	1. はい	1. はい	1. はい
③ 家庭教育に関する学級・講座	1. はい	1. はい	1. はい
④ 保育所や幼稚園の園庭等の開放	1. はい	1. はい	1. はい
⑤ 子ども家庭支援センター	1. はい	1. はい	1. はい
⑥ 練馬区禁行の子育て支援情報誌（ねりま子育て応援ハンドブック等）	1. はい	1. はい	1. はい
⑦ こんにちは赤ちゃん訪問事業	1. はい	1. はい	1. はい
⑧ ひどい親家庭総合相談窓口、ひとり親家庭のしおり	1. はい	1. はい	1. はい

■ すべての方に、あて名のお子さんの土曜・休日や長期休業中の定期的な教育・保育事業の利用希望についてうかがいます。

問 30 あて名のお子さんの、土曜日と日曜日・祝日における定期的な教育・保育事業の利用を希望しますか（一時的な利用は除きます。）。希望がある場合は、利用したい日数や時間帯を、（ ）内に 24 時間制で記入ください（例：9 時 00 分～18 時 00 分）。なお、事業の利用には、一定の利用者負担が発生する場合があります。

(1) 土曜日	1. 利用する必要はない	2. 月に 1～2 回利用したい	3. ほぼ毎週利用したい
(2) 日曜日・祝日	1. 利用する必要はない	2. 月に 1～2 回利用したい	3. ほぼ毎週利用したい

<「幼稚園」を利用している方にうかがいます。該当しない方は、問 32 へお進みください。>

問 31 夏休みなどの長期休業期間に、幼稚園や保育所等へお子さんを預けたいですか。預けたい場合は、預けたい日数や時間帯を、（ ）内に 24 時間制で記入ください（例：9 時 00 分～18 時 00 分）。なお、事業の利用には、一定の利用者負担が発生する場合があります。

1. 預ける必要はない	2. 月に 1～2 回利用したい	3. ほぼ毎週利用したい
	→（ ）時（ ）分～（ ）時（ ）分	→（ ）時（ ）分～（ ）時（ ）分

■ 問 16（平日の定期的な教育・保育事業）で「1. 利用している」を選んだ方に、あて名のお子さんの病気の療育の対応についてうかがいます。該当しない方は、問 36 へお進みください。

問 32 この 1 年間に、あて名のお子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはありませんか。（1 つに○）

1. あった	→ 問 33 へ	2. なかった	→ 問 36 へ
--------	----------	---------	----------

<問 32 で「1. あった」を選んだ方にうかがいます。>

問 33 この 1 年間に行った対処方法としてあてはまる番号すべてに○をつけ、日数を（ ）内に記入ください（半日程度の対応の場合も 1 日とカウントしてください）。

1 年間に行った対処方法	日数
1. 父親が仕事を休んで見た	（ ）日 程度
2. 母親が仕事を休んで見た	（ ）日 程度
3. 父親または母親のうち就労していない方が子どもを見た	（ ）日 程度
4. （同居者を含む）親族・知人に子どもを見てもらった	（ ）日 程度
5. 病児・病後児の保育を利用した	（ ）日 程度
6. ベビーシッターを利用した	（ ）日 程度
7. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	（ ）日 程度
8. その他（ ）	（ ）日 程度

＜問 33 で「1.」または「2.」を選んだ方にうかがいます。＞

問 34 その際、「仕事を休まないで済むように、病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思いましたが、あてはまる番号を 1 つ選び、【望ましいと思う事業形態】・【利用したいと思わない理由】のいずれかから、あてはまるものすべてに○をつけてください。「1.」を選んだ方は、日数も（ ）内に記入ください。
なお、事業の利用には、一定の利用料がかかり、利用前にかかりつけ医の受診が必要となります。

1. 病児・病後児保育施設等を利用したい ⇒ （ ） 日	【望ましいと思う事業形態】 ア. 他の施設（例：幼稚園・保育所等）に併設した施設で子どもを保育する事業 イ. 小児科に併設した施設で子どもを保育する事業 ウ. 病児・病後児保育の専用施設で子どもを保育する事業 エ. 地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業 オ. その他（ ）
2. 利用したいと思わない	【利用したいと思わない理由】 ア. 他人に看てもらうのは不安である イ. 事業の質に不安がある ウ. 利便性（立地や利用可能時間帯・日数など）が低い エ. 利用料がかかる・高い オ. 利用料がわからない カ. 保護者が仕事を休んで対応する キ. 利用方法（手続き等）がわからない ク. 利用方法が煩雑である ケ. 感染症（新型コロナウイルス等）が コ. その他（ ） 心配なため

＜問 33 で「3.」～「8.」のいずれかを選んだ方にうかがいます。＞

問 35 その際、「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たいと思いましたが、（1 つに○）
また、「1.」を選んだ方は、問 33 で答えた日数のうち、仕事を休んで看たかった日数を記入ください。
「2.」を選んだ方は、【休んで看ることが難しい理由】から、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. できれば仕事を休んで看たい ⇒ （ ） 日	【休んで看ることが難しい理由】 ア. 子どもの看護を理由に休みがとれない イ. 自営業なので休めない ウ. 休暇日数が足りないで休めない エ. その他（ ）
2. 休んで看することは難しい	

■ すべての方に、あて名のお子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用についてうかがいます。

問 36 日中の定期的な教育・保育や病気のため以外に、あて名のお子さんが保護者の私用・通院・不定期の就労等の目的で、不定期に利用している事業はありますか。あてはまる番号すべてに○をつけ、この 1 年間のあて名のお子さんの利用日数も（ ）内に記入ください。

利用している事業	日数
1. 保育施設での一時預かり	（ ） 日程度
2. 乳幼児一時預かり（びびよ）	（ ） 日程度
3. 民設子育てのひろばでの一時預かり（私用など理由を問わずに、民間団体が運営している子育てのひろばで一時的に子どもを保育する事業）	（ ） 日程度
4. 幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合のみ）	（ ） 日程度
5. ファミリーサポート事業	（ ） 日程度
6. 子どもトワイライトステイ	（ ） 日程度
7. ベビーシッター	（ ） 日程度
8. その他（ ）	（ ） 日程度
9. 利用していない	

＜問 36 で「9. 利用していない」を選んだ方にうかがいます。＞

問 37 利用していない理由は何ですか。（いくつでも○） → 【問 38へ】

1. 普段利用している教育・保育事業で預かってもらえるため
2. （同居を含む）親族・知人にみてもらえるため
3. 利用したい事業が地域にない
4. 事業の質に不安がある
5. 利便性（立地や利用可能時間帯・日数など）がよくない
6. 利用料がかかる・高い
7. 利用料がわからない
8. 自分が事業の対象者になるのかわからない
9. 利用方法（手続き等）がわからない
10. 利用方法が煩雑である
11. 感染症（新型コロナウイルス等）が心配なため
12. その他（ ）

くすべの方にかがいます。>

問 38 あて名のお子さんについて、保護者の雇用・通院・不定期の就労等の目的で、問 36 の事業を利用した
いですか。利用希望の有無について、いずれかの番号に○をつけてください。
また、利用したい場合は、年間で行きたい日数を（ ）内に記入ください（利用したい日数の合
計と、内訳の日数をご記入ください）。なお、事業の利用には、一定の利用料がかかります。

1. 利用したい	→ 【問 39 へ】	計（ ）日
ア 私用（買物、美容院、習い事等）、リフレッシュ目的		（ ）日
イ 冠婚葬祭、学校行事		（ ）日
ウ 保護者の通院		（ ）日
エ 祖父母の介護		（ ）日
オ 不定期の就労		（ ）日
カ その他（ ）		（ ）日
2. 利用する必要はない → 【問 42 へ】		

く問 38 で「1. 利用したい」を選んだ方にかがいます。>

問 39 問 38 の目的でお子さんを預ける場合、下記いずれの事業形態が望ましいと思いますか。（いくつでも○）

1. 保育施設での一時預かり
2. 乳幼児一時預かり（ひよびよ）
3. 民設子育てのひろばでの一時預かり
4. 幼稚園の預かり保育
5. ファミリーサポート事業
6. 子どもトワイライトステイ
7. ベビーシッター
8. その他（ ）

問 40 利用したい曜日はいつですか。（いくつでも○）

1. 月曜日	2. 火曜日	3. 水曜日	4. 木曜日
5. 金曜日	6. 土曜日	7. 日曜日・祝日	

問 41 利用したい時間帯を、（ ）内に 24 時間制で記入ください（例：9 時 00 分～18 時 00 分）。

（ ）時（ ）分 ～ （ ）時（ ）分

くすべの方にかがいます。>

問 42 この 1 年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、あて名のお子さんを泊り
かけて家族以外にみてもらったことはありませんか。いずれかの番号に○をつけ、日数を（ ）内に
記入ください。

	1 年間に行った対処方法	日数
1. あった	ア.（同居者を含む）親族・知人にみてもらった	（ ）泊
	イ. 子どもショートステイを利用した	（ ）泊
	ウ. イ以外の保育事業（認可外保育施設、 ベビーシッター等）を利用した	（ ）泊
	エ. 預け先が見つからず、仕方なく子どもを 同行させた	（ ）泊
	オ. 預け先が見つからず、仕方なく子どもだけ で留守番をさせた	（ ）泊
	カ. その他（ ）	（ ）泊
2. なかった		

く問 42 で「1. あった」のうち、「ア.（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」を選んだ方にかがいます。>

問 43 その場合の困難度はどの程度でしたか。（1 つに○）

1. 非常に困難	2. どちらかというと困難	3. 特に困難ではない
----------	---------------	-------------

■あて名のお子さんが5歳以上である方に、小学校就学後の放課後の過ごし方についてうかがいます。
該当しない方は、問47へお進みください。

問44 あて名のお子さんが小学生になったとき、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいですか。あてはまる番号すべてに○をつけ、希望する日数を記入ください。

「学童クラブ」の場合は、利用を希望する時間も（ ）内に24時間制でご記入ください。（例：19時）

(1) 小学校低学年（1～3年生）のとき	
1. 自宅	週（ ）日くらいい
2. 祖父母や友人・知人宅	週（ ）日くらいい
3. 習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	週（ ）日くらいい
4. 児童館、厚生文化会館（児童室）、地区区民館（児童室の開放）※	週（ ）日くらいい
5. 学校応援団ひろば事業、ねりっこひろば	週（ ）日くらいい →
6. 学校開放（校庭・図書館）	週（ ）日くらいい
7. 学童クラブ、ねりっこ学童クラブ	週（ ）日くらいい
	→下校時から（ ）時まで
8. ファミリーサポート事業	週（ ）日くらいい
9. その他（生涯学習センター、公園など）	週（ ）日くらいい

※児童館、厚生文化会館、地区区民館内の学童クラブの利用を希望する場合は「7.」に回答してください。

(2) 小学校高学年（4～6年生）のとき

※たいい先のこととなりますが、現在お持ちのイメージでお答えください。

1. 自宅	週（ ）日くらいい
2. 祖父母や友人・知人宅	週（ ）日くらいい
3. 習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	週（ ）日くらいい
4. 児童館、厚生文化会館（児童室）、地区区民館（児童室の開放）※	週（ ）日くらいい
5. 学校応援団ひろば事業、ねりっこひろば	週（ ）日くらいい →
6. 学校開放（校庭・図書館）	週（ ）日くらいい
7. 学童クラブ、ねりっこ学童クラブ	週（ ）日くらいい
	→下校時から（ ）時まで
8. ファミリーサポート事業	週（ ）日くらいい
9. その他（生涯学習センター、公園など）	週（ ）日くらいい

※児童館、厚生文化会館、地区区民館内の学童クラブの利用を希望する場合は「7.」に回答してください。

<問44の（1）または（2）で、「5. 学校応援団ひろば事業、ねりっこひろば」を選んだ方がいます。>
問45 土曜日と夏休みなどの長期休業期間に、ひろば事業を利用したいですか。（それぞれ1つに○）

(1) 土曜日	
1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい	
2. 高学年（4～6年生）になっても利用したい	
3. 利用する必要はない	
(2) 夏休みなどの長期休業期間	
1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい	
2. 高学年（4～6年生）になっても利用したい	
3. 利用する必要はない	

<問44の（1）または（2）で、「7. 学童クラブ、ねりっこ学童クラブ」を選んだ方がいます。>
問46 土曜日、日曜日・祝日、夏休みなどの長期休業期間に、学童クラブを利用したいですか。（それぞれ1つに○）

また、利用したい時間帯を（ ）内に24時間制でご記入ください（例：8時～19時）。
なお、事業の利用には、原則として月額5,500円の保育料がかかります。

(1) 土曜日	
1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい	利用したい時間帯 () 時 ～ () 時
2. 4年生まで利用したい	
3. 5年生まで利用したい	
4. 6年生まで利用したい	
5. 利用する必要はない	
(2) 日曜日・祝日	
1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい	利用したい時間帯 () 時 ～ () 時
2. 4年生まで利用したい	
3. 5年生まで利用したい	
4. 6年生まで利用したい	
5. 利用する必要はない	
(3) 夏休みなどの長期休業期間	
1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい	利用したい時間帯 () 時 ～ () 時
2. 4年生まで利用したい	
3. 5年生まで利用したい	
4. 6年生まで利用したい	
5. 利用する必要はない	



■ すべての方に、育児休業や短時間勤務制度など職場の高立支援制度についてうかがいます。

問 47 あて名のお子さんが生まれた時の父母いずれか、もしくは双方の育児休業の取得状況についてお答えください。（それぞれ1つに○）
また、該当する（ ）内に数字をご記入ください。取得していない方はその理由をご記入ください。

母親（1つに○）	父親（1つに○）
1. 働いていなかった 2. 育児休業を取得した（取得中である） ⇒取得期間（ ）年（ ）か月 3. 育児休業を取得していない ⇒	1. 働いていなかった 2. 育児休業を取得した（取得中である） ⇒取得期間（ ）年（ ）か月 3. 育児休業を取得していない ⇒
取得していない理由（下から番号を選んでご記入ください）（いくつでも）	取得していない理由（下から番号を選んでご記入ください）（いくつでも）

1. 職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった 2. 仕事が忙しかった 3.（産休後に）仕事に早く復帰したかった 4.（育休後に）仕事に戻るのが難しそうだった 5. 昇給・昇格などが遅れそうだった 6. 収入減となり、経済的に苦しくなる 7. 保育所などに預けることができた 8. 配偶者が育児休業制度を利用した 9. 配偶者が無職、祖父母等にみてもらえするなど、制度を利用する必要がなかった 10. 子育てや家事に専念するため退職した 11. 職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった） 12. 自営業、経営者のため育児休業制度がなかった 13. 有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった 14. 育児休業を取得できることを知らなかった 15. 産前産後の休暇を取得できることを知らず、退職した 16. その他（ ）
--

問 48 子どもが原則1歳になるまで育児休業給付^{※1}が支給される仕組みや、子どもが満3歳になるまでの育児休業等^{※2}の期間は健康保険および厚生年金保険の保険料が免除になる仕組みがあります。この仕組みをご存じですか。（1つに○）

※1 保育所における保育の実施が行われないなど、一定の要件を満たす場合は1歳6か月または2歳まで
※2 法定の育児休業および企業が法定を上回る期間設けた育児休業に準ずる措置

1. 育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた 2. 育児休業給付のみ知っていた 3. 保険料免除のみ知っていた 4. 育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった
--

<問 47で「2. 育児休業を取得した（取得中である）」を選んだ方にかがいます。該当しない方は、問 56へお進みください。>

問 49 育児休業取得後、職場に復帰しましたか。（1つに○）

(1) 母親	1. 育児休業取得後、職場に復帰した → 【問 50へ】 2. 現在も育児休業中である → 【問 55へ】 3. 育児休業中に離職した → 【問 56へ】
--------	---

(2) 父親	1. 育児休業取得後、職場に復帰した → 【問 50へ】 2. 現在も育児休業中である → 【問 55へ】 3. 育児休業中に離職した → 【問 56へ】
--------	---

<問 49で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」を選んだ方にかがいます。>

問 50 育児休業から職場に復帰したのは、年度初めの保育所入所に合わせたタイミングでしたか。あるいはそれ以外でしたか。（1つに○）

※ 年度初めの認可保育所入所を希望して、1月～2月頃復帰して一時的に認可外保育所に入所した場合なども「1.」にあてはまります。また、年度初めの入所を希望して復帰したが、実際には希望する保育所に入所できなかったという場合も「1.」を選択してください。

(1) 母親	1. 年度初めの入所に合わせたタイミングだった 2. それ以外だった
(2) 父親	1. 年度初めの入所に合わせたタイミングだった 2. それ以外だった

問 51 お勤め先で取得可能な期間、実際の取得期間、希望取得期間について、（ ）内に数字をご記入ください。

また、実際の取得期間と希望の取得期間が異なる方は、その理由もお答えください。

(1) 母親	勤め先の取得可能期間 子どもが（ ）歳（ ）か月になるまで 実際の取得期間 子どもが（ ）歳（ ）か月するとき 希望 子どもが（ ）歳（ ）か月になるまで
--------	---

【希望より早く復帰した方】（いくつでも○）

1. 希望する保育所に入るため 3. 経済的な理由で早く復帰する必要があるため 5. その他（ ）	2. 配偶者や家族の希望があったため 4. 人事情や業務の節目の時期に合わせるため
---	--

【希望より遅く復帰した方】（いくつでも○）

1. 希望する保育所に入らなかったため 3. 配偶者や家族の希望があったため 5. 子どもをみてくれる人がいなかったため 6. 感染症（新型コロナウイルス等）が心配なため 7. その他（ ）	2. 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため 4. 職場の受入態勢が整っていなかったため
---	--

(2) 父親

勤め先の取得可能期間	子どもが()歳()か月になるまで
実際の取得期間	子どもが()歳()か月するとき
希望	子どもが()歳()か月になるまで

【希望より早く復帰した方】(いくつでも○)

1. 希望する保育所に入るため	2. 配偶者や家族の希望があったため
3. 経済的な理由で早く復帰する必要があったため	4. 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため
5. その他()	

【希望より遅く復帰した方】(いくつでも○)

1. 希望する保育所に入らなかったため	2. 自分や子どもなどの体調が悪化しなかったため
3. 配偶者や家族の希望があったため	4. 職場の受入態勢が整っていなかったため
5. 子どもをみてくれる人がいなかったため	
6. 感染症(新型コロナウイルス等)が心配なため	
7. その他()	

問 52 お勤め先に、育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合、希望としてはお子さんが何歳何か月のあるときまで休暇を取りつたのですか。()内に数字をご記入ください。

(1) 母親

()歳()か月

(2) 父親

()歳()か月

問 53 育児休業からの職場復帰時に、短時間勤務制度を利用していますか(利用しましたか)。
また、お勤め先の短時間勤務制度の期間内で、お子さんが何歳何か月のあるときまで取りたいですか(取りつたのですか)。あてはまる番号1つに○をつけ、()内に数字をご記入ください。

(1) 母親

1. 短時間勤務制度を利用中()歳()か月まで → 【問 56へ】
2. 短時間勤務制度を利用した()歳()か月まで → 【問 56へ】
3. 短時間勤務制度を利用しなかった → 【問 54へ】
勤め先の取得可能期間()歳()か月
希望()歳()か月

(2) 父親

1. 短時間勤務制度を利用中()歳()か月まで → 【問 56へ】
2. 短時間勤務制度を利用した()歳()か月まで → 【問 56へ】
3. 短時間勤務制度を利用しなかった → 【問 54へ】
勤め先の取得可能期間()歳()か月
希望()歳()か月

＜問 53で「3. 短時間勤務制度を利用しなかった」を選んだ方にうかがいます。該当しない方は、問 56へお進みください。＞

問 54 短時間勤務制度を利用しなかった理由は何ですか。(いくつでも○) → 【問 56へ】

(1) 母親

1. 職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった
2. 仕事が忙しかった
3. 短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に苦しくなる
4. 短時間勤務にすると保育所の入所申請の優先順位が下がる
5. 配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した
6. 配偶者が無職、祖父母等にみてもらえなると、制度を利用する必要がなかった
7. 子育てや家事に専念するため退職した
8. 職場に短時間勤務制度がなかった(就業規則に定めがなかった)
9. 短時間勤務制度を利用できるとを知らなかった
10. その他()

(2) 父親

1. 職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった
2. 仕事が忙しかった
3. 短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に苦しくなる
4. 短時間勤務にすると保育所の入所申請の優先順位が下がる
5. 配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した
6. 配偶者が無職、祖父母等にみてもらえなると、制度を利用する必要がなかった
7. 子育てや家事に専念するため退職した
8. 職場に短時間勤務制度がなかった(就業規則に定めがなかった)
9. 短時間勤務制度を利用できるとを知らなかった
10. その他()

＜問 49で「2. 現在も育児休業中である」を選んだ方にうかがいます。＞

問 55 あて名のお子さんが1歳になったときに必ず利用できる事業(保育所等)があれば、1歳になるまで育児休業を取得しますか。または、預けられる事業があっても1歳になる前に復帰しますか。(1つに○)

(1) 母親

1. 1歳になるまで育児休業を取得したい	2. 1歳になる前に復帰したい
----------------------	-----------------

(2) 父親

1. 1歳になるまで育児休業を取得したい	2. 1歳になる前に復帰したい
----------------------	-----------------

＜すべての方にうかがいます。＞

問 56 育児休業を満了するために、どのようなサービスや取組が必要だと思いますか。(3つまで○)

1. 希望する時期に教育・保育事業を利用することのできる、予約制度等のサービス
2. 休業期間の所得保障や給付金など経済的支援の充実
3. 企業が代替要員を確保できる支援策の充実
4. 育児休業取得者への企業の定期的な情報発信(事業報告、業界動向など)
5. 復帰後の企業の支援策の充実
6. 育児休業取得に対する企業や社会の理解の促進
7. その他()

■ すべての方に、家庭での生活についてうかがいます。

問 57 この1年間に、お金が足りず、家族が必要とする食料を買えないことがありますか。(1つに○)

1. よくあった	2. ときどきあった	3. まれにあった	4. まったくなかった
----------	------------	-----------	-------------

問 58 この1年間に、お金が足りず、家族が必要とする衣類を買えないことがありますか。(1つに○)

1. よくあった	2. ときどきあった	3. まれにあった	4. まったくなかった
----------	------------	-----------	-------------

問 59 この1年間に、経済的理由で、以下の料金を支払えないことがありますか。(それぞれ1つに○)

	あった	なかった	該当しない (払う必要がない)
(1) 電話料金	1	2	3
(2) 電気料金	1	2	3
(3) ガス料金	1	2	3
(4) 水道料金	1	2	3
(5) 家賃・住宅ローン	1	2	3
(6) NHKの受信料	1	2	3

問 60 あて名のお子さんにつきのようことをしていますか。(それぞれ1つに○)

	している	していない したくない (方針ではない)	していない 経済的に できない
(1) 毎年新しい洋服・靴を買う	1	2	3
(2) 習い事(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる	1	2	3
(3) お誕生日のお祝いをする	1	2	3
(4) クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる	1	2	3

問 61 つぎのうち、経済的理由のためにあなたにないものはありますか。(いくつでも○)

1. 子どもの年齢に合った本	2. 子ども用のスポーツ用品・おもちゃ
3. 洗濯機	4. 炊飯器
5. 掃除機	6. 暖房機器
7. 冷蔵庫	8. 電子レンジ
9. 電話(固定電話・携帯電話を含む)	10. インターネットにつながるパソコン
11. 新聞の定期購読(インターネット含む)	12. 世帯専用のおふろ
13. 世帯人数分のベッドまたは布団	14. 急な出費のための貯金(5万円以上)
15. あてはまるものはない	

■ すべての方に、食事・健康についてうかがいます。

問 62 あなたとあて名のお子さんの健康状態についてうかがいます。(それぞれ、最も近い番号1つに○)

(1) あなた(回答者)	1. よい	2. まあよい	3. ふつう	4. あまりよくない	5. よくない
(2) あて名のお子さん					

(1) あなた(回答者)	1. よい	2. まあよい	3. ふつう	4. あまりよくない	5. よくない
--------------	-------	---------	--------	------------	---------

問 63 あなたとあて名のお子さんは、平日に毎日、朝ごはんを食べますか。(1つに○)

(1) あなた(回答者)	1. いつも食べる	2. 食べるほうが多い(週に3、4日)
	3. 食べないほうが多い(週に1、2日)	4. いつも食べない
(2) あて名のお子さん		

(1) あなた(回答者)	1. いつも食べる	2. 食べるほうが多い(週に3、4日)
	3. 食べないほうが多い(週に1、2日)	4. いつも食べない
(2) あて名のお子さん		

問 64 あて名のお子さんには、今、虫歯が何本くらいありますか。治療中のものも含み、数字でお答えください。

※虫歯がない場合は、0本とご記入ください。治療が終わったものは数えません。

虫歯の数	:	おおよそ	() 本
------	---	------	-------

■ すべての方に、地域との交流についてうかがいます。

問 65 あなたの近所とおつきあいの程度についてお答えください。(1つに○)

1. あいさつをする程度	2. ときどき道で話をする
3. 相手の家に行つて話をする	4. 食事と一緒にいたり、家族ぐるみでつきあっている
5. 困っているときに、相談したり助けあっている	
6. 感染症(新型コロナウイルス等)の影響により、ほとんどつきあいはない	
7. 感染症(新型コロナウイルス等)の影響によらず、ほとんどつきあいはない	

問 66 あなたは、近所とおつきあいをどの程度望んでいますか。(1つに○)

1. あいさつをする程度	2. ときどき道で話をする
3. 相手の家に行つて話をする	4. 食事と一緒にいたり、家族ぐるみでつきあう
5. 困っているときに、相談したり助け合う	
6. おつきあいを必要としていない	

問 67 現在は感染症(新型コロナウイルス等)の影響により、さまざまな地域行事が中止になっていますが、あなたは今後地域で行っている行事に参加したいですか、参加希望について、いずれの番号に○をつけてください。また、[1.]はいを選んだ方は【参加したい行事】からあてはまるものすべてに○をつけてください。

1. はい	【参加したい行事】	
	ア. 地域のお祭りや盆踊り大会	イ. スポーツ大会
	ウ. 文化活動(郷土芸能や音楽など)	エ. 清掃活動
	オ. 野外活動(キャンプやハイキング)	カ. ボランティア活動
	キ. その他()	
2. いいえ		

問 68 あなたは、子育てに関して孤立感を感じることはありませんか。(1 つに○)

1. ある	2. ときどきある	3. あまりない	4. ない
-------	-----------	----------	-------

■ すべての方に、子育て全般についてうかがいます。

問 69 あなたは、子育てを楽しんでいることが多いですか。(1 つに○)

1. 楽しいと感じることが多い	→	【問 70 へ】
2. 楽しいと感じることが時々とつらいと感じることが同じくらい		} 【問 71 へ】
3. つらいと感じることが多い		
4. その他 ()		
5. わからない		} 【問 73 へ】

<問 69 で「1. 楽しいと感じることが多い」を選んだ方にうかがいます。>

問 70 子育てをする中でどのような支援・対策が有効と感じていますか。(いくつでも○) → 【問 73 へ】

1. 地域における子育て支援の充実	2. 保育サービスの充実
3. 子育て支援のネットワークづくり	4. 地域における子どもの活動拠点の充実
5. 妊娠・出産に対する支援	6. 母親・子どもの健康に対する安心
7. 子どもの教育環境	8. 子育てしやすい住居・まちの環境面での充実
9. 仕事と家庭生活の両立	10. 子どもを対象にした犯罪・事故の軽減
11. 養育支援の充実	12. その他 ()

<問 69 で「2. 」または「3. 」を選んだ方にうかがいます。>

問 71 あなたは、どんなことに子育てのつらさを感じますか。(いくつでも○)

1. 子どもの発達・養育	2. 子どもの教育・しつけ
3. 育児協力者がいない	4. 身近な相談者がいない
5. 経済的理由	6. その他 ()

問 72 つらさを解消するために必要と思うことは何ですか。(いくつでも○)

1. 地域における子育て支援の充実	2. 保育サービスの充実
3. 子育て支援のネットワークづくり	4. 地域における子どもの活動拠点の充実
5. 妊娠・出産に対する支援	6. 母親・子どもの健康に対する安心
7. 子どもの教育環境	8. 子育てしやすい住居・まちの環境面での充実
9. 仕事と家庭生活の両立	10. 子どもを対象にした犯罪・事故の軽減
11. 養育支援の充実	12. その他 ()

<すべての方にうかがいます。>

問 73 練馬区における子育てでの環境や支援への満足度をお答えください。(1 つに○)

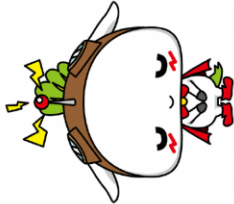
満足度が低い	←	1	2	3	4	5	→	満足度が高い
--------	---	---	---	---	---	---	---	--------

問 74 あなたは、今後も練馬区で子育てを続けたいですか。(1 つに○)

1. 続けたい	2. できれば続けたい
3. あまり続けたくない	4. 続けたくない

問 75 最後に、教育・保育環境や子育て支援施策の充実など、子育ての環境や支援に関してご意見がございましたら、ご自由に記入ください。

アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。
返送用封筒に入れてご返送ください。切手を貼る必要はありません。



＜小学校児童家庭 調査票＞

本調査への回答方法

- 以下のいずれかの方法によりご回答ください。
1. 郵送による回答方法（送付した調査票に直接記入）
 2. インターネット（パソコン、スマートフォンなど）による回答方法

1. 郵送による回答方法

- ① 調査票に直接回答を書き込んでください。
- ② 回答を記入した調査票を同封の返信用封筒に入れ、締切日までに郵便ポストにご投函ください。（切手を貼る必要はありません。）

2. インターネットによる回答方法

- ① パソコン、スマートフォンなどで、次のURLを入力するか、二次元コードを読み込み、アクセスしてください。

●サイトURL	●二次元コード
https://nerima-kodomo-kosodate.com/	

- ② 次の「利用者ID」と「パスワード」を入力してください。この利用者IDとパスワードは、回答内容を識別するものであり、個人を特定するものではありません。
※利用者ID、パスワードはすべて半角で入力してください。

利用者ID【 】パスワード【 】

- ③ 画面の指示をお読みいただきながら、ご回答ください。
最後まで入力完了しましたら、ボタン【確認画面へ】をクリックしてください。
確認画面へ移動後、入力した情報を確認し、問題なければ【送信する】をクリックしてください。入力した情報を修正したい場合は、【修正する】をクリックすると、入力画面に戻ります。
【送信する】をクリック後、「ご回答ありがとうございます」と表示されれば、終了になります。

④ 注意事項

入力画面上部にあるボタン【入力内容を一時的に保存する】をクリックすると、入力内容を一時的に保存することができます。再度同じ利用者IDでログインすれば、入力再開することができます。
ログイン後、何も動かさないまま30分すると自動的にログアウトされます。その際、入力内容は消失してしまいます。

「第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しの
検討に向けたニーズ調査にご協力ください
(小学校児童家庭用)

区では、多様化する子育てサービスのニーズに処えるため、令和2年3月に「第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～6年度）」を策定し、施策を展開しています。

この調査は、子育て中の区民の皆様へ、教育・保育サービスの利用意向などを伺い、計画の中間見直しを検討するために実施するものです。

設問が多く大変恐縮ですが、練馬区を、安心して子どもを産み楽しく子育てができるまちとするために必要な調査ですので、ぜひご協力をお願いいたします。

令和3年11月

練馬区

【ご記入に当たってのお願い】

- 本調査のため、10月1日時点の住民基本台帳から、3,000人を無作為に選ばせていただきました。この調査は無記名であり、皆様の回答はすべて統計的に処理し、本調査の目的以外には決して使用いたしません。
- 特にことわりのない限り、すべての質問にお答えください。該当者のお答えいただく質問もありますが、その場合は、質問の説明に従ってお答えください。
- 回答は、あてはまる選択肢を選ぶものと、枠内に記入（入力）するものがあります。また、設問によって選択肢を選ぶ数異なりますので、注意書きに沿ってお答えください。
- 回答方法について、詳しくは裏面をご参照ください。

回答期限 11月15日（月）まで

お問い合わせ先

【調査の趣旨】
練馬区 教育委員会事務局 子ども家庭部 子ども施策企画課 子ども施策担当係
電話：03-5984-1306
メールアドレス：KODOMOSISAKU@city.nerima.tokyo.jp
受付時間（電話）：月曜日～金曜日（平日）8時30分～17時15分
【調査内容・回答方法：調査委託先】
株式会社 日本能率協会総合研究所
電話：0120-550-1156（フリーダイヤル）
受付時間：月曜日～金曜日（平日）10時～12時、13時～17時

「第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しの

検討に向けたニーズ調査

■ すべての方に、お住まいの地域についてうかがいます。

問1 あて名のお子さんがお住まいの町名をお答えください。(1つに○)

＜郵便番号が176の地域＞				
1. 旭丘	2. 小竹町	3. 栄町	4. 羽沢	5. 豊玉上
6. 豊玉中	7. 豊玉南	8. 豊玉北	9. 中村	10. 中村南
11. 中村北	12. 桜台	13. 練馬	14. 向山	15. 貫井
＜郵便番号が177の地域＞				
16. 富士見台	17. 南田中	18. 高野台	19. 谷原	20. 三原台
21. 石神井町	22. 石神井台	23. 下石神井	24. 関町北	25. 関町南
26. 上石神井南町	27. 立野町	28. 上石神井	29. 関町東	
＜郵便番号が178の地域＞				
30. 東大泉	31. 西大泉町	32. 西大泉	33. 南大泉	34. 大泉町
35. 大泉学園町				
＜郵便番号が179の地域＞				
36. 錦	37. 氷川台	38. 平和台	39. 早宮	40. 春日町
41. 高松	42. 北町	43. 田柄	44. 光が丘	45. 旭町
46. 土支田				

■ すべての方に、あて名のお子さんご家族の状況についてうかがいます。

問2 あて名のお子さんの生年月を、() 内に数字でご記入ください。

平成() 年() 月() 日生まれ

問3 あて名のお子さんのきょうだいは何人いらっしゃいますか。あて名のお子さんを含めた人数を() 内に数字でご記入ください。2人以上のお子さんいらっしゃる場合は、末子の方の生年月を元号に○をつけ、() 内に数字でご記入ください。

きょうだい数() 人 末子の生年月 平成・令和() 年() 月() 日生まれ

問4 この調査票のご回答者はどなたですか。あて名のお子さんから見た関係をお答えください。(1つに○)

1. 母親 2. 父親 3. その他()

問5 この調査票のご回答者の配偶関係についてお答えください。(1つに○)

1. 配偶者がいる 2. 配偶者がいない

問6 あて名のお子さんの子育て(教育を含む)を主にに行っているのはどなたですか。あて名のお子さんから見た関係をお答えください。(1つに○)

1. 父母ともに 2. 主に母親 3. 主に父親 4. 主に祖父母 5. その他()

問7 あて名のお子さんの世帯全体の昨年度の年収(税込み)は、仕事による収入と仕事外の収入を合わせ、おおよそどのくらいですか。(1つに○)

1. 100万円未満	2. 100～200万円未満	3. 200～300万円未満
4. 300～400万円未満	5. 400～500万円未満	6. 500～700万円未満
7. 700～1,000万円未満	8. 1,000万円以上	9. わからない

■ すべての方に、子育ての環境についてうかがいます。

問8 日頃、あて名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。(いくつでも○)

1. 日常的に祖父母等にみてもらえる
2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等にみてもらえる
3. 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる
4. 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる
5. いずれもない

問9 あて名のお子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所はありませんか。(1つに○)

1. いる/ある → 【問10へ】 2. いない/ない → 【問11へ】

＜問9で「1. いる/ある」を選んだ方にうかがいます。＞

問10 お子さんの子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる人は誰ですか。また、相談できる場所はどこですか。(いくつでも○)

1. 配偶者、パートナー	2. 親、兄弟姉妹など
3. 友人、知人	4. 隣近所の人
5. 職場の人	6. 学校・保育所・幼稚園の保護者の仲間
7. 子育てサークルの仲間	8. 学校の先生、保育士、幼稚園の先生
9. かかりつけ医など	10. 学校・学童クラブ等の区担当窓口
11. 子ども家庭支援センター、すくすくアドバイザー	12. 児童館、学童クラブ、地区区民館
13. 総合福祉事務所の母子・父子自立支援員	14. ひとり親家庭総合相談窓口
15. 民生・児童委員、主任児童委員	16. 学校教育支援センターの教育相談室
17. 保健相談所	18. 児童相談所(東京都児童相談センター)
19. 民間の電話相談	20. ベビーシッター
21. インターネットの子育てサイト	22. その他()

■ すべての方に、あて名のお子さんの保護者の就労状況についてうかがいます。

問11 あて名のお子さんの保護者の現在の就労状況(自営業、家族従事者を含む)についてうかがいます。

(1) 母親【父子家庭の場合は記入不要です】(1つに○)

1. 就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	} 【問12へ】
2. 就労しているが、産休・育休・介護休業中である	
3. 以前は就労していたが、現在は就労していない	
4. これまで就労したことがない	} 【問15へ】

(2) 父親【母子家庭の場合は記入不要です】(1つに○)

1. 就労しており、育休・介護休業中ではない	} 【問12へ】
2. 就労しているが、育休・介護休業中である	
3. 以前は就労していたが、現在は就労していない	
4. これまで就労したことがない	} 【問15へ】

＜問 11 の (1) 母親または (2) 父親で、「1.」または「2.」(就労している) を選んだ方にかがります。＞

問 12 就労日数・就労時間(残業時間を含む)、就労形態についてお答えください。

就労日数や就労時間が一定でない場合は、最も多いパターンについてお答えください。

産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

日数と時間は () 内に数字をご記入ください。就労形態は該当するものに○をつけてください。

就労形態が「その他」の場合は、() 内に具体的な就労形態をご記入ください。

(1) 母親

1 週当たり () 日
1 日当たり () 時間 (残業時間を含む)
就労形態 (正規 派遣 ハート・アルバイト その他 ())

(2) 父親

1 週当たり () 日
1 日当たり () 時間 (残業時間を含む)
就労形態 (正規 派遣 ハート・アルバイト その他 ())

問 13 家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、最も多い(ターン)についてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。時間は () 内に 24 時間制でご記入ください (例 : 8 時 30 分～18 時 30 分)。

(1) 母親

家を出る時刻 () 時 () 分	帰宅時刻 () 時 () 分
--------------------	------------------

(2) 父親

家を出る時刻 () 時 () 分	帰宅時刻 () 時 () 分
--------------------	------------------

問 14 今後、就労状況を変更する希望がありますか。あてはまる番号 1 つに○をつけ、() 内に数字をご記入ください。

(1) 母親

1. 就労日数・時間を増やす希望があり、実現できる見込みがある → 増加後の日数等 1 週当たり () 日 1 日当たり () 時間
2. 就労日数・時間を増やす希望はあるが、実現できる見込みはない → 増加後の日数等 1 週当たり () 日 1 日当たり () 時間
3. 今の就労を続けることを希望
4. 就労日数・時間を減らしたい → 減少後の日数等 1 週当たり () 日 1 日当たり () 時間
5. 仕事をやめて子育てや家事に専念したい

(2) 父親

1. 就労日数・時間を増やす希望があり、実現できる見込みがある → 増加後の日数等 1 週当たり () 日 1 日当たり () 時間
2. 就労日数・時間を増やす希望はあるが、実現できる見込みはない → 増加後の日数等 1 週当たり () 日 1 日当たり () 時間
3. 今の就労を続けることを希望
4. 就労日数・時間を減らしたい → 減少後の日数等 1 週当たり () 日 1 日当たり () 時間
5. 仕事をやめて子育てや家事に専念したい

＜問 11 の (1) 母親または (2) 父親で、「3.」以前は就労していたが、現在は就労していないまたは「4.」これまで就労したことがない)を選んだ方にかがります。＞

問 15 今後、就労したい希望がありますか。あてはまる番号 1 つに○をつけ、日数と時間等は () 内に数字をご記入ください。就労形態は該当するものに○をつけてください。

就労形態が「その他」の場合は、() 内に具体的な就労形態をご記入ください。

(1) 母親

1. 子育てや家事に専念したい (就労の予定はない)
2. 1 年より先、一番下の子どもが () 歳になったところに就労したい
3. すぐにも、もしくは 1 年以内に就労したい → 希望時期 () か月後 → 希望する就労形態 ア. 就労形態 (正規 派遣 ハート・アルバイト その他 ()) イ. 就労日数・就労時間 (1 週当たり () 日 1 日当たり () 時間)
4. 就労の予定が決まっている → 開始時期 () 年 () 月から 1 週当たり () 日 1 日当たり () 時間
5. 就労したいが、家庭の事情や自分の健康的な理由により、困難である

(2) 父親

1. 子育てや家事に専念したい (就労の予定はない)
2. 1 年より先、一番下の子どもが () 歳になったところに就労したい
3. すぐにも、もしくは 1 年以内に就労したい → 希望時期 () か月後 → 希望する就労形態 ア. 就労形態 (正規 派遣 ハート・アルバイト その他 ()) イ. 就労日数・就労時間 (1 週当たり () 日 1 日当たり () 時間)
4. 就労の予定が決まっている → 開始時期 () 年 () 月から 1 週当たり () 日 1 日当たり () 時間
5. 就労したいが、家庭の事情や自分の健康的な理由により、困難である

■あて名のお子さんの放課後の過ごし方についてうかがいます。

問 16 あて名のお子さんを、放課後（平日の小学校終了後）の時間にどのような場所で過ごさせたいですか。
あてはまる番号すべてに○をつけ、希望する日数を記入ください。（1）は、お子さんが低学年（1～3年生）の方のお答えください。（2）はすべての方にお答えください。

「学童クラブ」の場合は、利用を希望する時間も（ ）内に24時間制でご記入ください。（例：19時）

（1）低学年（1～3年生）のとき ※お子さんが低学年（1～3年生）の方のみ回答

1. 自宅	週（ ）日くらいい	週（ ）日くらいい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週（ ）日くらいい	週（ ）日くらいい
3. 習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	週（ ）日くらいい	週（ ）日くらいい
4. 児童館、厚生文化会館（児童室）、地区区民館（児童室の開放）※	週（ ）日くらいい	週（ ）日くらいい
5. 学校応援団ひろば事業、ねりっこひろば	週（ ）日くらいい	→ [問 17へ]
6. 学校開放（校庭・図書館）	週（ ）日くらいい	週（ ）日くらいい
7. 学童クラブ、ねりっこ学童クラブ	週（ ）日くらいい	→ [問 18へ]
	→下校時から（ ）時まで	
8. ファミリーサポート事業	週（ ）日くらいい	週（ ）日くらいい
9. その他（生涯学習センター、公園など）	週（ ）日くらいい	週（ ）日くらいい

※児童館、厚生文化会館、地区区民館内の学童クラブの利用を希望する場合は「7.」に回答してください。

（2）高学年（4～6年生）のとき ※すべての方が回答

※お子さんが低学年（1～3年生）の方は、現在お持ちのイメージでお答えください。

1. 自宅	週（ ）日くらいい	週（ ）日くらいい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週（ ）日くらいい	週（ ）日くらいい
3. 習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	週（ ）日くらいい	週（ ）日くらいい
4. 児童館、厚生文化会館（児童室）、地区区民館（児童室の開放）※	週（ ）日くらいい	週（ ）日くらいい
5. 学校応援団ひろば事業、ねりっこひろば	週（ ）日くらいい	→ [問 17へ]
6. 学校開放（校庭・図書館）	週（ ）日くらいい	週（ ）日くらいい
7. 学童クラブ、ねりっこ学童クラブ	週（ ）日くらいい	→ [問 18へ]
	→下校時から（ ）時まで	
8. ファミリーサポート事業	週（ ）日くらいい	週（ ）日くらいい
9. その他（生涯学習センター、公園など）	週（ ）日くらいい	週（ ）日くらいい

※児童館、厚生文化会館、地区区民館内の学童クラブの利用を希望する場合は「7.」に回答してください。

※各事業の説明は次のページをご参照ください。



© 2011 練馬区ねり丸

●児童館、厚生文化会館（児童室）、地区区民館（児童室の開放）
地域の子どものための遊びや活動の場として、区内17か所の児童館、厚生文化会館（児童室）、区内22か所の地区区民館（児童室の開放）があります。

●学校応援団ひろば事業・ねりっこひろば
学校の授業が終了した放課後に、小学校内のひろば室・校庭や図書室等を活用して放課後の安全・安心な児童の居場所を提供するものです。年間500円の保険料がかかります。学校応援団ひろば事業では地域の方々で構成された学校応援団が、ねりっこひろばでは地域の方々を中心とした事業者のスタッフが見守りを行っています。

●学校開放（校庭・図書館）
地域の児童の健全な遊び場・スポーツの場として全小学校65校の校庭を開放し、校庭開放指導員が見守りを行っています。また、小学校40校の図書館を、児童を主とした地域に開放しており、図書館開放指導員が図書を貸し出しています。

●学童クラブ・ねりっこ学童クラブ
保護者の就労などのため放課後の保育を必要とする児童をお預かりする施設で、支援員の指導のもとに遊びや生活を通じて協力しあい、楽しくいきいきと放課後を過ごします。令和3年4月現在、区内には、児童館内、小学校内などに学童クラブ52か所、ねりっこ学童クラブが37か所あります。原則として月額5,500円の保育料がかかります。

●ねりっこクラブ（ねりっこひろば+ねりっこ学童クラブ）
ねりっこクラブは、小学校の施設を活用して、「学校応援団ひろば事業」と「学童クラブ」のそれぞれの機能や特色を維持しながら、事業運営を一体的に行うものです。実施校の児童なら誰でも利用できる「ねりっこひろば」と、保育を必要とする児童を対象とした「ねりっこ学童クラブ」があり、児童の成長などに合わせて選択することができます。令和3年4月現在、区内37校で実施しており、将来的には全小学校で実施します。

<問 16の（1）または（2）で、「5. 学校応援団ひろば事業、ねりっこひろば」を選んで方がいます。>

問 17 土曜日と夏休みなどの長期休業期間に、ひろば事業を利用したいですか。（それぞれ1つに○）

（1）土曜日

1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい
2. 高学年（4～6年生）になっても利用したい
3. 利用する必要はない

（2）夏休みなどの長期休業期間

1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい
2. 高学年（4～6年生）になっても利用したい
3. 利用する必要はない

＜問 16 の（１）または（２）で、「７．学童クラブ、ねりっこ学童クラブ」を選んだ方にうかがいます。＞

問 18 土曜日、日曜日、祝日、夏休みなどの長期休業期間に、学童クラブを利用したいですか。（それぞれ 1 つに○）

また、利用したい時間帯を（ ）内に 24 時間制でご記入ください（例：8 時～19 時）。なお、事業の利用には、原則として月額 5,500 円の保育料がかかります。

（１）土曜日

1. 低学年（1～3 年生）の間は利用したい	} 利用したい時間帯 () 時 ～ () 時
2. 4 年生まで利用したい	
3. 5 年生まで利用したい	
4. 6 年生まで利用したい	
5. 利用する必要はない	

（２）日曜日・祝日

1. 低学年（1～3 年生）の間は利用したい	} 利用したい時間帯 () 時 ～ () 時
2. 4 年生まで利用したい	
3. 5 年生まで利用したい	
4. 6 年生まで利用したい	
5. 利用する必要はない	

（３）夏休みなどの長期休業期間

1. 低学年（1～3 年生）の間は利用したい	} 利用したい時間帯 () 時 ～ () 時
2. 4 年生まで利用したい	
3. 5 年生まで利用したい	
4. 6 年生まで利用したい	
5. 利用する必要はない	

＜すべての方にうかがいます。＞

問 19 児童館に対して、あなたはどのように感じていますか（3 つまで○）

1. 利用日を拡大してほしい（具体的に：)
2. 利用時間を見直してほしい（具体的に：)
3. 乳幼児親子のつどいの場の拡大や、子育てサークルの支援を充実してほしい
4. 中高生を対象とした取組を充実してほしい
5. 施設内の事業だけでなく、学校や地域等との地域活動を強化してほしい
6. 現在のままでよい
7. 児童館のことは知らない
8. その他 ()

■ すべての方に、あて名のお子さんの病気の対応についてうかがいます。

問 20 この 1 年間に、あて名のお子さんが病気やケガで学校を休まなければならなかったことはありますか。

(1 つに○)

1. あった → 【問 21 へ】	2. なかった → 【問 24 へ】
-------------------	--------------------

＜問 20 で「1. あった」を選んだ方にうかがいます。＞

問 21 この 1 年間にいった対処方法としてあてはまる番号すべてに○をつけ、日数を（ ）内に記入ください（半日程度の対応の場合も 1 日とカウントしてください）。

1 年間に行った対処方法		日数
1. 父親が仕事を休んで看た	() 日程度	} 【問 22 へ】
2. 母親が仕事を休んで看た	() 日程度	
3. 父親または母親のうち就労していない方が子どもを看た	() 日程度	
4. (同居者を含む) 親族・知人に子どもを看てもらった	() 日程度	
5. 病児・病後児の保育を利用した	() 日程度	} 【問 23 へ】
6. ベビーシッターを利用した	() 日程度	
7. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	() 日程度	
8. その他 ()	() 日程度	

＜問 21 で「1.」または「2.」を選んだ方にうかがいます。＞

問 22 その際「仕事を休まないで済むように、病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思いましたか。あてはまる番号を 1 つ選び、【望ましいと思う事業形態】・【利用したいと思わない理由】のいずれから、あてはまるものすべてに○をつけてください。「1.」を選んだ方は、日数も（ ）内に記入ください。
なお、事業の利用には、一定の利用料がかかります。利用前にかかりつけ医の受診が必要となります。

1. 病児・病後児保育施設*等を利用したい ⇒ () 日 ※区で実施している病児・病後児保育施設は、10 歳未満の児童が利用できます。	【望ましいと思う事業形態】 ア. 他の施設（例：幼稚園・保育所等）に併設した施設で子どもを保育する事業 イ. 小児科に併設した施設で子どもを保育する事業 ウ. 病児・病後児保育の専用施設で子どもを保育する事業 エ. 地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業 オ. その他 ()
2. 利用したいと思わない	

【利用したいと思わない理由】	
ア. 他人に看てもらうのは不安である	イ. 事業の質に不安がある
ウ. 利便性（立地や利用可能時間・日数など）がくない	エ. 利用料がかかる・高い
オ. 利用料がわからない	カ. 保護者が仕事を休んで対応する
キ. 利用方法（手続き等）がわからない	ク. 利用方法が煩雑である
ケ. 感染症（新型コロナウイルス等）が心配なため	コ. その他 ()

＜問 21 で「3.」「8.」のいずれかを選んだ方にうかがいます。＞

問 23 その際、「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たいと思いますか。(1 つに○)

また、「1.」を選んだ方は、問 21 で答えた日数のうち、仕事を休んで看たかた日数をご記入ください。
「2.」を選んだ方は、【休んで看ることが難しい理由】のうち、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. できれば仕事を休んで看たい ⇒ () 日
2. 休んで看することは難しい
【休んで看ることが難しい理由】
ア. 子どもの看護を理由に休みがとれない イ. 自営業なので休めない
ウ. 休暇日数が足りない エ. その他 ()

■ すべての方に、あて名のお子さんが不定期に利用したり、宿泊を伴って利用する事業についてうかがいます。

問 24 日中の定期的な保育（学童クラブ等）や病気のため以外に、あて名のお子さんが保護者の雇用・通院・不定期の就労等の目的で、不定期に利用している事業はありますか、あてはまる番号すべてに○をつけ、この 1 年間のおおよその利用日数も () 内に記入ください。

利用している事業	日数
1. ファミリーサポート事業 (地域住民が子どもを預かる事業)	() 日程度
2. 子どもトワイライトステイ (夜間に子どもを預かる事業)	() 日程度
3. ベビーシッター	() 日程度
4. その他 ()	() 日程度
5. 利用していない	() 日程度

＜問 24 で「5.」利用していない理由は何ですか。(いくつでも○) → 【問 26へ】

問 25 利用していない理由は何か。(いくつでも○) → 【問 26へ】

1. 普段利用している保育事業（学童クラブ等）で預かってもらえるため
2. 〈同居を含む〉親族・知人にみてもらえるため
3. 利用したい事業が地域にない
4. 事業の質に不安がある
5. 利便性（立地や利用可能時間帯・日数など）がよくない
6. 利用料がかかる・高い
7. 利用料がわからない
8. 自分が事業の対象者になるかどうかわからない
9. 利用方法（手続き等）がわからない
10. 利用方法が煩雑である
11. 感染症（新型コロナウイルス等）が心配なため
12. その他 ()

＜すべての方にうかがいます。＞

問 26 あて名のお子さんについて、保護者の雇用・通院・不定期の就労等の目的で、問 24 の事業を利用した
いですか。利用希望の有無について、いずれかの番号に○をつけてください。

また、利用したい場合は、年間で利用したい日数を () 内に記入ください（利用したい日数の合
計と、内訳の日数をご記入ください。）。なお、事業の利用には、一定の利用料がかかります*。

*ファミリーサポート事業：平日 1 時間 800 円（土・日曜、祝日、年末年始 1 時間 900 円）

子どもトワイライトステイ：1 回 2,000 円（減免あり）

1. 利用したい	→	【問 27へ】	計 () 日
ア 雇用（賃物、美容師、習い事等）、リフレッシュ目的		() 日	
イ 冠婚葬祭、学校行事		() 日	
ウ 保護者の通院		() 日	
エ 祖父母の介護		() 日	
オ 不定期の就労		() 日	
カ その他 ()		() 日	
2. 利用する必要はない	→	【問 30へ】	

＜問 26 で「1.」利用したいを選んだ方にうかがいます。＞

問 27 問 26 の目的でお子さんを預ける場合、下記いずれの事業形態が望ましいと思いますか。(いくつでも○)

1. ファミリーサポート事業
2. 子どもトワイライトステイ
3. ベビーシッター
4. その他 ()

問 28 利用したい曜日はいつですか。(いくつでも○)

1. 月曜日	2. 火曜日	3. 水曜日	4. 木曜日
5. 金曜日	6. 土曜日	7. 日曜日・祝日	

問 29 利用したい時間帯を、() 内に 24 時間制で記入ください (例：9 時 00 分～18 時 00 分)。
() 時 () 分 ～ () 時 () 分

＜すべての方にうかがいます。＞

問 30 この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、あて名のお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらったことはありましたか。いずれかの番号に○をつけ、日数を（ ）内に記入ください。

1年間に行った対応方法		日数
1. あった	ア. (同居者を含む) 親族・知人にみてもらった	() 泊
	イ. 子どもショートステイを利用した (児童養護施設等で一定期間、子どもを 保育する事業)	() 泊
	ウ. い以外の保育事業 (認可外保育施設、 ベビーシッター等) を利用した	() 泊
	エ. 預け先が見つからず、仕方なく子どもを 同行させた	() 泊
	オ. 預け先が見つからず、仕方なく子どもだけ で留守番をさせた	() 泊
	カ. その他 ()	() 泊
2. なかった		

＜問 30 で「1. あったのうち、」ア. (同居者を含む) 親族・知人にみてもらったを選んだ方にうかがいます。＞

問 31 その場合の困難度はどの程度でしたか。(1つに○)

1. 非常に困難	2. どちらかというと困難	3. 特に困難ではない
----------	---------------	-------------

■ すべての方に、お子さんの安全、防犯対策についてうかがいます。

問 32 あなたは、通学路の安全について気になりますか。(いくつでも○)

1. 交通事故に遭うこと	2. 不審者
3. 犯罪に遭うこと	4. その他 ()
5. 特に気になることはない	

問 33 あなたは、緊急避難場所[※]に関して、今後何が必要だと考えますか。(いくつでも○)

※緊急避難場所：区の各地域には子ども犯罪に巻き込まれそうになったときのかけこみ場所として、「ひまわり110番」・「子ども110番」などの名称で約4,400か所の緊急避難場所が設置されています。区では表示図柄を統一した「ひまわり110番」のプレートやステッカーを配布しています。

1. 設置目的、利用方法の周知	2. 設置場所を増やす
3. プレートやステッカーの貸やすい掲示	4. その他 ()

問 34 あなたは、携帯電話やインターネット利用に関して、有言情報から子どもを守る取組として何が必要だと考えますか。(いくつでも○)

1. 携帯電話、スマートフォン、インターネットの正しい利用方法の周知
2. フィルタリング付加の徹底
3. 情報モラル教育講座など啓発講習会の開催
4. 携帯電話、スマートフォン、インターネットによる被害についての身近な相談機関
5. その他 ()
6. 特に何も必要ない

問 35 子どもの防犯に関して、今後何が必要だと考えますか。(いくつでも○)

1. 子ども防犯ハンドブックのようなものの配布を増やす
2. 上記以外の防犯教育の充実
3. 防犯のためのグッズや対応の仕方の周知
4. 防犯パトロールの強化
5. その他 ()

■ すべての方に、家庭での生活についてうかがいます。

問 36 この1年間に、お金が足りず、家族が必要とする食料を買えないことがありましたか。(1つに○)

1. よくあった	2. ときどきあった	3. まれにあった	4. まったくなかった
----------	------------	-----------	-------------

問 37 この1年間に、お金が足りず、家族が必要とする衣類を買えないことがありましたか。(1つに○)

1. よくあった	2. ときどきあった	3. まれにあった	4. まったくなかった
----------	------------	-----------	-------------

問 38 この1年間に、経済的な理由で、以下の料金を支払えないことがありましたか。(それぞれ1つに○)

	あった	なかった	該当しない (払う必要がない)
(1) 電話料金	1	2	3
(2) 電気料金	1	2	3
(3) ガス料金	1	2	3
(4) 水道料金	1	2	3
(5) 家賃・住宅ローン	1	2	3
(6) NHKの受信料	1	2	3

問 39 あて名のお子さんにつきのようことをしていますか。(それぞれ1つに○)

	している	したくない (方針ではない)	していない
(1) 毎年新しい洋服・靴を買う	1	2	3
(2) 習い事 (音楽、スポーツ、習字等) に通わせる	1	2	3
(3) お誕生日のお祝いをする	1	2	3
(4) クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる	1	2	3

問 40 つぎのうち、経済的理由のためにあなたの家庭にないものはありますか。(1つでも○)

1. 子どもの年齢に合った本	2. 子ども用のスポーツ用品・おもちゃ
3. 洗濯機	4. 炊飯器
5. 掃除機	6. 暖房機器
7. 冷蔵庫	8. 電子レンジ
9. 電話 (固定電話・携帯電話を含む)	10. インターネットにつながるパソコン
11. 新聞の定期購読 (インターネット含む)	12. 世帯専用のおふる
13. 世帯人数分のベッドまたは布団	14. 急な出費のための貯金 (5万円以上)
15. あてはまるものはない	

■ すべての方に、食事・健康についてうかがいます。

問 41 あなたとあて名のお子さんの健康状態についてうかがいます。(それぞれ、最も近い番号 1 つに○)

(1) あなた	1. よい	2. まあよい	3. ふつう	4. あまりよくない	5. よくない
(2) あて名のお子さん					
	1. よい	2. まあよい	3. ふつう	4. あまりよくない	5. よくない

問 42 あなたとあて名のお子さんは、平日に毎日、朝ごはんを食べますか。(1 つに○)

(1) あなた	1. いつも食べる	2. 食べないほうが多い (週に 1、2 日)	3. 食べない (週に 3、4 日)
---------	-----------	-------------------------	--------------------

(2) あて名のお子さん	1. いつも食べる	2. 食べないほうが多い (週に 1、2 日)	3. 食べない (週に 3、4 日)
--------------	-----------	-------------------------	--------------------

	1. いつも食べる	2. 食べないほうが多い (週に 1、2 日)	3. 食べない (週に 3、4 日)
--	-----------	-------------------------	--------------------

	1. いつも食べる	2. 食べないほうが多い (週に 1、2 日)	3. 食べない (週に 3、4 日)
--	-----------	-------------------------	--------------------

	1. いつも食べる	2. 食べないほうが多い (週に 1、2 日)	3. 食べない (週に 3、4 日)
--	-----------	-------------------------	--------------------

	1. いつも食べる	2. 食べないほうが多い (週に 1、2 日)	3. 食べない (週に 3、4 日)
--	-----------	-------------------------	--------------------

	1. いつも食べる	2. 食べないほうが多い (週に 1、2 日)	3. 食べない (週に 3、4 日)
--	-----------	-------------------------	--------------------

	1. いつも食べる	2. 食べないほうが多い (週に 1、2 日)	3. 食べない (週に 3、4 日)
--	-----------	-------------------------	--------------------

	1. いつも食べる	2. 食べないほうが多い (週に 1、2 日)	3. 食べない (週に 3、4 日)
--	-----------	-------------------------	--------------------

	1. いつも食べる	2. 食べないほうが多い (週に 1、2 日)	3. 食べない (週に 3、4 日)
--	-----------	-------------------------	--------------------

	1. いつも食べる	2. 食べないほうが多い (週に 1、2 日)	3. 食べない (週に 3、4 日)
--	-----------	-------------------------	--------------------

	1. いつも食べる	2. 食べないほうが多い (週に 1、2 日)	3. 食べない (週に 3、4 日)
--	-----------	-------------------------	--------------------

	1. いつも食べる	2. 食べないほうが多い (週に 1、2 日)	3. 食べない (週に 3、4 日)
--	-----------	-------------------------	--------------------

	1. いつも食べる	2. 食べないほうが多い (週に 1、2 日)	3. 食べない (週に 3、4 日)
--	-----------	-------------------------	--------------------

	1. いつも食べる	2. 食べないほうが多い (週に 1、2 日)	3. 食べない (週に 3、4 日)
--	-----------	-------------------------	--------------------

	1. いつも食べる	2. 食べないほうが多い (週に 1、2 日)	3. 食べない (週に 3、4 日)
--	-----------	-------------------------	--------------------

	1. いつも食べる	2. 食べないほうが多い (週に 1、2 日)	3. 食べない (週に 3、4 日)
--	-----------	-------------------------	--------------------

	1. いつも食べる	2. 食べないほうが多い (週に 1、2 日)	3. 食べない (週に 3、4 日)
--	-----------	-------------------------	--------------------

	1. いつも食べる	2. 食べないほうが多い (週に 1、2 日)	3. 食べない (週に 3、4 日)
--	-----------	-------------------------	--------------------

	1. いつも食べる	2. 食べないほうが多い (週に 1、2 日)	3. 食べない (週に 3、4 日)
--	-----------	-------------------------	--------------------

	1. いつも食べる	2. 食べないほうが多い (週に 1、2 日)	3. 食べない (週に 3、4 日)
--	-----------	-------------------------	--------------------

	1. いつも食べる	2. 食べないほうが多い (週に 1、2 日)	3. 食べない (週に 3、4 日)
--	-----------	-------------------------	--------------------

	1. いつも食べる	2. 食べないほうが多い (週に 1、2 日)	3. 食べない (週に 3、4 日)
--	-----------	-------------------------	--------------------

	1. いつも食べる	2. 食べないほうが多い (週に 1、2 日)	3. 食べない (週に 3、4 日)
--	-----------	-------------------------	--------------------

	1. いつも食べる	2. 食べないほうが多い (週に 1、2 日)	3. 食べない (週に 3、4 日)
--	-----------	-------------------------	--------------------

	1. いつも食べる	2. 食べないほうが多い (週に 1、2 日)	3. 食べない (週に 3、4 日)
--	-----------	-------------------------	--------------------

	1. いつも食べる	2. 食べないほうが多い (週に 1、2 日)	3. 食べない (週に 3、4 日)
--	-----------	-------------------------	--------------------

	1. いつも食べる	2. 食べないほうが多い (週に 1、2 日)	3. 食べない (週に 3、4 日)
--	-----------	-------------------------	--------------------

	1. いつも食べる	2. 食べないほうが多い (週に 1、2 日)	3. 食べない (週に 3、4 日)
--	-----------	-------------------------	--------------------

	1. いつも食べる	2. 食べないほうが多い (週に 1、2 日)	3. 食べない (週に 3、4 日)
--	-----------	-------------------------	--------------------

	1. いつも食べる	2. 食べないほうが多い (週に 1、2 日)	3. 食べない (週に 3、4 日)
--	-----------	-------------------------	--------------------

	1. いつも食べる	2. 食べないほうが多い (週に 1、2 日)	3. 食べない (週に 3、4 日)
--	-----------	-------------------------	--------------------

	1. いつも食べる	2. 食べないほうが多い (週に 1、2 日)	3. 食べない (週に 3、4 日)
--	-----------	-------------------------	--------------------

■ すべての方に、地域との交流についてうかがいます。

問 44 あなたの近所とおつきあいの程度についてお答えください。(1 つに○)

1. あいさつをする程度	2. ときどき道で話をする
3. 相手の家に行く程度	4. 食事と一緒にいたり、家族ぐるみでつきあっている
5. 困っているときに、相談したり助けあっている	
6. 感染症 (新型コロナウイルス等) の影響により、ほとんどつきあいはない	
7. 感染症 (新型コロナウイルス等) の影響によらず、ほとんどつきあいはない	

問 45 あなたは、近所とおつきあいをどの程度望んでいますか。(1 つに○)

1. あいさつをする程度	2. ときどき道で話をする
3. 相手の家に行く程度	4. 食事と一緒にいたり、家族ぐるみでつきあう
5. 困っているときに、相談したり助け合う	
6. おつきあいを必要としていない	

問 46 現在は感染症 (新型コロナウイルス等) の影響により、さまざまな地域行事が中止になっていますが、あなたは今後地域で行っている行事に参加したいですか。参加希望について、いずれかの番号に○をつけてください。また、「1.はい」を選んだ方は【参加したい行事】からあてはまるものすべてに○をつけてください。

1. はい	
2. いいえ	
【参加したい行事】	
ア. 地域のお祭りや盆踊り大会	イ. スポーツ大会
ウ. 文化活動 (郷土芸能や音楽など)	エ. 清掃活動
オ. 野外活動 (キャンプやハイキング)	カ. ボランティア活動
キ. その他 ()	

問 47 あなたは、子育てに関して孤立感を感じることがありますか。(1 つに○)

1. ある	2. ときどきある	3. あまりない	4. ない
-------	-----------	----------	-------

■ すべての方に、子育て全般についてうかがいます。

問 48 あなたは、子育てを楽しんでいることが多いですか。(1 つに○)

1. 楽しいと感じることが多い	→ 【問 49 へ】
2. 楽しいと感じることが多い	→ 【問 50 へ】
3. つらいと感じることが多い	→ 【問 52 へ】
4. その他 ()	
5. わからない	

<問 48 で「1. 楽しいと感じることが多い」を選んだ方にうかがいます。>

問 49 子育てをする中でどのような支援・対策が有効と感じていますか。(1 つでも○) → 【問 52 へ】

1. 地域における子育て支援の充実	2. 保育サービスの充実
3. 子育て支援のネットワークづくり	4. 地域における子どもの活動拠点の充実
5. 妊娠・出産に対する支援	6. 母親・子どもの健康に対する安心
7. 子どもの教育環境	8. 子育てしやすい住居・まちの環境での充実
9. 仕事と家庭生活の両立	10. 子どもを対象にした犯罪・事故の軽減
11. 養育支援の充実	12. その他 ()

＜問 48 で「2.」または「3.」を選んだ方にかかいます。＞

問 50 あなたは、どんなことに子育てのつらさを感じますか。(いくつでも○)

1. 子どもの発達・養育に悩んだとき	2. 子どもの教育・しつけに悩んだとき
3. 育児協力者がいない	4. 身近な相談者がいない
5. 経済的理由	6. その他 ()

問 51 つらさを解消するために必要と思うことは何ですか。(いくつでも○)

1. 地域における子育て支援の充実	2. 保育サービスの充実
3. 子育て支援のネットワークづくり	4. 地域における子どもの活動拠点の充実
5. 妊娠・出産に対する支援	6. 母親・子どもの健康に対する安心
7. 子どもの教育環境	8. 子育てしやすい住居・まちの環境面の充実
9. 仕事と家庭生活の両立	10. 子どもを対象にした犯罪・事故の軽減
11. 養育支援の充実	12. その他 ()

＜すべての方にかかいます。＞

問 52 練馬区における子育ての環境や支援への満足度をお答えください。(1つに○)

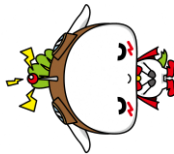
満足度が低い	←	2	3	4	→	満足度が高い
1						5

問 53 あなたは、今後も練馬区で子育てを続けたいですか。(1つに○)

1. 続けたい	2. できれば続けたい
3. あまり続けたくない	4. 続けたくない

問 54 最後に、教育・保育環境や子育て支援施策の充実など、子育ての環境や支援に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。
返送用封筒に入れてご返送ください。切手を貼る必要はありません。



© 2011 練馬区ねり丸

「第２期練馬区子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しの
検討に向けたニーズ調査報告書

令和４年３月発行

発行 練馬区こども家庭部こども施策企画課

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北６丁目１２番１号

TEL 03-5984-1306

FAX 03-5984-1220

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/>